

平成20年2月臨時会会議録

平成20年2月4日 月曜日 午前10時00分開会
議長 中川正和 副議長 平向岩雄

出席議員（20名）

1番	奥山省三	議員	2番	佐藤悦子	議員
3番	斎藤義昭	議員	4番	小野周一	議員
5番	小関淳	議員	6番	遠藤敏信	議員
7番	中川正和	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	清水清秋	議員	10番	小嶋富弥	議員
11番	渡部平八	議員	12番	今田雄三	議員
13番	金利寛	議員	14番	新田道尋	議員
15番	平向岩雄	議員	16番	森儀一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	亀井信夫	議員
19番	星川豊	議員	20番	下山准一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	総務課長	武田一夫
政策経営課長	坂本孝一郎	福祉事務所長	矢口孝
税務課長	田口五郎	商工観光課長	黒坂光悦

事務局出席者職氏名

局長	鈴木吉郎	総務主査	野崎勉
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程

平成20年2月4日 月曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定

- 日程第 3 報告第 1 号平成 1 9 年度新庄市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認について
日程第 4 議案第 1 号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の設定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

中川正和議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、欠席通告者はありません。

それでは、これより平成20年2月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程によって進めます。

会議録署名議員指名

中川正和議長 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において小関 淳君、森 儀一君を指名いたします。

日程第2会期決定

中川正和議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

(今田雄三議会運営委員長登壇)

今田雄三議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る1月28日午前10時より議員協議会室において委員7名出席のもと、執行部より関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました2月臨時議会の運営について協議を

いたしましたところであります。

会期につきましては、このたび提出されます案件は、報告1件、議案1件の計2件でありますので、本日1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、委員会への付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

中川正和議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日2月4日、1日にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日2月4日、1日と決しました。

日程第3報告第1号平成19年度新庄市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について

中川正和議長 日程第3報告第1号平成19年度新庄市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

天気も落ちついて、大変いい日になっておりますが、初めに、1月30、31日に消雪用水の試験通水を行いまして、2月1日より本格通水を行っております。くみ上げにつきましては、指首野川の水位26センチということを基本にしまして、それを下回ったときにくみ上げるということにしております。現在の積雪74センチメー

トル、出勤回数17回、南部、中部、北部とそれぞれ差異はございますが、一応17回ほど、今までの必要金額9,500万円ほど支出しております。

それでは、報告第1号平成19年度新庄市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、御説明申し上げます。

原油価格の急激な高騰が国民生活を直撃しているため、政府は平成19年12月11日に原油価格の高騰に伴う中小企業各業種、国民生活などへの対策の強化に関する基本方針を定めました。この決定を受け、本市では低所得世帯を対象に灯油購入費の支援を行うため、平成19年12月19日に補正予算の専決処分を行いました。

支援の対象は、世帯主及び生計をともにする世帯員全員が住民税非課税世帯のうち国民年金法による障害基礎年金受給者がいる世帯など約1,900件で、支援する単価は原油高騰により影響を受ける金額の2分の1とし、1世帯当たり4,500円といたしました。

財源といたしましては、国は特別交付税措置を講ずるとのことでしたので、全額特別交付税を計上しておりますが、山形県は1月15日に対策に取り組んだ市町村に対し補助金を交付することを決定しております。本市に対しては上限の100万円を交付するという通知がありましたので、3月補正において財源を補正する予定にしております。

低所得世帯にとりまして深刻な問題となっております急激な原油高騰に対し、いち早く対応しましたので、御承認いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

中川正和議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました報告第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、

報告第1号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） いち早く対策を出して取り組んでくださったことに敬意を表するものです。

さらに、質問なんですけれども、県内の市町村の補助の状況を調べてみますと、65歳以上を補助の対象にしているという市町村がほとんどです。新庄市の場合は65歳以上となっていて、先日も65歳の方が含まれる老人世帯で住民税非課税なんだけれども、自分が市役所に問い合わせたら該当になってないと言われたということで、とてもつらい電話がありました。そういう意味では、そのときは市役所が決めたのであればしょうがないだろうなと思っていたんですけれども、県内のを調べてみると65歳以上というふうにしている自治体がたくさんあります。ほとんどがそうです。新庄市のこの今現在決めている年齢を65歳以上までにした場合、歳入歳出はどうなるのか。これから改善する見込みはないのか。今本当に現在原油高の生活での苦しさというのは進行しているわけですから、改善して取り組む余地があるのではないかなと思うんです。それから、金額についても郡内で1万円支給というのが真室川町、金山町、大蔵村、鮭川村、戸沢村は8,000円というふうになっています。これも改善できるのではないだろうかと思うんですが、その点どうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 灯油券の窓口が福祉事務所でありますので、私からお答えをいたします。

専決に御同意いただきまして、前の段階ですが、ありがとうございます。本市におきまして

は、一番早い方に決定をさせていただきました。今、65歳以上というお話もございましたが、人数とかいろいろございます。ほかの市ではそういう事例が多いということではありますが、その時点で75歳というふうに決定をいたしまして、2月15日までの期間ということでありますので、現在のとおり実施させていただきたいと思えます。また、1万円とか金額の問題ございましたが、13市においては4,000円、4,500円、5,000円という金額でございます。町村ではそういう事例もあるかもしれませんが、今の段階では当初に決めましたとおりの実施要綱で継続してまいりたいと思えます。

広報の件でございますが、当初、市報に掲載しまして、全戸配布をいたしました。なかなか出足が鈍っていましたので、再度、民生委員さん全員をお願いいたしました。わかりやすいように回覧もいたしました。その結果、先週1週間で200件の交付をすることができました。また、今後いろんな方に御協力をいただきながら、交付券を受けられる方についてはなるべく受けさせていただきたいという考えで進めてまいりたいと思えます。以上です。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 特別交付税で全額措置というふうに出ております。そうしますと市の持ち出しがほとんど現在はないわけです。その上、県から上限100万円で補助金も出るということでありますので、大いに広げて取り組んでもいい内容ではないかと思うんですが、そういう点で今市民の生活が困っている方がふえているわけで、そういう中で住民税非課税世帯ということは、そのものが本当に収入が少ないということはだれもが認めるうちでもありますし、そこを75歳以上というふうにするのではなくて、県で多くが65歳以上になっている、そういうふうに広げるということは十分できる財源があると

私は思うんですが、どうでしょうか、市長、お考えは。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 国の特別交付税で措置されるということになっていますが、果たして全額なのか、金額はどのくらいなのかということは明らかにされておられません。灯油の対策全部合わせて400から500億円の予算措置をなされたということではありますが、この灯油助成についてどのくらいの予算が振り分けられるのかは非常に今のところ不透明でありますので、全額措置されるというような保障はございません。仮に措置されたかどうかについても特別交付税は一括交付されまして、その内訳については公表されておられませんので、それが結果的に100%なったかどうかという確認のすべもありません。ただ、想定されるには、全額補助されるという可能性は今のところ少ないと。予算から逆算しますとそういう市町村の持ち出しも相当その中にはあるということが想定されますので、全額カバーされるという保障は今のところ明言できないというような状況でございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 国に対して要望を行っていただきたいですし、さらに状況を見てまだ灯油代払っている、これからも使うだろうと、そういうことも考えて、今終わるわけではないですので、65歳以上ができないかこれから検討もお願いしたいと思えますが、そういうことは要望ということで、ここで要望を申し上げておきたいと思えます。

中川正和議長 ほかにありませんか。

1 3 番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

1 3 番（金 利寛議員） この福祉灯油券、新庄市、いち早く手がけていただいて、本当に実践

していただいたということに感謝申し上げますが、1点、金額の件であります。今、政策経営課長の方から、特別交付税ですが、色つきじゃないので全額来ているかどうかわからないというけれども、県でこれに着手した人に対しては100万円を助成するという話ですと、たまたまですが、1,900何人の対象者ですから500円にしても大体ちょうど100万円になるわけで、5,000円にしてもよかったのではないかと。例えば無雪宣言都市そして平和都市宣言をやっていて、生活弱者に対するいろんな救済をいち早く手を使ったことは確かなんですが、少々市の財政が持ち出しになったとしても、すぐそこは4,500円というんじゃないくて5,000円ぐらいにしてよかったのではないかなというふうに思うわけですが、この点1点と、それから、今回のこの助成金に対する市長の最初の大概の話がありましたけれども、中小企業も、ほとんど新庄市はそういうふうな中小企業ですが、かなり大変な灯油高騰で大変な状況に追いやられていると思っているんですが、そこに対するいろんな助成というのは一つも見当たらなかったのですが、そこは検討に値したのでしょうか。検討されたのでしょうかをお伺いしたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 4,500円あるいは5,000円といういろいろございますが、当初の考え方は、昨年から見ますと80円から100円、20円ぐらい上がっているということでありましたので、その半分を、上がった分の半分の3カ月部分補助したいという考え方で試算いたしますと4,500円という金額が出たわけでございます。以上です。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 中小企業に対しての配慮というふうなことでございますが、今回についてはその辺は検討の範疇でございました。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 今、福祉事務所長の方から4,500円、3カ月分、値上がり分掛ける3カ月分を計算すると4,500円になるよという話でしたけれども、国としては全体としてはもっともっと大変な状況下に追いやられているという考え方をされているのです。ですからそういうふうに、例えばここは豪雪地帯ですし、幸いにして、今市長も話ありましたように、きょうみたいに天気がよければよいんですが、これからまた吹雪が何日間か続くとも限らない、本当に先行き不安な状況の中で灯油高騰というのはやはりかなり、ましてや老人世帯だとか非課税、母子家庭だとかということはやはり大変だと思うんですね。そんなことをかんがみてやはり県としても大変な状況の中で100万円という助成金を出されているわけですから、これは今後少し考える気、もう少しということはないかどうか、この点どうなのでしょうということと、中小企業に対する考え方まるっきりということとは、ほかのところではいろんな部分で考えられている状態も、テレビでもそうですけれども、かなりやはり石油、重油高騰のあおりで先行きいかないで、このままでいくと倒産やむなきという状況に追いやられている企業というのは結構あるわけなんです、そのようなところ、掌握もしなかったのでしょうか。大変な状況、石油を主に使っている主な企業で、どうですかとか意見調整とか、いろんな意見を伺いするとかということはしませんでしたかどうかを伺います。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 今回の原油価格の高騰に関するもので補助金云々の話はございませんでした。ただし、私どもの方で補償制度とか融資制度等がございますので、そちらの方で対応し

ている部分もございます。以上でございます。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 先ほど坂本政策経営課長からお話ございましたが、交付金のお話がありますが、全額というのが入ったか入らないかわからないということと、あとは持ち出しもあるかもしれないというような不確定要素もございますので、当初決めましたとおり該当する方に4,500円の交付券をおあげしたいと、そういうふうに考えております。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) 要望になりますが、国から、それから県から来た交付税で何とかやろうと、市の持ち出しを何とかという状態の雰囲気は少しにじみ出ているような、財政が大変だからという、にじみ出ているような感じがしますが、県内有数の豪雪地帯でもありますし、そこいらのところで本当に困っている方々に対するその思いやりというのは、そんなに100万円か200万円ぐらいのいろんな云々で、安心安全を、要するに市からの持ち出しがあるかもしれない、ないかもしれないわけでしょう、100万円も県からも入っているわけですから。ここいらもう少し検討の余地あるかどうか。

もう一つ、中小企業調べてないということ自体がおかしいと思うのです。やはり本当に大変な状況で、倒産やむなきに至るような状態だつてあるわけですから、そこをやはり今後どういうふうにされるのか、これからまだ2月、3月と続くわけですから、この石油高騰一挙に下がるという状況ないと思いますので、そこいら検討の余地があるのかどうか最後にお伺いします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 4,500円につきましては、1月から3月までの灯油代について計算し

て、そのうち係る経費の半分を助成したいということで、数字的に押さえた末の4,500円でありました。そういったことで、財政的に云々かんぬんということではなくて、必要とする灯油量と単価を割り出してその半分を助成したいということで計算した結果でございますので、御理解願いたいと思います。こういうことで対策を講じてまいりたいということで御理解いただきたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 ただいま議員からいただきました御意見等検討しながら今後対処してまいりたいと思います。以上です。

中川正和議長 ほかにありませんか。

3 番(斎藤義昭議員) 議長、斎藤義昭。

中川正和議長 斎藤義昭君。

3 番(斎藤義昭議員) 確認しておきますけれども、先ほど所長は補助対象者の把握には民生委員が当たると、こういうふうに言いましたか。この前ちょっと、この補助については文書で回って、大体知っている人が多いんですが、どういう申請するのかなと迷っておる方がおると思うんですよ。私、電話受けたんですね。じゃ福祉事務所に行って聞いてきますからと答えていますが、その申請が、例えば民生委員とか地区委員がそういう対象なる方を回って把握するとか、そういう内容になっていますか、それ一つ確認しておきたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 基本的には御本人が申請するというのが基本ですけれども、身障者の方とか、あるいは高齢者の方とか多いもんですから、家族の方あるいは民生委員の方、区長さん方とか近所の方とか限定してません。はっきりその方の意思があるとか、そういうことがはっきりわかれば余り細かいことは言わないで、該

当する方には交付しておりますので、そのように今後も進めてまいりたいと思います。

3 番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

中川正和議長 斎藤義昭君。

3 番（斎藤義昭議員） わかりました。高齢者1人の方、随分多いんですよ、80か87歳だの。そういう家族がいればそれは申請できるんですけども、恐らく家族いる方は補助対象にならない方が大きいと思いますよ。その辺を何とか一本にできるものは、やはり民生委員とか地区員とか、そういうものを通して回って申し込みを受けていただければいいのかなという感じしますので、その辺をまず何とか考えてもらいたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 民生委員さんをお願いしたいということは、毎年4月1日現在で81名民生委員さんいるわけですが、その方に自分の区域内の高齢者の調査をやっていただいております、寝たきりの方とか。民生委員さんがほとんど自分の区域内のそういう状況については把握しておりますので、一番民生委員さんをお願いした方がよろしいかなということで、そういう理由からお願いしているわけであります。

中川正和議長 ほかにありませんか。

6 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

中川正和議長 遠藤敏信君。

6 番（遠藤敏信議員） 対象者の方が1,900何戸とか言われましたけれども、この中で申請された方、された世帯というか、何戸でしょうか。それと、892万5,000円の交付金があるわけですが、これ1,900何人対象者いるうち申請された方の数が少なかった場合は、そのお金はどうなるのでしょうか、それをお伺いします。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 予算においては1,934世

帯掛ける4,500円でそういう金額になっておるわけです。いろいろネックになっているのが個人情報、いわゆる非課税とか、あるいは同居とか、私たちも見ることができない情報がございしますので、そういう方については申請してもらって、税情報を見てもいいですよという同意書をいただいてから私たちは調査に入るわけです。例えば特別児童扶養手当、児童扶養手当あるいは生活保護については前もってそういう情報を私たちが見てもいいですよという同意書を得ていますので、そういう方についてはほとんど8割、9割、現在で8割、9割の方に交付しております。今申し上げた方については100%近い交付になると考えています。ただ、そのほかに、さっきからお話ありました75歳以上の高齢者については、非課税か課税かということは同意書をもらってからでないと私たちは判断できませんので、若干時間がかかるということでもあります。今のところ発券枚数は先週の金曜日で534ということになっております。当初に1,934世帯というふうな数字が出ておりますが、いろいろ状況を聞いたり調べたりしてみますと、中には入院しておったり、冬期間、息子さんのところに行ったりして必要ないという方もいらっしゃいます、あるいは施設入所とか。それから、障害者の方においても1人1人でなくて1世帯に複数名いらっしゃる家庭なんかもございまして、1,934世帯よりは少なくなるということでもあります。以上です。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 特別交付税であります。12月と3月、2回に分けて交付されます。12月は内訳が提示されてきます。3月は一括交付して、明細、内訳はありません。今回の灯油関係は3月に交付されますが、それには先ほど申し上げましたように内訳はついてきません。したがって、どのくらい特別交付税の中に

どの程度の金額が入っているのか、私どもはわかりません。したがって、少なかったから戻さなきゃならない、多かったからさらに請求して余計もらわなきゃならないということはありません。国から一方的にこういう割合で配分して特別交付税に入れましたよということで私どもには通知が来ますので、その内容については今のところ知るすべがないということになりますので、その結果に基づいて調整云々かんぬんは今のところないというか、そういう仕組みになってございます。

6 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

中川正和議長 遠藤敏信君。

6 番（遠藤敏信議員） 個人情報保護法との絡みで云々というふうなことでございましたけれども、1,934戸分の534戸、申請された方が、というと、あとの1,400戸ぐらいはこの制度を活用できないでいるというふうなことなんです。個人情報保護法というふうな絡みの中でのさまざまな懸念されることはあるかと思っておりますけれども、あなたは対象範囲に入っておりますよというふうなことをこちらから連絡しても、それは何ら悪いことではないのではないのでしょうか。はがき1枚で済むことじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 1,934世帯、最大です。

これは課税なっている方も含めての把握ということでありますので、そのうちで非課税の方がどれぐらい減るかということだと思います。全部細かく調べているわけではございませんが、かなりの数が減ると。500ぐらいは減るのではないかなというふうな、500以上かな、そういう考えでいます。1,934から534を引いた残りの数が全部交付できるということではございませんので、その中で課税と非課税を分けて、非課税の方に交付するという考えでございます。個

人情報はやはりいろいろ批判をされておりますが、やはり大切な法律だと思います。我々が好意でいろいろやったとしても、10人に1人は「何でだ」と言う方もいらっしゃると思います。したがって、先ほど申し上げましたように、民生委員の方は自分の区域内の高齢者等毎年1回調査をしているわけですので、そちらの方をお願いをしたいなという考えでいます。

6 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

中川正和議長 遠藤敏信君。

6 番（遠藤敏信議員） 初めに1,934というふうな数字出されているわけですが、それがかかなり減るというふうなことであれば、最初に出される1,900何がしという数字の根拠というふうなものをきっちり多目に出すというふうなことではなくて、もう少し精査して出す必要があったのではないかというふうなことを思います。また、民生委員の方にさまざまそういうふうな地域の情報、掌握を願っているというふうなことの話ですけれども、民生委員の方々の御負担というか、仕事量ふえるわけですが、その辺のところきっちりお願いして、地域住民の方の情報をつかんでいただくよう重ねてお願いするように御要望いたします。

以上です。

中川正和議長 ほかにありませんか。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 先ほど政策経営課長の方からいろいろ計算をした結果4,500円と設定したということなんです、市民がこの金額で市民が受けるイメージ、あとは周辺町村の方々の受けるイメージはどんなイメージを持たれるとお考えでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 新庄市が灯油に対して助成を行うというふうに決定させていただいた

のが県内でも一番早かったです。ほとんど情報がなかったですけれども、普通に灯油代を計算しますとその半分の助成ということになれば4,000円から5,000円の間ぐらいが通常の計算で出てくる数字でございます。結果的には県内の多くが5,000円以上の助成になったようではありますが、4,000円という市町村もございます、例えば寒河江市とか。4,500円だったのが新庄市だけでございます。結果的にそういうふうになりましたが、計算上については私どもは根拠を持っていますし、5,000円以上の方に皆さんがそういう選択をなさったという結果でございますので、私どもはその計算はちゃんとした根拠に基づいて計算させていただいたと、その結果でございます。

イメージとしては、妥当な補助であるというイメージを私どもは持っていますし、そういうふうに理解しております。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） やはり市民も周辺自治体に住む住民の方々も新庄市の財政のことはある程度いろんなメディアで知っていると思います。そんな中で新庄市が示す姿勢というのは、今は非常に大切な時期なんじゃないかなと思うんです。そういう意味で、やはり雪の少ない寒河江市と、寒河江市が4,000円だからという、そういう下のレベルで合わせていただいとうと非常に困る感じがするんです。雪深い、非常に冬は暮らしにくい新庄、そういう中で市民の思いも十分理解していただいた上で数字というものを設定していただくべきじゃないかなと思うんです。そういう意味もあってか、周辺の町村はかなり高額に設定している、対象世帯も少ないということでこういうふうに設定できるのかもしれませんが。住民が非常に不安に思っている、行政サービスがどんどん低下していくんじゃないか、不安に思っている中でやはり

平均レベルを、私は5,000円を設定している自治体が多いかと思うんですけれども、そういう中で不安を抱えるような4,500円という数字を出していただくと非常に住民にとっても、あとよく言われている、世帯が新庄から抜けていくんじゃないかという、そういう原因にもつながるんじゃないかと私は危惧しているわけですが、いかがですか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 まず、いち早く助成を決めたと、県内でも一、二番目にそういった姿勢を決めたと、この寒い新庄の中でやはり助成をしなきゃならないということを決定していたということをまず評価していただきたいなと思います。

それから、金額は4,500円ではありますが、対象戸数は、戸数にしますと県内でも比率的には多い方です。したがって、できるだけ該当する戸数を多くしていただいて、そういった恩恵はできるだけ広目に設定させていただいたということですので、4,500円ということについてはそんなにこだわってございません。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） わかりました。ではなぜ500円を上乗せできなかったのかということの説明をいただきたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 根拠というのがあることでありまして、結果として4,500円というふうに何か端数がついてしまったということではありますが、その時点では根拠、数字をきちっと押さえておいた結果としてのことでありますので、御理解いただきたいと思います。

中川正和議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第1号平成19年度新庄市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、報告第1号についてはこれを承認することに決しました。

日程第4議案第1号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の設定について

中川正和議長 日程第4議案第1号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第1号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の設定について、御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、昨年4月より一時休止しておりますわらすこ広場を再開するため、必要な条例を制定するものであります。

これは、このたび民間企業により新庄ショッ

ピングビルの再生計画が実現することに伴い、同ショッピングビルにおいて再開することとなったものであります。

主な内容といたしましては第5条使用料であります。これにつきましては、以前は無料としておりましたが、このたび利用者負担の観点から有料化するものであります。金額につきましては、別表で定めておりますが、利用する児童の数により使用料を設定しており、1日利用券につきましては1名から3名までが100円、4名以上が200円であります。また、複数回利用する方々を想定した1月利用券につきましてはそれぞれ500円、1,000円と設定したところであります。この有料化に伴いまして、第3条開館時間及び第4条休館日でありますが、今まで規則で定めていたものをこのたび条例に盛り込んだものであります。

なお、この条例の施行につきましては規則で定めることとしておりますが、5階のスポーツクラブの開設が5月の連休明けを予定していることから、わらすこ広場につきましても同時期の再開を予定しております。

以上、御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

中川正和議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

中川正和議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） それでは、議案第1号の第2条の(2)でございますが、設置の場所はシ

ショッピングビル内ですか、一つ。

それから、3ページのわらすこ広場使用料についてでございますけれども、1日利用券あるいは1カ月利用券とここに示されておりますけれども、半日とか午前午後とかということは分かれていないのか、それから年間どれぐらいの使用料を見込んでいるのか、以前100万円前後とかと言われましたが、これ確認させていただきたいと思います。その3点お願いします。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 第2条の位置についてはショッピングビル4階ということであります。

それから、利用券の金額設定についてであります。半日でも1日でも100円ということでもあります。半日利用される方も、あるいは午前中来て午後もあるという方についても100円ということにしております。

年間使用料については100万円を見込んでおります。ただ、スポーツクラブの開設予定が5月からということになりますので、初年度については若干減りまして92万円ほどということにしております。

16番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

中川正和議長 森 儀一君。

16番(森 儀一議員) わかりました。市が再開するわらすこ広場ですので、本来ですと無料が望まれると思われそうですが、財政難の折から利用者負担もお願いしなければならないのではないのかというのは私たちの会派でも考えが一致しているところでございます。ここに示された料金は、私は妥当な金額だと思います。さまざまな問題を抱えた場所ではありますが、単年度契約であるということも説明いただきましたし、また有料化である、そして何といても商店街への波及効果などが検討され、試算でございますけれども、商工観光課長の方から1億8,000万円ぐらいになるのではないかと想定している

ということもお聞きいたしました。想定ではなく、来年からは実現できるように地元商店街の皆さんと協力して、そして真剣になって努力していただきたいと、このように思うところがあります。21日の全員協議会のときも、本日の臨時議会でも多数の市民の皆さんが傍聴に訪れ、わらすこ広場の将来のあり方や中心商店街のにぎわいを取り戻そうと、そういう結果について注目していると思います。経費1,800万円を振るって施策を実行しなければ、ほかの代案がない状態で何もしないと市民が判断されると思います。新市長、あなたの公約で子育て支援、中心街商店街の活性化を掲げて、多くの皆さんから選任されました。少子高齢化、子育て支援と中心商店街の活性化が図られるなら、私は賛成と判断いたします。一日も早く以前のような甲高い学生の声が聞こえ、そしてにぎわいと活力に満ちあふれたまちづくりをしていただきたい、このように思います。このショッピングセンターとわらすこ広場の件については、市長、体を張って頑張っていたきたい、このように思います。要望を申し上げ、私は第1号議案に賛成といたします。以上です。

中川正和議長 ほかにありませんか。

2番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2番(佐藤悦子議員) 私は、わらすこ広場の再開は大賛成です。しかし、有料化については賛成できません。利用しづらくなることが目に見えているように思います。収入見込みは20年度は92万円ということで、あとは100万円ずつかなというふうに言われておりますけれども、この100万円は小学生、乳幼児などを持っている親たちに負担させなくても市の工夫によって生み出されるお金ではなかったかなと思います。例えば議員の政務調査費というのは、これは年間100万円ぐらいかなと思いますが、そういうのをなくすということだって考えれば生み出す

ことができますし、また議員報酬についても現在4%弱の年収についてですが、削減されていますが、これもう少しふやして市民のお金がない子供たちからお金を取るのではなくて、子育て支援に回して無料にするということは真剣に考えればそのようにして生み出せる100万円ではなかったかと考えるものです。たかが100円というふうに感じるかもしれませんが、私の知っている方も、前のわらすこ広場のときに、子供、赤ちゃんを連れていくのに、全くお金なくて暮らしておられる方でしたけれども、それがあるおかげでアパート暮らしであっても子供を少し喜ばせることができる場所があるということで、大変喜ばれていたという感じがあります。そういう意味では、今、お金がない御家庭、100円であっても節約しなきゃいけないと真剣に考えている御家庭がふえておりますので、そこをわずかのお金であるからこそ市及び議会の努力によって生み出せるお金ではなかったかと思うんです。そういう意味では有料化はしないでやれるのではないかと思います、そのことについてお聞きします。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 これは以前からいろいろ議論してきたところでありますが、現在、本市にとっての最重要課題はやはり財政再建計画だというふうに考えています。平成16年度から平成20年度で、来年度については正念場という考えを持っています。さきの全協においても、持ち出しをいかに少なくするかということでいろいろ話し合ってきたわけでございます。そういう観点から無料ならば最善なわけですが、その辺のところは多少御負担をしていただきたいという考え方でこういう設定をさせていただきました。料金についても、100円あるいは1月500円ということで、なるべく負担にならないような金額を設定したつもりでございますので、そ

の辺のところを全体的な観点から御理解をいただきたい、こういうふうに考えます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） お金がないことについては本当に心配している一人です。そういう点では、このたびの時間をかけた審議の中で、税務課長など先頭にして収入を上げるように頑張っていたいたということは大いに私は評価するものです。それでも、子供を持っている親たちに、お金を生み出さない乳幼児や小学生を相手にお金を、わずかなお金ですけれども、私から見ればわずかなお金です。しかし、100円であっても、お金がない人にとっては排除されるお金です。そういう意味では、お金がない人を排除する有料化だと私は思います。そういう意味でも有料化については賛成できないと私は思います。お金がない人を排除するものではないか、そういうことについて考えがあればお願いします。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 有料化については、先ほど申し上げたつもりでございます。ただ、考え方で、「排除する」という言葉については、ちょっと違うかなというふうな気がします。なるべく、18年度については延べ4万8,000人の方に来ていただいたわけでございますので、再開になりましたらぜひ多くの方においでいただきたいと、そういうふうに考えます。

中川正和議長 ほかにありませんか。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 子育て支援に対しては、私は大変よかったのではないかなと思っています。ということは、やはり新庄市の人口も年々少なくなっていますし、少子化対策は大変な重要な事業だと思います。そこで、私どもはやや

もすると男性の目で見ますけれども、聞きますとやはり子育ての女性の方々が非常に悩みを持っていると。その中で、そういったところに共通の悩みを持っている方が行って情報交換すれば非常に子育て支援も楽になるといいますか、そういったことで非常にこれ助かるんだというふうな若い女性の方々からも声聞いておりますので、そういった意味で私はこれはいい方向だなと思っています。

あと、私も第5条、6条についてお聞きしたかったんですけども、第5条については森議員が言ったようなことで理解を得ました。

そこで、第6条なんですけれども、「市長は特に必要と認めるときは前条の使用料の全部または一部を免除することができる」というような条例文ですけども、4万8,000人の方が利用していると、その中では地元の保育所の方々も利用しているというふうなことを聞いていますけれども、その辺の扱いですか、その辺の料金はというふうな方向でいくかというようなことをまずお聞きしたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 規則で定める部分がございます、オープンの日にとかですね。あと、今、免除規定でございますが、現在考えておりますのが保育所、児童館、幼稚園、認可外保育所、認可外保育施設あるいは子育てサークル等でおいでになる場合は、これは免除の方がよろしいかなというふうに考えております。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 広くやはりそういった意味で子育て支援をやっていると、有料化に対しても新庄市以外の方々が利用なった場合もかなり想定して、従来やっている方々には配慮しているんだなというような理解をしたいと思います。

そこで、休館になる前に、上水道、下水道は市の方でどのぐらい使用料を払っておったか、もしわかれば、再開すればおのずと上下水道の使用料も市の方には入ってくるわけですので、もしその辺の金額がわかれば教えてもらいたいですけれども、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 前の契約書におきましては、共益費が65万1,000円ということでありましたが、そのうち電気、ガス、上下水道、これひっくるめて30万1,000円というふうな契約をしていますので、それ以上の細かいところは今の資料ではちょっとわかりかねます。

10番（小嶋富弥議員） 月30万。

矢口 孝福祉事務所長 そうです。

10番（小嶋富弥議員） 年間で360万円という考え。

矢口 孝福祉事務所長 そうですね。

10番（小嶋富弥議員） 電気料も入ってるんですね、それは。

矢口 孝福祉事務所長 はい。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 今まで未納というか、もらわなかった部分も再開することによって入ってくるということで、経済的貢献にも私はなるのではないかなと考えています。

あともう1点、お金を払うと入場が減るのではないかなというような声もありますけれども、私は、お金を払っても使いたい、入って利用したいというふうな、やはりそういう施設を頑張っていくことが大事ではないかなと思うんです。お金を払うなら行かないじゃなくて、お金を払っても使いたいと、そしてよかったというふうな、そういう施設がやはりこれから大事な一つの方向づけではないかと思っておりますけれども、その辺のお考えを聞かせてもらえればありがたい

と思います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 無料が有料になる予定でありますので、先ほどの佐藤議員のお話にもございましたように、不利要素はあるかとは思いますが。ただ、以前から報道等でわらすこ広場の存在というのが今までわからなかった方についても大分PRになったのではないかなというふうな観点からふえる要素もございます。先ほど申し上げましたように、なるべく使いやすいような施設にして、たくさんの方に利用していただきたいなど、そういうふう考えております。

中川正和議長 ほかにありませんか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 小嶋議員から質問ございました水道料と下水道料であります、確認しましたところ、水道料は5,000円、下水道料は10万円ちょっとということで、そのような使用料をいただいております。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) わらすこ広場の設置及び管理に関する条例についてであります、わらすこ広場再開することには賛成ですが、今、第6条の件について、認証保育所も含めてのそういうふうな団体の場合については市長の裁量権で無料になるということで、使い勝手がいいように一歩前進かなと思って安堵しているわけでもありますけれども、まず1点、この条例は有料化を含めて、前に今まで使われていたときのわらすこ広場の条例と同じですか、1点伺います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 新設については使用料あるいは第5条、6条についてはこれは新しくの

せたと。それから、別表についても使用料の別表でございますので、のせたとということです。

あと、第4条について、休館日については以前は規則で定めておりましたが、大事な項目だということで条例の中に盛り込んだということでもあります。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) あの跡地の利用も含めて主要なかなめのスイミングとわらすこ広場ありますけれども、今まで使い勝手が、所長もそういうふうに出ておりますけれども、使い勝手がいいように、利用しやすいようにという話ですが、駐車料金の問題です。今までは北本町通り商店街含めて向かいにとめたとしても、駐車料金等を、このわらすこ広場一時休止するまでには駐車料金問題はというふう、一部100円ぐらいで、ほかのところ少しは助成していたような感があったわけですが、そういう感じにしない限りは受益者だからしてと駐車料金はそのとおり取りますよとなったとすれば、やはり利用者が減少するのではないかと懸念します。その最後に一時休止する前に、駐車料金、下の方の駐車料金も39台ほど抜いているんな部分でその下の方に駐車できるようにというオーナーの方の考えのようですけれども、それは有料になるようですので、ほとんど今車社会で、利用しやすい状況にするとすれば、その駐車料金は問題になると思いますが、一時休止する前にはどういうふうな対応をしていましたか、そのとおりするつもりですか、どうですか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 駐車料金については、あそこに設置した当初は無料ということでございましたが、途中から有料になりました。有料の料金については、以前18年度までは3時間まで200円、6時間まで400円という設定でありまし

た。今後再開するときには同じ条件でやりたいというふうに考えています。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） もう一回確認しますが、3時間まで200円、そういうふうに料金設定もして、駐車料金もやはり補助する状態にしたいだけ、使い勝手、使いやすい条件をしない限りはやはり皆さんそれぞれ来なくなるのではないかなと懸念しますので、この点もあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

中川正和議長 ほかにありませんか。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静君。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） まず、わらすこ広場、再開することには賛成であります。ただし、今まで見えない部分が多々ありまして、例えば債権残高とかリースの金額とか、これは個人情報、守秘義務ということのようなので仕方ないのかなと思っております。また、前回にも申し上げましたが、少子高齢化対策としては無料のままとすることが重要ではないかということをお願いしましたが、それで有料であることを利用者がわかって、市民グループ代表に有料となる旨を話されておるのか、話してないのか、その辺ちょっとお伺ひいたします。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 有料については先ほど来申し上げているとおりでございますが、まだこれは決定ではございませんので、規則については、免除するということについては先ほど申し上げたように保育所、児童館、幼稚園、認可外保育施設、子育てサークル等については免除したいなということを考えております、今の案でございます。決定しましたら、協議したかということについては、協議しておりません。決定していただければ今後そういう周知を図りたい、

そういうふうに考えています。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静君。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 有料であることは、やはり新庄市の負担もかなり月々の負担がふえましたから、その辺を説明されて、有料である旨を説明した方がいいんじゃないかと考えます。

以上、終わります。

中川正和議長 ただいまから10分間休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

19番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

中川正和議長 星川 豊君。

19番（星川 豊議員） このわらすこ広場については、私、最初聞いたときは大反対でした。内容の説明がちょっとわからなかったもんだから大反対でしたけれども、金額の150万円についてもいきなり上がったもんだからびっくりして大反対ということでしたけれども、内容をその後、文教委員会に属していますので、その中で検討させていただきました。したところが、こういう機器とか、いろんなものを計算したところが、やはり金額については妥当じゃないかなと。

そういうようなことの中にあつたんですけれども、しかしながら、わらすこ広場というものが本当に必要なんだかと、このようなことを市民にもいろいろお聞きしました。そうしたら反対の人が、私が聞いたところでは反対の人が多かったんですね。それで「反対してくれよ」というふうな話でしたけれども、そうであるならば、我々も負託を受けて来ているわけですから、その方々をまず納得させなきゃいけないなというふうなことで、文教の中でいろいろずっとお

聞きしていきました。したところが、先ほどもいろいろお話が議員から質問あったようでしたけれども、この要望している方々の中には新庄にずっと住んでおられる方よりも、転勤族というか、新しく入ってこられたとか、そういう方がちょっと多いんだと。そういうふうな説明を一部の方からお聞きしました。ということで、なぜそういうふうなことをお聞きしたかという、調べたところが、雪の里情報館、プラザ、それからゆめりあですか、ボランティアでわらすこ広場と同じようなことをやっている方々が大変おられるんですね。だから必要がないんじゃないかと、そんなかける必要がないんじゃないかという、今の財政事情からいってもというふうなことで反対者の方の意見も多数聞いたんですけれども。いろいろ文教の中で検討して、じゃどうしたらこれ妥協できるのかなということで、最初説明なかったんですけれども、守秘義務とかなんとかと言って、聞いても質問に答えてもらえませんでした。それを数重ねることによって、事務局の方でもいろいろ答えられないもんだから、こっちの方で調べてきて、こういうふうな状態でないのかということ言ったら、それなりのはっきり明快な回答ではなかったんですけれども、それなりにこっちで調べてきたものについて回答いただき、また検討もしていただきました。

だから、最初は反対だったんですけれども、その後において事務局が税金の問題とか、先ほど出ました税金の未収ですか、こういうものについてもいろいろ10分の何ぼとかなんとかというのがありましたけれども、結論から申しますと、あのビルは特殊なビルなんですよね。だから、わらすこ広場だけのことを考えるんじゃないくて、あそこには水物が乗っているんです、上に。だから、私、一応専門的にもなりますけれども、前に一回手がけたことがあるんですけれども、あそこは恐らく半月、半年たったらあの

水物を動かしている、要するにスイミングプールですね、あれを動かしているタービンとか何とか、いろいろなものがありますけれども、あれがもうだめになる、それから配管も腐食してくる、そういった場合には、今、債権者であるきらやか銀行ですか、あそこでも困った事態が生じてくるんじゃないかと。これをこのまま長引いておったら、ポンプとか、そういったもののベアリングに入っていたものが腐れてキャビテーション起こして、そこから今度新しく始めたときに穴があいたり、いろんなことが出てくる。例えば汚水も出てくるでしょう。そういうことで、そうした場合、解体、むしろ今度解体しなきゃならない。何億も、2億も3億もの解体費用が重なっていくので、債権者としては新庄市からの要望についてもある程度の妥協をここでした方がいいんじゃないかなということ、文教の中でお話し申したら、市長も事務局も一生懸命になってその後においていろんな改善をされたわけですね。

したがって、その結果をもってすると、料金の徴収ということも出ましたけれども、これもやはり反対者の方から見ると、いろんな反対者、それからいろんなところでほかにボランティアでやっている方々、この方々も含めて考えますと、まるっきりただというよりも、今はとにかくやるかやらないか、早期にやるか、その問題が先決じゃないかなというふうに考えまして、その結果、私は賛成の方にするかなと今考えているところでございます。以上です。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 わらすこ広場だけに関しても言えば、ほかの場所という選択肢もあったのではないかなというふうに考えますが、星川議員おっしゃったように、税あるいは商工サイドのいろんな問題がございますので、市全体総合的に考えた場合にはあそこを再開してわらすこ

広場が入ることがよいのではないかなというふうな観点から本日こういう議案を出しているというところであります。

中川正和議長 ほかにありませんか。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 私からは、宮城さんとの契約について確認を含めてお伺いしたいと思います。

先ほど森議員からも単年度契約だということの前提でお話ございました。私も全員協議会の中では単年度、要するに1年1年の契約なんだと、こういうふうに理解しておりますが、この場でもう一度確認させていただきたいと思います。1年1年の契約、これは市の規程上もそうなるかと思いますが、貸し手側の宮城さんから考えた場合、初期投資約2億円近くの工事費等を負担して再開に向かうと、こういうふうにこの前お話ございました。そのような高額な投資をしながら一番メインとなる新庄市との契約が1年というのは市にとっては大変都合がよいんだけれども、相手方から見た場合はどうしても、そんな1年で、例えばこの次の再契約のとき「だめですよ」とはならないと思いますが、そういうふうな状況下で本当にそれで納得しているのかどうなのか、あるいは契約するに当たりその内容にどういうふうな中身が含まれるのかどうか。ということは、契約のやり方にも当初契約を双方とも要するに契約当事者が異議ない場合は自動的に更新していくと、こういうふうな文面をもって契約する方法もあろうかと思っています。この辺を全部含めて考えての契約なのかどうなのか、その1点お伺いいたします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 契約につきましては、単年度契約ということで御説明しております。長期的に安定した契約、複数年あるいは長期契

約であればいいんですけれども、そういった単年度契約でやるという手法が市の場合は大原則でありますので、この契約についてもそのような方式で今のところは考えています。ただ、条例化をして今後ともずっとこういった方式でやっていくという一つの設定をしたわけですので、途中で一方的にやめますよということとはあり得ないと思います。そういった長期的な観点から条例を設定するわけありますので、そういった条例が持つ意味を含めてお互いに相手との信頼関係、そういったことで成り立っていくのかなというふうに、私どもは通常、普通に考えてございますので、自動更新とか、そういった設定がなされなくても毎年そういった信義の上に基きまして今後ともそういった施設の活用をやっていくという大前提でやっていきたいと思っております。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） そのとおりかと思っています。この条例化する以上は、ここにきちんとしたわらすこ広場と、位置ということで、第2条に住所もきちんとうたわれております。ですから、今、坂本課長が言われたとおり、あくまでも継続を前提なんだというように私は理解させていただきたいと思います。そうしないと、やはり本腰を入れてこのショッピングの再開発というのはできないんじゃないのかと、こういうふうに心配もいたします。どうかその辺も視野の中に入れて、先ほど私が言ったように自動契約とか、異議ない場合の自動更新とかというような手法でなく、やはり前提はあくまで長く使わせてもらうんだと、この心構えで向かうべきじゃないのかなと、こういうふうに思ったもので、ここで確認をさせてもらったところでございます。以上で終わります。

中川正和議長 ほかに質疑ありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

中川正和議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 今まで全協または担当の常任委員会、この問題に対して数多くの会議を開いて今日に至ったわけであります。要するに、全体の話の中からはこのわらすこ広場というものは新庄市にとって必要であるというふうな皆さんの考え、私も同感であります。これが最初スタートした時点も、ぜひ新庄市内に幼児の遊べる場所が必要であるということからのみ、あのビルにその場所を求めた経緯があります。共益費も当時、御承知のとおり65万1,000円というふうな金額で、このぐらいだったらば当時は負担していけるだろうということやってまいったはずであります。年間総額900万円ちょっとというふうなことで共益費が経過してきたわけでございます。

一番問題とされて、こういうふうに会議を多く開かなきゃならないというのは、新庄市の財政状況からいって果たして月150万円、年間1,893万8,000円という試算の金を果たして払っていいものかどうかということに一番の問題があるわけです。前と同様65万1,000円の金額の範囲内または若干オーバーであってもそのぐらいだったらば今の財政状況であっても何とかしのいでいけるんじゃないかというのが普通の考えではないかと私は思います。2倍半の金額、2,000万円弱を毎年かけていくのが今の新庄市の財政状況からいって果たして適当かどうかということが一番のネックであると思います。

お伺いしたいのは、市長にお伺いしますが、差し引きトータルで、何回も皆さんと話し合っただんですが、1,185万円というふうな情報の提供が私ども示されました。この財源は果たしてどこからこれを引き出してくるかお伺いしたい。財源の手当てもなくして支出を計画すると、やっていくと、実行していくということは許される財政状況ではないというふうに私は判断しま

す。必ずしもそのショッピングビルでなければだめだというふうなこともないわけです。私も多くの市民からいろいろ聞きましたが、それはもっと考えるべきじゃないか、要するに支出は市民の血税であります。現在の状況から考えれば、財政再建計画を実行していく上でも足かせにならざるを得ない、なると私は判断します。新規事業は当分の間控えるべきだということなので今まで新庄市は進んでまいりました。増額する分、これは私から見れば新規事業に当たるはずです。これでいいのかどうか。

この間も「TVタックル」に市長と議長がテレビに出まして、その中でもわかるとおり、大変不名誉なことで出たわけですが、実質公債費比率30.1は全国でワースト8、8番目に悪いということになっています。そんな中で、果たしてこの増額分の事業を認めていいかどうか、もう少し皆さんで検討する必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

第一に、去年の11月の協議会で、これは私どもにはっきり言わなかったんですが、報道機関に出て、新聞に出ているわけですね、再開というふうな方向に進んでいると。決めつけているような傾向があります。最初からやるんだ、やるんだということですね。これをこの場所ですべていくとすれば、市民から問われたときに、説得、理解を求める内容とすれば、全協の中で報告ありました相乗効果、波及効果が地域の商店街に年間1億8,000万円の効果をもたらすということしかないわけです。事業にはプラス・マイナス・ゼロでいかなきゃならないということはないんですが、個人所有のビルを年間1,400万円のリースですべていくとすれば、それなりの効果、波及効果があらわれなきゃならない。商工観光課長にもう一回お伺いします。この1億8,000万円はどういうふうな計算上出てきたか。私はあのとき直感でこの1億8,000万円というのは、北本町、言ったはずですが、

北本町の現在の商店街に対する売り上げの増を見込んだとは思っていましたが、その1億8,000円の根拠をお示しいただきたい。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 新田議員からいろいろ財政的な御心配していただきましたが、確かに新庄市、今非常に厳しい環境にございますが、いろいろな施策をやっていく場合に、私どものキーワードとしてやはり選択と集中ということで市政を運営してございます。どこにお金をかけていくべきなのか、どこを節約していくべきなのかということのめり張りをきちっとして、財政再建計画あるいはいろんな重要施策を推進していこうということで、年度初めの施政方針にもそのことを掲げさせていただきました。そういったことで、子育てとか安全安心とか、ここに定住する上で、このわらすこ広場、非常に大事な政策だということで前から実施してまいりました。いろいろな要因で閉鎖せざるを得なくなりましたが、考え的には以前の延長上にあると、以前と変わっていないということで、何とか子育て支援施設であるわらすこ広場を再開したいということでやってまいりました。財政的には大変な負担を伴うものでありますが、閉鎖する前にも1,000万円近い市の負担があったわけでございます。そういった中で我々は苦しい財政の中でやりくりをしながらその施設を運営してまいりました。今後とも1,000万円以上の市の持ち出しは必要になりますが、重要な施策であるということを前提にしてこの施設を運営してまいりたいという政策の決定ということでやってまいりたいということで御理解願いたいと思います。以上でございます。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 前回、御説明申し上げました、いわゆる経済的な効果というふうなこと

でございますが、これには前提条件がございます。休止前の4万8,457人という数字をまず前提条件にしてございます。あとはわらすこ広場があそこで展開された場合、わらすこ広場だけでまず考えてございます。どのような形になるかちょっとわかりませんので、わらすこ広場があそこで展開された場合どうなるのかというふうなことで、内容につきましてはお母さんたちがお子様をお連れになって、自動販売機でジュースを買うというふうなところから一応積み上げていきまして、あとは将来展開されるであろう、そういったテナントですか、そういった中で、買物、プラスあとはわらすこ広場を利用されているお母さん方が4万8,457人という前提条件の中で、1カ月当たり135人ですか、1カ月当たり135人の親御さんが外に流れた場合というふうなことで1億8,000万円と、約1億8,000万円というふうな数字を出してございます。すべてがああのビルの中、また北本町商店街というふうなことでございませぬ。あと、この波及効果につきましては、有形無形のものもあるというふうなことで、直接的な波及効果もありますし、間接的な波及効果もあるというふうなことでございます。以上でございます。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

中川正和議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) まず一番の問題は波及効果ということをお願いしたいわけですが、今は想像できる範囲内で計算されたということでもありますけれども、私ども願わくは、やはり中心商店街の活性というものは待ち望んで、どういうふうな方向でこれから進んでいくかということは皆さんの頭の中にあるし、これは将来も必要であると、外に出たお客さんをやはり昔どおりに商店の中心に戻すべきだと私は考えております。皆さんもそうであろうというふうに思いますが、その効果が確かにあるとすれば、これは第一歩としてやってもいいんじゃないか

と、むだな投資をすることにはならないんじゃないか、市民からも皆さんからも御理解いただけると私は思うんです。ですから、アバウトでなくて、これでやれるんだ、また地域の商店街の皆さんの協力を得てやっていくんだというふうな信念が生まれてこなければ、これはむだな死に金になってくるといふふうに私は思うんです。示された今後の計画、わらすこがそのショッピングビルに行ったときにはこうするんだというふうなのがあるんですが、これでは私の目から見れば物足りない、これだけではどうにもならないんじゃないかというふうに思っています。隠れた部分があつてはつきりしない部分がある、私どもの示された中には出てあるわけですが、不安なところがほとんどであります。中身を今聞いても具体的なものが出てこないというふうには思いますけれども、ただしこれを再開するとすれば、今まで申し上げた金額のほかに人件費がかさむわけですね。前のやっていたときを考えれば、市の職員のほかに嘱託、臨時職員というふうには人件費を使ってきた。その人件費はどういうふうには今後計算されているか。

それから、さっきの使用料で皆さんいろいろな意見あったんですが、将来に向けた日本国全体でも少子化が大変問題にされて、これを何とかしなきゃならない、将来に向けて対策というものを真剣に討議されて方法を検討されております。当市でも同じように子供の健全育成、この設置条例の第2条の目的にもありますように、子育てを支援していくんだと。少子化対策の解消に向かってこの事業を進めていくんだということには大いに賛成するわけで、この使用料の部分で、そこからいきます。

例えば、この施設を設置したとなったときに、その使用料に対してお伺いしますが、今後の対策の一つとしてこれがあるんだと、一環としてあるとすれば、使用者が利用するお子さんの数

が多ければ高くするんでなくて安くするのが普通じゃないですか。3名まで100円、4名以上は200円、逆じゃない。私だったらば逆にやりますよ。5人家族、子供5人持っている人は無料とか。だって、そうでしょう、目的が。子供の数がふえなければ今の状況の逆三角形を三角形に持っていかなきゃならないでしょう、人口構成。とすれば、やり方が逆ですよ。国は国、よそはよそでいいんですが、新庄市自体、今現状を見ても人口減、毎年減ってきているわけだ。これを定住化に持っていかなきゃならない、大きな事業です。人口が減れば、すべてが減っていくんですよ。今苦しい時代に、だれが今ある借金をだれが返すんですか、子供たちですよ。我々はもう返せません。そうでしょう。だとすれば、もっともっと子供たちに手厚く手を差し伸べなきゃならないわけです、育てやすいように。そうじゃないですか。だとすればこのやり方が逆。思いませんか、どうです。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 まず、使用料の設定でございますが、ほとんどが1家族、お母さんが当然多いわけですが、お母さんがお子さんを連れていらっしゃる場合にはまず3人ぐらいというのがほとんどでございますので、そういうパターンを想定して1名から3名までというふうなことにいたしました。4名以上については、2家族でいらっしゃるとか、1家族以外でいらっしゃる場合ということについて設定いたしましたので、ほとんどは1名から3名までの1家族単位で対応できるのではないかなというふうなことでこういう設定をしたわけでございます。

人件費のお話がございましたが、あそこでわらすこ広場と同じく地域子育て支援センターの機能がございます。これは保育士2名を配置しておりまして、いろいろ相談事に当たっているということでございますが、補助金の関係から

でございますが、例えば子育て支援センターの場合には広場型とセンター型というのがございますが、子育て支援センターの職員として位置づけた方が補助金としては大変有利だということがございますので、従来は子育て支援センターの人件費として日々雇用職員を雇用しているというふうなことであります。

人件費でございますが、平日対応職員として1年分として6,350円掛ける25日掛ける12カ月と、それから土日対応といたしまして6,350円掛ける6掛ける12日というふうな試算をしております。これは今回でなくて、可決していただければ新年度予算というふうな考え方でございます。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

中川正和議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 今あったように、その使用料のほかに人件費が当然かかってくるわけですね。今いた職員だけでこれをやっていくんだとすれば人件費の増額はないんですけども、そういうふうに出る方がだんだんだんだんかさんでくるわけですね。遊具も使っていればすぐ壊れますので、また補充しなきゃならないとか、同じものを使っているわけにいかないんで新しいものを入れるとか、かかる方がどんどんどんどん加算してくるのは目に見えているわけですね、今後。ですから、一たんやったものは1年契約であってもやらないというような課長の答弁でしたんですが、いろいろと中身も変わってきているわけです、当初と。最初はあのビルを購入するんだ、土地も買って、ビルも買うんだというふうな話でスタートしています。途中で今度はリースに変わった、5年間のリース。リース契約だったら当初の話も御破算にして、リースに合った賃貸をするべきじゃないかと、私この前、全協で申し上げましたが、その辺どうでしょう。その追加された、報告された内容を見ますと、資料の中には1億円の補修費が今度

倍の2億円になった。維持管理費も1億円かかるんだと。詳細見ますと、必要でないものものっかっているわけですね。売買とリースでは全然内容が違うわけですから、必要経費1億円がおかしい、私から見れば。だとすれば契約の方法、内容も、これは変えていくのが普通じゃないですか。大体全協の第1回目に150万円ではだめなんだというふうに我々議会が言ってるわけだから、一向にしてその金額が今でも変わらない。これでなければ貸せないんだということ。

私、一番気に食わないのは、マスコミを背中に背負って、バックにしてやっていると、私から見れば見えるんですよ。新庄が契約しないから先に進まないんだと言ってるじゃないですか、新聞で。そういうふうなやり方でまず第一にいいのかどうか。途中、宮城さんと山村さんと市長との三者会談があったと新聞に載っています。どんな話なされたんですか。お伺いしますよ。

いいですか、もう一回言います。この売買契約からリース契約に変わった、答弁してくださいよ。なぜその変わったものが同じ金額でこれやっていかなきゃならないか、かかる経費も何も全然違うでしょう。100%入ったときには1億2,400万円ですか、収入の部で。これは買ったときのあれでしょう。これだけかかるから150万円から下げられないんだというふうな説明ですよ。これリースだから売買の方に入ってこないわけでしょう、売買に入っている税とかなんとかは一切自分の所有物でないんだから出すことないんでしょう、きらやか銀行からリースで借りるんですから。それで修理も、人の物件を、他人の物件を、素人でわからないんですが、そんなに1億も2億もかけるんですかね、かけていいんだか、できるんですかね。自分が買えばどうしようともこれは勝手ですが、一般常識からいって。他人のものですよ、これはきらかさんと話し合いでオーケーなんだというんだったらまた別ですけども。これが数カ月で

1億が2億になった、どうも私は納得いかないんですね。答弁できるところはしてください、これ最後ですから。以上です。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 あのビルを取得したいということでいろいろ交渉なされたわけです。それが債権者であります方々からリースにしてくださいということで、それは5年前後ということで、そういった話になりまして、リースにせざるを得なかったといういきさつがあるようでございます。

150万円の根拠、いろいろお話しなされましたけれども、当初はいろいろ計算しますと200万円ですと。ですけれども、これはいろんな公的な役割とか、いろいろありまして、ぎりぎりのところまで下げさせていただきましたということで150万円の提示を受けました。それはなぜかという根拠につきましては、この前の全協のときの表でお示した、いろいろ経費がかかる、いろんなテナントを入れながら運営しないとこのビル全体の収支が計算できないと、200ほどのテナントのうち70%ほど入っていたかないと運営が非常に厳しいという説明もいたしました。そういったことで、これは150万円という根拠は前々から出された時点から変わってございません。我々としてはできるだけこれを経費節減していただけないかということでお話をさせていただきましたが、これがぎりぎりの線で、これ以上になるとビルの運営、存続そのものが難しくなるということでお話をずっと協議させていただいた経緯がございます。

それから、1億から2億に変わったというのもこの前説明させていただきましたが、やはり6カ月間、当初見込んでいた夏から秋の再開、できればそういった時期にされれば一番よかったんですけれども、半年ほどずれ込んだという経緯の中で、やはり相当劣化が急速に進んでい

ると。細部にわたっていろいろ今後運営に支障がない、あるいはビルの躯体そのものに支障がないような修繕あるいは再開するための最低限の改装といえますか、そういったことを見込めばそうならざるを得ないと。ですから、雨漏りとか水回りの劣化、そういったものが急速に進んでいるということで、安全なそういった場を提供するには最低そのくらいかかりますよと。ですから、時間がたてばたつほどこれが2億、3億と、3億からそれ以上にかかっていくというような、ビルそのものの構造的な宿命がありますので、ころっと変わったわけじゃなくて、半年ほどの経緯の中で劣化が進んだというような目安としてとらえていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

中川正和議長 これから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

中川正和議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 今まで全協を何日かやって、そういう中で議員の方々から御質問なり、いろんな疑問点、話し合いの中で浮かび上がった、そういう点について、これは市長が自分の政策としてこういうことをやるからということで自分の部下に対してこれをやるにはどういう方法があるとか、どういう問題点があるとか、そういうことを踏まえて市長が決定をし、我々に提案したと、こう思っております。そういう意味で、ぜひ市長の御答弁をお願いします。

まず一つは、先ほど星川議員も言うておられましたが、多数の方々にはこれに対しては反対なんだと、これは星川さんの場合ですよ。そういう中で、いろいろ議論をしながら、星川さんは

「反対してくれ」と言われたと。ところが、文教なり全協なりでいろいろな話し合いした結果、そういう方々に対してどういう説明をするかという御発言ありました。そういう意味で私はお聞きするんですが、先ほど新田議員も申しおりましたが、当初はあの物件が建物も含め土地も含めて民間の方に所有権を移転するんだと。そうすると固定資産税も都市計画税も入ってくるんだから結構なんでないかと、こういう発言も議員の方々からございました。それがだんだんだんだん話がそういう形で進まなくて、5年間のリースなんだと。

そこで、新庄市の山尾順紀市長は、賃貸契約をどなたと結ぶのか、そしてこれからどこに、この条例が可決なれば当然料金は3月においてまた議決を要するわけですが、3月において1,800万円という金額が議決なされたとき、どこに払うのか、1,800万円というお金は。そしてまた1,400万円という数字も出ておりますが、その1,400万円というものはだれがどこに払うのか、そしてその1,400万円のうちの30%を市の方に払うというような図式がございますが、これはだれが1,400万円のうちの30%を市によこすのか、その市によこす内容は、税金の30%なのか、それともほかの要因の30%をよこすのか、その辺、今までのいろんな話の中でははっきり見えない。わからないような気がしますので。

それから、もう一つ詰めておきたいのは、土地ですか、土地が宮城さんという方ですか、そこに移るんだと、一部。その分として固定資産税が100何十万だか入ってくると書いているんですが、これはいつまでその所有権というものが移るのか。かつては昨年11月末まで移ると私どもは説明受けておったわけです。いまだ移ってないと。これはどういうことだと。少なくとも3月の本会議の予算計上まではそれははっきりするのかしないのか、所有権の移転が。

それから、これは市長にお聞きしたいので、市長、よく聞いててくださいよ。もう一つは、もしその30%というものが税金に対する30%となれば、今までの滞納になっている金額ですか、これはどういうふうになるのか。それから、30%の固定資産税の我々に示された金額からすると、およそ3分の1弱、515万円という、本来納税すべき額の3分の1です。市では1,800万円を借りる相手に賃借料として払いながら、税金は3分の1弱しか入ってこない。そうすると、北本町なり南本町なり、いわゆる五つの商店街と言っているシャッターを閉めて商売をやめて、苦しい中でもそういう人たちは固定資産税なり都市計画税を多くの方は納めているわけです。一方では市が使用料、賃借料を払いながら3分の1しか入ってこない。それを私は市民から聞かれたとき、どういうふうに説明すればいいのかと。ぜひその点を市長にお聞きしたいと思います。どういうふうに説明すればいいか。さっき星川議員がおっしゃったとおり、今の私の気持ちとしては大変難しゅうございます。片方は店閉めて税金払っているんですよ、苦しみながらも。片一方は使用料を払って、入ってこない。しかも、その中では商売をして営業をしております。今なら何も結構ですよ、何もやってないんですから。商売をやって、入ってこないということはどういうふうに市民に対して説明なされるのか。

それからもう一つは、これをあの場所でする必要性というものは、子育てが物すごくいろんな要因があって大事なんだからするんだと、それは我々も今までの議員の方々の発言を聞いておりまして、私もそうですが、決して必要ないとは思っておりません。必要だと思います、この子育てのわらすこ広場というものは。そうしたときに、あそこでなければできないという大きな理由としては、中心商店街あるいは中心市街地の活性化だと、いわゆる元気づけなんだと、

こういうふうにおっしゃっておりますが、そのためにそこで市が入ることによって1億8,000万円の効果がある。そうすると大勢の方々はそれだけ1億8,000万円の商店街に対して波及効果があるんだったら仕方ないんでないかなと、こう思っているわけです。それならば、予算を通った後に決算のときに成果表というのが出てくるわけ。成果表、その中で市長はどういう形で具体的に検証なされるのか。ただこういう効果があったと、これだけを成果表に書き込まれるのか。もう少し具体的な、これだけ議論なされた中で、1億8,000万円というのは具体的にこうこうやったのよと、売り上げも伸びましたよと、売り上げの伸びたことによって税収もこのぐらいふえましたよと、そういう形が見えないといかがなものかと。そして、先ほどの灯油の問題も出ておりますが、今までは月に65万何かがして借りておったんですが、今度は大体2倍半ぐらいになるんだと。簡単に1,000万円ぐらいふえると。1,000万円の金があったときに、灯油だってもっと助成することできるわけ。一般市民がこの新庄地域では一番関心を持っていて、困っている除雪、これも新庄揚水を上げる電気料が800万円、この1,000万円と比較した場合ですよ。それから身近である我々の予防医療ということで健診、国保に限った場合はこれも500万円ぐらいですか。そういういろいろなものがありながら、今1,000万円をかさ上げしてそこにしなければだめだという理由、余り言うとも市長も大変だと思いますので、今二、三点申し上げましたが、ひとつ御答弁をお願いします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 五つほど御質問ございましたが、まず最初の二つについて御答弁したいと思います。

まず、契約の相手先でございますが、これは

特別代理人と宮城さんでリース契約をして、そこにわらすこ広場を開くということであります。したがって、わらすこ広場の契約は宮城さんで行いまして、この前、三者の図式をお示しましたように、1,800万円はまず宮城さんにお払います。宮城さんはいろいろ係る経費、自分のいろいろビルを動かすために管理費等々かかるわけですが、その中から1,400万円をショッピングビルの特別代理人の方にお支払いします。支払いを受けた特別代理人は、この前御説明した10対4の割合で市に固定資産税相当額といいますか、そういった配分で、市に30%になりますけれども、それを支払っていただくということになります。

それから、固定資産税、土地に関する固定資産税115万円ですか、それ相当分については、いつ所有が移るのか、今まで移さなかったのはなぜかということでありますが、まずこれはショッピングビルを確実に再開して目的が達せるような状態がはっきりめど立つまでには至っていなかったために、それを移さないで、所有権を移転しないでそのまま保留していたということでございますので、今回条例の設定等によりまして確実に再開できる状況になればその時点で早急に所有権を移転したいというふうな方向のようでございます。したがって、3月ごろまでははっきりするかということでございますけれども、そのころまでにはある程度形が見えるようになってくるのではないかなというふうに私もでは思っております。

以上、私の方からは2点についてお答えいたしました。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

中川正和議長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 ただいま政策経営課長が、リース料、具体的な金額は差し控えさせていただきますが、だれが払う、だれがどのようにして払うのかという答弁、市内の会社から特別代理

人に払われて、その中から30%相当分が市へといふように答弁いたしました。私が金融機関から聞いた話では、特別代理人に支払われたリース料についてはその時点で金融機関が差し押さえを行い、一たんすべて金融機関の方に入ります。その金融機関が30%の金額を市の方へ税金分として納入すると、そういった話を現在のところ聞いてございます。ただ、最終的な細部まだ詰めておりませんので、その時点で若干流れが変わる可能性ございますけれども、現在のところではそういった流れになってございます。

それから、現在までの滞納の税金に関してでございますけれども、ショッピングビルにつきましては破産手続が開始された時点で、民法及び会社法の規定によりまして既に法人としては解散になってございます。したがって、滞納分につきましては支払わせる相手方がもういないと。新たに入ってきます30%分の金額については新たな固定資産税に充当するというふうになります。私の方からは以上です。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 議員からは決算のときの成果表についてどういう形で検証するのかというお尋ねでございます。この効果につきましては、直接的なもの、また間接的なもの、いろいろあるわけでございますけれども、文章だけでなく、数字にあらわせるものはあらわして、比較できるような形でお示しできればと思っております。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

中川正和議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 今、商工観光課長から決算のときは、こういう成果があったとか、効果があったとかだけでなく、数値的なことも含めてぜひお示ししたいと、こういう御答弁でございましたけれども、やはりこれだけみんなが議員の方々も含めて一般市民の方々が、それか

ら商店街ですか、商工会も含めてこういう関心持っているものについては、ぜひそういう形でやるべきだと思うし、やってもらいたいと思います。ことしの9月に一部出るんですが……、9月でないな、後だな、20年度だから来年の9月だな。

それから、先ほど税務課長からお話あったんですが、市は宮城さんに払うんだと、宮城さんは特別代理人というか、そういう形で払うと、それを金融機関が差し押さえるんだと。1,400万円を差し押さえるんだと。その中から30%というふうな話でしたが、その点についてはまだ具体的には詰まっていないと、こういう今の御答弁なんです。これはあれですか、我々は30%来ると思って、みんな思っているわけ。今の答弁聞きますと、来るか来ないかまだわからないと、具体的にはまだ詰めてないんだと。今そういうあれなんです。その点をもうちょっとはっきりしてもらわないと困ったなと思ってお聞きしたわけです。

それからもう一つ、この条例が通れば、先ほど申しましたように、今度は料金として3月に出てくるわけ。そうすると、みんなが心配しているのは、今までは65万円でやってきたんだと、これが1,800万円なんだと。どこかでもうちょっと収入なり出す方をカットする方法はないかということで、かつては200万円が150万円になったんだと。入ってくる方も当初我々文教に示されたのは12対1とか11対2とか示さったわけよ。それが今回は10対4か、まずおよそ30%。いい方向には少しずつ来ているわけ。もっといい方法ないかと、負担を軽くするために。

これは福祉事務所に聞きますんですが、児童センターとか保育所も民間委託、かつてやったわけです。このわらすこ広場と同時にこの事業を展開する子育て支援センターですか、その経費を少しでも安くするために、指定管理者制度ですか、こういうものを移行することが

できるかできないか。これは今の職員をやめさせることはできませんが、いずれ退職するときが来たときは、補充をしないで、そこを指定管理者ですか、そういうのに移行する。そうすると私らなんか見ますと、かつて今までやった経過を見ますと、何百万、同じ仕事して何百万浮くと思うんです。そういう考えがあるのかなのか。

それから、この前もらいました、この資料を見ますと、あのときに私が市長に対して、私だけでなく亀井議員もおっしゃったんですが、もうちょっと時間をとったらいかがですかと。こういうお話の中で、どこかで決断をしなければだめなんだと、だから早くしたい、こういうふうにおっしゃったんですが、その中でここに書いているのは、地域商店街単位での参加も検討を始めたと書いております。商工会議所も前向きに取り組んでいると。あれからおよそ10日、10何日になったんですが、その後ここに書いている商店街単位での参加とか商工会議所が前向きに取り組んでいるという、その結果はどういうふうになったのか。これを見れば、ああなるほどなと思っているわけよ。だから、市長はどこかで決断しなければできないと。そうなればこういう事態も一日も早く双方でお互いに話し合って進めなければだめなんだなと思っているんですが、その後どういうふうにお話をなされたのか。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

中川正和議長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 10対4の割合、パーセントに直しますと約30%、金融機関と私の間ではそれはもう既に確約してございますので、リース料の約30%が最終的に納税分として市に入ってくることは約束済みです。私がはっきり決まっていないというのはその納入の仕方といいますか、前に金融機関と協議の中で、そういった「10対4」の「4」の部分がどういう形で市に入っ

くるのかということを知りましたら、特別代理人に入った段階で自分のところで一たん差し押さえをすると、その差し押さえをした中から10対4の4の部分を金融機関から市の方へ納入すると、そういった話でございますので、最終的にその形自体が、最終的に10対4の4が市に入ってくるのは間違いはないんですが、どういった納入のされ方になるのかということについてはまだ最終的な詰めを行ってございません。その部分を先ほど申し上げた次第でございます。

以上です。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

中川正和議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 指定管理者制度について、私の方からお答えしたいと思います。

現在、定員管理計画の中で人員を削減していくというふうな中で一番有効に働いているのが指定管理者制度でありまして、その指定管理者制度を導入することによってどういう経費が削減されるかというのは、ほぼ人件費が削減されるというふうな形になります。そういった意味合いで、このわらすこ広場、子育て支援センターを指定管理者にできないかというふうな御質問でございますけれども、指定管理者にすることはできます。ただ、現在勤めております保育士の数といいますか、児童センターとか児童館あるいは保育所の民営化等々に伴いまして、保育士の需要というか、そういうふうなものがどんどん減ってございまして、保育士が余ってくるというか、そういうふうな現象が今生じてございます。そういうふうな中で退職者不補充というのをずっと計画的に進めていって、保育士も余ってしまうなというふうな時点では指定管理者制度を導入することができそうなのかなというふうな感じを持っております。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 地域商店街の対応と商工

会議所の対応というふうな２点だったと思います。地域商店街、具体的に申し上げますと北本町の商店街なんでございますが、商店街の皆さんと懇談の席で個店の入店をどうだというふうなことを申し上げた経過がございます。個店は非常にまず難しいというふうなことで、それだったら組合として、いわゆる集まる場所ですが、そういった形で組合として入る分には前向きに検討すると、これは総会に諮って決めたいというふうなお言葉でございました。その後、総会という話は聞いてございませんので、今そのままになっているんじゃないかと思っております。

あと、商工会議所の方でございますけれども、これについてはできるだけ入っていくような、促すような行動をとっているというふうにお聞きしておりますし、そのようにやっていると思っております。

１１番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

中川正和議長 渡部平八君。

１１番（渡部平八議員） 冒頭に、私、市長に御答弁をお願いしたんですが、ほかの課長さん方がかわりに御答弁なさったんですが、本来は市長が自分の政策としてやるんだと、それを部下の職員に指示をしてこういう形になってきたわけよ。そうなれば市長は当然、100%いろんなことをわからなくても、自分なりに聞かれたときはそれなりの答弁があつてしかるべきと私は思うんですが、答弁一つもないということは、大変私は残念です。市長に改めてお聞きします。

先ほど申し上げましたが、一方ではシャッターを閉めて商売をしないで、そして税金を納めているんだと、まじめに。一方では商売をして、営業して、テナント料をもらっているながら税金を、いわゆる税金になる30%ぐらいしか払わないんだと。しかもこれが1年や2年でない、5年間だと。私なりに計算してみますと、入ってくるのが差し引くと6,500万円ぐらいです、この資料から見ると。それを6,500万円も払わな

いで、商売やっておりますながら、一般の人たちはシャッターを閉めて苦しみながら税金を払っている。そういう方々に対して市長はどういうふうに御説明なさるんですかと。どういうふうに説明なさるのか。さっき星川 豊議員がおっしゃいましたが、そういう説明も私どもはする義務があるわけよ。そういう意味で市長はどういうふうに説明なされるんですかと。一方では苦しんでシャッター閉めて税金納めているんですよ、商売をしなくても。これはぜひ市長の御答弁を求めます。もうちょっといろいろあるけれども。

あと、税務課長、今どういう形で納入されるかはまだはっきり詰めてないんだと。早くこれを、少なくとも3月の当初予算までは決めてください。ぜひ市長の答弁を求めます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今の質問にお答えいたします。

まちの中がシャッター通りで大変な状況だということは私も認識しております。そうしたことをまち全体として魅力をつくっていかねばならないというのが私の考え方であります。確かに宮城さんが買われて、税金を納めねなぞという言い方は失礼なのかなと思います。あそこにリスクを求めて買い求め、できればすぐにも買いたい。しかし、相手の特別代理人の立場上リースを払わなければならないというふうに私は理解しております。そうすれば本来であれば税金が入ってきます。しかし、その特別代理人という差し押さえする側がいるということ、それをあえて私たちは11対ゼロからスタートしているわけです。11対ゼロからスタートし、それが宮城さんという民間地元資本が買い求めて地域の活性化をしたいと、また5階には市内の業者さんがプールを再開し、今まで1,500人いた会員を取り戻し、あそこに人通りを多くしたいというふうな願いを持っています。当然そ

うというような意図で当初わらすこ広場は再開されました。やむなく休止したと私は思っています。確かに月々60万円相当が150万円になるというようなことを大変懸念していただいております。しかし、財政状況の中でまちの活性化とある程度やはり先頭的にやっていかねばならない。時にはともに汗をかかなければならない。そして、ともに後方支援をしていかねばならない。そういうふうには私は常々思っています。今回のことについては、大きな投資だと思います。しかし、子育てに投資していくという私の姿勢は変わりありません。これまでも多くのものに投資してきました。この議会の中でもいろいろな議論がありました。金さえあればということも私も聞きました。そういうことではなく、苦しい中であっても子供や孫たちを育てていくという新庄市の意気込みを見せることが回りの地域あるいは県内から評価され、あるいは企業誘致でも、ああいう元気が出てきたまちに行ってみようと、そういうことに私はなってくると信じてここに投資をするわけであります。シャッター通りの中で、本当にこの大きな急激な社会の流れの中で、大変苦しい中になっている人たちには大変申しわけないと思います。しかし、これからは集中と選択、スクラップとビルドを本当に真剣に考えていかねばならないときだと思います。その中で今回は建物を建ててやるということでは大変なリスクを逆に背負ってしまうということで、あえてリースの方に傾けると。今後の方針としても、できる限り建物を建てずに、必要なものは建てますが、学校とかは建てますが、そういうものに頼らず、何とか民間活力を利用しながらまちの活性化を図っていきたいということをぜひ御理解いただきたいと思います。

中川正和議長 ほかにありませんか。

18番（亀井信夫議員） 議長、亀井信夫。

中川正和議長 亀井信夫君。

18番（亀井信夫議員） ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

最初は条例の件についてお尋ねしたいと。この中で、さっき質問ありました第6条の件であります。前条の使用料の全部または一部を免除することができる、それ以外に市長が必要と認めた場合はこれを免除するなり、あるいは変えるということ、文章うたっておるわけです。私は、その内容が示されておりませんので、わからない点がいっぱいあるんですね。その一つ、記載されていない点の中で、駐車場の使用等については記載されておられませんね。わらすこ広場として使用する家の方々が駐車する場合、使用料等なり、あるいはその条例なり附則の中で定めていくのが常識じゃないかなと思ったわけであります。それで、規則の中で定めていくというふうなことだと思うんですが、やはり規則の中で大体の条例に従った規則というふうなものを示していただきたいと思います。当然これは規則というものはありますから、条例以外にもっと詳しい内容のものが記述されるものと思っておったんですが、これらについて今後どう我々に報告していくのか、ひとつお知らせ願いたいと思います。

なぜこんなことを申しますと、前回まで駐車場の関係というのがあったんでしょう、わらすこ広場利用者の駐車場料金等についての問題。あったはずですね。これらをどうこれからやっていくことによって駐車場の料金はどうなるのか、一つお知らせ願いたいと思います。

それから、先ほど渡部議員がいろいろ指摘されました。この問題について一番議論になったのは、御案内のとおり税金関係からであったと思います。固定資産税が未納、滞納というふうなこと、それらを議論した経過があるわけあります。その内容等については説明も聞いておりますけれども、これから対応していくはずですから、先ほど説明の中で、特別代理人に

より、これ抵当権入っている銀行に振り込みされるんだというふうなことを話していた。銀行から30%程度の新庄市に対して税として入ってくるんだというふうな説明があったんですが、これ間違いないんですかね。これを一つお願いしたいと思います。

それから、3点目は私が1月21日、商工観光課長に質問した内容であったんですね。これはなぜ私質問したかといいますと、前回御案内のとおり、あそこを私はわらすこ広場だけだったらあそこでなくてもいいんじゃないかというふうな話をしたんです。というのは、市の建物がいっぱいあるんです、利用する。建物を建てることに対しては私も反対です。あるものを利用するというふうな形の中で質問した経過があるんですよ。だとすれば建物がただであって、もしその建物を利用するとなれば料金もただで済むんじゃないかなというふうなことを今つくづく感じている内容なんです。しかし、その反面に、商工関係の特に北本町の活性化というふうなことに結びつけるんだというふうな説明を聞いて、私もなるほどなというふうなことを思った一つなんです。それで、1億8,000万円ぐらいのわらすこ広場設置することによって利益があるんだというのを聞いたわけなんです。そして、商工観光課の方で調査をしたんだというふうなことで、私は関心を持って商工関係の事業についてそうありたい、これからもやっていただきたいというふうなことで質問した経緯があります。なぜ申し上げますかといいますと、ほかの商店街のある役員に私聞いてみました、市内全般の商店街の活性化をどう考えているんですかということ。そうしたところが、新庄市商店街の活性化について考えておりますよと、こういう答弁が来ました。恐らく商工観光課との話し合いの中でされているんじゃないかということで、一つの期待感を持ったんですが。私はなぜ期待感を持ったかといいま

すと、わらすこ広場だけで新庄市のまちの活性化はならないと私ははっきり言った。もっともっと規模を大きくして、市全体の商工関係の商店街の活性化についての事業を進めることによって新庄市の発展につながっていくんだというふうなことを考えたからであります。そういう意味で、もし商工観光課と、ある商店街の役員が言っておったんで質問するんで、役員ですから恐らく、その内容等について私は時間がかかるんで、私も言いませんでしたけれども、計画はあるということをはなしされておったんで、もし話しされておるならひとつここで、商店街の活性化に結びついた形の中でのわらすこ広場であるんで、ぜひお聞かせ願えればありがたいと思います。

それからもう一つ、今まで調査をしてまいりました。御苦労さんですね。これが設置された後の対応なんですよ、はっきり言うとな。これらについて、わらすこ広場設置した後の商店街の利益が1億8,000万円と示された数字によって出てきているんですから、その後どうなるのか、これを調査していただきたいと思っている。そうしますと、なるほどなというふうなことも我々も考えられるし、ただ、前段の調査だけで終わりというふうなことであっては、これはいけないんじゃないかなと。設置後の商店街の活性化がどう動いていくのか、進んでいくのか、我々も期待しておるんで、これらについてひとつお聞かせ願いたいと思います。

このぐらいで、答弁を聞きながら対応していきたいと思います。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

中川正和議長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 ビルを活用する会社から支払われますリース料、そのリース料を10対4で案分しまして、4相当部分が最終的に税として市に入ってくることは間違いございません。

以上です。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

中川正和議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 条例を出しているわけですが、第9条のこの条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めると。施行規則を考えておりまして、大きな問題については使用料の免除ということでございます。先ほど御答弁しましたとおり、保育所、児童館、幼稚園、認可外保育施設、子育て育児サークル等を現在のところ考えているということです。

それから、駐車料金の件につきましては、これも先ほど申し上げましたが、3時間まで200円、6時間まで400円ということで、従来どおりとする考えでございます。ただ、この駐車料金について規則に盛り込む必要があるかどうかということにつきましては、ちょっとここではありませんので、もし必要とあれば総務課の法令担当と協議するということでございます。

訂正いたします。私の勘違いでございます。駐車料金については、市の施設でございませので、盛り込む必要はないという見解であります。以上です。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 今後の具体的な中心商店街の活性化の方策というふうなことでございますが、例えばこのわらすこがあそこで再開されるということがまず目的ではなく、それを手段にした形で何とか活性化を図っていかなければならないというふうに思っております。そのためには商店街の皆さんとの意思の疎通を図りながら私どもも頑張っていきたいというふうに思います。

あともう1点、市内全域の活性化というふうなことでございますが、これも非常に難しい課題ではございますが、まず北本町で種火を燃やしまして、その火が燃え広がるような形に持っていければというふうに私自身は思っており

ます。以上でございます。

18番（亀井信夫議員） 議長、亀井信夫。

中川正和議長 亀井信夫君。

18番（亀井信夫議員） どうもありがとうございます。税関係については、相手があることであって、大変な状況下での税収というふうなこと、徴収になろうかと思えます。宮城さんはリースであそこを借り受けるというふうなことなんじゃないですか。そして、5年間リースであそこを借りるというふうなことじゃないんですか、ひとつそこをちょっとはっきりしていただいて。そうなりますと、税金関係というものは、これは5年間徴収が不可能であるというふうなことになるんじゃないんですかね。どうですか、リースというのは。さっき説明を聞いたんですけども、代理人が銀行へ抵当権が入って、そこへ納めて、そこから市に入るんだというふうなことは聞いたんですけども、リース、これは恐らく今まで使用している方々から借り受けるわけですから、恐らく貸した人が税金を納めるのが当たり前じゃないかなと、普通考えているわけなんです。ここら辺もう少しちょっと詳しく説明願いたい。

それから、駐車場の関係ちょっと聞きたいんですが、200円と400円というふうなことで説明を受けました。今、借り受けようとしている建物の中に駐車場というのはつくられるんですか。今までどおり駐車場は別の棟の駐車場を利用した形の中であそこを利用するのかな、そこら辺情報が入っていればもう少し詳しく説明願いたいと思います。

それから、最後に、商工会議所の関係なんですが、私はあそのわらすこ広場の活性化を見て新庄市の全般の商工関係の活性化を図っていくというのは、私は遅いと思いますね。いつあそこ活性化なるかわからないでしょう。もし失敗したらどうするんですか。私はあそこを目途とした形ではなくして、さっきちょっと話した

んですが、新庄市の商店街のある人が考えがあるんだよというふうなことを言っておったんで質問しているわけなんですね。特に新庄市の活性化のために私はわらすこ広場そのものについては、そうでないと反対ですよ。商工会議所の活性化、商店街の活性化というふうなものもあわせて考えているというふうなことから賛成をするんです。ですから、この際ですからやはり新庄市の商店街の活性化と、これは重要、市長も公約にしているわけですからね、ぜひ意見を聞きながら、早いうちに新庄市商店街の活性化の計画を立ててほしいと、これらについては、最後の件については、市長、新庄市内の商店街の活性化、これ考えていることだと思うんで、お願いしたいと思います。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

中川正和議長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 前段の部分について御答弁申し上げます。

11月開催していただきました全員協議会、その時点までは確かに市内で活用する会社が譲渡を受けるというふうな流れで進んでございました。どうして5年間リースというふうな取り扱いになったかということでございますけれども、昨年の11月の段階で金融機関が希望する価格で市内の会社が購入していれば即譲渡できたというふうに聞いております。そういった金融機関と市内の会社の希望価格にかなりの差がございまして、そういった状況で即譲渡を行いますと金融機関の方で後ほど財務省なり金融庁の検査が入った場合に指摘されるだろうと、非常に低い金額で処理してしまった場合には間違いなく指摘されるだろうと、そういった話を金融機関の方から聞いております。したがって、ビル自体の価値は市内の会社が希望する購入価格の数倍の価値が現在のところあるようです。これは税金上の評価額ということではなくて、鑑定士が鑑定した価値でございます。そういった

ことで、そのビル自体は年々減価償却なり劣化なりというふうな理由で価値が下がっていくわけでございますので、何回か鑑定をかけながら、ビル自体の価値を下げっていく、それともう一方でそういったリース料によって債権額自体を減らしていくと、ちょうどその計算をすると譲渡の時期が5年後なんだというふうなことでございます。確かに実際にビルが直ちに譲渡を受けてビルが稼働すれば市内の会社では滞納しないというふうに約束してございますので、そういった状況であれば全額納入されるんですが、残念ながらビルには市でも差し押さえしてございますけれども、それよりはるか以前に抵当権が設定されておりまして、その抵当権に基づく債権につきましても市の滞納額の数倍になってございます。現在の法律上の制度からまいりますと、そのビルから生じた収益なり、もしくは財産処分によって生じた収益等につきましては、まず順位が先である抵当権者がそういったものを手にできるというふうなことになるてございます。したがって、リース料をその金融機関がその権利を100%行使しますと11対2、10対4、まるっきり11対ゼロなり、10対ゼロというふうな格好で、市には1円の税金も入ってこないという状況になります。そういったことを極力避けたいがために金融機関と交渉いたしまして、最初の11対2という数字は金融機関の債権の額と市の滞納額の案分の率でございます。私の方といたしましては、11対2でもいろいろ議員さん方御意見お持ちですし、市民の方も御意見がありますので、その割合ではまだ皆さんに説明がつかないということで、鋭意交渉した結果、10対4の割合まで税金相当納入額を引き上げることができたわけでございます。そういったことで非常に、本来そういった格好でなくて即譲渡を受けてその方がリースをするのであれば当然税金の滞納ということは生じないんですけれども、今回間に債権を抱えている金融機

関が入ったということで5年間のリースの扱いになったと。これは当然市の都合ではなくて、一番は金融機関の都合でございます。市内の会社も即譲渡を望んでいるわけでございますけれども、金融機関自体が5年間はリースでやってほしいということで、市内の会社と協議の上、両者間で合意したようでございます。

以上です。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 私の方から、駐車場の件でお答えしたいと思います。

向かいの立体駐車場、先ほど説明していますように、3時間まで200円の単価で使用いただくと。それから、あそこのビルの下の方に、1階に約40台ほどのスペースで駐車できるような工事をして置けるようになるということでありますが、この単価を見ますと、1月39台で11万7,000円ほどということで、非常に割安な値段が設定されているということで、単価的には前の向かいの立体駐車場と同じぐらいの単価になるのかなというふうにイメージでは思っています。そういったことで、両方とも利用者の負担に極力ならないような利用料金が設定されているようであります。

なお、そういったできるだけ足かせ、負担にならないような利用料金になるように今後とも御要望といたしますか、当然相手の財産でありますから、規則とか条例とかのせられませんので、交渉で話し合いで料金が恐らくいろいろ変わってくると思いますので、そういった希望を向こう側に反映させられるように努力していきたいということが市の立場かなと思います。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 先ほど御質問の答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。
まず、再開後の調査というふうなお言葉でご

ございました。これは再開された後のいわゆる比較できるものの調査というふうに理解しておりますが、まず通行量につきましては12月に亀井議員の方から提案がございまして、早速実施したというふうな経過もございまして、もし開催さされば、その後また同じような曜日で調査すればその差は出てくるというふうに思っています。あと、先ほど渡部議員の方からも話ございましたが、事務事業の成果についてどういうふうに検証するのかということでございました。文章だけでなく、できるだけ数字なんかも使いまして、比較できるような形であらわせればと思っております。以上でございます。

18番（亀井信夫議員） 議長、亀井信夫。

中川正和議長 亀井信夫君。

18番（亀井信夫議員） ありがとうございます。それで、確認の意味で税務課長にお尋ねするんですが、5年間は10対4というふうなことで、10対4が市の税金入ってくるというふうなことでいいですか。違うなら違うで、後でいいです。というのは、リース期間が5年というふうなことをさっき言われておったんで、リース期間中は銀行から市の方へ税金を納入されるというふうなことで流れてくると説明あったわけですから、この中で10対4というふうな話がされたわけですから、これで5年間というふうなことで間違いはないですかね。

それから、新庄市内の中で、わらすこ広場に適した、商店街の中で建物というふうなものはもっとあるはずなんだけれども、将来、これらの建物を利用した形の中でわらすこ広場を開設するというふうな考えがあるのかなのか。残念ながら新庄の商店街で店を閉めた方々が相当おるわけなんですね。これらの方々に協力をしていただいて、まちの活性化というふうなことに結びつくなら、これらを含めて検討してみたらどうですかね。私はやれと言いません、検討して、これが商店街の活性化になるならやって

いただきたい。検討材料として今後やっていく
考えがないですかね。

それから、最後ですけれども、宮城さんとの
契約、この条例が通ればなされるだろうと思っ
ます。これらについて、説明ありました月150
万円、年で1,800万円というふうな形の中で契
約されるだろうと思いますけれども、これはこ
の金額で契約されるのか。それから、内容等につ
いては相当検討してきたはずですから、十分に
これを配慮しながら契約をしていただきたい
と思うね。これほど議論してきたわけですから。
というのは、説明の中で単年度契約というふう
なことをされたんですが、単年度というとは私
は1年と思っているんですが、契約のね。1年だ
ったら契約したばかりでまた契約しなきゃいけ
ない。本来ならこういう建物に設備投資するわけ
ですから、単年度契約というのは私は実は反対
ですね、はっきり言って。最低2年か3年ぐら
いの契約で貸していただくというふうなことを
していきませんか。これは相手方あることな
んで、しょうがないと思うんですけれども、わ
らすこ広場としてあそこを利用していただく
というふうなことでこれから交渉入るわけなん
ですけれども、せめて2年ぐらいの契約という
ふうなことが私は妥当じゃないかなと思うん
ですけれども、これは相手があることだから、必
ず2年というふうなことにいかないと思うので、
1年でもしょうがないと思うんですが、ここ
ら辺どうなのかな。あそこやることによって設
備投資しなけりゃいけないんでしょう、はっきり
言って。1年契約で、1年であそこ契約が終
ったなら、別のところに引っ越さなきゃいけ
なくなるわけですね。これらはどうなるの
かな。心配なのは1年契約で、2年目から破
棄だというふうなことになる場合、心配され
るのは投資したそのものがむだになるという
こともあるんで、交渉に当たってはこれらに
ついては十分に話ししていただきたいと思
うんですが、いか

がなんでしょうね。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 宮城さんと150万円
で契約、これからそういった方向で向かうと思
います。皆さんからいろいろ指摘いただいた点、
それらを踏まえましてそういう方向でまいり
たいと思います。

それから、ほかの店舗といいますか、ほかの
民間の施設とか、御指摘いただいた単年度契
約とか、そういったことの現状と若干ずれて
いる点が御指摘いただきましたけれども、先
ほど沼澤議員にもお話ししましたように、市
の制度としてそうっておりますので、条例で、
将来ずっとそういった条例設定がなされてい
るということを担保にしていきたいと思います
ということでありますので、なお御指摘いた
だいた点は今後の勉強の課題かなと考えてい
ます。

以上でございます。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 新庄市内のまた別の場
所でわらすこ広場と、子育て支援施設と言
った方がいいのかもしれませんが、そのよう
な展開を検討しているかということでござい
ますが、現状ではございません。以上でござ
います。

中川正和議長 ほかに質疑ありませんか。

3 番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

中川正和議長 斎藤義昭君。

3 番（斎藤義昭議員） ちょっと戸惑った
気がしましたが、手を挙げましたから始め
させられます。

今、この問題について、この状態が限り
なく続くようであれば、私は賛成に懸念を
持っております。ただ、地域の活性化とい
う大義のために私は賛成するものでありま
すが、その過程において、二、三確認して
おきたいと思います。

今、この補助金、皆さんも御承知のよう
に、

すべて互助制度から進んでいるんですね。農業にしても商業にしても企業にしても。関係のない人みんなが金を出して応援している、これは互助精神ですよ。ただ、農業に対しては補助金でも農業に関係ない人が全部出している。これはみんな理解すると思うんですよ。ただ、問題は、この補助金というものは大きいんじゃないかということで懸念されるわけで、1,800万円といいますと、商店街のさっきから説明では1億8,000万円の経済効果と言っておりますけれども、仮に10%のマージンとしても全部その利益に値する金額ですよ、1,800万円って物すごい大きい金額なんだと。これは今の財政から見ても、高齢者、老人対策、いろんなものをカットして財政を持ってくるわけです。さっき言ったように、活性化という大義名分がなかったら大変なもんですよ。

それで、その過程においてちょっと確認しておきたいことなんですが、例えばさっき私、限りなくと言いましたけれども、これは1年や2年じゃなくて、ある程度続くという想定のもとに話しておりますけれども、単年度契約ですか、それも値しないと思いますけれども、しかし1年や2年でやめるという問題じゃないと。そこで確認したいことは、例えば今1,800というものをある程度半分にし、3分の1にする、やがてはゼロにするという発想を持っていなけりゃだめだと思うんですよ。ただ1,800万円を出したから貸してくださってけろと。これではだめだと思うんです。その辺の展望はどういうふうに持っているのか。ただ1億8,000万円ぐらいの経済効果があるじゃなくて、もっと大きな展望がなけりゃ、これは成功しないと思いますよ。あの商店街で1,800万円出したからって、商店街でどんどん経済出てくるわけじゃない。もっと大きなものを持ってなきゃできないと思うんです。

そこで、私ちょっと確認したいんですが、今、

大店法が改正されましたね。郊外型の大店法をストップした、経済産業省で。余り全国的に商店街が寂れたもんだから、疲弊したために。中心として大店法を建設しなさいという、法律が変わってきている。この第一番の内容として、私、朝日新聞か山形新聞かちょっと忘れちゃけれども、早々とそういう方向に進んでいる市があるんですよ。建設するという内容のものを私新聞で見ました、朝日か山形、どっちだかわかりませんが。それで、あそこの本当の活性化というものの、あのビルをショッピングセンターとして生かさなければ、これは活性化できないと思いますよ、条件からいってもあそこの地域はやりようによってはショッピングで成り立つところですから。ということは、車ではだめです、あそこは。車のお客は来ません。あの東側に駐車場あっても、あれの駐車場を利用して来ません。今、私たちが郊外にショッピングに行っても、入り口の一番そばまで行って車をとめたがる。ちょっと離れたところで嫌がる。そういう時代なんですよ。したがって、あの駐車場を利用したショッピングは成り立たない、こういうふうに思っている。しからばどういう方法があるかということ、今のビル、まだ北本町商店街を囲んでいる消費者というものは何千人もあるんですよ、軒の下から全部。それをいかにして引き込むかがかぎだと思うんです。それには郊外型の大型店に負けない新鮮なものを、鮮度のいいもの、安いもの、これをやれば必ず消費者は自転車、歩いてくると思うんですよ。成り立つと思います。その辺を1,800万円出したからいいじゃなくて、やはり経済的な面からだけじゃなくて、これから行政の面から例えばいろんな手続、いろんなアドバイス、そういうものを進めてあそこを活性化しなければこれは成功しない、私はそういうふうに思います。その辺も踏まえた考え持っているのかどうか。その活性化によって、さっき言ったように子育て

て支援だって半分にする、3分の1にする。例えば宮城さんがそれ成功するとすれば、1,000円の買い上げに対して子供券1枚やるとか、500円買い上げるごとにやるとか、そういう方法も出てくると思うんですよ。だから、そのぐらい深く展望を持っておかないと、あそこは大変だと思います。行政ではどういうふうに大きな展望を持っているか、それを確認したいのです。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 地域活性化といいますか、いろんな議論が今なされております。確かに郊外から中心へ向かう方向というのも国の方で定められて、中心市街地の活性化、新たなテーマになってきております。そういう中で、折しもショッピングビルの再利用といいますか、そういったことで計画にもお示ししましたように、200のテナント、食料品も含めて、いろんな事務所、それからイベントホール、いろんなスイミングクラブ、そういったことを総合的な建物の中身の利用が示されております。これが100%生かされるならば、北本町のみならず、市街地の活性化の一つの大きなテーマになるなと私どもは非常に期待してございます。そういう意味で、市の支援、果たすべき役割とともに、市民の皆さん方、議員の皆様方も含めて将来の地域の活性化、中心市街地の活性化の一つの大きなテーマとしていろいろ議論されながら、一緒になってそういった方向に進んでいければなということで考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

3 番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

中川正和議長 斎藤義昭君。

3 番（斎藤義昭議員） これは企業が入るわけで、それに大きく期待するわけでなんです。ああいう企業だから、我々行政の数倍もの先を見通した考えで進んでおりますから、それは大き

く期待していいところだと思います。それについて、さっきも申し上げましたように、側面から、金だけじゃなくて、やはりいろいろな手続の問題、そういう行政的な問題も十分に協力して、あそこを皆さんが喜ぶような活性化の内容にしていきたいと思って、終わります。

以上です。

中川正和議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の設定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第1号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

中川正和議長 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉 会

中川正和議長 以上で2月臨時会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時１６分 閉会

新庄市議会議長 中 川 正 和

会議録署名議員 森 儀 一

〃 〃 小 関 淳

平成20年3月定例会会議録（第1号）

平成20年3月5日 水曜日 午前10時00分開会

議長 中川正和

副議長 平向岩雄

出席議員（19名）

1番	奥山省三	議員	2番	佐藤悦子	議員
3番	斎藤義昭	議員	4番	小野周一	議員
5番	小関淳	議員	6番	遠藤敏信	議員
8番	沼澤恵一	議員	9番	清水清秋	議員
10番	小嶋富弥	議員	11番	渡部平八	議員
12番	今田雄三	議員	13番	金利寛	議員
14番	新田道尋	議員	15番	平向岩雄	議員
16番	森儀一	議員	17番	山口吉静	議員
18番	亀井信夫	議員	19番	星川豊	議員
20番	下山准一	議員			

欠席議員（1名）

7番 中川正和 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	総務課長	武田一夫
政策経営課長	坂本孝一郎	税務課長	田口五郎
市民課長	柿崎卓美	環境課長	五十嵐正臣
健康課長	星川基	農林課長	五十嵐祐一
商工観光課長	黒坂光悦	都市整備課長	中部力
下水道課長	佐藤新一	会計管理 兼会計課長	矢口喜一郎
福祉事務所長	矢口孝	神室莊長	叶内利昭
水道課長	高橋敦	教育委員長	伊藤輝昭
教育長	佐藤博	教育次長	大場和正
学校教育課長	山川義隆	生涯学習課長	大江雅夫
生涯スポーツ課長	清水幹也	選挙管理 委員会 委員長職務代理	加藤義勝

選挙管理委員会 局長	小 野 正 一	監 査 委 員	國 分 政 嗣
監 査 委 員 局長	奥 山 栄	農 業 委 員 局長	柏 倉 政

事務局出席者職氏名

局 長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 20 年 3 月 5 日 水曜日 午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 2 号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 4 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 号新庄市副市長の選任について
- 日程第 6 議案第 3 号新庄市監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 4 号新庄市教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 日程第 9 議会案第 1 号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定について
- 日程第 10 議会案第 2 号道路整備の推進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書の提出について
- 日程第 11 議会案第 3 号一級河川の管理移譲に対する意見書の提出について
- 日程第 12 平成 20 年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 13 議案第 5 号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 6 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 7 号新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 8 号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 9 号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の設定について
- 日程第 18 議案第 10 号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 19 議案第 11 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 12 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 13 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 14 号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 15 号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 16 号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 17 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 18 号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- 日程第 27 議案第 19 号山形県自治会館管理組合理約の一部変更について
- 日程第 28 議案第 20 号山形県消防補償等組合理約の一部変更について
- 日程第 29 議案第 28 号平成 20 年度新庄市一般会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号平成 20 年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号平成 20 年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 31 号平成 20 年度新庄市老人保健事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 32 号平成 20 年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 33 号平成 20 年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 34 号平成 20 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 35 号平成 20 年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 36 号平成 20 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 37 号平成 20 年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 39 予算特別委員会の設置
- 日程第 40 議案の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 41 議案第 21 号平成 19 年度新庄市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 42 議案第 22 号平成 19 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 43 議案第 23 号平成 19 年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 44 議案第 24 号平成 19 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 45 議案第 25 号平成 19 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 46 議案第 26 号平成 19 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 47 議案第 27 号平成 19 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

平向岩雄副議長 おはようございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長職務を行います。

ただいまの出席議員は19名、欠席通告者は中川正和君の1名であります。

なお、選挙管理委員長小関俊也君が都合により欠席しておりますので、代理として委員長職務代理加藤義勝君が出席しております。

それでは、これより平成20年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

平向岩雄副議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において遠藤敏信君、新田道尋君を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

平向岩雄副議長 日程第1 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

（今田雄三議会運営委員長登壇）

今田雄三議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る2月27日午前10時より議員協議会室において委員7名出席のもと、執行部より各関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました3月定例会の運営について協議をいたしましたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成20年3月定例会日程表のとおり、本日から3月19日まで15日間に決定いたしました。

また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

このたび提出されます案件は、報告1件、諮問1件、議案19件、議会案3件、補正予算7件、新年度予算10件の計41件であります。

案件の取り扱いにつきましては、報告1件の後、諮問第1号及び議案第2号から議案第4号までの人事案件につきましては、本日の本会議において審議をお願いいたします。また、選挙管理委員会の委員及び補助員の選挙につきましても、本日の本会議において選挙をお願いいたします。

議会案第1号から議会案第3号までの3件を上程し、委員会の付託を省略し、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第5号から議案第20号までの議案16件は、本日の一括上程、提案説明後、総括質疑を受け、各常任委員会に付託し審査をしていただきます。

議案第28号から議案第37号までの平成20年度予算10件につきましては、本日の一括上程、提案説明後、本日、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置して、後日審査をしていただく

ことに決定いたしました。

議案第21号から議案第27号までの補正予算7件は、本日一括上程、提案説明後、委員会の付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問であります。今期定例会の質問者は8名でありますので、1日目4名、2日目4名に行っていただくよう決定いたしました。一般質問を通告しておりました平向岩雄議員より議長の職務を行うため一般質問の通告の取り下げ届が提出されましたので、本日3月5日午前9時より議員協議会室において委員7名及び議会事務局職員出席のもと、議会運営委員会を開催し、その取り扱いと一般質問の進め方について協議いたしました。その結果、日程表のとおり、1日目4名、2日目3名とするこ

とに決定いたしました。

質問時間は、答弁を含めて1人50分以内いたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月19日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月5日から3月19日までの15日間と決しました。

平成20年3月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時間	摘 要
第1日	3月5日	水	本 会 議	議 場	午前10時	開会、報告（1件）の説明。人事案件（4件）の上程、提案説明、採決。選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙。議会案（3件）の上程、提案説明、質疑、討論、採決。平成20年度施政方針の説明。 議案（16件）、予算（10件）の一括上程、提案説明、総括質疑。予算特別委員会の設置。議案の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算（7件）の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	3月6日	木	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小関 淳、今田雄三、森 儀一 金 利寛の各議員

第3日	3月7日	金	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、佐藤悦子、 遠藤敏信の各議員
第4日	3月8日	土	休 会			
第5日	3月9日	日				
第6日	3月10日	月	常任委員会	産 業 建 設 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
				文 教 厚 生 (議員協議 会室)	午後1時 30分	付託議案の審査
第7日	3月11日	火	常任委員会	総 務 (議員協議 会室)	午後1時 30分	付託議案の審査
第8日	3月12日	水	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成20年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第9日	3月13日	木	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成20年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第10日	3月14日	金	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成20年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第11日	3月15日	土	休 会			
第12日	3月16日	日				
第13日	3月17日	月	休 会			本会議準備のため
第14日	3月18日	火	休 会			小学校卒業式のため
第15日	3月19日	水	本 会 議	議 場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。

日程第3 報告第2号新庄市土地開 発公社の経営状況の報告について

平向岩雄副議長 日程第3 報告第2号新庄市土地
開発公社の経営状況の報告についてを議題とい
たします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、報告第2号新庄市土地開発公社の
経営状況について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条
の3第2項の規定によりまして、議会に報告す
ることになっております。

平成20年度新庄市土地開発事業計画及び予算
でございます。

この平成20年度事業計画及び予算につきまし
ては、去る2月8日に開催いたしました平成20

年第1回土地開発公社理事会におきまして、出席理事全員の承認をいただいております。

平成20年度の事業計画につきましては、土地処分による土地造成事業として、往還東及び小桧室地区宅地分譲用地の処分を行うことにしております。これら事業の処分面積の合計は2,450.91平米を予定しており、事業を実施いたしますと平成20年度は1,466万2,000円の純利益を想定しております。

お手元の予算書の1ページから5ページまで、新庄市土地開発公社の事業計画並びに予算の内容を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上につきまして、平成20年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告といたします。よろしくお願いいたします。

平向岩雄副議長 本件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第4 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

平向岩雄副議長 日程第4 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、6月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員3名の方につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当た

り、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方々は、引き続き推薦する方として桂田茂夫氏、矢口伊和子氏、そして今回新たに推薦する方として藤田敏雄氏であります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

ただいま説明ありました諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号はこれに同意することに決しました。

日程第5 議案第2号新庄市副市長の選任について

平向岩雄副議長 日程第5議案第2号新庄市副市長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第2号新庄市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、新庄市の副市長として國分政嗣氏を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるため、御提案申し上げるものであります。

御同意をお願い申し上げます國分政嗣氏は、参考として添付しております経歴のように、昭和45年に新庄市職員となり、その後、新幹線対策課長を初め議会事務局長、財政課長、市民課長等の要職を歴任いたしまして、現在は新庄市監査委員の職についていただいております。このたび副市長に選任するに当たり、本市行政に精通している同氏を最も適任と考えまして御提案申し上げるものであります。

御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、選任は平成20年4月1日を予定しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第2号新庄市副市長の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま副市長に選任されました國分政嗣君にごあいさつをお願いいたします。

(國分政嗣君登壇)

國分政嗣君 着任の前ではございますが、お許しをいただきまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

今、市民生活をめぐる、直面する課題は多々あると思います。財政再建あるいは保険医療の確保、市町村合併等々枚挙にいとまがありませんが、どれ一つとっても非常に重く大きな課題であると思います。市民はいち早くその活路と申しますか、明るい兆しを見たいというふうに望んでおることをひしひしと感じております。このようなとき、このような重責を担うということは、まことに緊張、身の引き締まる思いがいたします。もとより、経験、知識不足の人間でございますので、市長の命をいただき、何とか職務を全うしたいと思います。一生懸命努力をさせていただくほかないというふうに覚悟いたしております。

どうぞ皆様方にはよろしく御指導いただきますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。(拍手)

日程第 6 議案第 3 号新庄市監査委員の選任について

平向岩雄副議長 日程第 6 議案第 3 号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第 3 号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任した監査委員より辞職願が出されましたので、新たに選任するために、地方自治法第196条第 1 項の規定により議会の御同意をお願い申し上げるものであります。

御同意をお願い申し上げます高山孝治氏は、参考として添付しております経歴に記載のとおり、昭和44年 3 月に山形県立新庄北高等学校を卒業後、国家公務員として杉並税務署に勤務なされ、以来、東京国税局徴収部、武蔵府中税務署管理統括国税徴収官、蒲田税務署特別徴収官などの要職を歴任され、平成17年 8 月に新庄市におきまして高山孝治税理士事務所を開設なされております。

このたび監査委員を選任するに当たりまして、民間企業、普通地方公共団体の財務管理に加えて、行政事務についても専門、高度の学識と経験を有している同氏を最も適任と考え、御提案申し上げるものであります。

御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、選任は平成20年 4 月 1 日を予定しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第 3 号は、会議規則第37条第 3 項の規定により委員会の付託

を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第 3 号新庄市監査委員の選任については、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前 10 時 22 分 休憩

午前 10 時 22 分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました高山孝治君にごあいさつをお願いいたします。

(高山孝治君登壇)

高山孝治君 ただいま御紹介いただきました高山でございます。常葉町の方で税理士を開業しております。

2 年前に東京の方から参りまして、ふるさと新庄のために貢献できるということは非常に幸せでございます。仕事柄、頑張り過ぎることはないかと思っておりますけれども、粛々と進めてまいりたいと思っておりますので、皆様の御協力と御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。(拍手)

日程第 7 議案第 4 号新庄市教育委員会委員の任命について

平向岩雄副議長 日程第 7 議案第 4 号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第 4 号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員に欠員が生じておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により新たに教育委員を選任するため、御提案申し上げます。

任命しようとする方は阿部仁美氏であります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、本市の教育行政を推進していく上でまことにふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第 4 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第 4 号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前 10 時 26 分 休憩

午前 10 時 28 分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第 8 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

平向岩雄副議長 日程第 8 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最初に、選挙管理委員の方々を指名申し上げます。

ます。木村 正さん、加藤義勝さん、矢作勝彦さん、伊藤妙子さんの4名を委員に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の方々を指名申し上げます。補充員の1番目に田宮一子さん、2番目に横戸新一さん、3番目に間 今朝義さん、4番目に阿部敏夫さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が補充員に当選されました。

それでは、ここで選挙管理委員に当選されました方々からごあいさつをいただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第9 議会案第1号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定について

平向岩雄副議長 日程第9 議会案第1号議会の議

員の期末手当の特例に関する条例の設定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

森 儀一君。

（16番森 儀一議員登壇）

16番（森 儀一議員） 御苦労さまです。それでは提案説明をいたします。

議会案第1号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定について御説明いたします。

本案は、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出するものであります。

平成20年3月5日。新庄市議会議長中川正和殿。提出者は、私、森 儀一、賛成者は今田雄三議員と沼澤恵一議員であります。

それでは別紙の方をごらんください。

この条例案は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に限り、議員の期末手当は昨年度と同様に本来の手当の額から14.3%を減じた額とするというものであります。

この条例の施行日は平成20年4月1日からとし、平成21年3月31日限りでその効力を失うこととしております。

提案の理由は、議案書末尾に記載のとおり、本市の厳しい財政状況にかんがみ、議会の議員の期末手当の額を1年間削減するため、提案するものであります。これにより削減の効果額は1年間で約473万2,000円となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議会案第1号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 私は本市の厳しい財政状況にかんがみての手当削減には大筋は賛成なんです、さらに突っ込んでお聞きしたいということでお聞きします。

新庄市の厳しい財政状況についての認識です。市民の中では東北ナンバーワンだということ、大変、本当に政治不信といいますか、それは大きいものがあります。こういう状況の厳しさをどれほど感じていらっしゃるというふうに提案者は考えているのか、1点。

それから、今回の削減全額では473万2,000円とのことですが、議員1人当たりの削減金額と、それから年収比に対しての削減率はお幾らなのかお願いします。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

平向岩雄副議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） 最初の質問でございすけれども、今年度から議員定数を4名削減して約2,600万円の削減を議会としても行っているところでございます。

それから、議員1人当たりでは月額に換算しますと5.25%でございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 今、月額と言ったように思うんですが、年収比で私は聞いたところでした。年収比というのはどうしてかという、このたび市長を先頭に、この財政状況の厳しさから本俸を削って、厳しく退職金にまで影響する削り方を大幅にやっているわけです。ということは、やはり新庄市の財政難と市民の見方の厳しさというのはあると思います。そういう意味で、議会議員としても節約のために示す、もっと削減すべきだと、定数削減ではなくて、報酬削減を本俸からやるべきだと思うんです。2

割削減と、私は思いますが、その点について年収比でどのぐらい削減なったと見ているのか、もう一度お尋ねします。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

平向岩雄副議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） 今の質問はちょっとわかりかねますので、もう一回お願いします。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 月に5.25%というふうに答えたと思うんですが、年収比で削減率を言っていたかと思いますが。

そういう意味では、私は年収比で本俸2割削減というふうにすべきだと思うんですが、そこまで私はやっても、やる必要もあると思うんです。というのは、市民生活にこのたびの財政難というのは大変大きな影響を与えて、特に福祉関係で市民の皆さんに前にやっていたさまざまな小さな手当を削減してきて、我慢に我慢を市民に強いている状態です。そういう中で、やはり議員の報酬についても厳しく私はもっと削減すべきではないかと思うんです。

前に西和賀町というところを視察しましたが、3万7,000人の人口だったと思いますが、議員の報酬は24万円だったと記憶しております。大変厳しい中で議員活動をしていらっしゃるんだということを感じたわけなんです、そういうようなところも見てきて、私たち自身、議員の年収比での大幅削減を私はやるべきではないかなと思うわけですが、そのことも含めて、年収比何%削減なのか正確なところを答えていただきたい。わからなければ、1人当たり議員幾ら、年間削減金額なのかということもここで明らかにしていただきたいと思います。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

平向岩雄副議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） 新庄市の議員報酬は、平成6年10月から議員報酬はそれぞれ34万

5,000円から現行の37万円に見直されましてからその後今年度まで14年間据え置かれております。そうした中で、近年は市の財政状況が厳しくなり、平成15年12月手当の1割を削減、そしてまた16年度からは年を通じて手当の削減を行っております。これも財政再建期間中ということで、既に5年間も議会として協力を行っており、さらに定数の削減も行っており、あえて他市との比較ということ言えば、我々の取り組みが足りないとは考えておりませんので、よろしく願います。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第1号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議会案2件一括上程

平向岩雄副議長 日程第10議会案第2号道路整備の推進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書の提出について及び日程第11議会案第3

号一級河川の管理移譲に対する意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長遠藤敏信君。

（遠藤敏信産業建設常任委員長登壇）

遠藤敏信産業建設常任委員長 議会案第2号道路整備の推進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書の提出について。上記の議案を裏面別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成20年3月5日。新庄市議会議長中川正和殿。提出者、新庄市議会産業建設常任委員会委員長遠藤敏信。

道路整備の推進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書。

道路は、市民の日常生活や経済活動を支える最も重要な社会基盤です。しかしながら、本市においては、高速道路整備を初めとして幹線道路から生活道路に至る道路網の整備は全国に比べ大きく立ちおくれています。このため、地域間連携と交流強化並びに災害時の緊急輸送や日常の救急救命医療へのアクセス強化など、道路整備の推進は極めて重要な課題です。また、全国でも有数な豪雪地帯であることから、道路除雪を初めとする総合的な雪対策の充実は安全安心な交通の確保にとって不可欠であり、さらには今後老朽化が進む道路施設の計画的な維持管理など課題が山積しています。

このような中、去る11月13日に国土交通省においては道路の中期計画素案を公表するとともに、計画を着実に進めるため、道路特定財源諸税に関し必要な法改正を行う方針を示したところであり、政府与党間においては道路特定財源の税率を現行で維持するとの合意がなされたところ です。

仮に道路特定財源諸税の暫定税率が年度末に期限切れとなり、地方道路整備臨時交付金制度など現行の税体系が変更されれば、現状でも立

ちおくらしている道路整備はさらにおくれ、維持管理の面では道路の補修や除雪が十分に行えないなど、市民生活に多大な影響が及ぶことになります。

こうした本市の実情を十分に踏まえ、真に必要な道路の整備が着実に推進されるよう下記の事項について強く要望します。

記

1. 安定的かつ確実な道路整備に必要な財源が確保されるよう暫定税率を維持するための関係法令を年度内に確実に成立させるとともに、一般財源化することなく全額を道路整備に充てること。
2. 地方道路整備臨時交付金制度については、地方の声を真摯に受けとめ、制度の維持、充実を内容とする法案を年度内に確実に成立させること。
3. 真に必要なとしている道路整備と管理が着実に推進されるよう、まだ整備が不十分である地方への道路特定財源の配分割合を高めるなど、道路整備財源のさらなる拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出します。

提出先、衆議院議長あて、参議院議長あて、内閣総理大臣あて、総務大臣あて、財務大臣あて、国土交通大臣あて。

続いて、議案第3号です。

一級河川の管理移譲に対する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年3月5日、新庄市議会議長中川正和殿。提出者、新庄市議会産業建設常任委員会委員長遠藤敏信。

一級河川の管理移譲に関する意見書。

治水事業は、国土を保全し、水害から国民の生命や財産を守る最も根幹的な施策であり、国家の最重要課題の一つとして取り組むべきであります。

さて、最近では地球温暖化現象と相まって局地的な集中豪雨が毎年のごとく発生し、昨年7月の梅雨を伴った台風4号及びそれに続いた台風5号が西日本地域を中心にもたらした記録的な降水量は記憶に新しいところです。

また、当地域を初めとする東北地方においても、我が国固有数の大川が多く存在し、急峻な山地や急勾配の自然条件により、種々の災害を受けやすい環境下にあります。

本市における最上川で見ても、平成9年6月、平成14年7月、平成16年7月と洪水災害が頻発し、河川護岸の流出や内水はんらんによる家屋への浸水被害、加えて無堤地区の水田、道路の冠水被害等住民不安が以前にも増して大きくなっています。

ついては、このような状況が一日も早く解消され、安心して安全に暮らせるようになることが住民の切なる願いであり、そのためには治水事業の推進が必要不可欠です。

このような中、政府の地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめにおいて「一つの都道府県内で完結する河川については一級河川の指定区間外を含めすべて都道府県管理とすべきである」とされていることは、地域の安全安心のために治水事業の推進を切望する我々の声に逆行するものと言わざるを得ません。

ついては、洪水被害を未然に防止し、豊かで美しい国土の創造と地域の発展を期すため、次の事項の実現について強く要望します。

記

1. 同一都道府県内で完結する一級河川であっても、河川の整備管理については国がみずから管理者として責任を果たしていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長あて、参議院議長あて、内閣総理大臣あて、国土交通大臣あて。

以上です。よろしくお願いします。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第2号及び議会案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議会案第2号及び議会案第3号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番(佐藤悦子議員) 議会案第2号についてです。

一つは、本市において道路整備が全国に比べて大きく立ちおくれているということですが、この原因については、この道路特定財源などの暫定税率延長など、今までの制度のあり方が相当お金を使う形になっていたにもかかわらず進まなかった。その理由は、これがなければ絶対進まないということよりも、私はやはり一般財源というか、地方によこす国のお金の配分が少ないために、なかなか地方で必要な道路整備ができなかったということではないのかと思うんです。

なぜかといえば、この今まであった道路特定財源と暫定税率など、こういった道路にすべて行くというお金の内容というのは、ほとんどが高速道路、高規格幹線道路、地域高規格道路などで、今度の11月に発表した道路の中期計画素案というのも内容はほとんどが高規格幹線道路、地域高規格道路などで約36%というふうに聞いております。私たちが新庄市でこの道路必要だとか、除雪必要だとか、歩道整備だとか、生活道路だとか、本当に進んでない状況があるんですが、それに回されるお金というのはその予定の中のわずか4%とか2%、数%なんです。そういう意味では、この道路特定財源そのもの、

また今度の中期計画そのものも、ほとんど高速道路だけという、ほとんどそちらに行くためのお金、10年間で59兆円を使うんだという内容だそうです、これから。今までも国は財政難だという状況だと聞いています。新庄市以上に財政難だと私は認識しています、国全体として。その原因の一番大きいのは、高速道路などの大きな道路計画ではなかったかと思うんです。

今度の道路の中期計画の中には、実はこれから新たに東京湾を横断する道路をもう1本つくるとか、今でもある東京湾横断道路が目標の半分以下しか利用がなくて、維持も大変、借金も返せないということだと聞いております。それなのにまたそのような道路を全国で6本も、四国、九州、本州、なんとか湾、こういうところを横断する道路を、大きな橋をつくる。こういうものにこの中期計画がなっているということだそうです。

そういう意味では、そういうものを温存させ続けろということではなくて、これをまずやめていただいて、そういう計画を見直ししていただいて、一般財源化して、新庄市などのような地方に来るお金に回すように一般財源化していただくと。そうすれば新庄市及び山形県に自由に使えるお金がもっとふえるはずなんです。そうすれば山形県や新庄市の借金返済も早くできるようになるし、福祉や教育も含めた生活道路、除雪、こういうところに回すことができると思うんですが、こういった道路の中期計画の内容については話し合われたでしょうか。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 質問の趣旨は、つまるところ、議員言われたような認識は産業建設常任委員各位の中でもそれぞれ承知しているものと思います。その上で、なおかつ中央と地方との格差、そういうふうなものを考えて道路特定財源の税率延長維持というふうなことを決

したものと理解しております。

あと、高速道路だけで使われているというふうなことですけれども、高速道路だけに使われるのはうまくないと、生活道路に関しても取り上げるよう働きかけるべきだというふうな意見も出ました。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 生活道路に使われるようにすべきだというのは本当だと思うんです。そのために、道路特定財源というふうに高速道路を中心とするものに使われるように10年間で59兆円だと決めてしまうんじゃなくて、それらを一般財源の方に回すというふうにすれば、新庄市などで必要な生活道路のための財源が豊かになるはずなんです。新庄市でこういう道路をつくりたいというところに回せるお金が来るようになるわけです、一般財源化すれば。そのことを小泉前首相が国会で言って、なかなか実行できなかったわけですが、そういう内容に私はすべきであって、道路特定財源をこのまま続けろとか暫定税率を延長しろとか、こういうのは私は逆だなと思います。これから今計画されている、また東京湾に新しい道路、横断する道路、むだな道路をつくるためのこういうお金、先にお金があって使うんだというやり方はやめるべきだと私は言うべきで、こういうのを出すべきではないと思うんです。

それから、年度内に必ず成立させるということなんですけれども、年度内に成立しなかった場合には暫定税率ということではできるというふうに聞いているんですが、そういうことは御存じだったのかどうなのか。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 それは委員会の中では言及しませんでした。

ちなみに、高速道路、高規格道路を含めた高

速道路の普及率から見ますと、全国69.9、東北69.9に対して山形県は48.4%と著しくおくられていると。そういう状況から見ても、暫定税率延長、これは必要ではないかというふうな結論に達したところであります。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 私は、山形県がおくられていることは、これは全国に比べて山形県がないがしろにされているのかなと感じます。その点については怒りを覚えます。しかし、その山形県に来るお金自体が一般財源化によってふえることになれば、山形県としても自主的に道路を整備するというふうにするお金として、自分たちで決めてやれるお金が十分に来るようになるわけですから、その方がずっと山形県としてもやりやすいことは間違いない。今の状況の中期計画によれば、全く山形県とは違うところのはるか遠くのところの四国、九州、本州などを結ぶところにまた新たな大きな道路をつくるというのが、何兆円だか、相当のお金で組まれておりますが、そんなことはやめていただいて、一般財源化していただければ、山形県にはもっと高速道路なり必要な道路に使えるお金が出てくるはずだと私は思うのですが、その点について考えは及ばなかったのかお願いします。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 そこまでは議論になりませんでした。しかし、要は中央と地方の地域間格差を是正したいと、そういう思いの中で意見書を取り上げていただきたいというふうなことで提出するものであります。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議会案第2号道路整備の推進と道路特定財源の暫定税率延長に関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議ありますので、起立採決いたします。

議会案第2号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平向岩雄副議長 賛成者多数でございます。よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第3号一級河川の管理移譲に対する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時12分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

平成20年度施政方針の説明

平向岩雄副議長 日程第12平成20年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 先ほどは、人事案件等御審議、本当にありがとうございました。

それから、積雪状況ですが、毎回申し上げております、今回83センチ、予算にして1億8,000万円支出しております。その後補正する場合には、議運でお話し申し上げましたとおり最終日に補正予算を提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成20年度市政運営に臨む所信と施策の概要を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

米国の低所得者向け住宅ローン問題に端を発する世界経済の混迷の中で、原油価格の急上昇による灯油やガソリンの高騰、小麦粉などの生産原料コスト高による食料品の価格改定がなされるなど、国民生活にとっては非常に厳しい社会情勢となっております。

また、地方自治体を取り巻く環境も厳しい状況は変わりなく、三位一体の構造改革により税源移譲がなされはしましたが、補助金カットに見合う移譲とはなりませんでした。地方の中においても市場原理主義を旨とする構造改革などの影響により、都市と地方との格差、所得格差や医療格差など、ひずみが生じてきております。根幹となる財源問題では、地方交付税が昨年度に比べて若干増額の見込みではありますが、独自性を発揮できる一般財源は大幅に減少しており、公共サービスへの影響も深刻となってきました。

本市においては、昨年度、工業団地へ新たに2社が立地するという明るい材料もございますが、中心商店街の老舗商店が相次いで閉店するなど、景気後退の影響が現実のものとなっております。1月末の有効求人倍率は県内の他地域

と比較して低い0.61倍であり、雇用情勢は引き続き厳しい状況に置かれております。さらに、ここ数年、本市人口の減少傾向が強まり、少子超高齢社会に突入していることをひしひしと感じさせられます。このような状況を踏まえ、市民ニーズに的確にこたえる公共サービスを提供するためには、市政運営を安定的に行うことが必要であり、本市の新たな躍進に向けてはその基本となる四つの計画や指針に基づき進めることが肝要であります。

初めに、行財政改革でございますが、昨年度までの3カ年間に於いて行政運営システムの整備など六つの重点項目を掲げ、鋭意改革を進めてまいりました。指定管理者制度を多くの施設に活用し、民間のノウハウを生かすとともに、定員管理計画に基づく人員の適正配置により効率化を図り、スリムで機能的な組織づくりへと成果を上げております。また、行政運営システムを整備する中で、政策の形成及び決定の的確化、迅速化に努め、推進する手段としての行政評価の制度を高めておりますが、今後は実践組織である政策調整会議や部門別課長会などの充実を図り、その機能が十分に発揮されるよう環境づくりに努めてまいります。これら行財政改革の取り組みは、新たに平成20、21年度の2カ年間を実施年度とする新行財政改革大綱を策定し取り組むこととなりますが、市民の皆様の御理解を得ながら着実に推進してまいります。

行財政改革の重要な柱の一つでもある財政再建計画は平成20年度が最終年度となりますが、平成18年度までの3カ年の実績から推計すると、5カ年間の改善対策の累計目標額である34億円に対して8億円上回る42億円となり、124%の改善率で着実に実行されております。今後とも職員給与の独自カットを実施している人件費を初めとする歳出削減対策や市税収納率改善などの歳入確保対策を推進し、一日も早く財政の健全化を目指します。

あわせて、焦点であります地方自治体財政健全化法による破綻防止対策の基準となる実質公債費比率は、現時点で健全化基準の25%を超える30.1%とピークを迎えておりますが、建設事業の重点化により市債の発行を抑制し、率の低減に全力を注いでいく所存であります。平成22年度は単年度で23.3%に、平成23年度には3カ年平均が23.8%となり、基準を達成できる見込みとなっております。

市民の皆様には一部事業の廃止などをお願いしてまいりましたが、なるべく早く財政の健全化を実現するため、さまざまな改善対策について、これまでと同様に御理解を賜りたいと考えているところでございます。

さまざまな施策や計画の具体化に向けたキープポイントは、「協働推進のための指針」に基づく市民と行政の協働であります。協働とは、公共サービスは行政だけが提供するものであるという考え方から脱して、自治会、NPO、企業なども含め、市民が行政と連携しながらみずからの創意と努力をまちづくりに生かしていくという意識を醸成し、実践を通してみずからの町に誇りと自信を持つことにあります。

平成19年度までは庁内の推進体制の確立とあわせ、市民プラザの市民活動交流広場「ぷらっと」を拠点として活動を支援してまいりました。また、モデル事業の実施やパブリックコメント（市民意見の公募）の制度化に取り組み、市民参画の拡大を図ってまいりました。平成21年度は新たな協働推進に基づき取り組みを行うこととなりますが、職員の地域担当制もその一つの手法と位置づけております。

新たな時代に合った施策体系を再構築した後期5カ年基本計画では、基本的な考え方の一つに、限られた資源（人、金、物）の選択と集中により施策の重点化を図っていくとしております。平成18、19年度の2カ年間、区長の皆様の御協力を得ながら重点施策アンケートを実施い

たしました。基本計画の11の重点施策について、満足度、重要度及び必要度を問いました。県立病院存続の取り組みがマスコミでも取り上げられ、市民の関心が高い安心な医療体制の整備、相変わらずニーズが高い生活基盤の根幹である都市機能の整備、必要度が高く大型空き店舗の活用や魅力的な店舗の創造がポイントである中心市街地の活性化、新庄の独自政策である雪対策の用水確保と流雪溝整備、そして少子超高齢社会で重要度が高く、今後力点を置くべき子育て支援の充実と命を大切にする教育の6施策が特に振興を図るべきという市民の皆様の御意見でございました。私が公約で掲げた施策とほぼ一致しておりました。平成19年度から具体的に着手しているものもございます。厳しい財政状況下ではありますが、早期に実現できるように極力予算との連動を図っていく所存でございます。

自然の恵みと人と人との豊かな触れ合いのある快適で便利な都市機能を持つ田園都市新庄は、昭和54年に策定した第1次振興計画から一貫したビジョンであり、以後約30年、先人の皆様の御尽力により着実に実現されてきていると確信しております。

一方、時代の潮流の中で、空洞化した市街地対策として、国においてもコンパクトなまちづくりへと方針を転換しており、土地利用などの全体的なフレームがどうあるべきか基本的な見直しが必要となっております。

平成23年度からの次期振興計画及び国土利用計画の策定に向けては、田園の基盤である農業振興エリアと、にぎわいを生む市街地エリアのあり方について、農業振興計画や都市計画の見直しを初め各分野の制度や計画とも調整しながら、より住みよい魅力のあるまちづくりを目指して、喫緊の最重要課題として位置づけ、取り組みに着手してまいります。

次に、特に振興すべきとされた重点施策と平

成20年度の主要事務事業について、その概要を申し上げます。

市民生活の根幹である「安心して暮らせるまち」生活環境づくりの施策では、医療体制の充実が第一番に來ます。県立新庄病院は、新庄市のみならず最上圏域全体の基幹病院あり、県内の他地域では考えられないほど存在感は大きく、県立であるということが安心の源となっております。今後その運営のあり方などについて検討が進められますが、県立としての存続と高次医療機能の強化を目指し、7町村及び関係機関と連携しながら要望活動を展開してまいります。

また、75歳以上の医療は、老人保健制度から新たに後期高齢者医療制度が創設され、特別会計を設置することとなりましたが、安定的な運営のため、県内全市町村が加入した組織により実施することとしております。

子育て支援の充実は、将来の新庄市を担う人材の育成として欠かせません。市内民間事業者の英断により、5月の連休明けには新庄ショッピングビルが再開し、シンボリックな施設であります「わらすこ広場」も再出発する運びとなりました。天気を気にせず遊べる施設としてフルに活用していただくとともに、子育て支援センターとあわせ、若いお母さん方の悩み相談や情報交換の場として期待するところ大であります。同じく、共働き家庭の児童の遊びや学習の場としての学童保育所を北辰小学校に新しく設置いたします。年々各地域からのニーズが高まってきており、今後とも福祉と教育の垣根を取り払い進めてまいります。これらの施設の運営においても、安全安心を第一主義に取り組んでいきます。さらに、安心して出産できる環境を整えるため、妊婦検診の回数をふやし、改善を図ります。また、障害福祉の振興策として、撤退しますポリテク新庄を有効活用する友愛園の移転事業に対して8町村共同で補助を行います。

厳しい経済情勢の中で、市営住宅の入居応募

倍率が高く、その環境整備と住宅計画が急がれます。現時点で320戸を提供していますが、今後の改善計画を策定するストック総合調査を実施し、第1弾として玉の木団地2号棟外壁改修事業に着手します。次年度以降、各団地の改修を順次実施してまいります。

同様に、生活基盤の最たるものとしての水道事業では、中川原外4地区への給水拡張工事に着手します。工事が完了した地区ごとに供用を開始し、平成22年度、ほぼ市全域への給水が可能となります。

また、雪対策では、駅前通りで県が実施しております電線地中化・無散水歩道整備事業に共同して駅前広場の歩道を整備し、景観に配慮した暮らしやすい環境を創出します。雪に強いまちづくりの計画では、住民参加による除排雪の推進を図る施策が盛り込まれており、新規に簡易除雪機を購入し、町内会等で自主的に管理、活用してもらうシステムの検証を始めます。冬期間の町中の環境整備を市民協働の視点で取り組んでいただきたいと考えております。

にぎやかなまちづくり、地域の活性化は交流人口の拡大をテーマに進めてまいります。全国的な人口減少の中で、定住まではいかなくとも2地域居住など新しい居住形態も出てきておりますので、農家民宿などの新たな手法を検討します。

まつりと雪のふるさと新庄のよさを見つめ直し、四季鮮やかなまち新庄の魅力をアピールしていくことが重要であり、既存の地域資源を磨き上げ活用するなど、新庄まで足を運んでいただく取り組みが必要であります。新年度は「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の年です。新庄まつりを核とした観光物産の宣伝活動を強化し、仙台家老の方々からお力添えをいただき、仙台圏域からの新たな誘客の発掘に努めてまいります。おいしい食べ物、食と農をテーマにした（仮称）新庄秋まつりを地元商

店街や産業関係団体と協力しながら企画検討し、もがみ大産業まつりと連携した交流の起爆剤となる祭りを目指し実施していきます。

新庄市コンパクトなまちづくり推進方策に基づき、市民の皆様の御意見なども大切にしながら、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。その一つとして、地域の商店街より提案を受けております100円商店街と連携したアンテナモールなども支援してまいります。また、来街者が安心して歩いて買物ができる環境を整えるため、北本町アーケード改修事業に対し補助することといたしました。中心商店街のあり方についても、私が公約で申し上げております手づくり通りやブティック通りなども例として、特色ある方法を商店街の皆様とも話し合いながら提案してまいりたいと考えております。

暮らしをよくするには、雇用の創出並びに産業振興による市民所得の向上が基本でございます。昭和54年の新庄横根山工業団地、昭和59年の新庄中核工業団地の分譲開始から、地場産業の振興とあわせ企業誘致による雇用の場の拡大を図ってまいりました。両団地で最上圏域約2,400名の方々が働いておりますが、未分譲の23.3ヘクタールと操業に至っていない企業へのトップセールスを推進してまいります。自動車業界では東北進出という新局面が始まろうとしています。新たな誘致に当たってのソフト面の環境整備と的確な情報の収集と発信を行うため、団地企業各社との情報交換の場を数多く持ちます。また、山形県東京事務所へ職員を派遣いたしまして、企業誘致を強化します。

基幹産業である農業では、ソバとニラの生産量は県内第1位でありますし、トルコギキョウやタラの芽のようにブランド化された品目も順調に育っております。なお一層ブランド化の推進に努めてまいります。稲作主体による園芸作物や畜産の振興など複合経営を着実に実現する

ため、良質作物の生産とともに新たな販売ルートの開拓が必要であり、関係各機関に積極的に働きかけを行います。

また、環境に負荷がかからない食料対策が重要であると考えられますので、地元で必要なものは地元で生産するという地消地産の検討を行い、地元野菜の学校給食への供給率を高めるなどの対策を推進します。一方、本合海の上野地区で平成24年度までの5カ年事業として土地基盤整備を実施いたします。

未来の新庄を担う人づくりでは、心の教育を最重点に掲げ、長期教育プランのもとに確実に推進していきます。具体的には、地域とのかかわりの中で「いのち輝くたくましい新庄っ子を育てる」ことを基本にした小・中一貫教育の充実を図るため、新たな時代にふさわしい学校教育環境のあり方を検討してまいります。

また、「健全なる精神は健全な身体に宿る」と申します。食育は心の教育の第一歩でもあります。平成21年度から中学校にも給食を実施する予定ですが、安全安心なものが提供できるように具体的な検討に入ります。すべての児童生徒に望ましい栄養の食事を提供し、食材の生産、販売や調理過程などを学ぶことを通して感謝の気持ちと物を大切に作る心を涵養します。

青年会議所の新庄最上の中高生を対象としたアンケートでは、学校卒業後、地元へ住みたいと思う人は6割で、「住みたくない」と答えた人の中でも半数近くが「やりたい仕事や職業がないから」と答えます。本市にも世界につながる企業が数多くあり、地元企業に就職できるような学校の学科やカリキュラム編成なども含め、関係機関への働きかけを粘り強く行ってまいります。

将来に引き継ぐべき文化財の整備では、最上公園の天満神社保存改修事業の3カ年計画に着手します。さらに、名誉市民である近岡善次郎氏の御遺族から寄贈を受けた絵画を文化財産と

して長く伝えるため、これを機会として同じく名誉市民である人間国宝奥山峰石氏の鍛金コレクションを常時展示する二つの記念室をふるさと歴史センターに整備し、2カ年にわたり4回のシリーズで記念の絵画展及び鍛金展を開催いたします。

また、小さいうちから文化に接する機会の一つとして、子ども芸術学校を立ち上げることとしました。活動分野は、演劇、音楽、表現活動、造形の4部門で、小中学生を対象とするものでございます。

ごみの減量化、資源化を積極的に行っている環境保全の分野では、全国に先駆けて進めている、市民、障害者施設の友愛園とたんぼぼ作業所、誘致企業であるヨコタ東北及び市内スーパーマーケットが市民協働事業として取り組んでおります食品トレー市民リサイクル新庄方式があります。新年度から、児童が家庭からトレーを持ち寄り、小学校を通して回収するルートを新設し、新庄方式を一層拡大してまいります。

また、10月に山形市で開催される第3回3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進全国大会において、本市を訪れる方々に「環境にやさしいまち新庄」を積極的にアピールしてまいります。

バイオマス堆肥の製造事業は、引き続き実証事業を行い、堆肥の活用をどのように位置づけるか、本格実施に向け検討を重ねてまいります。

次に、下水道汚泥の燃料化事業でございますが、2月23日、施設が完成し、4月からNEDOとのテスト事業が開始される運びとなりました。本事業は全国初の試みであり、かつ公益性が極めて高く、汚泥処理に係る行政コスト削減などの事業効果が見込まれています。本市はこの事業の共同研究者として、事業推進のため、原料となる汚泥の確保などに支援していくものでございます。

このように、さまざまな先駆的な取り組みが

実現しておりますが、今後とも資源循環のまちづくりを推進してまいります。

本年の子年は十二支の中で最初の干支であり、新庄市の新たな躍進のため気持ちを奮い立たせ取り組んでまいり所存でございます。

先ほど限られた資源（人、金、物）の中で選択と集中による施策の重点化が大切であることを述べましたが、第4の要素として「情報」がキーワードであります。インターネット時代に入り、新庄の農産物、商品の顧客はこの圏域を越え、無限の可能性を秘めております。いかに情報を収集し、取捨選択し判断、活用するか、また新庄の独自性をいかにアピールするか、何を情報発信するのか、市民、産業界、教育界、行政が協働して取り組んでいくことが課題であります。そのためにも情報を常に共有していることがベースとなりますので、施策、事業の内容や行財政状況をわかりやすく公開するなど、情報の開示に努めてまいります。

新年度は、財政再建計画の総括、正念場の年度であるとともに、昭和24年市制施行から数えて59年目に当たり、大きな一回り60年の節目へのかけ橋となる年度であります。私たちが誇りを持って暮らせる「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」を築くため、私を先頭に職員一丸となり、進取の気概を持って努力してまいり所存でございます。

ここに改めて市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、平成20年度の施政方針といたします。

平向岩雄副議長 どうも御苦労さまでした。

議案26件一括上程

平向岩雄副議長 日程第13議案第5号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例の制定から日程第28議案第20号山形県消防補償等組合規約の一部変更についてまで及び日程第29議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算から日程第38議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算までの計26件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第5号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

内容といたしましては、育児短時間勤務制度の設定であります。これは小学校入学前の子の養育のため、週の勤務時間を20時間、24時間または25時間のいずれからか選択して勤務することができる制度であります。また、育児のための部分休業が取得できる期間を現行の子が3歳に達するまでの期間から子が小学校に入学するまでの期間に延長するなどの改正も行っております。

なお、この条例の施行に伴い、新庄市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び新庄市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例についても、それぞれ育児短時間勤務をしている職員等に関する規定を追加するため、本条例の附則において必要な改正を行うものであります。

議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、本市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関し同様の措置

を講ずるため、必要な改正を行うものであります。

内容といたしましては、通勤の範囲を拡大する改正、障害の等級等に係る規定の整備を行うものであります。

議案第7号新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

教育長の給与につきましては、人件費の独自削減対策の一環として平成16年度から今年度まで給料の年額の12%相当額を期末手当から差し引いており、この対策による削減効果額は年間約96万8,000円であります。平成20年度においては、この独自削減案を見直し、教育長の給料の月額を現行の59万円から42万円に削減するものであります。

なお、この改正による削減効果額は年間約412万9,000円であります。

平成16年度に策定され、毎年見直しを行っている新庄市財政再建計画は、市民の皆様の御理解と御協力を得ながら順調に進捗しておりますが、このたびの改正はこれをさらに進めるために行うものであります。

議案第8号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、本市への企業誘致の推進と首都圏における知名度向上のため、平成20年4月1日から県の東京事務所に職員を1名派遣するため、必要な改正を行うものであります。

内容といたしましては、現在、東京都など民間の給与水準が高い地域に勤務する公務員については地域手当が支給されておりますが、このたび県の東京事務所に職員を派遣するに当たり、県職員及び他の市町村から派遣されている職員との均衡を図るため、地域手当に関する規定を

追加し、その他必要な改正を行うものであります。

なお、平成20年度当初予算にも計上しておりますが、年間の支給額は67万2,000円と試算しております。

議案第9号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の設定について御説明申し上げます。

地域による主体的かつ計画的な企業立地促進の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることを目的として、昨年、企業立地促進法が施行されました。この法律に基づいて、山形県と新庄市を含む11市4町は国から基本計画に対する同意を得ることができました。市ではこれを契機といたしまして、地域における企業立地をさらに促進し、産業集積の形成及び活性化を図るため、土地、家屋、構築物に係る固定資産税を3年間免除することで、税制面において優遇措置を設定するものであります。課税免除の要件は、新庄中核工業団地内集積区域で、製造業では施設・土地の取得価格の合計額が5億円以上、その他情報通信業などにおいては3億円以上のものとなっております。

なお、この課税免除に対しては地方交付税による減収補てん措置が設けられております。

議案第10号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第11号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、いずれの議案も本年4月から施行される後期高齢者医療制度などの制度改革に伴い、必要な改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例についてであります。基金積み立てに係る「老人保健拠出金」を「後期高齢者支援金」に

文言を改めるものであります。

次に、国民健康保険税条例についてであります。後期高齢者医療制度として国民健康保険制度から独立することによる税率、所得割、資産割、均等割、平等割の改正、新たに後期高齢者支援金分が発生することによる規定の追加及び年金から特別徴収の方法によって徴収する規定の追加、その他必要な改正を行うものであります。

議案第12号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、本年4月から特定健診及び特定保健指導が医療保険者に義務づけられるため、その規定を追加し、その他必要な改正を行うものであります。

議案第13号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、平成17年度の税制改正による平成18年度からの介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長する政令が公布されたことに伴い、本市においても介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで実施するため、条例を改正するものであります。

内容といたしましては、平成19年度に実施した緩和措置による保険料額を平成20年度においても適用するものであり、保険料の影響額は約650万円ほどであります。

議案第14号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、新庄市民スキー場及び武道館の利用者ニーズと利便性を考慮し、より多くの利用者が施設を効率的に活用できるように利用料金の適正化を図るものであります。

最初に、市民スキー場についてであります。

現在、スキー場はシーズン券を除いて7種類

のリフト券を発券しておりますが、それぞれの券ごとに使用時間が定められているため、利用できる時間帯が限定され、不便が生じております。このため、リフト券を利用者によりシンプルでわかりやすくするため、7種類から5種類へと整理統合するものであります。

次に、武道館の柔剣道場についてであります。かねてより利用者の要望が多かった少人数での練習や基礎トレーニングのために、半面利用の区分を設けるものであります。

議案第15号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、新庄市民球場トレーニング室をより多くの利用者に有効に活用していただき、市民の体力づくりとスポーツ競技力の向上に資するよう利用料金の適正化を図るものであります。現在、トレーニング室の利用料金の設定は、トレーニング室使用料及びトレーニングマシン使用料を合わせて300円となっており、団体・グループでの料金設定がなされておられません。このため、中高生を中心とした部活動などの利用要望にこたえるため、団体の利用区分を設けるとともに、生徒などの使用料について低く設定するものであります。

議案第16号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本市の下水道事業も供用開始から19年が経過し、市浄化センターの施設老朽化による設備の改築及び機能向上のための財源の確保並びにこれまで事業に投資した建設資金返済の促進などが急務の課題となっております。このため、下水道事業の経営健全化の観点から、新庄市下水道事業運営審議会の答申に基づき、使用料の額の適正化に向け、料金の改定を図るものであります。

改定内容であります。10立方メートルまでの基本料金を100円引き上げ1,550円とし、従量使用料をそれぞれ10円ずつ引き上げるものであ

ります。この改定による平均改定率は約6.3%となり、一般家庭の平均的使用料20立方メートルで換算した場合、現行よりおよそ210円引き上げられるものであります。

なお、執行日を7月1日としていることから、8月分として徴収する使用料からの適用となります。

下水道事業は市民生活に密接に結びついた事業であり、円滑な事業推進のためには市民の理解と協力を得ることが不可欠なものであります。このたびの使用料金の改定に当たっても広報周知に努め、広く市民の理解を深めてまいる所存であります。

議案第17号新庄水道給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、県の最上広域水道の料金が平成20年4月より引き下げられることに伴い、本市も水道料金の引き下げを行うものであります。これは平成19年度から23年度までの経営収支の試算に基づき、平成20年度から22年度までの3カ年の料金の値下げが可能と判断したものであります。

改定内容であります、本市の水道料金は平成5年の料金改定より福祉的料金体系の考え方から使用水量の少ない利用者の負担を軽減する措置をとっております。このため、今回は従量料金を据え置き、基本料金を一律税込み315円引き下げすることにより、すべての受益者負担の軽減を図るものであります。

なお、平成22年度からは行政区域のほぼ全域が給水区域となるため、普及率の向上を図るとともに経営の一層の健全化に努めてまいります。

議案第18号山形県市町村職員退職手当組合同約の一部変更について御説明申し上げます。

このたびの変更は、山形県市町村職員退職手当組合の構成団体である酒田地区消防組合が平成20年4月1日からこれまでの消防救急業務に加え、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処

分場の設置、管理などを行うことから、名称を「酒田地区広域行政組合」に改称することに伴うものであります。これにつきましては、退職手当組合に加入する県内45地方公共団体、9市11町3村14組合、同じ内容の改正となるものであります。

議案第19号山形県自治会館管理組合同約の一部変更について御説明申し上げます。

変更点の一つ目は、収入役制度の廃止により、会計管理者を設置するものであります。改正法附則において、法施行時に在職する収入役につきましては、その任期中に限り在職するとした経過措置に基づき、これまで事務局長が兼務しておりましたが、平成20年3月31日に任期満了となりますことから、規定を整備し、会計管理者を置くものであります。

二つ目は、これまで組合の職員を吏員とその他の職員とに区分していたものを職員と総称するものであります。これらにつきましては平成19年4月1日に施行されました地方自治法の一部改正に伴うものであり、山形県自治会館管理組合を構成いたします県内35市町村すべて同じ内容の変更となるものであります。

議案第20号山形県消防補償等組合同約の一部変更について御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、地方自治法の一部改正及び消防組織法の一部改正に伴い、山形県消防補償等組合同約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

内容といたしましては、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改めるための変更であります。

議案第28号から議案第37号までの一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の平成20年度当初予算について御説明申し上げます。

本市の当初予算編成に当たりまして、基本的な方針を御説明いたします。

まず、前提としましたのは市の厳しい財政状況を好転させることが目下の最大の課題と考えております。財政再建計画を確実に実行する予算を編成することに力点を置きました。人件費や公債費など義務的な経費はできるだけスリムにする方針としました。ただ、この厳しい財政状況であっても、将来の新庄を担う人づくりは大変重要だと考えております。また、安心して暮らせる生活環境を整備することは行政の責任であると認識しておりますので、特に雪対策の充実を図らなければならないと考えております。

このような基本方針に基づき予算を編成しましたが、市税の落ち込みが予想され、交付税の方向性も定まらないなど、財源確保には苦労しましたが、次に述べます3事業に象徴される予算となりました。

1点目は、わらすこ広場管理運営事業及び北辰学童保育所開設事業に代表されます子育て支援事業であります。

2点目は、流雪溝整備や市民に貸し出すための簡易除雪機など、市民とともに雪対策を推進するための事業。

3点目には、本市が輩出した偉大な芸術家の作品を保存、展示しながら、文化や観光振興に結びつけるための名誉市民特別記念室整備事業の予算化でございます。

このような編成を行ったことによりまして、一般会計の予算は129億3,500万円となり、1億5,000万円の減、率にいたしますと1.1%の減少となりました。

平成20年度の当初予算は、私が市長に就任いたしましたして初めての当初予算でございます。施政方針でも述べましたように、私が目指すまちづくりを少しでも実現するため、限られた予算ではございますが、これらの意を反映した予算編成といたしました。

以上、当初予算編成の要点について御説明いたしました。一般会計の詳細及び8特別会計

については政策経営課長から、水道事業会計については水道課長からそれぞれ説明させていただきます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議案第21号から議案第27号までの一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算については、政策経営課長から御説明申し上げます。

平向岩雄副議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

政策経営課長坂本孝一郎君。

(坂本孝一郎政策経営課長登壇)

坂本孝一郎政策経営課長 それでは、議案第28号平成20年度一般会計予算案について御説明申し上げます。1ページをお開き願います。

一般会計の予算総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ129億3,500万円であります。前年度対比1億5,000万円、1.1%の減で、9年連続の減となっております。

第2条債務負担行為と第3条地方債につきましては、後ほど御説明いたします。

第4条一時借入金の最高額は15億円と定めております。

予算の流用につきましては、第5条に定められているとおり、人件費に関する部分であります。

2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

7ページ、第2表債務負担行為につきましては、農業経営基盤強化資金利子補給は、認定農業者が利用しますスーパーL資金への利子補給でありまして、20年度の貸付限度額を計上してございます。

次に、地方債について御説明申し上げます。

8 ページをお開き願います。

第3表地方債は、地方公営企業等金融機構出資を初めとする11件で、20年度に新たに発行する地方債は6億1,560万円でございます。

11ページからの歳入歳出予算を御説明いたしますが、歳入歳出ともに款ごとの予算額並びに前年度の比較につきましては9、10ページの事項別明細書に記載してございますので、その都度ごらん願いたいと思います。

まず初めに歳入でございます。

11ページ、1款市税ですが、款の合計額は46億2,165万8,000円で、前年度対比4,651万2,000円の減であります。19年度から税源移譲が行われております個人市民税ですが、景気動向や収納率を勘案しながら13億9,930万6,000円を計上しておりますが、前年度と比較し3,991万8,000円の減となります。2目法人市民税及び2項固定資産税は前年度とほぼ同額を確保できると見込んでございます。

14ページ、2款地方譲与税から16ページ、9款地方特例交付金までは、19年度の決算見込額及び20年度の地方財政計画上の伸び率を勘案し計上しております。

16ページ、9款地方特例交付金のうち2節減収補てん特例交付金は、本来所得税であります住宅ローン控除が個人市民税に及ぶことから、その影響額を国が補てんするものであります。この交付金は1,400万円の増となりますが、その他の譲与税は減額が多く、これらを合わせますと前年度より7,640万円の減となります。

16ページ、10款地方交付税は45億円で、前年度から2,000万円、0.4%の増でございます。市長からも説明ありましたように、交付税の確保が20年度地方財政計画の焦点となりました。法人事業税等の4,000億円を交付税に追加する地方再生対策費の設定によりまして、普通交付税は2,000万円増の39億2,000万円を計上しております。特別交付税は前年度同額の5億8,000万

円といたしました。

17ページ、12款分担金及び負担金は514万1,000円の増となりますが、泉田川土地改良区総代選挙費負担金246万6,000円、北辰小学校内に平成20年度開設予定の北部学童保育所の負担金229万3,000円の増が主な要因でございます。

13款使用料及び手数料の民生使用料に児童館等使用料990万6,000円を計上しております。指定管理委託により19年度までは指定管理者が徴収してございましたけれども、20年度は市が徴収するため増となります。また、わらすこ広場使用料92万3,000円は、5月の再開を目指しております広場使用料を計上したものでございます。また、3目衛生使用料に夜間休日診療所使用料を計上しております。前年度比503万円の増となることから、13款全体では1,141万9,000円の増となります。

20ページ、14款国庫支出金は、全体で6億1,861万円で前年度とほぼ同額となりました。

1項1目民生費国庫負担金は5億2,318万4,000円で、2,073万4,000円の減です。児童手当や児童扶養手当関係負担金で999万8,000円の減及び衛生費国庫負担金でありました老人保健事業費負担金が国民健康保険事業特別会計に移行したためであります。

21ページ、2項2目土木費国庫補助金は5,763万8,000円で、2,463万8,000円の増でございます。地方道路整備臨時交付金と市営住宅整備に交付されます地域住宅交付金の増によるものでございます。

23ページ、15款県支出金は6億3,811万2,000円で、前年度対比1,304万8,000円の増となります。1項1目民生費県負担金の国民健康保険基盤安定制度負担金が3,356万円減となりますが、新たにスタートいたします後期高齢者医療制度に伴います基盤安定拠出金が増となるものであります。

2項県補助金では、24ページ、農林水産業費

県補助金が1,228万4,000円の増となっておりますが、これは農業用施設整備に対して交付されます山形園芸担い手チャレンジプラン支援事業費補助金が大きな要因でございます。

25ページの3項県委託金は、市県民税の増額などに連動して個人県民税の徴収取扱費交付金3,380万円の増としてございます。

26ページをお開き願います。教育費委託金の問題を抱える子ども等の自立支援事業費委託金の増などと合わせまして、県の委託金は1,653万5,000円の増となります。

16款財産収入1項1目財産貸付収入は648万円でございますが、旧ポリテクセンター分の貸付収入が減る見込みとなっておりますので、前年度比較267万円の減となっております。

27ページ、18款繰入金2項基金繰入金では、財政調整基金から繰入金が8,000万円でございます。前年度の予算では6,400万円としておりましたので1,600万円の増となります。当初、予算繰り入れ後の財政調整基金の残高は約3億7,000万円となる見込みでございます。今後の財政運営を考えますとまだまだ不十分な金額でありますので、効率的な財政運営によりましてさらに積み立てができるよう努めていきたいと考えてございます。

28ページ、19款前年度繰越金は、前年度と同額の1億8,000万円を計上してございます。

20款諸収入は、全体で3億3,375万5,000円となりまして、1,057万4,000円の増でございます。3項貸付金元利収入において、19年9月補正いたしました産業立地促進資金融資制度貸付金元金収入3,450万4,000円の増が主な要因でございます。

また、29ページ、雑入では、コミュニティ助成金の970万円の減と、一般的な健康診査が国民健康保険事業特別会計などに移行したことによるがん検診等個人徴収金が1,353万3,000円減となるためでございます。

21款市債でございますが、総額は6億1,560万円で、13.4%、9,510万円の減であります。財政再建計画に基づきまして新たな起債の発行を抑制する方針を堅持してございます。農道整備事業完了に伴う農林水産業債、臨時財政対策債、山形県市町村振興資金借換債が減となっております。増となります主なものは、最上広域一部事務組合負担金であります高機能消防通信指令センター整備事業負担債、玉の木団地外壁改修事業に充当します市営住宅改修事業債がでございます。

以上、歳入について御説明申し上げましたが、市税、地方交付税などの一般財源の総額は、合計で104億7,753万円と前年度より1億2,187万9,000円の減となっております。

続きまして、31ページからの歳出を御説明いたします。

1款議会費は1億8,133万1,000円で、前年度対比309万8,000円の減となっております。

32ページ、2款総務費は款全体で13億9,165万2,000円で、5,497万8,000円、3.8%の減でございます。1項1目総務一般管理費は19年度退職者と20年度新規採用者の差額や会計間の異動に伴う職員給与費をここで措置しておりますけれども、1,229万7,000円の増となっております。

なお、一般会計全体における職員給与費は1億214万4,000円の減となるものでございます。総務一般管理費には、山形県東京連絡事務所への職員派遣旅費65万8,000円を計上してございます。

34ページ、4目財政管理費には地方公営企業金融機構出資金390万円がでございます。現在の公営企業金融公庫は地方公共団体が共同出資して設置する地方公営企業等金融機構に改組されることが決定されており、借入残高に応じた出資を行うもので、出資に対しては起債が認められてございます。

35ページ、7目企画費には、新庄コンピュー

ター専門学校運営費負担金104万6,000円と2件の内示を得ておりますコミュニティ助成事業補助金460万円を計上してございます。

40ページにあります2項2目賦課徴収費では市税還付金及び還付賦課金を4,900万円計上してございます。税源移譲によりまして平成19年度から住民税率が高くなりましたが、所得税率の低下が1年おくれるため、所得が大幅に減少した場合、還付しなければなりませんけれども、その見込額3,700万円が増となることによります。

42ページからの選挙費でございますけれども、農業委員会委員選挙、山形県知事選挙、泉田川土地改良区総代選挙が実施されますので、各経費を予算化してございます。

46ページから3款民生費になります。3款の合計は33億4,606万2,000円で、3,539万5,000円、1.1%の増となります。1項1目社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計への繰出金は5,460万1,000円の減となっております。

48ページ、3目障害者福祉費には友愛園移転改修支援負担金406万2,000円を計上しております。

52ページ、7目老人保健事業特別会計繰出金が大きく減となり、9目後期高齢者医療事業費が大幅な増となっております。これらは後期高齢者医療制度がスタートするためのものでありまして、療養給付費負担金2億5,861万5,000円は国保連合会への負担金でございます。

53ページ、2項1目児童福祉総務費には、新たに開設いたします北辰学童保育所の工事費300万円と放課後児童対策事業委託料400万円が含まれております。

また、54ページには、5月に再開を計画しておりますわらすこ広場管理運営事業費1,747万4,000円を計上しております。

56ページの児童館費では、指定管理委託料が1,153万9,000円の増となっております。歳入の

部でも触れましたけれども、20年度から児童館使用料は市が徴収することになりますので、収入相当分がふえることになります。

58ページからの4款衛生費は15億5,548万8,000円で、2%、3,118万2,000円の減であります。1項1目保健衛生総務費には奥羽金沢温泉運営費補助金500万円を計上しております。

59ページ、4目健康増進費は、19年度予算では老人保健費としておりまして、比較しますと5,018万3,000円の減となります。老人保健法が廃止され、高齢者医療確保法に名称が変わり、健康診査以外の事業が健康増進法に引き継がれるものでございます。特定健診は保健機関が実施することになり、健診業務の大部分が健康保険事業特別会計などに移行いたします。

61ページ、水道費には上水道高料金対策費繰出金が予算化されておりますが、前年度と比較しますと4,304万6,000円の増となります。

63ページをお開きください。2項2目じん芥処理費のごみ減量化対策事業費には、地域連携リサイクル推進モデル事業費120万円を予算化しています。現在、スーパーで回収した食品トレーを福祉施設がリサイクルしておりますけれども、環境学習の一環として小学校でも回収する計画としてございます。

64ページ、5款労働費は6,174万1,000円で、0.2%、10万7,000円の減でございます。

6款農林水産業費は、13.9%、1億452万6,000円減の6億4,501万3,000円でございます。1目農業委員会費では、農業委員会委員の定数が20年8月から3名減となりますので、報酬は前年度比82万8,000円の減となります。3目農業振興費でありますけれども、67ページに山形園芸担い手チャレンジプラン支援事業費補助金1,174万7,000円を計上してございます。農業用ハウス等の整備に対する補助でございますが、19年度予算は補正対応しているため、比較すれば増となるということでもあります。

68ページの5目農地費は1億949万8,000円の大幅な減となっております。野中、谷地小屋地区農道整備事業が19年度で完了となりましたので、事業費1億1,375万円が減となるためでございます。また、県営土地改良事業費に経営体育成基盤整備事業費負担金882万円が予算化されております。本合海の上野地区におきまして、20年度から5カ年間で県が実施主体となり、基盤整備事業と揚水機場の更新事業を実施いたしますのでございます。

73ページの2項林業費でありますけれども、新規事業であります未整備森林緊急公的整備導入モデル事業費315万円を計上しています。二酸化炭素を削減するための私有林の間伐を行う事業ということで位置づけてございます。

74ページから7款商工費でございますけれども、6億4,973万5,000円は1億5,140万9,000円の30.4%と大幅な増になってございます。観光費に計上しておりますゆめりあに関する最上広域の負担金の増が大きな要因となっております。2目商工振興費には、北本町商店街のアーケード整備に対する商業基盤施設整備事業費補助金338万円を予算化しておりますし、産業立地促進資金等の貸付金を3,450万4,000円増額しております。3目観光費には、76ページでありますけれども、仙台・宮城デスティネーションキャンペーン推進協議会負担金、新庄秋まつり実行委員会負担金を新たに予算化してございます。

78ページ、土木費でございます。12億6,535万8,000円の予算でありまして、2,488万3,000円、1.9%の減でございます。

81ページ、3目道路新設改良費に新規事業で新庄停車場松本線整備事業費の共同電線溝、無散水消雪事業合わせまして3,100万円を予算化しております。県が新庄駅前の歩道整備を行っておりますが、20年度が最終年度となることにあわせまして駅前広場西側歩道を整備する事業

であります。

5項住宅費では、85ページ、市営住宅ストック総合調査業務委託料を予算しておりますが、市営住宅の需要予測等からストック総合活用計画を策定するものであります。この計画に基づきまして住宅を整備する事業は国庫補助対象となりますので、公営住宅改善事業費に計上している玉の木団地2号棟外壁改修事業は45%の補助金が交付されることになります。

86ページの雪総合対策費でありますけれども、流雪溝整備とともに、町内会に貸し出す簡易除雪機3台の購入を予算化してございます。

87ページ、9款消防費は6億7,650万6,000円となりまして、7,894万9,000円の13.2%増でございます。高機能消防通信指令センター整備に関する最上広域負担金9,389万7,000円の増が要因でございます。

90ページ、10款教育費は11億3,690万2,000円となりまして、1,728万7,000円、1.5%の減でございます。

91ページ、1項3目教育指導費には、問題を抱える子供等の自立支援事業費や学校図書館支援センター推進事業費を計上し、子供たちの教育環境向上に予算化を図っております。

97ページ、4項社会教育費では、市民文化会館が19年12月から指定管理者委託をしておりますけれども、雪の里情報館も4月から指定管理委託を予定してございます。

101ページ、6目文化財保護費には、県指定文化財天満神社建物保存修理事業費補助金411万7,000円を計上しております。20年度から3カ年の事業でありますけれども、総事業費7,200万円の4分の1を補助いたします。

8目ふるさと歴史センター費、102ページでございますが、これに新庄市名誉市民特別記念室整備事業費を予算化してございます。近岡善次郎画伯の御遺族から寄贈されました絵画、それから奥山峰石氏の作品を展示する記念室を整

備するものでございます。

106ページの12款公債費でございます。総額は20億520万7,000円で、8.2%、1億7,969万2,000円の減となっております。元金償還金の減少額は1億4,320万1,000円となっておりますけれども、前年度予算には山形県市町村振興資金の借りかえ分が予算化されておりましたので、実質的な元金償還金の減少額は7,353万3,000円となります。20年度新たに発行する地方債と12款公債費による定時償還によります20年度末の市債残高の見込みは、117ページに資料がございますけれども、全体で158億8,712万6,000円となりまして、19年度末見込額から10億1,485万5,000円減ることになります。

以上で歳出の説明を終わりました、次に120ページ、121ページをごらん願います。ここには性質別の経費調をを計上してございますけれども、主な点を御説明申し上げます。

1の人件費は29億4,243万1,000円で、前年度対比4.2%、1億2,927万4,000円の減となっております。財政再建計画による議員や職員数の減並びに特別職、一般職員の手当の削減などによるものでございます。

5の補助費等につきましては、26億9,009万7,000円、21%、4億6,688万8,000円の増であります。後期高齢者医療の療養費負担金2億5,861万5,000円や、ゆめりあ消防通信指令センター等の最上広域の負担金の増であります。

6の投資的経費6億2,354万円、7%の減でございます。農道整備事業の減が主な要因でございます。

11の繰出金は14億5,039万2,000円で、14.3%、2億4,103万円の減でございます。老人保健事業特別会計や公共下水道事業特別会計などの減が主な内容でございます。

それでは、一般会計の説明を終わりました、特別会計の説明に入らせていただきます。125ページをお開き願います。

議案第29号国民健康保険事業特別会計の予算額は、第1条にございますように35億9,061万3,000円、前年度対比で13.3%、5億5,089万3,000円の減であります。後期高齢者医療制度に伴い、保険給付費が減少するためであります。

第2条、一時借入金の限度額は1億円と定めます。

歳出予算の流用は、第3条に規定していますように保険給付費に関する部分でございます。

133ページの歳入をごらん願いたいと思います。1款国民健康保険税は11億8,987万5,000円で、前年度に比較しますと14.4%、1億9,980万円の減となっております。

134ページの3款国庫支出金は4億3,640万4,000円減の7億4,721万2,000円となっております。5款前期高齢者交付金の5億6,716万3,000円は後期高齢者医療制度による新設でありまして、136ページの9款一般会計繰入金は5,460万1,000円の減となります。

141ページからの歳出につきましては、2款保険給付費全体で4億9,966万4,000円の大幅減を見込んでおります。3款後期高齢者支援金等は新設でございます、145ページ、8款1項特定健康診査等事業費は20年度から特定健診及び特定保健指導を保健機関が実施することによる新設でございます。

続きまして、151ページ、議案第30号交通災害共済事業特別会計の予算案を説明いたします。予算総額は903万円となっております。歳入歳出の明細につきましては、153ページにございますが、前年度とほぼ同様の予算となっております。

157ページをお開き願います。議案第31号老人保健事業特別会計の予算総額は4億4,078万円で、前年度対比28億9,993万6,000円、86.8%の大幅減となりました。老人健康保健事業は後期高齢者医療制度に移行することになるためでございます。

次に、167ページ、議案第32号公共下水道事業特別会計の予算案を御説明申し上げます。予算額は、第1条にございますように15億4,619万2,000円でございます。前年度に比べますと759万3,000円、0.5%の減となっております。

債務負担行為及び地方債については、170ページをごらん願いたいと思います。第2表債務負担行為は、水洗便所改造等資金利子補給でございます。普及率向上の手法として毎年行っているものでございます。第3表の地方債、公共下水道事業の限度額は4億2,410万円であります。歳入歳出の内容につきましては、172ページ以降をごらんください。

172ページ、歳入2款公共下水道事業使用料は7月からの料金改定等により、また3款国庫補助金は処理場建設補助金分の増額でございます。

174ページから歳出が記載してございますが、176ページをごらん願いたいと思います。2款建設費4億3,727万6,000円で5,800万円の増でございます。管渠建設費、これは19年度より3,621万2,000円の減となっておりますが、処理場建設事業費が9,400万円の増となることによるものでございます。

続きまして、187ページであります。議案第33号農業集落排水事業特別会計予算案に移ります。予算総額は歳入歳出それぞれ9,263万9,000円であります。前年度対比530万9,000円、6.1%の増となっております。

続きまして、197ページ、議案第34号営農飲雑用水事業特別会計の予算案でございます。予算総額は2,286万3,000円でありまして、前年度対比64.7%、4,192万円の減となっております。これは19年度に実施いたしました休場・市野々地区施設改修事業の完了に伴う減でございます。

続きまして、205ページの議案第35号介護保険事業特別会計の予算案について御説明いたします。予算総額は25億5,629万4,000円ござい

まして、前年度対比2.7%、8,622万9,000円の増となっております。歳出予算の流用につきまして、国保会計と同様に保険給付費の各項間の流用であります。介護予防事業、包括的支援事業の充実を図ってまいりますけれども、歳出の223ページ、地域支援事業費の5目任意事業費に生活支援緊急整備事業費を予算化しております。これはオペレーションセンターによります24時間緊急通報電話対応を実施するための経費でございます。

最後に、227ページ、議案第36号後期高齢者医療事業特別会計の予算案について御説明いたします。予算総額は3億7,602万3,000円でございます。後期高齢者医療制度のスタートによります新たな特別会計の設定でございます。歳入は、後期高齢者医療保険料や一般会計繰入金が主な歳入でございます。歳出は、保険料賦課徴収費と後期高齢者医療広域連合納付金が主な予算となります。

以上で平成20年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

平向岩雄副議長 水道課長高橋 敦君。

(高橋 敦水道課長登壇)

高橋 敦水道課長 それでは議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。

第1条、平成20年度新庄市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりといたします。

(1)給水件数1万2,239件。

(2)年間総給水量394万1,550立方メートル。

(3)1日平均給水量1万799立方メートル。

(4)主要な建設改良事業として、給配水設備工事費2億7,036万3,000円、第6次拡張事業費1億8,960万6,000円であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款水道事業収益は12億4,264万5,000円で、前年度対比7,836万8,000円、5.9%の減であります。

次に、支出の第1款水道事業費用は11億6,103万7,000円で、前年度対比1億2,542万9,000円、9.7%の減であります。

次に、2ページの第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款資本的収入は1億3,203万4,000円で、前年度対比4,963万3,000円、60.2%の増であります。

次に、支出の第1款資本的支出は7億6,796万1,000円で、前年度対比5,382万円、7.5%の増であります。

なお、資本的収入が支出額に対して不足する額6億3,592万7,000円は、過年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金などで補てんしてまいります。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間といたします。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1)職員給与費1億363万3,000円、(2)交際費5万円といたします。

第7条、他会計からの補助金として、高料金対策費などのため一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は2億1,426万8,000円といたします。

第8条、棚卸資産の購入限度額を520万円といたします。

次に、予算実施計画に基づいて御説明申し上げます。3ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の収入の関係でございますが、第1款第1項の営業収益は10億1,802万3,000円、内容といたしましては給水収益、その他の営業収益であります。第2項の営業外収益は2億2,462万円であります。

次に、4ページから7ページは支出でございます。まず第1款第1項の営業費用は9億8,537万1,000円、内容といたしましては原水及び浄水費の業務及び総経費等であります。また、6ページの第2項営業外費用は1億7,025万8,000円であります。

次に、7ページをお開き願います。資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款第1項の工事負担金は1,230万円であります。第2項の国庫補助金は1億円で、内容は第6次拡張事業、それから老朽管更新事業などであります。第3項の出資金は1,973万3,000円で、企業債元金償還金の一部に充てるための一般会計出資金であります。

次に、8ページから9ページでございますが、第1款第1項の建設改良費は2億7,476万3,000円、第2項の第6次拡張事業費は1億8,960万6,000円、財源は国庫補助金と建設改良積立金を充当いたします。第3項の開発費は2,000万円となっております。第4項の企業債償還金は2億8,359万1,000円で、うち1億358万9,000円は繰り上げ償還分で、これにつきましては減債積立金をもって充当いたします。

10ページは資金計画、11ページから13ページは給与費明細、14ページが平成19年度予定損益計算書、15ページから18ページにかけましては平成19年度及び20年度の予定貸借対照表であります。ごらんいただきたいと思います。なお説明については割愛させていただきます。

以上をもちまして平成20年度新庄市水道事業予算の説明を終了させていただきます。御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

平向岩雄副議長 これより、これまで説明のありました議案26件のうち平成20年度予算を除いた議案16件について一括して総括質疑を行います。

なお、質問される方は簡潔明瞭に質問をお願いします。質疑ありませんか。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 教育長の……、何号でしたっけ、議案第7号教育長の給与及び旅費、勤務時間その他の条例の一部を改正する条例の制定についてであります。当初、市長の公約、マニフェストとして市長の給与50%削減、そしてまた副市長、この4月1日から副市長になれるわけですが、40%ということで、まだ不在のままにそれぞれ削減をし、新庄市財政の再建に当たるという話がありましたが、教育長の方も金額として412万9,000円という膨大な削減をされているわけですが、果たしてこれでいいのかなと。余りに削減し切っていいのかなという懸念と、市長は自分の公約でしたので削減はされるということはあったんですが、ほかに波及させてずっとやってきて、少ない方にスパイラルをやっていって、だんだんとみんなが高くすることが、維持することが困難な状況になるのではないかなというふうに懸念しますが、こうなっただけいさつ、そしてなぜこういうふうにして、教育長が大変な状況になるのではないかなと思われまので、このいさつをまず教えていただきたいと思います。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 いさつと申しますか、今、金議員がおっしゃったような内容でございます。市長が50%を削減するというので、その均衡をとるために、副市長につきましては課長職の現在の給料表の最高号級に合わせるというふうなことで、40%削減の42万円というふうな形で12月議会に御提案して御可決をいただいたわけですが、それと同じような理由で教育長につきましても、市長、副市長との給与の均衡を図ることと、一般職の職員の給与などの配慮もありまして、副市長と同額の42万円というふうな給料の算定に至ったというのが

経過でございます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 再度お伺いしますけれども、市長は御本人の意図で、新庄市の財政再建をしていきたいという意図でそういうふうにしていった削減を公約としてやられたわけです。しかし、そのほかの方々に対するいろんな云々は、均衡をとるためというのは、じゃ市長がそういうふうにしたからといって、みんながそういうふうにならざるを得ないという状況に置かれるということは、市長の公約でそのほかの人方に対するいろんな部分の支障を来さないという話の内容だったんですが、それに矛盾しませんか、どうでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 私だけの公約ではありますけれども、三役、給与担当の方々とさまざま話したときに、給与が逆転するような形では業務を遂行しづらいというふうなことで均衡を図るべきではないかと。他の者に対する波及ということではなく、三役ということに限定しての考え方があります。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 私も一般質問の中で、本年度は新庄市の新幹線の延伸を含めて財政再建の最終年度に当たるわけでありまして、その後新しい見通し等々も含めてそういうふうな部分を話しさせてもらいたいなというふうに思っているところでありますが、本年度のいろんな部分も総括的に話になりますけれども、すべてが人件費の削減に焦点が合っていて、これと相対するやる気ですね、そういう部分と相反する部分が出てきてしまうのではないかと懸念します。余りにかけ離れて、議員、議長の金額よりも少ない状況で頑張ると、教育長も。そういう

状態が果たしてその責務等も含めて尋常なのかという観点からすると、甚だおかしな状態に、市長がそういうふうに言ったけれどもと、市長が安くて、教育長が云々となったこと自体は、完全にそれは市長の公約の波及であるというふうにとらざるを得ません。このところ今後どういうふうを考えられているのか。

そのほか、私も懸念しておりました幹部職員の方々、一般職の職員の方々にもその給与の削減を強いられる状況に追いやられるのではないかと。歳入の見込みがそんなにあるわけでないわけですから、そこ一番懸念するわけです。「今回はこれ絶対私だけですから」と、こう言ったんですけれども、こういうふうに現に三役の状態になっている。幹部にも波及する。これは果たして、それと職員のやる気との問題で果たしていいのかどうなのかというのは大きな論点になりますが、そのところどういうふうに考えられていますか。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 一般職の職員の手当の削減、現在実施しておりますけれども、18年度とは違って19年度は削減額が緩やかになっておりますし、20年度につきましては、期末手当の削減の中では役職加算といいまして、いわゆる若い世代からの削減はなしに、役職のある世代の削減というふうな内容になってきてございます。と申しますのは、今までですと期末手当の独自削減でありますけれども、平成19年度からいわゆる県の人事院勧告に基づいて期末手当そのものが本則で改正があったというようなことがございまして、全体的に下がってしまったと。13市は皆それに倣っているわけですが、下がってしまったというふうな影響の中で、20年度については一般職については役職加算の50%削減、あとは管理職手当の削減が継続しているというふうな内容で、今までよりは緩やかになっ

ているのかなという感じがしてございます。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

平向岩雄副議長 質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第39 予算特別委員会の設置

平向岩雄副議長 日程第39予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第28号から議案第37号までの平成20年度予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員会委員の選任

平向岩雄副議長 次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

日程第４０議案の予算特別委員会・各常任委員会付託

会・各常任委員会付託を行います。

委員会の付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平向岩雄副議長 日程第40議案の予算特別委員

平成２０年３月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
予 算 特 別 委 員 会 議案（１０件）	○議案第２８号平成２０年度新庄市一般会計予算 ○議案第２９号平成２０年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ○議案第３０号平成２０年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算 ○議案第３１号平成２０年度新庄市老人保健事業特別会計予算 ○議案第３２号平成２０年度新庄市公共下水道事業特別会計予算 ○議案第３３号平成２０年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算 ○議案第３４号平成２０年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算 ○議案第３５号平成２０年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ○議案第３６号平成２０年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算 ○議案第３７号平成２０年度新庄市水道事業会計予算
総 務 常 任 委 員 会 議案（７件）	○議案第５号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第６号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第７号新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第８号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第９号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の設定について ○議案第１８号山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について ○議案第１９号山形県自治会館管理組合規約の一部変更について
文 教 厚 生 常 任 委 員 会 議案（７件）	○議案第１０号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第１１号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

付 託 委 員 会 名	件 名
	○議案第 1 2 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 1 3 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 1 4 号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 1 5 号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 2 0 号山形県消防補償等組合規約の一部変更について
産 業 建 設 常 任 委 員 会 議 案 (2 件)	○議案第 1 6 号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 1 7 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案 7 件一括上程

平向岩雄副議長 日程第41議案第21号平成19年度新庄市一般会計補正予算（第7号）から日程第47議案第27号平成19年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの議案7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第21号から議案第27号までの一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第21号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6,395万5,000円を減額し、補正後の予算総額を133億5,802万6,000円とするものであります。

歳出予算の主な補正内容につきまして御説明いたします。

6ページに債務負担行為の変更がございますが、これは新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金の限度額を変更するものでございます。

新庄土地改良区からは経費節減に努めていただき、債務負担行為の限度額を下回った助成を行っておりますので、財政健全化法の将来負担比率の関係からも減額変更するものであります。

10ページからの歳入ですが、市税や利子割交付金などの各種譲与税や交付金が減額となっております。現在の調定額や収納状況から判断し補正するものであります。

18ページ、市債には借換債を計上しておりますが、先日御説明いたしました公的資金の借りかえによるもので、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計におきましても計上しております。

歳出に関しましては、今年度の事業の精算に伴うものが多数を占めますが、今年度取り組む事業といたしまして、28ページ、6款農林水産事業費の強い農業づくり交付金222万円を計上しております。この事業は、原油高騰対策として山形県が独自に対応する事業で、農業機械購入に対する助成を行うものであります。

また、35ページ、10款教育費の図書館費であります。300万円の御寄附をいただきましたので、子供たち向けの本を購入したいと考えて

おります。

以上、一般会計の主要な部分についての御説明を申し上げます。

一般会計歳入歳出予算補正の詳細と特別会計の補正内容につきましては政策経営課長に、水道事業会計の補正内容につきましては水道課長に説明させます。よろしく御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

平向岩雄副議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時07分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

政策経営課長坂本孝一郎君。

(坂本孝一郎政策経営課長登壇)

坂本孝一郎政策経営課長 議案第21号一般会計補正予算(第7号)について御説明いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6,395万5,000円を減額いたしまして、133億5,802万6,000円といたします。

各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、6ページであります。第2表債務負担行為補正がございます。平成5年5月議決されました新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金でありますけれども、県営かんがい排水事業地元償還金の全額、圃場整備事業償還金の農家負担分が米1俵分1万9,492円を上回った場合にその金額を助成する、いわゆる1俵1斗相当分などの補助から構成されておりまして、平成4年に議決されました国営新庄土地改良事業負担金と合わせまして、新庄市の債務負担にとりまして大変重要なものとなっております。

交付の相手方であります新庄土地改良区からは交付以来経費の節減など助成金の減額に努めていただきました。今後も引き続き減額可能な見込みとなりましたので、これまでの助成金の限度額29億9,031万4,000円を17億3,061万7,000円に今回減額補正を行うものであります。

第3表地方債でございますが、財政融資資金の借りかえによる追加と事業費の精算により減額するものでございまして、全体といたしまして2,370万円の減額となっております。

10ページをお開きください。10ページからは歳入でございます。

初めに、1款市税は全体といたしまして1,688万1,000円の減額となります。主な内容としては、所得区分の低い方々の収納率が低下していることが影響しまして、個人市民税が3,350万円、法人市民税が698万1,000円の減額となります。また、固定資産税は2,650万円の増額を見込んでございます。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金まで補正計上してございますが、合わせますと3,660万円の減額となります。いずれもまだ確定した金額ではございませんけれども、これまでの交付実績から推計して補正いたしました。特に、地方消費税交付金の減額が大きく響いております。

12ページの13款使用料及び手数料でありますけれども、1項使用料は夜間休日診療所使用料550万円の増額となりますが、社会教育施設、体育施設などは利用者数が減少しておりまして、多くの施設が減額となりました。

15ページの15款県支出金であります。原油高騰対策関連の補助金2件の補正がございます。2項県補助金2目民生費県補助金に灯油購入費助成補助金100万円を計上してございます。12月に専決させていただきました灯油購入費助成事業に対する補助金でございます。もう1点は3目農林水産業費県補助金で、山形県強い農業

づくり交付金222万円でございます。農業用機械の燃費向上を目的とするものでございまして、本市ではソバ、大豆などの収穫用コンバイン整備が採択されてございます。

16ページ、17款寄附金、3件の個人、それから団体からの寄附金につきまして補正してございます。2目民生費寄附金は、児童福祉向上寄附金といたしまして6万2,000円を計上してございますが、うち5万円は駅前通り商店街様からの御寄附であります。子育て支援センターの絵本等を整備いたします。また、1万2,000円はさくら堂様からの御寄附でありまして、中部保育所の遊具を購入いたします。もう1件は、4目教育費寄附金でございます。阿部英男様から300万円の御寄附をいただきましたので、乳幼児から中学生を対象とした図書を整備させていただきます。

17ページ、20款諸収入であります。1項延滞金、加算金及び過料に486万6,000円の延滞金を計上してございますが、これは全額が奥羽金沢温泉の納付額でございます。4項5目雑入に後期高齢者医療事業負担金1,016万6,000円を計上してございます。後期高齢者医療制度準備のために本市職員を1名派遣してございますが、国保連合会よりその人件費が負担されたことによるものでございます。

21款市債でございますが、21ページの6目借換債に680万円を計上してございます。公的資金借りかえ計画に基づきまして、今回の補正では一般会計が680万円の借換債、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計では高資本費対策借換債として、それぞれ1億5,380万円、2,260万円の借換債を発行するものでございます。過日の全協で御説明しているところでございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。ページが飛びますけれども、25ページをお開き願いたいと思います。

3款民生費でございますが、2項児童福祉費3目保育所費には工事請負費として300万円を計上してございます。中部保育所の水道に赤さびが混入してきましたので、給水管の布設がえを行う工事でございます。

26ページの4款衛生費1項1目保健衛生総務費には奥羽金沢温泉株式会社への運営費補助金500万円を計上してございます。

なお、昨年9月定例会補正予算で御可決いただいた奥羽金沢温泉施設整備費補助金1,000万円、これは18年度対応分でありまして、今回計上いたしました500万円は19年度対応分ということで御理解願いたいと思います。

27ページの8目斎場費には指定管理委託料246万3,000円を計上してございますが、炉の操作機器の修繕費、いわゆるタッチパネルの修繕費でございまして、これを補正するものでございます。

28ページ、6款農林水産業費1項3目農業振興費では、歳入で述べましたように強い農業づくり交付金222万円を計上してございます。また、5目農地費が大きく減額となっておりますけれども、谷地小屋地区と野中地区で実施しておりました農道整備事業が完了となりますので、県事業費負担金を含めまして事業費の精算を行った結果、このような減額となります。

続きまして、30ページ、8款土木費にしましては、2項3目道路新設改良費で福田工業団地線整備事業費802万円を減額してございます。今年度の事業精算に伴うものでございます。

32ページの6項雪対策費2目雪総合対策費におきまして光熱費650万円を減額してございます。消流雪の水を確保するため、農業水利事業施設の電気代の予算でございますけれども、ことは当初雪が少なかったため、使用期間を短縮したことによる減額でございます。

33ページ、10款教育費でございますが、2項1目学校管理費で燃料費を712万7,000円増額し

てございます。原油価格高騰に伴いまして重油の単価が上がりまして、予算不足を補正するものでございます。同様に、燃料費の増額補正は中学校費で418万円、神室荘で299万1,000円など合計いたしまして1,494万8,000円を補正してございます。

35ページ、4項4目図書館費では、先ほど述べました寄附金によります図書を購入してございます。図書選定に際しましては図書館の窓口業務を委託しております民間団体「とらいあ」と十分協議しながら実行してまいります。

36ページの12款公債費でございますが、元金は350万円を減額しております。公的資金借りがえによりまして一たん返済することになる元金691万7,000円は増額となりますが、当初予算額との差額を減額するものでございます。また、利子につきましては、当初予算時の利率が下がっていること、あるいは借り入れ時期をおくらせたことなどによりまして1,310万円を減額いたします。

以上で一般会計を終わります。特別会計の説明を行いたいと思います。

37ページをお開き願います。

議案第22号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ4,679万9,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を41億2,167万2,000円とするものでございます。

41ページの歳出明細書記載のとおり、保険給付費3,529万2,000円の減額、高額療養費等貸付金1,500万円の減額が歳出の主な内容でございます。これらのことから、歳入におきましては国庫支出金共同事業交付金などが減額となります。また、国民健康保険税は現時点での調定額と税率の状況から4,134万円の減額といたしております。

51ページの議案第23号老人保健事業特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、歳

入歳出それぞれ4,903万6,000円を追加いたしまして、総額を35億2,401万9,000円とするものでございます。医療給付費の不足見込額4,903万6,000円の増額に伴いまして、関連する財源を補正するものでございます。

57ページ、議案第24号公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,062万6,000円を追加いたしまして、16億7,674万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、63ページ、3款公債費の元金1億3,193万6,000円の増額でございます。一般会計と同様に公的資金の借りがえを1億5,407万5,000円行いますけれども、19年度当初予算額との差額を補正するものでございます。これに伴いまして、歳入におきましては、61ページの7款市債を1億2,050万円計上しております。説明欄にありますように、高資本費対策借換債1億2,420万円が公的資金の借りがえ分でございますが、この制度とは別に19年度当初予算で借換債2,960万円を計上しておりますので、その差額を予算化するものでございます。

なお、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業会計の企業会計につきましては、一定の資本費を超える会計の借りがえが認められることから、高資本費対策借換債という区分になります。

続きまして、65ページの議案第25号農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,267万3,000円を追加いたしまして、1億1,899万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、下水道事業と同様に高資本費対策の借りがえが主体になります。70ページ下段にあります歳出2款公債費をござん願います。借りがえに伴います市債元金2,269万3,000円を一たん返済いたします。これに伴い、上段に記載しております歳入では6款

市債にありますように、高資本費対策として借換債2,260万円を発行するものでございます。

71ページの議案第26号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございですが、歳入歳出それぞれ342万1,000円を減額いたしまして、25億4,686万円とするものであります。

75ページの歳出明細書に記載しておりますように、保険給付費694万6,000円及び地域支援事業費306万4,000円の減額を行いますので、これに関連する財源を補正いたします。また、前年度繰越金を財源といたしまして、介護給付費準備基金積立金519万4,000円を計上するものでございます。

以上で一般会計及び5特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

平向岩雄副議長 水道課長高橋 敦君。

（高橋 敦水道課長登壇）

高橋 敦水道課長 それでは、議案第27号平成19年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条、平成19年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的支出の補正、支出の第1款水道事業費用の既決予定額12億6,983万1,000円に補正予定額2,739万1,000円を増額し、計12億9,722万2,000円といたします。

その内容ですが、第1項営業費用2,689万1,000円と第2項営業外費用50万円の増額であります。

第1項営業費用の増額は、原水及び浄水費と資産減耗費であります。原水及び浄水費のうち保険料につきましては、18年8月18日に赤坂配水池が落雷に遭いまして、修繕料全額の945万円ほどですが、日本水道協会から保険金としていただいた結果、無事故特約が切れたことによ

るものでございます。それから浄水費ですが、現在、県水のほかに指野浄水場の第三水源を利用しております。最近、水位の低下が著しいことから、今月10日あたりから井戸水から県水に切りかえて試験的に通水するための増額であります。資産減耗費ですが、畑地区送配水管の漏水が発見され、初めは修繕で対応しようと考えておりましたが、調査の結果、地すべり防止区域指定地になっていることから今後も多発すると予想されましたので、耐用年数が多少ありましたが、修理ではなく布設がえ工事を行った結果、既存管を除却するものでございます。

次に、第2項営業外費用50万円の増額でございますが、消費税及び地方消費税の増額は支払い不足が生じる見込みのため補正するものであります。

第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、収入の第1款収入の既決予定額8,640万1,000円に補正予定額15万円を増額し、計8,655万1,000円といたします。内容ですが、第4項固定資産売却代金で軽自動車等の売り払いによるものでございます。

支出の第1款支出の既決予定額7億2,258万2,000円に補正予定額1億3,426万9,000円を増額し、計8億5,685万1,000円といたします。内容は、第4項地方債償還金で繰り上げ償還によるものでございます。

なお、支出に対して不足する額7億7,030万円は過年度損益勘定留保資金等で補てんいたします。

以上、平成19年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げました。御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算7件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、補正予算7件は委員会付託を省略することに決しました。

これより、ただいま説明のありました平成19年度補正予算の審議に入ります。

日程第4 1 議案第2 1 号平成1 9 年度新庄市一般会計補正予算（第 7号）

平向岩雄副議長 まず初めに、議案第21号平成19年度新庄市一般会計補正予算（第7号）について質疑ありませんか。

1 1 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄副議長 渡部平八君。

1 1 番（渡部平八議員） 補正予算のただいま御説明をいただいたんですが、17ページの延滞金、加算金及び過料ということで486万6,000円が補正されておりますが、これはいわゆる奥羽金沢温泉ですか、あそこの延滞金だというような説明を賜ったんですが、この点については昨年の12月議会において、私が12月の補正の際に諸収入とか雑入とか、そういう中で奥羽金沢温泉よりの延滞金が入っているか入っておりませんかとお聞きしたところ、税務課長より、実際は入っているんだと、ただし議案として書き込む時間的な何か日数があって書き込むことができませんでしたと。実際は金融機関からは11月付ですか、そういうものがあって12月の初めには全額納入されておると、こういう確認をしておりますと、こういう御答弁をもらったんですが、その後、「確認はしております」という答弁だったんですが、実際いつ市の方に納入なされたのか。この補正予算だけ見ると何かちょっと、

このごろ歳入として出てきたのでないかなと、こういう受けとめ方もちょっと心配されますので、実際はいつ納入なされたのか。

それからもう一つ、先ほどの補正の説明で市長の方からもあったんですが、大半の補正というものは精算ですか、いわゆる予算を立てて、それに伴って事業費の確定などによって足りなくなったとか余ったとか、それから例えば直近では燃料費ですか、石油なんか国の方針で出てきて、各自治体で補正したと。補正というのはそういう性格のものでないかなと私は思っているんですが、今回19年度の補正として、今、年度末が切れようとしている3月に19年度分の支援として奥羽金沢温泉に500万円を予算計上したと、これをもうちょっと詳しく。と申しますのは、この件については、ちょうどきょうが5日で、昨年3月2日ですか、あれもかなり議論になったわけですが、1,000万円について。7時過ぎまでここでいろいろな方で議論になったんですが、そういういろいろもろもろのがずっとあって、この件についてはみんな何かすっきりしないというか、そういう感じを持っておると思います、大勢の人が、市民の方々も。そういうこともございますので、今回、この3月議会終わるまでわずか2週間ぐらいですか、当初予算にも500万円のっております、今回補正でも500万円。何か胸にすんと落ちないような感じを私も持っているんですが、その辺もうちょっと、これはこうこうこういうことで、こういうことで今回補正を提案したんですよと。20年度の当初予算の500万円はこうこうこういうことですよということ、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思うんですが。

それからもう一つは、この支援するということは、いつかも私申しましたが、前の高橋榮一郎市長も継続的に支援をすると、八鍬副市長もそう申ししており、ずっと何回もそういうふうに申しとおったんですが、それも私が新しく市長

になりました山尾市長に昨年の12月にお聞きしたところ、これは継続的に支援していくんだと、こういう表明があったわけです。それを受けて19年度の補正予算、そして20年度の当初予算に各500万円ずつ予算計上されたのかなと。それはそれで何か私も理解します。ただ、入湯税というものは、皆さん御承知のとおり、あくまでも目的税です。源泉の保護とか環境衛生の整備とか、消防関係とか観光とか、そういうことで今まで使ってきたわけです。今回は具体的にその目的に沿ったいろんな費用の積み上げというものは具体的にどういうふうに会社側とお話し合いをして、そして精査の上500万円となったのか。これは同じ支援するにしても、会社側と市も含めてこと細かに3年なり5年なりの事業計画を出し合って、場合によっては、これはちょっと無理で、必要ないんでないかなと、また、これはもっと必要でないかと、こういう打ち合わせをしてするべきであって、その辺今回はどういうふうな根拠によってこの500万円というのが出てきたのか。

まず最初、その歳入と今申し上げましたこと2点についてお願いします。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

平向岩雄副議長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 延滞金486万6,000円ですけれども、この延滞金につきましては一特別徴収義務者から納入された金額でございます。納入された時期でございますけれども、昨年7月から11月まで5回にわたり一部納付がされました。最後残りの金額を11月末に振り込んだという連絡を受けたんですが、その金融機関から指定金融機関を経由して市の方に回ってきましたので、実際に市の方で歳入処理を行ったのは昨年12月の初めてでございます。以上です。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 奥羽金沢温泉に対する支援と

いう話、結構以前からあったわけでございますけれども、市としては会社が自前で経営の維持なり改善をするよう求めてきた経過がございます。ただ、しかしながら、昭和61年の建築以来20年以上経過して、施設、設備の改修等いろいろところで必要になってきている、そしてその結果、利用者サービスも落ちてきているというような事情から、自前での経営改善を求めてきたところでしたが、市が支援すべき時期というふうに判断しましたが、そのころ入湯税の未納という大きな問題ございまして、支援の話は具体的に進みませんでした。その問題、入湯税本税並びに延滞金、双方解決すれば継続的に支援を行っていききたいという市の考え方はこの議会の場でも何度か市長等から御説明申し上げたところです。

今回3月補正として500万円提出させていただいておりますが、政策経営課長の説明のとおり、昨年の9月に御可決いただいた1,000万円については、18年度分に納入あった分を留保した形で19年度に、執行は19年度になったというふうな経過は御存じのとおりでございます。今回は、これまでいろいろ未納問題が続いてきましたので、19年度1年間の納入状況も踏まえた上で19年度については支援を行っていくというような考えもございまして、3月補正になりました。20年度については、これはやはり本来継続的に行っていくということであれば当初で予算措置すべき性格のものでございますので、20年度からは当初予算に措置したいということで、当初の方にも同じ額で提案させていただいております。

それから、額の根拠でございますが、年間の温泉の運営経費が約4,400万円で、市の出資比率が13%ということで、その辺を基本的に勘案して、それから、入湯税を直接温泉に返すという形ではないんですけれども、ただ、支援の趣旨は、1回75円の入湯税、利用者の方が納めて

いるわけでありまして、その分を何とか利用者サービスの向上という形で利用者に返るような趣旨の補助でございますので、そういった入湯税納入額も踏まえて500万円というようなことで補助限度額を設定したいというふうに考えているところです。

なお、年間の入湯税の納入額としては、明確な数字を言うわけにまいりませんが、700数十万というふうに見込んでおります、今年度の場合ですが。そんなことで、そういった額も踏まえた上で先ほど申し上げました運営経費等も考慮して500万円の額を設定したところです。

なお、特に今回の補正あるいは来年度の当初の予算措置の検討に当たっては、渡部議員から御指摘のとおり、いろいろ具体的などころまでいろんな経費を教えていただきまして、補助対象になるならないといったようなことは会社ともお話しさせていただいてきました。以上です。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄副議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 歳入の件については、昨年12月に私もここでいろいろお聞きした、そのとおりになったんだなというので受けとめました。

それから、今の500万円の件ですか、これは私は出してだめだということは一つも、ずっと何回もこの場でいろいろな面より質問だり提言なり発言してきましたが、出していけないとは一回も言っていないわけ、むしろ出すべきだと、みんなのために。ただし、つかみ金とか、出しっ放しではだめだよと、根拠のある出し方をしてください。今までもこの入湯税がかかわる市の支出をずっと見ると、山屋のキャンプ場の整備に使ったとか、消防の積載ポンプを買ったとか、最上エコポリス構想の負担金を出したとか、県の観光協議会の負担金に出したとか、何かいまいち、実際あの温泉に行ってふろに入ってきて税金を払ってくる人のためには何かいま

いち足りなかったんでないかなと。そういう意味で、今回の500万円も20年度の予算計上されている500万円も、我々が納めた入湯税がこういう形で返ってきて、こういう施設なり設備がよくなったな、よかったなという、お客さんがそういうことにならないと。また、そういうふうになって、それが口コミとなって、奥羽金沢温泉もよくなったよと、きれいになったよと、気持ちいいよと。そして、今仮に10万のお客さんが、新庄市民だけでなく、ほかの方々からも大勢来てもらって、そのための私は支援でないかなと。

私、この問題が出たとき、舟形の若あゆ温泉に行ってきましたが、大半は新庄市の住民だですよ、ほとんど半分以上。戸沢村のぽんぽ館、これも庄内あたりからバスで来ると。地元の住民というのはいささかよ。だた、そういう方々から、市なり町なり村のそのほかの方々が来ることによって物も売れる、お客さんが入ることによって入湯税もふえると。ぜひこの今回の500万円、昨年の1,000万円、当初予算の500万円がそういう姿に結びついてもらわないと困るわけ。

そこで、今まではちょっと余り何か直接的な支援でなかったもんだから、ばらっとしているんです。今度は1,000万円というのは直接そこにつぎ込むわけですから、市では出資は300万円なされておるんですが、いわゆる経営に携わる役員になってないわけです、経営に携わる役員には。ただし、監事という立場で今まであの経営全般について監査をしてきた経過がございます、前の助役とか副市長が。今度またあの会社の監査、監事ですか、市の方から就任されるとなれば、今まで変わった、今まで以上の経営に対する目配り、そういう目でやってもらわないといかがかなと思っているんですが、この点については市長から直接どういう考えを持っているか、実際今度直接やるんですから。

それからもう一つは、今回は500万円、私はその年なりなん年の事業計画なり事業改善なりに、必ずしも500万円にこだわらず、場合によっては300万円でも、物によっては700万円も800万円も出しても、ある程度弾力性を持って取り組む必要があるんでないかなと思っているんですが、その点についての考え方は、固定した金額にこだわらず、その辺はいかなる考えを持っているのか。

それからもう一つ、この入湯税をいただいている温泉は、あの奥羽金沢温泉だけでなく、もっとあるわけです、新庄市では。そこから今我々だって入湯税払っているんだよと、目的に沿ったような使い方をしてくださいと、そういう要請があったときは、市としてはどういうふうにそれに対してこたえていくのか。ただ、ちょっと違うのは、奥羽金沢温泉の場合は市で300万円出資している一つの株主なんです、一方では株主でございません。ちょっとその辺は違うと思うんですが、お客さんから見れば、私も何かこういうことをしてもらいたいという話が出てきたときは、市の方ではどういうふうに取り組むのか。

それからもう一つ、残念でならないのは、何か補正予算がぼんと出てきた、当初予算までわずかの期間で。特にこの件についてはみんなが今まで議論なされてきた経過もございますので、何かあれば、ちょっと事業なり条例改正なりいろいろ変わるときは、まず所管の委員会に委員長を通して相談をなされとか、また委員長が必要によっては所管の委員の方々からいろいろお話を聞くとか、そういうことを数多くやってきたんですが、今回の場合は何かそういう面もちょっと欠けたんでないかなと思っているんですが、その点についてどういうふうにお考えになっているのか。今回は文教厚生があれなんです、市の事業はいろいろいっぱいあるんでしょ。そのために、例えばわらすこ広場なんか

は文教で3回も4回もやったわけです。そして、その後で詰めとして全員協議会もやっているわけです。これだけいろいろな面でみんなが関心を持っていることについて、もうちょっと配慮が足りなかったんでないかなと。その点、これからこういうことを進める場合、市としてはどういうふうに考えているのか、あわせてお聞きします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 監査役の件は市長から答弁ということで、そのほかのことを私から御答弁申し上げます。

これまでの入湯税の使途から昨年秋の1,000万円の時点から結構使い方といいますか、変わっているわけですが、確におっしゃられるとおり、これまでは設立当時の出資金ということだけでしたが、継続的な補助ということでもありますので、関与の仕方というのは当然相当に変わってくるべきものと思っています。このたび継続的に補助する前提として、どんなふうにあの温泉を今後運営していくのか計画書の提出ということを前提にしたところでしたが、その計画策定にも一定程度市としての考えは申し上げてきたところです。さっきも申し上げたとおり、やはり利用者に見える形あるいは利用者に直接喜ばれるような形で市の支援を生かしてもらいたいということで、施設整備補助でなくて運営補助ということではありますけれども、そう明確な縛りはないものの、市の補助金を充当するものとしては利用者サービスを向上させるためのもの、あるいは利用者の増につながるような洗い場とか、そういう箇所での必要な修繕、そういったところにぜひ充ててもらいたいというようなお話は申し上げてきまして、ちょうどした計画書ではその意向を踏まえたものとなっております。ですから、そのような形でお客様に喜ばれるような支援でなければならないという

ふうな考えは私どもも同じでありまして、引き続きそれが実際どう使われたかということも確認していかなければなりませんから、そういった作業を通して、出しっ放しというようなことにはならないようにきちんと進めていきたいと思えます。

それから、額をずっと固定していくのかということでございますけれども、このことにつきましてはさっき言いましたような年間運営経費であるとか出資比率あるいは納入される入湯税額、そういったことを勘案して500万円ということで、今のところ市としては500万円が続けたいと思っております。ただ、会社として何か必要な修繕を行うときに必ずしもその額になることはないわけで、それは会社の何年かにわたる計画的経営の中で行っていただきたいというような今のところの考え方は持っております。ただ、実際は必要な修繕がなかなかできなくているのが現状で、もし本当に集客につながるようなものをやろうとすれば、かなり大規模な修繕になるんだろうなとは見ております。ですから、毎年500万円の範囲内だけで何か施設改修なり集客対策やサービス向上といったことをやっていくというのもかなり窮屈な話なんだろうと思いますが、こちら出す側としてはやはりそんなふうな考えではおります。

それから、今回の補正の出し方の点で御指摘いただきまして、この点については私も弁解の余地がないところでありまして、以前、議会の場でも今後の支援に当たっては事前に御相談申し上げたいという御答弁もした経過がございます。それにもかかわらず今回このような形で提案したことについては、心から深く反省しております。特に所管の委員長にも何ら相談もなしにこういう形で御提案させていただいた、提案に至ったということについて、本当におわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 新庄温泉の入湯税関連の補助についてお尋ねありましたけれども、あそこ温泉を掘るとき、随分昔になりますが、市でも掘る際には何かをしたというふうに聞いています。相手は普通の会社でございまして、ただ、あそこには温泉組合もございまして、それから山屋温泉と違って観光分野でございまして。健康増進というよりもむしろ観光的な分野の色合いが強いということで、若干性格も違いますので、また入湯税の納入額も非常に比べものにならないくらいに少ないということで、ちょっと比較はできないんですけれども、市の産業振興あるいは観光振興、そういった面で必要であればそのときに判断すべきなのかなと。まるっきり頭から支援とか補助とかはありませんよということではなくて、そういった状況を見ながら、相談しながら判断すべきものかなというふうに考えてございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 渡部議員から、市の監査の強化についてということと、経営参画をどう考えているのかということかなと思います。

今回の補正、また当初に500万円という考え方でございますが、10月以降12月の段階の議会、そして今後の会社運営に対する考え方、担当課と十分な話し合いをしながら進めてきたつもりであります。その中でなかなか協議というのが長い時間かかったというようなことで、所管に対して大変失礼なことをしたというのは、担当課以上に私の方からも大変御迷惑をおかけしたなというふうに思っておりまして、ここで心からおわびしたいと思います。

この温泉につきまして私個人なりに一応整理させていただいた点につきましては、この温泉そのものの性格というものが大変市民にとって非常に利用度の高い温泉であるというようなこ

との性格上、やはりこの温泉を逆に利用しながら市民の健康などを図っていくということにしていかなければならないんじゃないかなというような話をしているところであります。

その中で、これが数年前から近郊、近在におけるさまざまな温泉の出現によって、当初予定していた経営内容が非常に苦しくなったという話が出てきて、市の方にその支援をお願いしたいというような話があった。こういう経過の中で、先ほど健康課長が申し上げましたように税金の滞納という問題が出てきた。さらには、昨年の3月議会から出てきた中で、次は延滞金という問題が出てきた。経営改善を急がなければ今後あの温泉がもしかしたら、新庄市の宝であるというその温泉が本当になくなっていいのだろうか、市民の健康や、あるいは希望に対して閉ざしていいんだろうかと。これはある程度相談に乗りながら経営改善を図っていかなければならないだろうというような話し合いをしてきたところであります。

今回御指摘の市の監査という観点では、やはり500万円という大変貴重な税金をつぎ込むわけですので、経営改善そして収支のバランス、そうしたことを検証しながら、本当に皆さんから利用していただける温泉になるためにはどうするのかということは、監査という立場で確かに意見を具申していくことが可能なかなと思っています。そうした意味で、やはり新庄市にとって大切な温泉であると、市民にとって大切な温泉であるという認識の中で、今後の経営改善について市側も出資者の一人としてやはり的確な意見を述べるときに述べていきたいと思っています。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄副議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 今、健康課長そして市長からいろいろお話あったんですが、私、今、健康課長の率直で、言葉も朴訥として、今後、

その言葉を聞いて、私正直言っただけで済ませました、今。そういう姿勢というものは大事だなと思って、これ以上私何も言いません。

平向岩雄副議長 ただいまより10分間休憩いたします。

午後3時04分 休憩

午後3時13分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 最初に、6ページの農業の水利事業に関連して、新庄の土地改良区で大変難儀をして12億円減らしたということですが、ちょっとこの説明だけお聞きしますと、今までの計算が誤っていたのではないかと想像されます。そういう意味合いでは、国なり県なり、そういうところからの助成金なり補助があったのかなかったのか、それを加えて部分的に何ぼになったのかと説明していただかないと、我々新庄市でこんなに難儀しても30何億円ほどの金しか節約できないわけです。これが土地改良区で何ぼ頑張ってみても12億円減らすということはちょっと困難ではないかなと思いますので、その件についてひとつお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、渡部議員が今お話ししましたとおり、関連しますが、今、答弁の方で毎年500万円、そして18年度は1,000万円、19年度は今回の補正、来年度は新しく500万円というふうに、だれがこれを決めたんですか。こういうことを決めた人がだれもいないんです、まだ。前回の去年の問題は、そういうふうにして入湯税を納めれば自然にその金額が山屋に返っていくというような状況で、それが約束したのかしないのか、そうしたら「しない」と言った

わけです。しないならば、なぜ納めないのかと。そうすると山屋の方では私たちはそういう約束をしておったということが繰り返された。そういう意味合いで、今後どうするのかと。金も入ってきたし、延滞金を納める状況が出てきた。今後どうするのかということに対しては、当時1,000万円の補助をするときも計画書を出させたわけです。計画書のもとに、それは当面のボーイラーなり何々についてはこのくらいかかるであろうということで、これはみんなの前で議論して決めたことなんです。それ以降のことについては、今、市長も大変御立派な発言をされたんですが、今後のことについてはそういう話がありました。ということは、当時、今後の問題についてどうするのかとなったときには、改めて計画書を出させて、その計画書をこの全体の中で協議をして、そしてやっていこうというふうになったわけですから、その努力をしないままにまたこれに入りますと、やはり温泉側が言っている主張が、今までのが正しかったというふうに評価しなければならないわけです、私が納めるものは私が全部使うということで突っ張ってきたわけですから。それが今回、今言った18年度1,000万円、補正で500万円、来年500万円ということが惰性になっていきますから、そういう意味合いでは温泉側の主張が正しかったというふうに私は今思います。それを断ち切るために何をするかとなった場合、今お話ししましたとおり、やはり計画書を出させて、そしてその上に立って、今、市長もいろいろお話ししましたが、いい温泉で何だというふうなこととか、それから金額についてもそのくらいの誘客をするとすればこのくらいの金は出していいのではないかと、これはみんなの論議でありますから、今後の問題。これをまたぞろそういうふうにして予算化していく、そして補正予算でことし分、来年分というふうに決められますと、やはり温泉の主張が正しいということでもあります

から、そういう意味では今回はこれを棚上げにして、そして再度皆さんに真剣に議論していただいて、それから出すということにした方が、去年1年間の議論から続いて言えば正しいのではないかと思います、いかがですか。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄副議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 今の御質問についてお答えします。

これについては、先ほど申し上げました平成5年に議会の議決を得た債務負担行為でございますけれども、全体では当時平成5年の時点で債務負担をいただく前、いろんな3,120ヘクタールの国営事業、いわゆる新庄用水の関連事業がございます。県営かんがい排水路、用水路、圃場整備等いろいろ関連した事業がございます。その中で、当時29億円というのはある程度団体事業とか、いろんなそういう事業でやって試算しておりましたけれども、できるだけ改良区、農家の方、これは新庄市も含めてですけれども、補助率の高い圃場整備とか、そういうふうなことで県の方にも要望し、それで補助率の高い事業でやった成果がこの結果だと思います。いわゆる受益者負担金が少なくなったと。それに対して1反歩当たりの米の価格が1万9,792円、1斗が15キロで4,873円、これを償還時にこの額を超えた分について市が助成するというふうな制度でございます。それで、先ほど申し上げました、いわゆるいろんな補助金の有利な活用と改良区の経営努力と、そういうことを含めまして、市の財政事情も考慮していただいてこういう減額となった次第でございます。以上です。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 温泉の主張が正しかったことになるのではないかとというような御質問ありましたけれども、入湯税が未納の状態にあったときの温泉側と市側の主張というのはいろいろあ

りましたけれども、市としては納めるべきものをきちんと納めないうちは支援のテーブルには乗らないという構えで検討協議にも入りませんでした。本税が納入なった時点でその協議に入ったというようなことですけれども、それで去年の3月、本税が納入されたけれども、延滞金はまだ納まってないという状態で提案してしましまして、いろいろ昨年のようなことになってしまったわけですが、ただ、その後も延滞金の納入についての確認がなされないうちは支援はできないということで市の主張は通してきました。そういうことからすれば、基本的にはあの温泉施設は10万人の市民、市民だけじゃないでしょうけれども、10万人の方が利用されておりまして、ほかの自治体の公の施設として設置している温泉と同様にやはり市民温泉的な施設であるという認識は市としても以前から持っていましたから、それで出資もしたわけですが、支援自体については、支援すること自体については市としては前向きな考えを持っていましたが、御存じのような問題でここまで来てしまっているということで、必ずしも今回の継続的な支援を行うことで市の主張が間違っていて、温泉の未納の際の主張が正しかったということには私は考えていません。

それからもう一つ、計画書が提出された時点で全体で協議して、その上で今後の支援のことについていろいろ決めていくというようなことでありますけれども、計画書は先月20日過ぎにいただきまして、それをいろいろ内容点検しまして、今回の補正なりに至ったんですが、全体協議というような場をつくれないままにきょうに至ってしまったことについては、先ほど同様申しわけなく思っているところです。以上です。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 延滞金と入湯税そのものが来ないという議論と、もう一つは、なぜよ

こさないのか、そして延滞金まで波及していったということは別だと思えます。そういう意味では、向こうは最初から支援をいただくつもりでいますから納めたくないんです。そういう約束があったかなかったというときに「約束はなかった」と。しかし、今日この500万円をだれが決めたか、どういうふうにして決まったかわかりませんが、この決定すら我々納得してないわけです。そういう以前に、去年1年間かけて議論した中身がさっぱり生かされていないと。そういう意味から見れば、やはり温泉側の方の主張が正しかったのではないかと思うのは私だけでないと思います、みんなが正しいと。そして、今、課長がそういう意味では500万円を払うのは市としての当然のというような感じに受け取るんですけれども、一たんそれを白紙に戻して、もう一回そういういろいろな問題があったことを整理した上で、そしてさっき市長が言ったとおり、今後山屋の温泉についてはこういう補助、そしてこういう計画があるからその場面については1,500万円つぎ込むか、そういうこともいろいろあるべということに最後にはなったんですけれども、今の決め方がこのままいきますと、ただ500万円ずつずんずんずんずんといくと。その計画書というのがどの時点で見ても、そして500万円と決めたのか。そして、今後もその計画書がみんなに見せないままにひとり歩きするのかしないのか。

私としては、さっきも言いましたとおり、もう一回それを白紙に戻して、そして計画書を出させ、自助努力がどのぐらいあって、そして本当に窮屈なものがどこにあるのかということをややはり相手側にも知らせないといけないのではないかと懸念するわけです。そういう意味でお聞きしているのであって、この毎年500万円ずつ出すんだという概念、考え方と、そして計画書がどういうふうに流れてきてそういう決定になったのか、もう一度お聞かせください。

平向岩雄副議長 暫時休憩します。

午後 3 時 2 4 分 休憩

午後 3 時 2 6 分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 この提案に至った経過を改めて御説明いたしますが、今田議員おっしゃるように、計画書の提出というのが前提でありましたので、その提出はずっと求めてきたところです。前の答弁でも計画書を提出いただいて今後の継続的な支援について市として判断していくという旨の御説明をしてきましたが、その計画書をもとにしまして検討して、額的には先ほどのような考え方で500万円で、何年先までどうするということは明確に決めておりませんけれども、19年度分として、また20年度分としては当初予算で同額で支援をしたいという考えに市として至ったということで、それをこの場で3月補正あるいは来年度の当初予算という形で皆さんに考えをお示しして議論していただきたいということでもあります。

何回も申し上げますが、これまでの経過を考えれば事前に丁寧な御説明できればよかったんですが、それについては申しわけなく思っております。計画書の内容がもし議員各位の御判断のポイントになるというようなことでございましたら、会社にはもし求めがあれば公開するという確認もしておりますので、それはそのような形で取り扱わせてもらっても結構でございます。以上です。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 今の回答では納得できません。今までなぜ去年1年間かけてこういうふうにしてもんできたかといったら、そういう

安易な考えがあったからこそというふうに思います。そういう意味で見れば、これを整理してもう一回再出発して、山屋温泉を応援するならば、もう一回改めて皆さんにそういう事業計画、さっきも言いましたように山屋の温泉の自助努力、それによって不足する面、そして緊急性のあるもの、こういうものを議論しようとしたんですから、その議論をしていただいた上で予算を組んでほしいというふうに思うのは私だけではないと思います。それがただ今だけが済めばいいというものであれば、前回の議論は成り立たなかったわけです。それが議論に議論を重ねて延滞金まで行ったということは、いろいろなやりとりがあった上で、そして市の甘い考えといえは甘い考え、山屋温泉の思い込みといえは思い込みが重なって、そして我々議員もそこに対していろいろな議論をさせてもらったわけですから、そういう意味で、今お話しされたことについては、これ認めるわけにいかないんです。そして、計画も出さないまま我々の方で認めたとすれば、随時500万円、500万円、500万円、そして補正でもそいつはくるというふうな状況できますから、それは議論の対象外だというふうに私は思います。

そういう意味で、改めて計画書をみんなに示していただいて、そして議会の承認を得ながら、そしてスムーズにお客さんを呼び込める施設にしていくということが絶対必要だと思うんですが、棚上げをして、そしてもう一回議論させていただく気持ちはございますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 まず最初に、だれが決めたかという問題であります。予算書ですので、予算を執行する側が計画書に沿ってそれ相応の改善計画なり聞き取り、あるいは今回の改善計画に沿って予算上認められている範囲の中で、自分たち行政側が出資できる範囲の中で500万円とい

うふうに決めたということでもあります。

これまで議会側の議論の中では延滞金何々というようなことがずっと続いてきたと、今回補正に上げたということで、ここで議論、金額に対して妥当であるか、適当であるかというような議論がされるのかなと思います。

決めたのは提出者の私となります、私が決めたと。それ相応の計画に沿って、予算の範囲内、今現状で支出できる範囲、早急に改善に取り組んでいただいて、あるべき市民の温泉として経営に乗ってもらいたいという意味であります。

平向岩雄副議長 ほかにありませんか。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) ただいまの26ページの奥羽金沢温泉の話であります、この件に関しては、昨年の3月定例議会、まだ市長は市長になられておりませんでしたけれども、7時までいろいろ、そのときはまだ健康課長でしたから、入湯税法、それから温泉業法、温泉をして業をするためには、日当は75円、一泊は150円、これは決められている法律であります。そのところを真剣にみんなで議論し合って、今の課長の話ですと昭和61年からですからもう23年ぐらいになると思います。その間、今までその出資金300万円なるものは出されたんですけども、それまでには全然そこに対するいろいろ、民間ですから温泉業を行う前にはそれに相応する状態、例えばの話で赤字出るんでしたらば75円を上乗せした500円だったり550円だったりしなくちゃいけないわけです。あとは自分のところで業務改善をしながら誘客を一生懸命頑張らなくちゃいけないわけです。それを去年7時まで延々として話をしたのです。それから入湯税法、必ずしも物品でやらなくたっていいと、お金で云々、運営費でなくたっていい、話したのです。それをまず一つ市長にレクチャーされたのでしょうか、その今までの経緯を。今まで20何

年間も納めてなかったんですよ。だから、ここ二、三年になって大変になってきたからといって、相手は今度その預かり税を出さなかった。だからしてこういうふうな状態になったんでしょう。それがこういうふうな状態にして延滞金を出したから、それを出してくれば改善策を何とかということは市長も約束したのですからとかと言っていましたけれども、今までの議論の経過を話されたのかどうかですよ。さっき、雄三議員が言っていましたように、そもそも入湯税法から旅館業法から逸脱する話ですよ、前回話した経緯があった上だったんですよ。それを話した上で話が進んでいるんでしょうか。

また、新庄市は財政再建の真ただ中で、最終年度なんですよ。それを安易に……、謝ればいいというものでないですよ。順序おかしいと思いますよ。文教厚生の所管の委員会にもかけないで、言ってなんとかでしたから、こんなんでは済むんだったらやはりおかしいですよ。

まず、基本的に1点、去年のあの議論は何だったのか。入湯税法、旅館業法、そういうふうな状態で500万円安易に出資するということがそれになっているのかどうなのか。あのときの議論はどうだったのかという状態を、市長の言われたその部分の話をお伺いしたい。

もう1点、要するに、この500万円云々という状態は今の財政再建の中で妥当な云々と市長は言っているようですが、500万円あったらば本当に福祉のいろんな部分だってかなりのことができるんですよ。ある意味そういうふうな状態にこのところを努力されて、何も出すなど言っているわけじゃありません。この財政再建のこれを終わって、ある程度めどがつけられれば、やったって、今まで20何年間も出されてなくて、去年たまたまいろいろ論争になったから1,000万円出して、その後は一回堤防破れたからそここのところずっと出すような、今までの議論を無視した、そういう内容はおかしいと

思いますけれども、どうですか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 昨年の議論について、入湯税なり温泉なり法律に関する議論経過をレクチャーしたかということですが、そのこと自体については市長に申し上げてはいません。昨年3月以前からの経過はずっと一通り市長に説明しまして、今後の支援についてどうするかというようなことを何回か打ち合わせしております。

金議員の御質問で私自身理解できなかった面もありましたので、もう一回お願いしたいと思ったんですが、入湯税法等に逸脱しているところの指摘がちょっと内容的によく理解できなかったもんですから、すいません、お願いします。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） わかりやすく申し上げます。南本町で例えば今倒産されて閉店のやむなきに至っているような方々がいらっしゃいますが、私、大変で、そこのところ美観がなんとかだからして新庄市でその部分に補てんしてちょうだいよと言ったらするのですか。同じように、旅館、温泉を営んで営業されているのですよ。その温泉業法は法律ですよ。前回いろいろ私も質問したからしてわかります。それを行おうとする方は、そこを行う前に、温泉に入っていたいて、福祉、健康云々とする場合には、日帰りは75円というのは預かり税として包含されてなくちゃだめなのです。それで採算合わなかったら、例えば400円なんですけれども475円にしくちゃだめなんです、採算合わなかったら、だれ聞いたって。この前も前回そういうふうな話を7時までやったでしょうや。入湯税法、目的税だからして、必ず施設運営費に投与しなくちゃだめだということはないのです、あの何項目の中には、そこまでの道路だとか、その部分も含めて。今の話ですとまるっき

り、前はそういうふうにしてあれだけの白熱した議論、そしてようやく決めて、まず公共性もあるからして、今、絶対出すなと言っているわけじゃないですよ。

じゃ私が一般質問したのはどうなんですか。例えば茨城県の牛久市、牛久市はああいう温泉を使って健康にするために、これから老人のいろんな部分があるから、国からの補助金を頑張る地方の応援プログラムの中にぶち込んで、すごい施設をつくって、今まで例えば1年間10万人だったら、10万以上超えればその部分の国庫補助がどれだけ入っているんな云々。500万円を3年間ぐらいためてみてください。1,500万円で何億の仕事ができるような、やる気さえあればですよ、できるということを私は一般質問で質問したんですよ。牛久市で例をとってみてくださいと言ったはずですよ。「そうですね」と言って動かなかったですよ。ただつかみ金みにして500万円ずつやればそれで事が済むという、そういう安易な姿勢、そして委員会にも関係しない。去年の3月のあれも全然無視されている。これではこの予算の500万円というのは財政再建の最終年度にしては甚だ逸脱した考えでないのか。そういうようなつかみ金にしか匹敵しないと思うんですが、これではもう一回議論し直していただかないと、せっかくみんな節約に節約を重ねて、新庄市の財政再建にめどをつけるまでと我慢しているのが何なのかと言いたくなる。はっきりそこのところお答えください。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 入湯税につきましては確かに150円という定めがあります。それは日帰りの場合は75円でもいいというようなことで、またその施設によって入湯税を課さなくてもいいところまであります。ですから、いろいろその考え方で設定できるんですけれども、た

だ、入湯税自体が、奢侈性、いわゆるぜいたく税としての課税でありますから、通常ですと入湯税創設時は多分宿泊温泉施設というものを想定していただろうと思いますけれども、入湯に伴って宿泊、飲食、遊興等いろいろなぜいたくなことが伴うために、そのぜいたく税として設けられている税なわけです。ですから、そういうことからして、例えば舟形の若あゆ温泉ですと入湯だけで帰る場合は入湯税はもらってないと。休憩室を使ったりすることによっていわゆる奢侈性を伴うというふうな見方で入湯税をかけていますが、ですから施設によっていろいろあります。奥羽金沢温泉の場合は宿泊施設は伴いませんが、開設当初から入湯税というものは課税されてきたと。まず、入湯税に関してはそんな認識でいます。

それから、目的税としての使途基準は、確かに広く防災関係であるとか消防あるいは環境衛生、そういったものに入湯税を使えますから、これまでは新庄温泉の分もそうですし、そういった環境整備的な道路、水道、防災という面で入湯税を活用してきたというような経過がございます。入湯税にはそれだけでなく、温泉施設そのものに対する使途というものも可能ですので、今回はそういった一般的な使い方とともに、温泉施設直接ということも考えてもいいだろうというようなことでございます。ただ、入湯税をそのまま返すというような考え方ではなくて、あくまでも一つの施策としてやっていくということであります。

それから、頑張る地方応援プログラムの話でございますけれども、以前、一般質問で、私といますか、市として質問を受けましてお答えした経緯がございますけれども、なかなか事業が、例えば箱根であるとか洞爺湖であるとか、そういったところの温泉、大規模な温泉街を想定した事業でありましたので、調べてみたところそういうことでしたので、新庄には活用しに

くいなというような判断をしているところであります。また、そのことも議会のお答えしたつもりであります。以上です。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 入湯税を払ってないところはということいろいろかつてあそこのオーナーらしき方々と議論したときに、山形県内の温泉と言われるところからいろいろ調べていただきました。それも前回の3月に私言ったはずであります。小野川温泉の経営が大変な状況になっているからして入湯税をいただかないという状態のほかは、入湯税をいただいて旅館業を営んでおります。ごく自然の話なのです。

今回の滞納になったときも、滞納は預かり税だから、そこに入った人方の75円というのはその人方の金を一回預かってするのだから、それを納めないのは、もうちょっと頑張ると、要するに人のものを預かっていてやらないということは何罪とかいうのかわかりませんけれども、にも匹敵するのではないかという白熱した議論も3月にはなったんです。それをそもそもにして市長にその部分をレクチャーしないままに、市長はよかれと思ってやったんでしょう。それは私も、何もあそこは本当に今の公共施設でみんながなっていますから。ただ、財政再建のこの時期に、それを知らないままに市長は市長の考え方でやられたのでしょう。前回3月のときにあれだけの白熱した議論が全然インプットされてなくて、ベースがなくて話になってくるとこういうふうな食い違いになるのですよ。こういうのが市長になられてから結構多いんです。ですから、そういうふうなことだからこそきちっと話ししないと、こいうふうな状態にして唐突として出てきて、じゃ財政再建との兼ね合いはどうなるの。こんなだったらもっとこいつを費用対効果したらばもっともっと大変な状況、今まで昭和61年からですよ。したら二十三、四

年でしょう。それまでに今まで一回も1,000万円運営補助だとか何とかということのをあれしたということないんですよ、投入したことが。たまたま相手が三、四年間、金を納めないとなったから新庄市も今度考えて始めたわけでしょう。それは今まで納めてくれたらば何とか考えていましたと。それは相手が納めないというアクシデントがあったから、じゃ納めたらば今度は何とかしましうやと考えたんでしょう。それをさもあたかも今度こういうふうにしてなったからしてとかということは、それは違うんです、この前の去年の3月にみんなでいろんな話し合いをした内容は、ところがここが違って話しするからしておかしくなるんであって。

牛久市のときだってあれですよ、課長と直接に話し合いしたんですよ。だったら電話入れてみてとなったらば、すぐなりそうな可能性もあって、頑張れば。今例えば年間10万人いた、それが11万ぐらいになったという実績を認められれば、ちゃんと国の方も何ぼもぶち込めるのですよ。例を出して資料もおあげしたんですよ。したら500万円ずつ3年間したら1,500万すれば1億ぐらいのあそこのところ本当にきれいになって、宿泊施設になって、プレハブみたいなのでなくたってやれるのですよ。その計画性が相手との寄りも何もないままに唐突として出してくることは甚だ心外な話で、去年のこの3月の激論が何だったのだと。温泉の社長さんもおいでになっていて話した話ですよ。その部分のいきさつが、入湯税法、旅館業法をあのときああいうふうに話したのがまるっきり……。じゃごねた方が勝ちなんだというような状態のニュアンスというのが甚だ強い。何も出すなというんじゃないんですよ。財政再建の今のこの状況の中で、もう少し頑張って、それをもっと費用対効果できるような状態にしていって、能力ある課長なんですから、そんなことを考えたって悪くないんでないか。それをとってつけたみ

たいに年度末のいろんな云々と。

これは市長が「私が決めました」と言うんだけれども、私はそういう先行予約したわけでないでしょうから、市長はお約束したのかもしれない、温泉のいろんな部分と、突如として出てきたのですから。去年の3月の経過もちゃんときちっと話しした上で話しされるんだったら話わかりますよ。こんな不手際というか、唐突と出てきた予算のそれも額が10万、20万の話じゃない、500万。これはもう一回きちっと練り直す必要があると思いますけど、どうですか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 財政再建の期間中の一番苦しい時期に、この時期に何なんだということの御指摘がございましたけれども、23年ほど経過する間に確かに一銭も補助した経緯はございません。ただ、一方で非常に市民から市民温泉的に使われている、健康増進でも非常に有効な温泉だということで定着してきたと。ただ、一方では財政的に温泉の経営が非常に苦しいということで、議論はずっと前からあったわけです。その中で一つの契機として、滞納問題を契機にして、じゃどうあるべきかと、市のかかわり方について相当議論していただきました。そういう中で、滞納したから納めるというじゃなくて、あの温泉をどういうふうにして市民の健康増進の中に位置づけていくかと、そういった議論も金議員からのいろんな提案も含めて議論されました。そういう議論の中で、市としてはあの温泉は必要な温泉だと、今後も続けていってもらいたいと。じゃ市として果たすべき役割はどうなのかと、それをやるにはどういった根拠が必要なのかということで、そういった方向も含めて議論していただいて、ある一定の方向づけも含めながら1,000万円というお金が一たん組み替えという執行留保的な形になりながらも、再度議論しながらそういった方向で御理解

いただいたということで、おおむねそういった方向では御理解いただいたのかなと。ただ、個別の経営改善についてはその都度出していただいて、その都度判断していくということで、今回経営改善計画というか、経営計画、長期的な計画が出てきたということで、政策的に判断して最終的には市長の判断によりここに盛り込ませていただいたということです。非常に苦しい中ではありますが、ただ、政策的にやるべきことはやらなければならないんじゃないかという政策の組み立ての上でそういった提案をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) 今の話は、とんでもない本末転倒な話であります。あのときのあの議論と、そのときの場合当たりのときの言われていることと、何も私は、要するに本当にいい温泉で毎日行っているんです。いい温泉で、老朽化していることで本当に新庄の財産だよということも十分わかります。1,000万円でも2,000万円でもして設備改善していただきたい、思いは同じであります。

ただ、この時期なのかということと、そのとってつけたみたいな話されるからちょっとおかしくなるのでありまして、去年の7月、3月の定例議会のときに、その1,000万円の納める納めない、延滞金の問題でここで白熱した入湯税法から旅館業法から話しされたでしょう、したでしょう。そして、ある程度そうなのかというそれぞれが共通の認識をしたわけですよ。それを今言われるとそのいいところだけとってチョイスして、それは違うでしょうって。よしんばそういうふうになったとしたって、この時期なのかと。去年1,000万円、20何年たってようやくその延滞金になったからして、それを納めてくれたからしてとまず補助しますよと。ことし

も1,000万円ですよ、平成20年度、500万円、500万円と都合のいいことを言っておりますが。この1,000万円は財政再建の歳出カットして、先ほども言いましたけれども、市長は所信表明では市民の生活の金をアップしなくちゃだめだと言ってるんですよ、所信表明の中に、市民1人当たりの所得が。これが重責を担う教育界の長である教育長が42万円、議長が44万円、そういうふうなところまで削減しなくちゃだめな新庄の現状にかんがみて、これが1年間、2年間出なくなつて、何ら頑張れるわけでしょう。それが61年から始まってようやく平成19年度に1,000万円出ただけでしょう、今までかかって。それで一回かけたからしてまた今年度、こういうふうな状態までに節約されている新庄のいろんな云々を、現状を、そこに1,000万円投与するのと今使うべき歳出を減することを片ややっておいて、片やするということはおかしいでしょう、だれ考えたっておかしいですよ。だから私はあえてみんなの前で言っている。これは必ずしもするなというんじゃない。来年とか再来年、こういうふうにしてめどがつけられたら、こうやってやってくださいよと、やるんだったらその効果を出すよう牛久市みたいにしていろいろ新庄方式でやってくださいよと言いたい。つかみ金でしょう。それも唐突とでしょう。委員会にかけないででしょう。こういうやり方をずっと続けていくのですか。おかしいでしょう。おかしいと思わない方がおかしいと思うんですけども。言っているのが、今までの議論は何だったんだと、全部うそかと。農協さんが言っているように、ごねた方が得なのか、金を納めないで。その認識になりますよ、市民みんな聞いているわけですから。もう一回ちゃんとお答えください。

平向岩雄副議長 暫時休憩します。

午後3時55分 休憩

午後3時57分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 昨年3月の議論の中心というのは、延滞金が未納の状態です。果たして支援することができるのかというような御指摘を多くの議員からいただいて、市としては予算の修正という形で対応させていただいた、その議論過程の中ではいろいろな議員の方からああいうふうな話、御指導的なことも含めてちょうだいした、確かにそうでありました。それすべて市長に経過報告の際に説明はしておりませんが、大きな流れとしましては、昨年3月以前からこんなふうになっていますということは、市長がもともと知っている部分もかなりございましたけれども、説明しております。ですから、3月の議論を踏まえた上でこの間進んできたものというふうには思っております。

また、つかみ金というお話ありましたが、500万円につきましては確かに余り切りがよ過ぎてそんな印象を持たれるかもしれませんが、先ほど言いましたとおり、年間運営経費そして出資比率、実際に納めていただいている利用者の方からちょうだいしている入湯税の額、その辺を勘案して市なりにこれが一番妥当だというふうに判断した額でございますので、「つかみ」と言われるようなものではないと思っております。以上です。

平向岩雄副議長 ただいまから10分間休憩します。

午後3時59分 休憩

午後4時09分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄副議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 基本的な質問なんですけれども、26ページ、奥羽金沢温泉の件なんです。私、去年の3月議会にはいなかったのですが、よくわからないんですが、私が勉強した限りでは大体つかめているつもりで質問させていただきます。

市民団体やNPOが自治体に対して補助金の申請とか助成金の申請なんかをする場合には、事業計画とかいろんな何か難しい書類を書いて、それを審査されて、その上で金額が決まったりするわけなんですけれども、この株式会社の場合はそういう申請書みたいなものは存在しないんですか。もしするとすれば、公開していただくことはできないんでしょうか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 補助金の交付ですので、交付要綱がありまして、交付要綱に基づいて交付申請が行われて、実際に交付になり実績報告というようなことで、この奥羽金沢温泉の補助に関しましても、この前の補助の際もそうですけれども、今回の場合もそういった手続的なことはすべて同じです。

公開は、正式に受理された公文書ですので、公開文書の対象になるということで、今、文書担当の総務課長に確認しました。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄副議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） みんな本当に補助金を出さないとは言っていないと思うんです。やはり正当な理由をつけて補助金を認めていきたいというのがみんなの気持ちだと思うんですね。ぜひそれを見せていただいて、その事業計画なり何か設備を修繕したいとかというものの見積書なりを見せていただいた上で、それでみんなで検討して補助額を決めていくというのが筋かと思いますが、いかがでしょうか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 このたび提出なった経営改善計画書についても、これは公開ですので、皆様にお配りしても構わないとは思っております。ただ、そのもとに額はどうかというようなことを後でこれから検討して決めた方がいいのではないかということでありますが、私どもとしてはこの場で何とか議論の上で御可決いただけないかということで提案しておりますので、そのようなことで御理解いただきたいと思います。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄副議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） やはり十分な資料をいただいてから決めさせていただきたいというのが私なり多くの方の気持ちだと思いますので、これは今了承してほしいということとはちょっと難しいかと思いますので、ぜひお願いします。あくまで市が300万円を出資しているからといって、あとは非常に公共性のある施設だからといって補正で500万円とか新年度予算で500万円とか、そういうお金の流れにはもしかするとならないんじゃないかなと。それが世の中の常識のような感じがするんですけれども、やはり市民が納得いくような補助をしていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 事業をやる場合に、事前に事業概要書を出していただいたりということで、事前に審査するケースは通常一般としては往々にしてあります。ただ、それを広く議会でそうするかというのは、一般的にはそうはいたしません。したがって、このケースは特別だと。この場で資料がなければ判断できない、審査できないということであればまた別問題であります。通常は執行部というか、事務方でそれを審査して、妥当かどうかは事務方で判断す

る範疇でありますので、通常は広く公表するということはございません。この件は別だということであればまた検討は別かなと思います。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

4 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

平向岩雄副議長 小野周一君。

4 番（小野周一議員） 2点ほどお聞きします。

奥羽金沢温泉の件、1点まずお聞きします。

今いろいろ各議員から昨年のことを踏まえて申されました。やはり私も、山尾市長はいろいろ担当課の課長からその経過というものは聞いて今回の補正予算に出したと思うわけでございますけれども、やはり我々議員といたしましては、1年前にあのような執行部と意見を交えさせていただきまして、執行部みずから一応財調の方に回して、そして9月補正にも上げたわけですが、そのことをわかっていたか忘れたかわかりませんが、また同じような方法で上げたこと自体が執行部に対する不信というものがあるんじゃないかと私は思います。それからして、最後まで賛否を問うような表決を望んでいるとすれば、それでそれはしようがないと私は思います。もっと別な方法もあるんじゃないかなと私は思うんですけれども、それはそれで執行部で考えることなんですけれども、その辺のことも含んでいただきたいと思います。

次に、6ページ、第2表の債務負担行為補正なんですけれども、先ほど今田雄三議員も質問したわけなんですけれども、どうしてこの時期になって約42%ぐらいに当たる12億5,900何千円ですか、上げられたのか。先ほどの担当課長に言わせると、改良区の独自の経費節減なり各種補助事業の活用によりこのような金額になったといったわけなんですけれども、本当にこの事業は農家にとってまことにありがたい助成金であります。まして、この四、五年の低米価にあえいでいる農家経営からすれば、本当に皆さんが恐らく喜んでいる助成金ではないかと思

ます。どうして今になって債務負担行為の29億幾らの42%に当たる額の12億幾らというお金が今回の補正に上げられたのか。本当に今まで以上の農家に対する負担増にならないのか、まずこの点をお聞きしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄副議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 今回どうしてこのような形で上げたのかというふうなことでございますけれども、やはり将来の負担比率ということで、今いろんな財政再建を目指す中で、その比率で前からいろいろ改良区の方からも協力していただいて、あと市の財政事情も考慮していただいて、通常の部分と圧縮分といいますか、それを改良区といろいろ協議今まで重ねてきまして、その累計が今回大きな幅になったわけなんです。それで、あくまでも12億5,969万7,000円の減額となりましたけれども、今後も29年度まで改良区といろいろな調整を図りながらこれからの償還について協議していくというふうな了承を得ておりまして、その辺は改良区の方からも理事会なり総代の間でも話を進めているということで、合意を得ております。以上でございます。

4 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

平向岩雄副議長 小野周一君。

4 番（小野周一議員） 昨年度まで、恐らくこの債務負担行為のお金というのは10億ぐらい一般財源から使われまして、残りが19億ぐらい残っていたと思います。今回このようになされて、6億何千万が限度額となるわけなんですけれども、そうした場合、先ほども言ったんですけれども、今までどおりの名前のとおりの農家の負担軽減対策ですか、今までどおりの負担軽減で済むのか、それよりも増加するのか、それを聞きたいんですよ。私も改良区の方の総代をしている関係もありまして、やはり皆さんが聞けば、今までの29億のうちの42%に当たる12億円が改良区さんの努力なり各種事業に組み替えにより

削減されとはいえ、どうして今なのかという、そういう不安があると思います。今までどおりの負担でやってくれば一番いいんですけども、負担増にならなくて、その辺のことをもう1点お願いします。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄副議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 改良区の方から、今のこの協議につきまして、29年度までの各地区の償還額いろいろ明細書をいただいております。その中で、今後も見込める額もプラスしてこの限度額で間に合うということで、そういうふうに協議しております。

4 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

平向岩雄副議長 小野周一君。

4 番（小野周一議員） あともう1点ですけれども、この改良区の役員さんにこの助成金を出している新庄市長が理事として就任しているわけなんです。普通一般的に言えば、自分がお金を出している組織に自分が理事長でなくても理事として行くのは果たしていかなものかなと私は今まで思っていたわけなんですけれども、今回人事も決めまして、副市長が決まるとすれば、やはり監査委員的なもので、このようなお金を助成しているわけでございますので、そして外部から、一般財源からやっているわけでございますので、適正に使われているとは私思うんですけれども、そういうような方向で改良区の方の会計機関ですか、いろんな事務的なことも見ていってもらったら市民も安心するのじゃないかなと私思うわけでございます。

以上であります。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄副議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 改良区さんの役員につきましては、市長が理事ということで、これまでもなっております。それで、この前も改良区の方から一応理事ということで、あくまでも案で

ございますけれども、あとは理事会の場で、総代会の場で承認いただくというようなことになっております。

平向岩雄副議長 ほかにありませんか。

19番(星川 豊議員) 議長、星川 豊。

平向岩雄副議長 星川 豊君。

19番(星川 豊議員) 2点ほどお伺いしたい。

先ほど来言っている山屋温泉に関連することなんですけれども、これはがっかりしました、正直。山屋温泉の問題と、もう一つは、今、小野議員が申された6ページの新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金を質問したいと思うんですけれども、まず最初に山屋温泉の方から質問したいと思うんですけれども、これはやはり皆さん方が言うように、最初あの当時非常にもめたわけですよね。それで、わざわざいろんな折衝しまして、いろんな人がかかわって、妥協案を出して、そしてうまくいって、これからゆっくりいい温泉に入れるのかなと思っていた矢先にまたこれでしょう。やはりその辺のところ、私はむしろ、今回500万円で済んでいるんですけれども、むしろもっと出さなきゃいけないと思っているんですよ、内容を見ると、修繕費とかいろんなで。そうした場合に、今回またこんなことでやって、うまく皆さん方の理解を得ないでやってしまうとまたこの後で変なものが出てくるんじゃないかなということで、非常に危惧しています。がっかりしています。そういうことで、今回はひとつもう一回精査して、そしてもっと皆さんの御理解をいただくような形で何とか出していただけないものかなとお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

平向岩雄副議長 暫時休憩します。

午後4時28分 休憩

午後4時36分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

議長より皆さん方をお願いしておきます。

新庄市議会会議規則により会議時間が午後5時までとなっておりますが、本日の日程が終了するまで会議を延長したいと思いますので、御了承願います。

暫時休憩に入ります。

午後4時36分 休憩

午後4時38分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 提案の仕方のことで星川議員から御指摘いただき、また、もう一回精査の場をつくるべきではというような旨の御提案を受けましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、できましたらこの場で、会社からいただいている計画内容のことがネックになるようでしたら、それ自体は先ほどからお示ししたいということをお願いしておりますけれども、何とか本日の場で御可決いただければと思っております。

19番(星川 豊議員) 議長、星川 豊。

平向岩雄副議長 星川 豊君。

19番(星川 豊議員) どうしても本日解決したいというようなことを今話あったんですけれども、私は反対するものじゃないんですよ。その考えからすると、それでは後々もいろんな問題、弊害が出てくるんじゃないかなというふうに思うので、私としてはあくまでも、それはきょうの資料も出さないで、もっといい意見を持っている方もいっぱい議員の中にはいるので、その中で一回検討して、そうしてもっといい案が浮かんでくると思うんですよ。だから、今のもらっている資料もそうですけれども、それだって我々を代表した人に見せて、そしてうまく通れるようにした方が一番無難だと思いますよ、私は。だから、そいなことで今ここでその資料

を公開するんじゃないくて、それでみんな集まる人に集まってもらって、そして運営委員会なら運営委員会でもいいし、集まってもらって、みんなから意見をもらって、そしてやった方が一番無難だと思います。そうすると今度質問でなくなるんで、ちょっと伸ばしていきますけれども、そいなことでひとつお願いしますよ。そういうふうな方向でお願いします。これは後で回答もらいます。

ところで、山屋温泉は終わりました、今度、先ほど言った6ページの新庄農業水利事業の農家負担の軽減対策の助成金、先ほどお話ありましたけれども、24年間で大体12億6,000万円ちょっと欠けるんですけれども、減額ということですよね。そうすると大体年間に5,000万円ぐらいの割合で減っていくという、これはだれでもわかる話なんですけれども。改良区だけじゃなくて、農林予算関係に手を入れるときにはちょっと考えてもらいたいですよ、これも。なぜかという、今、国を挙げて農家救済、特に水稻単作地帯である新庄最上地区の農家については、本当、現実調べてみたらわかると思うんですけれども非常に苦しいですよ、これは新庄だけでもないですけれども、今の農村は。挙げれば自殺者も出ているわけですから。そのような中であって、たとえ5,000万円といえども、これを割れば、1,615軒の農家あるわけなんですけれども、たかが2,000円や3,000円じゃないかと、1軒で割ればね。そう思うかもしれませんけれども、ムードなんですよね。この場所で、今、小野議員からもなぜここにきてということと言われましたけれども、この関係ちょっと余談で触れますけれども、恐らくこれが来年度に響いていくんですけれども、来年度、農地、農業関係の予算が1億円ぐらい減るわけでしょう。このムードがどういうふうにさらに追い打ちをかけるのか。このようなことあるわけですよ。だから、私も非常に心配して見たときに、はっと

思ったんですけれども。

そして、この中には、この年間5,000万円、たかが5,000万円と思うかもしれませんが、そしてこの裏には、先ほどちょっと課長ともそこで話しましたが、引き継ぎとか、そういった農業関係の引き継ぎ関係がうまくいってないんじゃないかなというふうな面も考えられましたので、ここでお話し申し上げますけれども、今、この改良区については、農家軽減対策の件については、前の農林課の課長とも話したことがあるんですけれども、農地・水問題のときに、国が2,200円、県が1,100円、市が1,100円、合計4,400円という話が出ていたんですよ。でも、あの時点では、私はむしろ農家軽減対策をちょうだいしているのに、またさらに農家に出すということはちょっと無理があるんじゃないかなということをお話し申し上げたときがあるんですけれども、そうした結果、大体その計算でいくと農家で5,000万円以上6,000万円近い金が農地・水・緑に出さなきゃいけないわけですよ。そうすると、当時見た場合に、もう新庄では改良区に7,800万円とかという農家軽減対策費が出ているじゃないかと。国から言われるまでもなく、先人がそいつをわかっている、新庄市の場合はもうやっているんだと。だからそれを相殺したり何だりすると、やはりこれは全額出すなんていうことはできないのかなんて話したことは思い出してもらえばわかると思うんですけれども。そういったことも兼ね合わせて、今1,500万円ほどしか出てないでしょう。1,500幾らかしか多分出てないと思うんです、農地・水の予算が。そういったことも引っ張っているんですよ。引っ張り合っているわけですよ。それで、余り、今言った先ほどの温泉の問題もそうですし、仲違いしないようにやはり行政と我々と一生懸命話も合わせ、そして地域のとにかく農家がよくなるようにということで、余りいざこざのないように円

満に解決していこうじゃないかというふうな流れがあるわけですが、今ここで年間に5,000万円を減らされて、しからばこの5,000万円がほかに、5,000万円こっちから減らして、さっきいろんな状況から言うと内容の精査から見るとそういった軽減対策とか助成金とかというのはうまくないという話ありましたけれども、確かにそうです。それは是正していかなきゃいけない。だとすれば、来年度の予算の方は別の話になりますけれども、この5,000万円が来年度の予算の中に使われているんだとすれば、名前を変えて農林関係の予算に何か使われているんだとすれば、これはやむなしと、仕方がないと思うんです。もしそれがないとすれば、なぜ、私も小野議員と同じ、なぜ今この時点で、新庄の農家が本当に苦しんでいるときにこれをやらなきゃいけないのか。

それから、新庄市では、もう一つ関連あるので報告しておきたい、これはなかなか話したいと引き継ぎがなくなっているようなので。土地改良区の工事費、さっきちょっと話しましたけれども、これが1俵1斗1升でしょう。これからこのようなものは補助するというようなことになっていたけれども、古い議員の方はわかると思うんですけれども、議会で話したとおり、新庄市でこの補助を出すのに、支払うのに非常に負担がかかると。だから、例えば20年のものを30年あるいは25年に延ばしていけば1年当たりの出てくるところが低くなるわけですね。そうすると市の負担が、助成する負担が少なくなるわけです。だからそれをやったわけですね、延ばして。これはなぜ了解したかというと、農家はこの延ばされることによって実質の支払いは、この圃場整備の工事費に対する支払いはふえているんですよ、支払いが。ただ、1年の支払いは少なくなるかもしれませんが、延ばされてますから。実質ふえているんですよ。それも新庄市の財政がこういうふうなとおりで

すから、そいなものしょうがない、あるいは農家だけそんな金をいただくわけにもいかないということで妥協案を出してずっとならして、そして1俵1斗でしょう。そうしたら今度1俵1斗も米が下がってきているわけですよ。米が下がってくればはみ出す分が多いわけでしょう。そうしたら行政から出すやつも、これももっと多くてもしかるべきだと思うんですよ。

だから、その辺のところも総合的に考えますと、今なぜこの時期に5,000万円ものこれを削減しなきゃいけなかったか、手をつけなきゃいけなかったのかなと。これ前市長にも話したことがあるんです。だから触れなかったんです、この問題には。なぜ今ここで本当に、何回も繰り返しますけれども、ここでこれに触れなきゃいけなかったのかな。落胆しますよ、これを聞いたら、1,615戸の農家が。当時は2,500もあったものが今はずっと少なくなってきた、生き残りをかけた人が1,600幾つかいるわけですが、そこを考えてひとつ何か見直すか何かしてもう少し温かい聞けるような予算をこの代替として組んでいただけませんか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 なぜ今かということで、うちの方でお願いした経緯もありますので、私の方からあえて説明させていただきますが、これは将来負担比率といって財政の指標の関係で国から、いろんな債務保証、債務負担起こしているものがあつたら20年度からのその指標に大きな影響を及ぼしますから、土地開発公社とか三セク、そういった債務保証、負担行為、過度な負担あるいは見直しについてきちっと整理しなさいというようなことが国から通達が来いています。これを整理しないと、指標を出したときに「あなたのところはアウトになる危険性があるんじゃないですか。そういった指標は根本から洗い直してください」という国からの指導通

達が来てございます。

その中で、私どもの大きな債務保証、負担となっておりますこの二つの債務負担行為について、これまで出された実績、将来出されるであろうという見込み、これを精査していただきました。ここに書いている変更前の数字は、これは上限でございます。上限です。この金額を出さなければならないという根拠じゃないんです。最大限計算して、積算した場合、最大限安全な範囲でこれを計算してございます。そういうことで、これは御存じのように四つの補助金から成っています。一つは県営かんがい排水事業償還金、これを市で全部持つと、地元償還金。それから圃場整備したうちの基盤整備地区、これは1俵当たり1万9,492円、それから圃場整備しなかったところ、これは水代と言われるやつです。その負担が米の1斗分に該当する4,900円ぐらいですけれども、それを越えた分、それからもう一つが県営基幹水利事業の10%分、これをずっと計算しますと、その当時積算したマニュアルではこの29億何がしになりました。しかし、ずっと精査していきますと年間7,000万円、8,000万円という数字だったと。さらに、ここら辺から何とか経営的に効率化に努めていただいて軽減化できませんかということで、ここからさらに落としていただきました。その積み上げがきょう現在至っている積算金額です。将来じゃどのぐらい負担されるのかということでも出していただきました。それはさっき農林課長が答えましたが、今後は県営かんがい排水事業の償還分が減っていきます。ちょうど再来年あたりがピークです。それ以後は急激に減っていきます。そういったことを見込んで、これを割り込んだ数字ではなくて、安全な数字を改良区と一緒に計算していただいたということで、この数字が設定されています。したがって、さっき言われました農地・水・環境保全向上対策のお金とは一切関係がございませんので、

これは独立した金額として、そちらはそちらとしてきちっと積算した金額で市で公正に負担しているということでもありますので、どちらとも因果関係があるとか、そういったことではないので、ひとつそういうふうに御理解いただきたいと思います。お互いに独立した補助金と債務負担行為だということで御理解願いたいと思います。

19番(星川 豊議員) 議長、星川 豊。

平向岩雄副議長 星川 豊君。

19番(星川 豊議員) わかりました。説明、御丁寧にしていただきましたけれども、事務的に言えばそうですけれども、しからば来年度の水・緑の例えば予算1,500何がしというのがありますけれども、これが計算するときにもやはり、そうであれば別なまたもっと要求をするなり何するというふうなこともあったんですけれども、いろいろそんなことがあったので、途中でこれは妥当な線だろうと私は当時思いました。関連性がないと事務方が言えばそういうふうになるかもしれませんけれども、私からすれば関連があったんですよ。そのようなことで、ごまかされたなど……、いやいや違いますよ、そう言うのが私が情けなくなりますから、そんなことは言いません。丁寧に御説明、あのときもいただいたので、私がちょっと勉強が足りなかったのかなと、もう少し突っ込めばよかったのかなと思いますけれども。

いずれにしても、それもそうですけれども、今、新庄用水の場合は市民1人当たり11万円の負担をしてもらっているんですね。だから、これもやはりそういうふうな精査して、非常に生ぬるいようなことは言っていられないのかと、それとも思います。ただ、先ほど小野議員もおっしゃったように、先ほど事務局からも話ありましたけれども、今、国から言われた、何言われたとしても、ひとつはね返して、今はちょっとまずいと、そのようなことで少し我慢していた

だいて、無理して農業の方の予算にだけ大まかに、目立つんです、数字が大きいから。そこに手つけてもらってどんどん落とされたら、確かにあれですよ、実質公債費比率は下がりますよ。これデータもありますけれども、この比率の中でも大変な金額、大体45億円ですね、そのぐらいあるので、非常に大変な金額になりますので、精査しないわけにはいかないと思うんですけれども、本当にやはり何ぼ考えても、今このときにその分に手を触れないで、もう少しめどをついたところでどうかひとつ、そこにメスを入れてもらうのは結構ですけれども、やってもらって、ぜひとも来年度の予算あるいは再来年度の予算でも結構ですけれども、助けていただかないと農家は、皆さん承知のとおり、本当にもう再生できないんですよ。来年の種買う金だってないんだから、今。あとこれで最後なので、何とか引っ張ることないかと今頭の中で一生懸命考えているんだけど、このぐらいでわかってきている方だと思うんですけれども、そんなことで、とにかく農業予算については、非常に疲弊している中ですから余り無理なことをしないで、そしてよそのやつからみんなで経費を節減して、そして財政再建の道に進んでいていただきたいなと、こんなことを結んで、終わります。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄副議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 大分時間がたちましたが、同じことばかり言っていると飽きするんで別なことから入っていきます。

次のページ、27ページの斎場費についてちょっとお伺いします。

今回246万3,000円増額なりまして2,669万円となりました。18年度の決算では2,214万4,590円というふうに報告なっています。今回増額することによって、比較しますと455万円ぐらい

増額なったと。建物そのものはまだ新しくて、設備、機器等は金がかかるということは考えられないんですが、その差額がどうしてこういう増額になったのか。この斎場も指定管理者制度のもとに今行っているわけです。管理者制度の目的から何もなされないでこういうふうになていくということはその役目を果たしていないということになるわけですから、その辺増額の中身、内容をお知らせしていただきたい。

それから、その前に行きます。26ページ、予防費のところ。予防接種業務委託200万円あります。これは何の予防接種をしたか。お伺いしたいのは、いろいろ去年から問題になっている若者のはしかが今非常に問題になって、全国的な広がりではないんですけれども、一部大学も休学するぐらいにあちこちで見受けられ、かなり心配、厚労省でも心配なされている案件だと思うんですが、国・県の方からそれなりの何か通達、指示があるかどうかということをお伺いします。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

平向岩雄副議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 ただいま御質問の斎場費でございますが、指定管理者ということで管理業務委託しておりますが、その当時の予算の設定では燃料代、いわゆる火葬炉に使うのが灯油でございますが、60円台だったものを基盤にした指定管理の委託料を支払っておりました。それで、現在は約90円近くになりますので1.5倍近くというふうなことで、燃料費が相当高騰したというふうなものと、それから今回の補正、御提案させていただいたものに関しましては、1号炉のタッチパネルの修繕ということで147万円、それから玄関先のロータリー部分あるんですが、そこの植栽が何かどうも土が幾ら堆肥入れたりして、私も前から花を植えたりしているんですが、植物がどうも育たないようだというふうなことで、何回か改修しているんですが、

今回10万円ぐらいかけて少し整備したいと考えています。それから先ほどいった燃料代、それからプラスして除雪費が若干足りなくなっているというふうなことで、合計で246万3,000円というふうなものの補正をお願いしたいというところでございます。よろしくお願いします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 予防接種事業費、今回200万円ほど減額しておりますが、これについては年度当初見込んだ各種予防接種の人数がある程度精査されましたので、その減額でございます。内容的には、お尋ねありました麻疹、また三種混合、二種混合、高齢者インフルエンザ等の分の減額です。

それで、今問題になっております若者のほしかの件につきましては、厚労省の方でも今回統一的な対応を示しまして、来年度からちょうど予防接種が行われて、2回接種が行われていない世代に流行しているということです。その部分に対する接種、定期接種という、予防接種法と言う法定接種になるというようなことで、若年のほしか対策が具体的には来年度からきちんととられていくということであります。ただ、高校生であるとか、その辺の世代が自分でお医者さんに行き受けるという方式なものですから、接種率をどう高めようかということがちょっと我々の課題だなと思っているところです。以上です。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄副議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 次に本題に入ります。

多くの議員の方々から同じ話がいっぱいあって、大変時間もたっているんですけれども、私からは確認をしておきたいと思います。この補正予算26ページ、同じ金沢温泉の件なんです。これを見たときに私もびっくりしました。ずっと流れを追っていきまして、私の頭の中には今回

の補正に出てくるとは夢にも思っていなかったんですね。「寝耳に水」というのはこのことじゃないかなと思っています。

先ほど答弁の中に、9月の補正で1,000万円出した、あれは18年度分だと。今回の補正の500万円は19年度分、来年は20年また予算に出ているんです、500万円ですね、というふうな出し方をしている。私の頭の中にはそういうことが全然入っていないですよ。いろいろ何回もこの議論をやりながら検討してまいったんですが、そんな話があったかなと。私の頭には全然ない。だからこの500万円というのはびっくりしちゃったんですね。今現在、温泉との話し合いは実際どうなっているのかな。今後1,000万円のほかに支援をしていくというふうな話は私は記憶はあるんですけども、またしていかなくちゃならないと議会でも皆さんが賛同して、反対はなかったはず。私も当然あそこは見捨てるべきではないと。健康管理、いろんな面で、各町村も一つの温泉をみんな持っているし、ましてやあそこの泉質からいって非常にいい泉質であると私も認めております。

年間10万人の入場者がいるというふうなことです。当初あそこがオープンしたときは1日1,000人を超えたというのがざらにあったわけですね。1,000人といえば大した数になるわけですが、そこまでいなくても、あそこの整備を今後やればもっと入場者が、入浴者がふえるということは確実にわかるんですが、さっきも話あったんですが、周辺の真室川、戸沢、一番多いのは舟形のあそこは何ていいましたっけ、若あゆ温泉ですね、あそこが一番やはり人数が、入場者が多いようですね。去年も大改装をやりまして、相当な利益を上げていると聞いています。新庄のお客さんかなりあそこへ通っています。事実、私も2回ほど行ってみました。新庄の人がおります。

そんなことで、こっちを整備すれば10万が20

万になるというふうなことはわかるんですよ。ですから、この中でも運営費補助金という形で出していまして、課長の話を聞くと経営の一助だと、経営に対して補助金を出してというふうな感じを受けるんですが、是非というふうなところから関連から見れば、そのままずばり運営費イコール経営ですから、その資金繰りに経営上の困難にこの補助金を出すというのは、これは筋が違うと思います。ですから、皆さんさっきから言っているとおりの、その経営計画なりを出して、その中からどういうふうなことをやっているか見ながら、どれに補助金を出すべきかということになってくると思うんです。そうするときっちり500万円というふうな数字もまたこれはおかしい話ですね。何も精査されていないというふうにこちらでは受け取るしかない。今後こういうことでやるべきでないし、坂本課長からは一々その資料を議会に提出する性格のものでもないというふうなことを言われました。そのとおりかもしれないんですが、本件に関しては、何回も申し上げるとおり、みんな長時間かけてけんけんがくがく、どんな方法をやればこの温泉が成り立っていくかというようなことでみんな心配しているわけですよ。ですから、出すべきでないと言った人はだれもいない。今後あそこを何とかしていかなきゃと思う人が逆に多いんですよ。だから金額が多い少ないも言っていないし、その方法、提出の仕方が間違っている、きょうも言っているわけですから、その辺はやはり心にとめながら、出すものを出して理解を得ながらみんなで協議して、ひとつその事業を育てていくと。これは地場産業の育成にもかかわってくるんですよ。いろんなことに関係してくるので、今回はその手法を問うているんだと私は思うんですよ。そんなことで、なるだけ通してくれというような課長の話もあったんですが、私は見た瞬間にこの予算は通すべきじゃないと考えていたんですよ。

それから、最後に言いたいことは、どうも執行部の皆さんが財政の危機というものを実感しているのかどうかと私は疑いたくなるんですよ。見えないんです、そういうふうに。ぽっとこういうものが出てくるということは、出せる財政力を持っているという、甚だ結構なことですね。中身とやっていることが裏腹と、私はそういうふうに思っているんです、随分あるんだなど。私が坂本課長だったらこんなときに、3月に出さないですよ。こういう財政危機と騒がれて、一時は夕張の次は新庄なんて市民からも声かかって、今でもワースト8でしょう、上から8番目と言われてるんですよ。そういうふうに見えない。だから、いつも私は酸っぱくもう少し危機管理をもって慎重にやるべきだと言っているんですけども、こういうのが出てくる。とすれば、さっき可決しましたけれども、議案第1号なんていうのは出さなくたっていい、私はそう思う。あんた方ももう少し慎重性と緻密と、もう少し検討してやっていかないとされるんじゃないですか、もっていけますか、それよりも。いろんな来年度の予算も見ましたが、ああいうふうな予算執行では新庄はもたないと私は思いますよ。じゃ質問したこと、答弁してください。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 会社との話ということ、最初ありましたけれども、会社と専ら私が窓口となって協議してきました。私の方からは、市の方からはいろいろな問題が片づいたら継続的な支援というふうなことは議会の場でも申し上げていましたし、そのような話をして、そのための条件としては計画書を提出いただくこと、そして市の支援の主たる用途としてはきちんと利用者のサービスにつながるようなこと、そういったことを申し上げてきた、そういった会社との話の経過はございます。

また、運営費補助としたことについてのお話もございましたけれども、必ずしも施設・設備改修等の経費でなくて運営費だということにした理由は、そもそも市の支援で経営の安定化を図っていただいて、安定化のためには収入をふやさなければなりませんから、利用者が喜ぶようなサービス向上対策をして、それがお客さんの増につながり、収入の増につながり、安定化が図られると。その最初の施設・設備の修繕なりサービス対策なりに充てるということで、サービス対策とか経営の安定化のためにということでありますと補助の対象の用途としては相当に広がりますから、必ずしも前回のような施設整備費補助金ということにはならないもんですから、運営費補助金というようなことにしたところであります。

また、提出の仕方については先ほど来皆さんから御指摘受けておりでありまして、申しわけなく思っております。

なお、財政云々は政策経営課長、お願いします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 財政的なことの前に、文書、資料の提出について、出さなくてもいいというのは通常一般の普通のケースでありまして、この場合は必要であるというふうなことであればまた別だということで御理解いただきたいと思います。

それから、財政再建中の財政危機を感じてないんじゃないかいうことで言われましたけれども、非常に感じておりますし、極力そういった節減に努めてございます。歳入対策、それから歳出のいろんなスリム化といいますか、精査しながら財政運営に努めていますので、今後もそういった視点で努めていきたいと思います。

平向岩雄副議長 ただいまから10分間休憩します。

午後5時14分 休憩

午後5時23分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄副議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 私が質問した答えが来てないのがあるね。星川課長、その温泉との話で一番大事なこと、19年度だけで1,500万円、結局これが通ればですよ、払うことになる。だからその流れ、年間どういうふうな支払いしていくんだかと、さっき言ったでしょう。1,000万円というのは18年度だという答弁があった。だから19年度はこの補正で出すとすれば500万円、500万円ずつ出していく。来年度は新年度予算で500万円が出ているんだから、どういうふうな話し合いのもとにこの500万円が出てきたんだかというのを言ってもらわないと、回答になってないから。

それから、五十嵐課長が答弁されたんですが、重油の差額とタッチパネルとロータリーの土の入れかえで246万3,000円出したんだと言うんだけれども、昨年度の決算で、さっき言ったでしょう、もうそこで200万円が今年度はふえていくんですよ。だから、そのふえた理由、中身がどうなんだと私聞いているんです。

それからもう一つ、財政再建を真剣にやっていますと坂本課長は言ったんだけど、私の目から見るとそうは見えないと言ったのは、五十嵐課長が答弁したんだけど、ロータリーの土が余りよくないから入れかえして10万円かかったんだと。今こういうものを、今現在必ずやらなきゃだめなんだかということ、あそこに花がなければ斎場が成り立たないんだかと私は言いたいんですよ。そういうものを一つずつ切り詰めて我慢して、市民に理解を得ていかないと財政再建はならないと私は言うんですよ。だから前にも言ったように、「わらすこ」のとき

に言ったでしょう。たかが285万円という考えかと聞いたときに坂本課長は「そんなことはありません」と答えた。答弁はそうですけど、私から見るとそう見えるんですよ。真剣にこれは再建にかかってないというふうな見方をせざるを得ない、残念ながら。何にも苦しいところ、私から見てですよ、さっぱりない。だとすれば何も市長みずから50%だって削減する必要がない。何も効果ないよ、そんなことやったって。たかがそれこそ400万円、500万円、報酬を削ってみたって、片方ではずるずる精査もしないで予算化して執行したとすれば水の泡でしょうが。だから1件1件もう少し慎重にやってもらいたい、どの課も、どなたさんも。執行者側として真剣に物をよく見て、我慢できるものは1円でも出さないように。これが大きくなって歳出削減になっていくんじゃないですか。だったらかわりに財源求められますか、皆さん、新たに。そういうふうなことやったんだら。ないから出す方を渋るしかないと思う。私から見れば何も苦しくない、新庄は。大したもんだ。

じゃ星川課長、答弁。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 額の話かと思ったんですが、金額の。金額については、交渉の結果このような額になったということではありまして、先ほど言ったような考え方で、市として定めた補助金額ということであります。

(「毎年何ばずつ出すんだかという話あったかということ」と呼ぶ者あり)

星川 基健康課長 継続的な支援ということでお話しした経過はございまして、今回、会社側から提出された計画書は3年間の改善計画です。市としては一応3年というのは念頭に置きながら、今、予算として示しております19年度分と20年度分、これについては補助していこうと。3年目についてもその流れの中で補助というこ

とも考えておりますけれども、その先のことは特に私どもとしても考えておりませんで、それはそれで計画がどのような形で実現して、市からの補助がどのような形で生かされて、またそれが利用者にどう還元されているか、その辺の評価によってまた判断すべきものだろうなとは思っております。

(「500万円ずつ出すことは約束したの」と呼ぶ者あり)

星川 基健康課長 額は約束しておりません。

(「来年度として出す予算さ500万円のっているんだから、そのことを約束しているかしてないかということよ。ちゃんとおれの言ったこと」と呼ぶ者あり)

星川 基健康課長 約束というような形にはなっておりませんが、ただ、継続的に支援していくので、一定の期間の計画を出すようにというような話をした経過はございますから、それから19年度分、20年度当初分ということも話としてはなっておりますので、その辺は、ただ、約束というのとはまた違うかもしれませんが、そういう話には話の経過の中で、一連の中では出たとは思っています。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

6 番(遠藤敏信議員) 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

6 番(遠藤敏信議員) 先ほど来話題になっています奥羽金沢温泉の補助金、もう一つは6ページの新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金、これについては確認をするものであります。

温泉の補助金については、先ほど来何回も皆さんから言われている話ですけれども、去年ここで大いにもめたというふうな経過があります。今回、所管の委員会などに事前説明もなく唐突にまた出てきたというふうなことに問題があるのではないかと思います。山屋温泉の泉質についてはいいというふうなことは、私もけがした際によく通ったというふうなことで、わかり

ます。皆さんもそのことについては理解しています。ただ、経営状態がどうかというふうなことについては、これはまた別の問題であります。ただ、補助をして悪いというふうなことをここにいる議員の皆さんの多くが望んでいるわけではない。ならば、きちんとあそこに補助しなければならないという理由、それをわかるような形で伝えてもらいたいというふうなことです。先ほど計画書があるというふうなことを言われましたけれども、それがあれば、こういうふうな計画書があるというふうなことのものと、これで市民の健康増進のために新庄市としても力をかけてあげたいというふうなことを説明すればいいんじゃないかと思うのです。あれば出すような形で理解を求めているかがでしょうか、これが1点。

もう一つ、農家負担軽減金については、先ほどの星川議員とまた違う形で、いわゆる新庄市での負担金、つまり土地改良区に出す補助金が少なくなったというふうなことは、私は喜ばしいことだと思うんです。新庄市は実質公債費比率が高いというふうなことで、補助金とかさまざまなものを見直しをかけて精査してもらったというふうなことの結果かもしれませんけれども、それを受けて改良区側でさまざまなことを詰めた結果がこうだったというふうなことでは、よいことだと私は思うんです。29億円というふうなものが上限というふうなこと。平成5年当時の議会だよりが私の家の壁に張ってあります。なぜ補助が必要かというふうなことが書いてあります。議会でどうしたかというふうなことが書いてありました。そういうふうなことでは、そこに大きな市民の税金が投入しているわけですね。非常に農家としてはありがたいというふうな思いと、市が財政上こういうふうな困窮しているときにこのような大きな助成をこの分野にもらっていてちょっと心苦しいなというふうな思いがありました。こういうふうなことで

詰めて努力の結果としてこうなったというふうなことであれば、すごくそれは評価できる。ただ、その29億円というふうなものが当時のどんぶり勘定でバンとつくられていて、黙っていればそのままそれを出し続けていかなければならなかったのかと思うと複雑な気持ちもするんですね。確認です。これはさまざまな立場で努力された結果だというふうなことで、これはつまり農業助成金が減ったというふうなことでなくて、さまざまな部署で努力した結果なんだと、これは悪いことでないんだ、いいことなんだというふうなことで受けとめていいわけですね。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 計画書を出すことについては問題ありません。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄副議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 ただいまの件につきまして、先ほどの助成について事業地区と維持管理地区というふうなことで先ほど申し上げました。その中で、水代というふうなことと、それから工事に要したいろんな1反歩当たりの償還金、いわゆる農業金融公庫から借り入れた額の償還額が、1反歩当たり超えた部分が今の現状に合った試算ということで積み上げた結果こうなったというふうなことでございます。そのほかに29年まで、平成4年に議決なった国営事業の償還金が48億円という、市が10%、改良区8%の部分を全部市が負担すると。そのほかに基幹水利と国営造成という、その事業費も10%あるいは25%負担すると。総体的には減額という形にはなっておりません。今まで改良区といろいろ詰めた、調整した結果だと思います。以上です。

6 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

6 番（遠藤敏信議員） わかりました。奥羽金

沢温泉についての助成ですけれども、いわゆる計画書を出すというふうなことであれば、それを示し、その後皆さんの意見を聞くなり同意を求められたらいかがでしょうか。おさまりつかないべや、だって。おさめようとは思わないけれども。

平向岩雄副議長 暫時休憩します。

午後 5 時 37 分 休憩

午後 5 時 38 分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今回の補正については、基本的に皆さんから提出方法がまずいというような御指摘だというふうに思います。それに対しては議長と相談し、代表者会等を開かせていただいて、今後進めさせていただくと。

さまざまな御意見いただきました。だれも出すなどとは言っていないというようなことであります。そういう意味で、これまでの流れを、大変失礼な話ですけれども、流れを言うと、開業以来 1 億数千万円という税金が納まってきたという事実は事実としてとどめなくちゃいけないと。近郷近在にできた施設等によって非常に利用度が下がった、また施設も悪化してきたということで、ぜひ新庄市に支援していただけないかというような話があった。そのときに、財政状況が非常に悪化していた状況の中で、精査しなければ今は支援できないというような状況があった。それに対して会社側の方が、じゃ私らが納めた金額に対してこたえてもらえないならば滞納するというふうな行動に出たという事実があると思います。それに対して支援策はどうなんだというふうな協議を進めてきた結果、滞納をまず整理しようと、その次に出てきたのが延滞金の整理だろうと、それを確認して事業を

進めなさいと言ってきた経過が議会の中でもあったと思います。これは対会社と市、議会との信義にかかわることだということでもあります。

今回のことについては、設備計画、会社側の本当の意味での内容、困窮の状況についての資料を提出していただいておりますので、そこから判断し、今の財政上、補助できる形では市側としては 500 万円だなという判断をしたということを出させていただいたわけですから、そういうふうなこれまでの大変重い経過があった割にはこんな形でぼんと出るのはおかしいという御指摘がございまして、今後、議長にお願いいたしまして、代表者の方より今後の取り扱いについて御協議いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

6 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

6 番（遠藤敏信議員） ということは、この補正予算、きょうここで賛否を問わないわけですね。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それについても会派代表者会議で、資料の提出、必要なもの等お話しいただいて、今回はそれを代表者会議の方で、この補正は外しておいて、別の補正については本日通していただかないと業務上非常に執行困るというふうなことでございますので、その辺の御協議いただいて、しかるべき措置をとりたいというふうなことでございます。よろしくお願いします。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） ほかにということで、18 ページの 21 の 6 で借換債ということで出ています。これは公的資金の借り換えが 5 % 以上のものができるようになったということのようです。これについて今まで何度も公的資金の借り

換えをすべきだと言ってきたことが、できないというふうに今まで言われていたのがなぜできるようになったのか、その辺、国のことだからわからないのかもしれませんが、その点。

それから、さきの全協で一般会計以外にも全部入れまして3年間で13億7,000万円ほど借り換えする予定になったわけなんですけど、それらの延べ節約分は、利息の予想というか、今回の分は1,500万円ほどだと聞いたわけなんですけれども、3年間でどれほど利息節約になる予想なのかお願いしたいと思います。

それから、10ページの1の1の個人市民税で3,350万円の減額になっています。この理由として収納率低下ということを言われたように思います。ここで、市民が情報不足でありますと税金が高く請求されることになるのではないだろうかと思います。そういう意味では情報をもう少し丁寧に、今、市民税が特に高くなっておりますので、情報を丁寧に周知する必要があるだろうと思います。

具体的には、このたび2月になって確定申告のときに、介護度3の方の御家族が障害者控除認定になるということを全く知りませんでした。この方々2世帯は特別障害者控除になったようなんですけれども、そういう意味では今までの周知方法だけでは全く情報不足の状態なんだなと改めて感じました。そういう意味で、介護認定とともに控除認定書を発行できるという通知と一緒に郵送してもいいのではないかなと思うんですけれども、どのようでしょうか。

それから、25ページの3の2、生活保護医療費扶助費が430万円余ふえていますけど、これは今後ふえる見込みではないかと思われそうですが、その見込みについてお願いします。

それから、19ページの1の7で地方バス維持補助金が197万円とふえています。これは利用が減っているからではないだろうかと思うんですが、鮭川バスの利用はどうか、その点に

ついてお聞きしたいと思います。

それから、27ページの4の2に容器包装リサイクル事業費でマイナス40万円となっています。リサイクル回収が少なくなっているのではないかなと考えると残念な気がするんですが、この内容をお願いします。

それから、28ページの6の3で強い農業づくり交付金222万円の内容について、原油高騰対策で農業機械を購入して助成をしたということでしたけれども、農業機械購入が原油高騰対策になるのだろうかと思うのですが、農家にとって本当に原油高騰対策になるようなものが考えられる必要があると思うんですが、そのことをどう考えているのかお聞きします。

それから、29ページの7の2に金融対策でマイナス224万円になっています。いろいろ設備資金のための融資というようなことが多いような気がするんですが、今、原油高でかなり仕事に影響、営業をやっている人たちが大変なようです。石油をよく使うある業者の方は、安いときから比べると2倍にもなっていると、石油関係が、何とかの溶剤とかナイロンの包装とか。そういうふうになっているとき、本当にこれは営業の危機だと思います。そういう金融対策を自営業などを中心に、農家もそうですが、考える必要があるし、要望していく必要があると考えるんですが、どうでしょうか。

あと、15ページの15の2で灯油購入費助成県補助金がありました。これは大変丁寧に、実は回ってみて、「申請を知らなかったんだけど、もらえた」「うれしかった」という声が聞かれて、頑張っていた担当係には本当にありがたいなと感じております。この補助を受けた世帯数はどのぐらいになったのか把握していただきたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 質問項目が非常に多い

ので、簡単にお答えします。

公的資金の借り換えですが、なぜ今ということですが、非常に地方財政が苦しくなっている。その中で、昭和60年代から平成の初めにかけて借りた起債の利子が非常に高いと、率が非常に高いということが全国から、これじゃうまくないということで、要望が来ていたということで、国の方でその軽減のために動いたということであります。

節約はどのくらいかということでありますが、これは時期がばらばらでありますので、対象となるものが一斉にスタートしたということを仮定して考えますと総額で年間6,600万円の効果があるというふうに私どもでは財政的には試算してございます。これはあくまでも時期、それから利率いろいろ変化ありますので、あるいは借り換え、繰り上げというようなパターンが違いますけれども、あえて無理な計算をしますと大体このくらいの効果があると。

市営バスであります。一昨年の10月から昨年10月までの1年間、バスの利用についてはそういう変則、10月から9月までということの計算で、利用率が低ければ補助金を出すというようなことで計算した結果、土内線、堀内線、まだ廃止しないで動いていた段階です。それから羽根沢線、それから大蔵の烏川線、そういったものの赤字が思ったよりも多かったということで、持ち出しの補助金がふえたということで、今回補正させていただくということであります。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 2点ございます。最初に生活保護、25ページ、430万7,000円、これは医療扶助であります。特に今年度医療扶助がふえております。と申しますのは、入院患者の方が多いということ、特にがんの方、末期症状の方もいらっしゃいますが、手術あるいは入院ということになりますと一月150万円から200万円ぐ

らいかかると。通常ですと五、六十万円ぐらいということでありますが、そういう方が4人ないし5人いましたということで、医療扶助についての補正ということをお願いするわけであります。

あともう一つ、灯油の件でございますが、前回ちょっとお話しいたしましたけれども、うちの方で課税の状況が把握できるもの、と申しますのは、課税状況を見てもよろしいよという同意書をいただいている方、例えば生活保護とか、あるいは児童扶養手当、特別児童扶養手当とか、そういう方についてはほとんど交付をしております。それ以外、高齢者世帯とか、そういう方については若干交付の数が少ないもんですから、本当は2月15日に締め切りということでございますが、一月延ばしました。3月15日ということにいたしまして、今、集計中でございます。その間、民生委員の方には全員いろいろ回っていただきまして、情報を提供していただきました。なお、もうちょっと時間がありますので、努力したいと、そういうふうに考えます。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

平向岩雄副議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 容器包装リサイクル事業費の瓶の処分業務委託料の減額40万円なんです。これは瓶の処分の業務委託なんですけれども、約50トン減ったということなのですが、これはリサイクルが減ったことにもなりますけれども、逆に言うと、もともとごみとして出す量、これの絶対量が減っています。リサイクルプラザの方のごみの量が、埋め立てする分がもともと減っているものに関して、リサイクルの方の当初予定した450トンから400トンになっておりますが、私の方としてはごみが出なくなったということで喜んでるところです。以上です。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄副議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 山形県強い農業づくり交付

金について説明させていただきます。

これについては、省エネルギー、原油高騰対策の事業でございますけれども、正式な名称は省エネルギー型農業機械等緊急整備事業というふうなことで、これは県の方から通知が、要綱がございまして、いわゆるいろんな生産組合に対して、各農協とか市の方にもいろいろ募集といたしますか、来まして、それで小泉の転作組合のソバ組合がございまして、その中でコンバインがぜひ必要だということの申込みがありました。それでいろんな計画書を作成して、これを県の方に申請して、県の方で認められたということで、機械自体666万円の3分の1の県の補助です。これはいわゆるトンネル事業といたしますか、県の補助で、歳出としては222万円を小泉の転作組合の方に支出するというような事業でございます。目標としては30%の燃料削減というふうな省エネルギーの機械の導入でございます。以上です。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄副議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 金融対策事業費についてお尋ねでございます。

これにつきましては、企業さんがお金を借りる際に、新庄市、山形県、そして保証協会、その当該の企業さんがお金を借りる際に保証するというふうなことでございます。今回、減額補正ということでございますが、これまでの実績、また年度末までの需要予測をもとに減額してございます。

なお、まだ余裕を持った形でありますので、いつ何ときでも対応できるようにはしてございます。以上でございます。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

平向岩雄副議長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 障害者認定を受けている方で、税法上の障害者控除を受けられるということをお知らせするという御質問でございます。

けれども、現在、申告の受け付け期間中でございます。国税、すなわち税務署、それから市税、市役所双方で申告の必要性につきましてはいろいろな場所でPRを図っておりますし、それから、昨年、確定申告を国税になされた方については基本的には国税から、税務署の方から、そうでない方については税務署から確定申告書を発送した方のリストをいただいて、それ以外の人で申告が必要と思われる方については新庄市の方で申告書を送付してございます。ただいま確認しましたところ、市税の申告の説明書にはそういったことが書かれてないということでありましたので、来年からはそういったことも書き入れしたいと思います。

ただ、必ずしもすべて確定申告が必要な方だけではございません。給与所得者の場合、年末調整で済んでいる方がほとんどでございますので、そういった方に対する周知方法等につきましては、実際に証明書を発行していただく福祉事務所と税務課の方で協議して、効果的な周知方法、多分市報等に掲載するのが一番効果的かなと思っておりますけれども、そういった方法を検討してまいりたいと思います。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 今回の税金の申告のことの介護度に応じた障害者控除認定についてなんですけれども、今までも広報で何度かお知らせしているようなんです。それはそれで前進だったとは私は思っていたんですけれども、実際にはなかなか自分のことだと思えないというか、自分の家族のことだと思えないようなんです。ですから、介護認定、あなたの家族が介護度3になりましたという認定書を送ったり、お知らせすることは必ずあるわけで、そのときに「障害者控除認定も申請してくれば控除認定書を発行します」と書いてくれると、大事にとっていると思うんですよ、税金のときまでに。そのよ

うにしてはどうかと思うんです。それはどうでしょうか。

それから、生活保護の医療扶助の方々のお話なんですけれども、生活保護を最近受けた方が大変ほっとしておられました。今まで生活保護の認定より明らかに少ない年金で我慢して我慢して我慢して暮らして、1日300円とか500円で暮らしておられたそうです。その実態を市の福祉担当がある形で知って、措置して、見てくれて、医者に行くときには電話くれればすぐ行けるようにするから、無料で行けるようにするからと言ってくれたことにほっとするというか、非常に精神的な安定を得たと、うれしかったと言っていました。そのときに、電話すればいいんですけれども、市役所がない土日に医者に行かなければならないときもあるわけなんですけれども、そのときはどうしたらいいんだろうかと不安がっています。そういうことを考えると、そういうときのためにはどうしたらいいのか。また、そういうことを心配しなくてもいいように生活保護世帯用の市独自の医療証みたいのをつくって、これを窓口に見せれば窓口が「了解」と、こうしてくれるような、そんなことをやってくれたらなおほっとできるんじゃないかなと思います。その点いかがでしょうか。

それから、先ほど羽根沢線、赤字多かったという答えをいただきました。羽根沢というのは鮭川村のバスのことだと思います。これについて、特にあたご町の方だったんですけれども、早過ぎて今乗れないと。ひとり暮らしで、買物に行きたいときに使いたいわけなんですけど、本当は10時ごろ週2回でもタクシーとか市バス、福祉バスなんかを回してくれたら数人で乗れるのになと言っていました。そんなことはできないだろうと思うんですが、そういった検討などが必要じゃないだろうか、その点についてお願いします。

それから、容器包装リサイクルの問題で、こ

れは瓶の処分の量が減ったということだったようです。ペットボトルもリサイクルしているわけなんですけれども、最近、ペットボトルの飲料用は間違いなくリサイクルしていただいていたけれども、それ以外のペットボトルも実はありまして、それがリサイクルならなくて、市民としては難しいものだなと思っている人が少なくないように思いますが、そのほかのペットボトルも実は最近原油高もあってリサイクルに回るようになったということを知ったんです。そういう意味では、それらも入れて、燃やすゴミを少しでも減らすようにしてはいかがかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

それから、先ほど金融対策のお話を伺いました。借りるときに保証するという対応だということなんですけれども、原油高で苦しんでおられる方は、原油高は当分続くだろうし、大変営業に困難を来しているような状況だと思うんです。だから、貸すと言われても返すめどが立つだろうかと、農家もそうですし、自営業の方もそうですし、大変な思いをしておられるわけです。そういう意味では、原油高に脅かされている中小企業や農家に対して、原油高の部分を補うような、福祉灯油のような、そのような政策が必要なんではないかと言っていたきたい、市だけでは無理だと思いますので、そういったことはどうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 障害者の認定控除についてでございますが、毎年このように「新庄市在宅福祉サービスのお知らせ」ということで、サービスの内容を記載した冊子を全戸配付しております。その中で「税の控除のための認定証等を交付」ということで、三、四行の案内ですけれども、ここにそういう周知をしているところであります。これは毎年こういう形でやっております。介護認定を受けた方全員が障害者控除

を受けられるということではございませんで、医師の意見書というものが必要になるということでもあります。しかしながら、障害者控除を受けられる方が受けられないということのないように、その点は今後とも配慮したいと考えます。

あと、先ほどの生活保護の件でございますが、緊急の場合にケースワーカーの電話等がわからない場合には市役所に電話が来る場合もございます。その場合には、各ケースワーカーの連絡先等がわかりますので、その都度対処したいということでもあります。生保ではございませんが、例えば火災なんか起きた場合には環境課長から私にすぐ電話が来ますので、私がケースワーカーなり担当者にすぐ電話をして、日常用品、毛布とか、そういうものをすぐ配付するということになっております。そのような形で今後ともやっていきたいと思っております。以上です。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 バスの件であります、昨年4月からあの線は、山交が路線を廃止しまして、鮭川村が運行主体となって運行しています。したがって、運行主体は鮭川村なんで、鮭川村の運行ダイヤに従ってやっています。あくまでも新庄市にとまるのは鮭川村から来る方の利便性主体だということなんで、そういう仕組みになっています。

なお、市でも意見を言う機会がございますので、今いただいた意見はその機会をとらえて申し上げたいと思っております。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

平向岩雄副議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 ペットボトル等々の回収の件だったんですが、飲料以外のものというふうな御指摘だったんですが、飲み物、いわゆる飲料以外にも食品関係の例えばしょうゆとか、そういったものはリサイクル可能です。あくまでもこれは容器包装リサイクル法に基づく

リサイクルというふうなことで広域の方で補助金を受けながら処理していますので、それ以外のものと言われるとちょっと私の頭の中では余り思い浮かばなかったんですが、農薬とか化粧品とかは、これは危険があるのでだめだというふうなことになるので燃料にしてしまうということなので、具体的に疑問点あるとすれば、個別の品目を言っていただければ御回答できると思います。よろしくお願いします。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄副議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 原油高で会社の運営が大変であるというふうなことでございますけれども、確かにそういったことも聞いております。この制度につきましては、設備投資だけではなく、こういった運転資金についても可能でございますので、もしそういった方がいらっしゃれば御相談していただければと思います。以上です。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） ペットボトルというのは、例えば食べ物を入れる容器の中に、本当はペット以外の回収になるから間違いなくそっちにしてもらいたいというのが市の願い、市のような場合は考えているわけなんです、業者の方はペットを使って食品を入れるものになっているのもあるんです。例えば漬物などとか入っていたりしております。それが今のところは燃やす方にみんな投げるようにしているわけなんですけれども、それが回収になるということをお聞きしました、安い金額であるようですが。そういうことも調べて、少しでも燃やすごみを減らしていくようにしていただけたらなと思います。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

平向岩雄副議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 あくまでも四角の枠の中に

「PET」というふうな文字があります。卵パックの場合はまたちょっと違った表示になっていまして、漬物パックとか、それらの素材が合わさると再生がかなり難しいというふうなことで、そのほかにもビニール類なんかは、今、油化、油にしたいというふうな試みも一部の業者さんでやっていますし、例えばビニール系のものを再生するにはまた収集を個別にする運搬料とか引き取り料とか、燃やすよりも相当額もかかるというふうなことで、前提としてはリサイクルというふうなものに将来持っていければ理想だと思うんですが、かなり細かい点まで注意しながら新庄市ではリサイクルに励んでいるところですよ。以上です。

平向岩雄副議長 ほかにありませんか。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

平向岩雄副議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 金沢温泉は86年に開業いたしまして、年間約10万人の入浴客があり、温泉側が日帰り入浴客から75円を徴収し、市に納める入湯税は周辺の環境整備の目的税でもあって、温泉側は改修に市の支援がないとして未納もあったんですが、その後、市は「支援は入湯税の納入が前提」と説得を続けまして、温泉側は昨年7月から全額納入を前提に分割納入を始め、残金も一括納入された。温泉側は市に空席の監査役の人選とともに支援の継続を求めているわけですよ。金沢温泉は人気もあり、市民の健康を守るためにも、私の意見ですけども、今回は500万円の支援をしてもよいのではないかと思います。答弁は要りません。以上です。

平向岩雄副議長 ほかにありませんか。

3番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

平向岩雄副議長 斎藤義昭君。

3番（斎藤義昭議員） さっきから手を挙げておったので、一言だけ。

私も記憶が定かでないんですが、昨年の9月の議会は1,000万円の補助の予算計上したんで

すね、私の記憶では。そのとき、延滞金の提出もしないで補助金はないじゃないかと議会でもめたわけですよ。私こういう発言した記憶があります。銀行から借りて1,000万円納付して、補助金もらったらいいんじゃないかと、私、半分おかしな発言ですが、「余り見え見えじゃないか」なんて私言われた記憶があります。あの当時1,000万円という根拠は、私も随分山屋の温泉に行きますけれども、トイレでもすごかったんです、ドアでも。お金もらって利用していただくにはこれでは大変だなということで市でもそういう計上されたと思いますけれども、そういう経過があったわけですよ。

ほかの自治体にしても、ああいう1億のふろさと創生資金を基本にして施設随分つくって、そのほか億単位で負担してやっていたわけですね。そういう面では新庄市は助かってきたと思うんですよ。ただ、この出し方がちょっと私もまずいかなと思っている。例えば、今回3月議会の中で補正とすぐ当初予算と500万円ずつ出しているでしょう。この辺はどういういきさつかなと私も感じているんですが、例えば当初予算の場合は執行まで時間かかりますね。ただ、補正ならばそれより早く金を出せるということがあったのかなと私なりに判断しておりますけれども、ただ、今、当初予算で金が早く出せるということは、たって必要だという感じを持てばそういうふうになるんでしょうけれども。

前にこういうことあったんですよ。20年以上前なんですけど、あの当時、農道に敷砂利制度があった。敷砂利を全部させてから、その後に予算を出してよこすと、補正で、それで随分もめて大変なことがあったんですよ。使ったものに出すというのはどういうことだというのがあった。このケースはそういうことではないと思うんですが、その辺の分離して出した内容がどういうものか、これ1点だけ確認したいと思います、今後の勉強のために。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 18年度末、要するに去年の3月議会から具体的に議会の方には提案させていただいておりますが、ただ、提案どおりの執行がなっていませんけれども、去年の3月に提出した1,000万円については、さっきから言っていますが、18年度分だと。今回3月補正で出しているのは19年度分で、新年度にも出していますが、それが20年度分だということで、年度ごとに継続して支援していきたいというような考え方で出したものです。

また、終わったものに出すのではというお話ありましたが、前回の18年度分といいますか、1,000万円の際もそうでしたが、あのときも終わった分に対しての施設整備費補助金でございました。今回、補正で出しているものについては、やはり同じように19年度分ですので、19年度中に行った利用者サービス対策事業等が補助対象になるということでございます。20年度からは当初予算に予算を措置して正常な形といいますか、通常の形で予算措置していきたいというふうに考えたところです。以上です。

3番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

平向岩雄副議長 斎藤義昭君。

3番（斎藤義昭議員） さっき議長の方には、これだけ発言が出ているんだから、この辺で代表者会議または議運なり開いて集約していただいたらどうかという発言しようと思ったんですが、先ほど市長の方からああいう発言が出ましたので、これは了として終わりたいと思います。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 別に質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩します。

午後6時16分 休憩

午後7時46分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号平成19年度新庄市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議ありの声がありますので、起立採決いたします。

議案第21号について原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

平向岩雄副議長 起立多数でございます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第42 議案第22号平成19年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平向岩雄副議長 次に、議案第22号平成19年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

2番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2番（佐藤悦子議員） 45ページの10の1番で高額療養費貸付金収入がマイナスの1,300万円となっています。その理由なんです、高額療

養費の限度額が上がったこととか、限度額を超えた部分は役所で手続することで請求されなくなるようになったからなのかなと思われませんが、その点お伺いいたします。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 佐藤議員おっしゃるとおり、高額療養費貸付金の減額につきましては、9月以降、新しく限度額認定証制度ができて、この交付がふえてきておりますので、その関係で医療費の支払いに苦慮して借りるという方が少なくなっているということでございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 大変いい制度ができたなど喜んでいることではありますが、なお思うに、そういう認定証交付をしなくても、役所で手続をしなくても、即限度額以上は請求しないようにできないのでしょうか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 限度額認定証交付につきましても新しく今年度からできた制度でありますし、それをさらにというのは今のところはちょっと考えられませんが、ただ、出産費なんかにつきましても市役所から真っすぐ医療機関に支払うというような仕組みもできつつありますので、全体的にはいろいろな形で同様のものが生まれてくると思います。今のところはちょっとめどはわかりません。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 市民の中には知らないで高額療養請求された後でこういう制度があるんだと知らされて、何だ、もう少し早くから入院したときに即教えてもらえればなということ言っていて、別の簡易保険を解約してしまってからそういうことを知ったということもあり

ました。そういう意味では、わざわざ認定交付しなきゃいけないということなくともいいのになと思った次第ですので、できるだけ早く全体的に同じようになるように、出産費などと同じようになるように要望していただきたいと思います。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 状況的なところも確認した上で、可能であればそのような要望も行っていきます。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号平成19年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第43議案第23号平成19年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）

平向岩雄副議長 次に、議案第23号平成19年度新

庄市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号平成19年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第44議案第24号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平向岩雄副議長 次に、議案第24号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 62ページの1の3、汚泥燃料化推進事業というのがありまして、48万3,000円が9万円に減っています。これはどういふことでこのように大幅な減額になったのでしょうか。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 この推進事業につきましては、NEDOと新庄市と契約いたしまして、平成19年度の額を契約して締結したわけなんですけれども、詳細について、使途について改めて協議した結果、この部分は使えますけれども、この分は使えませんね、対象外ですよということになりましたので、今回減額補正をさせていただいたと、こういう内容でございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 精査していただいて大変よかったと、喜ばしいことだと思います。ところで、今回の汚泥燃料化推進の処理工場の施設に新庄市はどんなかわり方をしているのかよくわからないものですから、教えていただければと思います。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 この事業につきましては、新庄市でまず資本金の12.5%、50万円を出資しているということが一つ、それから新庄市の役割といたしましては公共下水道から出る汚泥の確保で、新庄市だけでなく、最上郡、それから、今のところ予定でございますけれども、酒田、鶴岡とか、いろんな行政から汚泥の供給方の支援をいただくというようなことになっておりますので、相手の方がすべて役所関係といえますか、そういうところになっておりますので、市の役割は大変大きいということが1点目でございます。

2点目が、今回、情報センターの隣接地にこの汚泥処理プラントを持ってきた理由につきましては、水循環のプラントがこの燃料化事業では必要なものですから、具体的に申し上げますと、処理場から出る廃水をコンパクト化いたしまして、このプラントに持ってきます。この持

ってきたものについては燃料にする過程において燃料を冷却する必要があります。その冷却した高温の廃水をまた処理場に戻してよこすと。しかも、それは汚水、汚れた水も入るものですから再処理をすると、このようなことになっております。うちの処理場にこの高温水を入れることによりまして汚泥の減量化に役立つというようなことで、国交省からも多目的利用というようなことで承認をいただいて、このテスト事業を今始めようとしている矢先でございます。以上です。

平向岩雄副議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第45議案第25号平成19年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平向岩雄副議長 次に、議案第25号平成19年度新

庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第25号平成19年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第46議案第26号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平向岩雄副議長 次に、議案第26号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 80ページの4の1の介護予防特定高齢者施策事業費というのは、予算1,000万円余のところマイナス290万円余ということで、このマイナスが非常に大きいように感じます。内容を見て感じた点なんですけれども、通所型運動訓練支援もマイナス4万円、通

所型栄養改善もマイナス28万円、これらはかつて前にやっていたいきいきデイサービスの方がよかったのではないだろうか、この方がずっと利用も多く、喜ばれた内容でなかったのだろうか考えるんです。そのこと。

それから、訪問型生活管理指導支援というのは、これが大きくて、マイナス254万円になっています。ヘルパー派遣だと思うんですが、これが全く使えなくなっているのではないだろうかと思うんですけれども、こういう問題があると思うんですが、どうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 特定高齢者等の補正の件でございますが、高齢者が検診を受けまして、それで平たい言葉で言うとひっかかると思いますか、リスクのある高齢者に対してプログラムを組んで、なるべく要介護にならないようにというふうな事業でございますが、なかなか受診率とか、あるいはそういうリスクのある方々に呼びかけても「私はいいんだ」というふうなことがございまして、なかなか思うような数字が上がっておりません、これは国で示した数字よりずっと下と。これは全国でその数字について問題になっておりますが、こういうリスクを持った方々へのプログラムをつくって指導というか、ケアをするというようなことで、今後推進していかなければならないというふうに考えております。

それから、訪問型でございますが、議員おっしゃるように、レクリエーション、趣味、活動等を含めた介護予防普及事業ということでやっております。老人福祉センター、萩野地区公民館等で行っております。これについても3月までの実績見込みの精査ということであります。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 利用が少なくなってい

ることについては、やはり高齢者にとってはつまらないと、簡単に言えば、行っても余り元気になるにそうにないなと思ってしまったりとか、利用に利益を感じないというか、楽しくないだろうというふうに感じているんじゃないかなと思うんです。そういう意味では前にやっていたような、ヘルパーなどの資格を持った人たちをお願いしていきいきデイサービスみたいのをやっていたわけですが、そういうこととか、前のようなヘルパー派遣のやり方とか、そういうやり方がやはり使いやすくお年寄りに喜ばれたのではないかなと思うわけですが、そういった反省はないのか、前の方がよかったなみたいな、そういう声はなかったでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 前にも御質問を受けましたが、いきいき教室については大変好評であったということは承知しております。いろんな事情から、介護予防教室、介護を重度にならないように、あるいは介護状態にならないようにというふうないろんな事業をふやしていくということで対処しております。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案の

とおりに決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第47 議案第27号平成19年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）

平向岩雄副議長 次に、議案第27号平成19年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 第1款1項営業費用で2,689万円にプラスになっているわけなんですけど、冬で凍結などでの漏水の相談などの影響はなかったのか、相談はあったのかなかったのか、お願いします。

高橋 敦水道課長 議長、高橋 敦。

平向岩雄副議長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 漏水の減額等の話でしたね。これはありませんでした。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） なかったということでしたけれども、私の知っている方はこの前漏水で2万円、いつもそんなに使わないのに2万円の請求来たりして、それで初めてびっくりして市役所に電話をして、「それは漏水だからすぐ業者に頼め」と言われたということでした。だから、課長は知らないけれども、あったのではないかなと私は思います。

そのとき市民の方からの話では、市職員は現場を見ないようなんです。そういう意味では、市職員は漏水なんか相談あったときに本当は現

場を見るべきじゃないかと思うんです。そしてまた工事後も、工事してもらうのは民間でもいいんですけども、終わった後、点検するということをしているのか、任せきりではないのか、その点どうでしょうか。

高橋 敦水道課長 議長、高橋 敦。

平向岩雄副議長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 先ほど議案第27号の御説明で壇上で申し上げたんですが、この中には営業費用の増額は資産減耗費と原水及び浄水費というように説明したはずですが、内容はそうなんです。ですから、漏水減額とは一切関係ないということです。

それから、職員が行っていないという話があるんですが、これは問題があれば職員が駆けつけるのは当たり前で、これは佐藤議員の聞き間違いかなと思っています。以上です。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 駆けつけるのは当たり前という言葉聞いて、よかったなと思いました。そうあってほしいと思います。お年寄りの場合は、ゴムパッキンの取りかえなんかは、若い人はできるんでしょうけれども、できない人も多くて、そういう意味ではやはり業者などに頼まざるを得ないわけなんです。そうすると割かし高くして3,800円も取られたという話もありまして、節約していきたいと考えているお年寄りの方などが言うには、市職員が回ってサービスして、漏水なるべくないように、節約して暮らせるように応援してもらえる、こういうことも市職員の仕事ではないだろうかという話もありましたが、その点どうでしょうか、市民を回って「ゴムパッキン取りかえ大丈夫か」なんて声かけて、してあげるとか、そういったサービスは考えられないものなのか、どうでしょうか。

高橋 敦水道課長 議長、高橋 敦。

平向岩雄副議長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 うちの職員には、平成5年に福祉料金ということで低額料金になったものですから、それなりの福祉的な料金体系になっているということで、お客さんにはそれなりにサービスはしていると思います。ただ、パッキンとか、そういうやつにつきましては、メーター交換時、メーター検針時の検針員の方にはそれなりのお話をして、何かあれば手伝いするようにはと言っております。ですから、私の方ではそれ以上のサービスはできないと、そういうことで思っています。以上です。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号平成19年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

散 会

御参集願います。

本日は以上で散会いたします。
大変御苦勞さまでした。

午後8時11分 散会

平向岩雄副議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす6日午前10時より本会議を開きますので、

平成20年3月定例会会議録（第2号）

平成20年3月6日 木曜日 午前10時00分開議

議長 中川正和

副議長 平向岩雄

出席議員（19名）

1番	奥山省三	議員	2番	佐藤悦子	議員
3番	斎藤義昭	議員	4番	小野周一	議員
5番	小関淳	議員	6番	遠藤敏信	議員
8番	沼澤恵一	議員	9番	清水清秋	議員
10番	小嶋富弥	議員	11番	渡部平八	議員
12番	今田雄三	議員	13番	金利寛	議員
14番	新田道尋	議員	15番	平向岩雄	議員
16番	森儀一	議員	17番	山口吉静	議員
18番	亀井信夫	議員	19番	星川豊	議員
20番	下山准一	議員			

欠席議員（1名）

7番 中川正和 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	総務課長	武田一夫
政策経営課長	坂本孝一郎	税務課長	田口五郎
市民課長	柿崎卓美	環境課長	五十嵐正臣
健康課長	星川基	農林課長	五十嵐祐一
商工観光課長	黒坂光悦	都市整備課長	中部力
下水道課長	佐藤新一	会計管理 兼会計課長	矢口喜一郎
福祉事務所長	矢口孝	神室荘長	叶内利昭
水道課長	高橋敦	教育委員長	伊藤輝昭
教育長	佐藤博	教育次長	大場和正
学校教育課長	山川義隆	生涯学習課長	大江雅夫
生涯スポーツ課長	清水幹也	選挙管理 委員会 委員長職務代理	加藤義勝

選挙管理委員会 長	小 野 正 一	監 査 委 員	國 分 政 嗣
監事 査務 委員 長	奥 山 栄	農 業 委 員 会 長	柏 倉 政

事務局出席者職氏名

局	長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主	査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

議 事 日 程 （第2号）

平成20年3月6日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 小 関 淳 議員
- 2 番 今 田 雄 三 議員
- 3 番 森 儀 一 議員
- 4 番 金 利 寛 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成20年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 関 淳	1. 「折れない新庄」にするための質問	市 長 関 係 課 長
2	今 田 雄 三	1. 文化財の保護の管理運営について 2. 財政の運営について 3. 農産物生産地の計画について	市 長
3	森 儀 一	1. 市町村合併について 2. 旧角沢小学校の建物及び敷地について 3. 近岡善次郎画伯の絵画展示について	市 長
4	金 利 寛	1. 財政再建計画最終年度20年度を迎え、その実績と明るい見通しについて 2. 人口減少について	市 長 関 係 課 長

開 議

平向岩雄副議長 おはようございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は18名、欠席通告者は中川正和君、なお、斎藤義昭君より少しおくれるとの連絡がありました。

なお、選挙管理委員長小関俊也君が都合により欠席しておりますので、代理として委員長職務代理加藤義勝君が出席しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

平向岩雄副議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は7名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

小関 淳議員の質問

平向岩雄副議長 それでは最初に、小関 淳君。

（5番小関 淳議員登壇）（拍手）

5 番（小関 淳議員） おはようございます。

たいまつ'07の小関です。きのうは大変お疲れ

さまでした。

議員になってから間もなく1年がたとうとしていますが、まだまだわからないことが多く、その都度、先輩議員の皆様に御指導をいただいております。しかし、未熟者ながらも、新庄市の明るい未来のために、議員としての役割を持ち得る力の限り果たしていきたいと考えております。そのための一つとしてこの一般質問の機会があると思っております。昨年の6月議会で初めてこの演壇に立ち、一般質問をしてから今回で4度目になります。しかし、なかなか自分でも納得のいく質問内容とまではいかず、そんな質問に対してはそれなりの答弁しかもらえない、そういう繰り返しだったような気がしています。今回は、そうならないようにできる限り修正してこの場に臨んでいるつもりですので、執行部の皆様、私の質問の意図をぜひ酌み取っていただき、市民のため、わかりやすい答弁をお願いいたします。

それでは早速、通告書に従いまして質問をいたします。

まず最初に、6月議会でも最初に質問した、市民に対して政策、事業をわかりやすく説明してきたかということです。やはり市民協働を積極的に進めようとするならば、市民にかかわる個人情報以外の情報は共有しなければならないし、進めていこうとする政策や事業内容を市民にわかりやすく説明していく責任は当然あると思います。ニセコ町や上山市のように、わかりやすい事業説明書の発行まではいかないまでも、その後どのような手法でわかりやすい説明を実践してきたのかを伺いたいと思います。

次に、指定管理者制度導入後の各施設の利用状況についてです。平成17年に小樽市の屋内ゲートボール場を新庄ゲートボール協会に管理委託して以来約3年が経過し、昨年12月には市民文化会館事業を芸文ネットに委託したわけですが、今まで委託契約をしている施設などの利用

状況はどのようになっている、どう推移しているのでしょうか。そして、それらの施設を利用する市民の満足度をはかるシステムはあるのか。また、管理者の運営状況を点検し、改善するシステムはどのようなものなのか、利用する市民のために特に大切と思われるこれらのシステムは十分に機能しているのでしょうか。このあたりがしっかりしていないと市民からは「やはり市民協働とは名ばかりのコスト管理意識だけではないか」と批判される可能性も出てくると思うのですが、いかがでしょうか。

続いて、寄附条例についての質問です。今、全国の地方自治体で、特に推進していきたい政策などのメニューを示し、全国の個人や企業にそのメニューから選んで寄附をしてもらい、資金が集まったら事業化していくという寄附条例の導入が相次いでいます。この寄附条例は、基金としての機能だけでなく、政策メニューを提示することで地域ニーズをよりダイレクトに酌み取れるアンケートの機能も備わっていますので、より住民が納得のいく事業を進めることができる仕組みになっています。ことしの1月現在で既に全国32市町村が導入し、新年度にはより多くの自治体が導入する予定で、寄附条例制定の動きが活発化しそうです。

実は、議員になった当初から、担当課に出向き何度か寄附のシステム改革を提案してきましたが、お忙しいこともあってか、なかなか理解してもらえなかったようです。その後の取り組みはどのような状況になっているのでしょうか。既に県内では長井市が準備を進めているとの情報もあり、財政の厳しい当市ならなおさらのこと早急に準備する必要があるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

次に、職員研修の充実度について質問いたします。市民の声の中には、市職員としての職務を遂行しない、あるいはできないような一部の職員と、休日、昼夜を問わず職務を全うしよう

という優秀な職員を全部一まとめにした「まず市職員はだめだ」などという悪評をよく耳にします。

しかし、私は新庄全体の明るい未来のために何とか改革していこうという気概のある職員、優秀な職員を数多く見てきております。このような職員、特に中堅、若手職員にどんどん研修をさせてもらいたいのです。財政が厳しいのは十分理解しています。それでも税金を投入しなければならない多くの事業があるということもある程度は理解しているつもりです。しかし、お金をかけるべきところにはちゃんとかけなくてはならないと思うのです。今のような厳しい状況を打破するために、そして未来をしっかり見据え、本当に善良な市民が納得できるような政策事業を立案してほしいからこそ重要で必要な職員研修制度であると思います。その現状はどのようになっているのでしょうか。そして、今後どうしていきたいとお考えなのでしょうか。

続いて、夜間休日診療所についての質問です。昨年3月に開設し、およそ1年が経過しようとしています。これまでの利用状況や利用者の反応はどういうものなのでしょうか。

全国的に勤務医の過酷な労働状況が問題になっていますが、県立新庄病院も決して例外ではないと思います。この問題は、県立新庄病院の存続問題にも大きな影響を及ぼします。そういう意味で、夜間休日診療所が一次救急医療を受け持ち、県立病院勤務医の負担を軽減し、二次救急医療を充実させる、最終的には県立新庄病院存続に結びつけていこうとしていると思うのですが、実際どのような効果が出ているのでしょうか。

それと、県立河北病院では病院側からの要請で周辺の開業医が協力する院内でのサポート方式をとっていますが、当市の定点型と比較してどのようなメリット・デメリットがあるとお考えでしょうか、御説明ください。

その上で、なぜ新庄市が定点型を選択したのかの理由と、現在、夜間休日診療事業をほかの自治体はどのように進めているのかをあわせてお聞かせください。

次に、最近、市内や郡内でよく耳にする自殺の問題です。自殺まで至らせないような対策はもちろんですが、残され家族の地域で暮らす精神的な負担ははかり知れないものがあると思います。それらの自殺予防と家族の精神的なケア対策についてはどのように進めているのでしょうか。

それでは最後に、下田町に出店計画のあるショッピングセンターについての質問を再びさせていただきます。この質問は12月の一般質問でも取り上げましたが、市長より協議中との御答弁をいただきました。今現在も協議している状況なのでしょうか。そして、そもそもこの出店計画とは具体的にどのようなものなのでしょうか。

なぜこのような質問をするのかというと、やはり全国の至るところで中心市街地を中心に都市機能が崩壊している事実があるからです。特に地方の緑豊かな田園都市がターゲットにされ、しっかりと圃場整備された農地などに瞬く間に巨大な商業施設が出現してしまっています。このように津波のように押し寄せてくる巨大企業に対して、ただ地代が入り、税金が入り、正規の社員でない雇用も生まれるという短期的視野に立った利益を追求した出店を許してしまうのはいかがなものかと思います。やはり都市も人間の体もすべからずバランスだと、それが崩れてしまえばどちらもぐあいが悪くなってしまうのではないかと思うわけです。そのバランスをとるために国や県、市町村などの自治体もさまざまな網かけ、いわゆる出店基準を設けているとは思いますが。

当市でも振興計画や都市計画法で網かけをして都市計画どおりに進めているとは思いますが、

出店計画が提出された場合、それをもとに事前協議が行われ、市の都市計画構想をクリアできてさえいれば際限なく何店でも出店が可能なのでしょうか。それに伴うインフラの整備、その維持管理などはどこがすることになるのでしょうか。さらに、この計画に限らず、今後市内にほかの大型商業施設の出店計画があった場合、市が進めようとしているコンパクトシティ構想と商業地や宅地が膨張していく現実との矛盾をどう住民に納得してもらおうおつもりなのか、あわせて、現在、出店計画はほかにはないのかをお聞かせください。

そして、最後に、現行の市の都市計画構想や県や国の条例や法だけで市の振興計画の基本構想にも掲げられている「緑豊かな田園都市」を必ず実現できるとお考えなのでしょうか。

以上7項目について、市民が納得できるようわかりやすい御答弁をお願いいたします。これをもって壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。きょう初の一般質問、お答えさせていただきます。

それでは、初めの質問、市民にわかりやすい政策や事業の説明をしてきたかどうかというようなことでございますが、市の政策や事業内容につきましては、機会をとらえてさまざまな手法でお知らせしております。

まず、どのような施策があり、中身がどうなっているかにつきましては、平成18年3月に策定しました後期5カ年基本計画の概要を同月の「広報しんじょう」トップに記事として4ページにわたり掲載しております。あわせてホームページにも掲載し、今でもアクセスすればごらんいただける状況になっております。また、各年度の当初予算の内容につきましては、議会の

皆様にお示ししております内示資料をホームページに、年度初めの広報4月号には施政方針と一緒に大まかな内容を掲載しております。

事業の具体的な内容や進みぐあいがどうなっているかにつきましては、平成15年度から実施しております事務事業評価により公表しております。しかしながら、公表に対する意見として「見づらい」「わかりにくい」という御意見もありますので、改善を図ってまいりたいと考えております。事務事業評価は事後の情報ということになりますので、より新鮮な事業内容の公表につきましては新年度から内示資料の主要事業の概要をバージョンアップし、事業1件ごとの内容はコンパクトに見やすく、わかりやすくして、対象事業については10数件から各施策分野の主要事業として数十件を予定しております。公表時期は4月早々とし、市のホームページ上に掲載したいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

また、さらに議員の皆様にも市民の皆様へ説明する機会が多々あるかと思えます。どのような内容で説明すれば、より市民の方に御理解されやすいのか御提案いただければありがたいと思います。

私も就任以来、職員との会話を進めるための情報提供を多く開示しております。職員提案で市民にもわかりやすく市長のコラムを出していただきたいというようなことで、職員の方から提案があり、早速10月末からさまざまな会合あるいは事業に参加したことの意見等を市民の皆様に市長コラムという形で情報提供をさせていただいております。個人的な情報、個人情報にひっかかるようなことを除いて、できる限り出していきたい。ただし、すべての皆様がインターネットでごらんになるとは限りません。また、広報紙を通して、それもすべての皆さんがごらんになっているということも思っておりません。ありとあらゆる角度で提供していきたいと。

先日行いました新庄市の負債額の表示を玄関前に提示させていただきました。さまざまな御意見がございます。「新庄市の恥さらし」だとか、そういうことも聞いておりますが、やはり負債の額を今後他の町村と比較しながら確実に財政再建をお知らせするというのも義務だと思ってそういうふうな形にしております。議員の皆様から、さらにこのような方法で提案すればというような御意見があれば検討し、早速実施してまいりたいと思います。

それから、指定管理者制度導入後の各施設の利用状況についてはどうかということでございますが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により公の施設の管理について指定管理者制度が導入されました。新庄市においても10施設で活用し、この4月からは雪の里情報館においても活用予定であります。これらの施設はおおむね平成18年度からの活用となっておりますが、スキー場のように暖冬の影響による利用者減という特殊な例を除けば、施設利用者は体育施設及び生涯学習施設においては活用前とほぼ同程度、児童館3館合計の利用者数は少子化の影響もあり若干の減少となっております。

利用者の満足度については、指定管理者活用後に利用者アンケート調査を行っております。指定管理者の方々の新たな取り組みや、特に接遇の向上について、活用施設全体に共通して高い評価をいただいているところであります。また、月例の事業報告を義務づけ、指定管理者の施設運営状況を点検するとともに、導入間もないことから日常的な相談を重視し、安定した運営が行われるよう助言、指導を行ってまいりたいと思っております。

今後は、管理の適正化対策、いわゆるモニタリングの制度化を進めるとともに、管理者がなお一層意欲的に施設運営に取り組むことができるよう、環境づくり、利用者の立場に立った施設運営を目指していきたいと考えております。

今回、重油等の値上げなどで施設等が非常に運営に苦しんでいるという状況も把握しております。そうした場合の窓口を速やかにできるよう今後も情報交換を進めてまいりたいと思っております。さらに、指定管理者制度が単なる請負制度であるという考え方に終わらず、その民間のノウハウが市民の皆さんに広く提供されて柔軟な運営体制ができるようにということを大筋で調整会議等でお話ししているところでございます。

平成20年度につきましては、大変厳しい財政状況というようなことで、指定管理者の皆さんにもそのことをお願いしているわけですが、指定管理者の皆さんが今後ますますこの施設の活用を市民に広げていきたいというようになれるような形で協議し、また支援もしてまいりたいと思っております。

それから、寄附条例についてでございますが、厳しい地方行財政環境の中におきましてもさまざまな公共サービスを維持、実施していくために、各自治体では財源確保に苦慮している状況であります。議員が御指摘のように、地元出身者の御好意による寄附を広く呼びかけ、まちづくりなどに活用していくという手法が確かに各地で検討され、導入されておるわけです。県内におきましても長井市で検討を始めたとお聞きしております。本市としても、ふるさとを思う気持ちを施策に結びつける財源的にも有効な制度であるととらえております。

制度の組み立てとしては、やはり明確な目的を持つ、これが一番大事なことであるということで、明確な目的を今探るということを考えながら実施していきたいと。今般の施政方針でも申し上げましたが、安心な医療体制の整備、中心市街地の活性化、子育て支援の充実など6施策が市民ニーズの中でも重点化すべきだというふうに考えられております。これらのことも踏まえて、国における今後始まるふるさと納税制

度とも調整を図りながら、実施に向けた具体的な制度設計を20年度中に検討してまいりたい。この条例が、言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、「物乞い条例」になるようなことであってはまずいと。やはり新庄市の目的をはっきりさせていく。内部の中では、やはり新庄のこの自然を守っていく環境などをテーマにした形で寄附条例はどうかといったようなこともテーマとして上がっております。そうしたことを20年度中に検討し、そして制度化に向けていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

それから、職員研修について、今後の自治体運営に必要な要素であるが、充実しているのかというような御質問かと思っております。悪評のある職員がいては大変困るわけで、すべての職員が気概のある職員だと私は思っているわけですが、今後職員指導についても含めて検討しなければならないと思っております。

職員研修についてであります。現在、職員の研修につきましては山形県市町村職員研修所や最上広域などで行う各種研修に職員を派遣し、職場外研修を行っております。また、職場内におきましても、幅広い視野と教養を身につけるための基本的研修、市の政策や通常業務にかかわる実務研修などを実施し、職員の能力育成に努めております。

一般的に、経営の資源は人・物・金・情報などと言われておりますが、人の発揮する力によって物・金・情報の価値が大きくもなれば小さくもなるわけであり。人材育成はあらゆる組織において発展のための重要なかぎとなっております。

本市を取り巻く状況を見てみますと、財政や少子高齢化問題、市町村合併などを初めとした諸課題が山積しております。昨今の目まぐるしく変化する社会情勢の中において、そのようなさまざまな行政課題に柔軟に対応できる能力、

特に問題解決能力、政策形成能力、コミュニケーション能力など、市民の目線に立った基本的能力はもちろん、国際感覚、経済感覚、そして語学力などの育成も大変重要になってきておりますので、職員の各種能力及び自己啓発意欲の向上が図られる各種研修も充実させていきたいと考えております。以前は議会の視察等におきまして職員が同行し、同じレベルで先進地視察をした事例もございます。今後やはり財政状況の好転を見ながら、そうした形で職員も積極的に「百聞は一見にしかず」という形の研修もぜひ復活させていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それから、夜間休日診療所についてですが、利用状況につきましては、患者数がこれまでの在宅当番制と比較しまして1月末現在で約3倍の4,241人となっており、年間目標といたしました4,000人を既に超えております。また、来所した患者さんのアンケートでも苦情はほとんどなく、「場所がわかりやすい」「親切な対応である」と評価をいただいております。協力していただいている医師を初めスタッフの努力のたまものと感謝しているところであります。

地域住民の皆さんにとって、住み続けるための安心のよりどころになっていると思います。設置した目的の一つであります一次救急と二次救急とのすみ分け、県立新庄病院の救急患者をいかに減らすかという点については、県立病院と密接な連携をとり誘導を図っておりますが、目的達成までに至っておりませんので、今後も地道に広報啓発活動及び診療所参加医師の研修を継続していきたいと考えております。

県内の状況であります、休日診療所を設置しているところは7地区ございますが、平日・夜間・休日の365日体制をとっているところは山形市と本市だけあります。そのため、県としても救急告示病院の勤務医の負担軽減を図るために、県内の全自治体を網羅した平日夜間の

体制づくりの推進を図るために各地区で検討するための組織を立ち上げようと要請しておりますが、具体化したところは先ほど議員からお話がありました河北町だけだと聞いております。

なぜ定点化を選択したかという理由でございますが、これまでの在宅当番制では毎日場所と専門診療科が変わるため、市民から「わかりづらい」「利用しづらい」という不満の声が多く寄せられたからであります。また、時間外診療の患者数での割合も7%と非常に低い実態にあったため、医師会、県立新庄病院、行政それぞれが現状を変革しようと5年前から検討を行ってきました。一次救急、二次救急の本来のあり方から定点にすべきであるというコンセンサスのもと、病院内、病院敷地内も選択肢に含み、県内外の視察も行い、住民の視点、参加いただける医師数、コストや運営上の視点から現在の保健センター内での定点化とさせていただいたことを御了解していただきたいと思います。

次に、自殺予防対策はどうなっているのかという御質問でございますが、自殺については、御指摘のとおり、警察庁の統計では平成10年以降毎年3万人を超え、今はまさに自殺対策が国の大きな課題となっております。平成18年6月に自殺対策基本法が制定され、翌19年6月には自殺総合対策大綱が閣議決定されております。

山形県は自殺率が全国ワースト3で、その中でも最上地区が最も高くなっております。県でも平成15年度から積極的な対策を実施し、心の健康づくりや自殺予防対策検討会、さらには各市町村でのうつ病予防対策事業を行っております。最上総合支庁でもこれらの取り組みのほか、20年度は首長を対象としたトップセミナーなど最上地域自殺予防推進事業を重点事業とするとのことであります。

自殺の背景には健康問題あるいは経済的な要因など、さまざまな要因があり、本市でも健康問題では専門医師、保健師による相談、また多

重債務者にも専門家による相談を実施しております。また、高齢者の自殺が多いため、スクーリングによる即時介入などを行ってまいりました。自殺のサインを受けとめるには一刻を争う場合もあり、365日の対応が必要ですので、毎月相談ダイヤルの紹介など啓発予防活動を実施しております。自殺は、家族はもちろん、地域にとっても大きな損失であり、防ぐことができる死ですので、提案を受けとめ、全庁的な体制強化、他市町村との連携強化対策などを図ってまいりたいと思います。

最後の質問となりますが、下田町に計画されているショッピングセンターについて、12月議会中は「協議中だ」というようなことに対して今の状況はということだと思っておりますが、下田町に隣接して計画されております開発行為についてであります。新庄市開発指導要綱に基づき、計画内容についての事前協議を行っているところでございます。

開発者から提出された計画の内容は、現在県で施工中の松本から宮内までの都市計画道路沼田角沢線と升形川、下田町に囲まれた約4.5ヘクタールに住宅地分譲用地と物販店舗用地を配置した計画となっております。この区域は、都市計画用途地域の第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域に指定された場所であり、予定されている開発計画の内容に係る意見を開発者に通知し、計画の再検討をお願いしているところであります。今後は関係機関との協議を重ね、これらの協議が整えば、都市計画法に基づく開発許可申請の手続を進めていくことになります。

当該計画区域を含む都市計画用途地域につきましては、農政との調整も行った上で、良好な市街形成を図るために地域指定を行って都市的土地利用の誘導をしており、今後新たな開発計画につきましても法に基づく規制に沿って適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

昨年1月に発足しました新庄市コンパクトな

まちづくり推進連絡会議におきましては、市民との意見交換会などを開催しながら、部局横断的な検討を進めております。さらに、商業者アンケートと市民向けアンケートを実施し、その結果を反映した形で市民の要望やニーズに沿ったまちづくりの方針を取りまとめているところでございます。

商業地や宅地が拡散していけば、それに伴い多くの行政コストがかかることとなります。国においても、これを是正し、中心市街地の活性化を促進するため、まちづくり三法を改正する際に農振地域の白地の部分には大規模集客施設の進出を規制するとしたものであります。現在、市の都市計画ではコンパクトな形で用途地域が指定されておりますので、その用途に基づく推進を基本としております。

なお、ほかに進められている出店計画については今のところございません。

田園都市新庄は、新幹線延伸を初めとする諸事業を実施し、自然の恵みにあふれた環境と調和した都市機能が既に実現していると考えております。今後は整備されたゆめりあを初めとする都市機能施設を効果的に活用した施策や事業を豊かな自然の中で人情味あふれる住民のマンパワーで展開し、この圏域全体の活性化を推進してまいりたいと考えております。

平成23年度にすべての計画を見直す段階に入ってきております。21年、22年、そのときに新庄市のあるべき姿、これまでの都市計画法により過去に定められた計画はすべて議会の中で承認され、新庄市はこうあるべきだということによって用途地域されたことを覆すということは現在のところではできません。今後新たにするとときに、どこを農業エリアとするか、今後どこを振興エリアとするのか長期ビジョンに立った今後20年、30年という方向の位置づけをここ一、二年の中で決めなければならない大切な時期にまいっております。そうした観点からも御意見

を賜ればありがたいと思います。また、住居環境におきまして、そのところを第一種住居地として指定したという当時の考え方としては、やはり人口が増大するという観点が入っていたものと思われまふ。今後の人口減少に合わせて社会資本整備のコスト意識を考えた場合に、今後どのようなまちづくりをするか、本当に皆さんの意見をいただきながら慎重に進めていかなければならないと考えておりますので、よろしく御指導のほどお願いします。

以上、質問について、とりあえずお答えさせていただきます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄副議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 多くの質問に真摯に答えていただきまして、本当にありがとうございます。新庄市の未来の子供たちにつながる、いい未来につながっていくのかなと思える御答弁をいただきまして、本当にありがたいです。

時間もないので、指定管理者制度についての質問をさせていただきます。具体的に、運営状況の点検をした後に改善をするシステムというのはしっかりつくられているのでしょうか。まずはそれをお伺いします。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 指定管理者制度につきましては、導入間もないということがございまして、指定管理者の方々に大変な努力をしていただいて、利用者の側からの苦情というようなものは余り聞いたことがございません。非常に運営がしっかりしているというふうに感じております。

それをどういうふうに把握しているかというようなことでございますけれども、一つはモニタリング、いわゆる利用者アンケートを各施設でとっていただいております。その利用者アンケートに基づいて、日常的に今のところは手と

り足とりというような形の中で、各課が日常的に指定管理者といろいろな指導改善等々について話し合いを行うというようなことをやってございます。定期的に年度の終わりに報告書が提出されますけれども、その報告書に基づいていろいろ反省をしたり、それから来年度に向けていろいろ協議をしたりというふうなことをしてございます。今のところはいわゆる行政の方の評価と指定管理者側の評価、その突き合わせというふうなことでございますけれども、将来的にはいろいろな課題が出てきた場合にはやはり第三者評価というようなものを取り入れながらモニタリングをやっていく必要があるのかなというようなことが市長の後段の方での課題というふうなことで述べさせていただいたものでございます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄副議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） しっかりしたシステムというものを、装置をはめ込んで、より市民に充実した施設運営を提供していただきたいと思ひます。

あともう一つ、指定管理者制度についての質問なんですけれども、予算なんですけれども、市がやっていたときの予算と委託された後の予算がどこの施設でもいきなり違う、特に人件費のあたりなんかがいきなり3分の1前後になってしまうという、なぜそういうふうな数字がはじき出されてきているのか、ちょっと説明していただきたいんですけど。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 まず、いわゆる応募要項の中には仕様書がございまして、その中に大まかな今までこういうふうな経費がかかっていましたよというふうなことを提示してございます。その人件費以外の経費につきましては、例えば警備保障とか、あるいは清掃委託とか、そういう

ふうな分については前の事例を踏襲していると。灯油の高騰とか、そういうふうな突発した事項があれば当然協議をして補正をするというふうなこともございますけれども、まずそれを基準にして指定管理者が応募するときには予算をつくってくるといってございまして、人件費につきましてはこちらの方で想定している人件費というのは嘱託の報酬並みというふうな形で提示してございます。

指定管理者制度導入の一番大きな目的の一つ、いわゆる行政サービスをノウハウを持った人たちがやることによってサービスを向上させようというようなことも大きな目的ですけれども、一つはやはり効率的な施設の運営と。非常に新庄市は施設を多く持っておりますので、それらなるべくコストをかけないで施設を運営していかないと、いわゆる経常収支比率にもかかってくるというふうなことで、人件費の削減というようなことが大きなものになってございまして、市の職員の正規の給与といいますと、いろんなものをしてもやはり1,000万円近い、退職金の負担金とか共済の負担金とか入れまして1,000万円近い費用がかかるわけですから、それを月額十三、四万円の報酬に変わるわけですから、その部分の差というのが指定管理者制度を導入した差というか、意味があるというふうなことでございまして、ただ、それでいいのかというふうな課題もございまして、その部分についても先ほど市長の答弁にもありましたように、やはり指定管理者に今度は応募しないというような状況になるのではないかとというふうな懸念もございまして、その辺は改善の余地があるのかなというふうに考えております。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄副議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 今の総務課長がおっしゃったように、全国の指定管理制度の中で、やはり人件費の問題とか、そういうもので予算が

少な過ぎて撤退せざるを得ないという業者がたくさん出てきています。ぜひ新庄市ではそういうことのないようにお願いしたいと。

それと、また課長がおっしゃっていた中でやはり人件費の問題なんですけれども、嘱託をベースにとおっしゃっていましたが、ある施設なんかは二十歳ちょっと過ぎたぐらいの女性で給料が13万円だと。余りにも安過ぎるんじゃないかというふうな声があって、コスト削減はよくわかります、こういう財政状況の中で。しかし、やはりある程度の給料を確保できるぐらいの予算で、市民協働を本当に推進していくならば、そういう数字の面でもぜひ充実させていただきたいと。その指定管理業者の中から本当にこのシステムはいいなというぐらいの声が上がるぐらいのシステムを構築していただいて、本当の意味での市民協働を進めていただきたいと思います。

それと、時間がなくて何に行こうか……、足りない分はまた次の一般質問でさせていただきたいと思いますので。職員研修についてですけれども、やはり周辺の自治体も財政が非常に厳しいという状況の中でどのような状況かというのを調べさせていただきました。金山町ですけれども、非常に新庄市と比べると当然規模が小さいわけですが、職員研修事業予算が平成17年度は254万8,000円です。18年度、やはり財政状況が厳しいのでどんどん少なくなっていくわけですが、18年度129万円、19年度109万円、来年度は97万円。新庄市の場合ですと19年度、20年度67万円とお聞きしております。金山町の職員さんと数からいっても新庄市の職員と圧倒的に違うわけです。やはりどのように財政が厳しいとはいっても、この職員研修という予算を私は削ってはいけないんじゃないかと思うわけです。優秀な人材をより伸ばしていかないことには、この厳しい、これからの厳しい状況を本当に打破できなくなっちゃうんじゃないかなと思うん

ですね。ぜひ、幾ら厳しいとはいえ、ぜひ職員研修の予算は多目にとっていただいて、若い職員から「私はここに研修に行きたいんだ」「じゃ行ってこい」ぐらいのあれを示してほしいと思うんですよね。いかがお考えでしょうか。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 研修担当課としましては大変ありがたいお話でございますけれども、予算が少ないから手を抜いているかというふうなことは決してございません。金をかけないで、研修そのもの、前任研修などはかなり回数がふえています。先輩が後輩に教えるという形の中で前任研修がなされていますけれども、先ほど市長が答弁したように、よそに行って「百聞は一見にしかず」というふうな研修も非常に効果的だという市長の考えもございますし、そういうふうな形でもしできればいいのかなというふうには考えてございますけれども、決して予算の多寡で研修の成果が上がるものではないのではないかなというふうな感じはしてございます。また、研修、幾ら教えても自分が頑張らなきゃ絶対に身につけませんから、だから自主研修というか、自己啓発というか、それを今進めているところでございます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄副議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） もちろん本人次第ということですが、そういうシステム、研修に行きたいという意気込みのある職員を支えるというシステムぐらいはやはりちゃんとしておかなくちゃいけないと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

夜間休日診療所の件です。県立河北病院ではサポート方式をとっています。新庄市では定点型という1カ所でやっています。私の考えではサポート方式の方が予算がかからなくていいんじゃないかと思っているんですが、どうお考え

でしょうか。

星川 基健康課長 議長、星川 基。

平向岩雄副議長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 先日の山形県医師会のシンポジウムでも、新庄の定点方式と河北の、河北というのは県立河北病院のことですが、河北のサポート方式の事例が二つ紹介されて、どちらがいいかというような議論がされていましたが、新庄としては先ほど市長からお話ししたような理由で定点を選びました。そして、山形県として、また県内の各県立病院として進めている、臨んでいる方法は定点方式であります。サポート方式というのは、県立病院に開業医さんが出向くという、そしてサポートするという方式ですが、ですから、本来型としては定点方式だと判断してそのような方法をとっていますので、今後も県立病院と連携を深めながら、今の形でやっていきたいというふうに思っています。

5 番（小関 淳議員） 終わります。

平向岩雄副議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

今田雄三議員の質問

平向岩雄副議長 次に、今田雄三君。

（12番今田雄三議員登壇）（拍手）

12番（今田雄三議員） たいまつ'07の一人として、3月議会の一般質問を行います。

過日、1月11日、ゆめりあで、SL庫フェスティバル主催で歌と踊りの新春の集いを開催しました。多くの帰省客もひとときをうれしそう

に見てくれました。その一人が「主催は行政で企画しているのか」と聞かれました。駅長を中心に駅前商店街と踊りの人たちと実施していると答えたところ、「よくやれるなあ」と感心してくれました。杵と臼のもちつきにも興味を示したようで、おいしそうに食べてくれました。この後、つばさを待つ人と乗車している人にも振る舞い、感激されました。このサービスを受けた人が東京に帰り、町内会報に載せてくれたそうです。ふるさとの正月が話題になる振る舞いもち、もてなしの心を知らされた感じがしました。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

最初に、文化財の保護と管理運営についてお尋ねします。一つ目に、天然記念物についてお聞きします。最上の巨木伝説に紹介されている奥丁字桜、大森山の西側に広域農道が開設されてから一般車でも安易に見ることができるようになりました。奥丁字桜は、最上公園の桜が散りかけたころ見ごろになります。枝張りが南北9.7メートル、東西8.6メートル、高さ4メートル、根回りは最大で54センチメートル、20数本の株立ちで、紅色が濃く、見る人の目をくぎづけにしてくれます。垂れるように咲く花が丁字形に見えることからこの名が名づけられたという。そして、新庄市の指定天然記念物になったと書かれています。指定されているとすれば、その時期と管理状況についてお聞かせください。また、私自身、日本一の奥丁字桜と自負するものですが、他の県、最上に類似する丁字桜が存在しているか確かめて、指定されているのかをお聞かせください。

二つ目に、新庄歴史センターに豊富な陳列物があります。見る人を満足させてくれます。私も他市を視察しますが、人間の推移や出土陶器、偉人紹介、農耕具や日常生活に欠かすことのできない器や道具が所狭しと整理されているところはありません。加えて、新庄名誉市民

特別記念室が設けられ、一段と充実感があります。昨年11月に故近岡善次郎氏の御遺族から134点の絵画が寄贈されました。これを機会に常設展示を充実させるため、記念室整備が本年の事業として明らかになりました。この際2階展示場も含め整備を図り、名誉市民故近岡善次郎画伯と名誉市民で人間国宝奥山峰石氏の作品が多く展示されれば、人気も増し、多くの愛好者の来場が期待できると思います。今回の整備とセンターの将来整備計画をお聞かせください。

2番目に、行政の運営についてお尋ねします。

一つ目に、新庄市平成20年度予算が明らかになりました。前年比1.1%、1億5,000万円減の129億3,500万円となりました。都会や大企業が増産増益を継続する中、私たちの地方、中小企業は景気が低迷し、消費がままならず、格差が拡大しています。石油の値上がりが諸物価と公共料金の値上がりに連動し、生活費が大変です。それに年金や医療の負担が増大、収入が減り、特に年金生活者が苦しくなっています。働き場のない労働者は、年間3万人ものとうとい命を絶っているのです。景気が回復し、収入がふえてこそ消費がふえ、税収につながるものです。地方交付税の減少は、地方財政を圧迫し、運営が困難になっています。ここ数年間、地方6団体で国に地方の財政の厳しさを訴えてきました。参議院議員選挙の結果から、地方に配慮する姿勢を示してきました。当市でも地方交付税が昨年より2,000万円増額となっています。本当に地方の状況が理解され、一過性で終わることのないようにしなければなりません。この成果を踏まえ、これからも地方の実情を国に要望すべきと思いますが、市長の決意をお聞かせください。

二つ目に、人事院勧告についてお聞かせください。昨年の県人事委員会の勧告について実施を明らかにしていないのは当市のみとなりました。実施できない理由を財政再建の時期と説明

しておりますが、前市長との話し合いでは平成16年から19年までの3年間と確認していたものです。当時、20年度から給与を一たんもとに戻した上で実施し、その上で再度協議をし、財政再建の要望をすべきではなかったかと思います。御存じのとおり、財政再建を否定する人はいないのです。前市長も5年計画を示し、平成23年度まで実質公債費比率23.8%の健全財政を確信しておりました。それを一日も早く達成していくこと、市民の生活に支障を来さないために年間5ないし6億円の投資的経費を計上することも質問に答えてくれました。そして、財政の見通しを踏まえ、萩野中学校の新築構想を明らかにするとともに、財政再建が計画より前倒しで進んでいると説明していました。財政再建計画は尊重すべきものと思いますし、実施に協力もしてきました。ここに至るまでには職員の協力なくして達成できるものではなかったのです。苦しいときこそ信頼関係が必要であり、大事にしていきたいと思います。山尾市長も長い間培ってきた労使の約束を無視することは許されるものではないのです。国も人事院勧告については労使の立場を尊重し実施しているのです。この時期だからこそ信頼関係を大事にして実施すべきと思いますが、再度市長の見解をお聞かせください。

3番目に、農産物生産地の計画についてお尋ねします。国の農業政策が日々変化する中で、農家の人たちは大変苦勞しています。農業の担い手や跡継ぎに加え、収入が大幅に減り、日常生活もままならないのが現状です。一方、国の農業生産、自給率39%と目標の45%を大幅に下回り、ほとんど外国に依存している状況です。中でも小麦、大豆、トウモロコシは80%を上回っているのに、国の政策が一向に変わっていないことに驚かされます。今、話題になっているぎょうざの食中毒問題を見ても、品不足で右往左往する始末です。国民に安心安全を強調する

国の対応に大きな不安を感じています。

そこで、新庄市を食料基地にされないものか提起するものです。市の農業生産を見たところ、農地面積が平成17年で5,200ヘクタールにふえています。田面積が4,900ヘクタールと90%以上を占めているのです。農業産出額では平成17年の総額で62億円となりました。米の42億円を筆頭に、畜産9億1,000万円、野菜6億3,000万円、花卉3億1,000万円と続いています。野菜の出荷額は、ニラ2億800万円、タラの芽5,800万円、ネギ5,500万円、ウレイ3,000万円と続いています。県内のトップに位置する野菜もあるのです。これらの実績を踏まえ、米を中心に野菜、家畜、果樹の目標を掲げ、増産増収の政策を実行できないか、将来構想をお聞かせください。生産者の協力が絶対必要です。販路と宣伝は行政で行うことが大事になります。生産者は日々努力して実績を伸ばしているのです。この努力が農業の活力となり、新庄市の活性化につながるのです。食料基地将来構想についてお聞かせください。

以上をもちまして壇上からの質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。

(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは今田議員からの質問にお答えさせていただきたいと思います。

文化財の保護と管理運営ということで、大森山の奥丁字桜についてでございますが、大森山の西側にありまして、春ともなればたくさんの株が立ち上がり、桃色の花が大変見事になることから、休場地区内の広域道整備後は新しい桜の観光的な名所ともなっているようであります。市の文化財保護審議会委員からは、東北の太平洋側には丁字桜が、日本海側には奥丁字桜が分布していて、種類としてはどこにでもある普通

種ではあるが、大森山の木のような大きな株は県内では最大クラス、また全国的に見ても最大クラスであろうという見解を得ております。

これまで本市の天然記念物として文化財指定を検討しておりましたが、立っている場所が大森山の西側すそ野で、一帯が昔の入会地ということもありまして立地地番の特定が難しく、天然記念物として指定できずにおりました。今回これをクリアできる見通しが立ちまして、今年度の文化財保護審議会で審議いただき、全員一致で「指定妥当」との答申をいただいたところであります。また、指定に必要な地元関係者の了解も得たところですので、現在、指定に向けて事務手続を進めているところであります。

また、次は名誉市民特別記念室の整備等についての御質問だと思いますが、新庄市民の大きな誇りである我が国最高峰の芸術家、故近岡善次郎画伯の御遺族から今回膨大な絵画を寄贈していただきましたことは、喜びにたえないところであります。ふるさと歴史センターに名誉市民特別記念室を設置して3年が経過しました。その間、近岡画伯の油絵と人間国宝奥山峰石先生の銀工芸の鍛金作品を数多くの方々に鑑賞していただいておりますが、市ではこのたびの寄贈絵画を本市の貴重な文化財遺産として長く伝えるとともに、これを機に積極的な活用を図るために、両名誉市民の記念室拡充整備に着手するものであります。

拡充内容につきましては、洋画家近岡善次郎記念室及び人間国宝奥山峰石記念室を歴史センターの1階に内装を整備する形で2室設置し、常時絵画30点、鍛金作品20点程度及び両氏の関係資料を展示する計画で、随時特色のある企画展示を開催して、内外に強くアピールしていきたいと考えております。

また、2階の新庄市歴史民俗資料館につきましては、歴史民俗館、郷土人物館、企画展示館として指定文化財資料等を中心に据えたりニュ

ーアルを現在進めております。新庄まつりの屋台及び民具コレクションとあわせまして、同館施設機能の一段の充実を図っていくところでございます。

続きまして、財政運営についての御質問、地方交付税等の財源の確保についてでございますが、毎年1月に国が定めます地方財政計画が大変大きく影響いたします。80兆円を超える地方財政全体の歳入歳出の総額の見込みを示す計画で、交付税の額がここで決定されます。それにより地方公共団体の財政規模が決まるわけですが、決定に際しましては都市と地方の税の格差と、特に厳しい財政運営となっている財政力の弱い団体の一般財源をいかに確保するかが大きな議論となりました。三位一体改革により税源移譲はされたものの、思ったほど税収は伸びず、交付税が減少するという状況のため、地方公共団体が交付税の増額を強力に要望したためであります。国の財政運営も苦しい状況にあることから、消費税率の引き上げまで議論されましたが、結局は法人事業税4,000億円を地方再生対策費として交付税に追加することに決着しました。さらに、交付税特別会計の借入償還金を21年度以降に引き延ばすなどの対策を取り、交付税はわずかながら前年度より増額となりました。

このような財源確保に関しましては、地方公共団体の意見を代表して国に要望する地方6団体が大きく役割を果たしております。地方交付税の確保や地方からの税の格差是正に関しましては、本市の財政運営にとりまして大変大きな問題でありますので、今後とも市長会等において市としての考えを示し、地方6団体と連携しながら努力してまいりたいと考えております。

次に、人事院勧告への対応についてでございますが、12月定例会でも申し上げましたとおり、人事院及び山形県人事委員会の勧告の内容は、期末勤勉手当の支給割合の引き上げ、扶養手当

の増額、若年層の給料表の増額改定などとなっております。しかしながら、県を初めとし県内市町村においても、それぞれの財政事情に応じ完全実施を見送ったり、勧告の内容自体は実施するものの、独自の給与削減対策をとるなどといったケースが多く見られます。

現在の新庄市におきましては、職員ばかりでなく、市民の皆様にもさまざまな面で我慢と御協力をいただき、財政健全化に取り組んでおります。この財政の健全化を早期に達成し、市民の皆さんが安心して住み続けられ、また子や孫が住み続けていきたいと思うまちにすることが私の使命であり、その推進のため仕事があり、職場があります。その結果として、職員が安心して働くことができる職場も生まれているものであります。あくまでも市民生活が前提であると、そして財政再建を進めるという考えであります。このような中では職員給与等の引き上げを行うことは難しい状況であることを御理解いただきたいと思います。

農産物生産地の計画についての御質問でございますが、自給率39%は全国を見た場合の数値でありまして、新庄だけを見れば消費を上回る生産を上げております。ただ、畜産におきましては、とりわけ酪農においては輸入飼料を使うことから完全自給とは言いきれません。本市の考え方としましては、食料基地としての存在感を示すよりは、適地適作による農家所得の増大と住民のための安心安全な食の提供を第一義としております。農作物は気候風土によって栽培の適地が決まっております。新庄市の場合は稲作が一番適したわけで、そのために水田を整備してきた経過がございます。米の需要減の時代となり、米は売れる米づくりが必要になったとともに、他の作物への転換が求められました。その結果、増収となるであろうと見込んだ転作作物の振興目標を定めています。すなわち、今後21年度までに作付面積をふやそうとしている

のは、飼料作物、ニラ、花卉、ウルイ、タラの芽などであります。さらに、最上総合支庁と連携し、伝承野菜を中心に新たな振興作物を探し求めているところであります。作物に安全安心やストーリー性などの付加価値をつける工夫をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） やはり我々の市も財政難というような状況の中で、文化というのは大体捨てられる存在が多いんですけども、そういう中で自然に開花する奥丁字桜、これについては大変意義あるものだなと思いますし、今言いました歴史センターの陳列物にしても大変に高価なものだというふうに理解しております。今お話を伺いますと、この本での紹介では天然記念物に既になっているような感じを受け取って質問したんですが、まだなっていなかったということなので、審議会の中で慎重審議して満場一致でこれが天然記念物に指定できるということがあるよという話を今お聞きしました。大変心強くも思っています。私もあそこに時々行くわけですが、千葉県の人とか九州の人、それから近郊近在の人などが道を尋ねながら来て見ているという状況の中で、前も申しましたが、どこにあるのかというのが一つの目標であったわけです。そういう意味では、一昨年からいろいろ御苦労していただいて、あそこのガードレールにちょっと案内図を張っていただいたところ、それでは通り過ぎるものが多いんですけども、大変快く見ていただいているというふうに思います。この天然記念物に指定されますとどういう整備がなされるのか、ちょっとそこら辺お聞かせください。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

平向岩雄副議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 奥丁字桜の件ですけれど

も、初めに、今、看板ございますけれども、あれは最上地域観光協議会という組織が最上総合支庁にございます。そちらの方で、まだ指定にはなってなかったんですけれども、先に立ててしまったというふうな経過があったようでございます。

それで、本市といたしましては、先ほど市長の方から答弁ありましたとおり、指定文化財というふうなことで諮問して、答申を審議委員会の皆様から満場一致でいただきましたので、早速次の手続というふうなことで、今月の26日に開催いたします定例教育委員会、こちらの方に指定手続に基づきまして議案として発議を考えております。その中で、教育委員会で審議していただいた後、委員会の方で指定の告示を行って、文化財の所有者に指定書を通知して初めて文化財というふうな指定の手続になります。

今後、指定になったらどういふ形に変わるんだということですが、現在、新庄市では市指定の文化財が38件ございます。その中で天然記念物が全部で7件あるんですけれども、県指定が1件ありますので、市指定が6件、これに1件ふえるわけですが、指定取り消し1件もありますので数的には動きません。ただ、所有者がはっきりしましたものですから、これから文化財としての保存並びに維持等につきまして制約を受けてまいります。当然、自然の中でこれまで手をかけずに成長してきた桜でするので非常に生命力の強い天然記念物だと思っておりますけれども、樹勢の管理等につきましては所有者の方と連携をとって、とにかく保っていかなければならないと、そのためのさまざまな方策がこれから出てくるのかなというふうに思っております。

以上、御理解いただきたいと思います。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 今言いましたようにそ

の順序に従って、また私たちを楽しませてくれる一つの状況になるのかなということで、早く5月が来ればいいなというふうに思うところです。財政再建もこのようにぱっと咲くような気持ちでいけば大変ありがたいなと思いつつ、次の質問に移ります。

歴史センターの状況については、先ほども言いましたが、他市を見ても、視察に行ってもあれほどの用具がそろっている資料館はありません。そういう意味合いでは私たちも自負しているんですけれども、ただ一つ2階の部分、これがちょっと気になるなと思っておりますが、何となく2階に行って、何があるのかなと行ったとき、これかというような簡単にうなずいて帰るような一つのしぐさであったわけです。こちら辺の状況も、下の重要文化財、人間国宝のそういう資料を見るのも大変楽しいんですが、2階に行って奥まで入ってみたいなと、この雰囲気はどこかで変わらないとできないのかなというふうに思います。これまでも思っていたんですけれども、なかなかそういう機会がなかったし、そういう意味合いでは、今回、事業として出しているわけですから、将来構想も当然あってこの第一歩を踏み出すというふうに考えておるんです。そこら辺の構想はありませんか。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

平向岩雄副議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 歴史センター、ここ一、二年、大々的なリニューアルが行われようとしております。先ほど申しましたとおり、現在の名誉市民室が近岡先生の展示室になります。それ以外の作品は置きません。反対側に生活文化ホールがあるんですけれども、ここが奥山峰石先生の鍛金展、これもほかのものは置かないと。ですから両氏の作品が2部屋に分かれますけれども、専用の展示室というふうな形になります。2階の部分、これまで余り人が入らなかったというふうなことで、現在、昨年度からなんです

けれども、2階の民俗資料室を総入れかえしたいというふうなことで、リニューアル展をあわせて考えておりました。これにつきましては、なくてはならない資料も当然あるんですけども、そのほかに今度生活文化ホールが使えなくなりますので、記念室展、今現在はちょっと移動しているんですけども、同じくやはり文化財として希少価値のある新庄市の東山の歴代の作品だとか、それから県の指定文化財になっております隠明寺風の版木があるんですけども、その風、これまでさまざまな企画展、ひな祭り展とか、こけし展とか、新庄まつりの野川先生の人形展とか、さまざま企画展をやっておったんですけども、それを2階のホールで展示を従来どおり継続していきたいというふうなものとあわせて、これまでの偉人コーナーとか埋蔵文化財関係の出土品ですか、そういうふうなものもあわせて少しにぎやかにしていきたいというふうに現在整備計画を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） もう一つ重要なことは、やはりこれをいかにPRしていくかということが最高の入場者を迎える一つの準備だと思いますが、その施策は何かございますか。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

平向岩雄副議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 名誉記念室を整備することによって、まず余りリピーターのなかった新庄市民の方がかなり鑑賞に来られるのかなというふうに考えます。それから、これは県内外に発信できますので、これまでもやっておるんですけども、旅行会社等のいわゆるエージェンツ対策、これの強化を図りたいと。あわせてネット情報等の公開も広く作品を通してできますので、広報関係では観光ルートの方を含めまして大いに活用して、少しでも多くの誘客に努め

たいというふうに考えております。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 今回もこれを記念していろいろな行事が取り組まれておりますが、やはり四季の中でその折々にイベントをやるのも一つの対策ではないかなというふうに思いますので、参考にさせていただいて進めていただければ大変ありがたいと思います。

次に、私は毎回、議案のたびに国に対する要望を訴えてきております。これは時にはその話題が消されたり、時にはそれが賛同されたり、今はこぞって議会の皆さんと一緒に行政も個々に努力するようになったんですけども、そういう経過を踏まえますと、やはりいつときたりとも息を抜いてはならないというふうに思います。そういう意味合いで、さっき市長もおっしゃっていましたが、やはり6団体を中心にしながらその要望をしていくと。地方の情勢は、何とか我慢して、やる気が起きればできるんだという一つの国の政策であったわけですが、それはほど遠い一つのものであります。しかし、地方で努力することは、それはやぶさかでないんですけども、それが余りにも平準化しておったというふうなことで、地方の声がこういうふうに出たなというふうに思います。交付の内容もまだ変わっていないわけですから、そういう意味合いでは当たり前のものを当たり前にもらうという不思議さがここに出てきているわけですが、不思議にならないように努力をお願いしたいなと思います。今、御答弁をいただいたとおり、今後も続けて地方の実態を国に話していくということですから、それは今後も続けていただきたいなと思います。国の交付税が減らされるときは、億単位、5,000万円や6,000万円はざらにあるわけですから、減らされた場合の地方の財政の苦しさはやはりあると思います。収入の一つの市税と国税が大体均衡している我が

市にとってはやはり大事な一つの収入源でありますので、努力をしていただきたいというふうに思います。

あと、人事院勧告については、市民の皆様にも負担を強いているのだから我慢しようではないかというふうなものがあります。この我慢する順序だと思うんですが、一つは前の市長ということで先ほど紹介しましたが、ある程度の年代になりますとそれはもとに戻すよという一つの約束、我々の議員の減額についてもきのう決まったわけですが、それが20年度までということで1年限りというふうになっています。そういう意味では、それが過ぎたらまたもとに戻るんだというのが我々の一般で考える常識だけなんです。そういう意味合いで、そこの中でたんそういう話が約束としてあったものはやったと。そして、その上に立ってそれを戻さない理由を改めて提起をすると。これは今までも新庄市では人事院勧告があり委員会の勧告に従ってすべて守ってきたわけです。給与を下げる時は即ち人事院勧告を守るということできたような感じもしますが、そうでなくて、やはりこの約束の時期は時期としてそれを認めていかないと。そして、改めてまた要請をしますと。市民に対しても年度年度で話ししているわけですから、そういう意味合いの関係もあっていいではなかったかなと思うんですが、そこら辺の経過などの信頼関係はどういうふうにお考えですか。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 職員の給与費の独自の削減につきましては、組合等々交渉しながら職員の理解を得てこれまで進めてきたところでございます。一番最初は平成16年から3カ年間、いわゆる16、17、18年度の3カ年間の独自削減をお願いしたいというふうな内容で組合と交渉して、それぞれ3年間であれば今の現状ではいたし方ないのではというふうなことで確認をし合った

ところでございます。

3年経過して、平成19年1月15日に最終的には市長交渉、組合との交渉が行われまして、3年間の独自削減についてはこれで終了と。これからは新たな削減について職員の皆様の協力をお願いしたいというような交渉がございます。これは組合の方の「かけはし」から、今私が申し上げているのはこの「かけはし」に書かれている内容でございますけれども、その中で何を削減するかという部分でございますけれども、財政再建期間中、いわゆる期末勤勉手当の傾斜配分について50%の削減をお願いしたいと、それを2カ年間ということをお願いをしております。組合の方では、傾斜配分の50%削減については傾斜配分が能力主義賃金の性格を持つておるため、提案を受けたいと思うというふうな内容で現在に至っております。16年度から期末勤勉手当の削減というふうなことを実施しております。最初は4.4月を4.1月に削減をしていました。0.3月削減というふうなことをしてございましたけれども、地方公務員の制度改革の中で給与の締めつけというものがどんどん図られまして、いろいろな改正が行われております。今まで4.4月の期末勤勉手当の支給月数が現在は4.2月になっています。議員の皆様方も3.3月から3.15月に今は変わっているということで、もし平成20年度に独自削減を解消するといった場合に、戻るはこの役職加算の50%、それが戻るということで、本体の支給月数には影響を与えないような今の削減の内容になってございます。ただ、これにも経過ございまして、4.4月を4.2月に条例の本則を改正して昨年度可決していただいたわけですが、これは二つの勧告がございます。国の人事院の勧告そして県の人事委員会の勧告がございまして、国の人事院勧告についてはそのベースとなる考え方というのは全国の賃金、50人以上の事業所の全国の賃金というのがベースになります。国の方で

は国のベースではなくて山形県の実態に合ったような、そういうふうなものを参考にして決定してほしいということで、県の人事委員会では山形県の企業の50人以上の事業所をベースにして、公務員は0.2月多いというようなことで4.2月になったということでございます。ほぼ県あるいは13市は県の人事委員会に従って決定をするというふうな状況がございます。以上でございます。

1 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

1 2 番（今田雄三議員） 人事院勧告についても0.05の分がまだ達成されていないという状況も踏まえながら、そういうささやかな数字ではありますが、やはり尊重するという一つの気持ちがないと、きのうの施政方針の中にもありますが、やはり職員と一体となってという一つの状況がどうなのかなというのがあるんですけども、そういう意味合いで、これまで尊重するという一つのものはイコール実施ということに受け取っておったんですけども、その尊重は消えたのでしょうか。

それからもう一つは、12月の議会のときにも「方針としている」というふうな回答があったわけです。この方針というものは、人事院勧告があっても守らないということがその裏にあるのかなというふうにも思うんですけども、そこら辺の考え方はいかがですか。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 組合ともこの件に関しては昨年から交渉をしております。その中で組合の方に申し上げておりますのは、市長交渉も行いました、その中で申し上げておりますのは、人事院勧告あるいは人事委員会の勧告については十分に尊重はしますと、ただ、それを実施できる状況には今の新庄市の財政としてはないというふうなことでの御理解をいただいているとい

うことでございます。

1 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

1 2 番（今田雄三議員） もう1点の方が返ってこないで、私の方からもう一度質問します。

今、尊重するというふうに言っていたいてきているわけですが、実施はまずしないということですから、その尊重という意味をどういうふうに受け取っているのかちょっとわからないわけですが、その中で、せめて県が実施している若年層、県の場合は12月の答弁でありますと4月にさかのぼって若年層の分は実施するというふうになっています。せめてそこら辺のところまでは守れないのかということであります。その金額についても、若年層だけで結構ですから、その金額がどのくらいになるかちょっと明らかにしてください。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 人事院勧告あるいは県の人事委員会の勧告、今、昨年度の方針としまして、より実態に近い県の人事院勧告を尊重していきましょうというふうなスタンスでありますけれども、それは尊重する、ただし平成19年度あるいは平成20年度の実施はしないということでございます。若年層部分についての影響額ですけども、おおよそでございますけれども、200万円ぐらいかなと試算してございます。

1 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

1 2 番（今田雄三議員） 200万円という数字でいいか悪いかというものでなくて、尊重するという一つの気持ちが出るとすれば、それが一つのベースになるのではないかと。そして、そういうお互いの約束を守ることが市民に対しての約束を守ることにつながりますから、そういう意味合いでは何としてもその若年層だけでも認めてほしいと思います。これがイ

コールになりますと、市民もそういう約束事は守るんだなと。市民との約束も尊重はするけれども守らないんだなという一つのイメージになると、これは大変な状況になると思います。

けさも夕張市の市長が言っておりましたが、300億円ほどの財政赤字が今回は目標達成16億円、これを達成できたと。この達成するまでの間、大変苦勞かけたのは職員の皆さんが一人一人去っていくことだと言っておりました。そういうふうにして職場で働く人々がやはり健康で明るく生活していかないと地域住民も暗くなるわけです。

去年の暮れであります、新庄市でそういう関係が凍結されたために、市のある会社でございますが、これは二、三の会社の人がいたんですけれども、その中で、市で上げないものに我々が上げられるわけないべというふうになっています。この影響力も200万円以上だと私は計算しておるんですけれども、そういう意味合いの200万円を投資すると、これが非常に困難なのかということではありますが、それが系統的にこれまでも来ていましたから、そういう意味合いを考えるとすれば、そこは十二分に説明なされて、そして若年層だけでも何とかできないか、もう一度お聞かせください。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 平成19年度、それから平成20年度の一般職の期末勤勉手当の削減につきましては、若年層からは削減はしてございません。今回新たに若年層の削減をお願いしているわけではなくて、若年層の給与が上がるというふうな部分を今回は見送ろうということでございます。200万円でございますけれども、議員の皆様方からも御協力をいただいております。いろいろな形の中で協力をいただいている、そういうふうな状況の中で片方が上がるということはいかななものかということで、今回は見送りを

したということでございます。

1 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

1 2 番（今田雄三議員） きのうちいろいろ予算の中で説明いただきましたが、山屋の温泉の件についても、これは200万円でありますから500万円よりは低い、そして影響力は山屋の方がある程度の顧客に絞られるという一つのものでありますし、それからきのう12億円の農業用水の水利事業の問題が提起されました。12億円が減るわけですから、そういう意味でいえばどうなのかなということと、それからあともう一つは、来年から新幹線の予算も大体3分の1ぐらいに減るわけです。それがいろいろな場面で関係が出てくるんですけれども、そういう意味合いも含めて考えればそう難しい問題ではないと。そして、このまま順調にいけば、きのう施政方針でありましたけれども、今までの計画より100%以上の速さでこれは進んでいると、それも協力のおかげというふうになるわけですから、それは達成できないものではないというふうに思います。その尊重の意味の大事さと、そして職員との約束が市民にも行政との約束になるということを考えれば200万円の担保は高くないのではないかと思います、もう一度お聞かせください。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 財政再建期間中の人件費の抑制ということは我々の使命でございますので、現在のスタンスとしてはそれを変えるという考えはございません。

1 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄副議長 今田雄三君。

1 2 番（今田雄三議員） これからいろいろ新年度予算が出てきますが、そういうふうにして考えますと片手落ちが随分出てくると思います。苦しいからとめるという一つのことと、それか

らこれは実施しなければならないということの格差がどんどん出てくるような感じがします。そういう意味合いの件をもう一度若年層だけでも何とかしてほしいと御要望申し上げて、質問を終わります。

平向岩雄副議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

森 儀一議員の質問

平向岩雄副議長 次に、森 儀一君。

(16番森 儀一議員登壇)(拍手)

16番(森 儀一議員) 御苦労さまです。改新会の一員として一般質問をさせていただきます。

新市長になってから着々と新庄を変える市長のマニフェストが実行され、その熱い思いが市民にも伝わっていると思います。マニフェストは、期限、期日があって初めて守られるものです。多くの市民が期待のまなざしでその手腕を見えています。数々の困難が伴いますが、どうぞ市民にわかりやすくその思いを訴えて、市民と一緒に考えて実行していってもらいたいと期待しているものです。

それでは早々に質問に入らせていただきます。

最大の難問である市町村合併について伺います。市町村合併については、最上各首長が市町村合併を主要テーマにして1月29日に最上地域将来像検討会が発足しましたが、合併の機運が高まったかに見えますが、その実態はどうなのでしょう。2010年3月新合併特例法期限内の実現の可能性はあるのかお聞きします。国や

県の構想との格差について、各首長の考えはどうなのか。

最大の問題点は、国全体が人口減少という、かつて経験したことのない基礎数値が変わったことにあり、合併のみならず、すべての問題を見直す時期だと考えています。これは全国各地で同じ悩みを持つ課題であり、税収の伸び悩みも手伝って財政が悪化の一途をたどり、今後この状況は続くものと思われます。各首長の考えは、中心の新庄市の財政状況、地域間格差、地域のサービス低下が要因と思うが、一方では最上広域市町村圏で扱えば今のままでいいという考えも出ているようですが、忘れてならないのは基礎数値が減少していることに歯どめがかからない現状では、当面はもつと思いますが、いずれは繰り返される問題で、自立を目指したい気持ちはだれしもあることですが、先送りすることは次代を担う人たちへツケを回すことになりかねないのです。

新合併法に加えて、2010年3月、過疎地域自立促進特別措置法の期限が近づいている今、各首長や行政レベルだけでなく、視点を変えて住民へももっともっと情報を公開し、将来の姿、合併のメリット・デメリットをわかりやすく説明して、その機運を住民が理解し、行動するような世論形成が最も必要と考えます。現状や将来像の説明不足や難解な説明では、一般市民はおのれを筆頭に当然移住地や地域を優先にして、また現在の行政サービスの低下、地域間格差だけで判断をするものと考えます。住民社会の安堵を図るのが今最も重要な時期です。住民と一緒に将来を考える場や情報を伝えて、今後の行政サービスを訴えることが必要と考えますが、市長のマニフェストの中にありますように、新庄が主体となって「最上は一つ」を最上地域将来像検討会発足を機に合併を促したいものですが、市長の考えをお聞かせください。

次に、旧角沢小学校の建物や敷地に関する市

の考えをお尋ねします。旧角沢小学校が校舎の老朽化や児童数の減少などにより日新小学校へ統合されてから、はや2年を経過しようとしています。統合に当たっては、事前に日新との交流学习や、教員の人事異動も角沢小学校の先生方をできるだけ日新小への異動なるような配慮をしていただき、また日新の教育振興会の方々にも父兄に対する気配りなども行っていただいて、角沢の学童の様子は統合という学習環境の変化にも惑わされることなく、明るく元気に毎日を過ごしているようです。この場をおかりして、教育委員会を初めとする関係各位に改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この統合問題は、当初は地域の要望で学校改築の問題でしたが、さきの私の市町村合併の問題と同じく、地域としては地域の学校として残したかったのですが、これも児童数の減少傾向に歯どめがかからず、地域開発もままならず、あらゆる検討を加えたが、児童の将来を考え、地域エゴは捨てて合併の道を住民が選んだ結果、事後特に問題もなく経過してまいりました。かつて自立の道を選んだ学校は、今その将来に大きな不安を抱いていると聞きます。この角沢小学校統合については、市の考えを懇切丁寧に住民に話をし、住民が判断した結果そのものです。市としてもこの財政難の折と児童の将来からも正しい判断をしたものと評価をするものです。

さて、本題に入りますが、残された建物や敷地は人の出入りも少なくなったことから次々に傷みが出ているようです。冬は雪害の問題や夏は雑草、立木など病虫害の環境問題もあり、地域住民もみずからその保全に当たったり、その都度市にお願いをして手当てをしていただいています。施設や敷地や現在主に地域の人たちが各種の行事やスポーツなどで時々利用させていただいております。統合時に地域の意見を集約した角沢小学校跡地利用計画書も提出していますが、今後地域としてもその建物や敷地がどう

なるのか心配をし、施設や敷地の利用計画はあるのか、当面の維持管理や、更地に戻すなど、いろいろと想定されますが、どうしたらよいものか再度検討することになってはいますが、今、地域の役員の改選期ともあって先送り状態で、まとまった意見が出されていないと聞いています。ただ、今後必ず出てくる問題ですので、方向性として今後は地元からの提案だけでなく、ぜひ市の方からも地域コミュニティーの維持と活性化という視点での情報提供など、また展開に向けた働きかけをお願いし、統合時のような進め方で市の意見を聞き、参考にさせていただき、一緒になってこの問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市の考えをお聞かせください。

次に、近岡画伯の絵画展示について伺います。さきの今田議員の質問とかち合う点があると思いますが、よろしく願いいたします。

昨年、新庄市の名誉市民である近岡善次郎画伯が逝去されました。謹んで御冥福をお祈りし、そして哀悼の誠をささげるものでございます。

御家族から画伯の絵画を134点も寄贈いただいたそうですが、画伯の絵画は私が申し上げるまでもなく、市民がこぞってすばらしいものと絶賛しています。私どもも了解を得て画伯のかいた絵を高校の同窓会用記念品として作製したところ大変好評で、追加注文をした経験がございます。また、全国にも知れ渡っている画伯と聞いておりますので、この貴重な絵画の展示について、どのようにするのか、現在はどうなっているのか伺います。また、これまで寄贈いただいた絵画のほかにも市が保有している絵画はどれくらいあるのか。聞くところによると、各学校にも画伯の絵画があると聞いておりますが、その保管や管理状況はどうかされているのか。このたび寄贈いただいた絵画だけでなく、学校や企業、個人が保有している絵画も記念展示などする企画や場を設け、「広報しんじょ

う」でも紹介されていますが、現物、そして本物のすばらしさを広く市民に見て知っていただくことにより、故人の遺作はもとより、新庄市のPRの機会を持ってもらいたい、このように思うところでございます。また、これと同じ人間国宝である奥山峰石さんの作品も一緒に常設展示できる既存の施設を利用した場所を確保し、市民がまずいつでも来新された方を御案内し、鑑賞できるようにして広めていくことが必要と考えますので、ぜひ検討をお願いいたします。新庄市の数少ない財産の一つでございます。ぜひこの財産を後世までの宝に大切に有効に扱っていただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。よろしくをお願いします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 森議員からの御質問、初めに市町村合併についてでございます。

最大の難問であろうということの前置きをいただきまして、本当に最大の難問だと思っております。私のマニフェストでは4年間でというようなことを申し上げておるわけですが、差し迫った問題といたしましてはやはり新法におけるスケジュールに間に合うかというのも一方で勘案していかなければならないという時期になっております。新聞報道で既に御存じかと思いますが、1月29日に最上地域将来像検討会を設立し、2月末に設置要綱を確認し合ったところであります。その設置要綱におきましては、検討会を最上総合開発センター内に置くということで、事務局は最上地方町村会の中に置くということまで検討されております。今後、座長、事務局長等についてまた今後の話し合いを続けていかなければならないと。非常に微妙なことを踏まえながらの話し合いだということでございます。その意味で、御質問の各首長さん方の

実態はどうかということがありますが、ここでどの町村長がこういう考え方だということは余りにも推測にすぎず、それを発表するということは今できない状況で、その前段といたしまして、この地域内の抱える問題等についてまず将来あるべき姿を検討しようという段階だと御理解いただければと思います。

ただ、懸念されますのが、今回、辞職という形で表明されました隣の町長さんが県知事との懇談会の中で、これまでの推移という中でこの8市町村の首長の選挙が行われてきたということを非常に懸念されておりました。前回の合併の協議からはほぼ全員が入れかわったということになると思います。金山町長さんが辞任ということで、そういう意味でそれぞれの町村長さん方がそれぞれのまちづくりに取り組むという姿勢を住民の皆さんにお約束しているという事実もございますので、非常に御指摘のとおり難問というか、非常に厳しい話し合いになるのかなと思っております。

今後、私なりに合併の仕組みをどう考えるのかということもあわせて申しますと、やはり現状をしっかりと把握しなければならないだろうということで庁舎内に課題研究会を立ち上げておりますが、一番最初にその課題として出てくるのがこの地域の人口減少だと、御指摘のとおりであります。特に郡内においては650人ぐらいの方々が、もっと減ってきているわけですが、600人から650人ぐらいの間でお子さんが生まれ、1,000人以上の方々が亡くなっていると。その幅が400からここ数年でまた500あるいは600と開く可能性があるという非常に危機的な人口自然動態の結果がございます。これまで新庄と最上郡との関係というのは、私は常に共存共栄だと思っております。ことしの新年会等で各地各会場等に行ったわけですが、そのほとんどの会場は、町村の関係者、教職員あるいは役場の新年会等がほとんど市内で開かれ

ていると。市内でそういう営業をなされている方々がその恩恵にも浴しているわけでございます。また、郡部の方に通勤している方の大多数はまた新庄にも暮らしているということを考えますと、新庄の成り立ちというのは新庄だけで成り立っている状況にはないと考えた場合に、郡部と新庄の共存共栄を図りながら、さらに最上圏域を一つということにまとめながら、他地域との地域間競争に負けずに生活していかなければならないという、この実態をしっかりと押さえていく必要があるのかなと思います。そうした課題を一つ一つ出しながら慎重に将来像を協議していかなければならないと思っております。

新合併特例法は確かに平成22年3月31日に失効いたします。その日までに新自治体が発足しないと新法による特例措置は受けられないということになります。合併スケジュールの標準的な期間は22カ月とされておりますが、将来像検討会での協議を踏まえながら対応していきたいと、先ほど申し上げたとおりであります。

一方、過疎地域の自立促進特別措置法、一般的に過疎債と言われるものであります。新庄市と金山町は過疎債の該当を受けておりません。他の町村は、過疎債、この特別措置法を受けておりますので、借金をしても70%は地方交付税で返ってくるというようなことに頼った形のこれまでの財政運営をされてきておるわけです。この財政運営が途切れたときについては、かなり町村にとって大打撃になるだろう、予算が組めなくなるというようなことが一方にあると思います。

また、国の指針で示しております基礎自治体、先ほど申し上げておりましたが、基礎自治体の人口をどういうふうにするのか、1万人以下にするのか、5,000人以下にするのかと。そのような人口でどういうふうな行政サービスが可能なのか、基礎自治体のあり方についても今後検討しなければならないということがございます。

ただし、一番は何といいましても住民の安心安全ということが行政の最大の目的であるということもやはり考えなければならないと思います。安心安全の裏側には行政との信頼感あるいは行政とのつながりというものを非常に強く求めておりますので、そうしたサービス機関が住民の皆さんにとりましてはすべてが新庄市に來なければサービスが受けられないだろうかと、そういう不安もお持ちの方が多いのも事実であります。そうしたことでないと、各市町村の今の施設、支庁、役場等を利活用しながら、当然受けられるサービスをほとんどこれまでと同様な形で受けられる。例えば戸籍の問題であるとか生活に関するものは窓口があげられるだろうと将来的には考える。しかし、企画部門であるとか別の政策、財政部門、そうしたものは統一して考えることができるのではないかといいこともあります。そうしたこともやはり市民の皆さん、郡民の皆さんに一つ一つ丁寧に説明しながらいかなければならないと思っております。

具体的な事例を出しながら住民に情報を出して世論形成をしていかなければならないのではないかといいことも提案されています。実際に将来の検討会の話題ではございませんが、現在最上広域の中で、皆さんも御存じのとおり、大きな課題とされているのが最上の広域消防体制のあり方について大変大きな話題を投げかけておるところでございます。それについても、先日の話し合いの中で広域議員の皆さんからさまざまな御意見をいただきました。理事者側の方は一署体制であるというようなことを一つの試算方法として出して、検討の課題の一つとしてしていただきたいということで懇話会を設けていただきましたところ、各町村の議員の皆さんからはとても一署体制では無理だと、住民の安心安全、特に選出の議員の皆さんの提案した5署体制の経過措置などはどうなっているんだ

という本当に真摯な御意見をいただいたところ
であります。最後に私も特に感じましたのは、
住民の安心安全を分担金を減らすという「お金
から入るのか」といった非常に真実を突いた意
見もございました。そうした広域での動き等も
考えながら、そうしたことを世論に訴えていく
と。本当に必要な住民の安心安全をどう確保す
るかということは、私一人の問題ではなく地域
全体の問題であり、ここに御列席の議員の皆様
とともに、住民の行政サービス、さらには安心
安全をどう守るかということを大いに意見交換
していかなければならない状況だなというふう
に思っているところです。そうした意味で、市
町村合併というのは大変慎重にやらなければな
らないという中で、私一人ですべてができるこ
うことであればいいのですが、互いの住民同
士のコンセンサス、また議員の皆さん同士のコ
ンセンサスを今後どうとっていくかということ
も大きな課題であり、一つ一つそれを乗り越え
ていきたいなと思っておるところです。

例えば、考えられる中で私が特に思うのは、
地域の市町村の区割りはまだ既にある生活環境
になっているということをまず訴えなければな
らないだろうと。例えば市内に勤める方々の親
御さんは市内のさまざまな施設にお子さんを預
けて会社に勤めているという実態もございます。
例えば補助金の中で新庄市の子供たちの分だけ
は補助金を出しながらも、郡部から来た方々
のお子さんの分はカウントされないなどという実
態もあるわけです。そうしたことはやはり垣根
がなくなることによって、そうした親御さんた
ちも安心して新庄市内の各施設に預けることが
できる、利便性も高まると、そういったことも
具体例としてあるのかなと。さまざま今後具体
例をわかりやすく、森議員御指摘のとおり、わ
かりやすい具体例を出しながら世論形成に努め
てまいりたいと思いますので、今後ともよろし
く御指導をお願いしたいと思います。

それから、旧角沢小学校の建物及び敷地につ
きましては教育長の方から答弁させますので、
よろしくお願いいたしますと思います。

それから、近岡善次郎画伯の絵画展示につ
きましては、午前中の今田議員等の質問にお答え
申し上げたところではございますが、御家族か
ら寄贈を受けました油絵、水彩画134点を加え、
ふるさと歴史センター所蔵の画伯作品を合わせ
れば166点という一大コレクションとなり、こ
れを奥山峰石先生の鍛金作品群とともに、だれ
もがいつでも鑑賞できる常設展示室として拡充
整備すれば、日本で唯一の存在となって全国か
ら注視されることは確実だと思っております。
これまた、現在、世界遺産候補としてアピール
中の最上川沿いの文化的景観に展開できる最上
川アートロード的な位置づけ構想も持っている
というようなことで、村山市の真下慶治画伯コ
レクション、酒田市の土門 拳写真コレクション、
黒川能の森田 茂画伯コレクションなどと
ともに最上川アートロードと名づけながら内外
に情報発信することが可能となって、本市の強
力な人的交流、経済・観光交流の拡大に結びつ
けることができるようになると考えております。
そのために、今後県内の重要な美術コレクション
及び展示施設と密接な情報交換、連携を図る
とともに、新庄最上地域の学校や施設、会社、
個人などで所有される近岡画伯作品をも視野に
入れた個性的な企画展示を重ね、「祭りと雪の
ふるさと」「民話のふるさと」に加え、今後新
たに「芸術文化の薫るまち新庄」としても本市
の大きなセールスポイントを築き上げてまいり
たいと思っております。既にこの地域の近岡画
伯の絵画等のリストづくりも進めていると担当
の方から聞いております。こうしたことを活用
しながら、先ほど申し上げたような最上川ア
ートロードの実現に向けて努力してまいりたい
と思います。よろしくお願いいたします。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

平向岩雄副議長 教育長佐藤 博君。

(佐藤 博教育長登壇)

佐藤 博教育長 旧角沢小学校跡地の利用についての御質問でございますけれども、廃校後の校舎の状況についてですけれども、廃校施設の利用につきましては、地域の意見を集約しました角沢小学校跡地利用計画書などに基づいて地元の皆様と協議をしてまいりました。その結果、体育館につきましては敬老会等の大字角沢4地区の行事やスポーツクラブなどの利用のため、また西側校舎につきましては思い出の場としての記念室や御神楽保存や各種団体の利用のため残してほしいという要望を受けまして、廃校当時のまま残しております。また、廃校施設を利用する際に駐車場が狭いという要望もありましたので、平成18年に老朽化が著しい東側の校舎を解体しまして、現在駐車場として整備しております。また、体育館の天井の穴をふさぐ修繕を行ったり、またはプールにつきましては市として利用目的がないことから、排水のバルブを開き、水がたまらないようにしながら安全管理をしております。

次に、廃校施設の維持管理等についてでございますけれども、地元からは地区公民館として市で職員を配置し、整備をお願いしたいという要望もありました。しかし、市としては各中学校区ごとに5カ所既に公民館等の生涯学習施設を整備しておるわけです。日新中学校区にはわくわく新庄がございます。したがって、廃校施設は地元で管理団体を構成しながら運営してほしいという回答をしております。これまで今後の廃校施設の利用や維持管理等について懇談会を2回ほど開催いたしましたけれども、現在のところ結論には至っておりません。

なお、先ほどありましたが、日新小学校に統合したわけでございますけれども、あの当時、角沢地区から子供の声がそれによってなくなってしまうと非常に寂しいというような声もあり

ました。統合した結果、先ほどありましたように非常にスムーズに子供たちも学校生活をやっておるわけですが、現在ある体育館やグラウンドを利用しながら、また地域の中で例えば運動会や、または文化祭などを開いて、そして子供たちが中心になってのそういう企画があれば、日新小学校の協力態勢も得られるようになっておりますので、要は地域の声じゃないかなというふうにも思っております。現在は利用者の協力を得ながら学校教育課で管理しておりますけれども、今後も市と地区との話し合いを続けますし、また各地におけるさまざまな利用方法については情報提供を心がけてまいりたいと思います。そして、地域の方々とともに、残された施設をよりよい形で今後も利用できるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

16番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

平向岩雄副議長 森 儀一君。

16番(森 儀一議員) 合併でございますけれども、市長としては相手があることということに聞こえますけれども、これは首長だけが介入をしても、やはり住民末端まで行っていないということになるとまた前回のようになるとは思いますが、それを住民に何とか知らせる方法というのもこれは必要ではないかと思えます。また、旧特例法で8市町村が任意の協議会を設立してやったときも6町村が次々に逃げ出したということで、そして残ったのが舟形だけということで、最後まで頑張ったんですけれども、最終的には新庄市の危機的な財政状況に不信感などを抱いて、住民投票の結果、反対になったということで、これまたその二の舞になるのではないかとことを考えますが、その辺をどうこれから住民に説得というよりも、住民が望んで合併方向に進むようなことを住民に知らせていくのか、その辺。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 本当に御指摘のとおり、新庄市の市民の皆様には広報を通して考え方を今後どんどんどんどん出していくことはできると思います。それを基本に、郡部から会社等に勤めている方々、そうしたところにも波及効果をねらったような情報提供ができるのかなと思っております。確かに、先ほど申し上げましたが、相手があることということで、簡単に治外法権というか、住民自治に手を突っ込んでこちらが誘導するということもできないのも実情ですが、私もやはり御指摘のとおり住民の皆さんから今の状態でいいのかというような声が上がるといことがとても大事なことだと思っております。そうした面できまざまな先ほど言ったケースなどを市民外の方々に時間を見つけては述べているところであります。非常に微妙なところなものですから、なかなか……、でも今後、将来像検討会で一つ一つ問題を重ねていくと。そうするとやはりこれは最後行き詰まるところが財政問題だなと。4年前の前の広域合併のときの合併につきましては、確かに新庄市の財政状況というのが大変厳しいという評判になり、サービス格差が生じるだろうという不安、正しい情報が行ってなかったと。しかし、そのときまでは協定書を結ぶ前段階まで協議したという実績がございます。今回はやはり数年たったということ、ちょうど1年になりますが、今年のきょうだそうですが、夕張が赤字再建団体の指定になったということから、全国、特に地域の方々がそれぞれの市町村の財政状況はどうかということで全国ベストテンに名を上げたわけですけれども、新庄市が確実に再建されると、されているという事実をきちっと他の住民の皆さんにもお知らせしていかなければならないと思っています。

トップ同士の話になりますと、財政事情は各町村苦しい、市も苦しい、しかし最終的に独自

財源を持っているかとなると、やはり新庄が一番なわけなんです。そうしたことを踏まえながら、最上地域で一番人口の多い新庄市が郡部へ配慮しながらも、一緒になっていかなければ地域の住民の安心安全は守れないのではないかと。いうことをはっきり申し上げなければならない時期は必ず来るのかなと。しかし、その前に将来像検討会等で具体的な積み上げを図って、そして住民の皆さんの理解をいただきながら進めていくという手法をとっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

平向岩雄副議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） 先ほど金山の町長さんの例を出していただきましたけれども、選挙が近くなるとばらばらとなって、そして会議に來ると大変合併にそうすることを言いますが、いざ地区へ帰りますと何か自分のことだけを言っているように、実は大蔵村の元職員の方から聞きましたんですけれども、何か前回ですと、会合で言って、新聞に出ていることと全然地区に來ると違うということで、末端の人たちが本当に理解できるような、そういう話し合いになっていないのではないか、こういうことをよく地域住民から言われますけれども、今本当に最上が一つになっても人口は米沢市よりも少ないような状況でございます。そんな中で、舟形との合併の際には新庄市が財政悪化でだめだと言われたんですけれども、逆に今度この4年間で新庄となら合併したいというようなところはうかがえないのが、ないのか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 まず、新庄市と合併したいという住民の形成をするには新庄市がまず元気になること、私はこれが一番だと思っております。今回さまざまな皆様の御同意を得ながら、例えばわらすこ広場など子育て支援施設の再開、ある

いは5階の室内温水プール、そうしたことが再開され、やはりさすが新庄だなというようなことの積み重ね、元気な新庄市、今後出てくるであろうさまざまな事業展開を図りながら、苦しい苦しいと言いながらやはりまちの中が活性化しているということの積み重ねこそがやはり新庄と組みたいというような住民の世論形成になっていくのではないか。将来的にはすべて新庄と郡部の共存共栄という中で新庄市そのものの魅力をさらに磨き上げていく、交流人口拡大を図る、回りの地域も含めながら、やはり新庄の企画力、政策力、高いと、やはり新庄に任せようと、そういうふうな環境あるいは行政状況をつくり出していくというのが私の役割だと第一義的に思っております。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

平向岩雄副議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） 住民が主体です。市長だけでなく、住民と一緒にボトムアップと申しますか、底上げをして、そして4年以内と。もう少し早めるか、それは4年以内よりも早める覚悟で頑張りたいと思います。

それから、時間もなくなりましたけれども、角沢小学校の跡地、敷地でございますけれども、先ほどプールの問題出てきました。やはりこれは危険を伴うものでございますので、そしてまた統合を望まない学校、これから恐らく統合の運びになると思いますが、そのときにもまたプールが出ます。その次にもまたプールが出ます。そのときに、やはりそういうものから早く整理していかないと、新庄市内に空きプールが三つも四つもあっては大変だと思いますので、大変あれはお金かかると思いますよ。ですから、そういうものを早く整理していただきたいということは、地元の人たちも言うておりますし、それから今資源がちょっと上がって、例えば中にある、プールに使われているほうき類とか、何かあれもあるんじゃないですか、水中ポンプと

か、そういうのがもしあれば、そういうのを早く解体すれば、お金になるかならないかわかりませんが、そういう相殺できると思います。プール全体にはできないと思いますが、そういうものも産業廃棄物としてお金をかけて撤去するよりも、できるところからそういうものを整備していきながらやっていったらいいと思いますので、その辺も、プールに限ってはいつごろ解体予定ということはわかりませんか。

大場和正教育次長 議長、大場和正君。

平向岩雄副議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 プールにつきましては、現在水を抜いて安全管理を行っているというふうな状況です。今取り壊せばということなんですけれども、今のところ地区の方からの御要望というものもまだお聞きしておりません。ただ、壊す場合、ざっと見積もって600万円ぐらいかかるのではないかなというふうに私の方では試算しております。要望があれば検討させていただきたいと。ただいま現在は施錠しておりますし、フェンスで囲んでおりますし、安全面は十分配慮しているところで、要望を受けてからの話になってしまいますけれども、こういう財政事情なので、できれば安全管理にまずは十分配慮しながらやっていきたいなと思っています。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

平向岩雄副議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） 地域の人たちが一緒になって相談に上がったときにはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、樹木の方も大変手入れされておられませんので、民家に邪魔になるような木も出てまいりました。なかなか地元の人たちが市に要望に来るのもちょっと遠慮しているようでございますので、たまには回って見ていただいて、そして市長が言うております地域担当制、これをまず生かして、そして地域の要望を把握していただきたい、このようにお願いしたいと思ひ

ます。

それから、近岡画伯の絵でございますけれども、これはぜひ展示をして、そして広げていく、まず市民に見ていただく、市民にまず鑑賞していただいて、そして広げていくというようなことにしていっていただければなお一層いいのではないかなと、このように思っておるところでございます。年に何回かの大きな展示というのは、そういうものは考えていないのか、その辺。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

平向岩雄副議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 近岡先生の作品の展示でございますけれども、整備については早目に年度当初に行いたいと。先生の一周忌の命日がたしか6月2日です。そのときにセレモニー的なオープン記念をまずやりたいというふうに考えております。それから、今年度、寄贈いただいた作品の一般展示ですけれども、1期、2期、年2回の展示を考えています。第1期が、予定ですけども、6月25日から11月3日まで、これが1期約30数点の絵画の展示になると思います。これから入れかえいたしまして、第2期が11月12日から3月23日までというふうなことで1年間、展示2回になりますけれども、広く絵画の展示を行いたいと考えております。

以上です。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

平向岩雄副議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） 最上川アートロードですか、ぜひ成功させていただきたい、このように思います。終わります。

平向岩雄副議長 ただいまから2時まで休憩します。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

金 利寛議員の質問

平向岩雄副議長 次に、金 利寛君。

（13番金 利寛議員登壇）（拍手）

13番（金 利寛議員） 平成20年3月定例議会一般質問4番目で本日最後の質問となりました。

平成20年度がもうすぐ開幕します。私たちの新庄市にも新しい市長が誕生し、新しい風が吹き、大変な中にも明るい見通しができ、新市長が何かをやってくれるのではないかと期待感で市民は見ていることと思います。期待どおりの財政再建に立ち向かい、その中でも明るい見通しの持てる1年になっていただきたいことを期待しながら、通告に従って、たいまつ'07の一員として一般質問をさせていただきます。

平成11年12月4日、山形新幹線が新庄に開業して早いものでもう10年目を迎えております。東京新庄間が1本でつながり、ターミナル駅としての役目もあり、随分と都会的感觉と人的交流の多さは開業前の比ではありません。そのとき議会にいた者の一人として、ステーションデパートの誘致はどうか、またステーションホテルはどうか、そして波及効果はどうかと熱く議論を交わしながらも、発展しゆくであろう新庄市を夢見て意見を交わしたことがつい先日のように思い出されます。おかげさまで、少々時間はかかりましたけれども、ステーションホテルも完成し、徐々にではありますが、都会的社会資本の整備も完成しつつあり、今後行政の大きな会合も当新庄市で開催できるまでになったのであります。多種多様の大きな会合も宿泊つきで当新庄市でやっていただき、新庄市の経済発展のために大いに市長を先頭に頑張っていただきたいと思うところでございます。

この新庄市にとって新幹線新庄延伸は歴史的な出来事ではありましたが、同時に財政的には一般会計の約3年分を投じての大事業、周辺事業も含めてですけれども、財政的には大変さが増して、時代の流れもありましようけれども、国の三位一体の改革なども重なり、思うに任せない交付税の減少等々悪条件も幾重にも重なり、現在に至っております。

夕張市よりまだひどい財政状況とやゆされ、事もあろうことか、「TVタックル」の番組の中でも取り上げられ、あたかも「もうすぐ財政破綻か」のような報道には、とんでもない、何であんな番組に出るのか、出て今後の財政再建を、また、そのめどを言いたかったのでしょうか、番組側から都合の悪いところはすべて削除され、財政の悪いところだけを強調され、全国に新庄市はもうだめで、夕張のようになるのは時間の問題ではないかと思わせてしまったのではないかと心配をしている一人であります。私は、出なかった方がよかったのではないかと、断った方がよかったのではないかと思っている一人であります。

それはさておき、新幹線関連事業の元利償還が始まる平成16年から5年かけて市の財政再建計画を打ち出して、この5年間、節約に次ぐ節約をし、そして我慢をすれば元利償還のピークも過ぎ去ることで明るい見通しが出てきます。決して夕張のようにはなりませんという行政執行部の説明を信じて、議員として今回も議会の議員の期末手当の特例に関する条例の設定についてを議会案として出して、財政再建に4年も前からことは5年目で、節約我慢を重ねてきたところであります。市民としても、生活関連事業には支障を来さないとはいいいつも、例えば福祉タクシーの凍結を初め、かなり福祉面でも切り詰められ、行財政運営に多大な協力をしていただいた市民も多大に貢献してくれたことも事実であります。最終年度の今年であります。

そこで、この1年を節約、そして我慢すれば、財政再建のめどが立つという行政の執行部側の今までの話を信じたわけですがけれども、そのめどは立つのでありましようか、お伺いをしたいと思います。

また、最終年度に当たる本年は、ある程度市民にも明るい見通しを示さない限り、もう限界のような気がします。行政執行部を信じて託して行ってきた財政再建がほごにならないためにも、財政再建最終年度、明るい方向性を示していただきたい、そういうふうに思います。

財政再建最終年度であるがゆえに、ありとあらゆるところに緊縮予算であろうと、平成20年度予算内示資料を見てみますと、投資的経費、そして補助費が伸びております。投資的経費以外の主要事業の中で、新規事業の中に奥羽金沢温泉の運営費補助金が入っています。去年のちょうどこの3月の議会の中で大激論を交わし、1,000万円の補助を出すのか出さないのか、延滞金はどうなのか、こうなのかという大議論を展開しました。また、入湯税法なども議論を交わし、一定のめどが立ったとのことで1,000万円の補助金を出したわけではありますが、金沢温泉始まって22ないし3年になりますが、初めての補助金なのであります。今後健康福祉の増進のためにも施設運営費としての補助金を出すことは否定しませんが、昨日の新田議員も、また私も言いましたけれども、口では財政再建は、きょうもそうです、きょうのお三方の前の一般質問の中でも「財政が厳しい」と、これは小関さんに、そして今田雄三議員にもそういうふうにして財政は厳しいと言いつつも、出口側は皆さんで歳出削減にはほど遠い感があるのではないのでしょうか。ことしも3月補正と、そして20年度当初予算の中に500万円ずつの合計1,000万円、運営補助金として出されるということは、財政再建最終年度、すべてこの5年間、職員の給与圧縮、議員給与の削減中、そして、よし、

こととして、この1年である程度のめどが立つ、その思いでそれぞれが節約に次ぐ節約のさなかにこの補助金を拠出するということは、甚だ疑問なのであります。金沢温泉に補助金を出すなどと言っているではありません。財政再建の最終年度のこの一番大事なときに、市民に明るい見通しを示さなければならない、この大事なときに、順序が違うのではないかと申し上げたいのであります。ここのところを市長はどうお考えなのであるのでしょうか、お伺いしたいというふうに思います。

次に、人口問題についてお伺いをします。あの夕張も極端な人口減少により現在に至っております。ちょうど先ほど市長も述べられましたように、きょう3月6日は夕張市が財政破綻になってから1年に当たるそうであります。きょうの朝、NHKのテレビでも報道されておりましたけれども、雪の厳しい中、すべてシャッター通り等々で大変な状況を目にしました。

人口減少は、新庄市の活力、元気を初めすべての面に悪影響を与えます。今現在、平成20年1月現在で新庄市は4万70人です。うち男1万9,186人、女2万884人、このままでいくと、もうこの3月の末あたりには3万台に突入すると思われております。私たちの住む、この愛する新庄市が3万人台の小都市に落ち込んでしまったらどうでしょう。考えただけでも背筋の寒い思いがします。と同時に、この長い伝統と歴史のあるまちが、だんだんと活力が、元気が、威力が落ち込んでいくのかと思うと、いたたまれない気持ちでいっぱいになります。そして、長い間の行政執行のあり方にも問題がなかったのかと問わざるを得ません。そこで私は、すべて、すべての政策の柱に人口増政策を置くべきと常々事あるごとに主張してまいりました。市長はどう思われるのでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

また、山形県の将来の人口推計を国立社会保

障・人口問題研究所のデータによりますと、将来推計の人口は2010年には新庄市は4万46人と推定し、2050年、あと42年ぐらありますが、そのときには何と2万4,410人と推計されているのであります。何とか、何を差しおいても人口減の歯どめ策を、いや歯どめじゃなくて人口増の政策を、例えば極端な話であります、子供が1人生まれれば子育てに50万円ぐらいの政策を打ち出して、何とかしてでも人口増の政策、施策を打ち出すくらいの大胆さが必要なときなのではないかと思えてならないのであります、市長の人口増政策の考え方と、3万人台にしたくない、そのための万策であるとの私の考え方はいかがでありますか。市長はどういうふうに考えておられますか、お伺いしたいと思います。今の時点では人口問題研究所のデータより速いスピードで新庄市の人口は減少していることも考慮に入れてお答えいただきたいと思います。

最後に、角度を変えて質問しますが、国では地域活性化策をいろいろ打ち出して、地方自治体を何とか元気にとの施策を出されております。地方交付税に色分けされていないために、思うに任せないというのが現状ではないかと思えます。人口増には、雪問題、就労問題、福祉充実の問題、住宅問題、そしてそのほかありとあらゆる問題が交差していることは十分に承知しております。その中の一つに、2008年度予算案では、国の施策ですが、中小企業応援プランの中に中小企業対策予算1,175億円が計上され、本会議が、予算委員会が過ぎれば通るはずであります。昨年度より7.3%増、一般歳出では最大の伸びとなりました。中小企業こそ日本経済発展の原動力との思いで増額をさせたと与党内では検討されておりました。詳しくは述べませんが、当新庄市の中小企業の元気アップ、とりわけ就労問題にも大きく影響します。ただ、これは地方交付税に措置されていますので、予算上

の理由で考慮にも入らないのではないかと懸念します。どう思われ、どう対処されようとしているのかをお伺いしたいと思います。

と同時に、地域再生対策費、これは4,000億円ありますが、先ほど市長も述べられておりましたけれども、その趣旨は、本来の趣旨は、市町村の現場においては今日まで地方財政計画措置されても、予算を確保し事業を実施することが困難な状況でしたが、この特別枠を有効に利用すれば事業実施が可能になるというふうにあるのであります。市町村割では大体新庄市は5万人程度の自治体に該当するので、1億3,000万円程度の地方交付税の措置がされるはずであります。政策経営課にお伺いしましたところ、これは地方交付税の少なくなった分の穴埋めに使用すること、最初から地方交付税に包含されていて、当初予算に計上されているとのこと、当て込んでですけれども。そうすると今の財政再建の最終年度ではいたし方ないことなのかと変に納得するところでもあります。来年度あたりからその国の意図も酌んだ施策が展開できるのではないかと希望的観測をしているところではあります。地方交付税の色つきでない交付税の中身の検討など、今後も含めどう考えられているのかを最後にお伺いをし、壇上よりの質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、金議員の質問、財政再建計画について、期間満了後の明るい兆しを示すべきである、どのように示すのかという、本当に皆さんと一緒に考えなければならない兆しをぜひ見つけてまいりたいなと思っております。

1点目の財政再建計画の見通しにつきまして、財政再建計画は平成16年7月に策定されましたが、計画期間は16年度を含め5カ年として

おりますので、平成20年度が最終年度となります。この計画策定の発端となりましたのは、新幹線、先ほど金議員の指摘あったように、新幹線延伸対策や各種公共施設の整備事業、最上広域の廃棄物処理施設整備事業による公債費関係の負担が増大し、財政の硬直化を招いたことによります。再建の具体的な方策といたしましては、人件費の抑制、投資的経費の抑制、市債残高の抑制、遊休市有地の有効活用など18項目に及ぶ内容となっておりますが、この計画の達成に向け厳しい行財政運営を実施しており、計画以上の効果を上げております。

毎年度の決算に基づき、その実績を確認しておりますが、昨年11月にお示ししましたように16年度から18年度までの3カ年の効果額の累計は42億円を超えている状況であります。人件費につきましては、議員の皆様方からも御理解いただき、定数や手当などの削減を行っていただきましたし、職員におきましても定員管理計画以上の人員減となっております。また、公債費を減らす対策も行っておりまして、山形縣市町村振興資金や公的資金の借りかえも行いながら利率の低いものに切りかえていることから、一般会計の公債費の比率は類似団体に近づいてきております。新たな起債を極力抑制しながら財政運営を行っておりますが、財政再建の山場もここ一、二年で越えようとしております。例としまして、最上広域の公債費の大きな割合を占めていますゆめりあの償還もおおむね21年度で完了するということまで至っています。

それでは明るい兆しが見えてきたのではないかと期待されることは理解できます。しかし、財政健全化法施行により、まず四つの指標がクリアされるまでは今後とも慎重な財政運営が求められることになります。四つの指標のうち23年度まで実質公債費比率が25%を超えるため、財政健全化計画を策定するとともに、外部監査を受けながら早期に全力で健全化達成を求めら

れます。当然議会や県に報告しなければならない義務が課せられます。また、財政再建計画期間において引き延ばしにしております施設の改修事業並びに学校給食や学校建設などの新たな事業の対応も必要となります。これらのことを考え合わせますと、現時点で一日でも早く明るい兆しが見えてくるよう頑張っていく段階にあるのではないかと考えております。今後とも財政運営の透明性と効率性を確保しながら、緩むことなく努めてまいりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

御質問の内容で、財政再建期間中における支出の件につきまして、今は違うのではないかとということ1点が質問されておるわけですが、今後もさまざまな支出が考えられます。先ほど申し上げた学校給食あるいは学校建設などさまざまな、あるいは施設のリニューアル、そうしたことが予想される中で、現時点で今予算の範囲内でできる支出をしながら地域の活性化を図っていききたいという考え方でございます。

人口減少の歯どめ策と地域活性化についてという御質問でございますが、人口減少に歯どめをかけて地域活性を図る対策については、人口の減少は大都市圏を除き全国的な傾向であると言えると思います。本市の人口につきましては、合計特殊出生率1.8人、平成15年12月の国立社会保障人口問題研究所推計でございますが、1.8人と県内13市の中では一番高い率を示しております。19年1月から19年12月、19年中に本市全体で生まれた方326人です。お亡くなりになった方413人と、自然動態を見ましても全体の人口は減少傾向が続いております。このまま人口の減少が続きますと、財政力の低下、地域社会の活力や地域基盤の弱体化を招く懸念があるわけでございます。

人口減少に歯どめをかけるためには、各分野における総合的な対策が必要であります。第一に雇用の場の確保が重要なことは前から言われ

ているところでございます。近年の自動車産業界の東北進出という新たな局面を有利に活用できるように、地元企業との情報交換を密にして企業誘致の方策を探りながら、雇用の場の拡大を図ってまいりたいと思います。また、企業の方との懇談会を通して得られた情報の中には世界につながるすぐれた先行きの情報も多くありますので、広く市民の皆様にも周知を図りながら、若者の地元企業への就職による定着を図ってまいりたいと考えております。

第二といたしましては、やはり住宅の供給、子育て支援も欠かせないものであります。公社事業や民間事業者の宅地造成の推進あるいは夜間休日診療所の充実、わらすこ広場の再開や学童保育所の充実など、「住みやすい新庄」「住みたくなる新庄」を目指しながら、そうした人口減少に歯どめをかけていかなければならないと思っております。

第三に、空洞化している中心市街地に人を呼び戻すことも大事なことであります。コンパクトなまちづくりの推進方策に基づき、特色ある商店街づくりを市民の皆様と話し合うとともに、積極的に進めてまいりたいと思っております。自然の豊かさや、その恵みの豊かさ、自然災害の少なさなど、新庄のよさにまず地元の人が誇りを持ち、他地域の人へと広めていくことから交流人口がふえ、移住を考える人が出てくることもまたあるのではないかと考えております。そのためには、新庄藩江戸家老・仙台家老などという新庄独特の制度などと連携しながら大いに新庄の魅力をPRしてまいりたいと思っております。国では地域活性化対策の中で特に中小企業、小規模企業を応援する新しい対策を打ち出してきておりますが、地域で知恵を出し、地域の人を生かすということで、具体的には100円サミットやアンテナモールなどの提案を地元商店街より受けておりますので、市民を含めた地域の皆様と協働で取り組んで臨んでいきたい

と思っております。よろしくお願いいたします。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 大所高所からの説明をいただきましたけれども、私の質問した中に2点ぐらい入ってないところがあります。第1点は、要するに地域再生プログラムだとか中小企業の応援プログラムだとか、国からの交付税として一般措置されていて色分けになってない部分に対するとらまえ方を今後どういうふうにするのかという1点。

もう1点は、その移住等々考える場合に、私がお伺いしたのは、それぞれのすべての施策の中心に人口増の政策を柱に据えるべきではないかと、私はその論点でいつも展開してきましたということですが、市長は万般にわたって1番はこれ、2番はこれと説明されましたけれども、総花じゃなくて、例えばの話でそういうふうな部分でどうするかという観点がまだお答えいただいておりますから、そこをまずお答えください。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 交付税の中に具体的にこれはこれだよと、例えば地方応援プログラムの3,000万円の交付とか、そういったものは色つきではっきり指定されてきます。あとは色のついていないものというのが大部分でありまして、いわゆる算定方式、膨大な算定方式に基づいて、その積み上げのもとに交付税が新庄市に見合ったお金が来ていると。これをその算定根拠に基づき、それに近いような財政運営を心がけて各項目にわたって配分しているということですので、そのような方式で予算配分を行って努力しているわけでございますが、先ほど言われました中小企業については、これは今の景気を反映して、20年度の特に重点的なことだということで、その交付税の中に特に措置し

ますよということで、情報が入ってきているのは地方財政対策の大枠が示されるのがその年の1月だということで、予算を組んだ後、地方財政の仕組みあるいは交付税の考え方等々いろいろ来ます。そういったことで予算措置と若干のギャップが生じます。そういったことで、そういった地方を応援するような施策については特に気をつけてやりたいなと思いますが、そのような中身を再度精査しまして、例えば施政方針でも述べられました東京事務所へ職員を派遣して企業誘致等々を図り、あるいは中小企業に対して支援を行っていくということについては、そのような傾向について配慮してまいりたいというふうに思います。

それから、人口増についての考え方、どれに集中してやるのかということの考えであります。まず働く場所をこの地で確保しないと人間はここにとどまらなないと。特に若者については、地域に定住したいが、なかなかそういった働く場が十分に確保されているとは言えないというような子供たちの率直なアンケート結果もございますので、そういったことに最大限配慮しながら、働く場の確保を第一点に掲げてございように、それが人口増というよりも、これから急激な人口減を引き起こさないと、できるだけこの地で生まれた方はこの地で働いて、この地で生活していくというようなすべを確保するのが今の最大限の責務かなと考えておりますので、第一点に掲げているということでございます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 今、政策経営課長の方から話ありましたが、まず最初に人口減の問題であります。市長はずっと今の答弁の中では「人口減は全国的な減少傾向にあることは事実であります」と。そこから、じゃ新庄市の人口も3万人台という、由緒ある歴史のある新

庄市が3万人台になるとあすあす小口にもなるかもしれないのです。そのときにやはりそこに住む者として背筋が寒くなる感はだれもが否めない事実だと思いますので、その人口、全国的には減少なるけれども、新庄はこうやって頑張っているぞというふうな部分のビジョンを、今、就労問題だと言われましたけれども、市長の問題で、市長が先頭に立ってその部分をこうやってやっていくぞという部分の話で、例えば東京にも行きますよ、こうですよ、こういうふうにして今モータリゼーションの大きなあれをこっちに持ってくることも考えていますよと言いましたけれども、市長としてはこの20年度、4万人台を切らせないためにもどういうふうなところに焦点を置くのかと、市長の言葉で。今の人口減というのは全国的な状況であります、就労のする場所がありません、それから、生まれてくる方が300人、亡くなる方が400人、自然動態だんだん少なくなります、それは当然そうになっていく状態に何とか4万人台にとどめてもらいたいなという思いで話をしているわけですから、そこらのところどうなんでしょう。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 政策経営課長が申し上げましたとおり、ここでまず暮らしている方を定着させるということで先ほど申し上げた、第一に雇用の場の確保であるということを申し上げたところであります。確かに御提案の1人生まれたら50万円をやったらどうだろうというような話もございます。しかし、その方々がある年齢になったら新庄にいなくなるといった場合はどうなんだろうと。なぜいなくなるのか。子育てはふやした、人口はふえているはずだといっても、結果的に働く場がないということでは人口がとどまらない。先ほど課長が申したとおりであります。この辺はさまざまなこうした政策の提案は大変ありがたいと思います。こうした方法もあ

るんだと、こうした方法から将来人口増あるいは定着をどう図るか、連続性を考えていけないといけないというふうには思います。市長がどんな子育て支援をしているのかという問題ですが、やはり子育てするのなら新庄市、少なくとも他の地域と同等レベルまで早く持っていきたいと、財政条件がよくなればそうした意味で他の条件よりもまだ上回るような施策も考えていきたいというふうには思っております。その前段として、子育て支援施設を皆さんから御了解いただいたこと、あるいは補正予算で今回300万円を、阿部さんからいただいたもので図書館の子供たちの図書充実を図る。今、お母さん方の気持ちが定住へのかぎであるということも裏側にあります。行政の制度よりも、このまちが私たちにどんな雰囲気を送ってくれるのかというようなことで、やはり図書などを充実しながら、このまちはいいまちだ、子育てするのなら新庄、そういうようなことも連続的にやはり考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。

それにしましても、やはりすべての市民の皆さんが第一義的に言う「働き場が欲しい」ということに対してまず全力で取り組んでいきたいと思います。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 市長から心強い話がありましたので、ぜひ就労でき得る場所、議員の方としてもいろんなノウハウありながら、市長とともに人口増の企業誘致できるように頑張りたいなというふうに思います。

それに関連してですけれども、先ほど言いましたけれども、これから20年度の予算委員会が始まります。そうすると、地方交付税、総括である程度のつかみで出ているわけですね。その中に、今言ったように、これは中小企業でなくたっていいんですけれども、地域再生対策費、

この意図は、市町村の現場において今までの地方財政の計画上措置されても予算を確保したり事業を実施することが財政上大変だったから困難だったでしょうと、この特別枠を有効に利用していただければ事業実施も可能になりますという国の思いがあって、この地域再生対策費1億3,000万円程度が来るのです、6月ぐらいになるかもしれませんが。それは年度当初でどんと地方交付税に入っているわけですね。大変なんだからして地方交付税全体的に何ぼとか減少とかという状態で、それぞれこういうふうな細目にわたってある程度意図はあるわけですよ。それで今具体的に言った中小企業については、明らかにこういうふうな状態にいろんな部分の話をすれば来ますよ、提案をし、やれば。例えばの話です、市長なんかも本当に喜ぶかなと、市長も本当にそういうふうな部分がいいのかなと思って。要するに、頑張る小規模の企業の応援のプログラムの中に、例えばこうあります。子供農山村漁村の交流プロジェクト推進のためのワークショップなどの受け入れ態勢の整備とか、宿泊体験活動に要する経費の予算化すれば国からの補助金等々がかなり入るのです。ここは田園都市で、見せる農業も含めて農家に従事してみたり、いろんな部分してみたり、1週間。市長が二極化という話がありましたけれども、要するにここに何カ月間いて、別の自分の住所はあっちにあるだとか、そういうことも考えながらしないと人口のいろんな部分はないよという状態だけれども、こういうふうな有効なプロジェクトがあるんです。ただ、あとはやるかやらないか。そうなってくると必ず「いや今財政難ですから、何ともこれいたし方なくて何も動けません」と言うけれども、こういうふうに地方の再生を何とか頑張ってもらいたいよという思いで交付税が細分化されて、色分けはされてませんけれども措置はされている、このところを考慮に入れているか入れてないか

ということをお伺いしたいのです。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 中小企業の前に、19年度から地方応援プログラムで、こういうことをやっていけば、こういう指標で向上すれば、あるいはやっているやってない、指標が向上したかどうかという11項目の指標で交付税が増減されるということで、それを努力した市町村にはいっぱい交付税が来ると。ある程度何もしてないところには最低限の交付税しか来ないと。いわゆるめり張りをつけて交付するということがなされているわけですが、この中小企業のやつも、こういうことをやっている、こういうことをクリアしているということであれば、それを交付税において応援しますよということでもありますので、この地域としてそういった企業誘致あるいは中小企業の応援について頑張っているという指標が得られるように、あるいはそれを活用していろんな対策が講じられるように、その制度を活用していきたいということで御理解いただきたいと思います。

13番(金利寛議員) 議長、金利寛。

平向岩雄副議長 金利寛君。

13番(金利寛議員) もういまいちぴんときかない。要するに、財政再建の真っただ中でありますから、地方交付税の色分けというか、どうやって帳じりを合わせ、収支をこうするのかということと頭いっぱい、こういうふうな思惑があつての国からの交付税の色分けをこうやって頑張ってみたいなというところまでは行ってないようではありますが、ぜひ20年度あたりから、こういうふうな例えばの話で今言っているわけです、市長が、例えばの話で。市長の今回の所信のいろんな部分、「にぎわいのまち」という観点で二地域居住などの新しい居住体系も出ておりますと、農家民宿など新たな手法で泊まったり、学習合宿したりして、今、はやって

いますよ、学校でいろんな云々で、こっちで受け入れ態勢さえちゃんとなれば。尾花沢なんかだとスイカのオーナー制をやって修学旅行で来ていただいて、自分らがつくった、これを収穫したときに、自分の名前をびたんと張って、それを贈呈する。一つに対する物すごい付加価値をつけてやっているわけです。そういうふうに市長が「にぎわいのまち」の中で言っているわけですよ。これも地方の交付税からそうやって出ている、その目的でやってもらいさえすればもっと効果になって、今言われたように実現して、そのメリットがあった場合には交付税に上乗せしますよという状態になっているわけですよ。ですから、今の状態ではそのこのところまで行かなくて、交付税がつかみでこのぐらいしか入ってこない、少し多くなったとかこうだとか、もう色分けなっているんでしょうけれども、少し多くなったと喜んでいる状態でも何とかだという状態になっているんですから、そこを色分けして新庄独特のいろんな部分での二地域居住態勢、市長の所信表明で言われているわけですから、そういうところを考慮に入れた展開をしていただいて、にぎわいのまちづくりをしてもらえるように、もう少し展開を進めていただきたいと要望します。

それから、最後にやはり奥羽金沢温泉に触れなくちゃだめだなというふうに思いますが、最初に小関 淳議員のときに市長はこう言われております、「大変厳しい財政状況なのであります」と。今田雄三議員の場合には「市民、職員にもさまざまな我慢を強いてやっている、厳しい財政状況なのであります」と、こう言っておられるんです。職員も議員もこの5年間本当に圧縮に次ぐ圧縮で大変な状況で、この5年間を何とかしのげば償還ピークも過ぎてめどがつくよという状態を皆さん信じて頑張ってこられたんだと思うんです。それが、例えば今回の500万円、3月と年度末の云々で奥羽金沢温泉に投

入するお金の費用対効果を考えた場合に、例えば今田雄三議員が言っているように、若手職員の中で共稼ぎ等々ではいいんでしょうけれども、人事院勧告のいろんな部分ですとすれば、その若手だけだとすれば何十万の世界ですよ。それによって本当に職員はやる気を起こすような状態になるのではないかと。13市のうち新庄市だけです。私、先日、長井の市長、内谷という市長ですけども、話ししました。「新庄さん、大変だもんね。そこまで削るの」と、ここまで言われたときには、おれも頭かちんときたんですが、そこまで新庄厳しいんですよという反面、ここまで我慢してきたんだもん、20年度には、最終年度にこれだけ圧縮してきたんだもの、来年度あたりから新しい見通しつけっぺやと、こういうふうに言いたいのはだれも思っている、心情なのです。その心情を少し開花させない限りは、市長が一生懸命「職員は優秀で、やる気出してなんとかで実感とする」とは言っているけれども、それに対する対価というか、ある程度、ここまで頑張るぞということを位置づけして、やはりその部分の指標を示さない限りはやる気も出てこないと私は思うんですが、その500万円もしかしてあったらば、そっちに当て込んで、来年以降20年でまず決着つけるんだらば、さっきの地方交付税のめり張りも含めて、来年度からもう少し多くやりますよと、もっと協議して、一大お湯の宝なんだからしてこうやってやりますよと、ちょっと我慢してくださいと言ったって、費用対効果、職員の士気、交付する、そのような観点は違うのではないかと。ですからこの500万円の置きどころが、もうちょっとひねくると、市長がいろんな分で応援いただいたから、財政大変だけれどもすぐぱっとやっちゃったのかと、こういうふうに思われても仕方ないような状況になりたくない。私もそう思いたくない。だけど、そういうふうに、だって財政再建でみんな圧縮に次ぐ圧縮、

節約に次ぐ節約で最終年度ですよ、今年度。皆さん、そう思っているんですよ。そこに対するとらまえ方が、口では厳しい財政状況、大変な状況って言うんですよ、全部、小関議員にも、今田議員にも。だけど、やっていることの20年度予算の云々というのは、そこに今500万円、1,000万円ぶち込む時期なのかと、それより職員の訓練とかなんとかしてやって、もう少し解決させてやられた方がいいのではないかと私は思うんですが、これはおかしいでしょうか、どうでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今回の財政再建中にこうしたお金が出るのはおかしいじゃないかという御質問なのかなという、お金の使い方としては職員等の給与に回して元気つけたらいいんじゃないかというようなお話に、そういう質問かなと思います。先ほどの答弁の中で総務課長が申し上げましたとおり、市民にも大変御迷惑をおかけしている段階であると、この事実は事実なわけです。財政が厳しいという事実は事実なわけです。しかし、その中にあって集中と選択、優先順位の中でしなければならぬということもあるわけです。すべて財政再建中だからお金は一銭も使ってはいけないということではない。一方で、皆さんがきのう大いに議論していただき、応援していただいたわけですから、だれも出すなとは言わないと。ということは時期の問題だということがあるのかもしれない。しかし、一方でこれまでの議会の中では、税金の収納率を上げると、税金の収納確保を考えろというようなことも大いに言われてきたわけです。あそこの温泉の利用度がさらに高まり、税金がさらに高まるということであれば大変貴重な財源であるというようなことも理解しております。そうした意味で、税金が入ったからやるということではありません。市民の皆さんの健康あるい

は市民温泉としてのこれまでの果たしてきた役割から見ると、それ相応の税金を納めてきたものだ。さらに、逆にあの税金が、去年、ことし、来年という計画的な支援をすることでさらなる税金収入確保が可能なのではないかということも一方で考えているところでもあります。きのう健康課長が申し上げましたように、市民温泉であるという性格、その基準は何であるかというようなこともありました。出資比率であるとか、あるいは全体的な運営費を考えた場合の出資金であるとか、そしてさらには納まった金額に相当見合ったものと、大体そういうふうなことを考え、さらなる利用率を上げていただいて、そして納税していただけるならこんなありがたいことはないという観点でございます。

繰り返し申しますが、厳しい中であっても、収納対策も含め税金をいただくという点も含めて、大いに市民の皆さんが元気に明るくあそこの温泉に入っていたきたいという強い思いで計画的、継続的な支援をするということを御理解いただきたいと思います。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) そうでしたら滞納やったり何かしなかったんです。あそこ開湯以来二十二、三年になっています。今まで300万円、開設するときに出しましたが、それ以来20何年間出してないのです。去年から出したばかりです、1,000万円。ことしは財政再建の最終年度です。先ほど言いましたように、500万円の歳入増、黙っていれば750万円来るでしょう、あそこの入湯税、10万人入られたとすれば。その歳入を最大限に活用して、今、新庄の人、市民、例えば先ほどの話を言ったように、高齢社会の人方に対する福祉タクシーを回復するだとか何十万の世界ですよ。職員の若手に対してやる気出させるためにお金を投入して、頑張れよと、大変な中でやるんだと、何十万の世界で

すよ。歳入の750万円のうち500万円やるということは、大体財政再建で大変なときには出ることを制して入ることを多くする状態の方式を考える以外にないわけですから、そのために職員の給与もこれだけ安くしているわけですから、大変な状況にしているわけ。ですから、その出るところ、有効活用と市長は言われておりますけれども、それよりももっと今の新庄の財政再建の最終年度としては使う道はなかったのでしょうかと私は素朴な疑問を持って話ししているわけです。どうでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 財政再建中だからこそということではありますが、これが手おくれで、逆に収入が750、500、300となったとしたらどうなるのかという判断も一方であるわけです。大変厳しい財政状況であるというふうなことで支援を求められて数年、1億数千万納めた税金に対して今回初めて、今まで何の支援もしてこなかったとおっしゃるとおりなんです。しかし、10万人近い方々が、かなりの人数、十四、五万いた人がどんどん下がってきたと。それは皆さん御存じのとおり、あの施設の老朽化ということでございます。しかし、今、ここのところで経営改善ということをやって、ぜひ10万以上を確保したいという、その意図に報いることは、また税收確保という別の面からいっても私は決してむだなお金だというふうには一切思っておりません。貴重な税金を使わせていただいていると、市民10万人の皆さんに喜んでいただく、その一助になればいいというふうに思っております。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） ぜひ財政再建の真ただ中ですから費用対効果を考えていただいて、私だって全体にいい投入だとは思うんですよ。時期の話だけです。どうかそこのところを考え

ていただいて、市民が、職員がやる気を起こすような市政の展開をお願いしたい。終わります。

散 会

平向岩雄副議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

あす7日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時50分 散会

平成20年3月定例会会議録（第3号）

平成20年3月7日 金曜日 午前10時00分開議

議長 中 川 正 和

副議長 平 向 岩 雄

出席議員（19名）

1 番	奥	山	省	三	議員	2 番	佐	藤	悦	子	議員
3 番	斎	藤	義	昭	議員	4 番	小	野	周	一	議員
5 番	小	関		淳	議員	6 番	遠	藤	敏	信	議員
8 番	沼	澤	恵	一	議員	9 番	清	水	清	秋	議員
10 番	小	嶋	富	弥	議員	11 番	渡	部	平	八	議員
12 番	今	田	雄	三	議員	13 番	金		利	寛	議員
14 番	新	田	道	尋	議員	15 番	平	向	岩	雄	議員
16 番	森		儀	一	議員	17 番	山	口	吉	静	議員
18 番	亀	井	信	夫	議員	19 番	星	川		豊	議員
20 番	下	山	准	一	議員						

欠席議員（1名）

7 番 中 川 正 和 議員

出席要求による出席者職氏名

市	長	山	尾	順	紀	総 務 課 長	武	田	一	夫
政策経営課長		坂	本	孝	一郎	税 務 課 長	田	口	五	郎
市 民 課 長		柿	崎	卓	美	環 境 課 長	五十嵐	正	臣	
健 康 課 長		星	川		基	農 林 課 長	五十嵐	祐	一	
商工観光課長		黒	坂	光	悦	都市整備課長	中	部		力
下水道課長		佐	藤	新	一	会計管理 兼 会計課長	矢	口	喜	一郎
福祉事務所長		矢	口		孝	神 室 荘 長	叶	内	利	昭
水 道 課 長		高	橋		敦	教 育 委 員 長	伊	藤	輝	昭
教 育 課 長		佐	藤		博	教 育 次 長	大	場	和	正
学校教育課長		山	川	義	隆	生涯学習課長	大	江	雅	夫
生涯スポーツ課長		清	水	幹	也	選挙管理 委員会 委員長職務代理	加	藤	義	勝

選挙管理委員会 監事	小野正一	監査委員	國分政嗣
査務委員 局長	奥山 栄	農業委員 局長	柏倉 政

事務局出席者職氏名

局長	鈴木吉郎	総務主査	野崎 勉
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第3号）

平成20年3月7日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 番 小嶋 富弥 議員
- 2 番 佐藤 悦子 議員
- 3 番 遠藤 敏信 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成２０年３月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 予算について 2. 学校給食について 3. 国指定重要無形民俗文化財指定について	市 長 教 育 長
2	佐 藤 悦 子	1. 保育所の民営化ではなく、保育所の充実を 2. 教育としての学校給食を進めるために 3. 人間らしく働くことのできる労働条件を確保する条項 を公契約に定めてほしい	市 長 教 育 長 関 係 課 長
3	遠 藤 敏 信	1. 行財政改革について 2. 雪の里情報館の運営について 3. 新年度水田転作面積拡大、増配分について	市 長 関 係 課 長

開 議

平向岩雄副議長 おはようございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は19名、欠席通告者は中川正和君の1名であります。

なお、選挙管理委員会委員長小関俊也君が都合により欠席しておりますので、代理として委員長職務代理加藤義勝君が出席しております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

平向岩雄副議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。

本日の質問者は3名であります。

小嶋富弥議員の質問

平向岩雄副議長 それでは最初に、小嶋富弥君。

（10番小嶋富弥議員登壇）（拍手）

10番（小嶋富弥議員） おはようございます。

「春は名のための風の寒さ」、この3月定例議会、一般質問2日目1番に質問いたします小嶋富弥であります。ひとつよろしく願い申し上げます。今議会において私の質問の通告は3点でありますので、通告の順に従いましてお伺いいたします。

まずは予算についてであります。申すまでも

なく、国も地方公共団体も一つの国家、一つの地方公共団体を維持し、いろんな行政活動を展開する必要から、あらかじめ支出目的別に合理的配分する収支計画を策定します。すなわち、この計画を予算と言っておるのであります。したがって、予算は一定期間の収支を定めた財政計画で、市町村の首長は一定の形式に従って予算を編成し、これを議会に提案し、議決を経ることによって予算としての公的効力が発生し、首長その他の執行機関は法律の定めるところによって予算を執行することになります。予算の執行行為は、公、すなわち公の経済とも申されます。これらの予算は公の経済として国民・市民生活、経済活動に大きな影響力を与えるのであります。

予算は1年間の収支を見積もった財政計画書ですから、収支が均衡し、年度当初から赤字予算を組むことは許されません。当初予算は1年間の自治体の仕事の総量をいかに運営し、そしていかにして住民の福祉向上につながるかは、内容の充実した経済合理主義に徹した予算に左右されるわけであります。旧来の慣行優先、前年度実績の上積み等の安易なことでなく、何らかの改革の意図がないとするならば、主権在民の市民の意思に真っ向から逆らうことになるのではないのでしょうか。地方公共団体の仕事は住民の福祉向上が最大のねらいでありますから、目的に向け最小必要限度の人件費等が必要であり、常に内部管理費の適正な比率を保つことが大切であります。私は、このような観点、視点に思いを込めて質問するものであります。

初めに、市長は当市にとってのまちづくりの予算規模は本当にどのくらいのお金が望ましいと考えるのか、1点お尋ねいたします。

平成11年度は、新幹線新庄延伸で100年に一度あるかないかの大きな事業の関係で、当初予算で193億1,700万円、決算ベースでは213億円の規模でありました。去る2月20日、議会に本

年度の予算案が示されました。一般会計昨年費1.1%減の129億3,500万円、主要事業の概要も示されました。しかし、この数字、すなわち予算は平成11年をピークに年々減額、9年連続のマイナスとなっておるのであります。市において財政の健全化計画が平成16年度から進められました。時あたかも夕張市の財政破綻をきっかけに、国は財政破綻を事前に防止するため、地方自治体に財政再生法から財政健全化法にシフトを強めておるのは皆様御存じのとおりであります。果たして減額にしなければどうなのでしょう。果たしてどこまでなのでしょう。まさに難しい局面であります。市民サービス、福祉の向上、車で例えればアクセル、反面、財政再建を進めるブレーキ、大変な運営を余儀なくされておるわけですが、昨年の10月より市民の皆様は山尾市長に今後の任期まで市政のかじ取りを託しました。市長が市民皆さんに訴え、約束を果たすためにはどのくらいの予算の規模が必要と考えられるのかお伺いいたします。

次は、少しでもまちの元気づくりのかてとなる市外からの寄附を募ることのできる寄附条例についてであります。この件に関しましては、昨日の小関議員も述べられました。市長の答弁は、20年度中に検討し、制度化を行うと答えられました。前向きな取り組みで安心をいたしました。自治体への寄附は条例がなくても可能ですが、寄附条例は自治体が提示した政策メニューの中から選んで寄附のできるのが特徴であります。また、山形市では寄附の受け皿としてファンドを設立、市民活動の支援としての基金、コミュニティファンドを設置とのこと。条例をつくるにしても、いろんな選択肢が大切だと思います。これらをよく参考にする必要があると思いますが、ファンド行政基金は税金の控除利点が生かされます。市長は条例を立ち上げるについて、これらを含めどのように考え進められるのかお聞かせください。

また、3月議会は次年度の予算委員会があり、予算について審議、議論を交えて採決し、執行に至るわけではありますが、私は内示を受けて20余日後に採決の審議では果たして市民生活にかかわる十分な政策審議ができるのか疑問を感じるのであります。以前に前高橋市長に、各常任委員会に関する課が内示前に予算にかかわる事業等説明があってもしかりではないですかと17年12月の定例議会一般質問でたどしました。そのときの答えとして「議会と執行部は両輪であるから、もっと共通理解を得るように、各常任委員会とすり合わせといいますか、協議をし、その中の意見等十分参考にし、事務事業の遂行に結びつけていく」との前向き答弁を得ましたが、残念ながらその後においては実行はなされませんでした。

しかし、山形県においては平成20年度予算編成を19年10月9日に示し、12月4日に20年度の当初予算の概算要求を公表しております。この時点で次年度における主要支援策の概要が県民に示されるのであります。予算の概算要求は、厳しい財政状況のもとで、より効率的、効果的な財政運営を行っていくために、来年度に予定している事業に係る経費を概算で算出し、現時点でどの程度の一般財源が必要かを本予算の編成前にあらかじめ把握するものであります。まさに斎藤知事はこれを行っているわけでありす。

かつて当市でも12月の議会で決算特別委員会が行われましたが、12月では遅過ぎる、これでは時間がなく短いので次年度の予算に議会での意見や提案がリンクされないとの意見と、電算化システムの構築によって9月に決算特別委員会を移行しました。時代とともに変えるところは変えていかなければなりません。情報の鮮度はスピードであります。しかし、正確でもあらなければならないのです。これを市民の方々に早く示すのは申すまでもありません。予算編成

に当たり、歳出を抑えながらスクラップ・アンド・ビルドを間断なく進め、厳しい運営が続くわけですが、今のような厳しい局面のときこそ、市民の代弁者の議員、議会で政策論争・審議の時間をとれる期間にするためにも、議会にもっと早く予算編成を示し、県並みに12月定例議会前に概算要求を公表するお考えについて伺います。

次は、学校給食についてであります。

学校給食のルーツは山形県の鶴岡とも言われます。さかのぼること明治22年、当時の忠愛小学校で貧困児童に対して無料で給食を施し、これが我が国における学校給食の発祥とされておるのです。

学校給食は学校給食法に沿ってなされておるわけであります。これらは児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的に昭和29年に施行された法律でありまして、今日に至っておるわけであります。自分たちの時代は脱脂粉乳の時代でありました。時を経て現在はそれぞれ工夫し、バリエーションが豊かになり、また食育、地産地消が大きくかかわってきておるのです。また、ここに来て中国産のぎょうざ問題が大きな課題として社会問題に発展しております。すなわち食の安全安心であります。私は、これらをかんがみ、また市長のマニフェストの中学校給食が始まれば、食材納入を初めとする課題が増してくるものと思います。まず、今日、地元業者より市に税金を納めていない市外業者よりの取引は多くなっていますか。その比率をお伺いするものであります。

次は、地産地消についてであります。天童市ではセンター方式ですが、市内の生産団体、市野菜研究会と契約し、地元供給可能なしゅんの野菜時期は100%購入、納入業者でつくる市学

校協力会と独自の購入契約を結び、地場産品の利用拡大を進めておるのだそうです。私は、中学校の給食の始まる前に、地産地消、地場産給食をよりよく推進が図られる納入方法の取り組みを構築していかなければならないと強く感じます。これらについての御所見を伺います。

発言事項3番目の国指定民俗文化財についてであります。

これは250年有余の歴史ある新庄まつりのことであります。これらについては新庄まつり100年の大計にもうたわれており、数年前から国の指定を目指し条件整備を図ってきたわけであります。平成17年6月より新庄まつり山車行事の民俗調査隊を立ち上げ、文化庁の指導を受けてきたものです。時はまさに正念場に来ておると思います。指定実現の意気込み、また見通しはどうかお伺いいたします。

以上で私の通告いたしました壇上での質問は終わりますが、3月は別れの月とも言われます。長年勤められ、この3月で定年でやめられる職員の方々には本当に御苦労さまでした。また、この議場で議論を闘わせた課長職の御勇退の方にはお世話になりました。心から感謝申し上げます。今後お体に留意なされ、経験を生かし、大所高所から市勢発展のため御尽力を賜ればありがたいと思います。

御清聴感謝いたします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。本月初めの小嶋議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算についてということですが、本市の財政再建途上というようなことに端を発し、非常に柔軟な予算能力が必要なんじゃないかという御提案の一つなのかなと聞き取っております。

1点目の予算関係につきましては、初めに20

年度当初予算は9年連続減となっておりますが、地域経済に対する影響についての御心配かと思えます。予算は市民生活や地域経済に大きな影響がありますし、市民の心理的な部分にも影響があると認識しております。予算編成の基本は自治体の持つ収入規模をもとに、それに即したのになります。本市20年度予算もこの原則により編成いたしました。結果として対前年比1.1%、1億5,000万円減の予算となったところであります。

それでは、市はどの程度の予算が望ましいかとの御質問であります。団体によりましてさまざまな特色がありますので一概に決めつけることはできませんが、地方財務協会が分類する類似団体の決算額は130億円程度でございます。20年度の当初予算は129億3,500万円ですから、類似団体と同じ程度の予算規模となっております。問題は予算の内容でありまして、人件費や公債費などの義務的経費が少なく、投資的経費や政策的経費が多い予算が好ましい予算ですが、本市は残念ながら義務的経費が非常に高い数値となっております。できる限り投資的経費に回せるお金が捻出できるよう財政再建計画を確実に実行し、望ましい予算編成が可能となるよう努力してまいりたいと思っております。

2点目の寄附条例の制定についての御質問ですが、昨日も小関議員から同じ趣旨の質問がございました。20年度中に実施に向けた具体的な制度設計を検討したいと考えておりますが、小嶋議員はコミュニティファンドとの組み合わせをお考えのようです。この制度は全国的にも珍しい取り組みでございます。山形市が4月からスタートを予定しているようです。寄附金に市が積み増しする基金を設置し、市民活動資金を支援する制度のようで、個人や企業の社会のために貢献したいという思いを寄附に託し、市民活動を支えるという大変すばらしい制度だと感じております。本市におきましては、このよ

うな先進事例を大いに参考とさせていただきながら検討してまいりたいと思っております。

3点目の当初予算編成における議会との連携でございますが、市の予算編成のスケジュールは、11月末に各課の要求を取りまとめまして、12月末に第一次査定を内示します。1月10日前後に課長査定を行い、1月末の市長査定を経て最終予算を決定するという流れになっております。20年度予算編成におきましては行政評価の結果を反映させる取り組みを行いましたので、主要な事業は要求前に方向性がある程度定まっております。県におきましては、要求内容を取りまとめ、12月初旬に議員の皆様方に説明しているようでございます。要求時点の説明ですから概要を説明しているだけで、その後予算内示まで意見を聞く機会は設けていないようであります。市におきましても概算要求を説明していただきたいとの御要望でございますので、御指摘のとおり、12月議会で決算委員会を開催していただいておりますが、現在は9月議会に決算委員会を行っております。次年度事業へ生かすという当初の目的からすれば、何とか実施できるような機会を設けていきたいと考えております。また、その時期的、期間的内容、方法等につきましては、議員の皆様方と検討し、予算編成上無理なくできる時間、方法を考えていきたいと思っております。

学校給食につきましては、教育長の方から答弁させていただきます。

国指定重要無形民俗文化財の指定について、新庄まつりの山車行事の無形民俗文化財指定なわけですが、平成17年6月に立ち上げました民俗調査会で7名の調査員により詳細な調査を行っていただきました。昨年8月には集約した調査内容を持って文化庁へ出向き、編集前段階での書類として受け取っていただきました。このときに文化財を指定する際の直接の担当官から文化財指定を視野に入れた調査報告書の編集主

眼やら体裁について長時間にわたる指導をいただいております。また、このときに19年度内には御指導いただいた事柄を踏まえて一次報告書という形で再度お持ちいたしますと伝えてきております。担当官から調査報告書についての具体的なアドバイスをいただくことができましたので、現在これをもとにした取りまとめ作業を急ピッチで進めているところでございます。調査会を立ち上げて3年近く、これまでの文化庁担当官との経過からしますと、本事業に着手してから5年目を迎える平成20年度が指定実現に向けた正念場になるものと見ておりまして、来週前半に予定しております文化庁担当官との協議ではさらに微細な指導をいただけるものと期待しております。また、今後、文化財指定が現実味を帯びてくる時期と並行して、教育委員会内に保存会組織の設立が求められてくるものと思われまゝ。以上のような状況でございます。

以上で答弁を終了させていただきます。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

平向岩雄副議長 教育長佐藤 博君。

(佐藤 博教育長登壇)

佐藤 博教育長 学校給食についての御質問ですが、学校給食においては議員言われるとおり食の安全を第一として考えております。地場産物を取り入れた取り組みを心がけておるわけですが、前にも申し上げましたとおり、毎月献立検討会をやっております、地場産を活用するように指導し続けております。

また、食育についてでございますけれども、今年度文科省より栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業の指定を受けておりまして、これまで以上に各学校におけるさまざまな取り組みを実施しておったところでございます。例えば、総合的な学習の時間を中心に、保護者、地域の生産者の協力による農業体験や調理体験学習を活発に展開しております。また、家庭に対しても食に関するアンケ

ートによって実態を把握しながら意識啓蒙活動を展開するとともに、食育の推進を目指した講演会や体験活動を開催してきたところでございます。さらに、12月議会でも申し上げましたけれども、地域と連携した地産地消の推進に向けまして、地元生産者や納入業者とのネットワークによる推進体制を整備しているところでございます。また、学校における農業体験や栽培活動などに地域の方々を積極的にお招きし、いわゆる地元の田んぼの先生とか畑の先生という方々ですけれども、そのような方々の御協力を得まして、収穫体験を通しまして地元の食材への関心を高めるように積極的に努力しておるところでございます。

地元業者に比べて他市の業者の納入が多いのではという御質問でしたけれども、納入業者につきましては各学校ごとに違います。各学校とも青果物、鮮魚、精肉、めん類、調味料等は昔から付き合いのある近所のお店屋さんとの取引がありまして、また牛乳、パンなどの加工品等につきましては他市の業者であります。業者としては地元業者が多いのが現状であります。ただし、先ほど申し上げた牛乳、パンなどの加工品等は量も多く、安定した供給が要求されることから、納入額としては半々になっております。それでも米はすべて新庄産でございます。

なお、地場産給食を推進する納入方法の取り組みについては、地産地消を前提にし、中学校給食の導入時期をめどに、議員がおっしゃられるような事例も含めましてさまざまな方法を研究していきますけれども、これまで各学校と取引しておりました市内納入業者さんが不利にならないように、そういうシステムを構築していく考えでございます。以上です。

10番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

平向岩雄副議長 小嶋富弥君。

10番(小嶋富弥議員) 最初、市政を執行するには市長としてどのぐらいの予算規模をという

ようなことを質問いたしましたけれども、金額的には類似市が130億円だと、その辺でいくというようなことだと思いますけれども、本市で出しております財政再建計画によりますと、19年度は本来は計画では下がりがなくて、上がるような計画、これは見通しですから一概に言えないですけど、そのままずっとこれでいきますと23年まで下がっていますね。123億円ぐらいの計画でございますけれども、この計画と大体130億円ぐらいの差がありますけれども、その辺の見通しですか、ちょっとこの辺違うんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のお考えはどうなんでしょう。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 三位一体改革とか国の地財計画と大いに関係があるわけで、そちらからの収入が大きく影響を受けるわけです。したがって、16年に財政再建計画を立てたときには、やはり地財計画、地方交付税が下がっていくというような見通しでありました。また、三位一体改革でもそのような方向で進められてきたということで、そのトレンドを受けまして確実なといいますか、余り多くを期待する方向ではなくて、確実に堅実な実行ができる計画、方向として見た結果ということでとらえていただきたいと思います。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄副議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 投資的経費がなかなか使われないと、やはり義務的なものにならざるを得ないというような、そういうことも踏まえながら進めていくんでしょうね、やはり。わかりました。これは頑張っていただいて、早く明るい兆しを出してもらいたいと思います。

けさ日本経済新聞見ました。そうしたら、「都市と地方」という題目ですけれども、新庄、新幹線が載ってました。皆さん見た方がおると

思います。「新幹線、早かった失望、崩壊態勢、誘致の代償」、非常に私もこれ見て憤慨であります。新幹線は100年に一度あるかないかの事業によってこの経済を都市圏と結ぶというようなことで、私はよかったんですけれども、残念ながら実質公債費比率31%、全国ワースト8番というのが影響していると思うんですけれども、こういったものを払拭するような情報発信をしていかないと、私どもは新幹線あることによって非常に恩恵こうむっていますし、私も実感としてわいていますけれども、マスコミ等がそういうふうには報道されると見ている方がまともに受けるわけです。

そういったことで、ふるさと納税に端を発して、寄附条例の件は私も申し上げたんですけれども、ふるさと納税は個人の住民税の一部を生まれ育ったふるさとの自治体などに納める制度で、今、国がやろうとしております。これも地域格差の是正というようなことの一環でありましょう。個人がゆかりのある市町村等に寄附をした場合は、前年の住民税の1割相当を限度に所得税と住民税から税額控除をする。納税という名称ではあるが、形式的には寄附と税額控除の組み合わせ方式となっておりますけれども、市長は大変寄附条例に対して前向きな答えをいただきまして、心強く思っていますし、山形のファンドも入れるというようなことで大いに期待しておるわけでありまして。市長はきのうも物乞いの寄附でなく、環境や自然環境に沿った使い道というふうなこと、なるほどなと思いましたので、この基金を情報発信する場合に、なるほどなと、新庄のためにというような発信を心がけてもらいたいなと思います。

この前、テレビで先日見ました。仙台の青葉通りのケヤキ並木の中で、地下鉄のためにケヤキが10何本倒伐されると。それを聞いて、ケヤキを移転する費用が250万円かかるそうです。あそこの近くに住んでいる豆腐屋さんのおやじ

さんでしたけれども、自分がずっと小さいときからなれ親しんでおった木が倒されるのが忍びがたいというふうなことで、ボランティアを募って寄附をやったそうです。高校生とか、そういったボランティアをやりましたけれども、なかなか当初集まらなくて、250万円ぐらいが限度だったと。その中で、北海道の新聞社がそういう情報を探って北海道の方に流したら、北海道の方々初め全国の方々から2,000万円集まった、そのケヤキを移動するために。そうすることによって8本を東北大学の新しいキャンパスへ植えた。そして、そのおやじさんが生き生きした顔で、移植したところの木が育つまで私の使命だというようなことを言っていました。

お金をもらうにしても、やはり情報をしっかりと発信して、目的をつくって訴えるようなそういうものがいいと思います。そういった意味で、この条例をつくるに当たりまして、市役所の職員の若い方々とか、いろんな市民の方々の考えを発想するような制定の場を設けたら私はいかがと思いますけれども、その辺はいかがですか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 おっしゃるとおりだと思います。条例を設定したり、いろいろつくったとしても、市外あるいは市民に呼びかけて、それに賛同していただいて一緒になってまちづくりに加わっていただくというような条例あるいは仕組みでないと、単なる、市長が前に申し上げましたような仕組みになってしまいかねないということで、そういった制度あるいはPR、市民に対する理解度、そういったものには十分注意して、また広く職員一体となってそういった制度をつくり上げていきたいと思います。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄副議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） よろしくお願ひしたい

と思います。

そこで、予算に対してもう1点、政策中心に議会と論議するような場をつくったらいかがですかというような質問をいたしましたら、前向きといいますか、そういった方向と言いましたけれども、それは大変私もそういう考えはありがたいなと思いますけれども、これは12月に政策やれば議員の皆さんの了解を得て議会運営を変えていかないとできない問題ですけれども、それはそのようなことを積み重ねていく必要があると思います。

予算のパターンは、大体予算編成の方針を決定いたしまして、各課からの予算要求を提出していただいて、首長の査定、予算書の印刷・校正、議会への提出、議会の議決というようなことになろうかと思います。現実には予算編成が始まりますと、各課はいかに水増しして要求して歩どまりをよくするかと、また要求される側はいかにして試算された財産の枠内に要求を合わせて収支のバランスを保つか、いわゆる分捕り合戦的なことになってしまわないかと。その結果、予算の大方の輪郭ができ上がった段階で財政当局が義務的経費や各課の共通経費などを除いた残りの財源を事業要求額に割り当てて調整するというようなことにはなっていませんか。住民のための政策経費が第二義的に扱われては困るわけであります。職員任せの予算ではなく、いつまでたっても経費の節減、仕事の能率化、効率化が単なるうたい文句に終わるおそれがあると一般的に言われています。真偽はどうかわかりませんよ。だから、12月議会前に概算内容をして、それで各常任委員会なり中で政策的論議して、例えば、これは議会の皆さんの了解得ないと悪いですが、12月は政策一本的な議会にやるように、そういう議会ができないかなと、そういうお考えはないかなと、ひとつお願いします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄副議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 通常は11月初めに次年度予算の編成方針ということで、これを職員に説明して、その編成方針をきちっと守ってもらって要求していただくと。水増しとか、それからいろんな思惑とか、そういったことはないようにきちっとした形で出していただくということを徹底してございます。経費の節減とか、そういったことでは十分隅々までそういった趣旨は行き届いているということを前提として予算が上がってきます。それを10月末までに要求をいただいて、それをいろいろ今回の3月補正で最終的に決定していただくわけですが、若干そういった御提案のことを検討いたすとすれば、そういった作業を若干早める必要がございます。どこまで早められるのか、あるいは事務事業の見直しとか施策評価とか、いろいろ制度的にもやってございますので、それらの整合性とか調整を図らなければならない面が相当ございますので、それらをちょっと検討して、あるいは議会の皆様方と相談しながら、どこまでできるのかということで、さっき御答弁申し上げたようにこれからの検討課題の一つとして今後相談させていただきます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄副議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） せっかく12月決算を9月に持ってきたという意味がなされますように、一つ、議会の方も頑張らなきゃならないと思いますけれども、執行部の方でもそういったことを頑張っていたきたいなと思います。

次に、学校給食についてお聞きします。県では米の消費拡大を図るために来年から米飯給食を3.7倍にふやすというような斎藤知事の肝いりが出ました。さっき教育長も米は新庄産の米を使っていますよというようなことでございます。来年、新規で県は5,756万円を出す、予算編成。そこで、市でもことしの予算書の中で米

のやり方に対して25万8,000円、20年度も25万8,000円を計上していますけれども、この補助金ですか、これは業者に行くんですか、それとも保護者の方々に行っているような補助金の性格でしょうか、一つこの辺伺います。

大場和正教育次長 議長、大場和正君。

平向岩雄副議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 今言いました25万8,000円につきましては、二等米と一等米との差額負担というふうなことで、市の方で一等米を使ってほしいということで、市の方が負担しているものでございます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄副議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 二等米と一等米の差額を持つと。これは新庄市だけですか、それともほかの市町村はどうなの。

大場和正教育次長 議長、大場和正君。

平向岩雄副議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 申しわけございません。ほかの市の状況はちょっと把握してないですが、県の学校給食会の方では二等米というふうな形でもって県産の二等米を使っているということでございますので、新庄市の方はそれに一等米を使うというふうなことでもって今申し上げました25万8,000円を上乗せして一等米を使っているということです。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄副議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 学校給食会が出ました。学校給食会というのは非常に、これは全国的な組織でやっていますし、発足は県の教育委員会の中に事務所があるものなんですね。それで、この米のルートを申し上げますと、地元産の農業団体からその上部団体を経て、そして学校給食会というような事業所がございまして。これは財団法人で公益法人ですね。これは公益なんですけれども、給食会から米飯委託業者に行って、

委託業者から学校へ行くんです。地元産といったらストレートに学校に行くべきものが、25万円も市の持ち出しをやって、そうやって逆に価格の高い米飯を子供たちに提供しているのではないかなと。米の産地でありながら、その流通が非常に納得いかない。こういったものを是正するために、市長がこのたび中学校給食をやった時点で、納入のやり方、方法を再構築していく必要あるんじゃないかなと思って私は提案していますけれども、その辺の考えがいまいちです。その辺のそれも含めて、中学校給食が来年度からなる場合の地元の業者なりそういったものを使うような方法、よその地区ではその納入業者を当たる選定委員会をつくっているんですよ、保護者を入れて。そして、その業者が適当でないかと決めて、その決めた業者が入ると。もっと進んでいるところは、献立、学校給食の献立も保護者入れて、いろんな方入れて、現場の調理師さんも入れて、栄養士さんも入れて、そうやってメニューをつくって、そして地元のをきめ細かくやると。中学校給食をする場合には親子方式を取り入れるということです。学校によってそれぞれ、規模の大きい学校は恐らく業者は物が入るから喜んで入りますけれども、小さいところの納入業者は大変なんです。小さいものは利益ないけれども学校のためにやっているような、そういうアンバランス的な納入形態になっています。ぜひ米を含めてそういったものを、始まってからでは遅いわけですので、その辺どうやるかももう1点聞きたいします。

大場和正教育次長 議長、大場和正君。

平向岩雄副議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 まず米飯についてですけれども、今、議員がおっしゃられたようなルートでもって各学校の方に委託炊飯的な形になっております。その理由としては、安定的に常時そういうふうなものを供給できる設備等について、

市内の業者では持ち得てない部分があるというふうなことで、確かに中学校給食に向けてはそういうふうな業者さんが設備等を整備していたらそういうふうな方向も考えられるのではないかなというふうにまず思います。

あと、食材の納入関係ですけれども、現在、各学校で、教育長も答弁しましたがけれども、各学校単位でもって一応地元の業者を極力使っているというふうな形になります。延べで87業者というふうな形になります。パンとか米飯、牛乳等については他市という形になっているわけですが、ここら辺も安定的に供給できる体制ができれば検討の余地はあるのではないかなというふうに考えています。

中学校給食が始まりますと今の試算で1,300食ほどふえる形になります。ですから、小学校は6年、中学校は3年ですので、1.5倍になるというふうな形になりますので、当然納入の方法等仕入れの方法等はそれまでの間に地元の業者が不利にならないような形でもって検討していく必要があると。当然地場産品を最優先して使うというふうな前提のもとにですけれども、そういうふうに今検討中でございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄副議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。前向きにひとつ地元の業者を生かすような道をお願いしたいと思います。確かに米を炊く業者はいませんが、かなり魅力的、少子高齢化でありますけれども、炊飯をする業者というのは安定して提供できる場所があれば私はつくるところが出てくると思いますよ。その場合、逆にそういったところに市で補助金を出して、地元の安全で安心な米をつくってくださいよというようなことでやれば、中間がなくて真っすぐ本当の米を、補助金なんか、二等米でなくて一等米あるんだから、地元で。その米を使

って、補助金なんて25万円出さなくても、いい米をつくって提供する方はいっぱいおりますので、やはりそういった道を開くようにひとつぜひやってもらいたいと思います。

最後の国指定の無形文化財、まさに私も正念場だと思います。これだけの新庄まつりは誇れる財産でありますので、実現させていただいて一つ明るい話題をつくり、全国に発信できるようにしてもらいたいと思いますけれども、お祭りのルーツであります天満宮さん、天満宮さんも無形文化財にかかわると思いますけれども、今の状況が非常に困っているというようなことで展開しておりますけれども、今後はどのような天満宮さんの状態か、事情か、ひとつお話し願えればありがたいんですが。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

平向岩雄副議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 天満神社につきましては1668年に現在の神社が建立されているというふうなことで、ちょうど築340年が経過しております。御承知のとおり、老朽化が非常に著しいというふうなことで、県指定の文化財にもなっておりますので、20年度の当初予算にも示しておりますけれども、3カ年にわたって県の文化財の方と協議をいたしまして、全面改修に入ります。平成20年度は主に解体工事、平成21年度は一番規模の大きい木工事、さらに最終の平成22年度には屋根の工事並びに報告書の作成というふうなことで、この3カ年で全面改修に入る予定になっております。

ちなみに、補修につきましては現有の使えるものを使うというふうなことが前提になっているようでございますので、よろしく御理解いただければと思います。以上です。

10番（小嶋富弥議員） 終わります。

平向岩雄副議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

平向岩雄副議長 次に、佐藤悦子君。

（2番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

2番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

まず一つは保育所の民営化ではなく、保育所の充実を願って質問いたします。

市では、財政難を改革するために人件費を削ることを目的にして、現在5カ所の市立保育所を最終的に泉田と中部の保育所2カ所にして、ほかを民営化することを目指しています。平成20年度は北部保育所が検討され、21年度には北部を民営化実施するとしています。さきの全員協議会では乳幼児保育所をなくすことも検討するとのことでした。市では民営化したらサービスがよくなるということを言っていますが、それについて考えてみたいと思います。その一つとして、公立こそきちんとお金を出してサービスの充実が必要ではないかということです。保護者の働き方が多様になっているために、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、産休明けからの保育など要望が多様になっています。公立保育所がそうした要望にこたえていないために、民間の保育所が先に実施して必死に頑張っているということもあります。しかし、私は公立だからこそコストがかかっても専門的な知識や技能を必要とする多様なサービスをもっと引き受けるべきではないかと思います。また、公立でも民間立でもそうしたサービスをやってもらえば、行政がきちんと責任を持って必

要なお金を出すべきではないかと思います。いかがでしょうか。

二つ目に、待機児童の問題がないかということです。保育所に入れない待機児童というのはないでしょうか。あれば解決のためにもっと保育所をふやすことが必要ではないでしょうか。去年4月の選挙のときに、3歳未満の子供を持つお母さんから「入れなかった」という声がありました。年度初めだけでなく、年度途中からも引き受けることができるように、保育士の余裕ある配置が必要ではないでしょうか。

三つ目に、非正規の職員の急増と定員増の問題があるのではないかということです。公立も民間も問題なのは臨時保育士の急増です。前は保育士の8割は常勤でなければならないとしていたのを2002年に常勤保育士は各組・グループに1人以上でいいとしてしまいました。非正規保育士をふやすことは問題ではないでしょうか。保育士が解雇の不安なく働け、給料も専門職にふさわしく保障され、研修など保育技術の向上のチャンスを与えられてこそ、子供たちも安心して過ごすことができるのではないのでしょうか。また、保育所には年齢ごとの定員が定まっていますが、政府の規制緩和によって年度当初に125%まで、そして後半にはそれを超えて受け入れることが可能になったと聞いています。その結果、人手不足、施設も詰め込みになっているのではないのでしょうか。また、政府の民営化のねらいは、公立保育所を全部なくして、営利企業にゆだねることではないのでしょうか。2000年に厚生労働省はそれまで社会福祉法人などに限っていた民間園を営利企業への委託も可能とする通知を出し、その流れが広がっています。さらには、認可保育制度そのものの解体をねらいとしています。保育をもうけの対象にしてはならないのではないのでしょうか。保育所運営費の7割から8割は保育士ら職員の人件費です。ベテランが多くなれば9割にもなります。

それは人が人を育てる保育所では当然です。そこでもうけを得ようとすれば人件費を削るしかありません。給料が安い割にきつい仕事となれば、やめる人が続出し、次々と保育士が入れかわります。目の前の子供たちのために必死に頑張る保育士も長時間労働で疲弊します。そういう中で子供も親も安心できるのでしょうか。

2001年、東京池袋のちびっこ園という認可外のベビーホテルで4カ月の赤ちゃんが8カ月の赤ちゃんに覆いかぶさられて窒息死する事件がありました。この経営方針は、子供の受け入れは定員オーバーでも拒否しない、人件費は31%に抑えるというもので、ある人は1週間に4回も徹夜勤務の状況でした。時給が安いために、長時間、少ない休みで働かざるを得なかったのです。全国66カ所のちびっこ園チェーンでは20年間で22人もの乳幼児が亡くなっています。もうけを追求する企業に保育を任せ、子供の命と金もうけを天秤にかけた最悪の結果から、私たち大人が学ぶことは多いと言えます。もうけを追求する企業に保育を任せてはならないと思います。御見解をお聞きます。

また、民営化の方針はもともと政府厚生労働省と規制改革・民間開放推進会議から出されたものです。その背景には財界による官製市場の全面的な開放という要求があります。政府は保育の分野も規制を取っ払って競争に向かせればいいと考えています。それを実行するよう自治体に縛りをかけています。さらに、今後保育所と利用者が直接契約して入所するとか、保育料の自由設定という方向が打ち出されています。認定こども園というのがそれです。一見保護者にとって自由でいいように思われますが、そうならば障害児の場合には割増料金になったり、経済的に不安定で保育料の支払いが不安だという場合は入所を拒否されるなど、保護者の所得格差が子どもの保育の中身を決めることになり、行政が子供の育ちに責任を持つという自治体の

基本が後退することになります。子育てを個人だけの自己責任の問題にしてしまう危険があります。国が考えた経済効率優先の保育施策を行うのか、それとも子供を大切にしたい保育施策を行うのか自治体に問われています。住民の福祉を向上させる役割を果たすのが自治体であると考えます。御見解をお聞きます。

二つ目の大きな質問として、教育としての学校給食を進めるために質問いたします。

山尾市長になって、中学校給食を平成21年10月をめどに実施するという方向で進んでいることに、住民の中で市政に対する大きな期待が寄せられています。しかし、親子方式や民営化では教育としての学校給食ができなくなるのではないのでしょうか。中国産の冷凍ぎょうざのような冷凍加工食品は使わないで、地産地消、安心安全な手づくりを進めるためには市直営でやるべきではないのでしょうか。

前に文教厚生常任委員会で今年度舟形中学校に行ってみてまいりました。調理師が臨時ではありましたが、すべて町直営の職員でした。その結果、職員一体となって生徒が食べるときに最高においしくなるように調理の時間を細かく考えているそうです。また、機械切りではなくて、手切りにすべてしているそうです。そのためか、おいしいということで、全校で1日平均100グラムも残らない、おいしい給食となっているそうです。

民営化では調理師は短時間パートがふえて、手づくりの技術も手づくりの時間もとれなくなり、冷凍加工食品を使わざるを得なくなります。栄養士が民間会社の職員に直接指導することは偽装請負の違法な働き方とも言われています。直接指導することができなくなります。民間委託は人件費を限りなく下げられることです。民間会社の事務費も必要になります。調理師の人件費のつもりが、人件費は下げられます。長い目で見ていくと肝心の手づくりの安心安全なお

いしい給食が保障できなくなるのです。また、自校方式はつくり手と食べる側の顔が見えるし、学校ごとの行事に対応した食事がつくれます。教育としての給食を進めるためには自校方式でやることは必要ではないかと思います。中学校給食についてすべて親子方式でという教育委員会の方針のようですが、日新中学校は食数が多い学校なので、自校方式にすべきではないかと思います。舟形中学校で見てきたとおりのことなんですが、舟形中学校では調理師さんと子供たちがお互いに顔を毎日見て交流できる、すぐ反応がわかる関係でありました。そのために、子供たちが調理師さんたちを尊敬しています。また、行事食で学校の楽しさを実感させ、学校教育を盛り上げることがやはりあの舟形中学校では大事にされております。親子方式ではこのようになることがなにくいと思います。また、親子方式になって配食された方の学校の給食は、親である学校よりどんなに近くてもやはり冷めます。おいしくないです、比べればですけれども。教育としての学校給食は自校方式でやるべきではないのでしょうか。一度つくったら10年、15年は必ず続けられることです。一度体制をつくったらやめられないからこそ、親子方式とこだわらないでいただきたい。慎重に考えていただきたいと思うのです。

また、学校給食費についてですが、全額自治体負担にしている自治体があります。山口県和木町や北海道三笠市だそうです。この方針にも学んで、すべての子供に豊かな学校給食を保障する市であってほしい、そう願いますが、その点についての御見解を伺います。

三つ目の大きな質問として、人間らしく働くことのできる労働条件を確保する条項を公契約に定めていただきたいということです。

公共事業や公共サービスの委託事業で働く労働者の待遇は改善が必要ではないのでしょうか。指定管理者制度の導入や民間委託で、市直営か

ら民間へ管理が移されています。人件費が大幅に節約になっているとのこと。しかし、果たして働く労働者の人件費はこれでいいと言えるのでしょうか。児童館の保育士、わくわく新庄や市民文化会館の職員、雪の里情報館、斎場、スキー場、雪の里情報館はこれからのようですが、野球場、武道館などの管理職員の人件費、また業務委託で行われている図書館の司書の人件費など、こういった方々の人件費がもし自分だったらこの賃金で暮らせるか、安定して仕事を続けられるか、税金を払えるだろうか、子供を持って教育できるだろうかと考えていただきたいのです。最低でも時給1,000円以上、年収300万円以上は必要ではないでしょうか。専門職は、専門職の資格を得るにふさわしい教育を受けてきた方々です。市民の利益、人権を守る公共の仕事をするとき、その職員が不安定な生活では落ち着いて市民のために仕事に没頭できるのでしょうか。また、市で働く臨時職員の賃金の抜本的引き上げが必要ではないでしょうか。嘱託職員28人、この方は社会保険つきでも月13万1,500円、期末手当は0.8カ月、年収を計算してみますと168万円です。また、日々雇用の職員85人、標準時給769円、1日8時間、20日間働いたとして社会保険つきで手取り8万円くらいだそうです。年間手取り96万円です。議員や市長が市の臨時職員並みの時給の報酬になったら、今の仕事や生活が維持できるのでしょうか。人間らしく働くことのできる労働条件を確保する条項を公契約に定めていただきたい、このことをお願いして壇上からの質問を終わります。

(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは佐藤議員からの御質問にお答えさせていただきます。

近年、保育ニーズは多様化しており、それら

に対応するため、国においては平成12年、保育対策等促進事業実施要綱を定め、多様な保育サービスの整備と子育て支援の充実などの総合的な施策の展開を図ることとしました。これを受け、市におきましても公立保育所では延長保育や一時保育を実施し、民間立保育所ではそのほか休日保育を実施しております。また、病児保育や産休明け保育につきましては看護師等の配置や施設面の整備が必要となるため、現在は実施しておりませんが、その必要性については認識しているところであります。議員御指摘のこれらのサービスをやってもらうならば行政が責任を持って金を出すべきという点につきましては、さきに述べました国の実施要綱並びに県の補助要綱に基づき、民間立保育所に対し市から補助金を交付し、実施しております。

次に、保育所に入れない待機児童はいないかという御質問でございますが、このたび平成20年度の保育所入所募集を行い、1月に入所の決定を行ったところでありますが、平成20年度におきましては待機児童はおりません。

次に、非正規保育士をふやすことは問題ではないかというような御質問ですが、現在、各保育所における保育士の配置につきましては市職員と日々雇用職員がほぼ半々の状況になっておりますが、この保育士の雇用及び配置につきましても市の定員管理計画に基づき実施しているものであります。また、保育技術向上のための研修につきましては日々雇用職員も対象として実施しておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、保育所には年齢ごとの定員が定まっているがということで、規制緩和でパーセントの質問だと思いますが、保育所への入所につきましては平成10年の国の通知により緩和されたところでありますが、あくまでも市町村において待機の状況がある場合であり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則となっております。

本市におきましては、平成20年度の募集におきまして公立の場合はほぼ定内であり、一部民間立で入所希望が多くなったため、国の通知に基づき定員の115%ほどの入所決定を行ったところであります。また、年度途中におきましては原則としておおむね定員の125%の範囲内で定員を超えて保育の実施を行うことができることになりましたが、議員御指摘の人手不足は生じておりません。また、施設面におきましても国の基準に沿った形で運営されておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、保育所の民営化につきましては、ただ単に経費の削減を目的としたものではなく、多様化している保育ニーズに柔軟に、かつ迅速に対応することにあります。確かに以前は自治体や社会福祉法人でなければ保育所の運営はできませんでしたが、現在では民間企業においてもできることとなりました。しかしながら、保育所の運営は児童福祉法に基づき実施しなければなりません。このことを踏まえ、本市におきましても民営化に移行する際は児童の安全安心を第一に考え、市内で保育などの実績のある法人を対象として進めていきたいと考えております。

また、議員よりちびっこ園についての悲劇についての例が出されましたが、本市における認可外保育所につきましても、認可保育所の補完的役割を担っているということを考慮し、市独自の認証制度を実施するなど、今後も引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。

認定こども園の認定を受けた保育所につきましては、確かに利用者との直接契約となり、保育料についても施設において決定することとなりますが、法律上保育料の額は家計に与える影響を考慮して定めると規定されている点においては一般の保育所と同様となっております。この利用者負担の基本的な考え方を踏まえた上で施設に保育料設定の裁量を認めたものでありますので、この基本的な考え方から外れる不適切

な保育料につきましては市町村がその変更を命じることが可能となっております。

なお、ゼロ歳児から教育と保育を一体的に行うことを目的として平成18年10月よりスタートした認定こども園制度であります。本市におきましては現在のところ認定を受けた施設、また認定を受けようとしている施設はございません。市の保育所につきましても今のところ認定こども園に移行する考えはなく、児童福祉法に基づく自治体の責務としての保育を実施していきたいと考えております。

教育としての学校給食を進めるためには、教育長の方から答弁していただきます。

最後の人間らしく働くことができる労働条件というふうなことです。労働条件を確保する公契約に関する御質問でございますが、現在、国内企業はバブル崩壊後の景気低迷で総人件費の抑制と雇用の調整面として非正規社員をふやし、労働者の3人に1人が正社員でない状況となっております。国においては、所得格差の是正と雇用の安定化を図るために、昨年10月には最低賃金の例にない引き上げや平成20年4月1日施行のパートタイム労働法の改正など、非正規社員の待遇改善に力を入れ始めております。労働者保護についてはこれら法制度の整備により対応すべきであり、労働者の賃金等の労働条件を請負契約書等の条項に入れることはなじまないと考えておりますが、市が発注する公共事業につきましては、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や建設業法などの関係法令に基づき、請負業者の健全な発展を図るとともに、労働者の賃金や労働条件の確保が適切に行われるように、引き続き一層の法令遵守の徹底を図りたいと考えております。

次に、本市臨時職員の賃金の改善についてありますが、現在、非常勤職員の賃金等の労働条件全般につきましては山形県の最低賃金や諸制度の改正などを踏まえながら決定しており、

今後も同様に賃金を含めた労働環境の整備を進めたいと考えております。以上であります。

佐藤 博教育長 議長、佐藤 博。

平向岩雄副議長 教育長佐藤 博君。

(佐藤 博教育長登壇)

佐藤 博教育長 教育としての学校給食についての御質問ですけれども、最近の健康被害の報告が全国的に相次いでいる状況を心配され、中国産冷凍ぎょうざのような冷凍加工食品は使わないで、地産地消、安全安心な手づくりを進めるためには市直営でやるべきではないかという御質問だったわけですが、この件につきましてはマスコミ報道がされた直後に各小学校に問い合わせまして、該当する商品は使用していないというふうに確認しております。今後とも使用することのないよう的確な指導を行っていきたいと思っております。

当然のことですけれども、学校給食にあつては安全安心な給食の提供が基本でありまして、食材については可能な限り地元で生産される農産物を使用し、また調理に当たっても極力地場産品の特性を生かした手づくりによるおいしい給食を心がけているところであります。

なお、市直営でとの提案がありましたけれども、小学校給食については、現在、市職員の調理師20名と日々雇用の調理員10名の計30名で調理に当たっております。これが親子方式により中学校給食が導入されれば、調理業務に従事する職員だけでも10名から15名ほど増員する必要があると見込んでおります。このため、今後の調理員等の配置については、現在、市全体の定員管理計画との関係などを踏まえながら、市直営や業者へ一部委託する方法など、さまざまな方式を検討しておるところでございますけれども、いずれの方式であっても安全安心な給食の提供を最優先にした上で判断してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、自校方式をできる限り生かし、せめて

日新中は自校方式にすべきではないかという御質問でしたけれども、12月議会でも申し上げましたけれども、今後における学校給食のあり方については、自校方式やセンター方式などについてさまざまな視点から検討した結果、親子方式としたところであります。確かに日新中学校区については小学校と中学校の児童生徒数合わせると1,200名近くになります。調理業務や調理校となる日新小と受け入れ校の日新中とは約300メートルと近距離にあることから、搬送業務に要する時間も大きな障害にはなりませんし、また将来における生徒数の推移、さらに、新たに給食施設、設備を整備する事業費など考慮した結果、他の学区同様親子方式で十分可能というふうに考えております。

最後に、山口県和木町や北海道三笠市に学んで学校給食費を全額自治体負担にという要求でありますけれども、御存じのとおり、学校給食費に関しては学校給食法第6条で給食の実施に必要な施設、設備に要する経費並びに運営する経費は、設置者、すなわち自治体の負担、それ以外の経費、すなわち食材費は保護者負担とされております。また、参考例として紹介されました北海道三笠市の場合は、かつて炭鉱でにぎわい、全盛期には6万3,000人だった人口が1万2,000人まで減少し、高齢化率37%と若者が少なく、1年間に生まれる赤ちゃんは50人程度となったことから、少子化対策の一環として実施したということであり、あくまでも特別な事例というふうに考えております。したがって、新庄市においてはこれまでどおり学校給食法の規定にのっとり、食材費については保護者負担とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

2 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番(佐藤悦子議員) まず最初に、お答えありがとうございました。

まず、保育所のことについて質問しますが、現在、民間立の保育所でやっている延長保育が市の場合よりも10分長い、休日保育をやっている、あと一時保育、それから市の場合は8カ月以降の子供ですが、民間立では6カ月からの保育をやっているということでありました。こういった民間立独自でやっている保育に市はお金を出しているのでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 特別保育ということでございますが、先ほど市長が申し上げたように、国の要綱あるいは県の要綱に基づきまして補助金を交付しているということでございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） ということで、国の要綱に基づいて出しているということだと、特別に民間立がやっているのにはお金を今のところ出していない、国の基準のものは出しているけれども、それぞれやっているものについては出していないということなのかなと受け取りますが、そうでしょうか。

また、無認可保育所で病児保育や夜間保育などをやったださっているところがあります。同じ子供でありますので、こういうところにも行政として責任を持ってお金を出すべきではないかなと思いますが、どうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 先ほどの6カ月または8カ月、あるいは10分というようなお話ございましたが、先ほど申し上げましたように要綱に基づき交付しているという状況でございまして、10分とか、そういう時間に関しての補助についてはもう一度精査させます。

それから、認可外保育所に関してでございますが、現在10カ所ございまして、補助金をおあ

げしております。18年度においては1,181万2,000円ほどの補助金を交付しているということでございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 全体的な保育、無認可保育所全体への補助金はわかりましたが、無認可保育所の中でも、親の要望で病児保育、夜間保育をやっているところがあるんです。これは行政として全く、普通の保育所でなかなかこういうことをやってないということで、無認可保育所が引き受けてくれているんだなと思うんです。そういう意味で、本当は行政として保育所として体制をつくってやっていただきたいわけなんです、それをやらない中で無認可保育所が引き受けてくださっているところには独自にお金を出すべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 認可外保育所あるいは市独自の認証保育所という制度がございますが、年に1回あるいは2回、市長との懇談会をしております。その中でいろんな要望が出されますが、その懇談会の中では今議員がおっしゃったようなことはちょっと伺っておりませんでしたので、また懇談会あるいは個々の話し合いの中でそういう事例が出てきましたら検討させていただきたいと思います。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 真摯なお答えありがとうございます。よろしくお願いいたします。

民営化ということをやるときに、やはりお金は出さない、本当の民営化のねらいには行政がお金を出したくないというねらいがあるような気がします。市では国基準どおりの保育所の配置だそうですが、民営化はお金を出され

ないまま仕事だけふやされるのではないか、そういうことがあってはならないのではないかと
思います、そのことについてどうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 民営化の一つの目的が経費の節減ということは確かでございます。しかし、市長が最後に申しあげましたように、市町村は児童福祉法の……、法律を出して恐縮ですが、児童福祉法第24条に「市町村は保育に欠けるところがある場合において保護者から申し込みがあったときは保育所において保育しなければならない」という市町村の責務がございます。民間立保育所におきましても補助金を出しているわけでありますから、県あるいは市の指導監査を行っています。また、保育料についても市が徴収しているわけがございます。あるいは、事故の報告、子供さんですからぶつかってけがをすとかございますが、そういう報告についても一つ一つ我々が報告を求めています。それなりに市はきちんと責務を果たしているということでございますので、今後の民間への移行についても同じようにしてまいりたいと考えております。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） そういうふうにお金を出さないまま仕事だけふやされるということのないように見ていただきたい、そういう姿勢でいていただきたいと思います。

それから、次の質問ですが、保育士の総入れかえということが問題にならないかということです。北部保育所が21年度から民営化実施の予定になってきておりますが、保育士さんがすべて入れかわってしまうことはだれもが不安を感じることはないでしょうか。子供にとって保育所は起きているほとんどの時間を過ごす場所です。保育士さんは第二の親です。その人たちが

がみんないなくなってしまうのですから、たとえ新しいところの保育士がすばらしい人たちであつても子供の不安は大変なものがあると思います。その影響ははかり知れません。保護者にとっても子育てのよきパートナーである保育士さんが入れかわるというのは心細いものです、一部ではなくて全部になるわけですから。保護者や保育士の納得がいかないまま行政が性急な進め方をすれば悪影響は大きくなります。引き継ぎがうまくいかず事故が多発し、数カ月のうちに中心的な保育士が多数やめて大混乱に陥ったというところがあります。例として、株式会社ピジョンに民営化された東京都練馬区光ケ丘第8保育園です。保育士の総入れかえというのは問題ではないかと思うんですが、北部保育所を想定しているんですけれども、そのことについてどうお考えなのか御見解をお聞きます。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 保育士の重要性については同感でございます。他市の状況を見ますと、例えば山形市は公立が10で、私立が19とか、米沢市では公立が3、私立が13とか、先例はたくさんございます。本市におきましても1民間保育所がございますので、それらがございまして、今議員がおっしゃったようなことにはならないように気をつけてまいりたいと思います。ただ、総入れかえということについては大きな問題でございますので、例えば民間に移行した場合に予定されている保育士さんと何カ月か一緒にすとか、そういう手だてはございます。また、県外のいろんな先進地の事例等もございまして、そういう混乱がないように努力していきたいと、そういうふうに考えます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） お願いしたいと思えます。それから、乳幼児保育所は、19年度の保育

所入所時の零歳児では全体の43%が入っています。また、1歳児では28.5%、2歳児では26%の子供が入っています。乳幼児保育所は行政が責任を持って保育できるように年齢に応じた施設基準と保育士の体制が整備されているところです。それをなくし、ほかの保育所にこれだけの乳幼児をこれだけ充実した体制で受け入れできるのでしょうか。北部や南部保育所の施設を受け入れのために拡充できるのでしょうか。乳幼児保育所をなくすことは、今でも産休明けから保育所入所を希望している方を受け入れできないでいる状況なのに、3歳未満の保育所待機児童をふやすことになってしまうのではないかと、大変心配です。そのことについて御意見を願います。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 先日の全協でもお話し申し上げましたが、まず北部と、次に南部、乳幼児というふうな順序で考えております。何年か前には南部と乳幼児の合築という考え方もございましたが、今の財政的な状況では難しいだろうということを申し上げました。一つの手だてとして乳幼児保育所の乳児をほかの保育所に分散して保育できないかということを検討しているということを申し上げました。もしそういう形になれば当然スペースが必要ですので、増築あるいは保育士の手当てとか当然必要になってまいります。これはまた法律で恐縮ですが、最低基準がございますので、面積あるいは保育所の数等につきましても最低基準をクリアして支障のないようにということを考えております。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） なぜ乳幼児保育所かということでは、乳幼児保育所というのは乳児ということで寝ている時間が多いという特質を持っていて、それだけ静かな環境で、なるべく置

かせたいというのがあるような気がします。だからほかの保育所に比べて人数を少なく抑えているんだと思います。そういうことを考えたときに、乳幼児保育所のよさというか、活動量の多い上の子が少ないという、そんなところもあるような気がしまして、私は乳幼児保育所は乳幼児保育所として重要な位置づけがあるような気がするんですが、どうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 今お話しされたことはそのとおりでございまして、当然これは3歳以上児と、そういう乳児のお子さん方はきちっと分けなければならないと、そういうふうに考えています。したがって、ほかの保育所に分散するという事になった場合には増築等が必要になってまいります。今懸念されたことも十分に配慮していきたいというふうに考えます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 障がい児保育についてですが、公立保育所で今行っていると聞いています。市の持ち出しになって、1人の子供に保育士1人をつけているとのこと。これは公立だからこそできることであります。すべての子供の教育に責任を持つ施策だと思います。そして、この担当は1人の先生ですけれども、障がい児を含めた全体の保育の連携の中で障がい児の保育も保障されていると思います。その保育所で何十年も行ってきた保育内容を引き継ぐのは簡単ではないと思います。保育というのは、保育士の体の中にしみ込んで、チームワークの中でつくり上げたものが大きいと思います。マニュアル化すればいいというものではないと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 議長、矢口 孝。

平向岩雄副議長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 障がい児保育については、

障がい児だというふうに認定されれば保育士の加配ということを行っております。これは市立あるいは民間立でも同じでございます、考え方は同じでございます。以上です。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） ぜひ障がい児が排除されることのないように特別の手だてを続けていただきたいと思います。

次に、教育としての給食についてですが、給食の未納の世帯についてなんです。当市はわずかのようです。未納世帯への学校の対応もお聞きしておりますが、大変なようです。就学援助で対応すると前に教育長がおっしゃっておられましたが、就学援助を教育費全額に見合うように拡充する措置を講じて保護者の負担を軽くしてやれば学校の方も対応が楽になるのではないと思うんですが、いかがでしょうか。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄副議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 議員の今の御質問ですが、準要保護の認定には慎重に対応しております。中には就学援助を勧めても自分からなかなか申請してこられない保護者もおられます。給食未納の家庭と就学援助の家庭というのは一致しない場合も結構ございまして、就学援助している家庭ではほとんど給食については未納の事例はないと考えております。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 就学援助に対する見方というか、よく親の方が理解できてないのかもしれないので、ぜひ丁寧に御指導をお願いしたいものだと思います。

それから、3 番目の大きな質問のところで、指定管理者制度の契約に人間らしく働ける人件費を書き込んで、罰則も規定していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

武田一夫総務課長 議長、武田一夫。

平向岩雄副議長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 先ほど市長の答弁にもありましたように、その契約の中に盛り込むというのはなじまないというようなことで、その他の手法でその問題については対応してまいりたいと考えてございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 働いている人たちの仕事は公の仕事です。公の人たちが、仕事をする人たちが生活できる権利を保障するということを考えていただきたいと思いますということで、終わります。

平向岩雄副議長 ただいまから 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、午後より小関 淳君が欠席となります。

遠藤敏信議員の質問

平向岩雄副議長 次に、遠藤敏信君。

（6 番遠藤敏信議員登壇）（拍手）

6 番（遠藤敏信議員） 一般質問最後、たいまつ'07の遠藤敏信でございます。よろしくおつき合いをお願いします。

まず、今年度をもって御退職される方々に謝意をあらわすものであります。長い間御苦労さまでございました。今後の御健勝をお祈りいたします。

初めに、本市における行財政改革について質問いたします。行政改革については、新庄市で

は古くから庁舎内でそれぞれの部署において時代の流れに促される形で業務の円滑化、効率化を図るために実施してきた経緯があると聞き及んでいます。平成6年、当時の自治省により地方行革大綱策定指針が示され、また平成7年、地方分権推進法の制定を受けてからは市民参加型の市民の代表で構成される行政改革推進委員会が設置されてきました。以来5年から3年のスパンで、時代、社会の変化に対応した簡素で効率的な市政を推進するために、一つ、事務事業の見直し、二つ、時代に即応した組織機構の見直し、三つ、定員管理及び職員給与適正化の推進、四つ、効果的な行政運営と職員能力開発の推進、五つ、行政の情報化推進による行政サービスの向上、六つ、公共施設の設置及び管理運営、七つ、市議会、公営企業のあり方、広域行政の改革などの項目を市民の立場、市民の目から見たことを基本に、行政のあり方に提言を行ってこられました。これらを受けて行革の大綱がつくられ、そして公表もされ、改善・改革が進められてきたところであります。

しかし、平成5年ごろから経常収支比率が悪化し、行政改革を10年以上も継続し続ける中で財政状況の悪化が浮き彫りになりました。平成11年度の一般会計予算200億超をピークにした公共的建造物のツケが影響し、経常収支比率90%台後半という高さに加え、公債費比率が異常に膨らみ、財政状況の悪化が顕著となり、平成16年度を起点とする5カ年間の財政再建計画を策定し、現在、財政の立て直しを図っている真ただ中であります。行政改革イコール財政改革、財政改革イコール行政改革、不可分な状態であります。計画に基づいて事務事業の大幅な見直しを初め改善のメスが入れています。

山尾市長においては、新庄市行政のトップに就任し、約半年経過しました。行財政改革大綱に基づき、実施計画案も策定されました。粛々と再建目標に向かわなければならないわけです。

が、改革を進める上でこれだけは特に実施しなければならないというポイント、新たな視点、発想等をお聞かせください。

また、昨年の選挙で市民が新しい新庄市長に期待するのは、大きな路線の変更ができない中で、いわゆる従来型のペースで進むよりも早く、また物によっては目に見える形で変わったことを実感することが必要だと思うのです。まずは安心感を持たれることが大事かと思います。新市長になって行財政改革のテンポは速まっていますか。速まりますか、伺います。

行革の効率性では「スリム化」あるいは「スクラップ・アンド・ビルド」という言葉がよく使われます。市長の20年度の施政方針でもスリムで機能的な組織づくりということをうたっています。行政がやらなければならないもの、さらに事業縮小するもの、指定管理者制度の活用を図るもの、市民の力をかりた協働事業にするものというぐあいに、選択と集中が図られようとしています。一方で、スリム化の推進は同時に職員の資質向上を求める側面もあります。きのう来、職員研修制度の充実を求める質問がありました。以前から言われ続けてきたことです。とても大事なことからです。

市役所職員の市民への対応、いわゆる接遇について、市民の方々から寄せられた声を伝えたいと思います。近年、対応が非常によくなったという印象を持っているとのことです。玄関の受付窓口で職員が交代で詰めるというシステムもそれはそれでアイデアだなということです。ですが、ここでの印象に微妙な差が出てきます。多くは温かいまなざしで迎えて「おはようさん」とか「こんにちは」とあいさつを交わし、お客様として対応されています。しかし、一方、市役所内の各課の応対窓口の中にはたまにそうでない方もおられると。接する態度が横柄だったり、愛想がよくない、迷惑そうな顔をする職員も見えるということです。それが職員全体の

印象につながってよいはずがありません。願わくは、入ってくる市民には「いらっしゃいませ」、帰途につく市民には「ありがとうございました」と言ってもらえないか、このことを伝えてほしいということでもあります。こういうことは押しつけていいものでは決してありません。職員研修といえば、技術、知識の習得にとどまらず、接客の改善、心構えをそれぞれがきちっと自覚してほしいということでもあります。これについての考えをお聞かせください。

また、きのうの一般質問の際、市長が答弁の中で議員の行政視察に職員が同行することも検討したいとありましたが、職員研修の一環として、求めに応じてぜひ復活をお願いしたいと思います。

次に、雪の里情報館についてであります。雪の里情報館の設置及び管理に関する条例の第1条では「この条例は雪害救済運動の発祥の地として果たしてきた業績を長く未来に伝えるとともに、雪及び雪国文化に関する学習、研究または他地域の交流などを積極的に進め、雪との共生を図りながら雪のふるさとづくりを推進するため、雪の里情報館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする」とあります。新年度から指定管理者制度の活用により指定管理に移行する雪の里情報館は、雪国文化の情報がたくさん詰まった全国屈指の建物で、中身もある新庄市の誇れるものの一つだと思います。もともと「TVタックル」ではゆめりあとともに反面教師の一つとして映像化されておりました。私も個人的には、本当はあれほど立派な箱にしないで、運営の充実を図った方がよかったのではないかという思いもあります。

さて、以前にも一般質問を行いました。もとは雪の代議士と言われた故松岡俊三が心血を注ぎ、国会で雪害救済を訴え、また新庄最上の若者たちが雪害を克服し、貧困から産業を興そうと思いを膨らませた結果、国が雪害調査研究

所として設置し、全国の雪国の特に雪の害から人々を守るために建造されたものです。現在、保存のために一部残されております。書庫には膨大かつ貴重な資料があり、今でも関係者が来館したり、問い合わせがあるとのことでもあります。そこで、指定管理者に管理が移行された場合、施設の管理はよしとして、これまで全国の関係者や機関からの問い合わせ、新庄から発信された情報などあるわけですが、新しく管理運営を行う方にどんなことに注意を配るよう指導されているのかお伺いをいたします。また、私は必ずしも現在の運営が好ましいと思っているものではないということを申し添えておきます。

また、ボランティアガイドさんがおられますが、指定管理者制度に移った場合でも、その方たちのほかに資料や蔵書など知的情報の提供、いわゆる説明や解説が可能な人の配置を求めたいのですが、そのことを求めるのは無理なのではないでしょうかお伺いいたします。学術的な面で専門的な知識を持った方が求めに応じて来られたり、あるいは常駐できればいいのではないかと考えております。総引き揚げでボランティアさん方だけの対応になってしまえばお手上げの状態になるのではないのでしょうか。

3番目に、農業政策についてお伺いします。昨年来の国の農業、米政策の失敗によって水田農業は過剰生産状態になっており、混沌としています。国と県による新庄市への配分、平成20年度の生産数量目標率が平成19年度の68.5%から2.1%下がり64.4%となりました。それに伴い新たに加算された転作面積増加分に対する助成措置が講じられたとの非常に誤解を招く案内が全農家に届けられました。国の指針とはいえ、このことについて改めてわかりやすい説明をお願いいたします。また、2月29日が申請締切日でしたが、農林課窓口に来られた農家の様子、反応はどうだったのかについてもお尋ねいたします。以上、壇上からの質問を終わります。

(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 今般の一般質問最後の遠藤議員の質問にお答えさせていただきます。

行財政改革の流れを最初に申し添えていただいたわけでありすけれども、新庄市の行財政改革は、必要な行政サービスを市民に安定して提供するために、事務事業の見直しや財政の再建を初めとした行財政改革の課題に対し着実な推進と実績を残してきております。このたび策定いたします行財政改革大綱は、現在の取り組みに加え、地方分権や市町村合併の対応を緊急に取り組むべき新たな課題として位置づけております。平成18年7月に閣議決定された「骨太の方針2006」では、地方分権に向けて国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与、国庫補助金の廃止、縮小などを図るとされております。この地方分権改革の流れに対応し、受け皿となるべき行政主体の整備に関し、市町村合併も検討すべき選択肢の一つとしながら、地域の自主性、自立性を高め、新時代にふさわしい自治体のあり方を検討してまいります。また、今以上に市民に密着した行政改革を進めることも大きな課題であります。市民協働につきましても、地域づくり対策などの新たな展開を図るとともに、人材育成方針の策定や職員地域担当制の活用を図りながら職員の意識改革を進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現したいと考えております。

続きまして、財政再建の進捗に関する御質問についてであります。市民に対する安心感をどう与えるのかというようなことが大筋の意味合いなのかなと思います。財政再建計画は5カ年を計画期間とし、16年7月に策定されました。11年度の新幹線延伸対策事業などによる累増する公債費対策と三位一体改革による財源減少傾

向にどう対応するかについて激論を交わしながら策定したものであります。財政再建に向けた具体的方針として、人件費の抑制、市債残高の抑制、遊休市有地の活用などの項目を上げ、確実に実施してまいりましたが、今後とも手綱を緩めることなくしっかりとやり遂げていきたいと考えております。

行政サービスの質を極力落とさないで、この厳しい状況を乗り切るためには、計画のとおり人件費や公債費などの義務的経費の削減が大前提であります。そのためには私が率先して行動する必要があるとの考えから、私自身の給料をカットしたものであります。計画策定以来、決算と照らし合わせながら効果を測定しておりますが、計画どおり、あるいはそれ以上に効果があらわれていると言えます。いずれにしましても、20年度が計画最終年度となっておりますので、5カ年の成果をしっかりと評価し、次につなげていく予定でございます。歳出の削減に主眼が置かれているのは計画の目的からしてやむを得ませんが、財政状況を好転させるには経済を活性化させながら収入増に結びつける方策もあわせて考えることも重要でございます。企業誘致、商店街の活性化、農業の振興など、人材を含めた市の資源を有効活用し、まちの活力が歳入を生み出すという観点に主眼を据え、1年でも早い財政再建に向け、多方面から努力をしてまいりたいと思っております。

市職員の市民への対応、いわゆる接遇のあり方についてという御質問ですが、行政は今、行政主導の一方的な市民サービスの提供から、市民が何を求めているかに耳を傾けた市民を主体とした顧客志向の経営へ変革することが求められております。また、協働のまちづくりを実践するためにもお役所仕事から顧客志向への基本姿勢の転換を図り、今以上に市民から信頼感を得ることが重要不可欠であります。そうしたことから、常に市民の立場、目線で応対すること

が市民と行政のパートナーシップを築く基本と考え、毎日の仕事の中でお客様への対応を行政改革の大事な取り組みとし、毎年「さわやか運動」などを実施しております。こうした運動の取り組みの中で、市民の皆様から「市役所は変わった」ということを認識していただくために、あいさつなどを重点とし、市民の皆様と出会ったときには、ただ頭を下げて言葉を出さないのではなく、職員みずから率先して笑顔で市民の方と接するように指導しております。結果、さまざまな意見はございますが、多くの市民の皆さんから職員のあいさつや対応などが親切になったというお褒めの言葉もいただいております。接遇は個人だけの問題ではなく、1人の接遇態度が課全体、市役所全体、市のイメージにつながります。そのためには職員同士がお互いに注意し合う、よい環境を目指しながら市民の信頼を獲得し、協働のまちづくりを進めていきたいと思っております。

また、先ほど提案ありました、すべての職員に「いらっしやいませ」「ありがとうございました」というような言葉がけもあるわけですが、市役所を訪れる市民の皆様はさまざまな状況で来られるということもございます。不幸な場면을背負って来られた方に対して「いらっしやいませ」というような場合には「どういう意味だ」というような意を返される場合もあります。また、帰りに「ありがとうございました」と、「この不幸をありがとうと言うのか」といったようなこともございます。相手が市役所を訪れる、そうした対応をいち早く察知する、どんな目的で来られているのかということを一ち早く洞察する力も大変必要なのかなと思っています。そうしたことについても今後職員との話し合いなど進めながら、接遇の向上を図ってまいりたいと思います。

雪の里情報館の運営についてですが、雪国救済運動の発祥地としてということで、松岡俊三

代議員が国会での演説を通して雪国を救済しよう、そしてその業績を後世に伝えようというのが大きな目的であったわけです。その流れの中で雪の里情報館が設置されたわけですが、当時、大きな目的といたしましては、雪の里情報館、もともとは積雪山村資料館になるわけですが、新庄最上の所得の向上という大きな目的もあったのではないかと私は思っております。当時あの建物が昭和8年、9年前後に建てられ、食品研究所が国の機関として設置され、その後昭和10年には蚕糸試験場が誘致されるというような状況、新庄最上全体の所得をどう上げるかということの目的が陰にはあったと思っております。ただ単に研修をすると、あるいは設置をし、しのぶということだけではなく、その設置当時の目的を今の政策の中にも生かしながら十分所得向上等も考えていかなければならないと。ただ単にあの施設を守っていくということのみではないというようなことも思っております。文化に関する学習、研究、交流を進めながら雪のふるさとづくりを推進するという設置目的もあります。本年4月1日の指定管理者制度への移行に向け、雪に関する情報収集や雪国文化の伝承、他地域との交流活動を積極的に行い、自主事業を展開することや、ライブラリー、ギャラリー等の施設機能の有効活用を図るよう進めております。また、管理上は利用者の安全を第一に、施設の災害対応、設備点検、諸修繕等の迅速な執行や個人情報の保護、使用料の管理には十分注意するよう指導してまいりたいと思います。

次に、学術的情報提供可能な人材の配置につきましては、これまでも学術経験の豊富な大友義助先生を名誉館長として委嘱させていただいておりますが、4月以降も引き続き御指導いただく旨を了承していただいております。何とぞ御理解くださるようお願いいたします。

また、現在ボランティアガイド5名ほどいら

っしゃるわけですが、雪の里情報館の機能を充実させるためにはガイドボランティアや教育ボランティアの育成事業を実施しております。そのほか防災科学技術研究所新庄支所長を含め4名の研究員による雪国総合研究所事業として調査研究や雪国セミナーを年5回開催し、雪国情報の提供を行っております。これらは今後も継続して推進してまいります予定でございます。

最後に、雪の里情報館の図書の一部が図書館に移るということにつきましては、現在そのような考えはございません。ちなみに、雪の里情報館の図書資料、雪に関する書籍や、雪調が調査収集した資料約4万5,000点を収蔵しております。

最後に、新年度の水田転作面積拡大増配分についてというようなことで、今回の地域水田農業活性化緊急対策での農林課を訪問された農業者の反応ですが、生産調整達成者にとっては拡大分は微々たる面積であり、先がどうなるかわからない現状の農政では参加できないと冷やかに答える方もおるのも現状であります。何年も生産調整に協力しているのに緊急一時金の対策ではメリットが少なく、達成者にはもっと手厚い対策を要望する声などがあるのを承知しております。しかしながら、生産調整を達成しないことには地域づくり交付金が受けられないことから、拡大分といたしましても交付金が出るのであればということで契約手続をしている方が多いということを担当課から聞いております。

そのほか詳しい内容については農林課長の方から答弁をさせます。よろしく申し上げます。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄副議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 ただいまの20年産米の生産目標の数量をまず最初に御説明申し上げます。昨年暮れに県より市町村別の生産目標数量が公表されました。その中で庄内町を除く34市町村が19年産の目標値を下回っております。それで

一段の生産調整が求められたというふうなことでございます。それで、過剰作付のペナルティーとして農水省から本県に課せられました数量が1,449トンの削減でございます。そのうち、この前も新聞で公表されましたけれども、13市町が実際に過剰作付があったというふうに申告されまして、初めてペナルティーとして417トンを削減、残り1,000トンの32トンは19年産と同様に生産目標の数量の割合に応じて案分し、市町村に割り当てられております。その結果、20年産については新庄市は目標数量1万8,330トンでございます。そのうちペナルティーが117トン、新庄市でございます。面積換算としましては約20ヘクタール。そのうち過剰作付分としては67トンということで、そのペナルティー分の117トンを差し引いた数量が先ほど申し上げました1万8,330トンでございます。

それで、今回、国の方で、政府の方で地方キャラバンということで、いわゆる生産者の直接の意見をお聞きして、いろんな農政対策、緊急対策としていろんな対策を講じた結果が2月6日の地域水田農業活性化緊急対策ということで打ち出されております。それで、国会の中で2月6日に緊急一時金として、いわゆる踏切料といえますか、それに500億円が追加補正というふうにされております。その中で、内容を申し上げますと、生産調整の拡大分を今後5年間契約することが条件になっております。先ほど申し上げました目標数量が、19年度では転作率が31.5%、20年では33.6%、いわゆる2.1%分の拡大について今後5年間契約される方に対して一時金として1反歩当たり5万円、それから未達成者、今まで参加されてない方については5年間契約して1反歩当たり3万円というようなことになっております。

それから、非主食用の対応については、生産技術確立試験契約ということで、いわゆるコスト生産技術、いわゆる多種品種、いわゆる飼料

等の関係でございますけれども、それについては1反歩当たり3年間で5万円というふうな契約の内容でございます。

2月末現在の状況を申し上げます。それで、長期の生産調整、いわゆる生産調整を実施されている、協力されている方が19年では1,261人のうち136人、6件の契約が既に終わっております。それから、今まで生産調整に参加されていない方については469人の中で5件契約しております。それから、先ほどの非主食用米の低コスト、これは3年間契約の1反歩5万円の件でございますが、これが6件でございます。2月末までで147件でございます。400件ほどいろいろ問い合わせとかございましたけれども、それについてはまだ先が、やはり今後5年間の中でいろんな生産調整の転作率がまだはっきりしない中で契約ということはしなくても、契約しなくても達成するからというふうな意見もございました。

なお、3月4日から、7ブロックで生産調整の達成について今いろんな農協と一緒に説明会を開いております、それを14日までということで、何とか生産調整の達成に向けて今後進めてまいりたいと思います。

それで、なお両農協についても個別に対応するというようなことで聞いておりますので、とにかく達成に向けて努力してまいりたいところです。以上でございます。

6 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

6 番（遠藤敏信議員） どうもありがとうございます。4年前の3月に財政再建が始まって間もないころ、義務的経費の節減というふうなことで人件費削減というふうなことを打ち出されたときに、一般質問で私がやったものがたまたまきのう写真を探したときに出てきたんですけれども、こんなことが書いてありましたので紹介します。きのうの一般質問や何かで、職員給

与が下がれば、それこそやる気、士気が下がるというふうなことが言われておりましたけれども、それは確かにそうかと思います。しかし、今みんなが困っていると。そういう中では、そこは市役所職員の皆さんにも耐えてもらわなければならないのではないのかという観点から言っていました。ちょっと読ませてください。

「人件費の削減についてですが、それは困る、困るという意見が出されます。困るのは当たり前だべと言いたい。よく職員給与の削減は職員の働く意欲を減退させるのではと議論の中で言われました。この事態でそういう意識が職員に芽生えたら困ります。もしそこでやけを起こす職員がいたら、それこそ研修をし直して意識改革をしてもらいたい。市長を初めとする幹部職員の方々にはきちんとした指針を示してもらいたいと思います。嘱託や臨時の人は長く勤めた方でも仕事がよくできた方でも今回整理された方たちがたくさんいます。そのことを忘れてはいけません。職員の方々はこの厳しい状況下、公務員の職に安住することなく、市民のために新庄市で働くことの意識を高め、働きの質を高めていってほしいと思います」というふうなことを私が言っておりました。

それはともかく、行政改革というか、そういうふうなことの長い経過があるわけですが、たまたま見てみますと、最初のころは作業効率とか、そういうものに目が行って、見通しの甘さがあったのではないのかというふうなことを感じました。というのは、今、人口が4万人から3万人台に入ろうという寸前のところにいるわけですが、当時はまだそういう中で5万人規模のまちにしたいという期待感があった。そういうふうなものが節々に見えたんです。

それはさておき、職員の行政視察に求めに応じて同行していただきたいというふうなことについては、きのう市長から検討する旨の発言があったわけですが、その辺についてお尋

ねしたいと思います。

実は、2月22、23日に宇都宮に隣接する高根沢町と芳賀町というところに産業建設常任委員会で行ってきました。ともに競い合って循環型社会を構築するというふうなことで、高根沢町では町長を先頭にやっていると、芳賀町においては町のコンセプトが「環の町」ということで、合併の破綻以来、双方競い合って環境のまちづくりをしているというふうなことでしたけれども、芳賀町の企画課長という方が山尾市長と職員研修で、たしか滋賀県だとか言っていましたけれども、一緒になったと。以来、交友関係を続けているというふうなことで、面会していただいたんですけれども。我々を迎えてくださったそれぞれの町の担当課の課長初め担当職員、議会事務局、議長さん、担当常任委員長の方までいましたけれども、町に誇りを持って生き生きと語るわけですね。そういうふうなことがあったもんで、ぜひそういうふうなことを職員研修の一環として、求めに応じてですよ、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄副議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 職員研修は大変重要なことだと思っています。今の状況の中で、財政再建ということを優先的にやってきた中でも職員研修は重要だろうという議員の皆さんの御指摘は重々に察知しております。そうした意味で、以前は議会の皆様方の要望に応じて職員が同行し、同じ目線で確かに学んできたことがあったというふうに思っております。その際もやはり職員がほかの行政体の職員の対応を見るということも大変大きな研修であるということがわかります。以前、何らかの会派が委員会だったと思いますが、研修に行ってきた報告書を読ませていただきました。静岡県掛川市役所だったと思います。やはりその職員の皆さんが市長の言うことに対してすべて誇りを持って行政視察等に対

応すると。あれは何なんだというようなことがあったと思います。そうした意味で、私も職員にはできる限りそういった研修、また同じ目線で物事を考えていただける議員の皆さん、また全国にそうした仲間ができることによって自分のまちのまちづくりに対する姿勢も変わってくるのではないかとというふうな、本当に大切なことだと思っております。平成20年は大変厳しい状況ですが、一気にとはいかなくとも、やはり平成21年度等からもし議員の皆さんの求めによって同行する機会があれば、そうした研修もぜひ検討してまいりたいと思います。

6 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

6 番（遠藤敏信議員） 雪の里情報館ですけれども、大友義助先生をあそこに精通した方として来ていただくというふうなことでございますけれども、老いてますます元気というふうなことで、元気なうちは来ていただくことも結構でございますけれども、それとは別に若い方などで対応を考えられたらいいかというふうなことがあります。

昨年の6月下旬、土田真紀という元三重県立博物館の学芸員の方が来られたんだそうで、「さまよえる工芸」という、このような大冊の本を出されまして、たしか去年の9月あたり山新の評でも取り上げられておりました。つまり「さまよえる工芸」という本を著したくらいですから、柳宗悦というか、このことについての図書資料を閲覧したいというふうなことで伺ったのだそうですが、館長に展示室を案内はしてもらったんですけれども、図書室というか、資料庫は見せていただけなかったと。館長が都合でいなくなったとか、そういうふうなことで、その後の連絡がうまくつかなかったということもあったらしいんですけれども、そういうことがあったと。わざわざ奈良県から来られたということで、目的を果たせなかったというこ

となんですけれども、こういうことについては
どういうふうにお考えでしょうか。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

平向岩雄副議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 ただいまの話をお伺いして、非常に私自身としては残念に感じました。大変申しわけないことをしたなというふうに思っております。雪の里情報館につきましては設置目的がきちっとしているわけでございます。その中で、さまざまな調査、研究をなされている方や関心を示している方が事前にアポのある方もおりますし、急に来られるお客さんもいるというふうなことで、専門的な学芸員がいないもんですから、先ほど市長の方から答弁ありましたとおり、歴史民俗では県内唯一の知識者大友先生は本市で有しているというふうなことでお願いしていた経過もございます。また、指定管理に移行しても大友先生の方からは了解を得ております。大体非常勤なんですけれども、あそこのライブラリー、その場所で先生はほとんど執筆したり本を読んでいらっしゃるんですけど、お客さんのときには対応していただけるというふうなことを考えておったものですから、指定管理移行後もそういうふうな体制をぜひ続けていただけないかというふうなことでお願いしたところ、先生の方もやりましょうというふうな話をいただいたところです。確かに常時いらっしゃるというわけではないものですから、そういう有事の際というか、そういうふうな急なお客さんが来客したときの対応が一番大きいこれからの課題になるのかなというふうに考えております。ただ、こちらの方の新庄の雪の里情報館には、遠藤議員御承知のとおり、雪国総合研究所というふうなことで専門の知識を有している方、例えば防災センターの佐藤支所長なり、それから東北芸工大の沼野先生とかいらっしゃいます。当然大友先生も入っていらっしゃるんですけれども、あと県立病院の中嶋先生あたり

も加盟していただいています。そういういろんな方のお力をおかりして対応するというふうなことで、今、三重県からおいでになった土田さんですか、御期待に添えなかったということについてはおわびを申し上げます。極力そういうことがないようにこれから指定管理の方とも話を進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

6 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

6 番（遠藤敏信議員） 指定管理者制度に移行して管理運営が指定された方に移った場合、市側として差し出がましいことをなかなか言えなくなるべというふうなことを考えて、そういうふうなことがあるんだというふうなことを理解していただきたいと。ずっと来るわけでねべげっとね、というふうなことを思います。

新庄市の手から管理が移るというふうなことで、もう一つ、あそこのことについて言わせていただきます。雪の里情報館が新しく建つ前、あそこは農林省の積雪地方農山村研究資料館と言ったんですね。雪害の流れで名前が改称されて農林省から出向された方々がずっといたということなんです、玄関から入って行って、左側に研修室というものがあつたんです。そこには木田文庫というものがあつたんです。その東側の壁に畳3畳分ほどの、もっと大きいかな、絵があつたのです、水彩画。大貫鉄心という方の作です。大貫鉄心というふうなものをインターネットで調べると56万円とかという値段がついている絵というか、出でんだっけね、何かいたかわからないけど。その絵の所在を伺いたい。写真あるはずだけど、探しっぱぐれました。どういう絵かという、川があつて、山があつて、雪山なんです、雪山、葉の落ちた木がぱつとっぱいあると。瀬見を描いたものらしいと、瀬見。しまっておくのはもったいないんでないかなということ、ここ出身の人でないけれども、

栃木あたりの人らしいけれども、何のいわれか、あそこにあったんです。どこにあるかわかればお願いします。

大江雅夫生涯学習課長 議長、大江雅夫。

平向岩雄副議長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 大貫鉄心作の大作ですか、瀬見の絵というふうなことなんですけれども、現在、雪の里情報館内、それから併設しています展示棟あるんですけれども、そちらには掲示している痕跡は今まで一度もございません。恐らく今言われましたとおり、積雪地方農山村研究資料館、いわゆる前の図書館別館なんですけれども、あそこから平成9年に雪の里情報館ができて、引き継いでいる最中に掲示ができなかったのかなというふうなことだと思います。現在その作品についてはちょっと所在が確認とれませんので、早急に所在確認調査を行って、その結果を御報告申し上げたいというふうなことで御了承していただきたいと思います。

ちなみに、この大貫鉄心さんという方は出身が栃木県だそうです。そういうふうな関係で議員の方にお話あったのかなと思います。

以上です。

6 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

平向岩雄副議長 遠藤敏信君。

6 番（遠藤敏信議員） よろしくをお願いします。

あと、農林課訪問の結果です。生産調整達成者1,261人中136人というふうな数字、約1割ちょっと。やはり歓迎されざる小手先の政策というふうなことになりますね。もう一回確認します。66.4%の生産調整目標というのは、従来の転作面積に換算すると33.6%、3分の1強、それに伴い拡大した部分について転作達成者には向こう5年間、転作を条件に10アール5万円を支給するというものですね。これを認定農業者の基準となる4町歩の農家にすると4万……、5年間減反しますよといって4万2,000円来るという政策です。以上です。

平向岩雄副議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

平向岩雄副議長 あす8日から18日まで本会議を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、8日から18日までの本会議を休会とし、19日水曜日午前10時より再開いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時51分 散会

平成20年3月定例会会議録（第4号）

平成20年3月19日 水曜日 午前10時00分開議
議長 中川正和 副議長 平向岩雄

出席議員（19名）

1番	奥山省三	議員	2番	佐藤悦子	議員
3番	斎藤義昭	議員	4番	小野周一	議員
5番	小関	淳	6番	遠藤敏信	議員
8番	沼澤恵一	議員	9番	清水清秋	議員
10番	小嶋富弥	議員	11番	渡部平八	議員
12番	今田雄三	議員	13番	金	利寛
14番	新田道尋	議員	15番	平向岩雄	議員
16番	森儀一	議員	17番	山口吉	静
18番	亀井信夫	議員	19番	星川	豊
20番	下山准一	議員			

欠席議員（1名）

7番 中川正和 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	総務課長	武田一夫
政策経営課長	坂本孝一郎	税務課長	田口五郎
市民課長	柿崎卓美	環境課長	五十嵐正臣
健康課長	星川基	農林課長	五十嵐祐一
商工観光課長	黒坂光悦	都市整備課長	中部力
下水道課長	佐藤新一	会計管理 兼会計課長	矢口喜一郎
福祉事務所長	矢口孝	神室莊長	叶内利昭
水道課長	高橋敦	教育委員長	伊藤輝昭
教育長	佐藤博	教育次長	大場和正
学校教育課長	山川義隆	生涯学習課長	大江雅夫
生涯スポーツ課長	清水幹也	選挙管理委員会 委員長職務代理	加藤義勝

選挙管理委員会 小野正一

監査委員 國分政嗣

監査委員 奥山栄

農業委員会 柏倉政

事務局出席者職氏名

局長	鈴木吉郎	総務主査	野崎勉
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

議事日程（第4号）

平成20年3月19日 水曜日 午前10時00分開議

（予算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第29号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第30号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第31号平成20年度新庄市老人保健事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第32号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第33号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第34号平成20年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第35号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第36号平成20年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算

（総務常任委員長報告）

- 日程第11 議案第5号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第8号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の設定について
- 日程第16 議案第18号山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- 日程第17 議案第19号山形県自治会館管理組合理約の一部変更について

（文教厚生常任委員長報告）

- 日程第 18 議案第 10 号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 11 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 12 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 13 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 14 号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 15 号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 20 号山形県消防補償等組合規約の一部変更について

(産業建設常任委員長報告)

- 日程第 25 議案第 16 号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 17 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 27 議案第 38 号平成 19 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 28 議会案第 4 号農業委員会の必置規制の堅持を求める意見書の提出について
- 日程第 29 閉会中の継続調査申し出について

開 議

平向岩雄副議長 ただいまの出席議員は19名、欠席通告者は中川正和君の1名であります。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

予算特別委員長報告

平向岩雄副議長 日程第1 議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算から日程第10議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長小野周一君。

（小野周一予算特別委員長登壇）

小野周一予算特別委員長 おはようございます。

これより予算特別委員長の報告を行います。

予算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、簡単に報告を申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算から議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算までの新年度予算計10件であります。この審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

審査につきましては、3月12日、13日、14日の3日間、当議場において会議を開き、慎重に審査を行ったところであります。

まず初めに、議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算は、特に各委員より数多くの質疑が

あり、活発な論議が交わされました。討論の折、佐藤悦子委員より反対討論があり、また森 儀一委員より賛成討論がありました。採決の結果、議案第28号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第33号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第35号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算の4件は、それぞれ質疑を行い、討論はなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計予算及び議案第36号平成20年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算の2件は、質疑を行い、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第31号平成20年度新庄市老人保健事業特別会計予算、議案第34号平成20年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算の計3件は、特に質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、簡単ではございますが、予算特別委員長の報告を終わります。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算は

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平向岩雄副議長 起立多数であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第33号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第35号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算の計4件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号、議案第33号、議案第35号、議案第37号の議案計4件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計予算及び議案第36号平成20年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算の2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平向岩雄副議長 起立多数であります。よって、議案第32号及び議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第31号平成20年度新庄市老人保健事業特別会計予算、議案第34号平成20年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算の計3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号、議案第31号、議案第34号の議案計3件は委員長の報告のとおり可決されました。

総務常任委員長報告

平向岩雄副議長 日程第11議案第5号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17議案第19号山形県自治会館管理組合規約の一部変更についてまでの議案7件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長小野周一君。

(小野周一総務常任委員長登壇)

小野周一総務常任委員長 おはようございます。

私から総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。審査のため3月11日午後1時30分より議員協議会室において、総務課、税務課、商工観光課から説明員の出席を求め、委員全員出席のもと審査を行いました。

まず、議案第5号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、総務課からの説明は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正があり、それに伴って条例を改正するもので、改正の趣旨は、公務員における少子化対策として育児と仕事の両立が可能となるように短時間勤務制度等を導入することであり、改正の内容については対象となる職員は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員であります。また、短時間勤務の基本パターンは4通りあり、1日当たり4時間、1日当たり5時間、週3日、週2日半の四つの勤務形態から選択できるそうであります。なお、4週間を一周くりとした勤務パターンも可能であり、勤務しなかった時間は無給であるが、昇給等については不利益にならないように配慮しなければならないという説明

でありました。なお、短時間勤務職員が処理できなくなる業務に充実させるために非常勤職員を任用することができることや、短時間勤務職員同士の並立任用もできることが盛り込まれております。さらに、これまでの制度として1日の勤務時間の2時間以内は勤務しなくてもいいという部分休業制度があり、その対象となる年齢について引き上げがあり、3歳未満であったものから小学校就学の始期に達するまでとなったという説明でありました。

審査に入り、委員より、例えば専門職の場合など非常勤職員で対応できないような職場はないのかという質問があり、総務課からは、非常勤職員を配置してもすぐには対応できないということではあるが、組織の中でカバーすることでは対応できないという職場はないと考えているとの答弁でありました。そのほか質疑がありましたが、採決の結果、議案第5号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、総務課からの説明は、地方公務員災害補償法の一部改正に伴う改正であり、改正内容はこれまで公務災害の対象は自宅と勤務場所との経路だったが、例えば議員の場合は自宅と勤務場所と市役所があり、回らなければならない場合があり、その場合も公務災害の該当になるというように対象となる通勤範囲が拡大されたこと、また障害の等級や文言の改正もあるという説明でありました。

審査に入り、委員から、事故が起きた場合、どこが認定して、どこが補償するのかという質問があり、総務課からは消防補償等組合という団体に認定を委託していて、認定されれば市が補償するという説明でありました。そのほか質疑がありましたが、採決の結果、議案第6号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、総務課からは、教育長の給料は月額42万円に削減する、年間の削減額は412万9,656円という説明でありました。

審査に入り、委員から、給料というのは報酬等審議会で審議され、必要があつて決めた額であり、それを否定している。ここまで削減しなければならない財政状況なら別の方法があり、教育長といえども士気が低下するのではないか、また市長の50%削減によりほかにも影響することを懸念したが、そのとおりとなった。さらに影響することも予想されるという意見がありました。また、委員から、給料には責任が伴う、課長、教育長、副市長と責任は違う、差をつけてもいいという意見がありました。これには総務課から特別職的な役割の人の最低保障という形で、課長の現行給料表の最高額に合わせたという説明でありました。また、委員から、この給料の額だと定年退職した人しかやれないというような話がありました。また、優秀な人に来ていただこうとしても来ないという意見もありました。そのほか質疑等がありましたが、採決の結果、議案第7号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、総務課より、地域手当という物価水準及び民間の給与水準の高い地域に在勤する職員に対しては手当が支給される条例の一部改正であり、このほど県の東京事務所に本市職員を派遣するに当たり、地域手当の該当地域への派遣となるため、この地域手当の条項を条例に盛り込むという説明でありました。本則では100分の18を超えない18%の支給割合になっているが、経過措置中のため100分の16の支給割合が適用され、予算にも67万2,000円を計上さ

れているわけであり、2年間の派遣で1年目は東京事務所の管内に配置され、2年目は市の意向を聞くということで、1年目は流通対策課という観光とか農産物の流通に関するところに配属になり、2年目は企業振興課で企業誘致を担当することに配属になるそうであります。兼務辞令が出るので、企業誘致の仕事もできるという説明でありました。

審査に入り、委員より、だれの発案かという質問があり、総務課から、前市長のときに県の東京事務所長が新庄市出身ということでもあり、所長から初めに話があり、前市長も今年度派遣することを了解したが、人員の手当てができなくて断念したという話でありました。その後、山尾市長の就任あいさつで県知事と面会した際に話があり、来年度派遣をすることになったということでもあります。委員よりどれだけのメリットがあるのかという質問があり、総務課からは前に東京に連絡事務所を設置し、かなりの投資をしたが、財政事情によりやむなく閉鎖した経過があり、それと比べたら人件費で多少の上乗せはあるが、それ以外は県の事務所なので県がすべて賄うということであり、市の経費はゼロに等しいという説明でありました。市長もトップセールスということを考えているので、企業誘致もそうだが、米を中心とした農産物等を東京に売り込もうということを考えていて、市長が毎回東京に行かなくても手続的な部分は東京事務所の職員に任せるということでもあります。また、県の仕事を全くしないというわけではないが、市の仕事を持ってきてもいいという説明を県の東京事務所から受けているという説明でありました。また、委員より、2年間の派遣ということだが、やっと2年目で企業誘致の仕事がメインになっても、1年間しかいられない、そこで切れてしまわないのかという質問があり、総務課からは2年という約束だが、100%継続できないということではないという説明であり

ました。また、委員から、どのクラスの職員を派遣するのか、30歳ぐらいの元気のいい職員を研修も兼ねて派遣したらいいという質問、意見がありましたが、総務課からは県の事務所からは40歳前後の主査クラスを求められていて、余り若い主事クラスをやっても事務所から出られないとか、自分で企画する権限も持たせられないということになるので、ある程度の年齢の職員を予定しているという説明でありました。そのほか質疑がありましたが、採決の結果、議案第8号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の設定についてですが、総務課からの説明は、昨年、企業立地促進法が施行され、その法律に基づく山形県と新庄市を含む11市4町が基本計画に対して国からの同意が得られ、市ではこれに基づき地域における企業立地をさらに促進し、産業集積の形成及び活性化を図るため、土地、家屋、構築物に係る固定資産税を3年間免除することで、税制面において優遇措置を設定するという説明であり、課税免除の区域は新庄中核工業団地で、その要件は製造業においては施設・土地の取得価格の合計額が5億円以上、そのほか情報・通信業、運輸業等は3億円以上のものに対して課税免除するということでありました。なお、この課税免除に対して地方交付税による減収補てん措置が講じられ、適用期限は平成20年4月1日から平成24年3月31日までという説明でありました。

審査に入り、委員より、他市と比べて優遇措置の程度はどうか、また国や県の対応はないのかという質問があり、商工観光課からは、このほど指定を受けた県内11市4町の税制優遇措置は同じ規定となっており、県では不動産取得税については課税を免除し、国についても減収した税の75%を地方交付税で補てんするという説

明でありました。ほかの委員からは、新庄が指定を受けた理由は何かと質問があり、商工観光課からは、山形県を含め全国で10県4地域が今回から指定を受けたが、山形県においては置賜の精密技術、村山の有機EL関連、新庄最上は自動車関連産業という位置づけをされているから指定を受けたという説明でありました。また、なぜ自動車関連産業かといえば、岩手県の自動車組み立て工場や宮城県への自動車産業の進出をにらみ、新庄最上が地の利を生かせることや、市内でも自動車関連部品を製造している会社が多数あることから指定を受けたという説明でありました。そのほか質疑がありましたが、採決の結果、議案第9号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてですが、総務課より、加盟している団体の名称が変わったことにより改正するという説明でありました。

審査に入り、質疑等はなく、採決の結果、議案第18号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第19号山形県自治会館管理組合規約の一部変更についてですが、総務課から、自治法の改正に伴い、収入役を会計管理者に、吏員その他の職員を職員に改めるという文言の改正という説明でありました。

審査に入り、質疑等はなく、採決の結果、議案第19号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

平向岩雄副議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 議案第7号についてお

伺います。

この改正理由は、本市の厳しい財政状況にかんがみ、本市の教育委員会の教育長に支給する給与の額を412万9,656円ということで、約議員の年間の報酬ぐらゐの削減をするわけでありまして。その中で、先ほど委員長の報告がありましたけれども、市長の給料を50%削減しているので、こういうふうに準じてやったと。それで、課長職の最高額の特別職としてその額に算定の基準を置いたと。ここまで削減されるのはおかしいのではないかという議論もあったという話であります。その返答というか、答弁の理由が余り定かではありません。

もう1点、予算の中でいろいろ今回は新庄市の財政再建最終年度としていろんな大変な状況の中で今ようやく日を見るときに、例えば近岡善次郎さんのあの記念室の問題、奥羽金沢温泉の問題等、もう少し我慢して、まずめどをつけられのかという議論がありました。ただ、市の市長部局と教育委員会の部局とあるはずであって、教育権というのは守られなきゃだめな話であります。市長の給料が50%削減されたからほかの人に影響与えるということはおかしいということで話何回もあったのでありますが、余りにも削減率の多過ぎ、それから今後人材が確保できるのかどうなのか、最初から決められる前に自分の給料決められておいて、これがOBの方々しか出れなくなるのではないのか。そうしたら教育権というか、市長部局と教育委員会の部局と違って同等なはずなのであります。これに影響しないのかどうなのか。人材がとにかく行政職でもだれでもいいやという状態にして、そのあれてOBからしか選べなくなるのではないのか。人材こそ今後の新庄市の活性化の問題の主たる要因だと思うのですが、この点は十分に議論されたのでしょうか、1点。

それから、今の市長の給料が50%削減されるが、ほかに影響を与えないという状態の中でこ

ういうふうにして本市の厳しい財政状況にかんがみということはおかしいと思うのですが、この点の納得のいく議論はされたのでしょうか、2点お願いします。

小野周一総務常任委員長 議長、小野周一君。

平向岩雄副議長 総務常任委員長小野周一君。

小野周一総務常任委員長 総務委員会の答弁にもありましたように、1点目ですけれども、市長の報酬50%削減ということについては、総務課の説明ではなくて、委員からの質疑でそのようなお話がありました。その結果、先ほど言いましたけれども、教育長といえども士気が低下するのではないかという意見があり、また、金議員も言いましたけれども、市長の50%削減によりほかにも影響することを懸念したが、そのとおりになったという、そしてまたさらに影響することを懸念するという意見はありました。それ以上の質問なり質疑なり意見はありませんでした。

2点目お願いしたいと思います。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 新庄市の職員の分も見てもわかりますように、今はもう結構節約されていていろんな部分の冊子になってないようですが、市長部局と教育委員会の部局は部局が二つに分かれているのであります。それだけ教育というのは新庄市の今後の将来の未来の子供らを託するためにはある程度独立性があってしかるべきという状態で、教育委員会という部分で独立の状態になっているわけです。そのところに特別職だからという行政の物事の当てはめ方をどんとぶつけて、市長が50%削減されているのであるから、教育長も特別職だから、何と年間ですよ、412万9,656円も削減されて、先ほどのその独立する状態のその部分についてのとらえ方をしっかりと議論の中で話になったのかどうなのか。

それから、今みたいに削減率がこんな状態の中で士気が低下するのではないかという委員の中から話あったと、委員会の中であったと。それに対する答えはどうだったのでしょうか。

小野周一総務常任委員長 議長、小野周一君。

平向岩雄副議長 総務常任委員長小野周一君。

小野周一総務常任委員長 先ほどの私の委員長報告の中にもありますけれども、委員からは給料には責任が伴う、課長、教育長、副市長と責任は違う差をつけてもいいという意見があり、またそれに対して総務課からは特別職的な役割の人の最低保障という形で課長の現行給料表の最高額に合わせたという説明でありました。そして、委員から、この減額された給料の額だと定年退職した人しかいられないという意見があり、優秀な人に来ていただこうとしても来ないのではないかという意見でありました。それ以上の質疑、意見等はありませんでした。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 今、小野委員長が言いましたように、士気が低下する、OBでなきや来れなくなるのではないか、それから教育に関する行政としての教育長という新庄市のこれからの未来を担う子供らの教育権を担うその人方に影響するのではないかという質問を議員の中から、要するに委員の中から説明されたと。それに対する行政側のしっかりとした答えが必要なのはです。「説明がありました」だけで、行政側はそれに対して何と答えられたのでしょうかということをお伺いしたいんです。

小野周一総務常任委員長 議長、小野周一君。

平向岩雄副議長 総務常任委員長小野周一君。

小野周一総務常任委員長 そのことに関しては、確たる総務課の発言はありませんでした。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄副議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） そういうふうな教育権

に関する問題、削減率がとんでもないというか、OBしか来れないという状況の中、これを全員可決するという事は、もう一回やり直ししてしっかりと審議をしていただかないと、新庄市の今後の教育行政が行き詰まるのではないかと懸念します。この件に関してどうでしょう。

小野周一総務常任委員長 議長、小野周一君。

平向岩雄副議長 総務常任委員長小野周一君。

小野周一総務常任委員長 この案件につきまして、先ほどの報告にありますとおり、全員一致して可決したものであります。これ以上さらに改めて総務委員会としては審査をする考えはありません。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第5号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議ありでございますので、起立採決いたします。

議案第7号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平向岩雄副議長 起立多数であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号新庄市産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の設定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号山形県市町村職員退職手当組合規約の一部変更については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号山形県自治会館管理組合規約の一部変更については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

文教厚生常任委員長報告

平向岩雄副議長 日程第18議案第10号新庄市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第24議案第20号山形県消防補償等組合規約の一部変更についてまでの議案7件を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長沼澤恵一君。

(沼澤恵一文教厚生常任委員長登壇)

沼澤恵一文教厚生常任委員長 おはようございます。それでは、私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は議案7件であります。審査のため、3月10日午後1時30分より議員協議会室において委員7名全員出席のもと、関係職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第10号新庄市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第11号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので一

括して健康課から説明を受け、審査に入りました。

健康課より、両案はいずれも後期高齢者医療制度の創設など医療制度改革に伴うものであるが、初めに国民健康保険給付基金の一部改正については、老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行により高齢者の医療に対する国保の拠出金の名称を老人保健拠出金から後期高齢者支援金に改めるものとことでありました。

次に、国民健康保険税条例の改正は、税率改正、特別徴収の新設、軽減措置に関する改正が主なものであるとのこと。税率改正ではこれまでの医療分、介護分の二つの構成から医療分、後期高齢者支援分、介護分の三つの構成に改め、新設する後期高齢者支援分に医療分と同様に所得割、資産割、均等割、平等割を設定し、それぞれ率または額を定めました。しかし、国保税の被保険者の負担についてはこれまでと比べて負担増とならないように現行税率、税額の範囲内で調整にとどめるとのことです。また、国保税の徴収では、これまでの普通徴収から世帯内の被保険者全員が65歳以上の場合には年金からの特別徴収となる改正が行われるとのこと、国保税の軽減措置については、もととなる税率、税額が改正されて、それぞれの軽減額は変わっているが、総体としての考え方は変わっていないとのこと、このほか軽減措置における大きな改正点にこれまでの2割軽減の場合における申請の義務が廃止され、申請の手続をとらずに軽減されることとなったとのことです。そのほか地方税法が改正され、現在、限度額が医療分56万円、介護分9万円、合計65万円を医療分47万円、後期高齢者支援分12万円、介護分9万円、合計68万円に法律上改められている。しかし、この改正法の施行令がまだ公布されておらず、このたびの条例改正では規定できなかったため、この政令の公布の後に改めて限度額の条例改正を考えているとの説明でありました。

委員より、限度額を改正せず据え置くことの可否について質問があり、健康課からは、限度額は法律に基づき定めるもので、市町村が任意にできないとの答弁、また委員より、特別徴収について被保険者の了解が必要ではないかとの質問に、同意を要する制度とはなっていないが、広報または機会をとらえて説明を加えていくなど事前の周知を徹底するとの答弁でありました。委員より、税率改正は税額、税収にどう影響するのかとの質問に、後期高齢者が国保から抜けることにより国保税の総額はかなり減るが、個々の被保険者については限度額を超える方を除いて変わらない。これはこのたびの改正が現役世代から後期高齢者への支援の明確化がその趣旨であり、このため後期高齢者支援分を新設したが、現行の税率、税額内での調整にとどめたとの答弁でありました。さらに、委員より、広域連合による後期高齢者医療制度の運営が本市にどういう効果があるのかとの質問に、これまでの老人保健事業の業務量の4割程度が広域連合に移行するが、財政的安定性の面では小規模自治体ほどの効果は感じられない。しかし本市を含め全国市長会では最終的に国による一本化を要望しており、その第一歩として大きな意味があると思っているとの答弁でありました。委員より、国保税算定における控除が小さ過ぎ、これを拡大できないか、また市独自の税の減免はできないかとの質問に、控除は本市に限らず全国一律であり、控除の拡大はできないとのこと、また今回の改正では税を据え置いたが、いろいろな制度改正の効果を見きわめ、来年には21年度の税を考えなければならず、指摘された納める側の実態も踏まえ、将来に向け考える必要があるとの答弁でありました。そのほか限度額の据え置きを要望などが出されましたが、採決の結果、議案第10号新庄市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員異

議なく、可決すべきものと決しました。

また、議案第11号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康課から説明を受けた後に審査に入りました。

健康課から、この改正は国民健康保険法の改正により、本年4月から特定健診、特定保健指導が保険者に義務づけられたため、これら保健事業を本市国保の中心的事業として条例上明確にするため改正するものであるとの説明でありました。

委員より、各項からなくなった事業項目は今後実施しないのかとの質問に、健康課より、母子保健は市で行うものもあるため、国保の条例からは整理したが、成人病その他の疾病、健康づくり運動及び栄養改善についての項目はこの条例の第7条本文に含めたもので、保健指導は今まで以上に充実していくとの答弁でありました。また、委員より、特定健診などで効果が上げられないとペナルティーを科すというのは地方いじめと思うが、さらに健診の無料化の考えはないかとの質問に、平成24年度まで受診率65%、特定保健指導率45%の目標を達成するかどうかで後期高齢者支援金の額が5%の範囲で加算または減額となり、目標達成に向けて努力する。また、健診料について、本来国において制度化するもので、全国的に国が財政管理責任を持つべきとの要望をしていくとの答弁でありました。その他質疑なく、採決の結果、議案第12号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、福祉事務所から説明を受けた後に審査に入りました。

福祉事務所から、この改正は関係法令の改正に伴うもので、改正点は、平成17年、税改正に

において保険料が２段階引き上げられた際に講じた平成19年度までの激変緩和措置について、これを平成20年度までに延長し、平成19年度と同様の激変緩和措置を講じるために改正するものであり、これによって保険料は1,094人に総額で約645万円が軽減されとのこと、その財源には介護保険給付費準備基金からの繰り入れで対応するとの説明でありました。

委員より、基金の残高と基金を活用した保険料の引き下げの考えについて質問があり、福祉事務所からは、基金は残額約8,000万円であり、保険料がなるべく上がらないように基金活用を検討するとの答弁でありました。その他１人当たりの影響額に関する質問がありましたが、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第15号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、一括して生涯スポーツ課から説明を受けた後に審査に入りました。

生涯スポーツ課からは、両議案とも利用者からの要望に基づくものであるとのこと。初めに体育施設については市民スキー場リスト使用時間の区分について、使用時間が指定されているため待機時間が出るなど、指定時間の見直しの要望があったため、半日、１日、午後ナイター、ナイターの各券種を４時間券、１日券に整理統合し、また武道館、柔剣道場の使用区分に少人数利用者の要望にこたえ、半面使用の区分を新設したとのこと。次に都市計画条例については、市民球場のトレーニング室の使用料について、個人使用の使用料を一律100円から大人200円、学生等100円に改め、別に規則で徴収していたマシン使用料200円を削減するとともに、１人につき２割を差し引いた５人以上の団体使用の区分を新設したとの説明でありました。

委員より、柔剣道場の利用計画の有無について質問があり、毎年２回利用調整会議を開き、各団体の計画をもとに利用調整し、大会等が重複しないようにしているとの答弁でありました。その他柔剣道場の半面使用の確保、暖房使用料の質問がありましたが、採決の結果、議案第14号及び議案第15号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議案第20号山形県消防補償等組合理約の一部変更については、環境課から説明を受けた後に審査に入りました。

環境課から、本案は山形県消防補償等組合理約の一部変更について、地方自治法の規定により県内35市町村の議決を要するため提案するので、変更内容は、さきの地方自治法の改正により収入役制度が廃止され、会計管理者が設置されたこと、また吏員とその他職員に区分されていたものを職員と総称することとされたことにより、規約中にある文言を改めるものであるとの説明でありました。

委員より、文言の意味に関する質問がありましたが、採決の結果、議案第20号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を終わります。以上です。

平向岩雄副議長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第10号新庄市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議がありますので、起立採決いたします。

議案第11号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平向岩雄副議長 起立多数であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号山形県消防補償等組合規約の一部変更については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

産業建設常任委員長報告

平向岩雄副議長 日程第25議案第16号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第26議案第17号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた

します。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長遠藤敏信君。

(遠藤敏信産業建設常任委員長登壇)

遠藤敏信産業建設常任委員長 おはようございます。私の方から、産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案第16号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第17号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件です。

3月10日午前10時より市役所議員協議会室において、委員6名と説明のため下水道課、水道課より関係職員の出席をいただき、審査を行いました。

初めに、議案第16号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。改正理由として、公共下水道使用料の額の適正化を図るために改定したいということであり、具体的には浄化センターの施設の老朽化による設備改築工事に伴う財源の確保とあわせて、これまで下水道事業に投資した建設資金の返済をより進めることで一般会計からの繰入金を圧縮し、並行して下水道経営健全化と市財政健全化を促進させるための改定で、基本料で100円、従量料金はおのおの10円の増額改定を行うもので、平均改定率は6.3%になり、一般家庭の平均的使用料20立方メートルに換算した場合、現行3,202円が3,412円となり、210円引き上げになるとの説明でした。以上、下水道課からの説明を受けた後、審査に入りました。

委員からは、人件費の削減内容についての質問があり、現在は11名体制ですが、今後はなお一層効率化を図りたいとのことでした。ほかの委員からは、実質公債費比率を上げている下水道会計ですが、下げていく努力はするのか、ま

た水洗化率はどのようになっているかとの質問があり、86.35%と上市市に次いで県内2番目に高く、普及率を上げるには面整備の拡大が大切で、引き上げるよう努力をしていきたいとのことでした。また、委員からは、料金値上げは必ずしも喜ばしいことではないが、下水道会計の実質公債費比率の割合を見てもこれらの改善は当然で、基準外繰出金の投入から見ても値上げはやむを得ないとの意見が出されました。採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてです。県の最上広域水道の料金が平成20年4月より引き下げられることになり、平成19年度から23年度の5カ年間の経営収支を試算した結果、20年度から22年度までの3年間は水道料金の値下げは可能と判断し、料金の引き下げを行うものです。平成5年の料金改定より使用料の少ない使用者の負担を軽減する福祉料金体系をとっているため、今回は基本料を一律315円、税込み価格で引き下げることしたいとのこと、なお今後は経営の健全化に努め、この料金体系が長く続くよう努めていきたいとの水道課よりの説明でした。

委員からは、値下げに至った経過については頑張ったことと思うが、額315円の根拠はとの質問に、県水の引き下げにより1年で7,900万円の受水料に減額がなることで高料金対策の方も減額になり、減額300円と400円の場合で試算した結果、税込みで315円にしたとのことでした。また、ほかの委員からは、高料金対策費はどれくらいの削減になるか、また建設改良積立金は平成19年度よりゼロとなるようですが、差し支えないのかとの質問には、営業外収益で21年度は2億4,520万円、22年度は1億2,820万9,000円、23年度は1億1,782万6,000円と見込んでいること、また22年度には中川原外4地区の工事が終了することで今後は大きなお金は動

かないこと、人件費も考慮して減額315円ということになったとの説明でした。採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について報告といたします。よろしくお願いをいたします。

平向岩雄副議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第16号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議ありますので、起立採決いたします。

議案第16号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

平向岩雄副議長 起立多数であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、追加案件がありますので、暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時27分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

平向岩雄副議長 ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

（今田雄三議会運営委員長登壇）

今田雄三議会運営委員長 御苦労さまです。

それでは、これより議会運営委員長の報告を行います。

ただいま議員協議会室において委員7名出席のもと、執行部より関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日の本会議における追加案件についての協議をいたしたところであります。

議案第38号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議会案第4号農業委員会の必置規制の堅持を求める意見書の提出についての議案1件、議会案1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の本会議に追加することにいたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。報告を終わります。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、議案1件、議会案1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の日程に追加す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号、議会案第4号及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の日程に追加することに決しました。

ここで追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第27議案第38号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

平向岩雄副議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第27議案第38号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 第38号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正の内容は、新庄市浄化センターの終末処理場建設事業に関する繰越明許費でございます。

現在、下水道事業団に委託しまして、処理場の増設工事を行っておりますが、19年度の委託工事のうち水処理設備工事分が2回にわたり入札が不調となり、下水道事業団と業者の契約が20年2月4日にずれ込んでしまいました。このため、関連する電気設備工事分を含め年度内に

委託工事が完了できない状態であります。繰越額は、水処理設備工事と電気設備工事分を合わせた事業費1億6,600万円のうち今年度の支払見込額の9,400万円を差し引いた7,200万円でございます。完了は本年7月を予定しております。下水道事業団に対しましては再三にわたりまして早期着工をお願いしておりますが、入札の不調という不測の事態でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、御心配をおかけしております道路の除排雪経費でございますが、予算の範囲内で支払いできる見込みとなりましたので、今回は補正計上しておりません。3月に入りまして2回出動しましたが、現在の残額は委託料が1,800万円、借上料が350万円ほどとなっております。今後雪が降らないことを祈っておりますが、排雪作業を行うことに伴いまして借上料が不足しますので、委託料より流用させていただき、予算の範囲内におさめたいと考えております。

以上、繰越明許費の補正予算のほかに除排雪経費の状況をあわせまして御説明させていただきました。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

平向岩雄副議長 小嶋富弥君。

10番(小嶋富弥議員) 1億6,000万円何がしの工事で繰り越しが7,200万円、その理由は入札の不調だと御説明いただきましたけれども、

その入札の不調とは具体的にどういうことかお知らせ願いたいと思います。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 今回、2回不調になっているんですけども、事業団の予定価格に入札価格がそれを超えたというふうなことで、いわゆる設計見積額の方が予定価格よりも高かったというふうなことで、2回不調になっております。一番最初は10月30日でありましたけれども、2社の応募ありましたけれども、そのような形で不調になっております。2回目が12月18日で、そのときは別な会社また1社応募ありましたけれども、そのような同じような状況でございました。それで3回目、随意契約というふうなことで、これまでも施工してありました会社が事業団の要請によりまして今回条件を何も変えないで入札といいますか、契約に至ったと、こういう内容でございます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄副議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 見積額が高くて2回入札ができなくて、今度は随意契約に切りかえるということですね。そうした場合、施設の安全とか、そういったものは図られるんでしょうか、大丈夫なんですか。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 このたびの委託工事につきましては、三つの工事にまたがっておりまして、それで債務負担行為というふうなことで、もともこの三つの工事とも一応19年度事業、20年度事業、2カ年にわたってする工事ということになっております。それで、当初から最終的な工事、工期の日程については平成21年度の3月末、正式に申し上げますと26日あたりを予定して今進めております。先ほど市長から説明あったとおり、そういう状況になりましたので、で

きるだけ早く、受注生産ということもありますので、設計していただいて、その支障ないようにやっていきたいということで、事業団の方にも申し入れもしておりますし、また私の方とも契約が整っておりますので、その辺現場の方とも支障ないように対応していただきたいというふうなことで、業者の方もわかりましたというふうなことで、努力させていただきますという回答をいただいているということで御理解をいただきたいと思います。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄副議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 今、入札の不調によってそういう形になったというお話なんです、この件については、私もこの場所で、よく気をつけて、あれだけ安くやってくださいと強く要望しておりました。そして、仕事の内容によっては、今、郡内ですか、新庄市の業者たちが死ぬか生きるかという、そういう状況に追い込まれる中で、できるんだったら地元の業者も入れてくださいと、こういう御要望申し上げたんですが、そのときに下水道課長は、できるものについては地元の業者の方に仕事をさせたいと、こういうお話でした。その点、今回随意契約になった、その会社ですか、どういう内容になっているのか。

それからもう一つ、今、この予定価格より高かったと。じゃ予定価格というのはどのぐらいであって、予定価格に対してどのぐらいプラスであったのか。それから、これだけの大きい金額で、大きい事業で、参加する業者が2社というのは何かちょっと胸にずっと落ちないこともあるんですが、そしてその後で3社になったという話なんです、本当に2社というのは、これはまた入札の形態としてはどういう形態を取り上げたのか、例えば条件つき一般競争入札とか指名競争入札、電子入札とか、いろいろあり

ます、入札の方法は。今回のあれはどういう形態をおとりになってのか。

それから、随契になったというんですが、私のちょっと記憶しているところでは、随意契約するときは、その会社でなければ、その会社というか、企業ですか、できない特殊なものがあると、そういうときはそこで随意契約をしてもいいと。それから、災害なんか緊急を要するものですか、これもそういうときは随契をしてもいいと。それから極めて金額が少ない事業の場合、これも随意契約にのっとって発注してもいいと、そのほかも二、三あるようですが、今回2社あるいは3社が参加しておりながら、3回目に随契したというのは、そのうちのどういう要素に当たるのか、そしてまた随契になったときに、いわゆる予定価格に対して随契したときの発注価格はどのくらいになったのか、その辺ひとつ御説明をお願いします。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 前回もちょっとお話しさせていただきましても、やはり今回は処理場建設に当たっては本当に大手さんが入ってくると、こういう状況なものですから、やはり地元の企業さんも何とかそこでお手伝いできるものないかというようなことで、私の方でも市長名で事業団の方にぜひ地元企業を今回の工事ですってほしいというようなことで要請しております。それで、ことしは現場の作業は、ことしはというか、19年度はありませんでした。実際入ってくるのは5月、6月ころから、一応工場生産が大体そこまでかかりますので、実際は5月、6月あたりから現場に入ってくると。そこから地元の企業で何とか配管工事とか、そういうものをお手伝いできればというようなことで今要請を引き続きしておりますので、また請負なされた業者さんについてもそのような意向だというようなことを聞いておりますので、どの

会社がどういう協力をしていただけるかというのはこれからちょっと見ていきたいというふうに思っております。

それから、設計金額と落札金額のお話でございますけれども、この部分についてはちょっと今公表、私できないと思いますので、御勘弁いただきたいなと思います。

それから、一般競争入札をやっております。しかも、下水道事業団でランクづけをしておりますので、一応すべての関係する業者がすべて入れるというんじゃなくて、ランクに基づいて一般競争入札をやっていると、こういう現状でございます。

事業団委託の工事から見ますと、このたびの工事についてはどちらかという中規模以下の工事の内容になっています。

今回、2回不調になったということがございましたので、随契に当たりましては、特に施工期間を確保しなきゃならないということもありまして、事業団会計規則第55条第5項というのがございまして、これによりまして随意契約を今回行っただと、こういうことになっております。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄副議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 新庄市があくまでもこの事業をして、新庄市が金を出してやるわけです。そして、下水道事業が大変だということで、今回も下水道料金を上げたわけです。そういういろいろ背景から見ますと、予定価格に対してどのぐらいだと公表できないということはいかななものかなと聞いておったんですよ。今まで新庄の議会では予定価格、落札率はどうですかと聞くと大体90何%とか、かつてひどいのは99.9何%とかあったんですが、公表しているわけですね。今回できないというのはどういうわけかなとちょっと迷っているんですよ、私自身が。できないとなればできないで、今までやっているわけです、ここで。新聞報道からテレビでも

みんな出しているわけですよ、予定価格に対してはこのぐらいだということ。今回できないということは何か特殊な理由があってできないのか。

それから、随契になった、期間がないから随契したと、こういうことなんです、これもちよっとどういうもんだかなと。随契するときも、随契する相手というのはそのときに最初から1社しかなかったのか、3社なり4社なりのいろんな技術力、資金面とか、そういう観点から調査して三つなり四つなりあるうちからこの1社を随契したのか、最初からAならAというのがありきで随契なされたのか、その背景は何かかなものか。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 今回の入札行為等については、すべて下水道事業団にお任せしております。ただ、設計金額が幾らとか、そういうものは当然私の方で設計書もいただいておりますので、すべて把握はしております。そんな中で、随意契約に至った経過の中で、いわゆる施工期間が確保できないということで随契いかなものかという質問でございますけれども、まさに、先ほど説明申し上げましたとおり、1回目の入札が10月30日でした。それが年を越えまして2月4日の契約と、こういう状況で、3カ月半以上ですね。何といいますか、工期を延ばさざるを得ないような状況になっておりますので、やはり事業団としては先ほど申し上げました事業団規約等々ございますので、それにのっとり過去にといいますか、今までそういう工事をやっておった会社をお願いせざるを得ないというふうなことで、事業団で判断していただいたと、こういうものだと私は思っております。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄副議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 下水道課長よ、あくま

でも金は新庄市で出すわけよ。下水道の使用者が出すわけ。さらに、使用者のみならず、一般会計からも繰出金として毎年5億円から6億円出しているわけ、一般市民みんなが出しているということよ。そうした中で、前回私申し上げたのは、そういういろいろがあるから、なるべく安く立派なものをつくってくださいと、ここでいろいろ質問申し上げました。今、答弁をお聞きしますと、下水道事業団にお任せしているからわからないということは、私はわかりません、そういう論法は。当然下水道事業団とともに話し合いをしてやってもらわないと、どういうもんだかなという強い懸念を持っています。課長さん、何というか、そういう疑問というか、心配だと感じませんでしたか、これ見て。お任せしていたからこういうふうになったという、そういう言葉はどういうもんだかなと、これ3回目で終わりになるんで、終わりだべ、議長、3回で。まことに、3回、残念だけれども、さらばでここで今度余り語ると30分だからやめろと言われるし、もうちょっと課長さんよ、きめ細かく、今私いろいろ申し上げたようなこと、心配してよ、下水道に任せっから、何、ここで余り言うとうまくないことあるから言わないけれども、天下りとかあるわけですよ、いろいろ。そして随契を1社にして、期間がないと。何か勘ぐるというと最初から随契ありきでないかなと、それは「げすの勘ぐり」と言われればそれまでですが。ちょっとその辺すごく心配だというか、またこれからも下水道の事業に対して新庄市の下水道課がこういう姿勢というか、思いというか、取り組んでもらってはというもんだかなと、今すごく心配している一人です。もし下水道課長、何か御答弁あれば、お任せしているという、そういう物の考え方について。これからお任せしていくのか、それだけ一つお聞きします。

平向岩雄副議長 暫時休憩します。

午前 11 時 51 分 休憩

午前 11 時 52 分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 先ほども申し上げましたけれども、事業団に丸投げをしてやっているということではございません。昨年 7 月 6 日、処理場を整備するに当たりまして、基本協定を下水道事業団と結ばせていただきました。それは 4 億 7,590 万円という数字でございました。今現在、発注している金額でございすけれども、三つの工事ありまして、2 億 7,982 万 5,000 円という数字が三つの工事の契約額になっております。それで、そこに 20 年度発注分約 5,209 万円ほどございすので、これに事業団管理費を合わせますと 3 億 5,712 万 4,000 円というような数字で、4 億 7,590 万円がそのような数字で動いてきております。それは 4 億 7,590 万円というのは限度額でございすので、それと比較いたしますともう既に 1 億 1,000 万円ほど下がっているというような状況で、私どもは事業主体でありますので、当然事業団と色々な機種の選定とか配管工事とかいろいろなものがありますので、そういうものについて日々目を光らせながら、うちの方も事業団と一体となってその辺設計とか含めまして配慮しておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

それでは 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 渡部平八議員の質問に続いてなんですが、予定価格を公表できないのはどうしてなのか。課長の方は下水道事業団にお願いしているということ、入札をお願いしていると言っていますけれども、新庄市ではずっと最近では予定価格を公表して透明な入札をやってきたわけです。予定価格を公表すれば 100% を超えて入札するなどということはあり得ないはずなんです。予定価格を公表しないというのはなぜなのか。公表すべきだと、しないのはおかしい、どう考えても思うんですけど、どうでしょう。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 下水道事業団におきましては、入札予定価格イコール設計金額と、こういうふうになっております。なお、予定価格の公表といたしますか、それについては市の方にも相談がありました。どうしたらいいのでしょうかと、事業団さんはどうしているんですかと。ケース・バイ・ケースですというふうなお話もありましたけれども、じゃ今回は、普通、事業団が行っている内容で進めていただいて結構ですというふうなお話をいたしておりましたので、今のところというか、今回の入札につきましては入札予定価格イコール設計金額で、その予定価格の公表はしておりません。以上の内容となっています。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 新庄市では予定価格を公表させるということに変わってから入札が透明になっているというか、よく言われてきたのが公的な職に立つ人と入札に参加する業者との間の談合みたいな、談合の前のような、そのよ

うなことがいろいろ問題になった中で、そういったことをしてはならない、させないためにも予定価格を公表するということで、市の関与が漏れたとか漏れなかったとかとよく言われるわけですが、そういうことがなく、競争していただくという、正々堂々と競争していただくというのでやってきたはずなんです。市に相談あったが、なぜ課長は予定価格公表というふうにしなかったのかお聞きしたいんですけど。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 先ほども申しましたけれども、今回の委託等については事業団にすべて入札行為も含めましてお願いしております。ですから、通常行っている内容でやっていただいて結構ですと、こういう判断をさせていただきました。

それから、先ほど申し上げましたとおり、事業団の方は執行に当たっては一般競争入札で行っておりますので、その日来ないと相手の会社のどこが応札で落ちているかというのわからない状態で進めておりますので、その辺は、あとランクづけもしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄副議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 市が出しているお金なわけです。そういう意味では市としてやって、こういった公共事業の入札、競争入札については予定価格を公表させるということですからずっとやってきたはずなんです。その立場に下水道課長も立って、少しでも予定価格を公表して、それ以下で入札になるように、ほかの業者は全部やってるはずなんです、市内はほとんど。それなのに下水道の特殊な、地元の業者が主にとれないようですけども、そのようなものに限って予定価格を公表しなくていいというのはおかしいと思うんです、課長として。新庄市のお金で

あると、すべて。そう考えたときに、お願いしているからどうぞ自由にやってくださいとか、前にやっているとおりにやってくださいというのはおかしい、私はそう思います。市のやり方は予定価格の公表ですので、その立場でやってください。言うべきじゃないですか。

佐藤新一下水道課長 議長、佐藤新一。

平向岩雄副議長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 先ほど申し上げましたとおり、事業団で一般的にそのようにやられているというふうな実態がございましたので、私はそのように判断させていただきました。これからも事業団にお願いする事業あると思いますけれども、そのときは検討させていただきます。

平向岩雄副議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第2 8 議会案第4号農協委員会の必置規制の堅持を求める意見書の提出について

平向岩雄副議長 日程第28、議案第4号農協委員会の必置規制の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長遠藤敏信君。

(遠藤敏信産業建設常任委員長登壇)

遠藤敏信産業建設常任委員長 それでは議案第4号を上程いたします。

これにつきましては、平成19年12月25日に農業委員会より農業委員長名で市長、議長あてに要請を受けていたものです。常任委員会で検討を加えました。

議案第4号農業委員会の必置規制の堅持を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成20年3月19日。新庄市議会議長中川正和殿。提出者、新庄市議会産業建設常任委員長遠藤敏信。

農業委員会の必置規制の堅持を求める意見書。

農地は、食糧生産の基盤として国民共通の財産であり、同時に生活基盤の確保や国土・環境・景観保全のための重要な資源でもあります。こうした公共的な農地の権利関係の調整、利用増進等は、地域の農業者が主体となって構成する農業委員会が担うことが最も効果的、効率的であります。

しかし、地方分権改革推進委員会は、平成19年11月16日に発表した「中間的な取りまとめ」の中で、「農業委員会の必置規制を廃止し、任意に決定できるようにすべき」との指摘を行いました。

農業委員会制度については、既に、平成16年き法律改正により、地域の実情に応じた組織運営並びに活動の重点化・効率化が図られると

もに、「今後とも独立した行政委員会として必置規制を堅持すること」と附帯決議がなされておりますが、今回の指摘は、農業者の公的代表の機関である農業委員会の役割と機能を全面的に否定するものであり、断じて容認できるものではありません。

農業委員会は、政府の食糧・農業・農村基本計画において「優良農地の確保と有効利用」や「認定農業者等の担い手の育成と確保」という重要な使命を担い、今後の農地政策の見直しにおいても、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地利用集積等の強化が強く望まれています。

よって、国におかれましては、農業委員会の担う使命を深く御理解いただき、下記の事項において強く要請するものであります。

記

1. 農地法の法令業務の全国的な統一性、公平性、客観性を確保する観点から農業委員会の「必置規制」は今後とも堅持すること。
2. 遊休農地の発生防止と解消や認定農業者等の担い手への農地利用集積など地域農業の振興や農政の普及浸透に果たす農業委員会の役割と機能を踏まえ、農業委員会の活動体制の整備と必要な予算の確保を図ること。

提出先、衆議院議長あて、参議院議長あて、内閣総理大臣あて、総務大臣あて、農林水産大臣あて。以上です。

平向岩雄副議長 ただいま説明のありました議案第4号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託をせず、直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第4号農業委員会の必置規制の堅持を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第29閉会中の継続調査申し出について

平向岩雄副議長 日程第29閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会の活動について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

閉 会

平向岩雄副議長 ここで市長よりごあいさつがございます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 3月5日から始まりました今3月

定例議会、私の施政方針から始まりまして、皆様方から予算審議、議案等多くの御審議をいただき、本当にありがたく思っております。今置かれている状況は大変厳しい財政状況ではございますが、あすに向かって集中と選択を図り、市民に希望の持てるまちづくりを皆さんと一緒にやっていきたいなというつもりでおります。そうした意味で、今回の審議を真摯に受けとめながら、一つでもまちの活力につなげるよう頑張らせていただきたいと思います。今回の3月定例会御審議、本当にありがとうございました。

また、今回で退職なさる職員がおるわけですが、これまで新庄市が目指してきました田園都市につきましても、新幹線等の開通により既に田園都市として新庄はもうでき上がっていると、新たなまちづくりに進まなければならないというふうな時代に入っていると思います。この田園都市新庄実現のために長年職員として尽力いただいた職員にも感謝申し上げたいと思います。今後の人生につきましても、健康に留意されて、第二の人生を御活躍されることをお祈りしたいと思います。

そうした意味で、3月定例議会、慎重審議、本当にありがとうございました。(拍手)

平向岩雄副議長 ここで、3月をもって退職される教育長及び選挙管理委員会委員長よりごあいさつがございます。議長より指名されたらごあいさつをお願い申し上げます。

最初に、教育長佐藤 博君。

(佐藤 博教育長登壇)

佐藤 博教育長 お許しを得まして、一言、お礼の言葉を申し上げます。

私は、このたび、一身上の都合によりまして、今月末をもちまして新庄市教育長を退任させていただくことになりました。

平成13年4月に新庄市教育長に就任しまして、以来7年間、この任に当たらせていただきました。私は中学校長から教育長に就任しましたの

で、市の行政も不案内な中、多くのことを皆様方から御指導をいただきながら、何とかこれまで務めさせていただきました。改めて深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

振り返ってみますと、この7年間、新庄市の子供たちを「心豊かに、たくましく育てる」ため、さまざまな教育施策を講じてまいりました。特に、この混沌としたこの時代にあって、10年先を見定めながら、確固たる新庄市の教育方針を打ち立てることが最優先と考えまして、平成17年3月に新庄市長期教育プランを完成させました。その中で、小中一貫教育の推進を基本理念として確認しております。市民の皆様の関心の高い、「中学校給食」「安全通学」もそれに沿って進めていくべき方向性を定めたところです。

生涯学習時代の今日、落ちついた環境の中で子供たちの社会力や体験力を培うため、または、地域のコミュニケーションを図るため、「市民協働」という新しい形をとりながら生涯学習を進めてまいりました。また、一市民スポーツを目標を掲げながら生涯スポーツは、市民主役のもとでの総合型地域スポーツクラブを立ち上げるなど、新庄市のスポーツ振興に努めてまいりました。今、その成果も確実に出てきていると思っています。

ただ、急速な少子化現象の中でさまざまな教育課題が山積していることも事実です。まだまだやり残したところも多くありますが、新しい体制で確実に推進してくれるものと確信しております。今後は、一教育ボランティアとして、新庄市の教育の発展のため側面的に応援していくつもりであります。

最後になりますが、新庄市並びに新庄市議会のみすますの発展と皆様方のみすますの御活躍を心よりお祈り申し上げ、お礼と感謝の言葉にかえさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

平向岩雄副議長 続きまして、選挙管理委員会委員長小関俊也君。

（小関俊也選挙管理委員会委員長登壇）

小関俊也選挙管理委員会委員長 私が選挙管理委員会委員長に就任いたしましたのが平成16年3月22日から1期4年間の間でありますけれども、その間、多くの選挙を執行いたしまして、大過なく委員長の職務を全うさせていただきましたことは、ひとえに議員の皆さん方及び執行部、また職員一同、そして選挙関係に従事された皆さん方の温かい御指導と御協力のもと、本当に大過なく過ごさせていただき、重責を全うさせていただきました。本当にありがとうございました。

今後は一市民といたしまして、側面から市政発展のために尽力いたしたいと思います。新庄市のみすますの発展と市議会議員の皆様方、執行部の皆様方のさらなる発展と皆様方の御健勝を御祈念申し上げて、甚だ簡単ですが退任にあたりましてのあいさつにかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

平向岩雄副議長 以上で3月定例会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時13分 閉会

新庄市議会議長 中 川 正 和

新庄市議会副議長 平 向 岩 雄

会議録署名議員 遠 藤 敏 信

〃 〃 新 田 道 尋

予算特別委員会記録（第1号）

平成20年3月5日 水曜日 午後8時13分開議
委員長 小 野 周 一 副委員長 沼 澤 恵 一

出席委員（19名）

1 番	奥	山	省	三	委員	2 番	佐	藤	悦	子	委員
3 番	斎	藤	義	昭	委員	4 番	小	野	周	一	委員
5 番	小	関		淳	委員	6 番	遠	藤	敏	信	委員
8 番	沼	澤	恵	一	委員	9 番	清	水	清	秋	委員
10 番	小	嶋	富	弥	委員	11 番	渡	部	平	八	委員
12 番	今	田	雄	三	委員	13 番	金		利	寛	委員
14 番	新	田	道	尋	委員	15 番	平	向	岩	雄	委員
16 番	森		儀	一	委員	17 番	山	口	吉	静	委員
18 番	亀	井	信	夫	委員	19 番	星	川		豊	委員
20 番	下	山	准	一	委員						

欠席委員（1名）

7 番 中 川 正 和 委員

事務局出席者職氏名

局	長	鈴木吉郎	総務主査	野崎勉
主	査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開 議

斎藤義昭臨時委員長 それでは、ただいまから予算特別委員長の互選を行います。

委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまで、私が臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は19名であります。欠席通告者は中川正和君の1名です。

これより予算特別委員会を開きます。

委員長の互選

斎藤義昭臨時委員長 委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選方法につきましては、会議規則第119条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

斎藤義昭臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に小野周一委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました小野周一委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

斎藤義昭臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小野周一委員が委員長に当選されました。

それでは委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。(拍手)

(臨時委員長退席、委員長着席)

小野周一委員長 ただいま予算特別委員長に当選いたしました小野周一です。よろしくお願いいたします。

副委員長の互選

小野周一委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選方法につきましては、会議規則第119条第5項の規定により指名推選にすることとし、委員長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に沼澤恵一委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました沼澤恵一委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました沼澤恵一委員が副委員長に当選されました。

散 会

小野周一委員長 3月12日水曜日午前10時より予算特別委員会をこの議場において開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 8時17分 散会

予算特別委員会記録（第2号）

平成20年3月12日 水曜日 午前10時00分開議
委員長 小 野 周 一 副委員長 沼 澤 恵 一

出席委員（19名）

1 番	奥	山	省	三	委員	2 番	佐	藤	悦	子	委員
3 番	斎	藤	義	昭	委員	4 番	小	野	周	一	委員
5 番	小	関		淳	委員	6 番	遠	藤	敏	信	委員
8 番	沼	澤	恵	一	委員	9 番	清	水	清	秋	委員
10 番	小	嶋	富	弥	委員	11 番	渡	部	平	八	委員
12 番	今	田	雄	三	委員	13 番	金		利	寛	委員
14 番	新	田	道	尋	委員	15 番	平	向	岩	雄	委員
16 番	森		儀	一	委員	17 番	山	口	吉	静	委員
18 番	亀	井	信	夫	委員	19 番	星	川		豊	委員
20 番	下	山	准	一	委員						

欠席委員（1名）

7 番 中 川 正 和 委員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	総 務 課 長	武 田 一 夫
政策経営課長	坂 本 孝一郎	税 務 課 長	田 口 五 郎
市 民 課 長	柿 崎 卓 美	環 境 課 長	五十嵐 正 臣
健 康 課 長	星 川 基	農 林 課 長	五十嵐 祐 一
商工観光課長	黒 坂 光 悦	都 市 整 備 課 長	中 部 力
下 水 道 課 長	佐 藤 新 一	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	矢 口 喜一郎
福祉事務所長	矢 口 孝	神 室 荘 長	叶 内 利 昭
水 道 課 長	高 橋 敦	教 育 委 員 長	伊 藤 輝 昭
教 育 長	佐 藤 博	教 育 次 長	大 場 和 正
学校教育課長	山 川 義 隆	生 涯 学 習 課 長	大 江 雅 夫
生涯スポーツ課長	清 水 幹 也	選 挙 管 理 委 員 会 長	小 関 俊 也

選挙管理委員会 事務局長	小野正一	監査委員	國分政嗣
監査委員 事務局長	奥山栄	農業委員会 会長職務代理者	斉藤純一
農業委員 事務局長	柏倉政		

事務局出席者職氏名

局長	鈴木吉郎	総務主査	野崎勉
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

本日の会議に付した事件

議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算

開 議

小野周一委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は19名であります。欠席通告者は中川正和委員1名です。

なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の斉藤純一君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより予算特別委員会を開きます。

当予算特別委員会に付託されました案件は、議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算から議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算までの新年度予算計10件であります。

質疑につきましては、一般会計は歳入と歳出を分けて行います。また、特別会計及び水道事業会計は歳入歳出を一括して行います。

次に、委員長よりお願いいたします。質疑は必ずページ数と款項目及び説明欄の具体的な事業名を発言してからお願いをいたします。なお、質疑は簡単明瞭にお願いいたしたいと思います。また、質疑は答弁を含め1人30分以内と申し合わせをしております。

予算特別委員会は3日間にわたり開催されますが、初日、2日目につきましては議会運営委員会での申し合わせにより午後4時30分ごろをめどに進めていきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議案第28号平成20年度新庄市 一般会計予算

小野周一委員長 それでは、これより審査に入ります。

議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。まず初めに、歳入について質疑ありませんか。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） おはようございます。予算委員会トップバッターとして質問させていただきます。

今回は、最初にちょっと項目だけ通告しておきたいと思います。11ページ、1款市税1項市民税1目個人関係、それ一つと、次に12ページ、同じく1款市税2項固定資産税1目固定資産税関係、3番目に次のページの14ページ、同じく市税の6項都市計画税1目都市計画税関係です。それから、次が20ページ、13款使用料及び手数料3項証紙収入1目証紙収入関係、最後に27ページ、18款繰入金2項基金繰入金2目まつり振興基金繰入金、以上を今のところ用意しております。今申し上げました順序に従って質問申し上げます。

まず最初に、11ページの1款市税1項市民税の個人所得分関係について質問いたします。

この予算書の表を見ますと、本年度約14億円、前年度が約13億3,900万円、比較として△3,991万8,000円、このようになっておりますが、今議会の補正で3,350万円プラスされておりますので、前年度の額が14億500万円、このようになるようです。この比較だけを見ますと△ですが、実際前年度の分の補正分を入れますと、ほぼ19年度と本年度20年度予算案は同じと、こういうふうな見方をしてよろしいかどうか、そのように思いますが、どうでしょう。

それから、説明書きの方に入ります。個人所得分、ここに課税標準額が載っております。給与所得、営業所得、農業所得、その他の所得ということで載っておりますが、給与所得と営業所得、これは前年度、要するに平成19年度予算

から見ますと下がっております、総額ですね。標準額が下がっていますが、農業所得だけが19年度予算から見ると幾分ですが上がっております。なぜ農業所得だけが課税標準額が上がったのかどうか、どういう見方をしたのかどうか、それをお聞きいたしたいと思います。

次に、その他の所得とありますが、これは主なものはどんな所得を指しているのでしょうか。

それから、その下の方にずっと来ますと、収入率とございます。今回は96%を見ておりますが、前年度はこれよりも少し低いような気がいたします。なぜ96%と、このような見込みをしたのかどうかです。

それからもう一つは、退職所得に係る分離課税見込額1,300万円のっております。これは前年度を見ますとたしか、前年度というのは平成19年度です、1,100万円とのっていましたが、前年度予算200万円ほど上がっておりますが、この上がった分も含めた100%の徴収の仕方です、どういうふうにはこれは徴収なさるのでしょうか。とりあえずこの11ページ、お答えお願いいたします。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 最初の20年度の予算額が19年度補正後の予算額とほぼ同じかという御質問ですが、委員御指摘のとおりでございます。

次に、農業所得だけがふえているという理由でございますけれども、農業所得につきましては、農業所得に限らないんですが、すべて19年度の決算見込額をまず出しまして、そこから20年度の推計を行っております。農業所得におきましては、19年度対前年比90%、マイナス10%というふうに見込みまして、そこからさらに20年度の見込みとしては97%、3ポイントほど下げた格好で見込んでおります。なぜ去年よりもここだけがふえているかということですが、この所得区分につきましては、主たる所得に分類

されることになっております。例えば給与と農業と二つの所得を有している方については所得の多い方に分類すると、給与の方が多ければ農業所得も給与の方に分類される、逆に農業所得が多かった場合には給与所得の分もこの欄の農業所得の方に分類すると。というのは、そのわきに見込税額というのがありますけれども、所得そのものは分類はできるんですが、税額を算定するに当たりましてすべての所得を合算しなければ税額が出てまいりませんので、そういった関係上で複数の所得を有している場合には一番多い所得の方に分類せざるを得ないというふうなことになっております。したがって、農業所得そのものは19年度、20年度と下がった見込みを立てておるわけでございますけれども、そこに一部給与所得等が入れば若干変動の要因にもなりますし、もう1点は、ここに書かれてありますのは課税標準額でございます。課税標準額と申しますのは所得額からいろいろな控除をした後の額になります。例えば同じ所得でありまして、扶養家族が多いとか社会保険料控除が多いとかといった場合には課税標準額が変わってまいります。そういった格好で20年度の見込みを立てましたところ、そういった控除額が所得のマイナス分よりもさらに控除額が少なかったと、そういった二つの要因でもって農業所得の課税標準額だけがほかの所得よりもふえたというふうな結果になってございます。

それから、3点目、その他の所得ですが、これにつきましては一番多いのは年金でございます。現在、公的年金等につきましては、ずっと前は給与所得だったんですが、今はその他の雑所得に分類されておりますので、一番主たるものが年金、さらに不動産所得あるいは満期保険金などの一時所得、その他の雑所得等がその他の所得にすべて分類されてございます。

次に、収入率の御質問でございますけれども、去年は98.3%、本年が96%ということで、2.3

ポイント下がりました。これにつきましては要因が二つございます。一つは、18年度、19年度におきまして定率減税が廃止されました。18年度におきましては15%から7.5%、2分の1に減りまして、19年度が廃止と、そういったことで住民税の税額がふえてございます。もう一つは、税源移譲、特に所得で200万円以下の階層の税率が5%から10%にアップいたしました。所得税とトータルしますと税負担は同じになるわけでございますけれども、こういった二重の制度改正によりまして比較的所得の少ない階層に重税感が高まりまして、これが新たな税の滞納を生み出してございます。税務課といたしましては、19年度並みの収納率を目指して鋭意努力いたしますけれども、ただ、最終的に歳入欠陥等を起こし赤字決算などという最悪の結果を避けるために、少し手がたい収納率を設定させていただいたところでございます。

それから、退職所得の徴収の方法ですが、退職所得についてはすべて源泉徴収で行ってございます。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） いろいろ難しいあれがあるようですので、今お聞きして、ぱっとわかったような状態ではないですが、もしあれだったらまた後日お聞きしたいと思います。

最後の退職所得分、これが先ほど申しましたとおり200万円ほどの増収を見込んでいるということですが、これは例えば勤続年数とか退職金の額によっていろいろな面倒くさい計算があると思いますが、すぐできるのであれば、35年勤続の退職金2,000万円とした場合に、市に入る税収というのは、すぐできればお答えください。どうでしょうか。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 ふえている原因につきまして

は、一つは退職者の数がふえるであろうという見込みを立ててございます。ただいまの御質問の額でございますけれども、退職金につきましては控除額が20年までは1年につき40万円で800万円になります。20年を超えた分につきましては1年につき70万円ですので、15年を乗じますと1,050万円、したがって2,000円支給されましても1,850万円が控除されますので、残り150万円、これの2分の1が退職所得となります。75万円が退職所得となりまして、さらにこれから所得税で申し上げますと基礎控除分38万円が控除されますので、最終的にはこの金額ですと税率5%となりますので、所得税は大体2万円程度かなと。住民税につきましては基礎控除等の金額が若干変わりますので、4ないし5万円ぐらい、ただ、実際には退職所得だけの方というのはほとんどいらないわけです。給与所得があって初めて退職所得、サラリーマンの場合、給料をもらっていて退職して退職金というふうな格好になりますので、最終的にはその年間の給与所得と退職所得を合算しまして、そこからいろいろ扶養控除とか生命保険料控除、社会保険料控除、いろんな控除をした上で最終的にその税率がかかって税額が決まります。そういったことで、ただいま申し上げました所得税で大体2万円ぐらい、住民税で4ないし5万円というのは退職金に対する源泉徴収の金額がおおよそそのような金額になるのかなと思います。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。次のページ、12ページの方の固定資産税関係、これも実質比較ではプラスの871万2,000円になっていますけれども、これも補正が入りますので結果的には私の試算ですと1,800万円、前年度から見れば本年度が△になると、こういう見方でよろしいかと思います。これだけを見ると増収のよ

うな気がしますけれども、補正比較をしますと約1,800万円ほど△になるんだと、マイナスになるんだという見方でよろしいかなと思います。どうでしょうか、その辺一つと。

それからもう1点が、これも課税標準額ですけども、19年度予算から見て、土地と家屋と償却資産とありますが、土地だけが約3%ほど評価が下がっているようです、標準額ですね。これはどうして下がったのでしょうか。ということは、この評価替えはしてないと思ったんですけども、ほぼ同じになるのかなと見ていたんですけども、この辺が約3%下がっておりますが、その理由はいかがですか、その二つです。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 最初の税額の御質問でございますけれども、御指摘のとおり3月補正後の額と比較しますと1,800万円マイナスとなっております。

2番目の土地の課税標準額だけが下がっているという御質問でございますけれども、固定資産税につきましては3年に一度評価替えを行ってございます。ただ、土地につきましては、3年ごとの評価替えに加えまして、市街化区域を中心にしましてポイントが決まっておりますけれども、そういったポイントにつきまして不動産鑑定をもとに下落修正ということを行ってございます。そういったことで、土地については残念ながら新庄市はまだ下落傾向が続いてございますので、そういった関係上、評価替えの年度には当たってございませんけれども、土地についてだけ課税標準額が前年度より下がっているということになってございます。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。次の都市計画税関係に入ります。これも土地だけが先ほどの説明ありましたとおり市街区域の下落修

正で平成19年度予算よりも約6.5%下がっていると、こういうふうなことでございますけれども、そういう理解でよろしいかどうかです。

それから、ここにあります都市計画税ですが、何年か前からいろいろ聞かれています、円満寺周辺とか川西周辺、その白地部分、これが非課税地区になっているわけですけども、この分を今年度この税収を見込んだ額をここに上げているのかどうなのか、それ一つと、この都市計画税というのは目的税なのかどうなのか、その2点お願いします。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 最初の土地が下がっているのは、固定資産税で御説明申し上げましたとおり下落修正の結果でございます。

2番目の円満寺及び川西周辺の白地の地区に都市計画税が課税されているのかという御質問ですが、課税はされてございません。

それから、都市計画税は目的税かという御質問につきましては、目的税でございます。

以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 先ほどの円満寺周辺、川西町も含めたところの白地部分、ことしの予算で300万円ほど計上されて、ここの用途地域の見直しをやっていたと思うんですよ。ことし課税ならないにしても、例えば次、来年度、その辺あたりになるんじゃないのかなというふうな希望を持っているんですけども、その進捗はどういうふうになっているのかどうか。

もう一つ、先ほどの都市計画税は目的税だとおっしゃったんですけども、この目的税の歳出のところで何にこれが反映されているのかどうか、その2点さらにもお願いいたします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 平成19年度都市計画に係る基礎調査を実施しております。これにつきましては現在の都市計画の見直しの必要性というふうなことから進めておるわけでございます。これは以前にもお話し申し上げておりますが、都市計画の基本となります都市計画マスタープラン、これが平成8年に策定されまして、現在11年を経過しているところでございます。その後、新幹線の延伸やら、それから社会情勢の変化等によりまして変わってきているというふうなことから、都市計画としての内容の見直しも含めまして行う必要性があるということで現在行っているところでございます。

この調査につきましては、全体的な都市計画の見直しに向けた基礎調査を行っておりまして、新たに開発する部分と保全する部分と都市計画の用途につきましては大きく分けてあるわけでございます。今お話ありました川西というのは多分小檜室を指しているのかなという感じなんですが、これにつきましては現在白地でございまして、開発がこれからの地区でございます。

あともう一つ、円満寺につきましては既に開発が進められておりまして、ほぼ市街化が進んでいるというふうなことで、逆にここは環境を保全していくための用途指定が必要な地区というふうなことになるかと思えます。そういった地区について全体的に見直しを今進めているところでございます。

このほかにも白地と申しまして、前に緑農住区の事業で行いました鳥越地区の住区地区、こういった地区が白地になりまして、課題として残っている部分でございます。これらを全体的な土地利用の観点から見直しを進めていく必要性があるというふうなことで、その基礎調査を今やっておるところでございます。

市長の施政方針にもありましたように、上位法であります国土利用計画法とか、関連する農振計画法、これらとの調整、整合を図りまして

都市計画の見直しを行っていく必要があるというふうなことで、今後これらの全体的な一体となった計画を進めていく必要性があるというふうなことで今考えているところでございます。

それから、都市計画税の目的、何に使っているかというふうなことですけれども、これにつきましては都市計画法の中で都市計画に基づいて行う都市計画事業、例えば今進めております街路の整備事業とか、それから公園事業とか下水道事業、こういった都市施設の整備にかかわる事業に使うと、もう一つは土地区画整理法に基づいて行われます土地区画整理事業、これらについての費用に充てるというふうなことの規定がでございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 大体わかりました。時間もなくなりましたので、次に、20ページの使用料関係、証紙収入についてお聞きいたします。この証紙収入は多分ごみ袋の売上代金だと思いますが、このごみ袋には大きく言って燃えるごみと燃えないごみの袋があるわけですか。そのうち燃える袋、これは特大と大と中ですか、その3種類ありますが、このおおむねの枚数とおおむねの金額がわかれば教えてください。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 証紙収入につきましては、今、委員から御質問あったことと同じ、袋の売り上げといいますか、それが証紙の収入になってございます。区分的には燃えるごみの袋については、特大の袋が予定されているのが54万7,200枚、大の袋が63万枚、それから小と言っていますが8万4,000枚、金額にしますとそれぞれ特大が約2,700万円、大が2,500万円、小が250万円というふうに概算を出して予算見積もりしております。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 大体特大と大の金額あるいは枚数が似ているわけですが、実際これは、前にも私は質問しているんですが、袋の中に入る容積、これらを検討して金額設定をされているのかどうなのか、また、この特大の袋というのは今から四、五年ぐらい前に突如出てきたわけです。何で突如出てきたかというのは、私なりに認識しているのは当時野焼きができないということで、ここにそういうものを入れるためだと、こういうふうにして出てきたんですが、この中には生ごみから何から全部入って出されております。この容積比に関連する値段10円しか変わらないんですけども、この辺はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 特大袋の出現なんです、これは平成15年から特大袋というふうにさせていただきました。これの理由につきましては、今、委員おっしゃったような野焼きが禁止されたことと、エコプラザもがみが新しく開設されて、従来燃やせないごみとして埋め立てしておりましたプラスチック類、ナイロン類、これも入れたいというふうなことで焼却するというふうなことで特大袋の利用が必要になってきたということで、容積比につきましては大の袋が30リットルに対して特大が1.5倍、小が逆に1.5マイナスというふうなことで、金額的にはそれぞれ10円ずつしか変わらないんですが、容積比だけではなくて、従量というふうなものも換算して、大きな袋は少し比率的には軽くなる、1.3倍程度というふうに計算しましたので、現在のような金額設定をしております。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 税収の基本的なことについてお尋ねしたいと思います。

一つは、今回、去年4月から住民税が倍になって所得税が半分というようなことで、所得税は前年度の決算を見ないとわからないというふうになっておりました。そういう意味で、先ほどもちょっと説明の中にあったんですけども、その中で定率減税などいろいろな減税が廃止されてきているわけですが、私たち一般市民にとっては負担が大きくなってきて、その結果の市の財政についてその辺がどのように反映しているのか、そういうことを最初お尋ねしたいと思います。2ページの歳入です。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 先ほど沼澤委員の御質問でもお答えしましたが、今回の住民税のアップにつきましては、定率減税の廃止と税源移譲に伴うものとございます。定率減税の廃止につきましては、これは所得の額にかかわらず昨年度よりも7.5%、一昨年よりも15%、すべて税がふえてございます。もう一方の税源移譲に伴う税額のアップでございますけれども、200万円以下の所得の方につきましては従来5%であったものが10%になりましたので、5%アップになってございます。しかし、200万円から700万円のクラスにつきましては従来から10%でございましたので、この階層につきましては税率の移動はございません。定率減税の廃止の分だけが税額が上がっていると。それから、700万円以上につきましては、従来13%であったものが逆に10%に下がりましたので、この階層につきましては住民税負担は減ってございます。ただし、おのこの例えば200万円以下の方につきましては住民税が5%アップになってございますけれども、逆に所得税10%が5%に下がっておりますので、トータルではイコールになります。それから、700万円以上の方につきましても、

住民税負担３％下がった分、所得税が３％アップとなっておりますので、トータルではこの階層も税負担は変わらないというふうな税改正になってございます。ただ、税務課の方で分析しておりますけれども、やはり200万円以下の方、この階層が５％から10％に税率がアップしたということ、それから税源移譲につきましては住民税につきましては19年６月から適用になってございますけれども、所得税につきましては、現在確定申告の最中でございますけれども、この確定申告の時点で初めて所得税の税率が下がったという結果が生じてまいりますので、納税者にとってみますと実感に若干ずれがあるのかなと、実施時期によって若干ずれがあるのかなと。給与所得者につきましては、住民税も所得税も源泉徴収されておりますのでトータルでは変わらないんですけれども、先ほど申し上げましたように定率減税の廃止に伴って、この分については全員が税額が上がっていると。

そういったことで、非常に毎月の督促状の発布の枚数等見ますと、枚数はそんなに極端にふえてはいないんですけれども、税額は去年と比較しますとかなり上がってございます。そういったことから分析しますと、やはり税源移譲と定率減税の廃止が非常に響いているのかなと。特に200万円以下の方の滞納者が若干ふえている可能性は否めないのかなと。そういったことで、３月補正でも減額させていただきましたけれども、20年度の徴収率につきましても19年度の見込みをもとに19年度当初よりも下げさせていただいたと、そういったことでございます。

以上です。

１２番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

１２番（今田雄三委員） 加えて、新型交付税が実施されたという一つのもので移譲という言葉があると思うんですが、その影響力はどのようになっていますか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 新型交付税については、10分の１を新型交付税、いわゆる簡素化された交付税で算定するというところでやっています。その算定によってどのくらいはね返りがあったかということについてはまだ明確にうちの方ではプラス・マイナスの判定についてはまだなされていません。ことしからなったということで、まだその結果についてはこれからの検証だというふうに思います。

１２番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

１２番（今田雄三委員） 2,000万円の増というのがこころに影響しているのかなと思ったんですが、それは全然関係ないわけですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 ことし１月に20年度の地財計画が発表されて、その中で普通交付税が昨年15兆2,000億円だったやつが20年度は15兆4,000億円、加えて地域再生事業対策費ということで、いわゆる東京都などからの法人二税を地方に再配分するというで4,000億円等々が見込まれて、いわゆる地方と中央の格差に対する配慮がなされたということを受けまして、ほかの市町村、県内もそうですけれども、おしなべて交付税についてはプラスの伸びになっています。新庄市はシビアに計算しまして2,000万円の伸びということで計算しましたけれども、ほかの町村は１％、２％、多いところでは４％ほどの伸びを見込んでいます。そういったことで、かたい収入を見込んで2,000万円程度の増ということでうちの方では見込んでおります。そういったことでありまして、新型交付税になったからふえたということではなくて、地財計画、政府が地方に配慮する分を若干見込んだということであります。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） そうしますと、地方交付税の中身というのは新型交付税とのダブリで、まだまだそっちにすべてが移行したという理解に立たない方がいいのかなと思うんですが、そのとおりですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 新型交付税は計算が非常に複雑で難しいから、これを計算する項目を絞って半分ぐらいにしないでというような方法で算定されます。それが19年度から5年ほどかけて直していくということでもありますので、その効果は5年後ぐらいになるとはっきりしてくるということで、今回の2,000万円というのはちょっと切り離して考えていただいた方がいいかなと思います。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） そうしますと新型交付税については5年後を見なければまだわからないと。今までの地方交付税がそのまま、57項目か47項目かわかりませんが、その項目でまず来ているということで理解していいわけですか。そういうことで、なるべくであれば、一般質問でもしましたけれども、地方の財政はやはり国の支出が少なくなればなるほど大変だということで、新型交付税とは言いつつも地方の格差が拡大してきたということで、そこにいろいろな名目を加えて今交付しているようですから、そういう意味合いでは来年度の予算についてもそこら辺の格差是正と、そして地方が生き延びることからいってみれば、これまでの考え方を踏襲していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、先ほど沼澤委員もおっしゃったんですが、都市計画税、14ページの1の1とい

うことになりますが、都市計画税についても少し丁寧にお聞きしたいと思います。目的税であって、それが公園なり下水道なりというふうになっていますが、今全体的に都市計画税を納めていても下水が通らないと。先ほど言いました踏切を超えて円満寺に行く途中になるわけですが、そこは都市計画税が取られているんですけれども、そういう実施がないということで、そこら辺の進捗状況はいかがになっていますか。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 私の方は、まず都市計画税のお話から下水の方に振られてきましたけれども、今、例えば円満寺のことについては、常葉町跨線橋の下はもう既にJRを越えて管が1本来ていまして、南の方については関谷踏切の方まで行っています。そこからこれから下水道が北の方に上がろうかなというようなことで、一応私の方の20年度の計画で調査を20年度予算であそこに入りたいということで考えています。当面は国道458号から東側の方をまず当面やろうかなと考えています。あそこについては大体2年ないし3年ぐらいであの辺は終わるのかなと。それから458号を越えまして円満寺の方向に上がろうかなというふうなことで今考えているところでございます。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、15ページのゴルフの項目であります、一番下の1目になります。200万円ほど減っているわけですが、本来であれば増収を見込んでいくというのが普通なんですけれども、ここら辺だけがちょっと減っているような感じがしますが、その原因としてはどういうふうに見込んでいますか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 一つだけゴルフ場があるわけでありすけれども、やはり世の中の景気動向を反映する、それから周りに相当類似のゴルフ場が出てきたということで、一時よりずっと客足がだんだん落ちてきているということで、納められたゴルフ税のうち10分の7が新庄市に交付金として還元されてくるわけでありすけれども、やはりそういった関係で客足が落ちて、当然金額も落ちてきたということの数字が反映されているのかなと感じております。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 最後になりますが、27ページのふるさと納税寄附金ということで1,000円上がっています。これはどういう内容で理解したらいいわけですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 20年度からふるさと納税が導入されるということで、税金としては21年度にその控除がなされるわけですが、4月から、義務教育までいたふるさとに1割までの限度で、その生まれ育ったふるさとに寄附ができると。従来の寄附ですと課税所得額から寄附された分が控除されるわけですが、このふるさと納税制度は寄附した分がそっくり税額から控除されるという、根本的に違う制度であるということで、当然新庄市にもそういった生まれ育ったふるさとに御寄附いただく方々がいらっしゃるだろうということで、ここに新しく項目を入れさせてもらったということになります。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） そうしますと、ただ単に項目をふやして1,000円にしたというふうな理解に受け取れるんですけども、その努力目

標とか、そういう手順をどういうふうに踏んでいくかという手だてはこの中に含まれていますか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 1,000円という数字で計上させていただきましたけれども、これからいろいろな御寄附いただけるような対応、例えば関東周辺とか仙台市周辺とか、いろいろいらっしゃると思いますので、そういった方々に呼びかけ、あるいはいろんな団体に呼びかけして、新庄にぜひそういったお金を寄附していただけるような、これから体制について具体的に協議、課を横断した対策チームをつくりまして、できるだけ新庄市にそういったお金が御寄附いただけるように今後対応をきちっとつくっていくと。これから検討を具体的に大至急やっていくということでございます。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） この件については、一般質問の中にも出ておりましたが、市長からも具体的な目標を持ってやるという状況なども伺っていますから、そういう意味合いではじっくり構えてやっていただきたいと思います。その中で、ある程度金を集めますと国の方ではそれを差し引いて新型交付税をやるよというような状況にもなりかねない状況もありますから、そこら辺の見通しはどう考えていますか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 そのふるさと納税もそうですが、税源移譲された分、新庄には相当3億近く税源移譲されているわけです。そういった収入を全部見込みますと、当然地方交付税が落ちていくということがあります。ますます格差が開いてしまうというようなことが見込まれると。国ではそういったことを補正するという

目的でいろんな係数の整理とか、そういった調整弁的なものを算定式あるいはいろんな中で設定されておりますので、それをやることによって交付税とか収入が減るということがないような仕組みにはなっていますけれども、なおきちんとした形で国の方に伝えて、不利益を講じないように意見として伝えておきたいと思います。

12番（今田雄三委員） 終わります。

小野周一委員長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時02分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに歳入について質疑ありませんか。

3番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

小野周一委員長 斎藤義昭委員。

3番（斎藤義昭委員） これまで発言なさった方と関連してなんですが、11ページ、1款市税1項の所得税についてちょっとお聞きしたいと思います。今、定率減税の廃止によって課税が重くなると、片方では介護保険、健康保険すべてのものが多く負担されるような時代になっているわけで、大変なんですが、この農業所得についても、平成18年までは減反奨励金については課税外の対象としておったわけですが、平成19年度から一時所得として今度課税対象になりました。この金額も相当大きい金額だと思うんです。減反奨励金を何とか多くしてください、多くしてくださいと言っている片方からそういうものを切ってくると。大変な内容だろうと思っているんですが、一時所得として課税されることによって新庄市の農家はどのぐらいの負担になるのか、それがわかれば。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 減反奨励金の一時所得の総額という御質問でございますけれども、現在、確

定申告の最中でございます。確かにこの奨励金につきましては一時所得として、所得の一部として申告の受け付けを行っております。ただし、農家の所得につきましては、米の売り上げ、自家消費分、例えば田んぼを貸している場合とか、農業収入はいろんな分野にわたっております。この減反奨励金もその収入の一部とみなされるわけでございますけれども、この一時所得も含めた中からいろんな生産に要した経費が差し引かれてまいります。そういったことで最終的に経費を引いた残りに税率がかかって課税されるわけでございますけれども、もし農業所得が赤字であった場合、この一時所得も含めて赤字であった場合には結果的に課税対象とはならないというふうになります。そういったことで、この一時所得についてのみ幾ら課税なっているのかということにつきましては、農家個人のトータルの収入、トータルの経費、そういったものが絡んでまいりますので、総額で幾ら課税になってくるのかということについてはちょっと制度上お答えできないような格好になっております。

以上です。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 それでは生産調整にかかわる産地づくり交付金と稲作交付金の一つの配分の予定額でございますけれども、新庄市に割り当てされております産地づくり交付金については2億1,959万2,000円でございます。それで、担い手集積と合わせまして3年間の固定の生産調整の額が2億8,859万4,000円、これが各全体の生産調整にかかわる金額になります。それに対して一時所得ということで課税されるということで、今、税務課長が申し上げたとおりでございます。

3番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

小野周一委員長 斎藤義昭委員。

3 番（斎藤義昭委員） 前は農家所得の税金の申告に対しては青色申告と白色とあったんですが、今、白色も大体青色申告のような申告方式になっているんですか。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 まことに申しわけございません。税務課長1年目ということで、青色申告の制度よくわからないんですけども、現在、市の方で文化会館で行っております確定申告ですけども、やはり出荷証明等収入がわかる書類、それから経費につきましては基本的には領収書、そういったものをお持ちいただいております。それと収支計算書、そういったものを全部事前に御記入いただきまして、その上で申告を受け付けてございます。ただ、すべて領収書を1枚1枚全員チェックしているかといいますと、きちんと収支計算書をお書きになって、きちっと領収書をお持ちになっている方がほとんどでございますので、ある程度ピックアップしてチェックしたり、あるいはいろいろ聞き取りの結果ちょっと勘違いなされているような方については1枚1枚全部電卓で積み上げるようなやり方とか、それはおいでになる個々の方によってチェックにつきましては若干違ったチェックをさせていただいております。以上です。

3 番（斎藤義昭委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに歳入についての御質疑ありませんか。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） お伺いします。16ページで、9款地方特例交付金ですが、これにつきましては平成20年度当初予算の内示資料の中に合計4,400万円、平成19年度が5,500万円ですから20%減という状態になっておりますが、これについてなぜ減になったのかということと、減収補てん特例交付金1,400万円入っていますが、

この意味するもの、どういうときにこうなのか、減収になっている場合のところを教えてください。

もう1点は特別交付金、16ページにありますけれども、これについては2,200万円が減額なっていますが、この特別交付金なるものの算定基準、どういうふうにして算定されるのかをお伺いしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 地方特例交付金の方ですが、去年は児童手当特例交付金がございました。これは18年度から児童手当の制度が拡充されたということで、年齢の引き上げとか範囲の拡大等々でございますが、それらによって地方の負担が増加してきているということで、その分をこの交付金で対応して、その拡大された分の負担分を埋めるという目的でされました。プラスしてことしから減収補てん特例交付金というのが新たに設けられたわけですけども、これは税源移譲がされたことに伴いまして、住宅ローン関係の市民税還付金等々でタイムラグが生じることによって市民税に反映されると、それがタイムラグになって、それが一部該当する市民の方々に還付されると。還付された分、市に対して収入が減になりますので、それらを特例交付金で補てんするという制度でありまして、その二つがことになりました。減った理由は、去年4,400万円でしたけれども、国の指導によりまして、このくらいが交付されるのではないかとということで指導を受けた結果を計上しましたが、実際の収入は非常に少なかったということで、そういった減額をさせていただいたということでもあります。

それから、その下の特別交付金でありますけれども、これは恒久減税がやられてきましたけれども、それが18年度で終了したということで、その経過的な措置として、一時は相当多かつ

たわけですけれども、7,500万円ほどありました。それがだんだん少なくなって、本当はなくなるはずなんですけれども、経過的な措置として、ことし、来年あたりまで残るということで、それがことしは1,100万円というふうな数字になっています。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） 住宅ローンのタイムラグの関係で市に減収補てん特例交付金というか、これは住宅の関係のいろんな部分に対する、住宅ローンに対する市民税、これはどれぐらいなのか、まず1点お伺いしたいことと、特例交付金、今までは最高で7,500万円ぐらいいただいていたのが今回は1,100万円ぐらいを当て込んで本年度の予算計上をしているということですが、そのほかにこれは意味はないのですか。特交、特交と言っていますけれども、特交でいろんな事業をやった場合に、ほかのところの自治体で「ここのところ結構多くもらったよ」という、この地方交付税もこっちも両方ひくくめてなのか知りませんが、そういう話を聞いているものですから、めっぽう少ないなという部分があるのでお伺いしたのですけれども、特別交付金、特例ですから、特例になったからしていただけるのでしょうか、そういうふうな目的、今お伺いしたのですけれども、その恒久減税の自治体に対するしわ寄せの部分がずっと国の方からの交付金として特別交付金として来ていた、それがだんだんと少なくなってきたというだけの目的ですか。もう少し幅というか、領域というのはないのかどうなのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、私、一般質問の中でも話しましたが、地方再生、7,000億だっけかな、要するに人口5万人以下のところにある程度色が無いのでということで1億3,000万円ぐらいの交付金があるわけですね。これは単純に今の

地方交付金という状態の中に入っている、予算編成の段階でそっちの方に入っているのか、特例交付金の方に入っているのか、それはどっちに入っているのかも伺います。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 住宅取得控除分についてですけれども、人数については現在把握できません。と申しますのは、19年度までは住宅取得控除は住民税には影響なくて、所得税だけの手続で済んでおりました。1月に税務署と合同の会議があったんですが、その際に、もし対象者とわかれば事前に市町村の方で「該当しますから手続をしてください」という通知を差し上げようかと思ったところです。ただ、税務署の方では何年間かの件数だけはわかるけれども、具体的な氏名までのデータを集約するのはまずできないと。それから、人数だけがわかっても、果たして所得税だけの手続で済むのか、住民税まで影響を与えられるのか、その線引きも個々に実際やってみないとわからないということで、最終的には確定申告を締め切った段階でしか人数的には把握できないという状況です。ただし、これは税額が減る手続でございますので、もし3月17日までの確定申告終了後でもお気づきになった場合には随時手続については受け付けいたします。そういった状況でございますので、現在のところ把握し切れてないというのが現状でございます。以上です。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 特交と言われるのは特別交付税でありまして、16ページですが、10款に地方交付税があります。その説明欄の中に特別交付税5億8,000万円ということでもあります。これは地方交付税総額の6%に相当する額が国から交付されると。災害とか、いろんな臨時的な経費にそれが充てられるということで、特徴

的には頑張る地方応援プログラムの3,000万円とかは色つきの交付として19年度に交付されている、そういったことであります。特例交付金あるいは特別交付金というのは国の制度によって地方が減収あるいは負担を強いられる分が臨時的に、そういった制度がいろいろ変わるわけですが、その穴埋めとか緩和する役割で交付されるのが特例交付金あるいは地方特例交付金ということで御理解いただきます。

それから、再生対策事業費は4,000億円でございまして、新庄市には1億2,000万円ほどが計算上は算定繰入額としてそのような額が示されてございます。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） なぜお伺いしたのかというと、私の勘違いがありまして、特例交付金というのは今みたいに減収を当て込んだ部分に対する補てんと。特交というのは特別交付税のことで、いろんな事業に見合った部分が入るということで、なぜお伺いしたのかということ、できれば、歳入の入ってくる要素というのがなかなかないものですから、特交でいろんな部分で事業を勘案して、それぞれの自治体がいちいち陳情等々行ってお金がかかり入ったよという話をお伺いしたものですから、事業をやった部分に対するそれに見合う特交というか、特別交付税という部分で入ってくるんだというふうに思ったものですからお伺いしたのですが、願わくは、歳入ができるだけ入ってくる状態でないものですから、そういうところで頑張って入ってくるあれが多くなればなという思いで話をさせていただきました。

そうすると、もう1点は、今後は特例交付金というのはだんだんなくなる可能性あるわけですね。ずっとこれは当て込めない交付金ということになるのでしょうか、その辺お伺いします。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 特別交付金はそういった恒久減税が実施されていたときにその不利益分、国で2,000億円、新庄市では7,000万円と先ほど申し上げましたけれども、その経過的な措置、18年度で廃止されましたので、今はありますけれども、いずれなくなると。それから、特例交付金の二つについても、さっき言った住宅ローンに関しては一時的なものと、それから児童手当についてはいずれは制度になるか交付税措置になるか、そういったことの恒常的な形に組み替えられる可能性はあります。したがって、いつまでも続くという交付金ではないというふうにとらえています。

13番（金 利寛委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに歳入について。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

小野周一委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） それでは5点ばかりお伺いしたいんですけれども、まず11ページに個人・法人とありまして、法人均等割の1号から9号まであるんですけれども、これの区分の方法をお伺いしたいんですけれども、資本金とか従業員とか何かあれば。1号から9号までの区分した内容をお伺いしたいんですけれど。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 第1号法人につきましては、資本金が50億円を超えて、従業員数が50人を超える事業所でございます。2号につきましては資本金が50億円以下、従業員数が50人を超える事業所でございます。3号につきましては、同じく資本金は50億円以下なんですが、従業員数が50人以下、4号、5号につきましては資金的につきまして10億円以下なんですが、4号につきましては従業員数が50人を超える事業所、5号につきましては50人以下の事業所です。6号、7号につきましては、資本金等につきまして1

億円以下、従業員につきましては6号が50人を超える、7号が50人以下、8号、9号につきましては資本金が1,000万円以下、従業員数につきましては8号が50人を超える事業所、9号が50人以下の事業所、以上の区分になってございます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

小野周一委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） 次に、28ページの20款諸収入、これもいろいろ貸付金元利収入等あるわけですけども、今8件ありまして、その後まだこの残りはあるのかなのかお伺いしたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 貸付金についてのお尋ねでございますが、5款に2件ほどございます。名称が新庄市勤労者生活安定資金ということで……、違います。失礼しました。これ以外にございません。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

小野周一委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） 次に、30ページの21款市債、これの中の住宅債、市営住宅改修事業債1,400万円あるんですけども、これは修理したんですよ。何戸ぐらい修理されたのか、残はどのぐらいあるのかお聞きしたいんですけど。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 住宅債の市営住宅改修事業債についての御質問でございますけれども、これは20年度予定しております玉の木2号棟の外壁改修工事に要する部分の起債1,400万円というふうな内容でございます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

小野周一委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） 54ページの例のわらすこ広場の件なんですけれども、この金額とか、

これは別に差し支えないんですけれども……。

小野周一委員長 歳入ですので。

17番（山口吉静委員） 失礼しました。

小野周一委員長 ほかに歳入についての質疑ありませんか。

2番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2番（佐藤悦子委員） 11ページの1の1の個人市民税で前年比マイナスになっています。その理由については税務課長の方から年収200万円以下の方の税金が、市税が上がっているということで、払いがおくれているというか、そういう状況があるというお話がありました。年収200万円以下の方が平成18年の1年間で全国で40万人以上ふえたと言われております。当市では18年の1年で何人ぐらいふえたようだというのはわかるでしょうか。全国では今延べ1,022万人にも達していると言われております。状況がわかればお願いします。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 申しわけございませんが、所得階層ごとのデータは税務課で作成してございませんので、御理解賜りたいと思います。

2番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2番（佐藤悦子委員） 実際に、税務課長の先ほどからのお話の中で、200万円以下の方々の税金の払いが大変厳しくなっている状況であるということでした。全国ではその人数がふえていると言われております。当市でもふえていると思います。それがやはり税収が入らなくなっている人がふえていけば、やはり税金も払えなくなっているだろうと思います。それはやはり労働法制的正規採用職員から非正規採用職員に、臨時の職員に切りかえていっている、派遣などもふやしている、そういう労働法制的改悪がや

はり市民の収入減に、仕事が安い仕事しかないというふうになって、市には税金がなかなか入りにくいという、そういう状況をつくっているなど感じるんですが、そういう点があるのではないのでしょうか。

それから、収入が入らなくなったということと、ほかに私は税金を納められない原因として二つあると思うんです。一つは、皆さんおっしゃっているような原油高とか、市長の施政方針にもありましたが、穀物市場の値上がりなど、こういった生活していく上で必需品があるわけですが、この値段が上がっているために、収入が少ないのに生活費が上がっているという、こうなるとやはり税金も払えなくなるんだと思うんです。物価が上がってきているということと、もう一つは、これもまた国の政策でありますけれども、社会保障の抑制路線がこのところずっと続いておりまして、具体的に市民にとっては、医者に行けば負担が上がる、介護保険を利用すれば利用料がホテルコストなどが取られるようになって上がっているとか、あと診療報酬や介護報酬が国から下げられている、そうすると働く人の賃金も下がるというようなこととか、あと生活保護を受けている方々の加算がなくなったり減らされたりしている。これは社会保障費を本当は自然にふやさなきゃいけないと言われるのにそれを抑制してきた政府のやり方があって、それが市民にさまざまな負担増あるいは収入減となって、結局市税が納められませんかということで、申しわけありませんがと言って市役所になかなか行きにくい状況が市民の中につくり出されているなど感じます。

そういう点から、私は市税をふやすということを考えたときに、税務課長だけでは市税の収入をふやしていくことはやはり限界がある。強制的にやっても丁寧に指導しても、収入が減って、出すものばかりふえているわけですから、そういう点では市としてやはり市長など、ある

いは課長などそれぞれの立場から国に対して、市民の懐をふやすように、労働法制をやはり正規採用をふやす、200万円以上なるように最低賃金の引き上げを迫っていただきたいし、労働法の改正についても、本当に働く人たちが守られる賃金になるようにしていただきたい、税金が払えるようにしていただきたい。そういうことを言う必要が労働関係ではあるだろうし、社会保障関係のことでは抑制路線はもう限界ではないか、もう鼻血も出ない状況になっているんじゃないかと、こういうふうに言って社会保障をやはりふやすものはふやすべきだと、市民が安心して暮らせるように、負担をふやさないようにしていかなきゃいけないんじゃないかという立場で、立場立場で言うていく必要があるんじゃないか。それがやはり市民税が入ってくることにつながる。

また、物価値上げについて、原油高など穀物値上げなどについては、これを国の施策で生活必需品については補てんする、中小企業の営業を守る、補てんするような対策を打てと、こういったことを言うていくことが中小企業を守り、雇用を守り、市民税が入ってくる、そういうことに繋がっていくと思うんです。それには市税を入れるときにやはり税務課長だけではない、国に対して言うべきことを市民の暮らしを守る立場から言うていくことが市の税金が入ってくる流れになるという、そういうことだと思うんですが、どうでしょうか。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

小野周一委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 佐藤委員の御質問で、非正規職員等の問題について国にお願いして労働政策の上で社会福祉を充実することによって税金が入るのではないかというような御提案的、収入を心配していただいたことかもしれませんが、社会保障費の請求というのはまた社会保障費にしか返ってきませんので、市税全体の収入にはなか

なかつながらないと。市税の増を願うには基本的にはやはり働く場の確保、新たな確保、また地域にある企業のさらなる側面援助による充実による収入増、そうしたことをやはり考えていかなければならないのかなと思います。労働条件下におけるそのものが税の増収になるというふうには私は考えておりませんので、国にお願いしたからといって「地方交付税でやっているでしょう」という一言で終わりますので、やはり独自の考え方で新庄市の雇用の場の確保等において収入増を図っていくという、これは市全体としての考え方であります。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 私はまた別のことで、20年度の施政方針と2ページの歳入全体にかかわる国と地方のあり方について質問したいと思っています。

地方財政の危機ということがよく言われて、特に我が新庄市はどうだということで、本当にみんな胸を痛めているわけですが、その主な原因というのが、よく考えてみますと三位一体改革などの国の財政運営と税財政と国の経済対策に追随してきた自治体当局の姿勢にあったと思います。そこで、格差を是正させ、地方自治を拡充し、住民が安心して住み続けられる地域を再建するために、国の税財政を改めさせる先頭に市長が立つことが必要ではないでしょうか。そこで、次のことを市長として国に今後言っていく必要があるのではないかとすることを提案させていただきたいと思います。

一つは、地方交付税の堅持、充実です。これは今田委員も何度もおっしゃっているとおり、地方自治の疲弊を救って地方間格差を是正するために、このことは一番に大事なことだと思います。

二つ目は、財政健全化法というのが出されてきておりますが、これを政省令を制定したり運

用したりこれから始まってくるわけですが、そこで自治体関係者の意見をよく尊重するように言っていただきたいと思います。自治体の財政運営に対する国の関与を減らして、自治体の自主性をあくまでも重んじるようにしていただきたいと思います。これはなぜかといいますと、財政健全化ということで夕張が財政再建計画やられておりますが、財政の健全化だけで、住民に対しては日本一高い負担と日本一低いサービスを押しつけるやり方がやられており、その結果、財政は健全化するかもしれませんが、住民がいなくなる、職員もいなくなる、職場が去っていくというか、そういう状況になっておりまして、地方がなくなる、そういう方向に持っていかれる内容になっております。これでは地方自治とは言えない。地方自治が全くないがしろにされている財政健全化法の今のやり方だなということで、それでは危ないと思いますので、そうではなくて、やはり地方自治を守るという立場から地方の意見をよく聞いていただきたいと思いますということを言っていただきたいと思います。

それから、健全化を判断する比率が四つありますが、それに基づく早期健全化や財政対象の指標を決めるというときは、次のようなことを考える必要があるのではないかとことです。

アとして、病院や下水道とか、診療所は特に下水道だと思います、これは借金が多いんです。こういう事業の性質上、これはやむを得ない赤字だということを考慮した基準にさせていただきたいということです。病院なんかも、診療所はありませんけれども、独立採算ではないということで運営されてきた今までの経緯があるようです。そういうことも含めて赤字はやむを得ず生じたものだという、事業の性質で、下水道は特にです。そういうふうにこれを考慮した基準にするようにとっていただきたいと思います。

イとして、起債を健全に償還したけれども正

当に評価されないということや、必要な投資が抑えられるような基準であってはならないと思うのです。無理無理起債を早く償還することは、つまりは住民にサービスをなくすというか、そういうふうなことにつながるのではないかということなのです。

ウとして、将来負担比率というのがあるわけですが、これがちょっと過大になってないかということなのです。職員全体が退職した場合の退職手当金を全額算入するというのが今やられようとしているようですが、これは大き過ぎる基準で、改めるべきでないかということなのです。

それから、4点目のことで、地方債発行に対する国の補償をなくして、財務調整などを前提とした地方債の自由化に転換するという話がありますけれども、これをやられますと財政力の強いところは安い金利で銀行が貸してくれるようですが、財政力の弱い自治体は高い利率で地方債を借りなければならなくなり、債権者として金融機関の自治体に対する発言権が格段に銀行の声が高まることになります。例えば「リストラを進め人件費を減らさなければこれ以上の貸し出しには応じられない」などのおどしが金融機関から債権者として自治体に言われるようなことになってしまいます。これでは住民の福祉の向上という自治体の責任が果たせなくなるのではないかと思います。そういう意味で、自治体の財源確保に対する国の補償制度を守っていただきたい、こういうふうに今後歳入を確保する意味でも、住民の暮らしを守る、住民が住み続けられる自治体を守る立場をつくっていくためにも市長として国に言う必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

小野周一委員長 佐藤委員、今回、平成20年度の歳入についての質疑でありますので、質問の趣旨を明確にお願いしたいと思います。また、質問に当たっては、先ほども言いましたけれども、ページ数と款項目、事業名などを具体的に示し

て質問をお願いしたいと思います。簡単明瞭にお願いします。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 財政の運営につきまして、国にいろいろ物を申してくださいということとありますが、市長も地方6団体あるいはその下にあります山形県の市長会などでいろいろ協議されていますし、いろいろ国にそういった機関を通じて申されています。そういったことで、今四つほど御指摘あった点、地方交付税とか健全化法、地方債等々について、大きな仕組みについては市長の方から国に物を申すということ、それからいろんな指標とか比率とか、そういった財政的な作業というか、いろんな比率、基準については作業を行う担当課の方から県あるいは国の方に物を申していますし、今後ともそういったきちとした数字のとり方をしてくださいということでは伝えていきたいというふうに考えてございます。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

新庄市の財政危機の主な原因は、身の丈を超えた公共事業ということと、それから三位一体改革による国からの財政が抑えられてきたという、この二つですが、両方ともやはり国の経済政策に沿ってやってきた結果なんです、新庄市は。そういう意味ではそれを認めてきた国の責任というのは非常に大きいと思ひますし、それを今さらはしごを取っ払って、指標はこうだなんて厳しくやられた日には、地方自治は壊されていくと思うんです。地方切り捨てをやつてはならないと思うんです。そういう意味で、ぜひ新庄市の財政難に対する国の責任もあるという立場で国にはっきり言うものを言ひていただきたいと思ひます。

歳入全体をふやすために、やはり地方交付税確保、その財源をどうするかということでも問われるわけです。それをどういうふうに考えるかという点では、私は、この前議会で決議を上げたりしましたが、10年間で59兆円の道路をつくるという総額先にありきの道路計画は中止すべきだと、こういうふうに言っていただきたいし、また大企業優遇税制があるわけですが、これをやめて、法人税率を97年度の水準に戻すだけでも4兆円もの財源が生まれるとか、軍事費の削減もやはり考えるべきだということも含めて、国に対して地方に回す金はあるじゃないかということを市長としても言うていく必要があると思うんですが、市長のお考えはいかがでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 後段の御意見は御意見として伺いさせていただきます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 変わりまして、21ページの14の1に生活保護費等補助金というのがありまして、19年度に行われた老齢加算の廃止、母子加算の削減などで保護世帯は深刻な打撃を受けていると思います。平成20年度は生活保護の母子加算の減額が行われる、20年度も行われると聞いているんですが、どのような内容か把握しておられたらお願いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 生活保護状況につきましては、前にちょっと状況をお話し申し上げましたが、全国的にはかなりふえているということでございますが、本市につきましては横ばいより若干の増ということであります。16年度は118世帯、17年度119世帯、18年度126世帯、19年9月で128世帯と、そのような経緯でござい

ますが、母子加算については段階的になくなるというようなことでございますが、詳細については後ほどお知らせしたいと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 実はこの生活保護費の老齢加算廃止、母子加算の削減ということとあわせて、政府は日常生活費の支給基準の引き下げも検討していたということが聞かれました。これは20年度は見送ったようですが、しかし21年度にはその日常生活費の支給基準の引き下げの方針が行われるとのことなんです。そういったことについて、国民全体にこれでは悪影響を与えるだろうと思うんですが、そのことについて御見解があればお願いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 基準額のもし引き下げということになれば、生活保護を受給している方には大きな影響があるだろうと考えます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 実はこの保護基準というのは、生活保護世帯だけではなくて、最低賃金や住民税の非課税限度額の算定基準、国保税の減免や公営住宅家賃の減免基準、就学援助の適用基準、公立高校の授業料免除などの指標になっていると聞いています。そういう意味では、この生活保護の引き下げというのは国民生活全体にさらに悪影響を与えたいと思いますが、これについて御意見はどうでしょうか。これはそのように考えるでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 今、委員のお話にあったように、いろんな指標を勘案して生活保護基準が決まるということでございます。したがって、そういう指標を上げるために国あるいは

地方自治体も努力する必要があるのではないかと
いうふうに考えます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 生活保護基準の削減路線というのが何から来ているかといいますと、小泉内閣の基本方針2006にあると聞いております。そういう意味では、この転換というか、これはまずいと、直すべきだと言っていく必要があるような気がするんですが、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 同感であります。

2 番（佐藤悦子委員） 終わります。

小野周一委員長 それでは、ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一委員長 再開の前に、午後より斎藤義昭委員が欠席となります。

それでは休憩を解いて再開します。

ほかに歳入についての質疑ありませんか。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 11ページで、先ほどからいろいろな方から御質問あったんですが、個人所得の欄で給与所得とか営業所得とか農業所得それぞれ載っているんですが、以前にも私は申しましたが、農業所得というのは極端に少ないと。その理由としてはさっき課長が説明したとおり、そのとおりわかります。ただ、これだけ見るとすごく農業所得がないんだなと、そういう感じを受けることも考えられますので、参考的に、新庄の農家が1,615あるそうです。そのうちの第一種が559で、農業よりほかの部門

の収入が多いのが第二種ということで559、ここからずっと見ますと、ほとんどの農家が農業所得より給与面の所得が多くなっておりますので、給与所得の欄に所得とか課税額とか出てくるんですが、その辺もうちょっと詳しく、実際は農業所得というものはこのぐらいになっているんですよと、何か以前に農林課長が農業センサスですか、そういうことから把握するとというようなこともあったんですが、その辺どうなっているのか。

次に、これは全般の収入の3点か4点にずっとわたるんですが、11ページから始まって滞納繰越金が法人市民税とか市民税、固定資産税、軽自動車税とか何点かあるんですが、この金額がおよそ3,086万4,000円ほどございます、四つか五つで。この滞納繰越分というものは19年度の滞納繰越分であるか、それとも、もっと2年なり3年なりまとまった分の繰越金であるのか、そしてさらにまたこの繰越分に対する収納対策ですか、収納の対応をどういうふうにして取り組んでいくのか、今までも苦い何か思い出いっぱいあったわけですが、不納欠損とか、かつてそういう取り扱いしたこともございますので。また、昨年いろいろな面からお話が出ました大口の固定資産税の滞納とか、こういうものが出ておりますので、それぞれの繰越金に対する収納対応をどう図るか。行財政改革大綱の中でも収納率の向上を目指すと出ておりましたので、今までと違った、今までと同じだと同じ結果になると思うんです。今までと違った対応をどういうふうになされるのか。

それから、これは毎年そうなんですが、予算は市長の施政方針に沿って編成されるものと思っています、歳入も歳出も。特に市長の施政方針の中で市民所得の向上が基本でございますとうたっております。市民の所得が向上すれば即収入とも結びついてくるわけでございますので、そのために市長は企業へのトップセールス

を推進していくとうたっておりますが、市長としてこれからトップセールスを具体的にどういうふうに進めていくのか。それから、その一環として、企業誘致のあれとして、かつて新庄市では一つの課として企業誘致課というものを設けて取り組んでまいりました。そして、東京事務所に課長クラスの職員を派遣して一生懸命やってきたわけなんです、今回新たに施政方針の中で東京事務所へ職員を派遣するとなっているんですが、これも職員にどういうことを求めるのか。そして、その結果が出なくては困るんです。恐らく1,200万円か1,500万円かかるわけです、人1人派遣すると。そうした意味で、市長はどういうふうこれから具体的に取組んで、結果が出ないとただ金突っ込んだだけになっては困りますので、その辺3点ほど質問させてもらいましたが、まずひとつお願いします。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 予算の説明欄に課税標準額と見込税額と記載させていただいておりますけれども、先ほど御説明しましたとおり、課税標準額あるいは見込税額を算出するためには、どうしても個人ごとに所得を一本化する必要がございます。そういった関係で給与・営業・農業・その他と分類させていただきましたが、一番所得の多いところに分類させていただいたと。複数の所得がある場合には一番多いところに分類させていただいたのがこの説明欄の記載でございます。

ちなみに、農業所得で申し上げますと、先ほど委員の方から1,615世帯という数字がございましたが、20年度の課税資料のもとになっている納税義務者数は123名でございます。やはり第二種の農家が非常に多くなっている結果ではないかと思えます。ちなみに19年度は納税義務者が140名だったんですが、20年度は若干人数的に17名ほど落ちてございます。

次に、滞納繰越分の金額でございますけれども、これは18年度以前から19年度に滞納繰り越しされた分で、なお滞納となっている分に19年度分で新たに滞納繰り越しとなるもの、この二つを合算いたしまして、その額から今月末で不納欠損の見込額を差し引きまして20年度への繰越額を算出いたします。その額に予定収納率を掛けまして出てまいりましたのがこの予算書に記載されております。例えば個人市民税であれば939万6,000円という金額はそのような計算によって出されたものでございます。

この収納対策でございますけれども、やはり税の滞納額に見合う差し押さえ物件というのがなかなか見当たらなかったんですが、前ですと非常に手っ取り早く換価できたものに電話の加入権がございます。昔ですと電話の加入権を差し押さえして公売まで持って行って税に充てるというケースが多かったんですが、近年、電話の加入権自体がほとんど価値がなくなってございます。しかし、住宅の土地とか家屋を押さえるには非常に滞納額に対して財産の物件が大き過ぎるということで、なかなか不動産の差し押さえも制度上ままならないということがございましたが、昨年度より動産を差し押さえましてインターネットで公売するというのをやり始めました。とりあえず今回1件インターネット公売にかけてみたんですが、残念ながら落札者が出ませんでした。多分考えられる理由なんですが、物件としては薬師寺の五重の塔、非常に精巧にできたミニチュアの五重の塔をインターネット公売にかけたんですが、落札最低予定価格、滞納者の希望等もございまして50万円という最低落札価格で出したんですが、結果的にその金額が高過ぎたせいか、入札参加資格2名の登録あったんですが、その2名が入札に参加しなかったという状況にございます。その物件につきましては再度滞納者と相談の上、最低落札価格を下げるような格好でやりたいと思ってい

るんですが、そのほかにもいろんなマニアもの等、もしそういった滞納者がお持ちであれば、そういったものをできるだけ差し押さえましてインターネット公売でもって売却すると、そういった方法でひとつは今後の収納対策を図っていきたいということを考えてございます。

以上です。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 ただいまの農業所得につきまして、前に私が農業用センサスということで申し上げましたけれども、農林水産統計年報18年度の数値で申し上げますと、新庄市の1戸当たりの農業生産所得が136万9,000円という数字になっております。1反歩当たりの生産農業所得が4万7,000円ということで、この統計の数値については農政事務所の方で営農累計の統計調査とか経営調査、それから算出した所得率を乗じて、今、生産調整の産地づくり交付金とか中山間の直接支払い制度の交付金とかを加えて加算した数値が今申し上げました136万9,000円という農業所得になっております。この数値につきまして、いろいろ国とか県の補助事業を受ける際にこの数値をもとにいろいろ申請等図っていきたいと思います。以上です。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

小野周一委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 市民の所得向上には企業誘致ということで、働く場の確保を図らなければならないということ、そうした意味で私自身がトップセールスをしなければならないという使命感に燃えているわけですが、どんな形で具体的にするのかと。トップセールスの意味合いもさまざまあるかなと思います。企業誘致を図ること、そのためにはやはりこちらの情報をきちっと整理し、相手側に提示しなければならないと。例えば冬の問題であるとか、生活環境であるとか、あるいは公共施設であるとか、

そうしたことを今整理しつつあります。それを整理して持っていけないと企業誘致にはつながらないと思っていますので、こちらのよさも含めて整理しながら企業訪問を行いたいと。

それからもう1点は、やはり地場産業、農業関係の生産物を売るということもトップセールスになるわけで、来ていただく、こちらから逆にまたこれをお願いするという場面があるかと思います。一つには、企業訪問の中でヒントを得たことがあります。そうしたことを会社とのおつき合いをさせてもらえないかなというような方法で、地場産業、農業の作物といいますか、そのものを売っていきたいというようなことを考えております。

それから、企業誘致課、職員の派遣についてですが、先日ありました山形県の東京事務所にお問い合わせということで、地域給与として67万円ほど給与が上積みなると。そういうことで、東京事務所の中ですので、宿泊も簡易な、向こうで用意したものというようなことで、お金がさほど新庄市の持ち出しがないということで、こちらにいて活躍してもらうか、東京事務所を活躍してもらうかということで、東京事務所を選択したわけであります。それはやはり県の指導のもとに入りますので、当初聞いている範囲では、当初は農産物関係、観光、商品、そうしたものの流通系統について携わっていただきたいと。2年目には向こうが東京になれてきたら企業誘致の方向での訪問等について尽力を図ってもらいたいと。職員は今後、私が商工観光課と一緒にしながら訪問した企業などにフォローアップの形でその職員が随時会社の方に情報提供あるいは情報をいただくというような関係で具体的に進めていきたいと考えております。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 滞納繰越金ですか、これは不納欠損を除いた額だという御説明あった

んですが、不納欠損というのはちなみにどのぐらいになっておられるのか。何か5年ぐらいでなるようなお話ですが、催促しないで黙っておったときは。その辺不納欠損がどのぐらいになっておるものか。

それから、農林課長から御答弁いただいたんですが、18年度の農家の所得が136万何がしと出ておるんですが、これを1,900何戸の農家合計したときに、これはそろばんはじけば出てくるんですが、どのぐらいになっておるのか。と申しますのは、この11ページには農業所得というのは1億3,529万1,000円と出ているわけです、農業所得が。実際はこの何倍かあると思うんです。だから、本当の農業だけの完全な所得というものはどのぐらいになっているのかということをもしわかればお願いしたいと思います。

それから、今、市長から御答弁いただいたんですが、山尾市長、市長の交際費として歳出に100万円なんてのっているんですが、私の考えだったら交際費なんかもっとふやしてもいいんでないかなと思うんです。ということは、一生懸命交際をしていただいて、100万かけて150万返ってくればみんなのためになるわけですから、余りそこにこだわらないで、逆に給料なんか一回50%カットしたけれども、もとさ返して、そして頑張ってもらいたい。そして、余り細かいところさ市長は采配を振らないで、副市長をフルに活用して、市長は大きなもとさ向かって邁進して、そして結果を出してもらいたい。私は交際費なんかもっと上げたっていいと思うんですよ。給料ももっと上げて結構だと思います。ただし、仕事しねば別だぞ、それに見合った仕事。報酬というものは、我々議員は報酬なんですが、市長の場合は給与ですか、仕事に見合うために金を払うというのが報酬、金に見合った仕事をしてもらいたい。給料も上げて結構ですよ、私の考えですよ。交際費も上げて結構です。それだけ仕事やってください。これの答

弁を求めてもいかがかなと思いますが、もし市長が何かあればちょっとお聞きしたい、質問しなければいいと怒られるかもしれないけど、何かあればちょこっとで結構ですので、歳出もやったんですが、その辺ちょっとお願いします。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 18年度分の農業所得の申告された資料を見ますと1,272名のうち7億7,700万円ということで、それを割り返しますと1戸当たり61万円という申告の数字が上がっています。先ほど申し上げました農業所得の農林水産統計年報で130万円ですので、約2.5倍の数値になろうかなと思っております。以上です。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

小野周一委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 ありがたい応援の言葉、肝に銘じておきます。ありがとうございました。

田口五郎税務課長 委員長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 不納欠損の額の御質問でございましたが、3種類ございます。地方税法第18条第1項によるもの、これは課税から5年経過、ただし滞納処分、いわゆる差し押さえ等やっておれば5年で時効は成立いたしません。同じく地方税法第15条の7第4項によるもの、これは執行停止をかけてから3年経過したもの、3番目が地方税法第15条の7第5項、これは即時欠損ということで、例えば差し押さえ等やってなくて破産等なった場合にはこの即時欠損に該当いたします。この三つの不納欠損を合計いたしますと、市民税の個人所得分におきましては見込みで352万3,000円、法人市民税では83万4,000円、固定資産税におきましては1,034万2,000円、都市計画税におきましては109万3,000円、これが今月末に不納欠損になるであろう予測の金額でございます。以上です。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 今、市長から答弁あったんですが、まず市長、頑張ってください。

そのとき、今ちょっと思い出しますと、進出なされている企業のトップたちと議会の私たちの経済委員会でちょっとお話を持った経過があるんですが、そのときに雪はどうですかとお聞きしたとき、雪は余り気にしていませんと、道路だってずっときれいにされておりますので。そのとき、進出、一番ちょっとあれだということはどういうことですかと聞いたときに、一つは自分たちが泊まる、いわゆるマンション的なものがないんだと。それから買物、買物するとき、自分が求めようとする、その人たちはトップですから所得もかなりあるので、そういう場所がないと、品ぞろえがないと、いい品物がないと。それから子供の教育ですか、そういう話で、これが大きいハンデなんだと、こうお聞きしました。それならなぜ来たんですかと改めてお聞きしたら、私どもは企業誘致課長の、そのときは佐藤正一さんですか、その人の熱意と真心を受けて私は来ましたと、そうですねとわきの人に相づちを求めておった社長さんがありました。それですごくそこに派遣される職員の心構えとか、気持ちとか、取り組みが大事だなとつくづくそのとき感じました。熱意と真心に打たれて私どもは来ましたと、すごくいい言葉だなと思って。これからどの人が派遣されるかわかりませんが、市長、ぜひ今私が言ったようなこともその職員に含めて、あんた頑張ってくださいよということを言ってください。言うか言わないか、一つ。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

小野周一委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 ただいまの言葉、ぜひ職員にはそういうふうに伝えたいと思います。

11番（渡部平八委員） 終わります。

小野周一委員長 それでは、歳入について。

5番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳委員。

5番（小関 淳委員） 19ページ、使用料のところですが、ちょっと確認したいことがありまして、市民スキー場使用料の収入というか、歳入が550万円になっていますが、この根拠をお示してください。

清水幹也生涯スポーツ課長 委員長、清水幹也。

小野周一委員長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 市民スキー場につきましては、平成19年度に650万円という歳入の予算を措置しておりましたけれども、今年度スキー場が終了いたしました。それで、実績がこのたび500万円弱というふうな結果になってございますけれども、昨今のスキー人口の減少と申しますか、人口減少あるいは少子高齢化、子供たちのスポーツ離れと申しますか、そういうふうな影響を受けまして年々減少傾向にございます。そういったことを踏まえまして、スキー場については550万円というふうなことで今年度の実績よりも若干増加してございますけれども、さらに市民サービスの向上を目指しまして、このたび議会の方にも上程させていただいておりますけれども、新たに4時間券の発券とか、そういった利便性の向上を図りながら何とか利用者増を目指して頑張っていきたいと考えております。以上でございます。

5番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳委員。

5番（小関 淳委員） 具体的にスキー場が開設されてからの利用者数の現在までの推移なんかはどのようになっているのでしょうか。

清水幹也生涯スポーツ課長 委員長、清水幹也。

小野周一委員長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 最近の数字でございますけれども、平成16年には1万1,600人、平成17年度が1万3,900人、平成18年度が8,700人ほどとなっております。ちなみに、今年度に

つきましては1万2,400人ほどとなっておりまして、なお、平成18年度につきましては暖冬によりまして営業日数が通常よりも12日ほど休場しておりますので、その影響で減少というふうな結果になってございます。

以上でございます。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） 会社ですと損益分岐点というか、そういうものを設定して、どれぐらいの利用者数、どれぐらいの売り上げというか、使用料で採算が合うだろうということを会社だと設定しているわけですが、新庄市のこのスキー場の運営の場合どれぐらいを設定しておりますか。

清水幹也生涯スポーツ課長 委員長、清水幹也。

小野周一委員長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 スキー場につきましては、管理費に対しまして大体スキー場の使用料収入が20%ほどしかなくなってございませぬので、とても通常の営業でもペイできるという状況にないことを御理解いただきたいと思います。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） やはりスキー場の市民にとっての重要性というか、そういうものはあると思います。しかし、周辺自治体にスキー場が、最上町には赤倉があり、金山には神室スキー場があると、そういう状態でありながら、本当にいっぱい予算をつけてまで頑張る必要もないのかなと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

清水幹也生涯スポーツ課長 委員長、清水幹也。

小野周一委員長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 周辺にもスキー場2カ所ほどございますけれども、やはり冬期間の市民のスポーツの場というものが屋外スポーツの場合ですとございませぬので、ぜひ市民ある

いはスキー愛好者の方々からかなり強い要望がございまして実現に至ったという経過をお聞きしておりますけれども、冬期間につきましては特に子供たちがスキーに親しむ場というのはやはり間近なところになとなかなか利用できないということもございませぬので、スキー場につきましてはなかなかペイできるという状況ではございませぬけれども、限られた予算の範囲内で、できるだけ効率的に運営をしてみたいと考えております。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） お話を伺いまして、具体的な今後の改善というか、こういうふうにしていけば利用者がふえるだろうとか、そういう具体的なイメージはございますか。

清水幹也生涯スポーツ課長 委員長、清水幹也。

小野周一委員長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 まずはこれから団塊の世代の大量退職というふうなことで始まっておりますので、そういったシニアの方々からできるだけ多く利用していただくということとか、あるいは小学生、子供たちにいかに活用していただくかということを考えておりますけれども、今現在は市民サービスデーと申しますか、オープンあるいは最終日、スキーの日とか市総体の日については無料で開放して多くの方に御活用いただいております。隣の金山の神室スキー場の場合ですと小学生は無料というふうなところまでサービスを行っておるようでございますけれども、今後はそういったサービスデーをもう少し拡充していくとか、あるいは女性の愛好者にいかに活用していただくかというようなことを含めまして、そういったサービスの拡充ということにまず力を注いでいきたいと考えております。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） 頑張っていたきたい
と思います。なぜこういう質問をしたかとい
ますと、指定管理者制度というところがどん
どん行政内で進んでいくわけですが、やは
り市民へどれだけサービスをして、どれだけ
市民からいい評価を得るか、やはり費用対
効果とか、そういうものを考えながら市民
が納得いくようなサービスを提供しな
くてはいけないのではないかと思った
ときに、やはり市民スキー場の利用度
はどうなのかな、非常に支持されてい
る方もいっぱいいらっしゃると思
いますが、なかなか利用者数がふえて
いないような感じもあります。ほかの
武道館とか野球場の平成13年度から
18年度までのリストがここにあるん
ですが、ほかの施設なんかと比べると
非常に利用者数が減っているような
感じもするので、ぜひいい対策とい
うか、改善策を据えて思い切り市民
のためにいろいろ修正しながらやっ
ていただきたいと思います。どう
でしょうか。

清水幹也生涯スポーツ課長 委員長、清水幹也。

小野周一委員長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 委員御指摘のとおり、
できるだけ改善して、できるだけ多くの市民の
方々に活用していただけるように努力してまい
りたいと思います。以上でございます。

5 番（小関 淳委員） 終わります。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 私からは道路特定財源
の暫定税率に関して、来年度、20年度の予算と
の関連についてお伺いしたいと思います。

御承知でしょうけれども、今国会において、
けさのテレビなんかでも……。

小野周一委員長 ページ数を。

14番（新田道尋委員） ページ数、全体的にか
かってくるので特にここということは。強いて
申し上げれば、ここだけじゃないので、21ペ
ージの国庫支出金、国庫補助金、ここには完全

にかかってくる、土木費国庫補助金ですね、14の
2の1に関係してきます。ほかにも関係あるの
で特に申し上げませんが、お伺いをいたします。

今盛んに国会審議中ですが、日銀総裁
の人事案件、総裁、副総裁の件は参議院におい
て不同意ということで白紙に戻されました。今
後どういうふうに展開するかわからないんです
が、これと並行して特定財源問題、暫定税率の
延長なるかどうか、今年度でこの法律が切れま
す。どう転ぶかこの先が非常に不安定な要素を
持っているわけですが、これは当然来年度予算
を編成するに当たって、これが生きてくるとい
うふうな考えのもとに編成をなされているはず
でございます。もし仮にこれが通らなかったと
いうことになりますと大変大きな影響をこうむ
るわけでありまして、当新庄市ではどういうふ
うな数字がはじき出されているか、また代案と
いうのはないとは思いますが、考えてはいない
と思うんですが、もしなくなったらばどう
するかということを一応頭に入れておかなけ
ればならないんじゃないかと、必ず通るとい
う確定的なものはない、大変雲行きが怪しいと、
何回も申しますが、危なくなっている様子
が見えるわけで、ここをどういうふうに当局と
して考えておられるかお答えいただきたいと思
います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 直接影響を受ける項目
は歳入の交付税のところの自動車重量譲与税、
14ページ、これが1億2,100万円ありますが、
暫定税率が廃止されますと、0.5トン当たり、
本則と暫定的に後で追加された税法ということ
で、本則にのっとった場合は4,800万円ほどで
す。したがって、これが廃止されると7,300万
円ほど単純に言えば来なくなります。その下の
地方道路譲与税4,200万円ほどありますけれど
も、本則にのっとってやられますと3,550万円

ほどで、これもまた650万円ほど影響を受けると。それから自動車取得税交付金がございますが、これは次の16ページ、6,700万円ほどあります。これが本税だけですと4,000万円ほどで2,700万円ほど影響を受けるということで、これだけで1億600万円ほど影響を受けます。それから、もう一つ影響を受けるのが道路をつくった場合に国から整備の臨時交付金という、いわゆる補助金に該当しますけれども、これが道路をつくった場合に来ます、それが8,100万円ほど。特定財源は特別会計に全部プールされます。その中から15%ほどが臨時交付金として地方に道路をつくった場合に交付されると。その影響額が8,100万円ほどで、合わせると新庄の場合、20年度当初予算で考えますと1億8,700万円ほどの影響があるということが試算されています。これは当然入ってくるものだと思って計算されています。もし入ってこなくなったらこの事業遂行に、予算執行に非常に大きな影響が出るということで、そこまでの対応策というのは今のところ考えていません。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 今、課長が申されましたように、私どもはそう考えたくないんですけれども、これから民主党の対応でこれが確実に延長されるという保証はどこにもないわけで、これは大変困った問題だなと。かわりに何かの形で同じような金額が入るとすれば、これはいいんですけれども、苦しむのは地方だというふうに確実に見えるわけで、何とか今回だけでも祈るような気持ちで通していただきたいと思っている一人でもあります。これはならなかったということを考えないで、私ども進めていかなきゃならないんじゃないかと思っています。

それで、別件ですが、手数料についてお尋ねをいたします。19ページの2項手数料、この手数料ですけれども、臨時議会においてわらすこ

の手数料を新たにいただくというふうになりました。それで、お伺いしたいのは、新庄市の施設、この中の予算にも出てない施設があるわけです。手数料をちょうだいしていないところがあるわけですから。公平な使用の負担、受益者負担というところからいけば無料のところは芳しくないんじゃないかと私は思います。一つの施設の中でも、ここは有料、ここは無料というのがあります。現在、その無料の施設はどこにあるかちょっと教えていただきたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 無料で使用いただいている施設としては、図書館につきましては法律で無料の使用ということで位置づけられていますので、これは無料として使っていただいております。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） まだあるんじゃないんですか、全く無料で使ってもらっているというのは、あるんじゃないですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 減免申請とか、いろいろ出していただいて無料にしているところが、例えばポリテクセンター……、行政財産としてでしょうか、一般普通財産としての位置づけか、それによって違ってまいりますので、例えば行政財産であれば各関係課から述べていただくというのがあれだと思います。

小野周一委員長 暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後1時47分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開します。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 行政財産として使用していただいているものについては、関係課から聞いたところ、ほかにはないという集約であります。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 行政財産であろうと、普通の財産であろうと財産にはかわりないので、別に色分けすることはないと思うんですよ。ないと言うけれども、あるんですね。あるので、よく精査していただきたい。

ここまで来ると、わらすこが無料だったやつを有料にしたということで不公平が生じると言う人もいます。「じゃあそこはどうだ」と必ず来るんです。ですから、完全に無料という形にしないで、ある一定の使用料を全施設からいただくというふうにしていかないと公平な取り扱いとはならないはずで、今回のわらすこも反響が多くて、「何であそこにだけああいふうな大金を突っ込まなきゃならないんだか」というふうな声がやはりいっぱいあるわけですから、その辺を十分にこれから考えていただきたいと思います。

いつも何回も私は申し上げているんですが、市長がかわったので市長にこれをお伺いしたいんですが、ゆめりあです。新庄市の財政上の一番大きい足かせになっている、償還金も金額が多いし、また年々の維持管理費も1億円を超える経費がかかっているわけです。あそこは全く公益の一つの物件に形上はなっているんですけども、8割が全部両方、償還から使用料も含めて8割というふうなことで新庄がほとんど大部分を持っているわけで、これをいつまでも無料にして、あそこを使えば使うほど、何回も同じことを言いますが、利用度が高まれば高まるほど管理費がかかっていくんですよ。いつまでも私は無料ということにしていっていただきたい

くない、いろんな国の補助金、わずかな補助金をいただいて縛りがあるとかという話ですけども、やはり現状を見てこれが不合理だとすれば、国にちゃんと申し入れて改革してもらおう。規制緩和、国そのものはいろいろ長年にわたってそんなことを、行政改革、規制緩和と言っているけれども、さっぱり緩和の措置が末端までおりてきていない。ですから、実際と整合性がない不合理な点はやはり地方から声を出しているかならないんじゃないかと。もし規制があるとすれば解くべきだと私は思います。新庄市からそういうものを直していくというふうな考えを持って対応していかねばならない。うす半端な金額でないでしょう、毎年1億二、三千万円出さなきゃならないんですよ。それで何で新庄だけそれだけ苦勞してあそこを駐車場も含めて毎年出していかなきゃならないのか、私、わからないんですね、ああいうことをやったのは、そもそも。今こういうふうに大きく影響していると。そこからいろんな知恵を絞って脱出しなければ、なかなか財政改革は進まないでしょう。計画どおり行っていますと言ったって相当年数かかるわけです。夕張は18年、新庄は何年でもとに戻るか、その辺は年数は出てないんですけれども。やはり市長の施政方針演説にあったように、一日も早い財政の健全化を目指すと言っているんだから、私もそう目指さなければならぬと思っているし、そのためにはこういうものを一つ一つ、小さい大きいにかかわらず問題を解決していくというふうな努力を重ねなければならぬんじゃないかと思います。このゆめりあの交流広場の無料の件は、市長はどう考えておられますか。

小野周一委員長 暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

午後1時53分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開いたします。

新田委員にお伺いしますけれども、ゆめりあの使用料としてとらえるのか、それとも公益負担のことを言うとしたらこれは歳出に入るわけですので、その辺……。予算書何ページ。

先ほど申し上げましたけれども、質問は款項目なり事業名などを簡潔にお願いしたい次第であります。制度的に説明するそうですので。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 広域交流拠点施設ゆめりあにつきましては、山形新幹線新庄延伸の際に地域の人たちが無目的でも来てあそこで1日過ごされるようにということで、ああいうふうなホールを建設したという経過がございます。その有料化ということになりますと、これまでいろんな団体さんが使ってきて、市民の皆さんも楽しんでまいったというふうなこともございます。ただ、あそこのテナントございますが、あそこはもちろん有料ということで、委員おっしゃるのはホールの使用料ということでございますか。そういったことにつきましても、こういう意見があるということで今後勉強してまいりたいと思います。ただし、あそこの目的としては、無目的な人が来ても1日いて楽しんでいける場所という位置づけで建設されたということでございます。以上です。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） ゆめりあだけでなく、市が所有しているいろんな施設は、市民の憩いの場または楽しんでもらう、いろんな面でその施設というのはこちらで維持管理しながら開放しているのは間違いない、ゆめりあも同じ目的なんですよ。本来ならば施設なんていうのは全く市民から使用料をいただかないで、何回も言いますが、無料であるべきなんです。ただし、財政上の問題で全く無料にはできないから応分

の受益者負担という観点からその施設に応じた使用料をちょうだいしているというのが現実だと思うんです。ですからそれと同じように、ゆめりあも便利でいいんだけど、わかるんですけれども、応分の使用料というのはあるべきだと私は思うんですよ。ほかの施設とまた格段と維持管理費も違うし、建設費、スタートからいっても莫大な金をつっ込んでいるわけだ。それが全くどんな理由であってもしそこを全部無料にする、みんなが使う、それはいいんですけど、建前はいいですよ、考えも言うこともいいんですが、こういうふうな苦しい財政状況の中で果たしてあそこだけが無料でいいかどうかというのは私は問題にしているわけなので、できれば今課長が言ったとおりいろんな方法を講じてみるということで、何とかいい方向に、もう少しの辛抱ですので、みんなで知恵を出し合いながらこの難関を突破していかなきゃならないんだから、ああいうところも大事にして、やはり検討していただきたいなと思います。それには議会も、もしいい方向に行くんだったら一緒になって研究、また陳情しなきゃならないときは陳情も行くというふうな方向で団結していくべきだというふうに私は思うわけでありま

す。以上です。終わります。

小野周一委員長 ただいまから10分間休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時07分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに歳入についての質疑ありませんか。

9番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9番（清水清秋委員） 私の方から、施政方針の中で市長はそれなりに税収の増も踏まえながらの施政方針であるかと私は思います。そうした中で、8ページ、9ページ等を重点的にお聞

きしたいと思います。

8 ページの中心商店街、特に活性化をしたいという中で、先般、わらすこ広場再開に向けて大変な議論をした中で、商工観光課長はあの中心商店街からこの再開をやれば1億8,000万円何がしの波及効果、経済効果と申しますか、そういうのが生まれるんじゃないかという想定のもとに我々に説明されたわけでありましたが、そうしたことを考えますと、ここにある「特色ある方法を商店街の皆様と話し合いながら」という文言は、今まで何回となく使われてきているわけ、私の覚えている限りは。こういう手法、方法を取りながら、話し合いも当然大事なわけですが、こういう形だけで果たして中心商店街の活性化が図られて、そしてまた、わらすこだけじゃないんですが、1億8,000万円もの波及効果が生まれる状況が果たしてつくられるのか、この辺本当に市長が考えておるとなれば、もっと手法、そういうものが新たな手法を展開されてもいいんじゃないかと思いますが、商店街の人たちと話し合いを進めていくというような形だけなのか、その辺お聞かせいただきたい。

そしてまた、工業団地、中小企業、新庄中核工業団地ですが、これらにまだかなりのあいている企業用地があるわけでございます。特にここには市長がトップセールス、この企業へのトップセールスというのは、企業のトップにセールスするのか、市長がトップセールスをやるのか、その辺。企業誘致を図ってそれなりの税収の増につなげていくような形を考えているのか、その辺もう少し詳しくお聞かせください。

9 ページの農業関係です。この文章の中にも毎度同じような、今回はまた違うんですね、上から3行目、稲作主体による園芸作物や畜産の振興、前の施政方針は前市長だからこれはやむを得ないかもしれませんが、前の市長の場合の施政方針は稲作にかわる園芸作物、畜産、そういうものを振興するという施政方針、確かに文

言あったと思います。この文言だけでは果たして農業振興が本当に図られて、先ほども渡部平八委員からも農業の税収が少ないんじゃないか、伸びない、そういう中での議論もありました。こういう施策だけで果たして農業が本当に振興して税収の増まで図られるものなのか、甚だ疑問なわけであります。特にこの文言どうのこのじゃないけど、農林課長、良質作物の生産というのはどういうものかちょっとお聞かせください。

そういう中で、今申し上げました点について市長にもう少しわかりやすく税収の増まで図れる方策、方針をもう少し聞かせていただきたい、お願いします。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 施政方針に出ております特色ある方法というふうなことでございますけれども、その前段にございますように、例えば手づくり通りやブティック通りというふうなことで、これまでになかったような、いわゆる個店の魅力を引き出した形の商店街を形成しているということであります。こういったことにつきましても行政だけでは当然できませんし、商店街の皆様方との合意形成のもとにやっていくということで、今回の北本町のショッピングビルの再開などいい契機になるのではないかなと思っております。

また、企業誘致のトップセールスでございますが、これは行政のトップが直接会社に出向いて地元をPRするということだと理解してございます。以上です。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 良質な作物という言葉でございますけれども、消費者に対する安心安全な農産物というふうにとらえております。稲作を基幹としてということで、今、畜産の振興、園

芸の方も相当伸びておりまして、農業経営改善の基本構想の中でも営農類型とか、いろんな指標を目指しておりまして、その中で当然複合経営を目指していくということで、それが農業経営の向上につながっていくというふうなことでとらえております。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 トップセールスにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、自治体のトップが企業に直接出向きまして、地元を紹介しながら誘致活動をするというふうに理解してございます。以上でございます。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） この中心商店街の活性化、あれは会派の政務調査ですか、東松山に行ってきました。そのとき、あそこの商工会議所の会頭のやり方ですが、地元の商店街のみんなと話ししても何ら新しいアイデアが出てこない、だから、にぎわいの商店街づくりには地元商店街の人は一切入れないというような協議会をつくって、東松山の商店街を相当なにぎわいの商店街にしたというような話も聞いてまいりました。こういう毎年同じような「商店街の皆様と話し合い」を何回もやってきたと思いますよ。もう少し、言わなくてもわかっていると思いますが、その辺を考えながら満遍なくの施政方針じゃなくして、やはり実用、そして稼働するような施策を方針としてやってもらいたい。その辺の考えがあるかないかをお聞かせいただきたいと思います。

農林課長、言葉でどうのこうの言うわけじゃないですが、やはり農業振興、私も園芸作物、花なんか特にすばらしい、新庄の場合、担い手の農業者が実績を上げて、今、新庄市の一つの農業の道しるべの財産なんです、新庄市の財産。ああいう形で行政があれだけバックアップして

やった成果がそういうふうにあるわけです。やはり一つ一つの分野で、こんな満遍なくじゃなくて、そこは少しめり張りつけてもらって、畜産なら畜産、野菜なら野菜、そういうものを何年計画でやりたいんだとか、そうして農業振興を図っていくとか、もう少し満遍な施政方針だけじゃなくしてやっていただきたい。そういう考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 いつも同じというふうなお言葉でございました。ただ、私どもも例年どおりということではなくて、今回、特にコンパクトなまちづくり推進連絡会議というものを立ち上げまして、中心市街地、当然中心商店街も包含されるわけなんです、それがどうあるべきかということで今まで話し合いを続けてまいりました。その中で、市民の皆さんの意見を賜るべく3回ほど市民の皆さんに集まっていただきまして、どうあるべきかということで御意見をちょうだいしてまいりました。現在その取りまとめの最中でございます。そのほかに、商業者アンケート調査ということで駅前通りから万場町通りまでの商店の皆様へ直接アンケートをやってございます。そのお店をどうしたいのか、今後続けられるのか等々そういった内容でアンケート調査をしてございます。157店にお願いしまして145店回収してございます。現在その分析作業を進めておるということでございます。そのほかに市民アンケートということで、商工会議所やTCMと一緒にしまして、こういった形で市民の皆様に御意見を賜るべくこういったものを出させていただきました。これが今25通戻ってきております。そういった中にも本当に心配して意見を述べていただいている方もおります。ぜひ委員の皆様方におかれましても御意見をいただければと思います。

以上でございます。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 今、委員がおっしゃいました内容につきまして、具体的な数字目標でございますけれども、今確かに畜産についても優良子牛の保留事業も確保して、繁殖雌牛の増頭を県の方でも1,000頭を目指すというふうなことで取り組んでおります。それを県と連携して畜産振興については取り組んでまいりたいと思います。また、園芸作物については、いろんな花卉について、ニラ部会、ネギ部会とか、いろいろございますけれども、各農協でもそれぞれの部会で園芸振興ということで図っておりまして、特に花卉については、若者園芸塾と前にも申し上げました。その担い手の方が、卒業された方が今引っ張っているということで、それについてもこれから農業大学校、今、産地研究室という連携をとって、いかに卒業生を後継者として確保していくかということも今進めておりますので、そういうことである程度計画を持って取り組んでまいりたいと思います。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） そのようにしてひとつ税収の増につながれば、商店街の皆さんも、また農家、農業をやっている方々も活気がついてくることは間違いないわけありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点だけ、歳入の17ページの13款使用料及び手数料の中で、これは新たに、福祉事務所長からもちょっと聞いたような内容かと思いますが、13款2目民生使用料、児童館等の使用料、これは今年度新たにこういう項目で上げられてきている内容であります、この辺は指定管理者制度になったという運営の組織と申しますか、その辺の今までと違った事業のやり方でこういうふうな児童館の使用料、これはこのたび初めて使用料が上がってきたわけじゃないと思いま

す。使用料というのは入館者が納めている使用料かと思いますが、その辺もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 児童館、児童センターの使用料ということでございます。今年度までは指定管理者制度の管理委員会で使用料を徴収いたしまして、あと市の方からの運営費を合算して運営をしておったわけでございますが、2年間やってみまして、人数が多いとか、あるいは減るとか、そういう変動がございますので、使用料については市で徴収するというところで、ここに新たに見込みとして月1万2,700円、3館で65人の12カ月ということでここに990万6,000円を盛り込んだものでございます。児童センターあるいは児童館にとってもこの方が運営しやすいということで、来年度からこういうふうな方式にしたということでございます。

以上です。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） 内容についてはわかったわけで、そのようなやり方でやった方がやりやすいというようなこと。これが地域において各児童館において運営協議会ですか、そういうふうな協議会等も設置してやっているわけで、その辺のいろんな地域の声を聞きながらやっているわけなんです、この辺の使用料に関しては指定管理者制度になってからとその前の事業のやり方では使用料に増減は生じてないか、その辺ちょっとお聞かせください。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 直営でやっておったときには滞納が若干ございました。指定管理者制度に移行してからは滞納はございません。また、いろんな面についても、運営委員会を年に2回

開いておりますので、いろんな方からの意見を聞きながら運営していきたいと思います。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） いろんな地域の方々の声があるわけで、今までの延長をしたり、そのような声を反映すればそれなりの使用料というか、入館料と申しますか、そういうのも何らかの影響が出てきているんじゃないかなと思ったところでしたので、ひとつできるだけ地域の声を反映していただいて、この使用料はなるべく抑えていただいてこれから運営をやっていただきたいと思います。終わります。

小野周一委員長 ほかに歳入について質疑ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんので、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出についての質疑に入ります。歳出についての質疑ありませんか。

17 番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

小野周一委員長 山口吉静委員。

17 番（山口吉静委員） 先ほどちょっと歳入と歳出を間違えまして、大変失礼いたしました。

54ページの3款民生費です。この中で、わらすこ広場管理運営事業費とありますけれども、中心商店街活性化推進事業補助金とか、そういうものを手続して受けることはできないのかなということで質問したいと思います。市長も財政難で難儀されているわけですから、こういうので手続どんどんしてもらえればいいんじゃないかなと思って、もし手続してなければ、これからでも遅くはないから手続してみた方がいいんじゃないかなと、2億とか3億もらえれば。今度は副市長に財政のベテランの人が来るわけですから、まだ遅くなければぜひやられたらどうかということなんです。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 商工サイドでなくて、わらすこ広場、中に子育て支援センターの機能がございまして、その関係の補助金ということでお話しいたしますが、子育て支援センターにいろんな型がございまして、わらすこ広場が再開されますと、あそこの中にまた保育士2人を置いていろんな相談に当たる予定でございまして。その際、子育て支援センターのセンター型というのがございまして、その要件は1週間に5日以上あるいは1日5時間以上開設すること、子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置する等のいろんな要件がございまして、それで計算いたしますと3分の2が補助でございまして。基本額785万3,000円の3分の2で523万5,000円というふうな補助金がございまして、それを活用していきたいということでございまして。

17 番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

小野周一委員長 山口吉静委員。

17 番（山口吉静委員） わかりました。それから、61ページの4款衛生費、この中で公衆便所管理運営事業費とありますが、現在何カ所あつて、これを新しく例えば1カ所増設した場合はどのくらいかかるのかお伺いいたします。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 公衆便所につきましては、環境課で管理しているもの、公園等々については都市整備課で管理しているものもございまして、環境課で管理しているものにつきましては7カ所ございまして。それで電気料とか光熱水費は直接環境課の方で予算化してお支払いしますが、実際の管理、いわゆる清掃管理等々につきましては地元の町内会とか、そういったところに委託しておりまして、ちょっと幅があるんですが、1カ所5万円から一番高いところだと27万2,000円というふうなことで、委託の業務提携をしまして1年間お願いしているところで

ございます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

小野周一委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） それから、ちょっと戻りまして45ページ、総務費で山形県小売物価統計調査費、住宅土地統計調査費とかなりの金額あるんですけども、どんな調査をするのか内容をお伺いしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 何年かに1回、全国調査に従って実施しているやつでございまして、住宅・土地の保有状況及び世帯の居住状況の実態を調査するというものでありまして、昭和23年から5年ごとに実施しているというものでありまして、ことしで13回目に当たります。調査日が10月1日でありまして、全国で21万調査区350万世帯で実施されるということでありまして、新庄市の場合は客体数が2,200戸、130調査区ということで、17戸ずつ選び出しまして、さっき言いました客体というか、調査サンプルが2,200戸ということであります。内容につきましては、どの程度の土地があって、それにどのくらいの規模の住宅が建っていて、中にどういう人間が住んでいてという、建て方とか細かいやつがいっぱいありますけれども、そういったことを全国的に調査するという事業です。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

小野周一委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） それから、87ページの9款消防費、最上広域市町村圏事務組合分担金、消防費が4億8,559万2,000円、事業費補正分と高性能消防通信指令センター分とありますけれども、何かこれは購入するのかなどなのかお伺いいたします。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 広域の消防費の分担金が3

種類計上してありますが、まず一番上の分担金でありますけれども、これは普通の経常経費といえますか、そちらの分担金になります。2番目の事業費補正分とありますのは、これは国から来る交付金を新庄市経由でトンネルさせるというふうな仕組みになってございます。最後の高性能消防通信指令センターにつきましては、119番の指令を受ける部分と消防署から災害あったときとか救急発信するときに発信する装置なんですけど、これが老朽化していて、ここ数年しかもたないだろうということで、9,389万7,000円が新庄市分としての計上になります。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

小野周一委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） そうすると別に物を買うというわけではないんですね。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 物を買うのではなくて、高性能の指令センターの機械を更新すると、新しいデジタル系のものに全部切りかえるということで、単純に物を買うということではございません。

17番（山口吉静委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに歳出について質疑ありませんか。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 33ページなんですけれども、その中で上から7行目、市職員競争試験委託料とある、この中身というのはどういう状況で、今までもあったのか、それも含めて。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 これは採用試験をする際の委託料でございまして、19年度もございました。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 採用試験のときに新庄市で行うというよりも、これを委託するということはどこになるんですか。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 県内35市町村ございますけれども、そこで組織しております競争試験委員会という委員会がありまして、そこに委託をして競争試験を実施するという事になってございます。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） そうしますと、ここで「競争する」という言葉がちょっとひっかかるんですけれども、試験ならば試験でいいと思うんですが、「競争」という意識を持たせるためにしたのか、それともどういう意味で競争と使っているか理解に苦しむんですけど。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 内容は職員採用試験ですけれども、委託先が競争試験委員会という委託先になってございますので、前々から競争試験委託料というふうな置き方をしてございます。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） それを変えるということとはできないと思うんですが、何となく競争という一つのものがひっかかりますので、お聞きしたところであります。

次に、36ページ、7款であります。その中でコンピューター専門学校というのがあります。今のところは経営がうまくいっているのかなと思うんですけれども、この金額はどういう中身でそこに投入しているということに理解していただいけですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 コンピューター専門学校、かなり老朽化しておりまして、建物2階からの非常口の階段も老朽化して腐食して非常に危険だということで、それも含めて一部建物を修繕したいということですが、なかなか運営費が窮屈になっていて、なかなかそこまで手を回せないで、8市町村にお手伝いをいただきながらその危険箇所あるいはそれを含めての施設全体といいますか、部分的な修繕補修を行っていききたいという説明を受けています。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） この学校もちょっと古くなってきているんですが、そのほかにこういう状況が、差し当たってこれは出すけれども、次はもっとここも直したいというような計画はあるわけですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 原則自己努力といいますか、自分の努力によって経営を安定させ、そしてそういった運営、あとは施設整備とか、そういったことは自前でやるのが原則でありますので、今回は特別だと。特に安全に配慮して今回は特別な修繕というか、支援だという位置づけでそういう話を行いました。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 自助努力で一生懸命やっている状況は見えるんですけれども、今の入学状況はいかがですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 かなり定員に届かない状況が続いておりまして、それが経営全体を圧迫しているという話でございます。詳しいデータを忘れてきておりますので、後ほどお示したいと思います。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） 後ほど教えてもらうことにして、次にその下なんですけれども、地方バスの路線維持補助金という一つのものと、次のページの12款ですか、ここの中に市営バスの運行とありますが、この違いと、どのくらい金をそれぞれに出さなければならないか、ここに示してある金額だけでことしもできたから来年もこのくらいというふうな予想でお立てになったのですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 企画政策費の中の36ページのバス路線の維持補助金は、これは新庄から烏川まで行っているバスの路線に対する補助金であります。国庫補助を受けるためのいろんな乗車密度とか、そういった基準がございますが、どうもこれを下回って国庫補助の対象から外れそうだということで、20年度から一部烏川線の路線を廃止しまして、できるだけ赤字幅を少なくするというようなことで話し合いを進めた結果、そういった補助金178万7,000円になったということでありまして、これは大蔵と新庄がお互いに案分しながらその赤字に対して補てんを行うということでもあります。

それから、独立立てております38ページ、12目の市営バスであります。山交の土内線、堀内線が廃止されて、昨年4月1日から市営でバスを1台運行させております。その経費でございまして、地元の要望を受けまして、今までは5往復10回のうち5回を乗車させていたんですけれども、今度は6回を乗車させるということで運行を計画してございます。主な支出がバスの運行を委託する委託料240万円でございます。そのほかのこういった項目立てで予算化してございます。そういう内容でございます。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） 国庫補助から除かれるというような見通しのもとにというふうになっているんですが、これは乗車数が多くなればまた補助は受けられると考えてよろしいわけですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 なかなかそうはいかないというのが、一たん落ちたら利用者数というのはなかなか復元しないんですよ。したがって、乗車回数とか密度とかという基準が、最低限の密度がありますので、一たん落ちてしまうとなかなか国庫補助に回復するのが難しいということで、今まで復元したという事例は余りないようです。したがって、そこら辺を勘案していろんな対応をその自治体自治体で苦労して、効率化とか、あるいは方向転換とか、デマンドバスとか、いろんな方向に切りかえているのが普通のようにございます。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） 地方のバス、いわゆるお年寄りとか子供さん方というのが中心になると思うんですが、なくさないように協力してほしいなと要望しておきたいと思います。

それから、市営バスについて委託料だというふうになっていますが、こちらの方の乗車率はいかなものでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 収入の方にも書いていましたけれども、見込みとしましては全体で平成20年度は約7,000人を見込んでございます。発足当時は8,000人ぐらいを見込んでいましたけれども、今年度の実績がどうも最終的には6,500人程度、85%ぐらい見込まれるものですから、ただ、後半から利用率が回復する傾向に

ございます。したがって、20年度は大体90%ぐらいまで回復できるかなと思ってございますが、かたいところで大体80%を見込んでそういった運行の見込みを立ててございます。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） これは市営バスということで支出方面から含めてあるわけですが、そういう中で子供さんとお年寄りとか大人の方ということの割合はどのぐらいになっていますでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 子供が圧倒的に多くて、これは一部土内の方は通学用になっていますので、子供が多いということです。約7割ぐらいは子供ということで、計算しないと出てこないんですけれども、これも後でお示ししたいと思います。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） そういう意味で、やはり市営バスを通していただいて、そして交通の便が確保されるということに対して乗車している方々からも感謝されているような状況ですから、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、58ページの1目災害救助費ということで、これも1,000円なんです。この中身はこれから何か大きいことをやりたいということがあるのか、それともこれを一つの過程にして計画を立てる余地があるんだと理解していいのか、ここら辺を教えてください。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 まず、これは1,000円と置かせていただきましたが、何か起きたときに款項目を起こすというふうになかなか時間の余裕がない場合、急遽ここで執行していきたいとい

うことで、まず款項目の事業名を起こさせていただいたということです。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） 忘れたところにやってくるというのが災害ですから、そういう意味合いでは常に備蓄しておくということなども一般質問の中で言った記憶があるんですけども、そこら辺の見通しがあってということで理解していいわけですか。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 前にも質問をいただきまして、なるべく財政状況を勘案しながら準備していくというお話をしておりましたが、今のところは具体的に備蓄品とか食料品等々までには至っていない状況です。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） そうしますと、ここでも年に1回、秋に訓練やるわけですが、そういう場合の連携、よその町村と協力関係を持つということなどで今やっているわけですが、それ以外はないということですか。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 隣接町村と協定を結んでおるところであります。市内につきましては例えばコカコーラの自動販売機なんかありますが、それが停電すると飲み物が飲めなくなるんですけれども、バッテリーを入れたものを市内に4カ所ですか、設置させていただいたとかということで、企業の方々に積極的に御協力を呼びかけたりしていきたいと考えております。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） なるべくであれば自前で確保しておいて安心安全に持っていただけれ

ば大変いいんですけれども、そういう見通しはどのようなものになっていますか。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 現在のところ財政再建中という、常に出てくる言葉なんです、それもありますので、今後なるべく積極的にそういったものに取り組みをしていきたいというふうには考えております。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 説明をいただければ大変ありがたいなと思いますので、なお一層の御努力をお願いしたいと思います。

それから、72ページの林業振興なんですけれども、ここにナラ枯れ防除というようなものがあるんですが、前回は沼澤委員から話ありましたとおり、このナラ枯れについての防除がこのくらいの金額でできるということは、どのくらいの範囲を見て考えたわけですか。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 ナラ枯れにつきましては、19年度は県と最上広域森林組合、市町村とパトロールを行いました。その中で、広範な部分なので、GIS、航空写真とか、現地に行って目視した結果、新庄市では810本がナラ枯れというふうな結果が出ました。今回予算化しておりますナラ枯れ防除の36万円につきましては、陣峰市民の森、去年も防除したんですけれども、さらに最上川沿いといいますか、日本海から吹き込んでくる地域でありますので、80本ほどが確認されております。その処理ということで36万円を計上させていただいております。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） この防除の方法について、この前もテレビなどでやっておりましたが、

方法としては今までのとおり木に穴をあけてそこから入れるとか、そういう方法はどのように考えていますか。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 山形県の森林研究センターでは、昨年お答えしたとおりでございますけれども、地中から1メートル50のところに穴をあけて、そこに防除剤といいますか、それで防除するというふうなことで、なお県の方でフェロモンといいますか、1カ所の木にフェロモンを集めて、それで一網打尽にするというふうな、それについては特許の申請中だというふうなことで聞いております。以上です。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） その下の73ページの一番上になるわけですが、この中身を教えてください。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 森づくり推進事業費でございます。それについては19年度で緑環境税が導入されたわけなんですけれども、その中でいろんな荒廃した森林の整備は県の方で実施しております。その中でまたもう一つの森づくり推進事業というのは、各学校の生徒の参加を募りまして、森づくりについてのいろんな森林学習とか活動で、これが全部緑環境税から支弁されるというような事業でございます。主に陣峰市民の森でいろんな学習の場ということで、19年度の中では新庄中学校、明倫中学校、北辰小学校ということで、計500名ほどの生徒さんが一緒にいろんな森づくりの体験とか、伐採とか間伐とか枝打ちとか、そういう作業体験をやっている事業でございます。これは10年間、緑環境税として今後も活動していくというような事業でございます。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） ちょっとかけ離れるかわかりませんが、今、学校林というのはあるんですか。

山川義隆学校教育課長 委員長、山川義隆。

小野周一委員長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 ございます。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） そくら辺の管理はこの中から使ってやっているということで理解していいわけですか。

山川義隆学校教育課長 委員長、山川義隆。

小野周一委員長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 この中からは出しておりません。むしろ学校でボランティアに近い形でやっております。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 緑環境税という1,000円のやつなんですけれども、この使い道がなくてこういうところにつぎ込んでいるのかなというふうに疑問に思うわけですが、そういう意味で、学校林の状況などを各学校林を中心にしてそこで学べばもっといいのかなと思うんですが、そういうお気持ちはないわけですか。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 山形県緑環境税につきましては、あくまでも民有林が対象でございます。学校林とか、そういうあれについては山川課長が申し上げましたとおり学習の場というふうなことで、そういうふうな推進事業費に使うことはできますけれども、学校林については各担当の方で対応というふうになっております。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 環境税が民有林をということで具体的に決まっているわけですが、そういう中で使い道がなくてこくら辺に行ったら、この中身についてももう一回考え直さなければならないのかなと思っています。そういう意味で、やはり緑の豊かさをということでやっているわけですから、そくら辺が、ただ、波及することはこれで悪いとは言いませんが、本来のそういう使い道に対していかがなものかなという疑問を持っておりますので、そういう意味でお考えいただければと思います。

その下の真ん中辺にございますが、未整備森林の緊急公的整備導入モデル事業、この中身についてお話しください。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 これは新規事業でございます。CO₂の削減対策の一環というふうなことでございます。これについては10年以上、手を加えられていない森林が対象となっております。1ヘクタール25万円以内で間伐とか、いろんな対応が可能であれば全額が国費でございます。これについては315万円を歳出で見えておりますけれども、これは全部国の方から歳入として315万円いただくということで、ことしは小泉山と大沢山、大沢山というのは升形になります。それから冷水沢の松長峯、この3カ所で対応したいというふうに考えております。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

小野周一委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） そういうふうにして緑豊かな地域をつくってほしいと思います。

それから、92ページなんですけど、いろいろ不登校の問題、つまずきのある児童の問題というふうなことが書かれています。それから、山形大学エリアキャンパスについても書かれておりますので、この中身をそれぞれ説明いただきたいと思います。

山川義隆学校教育課長 委員長、山川義隆。

小野周一委員長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 まず1点目でございますが、現在4名の先生方で対応しております。今年度から義務教育課程を終えた子供たち6名、17歳から20歳までの子供たちですが、リスタートクラスというふうなものをづくりまして、1名の相談員、またはほかに3名の相談員も手助けしながら運営しております。その中で、成果でございますが、今まで引きこもりでうちに閉じこもっていた17歳から20歳の子供たち6名のうち2名がこのたび就労することができました。私たちは大きな成果であったなというふうに考えております。また、中には家庭で暴れて困っていた子供たちを学校で対応するのを手助けすると、教育相談室に来ていただいて、保護者と話して、施設とか、そういうふうな部分で対応して、この間、教育相談室を経て施設に行った子供がいるのですが、相談員の先生方や学校教育課の方々の励ましの色紙を見て涙をこぼして泣いて感激したというふうなこともございました。そういうふうな部分でかなり成果が上がってきたなと私たちは感じております。

2点目でございますが、山大エリアキャンパス最上事業として大きく3点ございます。1点目が、前にもこの場でお話ししたと思いますが、山形大学の教育実習の子供たちが山形市内で本当なら教育実習しなければならない大学生が新庄だけに来て教育実習を受けるというふうな、地域の活性化、学校の活性化を目指して取り組んでおります。今年度は、基礎実習18名、実践実習10名というふうな形で取り組みました。

2点目ですが、フィールドワーク事業というふうなことがございます。これは五つの講座に計50名の学生が参加しております。今年度参加した子供たちも来年度ぜひ今度教育実習の方に来てみたいというふうな感想を漏らした子供たちもおりました。

3点目でございますが、国際教育推進プランというふうなことで、地元大学との連携が条件のコロラド大学との連携がございます。コロラド大学の学生2名に来ていただいて、新庄市はALTがいないので、そのかわりというふうな形で学校に行っております。

大体以上でございます。

12番（今田雄三委員） 終わります。

小野周一委員長 ただいまから10分間休憩します。

午後3時07分 休憩

午後3時16分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開します。

歳出について質疑ありませんか。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

小野周一委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） それでは、67ページの6款農林水産業費でございます。1項農業費、果樹園芸振興事業費、やまがた園芸担い手チャレンジプラン支援事業補助金についてでございますけれども、課長の方から大体お聞きした経過でございますけれども、確認しながらお聞きしたいと思います。これは新規に支援を受ける団体は幾つあるのかということと、それから単年度で終わる計画なのかなということ一つと、それからどんな作物にこの方々はチャレンジするのだからということをお聞きしたいと思います。

それから、71ページ、6款農林水産業費9目農村環境改善センター費でございますけれども、この改善センターの使用状況や、どのような団体、そして使用規則などをお聞きしたいと思います。あそこのところを通りますと余り使われていないような気がしますので、その辺お伺いしたいと思います。

それから、80ページの8款土木費3目道路新設改良費でございますけれども、福田工業団地線整備事業費でございますけれども、19年度補

正予算では800万円ですか、随分多額な額を減じるというか、残されたようですが、これはどうしてか。私は現地に行って時々見ておりますけれども、雪が降ってからの工事だったので思うようにいかなかったのか、それとも残ったのはなぜかということと、この予算内でいつどれだけの工事がされて、完成するのはいつごろになるかということをお聞きしたいと。

まずこの3点をお願いします。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 最初に、果樹園芸振興事業費につきまして説明させていただきます。これは19年度から3カ年事業ということで、19年度中に各JAの方で、いろんな生産者、生産組織等のネギ部会、バラとか促成栽培、花卉とか、こういう部会の方から申請を受けて、それをチャレンジプランということで、その計画書を県で審査して県知事が認めた事業ということで、19年度中に計画書を出した団体が今のところ6団体ほどおります。19年度中4団体ほどがこの事業でやっておりまして、今後予定される部分がまたさらに4団体ほどございます。これは継続して何年とか3年の中でやる事業ですので、今予算化しております1,174万7,000円については、JA新庄もがみの北部営農センターのニラ部会、同じく促成野菜部会、花卉部会と、新庄農協の方では最上トップローズ、バラですね、それをこの事業で実施するというふうなことで予算化させてもらっています。

農村環境改善センターにつきましては、昭和61年6月に条例化されまして、年間570件ほど申し込みが来ております。延べ人数としまして2万7,000人ぐらいがこの施設を活用しておりまして、いわゆる健康増進といいますか、スポーツ施設、料理の研修室がございますので、子供会とか、いろんなそういうふうな活動の場でやっております。そういうふうなことで、農村

環境改善センターの規則といいますか、いわゆる目的については、あくまでもこの施設を利用した農村地域の健康増進とスポーツ振興というふうなことで位置づけております。歳入としては大体年間90万円ほど見込んでおります。

以上でございます。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 福田工業団地線の整備事業につきましての御質問でございます。これにつきましては、18年度から地すべり対策工に基づきまして設計を行いまして、19年度より事業着手したところでございます。現在の進捗でありますけれども、当初予定していた工事内容の19年度分としては完了しております。先ほど補正のお話で一部工事費を残したというふうなお話ありましたが、これにつきましては今年度予定していた工事はすべて終わっておりまして、入札差金が出た関係上それを精算したというふうな内容でございます。工事の今後の予定でございますが、20年度も引き続き地すべり対策工を行いまして、21年度と22年度で道路の改良舗装を終わります供用したいというふうな計画で今進めているところでございます。

以上でございます。

16番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

小野周一委員長 森 儀一委員。

16番(森 儀一委員) 果樹園芸振興事業でございますけれども、やはり物やお金を与えるだけでなく、これが本当に結果が出るような指導をして、そして市の特用作物としていっていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、農村環境改善センターでございますけれども、あそこは家の前の方がちょっと複雑なところで、除雪の関係、あれはどのようにして、全部あそこの家の前まで市で除雪しているのか、それとも向こうを回っていく方の道路、

あれも除雪しているのか、市でやっているのか、その辺一つ。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 除排雪費ということで21万1,000円提示させてもらっていますけれども、これはあくまでもその前の道路が市道になっておりまして、市道については都市整備課の方で業者委託しております。21万1,000円というのは、中の通路の部分の21万1,000円ということで除雪費を計上しております。

16番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

小野周一委員長 森 儀一委員。

16番(森 儀一委員) 健康を主体とした改善センター、健康増進ということでございますけれども、確かに森林浴、あそこは非常に景観がよいところでございまして、そして温泉浴、もう一つ日光浴、何かあそこら辺でゲートボールをするところでも、そういうものがあると大変いいと思いますけれども、三浴そろったところで、これはいいといたしまして。

工業団地の道路整備でございますけれども、新聞などを見ますと県でも酒田港の活用と、これは新年度早々に物流の活性化、推進協議会ですか、そういうものを立ち上げてこれからやっていくということをお聞きしているんですけれども、新庄酒田道路ができますと交通の要衝として福田工業団地から酒田港、そして海外へという物の流れが非常にあそこを整備することによってよくなるのではないかなと思われましてけれども、そんな意味でも整備が本当に必要と思われまますので、いつ行ってみても、予算が少なくてちょこちょこちょこちょことしかやってないもんですから、なるだけ早く完成して、そしてそういう時期までに完成していくということが大事だと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、82ページの8款土木費4項都市計

画費1目都市計画総務費ですけれども、この項目の中に入っていると思いますけれども、仁間の処理場跡地ですけれども、この敷地内に事務所と思われるものが建てられておりますが、これは貸しているのか売ったのかお聞きしたいと思います。そして、ここの中に何社入っているのか、これを一つお聞きしたいと思います。

それから、85ページの8款土木費6項雪対策費1目除排雪費でございますけれども、これは下田町の裏の方の升形川付近の雪捨て場でございますけれども、雪捨て場の底地はどこの土地ですか、新庄市の土地ですか、公用地ということをお聞きしておりましたが、これは市で払い下げする必要があると思いますし、先にやっているのか、そして面積はどのくらいあるのか、もし取得していたら何年前ごろ取得したのだからということ、これもお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 仁間処理場跡地の貸し付け関係であります。19年度は一時貸借契約を結んだのが3件、通年で使用貸借を行っているものが2件ございます。これは主に資材置き場あるいは一時的な保管といえますか、いろんな資材の保管とか、そういったことを主な利用の形態として、面積的には5件で6,000平米ぐらいだったと思います。一時的な貸借が3件、通年的な貸借案件が2件でございまして、5件合わせて6,000平米ほどだったと思います。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 下田地内に隣接しております旧升形川の廃川敷を利用しまして、今現在、県から土地をお借りしまして冬期間の雪捨て場として利用させていただいております。この所有については山形県が所有しております。先ほど申しましたように旧升形川の廃川の部分の土地でございます。面積は、ちょっと手元に正

確な数字ございませんが、雪捨て場として借りているのが約5,000平米以下でございます。

これにつきましては、昨年から山形県の方から土地の利用についての問い合わせがございまして、県でも処分計画を持っておりまして、これまでおったわけですが、昨年その処分について、処分したいので市の意向の問い合わせございました。市としてもやはり以前から雪捨て場として借りて利用しておったわけですし、特に市街地に隣接した雪対策のための雪捨て場というのはああいふ場所がないもんですから、何とか取得したいということで県の方と調整を進めてきたところでございます。現在その取得について了解を得まして、手続を進めているところでございます。年度内には市の方を買収する予定でございます。面積が約6,420平方メートルでございまして、ただ、一部中の川を挟んで両側に廃川部分がございますけれども、その土地の6,420平米を買収するというふうなことで今話を進めているところでございます。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

小野周一委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） 処理場敷地内の貸し借りでございますけれども、これは幾らぐらいで貸しているんですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 通年的にお貸ししているのは2社に対して2,000平米ずつでございまして、年間の使用料は両社とも面積が同じでありますので19万2,000円ずついただいております。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

小野周一委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） わかりました。貸し方法ですけれども、方法というか、行ってみますと、道路の入り口に建物を建てて、そして奥の方がらっとあいてしまって、やはり奥の方

から貸していただければ、地域の人たちも、あそここのところは夏になると物すごい草が繁茂して大変だと思いますし、事実私たちもあそここのところに行ってみて、環境も悪いし、カメムシの発生地になっているところもありますので、例えば道路側にああいうものを貸さないで奥の方を貸してもらって、そしてやはり協働の精神で、そのくらいの値段で貸しているんだから決して高くないし、安いし、草ぐらい、3社、結局建設業とか、そういう人たちだべ。だから草なんか協働して刈っていただければ、市で何もそんなのあんなところに置くことないと思う。だから、そういう業者の人たちがあそこを借りていて、しかもこんな安価な値段で借りているから、地域の人たちもまざると思うから、ほかのことは余り支出しないで、あの業務の人たちと地域の人たちが協働して草を刈っていただくと。おとし刈ったけれども、去年刈らなかったんですね、あそこ通って歩くと。そういうことも指導していただきたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、あの土地ですけれども、やはりあそここのところはこれから新庄沼田線とか、さまざまな高規格道路が来て、今までは河川敷あってだれも行かなかったけれども、管理するのも大変だから、土地の価値が大分あそこはばんと上がってきているんだよね。だから個人で持たたい人も大変多いと思いますけれども、やはり市でしっかりとあその場所を払い下げて確保しておく必要があると思いますので、その辺よろしくお願ひします。大変いい雪投げ、広くて、あそこは6反歩ぐらいあると思います。私は行って見てきたんですけれども、なんか個人の用地もあると聞いたけれども、あれは大事な用地だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。個人的にはなかなかそういう払い下げというのは、市でやっていただきたいと、このように思います。

それから、86ページでございますけれども、8款土木費6項雪対策費、これも雪でございますけれども、2目雪総合対策費の方で、平成20年度主要事業の概要にもものっておりましたが、流雪溝の整備事業につきましては、上金沢、末広町、万場町、大町、これはわかりますけれども、消流雪用水導入でございますけれども、これについてですけれども、指首野川、中の川で約3,000世帯と言われておりますが、新田川の取水はかんがいでないのか、これをお聞きしたいと思います。上金沢、下金沢、末広町、日の出町、新松本方面、これは最上川からことし水揚げたせいで物すごく水が来るぞというような考えでおりますけれども、ここには新庄用水の水と新田川の保全された水は流れていないので、ちょろちょろちょろちょろしていますので、こいつの計画はないのか、ひとつそれだけまずお願いします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 消流雪用水事業に伴います新田川水系の水の手当てというふうな御質問でございます。これにつきましては以前も一般質問等でお答えしたことがございますが、地形的に新田川水系そのものにかかわります部分、特に金沢、末広町になりますけれども、この地域については水の手当てそのものが新庄農業水利事業の完成水路を利用して手当てするものですから、これより地形的に高い部分にございまして、直接水の上がりは不可能な地域でございます。そういったことから、この消流雪用水事業の計画におきましては前期・後期と2期に分けてまして事業を進める計画で今進めておりますが、その前期部分、短期計画と申しますが、これが26年までの期間で今進めております。この期間の中で整備を行っていく計画でございます。具体的には、新田川に一たん駒場頭首工の部分で最上川の水を放流しまして、これを下流でく

み上げて金沢堰等の水路に放水するというふうな計画でございます。なお、これらについては受益面積等の関係もございまして、県営事業で対応できるものについては県営事業で行うというふうなことの計画に基づきまして今進めているところでございます。

16番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

小野周一委員長 森 儀一委員。

16番(森 儀一委員) もう一つだけ、93ページの10款教育費2項小学校費1目学校管理費でございますけれども、これは前の高橋市長は児童が少な過ぎても教育上よくない、いわゆる過少規模校、1年生から6年生まで30人以下になったら学校改築は考え直そうと私も言われたことがございます。第一に子供たちのことを思っただけで統合に踏み切った経過がございまして、今、新庄市内で小学校で児童数の一番少ない学校は何人ぐらいで1年生から6年生まで児童数があるのか、五、六年で推移がどう変わるのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。そしてまた、山尾市長は1学年どれぐらいの人数が望ましいのか、市長から直接お聞きしたいと思います。

山川義隆学校教育課長 委員長、山川義隆。

小野周一委員長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 ただいまの御質問ですが、一番人数の少ない学校として山屋小学校が18名、その次に小さい学校としまして昭和小が21名でございます。

佐藤 博教育長 委員長、佐藤 博。

小野周一委員長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 市としての適正規模の学校ということでの考え方ですけれども、平成17年度に長期教育プランを策定しまして、その中でも適正規模の学校ということについていろいろ検討もしました。その結果ということなんですけれども、やはり学習というのは一つの教室の中で一人一人の子供たちに目が届く範囲、またある

程度の規模を持ちながら子供たち同士の社会性とか切磋琢磨とか、そういうような力をも必要であるというようなこと、またそれらの規模を保ちながら合唱したり、また運動したりしながら楽しめる、そのような範囲規模というようなことも当然考えられるわけですが、そのようなことから考えまして、検討委員会の中で1学級15人ぐらいだと今お話ししたような範囲が得られるんじゃないかと。そうしますと掛ける6年ということで90人ぐらいというような数が出てくるわけですが、ただ、これはあくまでも適正規模というようなことでありまして、現実的にはこれから出てくるであろう学校の統廃合とか、そういう問題については考え方を地元の方々にも十分に理解していただきながら、そして地元の方々と共通理解の上でこれを進めていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

小野周一委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） 各地でやはり学校統合のニュースなどが大変テレビや新聞で流れてきます。最上管内でも多くの学校が統合されてきましたが、これも人口減少に歯どめがかからないというのが一番の原因かと思われませんが、小規模校や複式学級のメリット・デメリット、こういうものを保護者や関係機関と話し合う時期に来ていると思いますが、その辺どうですか。

佐藤 博教育長 委員長、佐藤 博。

小野周一委員長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 前回の一般質問の中にもこの話題が出てきたわけですが、今、児童生徒数の減少から、やはり学校の統廃合の問題、さらに住宅事情または道路事情の変化から学区の再編とか、さらにそれをつなぐ安全通学の問題とか、いろいろな課題が山積しておるわけですが、それらを含めて学校環境検討委員会を来年度早々に立ち上げようというようなこと

で今詰めておるところでございます。

いずれにしても、地元の皆さんとの、先ほど申し上げましたように、教育委員会の考え方も申し上げながら共通理解をしていくことが一番の基本だと思っております。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

小野周一委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） 36ページの2款総務費1項総務管理費8目広報費ですが、「広報しんじょう」に近岡画伯の絵画がシリーズで載せられておりますが、これは絵のところだけでもカラーにできないものかという市民がおりますが、カラーにすると大分高いんですか。印刷会社に相談したら協力してもらえないのか、その辺ちょっと、最後に。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 今回の広報の印刷費は、その部分はカラーにはできない内容のものになってございます。なお、かなり勉強してもらった印刷費でございますので、なお検討できるかどうか相談をしてみたいと思います。

16番（森 儀一委員） 終わります。

散 会

小野周一委員長 皆さんにお諮りいたしたいと思っておりますけれども、きょう質問を予定している方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 なしという声がありますので、それでは本日はこれまでといたしまして、あす3月13日木曜日午前10時より予算特別委員会を再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後 3 時 4 6 分 散会

予算特別委員会記録（第3号）

平成20年3月13日 木曜日 午前10時00分開議
委員長 小野 周一 副委員長 沼澤 恵一

出席委員（17名）

1番	奥山省三	委員	2番	佐藤悦子	委員
4番	小野周一	委員	5番	小関淳	委員
6番	遠藤敏信	委員	8番	沼澤恵一	委員
10番	小嶋富弥	委員	11番	渡部平八	委員
12番	今田雄三	委員	13番	金利寛	委員
14番	新田道尋	委員	15番	平向岩雄	委員
16番	森儀一	委員	17番	山口吉静	委員
18番	亀井信夫	委員	19番	星川豊	委員
20番	下山准一	委員			

欠席委員（3名）

3番	斎藤義昭	委員	7番	中川正和	委員
9番	清水清秋	委員			

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	総務課長	武田一夫
政策経営課長	坂本孝一郎	税務課長	田口五郎
市民課長	柿崎卓美	環境課長	五十嵐正臣
健康課長	星川基	農林課長	五十嵐祐一
商工観光課長	黒坂光悦	都市整備課長	中部力
下水道課長	佐藤新一	会計管理 兼会計課長	矢口喜一郎
福祉事務所長	矢口孝	神室荘長	叶内利昭
水道課長	高橋敦	教育委員長	伊藤輝昭
教育長	佐藤博	教育次長	大場和正
学校教育課長	山川義隆	生涯学習課長	大江雅夫
生涯スポーツ課長	清水幹也	選挙管理 委員会 委員長	小関俊也

選挙管理委員会 事務局長	小野正一	監査委員	國分政嗣
監査委員 事務局長	奥山栄	農業委員会 会長職務代理者	斉藤純一
農業委員会 事務局長	柏倉政		

事務局出席者職氏名

局長	鈴木吉郎	総務主査	野崎勉
主査	沼澤順子	主査	佐藤嘉信

本日の会議に付した事件

議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算

開 議

小野周一委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は17名でございます。欠席通告者は、中川正和委員、斎藤義昭委員、清水清秋委員の3名でございます。

なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の斉藤純一君が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより3月12日に引き続きまして予算特別委員会を開きます。

議案第28号平成20年度新庄市 一般会計予算

小野周一委員長 議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算の歳出について、質疑ありませんか。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） おはようございます。

きのうに引き続き、またトップで御指名いただきまして、委員長、ありがとうございます。

それでは、歳出について御質問申し上げます。最初にお聞きしたい項目だけちょっと予告しておきたいと思います。

63ページの4款衛生費2目じん芥処理費関係、その説明項目にあります備品購入費、その次のリサイクルにここに運動奨励金、その次の鉄骨製ごみ集積器具購入補助金、この関係についてお願いいたします。次に、72ページの農業費1目林業振興費の中にあります市行造林業務委託料について、次に76ページ、7款商工費3目観光費の中にあります新庄まつり関連全般でございます。86ページ、8款土木費1目除排雪費の

中にあります消雪電源操作業務委託料、次の通学路交差点横断部人力除雪業務委託料、その次の工事請負額、その次のページにあります備品購入費310万円ですが、以上予定していますので、ひとつ最後まで質問できるように簡単明瞭な御答弁をお願い申し上げます。

それでは最初に、76ページ、7款商工費1目商工費3目観光費でございます。大変失礼しました。順序を間違えました。

63ページです。4款衛生費の2項清掃費2目じん芥処理費、この中で予算説明にありました地域連携型リサイクル推進事業、事業費120万円で県補助60万円、一般財源から市が60万円ということです。20年度の主要事業概要にもございましたが、こうして見ますと説明項目の中にこの項目が載っていないようですので、どこに入っているのかなのかです。2番目として、備品購入費50万4,000円、どんな備品なのかです。次に、リサイクルにここに運動奨励金737万7,000円、この奨励内容について。最後4番目の鉄骨製ごみ集積器具購入補助金37万5,000円、この補助内容と、参考に新庄市内にあるごみステーションの総数、恐らくかなりの数あると思いますが、最初にこの点をお伺い申し上げます。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 御質問の第1番目、備品購入費ということなのですが、これは委員がおっしゃいました平成20年度の主要事業の概要の中に記載されておりますが、地域連携型リサイクル推進モデル事業というふうなことで、平成20年度、21年度の2年間にわたりまして県の補助金半分60万円、総額120万円の事業で、2年間にわたって食品トレーのリサイクル事業のモデルをやろうというふうな事業でございます。なぜ今モデルかというふうなことなのですが、現在は製造業者、市民、スーパーマーケット、福祉

施設というふうな4者、四つの団体といいますか、連携でトレーリサイクルに励んでいるところですが、小学校の3、4年の社会科の副読本にも5年ほど前からこのトレーリサイクルというふうなものを載せておりまして、小学校の方でも環境教育というふうなものを重視してやっていただいております。それで、この機会だからということとは、ことしは洞爺湖サミットが7月に開催される、京都議定書が発効されるというふうないろんなタイミングの中で、小学校の方にも環境教育の一環としてトレーを集めてリサイクルするんだよというふうな事業に取り組んでいきたいというふうなことで考えています。予定としているのは市内小学校10校でございます。備品購入費はそのトレーを集めるためのボックスになります。1個当たり約3万円を見込んでおりますが、その10個分、掛け算するとこの金額にはならないんですが、小さな学校は1個でもいいだろうというふうなことで総額で50万4,000円というふうに見込んでございます。

それから、リサイクルにここに運動ですが、737万7,000円の金額ですが、これはリサイクルにここに運動をずっと市内の子供会を中心に老人クラブ等々で展開しておりますが、団体数としては149団体、延べ526回の回収をしておりますが、集めてくださっている子供会等々への報償費といいますか、奨励金になります。これが287万9,100円、これを回収して中間的に処理するといいますか、いわゆる廃品回収業者と言っていますが、こちらの方に奨励金としてお渡ししておりますのが510万5,000円、合計で737万7,000円となっております。結構な金額なんですけど、例えばリサイクルにここに運動で回収したごみをそっくりごみに投入したとすると分担金へのはね返りが2,000万円をちょっと超える金額に換算されます。いわゆる費用対効果という言い方はどうなのかあれなんですけど、約3倍くらいの効果があるというふうなことでの奨励

金の交付をさせていただいております。

それから、鉄骨製ごみ収集の補助金なんですけど、これは平成16年から各地域で必要なごみステーションに対して上限を2万5,000円というふうなことで今まで対応してきました。毎年のごみステーションの申し出についてですが、平成19年度で14カ所、平成18年度で12カ所というふうなことで、18年、19年度は10基ずつしか予算化しておらなかったんですが、少し足りないというふうなことで、ことしは頑張って15基を考えたいというふうなことで、15基あればほぼ必要とする町内会については対応できるだろうという見込みで試算しております。ちなみに、市内のごみステーションの箇所数は780カ所でございます。1ステーション当たり約15世帯で対応したいというふうにとらえております。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 地域連携リサイクル事業費の120万円の説明項目はどこに、この項目の中にございますか、どうでしょうか。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 平成20年度主要事業の概要なんですけど、その6ページの下の方の段に事業費とございまして、その中に消耗品関係が37万4,000円、通信運搬費4万2,000円、収集運搬の費用が28万円、それから先ほど申し上げましたトレーの回収ボックスが50万4,000円というふうなことで金額を載せてございます。目的とか概要については、20年度の主要事業概要の6ページの上の方にそれぞれ概要というふうなことで記載させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） その中身はわかるんです、これ見えていますので。ただ、予算書の中で

どこにこれが該当しているのかということをお聞きしているんです。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 総額120万円分の内訳なんです、63ページの4款2項の節の説明の中で中段よりちょっと下の方のごみ減量化対策事業費のすぐ下に消耗品費がございます。ここで37万4,000円、それから一つ飛びまして通信運搬費が4万2,000円、それから3行飛びまして食品トレー収集運搬計量業務等委託料、これが収集運搬の分で28万円、そのすぐ下に備品購入費として50万4,000円、この4項目で120万円というふうなことでござりますので、ちょっと飛び飛びで記載されておりました。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） かなりややこしい予算書ですね。せっかくモデル事業というふうな立派な推進事業を考えているわけですから、一発でぼんと載せておけばだれが見てもわかるような気がするんですが、これじゃちょっとよく聞かないとわからない予算構成のようです。わかりました。

次に、この小学校で環境関係を含めたいろいろなものでも食品トレーのリサイクルを始めるとのことですが、回収は大変結構だと思うんですが、その行き先、これはいろいろな作業工程を持っているわけです。まず先に各小学校なり、あるいは一般スーパーから集まったものは、選別、仕分けとして福祉施設のたんぽぽ作業所に行きます。その次、これを集めて友愛園に行きます。これはポリテクセンターの方がありますが、ここで溶かしてペレット化します。その次に、このペレット化したものは今度工業団地のヨコタ東北ですか、そこで製品化されると、こういう三つの工程を経る方式を新庄方式と呼んでいるようですけれども、ただ、ここで

各小学校10校から集まる廃品トレーですか、それは膨大な数量になると思うんです。それと、話によりますと、ことしから金山町からもたんぽぽ作業所の方に入ってくるというふうな話を聞いております。そうした場合、受け入れ先の処理能力、この辺は御検討なされて、あるいはきちんとした打ち合わせをされて、取り組む10校の予算化をされたのかどうなんでしょうか。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 リサイクルされるルートにつきましては、まさに今委員がおっしゃったルートで最終的に製品になるということです。今回の10校分から集めるトレーの量なんです、市内の小学生1年から6年まで2,400名ございまして、1人大体1カ月毎日1枚ずつで25枚集まるとして1枚20グラムぐらいの計算をしております。1カ月に500グラムぐらいのトレー、週1回ぐらい回収の予定なんです、計算上1カ月ぐらいにすると1人当たり500グラムぐらいです。これの12カ月やったとして14.4トンのリサイクル原料が集まる計算になります。ちなみに、たんぽぽさんで分別して友愛園でペレット化しておりますが、1日最大処理量が4トンまで可能だということです。現在は約2トン弱の処理量しかこなしていないということで、今おっしゃいました金山町からも、間もなくなんですが、新しい年度にやりたいと。それから鶴岡の方からも実際には搬入しております。学校から例えば12カ月に14トンですから1カ月に1トンちょっとなので、まだまだヨコタさんとしては回収していきたいと。あくまでもこれはモデル事業なので、今の段階ではこうなんでしょうと、今の友愛園でやっている原料の倍ぐらいの処理までは可能だということで、まだまだ原料が欲しいと言われておりますので、その辺は無理のないように調整しております。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） そのようにひとつ調整方お願いいたします。

次に、ごみステーション関連です。確かに19年度、ことしなんですけれども、申し込み14台で支給されたのが10台の限度だったと、これは聞いております。ことしは少し予算もふやしていただいて15台、上限2万5,000円と。これで各町内会でもかなり遠慮しながら申請しているんじゃないのかなと思います。というのは、去年、おとしあたりは、もし多ければ抽選でしますよという一時期ございました。去年あたりから、今年度、要するに20年度はいろいろな調査をしながら、壊れたところには補助をしていくという考えのようなんですけれども、これは町並みの景観から見てもかなり壊れかかったような、どうにもならないようなステーションが結構あると思います。これを何とか、そんな高額でないわけですから、申請あったら100%まず認めていただけるような予算措置をされたらどうかなと思うんですよ。

歳入のときにもお聞きしましたが、ごみ袋の大を基準にして特大と小があると、その容積比を聞きました。大を中心にして特大は1.5倍、実際は厳密に言って口ぎりぎりまで縛ってはかると1.8ぐらいまで入るんですよ。そういうふうな考えからいきますと、やはりあの特大が出た、なぜああいうものを出したかということの原点に返ると、これも歳入のときにもお話ありましたとおり、あれはあくまで生ごみとか、そういうものを入れるんじゃないくて、庭木の野焼きをしないためにそれを使わせるというようにして発想したはずなんです、現在はほとんど何でもかんでも入っていると。いっぱい生ごみを入れれば重いわけですよ、当然。ですから、お年寄りや特大の袋は使い切れないと。若い元気な人は、収入もある元気な人だけが特大にばんばんに詰めていっぱい重いものを一輪車でも

運んでくるというような状況も見かけます。この差です、私が申し上げたいのは。容積比で1.5倍、これでいいでしょう。だとすると、特大と大の比較がどうしても10円差なんですよ、1枚10円差。それではちょっと私考えてみますと不公平な気がいたします。ですから、これをこのぐらい、1.5倍ぐらい特大を値上げして、そうしますとどうなるかといいますと、計算してみました。今1袋に特大は20袋入っているんですよ。それが1,000円です。これを18枚に減らす、2枚減にして計算しますと、そうすると歳入のときにも聞きました枚数を掛けますと約500万ないし550万の税収増になります。間違いなくなるんです。ですから、この分を全部とは言いませんので、一部をごみステーションの回収、ここの方に持って行って、なるべくきれいで使いやすいごみステーションをつくると、使わせるというのがやはりごみ一体的な考え方からした場合にベターな考えじゃないのかなと感じます。どうかこれは検討していただきたいと思いますが、どうでしょう。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 特大袋の50円にした容積比からいくと60円になるはずだったんですが、さまざまなことを検討してということは、市民感情もありまして、いきなり1.5倍の60円というのも結構きついんじゃないかと。それから、当時、平成14年のときに県内のごみ袋の値段を参考といいますか、参照したところ、50円より高いところがなかったと。あの当時で東根あたりで40円で一番高かったわけで、それが県内で突出して60円、袋の中身は入るんですが、金額的に県内一ということもしたくないという意向もありまして、なお、このごみ袋については最上郡内8市町村すべて同じ形態で、袋の大きさも同じで金額も同じで、共同体というふうなことで処理場の方に持って行っておりますので、新庄

だけが今急にどうのこうのということにはできませんが、機会あるごとにその辺を調整しながら進めていきたいと思います。

なお、ごみステーションそのものについてはまずとし15基確保しましたので、そこら辺で様子を見ながらまた検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） きちんと検討してください。

次に、時間がなくて済みません、市行造林関係は後日聞かせてください。今回パスします。

商工関係の7款でございます。3目観光費、観光振興対策事業、これは新庄まつり関係ですが、まず新庄秋まつり実行委員会負担金50万円、これは前はなかったんですね。平成20年度から出ています。これはどんなお祭りなのか。それから、新庄まつり運営事業費1,250万円、19年度予算は1,300万円だったはずですが、補正で50万円削られているんですが、なぜ20年度予算が1,250万円になったのかどうかです。それと各21町内若連に対する補助金、これは19年度と変化があるのかないかです。あともう一つ、この補助金は直接市から各若連に補助するのか、あるいはまつり委員会を通してするのかどうか、まずその点お願いします。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 御質問二つということで、まず新庄まつり関係の方からお話しさせていただきたいと思います。運営事業費、なぜ50万円減額になったのかということでございますけれども、これにつきましては警備関係で市の職員が3日間で80数名、90名近い職員が動員して出ております。事前のレクチャーもうまくいまして、かなりいい場面で働いていただきました。それで警備費から警備関係で減額するようなも

のが出てきたということでございます。

あと補助金の関係なんです、山車連盟の交付金という形で、これについては新庄まつり委員会の方から各町内に出てございます。額的にはご存じのように1台29万円プラス26日分1万円ということで30万円ほど予定してございます。また、囃子につきましては5万円プラス26日分ということで8万円になりますか、予定してございます。

次に、秋まつりの件なんです、当新庄市には春まつり、夏、山車まつりというか、新庄まつり、秋にはもがみ大産業まつり、冬には雪まつりというふうなことで、四季折々で市民の皆さんに楽しんでいただいているわけなんです、この秋まつりについて、実りの秋というふうなこともございまして、現在、もがみ大産業まつりが駅周辺で実施されております。これとうまく連携できないのかなということで現在考えてございます。できれば市内の方にそれぞれ拠点をつくって、そこで新庄最上の味を楽しむということも必要ではないのかなと、そんなことで市民の皆さんに喜んでいただければというふうなことを考えてございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 次に、まつり振興基金16万円繰り出していますが、この振興基金は、私が議員になったとき、15年に1億3,000万円あったんです。ところが、この20年度予算を経過しますと残額はどのぐらいになりますか。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 まつり振興基金の方でございますが、19年度当初で残っているお金が6,605万4,372円という数字でございました。ここから平成19年分を繰り出しますと、平成19年分が1,436万6,000円、残りが5,168万8,372円という数字が残ります。ここから平成20年分の事

業費を繰り出しますと、20年分の今予定されているのが1,506万3,000円でございますので、差し引き3,662万5,372円というふうなことになるかと思います。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ここ5年間で約1億円、基金取り崩しで頑張って使ってもらったと、こういうふうに評価いたしたいところでございますが、ほとんどあれじゃないでしょうか、新庄まつりというのは基金で成り立たせてきた、基金依存型予算というふうに思うんですけれども、そんな感じがいたしませんか。一般会計の中から捻出して出しているということじゃなくて、一般会計の中に繰り入れをして、何とか新庄まつりを継続してきていると。もう3,600万円、このままいくとあと2年でなくなりますよね。これじゃちょっと困りますね。ちょっと検討してください、なくしてはだめです、ゼロでは困ります。

次に行きます。説明事項にちょっと見当たらなかった関係で、ここの中に予算化されているんですけれども、江戸家老の負担金16万7,000円がありますが、常日ごろ市長が言われています仙台家老の予算がちょっと見当たらないのが一つと、これは観光課じゃないのかなと思いますが、一般質問が今回小嶋委員からありました国指定重要無形文化財指定に関する予算措置です。といいますのは、市長の答弁で20年度に保存会を立ち上げたいということをおっしゃってありました。これは当然必要です。これを設立して早く指定を受けるというためには、何らかの予算措置が必要じゃないのかなと思います。これは恐らく生涯学習課の方に該当するかもしれませんが、あわせてお願いいたします。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 江戸家老制度の予算でござ

いますけれども、この中には仙台家老の分も入っているということでございます。

新庄まつりの重文指定のための予算ということでございますけれども、先ほど申し上げました今年度の繰出金の中に23万7,000円分の事務費として私どもの基金の中から出ております。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

小野周一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 国指定につきましては、予算書の100ページから101ページ、文化財保護費がでございます。その中で報償費、謝金、旅費、これが10万5,000円ほどついているんですけれども、これが対文化庁への旅費だということと、あと消耗品、印刷製本費等約20万円ちょっとでございますけれども、文化財保護費の方に予算措置を計上いたしております。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

小野周一委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 最後に一つだけ、8款土木費1目除排雪費の中にあります備品購入費、これは恐らく小型除雪機の3台分だと思いますが、この除雪機を町内に貸し出すと言われていますが、危険じゃないでしょうか。安全に使うことができますか、どうでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 当然ロータリーの小型でありますので、操作にあつては十分注意した中で使用していただくと、当然危険性はございます。ただ、そういった操作に当たりまして人選をしていただきまして、利用していただくと。それに対する保険等もいろいろございますので、その辺の対応もしていただいた中で利用していただくというふうに考えているところでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかにありませんか。

15番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

小野周一委員長 平向岩雄委員。

15番（平向岩雄委員） 47ページでございますが、3款民生費1項社会福祉費でございます。新庄最上シルバー人材センターの運営補助金でございますが、654万3,000円、昨年場合は693万3,000円というふうなことでございますけれども、39万円ほど昨年度対比で減額というふうなことでございますが、これは新庄市だけで運営補助金を出しているものではないというふうに理解しているんですが、これは市町村の補助の割り当てされている一つの基準となりますか、そのような内容についてまず第1点お伺いいたします。

それから、51ページでございますが、3款1項、老人クラブ活動助成事業補助金126万円、昨年の予算を見ますと148万6,000円で22万6,000円減額でございます。これは老人クラブの会員数の減少ということも影響しているんだというふうに理解はいたしておりますけれども、老人クラブが減る一方だというふうなことで傍観していることはどうかと思いますので、この老人クラブの育成につきましての市としての手だてをどのように行っているかというふうなことでございます。

それから、68ページ、6款農林水産業費1項農業費、旧最上中部牧場管理運営事業費、たらの芽の栽培の実証試験の業務委託料33万円、これはねらいはわかるんでございますけれども、なぜ今この中部牧場跡にたらの芽の栽培の実証が必要なのかというふうなこと、まずこの3点についてお伺いをいたします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 まず新庄最上地域シルバー人材センターの補助金の件でございますが、新庄市におきましては昭和58年から補助金を出しているということで、7町村につきましては61年から補助金を交付しているというふうなこ

とでございます。流れとしましては、随分昔のことでございますが、61年当時ですと新庄が430万円、7町村が10万円掛ける7ということで70万円、計500万円という補助金を交付してございました。その後、新庄市では一時期683万5,000円という、平成15年におきましてそういうふうな金額を交付していたところでございますが、7町村におきまして当初10万円から15年度29万5,000円、これは一つは県の補助金がかかなり削減されたということがございまして、新庄市あるいは7町村においても10%程度の削減ということをやってまいりましたが、シルバー人材センターにおいてもかなり自助努力はしてございますが、経営がかかなり困難だということもございまして、平成18年から同額ということにさせていただいております。7町村についても同額ということでございます。私が福祉事務所に来たときに、前にもこれは御質問あったと思うんですが、補助金の規定といいますか、基準といいますか、それについても検討いたしまして、7町村を回ったときにいろいろ申し上げたんでございますが、過去の経過等ございまして、現在においても町村の負担を上げるということとはできないということで、そのような経過でございます。これにつきましてはシルバー人材センターの事務局とも話しておりますが、補助金の額につきましては今後の課題であるというふうに考えます。

それから、老人クラブのお話がございましたが、確かに会員数は減っております。これにつきましては老人クラブの活動内容が、我々団塊の世代でございますが、これから団塊の世代がふえるということもございまして、それぞれの老人クラブの活動につきまして検討を加える必要があるのではないかなと、それぞれの老人クラブで考えていただきたいということもございます。例えば介護問題とか、そのようなテーマも取り入れまして工夫する必要があるのでは

ないかというふうに考えます。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 たら芽の栽培実証事業につきましては、予算的には33万円という委託料でございます。これについて説明させてもらいます。今、最上管内におきまして、転作作物として定着しておりますたら芽、いわゆる促成栽培でございますけれども、市場の需要も相当伸びておりまして、年間の産出額も3,000万円とか5,000万円近くになっております。市場評価を定着するには生産性と品質の持続ということが不可欠でございます。実は新庄もがみ農協の方からたら芽の栽培を拡大していきたいというふうなことで、遊休農地、未利用地でございますけれども、中部牧場の中の未利用地約5ヘクタールで、たら芽研究会というふうなことで組織されておりまして、その研究会の方に委託ということで、一応7年間をめどにたら芽を栽培して、たら芽の収入といいますか、売上げの一部、それを歳入としていただくというようなことで考えている事業でございます。いわゆる新庄ブランドといいますか、たら芽もその一つの戦略かと考えておりまして、今の時期ということで旧中部牧場の未利用地、遊休農地をぜひ活用して実証していきたいというふうに計上したものでございます。

それとあわせて、林産物でございますけれども、こしあぶら、今、各林地の中に群生しておりますけれども、その検証も実験としてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

15番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

小野周一委員長 平向岩雄委員。

15番（平向岩雄委員） シルバー人材センター関係でございますが、これは新庄最上というふうな銘を打っておりますので、新庄の人だけでなく最上の方もかなりシルバー人材センター

に加入しているのではないかと思いますけれども、町村別の登録人数などおわかりになればお知らせいただきたいと思います。

それから、老人クラブ関係でございますが、なかなか老人クラブの会員数の減少というふうな、あるいは集落の老人クラブの廃止というふうな内容について内容を調べてみますと、市の方に助成金をいただくための書類が難しいとか、そういういろいろな事務手続関係によって会長になる人がいないというふうなことを言われているわけでございますが、ただ、自主性で老人クラブはほどほどにやっていけばいいんだというふうな考えでなしに、やはりお年寄りの方が一堂に集まっていろいろな世間話をするというふうなことによっても健康の一つの元手になるのではないかなと思うわけでございますが、これらの積極的な活動の支援についての考え方を新たにしていきたいと思うんですが、いかならうでしょうか。

それから、中部牧場のたら芽の栽培の実証方でございますけれども、一つの研究会にこれを委託してやっているということでございますが、その研究会の会員の構成人数と栽培面積、どの程度の面積になっているかというふうなことをお尋ねしたいわけでございますが、これは基本的には大変結構なことだと思います。なぜならば、新庄市の農業産出額でございますが、昭和60年には106億9,000万円あったんですが、平成17年のセンサスによりまして62億円というふうな極めて大きな金額が減少しているというふうなことで、ただ、新庄は田園都市というふうなことを言っているわけでございますが、山形市あたり、あるいは鶴岡市あたりを見ましても、米以外の作目が非常に県内1位を占めている数が多いわけでございます。例えば鶴岡市の場合でございますと、カブとかニンジン、パレイショ、ハウレンソウ、アスパラガス、枝豆というふうに多岐にわたって山形県1位の

生産額を占めているものがございます。幸い、新庄市におきましても、ソバ、ことしからニラも山形県1位の生産額だというふうなことは大変結構なことをごさいます、米以外の畑作物に対する力の入れようというものは今後極めて重要な課題であるというふうに理解しているわけでございますけれども、先ほど中部牧場関係についてのたらの芽の実証法の面積とその参加人員がどの程度かというふうなこと、再度お願いしたいと思います。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 まずシルバーの会員数でございますが、18年度の資料で申し上げますと8市町村で計703名おいでになります。そのうち新庄が400名ということで56.9%という割合になっております。

それから、老人クラブの件ですが、手続等のお話ございましたが、1単位クラブの人数とか大分緩和してきたところでございますが、なお委員言われるような問題ございましたら、時々福祉事務所にも事務局の方が見えますので、いろいろお話をさせていただいて、なるべく活発化するようにしていきたいと考えます。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 たらの芽研究会の構成メンバーについてお知らせします。たらの芽研究会については13名おりまして、そのうち認定農業者が10名というふうな構成になっています。面積につきましては、現地等も確認して、勾配等もございますので、その辺で活用できる箇所が約5ヘクタールというふうなことで試算して、委託については、耕起とか、ならしとか、いろんな転作についての業務を委託したいというふうに思っています。以上でございます。

15番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

小野周一委員長 平向岩雄委員。

15番（平向岩雄委員） どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

次に、89ページ、9款消防費1項3目消防施設費でございますが、消防施設整備事業補助金でございますけれども、これは前年度と同額の502万4,000円でございます。これは集落と分団あたりの消防ポンプの施設かと思っておりますけれども、話によりますとなかなか申し込んでおいても順番が来るまでに何年も待たなくちゃならないというふうな問題が末端の方では生じているようでございます。なるほど昨年度の予算とことしの予算が同額ということにつきましては、何カ年計画の中で同じ台数を導入していくんだなというふうな理解もできるわけでございますけれども、消防ポンプというものは、これは災害によっては急激に必要なものであるというふうなことでございますので、当面申し込みのあるものについてはなるべく早く優先順位を高めて対応すべきではないかというふうな考え、これ1点でございます。

それから、94ページでございますが、10款教育費2項3目、学校給食地元産米方式実施負担金25万8,000円、これも昨年と同額でございます。この地元産米方式実施負担金というのは内容的にどうなっているのか一つお願いしたいと思います。

それから、100ページでございますが、10款4項5目市民文化会館費でございます。4,722万4,000円ですが、昨年の場合と比較しますと、昨年は7,080万4,000円でございます、工事請負費、昨年場合は902万6,000円ございましたから、それを差し引きいたしましても6,177万8,000円というふうなことになるわけですが、昨年対比で工事請負費差し引きいたしましてもべらぼうに緊縮予算ではないかなと思うわけで、よく調べてみたんですが、やはり昨年の場合ですと市民文化会館の除雪費だとか細かいことについて入っておったんですが、これが

一切ことしはないというふうなことでございますけれども、この関係の内容でございますが、お知らせいただきたいと思います。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 ただいまの消防の施設設備費でございますが、これは市の単独補助となっております。まず資機材関係につきましては、物によって補助率が違うんですが、3分の1から3分の2、これは具体的に消防のホースとかアルミ防火服等々について予算化しております。金額的には150万円ほど盛っております。それからポンプ庫の改修なんですが、ことしは1カ所で50万円というふうなことで予定しております。これが補助金2分の1、もう一つ、今、委員おっしゃられた小型動力ポンプ、これが20年代というふうなものも確認しておりますけれども、ことしにつきましては、当面、秋口までに来年欲しいというふうな申し出あった台数が3台でございます。3台とも予算化してもらいました。その後に1カ所、やはり来年また欲しいやというふうなことで申し出あって、実際には4台ほど申し出いただいておりますが、今のところ当初予算では3台の対応というふうに考えております。ただ、このポンプ関係につきましては、地元負担が5分の1、20%、約20万円ほどあるということで、やはり突然来られても地元との調整がなかなか難しいとか、そういったことがございますので、私の方でも分団長を通してなるべく早く地区の拠出金とも調整しながら申し出てくださいと。結構古くて、耐用ぎりぎりやっておりますが、いざ有事の場合は大変だということも認識しておりますので、その辺は地元でなるべく早目に調整していただければ対応は可能かと思いますので、よろしくお願いします。

大場和正教育次長 委員長、大場和正。

小野周一委員長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 学校給食地元産米の実施負担金についてですけれども、現在、新庄市の場合、米飯につきましては小規模校で自校炊飯、大規模校で委託炊飯という形で行っています。現在のシステムですけれども、各学校で年間の需要計画というものをつくりまして、それを教育委員会が取りまとめて県の学校給食会の方に需要申請を行うと。その場合、県の学校給食会では各教育委員会の方から出された需要申請に基づいて農業団体の方に年間需要計画を提示して行っているわけですが、これが県産二等米というふうな形になっています。それに新庄市の場合、ほかの多くの市町村でも今そのような形になっているようですけれども、新庄市の場合には新庄産米の一等米を送るというふうなことでもって、その差額を補てんするという形になります。実際、年間の精米使用料としては2万4,636キロと想定しています。俵数にして410俵という形になります。実際、一等米との県産二等米との差額、玄米30キロで300円という形で想定しております。その積算した結果が25万8,000円というふうな形になっております。以上です。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

小野周一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 文化会館の本年度の予算の減額、ここにお示ししましたとおり2,358万円の減額というふうなことで出ております。これにつきましては、昨年12月から市民文化会館が指定管理者制度に移行しております。20年度は全体的に指定管理を推進するというふうなことで、この差額の大きい点の一番は職員の人件費の2名分の減額がまずございます。これまで文化会館につきましては正職2名、日々雇用1名の3名で対応しておりました。この分が今度指定管理者の方に移行したということで減額が生じたものでございます。

ちなみに、指定管理につきましては、人件費

はもちろんですけれども、これまで保守点検に関する委託、さらには光熱、燃料、先ほど御指摘のありました冬期間の除雪等さまざまなものが指定管理料に含めてお願いするというふうな予算措置を計上しておりますので、御理解いただきたいと思います。

15番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

小野周一委員長 平向岩雄委員。

15番（平向岩雄委員） 消防の小型ポンプ関係につきましては即座に対応できるというふうなことを課長が申し上げられたわけですが、消防団の話ではかなり前から申し込んでおかないと該当するには年数がかかるからというふうな要望でございました。それは課長の話を信じていんだなというふうに思うんですけれども、ひとつ申し出あった場合には即座に対応をお願いしたいというふうなことでございます。

それから、新庄産米の実施負担金絡みでございますけれども、山形県は学校給食の米飯給食でございますが、全国1番目にしたいということで本年度からいろいろな対策を講じているようでございますけれども、本市の場合は県の日本一に同調いたしまして、ただ単に25万8,000円だけの予算で対応できるのかというふうなことを再度お願いしたいと思います。

大場和正教育次長 委員長、大場和正。

小野周一委員長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 新庄市の場合、今、平均しますと週に3.4ないし5ということになります。県の方では3.8というふうな形で言っているわけですが、現在、年間でいきますと115回、これが3.8にすれば133回の米飯給食というふうな形になろうかと思います。ただ、県の方では詳細について実施要項等についてはまだ検討中ということですので、それが具体的に提示されましたら新庄市の方でもそれに基づいて実施していきたいと考えております。

15番（平向岩雄委員） 終わります。

小野周一委員長 ただいまより10分間休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） まず最初に、平向委員の関連質問ということで、先ほどの米飯給食について、小嶋委員も一般質問で触れておりましたが、また平向委員も今いろいろただしたわけなんです、どうも私が疑問を持つのは、この点について10年ぐらい前かな、1回触れているんです、子供に二等米食わせるなんて、何の話だということで。そうしたら、給食なんかというのがある、一つの組織がある、そこを通してこない、当時の文部省ですか、そのいろんな助成とか補助とか、そういうことができない仕組みになっているんだということをあのとき聞いたんですが、今もそういう制度になっておるのか、なっていないのか。それから、410俵の米というものを今やっておる炊飯業者に直接納めることができないのか。それから、需要と供給の関係で去年は米は一等米価格で1万円ぐらいまで下落しているわけ。そうやってきたときに、その価格というものはどのぐらいになっているのか、高くなったり安くなったりするのか、それとも一定の価格で1万5,000円なら1万5,000円で固定しているのか。私は市場原理から言えば下がれば下がってしかるべきだと思うんです。買い上げがどのぐらいで買っているのか。給食の炊飯業者はどのぐらいでその米を買っているのか。それからもう一つは、よく地産地消なんていう言葉、このごろ頻繁に出てくるんですが、そういう炊飯をやられるような方がもし新庄市内で出てきたとき、その炊飯業務

をできるかできないか、関連としては以上です。

それから、農林課にお聞きしますが、たらの芽ですか、5ヘクタールやると。「実証方」という言葉ちょっとひっかかるんですな、実証方というのは。たらの芽に対する技術は相当定着しているはずですよ。今さら何を実証するのか。例えば新しい品種を開発するとか、その新しい品種のもとに栽培技術を検証するとか、それならわかりますが、新しく実証方ということは、どうもこの言葉の書き込みが、それなら最初からたらの芽栽培に対して5ヘクタールを貸す「土地の貸し付け」とかとした方がわかりやすいんでないかなと。貸す限りは貸し料というのはどういうふうになっているのか、5ヘクタール貸すわけですよ。その貸し賃はどのぐらいになっているのか。売り上げの収入から一部をこちらの方で収入としていただくということになっているんですが、売り上げなければゼロですよ、極端なことを言うと。だから、5ヘクタール貸したときはどのぐらい賃料としていただくのか。

それから、私の本来の質問に入ります。これは予算全体です。支出の全体にかかわることなんです、ことしの20年度の場合、いわゆる普通建設事業費6億ちょっと、昨年もそのぐらいなんです、超えているんですが、この事業を展開するときに、行政の大綱ですか、この中にわざわざ、これから事業を発注するときには、行財政改革大綱案ですか、20年から21年度、この予算書は20年度ですので、入札制度の改善として、「透明性・公平性・競争性の向上を目指して改善する」と、こういう言葉を私は初めて見ました。この中ではいろいろやりとりはあったんですが、文章で表現したのは初めてでないかなと、今回見させてもらいました。この件について、どういうふうに取り組むのか。かつて私は、鏡さんが財政課長をやられておったときに、一般競争入札を導入したらいかがですかということをこの場で一般質問で申し上げたとき

に、一般競争入札をすると事務量が大変なんだと、だから今のところやる気ないと。ところが、全国的にそういううねりが出てきて新庄市もやるようになった。ただし条件つき入札、条件つき一般競争入札といろいろありました。そして、新庄市でもそれを取り入れたときに、いわゆる事業費ですか、額が何千万以上でなければしないと、たしか7,000万円だかなんとかとあのとき言われたんですが。そういう事業は新庄市で1年間にどのぐらいあるんですかと聞いたとき、ほとんどないと、学校建てなんていうのは別ですよ、余りないと。ということは一般競争入札は、制度自体はあっても実態はないわけです、実態は。その後、何かその額をすぐ下げたという話も聞いておるんですよ。今の一般競争入札をするときの事業費の額はどのぐらいになっているのか。そして、下げた結果、その費用に見合った一般競争入札というものはどのぐらいなられているのか。

一挙に申し上げますが、一般競争入札を導入したことによって落札率がどういうふうな動向をたどってきたか。ちなみに18年なり19年の市発注の落札価格ですか、予定価格に対する落札価格というものはおよそ何%ぐらいだったか。最高は何%で、最低はどのぐらい。なぜ最低を聞くかというのは、かつてある業者がすごく低い率で落札したわけですよ。我々税金を納める方から見れば大変結構なことなんです、その結果、完成検査ですか、そのときランクがCでした。あれも私は初めて見ました、Cというのを。普通はBというのが多いです。Eというのはめったにございませぬ。Bというのは普通、Aというのは通信簿で言うところとすぐれている、Cというところとやや劣る。新庄市では18年なり19年度においてそのランクというものはどのぐらい、最低のランクがどのぐらいだったのか。

まずこれはこのぐらいにして、それから次、これは91ページですか、通学バス運行事務委託

料514万円のっているんですが、これも何もことしからやったわけでございませんで、今まで何年かやってきたわけです。やってきた結果、子供なり保護者なり地域の方々からどういう評価を受けられているのか。「あんなものない方がよかった」という評価か、それとも「よかったな」と、どういうふうに評価されているのか。さらにまた、この件については教育委員会の内部で安全安心の通学のもとに、通学手段なんとか、確保なんとかということで検討会を立ち上げていろいろ検討したとお聞きしているんですが、その結果がどういうふうになって、スクールバスですか、この導入計画というものをどういうふうに進捗なされているのか。

それからもう一つは、102ページの名誉市民関係なんです、これも1,343万5,000円かけて整備すると。これはこれで結構だと思うんですが、ただ、ここで例えば奥山峰石さんですか、あの方の作品も、これもかなり前ですよ、ここで私が言ったのは。財政も厳しいけれども、2年に1個とか3年に1個とか、そういう形で定期的に、できれば1年に1個、2個、奥山さんをお願いして授けてもらって、その作品の収蔵の充実を図っていかないとだめなんでないかと申し上げました。そうでないと新庄市は財政が厳しいので、奥山さんは北区の名誉市民です。財政的に我々と格段の差があるわけです。国でも文化庁あたりが当然収集に走ります。近岡さんの絵画と同じ、山形でばっと集めたわけ、ある画商が。だから、新庄市が厳しい財政の中でも例えば大きさとか形とか文様の違うものを少し少しずつ集めて、将来5年、10年後に一つの土門記念館という、ああいうその人の名前、ネームバリューで美術館なり何なり将来はできる人でないかなと。市長、これいかがですか、今後、財政も厳しいと思うんですが、少しずつお願いして求めると。ただ、峰石さんの特徴は、デザインですか、よく木なんか出ているわけで

す、こずえ。これは何だかといったら、自分がかつて上京して苦労して、自分のふるさとに帰ってきたとき、冬の木のかずえの姿を見て、これがすごく印象深いんだと、それで自分の作品にデザインをしたと、こういうことをお聞きしています。すごくふるさとについて今でもふるさとを大事にして愛着を持っているんだと、こういうふうに常々私は感じているんですが、我々のふるさとが生んだ偉大なああいう芸術家の作品を少しずつ収集していったらいかがかなと、私なりに、これもかなり前ですよ、この場でお願いしたのは。その点、これは市長の考えだと思いますので、ひとつその考えのほどをお願いしたいと思います。

いろいろ申し上げましたので、時間の関係もございしますので、御答弁をひとつお願いします。

大場和正教育次長 委員長、大場和正。

小野周一委員長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 学校給食での米飯についてですけれども、これについては県内の関係7機関、農林水産省、東北農政局、山形農政事務所とか県の農林水産部、あと県の教育委員会、県の学校給食会、県の農協中央会、全農山形、全農庄内等が協議、合意して、山形県の教育委員会で山形県米飯学校給食における山形県産自主流通米供給実施要領というのがありまして、それに基づいて県内の全域で米飯の学校給食を安定的に供給するというふうな形になって、それに基づいて新庄市の方も委託炊飯については行っているということです。

米の値段が下がればどうなのかということですが、すけれども、下がれば当然その料金も、米価が下がれば料金も下がります。ただ、ここで出している28万5,000円につきましては2等米と1等米と差額というふうなことでもって、その差は玄米30キロで300円ということで1キロ当たり10円ぐらいになるんです。もっと米価の方が下がれば、その他の食材の方でいろいろいい方

向に向くんじゃないかなと思いますし、米価が格段に下がれば保護者の方からいただいております食材費等についても下げていくことができるのではないかなという形で考えております。

あと、委託炊飯が地元でできないのかというふうなことなんですけれども、現在、学校給食会でもって指定している業者というのが22ほどございまして、その指定工場にならないと学校給食会を通じての米飯が今のところいろいろな制約があるというふうなことです。新庄市の方にもしそういうふうな委託炊飯が可能な施設が整備されれば、学校給食会の委託炊飯工場になっていただいて新庄市でそういう炊飯をやっていただくというふうな形になろうかと思います。以上です。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 たらの芽栽培実証試験事業につきまして、いろいろこれまで検討した経緯を御紹介したいと思います。たらの芽栽培の実証試験ということで、市の所有の農地が貸借できないというようなことから、市が行う事業に対する作業の委託というふうなことで、今まで農地法とか、いろんな検討してまいりました。その中で、たらの芽については当然これまでも産出額でもありますように栽培技術が確立されているというようなことで、どうしてこの場所なのかというふうなことであると思いますけれども、いわゆる原野といいますか、原野傾斜地をいろんなバイオマスの堆肥、今、堆肥使っていますけれども、生ごみの堆肥ですね、それを循環型農業を目指すということで、それで原野の場合、どういうふうな対策、堆肥を必要とするかと。堆肥も投入しているような栽培技術の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。それで、今、遊休農地、いわゆる耕作放棄地が約80町歩ぐらい、80ヘクタールぐらいあります。それがある程度実証できれば中山間地

のいわゆる急傾斜地、いろんなそういう林地の部分の放棄地についても可能でないかなというふうに思って、それを拡大していくための実証ということで今回予算化させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 入札制度についてお答えします。19年度現在まで、ことしの件で言いますと約80件ほど入札いたしました。金額にして9億7,000万円、約10億円近いお金の工事あるいは業務委託を発注してございます。落札率が全体で92.8%、去年は94%でしたので、ことしは1ポイント以上落ちているということであります。

その中で、一般競争入札ですけれども、渡部委員から7,000万円というようなお話をございましたけれども、一つの目安としてはそのような金額を上回った場合は一般競争入札に付するということでありますが、近年、特にことし、去年あたりはそういう大口の工事はなかったということで、一般競争入札についてはおおむね二、三千万あるいは4,000万円、5,000万円と、できるだけ大きな工事については一般競争入札でやりましょうと。全体の工事費の2割ぐらいを目安に今まで行ってきたという経緯がございます。19年度は4件でございまして、約2億円近い1億9,000万円ほどですけれども、その工事を一般競争入札に付しました。落札率が77.7%ということで非常に低いということは、低入札といいますか、そういった傾向があります。うちの方で低入札という位置づけは現在のところ具体的にはちょっとあれですけれども、10%台半ばぐらい以下になると80数%台以下になると低入札というところえ方で、低入札の審査委員会を開いてやってきたという経緯がございます。4件中3件が低入札でありまして、やはりこの地域については相当競争が高まってきているのかな

というふうに感じます。特に後半、10月以降、低入札が非常に多くなってきております。低入札になればうちの方の工事費が節減できるわけですが、一方でやはり品質の確保あるいは地域で働く人の雇用、経済に与える影響は好ましくないというふうに考えてございます。

それで、20年度について、一般競争入札、公平なもとで入札する機会ということをやまず拡大するというので、そのガイドラインを今まで7,000万円という一つの目安について運用してきましたけれども、現在のそういう県あるいは国の動向からすると時代的にはうまくないということで、これを1号審査に該当する1,000万円以上については競争入札に付したいなということで、指名審査委員会等でそういった協議をしてきたと。それから、低入札については、品質の確保をする上でやはり一定額以上のラインを割りますとそういった問題が発生してきますので、工事の品質を確保するためにも歯どめをかけるためにも、そういった低入札について一定の歯どめをかけながらやっていきたいというふうなことでございます。

それから、最低と最高どのくらいかということですが、評価については1件1件評価まだしていませんので、何点というC評価とかB評価とか、そういったことについてはまだまとめていませんけれども、C以上の評価をおおむね確保しているということです。中にはぎりぎりの評価、ABCDEというふうな評価がありますけれども、D評価も一つだったかな、そういったぎりぎりの評価も一つございましたけれども、おおむねはC以上の適正な評価で工事が執行されたというふうに把握しています。

ちなみに、落札の一番低かったのが30%台でありまして、これは相当業者の工事あるいは業務を執行する上で非常に好ましくない形というふうに考えています。ただ、低入札で歯どめがかけられなかったというか、そういったいろ

ろな審査の方法もありますので、透明性とかガイドラインとか、うちの方で審査するラインをもう一回考え直して、20年度から改善したガイドライン、審査方法でやっていくということで指名審査委員会を確認しているところです。

佐藤 博教育長 委員長、佐藤 博。

小野周一委員長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 安全安心通学プランのことなんですけれども、17年度にそれを作成しまして、いよいよそれを実施していくということで今年度も取り組んでおるわけですが、具体的には安全安心通学プラン推進委員会を関係者、例えば保護者とか、または各学校の教頭先生等で組織しまして詰めてきておるところです。具体的には今年度は通学路の安全点検を実施したり、または各学校で安全通学マップを作成したところでございます。現実的に人家が少ない危険な箇所、必ずしも遠距離ではないんですけれども、そういう箇所もございます。したがって、子供たちの安全を第一に考えるとすれば、単なる距離だけじゃなくて、現実合ったそういう安全安心策を講じていかなければならないというようなことから、一応おおむね通学用バスを使用する距離というのはこれまで小学校で4キロ、中学校で6キロというふうにしておりましたけれども、それをそれぞれ3キロまたは5キロというふうに緩和も考えておるということです。今後ですけれども、さらにこれを具体化するために、通学用交通手段が必要となる地域の選定及び児童生徒数の把握を確認していきたいというふうに思います。それから、必要とされる交通手段、例えばバスまたは大型タクシーなのかというようないろんな方法が考えられると思いますので、そういう効率的な交通手段の形態を詰めていきたいというふうに思います。さらに、交通手段の効率的な運行経路、これもいろいろコースを分けながら考えていきたいというふうに思います。最終的にはそれに必要とな

る経費どのぐらいなのかということをも詰めていく予定でございますけれども、いずれにしても子供たちの安全を第一義に考えたいと思っておりますので、早急にそれらが実現できる方向でこれから詰めていきたいというふうに考えております。以上です。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

小野周一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 このたびの名誉市民の特別記念室の整備についてでございますけれども、前に一般質問でもお答えしましたとおり、現在の特別記念室があるわけです。こちらの方を近岡善次郎先生の記念室と、それにちょうど反対側になりますけれども、生活文化ホール、こちらを人間国宝の奥山峰石先生の記念室というふうなことで位置づけて整備プランを考えているというふうなことはお答えいたしました。それにつきまして、奥山峰石先生につきましては現在新庄市で所有する作品が8点ございます。制作作品が7点、さらに制作工程までの過程の作品が1点というふうなことで8点です。このたびの整備プランにつきましては、奥山先生の方には当然お話を申し上げまして、こういうふうなことを考えていますというふうなことで了承を得ております。それにあわせまして、作品数が少ないというふうなこともあったものですから、先生の方からこのたびこの整備に合わせて12品の作品、ですから全部で奥山先生の作品が市所蔵8点プラス12点、この12点をお借りするというふうなことで現在話を進めております。御提案のありましたとおり、奥山先生は人間国宝になられたのが平成7年、57歳ですか、非常に若いときになったというふうなことで、新庄市にとっても非常に全国に誇れる貴重な方でございますので、作品の収蔵については、財政的な面、今でございますけれども、これは整備していく必要が必ずあるというふうに考えております。以上です。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

小野周一委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 奥山先生の件についてですが、本当に大変貴重な工芸品ということで認識しております。先生とお話ししましたところ、対外的なこともございますので、ここで余り表明することができない部分もございます。しかし、3年後に自分がこの世界に入って60年になると、節目の年になるということなので、その点を考慮してもらいたいということです。それが無いと今にでも20点を新庄市に寄託してもいいというようなお話だったんですが、3年後の60周年を記念してその後というようなことですので、大変貴重な作品でありますし、新庄の財産であるということは十二分に認識しておりますので、先生のそういうお気持ちを大事にするということで、こちらから今々すぐそうした話は持ち出さないような形でお話ししたところであります。

11番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11番(渡部平八委員) 時間がございますので、政策経営課長、私が懸念しているのは、最上郡全体の工事費ですか、167億円、79%減って、ダンピングが出てくるとみんな大変だと思うんです。その辺を気をつけてひとつやってください。以上です。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) 120ページ、121ページの平成20年度一般会計款別性質別経費調べについて、それから53ページ、民生費の児童福祉費総務費、放課後児童対策事業委託料1,911万6,000円、そして工事請負費300万円、主要施策事業の4ページに北辰学童保育所開業事業、県の補助金を168万円いただいている事業ですが、この件と、それから85ページの土木費、住宅費の中で住宅管理事業費1,255万2,000円並びに公

営住宅改善事業費2,560万円の件と、もしまた時間があつたら57ページの民生費の生活保護事業費2億751万3,000円についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、性質別経費調べによりますと、ずっと高齢化社会も相まって民生費のウエートが全体の100%に対して25.9%、約26%が民生費に使われております。33億4,606万円でございます。その次、衛生費が12%で12億5,000万円、土木費が9.8%で12億6,535万円、教育費が8.8%で11億3,690万円となっております。比較ですが、たまたまずっと見ていまして、平成14年度で民生費は19.5%、29億3,292万円、平成17年度には24%になっておりまして32億6,000万円、ずっと民生費は上がる一方で30%近く、一般歳出の約3割弱を民生費に投与しなくちゃだめだという状況になっています。それに反して教育費は平成14年度には10.3%、15億5,313万円だったのが今は8.8%、財政規模も平成14年度当初は150億円の一般会計でしたけれども、今は129億円でスタートしようということで緊縮財政の中でのスタートであります。教育費は8.8%、11億3,690万円になっております。中をとって平成17年度でも民生費はそうでしたけれども、今度土木費に至っては平成14年度は15.6%ありました。23億5,963万円を使っていたわけですが、平成20年度では9.8%の12億円に減っております。平成17年度は財政再建の初年度ですが、そのときでも11.3%で15億円ぐらい使っております。こういうふうに平成14年というのは新幹線開業して3年目ぐらいですから、ある程度周辺事業も落ち着いて、どんどんと財政的な状態が大変だなどという状況の中でやられたのでありますが、この平成14年と平成20年度の予算を比較しますと、土木費は約半分、この6年間でですよ、減っているわけです。中でも普通建設費の目減りというのは物すごいものでありまして、平成14年度

は9億3,500万円だったのが平成20年度では2億3,800万円であります。要するに75%の減であります。ここ6年間で7億有余の事業費の縮小となっているのであります。この落ち込みというのは本当にすごいものでありまして、これを職とする人方は、生活を営んでいる方々は本当に死活問題ではないかなという現状に今新庄市はあるわけであります。

この状況というのはすべての分野にリンクするとか、影響を与えるわけであります。まず、市長が標榜しております新庄の理想となる田園都市、その田園都市の農家の方々も先ほど来いろいろ一般質問等でもありましたように、農家の収入の目減りもあって、農閑期のときには土木建設業のそういうふうな事業を職として求めて、その穴埋めとか、所得を穴埋めしているという状態だったんですが、その仕事すらままならず、ほとんどその収入が入らないために、新庄市の可処分所得というのが物すごい目減りになっているのが現状でありまして、そうするとこれはその購買力にも影響しますし、商店街にも影響しますし、ひいてはその子供社会、子供の親が経済状況が悪化すれば、そのいろんな部分、学校に関してもそうですが、悪影響を徐々にではありますが、だんだんと落としている新庄の現状、ここ何年間ではもっともつとひどい状況になっているのであります。

この新庄市の一般会計の款別の性質経費等のありようが、平成14年度と20年度、中間の17年度でも話したように、どんどんと民生費は右肩上がり、土木費はずっと下がっている現状、教育費もそれにかんがみて下がっている、児童福祉費はいろいろな部分で民生費の中でそれでも大変な状況の中にあるわけですが、この現状をまず市長は、この構成比はいたし方ないというふうに感じておられるのか。今後どういうふうに、市長が標榜する田園都市のありように、土木建設費のこの部分の目減りというのは本当

に、すべて新庄はもうその部分はかなり大きなダメージではないかなと認識しているのは私ばかりじゃないと思うんですが、建設業の業者の方々に聞いても大変な状況に追いやられているということはわかるわけですが、この現状でどういうふうに、今後の希望も含めて、今はいたし方ないのかどうなのかという、その部分は事あるごとに新庄市は財政的に大変だからどうしようもないなという部分が結構話ずっと聞くのですが、どうしようもないことと何もしないこととは違うと思うんです。この部分をどういうふうに思われているか、まず大略的に新庄市の20年度の予算編成に当たって苦慮されたことも含めて、今後の見通しも含めてお伺いしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 財政再建の真っただ中だということで、私どもがまず気をつけたというか、心がけたことに市債の発行を極力抑えるということがあります。起債事業の典型が土木事業でございます。そういったことで9億円から2億円まで落ち込んだと、7億円、その当時と比べて減額ということで、道路事業がそろそろ都市計画事業も含めてある程度の当初考えられていた事業がそろそろ完了してきたと、継続事業が。そして、一方で道路事業の新しいところへのシフトがそろそろここ二、三年で考えなければならない時代にまた来ているということで、ちょうど橋渡しといいますか、過渡期にあるのかなということです。

市全体としては、福祉と子育てということが施政方針にもありますように、まず次代を担う子供たちあるいは福祉、そういったことにウェートを置かなければならない、一方で国の政策としていろいろ福祉政策、児童福祉関係、教育関係が充実してきています。扶助費とか、いろんな経費がずっと右肩上がりです。

す。やはり予算の構成上、法的に決まっていること、制度として決まっていることにウェートを置かざるを得ないということで、そちらを優先的にやったということでもあります。

これからどうするのかということでもあります。市債の償還については今後順調に進んでいきますので、毎年10億円程度減っていくということで、そのウェートがだんだん下がってきます。下がってきた部分をそういった、全部それを起債事業とか、あるいは公共事業、土木事業に向けるわけにはいきませんが、やがていろんな施設の修繕あるいは新しい道路事業、そういったものに向けざるを得ないというふうに考えています。したがって、そういった投資的経費、今は6億円、7億円の世界であります。やがてそういったやらざるを得ない、やらなければならない、市民のニーズにこたえなければならないということでふえていくものというふうに傾向としてはとらえています。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

小野周一委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 政策経営課長が答えたとおりであります。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 学童保育所でございます。放課後児童対策事業ということで、現在、中央と日新の二つにおいて開設しております。20年度において北辰地区の学童保育所を新しく設置したいということで、来年度の予算にのせたわけでございます。最近、学童保育所の要望が大変多くなってきております。次世代育成支援対策行動計画においても、差し当たって1カ所増設するという考え方で計画にものせてきましたが、やはり北辰地区は前から要望が強かったということもございまして、地区においては北辰地区ということにさせていただきました。昨年、1年生から3年生までの全員に対してニーズ調

査をいたしました。その結果、もし開設したら行くかという質問に対しまして27名の方が「行きたい」ということがございましたので、このようにしたわけでございます。日新と中央二つはかなり人数も多うございまして、今後は補助金の関係もございまして、分けていく必要があるのではないかなということでございます。

予算書に載っております1,911万6,000円につきましては、昨年度は1,448万8,000円でしたので、増額分は北辰学童保育所ということであります。以上です。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) 二つ追うというか、二つ話をしますと、どっちがどっちだかわからなくなりますから、一つずつしようかなと思ったんですけれども。

今の性質別の経費と国の動向も含めてという状況があって、ただ、認識しなくちゃいけないのは土木建設費のこのすごい下落というか、先ほど政策経営課長が言っているように9億円あった事業が今2億3,000万円ですから7億円ぐらい、本来、例えばの話で当事者とすれば死活問題ですよね。自然淘汰されて本当にいろんな部分でということ、そしてあと新庄のこういうふうな中間な田園都市としては、農閑期のときに今までだとやはり手弁当を持ってという状況があったんですが、その仕事をする、その就労する場すらないという状況に今追いやられているのが現状なのです。景気を浮揚するというか、景気を浮揚するためにはまず個人消費が伸びなければ景気は回復しない、これは当たり前の話。じゃ個人消費を伸ばすには何なのかというと、それぞれ個々人の可処分所得を多くする施策を展開しなかったら何ともならない。それが可処分所得すら、例えばの話でそういうふうに手弁当を持ってという状態の方々に対しては就労でき得る場すらない。そして、税だとか社会保

障だとかといういろんな部分の負担増が今出てきているもんですから、それぞれが本当に大変な状況に追いやられているというこの現状をまずどういうふうに認識されているのかなという部分を「国の動向ですから」というだけでは片づけられないというか、新庄の今のこの状況を追いやった上でどういうふうに考えられているのかということをお伺いしたいんです。このままの状態ではよくないというのはわかるんでしょうけれども、今言ったように、市債を何とかして減らしたい、減らしたいけれども、強かに減らしてすべての事業をやらない場合にはそれによってしわ寄せ来て、やはり倒産やむなきに至るような状態というのがあるわけですよ、現に新庄は。そのような部分が微妙に影響しているからして新庄は大変な状況で貧乏だから何もできないのではないかとと言われる風評が出るのではないかと懸念する一人ではありますが、現実的にもこういうふうな状態、数の上でもこんな状態になっているわけです。この部分について今後も含めて、予算編成では今仕方ないとは言うんですが、どういうふうな状況に転換しようと思われているのかということをお伺いします。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 先ほども申し上げましたように、ここ一、二年が一番のピークであるということで、市債の返済額が毎年2億円ぐらいずつ減ってまいります。返すお金が減っている、それだけ余裕が生まれてくる、あるいは広域のゆめりあの償還が21年度で終わる、広域の分担金も20年がピークですけれども、22年度からは急激に下がってくる、そういったことで、余裕といいますか、投資的経費に回せるお金もここ一、二年の山場を過ぎれば相当出てくるのかなと感じております。それをどこに回すか、投資的経費に回すのか、工事に回すのか、ある

いは別の方に回すのかは今後の議論ですけれども、そういった地域の経済が疲弊している、なかなか投資的経費が少なくなれば地域で循環できるお金も少なくなる、そういったジレンマに陥っている状況は重々わかりますし、地域の声としても聞こえてきます。国・県の公共事業の圧縮もそういうことに追い打ちをかけているという現状は十分わかっておりますので、それらを踏まえながら予算の配分といいますか、予算の使い方になろうかなと思います。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） 十分にわかっているという、例えばの話で、本当に数的に言いますと今みたいに9億から2億に7億も、6年間でです、事業費が減っているということは死活問題だということで、全部そういうふうな状態。それは市民も、今、経営政策課長が言われたように市民も「新庄市は大変だな」と、その実感をしているのです、数の上でも。それがだんだんとこの21年の財政再建を待って今はもう忍耐の状態がこの5年間続いているんです。最悪の状況に今、市債は返済しなきゃだめなんだからして、歳入は減っているし、その中で市債を減らさなくちゃだめだったれば、歳出もやはり当然の状態になって、大変な状況に追いやられているという認識の上で予算編成をまずしていただきたい1点と、こういうふうな現状にあっしわ寄せになっているであろうかなと思われる土木の中部課長の方はそんな部分ではどういうふうに認識していますか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 土木事業につきましては、先ほどからお話にありましたように、道路建設含めまして、下水道、関係する事業たくさんあるわけでございますけれども、やはり今財政再建というふうな中で、ただ、それを達成の上で

新たな展開をしていきたいというふうなことで今進めて考えているところでございます。先ほどのような平成14年というふうなことと比較されてのお話でございましたが、当時はまだ新幹線延伸の事業の残りの部分とか、県事業が相当ございまして、これに対する負担金等が非常に大きなウェートを占めていたものもございまして。そういったことから、それらが今は既に事業も相当完了してきておりますので、そういった面で単純ではありますけれども少なくなっているということが事実ではないかと思えます。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） 市民の民意は、要するに景気はやはり個人消費が伸びなければ浮揚しないよと、そのためのそれぞれの所得が減っているよと、目減りしているよということを十分考慮した上での予算編成を、ましてや新庄市の建設業界の人はもう悲鳴を上げているという現状を認識した上での予算措置、事業の執行をお願いしたいなというふうに思うわけです。

続きまして、今の北部の建設費の問題で、矢口所長が答えていただきましたから、これについてお伺いしますが、放課後の小学校の空き教室にという状態で、重要施策事業にもありましたけれども、300万円を入れて3個目というか、3カ所目の放課後の児童のこれを行うということになっていますが、これのまず委託先はどのようなのか。それから、北部は北辰小学校、泉田小学校等を視野に入れているようですが、その3年生以下の子供らの今後の動向、要するに人数がどういうふうになっていくのか、それから今までやっている状態の委託先は社会福祉協議会なのか、今までの問題点と今までの2校、例えばの話で中央学童保育所、日新学童保育所の問題点等も含めて、せっかく開設するわけですから、その部分を考慮に入れた上での開設等の考慮はあるのかないのかをお伺いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 現在の二つの学童保育所については社会福祉協議会に委託してございますので、北辰地区につきましても同じ考えでございます。人数の動向については、北辰の次が泉田というふうな今の考え方でございますが、泉田地区の住宅がふえているというようなこともございます。具体的には泉田保育所がかなり多くなってきているということもございます。北辰の今後入学するニーズについては、ちょっと手元にはございません。

今の経営体系でございますが、社会福祉協議会に委託しているということでございます。そこに指導者といいますか、面倒を見ていただいている方が保育士の資格を持っている方ということでそれぞれお願いしてございます。中に父兄から昨年あたりちょっと苦情等が実際ございましたので、それについてはうちの方とその指導者と社会福祉協議会の三者でもって対策を講じたところでございます。今後子供の健全育成という点からもいろんな情報を収集しながら当たりたいと、そういうふうに考えます。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） 今までの反省も含めて、例えばの話で日新の方は距離が長いとか、そのところ国道を通らなくちゃだめだとか、いろんな問題点等もあったでしょうけれども、そんなところをいろいろ考慮された上で、せっかくされるんですからよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

時間がないので、最後の公営住宅の改善事業費2,560万円、これは84ページであります。それから住宅管理事業があるわけですが、主要施策にもありましたけれども、玉の木団地の修繕費もあるということですが、今後随時玉の木の方はそういうふうな状態にしてい

かなくちゃだめな状況になっているのかどうか1点と、それから入居率はどういうふうな状況になっているのかまずお伺いします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 現在、市が管理しております住宅でございますが、これが5団地ございます。その中で、全体の棟数としましては30棟ございますが、今お話ありました玉の木団地につきましてはやはりその中でも松本団地に次ぐ古い方の建設でございます。そういったことから、やはり相当住宅そのものが年数も経過している関係から老朽化が激しくなっているというのは事実でございます。それで、本来であれば早目に改修計画等立てて改善していかなくちゃならないところでございますが、やはりいろいろ財政案件等ございまして、これまで経過してきたという経緯がございます。今回20年度におきまして市営住宅の改修事業というふうなことで主要施策の10ページにも記載してございますが、今持っております市営住宅のストックにつきまして、どういうふうな状況で、今後どういう改善が必要か、それを調査しまして、市営住宅ストック総合活用計画を策定いたします。それに基づいて順次、補助を利用しまして改修等を行っていききたいというふうなことで今回計上させていただいたところでございます。その中の玉の木団地の2号棟につきましては、これをつくってから、昭和49年の建設でございますので相当年数が経過しております。昨年度、外壁が落下いたしまして危険な状況になったものですから、今年度その部分を補助を利用して改修したいというふうなことで計上したところでございます。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） わかりましたけれども、その住宅ストック総合活用計画の中に、提案に

なりますが、本日の新聞の中に「まちなか居住意向調査報告」ということで、マンション暮らし、山形の状態ですが、この中に、町中のマンションに移り住んだ理由について最も多かった理由、年寄りの方ですが、「雪の処理のことを考えて」嫌だからというものが44%、回答者の約33%、60歳以上の方になると59%以上が雪の処理をしたくないということでマンションに住みたいと。また、一般的に暮らしやすくなるためには何がまず必要かという項目の中では「近くに専門店とかスーパー等が多くあればいい」というのが56%、これはきょうの新聞であります。国でも空き家対策だとか地方への移住だとか交流だとか、Iターン、Uターンの対策上のいろんな予算措置もしております。一時新庄で町中にマンションをして、年寄りに対していろんな利便性という状態が、財政がちょうどいいときにやりましたけれども、もう少しのところでそれが没になっております。どうか今の総合対策のところでは空き家対策も含めて、町中に老人の方々が雪を心配することのないような状態を今後対応していただいて、まちのにぎわい等も含めて考えてもらえればありがたいというふうに思います。終わります。

小野周一委員長 ただいまから1時まで休憩いたします

午後0時04分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開します。

歳出についての質問ありませんか。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 84ページの8の4に最上中央公園管理事業費2,639万2,000円がのっています。県支出金が2,180万9,000円だったんですが、この差はどこから出るのでしょうか。不

足分の請求はできないのかお願いします。

2番目に、52ページの3の9で後期高齢者医療事業費3.4億円ほど支出です。これについてですが、国会では中止案も出ています。市独自にできることとして年金1万5,000円未満などの本当に年金の少ない方などのために市独自に減免制度をつくることができると、日本共産党に対する答えとして国会で答弁されております。そういうことが今必要なことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

53ページの3の1で乳幼児医療給付事業が出ています。無料化対象拡大ということを検討されているということを前に聞きましたけれども、対象拡大になるのかお聞きします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 最上中央公園の管理事業費2,639万2,000円についての御質問でございます。このうち県からの委託金としまして2,186万2,000円まいりますけれども、それ以外については利用料金の収入がございます。これを充てて全体の管理委託事業費としております。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 後期高齢者医療制度に関する市独自の保険料の減免制度ということですが、後期高齢者の保険料に関しましては、実際の徴収事務等は市町村が行いますけれども、保険料の設定は後期高齢者医療広域連合で行われます。この広域連合の中で減免制度についてもかなり検討されております。市独自のということになりますと、保険料の取り扱い自体がそういうことなものですから、市の範疇ではありません。

それから、乳幼児医療給付事業に関しましては、平成20年度は障害児、母子家庭等も含めて山形県の医療給付制度の中でその一環に乳幼児医療があるわけですが、所得制限が緩和されて、ただ、人数的にははっきりいたしており

ませんが、相当数対象範囲が拡大するというふうに考えております。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 後期高齢者医療制度の保険料に対する市独自の減免はないということですが、国会答弁では市町村での独自の減免も認めるというふうに答えております。年金 1 万 5,000 円以下の方などは保険料が天引きされないわけなんです、考えてみましても、そのぐらい年金の方が介護保険料や後期高齢者医療保険料を払うというのは本当に大変なことだと改めて感じます。そういう意味では、払わない方から保険証を取り上げることも新たに出てくるわけですから、そういうことを防止する意味でも高齢者の暮らしを守るために独自に軽減する措置を講じてもいいのではないかと考えるんですが、これは市長かなと思うんですが、いかがでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 同じ答弁になりますけれども、賦課する保険料自体を減ずるあるいは免除するということは、制度的にできません。市町村独自でできるとすれば、やるかどうかは別にしまして、そういった方に保険料を減らすというやり方ではなくて、別の手だてになるのかなと思いますが、この後期高齢者医療の保険料だけでなく、いろいろなそのほかの国保税とか、そういったことも含めたトータルすべきものがありますし、今のところはそれは全く考えておりません。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） そうだと思います。そういう意味では、共産党が市民アンケートというのをとったときに一番要望が大きかったのが国民健康保険税の引き下げだったんです。68%

ぐらいだったんです。答えてくれた方の約 7 割がこのことを望んでおられました。大きく言えばそうなんです、せめて収入が少ないということが明らかな方の場合については国保税や後期高齢者医療保険料も、それから介護保険料についてもあわせて市で減免できるような制度ができれば、ほっとできると考えるんです。そういう制度を持っている自治体も出ておりますし、国保税も市独自の減免ですけども、そういった制度を今後考える必要があるのではないかと思います、これはどうでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 このたびの後期高齢者医療制度の創設に伴って、後期高齢者医療の保険料、また後期高齢者になるならないで、同じ世帯の中で国保の加入者として残る方、そういったいろいろなケースに対して、この制度の一環で、後期高齢者医療制度に移ることに伴って、残った方の国保税の軽減該当にならなくなるというようにいろいろなケースがありますが、そういったさまざまなケースに対応した軽減措置なり激変緩和措置なりとられております。ですから、低所得者にはある程度配慮された形でスタートなるのではないかとというふうに思っております。ただ、これまで負担のなかった方に新たな負担が生じるという面もございますので、制度的にはさらに低所得者対策を進めるよう先般の全国市長会でも後期高齢者医療制度の被保険者の経済的状況にかんがみて、国において十分な低所得者対策を講じることといった市長会要望も出されております。市独自ということよりは、国全体の制度ですので、こういった形で市長会なり、そういった団体でトータルで考え改善していくべきものだというふうに思っております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 市長会で要望というこ

とですので、さらにぜひよろしくお願ひしたい
と思います。

乳幼児医療費の無料化が所得制限の緩和とい
うことで大変よかったなと思います。さらに、
小学校卒業まで無料化を拡大するよう検討をお
願ひしたいわけなんです、その点について御
意見ありましたらお願いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 現行の乳幼児医療給付制度に
つきましては、県と県内市町村折半で無料分を
負担して制度を維持しているわけですが、いず
れにしても市独自で新たな積み上げという
ことは不可能とっておりますので、県全体の
制度改正に向けて市も必要な努力をしていく
というようなことになろうかと思ひます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 訴えかけて県全体とし
てそうなるようにお願ひしたいと思ひます。

次に、58ページ、4の1の母子保健というの
がありまして、その健診が110万円ふえていま
す。この内容はどうか。

それから、80ページの8の3で道路新設改良
費として福田工業団地線、これは主に地すべり
対策だということで、また梅ヶ崎吉沢線に
4,000万円つけています。これら二つの新しい
道路、今は整備されてないんですけれども、こ
れが整備されるようにということなんです、
一方、よく見ると道路新設改良費の地方債は
9,700万円です。一般財源は145万円なんです。
これは、私は今現在道路になってないところにつ
いてはこの財政難の中で本当はストップして
借金もふやさないというふうにするべきではな
かったかなと思ひます。むしろ生活道路とし
て使っている私道とかと言われるものですが
けれども、住宅が本当に間違いなく連担している
ような、狭いために新庄市道になっていないよう

な生活道路が少なくありません。その改修に前
は補助を出していました。こういうところこそ
補助復活して確実に生活に必要な今の道路の修
理にこそお金を回すべきではなかったかなと思
うんですが、その点どう考えておられるのかお
願ひします。

85ページの8の1、市営住宅ストック総合調
査委託料376万円ですが、どこに委託するのか、
なぜ委託するのか、そこら辺お願ひします。

また、92ページ、10の3で学校図書館支援セ
ンター推進事業550万8,000円、これは大変いい
内容のような気がするんですが、このことにつ
いて詳しくお願ひします。

それから、102ページ10の8で新庄市名誉市
民特別記念室整備事業費が新たに今回出ている
んですが、今までの事務事業評価はどうだった
のか、この点についてお願ひします。

63ページ4の2のごみ減量化対策事業費
2,285万8,000円、ここの中に食品トレー収集を
学校でもやるということで、大変いいことだと思
ひますが、その資源の回収場所を学校だけで
なくて市役所や、ほかの公共施設にも広げては
どうかという市民の声がありましたが、いかが
でしょうか。また、入れ歯回収ボックスという
のを聞いたことがないでしょうか。入れ歯を投
げる人が少なくないんですけれども、実は大切
な資源であり、個人で活用するというのはとっ
てもできないそうなんですけれども、それを回
収していただければ資源に変えて、一つ2,000
円ぐらいのお金になって、いろいろボランティア
活動の中で広げている団体があると聞いてお
ります。市役所にその入れ歯回収ボックスを設
置する運動を進めているという話もありますが、
そういった考えはないか、お願ひします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 母子保健事業費の健康診査等
業務委託料約100万円ふえておりますが、これ

につきましては妊婦健診の公費負担回数の増ということであります。通常14回程度妊婦健診を受けなければならないということなのですが、そのうちの2回、現在、市で公費負担という形で2回分を持って、その分はただで受けられるというふうにしておりますけれども、それを今年度から5回にしたいということで、100万円でそれが足りるかどうかなというのは状況を見てまた追加ということもあり得るのかもしれませんが、いずれにしても5回は無料で受けられますという通知は予算が通り次第、該当者に行いたいと考えています。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 市道の整備、梅ヶ崎吉沢線、福田工業団地線等予算計上しているところでありますけれども、それよりも生活道路等の整備を急ぐべきじゃないかというような御質問でございます。これらの今進めております市道につきましては、本市の市道の道路網の幹線的な路線でございまして、これらの重要性のために以前より整備を継続しているものでございます。特に福田工業団地線等はやはり企業誘致等の観点からも非常に重要な位置を占めている路線でございまして、できるだけ早急に整備し、企業誘致等に貢献するようなことから早急に整備を進めていく必要があるというようなことで現在進めている路線でございます。

山川義隆学校教育課長 委員長、山川義隆。

小野周一委員長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 学校図書館支援センター推進事業のことでございますが、内容としては支援センターを新庄市立図書館に置きまして、このセンターの機能充実と有効活用をしております。さらに、研究協力校5校ございますが、沼田小、泉田小、昭和小、明倫中、萩野中の5校の学校図書館員の活躍で読書量が急激に上がるというふうな成果が出ております。さらに、

これ以外についてもボランティアというふうな形で読書環境の整備と図書リストの作成などに力を注いでいただいているというふうなことでございます。各中学校区ごとに特色ある小中一貫を目指した連携教育を推進しているのですが、中学校区ごとにも読書活動、読書教育というふうな形で力を入れていただいているというふうなことで、大変私どもも助かっている事業でございまして。

一番最新のニュースでございますが、文科省で読書活動優秀実践校ということで沼田小が、先日、二、三日前に入ってきたニュースですが、県で表彰される3校の中に入ったというふうなうれしいニュースが入ってきております。これからの推進していきたいと考えております。

以上でございます。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

小野周一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 名誉市民特別記念室の整備なんですけれども、御承知のとおり平成16年に歴史センターの一角に名誉市民記念室を整備いたしました。これまで歴史センターの中ではさまざまな山車を初め、この名誉市民展、さらには民具、さらには歴史資料館というさまざまな機能を持っておったんですけれども、展示機能としては非常に多くの方に両氏の作品をごらんいただくことができました。今後、2氏の記念室をおのおの整備し、作品関係を充実拡充することによって芸術鑑賞の精度が非常に高まるというふうなことで期待しておるところです。

以上です。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 大変失礼しました。答弁漏れがございました。

住宅管理費の中の市営住宅ストック総合調査業務委託料ということでございますが、これにつきましては現在市で管理しております住宅に

つきまして、その老朽度を調査しまして、改善計画を立てて実施するというふうなものの計画でございます。既存住宅の老朽度をすべての構造的なものも含めまして調査するというようなことから専門的な技術といいますか、そういったものを持っている建築関係のコンサル等を考えているところでございます。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

小野周一委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 食品トレーの学校版といいますか、拡大新庄方式というふうなことでモデル事業をことしと来年開催させていただきますが、そのほかに市役所や公共施設というふうなお話でしたけれども、何せこの食品トレー自体はもともととはごみでして、やはりきちっと洗って出していただくというふうなことで、目の届くところでの回収を行いたい、それから学校で行うというのはあくまでも小さな子供から環境教育というものを身につけさせていただきたいというふうな意味で展開しているわけです。公共施設にぽんと置かれると、以前にも公園なんかでごみ箱といったものがあつたんですが、コンビニさんあたりでも全部撤収して、中で管理しなければならないというふうなことで、きれいなトレーだけではなくて、ごみが非常にふえて分別に困ると、処理に困るという現状が考えられますので、今のところはそこまでは考えに至っておりません。

それから、入れ歯回収ボックスということなんですが、ちらっと耳にはしたことがあるんですが、一般廃棄物にはなろうと思うんですが、金とか銀がまざっている部分だと思うんですが、一般の企業といいますか、業者さんで貴金属関係を扱っているところで、入れ歯を回収するかどうか確認してないんですが、そちらで回収する方法もございますし、これについてもやはり人が使ったものを回収するということになると思える場所でも大変困るのかなと考え

ておりますので、今のところはここまでやろうとは考えておりません。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 生活道改修補助の復活について、私は緊急に必要なこと、特に必要度が高いものだと思います。現在、生活道というのはやはり住宅がついていて、狭いとか行きどまりだとか、市道として該当できないために生活道という扱いをされていますが、だれでも通る、市民にとっては市道と同じ、住んでいる人たちにとっては大事なものだと思うんです。しかし、お金がないために薄い舗装しかできなくて、穴が次から次へとあいてくるというような状況があります。私は、あの道路を使っているのはみんな使っているわけですし、市道と同じように除雪していただいていると同じ考えで早急に補助復活が必要だと思うんですが、その点どうでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 生活道路等の補助事業につきましては、財政再建計画に合わせて一時休止というふうな形で今経過してございます。生活道路といいますのはやはり利用されている方で維持補修が原則だと思います。当然市道としての機能とすれば公共性が強いものでありますし、そういった面と比較してどうかというふうなことが問題になってくると思います。市道とする場合には、いろいろこちらの方でとめているわけでもございませんし、市道の認定基準に合致さえすれば市道認定を行っているという状況でございます。そういった意味からも、20年度までの財政再建計画期間中は休止というふうな形で今進めておりまして、その後については再度検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 21年度以降にはぜひ生活道路への補助復活をお願いしたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

それから、市営住宅ストック総合調査なんです、聞くとおとよりますと市営住宅を減らすような話もあるんですけども、これが本当なのかどうなのか。そして、減らすよりももっとふやす必要があるように思うんです。市営住宅の入居希望者というのは、倍率が非常に高くて、入りたいという人がいっぱいおられるように思います。ぜひ市営住宅を減らすのではなくて、ふやす計画になるようにしていただきたいんですが、その点どうでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 市営住宅を減らすというのはどこからの情報なのかわかりませんが、私どもではそういうふうな考えは持ってございません。今現在、計画戸数が350戸でございます。中には松本団地のように非常に老朽化しておりまして、政策空き家として保存している部分もでございます。そういったことから、そういうふうなものをどうするかも含めまして総体的なストック調査の計画を今後立てていくというふうな計画でございますので、その中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 減らす計画がないということではおとしまして、ぜひふやして、希望者が入れるようにしていただきたいと思いますので、ぜひ市営住宅建設も含めて考えていただきたいということを要望申し上げます。

それから、新庄市名誉市民特別記念室の整備事業についてなんです、歴史センターというものの本来の役割から見て美術展示室というのは異質ではないのかということについてはどう

でしょうか。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

小野周一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 本来ならば美術館が最適であるとは当然認識いたしております。ただ、現有する施設の活用を考えました場合にはふるさと歴史センターが最適と。その中での整備を今回考えておるところでございます。御理解いただきたいと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 本来美術館が最適ということでお答えがありました。前にも美術館という言葉はほかの委員の方からも出ておりまして、今は財政再建なので余り強くは出てきませんけれども、かのお二人の業績、これからの活躍を考えるとそういうことが必要になってくるような気がします。そうしますと今回の1,300万円がむだにならないのか、どうでしょうか。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

小野周一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 金額的には工事費そのものが1,060万円になっています。ただ、申しましたとおり、現状では費用対効果を考えて最小経費で最大効果を生むにはこのぐらいが設備投資として適当な額と判断いたしました。

2 番（佐藤悦子委員） 終わります。

小野周一委員長 そのほかありませんか。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） まず初めに、34ページでございます。財政管理費の地方公営企業等金融機構出資金とあります。これは昨年はありませんように思いますけれども、これについて詳しく教えていただきたいと思います。

次ですけれども、その下の財政調整基金積立金ですけれども、152万1,000円ですか、減債基金積立金が1,000円とありますけれども、これ

は現在残高というか、総額幾らになっているのか、その辺のところを教えていただきたいと思っています。

次に、34、35ページにわたって財産管理費の中の35ページの右の方の燃料費と光熱水費ですけれども、372万8,000円、1,534万5,000円の予算計上でございますけれども、昨年と比べて約400万円ほど少なくなっております。今、原油高騰の折にこれで大丈夫なのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 これは公営企業金融公庫というのがございます。これが20年度に廃止されまして、地方公営企業等金融機構に変わることとありますが、公庫と言われますけれども、いわゆる地方債とか公営企業債、そういったものを事業する場合、起債を発行する機構でございまして、全国の水道あるいは下水道の公営企業に関するいろんな事業をする場合、起債をここの公庫で手当てをして貸し付けるということで、残高、今貸している実績が全体で11兆6,000億円ほどの実績がございます。これは一般市だけでございます。それに指定市を合わせますと約20兆近い実績がある公庫でありまして、これをこういった金融機構に改めると。改める際にそういった都道府県と市と町村が互いに役割分担というか、設立の資金をつくるために、都道府県が64億円、市が91億円、町村が11億円、合計で166億円ほどですか、そういった基金を造成というか、出資金です。これに対して新庄市の割り当てがこのような金額になっていることとございます。100%起債をもって充てるということとあります。

それから、基金でございますが、20年度の当初見込み、今現在でございますが、財政調整基金が今現在4億4,717万7,000円、今回当初予算で

8,000万円取り崩しまして、ここに152万1,000円を積み立てますので20年度の当初見込みが3億6,869万8,000円でございます。なお、その下の減債基金でございますが、20年度当初見込みは56万円でございます。

それから、光熱水費、燃料費等々でございますが、去年と比べて少ない計上ということでありますが、節減に努めまして、できるだけ効率的にやっていきたいということで、このように計上してございますが、石油、ガソリン等々の高騰が続いておりますので、途中での補正というか、そういったことももしかしたら出てくるのかなというふうに考えてございます。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） ただいまの34ページの地方公営企業等金融機構出資金でございますけれども、当市の残高というか、全国でなくて、当市の残高を教えていただきたいと思っています。

それから、当市ではこういった公営企業に該当するとか、そういうものがあるのでしょうか、それがもしあったら、利用なされることがあるとか、この金融機構を使う利点とか、その辺を教えていただきたいと思っています。

それから、財政調整基金、今3億6,800万円という見込み、減債基金積立金が56万円というふうになってございますけれども、これは平成10年度には12億3,900万円ほどありましたけれども、新幹線事業によって使ったと思いますけれども、これからこれを積み立てするようにお願いしたいと思っています。

それから、今の光熱水費でございますけれども、2月にも原油が上がっております。小売価格というか、卸売価格が上がっておりますが、の影響はまだあらわれていませんけれども、これからあらわれると思います。その辺は予測してやっていただきたいと思っています。

今の公営企業等金融機構出資金についてお願

いします。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 うちの方では相当借りていまして、これから借りる見込みも当然ありますし、これまでも相当借りています。借りているお金は……、公営企業金融公庫から現在借りているお金は46億円ほどでございます。主な内容は、下水道とか水道、いわゆる公営企業が営む事業に対してお金をお借りしているということであります。それから、今後もそういった公営企業に関するお金についてはこの機構からお借りすることになります。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） その金利というのは幾らぐらいですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 借りた年度で違いますけれども、一番高いのは、今回借換債が行われているやつも含めて最近は1%台、1%未満のやつもございました。現在は1.8%から2%ぐらいです。一番高いときのやつで7%ぐらいでございます。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） 今、金利も伺いましたけれども、これから先、当市の困窮する財政の中でこれをどういうふうに返済していくかということと考えますと、できるだけ安い金利で対応していただきたいと思います。

それから、71ページに移ります。バイオマス堆肥製造事業についてでございますけれども、現在はどういう状況になっているか、そして今までつぎ込んだ金額、将来に向けての構想というか、その辺をお聞きしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 バイオマス堆肥製造事業につきましては、平成16年度から継続して現在も取り組んでおります。これについては、さきにも御説明申し上げましたけれども、生ごみの協力世帯550世帯から生ごみを回収しまして、それを牛ふんとかチップとか、それを堆肥化する菌を増殖なり、その研究をしまして、それで年間約120トンぐらいの堆肥が製造されているということで、これまで要した費用については、4年目でございますので、560万円予算化していますけれども、約2,000万円ぐらいかと思えます。

今後、今、生ごみ堆肥のいろんな製造の事業につきましては休止状態でございますけれども、その堆肥の活用も、農家の方、産直まゆの里の会員の方、各学校の畑、神室荘とか、そういうふうなことで、堆肥を使ったいろんな作付とか、学校教育といいますか、環境学習というか、そういうことで今活用はしております。

以上でございます。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） バイオマスですけれども、新庄市で昨年は生ごみの堆肥化事業が途中で休止といいますか、ストップしている状況でございますけれども、それとあわせてやるというか、その辺の構想はどうでしょうか。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 バイオマスの製造事業につきましては、施設の改修とかいろいろございまして、膨大な経費、いわゆる国の補助も使った計画はございますけれども、基本設計とか詳細設計、これについては前に調査したことについてはむだになってないというふうなことで、今後、財政事情が健全な経営といいますか、それを目指しているんですけれども、その中でいろ

んな出口、目指すところは循環型農業ということですので、そういうふうに取り組んで、来るべきに備えて実証事業を継続してまいりたいと思います。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） 今、今までつぎ込んだ金額もお伺いしたんですけれども。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 今回予算化しております562万4,000円、ちょっと変動はございますけれども、20年度ではそういう要求はしております。それで、これまで3カ年取り組んでまいりましたので、今年度含めまして約2,000万円ぐらいじゃないかと思います。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） 次に、75ページの観光振興対策事業費について、前年より1億1,700万円ほどアップということで、これは前の委員の方がおっしゃっていますけれども、次のページの最上広域交流センターゆめりあの平成20年度償還時ですか、ピーク時と聞いていますが、このために1億1,700万円アップするということだと思いますけれども、ことしの償還額をお願いしたいと思います。

それから、平成31年まで当市の持ち出し、前年ですけれども、約13億円と聞いていますけれども、今後はずっと下がっていくのでしょうか、さっきの話では何か21年度で終わるというふうな話もありましたけれども、その辺のところもうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 最上広域交流センターの分担金ということでございますが、今年度御提案申し上げている金額が3億3,105万2,000円と

いうことでございます。この中には維持管理費と建設償還金というふうに二つ分かれてございます。まず維持管理費の方なのですが、本体建設の80%といたしまして3,119万6,800円でございます。そのほかに自由通路、西と東を結ぶ自由通路がございますが、これが527万4,000円ということで、これは100%新庄市の持ち出しと。先ほどのものは80%が新庄市の持ち分というふうなことになります。建設償還金の方でございますが、本体につきましては2億4,685万8,400円、これも80%負担でございます。それから、自由通路分、アクセス道路分なのですが、これが4,772万3,000円ということで、これは100%負担、合計しますと3億3,105万2,000円ということになります。

なお、昨年よりも1億2,000万円ほどふえてございますが、これにつきましてはふるさと市町村圏基金の繰りかえ運用ということで昨年までやってまいりまして、これは平成16年から19年度にわたって充当しておりましたが、平成20年度からはなくなったというふうなことでございます。

負担額の推移でございますけれども、本日、政策経営課長が先ほど御答弁申し上げましたように、順次減っていくというふうなことでございまして。以上でございます。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） 減っていくということでございますけれども、今、正確な数字はわからないということでございますか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 ゆめりあの償還金については2種類の借り方がありまして、まず国の起債を借りたやつが平成21年度までです。それから県の振興資金をお借りしている、県の起債ですけれども、これが20年間ですので、平成31

年までという2本立てになります。そういった意味で、国の大きな起債の償還が21年度で終わります。ちなみに、全体の分担金が20年度が3億9,100万円、これは8市町村ですけれども、3億9,100万円あります。それが21年度になりますと1億5,900万円、その後は県の振興資金で約9,000万円ぐらいずつ……、大変失礼しました、間違えました。20年度が起債の償還利子を含めまして8市町村で5億9,900万円、それから21年度が2億8,500万円、22年度からは県の起債の償還だけになります。9,000万円台から1億円台の間でこれから10年間支払われるということで、急激に減っていくという計算になります。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） それとあわせて、117ページの地方債の残高、当初の見込みでございますけれども、これを見ますと18年度末残高179億円、19年度末が169億円、それに起債が6億円、それから元金償還見込み16億円ということで、20年度末には158億円というふうに出てございます。今までの計算でいきますと大体10億円ぐらいの返済になっているようでございますけれども、一般会計では158億円ですから10年以上かかるということでございますけれども、今、人口も減少して4万を切ろうとしているという状況で、その中でどういうふうにこの返済に向けて、15年でぴたっと返せるのかどうか、その辺はどういうふうに考えていますか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 毎年10億円ぐらいずつ減っていくわけです。起債の返還計画を持ってきたはずなんですけれども、資料がちょっと見当たらないんですけれども、あと10年すると起債の償還額が100億円を切ります。それから年間の償還金額も今の20億円近いやつが10億

円足らずになってくるということで、起債は借りるときに一番長いもので30年ということで、これは計算どおりにずっときちっと決まっているわけです。その積み上げ、何百本もある起債の積み上げから計算されている金額でありますので、返せる返せないにかかわらず返していかなければならない、計画どおりに返していかなければならないというようなことでありますので、返せるように財政計画を組みながら長期的な事業計画と整合性をすり合わせながらこのような返済額を最優先して設定していくという務めがありますので、そのように最優先にしながら返していく、そういった計画でいきたいということでもあります。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） わかりました。頑張っ
てこの債務を返済するように努力していただきたいと思います。

それから、ちょっと戻って81ページの土木費の河川費なんですけれども、下の方の河川維持費というところに123万3,000円という数字が載ってございますけれども、ほとんどこれは草刈りというか、河川の清掃というか、そういう金額だと思いますけれども、泉田川の橋があるんですけれども、大変景観もよろしくなくて、下を通りますとぼろぼろとコンクリートが崩れてきているような状況なんでございます。前にも伺ったことがありますけれども、何か3,000万円から4,000万円超過するようなお金がかかるという状況でございますけれども、今後ずっとそのままのようにはしておくのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 旧国道13号の泉田橋でござい
ますけれども、これにつきましては昨年度から通行どめにしてございます。御存じのよう

に非常に老朽化が進んでおりまして、通行にも支障あるというふうなことから通行どめの措置をとっているところでございます。お話ありましたように、相当老朽化しているものですから、できるだけ早い時期に撤去する必要があるというふうには考えてございます。ただ、今お話ありましたように、撤去処分するにいたしましても5,000万円前後の費用がかかるというふうに見込んでございます。そういうことから、その辺の状況を考えながらできるだけ早い時期に処分できるように検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

小野周一委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） 財政が厳しい折で今のところはいつという数字というか、言ってもらえませんでしたけれども、できるだけ早く、下で子供たちも遊んだりするものですから、事故とかなないように注意して、私たちも見るようにしますけれども、なるべく早く予算を組んで何らかの手当てをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

小野周一委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時03分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開します。

ほかに質疑ありませんか。

18番（亀井信夫委員） 委員長、亀井信夫。

小野周一委員長 亀井信夫委員。

18番（亀井信夫委員） 御苦労さまでございます。第1点目は、収入の方でガソリン税に伴う1億8,700万円の影響があるんだということが言われました。もしこれが撤廃になった場合の予算の関係の歳出に関して組み替えされるのか、額が大きいわけなんです、もしそうなった場

合どう対応するのか、まず1点。

2点目は、43ページでございますが、農業委員会の選挙に関連してちょっとお聞きしたいと思います。農業委員の皆さんから大変協力をいただきながら3名の減というふうなことになるという報告を聞いております。3名減に伴う選挙体制が一体どう行われのか。今までですと調査区域ごとに選挙区というふうなことを設けてやってきた経過があると思うんですが、3名減に伴う今回の農業委員の選挙はどう行われるのか、その内容等をお聞かせ願えればありがたいと思います。

それから、60ページの新庄市夜間診療の件であります。これらの件については大変好評を得ております。私も直接市民から大変市民のためにやってくれたなというふうなことでお話を聞きしておるんですが、これらについての20年度予算に伴う診療所のあり方について、内容等を説明願えればありがたいと思います。

それから、66ページと70ページなんですが、水田農業経営確立対策事業であります、減反の関係じゃないかなと私は思っておったんですが、これらの中身等について説明を願いたいと思います。まずそれらの答弁をお聞きしながら質問してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 暫定税率に基づく本市への影響額ということで、先般述べましたけれども、もしこの暫定税率の法案が通らなかった場合ということで、これらが単純に計算しますと入ってこなくなるということでもあります。間接的には1億600万円、直接的には8,100万円の影響がございしますが、まず譲与税交付金で1億600万円入ってこなくなります。これはどの事業に充てているかということは特定できませんので、歳入が減ると。減った分は何かのお金で

手当てをしないと歳入欠損になって、予算上これは欠格の予算になるということでありますので、何かの形で手当てせざるを得ないと。それから、もう一つの地方道路交付金であります、これは都市整備課で道路事業の補助金として55%、これは見込んでいますので、これも入ってなくなると単独事業みたいな形になって市で手当てをしなければならなくなります。最悪の場合は起債対応とか単費対応になりますけれども、こういったことを含めると市の予算としては破綻を来しそうな大きな額でありますので、これは絶対そういうことがあってはならないということで予算は組ませていただいております。

小野正一選挙管理委員会事務局長 委員長、小野正一。

小野周一委員長 選挙管理委員会事務局長小野正一君。

小野正一選挙管理委員会事務局長 平成20年7月19日に任期満了となります農業委員会の一般選挙でございますが、委員御指摘のとおり、第1選挙区新庄地区では定数7名のところ6名、第2選挙区稲船地区でございますが、これが4名から3名、第3選挙区萩野地区だけが変わらず定数5名、八向地区につきましては定数3名から2名ということで、4選挙区のうち3選挙区で1名ずつ3名減ということになります。ただ、第1選挙区、第2選挙区、第3選挙区、第4選挙区とも基本的には選挙等には変わりはありません。第1、2、4選挙区で1名ずつ定数が減になるということ以外は基本的にはこれまでどおりというふうにお考えになっていただきたいと思います。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 昨年3月に改正しました夜間休日診療所の件でございますが、今年度の状況としましては、2月末現在でありますけれども、

患者数は4,571人ということで、以前の在宅当番制に比べますと2.7倍の利用ということで、大変好評をいただいております。また、内訳的にも約7割が小児ということで、小児救急の充実という設置のねらいも十分に達成しているものと思っております。こういった現状に応じて20年度の予算を提案させていただいておりますけれども、歳入に関しましては、患者数で今年度の当初予算は4,000人という見込みをこれまでの状況から判断して4,800人の利用というふうに見込みまして、診療報酬収入で530万円、昨年に比べてふやしております。それに対しまして、支出の方も患者数の増に伴いましていろいろな薬剤関係から何からふえますので、支出に関しましても751万円プラスになっているというような状況でございます。収入と支出の差し引きで約700万円のマイナスになっております、予算上は。ただ、平成20年度からこういった医療機関に対する交付税措置がありまして、診療所に関しては710万円の交付税措置がとられます。また、従来在宅当番医制で毎年375万円支出していたというようなことを見ますと、在宅当番医制と比べまして375万円の分が市としての負担は軽減されていると、そういった予算上の状況にあります。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 新庄市水田農業推進協議会負担金、水田農業経営確立対策事業についてでございますが、153万4,000円予算化いたしております。これについては、水田農業推進協議会というふうな生産調整を達成するための協議会がございまして、いろんな事務的に要する費用でございます。その新需給調整分というのは19年産から20年産までの新たな新需給調整システムというふうな米政策改革から新たな制度ができて、それによって転作をこれから生産調整を進めていくというようなことの事業でござ

います。

以上でございます。

18番（亀井信夫委員） 委員長、亀井信夫。

小野周一委員長 亀井信夫委員。

18番（亀井信夫委員） 第1番目のことを一つ、これは即やってくることなんですから、ひとつ財政的な措置の面についてはよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の農業委員会の選挙の件について説明を受けたわけなんです、わかりましたけれども、私が農業委員をやっていたとき調査班が四つあったんですが、農業委員定数削減によって調査班の班員の人数というのは1人や2人でできないんじゃないかなと、調査班で。今まで四つあったわけなんですけれども、この調査班というものを定数削減に伴ってどうこれから組織改革してやっていくのか、選挙はわかりました。1人でも2人でも選挙区を設けてやるということとはできることなので。ただし、これから農業委員会に付託された案件についての審査の件について、審査のあり方についてなんです、これをどうこれから対応していくか、定数減に伴う対応をしていくのか。

それから、夜間診療、本当に御苦労さんでございます。市民の中で県立病院の医師不足に関する疑問あるいは不信というものが相当出てきているわけなんです。したがって、夜間診療を頼って診療していただくというふうな市民の方々の声が今出てきているということ、そうした場合、これに対応できるような夜間診療の施設が必要ではないかなと思って質問したわけなんです、私は夜間診療の施設というのは本当に新庄では診療機関として重要な施設になってきつつあるし、なると思います。したがって、その受け入れ体制というものをやっておきませんと、市民にこたえられないような状況ではうまいんじゃないかなと、せっかくやってきました。先ほど説明を聞いてみますと、相

当あそこを利用している方々がふえてきているということなんですが、大変喜ばしいことであるんですが、それに伴って診療施設の整備をやっていきませんと、せっかくの施設でありますので、これらをどうこれから考えていくのか、進めていくのかお知らせ願ひたいと思います。

柏倉 政農業委員会事務局長 委員長、柏倉政。

小野周一委員長 農業委員会事務局長柏倉 政君。

柏倉 政農業委員会事務局長 ただいま農業委員会の選挙区の定数と調査班のことでございますけれども、定数と調査班というのは一体化しているものでは、条例等で一体化しているものではございません。したがって、改選時において調査班は選任された農業委員と選挙による農業委員とで初会の総会時に決めております。それで、今回定数減になりますと第4選挙区においては2人というようなことになるわけですので、それには選任の委員も調査班に入っていたかというふうなことで、これまでと同じような調査担当区を担当するわけでございますので、支障の来さないような調査班編成を行っていくという話になっておりました。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 患者さんが確かにふえてきておりますけれども、ただ、課題といいますのは施設設備の面というよりは、スタッフの確保だろうというふうにとらえております。待合室とか診察室とかスペース的には今のままで十分というようなことを参加していただいているお医者さんの代表でつくっている運営委員会などでもそんな話にはなるんですが、ただ、これも医師不足といいますか、お医者さんの数あるいは看護師の数、これをきちんと確保していくということが非常に大事であり、難しい状況でもあります。現状のままでしたら何とか医師会の御

協力で続けられると思うんですが、例えば年末、12月31日だったでしょうか、80人を超えたなんていう日もございまして、お医者さん自体はこなせるんですけれども、やはり看護師の数とか事務処理体制であるとか、そういったことで待ち時間が非常に長くなってしまうというような問題点もあります。ですから、施設を何とかしようと思うとすれば、その前提で例えば医師2人制をとれるかとか、そういったことの検討が先になるのかなと、いろいろ現場を見ていて感じているところです。

18番（亀井信夫委員） 委員長、亀井信夫。

小野周一委員長 亀井信夫委員。

18番（亀井信夫委員） 農業委員関係のことにについては今説明を願ったわけなんですけれども、調査班の件については新しく農業委員になられた方々で相談をして進めるというふうなことですか。わかりました。

なぜ私が農業委員の件で質問したかといいますと、農政の問題が非常に厳しい状況に置かれているんですね。私は、農業委員は農地転用だけじゃなくて、農政の分野というものが非常に大きいんじゃないかということで、新庄の農業だけじゃなくて、日本全国の農業をいかにするかということは農業委員の方々の肩にかかっているんじゃないかなというふうに考えている一人なんです。行政よりも農政の分野については農業委員会が絶対権利もあるし、主張権もあるわけですから、公職選挙に準ずる選挙をしてやるわけですから、そういう意味で質問させていただいたわけなんです。ぜひ農業委員会の皆さんには農政の分野において農家が生活安定した形の中で生活できるような方向でやっていただけるように取り組んでいただきたいということを申しておきたいと思います。

夜間診療の件について答弁ありました。これからの課題について課長から触れられました。医師確保ということについては、これは大変だ

と思いますね、やはり。県立病院でも非常に医師不足をしている状況の中で、新庄の診療所の医師確保というふうなことになりますと、今、開業医の方々から協力をしていただいて開催されている。新庄の開業医、最上郡の開業医に対する我々も心から感謝をしているところなんですけれども、その方々が十分にやはり働けるような環境をつくってやるというふうなことも行政としての義務じゃないかなということで質問させていただきました。せっかく新庄の診療所が市民から親しまれるような状況下になってきたということはすばらしいことであって、これを継続的に発展する方向でひとつ検討していただきたいと思います。

それでは農業問題に移りたいと思いますけれども、課長から今説明ありましたけれども、農家は本当に大変なんですよ。国の農政に対する不満なんですね、はっきり言って。ことしの減反政策の割り当て関係というものは一体何だという声が今農家の間で出てきていますね。減反を守らない人に対する対応、守ってきた人に対する対応、これらを考えていきますと、正直者がばかを見るような国の農政の方針だということで、私どもも批判を受けておりますね。私も批判を受けています、一体何だと。これは国で定めたことであって、我々が定めたことじゃないと突っぱねるんですけどね。新庄市の行政としても農業分野というふうなことから考えていくという農家の安定ということを考えざるを得ないわけですから、これらに対する新庄市の行政としての対応ということでお聞きしたわけなんです。

まず一つ困っているのは、新庄市内では改良区の賦課金等を納められない人が出てきたということです。減反して、それに対する対応ということがないんですね。しかしながら、減反した地域は、減反したところは賦課金等を是が非でも納めなきゃいけないわけですね、改良区

に対して。なぜ減反した面積が国に対する行政として負担金の問題等についての要望できないものかなというふうなことを農家の方々から私は言われました。これらについて非常に困っている状況下ということは農林課でもわかっていると思うんですね。新庄土地改良区、その中で減反している面積に対する国で……、何ていいますか、賦課金の免除ですか、これらの運動を展開できないかなというふうなことを聞かれるんですけども、これは難しいだろうと私も言うんですけども、困っていることはやはりできるなら要望していく必要あるんじゃないか。減反政策に伴う改良区の負担分、これを国から補助していただくような運動できないものかなというふうなことで、これは新庄のみならず、改良区を持っている全国的な問題につながってくると言うんですけども、これらについて新庄から発信をして、減反を守らせるならばですよ、守っていくような状況をつくるなら、これらも含めて検討していくべきだと思うんですが、今、回答はできないんですが、運動を展開していく必要が私はあると思うので、それに対する考えをお聞かせ願いたいと思います。即これはできると私も思っていない。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 今、委員がおっしゃったとおりでございますけれども、今実際に農家経営が本当に窮地に追い込まれて、新庄土地改良区、泉田土地改良区のいろんな賦課金が納められない、未納の方が多くなっているということは改良区からも聞いています。それで、今、改良区の職員もその辺を滞納処分といいますか、滞納整理ということで回っておりまして、95%ぐらい回収しているというふうな状況も聞いております。なお、そういう国の政策であっても、市の方から発信するといえますか、私の方も東北農政局の山形農政事務所の方とか県庁の農林

水産部の次長とか、いろいろ来られますけれども、その場においても、今の一時交付金とか、そういうふうなことで、うちの方からは改善といえますか、そういうことは話はしておりますけれども、改良区に対しては全国土地改良事業団体連合会という組織がございます。その中で、新庄土地改良区、両改良区、その辺は山形県土地改良事業団体連合会の方にも私どもも含めてそういうふうな要求があるということで、今後話を進めてまいりたいと思います。

18番（亀井信夫委員） 委員長、亀井信夫。

小野周一委員長 亀井信夫委員。

18番（亀井信夫委員） 農林課長、ひとつお願いします。やはり農家の今の状況を話しますと、生活権が侵されているということなんです、はっきり言って。やる意欲というのが全然なくなってきているんです。これは日本の農業は将来どうなるのかなというような、私も農家をやっている一人として心配しているものですから、ぜひこれらの件について真剣に取り組んでいただきたいと思います。

80ページ、土木費、81ページと関連しますが、道路新設改良、梅ヶ崎吉沢線でございますが、これが予算化しております。この件について私は前回は質問したと思います。この路線は金山に通じる道路なんです。一つ大きく話題となっている13号の混雑を緩和する路線の一つになります。山崎から入ってくるわけなんです。泉田の中学校に来て、そして小泉を通過して47号にぶつかって、福田工業団地の高速道路に乗っていく道路なんです。これは農家の方々から用地に関する、金ではないんですが、土地を協力していただいて確保した道路なんです。それと同時に、新庄のスキー場に行く道路として最短距離なんです。私も時々スキー場へ山屋から回って行ってみますけれども、むしろ山屋から回っていく道路、あそこ除雪、新庄でやっていると思いますけれども、そっちの方

が完成すれば最短距離であり、スキー場もわかりやすい道路の連携になってくるわけですね。そういう意味で私も前からあの道路を早期完了していただきたいということで要望してきた道路であります。この道路の完成というのはいつころまでなんですか。先ほど課長から佐藤悦子委員の質問に対しての答弁をお聞きしましたけれども、重要路線の一つだというふうなことを言われました。本当に重要路線だと思いますね。したがって、何年のころまでにあれを完了するのか。というのは、もう一つ小泉の線について、一本柳から今市道になっている道路あるわけなんですね。あの道路の用地も改良区事業と同時に確保しております。これは御案内のとおりなんですがね。一回で二つの路線をするということは無理だろうというふうなことで私も地元の方へ話をしてまいりました。したがって、今、梅ヶ崎吉沢線が最優先であそこの道路を改良していただきたいという地元の要望もあってお願いを私もしているところなんですね。なお、新庄市としてもスキー場につながる道路のあそこの路線に当たるわけなんですから、ぜひ早急にあそこを完成していただきたいというふうなことをお願いしておきますけれども、課長からひとつこの点についてお願いしたいと思います。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 梅ヶ崎吉沢線の道路改良事業についての御質問でございます。これにつきましては委員から今お話ありましたように、市街地東部を走る大きくは環状の一部となるような幹線道路でございます。これにつきましては平成16年度から事業を進めておりまして、19年度で一応用地に関しましてはすべて買収を完了したところでございます。20年度におきまして370メートルほど改良舗装を予定してございます。これができますと全体の3分の1ほどが供用できるような状況でございます。全体の完

成のめどとしましては平成22年度に完成したいというふうなことでこれから努めてまいりたいと考えているところでございます。

18番（亀井信夫委員） 委員長、亀井信夫。

小野周一委員長 亀井信夫委員。

18番（亀井信夫委員） ひとつよろしくお願ひします。

実は87ページと89ページまで消防関係の件でお尋ねしたかったんですが、あと1分なので、実は新庄市消防団の関係で、先ほど平向委員からもポンプ更新の件について質問ありました。大筋で私が市長にお聞きしたいのは、平成21年度山形県の防災訓練が新庄で開催されるというふうなことであります。したがって、新庄市の消防団から要望があった件、ここで時間がないので後で市長にお願いする予定でありますけれども、21年度県防災訓練に対する新庄市の消防団としての対応の件であったんですが、時間がございませんので、後で市長に新庄市の消防団の幹部とお話をしながらお願いにまいりたいと思うので、これで終わりたいと思います。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） それでは、私から、何か最後のですけれども、今まで大勢の委員の質問がありまして、私の分がかなり減ってきていますが、少々ダブるところもあるかと思ひますけれども、面倒くさがらないでお答えをいただきたいと思ひます。

まず最初に、関連になりますけれども、先ほど学校の給食に対する質問がお二方からありまして、地産地消からいつて地元でとれた米をぜひ学校の方で食していただきたいというふうなことからの質問でありましたが、質問からいきまして答弁が出てない部分がございます、ぜひひとつお聞かせをいただきたいというのは、米の生産者から米穀業者またはJAの方に入っ

ていくわけですが、そこから先、学校に到達するまでのルートですね。要するに、先ほど玄米価格が幾らで今売られているか、引き渡されているかというふうなことから始まって、どの程度末端でこれを受けているか、要するに価格の問題ですね。中間にどの程度入るか入らないかわからないですけれども、その関連するものが中に入ることによって当然、これは物は回らないですけれども、伝票、納品書が回るわけで、そこに必ず利益というものがくっついてきます。そんな形でなくて、私も地元の安全安心な米を安く、うまい米を子供たちに提供したいということから、できれば、中間にあるとすればそれを排除していった価格を下げていくと、父兄の負担も少なくしていきたいというのが本音で、これをお伺いしたいということでもあります。計算上はどういうふうになっているかわからないですけれども、1食何グラムで、それをどのぐらいの金額に換算して市では支払われているか、その辺のルートと金額を一つ答えられていけませんので、お願いしたいと思います。

それで、私の方に入りますけれども、今回の20年度予算全般をとらえまして、私の考え、感じたことから申し上げたいと思います。皆さんから相当数同じような財政の問題で心配されている姿がよくわかるわけで、予算の執行上どうしても経常収支比率、これをよく見ながら組んでいかなきゃならないんじゃないかというふうに思います。余裕がないような数字上には出てくるわけで、この予算、先月20日に内示されましたときに、こういうふうな予算をよくつくれるなというふうな感じを持ちました。提示された内容を見させていただいたんですが、内示資料ということであるんですが、この中に※印の新規事業が20件あります。その中で、単独でない、または一般財源からの影響がないというものであれば、これは何本入ってもいいんですけれども、要するにこれが補助事業で、ほとんど

が補助金で賄われる、または特定財源でこれがやられるということであれば余りそう心配はないんですけれども、単独一般財源に影響するものは相当これを慎重にやらなきゃならないんじゃないかというふうに思います。私個人で質問に御説明をお願いしたいのは、この中で必ず平成20年度にやらなきゃならない事業であるかどうか、その辺をぜひお伺いしたいと思います。

まず第1番目に、主要事業ということで私どもに提示されました。主にこの中からお伺いをしたいと思います。第1番目には、53ページにあります、さっきもお話出ていましたが、北辰小学校の事業ですね、学童保育所ということがありますが、これは53ページですね、この中で泉田小学校と北辰小学校、両方から聞き取りをして協議をして調査したところ、北辰小学校に設置するというふうに書かれてありますけれども、その内容、どういうふうな話し合いが教育委員会の中であったかどうか、優先順位が北辰ということになったんだと思いますが、そこら辺の内容的なものをぜひひとつお伺いをしたいと思います。

それから、75ページの商業基盤施設事業費補助金ということで、北本町のアーケードの修理があります。補助金が4分の1で338万円、この間そのアーケードの下をずっと歩いてみましたところ、かなりひどいような状況で、腐食があつて、また雨漏り等歩道に落ちているような状態であるのを見てまいりました。全体的な事業費が1,353万4,500円ときっちりなつて、これの見積もり、観光課の方に上がってきていると思うんですが、その内容、どういうふうな工事内容であるか、ちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。この金額で、私が見たところ、ちゃんときちつとなるかなと、かなり腐れて、下の方は、下から見ましたので上はわからないんですけれども、もう全部あそこを交

換しないとだめな部分が相当見受けられるんですよ。その事業スタートしたときからいけば1,000万円や2,000万円でもとてじゃないけどもどおりといたしますか、ちゃんとしたものにはならないんじゃないかというふうに私は見えますので、その見積書、補助の対象になるものがあるわけですから、その内容をお知らせいたしたいと思います。

それから、81ページ、これも主要事業になっています新庄停車場松本線整備事業3,100万円ですけれども、県と並行して電線の地中化または歩道の無散水消雪ということであろうと思いますが、20年度で県が終わるんだということで、それに倣って市も50メートルですか、駅前のところを直したい、延長が50メートルですね、これをしたいということで予算化したようですが、県がやるから市もくっついてやらなきゃならない、どうして20年にこれを継続してやらなきゃならないか、待たなしかどうかというところをお伺いしたいと思います。

それから、雪総合対策事業、さっきも質問あったんですけれども、沼澤委員からあったんですが、除雪機の貸与、19年度は1台の貸し出しをして、その結果を見ながらやるということを聞いてあったんですが、ようやく降雪も終わって、その貸し出しも終わりかなと思います。結果が出ないうち20年度の予算に出してくるのはどうかなと。どういうふうな状況だったんでしょうね。出ないうちに予算化してくると、これはちょっと手順としてはおかしいんじゃないかと私は思うんですよ。1台でなくて今度は3台新規に購入してこれを貸していくと。いろんな問題があると思うんです。クリアしなきゃならない部分があるはずなんです、何でこういうふうに、これもまた20年度即やらなきゃならない、310万円なら途中の補正予算でも20年度の冬期を迎えるまでにやればいいんですから、何も当初に出す必要ないんじゃないかと私は思い

ますけれども、その辺どうだかということをお聞かせ願いたい。

それから、98ページにございます子供芸術学校実行委員会負担金ありますが、これはいいんですけどね、前からずっとやって継続で80万円、いいんですけれども、私が申し上げたいのは、この内示が2月20日に我々にあったわけですね。ところが、このお知らせ版が2月25日にもう出ているんですね。こういうやり方がいいかどうか、それだけをお伺いしたい。順序、3月25日ごろでもよかったんじゃないですか。やるのが5月から開講となっているね。余裕がないわけでない、予算も通らないうちに何でこういうふうに先行するかをお伺いしたいと思います。

それから、次に名誉市民特別記念、さっきもいろいろと御意見あったんですが、これも広報の中に、これは1月号にあります。近岡さんの奥さんから、朋子さんですか、こういう写真入りで11月27日に寄贈を受けたと、11月27日。134点受けた。もう既に短期間で12月には予算化の方向に走っているわけですから、翌月、全部で1,343万5,000円、ここにあるとおりあるんですが、これは約1,000万円近く初回かけてあそこをつくったんじゃないですか。1,000万円ちょっと欠けたぐらいだったと思いますね。それでまた同じような峰石さんと近岡さん2名の方々の展示室をまたこれだけ1,000万円をかけてやると。場所が2階では余りよろしくないという説明あって、1階におろすんだと。新たににつくって、これを見る人の入場者を余計にしたというふうなことを言っていましたが、果たして1階へ持って行ってこれだけ金をかけて、その効果というのがどうかなというふうに思います。それよりも、何でこういうふうに寄贈して即これをやらなきゃならないかと私は理解できないんですよ。余裕がない、大変だ、何とかしなきゃならない、こらえましょう、耐えましょう、あっちこっちみんな削って、何とか立ち

上がろうとみんなでやっているときに、何でこれ、だめなんですかね、これは生鮮食品じゃないんでしょう、これは。賞味期限あるんですか。何でこう急ぐ、1カ月やそこらで何でこれ予算化しなきゃならないか、私は理由がわからないんです。その辺を説明していただきたいというふうに思います。まず第1回目これ。

大場和正教育次長 委員長、大場和正。

小野周一委員長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 学校給食の米飯についての質問ですけれども、供給ルートについて申し上げます。先ほども申し上げましたけれども、まず学校の方で年間の需要計画を立てて、それを教育委員会の方がまとめまして、県の学校給食会の方に需要申請を行うと。学校給食会の方では全県のやつを取りまとめた上で農業団体の方と売買契約を行うと。ただ、新庄市だけではありませんけれども、新庄市の場合は新庄産はえぬき一等米というふうな指定をしておりますので、当然新庄市の農家の方々が生産されたお米が使われております。その後、農業団体の方では精米して、先ほど申し上げましたけれども、炊飯の指定工場の方に運ぶと。炊飯工場については県の学校給食会との炊飯委託契約というふうなものを行いまして、そこでもって炊飯をしてそれぞれ決められた学校の方に搬送すると。

ちなみに、料金ですけれども、保護者の方々に支払っていただく代金は1キログラム当たり310円、それに新庄産はえぬき一等米を使うというふうなことでもって市の方が10円を上乗せして負担すると。保護者の方々は310円、お米だけで言えば310円を学校給食会に払うと。市の方としては、市の教育委員会としては、その差額分1キログラム当たり10円になりますけれども、それを農業団体の方に支払うと。ですから、この310円については玄米だけではなくて、精米と炊飯料、搬送料も含めた形で310円という形になっております。以上です。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 1キロ310円ですね。

わかりました。申し上げたいのは、必要でないところを経由する必要ないんじゃないかというのは、はっきり申し上げるとそうなんです。だから、学校給食会を通さないと米飯給食ができないんだかと聞きたいんですよ。その辺どうでしょう。それから、将来、さっきもお話あったようですけれども、地元でそれを直接提供するというふうにはできないのか。もっと言えば農協も通さなくたってできるわけ、今ね、食管法が切れまして自由に販売できるようになっています。その辺をできるかできないか、どんな考えを持っているかをお聞かせ願いたい。

大場和正教育次長 委員長、大場和正。

小野周一委員長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 先ほども申し上げましたけれども、自校炊飯をやっている小規模校があります。ただ、大規模校についてはやはり炊飯施設等について相当数金がかかるというふうなことがあります。実際、東根市で給食センターをやっているわけですが、そこも東根市の方にある県の委託炊飯工場の指定を受けた業者の方をお願いしているというふうなことで、それよりもまず新庄市の方にはそういうふうな県の指定のある委託工場がないと。あった場合であればその方が指定を受けてできるのではないかなとは思いますが、実際今言ったように新庄市で生産されたお米が学校給食会を通じて新庄市の子供たちは新庄市でつくられたお米を食べているというふうなことで、お金は新庄市の生産者に入っているはずなんです。ただ、炊飯料とか運搬料、精米等については新庄市ではなくなっているというふうなことがありますけれども、そこら辺がそういう施設設備ができれば、その辺も新庄市で可能になる分はあるだろうというふうなことをございます。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 北辰学童保育所の開設事業ということでございますが、これにつきましては20年度で必ず開設しなくちゃいけないということではございません。20年度の施政方針の6ページにありますように、子育て支援の充実という立場から新年度予算に盛ったということでございます。

調査についてでございますが、学童保育所に来られる方はおおむね1年から3年までということでございますので、北辰小学校の1年から3年まで全生徒に学校の協力を得まして希望をとりました。その結果、先ほど申し上げましたが、27人の希望者があったということでございます。同じく泉田小学校についても同じ方法で調査をしたということでございます。これにつきましては20名の希望があったということでございます。以上です。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 今の答弁ですと北辰が27、泉田が20ですね、希望者が。北部ですので、泉田ばかり聞いたってだめなんじゃないですか。昭和とか萩野もあるんですから、北部ですので。その辺をまとめた考えというものをある程度持って検討していかないとならなかったんじゃないかなと私は思うんですけれども、その辺は話し合いなかったんですか、教育委員会との。福祉事務所としてはそんなことをやったと。じゃ教育委員会の考え、その辺はどうですか。

佐藤 博教育長 委員長、佐藤 博。

小野周一委員長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 私どもの方に学童保育についての相談というのは、学校開放ということで、北部の方というようなことで、今の校舎の空き状態、より利用しやすい学校、今の空きスペースを考えますと北辰小学校が最良だろうというこ

とで校長ともいろいろ視察をしながら北辰小学校の1階の西側校舎が学童保育の利用されるスペースとして十分に可能だという、また校長の協力も得てそういうふうに判断したところです。

以上です。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 商業基盤整備事業補助金ということで、北本町のアーケードでございます。委員ごらんになったように、かなり老朽化しております。築23年というふうなことでございました。それで、経過をお話ししますと、昨年秋季ですか、地元の理事長さんが参られまして、とにかく危険であるということで、市でもお手伝いできないかというふうなお話をいただきました。この23年間放置してきた責任もあるんじゃないかと地元の方にもその旨言いました。自分たちでできればいいんだが、なかなかその金を工面することができないと、何か補助でもあればということで、いろいろ私どもも探しました。そうしましたら、ここにございますように中小企業活力向上事業ということで経済産業省の補助事業が見つかりまして、これで何とかできないかということでございました。現場はあのとおり腐食が進んでおります。ただ、この中で、地元で本当は半分持たなくちゃいけないんですが、そこを何とか市でというふうな経過もございまして、いろいろヒアリングをやったわけでございます。そうこうしているうちに東北経済産業局の方から視察に参りました。現地を見ていただいて、比較的丈夫な部分もありますので、そこを残した形でというふうなお話でございまして、現在ここに見積書は持ってきてございませんが、当時ヒアリングをした内容を記憶してございますので、お話ししたいと思います。

まず、修繕の内容でございますけれども、腐食している部分を取りまして、そこにまた新た

に鉄板を張りつけるということでございます。それから、ここにもございますように省エネ対応ということで、採光性を向上してほしいというふうなことでございました。採光性と申しますと、窓をあけるとか、そういった方法になるかと思えます。あと、イベントでございすけれども、柱を活用した形で、例えば旗をつけたり、そういったイベント対応型にできないかというふうなことで、それらを取り入れましてこのような形になったというふうなことでございます。国が2分の1で、市が4分の1、そして事業主体が北本町昭和会になりますが、そこが4分の1というふうなことでございます。総延長が565メートルというふうになっています。

なお、平成10年、南本町の改修時に、このときは事業費2,000万円でございます。同じような補助制度を使いまして、国が1,000万円、地元500万円、市で500万円というふうな形で事業を実施したという経過がございます。

以上でございます。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 新庄停車場松本線整備事業についての御質問でございます。これにつきましては、委員からお話ありましたように、電線共同溝の整備、無散水消雪の施設整備というふうな二つの事業でございます。この電線地中化等につきましては、この事業につきましては補助事業でございまして、昨年度急遽決まったというふうなことでございます。と申しますのは、電線の地中化につきましては国が主導となりまして、電線地中化検討委員会というのがございます。この中でいろいろ議論されまして、計画に乗っていかない限りは補助採択受けられないというふうなことがございます。たまたま新庄の場合は今御存じのように駅前通りを県で事業をやっておるわけでございますけれども、今回計画した部分につきましてはやはり新庄最

上地域の玄関口というふうなこともありまして、それにふさわしい駅周辺の環境整備をあわせてする必要があるというふうなことで、あと商店街からも駅前通りと連続した整備を要望されているというふうなこともありまして、何とか補助採択なるように国等に働きかけてきたという経過がございまして、今回予算化させていただいたというふうなところでございます。

それから、雪総合対策事業についての簡易除雪機の貸与事業でございます。これにつきましては、ここに記載してありますとおり、特にこれから地域のニーズに合った除排雪といいますか、そういったものにこたえるためにもやはり地域である程度自由となる除雪機の使い方、そういったものにこたえる必要があるというふうなことから、19年度、市で今使っているものを貸与というふうなことで、1地区3日間というふうな条件つきでございすけれども、希望する地区について行ったところでございます。期間的なこともありまして、使用する期間の関係もございまして、現在1地区が予約でありまして、あと導入の検討をしているところが1地区でございます。それらを受けまして、来年度各地区の貸与にかかわるアンケート調査を行いまして、その中から3地区を限定しまして、その事業の検証のために貸与していきたいというふうなことで今回予算化させていただいたところでございます。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

小野周一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 子供芸術学校について、確かに2月の広報でいたしました。この新規事業につきましては、事業の中身については主要事業の方に書かれているので御承知かと思えます。ただ、小中学校を相手にした、いわゆる放課後授業の一環で初の試みというふうなことで、実は広報をいつするか非常に迷ったことがございます。検討委員の中でもいつするかというふう

なこととあわせまして、本来は4月開講が一番ベターなんですけれども、これは非常に無理があるというふうなことで、5月開講というふうなことにさせていただきました。御承知のとおり、3月、4月につきましては小中学生非常にやはり忙しい時期でありまして、なかなか保護者の方も時間がとれないということとあわせまして、広報は若干早目にやろうというふうな経過がありました。決して議会関係を見捨ててやったというふうなことはございませんので、そこは御了解していただきたいと思います。

それから、名誉市民の特別記念室ですが、今、委員からお話ありましたとおり、昨年11月27日に絵画134点の寄贈を受けました。中身は油絵が127、水彩画7点です。これの評価額が約5億5,000万円の価値があるそうです。新庄市では前から言っていますとおり一応文化財産というふうな形で、寄贈者の近岡善次郎氏の御夫人から話ありましたとおり、画伯のふるさと新庄はもちろんのこと、全国にぜひ役立ててほしいというふうな趣旨がありましたので、それに沿って記念室を整備して展示をするというふうなことを20年度の新規として考えたものですから、よろしく御理解くださいますようお願いいたします。

14番（新田道尋委員） 終わります。

小野周一委員長 ただいまより10分間休憩します。

午後3時04分 休憩

午後3時14分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開します。

暫時休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時15分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開します。

散

会

小野周一委員長 本日はこれで終了いたしまして、あすまた再開しますけれども、どうでしょうか。まだ質問される方が五、六人いますので、あしたまたありますので、いいですか。

それでは、本日はこれで終わりといたしまして、あす午前10時より予算特別委員会を再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦勞さまでございました。

午後3時16分 散会

予算特別委員会記録（第4号）

平成20年3月14日 金曜日 午前10時00分開議
委員長 小野周一 副委員長 沼澤恵一

出席委員（18名）

2番	佐藤悦子	委員	3番	斎藤義昭	委員
4番	小野周一	委員	5番	小関淳	委員
6番	遠藤敏信	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	清水清秋	委員	10番	小嶋富弥	委員
11番	渡部平八	委員	12番	今田雄三	委員
13番	金利寛	委員	14番	新田道尋	委員
15番	平向岩雄	委員	16番	森儀一	委員
17番	山口吉静	委員	18番	亀井信夫	委員
19番	星川豊	委員	20番	下山准一	委員

欠席委員（2名）

1番	奥山省三	委員	7番	中川正和	委員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	総務課長	武田一夫
政策経営課長	坂本孝一郎	税務課長	田口五郎
市民課長	柿崎卓美	環境課長	五十嵐正臣
健康課長	星川基	農林課長	五十嵐祐一
商工観光課長	黒坂光悦	都市整備課長	中部力
下水道課長	佐藤新一	会計管理課長	矢口喜一郎
福祉事務所長	矢口孝	神室荘長	叶内利昭
水道課長	高橋敦	教育委員長	伊藤輝昭
教育長	佐藤博	教育次長	大場和正
学校教育課長	山川義隆	生涯学習課長	大江雅夫
生涯スポーツ課長	清水幹也	選挙管理委員会委員長	小関俊也

選挙管理委員会 事務局長	小 野 正 一	監 査 委 員	國 分 政 嗣
監 査 委 員 事務局員	奥 山 栄	農 業 委 員 会 会長職務代理者	斉 藤 純 一
農 業 委 員 会 事務局員	柏 倉 政		

事務局出席者職氏名

局 長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 査	佐 藤 嘉 信

本日の会議に付した事件

議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算
 議案第29号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
 議案第30号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
 議案第31号平成20年度新庄市老人保健事業特別会計予算
 議案第32号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
 議案第33号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第34号平成20年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
 議案第35号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計予算
 議案第36号平成20年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
 議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算

開 議

小野周一委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は18名でございます。欠席通告者は、中川正和委員1名であります。

なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の斉藤純一君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより3月13日に引き続き予算特別委員会を開きます。

議案第28号平成20年度新庄市 一般会計予算

小野周一委員長 議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算の歳出について、質疑ありませんか。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） おはようございます。

3日目の予算審議、最初に質問させていただきます。

まず初めに、20年度の当初予算の内示資料の中で、予算の全体的な構成比率に対して質問いたします。内容については説明は受けておりますが、今回特に商工費が相当かけ離れた形で構成比率が上がっている。また、農林予算が大きく削減されている。こういうふうにかんがりの格差と申しますか、そういうふうな形での予算の配分、大事なものは中身なんです、やはりある程度は調整のとれた形で行政運営をやっていたきたい。それなりの各事業並びに説明は受けたわけですが、もう少しその辺の検討をやっていただければと思います。

そういう中で、私の方からまず予算書の歳出

についての第1点目、90ページの10款教育費1項教育総務費1目から2目にかかわる、この件につきましては私なりに耳に入ってきたというか、今回教育長が3月いっぱい辞職されるというようなことをお聞きしました。これが本当だとすれば、7年間ですか、新庄市の教育行政に携わっていただいて、いろんな重要な課題に真正面から向かっていただいたことに本当に感謝を申し上げるところでございます。

そう言いながら一つお聞きしたいんですが、このたびの議会で教育委員選任の案が出されました。今回の出された教育委員は住んでいるところが萩野地区塩野になっております。教育長は、私が4年ほど前ですか、教育委員の選任は各ブロックごとにある程度配置してやってきたものをオープンにして全体的にとらえさせてもらいたいというようなことで議会の方にもお話しされたことは、教育長、これは記憶にあるかと思います。そういう中で、今回、オープンだからどこの地域からでも問題はないんですが、やはり今回こういうふうな状況が出てきた場合、その辺の地域制、ブロック制をまたとらえてのことなのか、ただ、それなりに今回萩野地区になるわけですが、そこにふさわしい人が、教育委員としてふさわしい人がおられるから選任されたのか、その辺一つお聞きしておきたいと思っています。

次に、70ページ、6款1項6目水田農業対策費、これについて、農林課長、生産調整については水田農業対策協議会ですか、そういう中で生産調整についてはいろいろ議論されてきているかと思っています。今回この生産調整について新たに一つは飯米農家にまで転作を配分するというようなことをお聞きしております。その辺、飯米農家に配分しても果たして効果が出るのかなと私は思うわけなんです。ということは、飯米農家は米を販売してないんですよ。そういうことを考えた場合、何も減反が配分されたから

って協力しなくても何ら飯米農家は困らない、そういう状況を踏まえてそういうふうな配分をやったのか、その辺ちゃんとやってもらえるというような方向性を考えてやったのかと思います、その辺、課長の考えをお聞かせいただきたいと。

あと、この生産調整に対してのこれまでの取り組み方、非常に減反、転作が定着しない状況がずっと来ている。主に飼料作物というような形で転作が80%、9割弱ぐらい飼料作物の対応で来ているわけなんです、やはり考え方から言えば、その生産調整された転作面積からも所得を上げる政策でなきゃ本当の生産調整じゃないと私は思っておりますので、今回こういうふうに特に畜産に関係しては飼料が、輸入飼料が高値で物すごく畜産農家が大変な状況にあるわけです。日本の自給率も40%を切っているわけですが、この畜産に対しての飼料の供給が日本の場合は17%ぐらいなんです、今。こういう状況を考えると、この生産調整の取り組み方を新たに変えて、やはり飼料用の作物を転作に進めていく考えはないのか、また今回の生産調整に対しての課長の取り組み方をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

まずその辺から。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 予算の内示におきまして御説明もしましたけれども、商工費が1億5,000万円ほど前年に比べてふえたと、一方では農林水産業費が1億円ほど減っているということで、ちょっと偏りが著しいのではないかなという御指摘でありますけれども、御承知のように商工費はゆめりあの償還金がふるさと基金への繰りかえ運用ということで、19年度までさせていただいたということで、20年度からはその繰りかえ運用分1億円ほどがなくなったということで、それがそっくりそのまま広域に

対する分担金にはね返ってふえたと。一方で、中小企業とか商店街に対する貸付金の充実ということで4,000万円ほどふえているということで、そういった制度的な充実と、あるいは広域に対する繰りかえ運用分のしわ寄せといいますか、そういった今まで借りた分がなくなったということで分担金にはね返っているという結果としてそういった増額になったということでもあります。

一方、農林水産業費は、かねてから15年度から実施してまいりましたふるさと農道、谷地小屋から野中に行く道路であります、5年の事業ですべて完了したと。特に19年度は橋をかけたり、その前後をつなぐ市道の単独事業の経費が相当1億円ほどかかっておりました。したがって、用地買収費とか、あるいは工事請負費、県に対する分担金、負担金、そういったものが1億円ほど少なくなったということで、工事の完了に伴う減でありまして、農林行政に対する手抜きとか節減とか、そういったことではありませんので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

佐藤 博教育長 委員長、佐藤 博。

小野周一委員長 教育長佐藤 博君。

佐藤 博教育長 教育委員の推薦についての御質問だったわけですがけれども、このことに関しては市長とともに相談しながら進めていくわけですがけれども、基本的な考え方は市全体の教育行政でございますので、あくまでも基本的には人物本位というふうに考えております。先ほど委員がおっしゃられたようなことが基本かなというふうに思います。なお、いろんな地域事情もございますので、地域のことも十分に考慮しながら、重視しながらこれからも進めていきたいと考えております。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 水田農業確立対策事業につ

きまして、新庄市の水田農業推進協議会の場合で20年産のいろんな取り組み、産地づくり交付金とか、そういうふうな議論をして取りまとめた結果、飯米農家については昨年度までは飯米農家としてカウントだけというふうなことでしたけれども、20年産からは3反歩未満の農家の方についても一律配分ということで、いろんな意見を踏まえて決定させていただきました。他市の状況とか、いろんな状況も勘案しながら、3反歩未満の方も対象ということで、今、米の消費が1人当たり年間60キロ弱ということで、3反歩ですとその家庭の消費のほかに売れるんじゃないかというふうな声がありまして、それで転作率が今回33.6%に終わりました。その飯米農家の人が135人ほどおります。面積としては28ヘクタールぐらいの面積でございます。確かにわずかな面積でしょうけれども、カウントしますと0.2%ぐらいのカウントになるかと思えます。そういうことで、水田農業推進協議会の中で生産調整達成に向けて、目標達成に向けて今取り組んでおりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

もう一つ、穀物需要の増大によりまして飼料作物が高騰ということで、これまでの産地づくり対策の中で飼料作物の面積が16年度では308ヘクタールぐらいございました。19年度では357ヘクタール、約50町歩ほど、50ヘクタールほど飼料作物ということでふえております。あくまでも自給飼料の確保ということで、今、ホールクロップサイレージとか、いろんな飼料の増産に向けて取り組んでおりますので、また産地づくり交付金の中でも交付金と別に構築連携の支援策も講じておりますので、それで拡大を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） 教育長、やはり私これ

までいろいろ地域の教育現場の状況、地域に配置ならなくなってから、我々に話が来る件数というか、回数が多くなってきているんですね。やはり教育委員という選任される方がいるわけですから、各地域きちっと把握してもらわないと、選任された委員がどういう形で活動しているのか見えない、そういうことが非常に見えてきております。私からすれば、前の地域制を踏まえた教育委員の選任のあり方を考えていただきたい。いろんな学校の行事、卒業式とか入学式、そういう行事には教育委員の方々参加されておるわけなんです、その辺の地域の担当制がなくなっているかと思いますが、その辺の地域の実情をよくつかんでももらわないと、前にも言ったとおり、地域の子供は地域で育てる、そういうふうなものが本当に生きてこないんじゃないかと思っております。そういうことで、ぜひ教育委員の方で地域をきちっと見据えてもらえる教育委員の選任をお願いしたいと思います。

政策経営課長、ある程度は配分、そういうものが極端過ぎない、いろんなものは説明が入っているのだからわかっているんですけども、こういうふうになったからこうだ、こういうふうな事情ができたからこうだ、そういうふうな形で極端過ぎるような状況にならないように、もう少し配慮していただければと思います。この構成比率が妥当だと考えておるならば、今回の土木費は前年度が14.1%、これはそれなりにこういうふうな財政事情があるから削減はやむを得ないんだというような現実はわかっている。そういうふうなものを踏まえて配分の構成比率も十二分に格差が生じないように、そして特に農林行政なんか非常に今大変な状況下に置かれているわけです。国でも緊急対策、いろんな緊急対策で今講じられておるわけでありまして。そういうことを考えると、やはり当市の第一次産業、農業をもっときちっと考えていただければと思います。

68ページの6款1項4目畜産業費、これについて、課長、先般、県で、これは和牛、牛の方なんです、増頭戦略大会、300人余が参加した大会でありましたが、その中で県は和牛の繁殖牛雌牛200頭ずつ10年間その計画でいくというようなことの内容であったわけです。そうした事業、県で掲げた事業、市ではどのように取り組み、また今回の農林予算の中での畜産業に対してのとらえ方をされているか、あればお聞かせいただきたい。

あと、95ページの10款2項3目学校保健費、学校給食地元産米方式実施負担金、これはあれですか、これは地元産を使うと地元負担金というのが発生しているのかと私は受けとめるんですが、これは米だけなのか、その辺、これは学校給食、米なんか当然いろいろ予算化されているもので、これは市独自の負担金がこの額なのか、この内容なのか、ほかの地場産を使うとなればそういうのまでも影響があるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

78ページの8款9項2目道路維持費に関してなんですが、実は道路の改修、道路の改修というよりガードレールとか、そういうふうな道路の歩道との縁石とか、そういうのが歩道があれば必ず設置されているわけですが、これに関して、生活している、その隣接した道路にうちがあって、うちを新たに新築した、そして玄関とか車庫とか従前と違って建てた場合とか移動した場合とか、そういった場合、ガードレールとか縁石とか当然今までもとのあったものを移動しなきゃならないという状況があるわけです。そうした場合、これを全部移動するのが自己負担、今の条例ではそうなっていると。これはどうも、そこで生活してうち建てたり車庫建てたりしている人から見れば、どうもこれは納得いかないというのが住民の声なんです。この辺は、市は市道の維持管理、県は県道、国は国道と当然あるわけですが、このようなものは全部

そういう形であると聞いたわけなんです、この辺は市長、おかしいと思わないですか。もう少しこの辺の条例だろうが、改正する余地はないのか、一つその辺をお聞かせいただきたい。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

小野周一委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 昨年の天童市で行いました山形県の和牛増頭大会、300人ほどの会場になりましたけれども、熱意というものをすごく私は感じております。その中で、先ほど言いました、年間200頭ずつ10年間で増頭していくということで、新庄市におきましても畜産業費の中で予算化しております優良子牛認定保留支援奨励費でございます。4頭で1頭当たり5万円の奨励費でございますけれども、それを優良繁殖用の雌牛の管内の保留を目指していると、それに取り組んでいるということでございます。また、今現在850頭おりますけれども、全国の公表に載る年1,000頭以上の取引を目標にして、今いろんな畜産の協会とか県の振興協議会とか連携して今取り組んでおります。その中で、ことしの子牛の取引については53万円というふうな平均価格でありまして、これは全国4位の数字になっております。その中で今後においてもそれを目指して管内保留ということで、いわゆる担い手の後継者の確保と、県の方で20年度から考えております和牛塾というふうなことで担い手の確保も検討しているようでございます。その中で新庄市としてもそういうふうな和牛塾について取り組んでまいりたいと、県と連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

大場和正教育次長 委員長、大場和正。

小野周一委員長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 学校給食地元産米方式実施負担金についてでございますけれども、学校給食の食材費につきましては学校給食法第6条で保護者負担という形になっています。そのうちの

米飯について、保護者負担は当然やっていただいているわけですが、新庄市の場合、新庄産のはえぬき一等米を使用しているということでもって、その上乘せ分を、保護者が負担しているほかに、1キログラム当たり10円ですが、それを負担している部分がここに書いてある25万8,000円というふうなことでございます。以上です。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 道路に設置しておりますガードレール、縁石等そういったものの撤去に係る費用についての御質問でございます。当然道路等につきましては、道路を利用する歩行者等を車から守るためにガードレールまたは歩道等を設置しまして、それらの安全を確保しているわけでございます。これらを設置する場合に、沿線の利用者といいますか、そういった方々とお話ししながら、例えば新たに設ける場合は出入りを設けるとか、そういうふうなことで、縁石であれば切り下げるとか、そういう話の中で設置しているわけでございます。自己都合によりましてその位置を変えとなれば、それはその方々で負担していただくというふうなことで、これは国道、県道あわせて同じような取り扱いで……。

9 番(清水清秋委員) それはわかっている。その条例が合っているかと、今の環境に対して、あるいは今の情勢に対して。その条例を考える余地はないかということ。

中部 力都市整備課長 自己都合でございますので、これはやはり利用者の方で移動なりすることが基本だと思っております。

9 番(清水清秋委員) 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番(清水清秋委員) こういうことは生活やっている人の身になって、ふぐあいというか、そういうものが出てきたら、やはり検討しても

らわないとだめだ、検討していただきたい。

最後に、農林課長、もう一回。今回新たな重要事業、上野地区、経営体基盤整備事業で本当に当地区、本合海、上野土地改良区組合が挙げてこの事業に取りかかる決意して今事業化されたわけですが、本当に非常に大変な時期にこの事業に取りかかるわけでございます。そういうことで、課長の方にもいろんな指導やら御協力をお願いしなきゃならない点が多々あると思いますが、この地域は新庄土地改良区の受益地になっておるわけで、その辺との組み合わせの中でひとつ課長の方でも農林課といたしましてもできるだけのことをやっていただきたいと思います。その辺考えがあれば。

小野周一委員長 時間ですので、後日、担当課長より清水清秋委員の方に文書なり口頭で説明のほどよろしくお願いしたいと思えます。

それでは、ほかに歳出についての質疑ありませんか。

6 番(遠藤敏信委員) 委員長、遠藤敏信。

小野周一委員長 遠藤敏信委員。

6 番(遠藤敏信委員) 手短に質問しますので、手短にお答えください。

58ページ、保健衛生費、奥羽金沢温泉運営費助成金500万円、この根拠についてお示ください。

それからもう一つ、102ページ、10款4項新庄市名誉市民特別記念室整備事業費、うち工事請負費1,060万円とありますが、この内容についてお教え願いたいと思えます。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 奥羽金沢温泉運営費補助金の額の根拠ですが、納入される入湯税額、これを参考としながら、年間運営経費が4,500万円程度で、市が300万円出資していますが、出資比率約13%という、その比率をもとにして掛け算しますと500何十万という端数つくんですが、

端数切り捨ての形で500万円を限度額というふうに設定したところです。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

小野周一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 名誉市民室の整備費の工事1,060万円ですけれども、内容につきましては現在の名誉市民室と現在の生活文化ホールの2室の内装並びに木雑工事、塗装、照明、電気工事、これらの内訳で総額1,060万円になっております。以上です。

6 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

小野周一委員長 遠藤敏信委員。

6 番（遠藤敏信委員） 奥羽金沢温泉に対する助成というふうなことですけれども、3月の補正予算の際も全員協議会を開いて延々8時過ぎまでもめたわけですね。それが今、宙に浮いているというふうな状況です。なぜそこで皆さんがもめたかという、今、新庄市は財政再建計画を16年度から20年度までやっています。20年度が計画年度の最終年度だと。そういう中で、なぜ待ってくれというふうな形で少し留保して、今々出さなければならぬかというふうなことです。昨年度も3月議会で非常にもめた。それが今年度の9月でようやく出されたというふうな背景があります、1,000万円。1,000万円出して、さらに補正で500万円というふうなことが出て、新年度なおかつ500万円というふうなことが立て続けに出ているというふうなことで、今、市民にもさまざま事業縮小とかというふうなことで、「新庄市どうなるんだや」というふうなことでみんな心配しているわけですね。そういう中でこういうふうな支出は、悪いと言っているんじゃないですけれども、決めるのが軽々に過ぎないかというふうなことなんです。こういうふうなことを見ると、これは記念室にも絡むんですけれども、財政状態が悪いと言っている割には大したことないでないかやと、一方において。そういうふうな思いというか、

抱かせないかと。一方にはしわ寄せを与え、一方には大盤振る舞いをやっているように見えて仕方がないんですけれども、市民にわかりやすいような御説明というか、そういうふうなことをお願いできないでしょうか。健康増進事業というふうな言い方もされますけれども、もっときちっとした根拠。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 確かに財政再建に向かって市民も含めて市ぐるみで進めているさなかではあるわけですが、こういった時期であっても必要な事業を時期を逸することなく実施していくということも必要だろうと思っております。

奥羽金沢温泉については、湯質のよさが高く評価されており、多くの市民が利用する、いわば市民温泉となっているわけです。かなり多数の市民が週何日か定期的に通って健康保持のポイントにしているというふうなことも、この件を担当して調査する中で利用者の方の声なんかもいろいろに聞いたところです。そういう面では確かに市民の健康保持には貢献している施設だなという認識を改めて持ったところであり、民間立ではあるんですが、そういったことを考えますと、つぶしてはならない施設だという認識もございます。

ちょうど築20年以上たっているいろいろ設備関係を中心に改修の時期に入ってきているわけですが、なかなか自力ですべてに対応できないということで、昨年、ポンプ関係とか、いろいろ必要な改修に対して補助をしたところです。そういった基本的には何とか経営を安定化させて将来的にも維持してもらいたい施設だという認識から、市が何らかの支援を行うとすれば今だという判断をしたところです。こういった市の側面支援、自力で行っていただかなければならない部分も相当ございますから、あくまでも側面支援という考えなんです、こういった支援が

ないではないかという旨の発言をなされましたけれども、私も絵と人間国宝である奥山さんの作品の価値は認めるものですが、これも去年の11月の話をすぐ具体化すると、こんなに急ぐ必要があったのかなということなんです。これは広く市民に公開したいということはあるとしても、これも先ほどの財政再建絡みの中では1年なり猶予期間があったっていいじゃないかと、その間、市民意識の熟成というか、そういうふうなものがあれば、広く展示していただく施設を整備してもらえないとか、そういうふうな機運を待ってもよかったのではないかと、思うんですけれども、この何カ月かの間です。だから、改装状態がどうあるのかということと同時に、その改装工事費用が1,000万円というのがその辺どういう見積もりをされたのかわかりませんが、ちょっと高いのではないかと、いうふうな気を持つのです。その辺いかがでしょうか。

大江雅夫生涯学習課長 委員長、大江雅夫。

小野周一委員長 生涯学習課長大江雅夫君。

大江雅夫生涯学習課長 先ほどの説明で具体的に両方の2室で展示を行うというふうなことで、総額1,060万円なんですけれども、内訳の方を簡単に御説明申し上げます。現在あります名誉市民展示室、ここの一部改装になりますけれども、先ほど言いました工事等で金額的には約431万円ほどかかります。それから、現在の生活文化ホールを今度奥山峰石先生の展示室にするというふうなことで、こちらが約610万円の見積もりを現在受けております。諸経費等入れて約1,100万円ちょっとになるんですけれども、工事ですので最終的には入札で若干下がるであろうというふうなことでこのたび1,060万円を見積もったところでございます。作品が作品ですので、ガラス関係の工事が新たに出てくると。防犯面も当然考慮しなければなりませんし、そういう特殊な工事もあるというふうなことで、

このぐらいの金額がかかるというふうなことでございます。

それから、時期の問題、きのうも新田委員からも御質問ありまして、私としてはちょっと明快な回答を出せなかったんですけれども、やはり御遺族の御意向並びに平成16年から名誉市民展をオープンしておりますので、ちょうどもうクッション強く市民に対して、また多くのいらっしゃる方の観光PRの面では非常にインパクトの強い整備ができるのではないかと、いうことで、近岡先生の一周忌を記念とした、その後の6月に合同の整備をした展示会をやりたいというふうなことでこのたび計上したものでございます。御理解いただきたいと思います。

以上です。

6 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

小野周一委員長 遠藤敏信委員。

6 番（遠藤敏信委員） 貴重な作品を寄贈いただいたということで、礼を尽くさなければならぬということについてはわかります。大変ありがたい話です。ただ、やはり今、例えば「TVタックル」に出て、楽でないまちだというふうなことが放映されて、イメージが非常によくないという中では、何ていうかな、片や縮小、片や大盤振る舞いというふうなことが、タイミング的には非常に何ていうか、タイミングなんですね。悪いことでは決してないのよ。いずれこういうふうなことは顕彰し、また市民に広く見てもらうというか、市民のみならず、ほかの方々にも見てもらうというふうな機会を設けなければならぬわけけれども、本当に足腰が強くなったというふうな状況の中でならいいけれども、バランス感が欠けるのではないかと、いうふうなことを思ったもので、こういうふうな質問をあえてさせていただきました。この件についてはやめます。

75ページ、観光費、ふるさとコマーシャル大賞制作業務委託料7万5,000円というふうなこ

とです。これについて。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

小野周一委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 ふるさとCM大賞ということでございますが、これも県内全市町村が参加のもと、みずからの町や村を紹介するというふうなコンテストでございます。これまで第1回から3回目までは市の方でも一般財源をつけましてやってまいりましたが、このような財政状況になりましてゼロ予算ということで3年ほど経過してございます。19年度につきましてどうするかということで、うちの担当の職員がこしはできないということだったんです。しかしながら、これまで継続してやってきて、当初のころは入賞作品もあったことなどから、ぜひ続けてほしいという私の希望もございまして、課長会から、和交会という会があるんですが、その会計担当にお願いしまして5万円を何とか都合していただきました。それで平成19年度出品したということでございます。その内容につきましては、衣装のリース、機材関係のリース、消耗品等々でございまして、若干私物を使ったということもございましたが、何とかその辺でおさめたということでございます。いつまでも私物を使ってということもございませんので、できればということで今回財政当局にお願いしまして、このような形で予算を計上させていただいたという経過でございます。

以上でございます。

6 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

小野周一委員長 遠藤敏信委員。

6 番（遠藤敏信委員） 県内のみならず、全市町村が参加して我がまちの自慢というふうなことを競い合っているということで、テレビで毎日のようにここで選ばれた作品が放映されているわけですね。ほのぼのとしていて非常にいいということと、あれによってまちがどういう状態であるか、活気があるのか、若者に活力があ

るのかとか、まちの姿勢というか、そういうふうなもの、ユーモアとか、そういうふうなものに見られるわけですが、あのPR効果は非常に大きいと思います。ぜひ遊び心を持って新庄の新しい息吹というか、再生に向けた、こういったものが出るようなものをつくっていただくよう、金だけじゃなくて、絵にしていっていただきたいなと思います。以上です。

小野周一委員長 ただいまより10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開いたします。

なお、奥山省三委員より欠席との通告がありました。

ほかに歳出についての質疑ありませんか。

2 番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

小野周一委員長 斎藤義昭委員。

2 番（斎藤義昭委員） 各委員の方からほとんどの項目について発言され審議されておりますので、発言の方はほとんど控えたいと思います。

1点だけ確認したいんですが、40ページ、2款総務費2項の山形県国土調査推進協議会負担金3,000円について、国土調査は今から大体20数年前だったと思いますが、この制度が始まって、北部はほとんど調査終わっていると思いますが、一部筆界未決定のところがあると思いますが。国土調査によってほとんどの方は面積がふえていると思うんです、山林でも宅地でも。それによって課税がちょっと多くなっているんですよ。その後ある時点から国土調査が進まなくなってきた、今はほとんどやってないと思いますが。国の方ではどういう考えを持っているのか、国土調査についてどういう方向で進めようとしているのか、またどういう考えを持っているのか。ただ、2年ほど前だったと思いますが、この国土調査を進めるというふうな内容で、ち

らっと新聞で国の方針を確認したような気がするんですが、その後、国土調査についてどういうふうな内容になっているのか。さっきも申し上げましたように、国土調査が終わったところはほとんど面積がふえておりますので、課税が多くなって増税になっています。こういうアンバランスな面もありますので、不公平の面からそれはきちっとやるべきだと私は思うんですが、それはどういう内容になっているか、これ1点だけ確認したいと思います。以上です。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 予算上は出てまいりませんが、地区の組織等もございまして、年1回情報交換のために、担当職員、県も含めて集まっているんですけれども、現実的に新庄市も含めて地積調査事業を行っているところがございませんで、その組織そのものを消滅させてもいいのではないかとというふうな話し合いが今年度持たれてございます。現在、国の方からもそういった格好で積極的な情報提供等もないような状況でございます。以上です。

2 番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

小野周一委員長 斎藤義昭委員。

2 番（斎藤義昭委員） 国の方はどういう考えなのか、それだけ確認したいと思うんですが、国の方の対応がどうしているのか。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 申しわけございませんが、確認しまして、後ほど御答弁させていただきたいと思います。

2 番（斎藤義昭委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳君。

5 番（小関 淳委員） きょう質問できなくて、きょうに延びてしまったことをおわび申し上げ

ます。きのう私が質問したい項目を担当課長さんたちにいろいろ確認しましたところ、ある程度は納得できた部分がありましたので、きょうは質問しなくてもいいかなと思いましたが、一つだけ軽く質問をさせていただきます。

33ページ、職員研修事業についてです。一般質問の際にもいろいろと質問させていただいて、武田課長より御答弁いただきましたが、もう少し二、三確認させていただきたいところがありますので、お答えいただければと思います。私が一般質問でも申し上げたとおり、職員研修制度というのは財政が厳しいからといえ、あとはこういう状況になっていけばなおさらのこと充実させなければいけないことだと思います。しかしながら当市では、課長からは予算の多寡ではないというふうな御答弁をいただきましたが、やはり現実問題として、この職員数で、300数十人という職員数で、とても大事な研修という予算に67万円しかつけてないというのは、私は対外的に見ても非常に恥ずかしいことではないのかなと思います。こういう時期だからこそういうものに予算をつけていかないと、今後の職員の育成、教育という点では絶対必要な部分じゃないかなと思うんですね。課長に伺いたいんですが、そういうシステムを据えたとしても、果たして職員は研修をしたいという思いでいるのかどうか、それをちょっと伺いたいと思うんですが、どうでしょう。そういう意向を酌み取るような何か策はお持ちですか。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 今後というか、ここ一、二年かと思いますが、職員が研修というか、いろんなスキルとか、そういうものを身につけないと市の業務ができなくなる、あるいは自分の給料が上がらない、昇進しない、そういうふうな時代が早晚来ます。そういった中で、職員みずからやる気を出す、モチベーションを持

ち続けるというふうなことをするために、今、研修の体系を組んで、60数万円、少ないというふうなことでありますけれども、その中で効果的な研修体系を今築き上げていると。いろんな研修がございます。県の研修所で市町村がお金を出し合ってやっている研修でございますけれども、それぞれの階級別の研修とか、コーチングとかプレゼンテーションとか、あるいはキャリアデザインセミナーとか接遇とか政策経営とか折衝力とか、そういうふうな研修のメニューがございます、そこに職員を派遣して研修を受けていただいておりますけれども、そこで受ける研修というのはそこで100%自分の実になるところではなくて、その後その職員がその研修をもとにいかにか自己研さんに努めていくかと。いわゆる自主研修というふうな部分に非常に重きを置いて今はやっているところです。ただ、予算がなくて足りない研修というふうな部分につきましては、専門的な研修、例えば東京とか仙台とか、そういうふうなところに行かなくては受けられないような研修については、確かに最近予算がなくて行けないということはございますけれども、それにつきましても財政再建が過ぎれば徐々にそういうふうな研修に戻すというふうなことになると思います。そういうふうなことを積みながら自分の仕事にそれを生かして行って、それを評価されて、それが給与に影響していく、あるいは昇進に影響していくというようなシステムがいや応なくここ何年かで築かなければならないという時代がまいりますので、それとリンクさせながら研修の体系をつくり上げていくというふうなことになるのかなというふうに感じております。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳君。

5 番（小関 淳委員） 市町村職員研修制度というのをおっしゃったんですね、課長。私が申し上げているのは、そういうシステムは当然あ

っていいし、あるべきだと思うし、そういうものはベーシックな制度というか、研修の形だと思えます。しかし、例えば若い職員の方々がぜひどこそこの自治体に行ってこういう研修をしてみたいとか、そういうものに応じてあげるような制度というのが私は必要だと思うんですね。例えば舟形町ですと、舟形町も非常に財政的に厳しい自治体ですけれども、自費研修制度というのを据えています。それは要するに予算は出せないけれども、研修に行きたければ自費で行け、公務扱いであるというふうにしております。そういうふうな制度を、要するに自費でもいいから行きたいという職員に対して、公務災害とかいろんなこともあると思いますので、そういう公務として認めていただけるようなシステムというのはこれからお考えはありますか。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 現在でも自費で研修をするので義務免扱いにしてほしいというふうなものにこたえている場合もございます。「義務免」とは職務に専念する義務を解除するというふうなことで、仕事をしないで休暇というか、年休と同じような、年休というのは1年間20日間しかもらえないので、それ以外の有給の休みのような形になりますけれども、そういうものを与えて研修に行くということもございます。先ほどおっしゃいました、職員が自分でこういうところに行っているいろいろな研修をしてみたいというふうなことはこれまで財政再建期間中も、2年に1回ですけれども、職員の提案というか、それを受けてプレゼンをして、その中でいい考えであれば研修旅費をつけて行くというふうなこともやっていました。これからは恐らくそういうようなことが復活するのかなというふうに思っています。もう少し大きくは、今回、条例には出さなかったんですけれども、自己啓発のために休業できる、いわゆる大学院に行って勉強

するとか、そういうような部分については休業できるというふうな制度も地方公務員法の改正の中でございます。まだ県内でそれを取り入れたところはありませんけれども、そういうようになりカレントというか、そういう形の中でやる場面というふうなものも今後出てくるのかなというふうな感じを持っております。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳君。

5 番（小関 淳委員） 実際その年休をとって若手の職員さんが研修に出かけたという事例はございますか。年休を使ってであれ、何であれ研修に行かせてくれというふうなことを言われたことはありますか。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 今年度だったか昨年度だったかちょっと記憶があいまいですけれども、ございます。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳君。

5 番（小関 淳委員） この間、総務課に行つて伺ったんですけれども、北海道の札幌でしたっけ、そのプレゼンをして政策企画研修に行った例と、あと大分県の湯布院に行ったという例がありますけれども、それ以降はやはり財政的なことでやめているということでしょうか。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 基本的には今の御時世ですので特に管理費等々については縮減をしていくと。なるべくであれば今自分が持っている事業をやめて別のものに振りかえるというふうな基本的な考えの中で予算を組み立てているわけですけれども、その中で職員研修につきましては、先ほど申しあげました、湯布院に行った、北海道に行った、あるいは名古屋に行った、そういうふうな研修は2年に1回はやりましょうという

ようなことで考えてございました。ただ、その2年目が今年度19年度だったんです。前回は17年度に、今回は19年度ですけれども、その財源を先ほど申しあげました人事評価というか、その人事評価の研修をする必要性があつて、それに振り向けたために今回それができなかったということで、そういうふうな歯どめというか、もう少し財政的に緩やかになればそういうものも復活あるかなというふうには考えております。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

小野周一委員長 小関 淳君。

5 番（小関 淳委員） 絶対大切なことですので、それも進めていただきたいと。それを進めるから若手の育成というか、研修ができなくなってしまうというふうなことがないように予算を少しだけふやしてもらえないかということを私希望して言っているわけなので、御理解いただきたいと思います。

総務常任委員会の視察で、非常に視察の意義というか、私自身が感じてまいりました。葛巻町という、皆さん御存じだと思いますけれども、葛巻町に視察に行つて、鈴木町長ですか、新しくなった町長ですけれども、その人の意気込みというか、あとはやってきたことというか、それに基づいたエネルギーだと思うんですけれども、意気込みだと思うんですけれども、非常に感動してまいりました。きょう予算委員会での質問をするつもりはなかったんですけれども、朝ちょっと読んでいたら葛巻の町長の記事が出てきたので、ちょっと言わせていただきます。

重男さんという方ですけれども、高校を卒業して葛巻町職員になりました。そのころ、そもそも役場は何かをやりたくて入るところではない。20代の若造に何ができるわけでもないし、夢や目標など持つ必要もないとさえ思っていたんだそうです、鈴木町長が。ところが、その当時の高橋町長という人が、鈴木さんを研修に出すわけですから、ワインの勉強をしてこいというこ

とで。そうすると、1年余りの研修を経て、鈴木さんは変わっていく。ブドウの育種家として有名な沢登春雄さんにくわの使い方から厳しい指導を受け、行政のぬるま湯にどっぷり漬かっていた自分を反省した。その後また、ワインですから十勝ワインの池田町に研修に行くわけです。そこでも彼は感じてくるわけです。ワインづくりにかける情熱に感心しました。この程度でいいんじゃないかと考えるのが行政マンなのに、池田町の職員はもっといいワインをつくろうと熱心に議論している。こんなに生き生きと仕事をしている自治体もあるもんだ。自分も頑張らねばと思いましたねと。研修に行ってもうやって感じてくるわけです。どんどん彼は町にとって重要なことをやっていくわけです。最終的に前中村町長という方から、じゃおまえやってくれとバトンタッチをされた形で町長になっていくわけです。

私は、若い人たちを育てるというのはそういうことだと思います。幾ら、本当に何度も言いますが、予算がどうのこうので育成の部分、言ってみれば農作物に栄養も水も与えないで、いい作物ができるわけじゃないじゃないですか。そういうことだと思う。研修というのはそういうことだと思います。ぜひ職員さんのために、職員さんが本当に責任と誇りを持って仕事が全うできるようなシステムを早急に、あと予算を早急につけていただいて充実させていただきたいと思います。そういう方々が圧力やしがらみにとらわれないで市民のために行政を真つすぐ未来の子供たちのために向かわせていける可能性があるんだと思います。ぜひそのことを考えてやっていただきたいと思います。いかがですか。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 職員の研修というようなことを決して軽視しているんじゃないくて、私自身も研修に行っている、育ったかどうかわから

ないですけども、啓発された一人として、研修の意義というのは非常に感じてございます。ただ、今いろいろ言われていますけれども、そういうものにいかに自分が投資するかというようなことも問われている。だから、研修費の多寡というふうなことではなくて、いかにやる気があるか、そういう中で職員研修費も効果的に使えるような仕組みというものをつくってまいりたいと考えております。

5 番（小関 淳委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに歳出について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 ほかに質疑がありませんので、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論として、佐藤悦子委員。

（2番佐藤悦子委員登壇）

2 番（佐藤悦子委員） 日本共産党を代表いたしまして、平成20年度一般会計予算に反対討論を申し上げます。

財政健全化法による破綻防止対策の基準となる実質公債費比率が健全化基準の25%を超える30.1%という中での新年度の予算編成です。

まず、この中で私たちとして評価できるところは、一つは市長みずから市長給料を半減し、退職金も半減になるわけです。そして、副市長、教育長の給料についてもそれぞれ大幅削減を実行したこと、二つ目には中学校給食を21年度実施するめどを示したこと、三つ目に水道料金の引き下げを行うこと、四つ目に学童保育所の北辰小での新設、五つ目に2回だった無料の妊婦健診の回数を5回にふやす改善、六つ目に、有料化は残念でありましたが、わらすこ広場の開設、七つ目に子供の医療費無料化の対象拡大など、財政再建の中でも子育て支援に取り組む姿勢には深く敬意を表します。また、財

政対策として５％から７％の金利の公的資金の借りかえや繰り上げ償還を19年度、20年度、21年度で約13億7,000万円、一斉にスタートしたとして約6,600万円の年利息が節約になること、また19年度の３月補正でしたけれども、土地改良事業の農家負担軽減のための市負担を12億円も軽減できたということはよかったと思います。

さて、問題点です。一つは、後期高齢者医療制度の創設です。75歳以上のすべての方が今までの医療保険から外され、新たに医療保険料が取られ、受ける医療は制限され、さらに保険料を払えない場合は保険証をもらえなくなるという世界に例のない過酷な制度が４月から始まります。市として中止を求めるべきだと思います。

二つ目は、人件費の節約のために指定管理者制度が拡大され、20年度はさらに保育所３カ所の民営化の検討や学校給食の民間委託を検討とのこと。財政難のしわ寄せを特に弱い立場の子供たちに負わせることになるのは大きな問題だと思います。人件費の見積もりですが、指定管理者制度導入の中でその見積もりが、およそ日々雇用人件費年120万円、嘱託職員人件費年175万円というので人件費が見積もられています。委託団体の事務経費や社会保険料をここから差し引かざるを得ないことになると、働く方の手取りはぐっと少なくなります。市民の福祉向上のための仕事が安定してできる賃金を保障できるように見直すべきだと思います。

三つ目は、新しい道路整備の問題です。福田工業団地線に5,900万円、梅ヶ崎吉沢線に4,000万円、新庄停車場松本線の無散水消雪と電線地中化などで、もちろんそれらは補助ありますが、これらで地方債が9,700万円で借金をふやす大きなところになっています。これらは当面中止すべきではなかったかと考えるのです。むしろ市民にとって自宅の前ということで緊急切実な生活道路になっている、これらの改善のための市の補助を復活することによって建設事業はふ

えると思います。そういったことを強く求める市民が多いのです。

四つ目に、市名誉市民特別記念室事業の問題です。名誉市民故近岡善次郎氏の作品多数が11月御遺族より寄贈されたことに伴い、３年ほど前に設置されたふるさと歴史センター内の市名誉市民特別記念室ともう一つの部屋を美術作品専用の展示室に改修する計画です。近岡氏は市出身の一流の洋画家であり、最上児童展創設の功労者でもあり、市や最上地方に対する功績は大きい。このたびの作品寄贈という好意には最大限の努力をもって報いるべきであるということは市民の多くが認めておると思います。しかし、それでも以下のような問題点があります。一つは、財政難の折、工事費1,060万円もの巨費を投ずるほど優先すべき事業なのか。事務事業評価ではこの困難な時期に無理を押しても執行するほど重視されているわけではないかと思えます。市長の公約にもなかったのではないかと思います。二つ目に、奥山峰石氏の今後の活躍を考えれば、将来この２人の作品を中心にした美術館を建設し、広く市民や愛好家に鑑賞してもらうのが偉大な芸術家に対する一番の恩返しになると思います。将来、財政が安定すれば必ず美術館建設の声が再燃してくるのは目に見えています。そうすれば今回の工事費1,060万円はむだになります。三つ目は、歴史センターの本来の役割からすれば、美術展示室は異質なものであり、複合施設としての定着したイメージを損ないます。歴史センターの来館者はその多くが新庄まつりの山車や地下の民具を目当てにやってきます。民具や歴史資料の数量は膨大にあり、その本格的な分類や整理が全く不十分な状態だとお聞きしております。いたずらに領域を広げ、少ない職員、それも専門家でない状態ではますます肝心の作業が後手後手に回ってしまうのではないのでしょうか。この事業は十分な議論を経てから着手しても遅くない。近岡氏

の御遺族には財政状況を説明して、当分の間、今ある小さな展示室で展示がえしながら紹介することで了解してもらうべきではなかったでしょうか。

国の構造改革によって貧困と格差の拡大、これで多くの市民が苦しんでいます。私たち日本共産党が行った市民アンケートでは、要望が最も高かったのが国民健康保険税の引き下げでした。68.5%という高率でした。さらに、介護保険料の引き下げ60.3%、県立病院の充実53.7%、医療費の負担軽減が52.9%でした。市民の暮らしを守るためには、国保税と介護保険料、後期高齢者医療保険料の市独自の減免や医療費の一部負担金の市独自の軽減が必要ではないでしょうか。議員で視察してきました西和賀町では、一般会計から支出して65歳以上の医療費が減免されています。特に低所得者には無料、900人だったかと思いますが、こういったことまで行われていました。

国に対して地方交付税の拡充を求めていくわけですが、そのためにも今後10年間で59兆円の道路をつくるという総額先にありきの道路計画は中止すべきだと言っていたきたい。中止すれば一般財源に6兆円ものお金が生まれてまいります。そうすれば地方交付税も違ってきます。さらに、大企業優遇税制をやめて、97年度の水準に戻せば4兆円もお金が出てきます。証券優遇税制などの大金持ち優遇の税制を改めれば、もっと出てきます。大企業の社会保険料負担をヨーロッパ並みにしていけば、消費税増税なしに高齢化社会を支える財源は十分に出てまいります。また、米軍による少女暴行事件、米軍基地のグアム移転費用の政府の肩がわり、自衛隊イージス艦による国民の命安全無視と情報隠ぺいの体質、政官財の軍事利権など、これらにまみれている軍事費5兆円、これはむだ遣いの大きなものだと思います。これを見直すべきだという声が高まっています。

これらから地方交付税拡充の財源は十分に出てくるという立場に立って市民の暮らしと命を守るために、国に市長として積極的に意見を述べていただくことを要望いたしまして、反対討論を終わります。

小野周一委員長 賛成討論として、森 儀一委員。

(16番森 儀一委員登壇)

16番(森 儀一委員) それでは私の方から、議案第28号平成20年度新庄市一般会計当初予算について、賛成討論を行います。

我が国におきましては、少子高齢化への対応、地域経済、雇用創出の促進など、地方自治体の果たすべき役割が大きくなってきております。地方分権を改革推進する観点から、地方の固有の財源を確保するための税源移譲が行われました。しかし、現実には都市と地方の格差拡大となってしまう、財源力の少ない自治体は財源確保が難しいことから、地域の課題に適切に対応できない状態に陥っております。

本市におきましては、格差の影響を大きく受けています。地域経済の後退や人口の減少によりまして、市税などの一般財源は減少傾向にあります。また、実質公債費比率に象徴されますように、財政の硬直化は市政運営を行う上で大きな制約となっており、財政の早期健全化が最大の課題と言えます。財政運営の山場もここ一、二年と言われる中、予算編成に当たりましては経常経費削減の重点化がますます重要となっております。

20年度の当初予算は、山尾市長にとりまして初めての当初予算編成となりました。市長の掲げた公約をどのように具現化するのか市民は大変関心を持って見守っておりました。提示されました予算は129億3,500万円で1.1%の減でございます。県内13市の予算はプラスに転じるところが多い中、物足りない感じがいたしますが、本市の置かれている財政状況を的確に把握され、厳しい財源状況にもかかわらず、市長のお考え

がきちんと示された予算であると思います。市長が御説明されましたように、財政改革を堅持しながらも、将来の新庄を担う子供たちをはぐくむ環境整備や、市民とともに取り組もうとする雪対策など、その信念が反映された予算であると思います。財政の健全化につきましては、公的資金の繰り上げ償還に対応していることもあり、公債費が大きく減少しております。最上広域のゆめりあの元利償還金も21年度でおおむね返済が完了するなど、借金返済の山場をようやく越えようとしております。重点事業といたしましては、わらすこ広場の再開や北辰学童保育所開設の人材育成、雪対策が上げられますが、そのほかにも名誉市民特別記念室整備などの芸術文化振興や商店街活性化に向けた予算を計上しており、交流人口を拡大しようとする方針が反映されております。

このようなことから、私は財政健全化に一定のめどを立て、予算の重点化を図りながら本市の抱える諸課題に的確に対応した適切な予算であると考えております。この予算案に私は賛成するところでございます。どうかこれからも市民のためになるような予算を措置していただきたいと次第でございます。以上で私の賛成討論を終わりたいと思います。(拍手)

小野周一委員長 以上、討論の通告者は2名であります。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号平成20年度新庄市一般会計予算は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小野周一委員長 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開いたします。

なお、斎藤義昭委員より午後から欠席という通告がありました。

議案第29号平成20年度新庄市 国民健康保険事業特別会計予算

小野周一委員長 議案第29号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) 1点お願いします。

146ページ、保健事業費2項保健事業費ですが、この中に健康づくり推進事業費として195万3,000円がのっていますが、この中で健康福祉マンパワー確保育成事業はいかなる事業か、1点。健康福祉まつり事業費37万5,000円計上していますが、昔ですが、この健康福祉まつり事業ではかなりの事業費を投入して、プラザを使っている部分とドッキングしながら健康福祉まつりをされた経緯があると思いますけれども、この37万5,000円というのは大分縮小された事業予算ではないかなと思いますけれども、今の健康福祉まつりの現状、どういうふうな状況にずっと推移しているのかをお伺いしたいと思います。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 健康づくり推進事業の中のマンパワー確保育成についてでございますけれども、実際は育成というところまではなかなかいってない現状がありますけれども、いろいろな健康づくり事業全体、会計で言いますと一般会計と国保会計の両会計で連携しながらやっていると。市の組織的に言えば、国保会計も一般会計の保健事業予算も健康課ですので、その辺の連携は特に問題なくやれておりますけれども、そういった健康づくり事業のいろいろな各種教室等の講師の確保とか、そういったことにマンパワー確保育成事業費を充てております。

もう1点、健康福祉まつりでございますけれども、確かに以前は著名な講師を呼んでの講演会とか規模的には今よりはかなり大きな事業として行っていた経過はございます。予算的に来年度37万5,000円という予算額になっておりますけれども、今年度19万9,000円に比べれば倍近くにしておりますけれども、以前と比べれば確かに事業縮小という感否めないところであります。現状としましては、例えば食生活改善推進協議会などの健康関連団体、それからいろいろな社会福祉協議会初め福祉関係団体約40団体が実行委員会をつくりまして実施しております。ただ、なかなか、いろいろな企画は行うんですが、市民の来場者が年々少なくなっているというような状況にございます。それで、何とかそういう現状から脱皮して、またこの健康福祉まつりで健康や福祉に関心を抱いていただいて事業拡大もしていきたいということから、予算的にも若干ではありますけれどもふやまして、新たな企画で20年度は実施しようというふうな考えであります。まだ内容詳細までには至っておりません。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) 今お答えいただきましたけれども、マンパワー育成事業の講師の確保

だということですが、いまいちはっきりしません。具体的には昨年はどういうふうにされたのですか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 昨年といたしますか、今年度の状況でいきますと、健康教育あるいは健康相談等、いろいろな種別がありますけれども、延べで言いますと、110回ほどそういった教室等を開催しております。基本的には保健師が実施しているわけですが、その中でいろいろな健康教室の際にお医者さんに講師としてお願いする、あるいは健康体操教室などではそういった運動指導の資格を持っている方をお願いするといった形で、いろいろな講師あるいは指導員を健康教育、健康相談の中でお願いしてきております。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) いろんなカリキュラムを組んで、健康増進、福祉も含めてですけども、そういうふうにされているけれども、その講師の謝礼ということでもいいのですか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 ただ、予算、ごらんいただいておりますのとおり、謝金6万円、その他消耗品、通信運搬費、会場借上料等含めてこのマンパワー事業というふうなくくり方をしておりますので、マンパワー確保という点ではそういった指導員の確保等になりますけれども、事業全般にわたっての予算額になっております。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) 事業全般にわたるということは、例えば健康福祉まつり等にもそういうふうな部分の金というのは充当されるのかどうかですね。

それから、健康福祉まつりの件についてお伺いしますけれども、37万5,000円、前は19万円だということでしたけれども、ここにいろんな部分の団体の方々が参加するのです。例えば指圧の方で、目の悪い方で指圧療養を持っている方が来て何回かいろんな部分で講義、1日じゅうそこに入ってボランティアで頑張るわけですが、昼御飯も出ない、お茶すら出ない、どこにそれを言ったらいいのかわからないと。19万円ですから運営費だけで目いっぱいなのでしょうけれども、ボランティアにも限界があるという話を聞いています。と同時に、マンネリ化してお客さんが少ない。だからいろいろ試行錯誤されながら新庄市の百円ショップ等からそういうふうな状態のにぎわいあるときにそいつにドッキングしながらいろいろ考えられているのでしょうけれども、いまいち企画の段階で、そういうふうな人方をただ集めて、その人方の一生懸命ボランティアに浴して、だけれどもそれに対するかいはないと、要するに労あってというか。喜んでもらえる、若干来られた方々は指圧を無料でしてもらえるわけですから、それは指圧は一つのセクションですけれども、いろんな部分でいろんな先生がいたり、体力測定だったり何かいろんなことをされるんでしょうけれども、その一つの指圧の関係にしてはそういうふうな状態にして使いつ放しにされると。昼飯も出ないし、あれも出ないし、そろそろやめようかなと、こうだけれどもと、これ実際どうなっているんだと、こういうふうな話があります。ですから、ここいらのところ、そしてせっかく、市全体的にどういうふうにしてみんなに対する健康に対する意識づけをするのかというのは、もう一工夫も二工夫も、審議委員会があるわけですから、そういうところでの話というのがもう少し充実しない限りは、だんだんとしりつばみというか、ただやっているというか、そういうふうな状態になりかねやしないのかなという

ふうに懸念しますけれども、ここら辺の反省点と今後のとらまえ方はありますか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 マンパワー確保育成事業について健康福祉まつり事業と一緒に、そこは別です。マンパワーはマンパワーで、健康福祉まつりはまた別の予算の組み方になっております。

マンネリ化という点につきましては、例えば今年度の場合ですと、商工会議所の60周年でしたか、何十周年でしたか記念の日と一緒にやろうというふうなことで、その日は本町通りが歩行者天国になるというふうなことで、いつも会場として利用しております市民プラザと近いこともありますし、またプラザから外に出ているいろんな健康相談をしてみてもどうかといったようなことも考えまして、商工会議所と一緒に事業ということでやってみました。ただ、やはり商工会議所のイベントが終わると皆さんお帰りになってしまって、その帰りにできれば寄ってもらいたいという期待がちょっと裏切られた感じになりまして、実際はそれほど来場者はふえなかったというようなことで、いろいろなそういった試み、関係団体とともにやっているんですが、なかなかうまくいってないのが現状です。そういうこともあって、今年度同じ時期に産業まつりなどもございますし、そういったことと連携した形でやった方がいいのか、また別にまるっきり別な形でやった方がいいのか、その辺も含めまして、また秋の食のまつりという新たな市の考えもございますので、その辺との関連などいろいろな可能性がありますので、その辺は来年度の健康福祉まつりについては今までとはまた違った企画でやっていこうという考えでおります。

参加される団体の方については、全くボランティアというか、ボランティアでやっていただいております。みずからの団体の宣伝普及みた

いな意味合いも多分にございますし、ずっと以前はお昼御飯を出していたそうです、確かに。ですけれども、ここ10年ほどはそういったこともなしにボランティアでやっていただいております。そのこと自体は各団体が主体的に参加して祭りをつくり上げているという考え方でイベントですので、お茶なりお昼御飯なり市で出さないということについては、私自身は余りこれまででは考えたことはありませんでした。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) ボランティアもNPOもそうですけれども、まるっきりボランティアしたあげくに、ただ集められて一生懸命やって何もあいさつも御礼の一つもないという状況。例えば、指圧の関係のいろんな部分でこうやって何年かやっていますけれども、どうしたらいいでしょうかと質問された場合に、そんな状況だそうですからやめたっていいんでないのと言ってもらいやすいですね。要するに、それだけのボランティアをやろうとするところに対する配慮が欠如しているのではないかと。「私は考えたことありません」と言うけれども、もし私が、健康課長がそのポジションにいて、一生懸命、1日ですよ、指圧をして、何人か来てくれた人方に本当に肩の重みがはぐれたとかなんとかとやってあげて、あいさつ一つない、お茶一つない、昼食は自分で手弁当だがつて、これでは長く続かないと思うのは当たり前、逆の立場になれば簡単な話ですよ。だと思いませんかということ。だから、今まで考えたことないということ自体が、そういうふうにして団体は市から何か言われたからして、なんとかだからして来なきゃだめかな、じゃそいつに対するギブ・アンド・テイクで、今後またいろんな部分になってくると指圧だとかなんとかと一時ありました、鍼灸・マッサージ何ぼまで支給しますよとか。そういうときに、団体が来なかったからし

て云々とかといったら、やはりある程度そのギブ・アンド・テイクを目標にしているみたいな状態になって、ボランティアの精神がまるっきりそこに欠如しているという感じにとられますよ。それは健康課長らしくないかと、そういうふうな部分の思いで、まるっきりそういうふうに行ったことありませんでした、考えたこともありませんでした。じゃ相手側からすれば、1日、最上からも来ます、治療のいろんな目の悪い人が時間を費やして、指圧するのに。そしてここ何年来、そういうふうな状態、何もない、あいさつもなし。じゃやめた方がいいのかなと言うけれども、やはり歯を食いしばって頑張っている状況があります。そういう人方に対する配慮すらないという状態は、今の話がそのとおりですから、ないわけですから、ますますそれはしりつぼみになってしまう。彼らだってボランティアしているということに対するいろんな部分の何ていうかな、人情味がないというか、通り一遍というか、カリキュラムしているというか、それでは長続きしないのではないかなと思いますけれども、その件に関して今までのやった、今までそういうふうは何年来なったということに対する反省の念はありませんか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 市役所から集められているという感覚のところがちょっと私のとらえ方と異なるなとは思いますが、ただ、御礼一つないと言われると、一人一人にきちんと御礼ということはないにしても、団体ごとに打ち合わせのときとか当日始まる前とか、また終わってからの文書の礼状とか、代表者への礼状になりますけれども、そんな形でいろいろボランティアの形でこの祭りを盛り上げていただいているのがとうございましたという形、程度の問題はあるかもしれませんが、一応礼は尽くしているつもりではおりました。

それから、この祭り自体は市が事務局にはなっていますけれども、いろいろな団体が主体的に参加するという形でやっておりますので、そこは了解の上で、皆さん、無理やり参加させているわけではありませんので、了解の上で参加いただいているのかなと思っていましたので、昼食はつきませんということも含めて、ですから私としては担当して3年、3回この健康福祉まつりを経験しましたが、私は今まで御飯を出すべきかなという考えは持ったことがございませんでした。ただ、そういう形でなければ参加する団体が何もなくなるということであれば考えなければならないことだとは思いますが、これまではそんな認識でございました。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） 今の言葉の端々に、代表に断ればいいやというけれども、代表はトップダウンをしてそのままの状態、やはり一切やられる人方に対するいま一重の配慮が欠如しているのではないかなというふうに思いますので、今後そういう部分を考慮に入れた上で、お茶なんか何もポットにいっぱい置いていけば、そこから自由に飲んでくださいと紙コップを置いておけばそれでいい話ですから、そういう部分の配慮ぐらいは必要ではないかなと思います。が、今後のことですけれども、どう思うかそれをお答え願います。

それからもう1点、例えば、せっかく今回物議を醸し出しています500万円を投入する運営費の金沢温泉の問題です。確かに今までの課長の話ですと、それぞれ健康増進だとか血行がよくていろんな部分でということで、皆さんの健康なんだったらば、健康福祉まつりに最もふさわしい、例えばそのときにスクールバスだとかなんとか今まであるバスを日曜日だったらそれを利用して無料で奥羽金沢温泉に、金沢温泉の方は無料じゃないでしょうけれども、そういう

ふうな状態に便を出しますよとか、いろんな部分の試行錯誤をしながら、市民に喜ばれるような状態をしてあげることこそ本来の奥羽金沢温泉の有効利用ではないか、運営費のいろんな部分でそういうふうに言うことは言うんですけども、そういう部分は考える発想というのがありますか、どうですか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 まず、参加団体への配慮、いま一度考えてみたいと思います。

それから、健康福祉まつりの一環で温泉利用というところは、話題に上らなかったわけではありませんけれども、今年度までは特にリンクさせるような発想ではやってきておりませんでしたので、その点も可能性を探ってみたいと思います。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） ぜひ課長が一生懸命あの500万円に対する行方というか、意図、それから効果、財政再建の真ただ中で行われるその部分に対する心苦しさも含めて有効活用したいという意図があるわけですから、この健康福祉まつりだって持っているわけですから、奥羽金沢温泉のあのバスを例えばこのときにこういうふうにしてくださいよと言えば、それは送迎としては何ぼもやってくれるような状態になるでしょうから、ぜひもう少し発想の転換を市民が喜ばれるような配慮をお願いしたいということと、これ実際は健康課長1人では、運営審議会を経てどういうふうに来年度というか、来年度の健康福祉まつりというのはどうするんでしょうかという状態を問題みんなで話しして討議した状態の中での今年度どういうふうにしていくという健康福祉まつりの件について、予算はこれぐらいですかということで、大枠の話は主管である健康課の方でやれるわけですから、そ

ういう部分の発想の転換を市民に喜ばれる、それこそ財政が今大変な中で最大限メリットを出して市民に喜んでもらえるという状況の知恵だと思っんですよ。ただこういうふうにして言え、あとはもう終わり、ますますだんだんと衰退の一途をたどって、余り来る人がいない、何かと絡めなきゃだめだという発想で、そして審議委員会だって皆さんはそんなにいろんな部分のインプットされている状況の中で審議委員会するわけじゃないわけですから、だっておのずとそこからの意見というのはそんなに出てこない。そうするとまたどうするのかなという状態の意見の中で苦しみながらいろいろやっていかなくちゃだめだ。だんだんと参加人数も少なくなってきたというのが悪循環をするような気がしますし、これを機に、これだけ物議を醸し出した奥羽金沢温泉に対する有効利用したいという意図があるわけですから、考えようによっては、お金はその部分の入浴料分だけで参加する人方の数だけあればそのまま済むわけですから、それこそ喜ばれる一つの施策でないかなというふうに思いますが、要望して終わりたいと思いますけれども、これに関してもう一回お伺いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 先ほどと同じになりますけれども、この予算編成の時点では奥羽金沢温泉の活用と健康福祉まつりをリンクさせた考えではありませんでしたので、予算の組み方の中にはそういう費目が入っておりませんが、金委員おっしゃるように、今後健康福祉推進協議会というところで検討されることになりますので、そこに提案する段で健康課としてもこういった幅広い、これまでのパターンではやはり同じだろうと思いますので、これまでとはまた大きく違った打ち出し方をしていきたいとも考えておりますので、その検討の中にただいまの御

提案も含めて検討を進めていきたいと思っんです。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

小野周一委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） 今の答弁の中で、例えば39万5,000円健康福祉まつりに出ました。これは、これぐらい出たからこういう事業をやろうやという状態の物事のとらえ方ですか、それとも、こういうふうなこともしたいなという運営審議会に対するいろんなこちらの思惑はほとんど運営審議会の中では通ると思っんですよ、運営審議会の人方が健康福祉まつりというのはどういうふうにあるべきなのかということは、そんなに概略わかっていてそこに審議委員として参加するわけじゃありませんから。そうすると、去年は19万幾らしかありませんでした。ことは39万円ありました。この枠内でどうやったらやれるでしょうかという予算がここまで出たから、健康福祉まつりはこういうふうな状態にしてこの予算の中でやりましようやという考え方でしょう。これからするわけでしょう。そうすると今みたいな状態が出るはずだと思っんです。「これは考えていませんでした」というのは、要するに健康福祉まつりはこういうふうなことをやっていきたいんだ、このぐらいの予算が必要なんだというとらえ方じゃなくて、今の話をお伺いしますと、去年は19万円、ことは35万円、これぐらい出たからしてこれぐらいの規模でやれるからしてどうやりましようやというとらえ方をするんですよね。そのところ、こうしたいんだからして予算をとるんでなくて、ここまで少し拡張したからしてこういうことも伸ばしましようやというとらえ方なのかどうなのか最後にお伺いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 健康福祉まつり事業費として37万5,000円、その内訳が報償費1万円、以下ずっとありますけれども、予算編成の時点では

こういう内容の健康福祉まつりということで一応案を立てて、そのもとにいろいろ例えば試用献立制作業務委託料8万円とか、そういうことで予算編成しますので、一応の案は立てます。ただ、実際に最後まで検討というのはまた新年度の中で健康福祉推進協議会なりの場でもやりますし、そういうことですので、ある程度幅はございますので、その中で先ほどの提案も含めて検討させていただきたいと思います。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 20年度の予算におきましては、ここに数字で示されておりますように、5億5,000万円の前年度の比較でもって減額というふうになっています。これは後ほど特別会計に上がってきます20年度から始まる後期高齢者医療事業に絡むものというふうに考えておりますが、これは全額ということではないと思うんですけれども、その絡み、流れがどういうふうになっていくのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

後ほどのページの中に退職被保険者の療養給付費4億5,171万4,000円というのがありますね。143ページの後期高齢者支援金として4億5,190万4,000円というのがありますね。これがそちらへ向くというふうに思っているんですけれども、またその数字の動きが141ページの療養給付費の減額がここにありますね。全体的には4億4,762万2,000円というようなところが見えます。それから、今言った支援金、その次にはもう1カ所ありますね。老人保健の拠出金あたりの減額も大きくなっていますね。後から出てきます議案第36号の後期高齢者の保険は75歳以上の全員ですね。それから、認定されました身障者の方の65歳ですか、連合から認定を受けた障害のある65歳以上の人というのが後期高齢者に該当してくるわけで、その辺との関連をちょ

っと詳しく説明をしていただきたい。といいますと、こっちの金額はこういうふうに大きい金額が動くんですけれども、初年度のスタートにしては事業費が後期高齢者が3億3,700万円というふうに少なくなっているわけなんですね。後で補正で増額なってくると思うんですけれども、その流れをひとつ教えていただきたいというふうに思います。

次に、139ページの総務費の中の徴税费、賦課徴収費が386万6,000円、前年度対比減額ですね、これの理由。それから、現在、押さえられております保険税の滞納者と滞納者の人数と金額、これを最初教えていただきたい。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 国保会計もかなり大幅な変動ございまして、後期高齢者医療制度の創設に伴う変動でありますけれども、131ページの歳入及び132ページの歳出がある程度まとまった表で御説明申し上げた方がいいかと思います。歳入に関しましては1番の国民健康保険税、これが約2億円ほど減っています。これは単純なことですけれども、75歳以上の方が国保から後期高齢者医療に移りますから被保険者でなくなりますから、そこからの保険税が減るということです。それから、3番、4番、これにつきましては、6番もそうですけれども、9番の繰入金、これは一般会計からの繰入金、こういったところにつきましては75歳以上の方に係る医療費についてはこれも後期高齢者医療広域連合からの給付になりますから、出す分はこの分そくっと少なくなるわけです。次に、132ページの歳出の方につきましても、同じような形ではあるんですが、真ん中に比較という欄があります。本年度予算額、前年度予算額、そして比較とございますが、ここも国保で取り扱う医療費が少なくなる、75歳以上の分がなくなるということで、保険給付費が5億円、老人保健に国

保として拠出している分が5億円減ってまいります。金額的には大体歳入と歳出が減る分として対応してくるというようなことであります。

それから、139ページの賦課徴収費の減額の話ございましたけれども、これについては大体国保の費目で行う仕事自体は変わらないんですが、平成19年度国保税の収納システムの電算関係の改修がありまして、その委託料が400万円ございました。この関係でこの分が、同額ではありませんけれども、減額になっているというのが主たる理由です。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 今現在の滞納者数、金額という御質問でございますけれども、確かに2月末ですべての納期終わっていないため、出納閉鎖自体が終わっていませんので、私の手元には大口あるいは30万円以上の資料しか準備してきておりませんので、その資料に基づいてお答えさせていただきたいと思います。

100万円以上、これは滞納繰り越しの金額も含めてでございますけれども、3月10日現在で64名、金額が9,649万円というふうになってございます。失礼しました、30万円以上の資料は手元にございませんでした、大口の資料だけ。

以上でございます。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 全国的な傾向があるんですけども、年金絡みで国民年金の滞納者と連動してくるわけですね。本市もその影響があるんじゃないかというふうに私とらえているので、恐らく質問がないから答えがないんですけども、前年とずっと比較をしてみますと恐らくふえているんじゃないかなということが推測されるんですよ。ですから、電算処理費の減額ということはあったんですけども、これをどうやって収納率を上げていくかというのも税

務課としての大きな問題があるわけですね。ただ、健康保険税や年金以外の納税率、徴収率からも全体的に落ちているんじゃないかなと私は思うんです。ですから、それをどうやって乗り越えていくか、財政再建の大きいエネルギーにもなるわけですから、その滞納を十分に検討していかなければならないというのが、来年度、20年度の予算においては言われるんじゃないかというふうに思うわけです。それはそれで各課関係者が努力していただけると思うんですけども、十分に予算執行に対しては滞納分もひとつ力を入れていただきたいなと思いますので質問申し上げたということであります。

それから、136ページにあります9款の保険基盤繰入金の中の他会計繰入金、一番下の方ですけれども、基金ですね。保険基盤安定基金、これが1億2,000万円というふうに記載されております。これが今現在どのくらいあるか、繰り入れるわけですから基金としてあるわけですね。それから、147ページの給付基金というのもここにもあります。これは現在高、19年度ですね、あるかどうかちょっとお知らせをいただきたい。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 今後の収納対策の御質問でございますけれども、19年度まですべて国保の中で取り扱われておりました75歳以上の方が後期高齢者の方に移行します。原則後期高齢者は年金からの特別徴収ということになってございますので、そういう点では非常に収納対策ということではございませんけれども、制度上滞納者は減るのではないかな。少額年金者については普通徴収が残るわけですけども、そういった方は現在でも非常に滞納なさっている方については今後も滞納という状態が考えられますし、あとは前期高齢者につきましてもその世帯のすべてが前期高齢者である場合にはこれも同じく年

金からの特徴になります。普通徴収から特徴に変わる部分がありますので、そういった点では制度上徴収率に対してはプラス面に動くのかなと。あとは普通徴収に関しましては国保税に限らず、一般会計の中でも御説明申し上げましたが、やはりできるだけ滞納処分を行っていくと、そういったことで対応してまいりたいと思います。以上です。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 136ページの繰入金に関しての御質問ありましたが、給付基金繰入金というのは一般的に国保の基金と言っているんですが、現在高としては今年度末で3億6,000万円を見込んでいます。

それから、その下にあります繰入金、これにつきましてはずっと積み立てる繰入金でありませんで、毎年ルールに基づいて国保会計に繰り入れられまして、それが国保の財政運営全般に充てられるという性格のものであります。これは国保に特有の制度でありますけれども、国保の場合、ほかの医療保険と違いまして、低所得者であるとか、あるいは高齢者の方の割合が大変大きくなっております。制度上やはりそうなります、会社をやめてから国保に移るとかということになるわけですから。そういうふうに、ほかの共済組合とか健康保険組合とか、そういったところと比べて財政基盤的に大変構造的に厳しい保険者でありますので、そこに対して県が4分の3、市の一般財源から4分の1ということで、保険税軽減分という保険基盤安定繰入金がありまして、これが1億2,000万円。もう一つの保険者支援という、これも低所得者が多いということからの市町村国保に対する支援ということでもありますけれども、これが2,600万円、これは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というふうな財源構成になっておりますけれども、こういった支援制度を設けまして、

国保税を余り高くならないようにして運営していくと、そういったことに充てられることになっております。ですから、これにつきましては一般的な基金とはまた別のものでありますので、歳出の中ではいろいろな形に振り分けられます。これについては使途を特に制限されておられませんので、そんな性質の繰入金でございます。

14番(新田道尋委員) 終わります。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2番(佐藤悦子委員) 133ページ、1の1の国保税で調定見込みが92%ということで、8%が払えないというふうに見込んでおられます。18年度決算やったときに、収入未済というのが前年比で5,000万円ほどふえておりました。未納世帯が同じく決算のときに924世帯ありまして、加入世帯の1割を超えておりました。ということで、今、納税者の力の限界を超えた高い国保税になっているのではないかと思います、その点についていかがでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 委員御存じのとおり、国保財政はかなり厳しい状況にあり、国保税に関しては平成15年度、16年度改正をしました。平成14年度末において基金がほとんどないというような状況だったことからそういった改正を行ったわけですが、それによって国保の運営自体は多少は危機的な状況と言わなくても済むようなところまで来ております。ただ、そのとき2カ年にわたって20%強の引き上げを行っておりますので、市に入ってくる分もふえていますが、滞納額もふえたというような状況がございます。ということで、負担感もかなり被保険者においては強まっているのかなという認識もしております。このたび国保税率についていろいろ議会の皆様方に御相談したところですが、本来であ

れば新たな健診経費など相当額かかりますので引き上げという方向での見直しも検討しなければならいかなと思ったんですが、やはりそういった状況もございますので、全体的な経費圧縮、それから20年4月をめぐっているいろいろな制度改正が行われまして、その中心テーマの一つは医療費の抑制ということもございますから、そういったことで支出がかなり抑えられてくるのではないかという期待も込めて今回税率引き上げというのは見送ったというような経過がございます。税率に関しては聞かれないことまでお答えしたような気がしますけれども、以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 税金のことで、例えば市民の実態、こういう方もおられました。所得ゼロで7割軽減に該当する方だと思いますが、ひとり暮らしで間借りをしようやく内職で3ないし4万円の収入だそうです。どうやって暮らしているのかとお聞きすると、米1合を2日で食べているそうです。おかずは白菜、大根、キャベツというのを兄弟から秋に譲っていただいているわけですが、それをおかずにして回しているそうです。たまに豆腐50円というチラシを見るとそれ一つを買いに行き、みそ汁にごちそうにしているということで、本当に人間の暮らしだろうかと自分で言っている大変な暮らしでありました。人の世話になりたくないと言って頑張っていました。保護申請もしないということで頑張っている人でありました。こういう方がおられるわけなんです。それにたかが、税金を計算してみますとわずかだと言われるかもしれませんが。こういう方から国保税は免除してやってもいいんじゃないかなと本当に感じる次第です。

それから、19年度所得84万円の方で、2人世帯で、これは7割軽減になるんだということが

わかりました。この方は障害を持つ母と暮らす子供でした。19年度3月に会社が倒産して以来、社会保険から国保になりました。今は時給650円で手取り9万円余、そこに国保税が来て、19年度分国保税未納が10万円だということでした。市県民税、所得税はほとんどゼロになるんですけれども、国保税だけは高いわけです。課税所得の見方が高いわけです。給与所得から33万円の基礎控除を引くだけだからです。平成20年度を考えてみても手取りは上がりそうにありません。こういう方に19年度分の10万円を払えというのは大変厳しい話ではないかと思うんです。申請減免を認めるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 二つの例をお出しいただきました。個人的には非常に大変だなという思いを禁じ得ません。ただし、税務課という税負担の公平性を業とする立場に立って考えますと、基本的には未納者に対しては滞納処分を行うべきであると私は考えてございます。ただ、その滞納額に見合う適当な物件がなかった場合には滞納処分そのものが現実的にできませんので、文書による催告とか、あとは直接御自宅に出向いて納税相談等を通じながら、たとえ分割であっても最後まで納入のお願いをしているのが現在のやり方でございます。確かに2番目のケースは、前年、会社が倒産してパートに変わったという例かもしれませんが、滞納処分をしなかった場合、税が時効で消滅するまで5年間ございます。私はぎりぎりやはりその5年間の中で納税対策をやらせていただきたいと。そういった格好で税務課においては収納対策をさせていただいております。したがって、確かにその年度その年度、単年度で見れば苦しい年度あるかもしれませんが、どうしても最終的にどうしてもなかった場合に不納欠損だと、そ

ういったことで対応させていただきたいと思います。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） さすが専門家であり、そういう方法もあるのかということを知らせていただいた思いであります。しかし、5年間とにかく納税相談をしなきゃいけないわけで、収入がないことがわかっていながら、「ありますか」「払いますか」なんて行く職員のつらさとか、本当に大変だなと思います。

そこで、市長として、そういう方の実態を見て、減免、市長が認めるときは減免ということがありますから、市長としてそういう減免を認めるということを考える必要があると思うんですが、市長、いかがでしょうか。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 そういった市長が認めた場合というのは、税金に限らず、いろいろな条例あるいは規則等で条文がございますけれども、一応そういった条文を適用させる場合にはきちっとした基準に基づいてやっておるのが市役所内のやり方でございます。市長個人の感情に基づいてこれはイエス・ノーというふうな格好には、特に税に関してはそういった手法に頼らず収納対策を行っていきたいと思っております。

以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 確認ですが、考えていただきたいのは、やはり生活保護の場合等考えてゼロになるということもありますし、そこら辺を基準にして基準を見ていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

田口五郎税務課長 議長、田口五郎。

小野周一委員長 税務課長田口五郎君。

田口五郎税務課長 先ほどから申し上げておりま

すように、現在の状況がこれから向こう4年、5年続くという前提では考えられませんので、やはり税金をお納めいただくということに関しましてはぎりぎりまで御努力をお願いしたいと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） そう言うかということで、私としてはそういう方々が現実におられて、日本のこの経済状況、また新庄市の雇用状況、これは日本全体の関係の中でこうなっているわけですから、個人で幾ら頑張っても正採用には簡単にならないとか、仕事がなかなかない、あっただけでもいいと思わなきゃいけないぐらい厳しい状況だということを踏まえて、今暮らしていくために使わねばならないお金を税金に回すというのは余りにも厳しい方の場合には、減額、免除も考えるという柔軟な姿勢が市民に対して求められていると思いますので、これは要望ということにしたいと思います。

36ページ、9の基金繰り入れゼロと関係して、先ほど新田委員の方から聞いていただいてよかったわけですが、3億6,000万円の基金があるということでした。私は、基金がこれだけあるということは1世帯1万円の国保税引き下げは十分可能であると考えます。今、生活が厳しくなっている市民全体に対して、低所得者も含めて軽減できる金額の基金になっていると私は思うんですが、引き下げできないかお願いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 基金につきましては、趣旨おわかりのとおり、保険給付基金でありまして、保険給付に備えた基金であります。ですから、現在の基金に関する法の定めなり条例の定めなりからすればそういった使い方はできないわけですが、大体できるとしても、国保を運

営していく上では一定の基金を持って、例えばインフルエンザが流行したなんていえばそれだけで何億という医療費になってくるわけで、決して3億6,000万円という額自体も十分な額とは思っておりませんし、今このような厳しい運営状況であれば、基金をある程度使って保険給付に充てるということも十分に考えなければならない、常にそれは意識しておかなければならないことだろうと思いますので、基金3億6,000万円を1世帯ずつ分けて一発限りの基金の使い方で、あとは何かが起きたら万歳するというようなことは、とても国保の保険者としては考えられることではありません。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 保険料を払えない人の理由というのは、国保税が上がっているということもあるわけです。だから、1万円下げればそれだけ払いやすくなることは間違いないわけです。そして、インフルエンザ流行のとき何億になるとおどされたわけですがけれども、今まで何十年とやってきて、あった年があったかちょっとお聞きします。

小野周一委員長 ただいまから10分間休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開します。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 過去にそういった実績といたしますか、あるかというお話でしたが、今手元にいつ1億を超えたという資料はございませんけれども、ただ、医療費の傾向を見ますと1,000万円を超える超高額医療費というのが相当ふえてきております。そういったこととか、先ほども申し上げましたけれども、国保財政を安定的

に運営していかなければならない、経費的には20年度を考えれば特定健康診査あるいは特定保健指導の実施が保険者に義務づけられたと、これは全くの経費としては純増になるわけで、そういったいろいろな状況がありますけれども、何とか20年度は実質的には据え置きという形で運営していきたいという考えであります。要するに、国保税を上げないで何とか頑張るというのが基本で、それをさらに引き下げを行えるというような状況では全くありませんので、その点は一時的な対応で国保運営が不安定になるといったようなことは絶対にしてはならないことだと思っておりますので、そういうことをきちんと理解していただきたいと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） まず、インフルエンザ流行のとき何億なるなんていう、これは今手元にないというくらい、私も議員になって一回も聞いたことありませんし、実際にありませんでした。あったという話は聞いたことないんです。もしあれば、今考えられるのは鳥インフルエンザだろうと考えられます。これは日本が国として対応ができていないと、WHOだか世界などで比べても言われております。そういう意味では、そういう急激なインフルエンザの大流行というのは国の方で真剣に対策を打たなければならぬ重要な、国としてやらなければいけないところだと思います。そういうことで、市町村の責任で負える問題ではないと思いますので、インフルエンザ大流行というのは、これは国の責任だとはっきり構えてやるべきだと思います。

それから、特定健診の経費が純増だということですが、これを決めたのは国です。市でやりたいと言って特別に決めた問題ではないんです。そういう意味では国が手当てして、市町村の負担がふえることないようにするのが当たり前のことじゃないかなと思うんです。そういう点で

厳しく必要な経費はちゃんと手当てしろと、そう言うべきだと思います。

それから、1年限りと言いましたけれども、私は1年限りだけ下げろと言っているのではないです。1年限りだけ下げたって市民としてはいいというわけではないと思います。やはり下げたらしばらく続けて頑張らなきゃいけないと思うんです。そこも含めて私はこの基金はあると思うんです。全国の市町村の7割が法律で出せと言われた以外に一般会計から繰り入れを行っています。新庄市ではそれはないと聞いています。財政難だから今はしょうがないかもしれませんが、基金があります。そのうち財政がよくなると思います。それを考えたときに、命を守るのが市町村の仕事です。そういう意味では国保会計というのは命を守ることであります。そこに一般会計から出している7割の町村というのは当たり前のことをやっていると思います。私は、基金がなければそれでやるべきだと思います。そこも含めながら私は引き下げできるのではないかと思うわけですが、いかがでしょう。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 特定健診、特定保健指導の経費は、確かに大ざっぱに言いますと4,000万円かかって2,000万円国から入るということで、2,000万円持ち出しという今お示ししている予算案になっています。この上積み分というのは、これまでずっと長年新庄市として行ってきた基本健診を中心にした健診制度がありますから、そこを極力残した形でさらに保健指導等充実を図っていききたいという考え方で、市独自で上積みしている分、充実分がございますので、そのようなことになっておりますけれども、ただ、国の財政措置に対しては、これはいろいろなときに御答弁しておりますけれども、市長会、町村会、今回の特定健診に関しても強く要望は行

っております。

また、一般会計からの繰り入れに関しては、現在もルールどおりの繰り入れは新庄市としても行っております。そのルールを超えた市町村独自の判断で繰り入れをプラスしているというところも確かにいろいろございますけれども、それは市町村数で言えば7割とかという数字になるのかもしれませんが、それぞれの市町村の国保加入者の占める割合とか、そういった市町村ごとの状況によってそういった独自繰り入れといったような措置が行われているとは思っています。新庄市の場合は人口の約4割です。小さな町、村ですとそれが7割とか8割を占めるということもございます。8割を占める村がある程度ルールに上積みして繰り入れするというのは、それはそれで一つの政策としてうなずけるものだと思いますけれども、市民の4割に対して一般会計をルールをはるかに超えて注ぐというのは国保以外の6割の方についてもそれはそれで考えなければならぬことでありますから、今のところはルールに基づいて繰り入れ、国保を支援していくという考え方にしかないかなと思っています。

2 番（佐藤悦子委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第29号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号平成20年度新庄市 交通災害共済事業特別会計予算

小野周一委員長 次に、議案第30号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第30号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号平成20年度新庄市 老人保健事業特別会計予算

小野周一委員長 次に、議案第31号平成20年度新庄市老人保健事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第31号平成20年度新庄市老人保健事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号平成20年度新庄市 公共下水道事業特別会計予算

小野周一委員長 次に、議案第32号平成20年度新

庄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 1 番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

1 1 番（渡部平八委員） 下水道についてなんですが、以前にもたまたま申し上げた経過があるんですが、このままの状況でいくと、今の下水道区域ですか、計画なされているところが何年ぐらいかかるか、ちょっと難しいんでないかなと、こういう感触を持っているんですが、さらにまた都市計画区域の見直しとなってくると今までより面がふえるわけです。そうすると、またそこも下水道事業が住民から要求も来ますし、せざるを得ないと。そうなりますと、この前、小関委員の方から都市計画税というのは目的税だからと、どのぐらいだと、どういうことに使っているかというお話が出たんですが、確かに目的税であって、新庄市では2億2,000万円ぐらいですか、大体同じ線で2億2,000万円ぐらい入ってくるわけです。ただ、その目的税はどこに使っているかというと、下水道とか都市計画街路とか街灯とか公園とか、そういうところに使っているわけです。必ずしもこれにだけ使うわけでもございませんので、これだけに使ったにしても一般会計から5億6,000何がしを繰り入れているわけです、下水道に対して。そして、その全予算の公債費がおよそ9億円、10億何がしの予算のうちの9億が借金返済、60%。さらに、今年の予算を見ると、公共下水道事業ということで、これは限度額で、これだけ借りるか借りないかは別にしても、4億2,410万円ですか、20年度もまたこれだけの起債を限度として起こすことができるよと、こうなっているわけなんです、そうするとますます借金がたまっていくと。これはやむを得ないと思うんです、今までやってきた事業のツケで

すから。そういうことを考えると自由になる金というのはほとんど、何か建設費がことし4億3,700万円ぐらいあるんですが、このペースでいったとき、果たして何年というか、何十年というか、どのぐらいかかるかなと大きな懸念を持っているんですが、そのために市町村型とか農業集落とか、そういう制度をよく検討してみたいかがですかと、この議場の中で私も申しましたし、清水委員も申しました。その後そういうことをどのように検討なされたのか。

それからもう一つは、これだけ下水道の財政が厳しいときに、新庄市の今の一般建設事業が一般会計およそ130億円で6億円ちょっとぐらいです、一般会計の予算規模からいって。下水道は、これは水道会計で触れますが、下水道は4億3,000何ぼ払っているわけ、建設費。これは業界にとっては、今の新庄の業界は下水道と水道で生きている。そうやってきたときに、少しでもコストを安くするために、この前一般会計でお聞きしましたが、下水道における落札率というのはどの程度になっているのか、その辺あわせてひとつお聞きします。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 1点目が下水道このままいくと何年までかかるのかという話ですけれども、下水道の認可区域は636ヘクタールというふうなことで、おおよそ用途区域、そこに隣接する集落といいますか、そういうところを大体入れて636になっています。ただ、それを今のところ平成24年度まで完成させるというふうなことで進んでおりますけれども、今財政再建中でやはり面整備に影響しておりますので、なかなかそれははかどっていないというのが今の現状であります。そういう中で、今、下水道事業の全体計画という計画を持っておりまして、これについては1,272ヘクタール、ですから今の認可区域の倍の面積を持っておりまして、平成37

年度で終わらせるということで今考えています。

それで、今の認可区域の中で、636ヘクタールありますけれども、大体今整備しているのがその面積の中で約7割近くなろうかとしております。残り3割あります。3割ある中で今のところまだ農地で整備しなくてもよろしいというところがございますので、そういうところをいろいろやってみますと大体残事業費が16億円ないし17億円かなということだと思います。これから2億円ずつ、1年間に2億円ずつやりますと8年かかるかなというふうなことで、これでは大変厳しいなというふうなことで、私も下水道課としては一、二年ちょっと我慢しなきゃならないと思いますけれども、今ちょうど処理場の建設等もやっておりますけれども、その辺の事業もある程度落ち着きますので、その際は処理場の費用の予算を少しでも管渠、面整備に持ってくればどうなのかなというふうなことで今下水道課では考えております。ですから、できれば8年かかるところを6年ぐらいで終わらすというふうなことでどうなんだろうかねというふうなことをちょっと考えているところでございます。

あと、認可区域以外のところについても、やはり早く下水道来ないかなと待っている方おられますので、これについては私の方でも再三申し上げておりますとおりで、市町村型合併浄化槽とか農集とかという事業ありますけれども、農集はどうなのかなちょっとわかりませんが、市町村型合併浄化槽設置事業については一応前向きに検討していきたいなと。検討する時期いつかといいますと、私の方では今のところ平成20年度まで事業認可持っておりますので、その1年ぐらい前あたりに検討して、ここは下水道事業で整備しましょうと、ここはこういう新たな事業で整備しましょうとか、そういうものを検討したいなというふうに考えております。

それから、下水道事業このままやらせて大丈

夫なの、借金たまっていくんじゃないかという御質問ありますけれども、これについては使用料改定のお話だけちょっとさせていただきますけれども、毎年、償還は順調に進んでおりますので、だんだんと借金は、事業はやっておりますけれども、借金といえますか、借入額は減っております。その辺は御承知おきいただきたいと思います。

あと落札率の関係でございますけれども、落札率については、政策経営課長、いいですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

小野周一委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 下水道事業団に委託した工事を除きまして、これまでに発注したのは17件でありまして、額にして2億100万円ほどであります。落札率は92%ということで、全体の落札率はこの前お話ししましたように92%台後半でありますので、ほぼ同率の落札率ということが言えるかなと思います。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 前にお聞きしたより何か先が明るいというか、具体的に24年度という、あと3年ぐらいでできるような話で、胸落としたような感じで、今、話聞いたけれども実際できるかなという疑問はぬぐい去れません、本当にできるかなと。できると言っていますので、できるように頑張ってください。

それから、泉田地区ですか、これもたしか下水道の区域でなかったですか、あそこは。そうなりますと、果たして何か市町村型とか集落とか、どっちでやった方が早くできるかなと。それから八向地区、八向地区は下水道さ入っていないわけだな、区域さは入っていない、あそこはな。入ったか、計画区域、八向は。一部、手前の方な。そうなってくると、泉田なんか大変なの私ずっと見てきたんですよ、今まで。果たしてこの下水道ができるかできないかなと。いず

れにしても、今お話聞きますと、これからも面積がふえると、1,272ヘクタールになると。こうなってきますと本当にこれは大変な事業だなと思って、いずれにしても頑張っ、今の新庄市の実質公債費比率が30.何がしと言われているんです。その一番かさ上げしているのが10億ぐらいの予算しかない下水道が3.何%ですか、かさ上げしているわけよ。そういう意味で、くれぐれも余り経費かけないで、そういうふうにして少しずつ公債費比率を下げるように、ひとつ努力してください。以上です。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 渡部委員から質問あったわけですが、下水道事業に関してはやはり普及率が一番問題であろうというふうに思います。13市の中でも恐らく普及率からいけば一番下の方じゃないかなと思います、お伺いしてもしなくても。それよりもまず郡部においてもかなりのおくれをとっているんじゃないですか、町村の方でも下水道工事かなりやっています。下水でなく上水の方を眺めますと、これもまた県内では一番おくらしている方で、片や配管を交換しなきゃならない老朽管の交換というふうな事業も並行して行われていますけれども、こういうふうにかんりの年数かかって事業をしていると。同じようなことが下水道も始まってまだ日が浅いんですけれども、年数が長いんですけれども、片やまた上水と同じように配管がもうだめになるというふうな、耐用年数過ぎたなんていうことも出てくるような可能性も秘めているわけですね。今こういう財政状況ですぐに進行せよという号令をかけることはできないんですけれども、周囲の状況を見ながら、なるだけ早く普及率の向上に努めなきゃならない。また一方、配管全部終わって供用できるところが私は問題があるというふうに思います。要するに、利用していない人がかなりの数いると

思うんですね。ですから、これも早く進めるには、この利用度を高めていかないと。事業費を投入して、そこからはゼロというふうな状況が続いているわけですから、普及率を上げていかなきゃない、取る人を。

175ページに下水道普及対策業務委託料253万円、総務管理費の中にありますけれども、これはどういうやり方をやっているかわからないんですけれども。これは市長にもお伺いしたい。来年度、私が聞いているのは新規採用職員が10名採用というふうに聞いています。こういうふうな重要な部分に、どういうふうに配置をするかはわかりませんが、こういう必要に迫られている課にやはり職員を多く投入して、例えば普及推進対策室みたいなものを設けてやった方が効果的じゃないかなと私は考えるんですけれども、その辺どういうふうに市長は考えるかどうか。過去にも質問したことあるんですけれども、職員の配置の方法、前にも質問して回答がないんですけれども、何課は何人というふうなことでずっと長年続いてきていると思うんですよ。例えば総務は20人体制で来たと、そこは多少動くんでしょうけれども、大きな人員の体制というのは動かないと思うんですよ。私は必要なところに集中して職員を配置したらどうかと前市長のときにも提案申し上げたんですけれども、なかなかそれが実現しなかった、過去2回の過程があるんですけれども。こういうふうな何とかしていかなきゃならないというところに、今までより、過去の状態から脱して集中的に配置しながら普及活動、対策を立てて個別訪問して理解して利用してもらうというふうな方法をとられないかどうかと、これは市長にお伺いしたい。

この普及対策事業の中身、まずどうやろうとしているか、これが一番私は普及率を上げていく、工事を進める上には大事なことであらうと思うんです。これは上水道の方にも言えるんで

すけれども、工事した一番問題は引くか引かないかが問題であって、わき道にそれますけれども、それを確約とってまでも工事を進めておるわけで、賢明な私はやり方だと。下水道はそんなことしていると聞いていませんので、そこをどうやってこれをクリアしていくかということです。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 最初の普及率等については委員おっしゃるとおりで、山形県でも第二次生活排水の構想を持っておりますけれども、その中でやはりこの状態でいきますと新庄市を含めた最上郡が山形県全体の普及率の低下の原因といえますか、そういうふうになっているんだなというようなことも私どもも認識しております。この辺をクリアするにはやはり事業費が確保できればこの辺はクリアできますので、今の財政状況の中ではちょっとというようなことだと思います。

それから、水洗化率のことでございますけれども、これについては前回の全員協議会でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、水洗化率については山形県上山市に次いで2番目でございます。具体的に申し上げますと、人口比率で申し上げますと、今現在下水道を整備して使える人が1万8,222人、これに対して今使っている人1万5,734人、水洗化率、これを割りますと86.35%というふうなことで、上山市88.9に次いで新庄市が2番目でございます。それで、今、水洗化されない方についてはどういう状況であるかということなんですけれども、やはり生活が苦しくてとか、そういう方がおられますけれども、私の方としても普及の方で、できるだけ早くともかくつないでいただく、費用対効果ございますので、あと処理場のキャパのこともございますので、その辺はこれからも引き続き促進していきたいと思っております。

それから、下水道普及対策業務委託料253万円の内訳でございますけれども、今回、私の方で下水道課の職員2人削減する予定にしております。それで、2人削減して業務やはりこれでは支障が出るというふうなことで、1人を水道課の窓口業務と同じような形で協会の方から私の方に1人委託料というふうな形で補充をするというふうなことで考えています。この業務については、普及関係を一般的にやっていただくという内容で考えている内容でございます。

武田一夫総務課長 委員長、武田一夫。

小野周一委員長 総務課長武田一夫君。

武田一夫総務課長 先ほど新田委員の方から来年度20年度の採用が10名というふうなお話ありましたけれども、採用予定人数は5名です。18名の退職者がございますので、差し引き13のマイナスというふうなことになります。これまでもかなり早いペースで職員数が減ってございまして、職員数が減っている課の方が多くいのでございますけれども、必要な課につきましては増員をしております。今、下水道課長が下水道課2名減になるというふうなお話がありましたけれども、それは企業経営というふうな観点で、水道課と下水道課ですけれども、企業経営の収支というふうな観点からのことございまして、新庄市の職員を減にしたいがための結果ではなくて、なるべくスリム化して効率的な運営をしていくためのあらわれというふうなことでとらえていただければと思います。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 総務課長からその配置について伺いましたんですけれども、企業会計だから数字にこれはあらわれてきてマイナス・プラスの動きがすぐとらえられる、じゃほかの課はどうなんだとなってくるわけですね。ですから、私は数字だけにこだわることなく、必要であっても2名減しなきゃないという現象をど

うとらえるか、数字だけを追ってもいいんだかどうか、私はそういうやり方は正しくないと思いますよ。これは市民全体にかかわることですから、庁舎内の問題ではないんじゃないですか。ただ数字を追って、人件費がかかり過ぎ、バランスの関係で見ていくんでしょうけれども、それだけじゃないんじゃないかと私は思うんですけども、市長はどう考えますか。私は2名減なんて、私は逆にプラス2名だというふうに言いたいんです、下水道、上水道もそうですけどね。まだこれからやらないきゃならない事業がいっぱい確実に残っていて、それが市民が待ち望んで待望しているというところからいけば、減らしてやるべきじゃないんじゃないですか、進めるんですから。減って進みますか。後退するでしょう、恐らく。そんなことは正面切って言えないという思い、私、代弁で言ってやりましょね。これは市長の権限ですので、市長からお答えいただきたい。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 職員の削減等につきまして、例えば総務課から言われたからとか、そういうことじゃなくて、総務課長が言われたとおりで、企業会計としてのあり方、将来のあり方を考えた場合、私の方は私の方で、例えば18年度下水道事業、県内13市の実態を数字で見たときどうなのかとか、今現在の状況を見てどうなのかと、そういうふうなこと、いろんなところを判断いたしまして、この2人、例えば今回削減いたすことにしておりますけれども、それで十分やっていけると、決して住民サービスが落ちるとか、普及の低下につながるとか、そういうことは私はないというふうに思ってこのようなことで削減を計画したところでございます。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 何回も申し上げるとお

り、数字上の問題から減らさざるを得ないというふうな状況から、こういうふうな方法が適当であろうと、ここまで頑張ってやっていかなきゃならないというふうな結果が出た上でこういうふうに対応をやったというふうに見るべきじゃないかと。それはいいんですよ、下水道も各課もそんな状況にあるところはあると思うんですが、それを考慮に入れないで、やるときはやる、やめるときはやめる、いい悪い、方向性をきちっと定めた上でいかないと停滞するんですよ。そうでしょう。私は課長の話から本当にその2名というのは必要でなかったかというのはとらえられない、実際のところね。だから、これは数字が物を言うわけですからね。だからさっきも言ったとおり、普及率の向上に努めるというのもその数字が出てくるわけですから、使用料という形で上がってくるわけです。上がらなければ要するに人件費が余計浮いてくるわけですから、バランスがとれなくなってくるといことですね。それを正常化するにはどうするかといえば、やはり普及対策を講じていかなきゃならないと思うんですよ。それには人が要るでしょう、必ず。これはやはり個別訪問までして理解を求めてやっていく、または業者とのいろんな折衝とかいろんなことあるわけですけども、これをやるには人しかできないと思うんですよ。パンフレットや何かではどうにも解決しない。そこら辺ですよ。それを理解して庁舎内全体でこれをカバーしていかないとそういうふうなことにならざるを得ない、遠慮せざるを得ないでしょう。何だ、あんたこんな数字で人ばかり使ってどうする、どうやっているんだと言われれば二の口ないわけだから、それはわかりますよ。そういうことでなくて、必要な部署にはそれだけの人数を投下するというふうにしていかないと、いつまでたっても立ちおくれるというふうな結果を招いているわけですから、事実上。幾ら企業会計であっても、全体

的な包括的な考えからいけば、ここはやはり割り切って対応していくべきというふうに私は思いますけれどもね。ですから市長に答弁を、その部分は市長から答弁をいただきたいと、こういうふうをお願いしているんです。よろしくお願いします。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

小野周一委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 先ほど両課長が企業の会計の手法をもって市民に理解していただくということを前段として取り組んでいくと。面的な整備とやはり普及率というのは並行していかなくちゃいけないということも事実だと思います。しかし、現状としては面的な整備がなかなか伸びていかない状況の中で、担当課としては見合った計画的な面積普及において今の状況で普及も追いついていくという判断のもとに今やっておりますので、それをまず当面見守っていくということが、今のところはそういう考え方であります。

小野周一委員長 ただいまから10分間休憩します。

午後2時50分 休憩

午後2時59分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 二つなんですけれども、一つはまず175ページの1の1、汚泥燃料化研究開発事業負担金3,156万9,000円がありますが、負担金ということで、全体経費があると思います。全体は幾らで、市の負担の割合というのはどういう内容なのか、また同じく汚泥燃料化推進費10万8,000円というのがあったわけですが、これとの関係など含めてこの事業についてお願いします。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 この汚泥燃料化研究開発事業負担金、これについては従来は業務委託料に計上しておりました。今回はNEDOとの契約の絡みがございまして、負担金という形にしてほしいというような要請がありまして、今回委託金の方から負担金の方に計上させていただきました。負担金というのであれば全体の割合からどうだという話ですけども、そうじゃなくて、これは新庄市分の負担金でございます。ちなみに、年間2,073トンバイオソリッドエナジーに処分運搬費を計上していると、このような内容になっております。

それから、汚泥燃料化推進事業費10万8,000円の内容でございますけれども、いろいろ事業者によりまして役割がございますけれども、新庄市の役割としては、浄化センターに高温の冷却水の廃水が入ってきます。それで、水温上昇効果に伴う汚泥の減量調査、影響調査といえますか、そういうものを市の方で行うということにしております。内容等については、詳細については私の方で山形県上下水道施設管理というところに管理委託しておりますので、その管理会社と一緒に調査に、テスト事業に入ると、このような内容でございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） わかりました。171ページ、1の2の使用料がプラス1,131万円ということで、これはさきの全員協議会でも値上げということで出された内容だと思います。基本料金100円値上げ、従量は10円値上げ、20トンで210円ぐらい値上げになるということだと思います。これについて全員協議会でいただいた資料に使用料回収率が県平均59%なのに市は41%と低いと、こういうことがあったときに値上げされますとますます使用しにくくなると思いますか、回収率を上げるのが難しくなるよう

な気がしますが、使用料回収率を上げるためにも値上げはすべきでないと考えるんですが、その点の関係などどうでしょうか。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 このたびの値上げにつきましては、今まででも何回も説明させていただきましたけれども、やはり下水道使用料の適正化という大名目ございまして、それにやはり理想の形に、料金にやはり近づける努力は絶対必要だというふうなことで、御理解をいただきたいというふうなことで何回も申し上げてきました。施設の老朽化とか、平成元年10月に処理場が供用開始しておりますけれども、それまでに要した建設事業費に対する借入れがございすけれども、その返済もまだ相当残っていると、このような状況も全員協議会の中でもお話しさせていただきました。それに加えて、新庄市の今のこういう財政状況でございますので、やはり何らかの形で改善をしていかなきゃならないと、その中の一つに料金改定がありますし、それから歳出削減とか、処理場の建設コスト削減とか、そういういろんな面とか経営の改善を図るというようなことは下水道課の課としての職務であるというようなことで認識してございますので、よろしく御協力をお願いしたいなというふうに思っています。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 使用料回収率を上げていけば本当はもう少し収入も入って値上げをしなくてもいいかもしれないと考えるわけなんですけど、そのために私が考えることなんですけれども、トイレ改修の利息、借金の利息を補助していたようですが、それだけではなくて、例えば住宅リフォームへの市の助成みたいな感じで、特にトイレについて市が最高5万円とか10万円とか補助するから水洗トイレを設置しやす

いように応援するというか、そういうのを制度をつくれれば、これをやった市では出した補助金1,000万円に対して2億円の事業が生まれたといえますから、市の中の働いている方、建築関係で働く人あるいは下水道関係で働く人の仕事がふえてくることは目に見える。そしてまた、水洗トイレをふやして下水道に加入しやすくなると。そういう一石二鳥、三鳥の効果があるものと考えます。特にやはり住宅改修といったときに一番要望があるのがトイレかなと思うんです。それがしやすいようにしてあげるといのは、とてもいいことだと思うんですが、利息だけでなく、そういった新たな制度も考えたかどうか。本当は水洗トイレに100万円補助するという、金山町だったかと思いますが、浄化槽をすると100万円補助するという話もありましたけれども、それもすごいなと思いましたが、そこまではちょっと無理だろうと思うので、せめて5万円とか10万円を上限に住宅リフォーム助成制度で、特にトイレについてはやるというような感じで、仕事ふやしに間違いなくなると思うし、下水道にとってもとてもいいと思うんですが、そういう考えはないか、どうでしょうか。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 使用料回収率を上げればどうだという、経営の改善が図れるんじゃないかというお話でございすけれども、今現在、使用料等についても徴収率が98%を超えておりますし、その辺はある程度理解をいただけているのかなということだと思います。

例の運営費の回収率といいますか、全員協議会の中でもお話しさせていただいた経緯あるんですけれども、ほかのところ13市を見ましても、新庄市41%というのはやはりいかにも低い数字になっておりますので、その辺あたりが適正な使用料金で回収させていただいて、少しでもそのパーセントを上げるという努力は必要かなと

思っております。

それから、住宅リフォームについては……。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

小野周一委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 住宅リフォームについての補助制度というふうなお話ございますけれども、以前一般質問等だったと思いますが、お答えしているわけですが、補助制度といいましても、現在、前にもお話ししたように、耐震化等のこれから27年度まで向けて一般住宅90%耐震化率を上げるというふうな国の施策のもとに今県でも動いてきておりますし、市でもそれに基づいて進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。ですから、前にも申し上げましたように、住宅だけでなく、そういった耐震化率の中でのリフォームといいますか、そういうふうなものを含めた助成制度というふうな中で検討する必要があるのではないかなというふうには考えております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 耐震化もちろん大事だと思います。高齢化になってきたときに、洋式トイレとか、これがやはりいいというふうに高齢になってくればよく言われております。それとあわせて下水道もつなぐかというふうになりやすいようにするためにも、その少しの援助を考える必要があるんでないかなと思うんです。例えば、大変失礼ですが、私の地域が何か計画の中に入っているようですが、どうも高齢者の方々がお金もないこともありまして、水洗トイレに今さらみたいな感じで、簡単に下水道を引っ張るというのに賛成できないなと、負担がふえるなというふうなことで、やはりお金です、問題は。ですから、お金も出しやすいよというのがやはり住宅リフォーム助成だと思うんです。こういうので市で応援してく

れるのか、じゃやってみるかなとなるような、ちょっと押すだけなんですけれども、そんな手助けがやはり必要なんでないかなと私は感じた次第です、高齢者にとっても。そういうことを考えるように要望したいんですけども、検討する余地は全くないのか、お願いします。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 住宅リフォームの助成については、今、私の方であるのは水洗便所等改善資金融資制度というのがございまして、供用開始してから3年3カ月、期間限定で適用期間がございしますが、最近の傾向として余りこれが使われていないという現状なんです。ちなみに、18年度5件とか、ことしは1件、こういう状況なんです。確かに使いづらいということはあるのかなと思いますけれども、一つは保証人の関係もちょっとありまして、銀行さんが認める保証人をつけて初めて手続が進むわけなので、保証人がいなくてだめだというふうなものも何件かございましたけれども、使われ方としては実態としては1件と、こういうような状況になっております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） そういう意味では、利子補給というよりも、具体的に100万円ぐらいかかる水洗化のトイレするには、よくわかりませんが、100万円ぐらいかなと思いますが、それするとき最高10万円とか5万円とか市の補助があるんだぞというと、かなりやる方としてはほっとするものがあるような気がするんです。そういうことを検討する余地があると思うんですが、もう一度。

小野周一委員長 暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時14分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 委員そうおっしゃっていませんけれども、今のところ考えございません。

2 番（佐藤悦子委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第32号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小野周一委員長 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号平成20年度新庄市 農業集落排水事業特別会計予算

小野周一委員長 次に、議案第33号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） 質問いたします。下水道と並んでこの集落排水も事業の内容は同じ意味を擁するものであります。そういう意味で、この集落排水は、集落を整備する、環境を整備するということですが、ここへ来て集落排水事業は何年間さっぱり事業化のめどが立っていない。その内容は、「財政事情が」とここで必ず来るわけなんです、このままでいくと、下水道事業はそれなりに進んできている、都市下水道。こういうふうな状況が何年も続いて、集落が置き去りになっているような気がしてならないんです。そういうふうな状況下に今はあるんじゃないかと思いますが、その辺どう考えているか、農林課長でもいいし、市長でもいいし、どちらでもいいし。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 農業集落排水事業につきましては、一応昨年4月1日から農林課から下水道課の方に所管がえになっておりますので、ひとつ御了解いただきたいと思います。

その上で、生活排水の処理方法につきましては、一つは下水道、それから農業集落排水、合併浄化槽と、このような大体計画があらうかと思えます。それに新たに、先ほどから議論しておりますけれども、市町村設置型の合併浄化槽というのを入れたいというふうなことで計画しているところでございますけれども、それで、今、生活排水の中で農業集落排水事業として事業計画あるところは残りが本合海地区1件でござ

ございます。その他については公共下水道か先ほど申し上げました農業集落、今5カ所やっていますけれども、そのほか外れたところは合併浄化槽事業でやるというふうなことで今進めているところです。そういうような生活排水の構想を持っておりますので、本合海の方でやりたいと言えば今のところ農業集落排水事業で手を挙げておりますので、その事業でいくかどうかは別として、今のところ本合海地区だけが残っているという現状でございます。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） 都市下水道の区域外が本合海、ほかには飛田、福宮、升形等は集落でも都市下水道、そういうふうな事業化の計画があるわけですが、この下水道、本合海地区が集落事業の計画の中だと。本合海地区にとってのとらえ方を言いますと、これは何年か前に同意書まで地域の方々が努力して、90何%ですか、九十二、三%確かに同意書を持ってきて出していると思います。そういう地域の集落の方々が努力してやっていただきたいというような状況を整備しているわけなんです。そういう集落に対してそれなりにやはり、昨年も確かに質問したかと思いますが、「検討しています」「計画、検討させてもらいます」という形、その計画の内容がさっぱり見えてこない。先ほど渡部平八委員が下水道の方で申されましたが、平成24年度に認定区域内が大体完了すると。恐らくそれまでは集落排水事業はやれないのかなと今感じておりますが、下水道課長は計画は今しています。その辺の具体的なことが出てきておるならば、ここで答弁していただきたいと思います。この財政、公債費比率が25%を保つような状況にならないとこういうふうな事業化は市が幾らやろうとしてもそれなりに上部の方で認可がないというふうな状況も考えられますが、その辺も踏まえて具体的にある程度めど、今計画

が検討されて、それなりになっているとなればお知らせいただきたいと思います。

佐藤新一下水道課長 委員長、佐藤新一。

小野周一委員長 下水道課長佐藤新一君。

佐藤新一下水道課長 農業集落排水事業につきましては、事業分担金というものが生じます。それで、同意はどうだったのかというのについては、私も農林課の方からうちに業務を引き継ぐとき、まだ煮詰まっていないといえますか、事業化についてはまだ煮詰まっていないと、このような状況で引き継ぎを行っておりますので、まだそういう計画があるという段階なのかなということで私は今承知しております。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

小野周一委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） これ以上質問してもそれ以上の答えは返ってこないような今の答弁でございます。しかしながら、やはり地域の生活環境整備、下水道が着々と進んでいる中で、市内はそういうふうに進んでいる、やはり集落でそれなりに生活をしたいという市民もおるわけです。そうした場合、そういう人方、家を新築するとか改築する、浄化槽整備する、何ら行政の手だてがないわけですね、今。浄化槽設置するにしても何の格別な手当てもない。そういう中で集落における住民はそこに果たして住む気はあっても住めるような状況は、今、手だてが市では一切施されていない、そういう状況があってはならないんじゃないかと私は思います。そういうことで、幾らでも早く集落排水、そういう計画ができるようお願いしたいと思います。終わります。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 私もわきで聞いていて、今から4年も5年も前のことを振り返ってみますと、農林課から下水課では引き継いだと。た

だ、計画がまだ一歩見えないという話聞いて、すごく今まで何やっておったのかなと、正直言ってちょっと啞然としました。これは今あそこについて出てきたことでないので、本来は萩野地域より早かったんですよ、計画は、私どもより。ところが、いろいろいきさつがあっておくれてきたわけよ。だから、前から市町村型とか集落、そういうことも取捨選択してということでは何回もこの場所で話ししてきておりながら、まだいまいち出てこないということは、本当に残念だなと思って。やる方から見れば、農業集落は分担金があつて実際は高いわけです、その個人個人の負担が。下水道はそれが無いものだから安いよ、実際やることになると。それでも早くしてもらいたいと、下水道は分担金ないけれども、こっちはあるけれども早くしてもらいたいと地域の人たちも望んでいるわけ。かなりあるよ、下水道でやった場合と集落でやった場合、個人の持ち出しが、それでさえもやってくださいと言っているんだから。ことしの4月に下水道課長どういうふうになるか私わかりませんが、ぜひもうちょっと一歩前進、三歩歩いて二歩戻ってもいいから、一歩前進すれば。もう少し、課長さんたちもかわると思うんですが、みんなこの場所でお話聞いているんですから、ちょっと明かりが見えるように頑張ってもらいたいと思います。以上です。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号平成20年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計予算

小野周一委員長 次に、議案第34号平成20年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号平成20年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号平成20年度新庄市 介護保険事業特別会計予算

小野周一委員長 次に、議案第35号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 223ページの5の1、基金積立金45万円ということですが、現在の基金の状況と、そして活用して保険料引き下げはできないかお願いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 基金の状況でございますが、3月補正で補正をしていただきまして、今年度分につきましては3,509万円でございます。以前の8,100万円と合計いたしまして1億1,683万6,000円ということになります。

使い道ということでございますが、第4期が21年から始まります。20年度にその第4期、21、22、23の3年間の保険料を定めることを主とした計画づくりに入ります。前回も3,000数百万の基金を取り崩して、なるべく介護保険料が上がらないようにしたところでございますが、次回第4期につきましてもなるべく基金を繰り出しまして、そういうふうな努力をしていきたいと考えております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 埼玉県三郷市では、今議会だと思いますが、前議会なのか、第1号被保険者の介護保険料1人月額4,000円を500円引き下げたということが言われております。財源として1億3,400万円は基金を活用したということです。そういう意味では、市でも引き下げできるかどうかですが、基金も大きくなっておりますので、ぜひ引き下げの方向でお願いしたいと思います。これは要望です。

次に、218ページの2の1の居宅介護サービスがマイナス192万円、そして219ページの2の7の介護予防サービスで、これも居宅介護でないかと思うんですが、123万9,000円がプラスということです。在宅利用料への軽減措置で利用しやすくできないだろうかと思うんですが、どうでしょうか。例としては、湯沢市で在宅介護の利用料を市が半分にしているんです。普通は10%の利用料ですけれども、半分にして非常に在宅介護利用料が抑えられていて、大変喜ばれております。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 両方とも計画給付費でございますので、プラン作成の費用ということになります。基本的には過去の経緯を見まして、来年度の見込みを立ててこういうふうな予算の計上をしたわけでございます。192万円の減については今申し上げたようなことでございます。これは要介護の方ということでございます。123万9,000円の増につきましては、予防サービスということでございますので、要支援の方のケアプランがふえていると、そういうふうな考え方であります。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 利用料のことではなくということになるのでしょうか。介護保険の利用料との関係の項目がよくわからないんですけ

れども、どこが利用料との関係のものになるのかをお願いします。在宅介護の方です。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 利用料、本人負担の件につきましては原則1割負担ということで変わりはございませんが、そのほかの様子はちょっと御質問の内容が私にはわかりかねますので、もう一度お願いしたいと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 在宅介護の利用料が1割負担になっているんですけれども、本人が、その軽減措置をする必要があるのではないかと思うんです。なぜかといいますと、施設介護が上がっている、利用料が上がっていることもあり、また施設が足りないこともあり、在宅介護せざるを得なくなっている方がふえているように感じます。そういう意味で、現状としては在宅介護せざるを得ない、しかし利用料が負担でなかなか利用しにくいということがあるように思います。そういう意味で、利用料の軽減措置はできないのか、また、どこにこの会計の中でそれが反映してくるのか、わかるのか、お願いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 考え方としては、介護保険法にのっとった適用ということを考えています。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） つまりは介護保険の中では利用料はあくまでも1割だということだと思います。湯沢市などのような在宅介護の利用料の半減、軽減措置というのはやはり一般会計の中で市長の判断でやっていることなんだなということで、わかりました。ぜひそういうこと

も湯沢市でもやっていますし、市でも考える必要があるんでないかなと思います。

次に、217ページの2の5で施設介護サービス費がマイナス2,472万円になっています。これは施設が減っているのか、それとも利用者がホテルコストなどの利用料値上げによって出ざるを得なくなっているのか。療養病床の削減計画などが国で行われてきつつありますが、そういう中で入所者が減る可能性がさらにあるような気がします。このマイナス2,472万円の根拠というか、現状というか、お願いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 当初における人数の減ということでございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） ホテルコストによる利用料値上げで出なければならなくなった、利用料が厳しくなってしまったという方はおられないでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 軽減措置がやはりございます。施設に入っている方で、やはり負担金が重いということで相談に見える方が何名かいらっしゃいました。そうした場合には一度生活保護の申請をしていただいて、境界層の措置ということでだんだん負担金を下げていく制度がございまして、それに従って負担の額をずっと下げていったという方が何名かいらっしゃいました。前の記憶では生活保護適用された方が1名だと記憶しております。私の耳にはそういう負担が大きくて退所されたというのは聞き及んでおりません。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 大変丁寧な措置をして

いただいたなと思います。

次に、療養病床の削減計画というのが政府で行われているように思います、病床のベッド数の何万だか減らすという。これの削減計画が今後実施されていくと、その療養病床を利用している人たちが利用できなくなる、これから利用したいと思っている人が利用できなくなる、そういうことはないでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 全国的な数については今ちょっとわかりませんが、療養病床を減らしていくという考えは聞いております。もしそういう方が療養病床にいたことができなくなるということであれば、ほかの手、老健施設とか、あるいはグループホームとかに行かざるを得ないのかなと、家庭復帰というのは当然ございますが、なかなか難しいとなればそういうふうな方法も考えられるのではないかなと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） ほかの老健施設やグループホームに入れるのであればいいとは思いますが、それも入れなかったという場合は家庭復帰になってしまうわけで、在宅介護に移らざるを得なくなるだろうと思うんです。そう考えていくと、利用料の軽減措置が、在宅介護の方ですけれど、軽減措置をして支える必要があるのではないかなと思いますので、今後在宅介護への、在宅介護している方への軽減措置も検討しなきゃいけないのではないだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 先ほど申し上げましたように、法の中でという考え方でございますが、御要望として承っておきたいと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） よろしくをお願いします。

次に、223ページの4の5の任意事業プラス60万円について、この中でまず紙おむつが388万8,000円となっていますが、この内容は今までと同じなんでしょうか。前は低所得者で介護度3以上ということをやずっと言われてきたんですけれども、必要な方に、介護度1、2であってもヘルパーさんにお聞きすると必要な方もいるんだと私の方には聞こえてきております。そういった方で低所得者の方に紙おむつの支給など必要でないかなと前に言ってきたわけなんですけど、そういった考えが入っていないのか、入っているのか、お願いします。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 今までと同じでございます。拡大ということはございません。今までと同じでございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） そうですか、とても残念です。前には、介護度1の方、前ですけれども、介護度1の方で非常に年金が少なくていらっしゃる方で、ヘルパーさんたちが言うには紙おむつもらえた方がおられたそうなんです。そういう方は介護度1で、何とか自分では動けるわけなんですけど、紙おむつをもらって本当にほっとしていたんだということを伺っております。そういう方が低所得者の中でいらっしゃれば、紙おむつ支給があるということであれば本当に助かることだろうと思います。現在、紙おむつをもらっている方は大変ありがたくて助かっているということを伺っております。さらに必要な方がヘルパーさんたちから言われて、そういうのがあれば拡大も考えていただきたいと要望したいと思います。

それから、任意事業で前に老人福祉でありま

した食事サービスとか、こういうのはまさに昼食になるようなお弁当を安く300円ぐらいの本人負担で、中身は500円ぐらいだったようですが、それをお届けする、その中で安否確認とか、ちょっと顔を見て近所づき合いといいますか、そんなこともあって、昼食をサービスするというのが大変喜ばれていたように感じます。わずか60万円ぐらいの予算でしたけれども、そういうのも任意事業として復活すべきではないかなと思うんです、介護にならないようにするためにも。どうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 来年度に予定しております任意事業につきましては、223ページに掲げているものだけでございます。食事については社会福祉協議会でそのサービスをしているということがありますので、もし御希望の方があれば直接でもよろしいですし、私どもの方にお申し出いただいても結構だと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） どうもありがとうございました。そういうのは全く知らなかったものですから、大変いいことをここで聞くことができたと思います。

次に、通院タクシー券とか前にありました。鍼灸マッサージ券、こういったものは介護状態にはないわけなんです、割かし元気に見える方々であります、高齢であるために足がちょっと弱かったり、あるいはひざが痛かったり、腰が痛かったりということを抱えて悩んでいる方なわけです。それらがこういう補助がある中で外に出る機会になるといいますか、こもりがちなお年寄りが外へ出ようという気持ちになるとてもいい補助で、これも介護予防になったかと改めて思うわけですが、その復活などはどうでしょうか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 復活については、20年度予算にのっていませんので考えておりませんが、そのほかの事業で、例えばいきいき健康アップ事業61万1,000円をのせておりますが、こういう事業とか地域活動組織育成支援の事業49万6,000円等のせております。こういう組織育成の事業につきましては現在4地区でグループ化をしまして、いろんな事業をしているということでございます。来年度もこれをふやしていきたいという考えでおります。こういう事業に参加されますと閉じこもり等が少なくなるのではないかなと、健康アップにつながるのではないかなということでございます。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 大変いい中身でやっていらっしゃると思います。そういうこともこの場で改めて知らされたなと思います。それでもタクシー券とか鍼灸マッサージというのは本人1人がいただいて、本人が考えてやることなんです。ほかの人とあそこに行かねばならないとかということではなくて、自分が必要だな、使ってみようかなと思って1人で自主的に考えて動いていく、そういうのはやはり頭が物すごく活性化するのは間違いないわけでありまして、そういうのも、今、課長がおっしゃったのはとても中身いいと思いますが、さらに一人一人のお年寄りが自主的に活動する、そういうことを支える介護予防の施策として市がやってきた、前にやってきた、とてもいい中身だと思うんです。そういうのも復活するように検討していただきたいと思います。要望です。

小野周一委員長 ただいまから10分間休憩します。

午後3時49分 休憩

午後3時59分 開議

小野周一委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

1 4 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

1 4 番（新田道尋委員） 一つだけお伺いしておきます。20年度の主要事業にのっていますので、ちょっと内容的なものを確かめたいと思います。223ページの4の2の5の生活支援緊急通報事業、合計事業費が608万3,000円、主要事業の概要の方を見た方が早いと思うんですが、この中にオペレーターセンターというのがイメージ図の中にございます、左上に。これはどこですか、センターは。恐らく警備保障会社がやるんじゃないかなというふうに思いますが、問題はその一番下の方に書いてあるセンターの365日24時間体制はいいんですけども、もちろんそうならざるを得ない、しなければ意味がない、一番下に書いてある保健師、看護師、栄養管理士、介護支援専門員、相談員、これだけのいろんな方が列記されているんですけども、この人も常駐することになるんですか。まず、そのセンターというのはどこなんだかをお知らせ願いたい。それから342万8,000円の事業委託料がのっているんですけども、その下の265万5,000円、これは電話料とその設置の手数料だと思うんですが、込みの160台分だと思うんですが、それはどこにのっているのかな、お知らせ願いたい。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 生活支援緊急通報事業でございます。現在もこれは行っている事業です。現在は広域消防に設置した約160台ございますが、お年寄りに対して160台交付しているわけですが、何か緊急の場合に電話する、あるいはペンダントで緊急を押すと、ペンダントを使うということで、広域消防にその通信が行きます。広域消防で対処しているわけでご

ざいます。その機器が20年9月までで切れるわけです、耐用年数が。そこで10月からどうしようかなということで、今までどおり広域消防にお願いしてするというやり方もございますが、一つは経費の関係でございます。介護保険特別会計で、お年寄りが地域で安心して生活ができるという名目のもとに介護保険特会で支出することができるということを確認しております。この積算の根拠であります、1台3,570円、緊急通報事業委託料でございます。1台3,570円で160台分、その12カ月ということで、20年度につきましては10月からという予定でございますので、その半分という算定でございます。

下の部分については、265万円につきましては一般会計で機器の設置ということで、これにつきましては特会には値しないといえますか、該当しないということでございます、機器そのものでございますので。これは一般会計から出すということで、160台分265万5,000円ということでございます。

オペレーターセンターは、いわゆるコールセンターということでございまして、新庄ではないというふうに考えております。電話をするとそこに保健師なり看護師なり専門職の人がおいでになって、電話を聞きながらいろんな指示を出すと、あるいは緊急の場合にはオペレーターセンターから消防本部に連絡が行って救急車が行くと、そういうふうな仕組みになってございます。

1 4 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

1 4 番（新田道尋委員） オペレーターセンターが広域消防にあって、中にこのセンターをつくるんですか。何かちょっとその辺が、ちょっと詳しく教えていただきたい。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 今までは消防本部一本で

ございましたけれども、今度は消防本部ではございません。直接コールセンター、オペレーターセンターとつながるということであります。その通報の内容によって救急の場合には当然広域本部から救急車が出動するということであります。オペレーターセンターにつきましては、いろんな会社がございますので、入札かなというふうなことを考えております。現在の方法では何かあった場合に消防本部に連絡するというところでございますが、もしこのやり方ですと安否確認ということが例えば月1回コールセンターから電話が行くとか、そういうオプションもございます。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） オペレーターセンターがどこかまだわからないと言うんですけれども、その中にこの一番下の専門員が5人常駐することなんですか。ちょっとそれは考えにくいんですけども、どうなんでしょう、そこら辺がわからない。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 オペレーターセンターの中にはこういう専門家がおるということでございます。ただ、新庄市内ということではございませんので、電話でいろんな指示をするということはございますが、直接こういう専門家の方が対象者のお宅に伺うということはないということでございます。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

小野周一委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） これから探すと、見つけると、あるからでしょうけれども。契約するということですね、わかりました。それで、その最初にこれを設置するときに、前にも申し上げたことが一回あるんですけれども、高齢者、対象者は何歳からなっているのかな、とにかく

年齢は高齢であっても、対象内の年齢であっても「私は要らない」という人がいたんですよ。その辺はどういうふうに調査しているか。それから、設置者、利用者の負担というのは全然ないんですか。

矢口 孝福祉事務所長 委員長、矢口 孝。

小野周一委員長 福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 今160台ということでございますが、以前は約200台ほどございました。入れかえがございます。新しく欲しい人も何名かいらっしゃいます。あと要らないと、例えば息子さんのところへ同居するからあとは要らないとか、そういうケースがございますので、ふえたり減ったりするということはございます。希望によってです。本人負担は1,050円、保守点検料ということで現在1,050円をいただいておりますので、同じ制度かなというふうに考えています。

14番（新田道尋委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号平成20年度新庄市 後期高齢者医療事業特別会計予算

小野周一委員長 次に、議案第36号平成20年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 230ページの1の保険料なんですけど、2億9,512万9,000円ということになっています。これは75歳以上の方の保険料になると思います。一方、国保の方を見ますとマイナス1億9,998万円だったんです。差は9,532万円なんですけれども、私が考えるに国保で下がった分ぐらいが後期高齢者医療保険かなと思っていたら、75歳以上の方全体で9,532万円増税になっているように思うんですが、そうなんですか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 確かに国保で減った分と後期高齢者の保険料の額、一致はしていません。国保税の方の算出でその差が出ております。後期高齢者医療につきましては、まだ実績もございませんので、対象見込み数を介護保険料を参考にしまして、9対1で特別徴収と普通徴収に分けた額、予算上計上しておりますけれども、国保税に関しましては限度額の変更などで若干変わってきますので、その分の差が生じてきております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） よくわからないんですけども、9,532万円の増税になるのかということ、もう一回お聞きしたいんですけど。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 歳入の予算額としてはふえておりますから、増税という言い方とイコールかどうかわかりませんが、ふえております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 扶養になっていた方が、社会保険の扶養になっていた方が一部凍結という与党政府の話で、保険料凍結なんだと思うんです、これは。しかし、こんなにふえているというのは国保の関係者の扶養になっていたお年寄りからは間違いなく取ることになっていると聞いていますので、その分間違いなくふえるわけです、ということなんですか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 さまざまな軽減措置はとられていますが、軽減ですので、ふえる方はかなりいらっしゃる。2年間なり1年間の軽減措置、凍結措置いろいろとられますから、一人一人の額はそう大幅でないにしても、国保税としてふえる分、また国保税から移行するものにプラスになって後期高齢者の保険料としてふえる分といいますか、今まで国保税として納入する必要のなかった被用者保険の被保険者なども今度は新たな保険料負担が出てきますから、その分についてはかなり大幅な軽減なり凍結措置ありますけれども、そういう方の分も小幅ながらありますので、そういった積み上げでいきますと国保税で減った分がそのまま後期高齢者の保険料となるというふうにはなっておりません。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） この会計を見たときに、やはりかなりの高齢者の増税になるなという気がします。それから、もう一つ介護保険料では調定見込みというのがありまして、98.3%、これも普通徴収の方を中心に払えない方あるし、それを見込まねばならないと思うので、本来であれば普通徴収保険料のあたりに介護保険から類推して98.3%とか、またはもっと下がるかもしれない、大変な増税ですから。そういう見込みにならないのか、お願いします。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 後期高齢者医療保険料につきましては、他の市税あるいは介護保険料などとまた別の形に記載になっております。特別徴収と普通徴収が分けた記載になっていることとか、今御指摘ありました調定見込額の何%というような額の押さえ方になっていないという、その2点かと思いますが、今回どの程度保険料が見込めるかという算定に当たって、これは実は厚生労働省の示した一律の計算式なんですけれども、それに当てはめた形でとりあえず保険料を計上しなさいと。ただ、実際やってみてその標準形どおりにいくかどうかというのはちょっとわからないところがございますけれども、こういう形で別の予算とは異なった形の特徴と普徴に分けた形状と額の計上というふうなことになっておりますので、来年度以降は実態が大体出てくるわけですから、調定額のどの程度見込めるとか、そういう形での計算はできるかと思っております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 年金1万円未満の方が払えない、両方払えないという可能性が非常にあると思います。そのほかにも特別徴収になるくらいの年金ではあるけれども、生活困窮によって年金を前借りしている方もいらっしゃるん

です。そういう方の場合は、特別徴収、天引きも何もできなくて、結局納付書が行っているようです。この方は実際見ているんですけども、これは介護保険の場合、今は介護保険ですけども。そういった方はお金がなくて介護保険ももちろん払えないし、後期高齢者の医療保険料も払えないという可能性が非常に高いわけですから、そういう方が出る可能性は非常に高い。今度は医療保険証が出ないことになってまいりますから、大変なことです。お金がない人を救う手当てを行うのが私は政治だと思うんです。そういう意味では、そういう方を救う手だてを考える必要があると思います。いかがでしょうか。

星川 基健康課長 委員長、星川 基。

小野周一委員長 健康課長星川 基君。

星川 基健康課長 この後期高齢者医療の保険料に限らず、低所得者対策としてどうするかというようなことはあるんでしょうけれども、今回後期高齢者医療制度のスタートに伴いまして、その保険料自体の軽減措置あるいはそれと連動する形で変わってくる国保税の軽減措置、いろいろな軽減がかなり多岐にわたって施されておりますので、そういった措置をきちんと漏れなく適用させていくことによって、後期高齢者本人の方どのように感じるかいろいろあるのかもしれませんが、相当程度適正負担の中で運用されていけるというふうに思っております。

2 番（佐藤悦子委員） 終わります。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号平成20年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小野周一委員長 御異議ありますので、起立採決いたします。

議案第36号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小野周一委員長 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号平成20年度新庄市 水道事業会計予算

小野周一委員長 次に、議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

小野周一委員長 佐藤悦子委員。

2 番(佐藤悦子委員) このたび水道料金を一律315円基本料金引き下げということで、大変すばらしいと思います。1世帯当たりになると年3,780円ぐらい安くなるということで、少し市民にとって喜ばしいことであります。そのことを検討してくださった市長や課長には深く敬意を表します。

さて、20年度の予算、現金預金というところですが、17ページの3の(1)です。11億円になるということです。これのその後の見通しも含め

まして、例えばその後22年3月にはさらに繰り上げ償還をその後やるわけだし、1億3,000万円やるし、また老朽管の更新も続いているだろうと思いますし、第6次拡張事業もあるかと思っています。それらを見まして、それでも預金が残るのではないかと思うんですが、これを私は財政健全化法の四つの指標を考えたときに、公債費比率を下げておくために使えないだろうかと思うんです。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

小野周一委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 大変お褒めの言葉ありがとうございます。私は、315円下げましたから佐藤委員からは質問ないものと思っていました。

これで現金預金の話なんです、20年度から300円、消費税込みで315円下げるということを全員協議会で話ししましたように、下げる予定にしています。それによる試算ですと減債積立金が22年度では1億3,697万5,000円、建設改良積立金が4,264万2,000円……、間違えました。22年度においては3,697万5,000円が減債積立金の残高、建設改良積立金の残高が566万7,000円ということで、後年に負担を残さないために、今で言う公庫債、最近においては公庫債、政府債は一切借りないでやってきました。それで、今年度から始まりました中川原外4地区の建設改良費も水道の自前の金でやるということで、一応今のところ11億円ほどの積立金があるんですが、22年度中川原が終わる時点でそのような金が残ると、そのような状況です。ですから、あとはどういうことを言われましても、今のところはあっちに貯金したり、こっちに貯金したりということはできないと試算しています。

2 番(佐藤悦子委員) わかりました。

11 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11 番(渡部平八委員) 今、佐藤委員から御質問あったんですが、水道会計は公営企業という

ことで、ちょっとほかの会計の手法と違って貸借対照表とか損益計算書とか出てくるんです。これをずっと見ていきますと、今、水道課長がおっしゃったように、ことしも建設改良資金から1億2,000何百万とか減債から1億とか取り崩しているわけですよ。そして結局今残っているのが4億ぐらいですか、両方足して。さらにこれを建設改良、老朽管の布設替えとかやっていくと恐らく1年か2年で、ゼロにはならないけれども、かなり我が家の身上の切り回しは定期貯金がほとんどなくなって大変だなと、こういうふうに見ておったんですが、まさしく今、課長の答弁で大変な事態に押し込まれるみたいだなと。

そこで、20年度、県の公水から受水費を下げてもらったということで、今回は2回目なので、また下げないということは向こうに対してどういう言いわけするかなということを大変心配しておったわけです。そういうことで下げた、下げざるを得なかったわけ。本当は下げたくなかったけれども、下げざるを得なかった、2回目だから。そういうことを見たときに、いわゆる高料金対策補助金ですか、これは国の方と市の方で案分して、ことしは2億1,426万円ですか、去年は1億7,778万ちょっとなんです。ちょっとここで疑問を持つのは、315円下げれば、こっちの高料金対策にかかわる、ここに出てくる他会計繰り出しというか、これが下がるような感じ、率直にちょっとと思うと、下げたもんだからこっちも下がるなという感じ持つんですが、その辺どういう、何か聞けばいきさつはこういうことだとわかると思うんですが、ちょっとその辺御説明をお願いします。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

小野周一委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 渡部委員が今お話ししたとおり、平成16年にも県水の引き下げがありました。県水の引き下げという話になったんですけれど

も、16年度の経営状況では引き下げることとはできないということで断念した経緯がございます。このたび20年4月1日からまた県水の、県の努力もありましたんですけれども、県水の基本料金67円が45円……、57円から45円に基本料金が2円引き下げられました。使用料金が17円から15円に2円引き下げられました。合わせますと年間で約7,900万円から8,000万円の受水費の引き下げが図られたということで、16年度において引き下げなかった分を何とか引き下げようということで努力した結果、315円の税込みで料金の引き下げを可能と判断した次第です。

高料金対策費につきましては、上水道の高料金対策に要する経費、支出がございます。建設改良費が割高なため、資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出す。繰り出しの基準といたしましては、繰り出しの対象となる上水道は前々年度における有収水量1立方メートル当たりの資本費及び給水原価が要件を満たすもので、経営健全化のために十分な努力をしている事業体ということを繰り出しの基準とされています。委員が御質問した高料金対策の算出基準としましては、一応これは平成20年度の繰り出しということで2億円ほど上げていますので、平成18年、前々年度における有収水量ですから平成18年度の当該水道の資本費、これは235円でございます。あと給水原価、これは364円です。国の通達があるんですけれども、毎年4月下旬にあります。これがまだ20年度の基準の通達がありませんもんですから、19年度の通達によって計算したところ2億円、1億9,900万円ぐらいですか、の高料金対策が計上できたと、そのような内容でございます。

11番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11番(渡部平八委員) 前々年度、2年前とい

うことで、そこで心配されるのは、この高料金対策というものは国の方で正直言ってあしたにもなくすというのは前から話あったわけです、国ではね、おれは今でもやめたいんだわと。それがみんなの要望によって続いてきた経緯がある。そうなりますと、これは前々年度ということで、今回下げたものはいずれあと2年後にこれが今度はある程度基準になって出てくる。そのときに、今でさえも2年後の金なくなる、定期貯金なくなると心配しているとき、他会計から来ないことになるという、我が家はどげなんだかなと心配するわけよ。佐藤委員は下げる下げろと言うけれども、本当火の車の状況がそこまで来ているんでないかなと私は見ているんですよ。

そこで、高料金対策の補助金の対象になる、いわゆる料金ですか、今考えられることで、どの線が収支のバランスというか、これ極端に言うとも1,000円下げたなんて高料金対策にならないわけだ、1,000円下げたなんて言うとも50円ぐらい下げるとなるかもしれない。その辺もある程度見据えておかないと経営が、企業としての経営が大変だな。下げてばりいいというわけないわけ。下げるのもいいけれども、むしろ下げるより、そういう高料金対策事業というのが国の制度として今あるうちに新庄の水道として老朽管の布設がえとか、いつだか茶屋町でパンクしたわけだ、ああいうこともいずれは起きるから、その制度あるうち、料金を下げるのも大事だけれども、二、三年、みんなが負担に耐えて、いずれはそういう布設がえをしなければだめなので、そっちの布設がえの事業さ投資したらどうですかと、ここで言ったことがあるんですが、そのとき前の水道課長がそういう方向で行くと。私はそういう方法でやった方が、高料金あるうち、屋根のペンキも塗ねんね、柱も腐ったということがわかるわけよ、建物で言うとも。そういう制度あるうち、ある程度ペン

キも塗る、柱も直すということをやらないと、その制度なくなったとき、必ずそれをやらねばできないから、また料金すごく上げねんねわけよ、ばっと。その辺、水道課長が企業の経営者としてどういうふうに、本人、御勇退なされるという話も聞いておるんですが、経営者としてどういうふうに見ているのか、一つお話、御高説か、御高説を賜れば、私たち委員としても、なるほど高橋課長はいいことを言ったと。ひとつ率直に歯に衣着せないで、こういう心配あるんだよと、あそこの席さ座って、実際自分が部下と一緒に頑張ってきて、こういうことが心配だよと、こういうふうにすべきだよと、そういう率直な心を言える範囲で結構ですので、ひとつお聞きしたいと思うんですが、いかがですか。

高橋 敦水道課長 委員長、高橋 敦。

小野周一委員長 水道課長高橋 敦君。

高橋 敦水道課長 逆になるんですけれども、主要事業として私の方で考えています先ほど話しました中川原外4地区、それから老朽管更新事業、これも18年からですか、続いてきたんですが、ちょうど22年で全部終了の予定です。ですから、この事業を終結するということで、料金体系、料金の引き下げを考えてみました。今、渡部委員がおっしゃったのは、損益分岐点、要するに売上高とその売り上げに係る費用がちょうど一致すると、そういう話だと思うんですが、試算した結果によりますと22年度で純利益が約4,000万円、23年度には2,900万円、約3,000万円と純利益がだんだん下がっています。これでいきますと23年度が損益分岐点かなということを一応試算した結果ですけれども、結果がそういう結果が出ました。高料金対策費につきましては、委員おっしゃるとおり、有収水量が増加と減価償却費、企業債の利息、受水費の減少に伴いまして高料金対策費も減少すると、そのようなあめとむちのような感じの補助金であります。これをもとに計算した結果が先ほど話しま

した22年度では4,000万円、23年度では2,900万円、約3,000万円の純利益しか出ないと。そのような結果で、22年度か23年度が損益分岐年かなという感じで試算しました。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

小野周一委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） やはり下げてばりいいわけでない。仕事が目の前さ見えている。我々農家で言うと、コンバインもトラクターもぼこってきてんなよ。いずれすねんねわけよ、いずれは。それ目の前さ見えてるもんだもんよ。ある程度高料金対策というのはあるうちに、余り料金だの下げないで、みんなして我慢して、今ぼこったとこ、こへろって言うのよ、おれ。今ぼこってきたとこ、そいつあるうち。なくなってから、こへてから料金は下げてしかるべきでないかなと。ちょっと佐藤委員と意見違うようだけれども、これはなじょもしようがない。今いろいろ聞いて、課長もあそこの席から去っても、恐らく次の人が水道課長として席にお座りになったとき、くれぐれも今考えているようなことを言い伝えていくと思いますので、私も安心して、以上です。終わります。

小野周一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号平成20年度新庄市水道事業会計予

算は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、福祉事務所長より発言の申し出がありますので、発言を許します。

福祉事務所長矢口 孝君。

矢口 孝福祉事務所長 発言の訂正をお願いしたいと思います、申しわけありませんが。

先ほど新田委員の御質問の中で、手数料265万5,000円を一般会計と申し上げましたが、介護特会の一般管理費の中でございまして、216ページの手数料が267万6,000円ございまして、その中に265万5,000円が含まれているということで訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

閉 議

小野周一委員長 それでは私よりあいさつを兼ねまして御礼を一言申し上げたいと思います。

今回、初めての予算特別委員長として得がたい機会を経験させていただきまして、深く感謝をしております。

3日間にわたる委員の皆様の活発な質疑、そして執行部の皆様方の誠意ある対応、本当に御苦労さまでございました。山尾市長にとっては初めての予算であり、これが執行され、市民にとって大変よい予算であることを願い、執行部職員の皆様にはなお一層期を気を引き締めて行政運営に取り組んでいただきたいと思います。

付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。

これをもちまして閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。(拍手)

午後 4 時 4 3 分 閉議

予算特別委員会委員長 小野周一

平成20年6月定例会会議録（第1号）

平成20年6月6日 金曜日 午前10時00分開会
議長 中川正和 副議長 平向岩雄

出席議員（20名）

1番	奥山省三	議員	2番	佐藤悦子	議員
3番	斎藤義昭	議員	4番	小野周一	議員
5番	小関淳	議員	6番	遠藤敏信	議員
7番	中川正和	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	清水清秋	議員	10番	小嶋富弥	議員
11番	渡部平八	議員	12番	今田雄三	議員
13番	金利寛	議員	14番	新田道尋	議員
15番	平向岩雄	議員	16番	森儀一	議員
17番	山口吉静	議員	18番	亀井信夫	議員
19番	星川豊	議員	20番	下山准一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	國分政嗣
総務課長	星川基	政策経営課長	坂本孝一郎
税務課長	今川吉幸	市民課長	柿崎卓美
環境課長	五十嵐正臣	健康課長	小野孝一
農林課長	五十嵐祐一	商工観光課長	黒坂光悦
都市整備課長	中部力	下水道課長	佐藤新一
会計管理者 兼会計課長	大江雅夫	福祉事務所長	田口五郎
神室荘長	叶内利昭	水道課長	小野善次
教育委員長	伊藤輝昭	教育長職務代理長 教育次長	大場和正
生涯学習課長	三浦和枝	学校教育課長	山川義隆
選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦	生涯スポーツ課長	清水幹也
監査委員	高山孝治	選挙管理委員会 事務局局長	小野正一

農 業 委 員 会 長 柏 倉 政

監 査 委 員 長 佐 藤 良 知

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局 長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 事	笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 0 年 6 月 6 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第 3 号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 5 報告第 4 号新庄市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 6 報告第 5 号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 7 報告第 6 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 8 報告第 7 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 9 報告第 8 号平成 1 9 年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 0 諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 1 議案第 3 9 号新庄市教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 2 議案第 4 0 号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 3 議案第 4 1 号新庄市固定資産評価員の選任について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 1 4 議案第 4 2 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 4 3 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 4 4 号市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 1 7 議案の各常任委員会付託

（一括上程、提案説明）

- 日程第 1 8 議案第 4 5 号平成 2 0 年度新庄市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 4 6 号平成 2 0 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 4 7 号平成 2 0 年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

開 会

中川正和議長 ただいまの出席議員は20名、欠席通告者はありません。

それでは、これより平成20年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

中川正和議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において沼澤恵一君、金 利寛君を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

中川正和議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

（今田雄三議会運営委員長登壇）

今田雄三議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る5月30日午前10時より議員協議会室において委員7名出席のもと、執行部より副市長、各関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました6月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成20年6月定例会日程表のとおり、本日から6月16日まで11日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

このたび提出されます案件は、報告6件、諮問1件、議案6件、補正予算3件の計16件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告6件の後、諮問第2号及び議案第39号から議案第41号までの人事案件につきましては本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第42号から議案第44号までの議案3件は、本日一括上程、提案説明後、総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。議案第45号から議案第47号までの補正予算3件につきましては、本日提案説明のみにとどめ、委員会の付託を省略し、6月16日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問であります。今期定例会の質問者は10名でありますので、1日目5名、2日目5名で行っていただきます。質問時間は答弁を含めて1人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

中川正和議長 お諮りいたします。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） ただいま人事案件について議運の委員長の発言の中で、本日審議されます人事案件、議案第39号新庄市教育委員会委員の同意を求める件についてであります。教育委員会の中で教育委員長を除いては教育現場での経験のある人はいないのではないかと。今なっている方々はないと聞き及んでおります。ま

た、長年、教壇に立って教育指導に携わった人物だからこそ言葉にも重みがあるのではないかと心配します。今回、同意を求める方は教育経験がないと思われます。

なお、今回の同意を求めるに当たって、第三者的な方々、例えば産学官、教育関係者の方々に意見を求めたのでありましょくか。求めたのではないと聞いてもおります。

そして、新庄市の教育委員会の中で、互選された方々の中で教育長になられる方は、最上8市町村の代表的な立場になる方であります。そして、5月12日にこの件についてそれぞれ各派代表者会議を開いたと聞き及んでおりますが、そのときも結論は持ち越しにされているのであります。

こういう中で、まだ審議が十分になされてないままにこの人事案件を出され、そしてその承認を求めるという状態は、私は前文教厚生常任委員長を務めた者として非常に心配をしておりますので、再考を願いたいというふうに思いますが、これが議会運営委員会の中で議題にはならなかったのでありましょくか。

今田雄三議会運営委員長 議長、今田雄三。

中川正和議長 議会運営委員長今田雄三君。

今田雄三議会運営委員長 そのようなやりとりはございました。

13番(金利寛議員) 議長、金利寛。

中川正和議長 金利寛君。

13番(金利寛議員) そのやりとりがあった中で、どういうふうな結論づけを議案第39号ではなされたのでありましょくか。

今田雄三議会運営委員長 議長、今田雄三。

中川正和議長 議会運営委員長今田雄三君。

今田雄三議会運営委員長 議案の説明と質疑の中で、今、発言者からありましたとおり、やりとりはありました。その中で、人事案件について議会運営委員会の中でもそういう議論があり、いかがなものかというような意見もありました。そういう意味合いで、これらの発言についても議会運営委員会としては議案をのせるのせないの問題も含めてありますから、そういう意味合いでは意見はお聞きしました。そして、執行部側からいろいろお話をお聞きしましたが、その中でこの人は最適な人だというような要旨でお話があったところであります。そして、そういうやりとりがいかがなものかと、先ほど言いましたとおりありましたから、それらを踏まえて、発言者の気持ちを提案者に対して十二分に伝わるようにお知らせをしてほしいということで審議に入り、そしてきょうの報告をさせていただいた原案について承認を得たところであります。

中川正和議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月16日までの11日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月6日から6月16日までの11日間と決しました。

平成20年6月定例会日程表

会期	月	日	曜	会議別	場所	開議時間	摘要
第1日	6月	6日	金	本会議	議場	午前10時	開会。市長の行政報告。報告(6

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時間	摘 要
						件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。人事案件(3件)の上程、提案説明、採決。議案(3件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案の各常任委員会付託。補正予算(3件)の一括上程、提案説明。
第2日	6月7日	土	休 会			
第3日	6月8日	日				
第4日	6月9日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 平向岩雄、小嶋富弥、奥山省三、小野周一、今田雄三の各議員
第5日	6月10日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 沼澤恵一、佐藤悦子、山口吉静、金利寛、小関 淳の各議員
第6日	6月11日	水	常任委員会	総 務 (議員協議会室)	午前10時	付託議案の審査
			常任委員会	文 教 厚 生 (議員協議会室)	午後1時 30分	付託議案の審査
第7日	6月12日	木	常任委員会	産 業 建 設 (議員協議会室)	午後1時 30分	付託議案の審査
第8日	6月13日	金	休 会			本会議準備のため
第9日	6月14日	土	休 会			
第10日	6月15日	日				
第11日	6月16日	月	本 会 議	議 場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。 補正予算(3件)の質疑、討論、採決。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

日程第3市長の行政報告

山尾順紀市長 おはようございます。新緑さわやかな季節となりました。今6月定例会、最後までよろしくお願い申し上げます。

中川正和議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

それでは、わらすこ広場について、御報告さ

せていただきます。

平成19年4月から休止しておりましたわらすこ広場ですが、5月31日に再開することができました。再開までの経過につきましては、2月臨時会におきまして条例案を可決いただき、その際に、再開日は5月連休明けを予定しておりましたが、その後、株式会社宮城と何度か協議をしましたところ、裁判所の手続の関係で破産財産からの切り離しが思いのほか長引いたこともあり、工事がずれ込みました。市民からは早い時期の再開を望む声がありましたが、何よりも利用者の安全を確保しなければならないということが前提にありますので、工事スケジュール等を考慮し、5月31日の再開となりました。そのため、5階のプールにつきましては一部水漏れがあるため交換工事が必要ということで、同時再開ができないという状況になりました。

5階部分についてですが、スポーツジムは6月20日、プールは7月6日にオープンと聞いております。全館オープンは来年4月ということで、それまでは工事は継続して行われますが、安全上、利用者に支障がないように十分に協議をしておりますので、安心して御利用いただけるものと考えております。

31日の再開日の状況ですが、大変なにぎわいで、推計ですが、約800名の方に来場していただきました。いろんなイベントも行い、子供たちや保護者の方々に好評でした。

今後も子育て支援の充実に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、市町村合併に関する検討状況について御報告させていただきます。

将来の最上地域づくりを進めるため、1月29日に最上地域将来像検討会が設立され、これまで検討会を5回開催し、町村長の方々と検討してまいりました。

検討会では、市町村行政組織の将来像に関する事項、地域づくりの課題と解決に関する事項、

最上地域の将来像に関する事項の3事項を主な検討事項としており、下部組織として各市町村の担当課長で構成する幹事会があり、さらに幹事会の中に各市町村2名ずつの職員で構成する研究部会を二つ設置しました。第1部会では最上地域の現状、合併のメリット・デメリット、最上地域の将来あるべき姿などの合併に関する諸課題を、第2部会では地域総合力を高める方策としての広域連合に関する課題を研究・検討することとし、これまでそれぞれ部会を4回開催して取りまとめを行い、5月19日の第5回検討会へ中間報告がされたところであります。幹事会、部会における研究・検討は今月下旬までを目安に行うこととなっておりますが、その結果報告をもとにさらに議論を重ね、各市町村首長が自身の市町村の将来について判断することになっております。

検討会では、普通交付税の特例措置がある合併新法の期限を視野に入れた検討が必要であるということになり、幹事会へ指示し、現在、合併した場合としない場合のシミュレーションも含めた検討を行っているところであります。

次に、新庄市における庁内の動きについてありますが、1月15日、新庄最上地域が合併するための諸課題について研究する新庄市合併課題研究会を組織いたしました。4回の研究会を経て報告書が提出されたところでありますが、その報告に基づき、4月11日からはさらに新庄最上圏域将来像検討会を立ち上げております。この組織は、新庄最上圏域が一つの自治体としてあるべき姿を整理し、解決すべき具体的な事項についての検討、特に新庄市が合併新法期限内の合併を視野に入れた検討を行い、新市としての将来像、将来計画を検証するため、まちづくり、意識改革、組織、財政、公共サービスの五つの分科会を設置し、るる研究を進めているところであります。今後7月に中間報告を行い、9月下旬をめどに報告をまとめる予定となっております。

おります。

市といたしましては、新合併特例法の期限もあり、判断すべき時期に来ていると認識しております。最上地域将来像検討会での検討結果を踏まえながら、庁内での研究も並行して行いながら慎重に対応していきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、12日の議員懇談会において御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告させていただきます。

日程第4報告第3号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

中川正和議長 日程第4報告第3号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第3号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、御説明申し上げます。

改正の内容についてであります。当条例の目的とする工業等の導入を一層推進するため、このたびの総務省令改正に伴い、適用期間を平成21年12月31日まで延長するものであります。

施行日は平成20年4月1日からとなり、3月31日に専決処分を行いましたので、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

中川正和議長 ただいま説明のありました報告第3号について質疑に入ります。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第3号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、報告第3号については、これを承認することに決しました。

日程第5報告第4号新庄市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

中川正和議長 日程第5報告第4号新庄市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第4号新庄市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、御説明申し上げます。

改正の理由であります。診療報酬の算定方

法が改正されたことに伴い、新庄市国民健康保険条例及び新庄市夜間休日診療所設置及び管理に関する条例の必要な部分について改正を行うものであります。

この件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成20年3月31日に専決処分を行いましたので、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

中川正和議長 ただいま説明のありました報告第4号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 法律が変わったのでそのまんまということなんでしょうけれども、その法律の内容がどのように新庄市の国民健康保険の会計に影響するのか、影響の内容と金額など、わかればお願いします。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 ただいまの佐藤議員の質問でございますけれども、診療報酬については多岐にわたっておりまして、診療報酬のみならず、後期高齢者医療の分についても診療点数が本当に多岐にわたっております。したがって、どのような形で国保の方にはね返ってくるかという分析は今のところなされておりません。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） ぜひ勉強のためにもこれから文教厚生委員協議会などを開いていただきながら、学習させていただいて、どのように新庄市の国民健康保険会計や後期高齢会計などが影響受けるのかというのをぜひ教えていただきたいと要望いたします。

中川正和議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ

て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第4号新庄市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号については、これを承認することに決しました。

日程第6 報告第5号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

中川正和議長 日程第6 報告第5号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 報告第5号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、御説明申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、必要な部分について手数料条例の改正を行うため、4月30日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願い

するものであります。

改正の内容についてであります、戸籍法及び住民基本台帳法に条項が新設されたことを受けまして、手数料条例の条文に不整合が生じる部分について改正を行うものであります。

なお、手数料の額につきましては改正はございません。

この件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成20年4月30日に専決処分を行いましたので、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

中川正和議長 ただいま説明のありました報告第5号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第5号新庄市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号については、これを承認することに決しました。

日程第7報告第6号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

中川正和議長 日程第7報告第6号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 報告第6号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、必要な部分について市税条例の改正を行うため、4月30日に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容についてであります、最初に、個人市民税関係につきましては、特定中小会社が発行した特定株式に係る譲渡益を2分の1に圧縮する優遇措置、いわゆるエンジェル税制の廃止に伴う改正等であります。

次に、法人市民税関係であります、収益事業を行わない、人格のない社団に対する法人均等割の非課税措置が講じられたことによる改正及び1号から9号までの法人区分が変更されたことによる改正等であります。

最後に、固定資産税、都市計画税関係であります、窓の改修工事、床や壁の断熱改修工事等の省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置が創設されたことによる改正及び地方税法改正による条項ずれの整備を行う改正等であります。

ただいま御説明申し上げました件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成20年4月30日に専決処分を行いましたので、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

中川正和議長 ただいま説明のありました報告第

6号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第6号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、報告第6号については、これを承認することに決しました。

日程第8報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

中川正和議長 日程第8報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本年3月16日午前11時50分ごろ、日新中学校

管理棟3階屋根からの落雪により、管理棟西側駐車場に駐車してあった自動車の右フェンダー、リアウインドーガラス等が破損したため、その損害賠償を行うものであります。

なお、損害賠償の額につきましては5月2日に示談交渉が成立いたしまして、47万4,184円であります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

よろしくをお願いします。

中川正和議長 本件は地方自治法第180条の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承願います。

日程第9報告第8号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

中川正和議長 日程第9報告第8号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 報告第8号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

去る3月定例会における平成19年度公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）で、公共下水道事業の補助事業分につきまして、その予算の一部を20年度に繰り越して使用することの御決定をいただいた事業であります。

処理場建設の補助事業の予算額は1億7,600万円ですが、うち7,200万円を繰り越すもので

ございます。翌年度繰越額の事業内容は、下水道事業団に委託しております水処理設備工事及び電気設備工事に関する事業でございます。財源としましては、既収入特定財源であります公共下水道事業受益者負担金360万円、国庫補助金3,960万円、それに公共下水道事業債2,880万円となっております。工期は7月末までとしており、工事は計画どおり進捗しておりますので、よろしくお願いいたします。

中川正和議長 本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第10 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

中川正和議長 日程第10諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、9月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、引き続き推薦する方として、平成17年から人権擁護委員を務められている渡辺庄二氏であります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、これまでの人権擁護委

員としての実績、人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

中川正和議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号はこれに同意することに決しました。

日程第11 議案第39号新庄市教育委員会委員の任命について

中川正和議長 日程第11議案第39号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第39号新庄市教育委員会委員

の任命について、御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員に欠員が生じておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たに教育委員を選任するため御提案申し上げます。

新たに任命しようとする方は、武田一夫氏であります。任期は、前の委員の残任期間となり、平成21年3月31日までであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、本市の教育行政を推進していただく上でまことにふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

中川正和議長 これより採決いたします。

議案第39号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 異議がありますので、起立採決いたします。

議案第39号については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

中川正和議長 起立多数であります。よって、議案第39号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時43分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第12議案第40号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について

中川正和議長 日程第12議案第40号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第40号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

新庄市固定資産評価審査委員会委員3名の任期が本年6月23日をもって満了となることに伴い委員を選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

選任しようとする方々は、荒川 力氏、三原完治氏、森 俊明氏の3名で、いずれの方々も今回新たに選任するものであります。御参考までに3名の方々の経歴を添付しておりますが、知識、経験とも豊富であり、本委員会を適正に運営していく上で適任の方々であると考えております。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

中川正和議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第40号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号はこれに同意することに決しました。

日程第 13 議案第 41 号新庄市固定資産評価員の選任について

中川正和議長 日程第13議案第41号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第41号新庄市固定資産評価員の選任について、御説明申し上げます。

固定資産税評価員は、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという職務の性格上、本市におきましては市の税務課長の職にある者が最も適任であるとし、選任してきたところであります。去る4月1日をもって今川吉幸君を新たに税務課長に任命いたしましたので、同君を固定資産評価委員に選任するため、地方税法第404条第2項の規定によりまして議会の御同意をお願いするものであります。

中川正和議長 ただいま説明のありました議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、

本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第41号新庄市固定資産評価員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号はこれに同意することに決しました。

議案 3 件一括上程

中川正和議長 日程第14議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16議案第44号市道路線の認定及び廃止についてまでの計3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、必要な改正を行うために提案するものであります。

主な改正の内容について御説明申し上げます。

最初に、個人市民税関係であります、公的年金からの特別徴収制度が創設されたこと及び

寄附金税額控除制度が創設されたことに伴う字句の整備を行う改正等であります。

次に、法人市民税、固定資産税関係であります。公益法人制度改革に伴う字句の整備を行う改正であります。

最後に、都市計画税関係であります。地方税法改正に伴う条項ずれを整備する改正であります。

次に、議案第43号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

改正の理由であります。地方税法が改正されたことに伴いまして、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容であります。一つ目は、国民健康保険税のうち基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額における限度額を規定するものであります。二つ目は、軽減措置を受けていた世帯において、高齢者が後期高齢者医療制度に移行することにより被保険者数が減少する場合であっても、従前と同様の軽減措置が受けられるようにするための改正等であります。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成20年4月1日から遡及適用するものであります。

次に、議案第44号市道路線の認定及び廃止について、御説明申し上げます。

提案の理由としましては、道路網の整備を図り、市民福祉の増進に資するため、市道の路線について認定及び廃止する必要があるので、提案するものであります。

内容といたしましては、新規認定路線が3路線、廃止する路線が2路線となっております。

次に、各路線について御説明申し上げます。

新たに認定する各路線であります。野中谷地小屋線は、山形県が実施した野中地区ふるさと農道緊急整備事業及び本市が実施した谷地小屋地区ふるさと農道緊急整備事業により整備された道路であります。このたび事業が完了し、

山形県施行分について財産譲与を受けたことから、新たに認定するものであります。滝の倉野中線につきましては、野中地区の圃場整備事業が完了したことに伴い、滝の倉地区と野中、中川原地区を結ぶ道路を新たに認定するものであります。野中野中線につきましては、起点を変更し、これまで滝の倉野中線の一部であった野中地区の集落内の道路を当該路線に取り込んで新たに認定するものであります。廃止する滝の倉野中線については、圃場整備事業により整備された幹線道路へ振りかえとなるため、また野中野中線につきましては起点の位置が変更になるため、それぞれ当該路線を廃止するものであります。

以上のとおり道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により御提案申し上げます。御審議いただきまして、御決定くださるようお願い申し上げます。

中川正和議長 それでは、これよりただいま説明のありました議案3件について、総括質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 議案第42号についてなんですが、ありがたくも説明資料をいただきまして、大変わかりやすく説明されていて、大変ありがたいと思いました。ここで、65歳以上の公的年金などの受給者のうち個人住民税の特別徴収の対象となり得るのは約2割強と出ておりました。つまり、今まで住民税については公的年金を受けていた方々は年金天引きではなかったわけで、これによれば来年10月から住民税が年金から天引きされるようになるというふうに理解いたしました。今まで住民税は納付書などが来て、確定申告を受けた後に納付書が来て、それを高齢者の方、年金受給者が払っていると思うんですが、住民税の課税世帯というのはどのぐらいの数がおられて、このたびの特別徴収、

つまり年金天引きとなるのはどのぐらいの数なのか、人数がわかるのであればお願いします。そして、この天引きによる効果はどのように考えておられるのか、効果はあるのか、お伺いします。

今川吉幸税務課長 議長、今川吉幸。

中川正和議長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 ただいまのことについてお答えしたいと思います。

住民税につきましては、平成19年度ですと大体1万8,000人ぐらいが課税なっております。先ほどありましたように、今回の改正につきましては、公的年金だけで課税なるような人は公的年金から差し引きますということでございます。65歳以上の方は大体1万人ぐらいいますので、全国レベルで言いますと2割強の人が該当するだろうと言われておりますが、私どもの試算では大体1,800人ぐらい、2割弱ぐらいの人ではないかなと思っております。

メリットといいますか、これは今まで納付書で納めていたものが、納付書が要らずに年金から引かれて、納めに来る手間が省けるということかと思えます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 今までの納付書が要らなくて、手間が省けるということですが、それは口座振替を選べば手間が省けるわけで、これは自主的に市役所に届けて、どうか手間が省けるように口座振替してくださいと言えばやれるわけでありまして、これは今までも選べたわけなんです。それが天引きということになると選べなくなるということではないのか。つまり強制になるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。強制になるということについては、今、高齢者から非常に怨嗟の声が上がっているような気がいたします。年金天引きが、例えば後期高齢者医療制度などがこの4月からされる

ようになった結果、何だかすごく生きづらくなった、早く死んでほしいと言われていたような気がするぐらいつらい気持ちになると言われています。これは年金天引きに対する高齢者からの抗議の形で、国に対して裁判するといいますが、それはやめろというような裁判に訴えをしている方も出ております。年金天引きについては滞納の権利を奪うものだという指摘も聞いております。特に、正当な理由で何年間か滞納すると税金というのは時効になることも聞いております。その権利を奪うことになるのではないかと思います。これについてどうでしょうか。

今川吉幸税務課長 議長、今川吉幸。

中川正和議長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 今のことについてお答えいたします。

確かに口座振替をしている方については滞納することなく納められているということで、天引きと同じ形になろうかと思えます。

なお、今、滞納する権利という言葉は初めて私は伺いまして、そういう権利があったのかなと、初めてでございます。なおそれについては研究したいと思えます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） よろしくお願ひしたいと思えます。口座振替であれば自主的なものです。納税者の権利ということで、自分の払い方を自分から言うことで、これが間違いなく税を払っていただくためにはお互いにいいことだと思います。しかし、そうでなくて、自分でやはり現金を持って、税のことをその都度その都度に考えておられる方は、やはり自分で払いたいと、この金額の重みを、政治を考えながら払うという意味で、わざわざ口座振替を選ばずに自分で現金で払うように努めている方も少なくありません。その権利を奪ってしまうような気がいたします。

そのことと、もう一つは、高齢者の税金が上がっているのではないかということについての認識をお聞きしたいと思います。というのは、定率減税が廃止されました。それによって去年から、6月あたりから住民税が上がった高齢者などが非常にびっくりなさっておられるわけです。それと同時に、高齢者の老年者控除廃止ということも今記憶している範囲ではあります。さらに、高齢者のための控除ももう少しあったと思うんですが、そういったものがなくなったり、減らされたりしております。また、介護保険料も上がっております。後期高齢者保険料もこのたび取られるように、天引きされております。特に後期高齢者医療制度については、きのうきょうの報道で、高額な方は増税になるけれども低所得者はならないと言っていた厚生労働省の発表が実は違っていた。逆に低所得者と言われる高齢者に後期高齢者医療保険料が上がっているということが判明いたしました。こういう中で、高齢者の税金が雪だるま式に膨れ上がっている。このことに対する高齢者の怒りが非常に最近膨れ上がって広がっているように思うんです。その声をまた天引きで傷を無理無理抑え込むというか、そのようなものに見えるんですが、高齢者の増税問題と高齢者の天引きが来たときの気持ちなど、どう考えておられるか、お伺いします。

今川吉幸税務課長 議長、今川吉幸。

中川正和議長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 ただいま佐藤議員がおっしゃったとおりだと思います。確かに老年者控除とか、ここ最近、老人に関する控除が減っております。また、税源移譲の問題もありまして、市税の税額そのものも大きくなっています。したがって、老人にとっては所得税は下がったけれども市民税は上がったなという感覚があるのは事実だと思います。ただ、これについて一地方自治体の中で独自にできるわけではござい

ませんし、今回も国の方ですべて所得税から始まり介護保険、国民健康保険、すべて年金から差し引くようにしたいという大きな流れの中での一つの施策だととらえております。

中川正和議長 ほかに質疑ありませんか。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

中川正和議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） これは総務委員会に付託なるわけなんです、その前にちょっとお聞きしたいのは、今、税務課長が、これは国の方の法律ですか、地方税法が変わった、それに伴って新庄市でも改正するんだと、一自治体でできるものではないというお話なんです、今、年金の天引きというのはいろいろな面で、お年寄りから始まって、新聞、テレビから毎日のごとく報道なっているんですが、そうしたことを受けて、今は国というか、政府というか、見直しに走っているんですが、新庄市としてこの条例を認めることができませんとなったときに、どういうケースが考えられるのか。例えば新庄市だけの手数料とか使用条例とか補助金条例があるわけで、新庄市だけの施策の条例として。これは国の方の後期高齢者医療制度の法律にのっとってずっとレールの上を走っているわけ。この中で、新庄市のみならず、地方自治体がいろいろ不満があるからこれはできませんとなったときに、新庄市としてはどういう心配事というか、そういうケースがあるのか。何もないとなれば議論する何もないと思うんですが、これがもし認められないとなったときはどういうことが考えられるのか。

中川正和議長 ただいまから10分間休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

今川吉幸税務課長 議長、今川吉幸。

中川正和議長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 先ほどの渡部議員の質問に対してお答えいたします。

このたびの地方税法改正に伴う市条例の改正ということで提案いたしております。国で決まりました法律に反するような議決というのはこれまで当市議会ではされたことがないということでございまして、我々としてはなるべくといいますか、国の法律に基づくものですので、何とかこのまま御可決いただきたいと思っておりますけれども、なお、これがどうしても否決ということにつきましては、前例がないことでもございますので、なお今後研究していきたいと思っております。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

中川正和議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 法律に反することになるんでないかなと私もそうっておったんです。ところが、この制度とか、この方法はうまくないと、だからだめだと、今回どうなるかわかりませんよ、もしそういう事態になったとき、後学のため勉強するというか、これは物すごく大事なことだと思うので、これは法律に反するんだと、法律に反するとしたらば、新庄市は法律に反することをしたと、それでどういうふうになるんだと。何か国なり県の方から、そういうことはまかりならんと、法律を守らなければだめだ、それはだめだ。何かそこに強い指導

というか、罰則というか、そういうものがあるのかないのか。今ここで答弁を求めても一税務課長として大変だと思いますので、総務委員会に付託なるし、また我々文教にも健康保険の方の改正案として出てくるわけよ。これは国の方の上位法を受けてだから、税務課長だけでなく副市長、市長も含めて、これは新庄市のことから、みんなしてよく相談して、間違いのないような筋道をつけていかねば私はだめだと思っています。そこをよく議員の方々初め一般住民の方にも説明できるようにひとつお願いしたいと思っています。以上です。

中川正和議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第17議案の各常任委員会付託

中川正和議長 日程第17議案の各常任委員会付託を行います。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成20年6月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務常任委員会 議案（1件）	○議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
文教厚生常任委員会 議案（1件）	○議案第43号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

付 託 委 員 会 名	件 名
産 業 建 設 常 任 委 員 会 議 案 (1 件)	○議案第 4 4 号市道路線の認定及び廃止について

議案 3 件一括上程

中川正和議長 日程第18議案第45号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第 1 号）から日程第20議案第47号平成20年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）までの議案 3 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第45号から議案第47号までの一般会計及び特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書 1 ページ、議案第45号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ 2 億1,595万円を追加し、補正後の予算総額を131億5,095万円とするものであります。

歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

10ページの 6 款農林水産事業費であります、県産米の消費拡大を目的とした新庄市米飯学校給食促進事業費補助金325万円を計上しております。現在、米飯給食は週 3 回または隔週 4 回行っている学校がありますが、県の方針で週 4 回の米飯給食を実施するための予算でございます。全額県から補助金が交付されるものであります。

7 款商工費であります、産業立地促進資金融資制度貸付金3,000万円を計上しております。中核工業団地で操業しております高度な技術を有する企業に対し、県、市及び金融機関が協調して融資を行い、運転資金を融資するものでございます。

12ページ、12款公債費には公的資金の借りかえに伴います元金 1 億6,594万7,000円を追加しております。昨年度から対応している制度ですが、今年度対象となります一般会計の 9 件分であります。

続きまして、13ページからの特別会計であります、議案第46号国民健康保険事業特別会計補正予算は61万6,000円を追加しまして35億9,122万9,000円に、19ページからの議案第47号老人保健事業特別会計補正予算は4,137万4,000円を追加しまして 4 億8,215万4,000円とするものであります。

私からの説明は以上であります、各会計の詳細につきましては政策経営課長から説明させていただきますので、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

（政策経営課長坂本孝一郎登壇）

坂本孝一郎政策経営課長 1 ページをお開き願いたいと思います。

議案第45号一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ 2 億1,595万円を追加いたしまして、補正後の総額は131億5,095万円となります。各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2 ページから 3 ページまでの第 1 表歳入歳出予算補正を後ほど御確認いただきたいと思います。

次に 4 ページをお開き願います。

第 2 表地方債補正でございますが、19年度から対応しております公的資金借換債の追加でございます。

続きまして、7 ページからの歳入につきまして御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でありますけれども、既存住基システム改修費交付金115万5,000円を計上しております。裁判員制度導入のため、選挙人名簿リストから無作為抽出するためのシステム改修費用を全額交付するものでございます。

15款県支出金2項1目農林水産業費県補助金でありますけれども、山形園芸担い手チャレンジプラン支援事業費補助金863万6,000円を増額補正しております。当初予算では1,170万円を計上しておりますけれども、ハウスや機械整備の要望が大幅に認可されたものでございます。また、山形県米飯学校給食促進事業費補助金325万円を追加してございます。先ほど市長から説明申し上げましたが、米飯給食の回数を週4回にふやすための事業費を全額補助するものでございます。

3款6目教育費委託金では、ソーシャル・スクールワーカー活用事業委託金162万円を追加しております。不登校やいじめ等に対応するため、福祉等の関係機関との連携のあり方を調査研究する経費について全額交付されるものであります。この事業は、当初予算で計上しておりました生徒指導推進協力員活用調査研究事業を廃止しまして、制度を拡充するものであります。生徒指導の推進協力員活用調査研究事業委託金35万円を減額してございます。

17款寄附金は、教育費寄附金50万円の予算化でございます。新庄ライオンズクラブ様からの寄附でございまして、図書整備のために活用させていただきます。

8ページをお開き願います。

20款諸収入3項貸付金元利収入は、産業立地促進資金融資制度貸付金元金収入3,000万円の補正でございます。市長の説明にもありましたように、企業に対しまして3,000万円を融資いたしますが、年度末に返済する制度でありますので、融資額と同額を収入扱いするものであります。4項雑入にまちづくり支援賛助金200万

円を計上してございます。財団法人山形県都市整備協会が本年度末に解散する予定でございまして、13市のまちづくり事業に対しまして残余財産を還元するものであります。

21款市債は、公的資金借換債1億6,550万円を追加するものでございます。

続きまして、9ページからの歳出について説明させていただきます。

2款総務費1項7目企画費でありますけれども、予算計上額のうち200万円はまちづくり計画を策定する事業費でありまして、都市整備協会のまちづくり支援賛助金を充当するものでございます。

10ページの7款商工費1項2目商工振興費に新庄市中心商店街空き店舗等出店支援事業費補助金75万円を計上してございます。空き店舗活用の新規操業に関する改装費や広告宣伝費に対し、県と市が4分の1ずつ補助するものでございまして、歳出予算額の2分の1の37万5,000円は県のやまがた元気出店支援事業費補助金として歳入に計上してございます。

11ページ、10款教育費1項3目教育指導費127万円を計上してございますが、歳入のところで説明しましたソーシャル・スクールワーカー活用事業費162万円を追加してございます。2項1目学校管理費には測量業務委託料として計上しております。土内地内にあります萩野小学校学校林と民地の境界が不確定な部分がございましたけれども、所有者の合意によりまして境界を確定するための経費を計上いたしました。

12ページ、12款公債費、公的資金の借りかえによります元金1億6,594万7,000円でございます。今年度対象の一般会計分は9月と来年3月借りかえの9本でございまして、利率は5.6%から7.1%までとなっております。

なお、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業会計の特別会計につきましては、12月補正を予定してございます。

以上で一般会計を終わりました、特別会計の説明に入らせていただきます。

13ページをお開き願います。

議案第46号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ61万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を35億9,122万9,000円とするものであります。

17ページをごらんいただきたいと思います。

歳入は、全額が支払基金からの前期高齢者交付金となっております。

歳出につきましては、4款前期高齢者納付金が主な内容となっております。65歳から74歳までの前期高齢者納付金が著しく過大となる保険者分について、加入者数に応じて全保険者で再案分いたしまして負担することとなったことによるものでございます。

19ページをお開き願います。

議案第47号老人保健事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ4,137万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を4億8,215万4,000円とするものでございます。

22ページをごらん願います。

歳入は、支払基金の19年度精算分369万6,000円と前年度繰越金3,767万8,000円を補正するものでございます。

歳出は、支払基金の返還金44万6,000円と国に対する返還金4,092万8,000円でございます。いずれも19年度概算交付額と実績額との差額を返還するものでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきまして、御可決賜りますようお願い申し上げます。

中川正和議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号、議案第46号、議案第47号の平成20年度補正予算3件は、委員会の付託を省略し、6月16日最終日の本会議にて審議いたします。

散 会

中川正和議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

7日、8日は休会であります。6月9日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時33分 散会

平成20年6月定例会会議録（第2号）

平成20年6月9日 月曜日 午前10時00分開議

議長 中 川 正 和

副議長 平 向 岩 雄

出席議員（20名）

1 番	奥	山	省	三	議員	2 番	佐	藤	悦	子	議員
3 番	斎	藤	義	昭	議員	4 番	小	野	周	一	議員
5 番	小	関		淳	議員	6 番	遠	藤	敏	信	議員
7 番	中	川	正	和	議員	8 番	沼	澤	恵	一	議員
9 番	清	水	清	秋	議員	10 番	小	嶋	富	弥	議員
11 番	渡	部	平	八	議員	12 番	今	田	雄	三	議員
13 番	金		利	寛	議員	14 番	新	田	道	尋	議員
15 番	平	向	岩	雄	議員	16 番	森		儀	一	議員
17 番	山	口	吉	静	議員	18 番	亀	井	信	夫	議員
19 番	星	川		豊	議員	20 番	下	山	准	一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市	長	山	尾	順	紀	副	市	長	國	分	政	嗣
総務課長	星	川		基		政策経営課長	坂	本	孝	一	郎	
税務課長	今	川	吉	幸		市民課長	柿	崎	卓	美		
環境課長	五十嵐		正	臣		健康課長	小	野	孝	一		
農林課長	五十嵐		祐	一		商工観光課長	黒	坂	光	悦		
都市整備課長	中	部		力		下水道課長	佐	藤	新	一		
会計管理課長	大	江	雅	夫		福祉事務所長	田	口	五	郎		
神室荘長	叶	内	利	昭		水道課長	小	野	善	次		
教育委員長	伊	藤	輝	昭		教 育 長	武	田	一	夫		
教育次長	大	場	和	正		学校教育課長	山	川	義	隆		
生涯学習課長	三	浦	和	枝		生涯スポーツ課長	清	水	幹	也		
選挙管理委員長	矢	作	勝	彦		選挙管理委員会事務局局長	小	野	正	一		

監査委員 高山孝治

監査委員 佐藤良知

農業委員会
事務局 柏倉政

事務局出席者職氏名

局長 鈴木吉郎
主査 沼澤順子

総務主査 野崎勉
主事 笹原孝一

議事日程（第2号）

平成20年6月9日 月曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 平向岩雄 議員
- 2番 小嶋富弥 議員
- 3番 奥山省三 議員
- 4番 小野周一 議員
- 5番 今田雄三 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成20年6月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	平 向 岩 雄	1. 農業の持続的な発展と米生産調整の両立可能な対応策をどう考えているか 2. ふるさと納税の対応について 3. 米飯学校給食について 4. 生活排水処理施設普及の対応について 5. 市町村合併の推進計画について	市 長
2	小 嶋 富 弥	1. 市政運営について 2. エコロジーガーデンについて	市 長
3	奥 山 省 三	1. 財政再建について 2. 空き家対策について 3. 情報公開について	市 長 関 係 課 長
4	小 野 周 一	1. 市が出資している会社の経営状況について 2. 教育環境の見直しについて 3. ポジティブリスト制度について	市 長 教 育 長
5	今 田 雄 三	1. 安心安全な生活を目指して 2. 教育現場について	市 長

開 議

中川正和議長 ただいまの出席議員は20名、欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

中川正和議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は10名です。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名であります。

平向岩雄議員の質問

平向岩雄副議長 それでは最初に、平向岩雄君。

（15番平向岩雄議員登壇）（拍手）

15番（平向岩雄議員） おはようございます。

このほど発生しましたミャンマーのサイクロンと中国四川大地震により大きな被害を受けました被災者に対し心からお見舞い申し上げます。

それでは通告に基づいて一般質問を行います。

1番目は、農業の持続的な発展と米生産調整の両立可能な対応策についてであります。

本市における農業産出額は、昭和60年には106億9,000万円でありましたが、平成17年の農

林センサスでは62億円に減少し、その差額は44億9,000万円となり、米の生産調整にかかわる交付金や助成金を加えても単純計算で42億2,000万円の減少で、平成17年の販売農家1,557戸の平均減少額は1戸当たり約271万円ということになるようであります。さらに、平成19年度はこれまでにない生産者米価の低迷により、農業の存続が危機的な状況にありますことは御承知のとおりであります。

このような環境の中で、農業振興の基本理念は、今さら申し上げるまでもありませんが、農業の持つ社会的価値は貨幣換算こそされていないものの、大変大きなものがあります。それは伝統的農村風景の保存、地域における食文化を初めとした伝統文化、芸能の継承、水田の持つ貯水機能など、農業、農村の持つ機能で果たす役割は、健全な地域社会を維持継続していく上で極めて重要な土台をなすものであると考えております。

このような観点から、地域農業をどうしていくかにつきましては、農業関係者だけでなく地域全体の関心の高まりが求められるときだと思っております。一方、国土の環境保全の面でも地域社会の維持など多面的かつ広域的な機能を発揮しており、近年特に地球温暖化現象による環境破壊が進行し、異常気象、森林の砂漠化、酸性雨、ひいてはオゾン層の破壊など、さまざまな問題が発生している中で、農業の持つ環境保全的機能が見直されている状況にあるものの、農業振興を考える場合、農業を農産物という経済活動面からとらえる一方で、生産基盤としての生活環境の保全、快適な環境の形成といった多面的機能の基本認識の上に立ち、その振興方を講ずることが重要な課題であると考えております。

1点は、農政3対策の見直しについての対応と生産者の反応についてであります。我が国の農政3対策として、米政策を初め水田畑作経営

安定対策、いわゆる品目横断的経営安定対策、それに農地・水・環境保全向上対策がありますが、我が国の農政は以前から「猫の目農政」と言われておりますように、本年度から大幅に見直され、農林課職員の皆さんにはその対応に大変御苦労なされている現状にありますが、米政策では米計画生産の実効確保が取り組み方針のポイントとされているにもかかわらず、07年産米の需給調整の取り組み状況では過剰作付面積が全国ベースで4.6%、33の府県が過剰作付という結果となり、農水省が07年度補正予算に地域水田農業活性化緊急対策として生産調整上積み分に対し500億円を計上し、その対策を推進しております。本市でも2月中にその対策の申し込みを取りまとめていると思いますが、生産者の反応も含めて、どのような状況かを踏まえて導入されようとしている作物について伺いたします。

2点目は、米価下落の対応策についてであります。農政改革3対策の着実な推進の中で、農政改革に伴う激変緩和措置といたしまして稲作構造改革促進交付金や収入減少影響緩和対策を活用して、宮城県登米市、新潟県田上町、栃木県小山市などでは米価下落に備える保険制度や、農地を借りる農家に助成し、農地の集積を図るという新聞記事がありました。田上町は、交付金を価格下落対策につぎ込み、基準収量10アール当たり16万8,660円とし、これを下回った場合、減収分の9割を補てんするというもので、小山市では価格下落対策だけでなく産地づくり交付金としても活用し、農地を借りる農家に10アール当たり2万円を助成し、農地の集積を促すもので、農家の積立金の拠出なしに国の負担金による補てんが行われる特別な措置を講ずることにより、農家の不安を払拭するという大変結構な対策と思いますが、その対応につきまして、市長の御所見をお伺いたします。

3点目は、畑作の振興についてであります。

平成17年の農林センサスによりますと、農産物の販売のあった農家1,343戸のうち、販売金額が1位を占める作目は米で1,318戸、率にいたしまして98.1%であり、畑作物は果樹を除いて0.4%にすぎず、米作依存が極めて高い地域であることがうなずけます。しかし、近年、本市においてもニラの生産高が県内1位になりましたことは、関係機関初め当事者の総合的な努力の総体としての成果だと喜んでいる次第ですが、鶴岡市では、カブ、ニンジン、バレイショ、ハウレンソウ、アスパラガス、エダマメと多岐にわたって畑作物の生産量第1位ということでありまして、山形市のサトイモなど6品目、酒田市のネギなど3品目には及びませんが、畑作振興にもっと力点を置くべきと思いますが、市長の考えをお伺いたします。

2番目は、ふるさと納税の対応についてであります。

去る4月30日に税制改正法が衆議院で再可決され、5月1日に施行されました。ふるさと納税について、全国の自治体が今一斉に寄附の受け付けを開始しましたことは御承知のとおりであります。ふるさと納税は、生まれ育った故郷への恩返しや、応援する地域の寄附の額に応じて住民税などが控除されるという仕組みですが、この制度が施行され間がないわけですが、ここで大切なことは寄附を受け取る自治体が寄附する側に心を込めたPRを行うことではないかと思います。積極的に対応しなければ、その効果は生まれないのではないのでしょうか。できれば寄附の使途などにつきましても説明を加えると同時に、地元を売り込むチャンスにすべきと考えます。幸い本市には江戸家老や仙台家老など本市をPRする基礎が定着しており、それに加え現代的情報源と言われるインターネットのホームページにも記載し、ふるさとを思う地元出身者に早急に応援を呼びかけるべきと思いますが、ふるさと納税について、こ

れまでの対応と今後の対策をいかが計画されているかをお伺いいたします。

3 番目は、米飯学校給食についてであります。

農政 3 対策の見直しによりまして、米で転作する場合の枠組みの変更により、学校給食の米給食など米消費をふやす取り組みをした場合には、本年度、08 年からは新規需要米といたしまして生産調整にカウントされることになりました。これまでの小麦粉を原料としたパンと米飯を比較した場合、米飯給食が高上がりで保護者負担が増額ということもあって完全米飯給食には難色もありましたが、輸入小麦粉が 30% 値上げということなどから、改めて検討すべきだと思います。山形県は、主要 5 事業の中に学校米飯給食回数日本一を目指して米飯学校給食促進事業費をこれまでの約 2 倍に増額されました。米の価格低迷で農業経営が厳しい状況に迫られている米生産農家に対する支援策の一環だとも言われ、本市米飯学校給食促進事業費にも 325 万円が増額されております。本市の具体的な対応についてお伺いいたします。

4 番目は、生活排水の処理施設普及の対応についてであります。

本市の生活排水処理施設の普及は、06 年度末で県内 35 市町村中 29 位で普及率は 61.2% ということですが、県の第 2 次基本構想では 2015 年度末を期限にこれまでの 81% を普及率 93% の達成を目標に掲げ、整備を進めることとしておりますが、本市は財政再建を理由に生活排水処理施設の普及を中止した経緯があり、普及率が低下したものと理解をいたしておりますが、天童市などでは下水道の普及率が 96.9%、生活排水全体で三川町は 99.9% に達しております。このような現状から見て、今後生活排水処理施設や下水道の普及にどう対応する考えかをお伺いいたします。

最後でございますが、市町村合併の推進計画についてお伺いいたします。

かつては「最上は一つ」をスローガンに、ごみ処理や消防業務の広域行政を展開してきましたが、03 年 2 月に任意協議会の新庄・最上合併検討協議会が設置され、その年の 8 月に 05 年 3 月の合併特例法期限内の合併を目指して法定協議会を設置されましたが、その協議会からは舟形町を除く 6 町村が離脱、自立の道を選ばれました。唯一合併協議会の構成自治体でありました舟形町でも 04 年 6 月に合併に対する住民投票を施行し、合併反対多数で合併の夢は立ち消えとなりました。舟形町との協議会では、当時、新庄市議会議員でありました現市長と議会側から元議長と私も協議会のメンバーでしたが、協議会の席上、新庄市の財政危機を必要以上に論じられましたことは、市長も御承知のとおりであります。

あれから 4 年の歳月が流れましたが、地域の将来にツケを残さないよう、新庄市が主体となって「最上は一つ」を 4 年以内に実現すると市長が選挙公約にして、去る 1 月 29 日に最上地域将来像検討会を立ち上げ、市町村合併を主要テーマの一つに共通の行政課題を話し合うというものでありますが、去る 2 月の山形新聞の記事に「合併熱意に温度差」「自立を目指す首長が多く、合併ありきの検討会ではない」と報じられております。去る 6 日の市長行政報告で市町村合併に関するこれまでの検討状況の報告がありました。しかし、03 年 2 月時において、任意ではありましたが、新庄最上合併検討協議会が設置され、研究、検討された経緯がありますが、その苦労が時期尚早の理由で水泡と化したのであります。相手のある問題解決の難しさを物語っているものであります。2010 年 3 月の新合併特例法期限内の合併実現を推進する県との狭間に立って、合併に対する熱意の温度差をどのようにして解消し、2010 年 3 月までの合併実現に向けた推進の方策をどうお考えかをお伺いいたしまして、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

平向議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思います。

農政改革見直し対策といたしまして、地域水田農業活性化緊急対策が国会の19年度補正予算の中で成立し、講じられたところであります。19年産の米価下落を招いた要因とされる過剰作付を抑制し、生産調整を拡大推進することが目的となっております。

本市の取り組みといたしましては、昨年度2月1日に各集落の代表である農業協力員に緊急にお集まりいただき、緊急対策について説明会を開催し、本市水田農業推進協議会の総会を経て2月8日に全農家に緊急対策についてのお知らせを行いました。2月12日から受け付け開始とともに連日問い合わせが続きました。問い合わせは500件ほどになります。前回3月に報告した時点では、長期生産調整実施計画のうち平成19年度生産調整達成者の契約は145件、平成19年度未達成者は5件、非主食用米低コスト生産技術確立試験契約の件数は6件、合わせて156件でありました。直近の5月28日現在の契約状況は、長期契約のうち生産調整達成者が151件、未達成者の契約件数が1件ふえて6件、低コスト生産の契約は変動がなく、全体で163件となり、3月から7件ふえております。新たに拡大した転作面積への転作作物は、本市水田農業ビジョンに掲げておりますソバ、飼料用作物、既に産地として位置づけられていますニラや花卉、近年、作付・販売とも伸びておりますネギ、アスパラガスなど園芸作物などの振興作物での取り組みをお願いしております。緊急対策の契約申し込み期間につきましては、国から通知があり、生産調整の推進を図るため、当初

3月上旬の申請締め切りが、作付が行われるギリギリの5月末まで延長され、さらに6月18日まで延長されました。その後の本対策の取り組みにつきましては現時点で国からの情報はありますが、本対策が終了するまで国・県の動向を注視しながら対応してまいりたいと思います。

続きまして、米価下落の対応等についてお答えさせていただきます。

価格政策から所得政策への転換と銘打って始まった経営所得安定対策の品目横断的経営安定対策は、地域の実態に即していないとの生産現場からの声があり、本年度から水田経営所得安定対策として名称を変えスタートしております。今までは4ヘクタール以上の経営規模を有する認定農業者が一定の条件を備える集落営農組織しか加入できませんでしたが、市町村特認制度が創設され、加入者の拡大に向けた面積要件の見直しが行われております。具体的には、4ヘクタール以下の経営規模の認定農業者で農業所得が本市基本構想の目標農業所得400万円の過半を超える方についても加入できるようになり、収入減少の影響を緩和するための補てんを受けられるようになりました。この制度につきましては、認定農業者に対しチラシなどでPRを行うとともに、加入の手続について説明会を実施し、加入の促進を図っております。認定農業者以外の農家につきましては、豊作による過剰米を主食用とは区分出荷、保管し、供給過剰による米価下落を防止する取り組みの集荷円滑化対策への加入促進に努めてまいります。稲作構造改革促進交付金につきましては、本市水田農業推進協議会におきまして、生産調整の助成単価を充実させるため、全額産地づくり交付金に融通することを決定しております。

前述したとおり、平成19年産の米価は大幅に下落する異常事態となりましたことから、本市におきましても地域農業や地域経済への影響は大きく、多くの農業者の経営を不安なものとし

ている状況にあります。農業者の米づくりへの不安を解消し、農業経営の継続的な安定を図るためにも、農業者が意欲を失わないような米価下落対策は重要な方策であり、国・県との連携のもと、的確な対応に努めていく必要があると考えております。

次に、畑作物のうち何の収穫量が多いかは県内市町村によって種類が異なりますし、同じ県内でも気候や土壌の違いにより栽培に適する作物は違っております。本市ではソバ、ニラの収穫量は県内トップとなっております。また、ネギを産地づくりの支援対象作物として作付拡大を図っております。ニラとネギについて見ますと、市内農協からの報告では19年12月末までの販売実績を前年同期と比較して販売量、販売額とも大きく伸びております。他市町村に比べて大豆などは転作に適した圃場が少ないため、作付面積が減ってきております。畑作振興は農家所得の増が肝心であり、つくりやすく、高く売れるものを進めていかなければなりません。また、畑地化整備事業を導入するなどして圃場条件の整備を図っていくことも重要であります。さらに、ネギやニラを手がけている農家におきましては、エコファーマーの資格を取る人がふえております。この数をさらに拡大し、特別栽培へと誘導することが販売額を高めることになります。もちろん要する労働力は大きなものとなりますが、販路の開拓、拡大を含めＪＡ等との連携をして努力してまいりたいと思います。

次に、ふるさと納税への対応についてですが、4月30日に改正地方税法が施行され1カ月になりますが、関連の市税条例につきましても今議会へ御提案申し上げているところでございます。県内各市の取り組み状況は、山形県並びに山形市を初めとして数市においてホームページに独自のサイトを設けるなど具体的に変わってきておりますが、取り組みとしては緒に付いたばかりのようであります。本格的に制度と

して実施していくには課題も多いところでございます。

さて、今後の取り組みについてであります。4月以降、この制度の具体的な内容の確認、事務手続の対応と流れの組み立てなどのため、事務レベルで2回ほど打ち合わせを行いました。市民の皆さんにも参画していただくことや、江戸家老や最上葛麓会などの御協力を仰ぐことなど具体的な手法を検討しております。また、議会中ではありますが、6月14日に行われる最上葛麓会などで宣伝してまいりたいと思っております。今月中にはホームページに取り組みの内容を掲載し、7月の広報で広く市民の皆さんにも御協力をお願いしたいと考えております。これらの取り組みの流れの中で、機会をとらえて新庄の物産品などのPRも行っていきたいと考えております。また、先般の議会におきまして寄附金条例についての御質問もいただいておりますが、このふるさと納税制度との関連もとらえながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、米飯学校給食についてですが、5月22日付で県農政企画課より補助金交付要綱の通知をいただきました。米の消費拡大と地産地消を推進するとともに、御飯を中心とする日本型食生活の普及、定着などを初めとする食育の推進を図るため、米飯学校給食促進事業として学校給食における米飯給食の回数をふやす取り組みについて支援するものであります。県としては、現状における県全体の米飯給食回数を週3.5回から少しでも多くふやし、米飯給食日本一、週3.8回を目指しております。この事業の主な概要は、パン、めんなどの米飯以外の給食から米飯給食に変えた場合に、パン、めんなどの購入費と御飯の購入費の差額、その際に県産農林水産物を使用したおかずを提供した場合の経費について、それぞれの提供食数に応じて補助するものであります。

本市における米飯給食は、委託炊飯が大規模校の5校で週3回、自校炊飯が小規模校の5校で週3.5回となっておりますが、本年6月から毎週火曜日をこの補助事業を活用した「米飯給食の日」として学校給食を実施しており、大規模校では週1回、小規模校では隔週1回の米飯給食の回数がふえ、全校で週4回の米飯給食になります。本年度の米穀の予定需要量は、全校で2万4,636キログラム、約410俵ですが、この事業概要に沿って週4回にしますと7,180キログラム、約120俵の増加になります。当市ではこの補助事業を活用し、米飯給食回数の増加に努めるとともに、今後ともパン給食やめん類と併用することにより、児童の栄養バランスや食の多様化、嗜好などに考慮し、安全安心はもちろんのこと、楽しく待ち遠しい学校給食の提供に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、生活排水処理施設普及の対応についてありますが、議員御指摘のとおりでありまして、県内市町村と比較しても整備進度が遅いため、普及率低迷に苦慮しております。生活排水処理の現状であります、下水道については処理場の増改築工事への予算を優先しており、面整備に係る予算確保ができないこと、農業集落排水事業についても昭和など5地区を供用開始しておりますが、現計画では本合海地区の整備を残し整備エリアの拡大は考えていないこと、合併浄化槽等整備に当たっては財政再建計画に伴う補助金等の見直しにより平成16年度より事業が休止しており、現状は個人設置にゆだねる状態であります。このことから、県が推し進める第2次県全域生活排水処理施設整備基本構想の最終年度である平成27年度末における計画目標値を達成することが現状では難しい状況であり、ますます格差が広がりつつあると認識しております。このような状況を踏まえ、市全体の生活排水処理基本構想及び下水道整備全体計

画区域の見直しを図り、整備手法についても新たに浄化槽市町村整備推進事業等を加えつつ、地域自然環境を考慮した効率的な整備を図ることで普及率の向上を目指していく考えであります。その見直し時期としては、現行の下水道事業認可期限である平成24年度を想定しております。

最後に、市町村合併の推進計画についてありますが、1月29日に最上地域将来像検討会が設立され、これまで5回の検討会が開催されました。当初、町村首長の方々は合併するしないはともかく、地域の将来像についての協議は必要であるとの認識でありましたが、検討会において共通する課題と個別の課題を整理し、最上地域のあるべき将来像を協議する中で、合併新法の期限を視野に入れた検討を行うこととなりました。現在、各市町村及び最上地域全体についての現状と課題、そして合併した場合としない場合のシミュレーション等の検討を行っているところであります。一方で、地域総合力を高めるための広域連携の検討のための研究も行っております。町村首長の方々が最上地域将来像検討会での研究を踏まえ、今後御判断をされると思います。市としては、新合併特例法の期限もあり、判断すべき時期に来ていると認識しており、庁内には具体的な検討をする組織を立ち上げ、まちづくりや公共サービスなど五つのテーマで研究させております。市民の皆様へは今後も適宜情報提供を図りながら、そして将来の新庄・最上のあるべき姿を議会の皆様とともに十分議論を交わしながら、この課題に取り組んでまいりたいと考えております。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

15番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

中川正和議長 平向岩雄君。

15番（平向岩雄議員） 先ほどの質問の中で、農政3対策の見直しによりまして、米で転作する場合の枠組みの変更により、学校給食への米

供給など米消費をふやす取り組みをした場合には本年度から新規需要米として生産調整にカウントするというごさいすけれども、この生産調整にカウントされた面積があるかどうか、あるとすればどの程度かお伺いいたします。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

中川正和議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 今の御質問で、新規需要米ということで、ことしからアオネギとか、いろんな作物について新規需要米ということで位置づけされております。その中で、学校給食の方の新規需要米についてもいろいろそういうことで取り組んでカウントされるということで、面積はちょっと把握しておりませんけれども、後ほど説明させていただきます。

15番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

中川正和議長 平向岩雄君。

15番（平向岩雄議員） 次に、ふるさと納税についてでございますが、7月にも市民に内容を説明しながら推進を図ってまいりたいということでございますが、この前の新聞によりますと西高東低というふうなことで、西日本の方では既に一斉に寄附ということにつきまして、それこそ5,000円が基礎的な一つの税控除対象外ということで、それに見合ういろいろな景品を添えて宣伝をやっているということでございますが、具体的に本市の場合そのようなことをお考えになられているのかどうか。7月ごろに市民に徹底するというものでありますけれども、市民に徹底するよりも、最初にまず新庄から出ていかれました皆さん方をお願いするのが筋道ではないかと思うんですが、その辺のお考えをお伺いいたします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 対応としまして、まずホームページでお知らせすること、これは市民ばかりじゃなくて日本全国にお知らせできるの

で、幅広くこれは効果があるのかなと。それから、答弁の中にもありましたように、市民の皆さん方から個別に、新庄から都会などに出ていかれた、いわゆるふるさとからそれぞれ各地に行かれた皆様方に、市民から協力してもらって個別通知をしていただきたいなということで、これを市民協働というふうに考えています。我々で封筒を用意して切手を張りまして、紹介していただける方に住所を書いていただいて個別に通知していただくという、その制度を市民の方にまず知っていただくと。市民の皆様方からいろいろ協力していただいて、個別にそういった篤志をいただけるようにしていくということで、市民にお知らせということを考えてございます。それから、市長が申し上げましたように、葛麓会とか江戸家老といった、こちらで住所を書いてお知らせできる皆様方にはこちらで対応していくと。個人情報で我々ができないところは市民から協力していただくと。そういうすみ分けをしながら進めていきたいなと。

それから、御質問にありました感謝の意でございますけれども、ふるさと産品のPRを兼ねまして、御寄附いただいた皆様方に何らかの形で感謝の意を示していきたいと考えてございます。金額、品目については今検討中で、その仕組みは何かしていきたいなと考えてございます。以上でございます。

15番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

中川正和議長 平向岩雄君。

15番（平向岩雄議員） わかりました。次に、生活排水の処理施設普及の対応についてでございますが、市長の答弁では合併浄化槽も含めて平成24年を想定してかなりの程度までの推進を行う予定だというふうなことを申されましたが、循環型社会形成推進交付金という制度がございますけれども、合併浄化槽の期限は平成17年から22年までということになっておりますが、新庄市を除く最上7町村の中で、交付金の基本額

でございますが、7億9,512万8,000円ということとであります。新庄市が幾ら財政再建とはいえども、直接市民に影響するような、国で補助する制度でございますので、このようなおくれをとって個人負担を増長させたということにつきましては、いささか私ども市含めて責任があるかと思います。もっと早目に合併浄化槽、例えば新庄市内でも下水道の張りつけがかなり遅くなる、あるいは見込みがないというふうな地域もありますけれども、その地域ぐらいには合併浄化槽の設置についての助成と申しますか、国で言う交付金、市で言うならば助成ということになるわけですが、国の恩恵を受けて対応すべきだと思いますが、その点のお考えをお伺いいたします。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

中川正和議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 ただいまの合併浄化槽の設置関係の補助金でございますが、御質問あったとおり、平成16年から市の財政再建期間ということもありまして、新庄市としては補助金を休止しております。国の補助金は補助金対象額の3分の1を補助するというので、基本的には12万5,000円ぐらいの補助になりますが、山形県の方も平成18年から補助金の交付額がゼロということを決しておりまして、新庄市とともにといいますか、一般市民に対する補助額がゼロということで現在遂行しております。なお、平成21年から新財政再建計画といいますか、新たな市の財政立て直しの中でその辺はもう一回検討して、見直しが図れるものであれば図っていきたいと考えております。以上です。

15番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

中川正和議長 平向岩雄君。

15番（平向岩雄議員） 特に泉田地区などには下水道という見込みが出てまいりませんので、そういうところで合併浄化槽を設置する場合にはこれらの恩恵を与えてくださるようお願い

したいと思います。

それから、終わりになりますが、合併問題でございますけれども、市長も首長さん方と会議を5回も行ったということでございます。何をしておきましても、首長さん方の考えと腹の中と、それから各市町村の議会側の意思が大切なものだと思いますけれども、とりあえず首長さん方の考え、これは新聞報道なんかによりますと合併ありきではないんだということ、せつかく将来像検討会をつくっても、そのような考え方を公言する首長さん方もおりますので、その辺は市長としてどうとらえておりますか、お伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今の合併における8市町村の考え方ということでございますが、非常にナイーブなことでございますので、タイミングを図った形での意思判断になるのかなと思っております。当然、新法期限内でということは立ち上げの段階で申し上げて、8市町村の方々も十分に承知しているはずで。結果として、8市町村の中で2期目の町村が2人、あとは6市町村がすべて1期目ということで、過去を引きずるのか引きずらないのか本人たちも非常に苦慮する場面もあって、やはりこれまで歴史を培ってきた議会との対話あるいは議会との意思疎通、そうしたことが8市町村それぞれ重要な立場になってくるのかなと思います。今後、スケジュール的に追ってくれば当然その時期の意思判断が来るものだと。それまでさまざまなシミュレーションを図りながら、将来のこの地域全体のことをそれぞれの首長が判断されて結果として出てくると私は考えております。

15番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

中川正和議長 平向岩雄君。

15番（平向岩雄議員） 検討会につきましては職員を配置してシミュレーション等々つくる予

定なんだということですが、その主たる事務所が新庄市かと思えますけれども、各町村からの出向とか、そういう内容になっておるんですか、お伺いします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 8市町村でつくっている検討会につきましては、事務局は最上広域にございます。町村会です。町村会に事務局を置きまして、検討会の下に幹事会がありまして、幹事会の事務局も町村会、事務局長も町村会の事務局長が兼ねているということで、検討の中心は町村会、広域、同じですけれども、そこに置いてございます。

15番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

中川正和議長 平向岩雄君。

15番（平向岩雄議員） 広域の町村会だということですが、その職員みずからが最上は一つなんだということに対しての関心の度合いなんです、総論賛成、各論反対という方もおるようでございますけれども、職員が本当に身をもって、首長さんや議会はとにかくとしても、職員たちが合併しなければならないんだという意識に燃えているかどうか、課長もその会議に顔を出された経過があるかと思えますけれども、その感触はいかがなものでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 幹事会で何回も集まって、その下にまた部会もございます。部会が二つございまして、そちらでより細かいといえますか、より基礎的な広範な課題について研究してございますけれども、「最上は一つ」でいろんなことをしなければならないし、事に当たっていかなければならないというような認識は皆さん同じでございます。それが合併なのか、それとも地域総合力を高める事務の共同化なのか、いろいろなテーマでそれぞれ研究していくとい

う方向性は一致でございますが、ただ、それがすぐどういうことにつながるのかということについては、そういう判断ではなくて、実務的に与えられたいろんな仕事を着々と前に進めていくという認識のもとに話し合い、情報交換を行ってございます。

15番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

中川正和議長 平向岩雄君。

15番（平向岩雄議員） 合併というのは、先ほど申し上げましたけれども、相手のあることでございまして、長い期間にわたって経費をかけていろんな検討をいたしましても、住民投票とかという一つの手段を講じて市民の負託にこたえなければならないということで、積み上げたことが一瞬のうちに崩れるというのが合併だと思います。経費をかけて、できないとするならば、最初から余り大きな経費をかけるべきではないんじゃないかと思えますけれども、前回のような本当に情けない、立ち消えにならないように努力を重ねていただきたいということをお願い申し上げまして、終わります。

中川正和議長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時02分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

農林課長より発言の修正の申し出がありますので発言を許します。農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 先ほどの平向議員の御質問の中で、新規需要米ということで学校給食の件でカウントというお話がございました。その中で、新規需要米につきましては学校給食の分のカウントはございません。あくまでもホールクロップサイレージが23名ございまして、その中で対応ということでございます。ただ、米粉で新規需要ということで、お一方2反歩ですけれども、そういう取り組みをなされている方も

おります。訂正方おわび申し上げます。

小嶋富弥議員の質問

中川正和議長 次に、小嶋富弥君。

(10番小嶋富弥議員登壇)(拍手)

10番(小嶋富弥議員) 6月定例会、一般質問
初日2番目に質問いたします小嶋富弥であります。
御清聴のほどよろしくお願い申し上げます。

今、我が国は、個人や企業間の格差の拡大だけでなく、地域間にも拡大しています。財政破綻した負け組とされておる自治体の住民サービスが質を下げる暮らしの一方で、東京23区のほとんどの区が中学校卒業するまでの医療費を無料化するなど、豊かな自治体では住民サービスが充実しておるのであります。地方と中央では置かれておる環境も異なり、何が何でも全国一律とはいかないと感じるわけですが、ここ数年の改革の波は中央よりも我々地方により多くの痛みをもたらしておるのであります。しかし、大切なのはそれぞれの地方が地域の個性を生かし、そこに暮らす人々が生きがいを見出せるような地域社会をつくるのが政治に求められているのではないのでしょうか。経済的には中央、すなわち東京ほどに豊かでなくても、一人一人の市民が愛着を持てるような、そして心の豊かさを実感できる新庄市にしなければならぬとの思いを強く感じ、通告の順に従いまして伺います。

まず初めに、市政運営の後期高齢者医療制度についてであります。この制度は、高齢者の医療費がふえるので、医療費の問題からでき上がった制度であると思います。この医療制度では、被保険者となる75歳以上の方々は今まで加入していた医療保険制度から脱退し、後期高齢者医療制度に加入しなければなりません。この制度

では、個人加入といって一人一人の年金から天引きされ、保険料は一律ではありません。保険の実施主体は都道府県単位の広域連合とされ、医療費がふえれば同時に保険料が増加するシステムでもあります。現在の75歳年代の方々は、戦後の厳しい時代に青春時代を過ごし、日本の経済発展を支え、その後の高度成長には働き盛りで、日本の繁栄に寄与したのであります。健康のための費用など心配せず、静かな人生、余生を送れる社会構造が求められるのではないのでしょうか。

そこで、この制度が4月よりスタートしましたが、新しい制度にふなれなことによる単純な事務手続ミスが多く自治体であったと報道されました。少なくとも全国で4万人、総額2億円超の徴収ミスが発生したとあります。ミスの目立ったのは、保険料ゼロだった被保険者の負担が急増するのを緩和するために9月まで免除されていたのに、4月に天引きした。また、国民健康保険から健康組合などに移った人のデータを更新せずに古いデータのまま処理したり、所得額の計算を間違えるなどの単純ミスが目立つそうです。ただ、緩和措置の導入が決まったのは昨年10月末、準備期間が短い、国のつくったシステムが制度に追いついていないなど、自治体側には国に対して不満も強いそうです。いろんな問題を抱えた新医療制度、これらにおける苦情を含め当市の現状と実情をお尋ねするものであります。

次に、揮発油税の暫定税率、道路整備財源特別法案の再議決についてであります。ガソリン税は、租税特別措置法によって2008年3月31日まで25円上乗せされ、これらを延長するか廃止するか国会でもめました。それで暫定税率は2008年3月31日をもって失効し、全国のガソリンスタンドでガソリン価格が4月1日から暫定税率分の約25円が下がりました。しかし、4月30日、暫定税率を復活させる租税改正法案が衆

議院本会議で与党の賛成多数によって5月1日から再び全国の多くのガソリンスタンドで暫定税率分約25円が値上がりとなり、さらに原油高と重なってレギュラーガソリンはリッター170円台になっております。大変な価格であります。さらに200円台にもなろうとしております。日本経済でなく、投機的な対象で全世界的な影響が懸念されるのであります。

国の道路特定財源を2008年以降10年間凍結する道路整備費財源特別法改正案は、5月13日午後の衆議院本会議で憲法第59条の規定に基づき与党の3分の2以上の多数をもって再可決され成立いたしました。ねじれ国会による本来の予算措置が留保され、成立のおくれによる影響について、斎藤山形県知事は5月15日の記者会見で、暫定税率期限切れを受け、行っていた投資的経費を中心とした2008年度の予算執行の一部留保を同日解除した。県が執行を留保していたのは道路関係以外の河川や農業関係を含め工事請負費や設計委託料など、例年上半期の4月から9月まで金額を執行しておるのを暫定税率期限切れが確定となった3月31日、国の財源措置や国の動向が定まるまでの措置として50%の約250億円に抑えていたのであります。国交省の今回の内示では県分として事業費ベースで131億7,000万円の交付金が配分され、交付済みの国庫補助金と合わせて事業費は県負担分を含め190億6,000万円が確保されたとしています。しかし、県では当初予算でこれらの事業費として195億2,000万円を計上しており、4億6,000万円の不足が生じております。また、これとは別に、暫定税率が失効した4月分の県税、地方譲与税の5億円が減少、これらを合わせ県では最大10億円ほどの事業縮小の可能性があるとしております。また、斎藤知事はこの会見の中で、道路事業は一定程度確保したが、今後は不足分や減収分に対する国の対応を見きわめる必要があるし、場合によっては予算の減額補正の可能

性も否定できないと新聞が報道しております。そこで、当市におけるこれらを含め市政運営に影響等はないのかどうか、また懸念されることはないのかをお聞きするものであります。

次に、ふるさと納税についてであります。この件につきましては先ほど平向議員も質問しておりましたので、簡にして要を得た質問をしたいと思います。

これらについて、私は3月の定例議会の一般質問でもお聞きしました。小関議員も尋ねました。市長は、実施に向け20年度中に制度化を検討してまいりたいと答えられました。この制度を上手に成功させ活用するには、各自治体の知恵比べ、腕比べ、そして先手必勝でなければ魅力がなく、「よそがやるからおれたちもやっか」では、生まれ育った新庄のためにお手伝いしたい気持ちが生まれてこないと思います。この制度は、4月30日に衆議院で再可決された租税改正法に織り込まれたため、当初の予定よりおくれるスタートとなったのですが、既に準備ができており、改正法が成立と同時にPRを実施しておる自治体が多くあります。当市の取り組みにおくれはありませんか。アクションをお聞かせください。

次に、市政運営についての食育推進計画策定についてお伺いするものであります。

私は、昨年9月定例議会でこの食育について一般質問いたしました。国において、国民のライフスタイルの多様化、家庭形態の多様化、また食の簡素化、食の外部化等を背景に、国民に栄養の偏り、肥満、生活習慣病の増加が見られ、伝統的な食文化の喪失等さまざまな問題が生じておるとして、国は食育基本法をつくりました。それは、食育は国民が生活する上での基本であり、知識、徳育及び体質の基盤となるものと位置づけ、平成18年3月に策定されたのであります。そして、これらを受け、県において食育のあるべき姿の実現に向け、第5次山形県

教育振興計画、やまがた食の安全・安心アクションプラン、健康文化やまがた21計画、そして18年度3月策定の県農林水産業振興計画と連携し、夢未来やまがた食育計画として毎月19日を家庭団らんの日として食育意識の輪を広めるとし、既に酒田市においては基本法を受けて計画を立てています。そこで、当市はどうするお考えですかと問いました。答弁としては、高橋市長が亡くなり、当時の副市長が「県では平成18年12月に計画期間を18年度から22年度までの5カ年計画とする夢未来やまがた食育計画を策定した。『食がさかえ、食が働く夢未来やまがた』を基本目標として9項目の数値目標を定めまして、国に準じ毎月19日を家庭団らんの日と位置づけ、食の教育力をもう一度高めるため、県民の魅力を結集して計画の推進を図っていくとしております。本市でも食育の重要性を認識いたしまして、学校教育課、農林課、福祉事務所等で乳幼児から高齢期までそれぞれの持ち場で食育に取り組んでいるが、今後新庄市としての総合的な、そして市民参加による早い時期に計画の策定が必要ではないかと考えております」との答弁をいただきました。これらの答弁を踏まえまして、その後、計画はどう図られておるのかお尋ねするものであります。

次に、質問事項2番目は、エコロジーガーデンについてであります。すなわち旧東北農業試験場、通称蚕糸試験場についてであります。ここは昭和9年に農林省蚕糸試験場福島支場新庄出張所として太田地域に開設いたしました。平成12年3月までの66年間、いろんな改組はございましたが、試験場としてこの地の農業に多くの貢献をしてきたものであります。平成14年、市は財務省より譲渡を受け、エコロジーガーデン構想計画推進プランに基づき、跡地を取得いたしましたわけであります。その中で、今後は試験場の歴史や景観を重視し、体験、交流の機能をあわせ持つエリアとして多面的な利用展開を図り

ながら段階的に整備公開していく予定とうたっております。敷地全体の面積10万6,774平方メートルのうち南側に6万3,000平方メートルの施設があり、桜、大ケヤキ、大クワの樹木があり、まことにいやしの空間であります。その中に産直まゆの郷が農家の方々の農産物の直売所として市民の支持を得て活況を呈しておりますが、全体の物語と申しますか、市の財産としてはデッドストックになってはいないのでしょうか。13号バイパスと北辰小学校を結ぶ道路北側の試験場時代の原木、樹木が茂っておるのみで、目的がわかりません。開発は、今は市の持ち出しや負債をしてまでの財政支出は望めないものと思います。そこで、いろんな方法があると思いますが、南側の一部は健康増進のためのターゲットバードゴルフやパークゴルフの練習場にしてありますが、今、これからの軽スポーツとしてグラウンドゴルフを愛好しておる方がたくさんふえております。この方々もこの地を利用できないかとの声も多くあります。今、この施設は管理施設のような気がしてなりません。これらのことを踏まえて、民間の力を活用するのも選択肢の一つではなかろうかと私は思います。10町余の施設をいかに市民のために今後どう展開されるのかをお聞きいたしまして、壇上よりの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、小嶋議員の質問に答えさせていただきますと思います。

後期高齢者医療制度について、初めにお答えさせていただきます。4月ごろに頻繁に報道されておりましたのは、被保険者証の未着と保険料の徴収対象者に関するものでございました。

初めに、被保険者証の問題であります。本市では4月1日に後期高齢者医療制度に移行し

た方は5,453名おりました。3月19日に該当者に発送し、5通返送されてまいりましたが、その後調査の上、返送分を再度交付し、4月4日には残っているものではなく、該当者全員に届いたものと思っております。また、75歳になった日から後期高齢者医療制度に移行するため、毎月2回に分けて該当する方に郵送しておりますが、戻ってきている被保険者証はございません。

次に、保険料の徴収対象者についてであります。報道されておりました事例は、保険料を徴収しなくてもよい方の年金から天引きしたというもので、県内では鶴岡市、東根市、真室川町など6市町での事例が報道されておりました。これは社会保険等の被用者保険の被扶養者であった方は、半年間、激変緩和措置として保険料の徴収が免除されることになっておりましたが、4月の年金から天引きをしたというものでございました。これにつきましても本市ではそういった方々からの保険料徴収は行っておりません。

問い合わせ等の状況ですが、4月、5月の2カ月間で合計471件ございました。制度そのものに対する苦情や保険料の相談のほか、被保険者証の字が小さいといったお話が多くございましたが、最近ではほとんど来なくなっております。この制度は全国共通の制度でございます。今後とも適正な運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、揮発油税の暫定税率、道路整備財源特例法案の再議決についての影響はという御質問ですが、4月末の揮発油税など暫定税率復活に続き、5月13日に改正道路整備財源特例法も衆議院本会議で再可決されました。本市の道路関係事業歳入予算は、維持管理なども含めすべてこれらの法案に関連したわけでございます。そのうちでも影響が一番懸念されました改正道路整備財源特例法に関連する本市の道路新設改良事業では、道路局所管事業といたしまして梅ヶ崎吉沢線、新庄停車場松本線の2路線、また都

市局所管事業といたしまして関谷小檜室線の1路線がございます。これらの事業につきましましては、5月13日の再議決を受け、都市局所管事業につきましましては5月14日付で、道路局所管事業は5月15日付で今年度の内定額について通知をいただきました。これを受け早々に交付金の交付申請の手続をも行い、事業着手の準備を行っております。交付されます金額につきましても要求した額を満たしたものとなっており、また内定通知が一月ほどのおくれを生じましたが、事業実施の準備等については行っておりますので、今年度事業への影響はほとんど生じないものと考えます。来年度以降の動向につきましては、御承知のとおり、国の議決法案と閣議決定した方針の食い違いなどがあり、今後どのように動くのか見えない部分が多いのですが、さまざまな機会を活用し、新庄市に不利益が生じないように働きかけていきたいと思っております。

次に、ふるさと納税についてですが、先ほど平向議員からも同じ事項について御質問いただき、答弁申し上げたところでございますが、先月末に開催されました13市の副市長会におきましても議題として取り上げられ、御指摘のように各自治体がそれぞれにPR活動に力を入れるべく検討中かと存じます。制度の基本的な仕組みについては申し上げるまでもないと存じますが、運用のあり方、取り組みの仕方についてはさまざまあるようです。一部新聞紙上で紹介されておりましたが、市町村で特定の基金や条例を設定し、目的とする施策や事業を明示して取り組む特定財源型、寄附の用途を制限しない一般財源型に分類されております。また、行政の範疇を越え、市民団体が実施主体となっている市民ファンド的なものもあるようであります。寄附につきましても、現金だけでなく物品も扱い、さまざまな市民活動を支援するという内容のようであります。将来的には市民協働の視点でこのような枠組みによる制度も可能かと思ひ

ますが、当面は寄附の呼びかけに力を入れ、施策の重点部分への活用を図りたいと考えております。

いずれにしましても、議員の皆様、市民の皆様、また江戸家老や最上葛麓会の皆さんなど、本市を思う方々の御協力なしでは実現できませんので、さまざまな機会をとらえながら進めてまいり所存でございます。先ほど平向議員の答弁に申し忘れましたが、最上葛麓会へは寄附依頼書、郵便振替などのパンフレットを詰めた封筒を持参する予定であります。また、6月5日には東京在住の方より、育ててくれたふるさとが元気になるようにということで、ふるさと納税第1号として10万円をいただいたことも申し添えさせていただきたいと思っております。

次に、食育推進計画策定についてであります。平成18年に定められた食育基本法は、前文において国の発展のためには何よりもまず子供たちの健全な心と身体の形成を基本に据え、そのためには食が最も重要であると位置づけおります。もとより、あらゆる世代、生涯を通じた人間形成の基礎として食事をとらえることはもちろんのことです。

本市におきましては、地域の特性に応じた新庄市らしい食育を推進するための計画づくりという視点で、学校給食を柱とした食育の推進を図ってきております。既に学校現場におきましては、文部科学省より栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業の指定を受け、食育を通した「命輝くたくましい新庄っ子」の育成を目標として食育全体計画を定めており、豊かな心をはぐくむ食育推進事業、健康な体をつくる事業、郷土を大切にする食育事業など数多くの食育に関する事業を展開しております。現在、中学校における学校給食も実現の方向で進めておりますが、給食は教育の一環であると位置づけ、今後とも食の重要性を子供たちに伝えていきたいと考えております。

また、健康部門では、乳幼児健診や健康教室などで正しい食生活のあり方を実践させたり、新庄市食生活改善推進協議会では親子食育事業など、健康づくりの視点から事業を進めているところであります。農林部門におきましては、地産地消の推進の取り組みの一環として学校給食との連携、小学生による農業体験授業などの事業を進めているところであります。

いずれにいたしましても、食はあらゆる世代の人々にとって生涯にわたって健全な心と身体を培う源であり、子供のときから食の大切さを伝え、豊かな人間性をはぐくむことができるように、食育の推進を図っていききたいと考えております。

最後に、旧東北農業試験場の活用についてであります。現在、新庄市エコロジーガーデンは、蚕糸研究の歴史を広く市民に伝え、自然環境を学び、交流の場を提供し、もって産業の振興と地域の活性化に資するため、旧東北農業試験場跡地を財務省より譲り受け、平成14年9月に開園したものであります。開園に当たりましては、市民の各界各層から成る市民懇話会を中心に広聴会の開催など市民の意見を取り入れ、利用にかかわる基本構想を策定し、運用してきたところであります。開園以来6年目に入りますが、現在、産直まゆの郷や新庄バイオマスセンターなどのほか数団体が活動を行っております。特に産直まゆの郷は、会員や参加農家の御努力もあり、年間の利用者が8万人を超え、産直施設としては県内外から注目を集めるまでになっております。現在は財政再建期間中であることから、新たに施設を設けるということについては実施を留保していますが、老朽化に伴う修繕など必要最小限度の整備を進めているところであります。

最近では都市と農山漁村の共生、交流の推進、地産地消の推進など国民の環境や健康、食の安全安心に対する意識の高まりを背景に行政の課

題も変化してきておりますので、地域ぐるみでグリーンツーリズムを展開しております最上農村体験ネットワークと連携を図り、エコロジーガーデンの利用増進に努めてまいりたいと考えております。また、議員の提案にありますとおり、民間の視点に立った利用や民間活力の導入なども考慮し、さらなる利用増進のための施策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） それでは、最初からお聞きします。

後期高齢医療制度、いろいろ今日的に話題になっています。きのうの沖縄県の県議会において、保守系が負けて、他方が勝ったとの報道がありました。この一つの原因に、後期高齢者医療制度が支持を受けない、反発の結果だとも言われております。与党の国会議員の方々も凍結に賛成というような動きもあるやなしやと聞いております。そこで、新庄市の場合を私は伺ったわけですが、苦情状況はどうかということでお尋ねしましたけれども、今の市長の答弁ではさしたる問題は出なかったと、5,453名の方々が対象ということをお聞きしました。その場合、窓口は、新庄市もやるんでしょうけれども、広域連合との整合性と申しますか、そういったつながりがなかなか見えてこないのが実情だと思います。対象の市民の方は、もしいろんなことがあったらまず一番先に広域連合にするんですか、それとも市の健康課にするんですか、その辺のことをまずお聞きしたい。

もう1点は、PRが非常に不足していて、わからないと。私どもも11月22日の全員協議会で説明を受けましたけれども、正直なところなかなかわからなかった。しかし、実施してみるといろんな問題が出てきて、非常に不平が出てい

ると。そこで、それを施行する際、一つの欠点として説明不足ではないかと思うんですけども、一応チラシが入りましたね。国の制度から移行するときに、市民各位に実情を説明するというようなことは国の方から指示があったんですか、その点をまずお聞きします。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 ただいまの小嶋議員の御質問についてお答え申し上げます。

まず最初に、後期高齢者医療制度の窓口は広域連合か市町村かということでございますけれども、市民からの窓口は基本的には市町村で実施しておりますし、もしわからない場合は広域連合の方に問い合わせをして、そのつなぎをやっているところでございます。法律的には保険料の決定とか医療を受けた給付は広域連合、保険料の徴収、申請届け出の受付等については市町村、もちろん保険証の受け渡しも市町村の事務ということで、すみ分けを図っているところでございます。

それから、後期高齢者医療制度のPRの問題でございますけれども、国の方が昨年からいろんな通知を市町村の方に出しているところでございますけれども、もちろんPRに努めていただきたいということで、国保連合会でも冊子をつくり、広域連合でも冊子をつくり、政府広報でも冊子をつくって、うちの方で受けております。市民の皆様方については、昨年12月に全戸配布でチラシとパンフレットを配布したところでございます。また、昨年11月から出前講座等で、さらには市内のあらゆる団体の会議等を通じて12カ所等で実際に我々職員が出向いて説明会を行ったところでございます。対象の人数につきましても650名ぐらい、来週もまた説明会が予定されております。まだまだ説明不足の感がありますけれども、今後ともこの制度の理解を市民に求めるため実施していきたいと考えて

おりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） やはりそういったことが心配されておるわけで、やはり年いったら安心して安全に人生を送れるような制度にしていけないと、金がないから何でもかんでも削減して、「うば捨て山」や末期高齢者医療なんて言われなくないようにしていかなければならないと思います。

あと、広域連合の責任者はだれですか、知事ではないはずです。広域連合の責任者というのはだれなのでしょう。そして、広域連合にかかわる組織の職員、事務方の関係はどうなっているのでしょうか。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 広域連合は特別地方公共団体でありまして、そのトップは広域連合長になっております。議員の選挙に基づいて、今現在は山形市長が連合長という形になっております。その事務をつかさどる人員体制でございますが、現時点は22名体制となっております。内訳は、県からの派遣が2名、国保連合会からの派遣が2名、市町村職員からは18名、合計22名体制でやっております、事務局長は県の職員となっております。以上です。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 22名のうち、連合ですからわかりますけれども、新庄地区からは関係者が入っておりますか。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 派遣の人員につきましては、新庄市の職員が今現在1名派遣されております。昨年からの派遣で、ことし2年目となっております。

ます。郡内の職員体制については、今ちょっと資料がないので不明でございますけれども、以上のようなことになっております。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 新制度になって1,300万人の方がこちらに移行しておると。そのうち約793万人が4月より年金から天引きされたと。新庄市の場合はどのような比率になっているのでしょうか。

あともう1点、先ほど厚生労働省が後期高齢者医療制度の保険料の実態調査を発表して、負担増が低所得者ほど多いというような結果が出ました。それで、国民健康保険料の算定方式が三つあると、このやり方によって政府の言っていることと実態が違っているというようなことが云々されていますけれども、算定方式というのは新庄市の場合は三つのうちどれをとって保険料を定めているのでしょうか。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 先ほど5,400名の方が4月1日現在後期高齢者医療制度の方に移行したと申しましたけれども、うち今回の4月1日から天引きされた人員は3,790件でございます。

負担増の問題でございますけれども、これは厚生労働省の試算に基づく推計でありまして、全国的には31%の方が負担増になったと、ちなみに東京都では55%です。県内ではどのぐらいかと申しますと、21%の方が増になったと推定されております。我が新庄市でございますけれども、それよりは多分低いものと認識しております、県平均で21%。ただ、パターンにつきましては、昨年来、文教厚生常任委員会でも何パターンか示しました。考え方としましては、年金だけの単独世帯、夫婦だけの世帯、こういった方々についてはすべて現行の国保税よりは安くなるということを前から言っておりました。

ただ、世帯の中に世帯の所得も加味されるため、一部の方々では負担増になるケースも見られる。また、上位所得者についても国保税と後期高齢者の保険料が両方加味されるため、一部負担増が見られる方もいらっしゃるということでございます。

保険料の算定の基礎は、うちの方は4方式で算定しております。所得割、資産割、均等割、世帯平等割、4方式でありまして、東京都等とは若干違います。山形県内においても山形市の例は3方式でありまして、うちの方はその点違うものと思われまして。以上です。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 揮発油税の暫定税率と道路整備には新庄市の場合は影響がないと、今後の予算も減額するというようなことは考えられないという判断でいいわけですか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 交付金と道路関係の臨時交付金も含めてお答えします。影響額につきましては、さきの3月議会でお示ししましたように、道路重量譲与税あるいは地方道路譲与税、自動車取得税交付金について2億2,000万円ほど影響が出るという話でしたけれども、暫定税率が一時廃止されたことに伴います影響が本市では2,800万円ほどはね返りが出ましたけれども、国の方で表明していますように、全額影響がないようにと、国全体では2,100億円ほど影響が出たようではありますが、地方へのしわ寄せはないようにというような配慮をいただいておりますし、道路財源につきましても、道路に関する臨時交付金につきましても影響がないようにというような国交省あるいは財務省からの通達も含めて、そのような仕組みになっておりますので、本市については答弁にありましたように影響がないと受けとめております。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 食育推進計画についてお伺いしますが、推進計画ができていますか、できていないんですか、その辺をお聞きます。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 食育基本計画についてお答え申し上げます。食育基本法の中では地方公共団体の責務としまして基本計画を定めるように努めるというような形で努力義務が規定されております。先ほど市長の答弁にもございましたとおり、うちの方は新庄市らしさをということで、子供を中心に食育の展開をしてまいりたいと答弁申し上げます。既に教育委員会の方では学校現場を中心にした食育推進事業という形で冊子の立派なものができておりますので、改めて子供を中心に食育推進計画ならば、こういった冊子を再度つくる必要はないであろうと思っておりますので、これを食育基本計画にかえたいと考えているところでございます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

中川正和議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） まだできていないんですね。ということは、新聞を見ましたら、食育推進計画の策定が市町村で5%どまりと、これは3月23日付の新聞ですけれども、農林水産省の調査です。なかなかできていないのが本当だと思いますけれども、既に隣の真室川町では「あがらしゃれ文化」を継承、特色を生かす食育推進計画がもうできています。山形県内でも山形、上山、村山、尾花沢、山辺、河北、真室川、鶴岡、酒田とやっているんですよ。これからの子供たちを担うには、やはりそういったことでやっていかないと、中学校の給食も食育の一環であろうと思いますよ。こういったことでやはりきちっとやっていかないと、作業が大変だと思

うんですけれども、やるものはやっていただかないと市民生活の向上には結びつかないと思いますので、努力をしていただきたいと強く要望するものであります。

ふるさと納税についてお伺いします。新庄市のホームページを見ました。「こちら市長室です。6月6日金曜日、ふるさと納税第1号、御厚意に感謝します」とあります。「昨日、ふるさと納税として初めての寄附金10万円をいただきました。学生時代まで新庄で過ごし、その後関東地方において自営業を営まれ、活躍している方です。この制度が話題となってから、少しでもふるさと新庄に恩返しをしたいとずっと考えておられたとのこと。大変ありがたくちょうだいし、大切に活用させていただきます。また、この制度をできるだけ多くの方に知ってもらえるように強力にアピールしてまいりたいと思います。本当にありがとうございました」と、市長のコメントがありました。やはり新庄市は情報を発信しなくても、知っていてよしてくれるんですよ、ありがたい話なんですよ。先般、小関議員も質問しました。私もこれを早くやってくださいという意味で質問したんですよ。職員の皆さんは政策能力が問われる時代なんです。先般、平向議員も言いました、西の方が高い、こっちの方が遅いと。やはり気合いを入れて、特に新庄市は財政で苦勞しているのはわかるんですよ。そういった意味で、やりたいという気持ちがこういうふうに出ているんですから、そういう気持ちをもっと盛り上げて早急にやっていただかないと新庄の活力というのは生まれてこないと思います。ぜひひとつ早目に取り組んでやっていただきたいと思います。いかがですか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 大至急努めてまいりたいと考えております。

中川正和議長 ただいまから1時まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

奥山省三議員の質問

中川正和議長 次に、奥山省三君。

(1番奥山省三議員登壇)(拍手)

1 番(奥山省三議員) 午後のお疲れのところ大変御苦勞さまでございます。一般質問させていただきます。政友会の奥山省三です。よろしくお願いします。

まず、財政再建についてでございます。2月20日にありました新庄市の行財政改革大綱とあわせてお聞きしたいと思います。改めてお聞きいたします。2月20日の全員協議会において説明があり、討議もありましたけれども、まず第1点でございますけれども、大綱の4ページから5ページについてでございますけれども、財政の再建についてお聞きしたいと思います。細かい点になると思いますが、それは御容赦願いたいと思います。まず、事務事業の見直しについて、事業の継続、廃止、経費削減と資料に載ってございますけれども、特にお聞きしたいのは経費削減について具体的に、大綱を見ても詳しくはわからないんですけれども、その辺のところを詳しくお伺いしたいと思います。

次に、人件費の削減についてですが、現在の職員数を26年までに310人以下ですか、以前には何か22年までに310人と申されたように思いますけれども、当市の数というのは適切な数でしょうか、その辺のところもお願いしたいと思います。山形市とか酒田市とか鶴岡市とか、ほ

かの全国的な市の予算とか人口に比べてどうか、その辺のところもお伺いしたいと思います。

それから、少子高齢化の時代に、当市の目標は平成22年まで今の人口を守る、もちろん4万人を切ってしまったので、3月末で3万9,814人ですか、そういうような状況で、そういう数字を分母にして大綱をつくったのですか、その辺のところもお伺いしたいと思います。このように数字が変わっていくわけでございますけれども、その数字の修正を図ってこれからやっていくのでしょうか、その辺のところもお伺いしたいと思います。

それから、4の補助金の圧縮について、最上広域市町村圏事務組合分担金についてですけれども、当市の一方的な考え方だけでは通用しないと思いますので、これもその辺の圧縮ができるのでしょうか、ちょっと細かい点で大変申しわけありませんけれども。

それから、5の財源確保対策の強化について、歳入確保対策委員会の機能の強化とありますけれども、この委員会はどのようなメンバーで構成されて、どういった機能を果たしているのかお聞かせ願いたいと思います。遊休市有地の整理、処分について、もう少し具体的に示していただきたいと思います。

21年度の目標数値についてでございますけれども、初めの経常収支比率94.4%でございますけれども、昨年、たしか11月の説明では18年度決算の数字が99.7%でしたけれども、19年度では99.1%の見込み数値でございますが、これはクリアできるのでしょうか。9月議会でわかると思いますけれども、一般的にはこの数値が80%を超えた場合、財政の硬直が相当に進んでいることを示すものですが、ほぼ100%に近い数値では新規事業が全くできない状態をあらわしていると言えます。さらに実質公債費比率、これが一番問題でございますけれども、修正もありまして、昨年は29.9%から30.1%という数

値を提示されましたが、19年度は29.9%より低い数値を達成できたのでしょうか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、20年度決算から適用されます自治体健全化法の四つの指標の中の実質公債費比率は、皆さん御存じのように、前にも申し上げていますが、早期健全化団体の基準である25%は超えてございますので、昨年、市長はこの数値を下回することを第一の目標に努力する、できない場合は御理解願いたいとおっしゃいましたが、その方策としてはことしの施策が具体的に余り改革する点が目につかないように感じられますけれども、大丈夫なんですか。市債残高は21年度で150億円目標となっておりますけれども、これはあくまでも一般会計でございますので、特別会計を合わせれば279億円の市債になります。それから、最上広域の分も多分あると思いますので、まず300億円は下らないだろうと私は思うんですが、この辺を詳しくお伺いしたいと思います。市債の増加は将来の負担を増大させて財政運営に支障を来すものであり、市債の負担適正化計画を作成して早期に解消していただきたいものでございます。

次に、空き家対策についてでございます。人口減少につきましては、地方は現在のところ全国的に打つ手がないような状況でございますけれども、当新庄市も既に4万人を割っていますけれども、それに伴って無人化してくる住宅とか建物が数多くあるように見受けられます。これらについて当新庄市ではどう対処していくのかお伺いしたいと思います。個人の住宅等で老人のひとり暮らしの方が亡くなった場合とか、都会に出ていってしまって長年留守の家、また別の土地に移転されて、古い家だけが残された場合など、高度成長時代は終わったんですが、放置されている建物や構築物が今後いろいろ出てくるように思われます。住宅の中には

かなり老朽化して、近隣の迷惑になっているようなものもあると伺っています。全く放置されているので、近所の人たちは家が崩れてくる心配はないとか、風が吹いたときなど屋根が飛ぶのではないかと懸念しているところもあるようです。土地、建物については所有者の法律のもとに状況を勘案して対処するしか方法がないと言われると思いますけれども、これから先このようなことが市の相談窓口に、今、地域担当制とかと言っていますけれども、そういうのも多分これから出てくると考えられます。資金の面または法律の面からこのような事案に対して簡単には対処できないと考えられますが、今後の市の方向性というか、指針というか、現時点でのある程度の考え方を市民に示していただきたいと思います。今、限界集落とか、いろいろな表現の方法があると思いますが、当市も65歳以上の高齢者の人口が増加傾向にあることは否めない事実だと思います。新庄市の全体を見渡して、これからの新庄が寂れていくことは目に見えていますけれども、将来に向かってそういう事案に対しての市の考え方を示していただければと思います。

それから、ひとり暮らしの家などはこれからますますふえると思います。その後は無人化して廃墟になると考えられますけれども、市はどうすべきなのか、そのまま放置しておくのか、少しは市民のために考えていただきたいと考えます。これらについて、できれば委員会とかを設けて将来のことを考えてもらいたいと思いますけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。一考をお願いしたいと思います。人口がどんどん減少して高齢化社会に向かう今、市の考え方を示していただきたいと思います。

次に、3番の情報公開についてでございますが、前にも質問しましたが、情報公開についてお聞きしたいと思います。当市では、市が抱えている負債につきまして、先ほどの財政

再建とあわせて公表しておりますけれども、これは画期的なことですけれども、今まで市民が市の財政の実態について知らされていなかったということだと思います。情報公開につきましては、その取り扱いについて慎重かつ公平さが問われることは言うまでもありませんが、市民協働等いろいろ言われていますけれども、本当の意味で市民の意見を取り上げて市政に反映させていただけるのでしょうか。「絵にかいたもち」にならないように、具体的に市民も入った委員会でもつくればと考えますけれども、それはどうでしょうか。情報公開について、当市ではどこまで進めていくのか、どういう考えで進めるのか改めてお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 本日午後一番、奥山議員の質問にお答えさせていただきますが、大変数多くの数字的なものが出てきておりますので、それについては担当の方から今答えられる範囲で答えさせます。

財政再建についてであります。行財政改革大綱につきましては、新庄市におけるさまざまな改革を積極的、計画的に推進するための基本的な指針とするものです。そのため、大綱には改革の基本的考え方、具体的な取り組み、進め方について掲げており、また実施計画においては、大綱に基づく71の具体的な項目を掲げております。大綱及び実施計画の策定におきましては、市職員との大綱策定検討会において素案を策定後、市民意見公募の実施や新庄市行政改革市民委員会の協議などにより市民意見を反映するとともに、議員の皆さんからは2月20日の全員協議会の場で貴重な御意見をいただきながら、行財政改革推進本部において最終決定をしたところであります。大綱の内容につきましては、4

月発行の市報及び市ホームページで市民の皆様に公表しているところであります。

実施計画等の詳細及び数値の根拠につきましては、全員協議会で御説明申し上げましたが、財政再建計画などさまざまな取り組みの数字の積み上げとなっており、特に人件費の削減などによる財政効果額については現行の取り組みにあわせ改定しております。今後、この計画を着実に実行するためには、市民、地域、行政の協働体制が最も重要となります。職員一丸となってチャレンジしてまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

次の空き家対策についてであります。空き家といいますと、個人の住宅あるいは空き店舗、空きビルなどさまざまございますが、防災の観点から申し上げますと、雪害、強風などで被害が想定されるものについては、個人の財産である以上、所有者の責任により維持管理することが原則でありますので、所有者を確認し、対応をお願いしてまいりたいと思っております。

なお、緊急時や不明な場合などについては、警察や近隣住民の方々の協力を得ながら対処していきたいと考えております。

また、このところ老舗商店が相次いで閉店するなど、中心商店街も厳しい状況が続いておりますが、より一層の出店を促すため、山形県で行っていますやまがた元気出店事業と連携して、商店街の魅力向上などによる中心市街地の活性化を推進するため、新たに（仮称）新庄市中心商店街空き店舗等出店支援事業を計画しており、今後も積極的に取り組んでいきたいと思っております。今回御提案申し上げております補正予算にもこの事業費を盛り込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

次に、情報公開についてであります。市政の運営に当たりましては市民と行政が情報を共有することが大切であり、そのためにも市が保有している情報や資料については情報公開や個

人情報の保護の趣旨にのっとり、かつ法令に反しない範囲でこれまで以上に積極的に開示していくことで市政の透明性を確保していきたいと考えております。公約にも掲げております財政状況の公開につきましては、これまでの市の借金残高の推移や今後の目標値について、2月に庁舎前など3カ所に掲示するとともに、4月の広報にも掲載させていただきました。また、今年度からの試みとして、20年度当初予算についてわかりやすい説明を加えた「しんじょうのよさん」を作成し、これもホームページ上で公開させていただいております。このような手法により、財政状況の情報公開をより一層推進していきたいと考えております。また、昨年12月には新庄市パブリックコメント手続実施規程を制定、運用しております。これは市民生活にかかわる施策について、決定過程におきましても案の段階で積極的に情報を開示し、市民の皆様の声を積極的に取り入れたいとの考えであり、今後とも財政状況を初め、よりわかりやすく情報を提供していきたいと考えております。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 本年3月、皆様方からいろいろ意見をちょうだいしながら、平成20年度と21年度の2カ年にわたる取り組みをまとめたものとして新庄市行財政改革大綱を策定いたしました。進め方の基本としましては、仕事を進める戦略づくりとして政策の決定の仕方を改めて練り直そうと。それから、仕事を進める基盤づくりということで、行革大綱全体のメインテーマにもなっておりますけれども、安定的な財政基盤を確立しようということ、それから仕事を進める姿勢づくりとしまして市民協働という位置づけをさらに強め、我々職員も改めて認識して進めよう。それから、仕事を進める体制づくり、組織、今のままでいいのか、あるいは職員

数、定員管理の問題ですけれども、そういった体制づくり、そのためには必ずしも正規職員だけでない、さまざまな形の公共サービスの提供方法、その仕組みをつくっていくということで、具体的には民間委託であるとか指定管理者制度といったものを今進めているわけです。それから最後に、仕事を進める人づくり、議会の場でも職員研修のことをいろいろ御指摘を受けていますが、研修の充実、また新庄市の職員として望ましい姿をきちんと描いて、それに一人一人がみずから近づけていくような、そして仕組みとしても近づけていくような、そういった方針を立てようと。以上のような五つのシステムをつくろうということで行革大綱を策定したところでありまして、議会の場でも、また市報などで市民の皆さんにもわかりやすく説明してきたところであります。

そういった基本的な考えのもとに、いろいろ大綱に盛り込みました具体的な項目についての御質問がありましたけれども、事務見直しに関しましては平成16年以降のこの間の取り組みでさまざまな事務見直しを進めてきたところではありますが、特に今やろうとしているのは事務事業の優先順位というものをしっかりルール化を図っていくということでもあります。特に平成20年度予算編成でも資源の集中化ということで、財源を少しでも有効に活用していくということで幾つかの見直しを行っております。また、人件費削減に関しても御質問ありましたが、人件費に関しましては議員の皆様からも御協力いただいておりますけれども、まず給料自体を少しでも圧縮していくということで、まず期末勤勉手当についての抑制、特に管理職に関しては手当を半分ということでこの間ずっと続けておりまして、財政対策の中心的なこととしてはこの人件費対策になっております。給与自体を抑制するということと職員数を減らしていくということで、具体的に310名という今の目標とし

ている数字が適切かという御質問もございましたが、平成26年度までに310人以下にするという計画で今は進めておりまして、実際この4年で30名減になりまして、計画よりも11名ほど先行する形で定員管理計画については進めております。数字自体310というのが果たして適切かということもありましたけれども、これにつきましては新庄市として行うべき最低限の行政サービスというのがございますから、平成16年の策定当時の考え方としては、あそこをそこはきちんと守っていくということを決めて、そういったことから310名という数字を割り出したわけですが、これは上限でありまして、これからのいろいろな社会情勢の変化あるいは具体的に言えば指定管理者制度の受け皿がもつときちゃんとふえてくるということであれば、まだまだ310名を下げられるかもしれませんから、あくまでも上限なんですけれども、こういった計画のもとに今進めております。適切かどうかというところがなかなか私どもとしても判断しにくいところはありますけれども、現時点での新庄市の職員数としては、一般行政部門の類似団体との比較というのがよく使われるんですけども、新庄と同規模の団体と比べてどうなのかということでもありますけれども、これは一般行政部門だけの比較なんです、新庄市の場合は一般行政としては250人、類似団体では325人ということで、それぞれの類似団体でやっている事務も多少は違うわけですけども、平均的なところから言えば相当数現時点で少なくなっております。

それから、こういった定員管理計画を初めとして、いろいろな取り組み目標自体が人口減を見越しての計画になっているかという御質問もございましたけれども、大綱策定時点では人口減少傾向というのはかなりはっきり示されておりましたし、そういったことを加味して職員数の計画なり、いろいろなサービスの量の測定な

ども行っておりますので、きちんと3万9,000何百人で見たかと言われると困るんですけども、そういった長期傾向を踏まえての計画でございます。

なお、大綱自体につきましては、今申し上げましたとおり、20、21年度の2カ年の計画として策定しておりますので、修正あるいは新しい計画を策定し直すというのは、来年度中、22年度以降の計画を策定したいというふうに考えております。

そのほかいろいろございましたけれども、特に財政再建の具体的な部分については政策経営課長から引き続きお答えいたします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 数字についていろいろお尋ねがありましたので、簡単にお答えしたいと思います。

広域との連携はできているのかということですが、広域にも財政の5カ年計画がございますので、それらと連動しながら、整合性をとるようにしながらこの数字を連動させて立ててございます。

それから、財源確保対策であります。歳入確保対策委員会の中身については、政策経営、総務、税務、福祉、生涯学習、水道、下水道などの課から成る庁内の委員会で、歳入の収納率のアップとか、そういった改善のために検討、実践している委員会でございます。

それから、財政再建の経常収支比率であります。現在の99.7から21年度は94.4にできるのかということですが、財政再建の見通しとして21年度にはこのような数字に最大限努力していくということでございます。それから、29.9の実質公債費比率であります。

その前に、遊休市有地の処分についてもございました。大方処分できるところは処分してございますし、これから可能なところも鋭意検討

して何とか処分できるものについては処分したいということで、これからも検討していきたいということであります。

それから、29.9の実質公債費比率のお尋ねもございました。24年度には25を切るという目標がございますので、24年度までの3カ年平均で23%台に抑えていくということで、これらもそういった目標で進めていきたいということであります。市債残高279億円から計画どおりできるのかということもございました。平成23年度には最上広域も含めまして257億円まで圧縮したいということで、玄関前の借金残高の推移ということで市民に示しているように、これらの目標を達成していきたいと考えてございます。

私の方からは以上でございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

中川正和議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 詳細な答弁ありがとうございました。星川課長、当市の職員の適切な数、私は必ずしも多いとか少ないとか言っているんじゃないで、310人が適正なのか、そういう意味でございますので、その辺は誤解しないでいただきたいと思います。ただ、必ずしも少なくしろということじゃなくて、ただ、適正な数字であるかということでございます。

それから、先ほど3万9,814人と私は言ってしまったけれども、その数字というか、細かい数字になってしまいますけれども、分母を幾らぐらいにしてそういう大綱を立てたのか、その辺のところ、ただ人口減少を基本にしてやっていますと言われても、幾らの数字、大体の数字というのはあると思いますけれども、その辺のところ、どのぐらいの分母というか、分子というか、どういう数字でそういう計画を立てたのかこの文章とか大綱の中をみただけではわかりませんので、あと実施計画を見ても、ただ実施とか計画とか書いているだけで、検討とか載っていますけれども、これもちょっと、2

月20日にみんなからいろいろ協議あって、一応私はここにメモしていますけれども、余り大した答えというのが返ってきてないんですよね、これを見ますと。だから、その辺の意味で私は今回質問したわけなんですけれども。

それから、財政の再建につきましても、職員数の削減から特別職とか一般職とか、いろいろ書いていますけれども、それよりも、財政の再建、一番基本的なことですけれども、この四つの指標の中の最高が実質公債費比率ですけれども、四つのうち二つぐらいが来年度の3月決算で該当してくると考えられますけれども、早期健全化団体ですか、財政再生団体にはなりませんけれども、早期健全化団体の方に入ることは間違いないと思うんです。だからそういう意味で、この数字といたしますか、基本的に人口がどのぐらいとして計算なさったのかちょっとお聞きしたかった次第です。その辺のところ、もしわかったら伺いしたいと思います。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 大綱全体の前提として人口を何人と見たかというのは、先ほども申し上げましたとおり、何人という具体的な設定はしてありません。ただ、平成17年度からの計画で一たん大綱を策定したわけですが、その際、財政再建計画、また定員管理計画が大綱のもとになる大きな計画となっていたわけですが、その時点では、思い出そうとしたんですが、何人という議論はしていなかったと思います。ただ、今後、例えば振興計画でうたっている4万5,000人とか4万3,000人とか、そういった人口がふえるという状況にはならないと、人口は減るだろうという前提での職員数とか仕事の量とか、そういう考え方はしておりました。

それから、実施計画において、確かに各年度の取り組み内容として、この年度は検討年度、そして何年度から実施というような極めて大ざ

っぱな書き方で、実施計画を見ただけで細部までわかるというような計画にはなっておりませんが、ただ、例えば先ほどから話になっております定員管理計画につきましても、何年度にはこの施設を指定管理者にする、何年度はこの施設を民営化するというような、そういった年度年度ごとの裏づけのもとに数値目標、数字というものも示しております。ただ、そこまで全部市民にも公表ということにはなかなかならないものですから、公表になっている大綱及び実施計画の上ではそこは検討年度なり実施年度なりということで、かなり大くくりな書き方になっておりますけれども、裏づけというのは一応一つ一つ積み上げて大綱なり実施計画を策定したところであります。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

中川正和議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 先ほど歳入確保対策委員会のメンバーを聞いたら、庁舎内で委員会を立ち上げているという内容でございましたけれども、これは毎月会議を開くと思いますけれども、現在、税収入がかなり落ちているわけですが、これは毎月会議を開くと思いますけれども、具体的な収入の確保対策というか、どういうふうに具体的に考えているのか、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 毎月定例的に開催しているわけではございませんけれども、年何回かお互いに連携しながら、使用料、税金その他いろいろ歳入に絡む項目があるわけですが、そういった歳入に絡んでいる関係各課でお互いに連携できるところは連携し、あるいは改善すべきところは改善していくと。お互いに数値を共有しながらお互いに連携して、収納率あるいは使用料の滞納とか、そういったことがないように連携してやっているのが委員会の中身

でございます。以上でございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

中川正和議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 今の話ですと毎月開催するといった定例会じゃなくて、その都度やるというような感じでしたけれども、その辺は今後も税収入の確保対策のために頑張っていたきたいとお願いして、財政再建については今後計画どおり進行するように頑張っていたきたいと思います。

それから、次の空き家対策の方でございますけれども、先ほど市長からも説明ありましたが、個人の財産ですから、警察対応とか、いろいろあると思いますけれども、近隣の迷惑とか、そういうことについてもし市の方へ相談なんか来られた場合は、警察に言ってくださいというふうに申し上げるといことになるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

中川正和議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 ただいまの御質問なんですけど、先ほど市長から申し上げましたとおり、所有者なり管理者というものがはっきりしている場合には、もちろんそちらの方に確認して、市の方から御相談申し上げて、防災とか防犯、それらの排除をして安心して暮らせるようにというふうなことで逐次お願いはしておりますし、これからもそういったことで相談していきたいと思います。ことしの冬も1件ほど雪が落ちてくるのではないかとこの空き家の相談もありましたし、その辺は区長さんとか町内会の役員さんなんかとも相談しますし、消防団、消防署、警察、そういった官公庁もありますので、まずは市の環境課の方にそういった不安があれば御相談いただいてよろしいかと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

中川正和議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 私が申し上げたいことは、これからこういう案件がいろいろ出てくると思うんです。その場合、環境課の五十嵐課長に相談に行くというのは、それは当然だと思えますけれども、ただ、市の方向というか、これからますますひとり暮らしの老人とか、そういう古いうちだけが残るといような案件が出てくると思うんです。その辺について、悪いとは言いませんけれども、市としてただそういう対応だけでいいのか、そういう考えしか浮かばないのかなと、それだけで新庄市は……。例えば、他市町村になりますけれども、そういう対策をつくっているところもあると伺っていますけれども、そういう考えは全然ないということなんでしょうか。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

中川正和議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 総合的にそれらの事案というのはいろいろ別な角度で被害なり、防災、安全の観点が出てくると思いますし、例えば個人住宅の空き住宅、大きなビルとか商店街とか、さまざまな空き家がありますし、そこら辺を総合的に仮に委員会とか検討会みたいなものを設けてそういったものに向かっていくという考えは非常に難しいと思われしますので、今のところはそういった考えはしておりません。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

中川正和議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） わかりました。市民から私たちにそういう相談があっても、個々に対応するというか、今のところはそういう考えしかないというふうに解釈して、そういうふうに伝えていきたいと思います。個人の住宅以外にも例えばファミリーデパートとか新庄厚生病院とか、いろいろありますけれども、そういうものについても市は全然ノータッチというように感じてこれからいくという考えで解釈してよろしいということでございますか。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

中川正和議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 空きビルというふうな観点からはちょっと私の立場上申し上げられないんですが、防災、防犯、青少年の健全育成、そういった観点からは、大きなビルが市内にも空きビルが数カ所ありますけれども、そちらの方に関してはバリケードを張るとか、例えばコンクリートパネルで窓をふさぐとか、とりあえず外側から中に侵入させないというふうに、環境課所管の中ではそういったことで警察、防犯委員などと協議をしながら今までも努めてきた経緯がありますので、今後ともそういった形で対処はしていきたいと思っております。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

中川正和議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） わかりました。

次の情報公開でございますけれども、先ほどの市長の答弁で「しんじょうのよさん」というふうな、ホームページに出ていますけれども、この「しんじょうのよさん」のチラシを見ますと大変わかりやすくなっていますけれども、この17ページをちょっと見て、市債の残高でございますけれども、18年度合計で321億円というのが、細かい数字ですけれども、市の市報では4月で361億円となっています。市民から見るとわかりにくいというか、なぜそういうあらわし方をするのかなとちょっと感じたんですけれども、市報にはわざわざ「わかりやすい予算書」と載っていますけれども、その辺どうしてそういうふうに違うのかお聞きしたいんですけれども。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 今のお話では差が40億円ほどございますけれども、市債残高、玄関に張っているやつは広域も入れた形で計算してございます。わかりやすい新庄市の予算書につい

ては市関係の市債残高ということで、そういった記述がされているはずでございますので、若干の数字の差異があるということでもあります。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

中川正和議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 私は市会議員になってまだ日が浅いもんですから、よくわからなかった点がいろいろあるんですけれども、市から出ている市民に知らせる内容について、いろんなものを見て別々の数字が出てくると市民は惑わされると思うんですよ。だから、その辺のところをまずきちんと、長くやっている議員の方はすぐわかると思いますけれども、私はよくわからなくて、市債の残高、やはり市民から聞かれますけれども、本当に新庄市の借金って幾らあるんですかと言われても、一般会計、特別会計のほかに公営ですか、それと広域とかありますけれども、その辺をもう少しわかりやすく詳しく書いて、わかりやすい予算書と載っているわけですから、そこまでしたなら新庄市の予算について市民がもっと理解できるのではないかと思いますので、そのようにやっていただきたいと思います。

それから、新庄市パブリックコメントというのは、私もよくわからないんですけれども、これはどういう意味なんでしょうか、説明願いたいと思います。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 市民からの意見をいろいろちょうだいして、市民の声を反映させた市政の推進という考え方で19年度に設けました制度ですが、市民生活に深くかかわるような計画の策定なり、いろいろな施策の推進なり、そういった場合には、案の段階で計画を市民にお示しして、一定期間期限を決めて意見をいただいて、その意見を生かせるものは生かした形で最終案にするというような考え方で、新庄だけでなく、

いろんなところで近年新しく設けている制度ですが、昨年度からスタートしましたが、昨年度は二つの計画について市民から御意見をいただきました。まだまだ市民自体もこの制度になじんでいないもんですから、御意見をどうぞと言っても、なかなか1件とか2件とか、そういった件数しか上がってきていない現状にあります。が、制度の趣旨の周知を図るなどして、市民と一緒に考え、一緒に進める市政づくりというもの、これを今後とも進めていきたいと考えております。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

中川正和議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 市民から意見を公募するというところに集約されると思いますけれども、このパブリックコメントについては市民に広報等で知らせ、市民の意見を吸い上げるというふうにお願いして、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。（拍手）

中川正和議長 ただいまから10分間休憩します。

午後1時48分 休憩

午後1時57分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

小野周一議員の質問

中川正和議長 次に、小野周一君。

（4番小野周一議員登壇）（拍手）

4 番（小野周一議員） 今期定例会4番目に一般質問します改新会の小野です。通告に従いまして質問いたしますので、よろしく願いいたします。

新庄市が出資している会社の経営状況について、まず最初にお聞きしたいと思います。地方自治法によりますと、市が出資している会社の

出資率が50%未満の会社であれば議会に報告する義務はないわけですが、平成19年3月31日現在で新庄市は14社に対して総額7,229万8,000円を出資しております。14社中、市が295万円（49.91%）を出資して、市長が社長をしている新庄卸売流通センターは、新庄最上地域の青果物流通の拠点として、地場野菜、産地の育成、地域住民へ青果物を安定的に供給していくという公共的な役割を目的に設立された市場であります。今までに約2,000万円の経営改善支援を含め市は補助をしてきたわけですが、設立20年目を迎え、果たして目的を達成しているのでしょうか。直近の資料によりますと、卸売流通センターの平成18年度の当期損失額は253万3,789円であり、平成16年度からの3年間では624万7,740円の損失額であります。設立当時から繰越損失額も1,626万8,368円と約25%も資本金が目減りし、早急に対策を講じなければ資本金がゼロになるのは目に見えております。今まで市の要職についていた内部の人たちがこの会社の監査役をされてきた経緯がありますが、どのような報告を受け、今までに対策を講じてきたのでしょうか。

また、共同出資している農協は、上部団体より目減りした資本金を引き当てするようにと指導されているようですが、50%近く出資している新庄市としてはどのように対応なさるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

また、卸売流通センターの収入は新庄青果株式会社と仲買人組合からの市場使用料に依存しているため、新庄青果株式会社の売り上げが伸びない限り毎年損失額が計上されるわけですが、新庄市が120万円を出資して新庄最上地域の青果物流通の核として期待されてきました新庄青果株式会社には今までに新庄市としてどのような指導、監督をなされてきたのか、あわせてお聞きしたいと思います。

また、収入の減った理由として、平成17年度

の市場使用料の改定も一つの要因ではありますが、平成4年、7年、14年と進出してきた大型量販店の取扱量の変化への対応や地元農家対策、産地対策をおろそかにしてきたことこそ、今の経営状況になったと思いますが、今後の改善策についてお聞きするものであります。

また、夕張市のように多額な借金隠しや再生団体になるのを防ぐため、昨年度施行されました財政健全化法において、第三セクターの運営も市町村などの地方自治体の財政運営上無関係ではなく、連結して考えるべきと定義づけされましたが、新庄市においては卸売流通センターも第三セクターとして位置づけられている会社であり、大家とたな子関係にある新庄青果株式会社の経営次第では、卸売流通センターの経営の見直しも考える時期に来ていると思いますが、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

2番目の質問に移らせていただきます。

4月より教育長が不在であったわけでございますが、教育長職務代理者を置いたにせよ、新庄最上地域の教育界に与えた影響は大変大きかったと私は思います。そういうことで、教育環境の見直しについてお聞きします。今般、少子高齢化を初めとし、いろいろな社会情勢の変化により、不登校やいじめ、学級崩壊など多岐にわたり問題が起きており、教育環境に大きく影響を来していると言われております。そのような中で、市長の教育環境の見直しが必要との考えから、今回新しい教育長が今までの教育界出身者ではなく、行政職出身の前総務課長が就任されたわけでございますが、前教育長の時代には新庄市の10年先の教育を見据えて策定され、平成17年2月に議会に示された新庄市長期教育プランを最終年度である平成26年度までは教育長が変わっても推進していくのか。きょう、新しくなりました教育長の就任のあいさつの中で、長期プランについて触れられておりましたが、

改めて教育長にお聞きするものであります。

新庄市の人口も県内の他の市町村同様、平成に入ると自然増加数が減少傾向をたどり、5月末現在で前年度より368人少ない3万9,852人と新聞報道されましたように、4万人を割っております。しかし、これは一部の自治体を除いては人口の減少により地域社会や教育現場にも大きく問題を投げかけているのも事実であります。教育委員会においては、5年、10年後の新庄市の児童生徒数の推移を予測しているとは思いますが、子供たちに行き届いた教育、平等な教育が保障されているにもかかわらず、少子化による児童生徒数の減少により、小規模校と言われる学校では複式学級を導入せざるを得ないのが現実であります。新庄市管内の小中学校で平成19年度までの10年間で約700名の児童生徒数が減少したと言われております。平成20年度、新庄市管内の3校の小学校で46名の児童が複式学級で学んでいるそうですが、今後、3校のほかにも少子化による児童数の減少により複式学級を導入せざるを得ない学校の増加が予想されるにもかかわらず、教育委員会として今後も複式学級の解消措置を考えずに存続させていくのでしょうか。あわせて、来年度からの中学校での給食の実施を考えれば、学校の再編しか考えられないと思いますが、教育委員会としてどのように検討なされているのかお聞きしたいと思います。また、新庄市の教育の基本的な理念として小中一貫教育の推進を掲げておりますが、具体的にお聞きするものであります。

最後に、ポジティブリスト制度についてお聞きしたいと思います。牛肉のBSE問題を初めとし、農作物への残留農薬問題、果樹農家の無登録農薬の使用等で、食に対する信頼関係が損なわれた結果、トレーサビリティ制度の導入により食に対しての安心安全性が回復されたわけではありますが、その後新たに輸入食品や農作物から基準以上の残留農薬が検出され、消費者

に対して食への不安を与え、大きな社会問題になっております。食品の安全性を確保するために、平成18年5月に食品衛生法の改正に伴い、すべての食品に対して人の健康を損なうおそれのない量としての農薬基準が設定され、すべての農薬が規制対象となるポジティブリスト制度が発足しました。基準値を超えた食品については販売禁止措置がとられる厳しい制度であります。平成17年度、新庄市管内において販売作物として米を初めとし13品目の作物が約4,290ヘクタールの面積で作付され、47億5,309万円余りの出荷額となっております。万が一、新庄市で生産収穫された農作物から食品衛生法の基準を上回る残留農薬が検出された場合はどうなるのでしょうか。市場での流通販売ができなくなるばかりでなく、風評被害等により新庄の農家経営に与える影響は非常に大きいものと思います。先般、ある県内の農協が作成し、組合員に配付した農作物病害虫ごよみに、ポジティブリスト制度の基本とすべき農薬の使用基準、方法などに記載ミスがあったとの報道がありました。私は食の安心は生産者と消費者との信頼関係からしか生まれません。新庄で収穫されたすべての農作物は安心安全であると消費者に強調できるように、関係団体との連携をどのようになされているのかお聞きしたいと思います。

最後に、行政と農業団体がスクラムを組んでこそ、市長が公約している安心安全な農作物、食材の生産振興のトップセールスマンとしての実績が評価されるのではないのでしょうか。

これで壇上よりの質問を終わらせていただきます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 小野議員の質問にお答えさせていただきます。2番目の教育環境の見直しにつき

ましては、教育委員会の方から答弁させていただきたいと思います。

初めに、市が出資している会社の経営状況についてということで、新庄青果物地方卸売市場につきましては、昭和63年10月に開場して以来、株式会社新庄卸売流通センターで管理運営をしております。市場の目的と役割につきましては、私たちの毎日の食生活に欠かすことのできない野菜や果物などの生鮮食料品は各地方より集荷され、地域住民に安定供給できるよう公正かつ合理的な取引と安全衛生の維持管理を図る目的であり、さらに野菜、果物の地場産地を育成する役割も担っております。これらの目的と役割を果たすため、管内市町村と全農協、そして卸売業者の新庄青果株式会社が共同出資しております。

出資額につきましては、全株数1,200株6,000万円で、そのうち当市では599株2,995万円の出資比率49.91%の構成となっております。御指摘の経営状況につきましては、開場以来12期までは年商約6億円から6億5,000万円と推移しておりましたが、13期から16期は5億8,000万円から5億3,000万円で、17期から18期におきましては4億8,000万円から4億4,000万円と取扱高が激減しております。当社の収入は、卸売業者、仲買人組合からの市場使用料のみであり、取扱高が予想より大きく下回った点が経営を圧迫している要因となっております。そうした背景として、卸売業者の主な販売先は郡内の青果物商であります。近年の大型店の進出やスーパー、コンビニなどによるシェアの拡大、さらに外食等の需要の拡大がますます進展し、市場を経由しないルートが増大、流通形態が大きく変化するなど、入荷取扱量は開設時の取扱量金額も下回る現状であります。そうした背景の中で厳しい経営状況であります。株主総会に上程する営業報告書、貸借対照表、損益計算書、損失金処理計算書の内容については、新庄市収

入役、副市長がこれまで厳正に監査しており、経営改善に努力されるよう指摘を受けてきたところであります。また、県におきましても、本市場の経営、運営状況を検査しており、毎年当期損失が生じている状況を憂慮され、卸売業者の経営状況を把握し、財務の健全性を確保されるよう指導を受けており、その対応策を県に報告しているところであります。

今後におきましても、健全性を確保するため、卸売業者と連携を密にし、取扱高の増額を図る方策として、新たな産地の育成、インターネットの活用、地産地消の観点より市場を通した学校給食への供給など販売強化を図るとともに、付加価値の高い加工食品の取り扱いなどに取り組んでまいりたいと考えております。卸売市場を取り巻く状況は非常に苦しいものがありますが、今後においても本市場が最上地域の青果物の安定供給という使命を果たし、青果物の拠点として地場産地育成、地域に根差した市場として円滑な運営に努力してまいりたいと思います。

財政健全化法との関係について御質問がありました。財政健全化法にはいわゆる四つの指標がありますが、第三セクターの財務状況が反映されるのは将来負担比率です。ただ、この比率に算出される要件といたしましては、その法人と損失補償契約を締結している場合と規定されています。現在、本市では損失補償契約を締結している法人はございませんので、将来負担比率に加算されることはございません。

次に、3番目のポジティブリスト制度について、御質問の制度につきましては、御指摘のとおり、一定量以上の農薬が残留する食品の販売などを禁止する制度でありまして、対象外として規定される農薬などは除かれますが、ほとんどすべての農薬、動物用医薬品、飼料添加物について、加工食品を含むすべての食品が規制の対象となっておりますので、残留基準を超えた食品の販売などは原則禁止とされるものであり

ます。そもそもこの制度は、ポジティブリストにある農薬は基準値内で残留しても構わないが、リストにないものは残留を原則禁止するものがあります。無登録農薬の使用やBSE問題などから端を発し、食の安全安心に対する関心が非常に高くなっていることも十分に承知しておりますので、今後とも新庄農業振興協議会を中心に、生産団体、関係機関などと今まで以上に綿密な連携を図るとともに、さらなる周知徹底に努め、新庄産の安全安心ブランド構築に向けた活動を推進していきたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

壇上からの答弁を以上といたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

中川正和議長 教育長武田一夫君。

(武田一夫教育長登壇)

武田一夫教育長 私の方からは、長期教育プランを今後どうするかという御質問等々についてお答え申し上げたいと思います。

長期教育プランは、平成17年度からの3年間、昨年度まで創出期というふうなことで前期を終えました。これらの反省を昨年度末にしましたけれども、今後も評価と更新を繰り返しながら、今年度からは拡充・更新期4年間ということでございますので、推進していきたいと考えてございます。

学校再編についてでございますけれども、平成19年12月の市議会定例会で萩野中学校改築問題に関する市長の見解はとする質問に対して、市長は、大規模改造か前面改築か、さらには児童生徒数の推移をも含め全体的な教育環境整備のあり方の検討を教育委員会に指示しているといった趣旨の答弁がなされております。その際に、市長答弁を受けて前教育長が平成20年度から学区再編も含め社会情勢の変化に応じた教育環境のあり方を検討していきたいといった趣旨の答弁を行っております。最終的には教育関係者や保護者、地域の代表者などで構成する（仮

称) 新庄市学校教育環境審議会を設置して、将来の方向性を確認していきたいと考えており、現在はその審議会に諮問すべき事項等に関する資料の収集整理作業を行っているところです。

もう1点、小中一貫教育とはどういうものかという御質問でございますけれども、小中一貫教育については6・3制の見直しや9年間のカリキュラム編成等を直接の目的とした取り組みを行っている国の研究開発校や経済特区を活用した地域もありますが、本市は極めて緊密で高度な小中連携を図り、一貫性、継続性のある取り組みを進める教育というふうに位置づけをしております。つまり同じ中学校区の子供を小学校だから中学校だからと区別しないで育てていくという取り組みです。具体的には、小中学校の先生がお互いに出かけて授業をすとか、あいさつ運動を一緒にすとかの取り組みを行っているところであります。

4 番(小野周一議員) 議長、小野周一。

中川正和議長 小野周一君。

4 番(小野周一議員) それでは通告順に従いまして再質問させていただきます。

新庄市が出資している会社の経営状況ということで、卸売流通センターのことを聞いたわけでございますけれども、この会社の設立当時、恐らく私が聞いたところによりますと、地元の農産物を高く、消費者には安定供給していくという大きな目的があったと聞いております。それで、今、新庄市には二つの農業団体があります。また、ここに出資している農協も最上郡にあります。それらの農協組織の方々がどのぐらいこの会社を利用されているのか、まずお聞きしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

中川正和議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 今の御質問の中で、共同出資している全農協さんの方に確認をしていたしました。その中で、そこの市場に対して流通セン

ターの方にどのぐらいの農産物が入荷されているのかということでお聞きしましたところ、ある程度品目に限って、その月に出る出荷量の関係もございますけれども、収量関係でこの品目に限って市場の方に卸してくださいというような提供はなさっているようです。毎日のように当然市場の方には生産者から真っすぐ入ってくるわけですが、そのほかに各地方の卸売の方から入ってくるわけですが、農協の方からはある程度の定量の産物といいますか、それは入っていないというふうなことで伺っております。

4 番(小野周一議員) 議長、小野周一。

中川正和議長 小野周一君。

4 番(小野周一議員) そうすれば、先ほど壇上より私が言いましたけれども、当初の地場野菜産地育成なり地域住民に青果物を安定供給していくという公共的な役割というものがいささか果たされていないと思っても差し支えありませんか。

続いて質問するわけでございますけれども、先ほど答弁されました中に、内部から登用されました監査役から経営改善に努力されるようにと指摘され、さらに県からも同じような財務の健全化を確保するために指摘を受けたという話でありました。であれば、今までに何回となく経営改善支援として多額の補助金を出しているわけでございますけれども、開設以来ほとんどの累積赤字が重なって、現在、先ほど言いましたけれども、1,600万円を超えた累積赤字になっているわけでございます。それは新庄市からの指導というものを徹底されてなかったのではないかと私は思うわけでございますけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

中川正和議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 議員おっしゃるとおり、この市場につきましてはやはり地場産地の育成ということで、それが大きな目的で、あと安心安

全な作物を消費者に供給するというような大事な使命でございます。その中で、当然卸売流通センターの役割としましては、卸売業者の方に当然市場の建物とか施設の管理運営を適切に行って、また卸売業者の貸与金とか正しく販売できるような指導は当然このセンターの役割でございます。それは今までやってきておりました。ただ、先ほど申し上げました市場を通さない大型店への直接の納入といいますか、それがまた大きく左右しているのかなと思っております。当然市の指導としては、今申し上げましたけれども、県の指導でも健全な経営を目指すというふうなことで、いろいろ卸売業者の方にも私どもも一応指導してまいりました。その中で卸売業者の方も、仲買人の拡大といいますか、生産物の取扱量の増大といいますか、あとインターネットを活用したいろんな市場からの産物を輸入するというふうなことも今後努力していくということで、経営改善の報告も卸売業者の株主総会の場合でも目標として報告されておりますので、今後ともそういうふうな方向で市の方としても経営改善に向けて指導監督を強めてまいりたいと思います。

それから、当然全農協が出資しております。当然資本金につきましても、まもなく今期の株主総会を予定しておりますので、取締役会のとときにその辺についても個別に対応して、農協の方に、ＪＡの方に迷惑をかけないような形で対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

４ 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

中川正和議長 小野周一君。

４ 番（小野周一議員） 今、農林課長が言ったとおり、まさにそのとおりだと私は思います。やはり流通センターと、そこから市場手数料を出している新庄青果物株式会社は大家とたな子に関係にあるわけでございます。新庄青果株式会社取引高、いわゆる売上高が伸びない限り、

この赤字というのは毎年ふえていくものと私は思います。そうした中で、答弁はなかったわけでございますけれども、新庄市と同じく共同出資しているある農協は、上部団体より目減りした資本を引き当てするようという指導を受けているわけなんですけれども、新庄市としてもこれは市民のお金なわけですから、2,900何万円というのは。それよりも約25%も目減りしているわけでございます。その点どのように対応されるのか、その点お聞きしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

中川正和議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 目減りした資本金ということで、資本金の総額、先ほど申し上げました6,000万円でございますけれども、そのうち19年度の損失額が250万円ぐらいということで、施設の維持管理も施設の使用料の中でやっていかなければならないということで、いろいろ雨漏りとか施設の機械関係、そういう一般的な維持管理、一般管理費もでございますけれども、それとできるだけ機械もリースしたり、いろんなそういう経営努力で、損失額を超えないようということで今努力しております。6,000万円のうち、毎年累積赤字ということで、議員おっしゃるとおり1,600万円ほどの利益余剰金もマイナスになっております。その中で、やはり御指摘の25%なり26%あるいはゼロになるというふうな当然予想もされます。そういうふうなことになるように、さっき申し上げましたインターネットとか、いろんな取扱高の確保を今後ともやっていきたいと考えております。

４ 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

中川正和議長 小野周一君。

４ 番（小野周一議員） やはり新庄市の資本金が目減りしないように、より一層の強化指導というか、そのようにお願いするものであります。

また、それに関連してなんですけれども、外部監査の導入は山尾市長のマニフェストであり

まして、この4月から今までと違い、内部からの登用でなくて、税理士である高山さんを登用したわけですが、この卸売流通センターにおいても今までは内部から、先ほどの答弁にありましたけれども、収入役とか助役がなられていたわけなのでございますけれども、卸売流通センターの会社の定款上問題ないとなれば、そろそろ株主総会が開かれると思いますけれども、そこで同意を得られれば、外部からの監査役の登用も考えてはいかがかと思うんですけれども、これは社長である山尾市長にお聞きしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 内部か外部かということがあったわけですが、どの監査を入れましても、基本的には会社の方の支出、帳簿、運営費等に間違いなければ、基本的には監査は終了してしまうということだと思います。議員のおっしゃることは、さらに踏み込んで、外から見た感じで経営実態についても意見をもらったらいいいのではないかなというような提案だと思います。あくまでも総会上で認められなければならない状況ですので、担当課とも相談しながら今後検討させていただきたいと思います。

4 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

中川正和議長 小野周一君。

4 番（小野周一議員） 先ほど言いましたけれども、流通センターの定款上の問題なり、恐らく株主総会での同意がなければできないと思いますけれども、外部からの人を提案するという手もあるわけですので、その辺のことを考えていただくことをお願いしたいと思います。

次に、2番目に質問しました教育環境の見直しについて再質問させていただきます。

少子化により今後恐らく減りはしないだろう、増加する複式学級解消の一策として私は期待していたんですけれども、先ほど教育長の答弁の

中に、平成20年度から（仮称）新庄市学校教育環境審議会を設置して、学区の再編も含めた将来の方向性を確認していきたいという、そのための資料集めとか、いろいろな準備を行っている時期であると答弁されましたけれども、20年度も2カ月が過ぎました。何月ごろから審議会を設置する予定でありますか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 今現在、先ほど教育長が言いましたように、諮問事項をどういう形にするかということの検討作業に入っているところです。今6月になりましたので、内部の検討会をまず立ち上げたいと思います。それから、教育委員会だけではなくて、広くもう少し学校関係者等も含めた形での諮問事項を何にするかというふうな部分の検討会を立ち上げたい。できれば年内に審議会を設立したいと思っています。20年12月ぐらいまでには何とかしたいと思っています。

4 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

中川正和議長 小野周一君。

4 番（小野周一議員） ことし12月中に審議会を開催したいというお話ですが、やはり早急にそういう審議会を立ち上げていただきまして、そして早いうちにその答申というものをを出していただきたいというのが本音であります。なぜ私がこういうことを言うかといいますと、ある地域の学校で地区住民とPTAがいろいろ将来を考えて、アンケートまでとって学校の統合に関する話し合いをしております。やはり地区住民に任せておくのではなくて、教育委員会としての姿というものを、方向づけというものをを出していただければ、地区住民というのは安心すると思うわけでございます。その辺をどうか考慮していただきまして、早急に審議会をつくっていただきまして、そして検討して、早急に答申を出していただきたい、これはお願いで

ございます。よろしくお願いいたします。

あと、これは新聞に載っていたんですけども、学校の統廃合についてなんですけれども、今まで学校の統廃合は地方自治体でやっていたものが、教育再生会議において、子供の数に合わせた学校の適正配置を進めるため、国が望ましい学校の規模を示して統廃合を支援するというを示したそうであります。そして、学校の適正配置については、教育効果を高めるため、先ほど言いましたけれども、国は望ましい定数とともに、統廃合を進める自治体には離れた学校へ通うためのスクールバスの整備や廃校となった校舎の利用、教育定数の激変緩和に支援策を講じると示しておりますが、これらについて当教育委員会はどう考えているか、検討なされているのかお聞きしたいと思います。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 その件につきましても、ただいま申し上げました（仮称）新庄市学校教育環境審議会の中でもって検討していきたいと。大体私の方で教育委員会として諮問していこうと思っているのが今申し上げましたような通学区域の見直し、それから耐震化事業なんかもありますけれども、安全安心な学校施設の整備充実、さっき言いましたけれども、児童生徒の安全安心な通学手段の確保、ここら辺を確認して審議会の方に諮問していきたいと思っています。

中川正和議長 ただいまから10分間休憩します。

午後2時43分 休憩

午後2時51分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

今田雄三議員の質問

中川正和議長 次に、今田雄三君。

（12番今田雄三議員登壇）（拍手）

12番（今田雄三議員） たいまつ'07の一人として、6月議会の一般質問を行います。

5月31日、待ちに待ったわらすこ広場のオープンセレモニーが行われました。時間前から親子三代と関係者が集まり、ロビーが身動きできない状況になりました。開会式に次いで園児たちの元気あふれるかけ声の太鼓が披露され、一気に会場は熱気を帯びてきました。園児たちも使いなれたジャングルやクッション、ブランコで汗を流して走り回っていました。一方、乳幼児はお母さんに甘えつつ、幸せいっぱいに過ごしていました。この日だけで800名の入場者があったとお聞きしています。このにぎわいを市街地活性化に結びつけていきたいと思うのは私だけでしょうか。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

最初に、安心安全な生活を目指して、お尋ねいたします。

一つ目に、第4次新庄市振興計画の将来像についてお聞きします。

第3次計画は平成8年度に始まり、平成22年度を目標年度として前期10年間、後期5年間の計画を策定しています。21世紀の新庄市の望ましい都市像と進むべき方向について、基本理念として人間生活における総合的な豊かさの実現を示しています。基本指針として、ゆとりの中で住まうこと、働くこと、学ぶこと、そして遊ぶことの調和と充実を図るとし、基本構想を実現させるために5項目の基本目標を掲げ、積極的な施策の展開を図ってこられました。そして、「緑輝くいきいき新庄」を計画のシンボルワードとして今日に至っています。しかし、省庁の再編や企業の海外進出と少子化が相まって、人口が極端に減少しています。人口予測値では平成17年度に4万7,000人、平成22年度に5万人

を想定していました。後期5カ年計画では平成22年度に4万3,000人に修正しています。現在は3月末で4万人を割り、3万9,814人になりました。人口の推移を例にとっても予測の難しさを感じます。それだけに住民に安心安全な生活を担保するために重要な基本計画と認識しております。経済の動向と財政運営の予測しがたい現実を実感しています。このことにより、行政は基本計画より財政を選択し、市民のサービスが低下しているのです。これらを踏まえ、第4次基本計画が「絵にかいたもち」にならないためにも、基本理念を再確認の上で働く場所を確保すること、住みよい住宅の中で子育てができること、医療環境を充実拡大させること、雪から逃避することのない都市計画を考えるべきだと思います。第4次新庄市振興計画策定の目標と日程をお聞かせください。

二つ目に、社会情勢にお聞きします。

今、「安い・減らす・捨てる」が合い言葉のように使われています。国と地方、親会社と子会社、働く者と雇用主それぞれの相関関係で、税収減や収益減が出た場合に地方へのしわ寄せと弱い立場の人に負担がかけられています。地方分権と構造改革推進の裏で格差が拡大しているのです。これまでは相互関係を大事にし、地方へ、子会社に支援と補助があり、信頼関係を維持しつつお互いに成長してきました。近年、当事者さえよければよいとして信頼関係がいとも簡単に切り捨てられることが顕著になっています。原油の高騰や小麦粉の値上がりが政治主導のないまま即消費者物価にはね返っています。商店主も「元売が上がっているのに」と謙虚さを忘れ、消費者との信頼関係を捨てているのです。しわ寄せ、負担は常に住民に向けられているのです。これらを踏まえ、行政は地方自治を守り、住民と信頼関係を維持するために、国に地方財政の厳しさを訴えるべきです。要望を繰り返す中から財政を確保し、市民サービス向上

に向けてほしいのです。市長の御見解をお聞かせください。

また、働きたくとも働けない人も多く、完全失業率4.0%を示しています。労働者派遣法が施行以来、雇用条件も複雑化し、格差が拡大しています。サービス残業や正規雇用と非正規雇用については、残業代の支払いと正規雇用化に向けて政治課題として動き出しています。しかし、労働を取り巻く環境は厳しく、年収200万円の人が70%おり、自殺者も3万人を超えているのです。当市でも民間委託や指定管理者制度を拡大しています。財政再建中の政策として取り入れています。将来は雇用者が生活できる雇用保険もあわせた契約をすべきと思います。同時に、人事委員会勧告を実行し、信頼関係を維持することも大切な行政の役割だと思います。まちの活性化は働く場の確保であり、生活できる社会を目指すべきと思いますが、展望をお聞かせください。

2番目に、教育現場についてお尋ねします。

一つ目に、耐震強化の取り組みについてお聞きします。これまでも教育現場、耐震強度について質問してきました。今回の四川大地震をきっかけに校舎の耐震が表面化してきました。政府でも耐震強化工事にこれまでの2分の1から3分の2に拡大支援することになりました。不足分は交付税で賄うとしています。補強工事が完了している校舎が全国で40%に満たないと言われています。築48年の校舎が多く、災害の避難所として指定されていることを重視したと言われています。当市でも築40年を過ぎる校舎が多いとお聞きしています。補強工事の進捗状況についてお聞かせください。

今回、萩野小学校を視察しました。階段の雨漏りや校舎調理室の屋根の中央が弓なりにくぼんでいました。また、沼田小学校の体育館の天井ボードがはがれるような感じがしました。それぞれ補修しているとは考えますが、このほか

多くの学校の補強工事をしなければならないと思います。今後の補強工事計画と日程を再度お聞かせください。

二つ目に、学童保育についてお聞きします。現在、学童保育所が玉の木と堀端にあります。今後も増設の話が聞かれますが、今後の予定をお聞かせください。また、堀端の授産施設友愛園が松本の訓練校に移転することが決定しています。友愛園の本館は鉄筋構造であり、施設利用が可能です。作業所は老朽化し、利用できません。学童保育として本館を引き続き活用されてはいかがですか。御提言申し上げます。学童予想人数と収容規模など計画がありましたらお聞かせください。

三つ目に、学区編成についてお聞きします。私の町内では小学校は沼田小学校に入学し、新庄中学校に進級していました。この固定観念がここ数年崩れているのです。子供同士で6年間のつき合いを忘れがたく、明倫中学校に決めているのです。親の話も聞き入れず、親は困っているのです。子供たちの心境はわからないものではありません。大多数が明倫中学校に進むのに、数人が新庄中学校に行くことで新たな友達ができる煩わしさがあると思われます。これまでは地域割を基本に学区編成がなされたと思いますが、基本的な考えをお聞かせください。また、特別な事情をどのようにしんしゃくしておられるのかお聞かせください。

以上をもちまして壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、今田議員の御質問に答えさせていただきます。

安心安全な生活を目指してということで、第4次新庄市振興計画の目標なども含めての御質問であります。国立社会保障人口問題研究所

が試算している新庄市の将来推計人口によりますと、平成32年度に当たる西暦2020年には3万7,043人、さらにその10年後には3万3,645人と推計しております。まさに時代は少子高齢社会がさらに進展する中、人口減少傾向がいかに縮小していくかにあります。そのためには、本市の将来展望や特性、魅力といったものを全国に発信して企業進出を促し、交流人口を拡大していくことが重要であると認識しております。そのためにも、先日のわらすこ広場の開設など一つの魅力だと言えます。平成23年度からスタートする次の振興計画、新しいまちづくり総合計画におきましては、多様化する社会や市民ニーズを的確にとらえ、まちづくりを進めていくために、行政主導でなく市民協働の考え方でこの計画を策定していきます。本年10月には市民による策定委員会を立ち上げまして、多くの市民意見を取り入れながら議論を進め、さらには地域座談会や各種諸団体との懇談会を重ねて、2年後の平成22年9月の完成を目指しております。

次の地方自治を守ること、働く場の確保、生活できる社会の実現関係であります。行政は地方自治を守り、住民との信頼関係を維持するために、国に地方財政の厳しさを訴え、要望を繰り返す中から財源を確保し、市民サービス向上に振り向けられるとの見解については、やはり地方財政の厳しさや格差拡大の現実を繰り返し訴えていくことが肝要であると思っております。

また、労働者派遣法が施行されて以来、正規雇用と非正規雇用の雇用条件は複雑化し、労働条件も厳しく、格差も拡大しております。同じ労働条件、労働内容であれば、原則その労働に対する対価は同じであるべきで、その生活は保障されなければなりません。働く場の確保と労働条件の緩和、雇用環境の改善、非正規雇用者の正規雇用化は、安心して生活できる社会を実

現するための重要課題として改善に努めていかなければならないと思っております。指定管理者制度などを導入し、民間活力に期待している市行政といたしましても、雇用の視点に配慮し、やりがいのある施設運営になるよう努力していくとともに、施策展開においては雇用の場の確保を重点課題として取り組んでまいります。国は政治課題としてとらえ動き出しておりますが、その動きが加速するよう地方からも訴えていく必要があると考えております。

次に、教育現場の二つにつきましては、最初の方は教育委員会に答えさせますので、よろしくお願いします。

学童保育所関連についてですが、御承知のとおり、学童保育の趣旨は、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童で、その保護者が労働などにより、日中、家にいない家庭を対象に授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保し、その児童の健全な育成を図ることにあります。本市におきましては、現在、中央学童保育所と日新学童保育所の二つがあり、約140名の児童が登録されています。平成19年度に創設されました国の事業であります放課後子どもプランにおきましては、3年間の経過措置後、22年度には児童数71人以上の学童保育所は規模が適正ではないということで補助対象外となります。そのため、両学童保育所とも今後分割が必要となります。

御提案いただきました友愛園を学童保育所にということではありますが、現在の中央学童保育所は新庄小学校と沼田小学校の二つの学区を対象としておりますので、学区ごとに分割しなければならないことも想定されます。その際、新庄小学校区の学童保育所の設置場所の一つとして考えられますが、友愛園自体の移転後の施設の取り扱いも決めておりませんので、方向性が決定しましたら今後の対応を検討したいと思います。一方で、友愛園の近くの川あるいは児童

の遊び場として適切なのかといった御指摘も受けておりますので、その辺も検討課題の一つとさせていただきたいと思えます。

次の教育現場、小中学校の一部学区編成ですが、それにつきましては教育委員会の方に答弁させますので、以上、私からの答弁を終了いたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

中川正和議長 教育長武田一夫君。

(武田一夫教育長登壇)

武田一夫教育長 私の方から教育現場についての学校施設の耐震化についてお答え申し上げます。

現在、新庄市の学校施設は、小学校と中学校を合わせて15校62棟あります。そのうち昭和56年に定められた新耐震基準を満たしていない施設が11校44棟となっております。耐震化事業の進め方としては、まず施設の危険度を判断するための耐震診断をどの学校から行うべきかを調査する耐震化優先度調査から始まり、次に優先順位に従って耐震診断を行います。耐震診断では、施設のどの部分がどれくらい弱いかの数値が出てきますので、その診断結果に基づき実施設計を行い、耐震改修工事に取りかかることになります。新庄市の学校施設については、平成17年から18年にかけて耐震化優先度調査を行っております。今年度は市有施設の耐震化や市全体の地震対策を講ずるための新庄市耐震化改修促進計画を策定することになっておりますので、学校施設についてもこの計画に基づき平成21年度から耐震診断を行う計画としております。小中学校の耐震化問題については、お話にありましたように中国四川省の大地震以来、国からの補助率や交付税措置を拡大して、自治体の実質的な負担を大幅に軽減する方向で検討されているといった報道がされていることから、それらが決定されれば、できるだけ有利な条件での耐震化事業を計画的に推進していきたいと考えております。

教育現場の小中学校の通学区域についてでございます。小中学校の通学区域につきましては、新庄市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則において、小学校10校、中学校5校の通学区域が定められており、小中学校への入学時に入学通知書を発行して学校の指定を行っております。また、転入や住所変更の届け出があった場合には教育委員会で転入学校の指定を行っておりますし、特に必要があると認める場合には通学区域外の学校を指定することができることとなっております。御質問にあります通学区域外への就学については、地理的、身体的な要件を理由とする場合のほか、個々の児童生徒の具体的な事情に即して相当と認められる場合に、保護者からの申請に基づき許可しております。基本的には当該年度を超えない範囲内で許可するものであり、継続して希望する方についても新たに申請書を提出していただくこととなります。なお、許可条件として、児童生徒の登下校における交通安全の確保については、保護者の責任において行うよう指導しております。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） 私の第4次についての質問に対して非常に簡単に説明されましたので、ちょっと大変だなと思うんですけども、これから第4次といいますと、今までの成長期なりバブルの時代が終わって、現在は大変苦境な状況にあるということを認識した場合、今までの方針を掲げてきた内容がそれでいいのかというような状況もあると思います。今、皆さんからいろいろなお話を聞きながら、一つは、5カ年計画のときもそのように説明していますからわかるわけですが、その中で何か変わったものが第4次に向けてあるものか、その目玉なり日程なりもう一度お話しください。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 23年度からの第4次の振興計画策定につきまして、緒についたばかりでありまして、今、構想のたたき台をつくっているところでございます。その中で、先ほど市長がその概略について申し上げました。人口問題一つ取り上げましても、今までは増加あるいは現状維持ということが最大の目標でありました。したがって、経済的にもやや上向きか現状維持を最低でもそういった活力を何とかつけて、地域の活性化、今後とも住み続けたい新庄市、この実現を想定して振興計画は策定されてきました。これからは人口が減少していく、したがって経済活動も縮まっていくのかなというような直感的なイメージは想定されます。それにいかに歯どめをかけて、次世代に受け継いでいく地域社会づくり、今後とも住み続けられる社会、地域社会、そういった実現を目指して何とか活力をつけてやっていかなければならない。その中でいろんなもろもろの課題が山積しているわけです。それらを一つ一つ、今までは10年から15年ぐらいのスパンで考えていました。これからは20年ぐらいのスパンで、次世代に引き渡せる地域社会をつくるにはやはり20年ぐらいのスパンで考えていかなければならないんじゃないかというような考えで、今、実務的には詰めております。そういった中で、ポイントとなるのがやはり市民からの声、意見、構想に対するいろんなお知恵を拝借しながらやっていくという協働の視点が必要であると。そういったことで、審議会あるいは策定委員会を何回となく開きまして、市との相互関係を築きながらそういった計画づくりを進めていきたいと考えてございます。どういった社会づくりを目指すのか、具体的な施策は何なのかということは、その審議会あるいは策定委員会での話し合いの中で最終的にやっていきたいということですが、市長が掲げておりますいろんな施策、マニフェスト、将来を見据えての展望がござい

ますので、施政方針とか、いろいろ現状での振興計画あるいはいろんな事業計画が43ほどございますけれども、それらと整合性をとりながら総合的に考えて進めていきたいと。大体2年ちょっとぐらいの22年9月ごろのゴールを目指していますので、2年かけてそこら辺まで完成していきたいと考えてございます。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） この15年間の予測が大変難しかったと私も言いましたが、今の計画ですと第4次は20年というようなお話を聞きました。これは逆ではないかなというふうにも思うんです。目まぐるしい変化と人口のそういう推移を見た場合に、もう少し短期間のスパンで、長期的には20年でよいかもしれませんが、短期間のスパンで具体的な政策を掲げるという方が正しいのではないかなと思うんですが、いかがですか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 20年というのは構想でございまして、その下にまた基本的な計画がございまして、それらはその半分ぐらいかなということで、10年あるいはそれを割るような計画、例えば8年とか9年とか、それで実質ローリングしていけるような体制にしたいということがあります。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） それで安心しましたが、やはり目標とすべきものを掲げていかないと大変だなと思います。これまでもこの大綱のほかに基本計画が六つほどずっと出ているわけですが、その出ている内容が大体先ほど言いました22年度を目標にした5万人体制、そして17年度まで4万7,000人体制という増加の推移を見て基本計画なりのものができたわけですから、そ

ういう内容では、財政の名をかりてはいるんですけども、今実施できない面が随分あります。そういういろいろな基本計画が出される中で、やはり今言った新庄市の基本計画大綱が何といっても中心になると思います。5万人の事業をするために、先ほどは職員の人数を何ではかわからないという答弁があったんですけども、5万人体制をつくるために職員を何人、そして人口に対しての割合などいろいろ計算しながら、そこで出てくるわけですから、あらゆる場面に5万人というのが目標としてあったと思うわけです。そういう意味合いで、今後20年のスパンをつくるというときに、その目玉とするものは自然なのか福祉なのか、そういう面があると思います。そういう意味合いで、福祉をつかさどれば財政が圧迫するなどという一つの模様もあるわけですから、そういう意味合いの大きな目標があれば、これらについてアンケートをとりたいというものを考えているとすればお聞かせください。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 今の後期5カ年計画は、今田議員から言われましたように六つの柱から成ってございます。それらをもとにどれを目玉にしていくかという議論はこれからでございます。それは議員の皆様方あるいは市民の皆様方、いろいろ意見をちょうだいする中で柱をどれにするかと、方向をどうするのかという議論を今後してまいりたいと、お知恵を拝借しながら進めてまいりたいと思います。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） そういう意味では、基本理念として掲げておった人間生活における総合的な豊かさの実現ということを大きく網羅しているわけですが、これからあと枝なり手なりということで、そこに補強する場面がずっと出

てきたと理解しています。やはり人口の拡大なり働く場がないというものが一番の欠点といえますか、一番の人口が少なく、そして活性化がなくなる一つの要素としてあるわけですから、そういう意味合いの働く場の確保というものがやはり重要な問題だと思います。そういう意味合いで、私は先ほども申しましたが、働く場所を確保すること、住みよい住宅の中で子育てができること、医療環境を充実拡大させること、雪からの逃避をなくすることというようなことを私は掲げましたが、これらも十二分に参考にしていただくということはもちろんなんですけれども、一つの考え方として、よその市でも出産祝い金の10万円とか、第2子についても10万円を払って、その後3年間は10万円ずつ払って、商品券も与えるなどという一つの施策もあるわけです。そういう具体的なものをここに入れながらしていきますと、子供を産み育てるという一つの状況が出てくるのではないかなと思います。これらのことをやはり網羅する要素として参考にしていただければでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 今おっしゃられた子育てあるいは雇用の問題、これは当然主要な柱になってくるのかなととらえてございます。

なお、今までは何次振興計画という、1次、2次、3次の計画ということで進めてまいりましたが、県内外のいろんな計画書を見ますと、総合計画とか、いろいろ機械的なそういった「計画」という名称ではなくて、それなりの名称を使ってわかりやすい計画になってございますので、その振興計画をつくる際、その名前、ネーミングについてもいろいろ考えて、より市民にわかる名称、今おっしゃられました柱となる施策についても十分参考にしてまいりたいと思います。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） そういう日程的なものもお示しいただきましたので、その方向で進めていってほしいと思います。

次に、きのうの秋葉原の事故もありました。これも派遣社員であって、うつぶんもあったと思うんですが、そういう腹いせをするためにああいう事故を起こすというようなことで、今、人間の信頼関係というのが大変薄れていると、壊されていると思います。これがあってしかるべきではなくて、なくするのが私たちの任務だと思います。新庄市でも、新聞にも報道されましたが、原社長さんから500万円のお金をいただいたと、そして将来の子供たちのためにということであります。こういう会社というものは、やはり従業員も大事にし、そのほかに地域も大事にする、そして地域の皆さんや消費者からも信頼を得るというような仕組みになっていると思います。そういう意味合いで私もここに掲げて質問したわけですが、指定管理者の問題なり、そういうものが安易に扱われているのではないかな。県の予算のやりとりの中にもありましたが、ただ単に財政の問題だけを片づけようとした場合にやはり無理がありますし、そういう中身が小泉構造改革から今の現状を見ても、小泉改革を修正する場面が随分あります。これはよしと思って出した案であっても、それが現状にマッチしないというような状況が出てきていると思います。そういう意味合いで、信頼関係を修復すると同時に、生活を安定させる状況もつくってやらないと大変な時期が将来来るのではないかと心配しています。こういう一つのもので、指定管理者であるから安くおさまる、ただ安さだけを売り物にするということになってくれば、この方々の一人一人の生活というものは見えないわけですから、それはそのとおりにいんですけども、これから次世代を担う人がそこに入ってきた場合、やはり一つの問題とし

て大きくクローズアップされてくるのではないかなと今から懸念しています。その辺の見通しについての考えはいかがですか。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 指定管理者制度に関してですが、現在11の施設でこの制度を活用しております。平成17年度から3年たちました。導入する時点で、この場でもその制度の活用、導入のねらいを御説明した経緯がございますけれども、一番には施設の効率的、効果的な管理運営ということがございますが、そのほかに新庄市としては指定管理者制度に移してなおかつサービス面では充実させたい、市民活動の活性化につながるような制度活用にしていきたい、大人数は無理ですけれども、安定的な雇用の場の創出もこの制度で図れないか、そういう四つのねらいを皆様方に御説明した経過がございますが、そういったねらいに今の制度活用が合致しているかどうか、3年たって改めてことし前半ぐらいで点検、検証してみたいなと思っています。その項目の中には当然そこで働く人たちのことも入ってくるものと思っております。まだ具体的な形でこんなふうに見直したいということまでは全然いっていませんが、こんな形で今年度中にいい方向を見つけていきたいなとは思っております。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） 今おっしゃっていただいたような方向で段取りをとっていただければ大変ありがたいと思います。今はよしとしても将来的にやはり問題になるということもこの間随分あったと思います。そういう意味合いから言えば、新庄市の場合は「利便性がよい」（第3位）というような状況も今回出たようでありまして、また小学校なり学校の先生方が研究してパイナップルをつくるというような状況とか、

いろいろな知恵と努力はあるような感じがします。そういう意味合いのにぎわいというものがあるんですけれども、それを統括していく行政がそれを見ているのか見ていないのか、そしてそれに手を差し伸べるのかという状況がつくられているかいないかという状況だと思います。先ほど市長は民意を大事にしながらそれらの行動をしていくというふうにあります、やはり一体となっていくかないと大変な状況というふうにもなりますし、今お話しした指定管理者の1点に絞りますけれども、そういう労働条件なりも含めて安易に扱うと将来はね返ってくるものが大きいというふうに思います。市長の御見解をお願いしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今田議員のおっしゃるとおりだと思います。指定管理者制度の本来の導入の目的、効率・効果的ということ、利用者サイドによりよく利用していただき、その結果として、その管理する方々の負担が多過ぎて管理できないという状況になってはよくない、それに報いられるような状況を今後検証していきたいと。先ほど総務課長が申し上げましたとおり、当然人事管理等についても悪い方向ではなく、働きがいのある場所として検証していきたいということです、御理解いただきたいと思います。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） 働きやすい職場と信頼関係が増幅する構造によろしくをお願いしたいと思います。

それから、教育現場についてお尋ねしますが、先ほどいろいろお話がありました。そして、国からもいろいろな状況が示されておりますから、それに沿ってということが耐震強化についてはあると思います。そういう中で、今までも耐震強化で使用するという予算が組まれて地方には

来るんですけれども、それが一般財源化されて、なかなかそこに使われないという状況がこの前のテレビ報道でもされていました。新庄の場合はそのようなことはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 各学校の修繕関係ですけれども、児童生徒の安全を第一に緊急度の高いものから順次計画的に実施しております。先ほど御指摘のありました沼田小学校体育館の天井につきましても、先週までに一応修繕完了しております。このほか今年度は萩野小学校の外壁修繕、山屋小学校と明倫中学校の体育館の屋根塗装、それ以外にも各学校と連携をとりながらいろいろな修繕の実施を予定しているところです。参考までに、大小ありますけれども、昨年度の学校施設の修繕実績を申し上げますと、小学校10校で127件670万円、中学校5校で63件640万円、修繕費合計では190件、約1,300万円という形になっております。先ほどそういうふうな予算はどうなんだということで、ここら辺に充当されているものと考えております。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） 学校の耐震なり調査なり工事に使えということで国の方では流してくるわけですが、今、教育関係の予算も一般財源化されてきました。地方財政が厳しいところほど、その金を別の方に向けているという状況になっています。新庄の場合はそうではないと思うんですが、その関係をお聞かせください。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 過日、学校図書費あるいは教材費について、国でこういうふうにして基準財政需要額の中に盛り込んでいますよ、それがきちんと学校現場に反映されていますか、

100%充当されていますかというような記事が載りました。全国的にそういった別のところに充当されているというような記事が何回か出ましたが、そのことの関連だと思えますけれども、そのことについて言いますと、確かに何割か充当していますけれども、完全には学校現場に還元されているという現実には至っておりません。ただ、それを100%実施しますと、この金額はこれ、この金額はこれと全部決まっていますので、単純に計算しますと完全に予算が組めなくなります。したがって、そういった国で決められた交付税の算定額というのは100数十ページにわたってあるんですけれども、その現場あるいはその施策に反映できるように極力していますけれども、なかなか100%きめ細かく配分できるというような財政状況にはございません。したがって、100%されてないんじゃないかという御不満もあると思えますけれども、市民生活あるいは教育・福祉全部100%充当するとそういった現状がございますので、それらはバランスを考えましてそういう使い方がなされると、やむを得ない現状があると。財政状況が厳しい自治体にとっては一層そういった傾向があるというような厳しい現状がございますので、そこら辺はひとつ勘案していただきたいと思えます。一般的な答えになると思えますけれども、そういう現状がございます。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） 教育現場からも声を出していただいて、そして政策経営課長がお話ししましたとおり、目を向けられるようにひとつ御努力をお願いしたいと思います。

それから、萩野小学校の場合は、聞くところによりますと活断層が走っている直下型のものだというような状況を聞いていますが、そういう中を避難所にしていくという、これからの計画は、この事実は知っているのでしょうか、知っ

ていないでしょうか。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

中川正和議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 山形県の活断層ということで、大きな活断層帯があるわけですが、新庄盆地活断層ということで2本ございます。東側の場合は、鳥越付近、二ツ井あたりから仁田山あたりまでの1本と、もう1本は東側の本合海の大橋付近から真室川に抜ける2本の活断層はいろんな資料で確認しております。ただ、あの辺の付近ですと避難所となると学校しか、まずは大勢の方を収容できる場所がございませんので、その辺は被害を受けた場合はその被害に応じてほかの場所に移すとか、そういった手段は随時手を打っていきたいと思っております。

10番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

中川正和議長 今田雄三君。

10番（今田雄三議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、学級編成については、これから始まる審議会の中でいろいろ討論されるというような状況でありますから、そういう意味合いでは各家庭が、そして地域が悩むことのないようにひとつ進めてほしいなと要望して終わります。

散 会

中川正和議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

あす10日午前10時より本会議を開きますので、御参集願ひます。

御苦労さまでした。

午後3時38分 散会

平成20年6月定例会会議録（第3号）

平成20年6月10日 火曜日 午前10時00分開議
議 長 中 川 正 和 副議長 平 向 岩 雄

出 席 議 員（19名）

1 番	奥	山	省	三	議員	2 番	佐	藤	悦	子	議員
4 番	小	野	周	一	議員	5 番	小	関		淳	議員
6 番	遠	藤	敏	信	議員	7 番	中	川	正	和	議員
8 番	沼	澤	恵	一	議員	9 番	清	水	清	秋	議員
10 番	小	嶋	富	弥	議員	11 番	渡	部	平	八	議員
12 番	今	田	雄	三	議員	13 番	金		利	寛	議員
14 番	新	田	道	尋	議員	15 番	平	向	岩	雄	議員
16 番	森		儀	一	議員	17 番	山	口	吉	静	議員
18 番	亀	井	信	夫	議員	19 番	星	川		豊	議員
20 番	下	山	准	一	議員						

欠 席 議 員（1名）

3 番 斎 藤 義 昭 議員

出席要求による出席者職氏名

市	長	山 尾 順 紀	副 市 長	國 分 政 嗣
総 務 課 長	星 川 基	政 策 經 営 課 長	坂 本 孝 一 郎	
税 務 課 長	今 川 吉 幸	市 民 課 長	柿 崎 卓 美	
環 境 課 長	五十嵐 正 臣	健 康 課 長	小 野 孝 一	
農 林 課 長	五十嵐 祐 一	商 工 観 光 課 長	黒 坂 光 悦	
都 市 整 備 課 長	中 部 力	下 水 道 課 長	佐 藤 新 一	
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	大 江 雅 夫	福 祉 事 務 所 長	田 口 五 郎	
神 室 荘 長	叶 内 利 昭	水 道 課 長	小 野 善 次	
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 昭	教 育 長	武 田 一 夫	
教 育 次 長	大 場 和 正	学 校 教 育 課 長	山 川 義 隆	
生 涯 学 習 課 長	三 浦 和 枝	生 涯 ス ポ ー ツ 課 長	清 水 幹 也	

選挙管理委員会 委員長	矢 作 勝 彦
監 査 委 員	高 山 孝 治
農業委員会 事務局 会長	柏 倉 政

選挙管理委員会 事務局 会長	小 野 正 一
監 査 委 員 事務局 委員長	佐 藤 良 知

事務局出席者職氏名

局 長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 事	笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第3号）

平成20年6月10日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1	一 般 質 問
1 番	沼 澤 恵 一 議員
2 番	佐 藤 悦 子 議員
3 番	山 口 吉 静 議員
4 番	金 利 寛 議員
5 番	小 関 淳 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成２０年６月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	沼 澤 恵 一	1. 本市における税等の滞納削減と債権回収の取り組みについて 2. 住宅用火災警報器の普及と、ひとり暮らし老人宅や生活弱者対策について 3. 本市の小中学校における個別学習内容と、その指導員について	市 長 関係課長
2	佐 藤 悦 子	1. 後期高齢者医療制度について、撤廃を求めつつ市独自の対応を 2. 保育所の民営化はやめて充実を図ってほしい 3. 合併は地方交付税をみずから減らすことになるのではないか 4. 司書の全校配置を	市 長 関係課長
3	山 口 吉 静	1. 事務事業の見直しについて 2. 複式簿記制度の導入について 3. 遊歩道にトイレを設置の件 4. 中学校給食について 5. 中心商店街の片側道路駐停車について	市 長 関係課長
4	金 利 寛	1. 定住促進の政策を早く実現 2. 市町村合併について	市 長 関係課長
5	小 関 淳	1. 市民と行政がお互いに信頼し、協力し合える新庄市にするための質問	市 長

開 議

中川正和議長 ただいまの出席議員は19名、欠席通告者は斎藤義昭君1人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

中川正和議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。

本日の質問者は5名であります。

沼澤恵一議員の質問

中川正和議長 それでは最初に、沼澤恵一君。

（8番沼澤恵一議員登壇）（拍手）

8 番（沼澤恵一議員） おはようございます。

一般質問2日目、1番手、政友会の沼澤恵一です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、税制についてと火災警報器についてと学校の個別学習について、以上3点について質問をいたします。

まず、1番目として、近年における環境の大きな変化から、本市を取り巻くいろいろな課題に直面する中で、また財政再建計画末期を迎えた本市における重要な収入源であります税について、納めるべきものをきちんといただいているかという件です。市民に徴収を課している納付金の公平かつ公正の観点から、これらの滞納削減と回収の取り組み全般にわたり税制の初歩

的なことを含め御質問といたしました。なお、通告にかかわる質問は、国民の納税義務を念頭に置いた内容で進めさせていただきます。

その1として、本市で徴収している税を含めた分類について、私たちが日ごろ耳にします公租公課と言われております納付金のうち、公租に属するものは一口に税金と言われておるようですが、その内訳と、また公課に属するものは税以外とすれば具体的に何を指すのか、徴収している内容から異なるとは思われますが、まずこの分類について教えていただきたいと思います。

次に、2として、個人や法人として納めなくてはならない市が徴収している税金のうち、滞納する主な理由と、その滞納を減らし収納率を高めるため、本市はどのような手だてを講じているのかお聞かせください。滞納のほとんどが市税と思われそうですが、滞納はもともと絶つ、この手法の一つと言われておりますのが個人住民税の給与天引きによる特別徴収です。この実態についていかがでしょうか。また、私たちに届く納付書の到着日は納付期日のほぼ2週間前です。資金繰りをするにももう少し早目に通知されればとの声もあります。その多くは固定資産税と住民税のようです。さらに気になりますことは、納税組合を廃止してから3年目となりますが、納付率の影響はいかがでしょう。

次に、3として、納付期日まで納めなかった場合、滞納扱いとなりますが、その時点で債権と理解してよろしいかどうか。この滞納金を回収するため、一番先に督促状が発送されます。これで収納できれば問題ありませんが、それでも納めなかった場合、市としてどのような努力を重ね、対応しているのか。浜松市における滞納削減対策とあわせ、市税の納入率向上に向けた対策強化の一環として、市長みずから滞納者宅を訪問し、納付を促すなど市の本気度をアピールした昨年11月に関連報道がありました。

次に、4として、債権を最終的に処理する過

程で、その種類によっても分かれるかと思えます。債権の履行期限の延長は徴収上有利なときに行うと聞かれますが、その対象はどんな場合か。次に、徴収停止は主に強制執行に債権額が満たない場合と言われておりますが、この財産の算定はどのように行ってその価値を見るのか。次に、債権の放棄に関して、債務者の資力回復が困難な場合と定めがあるようですが、その起因は生活保護、破産、消滅時効のほか不足しているものがあるとすれば何か。ただいま申し上げました債権の延期・停止・放棄は不納欠損額とどのような関係にあるのか。また、本市に該当事例があるとすればお聞かせください。

次に、最後の5として、税源移譲などで地方税の地位が高まっている中、市税等の累積滞納額をいかに減らすことができるか。また、市民の公正公平の観点からも、滞納は結果的に多くの善良な市民負担となることから、負担の公平性を揺るがします。このことが市民のモラルハザードにつながる問題にもなりかねません。そのことを常に念頭に置かなければならないと考えております。本市においても、滞納を簡単に不良債権として処理してしまえば、不納欠損額の増大につながるのではないのでしょうか。財政再建の大切な時期に脆弱な財政となりかねません。税収の疲弊を避けるためにも、債権管理はいかにあるべきか、このことの適正化とは何か、その取り組み、課題等の施策について伺います。

なお、税制、税務については全くの素人ですので、わかりやすい答弁をお願いいたします。

次に、2番目として、住宅用火災警報器設置の普及とひとり暮らし老人世帯や生活弱者に対する対策について。

住宅火災から大切な命を守るため、平成18年6月、消防法が改正されました。これに伴い、最上広域条例を改正し、同時に施行されております。この内容は、すべて住宅に火災報知機または警報器の設置が義務づけられました。今回

お聞きいたしますのは火災警報器の関連です。あと3年と期限が定められております。法及び条例施行から2年経過いたしました。本市での実施住宅はかなり低いと聞いております。この警報器は熱や煙で感知するというので、その種類ごとの効果も認識できないようです。また、住宅内部は各部屋、廊下、階段など用途が分かれております。どこにどの機種をつけられよいか、つけなくてもよいか、理解に苦しむのではないのでしょうか。法改正内容を簡単にマニュアル化し、市民に周知すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2として、最近になり、ホームセンター等の店頭で販売用として警報器が並んでおります。メーカーによっても型式の異なる機種が多く、説明書を見てもなかなか難しいようです。特殊なため価格も安いのかどうか、安心できるものなのか、市民にはわからないことがかなり多いと思います。共同購入であればその点解決できますし、普及拡大の意味からも効果が大きいと思います。市が音頭をとって橋渡しを実現できれば市民も安心かと思っておりますので、お聞きいたします。

次に、3として、ひとり暮らしの老人世帯等は特に効果が高いと言われております。火災発生寸前まで、発生しても気づかない状態が年を増すごとに多く、被害者も出ておるようです。お年寄りひとり暮らしの家は本当に心配です。本市において、ことしの主要事業の一つにあります緊急事態通報用電話機貸し出し、対応を迅速に行おうとした事業内容に、類似の警報器が連動しているのかどうかお聞きいたします。この方々に万が一の場合、特に早目の避難を促さなくてはなりません。その一つとしてこの警報器は重要な役割を果たすと思います。本県の寒河江市長が、ことし3月議会において09年度をめどに高齢者単身世帯へ警報器の無償設置を約束する答弁をいたしております。天童市でも同

様の動きがあるようです。また、生活困窮世帯等の生活弱者と言われる方々についても配慮が必要かと思えます。本市においていかがお考えでしょうか。無償でないにしても、補助制度を創設するなど、早目の対策が必要かと思えますので、お伺いいたします。

次に、3番目として、本市小中学校における個別学習内容とその指導員について。

すべての学校において、障害を持つ幼児、児童生徒で支援を必要とする子供たちに対し、健常者とともに学校生活をさらに充実させることを目的に、昨年4月、学校教育法において特別支援教育が位置づけられました。あれから1年経過しましたが、本市における小中学校の教育現場でどのように取り組まれているのか、またその課題と対策についてお聞きいたします。

まず、その1として、重い障害を持つ子供たちは普通学級とは別の教室をもって指導されております。今回、質問している対象は軽度の障害を持つ子供たちについてであります。本市において、通常学級を対象とした場合、特別支援教育を必要と認められる軽度障害児童生徒の在籍数は何人ぐらいなのか。また、さきの報道で全国の推定を発表しておりましたが、市としてどのようにとらえているのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、2として、障害を持つ子供たちが在籍している普通学級に個別学習指導員という方々が配置されていると思えます。すべての該当する学級に専門の指導員として所属しているかどうか。もし指導員不在学級があるとすれば、学級担任の先生方は健常者と障害者の両面指導を強いられます。日常の学習や学校生活そのものに何らかの影響が想像されます。この実態についてと、現在該当校に配置されております個別学習指導員の数と、それにあわせ適任者として確保されているのか、また、今の人員で十分とお考えなのかどうかお聞きいたします。

次に、3として、現在お願いしております個別学習指導員の雇用条件について聞こえてまいりました。日々雇用で、しかも就業時間が少ないため、子供たちが必要とする時間数に合わないのではないかとということ、私としても非常に心配でなりません。今後、継続して指導員をお願いするに当たり、また適任者の確保の面からも待遇改善を図り、日々雇用ではなく嘱託職員として身分保障すべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

次世代を担う子供たちのために、日々の教育現場を少しも混乱させてはなりません。健康な子供たち、また障害を持つ子供たち、どちらにもマイナスとなってははいけません。このような観点から、個別学習指導員は重要な意味を持つものと思われます。

最後に、教育に「待った」はありません。財政的な理由があるにしても、課題を整理し、対策を講じることが今必要と考えます。改めて市長の見解をお聞きするものであります。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。本日、一番最初の一般質問、沼澤議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

本市における税等の滞納削減と債権回収の取り組みについてということが全体的な要旨かなと思っております。

初めに、公租公課につきましては、国や地方公共団体によって賦課される公の負担の総称ですが、これを公租と公課とに区別しますと、公租とは租税、すなわち税と名のつくものであり、それ以外の使用料、保険料などは公課と呼ぶものであります。この違いにより滞納があったときの最終的な対応が異なってまいります。これ

は地方税法と地方自治法という根拠とする法に違いがあるからであります。

滞納状況につきましては、平成18年度の決算において、市民税、固定資産税、軽自動車税といずれも収入未済額が前年度よりもふえております。また、保育所入所負担金も収入未済額がふえました。滞納の原因として大きなものは経済的な理由であります。これを改善するためには、さまざまな施策を通じて地域経済を活性化させるほかございません。また、中には納める意識が薄くて未納となっている例がございます。こういった場合にはその意識を高めていただくべく職員が何度も訪問したり、文書によって納付を促しておるところであります。特別徴収に関しましては市といたしましても重要と考え、2年前から事業所に直接訪問し、働きかけを行っているところであります。

納付書が送達される日であります、住民税も固定資産税も法的には納期限前10日までに交付しなければならないとされています。これを現行よりも早くとのことですが、税の確定までの事務作業を綿密に進めることもありまして、早めることは現状では困難であると考えております。各税の納期は毎年同じですので、前年度の金額を参考にあらかじめ計画を立てていただければと思っております。

納税組合につきましては、その効果は大きいものがありましたが、個人情報についての意識が変わってきたことなど、時代の要請を受けて廃止に至ったものです。これを受けとめ、納付率に影響しないよう、口座振替の促進や納税相談員の配置などの努力をしているところであります。

債権についての御質問ですが、市税等については地方税法においては債権という言葉ではなく、地方団体の徴収金と表現されております。民法で言う債権に当てはめてみますと、債権となる時期は調定し納付書を発送した時点と思わ

れます。そして、納付されたときに弁済として消滅します。したがって、滞納となってからが債権として強く意識されるものであります。市税の場合、督促状を送っても納付されないときには催告を複数回行い、それでも納付がないときには警告、差し押さえ予告、差し押さえと進みます。その間、職員が訪問活動を行って納付相談をしております。

なお、市全体としても、関係課長を委員とする歳入確保対策委員会を開催し、各課連携しつつ歳入確保に努めているところでございます。

債権の履行延期、徴収停止、放棄についてですが、これらは地方自治法施行令第171条関係の概念と思われ、税以外のいわゆる公課が該当するものです。履行延期に類する地方税法の概念といたしましては、第15条の徴収猶予が該当します。徴収猶予の要件といたしましては、納税者が震災、風水害などに遭ったときなどの場合があり、申請に基づき1年以内の期限を限って徴収を猶予することができるものであります。徴収停止に類する概念といたしましては、第15条の7に規定する滞納処分の停止があります。その要件といたしましては、滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどにできるとなっております。なお、財産の有無につきましては、担当職員が課税資料のほか登記簿も含めて調査し、判断しております。債権の放棄につきましては、第18条の規定されている地方税の消滅時効が該当すると思われ、これは徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日より起算して5年間行使しないことによって時効により消滅するというものであります。この債権が消滅するときに不納欠損の手続を行います。債権の延期や停止、税法で言う徴収猶予や徴収停止においては不納欠損とはなりません。

市税の累積滞納額を減らす取り組みにつきま

しては、議員御指摘のとおり、市民の公正公平の観点から、できる限りの努力をしているところであります。具体的には、債権を確保するため、給与、預金、動産、不動産の差し押さえを実施するとともに、滞納者から具体的な納付計画の指示があった場合には分納誓約書などを作成し、その実行を管理しております。また、動産を差し押さえた後にインターネット公売にも取りかかっております。一方、破産事件や不動産競売事件などで生活再建の途上にある市民に対しましては、担当室内での検討会を実施の上、滞納処分の停止を行い、早期に不納欠損処理をしております。また、破産などに至らない滞納者に対しましては、議員御指摘のとおり簡単に不良債権とならないよう税務調査を徹底し、公正公平の視点と憲法第25条にある健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の二つの視点から、滞納市税の管理を進めてまいります。

次、住宅用火災警報器の設置義務化の周知についてですが、これまで市の広報、防災についての出前講座などを通じ、市民の皆様に周知を図ってまいりました。しかしながら、これまでの消防本部への設置届け出件数は市内では147件にとどまっており、最上管内での設置率を見ましても2.2%となっております。ただ、個人で設置された場合など届け出をされていない方もいると消防本部からは聞いております。本年度、新庄市と新庄市婦人防火協力班連絡協議会では、この消防法の改正に伴う住宅用火災警報器の設置に向けてパンフレットを作成し、全戸配布を行い、啓発に努めていく予定でおります。また、婦人防火協力班の一部地区では、住宅用火災警報器の共同購入を進めております。地区、町内で共同購入の動きがありましたら、市としても設置に関するさまざまな情報提供を引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、ひとり暮らし老人世帯などに対する対策についてであります。本年度の主要事業で

も掲げております生活支援緊急通報事業におきまして、65歳以上のひとり暮らし老人で身体虚弱や病気などで緊急事態に対応することが困難な方に通報装置を設置し、緊急時の通報に対して24時間対応するセンターを整備するものであります。御質問の火災報知機については、平成23年度までの設置義務化と相まって、ひとり暮らし老人世帯も含めたすべての家に設置されるものであり、新たな通報装置の機器には含まない予定であります。ひとり暮らしなどの世帯に対しては、地域や町内会の見守りや緊急時の協力などが欠かせないものであります。このことから、新たな緊急通報事業に切りかえる際にも地域の民生委員と情報を共有するとともに、町内の方に協力員になってもらうなど、体制を整備してまいりたいと思います。生活弱者に対する補助制度の創設につきましては、今後機器の普及状況や一般市民の方との均衡などを勘案しながら考えてまいりたいと思います。

次に、小中学校の特別支援教育等についてお答えさせていただきます。

まず、議員が言われました昨年4月の改正学校教育法ですが、障害児を集めて専門教育をするという従来の考えを障害のない子供とできるだけ一緒に授業を受けさせるという姿勢に大きく変換したものであります。そのため、2007年度は特別支援教育改革元年と言われております。文部科学省の調査では、障害のある児童生徒、すなわちLD、ADHD、高機能自閉の軽度発達障害の児童生徒は全体の6.3%在籍する可能性が指摘されております。新庄市におきましては、子供の授業の様子を見るための学校訪問などを通してその実態把握に努めております。障害のある子供の顕著な例を挙げてみますと、普通学級に在籍していますので、当然授業中に動き回ったり奇声を上げたりする場合があります。また、注意したりするとパニックになって飛び出したりする場合があります。個別学習指導員

がない学級においては担任が対応しなければならぬので、その間他の児童生徒は自習の状態にあることもあります。

また、学習指導員の数、適任者の確保、待遇改善についてであります。指導員は障害の程度に応じて配置し、現在8名お願いしております。指導員の確保状況、待遇などについてですが、適任者がいても他市町村であったり、収入が少なかったり、必ずしも教員免許がある方を確保できているとは言えない状況であります。

なお、詳細につきましては、教育委員会の方から再質問でお願いしたいと思います。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） それでは順序に従いながら再質問をさせていただきたいと思います。

まず、税制についてであります。先に本市の不納欠損額について決算書を見てみたら、14年度から16年度までは大体1,000万円台でありました。ところが、17年度は6,300万円、18年度は2,700万円と、このように大きなばらつきがありました。このばらつきは何の事情によって発生したのかどうか、まず先にわかればお伺いしたいと思います。

今川吉幸税務課長 議長、今川吉幸。

中川正和議長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 ただいまの不納欠損額にばらつきがあることの理由という御質問がございました。これは平成14年度に滞納処理の方針を変えたことによって大きくあらわれたものでございます。それまでにつきましては、先ほど時効の御説明がありましたけれども、5年で時効となるわけでございますが、中には5年たたずに、幾ら努力をしても納められる可能性がないと思われるものにつきましては徴収停止ということをやしまして、3年で債権消滅するというものがございます。平成14年にこういった執行停止

を積極的にやっていこうというふうな方針に変えたことによりまして、14年度に数多くの執行停止をかけました。その3年後であります平成17年度に不納欠損額が多くあらわれたものでございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） わかりました。それでは、私の2番目に質問した個人住民税の給与天引き、要するに特別徴収に関連してお聞きしたいと思います。市内に該当する事業所は会社を含めて今現在どのぐらいの数があるのか。それから、二つ目として、2年前から直接訪問した事業所数、その成果はどうだったのかどうか。三つ目として、特別徴収に応じない事業所側の主な理由、これはどのように考えられるのか、3点お伺いいたします。

今川吉幸税務課長 議長、今川吉幸。

中川正和議長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 お答えいたします。

新庄市内にあります事業所の数でありますけれども、これは平成18年の事業所統計によりまして2,700ほどございます。しかし、これは事業所につきましては法人も個人もいろいろありまして、この中で法人組織になっているものは1,227、これは平成19年度の法人課税から拾ったものでございます。このうち新庄市として市県民税を特別徴収している事業所は528事業所でございます。したがって、市内の約43%の法人事業所が特別徴収をしているということでございます。2年前から各事業所を回りまして、特別徴収してくださいというふうにお願いしているところでありますが、2年前から約200の事業所につきましては訪問しております。その結果であります。平成19年度に、これは新庄市内に限らず郡内も含めてなんですが、61事業所ふえております。20年度はさらに37事業所ふえております。こういったことで、各事業所を訪

問したことによって確実に事業所数がふえているところでございます。

それから、事業所の反応ですけれども、なかなか応じてもらえない事業所も確かにございます。そういうところは特別徴収というものが法的に義務化されているということについての理解がないということが一つあります。事務が必要ですから、この事務が面倒だと、あるいは従業員の方の手取りが減るということで、雇用主としては余りしたくないというような気持ちもあるようです。それから、こういった依頼をした場合に、事業所では担当の税理士さんに相談するわけなんです、その肝心の税理士さんの方での理解がないということもございました。したがって、市内の関係する税理士さんのところにも、特別徴収は義務ですし、なるべくやってくださいということで、税理士さんの方にもお願いしているところでございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 特別徴収ですが、今の説明でおおむねわかりますが、ことしの3月19日、官庁速報という資料が手に入りました。これを見ますと、香川県内で17市町村が特別徴収、特徴と言われているそうですが、この特徴を県内一斉に徹底的に行うという内容が載っております。中身を見ますと、入札参加指名更新時、この時期に「あなたの会社は特徴に応じますか」「応じてくださいよ」という誓約をさせて進めるんだと、それで特徴の率を上げていくという内容が記載されております。本県においてもこれらしきことを各市町村に、最上郡の場合は総合支庁の税務課長の方から配信されているようですけれども、先ほどの説明で新庄市の場合は43%ですか、やはり半分も応じていないというのは非常に気がかりでございます。どうかその辺を上げるために、先ほど申し上げました入札参加指名等も含めて十分な検討をされたら

いいのではないかと思います、この辺いかがでしょうか、簡単に結構です。

今川吉幸税務課長 議長、今川吉幸。

中川正和議長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 ただいま議員がおっしゃいました情報は大変貴重であります。私どももこういった入札参加の資格の一つとして特別徴収をするということは税務課としては有効だと思っております。なお、契約につきましては政策経営の方が担当になりますので、今年度、今後政策経営課の方と詰めながら、なるべくそういうことをしていきたいと、税務課サイドでは思っております。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） よろしく願いいたします。

次に、2番目の火災警報器について、二、三、質問させてください。

先ほどの市長の壇上からの御答弁では、新庄市は147件設置されていますということをお聞きいたしました。大体パーセントにすると世帯数で割りますと1%ぐらいですね。最上郡の8市町村のデータが私の手元にありますが、これは消防本部のデータです。一番高いところが戸沢村で5.25%でございます。あとは大体1%台です。なぜ戸沢がこんなに高いのかなという理由はわかりませんが、一つだけ、公営住宅がそこにあります。何棟か、かなりあるんじゃないでしょうか。この公営住宅にすべて警報器が設置済みですよというお話がございました。本市においても当然公営住宅があるわけです。その辺の状況はどうなっているのかなという心配ががございます。これは環境課じゃなくて都市整備課になるのかどうか、簡単に結構です、一言お願いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

中川正和議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 市が管理しております市営住宅等につきまして、自動火災報知機の設置義務といたしますか、これにつきましては平成7年度を境にしまして、消防庁からの通達によりまして設置義務がつけられたといたしますか、それまでは特例によりまして設置しなくてもよいというふうなことであったわけでございます。それで、本市の管理している住宅につきましては5団地あるわけですが、このうち平成7年度以降建築した住宅というのは野際団地の2号、3号棟がございまして、これについてはすべて設置いたしております。それ以前に建設しておりますけれども、小檜室団地の一部につきまして、高齢者並びに障害者等の居室がございまして、これについては設置いたしております。それ以外については、平成7年以前に建設しておりますので、その基準の関係から特に設置はしてございません。以上でございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） ただいまの御説明で平成7年以前という建物は設置していないと。団地形式の場合だったらほとんど火災警報器じゃなくて火災報知機義務に該当して、ついているのではないかなと思ってたんですけども、もしついてないとすれば、松本団地は戸建てでするので、あそこはついてないのかなと思ったんですけども、ちょっと私の勘違いなのかどうか、もう一度その辺。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

中川正和議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 今申し上げましたように、平成7年を境にして、それ以後に建築したもののについては火災報知機は設置しておりますけれども、以前の玉の木とか北新町、松本団地等については設置してございません。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） あと3年の期限です。

家庭用で今一生懸命進めようとしている中でございますので、なるべく早く警報器の設置はした方がよろしいんじゃないでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、私の質問で共同購入と申し上げましたが、他の市町村、最上郡内だけでも結構ですが、共同購入を実施しているというような市町村はございますでしょうか。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

中川正和議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 現在のところ、最上郡内での共同購入というのは確認していませんが、県内13市の方を確認したところ、尾花沢市と東根市等で共同購入という形での設置は確認しております。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） その辺も一つなるだけそういうふうな、みんなで買えば安くなるということもあるし、PRも兼ねて早く進められるんじゃないかなと思いますので、なお検討方お願ひしたいと思います。

あと、この関係で、先ほど市長答弁にございました緊急通報事業の中で、今回は警報器はセットされていないというようなお話でございました。これは9月か10月以降に多分されると思うんですけども、今現在連動していないようなお話でございましたので、その後9月、10月に新しくした場合は何もなくなってしまうという気がいたします。これはかなり心配じゃないでしょうか、どうなんですか。その時期に合わせて、そんなに高額なお金も必要でないと思いますので、できるのであれば9月補正でも組んで、この事業と一緒にされればいいなという願ひを持っていますが、その辺いかがでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

中川正和議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 現行の緊急通報システムにつきましては、1カ所、ガス台の上に火災報知機を設置してございます。新しいシステムにはついていない一番の理由ですが、消防法の規定によりまして、すべての世帯に設置が義務づけられたと、そういった観点から新しいシステムからは除いたところでございます。それで、特に高齢者が設置していない理由としてはPR不足等が一番考えられるわけですが、機器を変更する際にそういった設置の義務化について福祉事務所の方としてもPRを図りたいと思います。

なお、高齢者の中には、高齢者によらない家庭もございますけれども、法によって設置が義務づけられているにもかかわらず、経済的な理由をもって対応できない家庭があるとすれば、そういった状態を解消することが行政の役割の一つであるということと強く認識してございます。以上です。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） そうですね、強く認識してもらって、できるだけ早く実行できればとお願いしておきたいと思います。

それから、次の個別学習指導員について質問させていただきます。

市長の答弁で、このような個別学習の必要な子供たちについて全国的には6.3%ぐらいじゃないかという説明を受けました。新庄市の児童数に合わせるとかなりの数になりそうな気がします。実際、軽い障害を持つ子供たち、この対象となっているのは何名いらっしゃるんでしょうか、まず先にお伺いします。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

中川正和議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 ただいまの6.3%ということでございますが、新庄市の児童生徒数に合わせますと約240名ほどになります。ただ、こ

れは可能性が指摘されているだけでございまして、先ほど市長答弁にもございましたように、学校を訪問して、指導主事等私たちなり見て、これは障害を持っている子供じゃないかというふうな形で一人一人丁寧に見ております。その中で、今年度ちょっと障害があるんじゃないかというふうに見ていた子供の人数を申し上げますと、小学校で39名、中学校で9名となります。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 足すと48名でございますね。指導員は、市長答弁で8名とお聞きいたしました。48名に対して8名の指導員数、どう考えても足りないんじゃないかと、こんな状態でよろしいのかどうかと思います。実際、学校によっても障害を持っている子供たちの在籍数が違うかなと思いますが、一番多い学校で何名の障害児童、指導員が配置されていますか、人数だけで結構です。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

中川正和議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 一番多い学校でございますが、10名ほどになります。その学校については2名の個別指導員をつけております。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 10名に対して2名ということは、ちょっと考えられない指導員数じゃないでしょうか。どんな指導をしているのかわかりませんが、先ほどの市長答弁にもありましたように、かなり教室内で騒ぎまわったり、あるいはいろいろな症状によって、多動性といえますか、動きがある子供たちがおるというようなこともお聞きしています。そんな中でこれで十分な指導ができますかね、どうなんでしょう。私の考えですが、これは48名、本来であれば1ずつ48名の指導員であれば大変結構だと思うんですが、そこまではいか

ないにしても、少なくとも半分ぐらいの指導員がいないとだめなんじゃないですか。今、小中学校合わせますと15校ありますね。仮に2人ずついたにしても30名となるわけです。一つの学校に2人ずつの指導員がいた場合30名、これぐらいは本当に必要だと思います。

この方々は日々雇用で雇われていると。時給を聞いてみますと890何円だそうです。月額五、六万円をお願いしていると、通勤費なし。これでは適切な指導員の確保ができないんじゃないでしょうか、どうでしょうか。これを何とか、最後に私も申し上げているんですけども、嘱託職員とか、そういう形にして採用すれば、きちんとした応募者も多くなるし、うまく人数もふやせると思いますが、いかがでしょうか、最後にお伺いいたします。

中川正和議長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時01分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

中川正和議長 次に、佐藤悦子君。

(2番佐藤悦子議員登壇)(拍手)

2 番(佐藤悦子議員) 日本共産党を代表いたしまして、一般質問を申し上げます。

最初に、後期高齢者医療制度について、国に対して撤廃を求めていただきたいということと、市独自の対応を求めて質問をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての人を今までの保険から脱退させ、高い保険料負担を押しつけ、受ける医療は制限するという高齢者差別の医療制度です。一部保険料負担の見

直しでは済まない、制度廃止を求めるべきではないでしょうか。具体的な問題点についてお聞きします。

①として、後期高齢者医療制度の目的についてです。今までの老人保健法では、老後の健康保持というのが目的になっていました。今度それに切りかわって後期高齢者医療制度になりましたが、その目的は医療費の適正化を推進するためという目的に変わりました。つまりこの医療制度の目的は高齢者の健康保持ではなく、医療費を抑制することになったということではないでしょうか。

二つ目に、65歳以上の1級から3級までの障害者は、県単独助成によって医療費の自己負担が1割でした。ところが、後期高齢者医療制度へ加入しないと山形県は医療費助成はしないとのことです。これには問題があるのではないのでしょうか。②として、包括払いという差別医療が障害者の医療内容に影響を及ぼさないのでしょうか。必要な医療が受けられなくなるのではないのでしょうかということです。③として、家族がいる場合、新たな保険料負担が生まれるのではないのでしょうか。例えば、家族とともに社会保険に入っていた方は、新たな後期高齢者医療保険料の負担義務が生まれるのではないのでしょうか。④として、国保や健保を選んだ場合、65から69歳は3割負担、70から75歳の一般は1割負担ですが、2009年4月から2割負担になるのではないのでしょうか。⑤として、脱退手続への心的負担を軽減することなど、障害のある高齢者に丁寧な対応や要望にこたえる義務が国にはあるのではないのでしょうか。

三つ目に、この制度の問題は際限のない保険料の値上げです。これは後期高齢者の人口増と医療技術の進歩などで医療給付費がふえれば保険料へはね上がる仕組みとなっております。2年ごとに改定されます。そうすると、2025年、今から15年か16年後には現在の2倍以上の保険

料になるという試算がされております。これは本当でしょうか。長生きすればするほど痛みが押しつけられる制度ではないでしょうか。

④として、保険料を滞納すると保険証取り上げという問題です。高齢者の86%が1カ月に一度は受診するという中で、命綱を取り上げることになるのではないのでしょうか。そこで、⑦として、市長の裁量で取り上げはしないようにすべきではないのでしょうか。④として、市独自の減免制度をつくるべきではないのでしょうか。⑦として、県の助成を求めているかがでしょうか。

⑤として、高齢者への医療差別の問題があります。政府は、後期高齢者の診療報酬を包括払い（定額制）として保険医療に上限をつけるとしています。後期高齢者の外来診療では、高血圧、糖尿病、不整脈、認知症などの慢性疾患の治療に係る費用を月6,000円で頭打ちにする診療報酬が導入されました。これには粗末な診療や粗末な診察を招きかねない、必要な診査ができなくなると医師会などの関係者から批判の声が上がっています。また、退院困難な要因のある後期高齢者は退院支援計画をつくって退院させれば報酬を病院に加算するとか、医師が回復困難と判断すれば延命治療はしないでくださいという家族や本人の文書をつくれれば新たな診療報酬が病院に入るとのことです。このようなわざわざ後期高齢者だけに適用する制度をつくり、75歳以上にだけ病院追い出しや治療の制限を誘導するということは、世界に例を見ない高齢者の医療差別ではないのでしょうか。これを進めれば医療難民、介護難民がふえることにならないのでしょうか。

⑥として、健康診断と保健指導についてです。これらが75歳以上については努力義務として健康診断の対象から外されるのではないのでしょうか。

⑦として、日本政府の医療支出は、はっきり言って低いのではないのでしょうか。医療機器や

薬の値段を是正しつつ医師や看護師をふやす対策を緊急に行うためにも、医療費の支出はふやすべきではないのでしょうか。

大きな二つ目の質問は、保育所の民営化をやめて、充実を図っていただきたいということです。

一つは、これ以上の民営化はやめていただきたいと思います。民営化のねらいは、市の人件費節約です。民営化は、民間の施設の運営を維持するために、働く保育士の身分を不安定にせざるを得ないことを広げることになります。市の財政難のしわ寄せを子供たちに押しつけてはなりません。

②として、民間立で市より進んだ保育があれば、手厚い補助をしてほしいと思います。延長保育や休日保育という、市より少しでも踏み込んだ保育をやっている部分があれば補助はふやしているのでしょうか、お聞きします。

三つ目に、認可外保育所への公的補助をふやしていただきたいということです。産休明け保育、病児保育、夜間保育など、認可保育所で対応できていない要望にこたえて頑張っている認可外保育所が多いです。また、補助が少ないために運営が厳しく、利用料が低所得者にとっては高いものとなっています。例えば東京都狛江市では、認可保育所の料金より高い父母の負担を最大2万円まで市で補助して、認可外保育所の利用をしやすいようにと負担軽減に市が力を尽くしています。そうした補助も必要ではないのでしょうか。

大きな3番目の質問は、合併問題です。

合併は、地方交付税をみずから減らすことになるのではないのでしょうか。平成18年度の普通交付税の実績をベースに試算した県の資料があります。合併特例法に基づく普通交付税の算定の特例、合併算定替と一本算定の比較という資料です。8市町村で約191億円の普通交付税が一本算定では約149億円になり、42億円も地方

交付税が少なくなります。合併すれば一本算定になり、地方交付税は10年後には率にして今より22%、約42億円も少なくなるのではないのでしょうか。合併は交付税をみずから減らす道を選ぶことになるのではないのでしょうか。また、合併は、住民の負担は高い方へ、サービスは低い方へという結果になるのではないのでしょうか。

実際に合併した酒田市では、公共料金は5年間かけてですが、高い旧酒田市に合わせられています。旧3町がやってきたサービスは廃止です。共産党が懇談したときに、旧八幡町の支所長は次のように言いました。「国保税も介護保険料も安かった。保健師を置いて健康を保ち、国保税を安く抑えてきた。他の支所にも上げるなどと言ったが、賛同されずに大幅値上げになった。町営バスが今まで無料だったのに100円に値上げ、保育料は5年間で酒田市に合わせて値上げ、なぜ値上げしなければならないのか。また、投票所を大幅に減らした。弱者切り捨てと不満の声が上がっている」と言いました。また、旧3町の商工会にお聞きしたところ、こう言いました。「町役場があるときは、役場のものは地元から買っていたのに、今は旧酒田市からのみになった。建設は旧3町の会社は入札なしになってしまった。役場職員がいなくなり、昼食を食べる人も商店で買う人もいない」と言いました。役場本庁がなくなることへの商工会への悪影響ははかり知れません。また、財政について、合併前の住民説明会では、合併しないと旧3町は赤字になる、合併すればとんとんだと言っていました。ところが、合併したら、19、20年度は19億円から20億円ずつ不足となり、21年度以降も11ないし13億円ずつ不足するという事態になっています。基金は、合併前はそれぞれ持ち寄ることになっていたのに、酒田市は50%基金を残したようですが、旧3町は貯金を使い果たして結婚し、持参したのは借金のみだったというのです。合併した庄内町でも、旧立川町

では余目と合併しても何もいいことがないと言われていますし、また逆に旧余目町では借金ばかりふえて何もいいことないと現在言われているそうです。

最後、4番目の質問は、司書の全校配置を求めて質問します。

学校図書支援員の配置が市内5校に行われた結果、子供の読書量が飛躍的に伸びて、学校図書館が活発に利用されるようになったとの報告には、私も大変喜んでいる一人です。その一方で、市内の学校では人手不足から図書館がいつも閉まっていたりして活用しにくいところも少なくありません。そのような学校の保護者からは不公平感があると訴えられました。学校の先生の超多忙な状態を解消するには人手が必要です。みずから学ぶ力の土台として読書は重要ではないのでしょうか。司書を全校に配置して、学校の図書館活用と子供の読書を新庄市全体に広げてはいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、佐藤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、後期高齢者医療制度に関する御質問でございますが、この制度は平成18年6月に医療制度改革関連法案が成立したことを受け、本市においても後期高齢者医療に関する条例の制定、国民健康保険条例の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正を通して、何回となる御審議いただきました。この高齢者に関する医療の問題に対し、マスコミ報道を通して連日さまざまな角度から多くの御意見が出されていることは議員御指摘のとおりでございます。医療費総額の変化とそれに対する負担のあり方、障害者や所得の少ない方々に対する配慮、医師や看護

師の数など医療体制の問題を含め、日本は今これから医療制度をどうするのかという岐路に立たされていると思っております。後期高齢者医療制度に関しましても、年度内の保険料の変更を含め、与党内からも改正の話が出されるなど先行きの見えない状況となっておりますが、今現在、この制度にのっとり、医療を受け保険料を負担している方がおられるわけであります。市といたしましては、医療制度に関する議論の行方を見定めながら、市民の方々が今の制度のもとで平等に医療が受けられますよう、今後とも適正な運用を図ってまいりたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、保育所関係でございますが、1番目の保育所の民営化についてですが、平成18年2月に策定しました新庄市行財政改革大綱実施計画に基づき、現在、実施を検討しているところであります。民営化の考え方といたしましては、単に人件費の抑制や効率性という観点だけでなく、現在の多様化している保育ニーズに対し、柔軟に、また機敏に対応し、ひいては保育サービスの向上につなげることとしております。民営化に際しましては、保護者の理解を第一に考え、また受け手側の条件につきましても時間をかけて進めてまいりたいと思っております。

2番目の民間立保育所への補助金についてですが、民間立保育所では休日保育、一時保育を初めとする特別保育を実施しており、また地域子育て支援センターを併設し、子育て相談などの業務も行っています。そのためか、入所希望も多く、現在では定員を超える状況になっております。それらの業務に対しましては、国の実施要綱並びに県の補助要綱に基づき、市の基準どおりの補助金を交付しております。

3番目の認可外保育所への補助金についてですが、認可外保育所は認可保育所の補完的役割

を担っていただいております。補助金にしましては、平成16年度から市独自で定めた認証保育制度があり、県の補助要綱を受け、市の補助規定に基づき適正な補助金を交付しております。今後も認可外保育所と連携をして子育て支援を行ってまいりたいと思っております。

合併に関する御質問でございますが、平成18年度普通交付税の交付決定額に係る県の資料では、一本算定では約149億円、合併算定では約191億円と試算しており、合併10年後の普通交付税は現在と比較すると確かに約42億円の減少が見込まれます。合併すれば、さまざまな機関、職員数が減少するなど、また約9万人の人口規模に合った基準財政需要額となり、8市町村の合併した額より当然少なくなり、これが一本算定ということになります。平成21年度末までに合併することになれば、合併から5年間は合併算定替とって一本算定ではなく、8市町村があったとしての合計額となり、その後5年間で増加分と一本算定との差額は段階的に縮減されていきます。合併後速やかに人口9万人規模の組織や行政基盤を確立すれば、早ければ早いほど普通交付税の視点から財源的に非常に有利であると考えます。

次に、合併しない場合どうなのかということですが、現在の8市町村の普通交付税の額が減らないという保障はございません。少子高齢化社会が進行する中で、税収などの要因などがあります。人口が半分になれば、普通交付税は半分とは言わないまでも大幅に減ることは目に見えております。行財政改革も限界があり、基本的な公共サービスも維持できないという状況が来ないとも限りません。合併のスケールメリットを生かしながら、10年間の激変緩和措置の間に新たな展望を開いていくことが肝要と考えております。今後も住民に正しい情報を提供し、正しい理解を持っていただけるよう努めてまいりたいと思います。

また、市町村合併により住民の方々の多くはエリアが広がってしまい、隅々まで住民サービスが行き渡らないのではないかと心配でございますが、しかしエリアは当然大きくなりますが、行財政運営において受け皿が大きくなることにより、これまで行き届かなかったサービスに着手できることも考えられます。市町村合併は必ずしもデメリットの部分だけではなく、メリットの部分をもさらに伸ばし、デメリットの部分をもどのような代替措置によりなるべくカバーしているのか、行財政の効率的な運営を踏まえて考えていく、よい機会でもあります。また、住民負担の面につきましても、合併したからといって必ずしも高い料金に公共料金が設定されるわけではありません。他地域では中心地の公共料金に合わせるところが多いようですが、これは結果的に旧市町村間での協議の中から結論づけられたものであり、新庄市においても最上地域7町村と比較して公共料金の高い面、安い面があり、必ずしも新庄市が高いのではないという正しい情報を住民の方に正確に伝えていく必要があると思います。現在、庁内事務レベルでの研究組織である新庄最上圏域将来像検討会の分科会の一つとして公共サービス分科会を設置し、サービスの質、量並びに受益者負担の程度など基本的な考え方を検討している最中でございます。

次に、司書の全校配置ということですが、現在、国の補助事業である学校図書館支援センター推進事業を活用し、沼田小学校、泉田小学校、昭和小学校、明倫中学校、萩野中学校の市内5校に学校図書館員を配置しております。学校図書館の活性化と施設の有効活用を目指して、市立図書館と学校図書館との連携やNPO団体などによる読書推進活動との連携を強化し、学習指導や読書活動を充実させるための学校図書館の整備と機能の充実を図っているところであります。学校図書館員につきましては、配置して

いる学校から大変好評であり、引き続き配置を要望されておりますが、この事業は平成18年度から3年間の期間限定で採択されたものであることから、今年度で終了することになります。現時点では国及び県における平成20年度以降の事業計画は不確定であり、また新庄市における一般財源による職員配置も難しい状況にありますが、長期教育プランの中に掲げております学校図書館の有効活用を通じた読書活動の推進を実現するためにも、学校図書館の運営に必要な人的措置については今後とも関係機関への要望活動を進めていくとともに、市内各校における教育実践の場での取り組みを強化充実していく必要があると考えております。

詳細の質問については教育委員会にお願いしたいと思います。

以上、壇上からの答弁を終わります。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 先ほどの1番目の問題の後期高齢者医療制度に関しまして、佐藤議員が7項目の個別の事項の質問がございました。随時個別にお答え申し上げたいと思います。

最初に、後期高齢者医療制度の目的、趣旨等の関連でございますが、老健制度では老人の健康保持、後期高齢者医療制度は医療費の抑制というふうなことをおっしゃいましたけれども、今回の後期高齢者医療制度については後期高齢者の健康保持を前提とした上での話だと思っております。将来とも安定的、持続的な医療を受けられるようにするため、現在右肩上がりが増大している医療費を適正なものにしていくという考え方が一つございます。現在、国では約34兆円の医療費がかかっております。後期高齢者につきましては約11兆円です。今後ともこの保険制度を維持していくためには、少しでもむだな医療費を少なくしていくと、少子高齢化が進んでいく中で、そういう考え方に沿った制度の

導入というふうなことが言われております。あくまでも医療費抑制ということじゃなくて、医療費の適正化対策であるというふうに国の方からは示されているところでございます。

二つ目の問題、県の重度心身障害者医療証等と後期高齢者医療制度の関連でございますけれども、議員のおっしゃるとおり確かに後期高齢者医療制度に加入することを前提として助成が受けられるという県が全国的には10道県あります。山形県についてもその部類に入っております。これにつきましては県自体の福祉医療政策とも関連いたしております。現在、国においてもこの制度については今後の検討課題であるというふうに今検討に入っていると思われま

す。なお、本市の場合、65歳から74歳以下の障害者については、被用者保険の被扶養者について不利益が生じる場合もありますので、そういった方々については個別に通知をいたしました。その結果、現時点で3名の方が後期高齢者医療制度から脱退したということでございます。御指摘のとおり、重度心身障害者医療証の適用を受けない場合については、医療の窓口負担については無料もしくは1割負担、65から69歳までは3割、70から74歳までは1割となっております。

それから、包括払い制度そのものについても2番目で御質問ございましたけれども、包括医療制度は5番目の質問にもありますので、身体障害者だけの包括払いではございませんので、そちらの方でお答えいたします。

それから、3番目の問題、今後の保険料の将来的な負担という御指摘がございました。これにつきましては、将来的な負担については各県ともさまざまな事情がございます。確かに議員のおっしゃるとおり県単位で医療給付がどのぐらいになるかによってその県の保険料が決定されます。実際、東京都では1人当たり年間9万1,000円、我が山形県においては1人当たり年

間4万9,000円、全国平均として7万2,000円というふうな数字の結果が出ております。1人当たり4万円の保険料というのは東北地方では青森、岩手、秋田、山形というふうに、全国的に見ても保険料が一番安い地域となっております。今後各県ともどのような保健事業を推進していくかによっても医療費の伸びが違ってくると思われま

すので、ここで2倍になるか1.5倍になるかという予測は我々の方ではいたしていません。それから、4番目の事項としまして、資格証明書発行の問題でございます。保険証の取り上げというような言葉を使っておりますが、資格証明書の交付の関連でございますけれども、資格証明書の交付については高齢者の医療の確保に関する法律で規定しております。今年度からの後期高齢者保険料の徴収でありまして、1年以上の滞納者について資格証明書が交付されるということでございまして、その基準については現在広域連合の方で検討しているところでございます。したがって、来年度以降の措置であると考えております。ただ、この滞納措置については、滞納しているから即刻資格証明書を交付するというものでもなくて、事前にどういう特別な事情があるか弁明の機会を与えて、なおかつその弁明書に基づき市町村が意見を付し、それでもって広域連合の審査会で最終的に決定されるという手順のものでございまして、この基準について今検討しているということでございます。

それから、5番目の包括払い、今現在、国の方でも問題となっております後期高齢者診療料6,000円、終末期相談支援料2,000円、この辺あたりがかなり後期高齢者医療制度と絡んで問題となっております。この制度の趣旨というのは、かかりつけ医制度も含めてなんでござい

まけれども、後期高齢者が同時に複数の疾患にかかる場合が非常に多い。そういったときに診療計

画を立て、計画的な医学管理をしていくと。ただし、かかりつけ医というのは必ず決めなきゃいけないものでもない、一たん決めても変更することも可能だと言われております。あくまでも高齢者を総合的に診療するため、情報の共有、情報の伝達、そういったことを適正なものにしていく制度と言われております。これについても今後国の方も検討しますので、検討課題というふうに思っているところでございます。

それから、6番目の後期高齢者に関する特定健診等の問題でございますけれども、山形県広域連合では後期高齢者を対象に特定健診は無料で実施しております。実際は広域連合の方から全市町村が委託を受けております。全市町村はさらに健診機関の方に再委託という形で進めているところでございます。これについては現在受診中でありまして、まだどのぐらい受診されているかというのは把握しておりません。

最後になりましたけれども、日本の医療費の支出の国際的な比較というふうな形で非常に安いのではないかと御指摘がございました。国際的な比較というと、実際は2005年に出したOECDのGDP比率ということで、そういった統計がございまして、医療費総額では確かにOECD比較では21位となっており、また公的負担の比率は18位となっております。しかし、これはあくまでもGDP比較でございまして、保険制度そのものも各国まちまちでございまして、したがって、これが低いのか高いのかということとは評価に迷うところでございます。一番最後に御指摘ありました医師や看護師の確保対策、これは議員のおっしゃるとおり、うちの方でも最上地域保健医療対策協議会においての最重要課題でございまして、今後とも医師確保等については全力を挙げて取り組んでいかなければいけない問題であると思っているところでございます。以上7項目について終わります。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子議員。

2 番（佐藤悦子議員） 後期高齢者医療制度について、健康課長や市長から今現在の考えなどについてお話がありました。お答えでは、後期高齢者医療制度は医療費の適正化であり、抑制ではないという、適正化と抑制は違うんだという言い方で、むだな医療費をなるべくなくすようにするということなんだということでした。そのむだな医療費については、私はそのとおりだと思います。例えば、むだな医療費の抑制ということで言えば、薬代、薬価の国際比較を見ると、非常に日本の薬代が高く設定されているそうです。トリルダン錠というのがあるそうですが、こういう薬がイギリスと比べると6倍から7倍、日本の場合ですけれども、リスモダンCというのもイギリスと比べると12倍、薬代です。こういう薬が非常に日本は高く設定されているというのは、むだな医療費ということで私は使われているような気がします。また、医療機器を見たときにもそれが言えるのではないかと思います、全部ではないと思いますが。ペースメーカー、日本は160万円とか170万円だそうですが、イギリスでは30万円、35万円、アメリカでは60万円から70万円、これを見ただけでも随分違うと思いますし、バルーンカテーテルというのがあるそうですが、日本は30万円弱、これに対してアメリカは7万円から8万円、イギリスはノーアンサーですけれども、そういうことで、日本が医療機器や薬代を非常に高く使われている。この問題はやはりただしていかなければならないことだと思います。

しかし、今回の後期高齢者医療制度の場合は、医者にかかる率が高くなる75歳以上、これはだれが考えてもみんなそう思っていると思います。しかし、こういう高齢者に高い保険料を、先ほど保険料は1.5倍になるか2倍になるかわからないと言っていました、上がることは間違いのないわけですね、2年ごとに。このことをもう一

度答えてもらいたいと思います。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 今現在は、先ほども申し上げましたとおり、後期高齢者の医療費は右肩上がりになっておりまして、まだストップはしておりません。ただ、今後の健診でこういった効果が出るのか、その辺も含めて今現在私の口からは高くなるか安くなるかということは今のところ申し上げることはできません。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子議員。

2 番（佐藤悦子議員） 安くなるという試算はどこにもないのではないですか。というのは、さまざま努力しろという、これで来ているのかもしれないかもしれませんが、それでもやはり高齢者になれば医者にかからねばならない、かかりたくないと思って一生懸命健康保持に頑張っている皆さんですが、それでもかからざるを得ないようになっていくというのはだれでもそうですし、また医療の技術の向上、これもだれもが望んでいることであり、できるだけ治るものであれば治してやりたい、これは本人及び家族にとって当たり前のことですし、それらが否定されてはならないわけです。それらを考えたときに、下がることはあり得ないと思うんです。

そして、日本の医療費が低いということはGDP比ではっきり認められました。しかし、保険制度がまちまちだから、はっきり言えるかどうか迷うという答えでしたけれども、各国の保険制度を見たときに、アメリカは保険がないと聞いておりますけれども、ほかのヨーロッパ諸国、フランスとかイギリスとかスペインとかカナダとか見たときには、医療費の本人負担がなくて済むような医療保険制度になっているわけです。そういう中で、つまり安い本人負担、医者に行っても余り負担がなくかけられるにもかかわらず、日本より全体的に医療費は高い。一方、

アメリカは公的な保険がない、5,000万人近くが保険に入れないと言われる状況の中で、世界一の医療費になってしまっている。日本がもしかしたらアメリカのように窓口負担が高くなり、保険に入れない人が、お金がないために保険料を払えないという人たちが、これによれば保険証をもらえなくなる方向にどんどん向かっているわけです。こういうのが結局医者にかかれずに重くなって、重くなって重くなってから担ぎこまれて、莫大な医療費がかかってしまう、本人が払えるか払えないかわかりませんが、そういう状態を招いてしまう制度ではないかという気がするんです。保険料がある、ろくな治療はできないように制限される医療制度、医者に行くな、行くなというふうに狭められていく、そういう中で我慢していたときに重くなって、実は全体の医療費はがばっとかかっていく。本人が払えるか払えないかわかりませんが、医療費としては間違いなくかかる。こういうことになっていくことになるのは、実は医療費の適正化、医療費をなるべく抑えるんだというねらいとは全く逆の方向に向かう内容ではないのかと思うんですが、それについてどうでしょうか。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 今、国際的な中での日本の医療費ということで、なかなか難しい問題でコメントにもちょっと苦労するところでございますけれども、ただ、議員のおっしゃるとおり、米国は世界で一番医療費がGDP比較でも高いところでございまして、ただ、先ほども申し上げましたとおり、GDP比較で非常に医療費支出が低いにもかかわらず、平均寿命は世界一だと。別の見方からすれば、医療費の支出が少なく、なおかつ世界最長寿国というのは、非常に効率的な医療をしているとも受け取れると言う評論家もいらっしゃいます。この辺、国際的な医療の問題でありますので、ちょっと私個人的な意

見としては差し控えさせていただきたいと思います。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子議員。

2 番（佐藤悦子議員） 市長は広域連合の議会議員でもありますし、さらに市長という立場からも広域連合の議会でこういう問題があるということをやはり意見として言っていく必要があるだろうと思います。それから、市独自として保険料を抑えるために、例えば浦安市というところでは市独自で保険料を抑えるために一般会計からの支出をしているということがあるそうです。そういうことも市長が自分の市民の命を守るために、市長として、市としてできること、保険証取り上げをしないとか、保険料減免制度を市でできるように一般会計から少し補助してやるかとか、保険証取り上げをさせないために市長としてできることがあると思うんです。そういうことをやる考えはないかお聞きします。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

中川正和議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 後期高齢者広域連合の中での仕組みなので、今のところ、そこから枠を飛び出して市独自の補助という考え方は今のところしておりません。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子議員。

2 番（佐藤悦子議員） 高齢者の医療の確保に関する法律の第103条では、県あるいは市町村及び広域連合は後期高齢者医療に対して補助金を交付し、または貸し付けることができると規定しておりまして、今言ったような市独自のやり方あるいは広域連合として独自に、あるいは県がという独自のやり方で減免制度をつくったりすることはできることになっているわけなんです。そういうことをやりながら保険証取り上げなどにならないようにという制度をぜひやるようにしていただきたいということを要望し

たいと思います。

それから、保育所についてですが、民間立保育所が人気があるという話でしたけれども、実は第一希望から第三希望をとっているはずなんです。なぜ1カ所に集中させるようにしたのかお聞きします。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

中川正和議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 保育所の措置につきましては、大前提として日中保育に欠けているかどうかということが前提条件になるわけですが、それを前提にいたしまして、保護者の方から入所申込書をいただきます。その申込書には希望する保育所名も記入していただきます。福祉といたしましてはできるだけ本人の希望をかなえるような格好で進めておりますけれども、ただいまの御質問の民間の保育園で13名オーバーの状態にあると。ただ、これにつきましては平成10年、国から保育所への入所の円滑化についてという通知がございまして、この通知の内容は定員の15%以内の人数であれば措置決定をしても差し支えないという内容でございます。本通知に基づきまして、現在13名というのは11%オーバーの状態なんです、本通知に基づいて措置したところでございます。

中川正和議長 ただいまから1時まで休憩します。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

山口吉静議員の質問

中川正和議長 次に、山口吉静君。

（17番山口吉静議員登壇）（拍手）

17番（山口吉静議員） 皆様、御苦労さまでございます。改新会の山口吉静でございます。

このところ、ガソリン高騰問題、加入記録漏れ年金問題、支給漏れ年金など、宙に浮いた年金加入記録が5,095万件と大問題に、また加入期間が足りなくて年金を受給できない方、年金天引き、遺族や障害の年金も含め加入歴の再確認をすること、そして後期高齢者医療制度の説明不足で混乱が拡大しております。こうした中において、発言通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目は事務事業の見直しについてです。480にも及ぶ事務事業を一気に見直し、480の中で、廃止、3年間休止等削減されたその成果、また進捗状況について伺いたいと思います。

次に、2点目は複式簿記制度の導入についてです。前にも質問いたしておりまして、17年3月、その前は16年9月定例会で複式簿記導入の考えはないか一般質問いたしました。そのときは、現副市長が財政課長でした。当時の課長、現副市長は、法にのっとって会計処理を行いますので、複式簿記による二重処理を行う考えはありませんとの答弁でありましたが、バランスシートについては作成いただきまして感謝申し上げます。また、現教育長の武田さんは「山口さん、3年早いよ」と言われました。あれから三、四年たったわけですが、幸いといいますか、山尾市長は複式簿記導入に前向きでありまして、外部監査制度も実施し、新庄市の借金残高の推移を公表されております。18年度市民1人当たり90万円、23年度64万円の借金と。できれば私が希望しますのは、18年度、23年度の人口の推移も公表していただければ幸いですと思っております。

複式簿記は人類の最も偉大な発明であると言われております。この財産計算と損益計算を同時に行うという複式簿記の技術は人類が大昔に

発明したものであります。今なおこの技術なしには経済の円滑な流通はあり得ないと言われ、この複式簿記のシステムは人類の最も偉大な発明であると称賛されているくらいであります。単式簿記を複式簿記にすることによりまして、一般会計と特別会計の連結決算もできるようになります。したがって、複式簿記を導入することにより、透明性の高い財務の健全化を絶えず図っていけることになります。

自治体の会計方式は今まで単式簿記と定められていたようですが、単式簿記では歳入と借金の区別がないなど、コストの対する意識が希薄になりざるを得ません。複式簿記では減価償却や負債情報が明示され、事業の費用対効果をより正確に把握することが可能となり、また職員の皆さんの意識改革にもつながります。単式簿記は借金の存在が把握しにくいことであり、歳入と歳出の内訳には借金による収入、借金返済のための支出が当たり前のように盛り込んでありますが、収支が均衡しておればそれでよいとなっております。これですと借金残高もいつの間にか膨らんでしまいます。複式簿記では資金調達表、貸借対照表、バランスシート、損益計算書などの財務諸表により、どこから運転資金を調達したのか、借金の残高は幾らなのか一目でわかるわけです。そうすることで透明性の高い財務の健全化を絶えず図っていけることになります。また、現行の公会計制度では発生主義、複式簿記に基づいた経常的な支出と資本的支出の区分計上がなされていない。このため、予算の執行状況はわかるものの、費用認識すべき行政コスト、間接費用を事業ごとに配分したフルコスト、将来の維持管理費用などを加味したライフサイクルコストなどが明らかにならないことであります。

次に、3点目は八向楯前の水辺プラザ遊歩道に公衆トイレを設置の件であります。現在、史跡芭蕉乗船の地は観光プロジェクト企画の観光

コースの中に芭蕉コースがありまして、一度に10人前後の観光客が訪れてまいります。山形県の母なる川最上川流域にある俳聖芭蕉乗船の地と対岸の八向楯との対比は新庄市が誇る極めて大切な文化遺産と言えるもので、今後ますます風流、自然を愛する方々の訪れが期待されるものであります。観光客が「新庄は本当にいいところだった」「また来てみよう」「新庄に来てよかった」と思われるような観光拠点として売り出して、誘客を目指すためには公衆トイレ設置がぜひ必要であります。この遊歩道は国土交通省が2億円で整備され、河川環境づくりに積極的に取り組んでいただきました。公衆トイレは市の方で設置してほしいとのことであります。

次に、4点目は中学校給食についてであります。中学校給食については94%の保護者が実施を望んでおられます。また、山尾市長の公約の一つでもあるわけです。自校方式ですと設備に要する事業費が3億7,700万円、親子方式も人件費など資金がかかることになりますと、今財政再建中でありましますので、自校方式、親子方式も財政的にかなり難しいのではないかと思います。それで、このたびの給食実施についてはデリバリー方式を採用すべきではないかと私は個人的に考えますが、いかがですか、お伺いしたいと思います。

次に、5点目は中心商店街に駐停車の件であります。中心商店街の活性化を図るためには、従来のように個店や単一の商店街の強化はもちろんであります。広く地域全体として魅力ある商業集積づくりを行っていく必要があること、また商店街は周辺の住民を主な顧客とすることから、自治体、商業者、企業、住民など地域が一体となつての取り組みが重要だと思います。また、中心商店街活性化対策の一つとして、中心商店街の片側道路について、最低でも土日・祭日を駐停車可能にすることも効果があると思います。よろしくお願いいたします。

壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 山口議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、事務事業の見直し等についてでございますが、平成15年度に部分実施いたしました事務事業評価を平成16年度に全事務事業に実施し、その後、毎年評価の見直しを図りながら実施してまいりました。行政評価を取り入れてから5年が経過し、現在は大半職員にも浸透しております。事務事業の評価は、事業の進捗状況や効果及び効率性などを判断する材料であり、次年度の予算に反映させるための手段でもあります。平成19年度には事務事業380事業の評価をいたしました。また、平成19年度までは事務事業評価による施策の中での優先度づけを行う施策評価についても実施していましたが、平成20年度からはさらに施策評価の事後評価も実施し、事務事業の事後評価されたものをさらに上位の施策レベルにおいて振興計画における事務事業の位置づけを明確にし、事務事業全体を俯瞰し、総合的に判断することといたしました。これにより行政評価がますます充実され、計画的な行財政運営や政策の目的達成のための重要な物差しとして行政評価を有意義に利用することができております。また、今後、庁内の評価だけでなく、外から見た市役所の行政はどうかという外部評価も研究し、視野に入れながら、ますます行政評価を充実させ、開かれた行政になるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、複式簿記制度の導入についてであります。山口議員が先ほど申しておられましたが、何度かこのことについて質問されたのを私も記憶しております。厳しい財政状況の中で、財政

の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化、適正化を図るため、発生主義に基づく企業会計手法を活用した財務書類の整備が求められております。本市におきましては、13年度決算からバランスシートを作成し、16年度決算分からは行政コスト計算書を作成しながら広く公表してまいりました。国の方針といたしましては、18年8月に地方公共団体における行政改革の推進のための指針を示し、公会計制度改革及び資産・債務改革の一環として発生主義の活用及び複式簿記の導入を求めています。また、人口3万人以上の都市は3年後、つまり平成21年度まで貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を行うよう定めています。ただし、財務会計は現地方自治法では単式簿記方式と定められておりますので、あくまでも現在の予算・決算を補完する資料という位置づけになります。また、3年後の現金発生方式の整備については、準備が整ったら移行するようにとの指導でもあります。本市は実質公債費比率が全国でも高い状況にあり、市民に財政状況をわかりやすく説明するためにも、国の方針に基づき21年度に財務諸表を作成すべく準備を進めているところであります。昨年11月の全員協議会でもその旨を御説明させていただいております。地方自治体にとりましてはこの制度はこれまでなじみの薄い制度でありますので、推進方法につきましては地方公会計制度実務研究会などで現在も検討が行われている状況です。財務諸表の作成方法などに関する説明会が開催されておりますが、現在作成しておりますバランスシートや行政コスト計算書と比較しますと、相当詳細な内容となっております。まず最初に行わなければならないのは資産の把握でありまして、登記簿の確認作業を開始しております。数万件に及ぶ資産の確認を現在進めさせていただいております。

次に、遊歩道へのトイレ設置ということで、御質問の遊歩道は本合海水辺プラザとして国土交通省が本合海地区の最上河川敷に平成17年度から18年度にかけて整備した施設であります。この整備事業に先立ち、平成16年度に市から国に提出した本合海水辺プラザに関する構想ではトイレやベンチなどの施設整備は市において行うこととしております。しかしながら、河川敷内にトイレを設置するには、可搬式または移動式にするか、あるいは固定式の場合は洪水発生時に流水に浸らないことが原則となり、汚物が流出しないなどの要件もあって本格設置には至っておりませんが、今年度、地元の方々の要望に基づき、4月から11月までの期間、八向楯の対岸に可搬式トイレを設置し、訪れた方々に利用していただいております。また、これまでこいこい灯籠まつりの期間を含む8月には、芭蕉乗船の地にも可搬式トイレを設置しております。本合海水辺プラザは八向楯の見学者や遊歩道の利用者はもちろん、地区や学校行事にも利用されている河川敷ですので、観光誘客と公園利用の二つの観点から設置基準の範囲内での効果的な利便施設の設置について地元の方々と協議を重ねてまいりたいと思います。

次に、中学校給食についてですが、中学校を含めた学校給食については親子方式で平成21年10月からの実施を目指しておりますので、現在その方針で準備作業を進めております。当然のことですが、中学校を含めた学校給食を実施するに当たりましては調理食数が現在の約1.5倍にふえることから、調理場の改修や厨房機器などを更新、拡充する必要があります。このため、現在は可能な限り既存の施設、設備を活用することを前提に、中学校を含めた給食数の調理を可能とするために必要な改修や、新たに必要となる厨房機器などの確認と経費の積算、さらには調理校以外で必要となる給食の搬入通路や中学における給食や食器類の保管場所の整

備など、いわゆる親子方式の導入に伴う初期投資額の積算作業を行っているところであります。このほかにも調理業務や配送業務のあり方、各中学校における給食時間の調整や給食受け入れ態勢などの整備、さらには地場製品の活用に配慮した新たな食材仕入れシステムの構築など、解決しなければならない課題も数多くの残されておりますが、来年10月からの実施を目指し粛々と準備作業を進めておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

さらなる質問については教育委員会の方からの答弁とさせていただきます。

最後に、中心商店街の片側道路駐停車についてという御質問でございますが、中心商店街活性化対策の一つの方法として市道北本町南本町線の片側に駐停車できないかとの御質問でございますが、御承知のようにこの区間は駐車禁止となっておりますので、駐車することはできません。また、土日・祭日だけの駐停車の許認可はなく、道路の現状として交差点と交差点が近いこと、また横断歩道やバス停留所があり、駐車禁止を解除した場合に生じる交通安全の確保など、さまざまな課題があります。そこで、このたびの質問について警察署と協議しましたところ、商店街から駐停車についての要望、申請はできること、路側帯駐車はどちらか一方の片側への駐車方法であり、駐車位置、台数について法律上の問題をクリアすることが必要となっております。いずれにしても、商店街がどのような計画を持っているのか、今後商店街と調整してまいりたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御答弁ありがとうございます。まず1点目の事務事業の見直しについてでございますが、今までの成果といいますか、あと何年ぐらい見直しを続けられるのか、今ま

での成果の金額も含めてお伺いしたいと思います。また、3年間休止とかというのもありましたけれども、3年間休止したものもありますので、それは復活なるのかどうか、まずお伺いいたします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 行政事務の評価によりまして、事務事業の見直し、財政再建計画の中にも示していますように、事務事業の見直しによりまして一定程度の経費の削減がなされたと。それから、コスト感覚とか効率化について職員みずから、あるいは振興審議会の皆様方からの御意見もいただきながら外部的な視点によりまして御指摘あるいは御指導をいただきながら、その効果あるいは改善の指針にさせていただきながら進めていると。全体的な圧縮の金額もそうですけれども、それを運営する職員、執行する職員の感覚といいますか、コストあるいは効率化に関するいろんな視点あるいは連携によって意識改革が相当進んでいるという目に見えない大きな成果もございます。行政評価につきましてはまだ始まって5年ぐらいですけれども、これから本格的な、今までは一つの制度として全国的には確立されたというような完成形はないわけでありまして。どこの市でも手探りあるいは発展途上の中で進められておりますので、より完成度の高いシステムにしていきたいということで、これからもずっと続けてまいりたいと。国の指導もそういうことで導入あるいは継続を指導しているということでございます。

それから、3年間休止という話もありました。これは市の単独予算とか、そういった事業のことを指していると思います。財政再建期間中の一時的な休止という意味合いで御理解いただいていたわけですが、もう一、二年程度、何とか市民の理解を得ながら、財政が好転する中で、できるものについて復元してまいりたい

なということで、3年が今4年、もしかしたらもう一、二年ぐらい延びる可能性はありますけれども、皆さん方、財政状況と相談しながら今後進めてまいりたいと考えております。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） わかりました。できれば金額的にどのぐらいの成果があったのかお伺いしたかったと思いますけれども、概略でいいですから、もし金額的に発表できればお願いします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 16年度からの財政再建によりまして、これまで18年度までの3カ年間の実績が出ています。それによりまして、全体では42億円ほどの効果があったという数値が示されておりますので、全体的に言えばその数字かなということで、ただ、事務事業の積み上げとしてはっきりどのぐらいの数字があったかということにつきましては、いろんな絡みもございますので、ここではその数字に特化したものについては明言ができない状況になります。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 複式簿記導入の時期はちょっとはっきりしなかったんですけども、二、三年後には国と地方を合わせて長期債務が1,000兆円という天文学的な額に膨れ上がろうとしている状況の中で、本来ならば国が率先して複式簿記、発生主義会計を導入して、正確な財務状況を把握し、経営の視点を確立することが求められる現在でありますけれども、なるべく早く複式簿記導入をしていただきたいなと思っております。

次に、3点目の公衆トイレなんですけれども、よいトイレを設置されて、あそこを通る皆様方からトイレタイムとして御利用されるようにな

れば幸いだなと思っております。この公衆トイレは今のところはっきりしてないんですね、設置する時期は。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 先ほど市長が御答弁申し上げましたように、現在、可搬式の仮設トイレが1基設置されております。この河川敷にトイレ等を設置する場合、許可の考え方といたしまして、平成19年に国土交通省河川局の治水課より通達がございました。河川敷地は洪水時に安全に水を流下させる役目を持っている、したがって、基本的にはこれを阻害するものは設置できないということになっておりますが、裏を返せば洪水が来る前にそれらを撤去なり運んで持っていけば許可の条件にもなり得るということでございます。将来、本格設置するようなときにですが、現在設置されております仮設トイレの利用動向なども把握しながら考えて対処してまいりたいと思います。时期的にはまだわかりません。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 今のトイレの件なんですけれども、これは本合海の人だけでなく、俳句の全国大会もありまして、来ていただく人がたくさんおりますので、できるだけ早く実施をしていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

それから、4点目の学校給食ですけれども、実際、自校方式、親子方式というのは、事業費としてどのぐらいの金額の負担になるのかお伺いしたいと思います。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 自校方式にしますと5中学校に全部そろえることになりまして、3億7,700万円という総事業費を検討会の方では考えてお

りました。親子方式は、市長が答弁したような形で、初期投資に幾らかかるかということについて現在積算作業を行っている状況です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 自校方式の3億7,700万円というのは設備だけだと思うんですね。それにプラス人件費とか何かいろいろ年間のメンテナンス費用とか、いろいろかかると思うんですね。でも、だから3億7,700万円ではいかないうちだと思うんですね。その辺はいかがですか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 ただいま申し上げました数字は初期投資の設備事業費です。今後それをやるとすれば調理業務費等がかかってきます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） あと親子方式につきましても、人件費が十五、六人必要だとか、何かその他いろいろプラスアルファ費用がかかりますよね。大体概算でわからないんですか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 親子方式の初期投資については今できるだけ、先ほど市長も言いましたけれども、できるだけ既存の厨房機器等を活用する形で、できるだけ整備しようというふうな考えで積算作業を行っている。ランニングコストになるわけですが、現在は小学校で市職員の調理師が19名、日々雇用が12名で31名、ことはやっております。それに10ないし15名ぐらいかかるのではないかなというふうな検討結果なんですけれども、できるだけそこら辺も圧縮した形で、できるだけ効率的に運用できないかなというふうなことを初期投資が大体決まりましたら次の段階でもランニングコストを計算していきたいと考えております。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） わかりました。

最後に、商店街に駐停車の件ですけれども、とにかく買い物するにも駐車違反を心配しながらでは落ちついて買い物ができない。前に私が警察の交通課長のところに伺ったんですが、そのときは、道路は車を流すためにあるので、現状では片側駐車しても十分車は流れるということだったんですね。ですから、あのときに1日の車の通行量をまとめて交通課長に提出して、市長が二、三回警察に足を運べば決まるんじゃないかなということだったんですけれども、前の市長も体調が悪かったもんですから、それきりになっちゃったんです。前の課長のお話では、要するに通行量を見て、それで許可はできるという話だったんですね。その辺はどうでしょうか。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

中川正和議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 このたびの御質問を受けて、私どもも交通課の方に確認させていただきました。山口議員からはそういう話で、前の市長の話だったんですが、何回か足を運べばということではなくて、やはり条件整備をすれば不可能ではないと、申請は受けますが、許可できますとは回答がなかったわけです。その条件としては、交通、車の流れがやはり一番大事で、横断する人の安全等々の確認、その辺が最優先であると。それに付け加えて、中心商店街はいろいろあるんですが、どこの商店街さんで駐車帯を必要とするのかの確認とか、仮に片側駐車可になった場合、反対側の商店街の方がクレームつけないのかとか、その辺を必要とする商店街さんで条件整備を確認していただいた上で安全確保を最優先にして申請は受けられますと、ただ、許可するかどうかはその後の条件とか整備次第によって変わりますよという確認はさせ

ていただいております。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

中川正和議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 私が一般質問した5点は一応全部お伺いしました。

それから、追加というか、トイレの件なんですけれども、河川敷でないところでもできますか、河川敷でないところならできるんですか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 河川敷外というお尋ねでございますが、土地の所有者との交渉とか、いろんな問題があるかと思います。それがすべてクリアされた時点で、できるできないという判断がされると思います。

中川正和議長 ただいまから10分間休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時45分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

金 利寛議員の質問

中川正和議長 次に、金 利寛君。

（13番金 利寛議員登壇）（拍手）

13番（金 利寛議員） 6月定例議会一般質問2日目の4番目に質問をさせていただきます。

6月のさわやかな風と新緑のさわやかさとは裏腹に、ガソリン高騰とそのほかの食料品を初め生活必需品が軒並み値上がりをして大変暮らしにくい状況下にあります。また、一昨日でしたか、秋葉原の通り魔事件のように悲惨で凄惨な事件が続出し、大変なきょうこのごろであります。その中でも新庄市民はけなげに頑張っているのではないかと思います。願わくは

新庄市長はこの大変な状況を十分に考えられた行政執行をしていただけることを期待しつつ、6月の一般質問をたいまつ'07の一員として通告にのっとり質問をさせていただきます。

まず初めに、第1点目ですが、定住促進の政策を早く実現ということであります。市長は、新庄を変えるという熱い思いを決意表明されて市長になりました。この思いは今もいささかも変わっていないものと思います。この定住促進政策については、ことしの3月議会でも質問をさせていただき、そのときには新進気鋭のなりたての市長は3点にわたって答弁をされ、こう言われました。1点目は雇用の場の確保の重要性、2点目はやはり住宅の供給、子育て支援も欠かせないものであります。公共事業の住宅造成の推進あるいは夜間休日診療所の充実、そしてわらすこ広場の再開や学童保育所の充実など、住みやすい新庄、そして住みたくなる新庄を目指しながら、そうした人口減少に歯どめをかけていかなければならないと思っておりますという2点目でした。この2点目は文章をそのまま転記させていただきました。3点目は、空洞化している中心地に人を呼び戻すことも大事なことであります。この3点にわたっての定住促進に対する答弁でありました。どれをとってももつとも至極でありまして、これと新庄市の財政状況とは密接不可分の関係でありまして、「しかし財政状況が大変なので今はできません」では済まされない状況なのであります。3月の一般質問のときにはまだ新庄市の人口はたしか4万16人でした。もうすぐ3万人台の小都市になってしまいますよと、どうするんでしょうかと私が質問したのであります。その質問した後、10日もたたないうちに3万人台に転落してしまったのであります。4月になっても、きのうの質問でのやりとりでも人口は3万9,852人、もう既に4万人台から148人も減少しているのであります。ここ3カ月間で150人

以上もの減少をしたことになります。これは新庄市にとって大きな問題ではないでしょうか。

先日、4万人を割ったことに対しての山形新聞のインタビューで、市長は「30年近くで新庄市は微減して3万人台になったのでありますから、まだまだ歴史と伝統のある魅力ある新庄市である」とのコメントが載ってございましたけれども、山尾市長のときに3万人台になったという事実は事実であるわけでありますから、改めて「4万人台を回復するように頑張ります」ぐらいは決意として言っていた方がよかったのではないかと考えているのは私一人だけではないというふうに思っております。市長はまだまだ魅力ある新庄市であることを強調したかったのでありましょけれども、反面、開き直りでしかないにとられてもしようがないコメントではなかったかと思えてなりません。なぜなら、昨日の一般質問の中でも、人口増になっているのは山形県では3市、たしか天童市と東根市と寒河江市だけでありまして、全国的には減少しております。

国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと2050年には新庄市は2万4,400人と推計されているのでありますから、どうしても市長は思われている発言ではなかったのかと思えて仕方がありません。この点、本音はどうなのでありましょ。もしそうであるとすれば、これはゆゆしき問題であると思いますが、どう考えておられるのかをまずお伺いしたいと思えます。安心して暮らせるまち、そしてにぎわいある活力あるまちにしても、もしこの研究所のとおり2万4,400人では活力など出るはずもないと思われましょ。何が何でも人口増の政策を政策課題の中心に据えて頑張っていたきたいと思うところではあります、市長の考えはいかがでありましょ。

また、市の定住政策そして住宅政策の中で大きな人口増減にウエートを占めているはずの雇

用促進住宅の東山宿舎、4棟あるわけでありましょ、独立行政法人整理合理化計画においてこの雇用促進住宅4棟を譲渡・廃止の意向と聞いております。これもまた新庄にとっては大きな問題でないのかと思っております、市はどう対応されようとしているのでありましょ、現状を含めてお知らせください。

次に、第2点目の市町村合併についてお伺いします。昨日、平向議員も心配して質問されておりましたので、その議論を踏まえて質問をさせていただきます。

まず、最上地域将来像検討会を立ち上げて、本年1月21日から5回にわたって会合を持たれたとのこと、それぞれの首長の2人が2期目で、そのほかの6人は1期目であること、そしてそれぞれの首長の思惑があり、なかなかまとまりにくいということ、そして合併特例債があるうちに、平成22年3月まででしよけれども、それまでにまとまらなければとの思いなので、期限が限られていることなどを昨日はお伺いしました。さらに突っ込んでお伺いしますが、この5回の検討会で浮き上がってきた問題点、またこの5回の検討会で進展した事象などがありましたらばお知らせいただきたいと思えます。

また、この合併問題を好むと好まざるにかかわらず推し進めていかなければならない中心都市である新庄市であるわけでありましょから、市長のリーダーシップが問われるところでありましょ。肝心の市長はどうかベストだと思っておられるのか。それぞれ違った方向性のベクトルがある、その一定の方向にそれをまとめていくのに、中心者の一念そして信念が最も重要な気がしましょ、いかがでありましょ。

地域総合力を高めていくための財政、産業、福祉、教育などの四つのテーマなどでも検討会で議論されているようでありましょ、その課題の検証、そしてそれぞれの共通のテーマの実践も含めてどう進展しているのか、市長の考えを

中心にお知らせいただきたいと思います。まず新庄市の中心のリーダーである、その合併の中心的存在である市長の考えは、本音はどうかということをお伺いしたいと思います。さらに、今後最上はどうかとの観点から、この検討会というのは重要であるというふうに思いますので、市長の考えを自分自身の考えとしてお伺いしたいと思います。

以上で壇上よりの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、金議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

先月31日に多くの子供たち、保護者の方々が参加した中、わらすこ広場が再開されました。これから大いに利用してもらいたいと思います。未来に向けて明るい一歩を踏み出したと思っております。

少子高齢化社会が進行し、人口減少傾向がとまらない中であって、お年寄りの方への福祉政策とともに少子化対策は柱となる施策の一つであります。子供に優しく、安心して住めるまちの実現は、未来の豊かな新庄市の実現であります。いろいろな施策の中で、第3子誕生祝い金も一つの手法であり、過去の実績、検討を踏まえ、施策体系の中での重点化などを考慮し、さらに検討してまいりたいと思っております。また、定住促進の実現は、一施策一施策を実施すればできるというものではないと考えます。さまざまな施策の集大成として可能なものであり、基本目標としてにぎわいと交流のまちづくり、安心して暮らせる安全で快適な生活環境づくり、飛躍に向けた魅力ある地域産業づくり、新しい文化を創造する人づくり、環境に優しい地域づくりをさらに推進してまいりたいと思っております。これからも安心して暮らせるまち、にぎ

やかなまちを目指し、暮らしをよくする施策を市民とともに進めてまいります、特に喫緊の課題として雇用の場の確保を柱に据え、住みよい住宅政策、子育てしやすい環境の整備などに力点を置きたいと考えております。

次に、定住促進政策の一環の質問だと思いますが、雇用促進住宅、新庄東山宿舎についての御質問ですが、平成13年12月19日、特殊法人等整理合理化計画が閣議決定され、さらにこれを受けた平成19年12月24日の独立行政法人整理合理化計画の閣議決定の中で、雇用促進住宅新庄東山宿舎が整理合理化されることになりました。内容につきましては、平成20年度末までに譲渡希望の回答がない場合や今後検討するなどの事実上回答を留保する場合など、または民間においても売却が不調の場合には、閣議決定に基づき住宅を廃止するとの通達になっております。現在、市営住宅のあり方についてストック計画を策定中でありますので、住宅政策としての有効活用も含め内部で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

市町村合併についてですが、昨日、平向議員の御質問にもこのテーマでお答えしましたが、1月29日に最上地域将来像検討会が設立されました。各首長の方々は、合併するしないはとにかく、地域の将来像についての協議は必要であるとの共通認識に立ち、最上地域の現状と諸課題、合併のメリット・デメリット、地域総合力を高める方策、将来ビジョンの4項目について研究、検討を重ねる中で、普通交付税の特例措置がある合併新法の期限を視野に入れた検討の必要性を感じておられる方もいらっしゃるのではないかと受けとめております。

現在の少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況が続くなどの市町村を取り巻く状況に対応し、最上地域が将来にわたって安心して暮らせる生活環境を維持していくためには、最上地域

が同じ生活圏として共存共栄していく以外にないと考えております。私は、お互いに抱える問題点を共有し、解決策を探りながら将来像を話し合っていけば、「最上は一つ」という方向を確認し、動き出すものと認識しております。市町村合併は地域のあり方にかかわる根本的な課題であり、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであるため、最終的には合併の是非は市民の皆さんが判断するものであります。市としても議員各位の御意見、市民の皆様方の声をよく聞きながら慎重に取り組んでいきたいと考えております。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 答弁をいただいた中で答弁漏れがありますが、新庄市が4万人台を切ったということに対する市長の見解が述べられていません。どうでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 大変失礼いたしました。新聞の感想と同じでございまして、30年たって3,000人ちょっと、新庄の魅力というのはすばらしいなというふうに思っております。1年間で生まれる方が300人ちょっと、亡くなる方が700人近くいるという、300から400人の差が出てきている中で、まだその中でも110人ぐらの差だったということで、新庄の持っている能力、機能、北部の中心地としての役割は今後ともやっていかなければならないというふうな使命を持っております。そうした意味で、4万人は切りましたけれども、まだまだ新庄は成長していかなければならないと、そういう思いでおります。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 4万人台は切りましたけれどもという、人口の減少の問題は何回も、

前市長ともいろいろやりとりあったんですが、研究所のデータによりますと2050年には2万4,400人になるだろうと。そうすると1人当たりの人口増に大体交付税がどれぐらいかという検討を今まででも一般質問させていただきながらしたのですが、50万何がし、住宅があれば固定資産税も含めてということで、とにかく人口が減少すれば活力もくそもあったもんじゃないという状況下になり得る状況なのです。新庄は今までの中心の歴史とか何かあるよと、大都市だと言われた中で、3万人台の都市となること自体が、議会に身を置く一人として何とかして4万人台を回復できないものかという願い、思い、実践というのはだれもが持ち合わせている思いじゃないかなと思いますが、今の市長の答弁ですと、確かに一面は歴史と伝統があって、30年間で3,000人ぐらしか減ってないのだから、まだまだ魅力はあるよとは言いつつも、この3月から6月までの間に150人も減って、1人の交付税で何ぼとかなったならば、かなり莫大な新庄の活力、活性に対するマイナス面なわけがあります。その面で再度、市長は先ほども言いましたように人口増に対するいろんな要素があるよと。さっきも2点目のことを市長がこの前の3月に答弁されたとおりに話をさせていただきました。要するに人口減少の歯どめをかけるためには、すべて先ほども言われたようだけれども、一面的ではだめだと、やはり住宅の供給、そして子育て支援も欠かせない、公社の事業の住宅造成の推進、夜間休日診療所の充実、そしてわらすこ広場の再開や学童保育所の充実など、住みたくなる新庄というのは何のためにするのですか。それはやはり人口4万人ぐらいついていただくためにやるのではないのでしょうか。4万人台を切ったということに対する新庄市長の本音はどうなんでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 国立人口問題研究所の30年、40年先、確かに地域のみならず、国全体が抱える少子高齢化の今後のトレンドの数値としては大変厳しい数値になっています。最上郡のとある村はもう1,000人台にそのころはなっているだろうと、一つの村としての存亡を左右する非常に深刻な数字として出されております。これはあくまでもトレンドでありまして、何も対策を講じない、このままでいくとというような数字でありまして、国でも全体的な国力あるいは国際的ないろんな関係からすると日本国の存亡にかかわる大変な問題だととらえておりまして、そこからやはり少子化対策あるいは子育てに厚い、教育に厚い対策をとというような発想がそこから生まれてきております。国力を左右するようなゆゆしき問題でありますので、そういう国の大前提があると。

地域に限って言いますと、きのうも申し上げましたけれども、第4次振興計画の中でもやはり先を見通して、この人口減少に対してどう対処していくのかということが一番大きな問題として浮かび上がってくるかなと思っています。そういう意味では、市長が申し上げたように、総合的な施策、特化して申し上げると、3月でも述べました子育てあるいは雇用、そういったものに特化しながら地域力を高めながら、地域としてのあり方を今後とも行政として力を入れてやっていきたいということで述べさせていただきましたので、次期まちづくり計画の中でそこら辺を特化しながら議論をして、一つでも二つでも具体的な施策として議員の皆様方からの意見をちょうだいしながら生かしていきたいということで御理解をいただきたいと思います。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 今の政策経営課長のお話、もっとも至極なのでありますが、新庄市が

ここ3カ月間で150名もの人口減になったという、この事実は事実なのです。山尾市長の段階に3万人台になったということも事実は事実なのです。これに対する憂いと、何とか4万人にしたいなという意気込みが今のお話の中には感じられないのです、全国的に減っていくのだからいたし方ないことじゃないのかなと。それじゃ角度を変えてお伺いしますけれども、東根市、かなりの勢いで4万5,000人台に今なりつつあります。なぜああいうふうに人口増になる要素、考えられると思いますか、私なりには意見を持っているのですけれども。寒河江、なぜ人口がああいうふうに、天童は山形のベッドタウンだとか、温泉街のいろんな云々で区画整理事業を上手にやった云々というやつは大体わかるでしょうけれども、そのほかの2地域は何か光るものがあって、上手に物事の施策の展開をしているからこそ人口がふえているんだと思いますけれども、何が要因だと思われますか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

中川正和議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 県内でふえている地域が3地域、そのほかの地域、特に13市の中でも四つ、五つぐらいはかなり減ってきていると、ここ30年くらいで。新庄はそのはざまにあって微減ながら、市長も申し上げましたように、健闘してきたのかなというふうな、人口減ではそういった感じは受けますし、県でもそういった感想があることは確かです。ですけれども、ここ3年ぐらい急激に減ってきたと。去年の同時期に比べますと300人ほど減っている。ここ3月、4月、5月と減ったというのは、やはり転入・転出の差があると。この時期はどうしても毎年減る時期で、3月にどんと減る、4月に若干転入があつて揺り戻しがあり、5月に大体トレンドとしてそういった傾向に落ちつくという傾向がございますが、去年から300人以上減っているということは一つの大変な問題かなと深

刻に受けとめていかなければということを感じています。それから、東根、寒河江の人口増につきましては、総合的な政策もあるでしょうけれども、やはり雇用の場に力を入れて、あるいは子育てに力を入れ、産業振興に力を入れ、安定して働く場と住む場、そして安心してそこに住み続けられる、いろんな条件を総合的にやっているということの地道な成果があらわれてきている、もちろん山形という大都市の周辺にあって、そこから通勤している方、近郊的な都市という性格もあるでしょうけれども、まちづくりに力を入れてきた成果の一つとして上がってきているのかなという感じも受けます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 政策経営課長が言われる、その点もそうだと思いますが、条件が悪いからといって人口が減ってないところだってあるわけですよ。要するに一人称で何としても4万人にとどめたい。何とか魅力ある、雇用の場だ、総合力だ、こうは言うけれども、ほかのところは周辺に工業団地がある、山形がある、産業が振興している、例えばの話ですが、参考になるかどうかわかりませんが、東根の土田市長、文化的なんて、文化会館ありませんでした。今回ようやくタントクルセンターができました。文化的な部分は文化会館一つないんですよ。それでも住宅政策には徹底して政策を展開しました、若木団地から。新庄から行っているのはほとんどあそこらに行っているんじゃないでしょうか。その施策はまず人口増でないと物事は始まらないというスタンスを市長みずからが言っているのであります。私も話し合う機会が、相手は市長ですから、まず傲慢だと思いつつも、そこまでやる市長なのであります。寒河江の市長、徹底して新庄と同じように、花博やりましたけれども、今も持続展開しております。それで何を誘客するのか。サクランボの

地場産品に人方にいっぱい来てもらって、食べてもらって、飲んでもらって、買ってもらって、その地域の土壌力をつけたい、地域総合力ですよ、図っています。まだ持続していますよ。それも全部展開するのはそれぞれ首長ですよ。やり方によってはそういうふうになるんだということ。今の話をお伺いしていると、だれもが自然減だから仕方ないな、少子化だし、死ぬ人が700人もいて、転出する人が700人いて、生まれるのが300人しかいないんだもん、自然減なるよなというのは当たり前の話で、それをどうやって食いとめ、住みいい、こうだということをするのかというのは一人称で話が語られてないじゃないですかと私は申し上げたいのですが、そこいらのところを学ぶべき点あると思うのですけれども、いかがでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 3市、先行のまち、東根、寒河江、天童のお話をさせていただいた、今の成果というものは今すぐ出たわけではないわけで、積み上げがあったというふうになるわけです。それを言い続けますと、じゃ新庄市はこれまでどうだったんだかというふうに行き着いてしまうと思うんです。そうではなくて、今、人口は若干減ったけれども、今後の展開、これまで東根や寒河江や、そういうところがやっている施策に学びながら、追随しながらも、やはり活力あるまちをつくっていききたいという第一歩だというふうに私は思っております。

初めに言いました雇用の場の確保についてですが、人材がいないと企業の皆さんから言われます。人材教育、我々は何をしてきたのだろうか、大変大きな問題です。今回、そんな話をしている間に、ヤマトテックさんから300万円の御寄附のお話がありました。ぜひ物づくり、将来の子供たちが地場産業について働けるように人材育成を図りたいというふうに申し上げたと

ころ、200万円追加で500万円。東根市で先駆的にやっていたのが、名前を出していいかわかりませんが、アイジー工業さんが物づくりの支援をしてきた。米沢では各ライオンズクラブあるいはロータリークラブがそういう物づくりの支援のために何十年とかけてやってきた。新庄市は皆さんやってきたんです。でも、総花的にやってはまずいんじゃないか、特化していくしかないということで、子育て支援、そしてまた雇用の場の確保のための人材育成を図ろうと、これを皆様方に御協力をお願いしているわけです。これまでのほかの地域がいいからということではなく、新庄の持っている魅力を最大限に出して、これだけ素晴らしい自然環境に恵まれ、またエコ産業なども育つ新庄市の魅力はますます広がると私は思っています。そのことを地域の皆さん、そして学校、保護者、現場に新庄のよさをもっともっと近づけていかなければならない、言い続けていかないと、また元に戻って、新庄には何もない、会社もないという話になってしまいます。しかし、広報等で企業紹介などさせていただいておりますけれども、世界に冠たる企業が市内に多くあるということです。本当の人材を求めています。これは市全体、役所だけではなく、議員の皆さんと一緒に人材育成を図って、雇用の確保の場を広げていく、そして地元から採用した人がまたその会社を担っていくような人材を今我々がつくっていかなければならないと。そうした意味で、子育てを中心にしながらか、充実を図りながら、それで訪れる人たちにこのまちのよさを、そしてまた地域の人たちがこのよさに気づき、まちの発展につなげたいと。一つ一つの政策はさまざまございますけれども、それは予算書の中で表現することで、この中では大枠のお話をさせていただきましたが、これまでやってきた新庄市の田園都市、決して間違っていたわけではない。やはりこの基盤力をどれだけ経済力につなげる

か、私はそういうふうに思っています。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 市長が熱意の一端を述べられたので安心したところは安心したのですが、一人称で4万人台にしますよといろんな施策を展開しながらの決意表明をいただきましたのであります。一度たりとも4万人台の話には、回復するという話にはなりませんので、ぜひ総合力の中で4万人台を回復してもらいたいという切なる思いであります。

これに関連しまして、今度新副市長になられました副市長にお伺いしますが、雇用促進住宅、住宅供給公社にも関連するでしょう、公社の理事長ですから、4棟で何百世帯という状態が、例えばの話でこれが売却状態になったとすれば、そこから人口流出することも考えられます、今の値段以下云々、今後これもゆゆしき問題であろうと、人口減に対する歯どめの対策として。新副市長のお考えは、新庄市の女房役としてどういうふうにコントロールされようとして、どういうふうにしたいのかなという考えをお伺いしたいと思います。

國分政嗣副市長 議長、國分政嗣君。

中川正和議長 副市長國分政嗣君。

國分政嗣副市長 人口増、定住人口の増につきましては、やはり雇用が一番だと思います。先ほど市長が経済力と。経済という言葉がこの議場で聞いたのは久しぶりだなと思いますけれども、我々新庄最上地域が随分前から所得格差を言われて久しいわけでございますが、それを何とか回復、県内でも平均に近づこうということで、工業、農業、いろいろ施策を打ってまいりました。工業団地あるいは農業生産基盤、その上に立ってこれからもっと技術あるいは活用、それから地元の得意の技術、産物、産業を確立して、自前の技術、自前の産業で何とか経済力を上げていこうと。これがまず定住の第一要件だろう

と思っております。次がそれを受け入れる住宅、集合住宅あるいは個別の住宅だろうと思います。土地開発公社の関連での御質問でございましたので、開発公社と雇用促進事業団の住宅の関連について、結びつけて検討は今はいたしておりません。そのような状況であります。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 副市長、ちょっとピン트가というか、産業の振興は確かにそうですね。今私が質問したのは、雇用促進住宅4棟あります、昭和58年と平成7年につくられた最近新しい2棟と古い2棟と。これに住んでいる方々というのはかなりの数が、もしこれが新庄市の新たな政策として松本団地等々老朽の市営住宅を例えば売却だとか撤退するだとか、その間にそっちの方の雇用云々というやつ、要するに市長がさっき言われたように、今の雇用促進住宅を現に入居していることを踏まえて早期廃止をしないと、よって新庄市はどうやってか買っていただくことができないのでしょうか。となった場合には、必ず公社を経由するはずだと思いますけどね、公社の方で市のためのいろんな云々というやつを考えて、それも定住に関して人口が減らないような施策の展開としていち早く手を打たなくちゃだめな状態ではないのかと私は思って質問させていただいたのであります。要するに、新庄市がそのところをはっきりしないと、またますます何百人減りますよ、あそこのところ。市でなくて民間開発業者だって、また上がったればまた別のところにするだとか、こうだとかという状態に。そのためにも、この4棟の東山の雇用促進住宅の譲渡を市に打診してきていると聞いているんですね。そうだという話、市長からの答弁あったわけですから、それを受けてどういうふうに新庄市が人口減少の歯止めも含めてやられるのかというのが理事長としてどうなのでしょうかと

お伺いしているのであります。もう一回どうぞ。

國分政嗣副市長 議長、國分政嗣君。

中川正和議長 副市長國分政嗣君。

國分政嗣副市長 釈迦に説法を申し上げるような答弁になりますけれども、新庄市では土地開発公社はございますが、住宅供給公社はないのであります。要するに、土地開発公社は宅地造成して優良宅地を供給して定住を図るという機能が当然あるわけでございますけれども、理屈になりますけれども、住宅を供給するという機能は土地開発公社にはないと理解しております。それとは別に、雇用促進事業団の4棟が今売却に付されようとしております。それについては市として十分検討をしてみたいです。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） こっちの方のテンションと副市長のテンションのずれが物すごくありまして、歯がゆい感じもするのであります。新庄市はこのままこれをほかのところ、民間の開発が動いた場合には新庄市から流出する可能性がないわけでもないでしょう。この点についてはどうなのですか。そのときには新庄市のトップ2として、副市長として何とかそれを例えばどういうふうにやりたいと、ビジョンをちゃんと出さなくちゃだめな状態、釈迦に説法なんという話がありましたけれども、それは公社はいろんな云々の用途をそういうふうにして市で安価な値段で云々ということで人口増の定住にも寄与するでしょう、それは。だけれども、今現実の問題を中心になって考えて、どうやって新庄市の人口減少の歯止めをするのかと考える責任者なわけでしょう。それが今みたいなテンションの下がったみたいな、何とかなったら、どうかなとか、こうだとか、ますます人口の減少に歯止めでなく、そのまま流れがどんどん流れていくのではないかと懸念しますけれども、もう一度そこいらのところの歯どめの関係から

女房役としてどうですか。ちょっとテンション上げてしゃべってもらわないと困るんですね。

國分政嗣副市長 議長、國分政嗣君。

中川正和議長 副市長國分政嗣君。

國分政嗣副市長 雇用促進事業団は、旧称かもしれませんが、その4棟の活用について、いろんな売却の条件、あるいはこちらで取得して使う場合の条件、取得の方法、最も有利な財源も含めた取得方法等を検討してまいります。

13番(金利寛議員) 議長、金利寛。

中川正和議長 金利寛君。

13番(金利寛議員) ぜひ早急に、今年中の年度末ですから、20年度末でそれは売却予定しているわけですから、ぜひ早く手を打っていただいて、新庄の人口減がますます増長ならないようによろしくお願いしたいと思います。

もう1点、最後の方の合併の問題であります。この件について市長はいろんな流れの中でいろんな部分で話をずっとされているようでありますが、市長の意図するものは、合併ですからそれぞれ思惑があって、いろんな部分であると思いますが、合併を前提として最上地域将来像検討会、理事会と幹事会が中にありますけれども、その中で地域総合力というのがありました。これがために、この質問するに当たっていろんなほかの首長にも聞いたみたところではありますが、例えば新庄に中核工業団地がありますが、まだまだあいております。そのところに企業誘致の運動論としても最上8市町村の町長、村長、市長が連携していった場合には、最上総合力として、一番肝心なことは、今何回も市長からも政策経営課長からも話が出ましたが、新庄市に雇用の場がないんだという話がありまして、この地域総合力の中でテーマとしては産業の部門に入るとは思います。ある首長は新庄市長にも最上将来のビジョンの取り組みで、8人で一致団結「最上は一つ」にならないように、要するに、例えばの話、合併を前提にしなくても、

地域総合力を上げるために、工業団地に企業誘致する場合に8市町村の首長と市長と集まって陳情に行ったらどうでしょうかという提案をしたのですけれども、市長としてはまだアクションを起こしていただけないようだなという感じの話がありましたんですが、今後、市長はマニフェストの中で「私は新庄市のトップセールスマンだ」というふうな話もずっと言って、マニフェストの中にのってきて当選されたわけですから、そういうふうな考えはありますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 確かに広域に行きますと「8人そろって陳情に行きましょう」と、「どこに」となるわけです。来られた方の会社はどう思うでしょうね。私はそれを言っております。総合力としてそれぞれが情報を持っているわけです。中核工業団地に紹介できる企業がどこそこ村の出身のどれそれがあるよということであれば、そういうふうな情報に基づいて2人か3人で行くことはあると思います。8人そろって来られた会社はどう思うでしょうか。私はそのことを言っているわけです。今回7月7日に2回目の企業誘致、市内で立地企業の懇談会を予定しております。そこには8市町村そろって案内、私以外の7町村に案内を出しております。また、小・中の校長会の代表、高校の進路担当あるいはコンピューター学校、そこまで案内をしております。そこで企業との連携促進を図っていくと。私たちが情報を持っているかということ、案外、人は知っているんですが、中身の情報がわからない。やはり情報は企業の皆さんが持っているわけです。こういう懇談会を通じて8市町村一緒になりながら、行動を起こすというのはこういうことが最初だと私は思っています。その中から、あの企業はいけるとなればそろって行きますし、それを懇談会を通して8市町村が企業との情報を集めながら行動するということが

が私は大事だと。むやみやたらに行っても何が何だか相手はわかりませんので、その辺は東京事務所の方でリサーチを進めてもらっておりますので、数撃てば鉄砲も当たるではなく、確率の高い形で新庄最上にリサーチするところを今後とも頑張っていきたいと思っております。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) 8市町村の首長が全部集まって行ったって何になるんだという考え方がちょっと。例えば一致団結して、それこそ例えばの話、釈迦に説法なのでしょうけれども、五つの商店街がありますが、一つの商店街だけ自分のところに何かよくしてくださいと言っても、ほかの商店街は賛同しているのですかとなった場合には、それはまたほかのところもちゃんといろいろ同意を求めてくださいとなるでしょうけれども、5商店街がすべて一丸となって集められた場合には物が成就する場合だってあるわけですよ。市長が今ずっと言っていること自体が、例えば情報の共有化、これだって結局は新庄市に工業を持ってきたっていいと言っているんです、ほかの首長方は。なぜかといったら4割ぐらいは新庄に来ているわけですから。だから、大きな工業が新庄に来るときに、新庄市長ばかりじゃなくて、ほかの町長も村長もみんなで例えばその部分の共通のデータ、情報公開をお互いにやった上での話でしょうけれども、それは前提は前提なのです。8人で集まって何するんだじゃなくて、8人集まったら力がもっと出るのではないかという考え方は、今、市長の話で言下にあれされましたけれども、それはちょっとおかしい話じゃないですか。そこらが市長と認識がずれるのですよ。要するに、自分は自分が持っている能力があるから、自分はお山の大將で、新庄市が中心になってやればいいのだ、ほかのところはこうだという状態だったら、地域総合力なんか出ないわけでは

しょう。その持っているよさを十分に団結しようとする気はないのでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 8市町村の力を出すということの認識の違いだというふうに言っておるわけですが、先ほど言った懇談会などで情報を共有していきたいと。また、現実的に8人そろうという時間のそろい方というのは大変難しいんです。月1回の会議を調整するのに職員がその調整しなかなかなかできないという状況の中で、今一つ一つ組み立てながらしておりますので、そういう意味で、合併も含めてそういうふうな機動力を合わせていかなくちゃいけないというふうに思っております。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) 団結は力だと思います。それぞれの町村長も含めて何とかしたいなという思いはみんな一つだと思いますので、そのリーダーシップは市長がとらなくちゃだめな状態だと思いますから、理事長ですから、ぜひ皆さんの寛大な意見も吸収するキャパを持って、ぜひ最上は一つという状態の方向で進めていただきたいなというふうに要望して終わります。

中川正和議長 ただいまから10分間休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時46分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

次に、小関 淳君。

(5番小関 淳議員登壇)(拍手)

5番(小関 淳議員) たいまつ'07の小関です。昨年春の選挙で選出されてから駆け出しの議員として試行錯誤を繰り返しながら活動が続けてまいりましたが、あっという間に1年が経過してしまったというのが正直なところです。

議員活動も残すところあと3年しかありません。その間、議員の一人として、先輩議員の方々、執行部の皆様とともに、未来を生きる子供たちのために少しでも住みよい新庄市を残せるように活動していきたいと思います。

初めに、私は質問の中でよく市民という言葉を使います。その市民とはこの新庄で暮らすすべての住民のことです。このまちをいい状態にして次の世代につなげたいと考える住民のことです。決して一部の支援者に限定したものではありません。そういう意味での市民ですので、執行部の皆様、どうかその辺を御理解いただきながら御答弁をお願いしたいと思います。

さて、質問に入らせていただく前に、最近目について職員の仕事を報告させていただきます。一つは、今年度の予算を市民にわかりやすく説明した「しんじょうのよさん」の作成です。現在ホームページ上に掲載されており、冊子にしたものについては各公共施設で閲覧できるようにしています。この作業には、市民と情報を共有し、市民とともにまちづくりをしているという行政側の姿勢が感じられました。やはり市民協働を積極的に進めようとするのならば情報の開示は不可欠であり、「しんじょうのよさん」作成は大変評価されるべき作業だと思います。

次に、市ホームページの改善です。その中の暮らしの情報コーナーには市民のために必要な多くの情報が盛り込まれています。今までは知りたい情報を探しにくいところがあったのですが、それは行政の弱点である縦割りが妨げになっていたようです。それが先日見てみると、とても利用しやすいページになっていました。窓口業務に関しては市民課や税務課の垣根をなくし、子育てについては健康課、福祉事務所、教育委員会の情報がまとめて掲載されていました。ささいなことのようにですが、従来の縦割り分類と比較して格段に情報が引き出しやすくなって

います。このように職員の方々の市民に向けたちょっとした心配りと実践が日常的に各部署で行われるようになれば、市役所全体はもちろん、新庄市全体がよい方向に向かっていくのではないかと感じました。

そして、三つ目、正面玄関受付の中にある市民相談室の奮闘ぶりです。相談の内容は比較的軽度なものもあるようですが、やはりほとんどが多重債務、悪徳商法、離婚など現代社会のゆがみによって生じる重い問題であり、だれにも言えず、わらにもすがる思いで相談に見えるようです。それに対して真摯に対応し、その都度しかるべき専門機関なども紹介しているようでした。今、社会の荒波の中で翻弄される市民にとって大切なよりどころとなっているのが市民相談室ではないかと強く感じました。

それでは、通告書に従いまして、市民と行政が互いに信頼し、協力し合える新庄市になるための質問に入ります。

初めに、指定管理者制度についての質問です。3月議会の一般質問でもいろいろ伺いましたが、今回は施設の利用状況というよりも、その根本である制度自体についての質問をしたいと思います。

最初に、昨年12月、市民文化会館事業を芸術文化振興市民ネット新庄に、ことし4月には雪の里情報館事業を東北情報センターに管理委託したわけですが、指定管理者の周辺からは管理者としての強い意気込みを感じる一方で、この制度に対する不安の声もちらほらと聞こえてきます。市としては今後もこの制度による民間活力を取り入れていこうとしているようですので、この制度が果たして新庄市民にとってどう有効で、持続可能な制度としてどう定着させようとしているのか、その辺のことを伺いたいと思います。そして、そもそも指定管理者制度導入の意図とは何か、それも改めて確認しておきたいと思います。もちろん行財政改革大綱にも書か

れていますが、もう少し具体的に御説明いただきたいと思います。

次に、指定管理者と行政との関係を執行側としてはどう認識しているのかということです。なぜこのような基本的なことを伺うかというと、指定管理者には当市の厳しい財政状況下で低下していく市民サービスを何とか民間に手助けいただきたいという認識であればいいのですが、もし市民協働という大きな看板を掲げていながら、指定管理者である民間企業や市民団体に対して単なる業務の下請先という認識でいるとすれば、この先大変な状況が発生してしまうのではないかと懸念するからです。確かに市民が利用する公共施設ですから、法的に規制、指導すべき部分はあると思います。持続可能な本物の制度にしていくためには相互の関係が極力フラットなシステムが理想であろうし、行政側には少なくともそういう意識が必要ではないかと思っています。

次に、指定管理者はどういう基準で選定されているのかということです。各施設の特徴を十分に把握した上で選定しているのでしょうか。例えば雪の里情報館ですが、あの施設には雪害に関する資料はもちろん、積雪地方の農村経済史など全国的にも貴重な資料がたくさん所蔵されています。その資料の閲覧に日本全国から研究者がやってまいります。そういったケースには十分な対応ができる体制になっているのでしょうか。豪雪というハンデを背負いながら厳しい暮らしを余儀なくされ、それでも必死に生き抜いてきた人々の貴重な記録と誇りを今の制度でどう守り続けていくおつもりなのでしょうか。

次に、指定管理者受託料の算定は何を基準にしているのでしょうか。この委託料の中でサービスの向上を図り、文化振興に寄与し、安全で安定した管理運営が、しかも限られた人員で無事に遂行できるとお考えなのでしょうか。また、自主事業予算についても計上されていないよう

ですが、これは管理者が捻出しなければならない資金なのでしょうか。また、仮に自主事業ができたとして、収益が出た場合はどのような扱いになるのでしょうか。

以上で指定管理者制度については終わりますが、この制度を本当に持続可能なものにしていくためには、よい部分はよりよくしていかなければならないし、見直しが必要な部分はすぐにも改善していくという姿勢が必要なのではないでしょうか。世の中すべからくバランスだと思っています。指定する側と指定される側の両者がお互いに納得し、信頼できるような関係が構築できない限り、この制度は持続困難なのではないかと思っていますので、ぜひ早急に見直し、再検討をお願いしたいと思います。

続いて、市民協働事業についての質問をいたします。

指定管理者制度も市民協働事業の中の一つですが、ここでは地域の課題解決や多様化する公共サービスを市民と行政がともに担っていくということで平成17年に作成された新庄市協働推進のための指針をベースに確認していきたいと思っています。この指針どおりに進んでいけば、私の思いである市民と行政と議会の3本の矢が結束すれば新庄市は絶対に折れない状態まで必ず到達すると思います。しかし、それぞれの意識や体制がしっかり固まっていないとただの市民協働ゲームになってしまうおそれもあると思います。やはりこれも持続可能な体制にしていくためにはさまざまな課題を早急に解決していく必要があると思います。そこで、市民協働の体制づくりは進んでいるのか、また市民協働を推進できるような予算がついているのかを伺います。そして、職員や市民の市民協働に対する意識はどうなっているのか、またそれぞれに対して市民協働の啓蒙活動をどのように行っているのかをお聞きします。

そして、市民協働を推進していく上で、行政

は市民が活動しやすいようにシステムや環境を整備していくという重要な役割があると思います。その役割を職員一人一人が認識する必要があると思います。市民に対して、地域の課題を認識し、自分のできる公共サービスを社会に提供し、まちづくりに主体的に参加する役割というものに要求するのならば、市職員は率先してその役割を認識すべきではないでしょうか。市民と行政が公益活動の意識を共有し、お互いがパートナーとして認め合い、活動していくことが不可欠になってくると思います。ということで、現在、地域活動やNPO活動などに私的な立場で参加している職員はどれだけいるのか、今後のためにも把握しておきたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

最後に、職員地域担当制の現状について伺います。体制の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。そして、職員の反応や市民の反応は現在どのような感触なのでしょう。この制度は、市民と行政が互いに信頼し、協力し合える新庄市にするためには、間違いなく大変有効なシステムだと考えています。それだけに難しく、システムが定着し、十分に機能するようになるには、市民に対しての地道な啓蒙活動と地域に定着させるための十分な熟成の期間が必要だと思っています。インド独立の指導者ガンジーの「よきことはカタツムリの速度で動く」というすばらしい言葉があります。内外にいろんな意見もあるとは思いますが、これからの新庄市にとって必要で有効な制度であることを強く認識しつつ、この制度の有効性を信じて、ぜひじっくりと職員に、そして地域に定着させていきたいと思っています。

以上、壇上から、市民と行政が互いに信頼し、協力し合える新庄市になるための質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

中川正和議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 今議会最終質問、小関議員の質問に答弁させていただきます。大卒の答弁になりますので、詳細等については関係各課よりの再質問等をお願いしたいと思います。

指定管理者制度につきましては、公共団体に限定していた施設管理委託をNPOや株式会社などの民間主体にも枠を広げ、施設の効率的、効果的管理とあわせて、住民サービスの向上を図ることを目的としております。指定管理者には行政処分に該当する施設使用許可など広い範囲にわたって施設管理に関する権限が委任されていますが、市は設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示を行っており、施設の設置主体及び管理主体は指定管理者制度を活用した場合であっても新庄市にあります。

指定管理者の選定基準は、第一に施設使用の平等の確保が図られること、第二に管理経費の節減が図られること、そして第三に安定的な管理能力があるのかの3点を基本とし、施設の特徴に応じた選定基準を設けており、協定締結に当たりましては施設の特徴に応じた協定内容としております。指定管理料は、市直営当時の経費の実績などを参考にしながら算定しております。事業費については、従来の実績に基づき算定していますが、このほかに施設の設置目的などに合致すれば、市と協議の上、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施できるものとしております。指定管理者制度の運用につきましてはさまざまな御意見をいただいておりますが、制度の趣旨である市民と行政の連携が果たされるよう進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、市民協働についてですが、新庄市では平成17年度に協働推進計画を策定し、行政における協働推進体制の確立と市民活動の育成、支援に取り組んでまいりました。行政情報の積極

的開示を進めるとともに、職員においては協働の手引の作成や研修を継続して実施することで、市民協働についての意識づけが進みました。また、平成18年度から公募による協働事業を実施し、今年度からは市民活動交流広場ぷらっとを総合窓口として通年で共同企画を受ける共同企画提案制度を創設しております。これらの取り組みにより市民においても確実に公共に対する意識や関心が高まってきていることを実感しております。昨年度の協働モデル事業発表会においては、議員の皆様方を初め市民、職員約100名近くが参加し、協働の成果とその意義について改めて確認することができました。今後ともこのように具体的な協働の事例をオープンにしていくことで、協働の輪を広げていきたいと考えております。

市民活動や地域活動に加わっている職員についての数字は把握しておりませんが、新庄まつり若連を初め、子育て中の世代であればPTAやスポ少の役員、その上の世代では町内会の役員など、職員も地域のさまざまな場面で活躍していると認識しております。

最後に、職員の地域担当制ですが、職員が地域に入り、行政情報を提供しながらコミュニケーションを図ることにより、地域の課題などを把握して、地域と行政が同じ立場に立った新しいまちづくりを目指すものであります。これにより、地域住民の危機管理や災害時の要援護者対策など福祉支援も視野に入れた協働のまちづくりを推進できると考えております。今年1月から5月までを試行期間とし、17地区をモデルに管理職が毎月1回、区長宅を訪問し、行政情報を提供しながら地域の課題などを話し合ってきました。5カ月間の試行で区長さんからは「行政からの一方通行でなく、市役所が近づいてきたという感じがする」という御意見もいただいております。今後は、試行期間での実施形態と方法を見直してほしいという区長さんの御

意見を取り入れ、今秋以降の実施に向け、より効果的な方法を検討してまいります。日ごろから職員に対し、地域担当制にかかわらず、自分が居住する地域と十分かわってほしいと申しておりますが、この取り組みによって職員がより地域に身近な存在となるものと考えております。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 仮に雪の里情報館と市民文化会館を例にとっていただいて、そこでのコストの削減、18年度と今でどれほどのコストの削減になっているかを教えてください。

中川正和議長 暫時休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時05分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 具体的な数字の資料が手元にないんですけども、先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、経費見積もりにつきましては、事業費あるいは施設の管理経費についてはこれまでと同じ形で計算しておりますので、その年によって修繕料など違ってくるものはありますが、基本的には施設の維持管理経費と事業費は同じです。ただ、大きく違ってくるのが人件費です。これは雪の里であるとか文化会館に限らず、すべての施設について当てはまることでありますけれども、平均の数字で言いますと、正規職員の手取りでない、いわゆる人件費800万円とよく私どもは使っておりますけれども、標準的な指定管理者の積算の際の人件費はほぼ200万円程度ですので、1人当たりのその差、直営でやっていたときと指定管理者の差は出て

きます。施設によって人数が違いますから、掛ける何人というふうになってきますが、そのようなことで極めて大ざっぱな答えになりますけれども、そんなとらえ方をしていただければ、そんなに大きく狂わないと思います。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） さっきの私の質問がちょっと悪かったのかもしれませんが、市で運営した場合の経費と事業予算と、指定管理者に委託した場合の事業予算との差のことを聞きたかったんですけれども、わかりますか。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 指定管理者制度への移行につきましては、基本的には事業経費につきましては、何々事業に幾らという積み上げにつきましては従来の事業をもとに計算しますので、指定管理者制度に伴って新しい事業を加えるということは、普通は、特に移行の時期はしませんので、事業経費自体は同じだというふうにとらえていただけて結構です。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） じゃ人件費の部分をちょっと言わせていただきますけれども、雪の里情報館が532万6,000円と人件費になっているようです。そして文化会館も同じ金額です。人員というか、それは文化会館と雪の里が一緒だということでそういう人件費を想定したわけでしょうか、同じ金額ですよ。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

中川正和議長 生涯学習課長三浦和枝さん。

三浦和枝生涯学習課長 文化会館と雪の里の人件費の計上、従来置いていた体制で、つまり3名ずつなんですけれども、館長が囑託ということでしたので、その分の給与はそのまま、職員がいた分を囑託報酬のフルに働いた分の計算をし

て計上させていただいております。3名です。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 文化会館の方で聞いてきたんですけれども、532万6,000円を今7人で回しているそうなんです。市での人件費の計算としては三浦課長がおっしゃったように3人で計算なさっているわけです。本当に施設自体がうまく機能して、先ほども申しあげましたように地域文化に寄与するほどの活動がこの人件費で本当にできるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 指定管理者制度移行前に3人でやっていたものを指定管理を受けた事業者が7人でやるということ、それは何人でやっていただいても、そう制限するようなものではないんですけれども、一応人件費の積算としては市でやっていた人数でやっていただくということで計算するのは、文化会館に限らず、わくわく新庄であるとか、生涯学習課以外では火葬場であるとか、いろいろなところが指定管理者制度に移行していますけれども、それは同じです。ただ、市で指定管理者に求めるものがさらに高まる、あるいは広がるというふうなことになるれば、それはそれで人数の積算というのが違ってくるんでしょうけれども、先ほどお答えしましたように、普通ですと移行時は余り指定管理者制度に移したからこういうこともしてくださいとか、そういう事業面でのプラスというのはなかなかしにくい面がありますので、実際してもきませんでしたけれども、今後いろいろ指定管理者制度がより定着して、さらに市民ニーズなどへの対応、そういったことも行わなければならない、それを実際に施設を管理する指定管理者の方にやっていただかなければならないといったような場合は、やはりそこでの人数計算は

異なってくるだろうなとは思っています。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） そのようにお答えをいただいたんですが、ここに管理者に考えを聞いたアンケートみたいなものがあるんですけども、そこに書いてある要求というか、市側の要求が非常に高度で、何といいますか、一生懸命市民に貢献してくれよという内容がここに書いてあり、その回答として答えているのが「市民ニーズに即した芸術文化鑑賞機会の提供、市民の文化活動への支援などを積極的に行い、新庄市芸術文化向上の拠点施設にふさわしい管理運営を進め、地域文化の創造と発展に当たります」という回答がされているんですね。多分市が管理者にしている要求と、そこに係る経費とのギャップがすご過ぎるんじゃないかなと私は思えるんですけども、今後そういうところを改善するようなお気持ちはどうでしょうか。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

中川正和議長 生涯学習課長三浦和枝さん。

三浦和枝生涯学習課長 基本的に施設で指定管理者制度を活用する場合には、その施設の設置目的がありますから、それにのっとった運営をしていただくということで、今お話しになった、ちょっと難しい、高尚ですけども、そういうふうな使命が文化会館にはありますので、基本的にそういうふうな事業をやっていただきたいということで市側からはお願いしてございます。ただ、自主事業等について企画するのは指定管理者側の自由な企画によりますので、例えば市民プラザもそうなんですけれども、施設で企画している自主事業というのは基本的に受益者負担にのっとりまして、受益者の方から受講料とかを取って、それで賄うような形になっています。市民プラザ直営ですので、受講料を上げた分は全部歳入に入れて、その歳入分を消耗品とか通信運搬費に分けて歳出の方に盛ってありま

すので、持ち出し分というのは全然ないんですね。受講料で賄うという形になっています。指定管理者の方をお願いしている施設の自主事業についても、基本的にはそんな形でやっていただくという形でお願いしております。例えばもっと具体的に言いますと、企画の仕方によっては、文化会館あたりでは都はるみを呼んできて満杯にすればある程度もうかるとかというふうなこともあって、そういう部分で企画運営の仕方指定管理者の方々には努力が報われるというふうな方式になっています。つまり指定管理者の方々から自主事業についての受講料とか入場料は市に納める形にはなっておりません。使用料だけでございますので、そんな形でやっていただければと。文化会館の方も、私もしょっちゅう行ってお話ししたりしていますけれども、まだ1年目なので、ことしはそういう事業を計画していないけれども、民間の方々と協力して企画委員会を立ち上げまして、民間の方々の各分野からの意見をいただいて、来年あたりにはそういう大きい事業を計画してみたいということとございました。

なお、例外として、文化会館には小中学生の芸術鑑賞教室という従来市でやっていた事業があるんですけども、それについては370万円ほどなんですが、予算がついております。小中学生から入場料1,000円ずついただいて、より芸術文化を鑑賞する機会をということで提供しているわけなので、それについては利益を考慮しないということで、その辺については委託管理料の中に含まれて自主事業としてお願いしてございます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） わかりました。

あと、行財政改革の中の指定管理者制度の導入というところで、その意義はよくわかるんですけども、余りにも経費を節減してしまうと

私は事故が起きる可能性も出てくるんじゃないかなと思うんですね。埼玉県富士見市のプールの事故もそうだと思うし、そうなってからでは経費節減どころか、損害賠償だ、何だで大変なことにもなるし、行政としてのイメージもかなり下がってしまうのではないかと。その上、管理者にまでも責任が出てしまうような流れに今なっていますよね。そうすると、それこそ行政側も管理者側も本当につらい状態というか、大変な状態になってしまうのではないかと。その前に、幾ら経費を節減しなくちゃいけないという大命題があるにしても、やはりある程度の人件費とか経費というものは確保しておかなければいけないのではないかなと思うんです。有事の前にそういうシステムにしておかなければならないのではないかと私は思うんですけれども、いかがお考えですか。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 火葬場の指定管理者制度の1期目が切れて2期目の募集の際、1回目はたしか応募者がなくて、再公募した経過がございますが、やはり経費の面も相当に影響してそういう状況になっているのではないかなと。指定管理者制度全体をどうするというのは総務課の担当ですので、そんなふうにとらえております。昨日、今田議員の御質問にもお答えしたところですが、この制度は平成17年度から、15年度に地方自治法の改正があって、新庄市としては割と早目に17年度から導入してきておりますけれども、17、18、19と3年たちました。さらに、20年度、ことしも図書館であるとか、ほかの施設への拡大について検討中であります。こういった節目で、今まで3年いろいろやってきまして、先例というのがそんなにもないもんですから、手探りの部分もありながらのこの間でしたので、3年を改めて振り返って検証してみまして、その上で今後の活用方針を立てたいと思っ

ております。その作業というのは今年度すべきものと思っております。その検証なり内容検討の中には当然指定管理料の積算の仕方も入ってきます。ほかにも、丸投げみたいにならないような市と指定管理者のかかわり方の整理といえますか、そういったこととか、いろいろ課題はあるんですけれども、経費につきましては、先ほど小関議員から文化会館の例をとって紹介ありました、市が求めることが高度な割には委託料の積算の仕方がシビア過ぎるという声、実際に指定管理者本人はもちろんのこと、各方面からちょうだいしておりますし、そのことも含めて今年度中の少しでも早い時期に何とかまとめたいなと、活用方針の新たなものを定めたいなと思っております。今のままでは確かに私どもも持続できるのかということについては一抹の不安を感じていますので、突然指定管理者にぼんとやめられたらバンザイするのは市ですので、そういう市としての責任を踏まえながらきちんとした活用方針を立てていきたいと思っておりますので、きょうの種々の御意見を十分に参考にさせていただきたいと思います。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） そのようにしていただきたいと思います。

ちょっと事例なんですけれども、山形市の市民活動支援センター、管理者がアミルというところで受託しているわけなんですけれども、協定の期間というか、締結した期間ですか、10年なんです。予算が3億8,000万円です。ということは1年3,800万円を受けているんです。そこも文化会館と似たような人員で、正職員7名、パートさん1名で回っていて、その人件費というのが1,700万円なんです。文化会館は532万6,000円で、清掃費を回したとかで800数十万になっているんですけれども、余りに山形市が設定したというか、受けたあれとは数字が違い過

ぎるのではないかと。契約したというか、締結した内容の業務のみで1,700万円、職員1人当たり大体十五、六、七万円でしょうか。私が思うには、このデータを見ると、ワーキングプアと世の中で言われている年収200万円以下のラインを十分認識した上で金額を設定しているのではないかと思えるわけなんです。やはり対外的なことを言っても年収200万円というライン前後の人件費は設定していただかなくちゃいけないんじゃないかなと思うわけです。雇用創出という効果もねらっているわけでしょうから、当然そういうものは設定していただきたいと思います。

次に入ります。

市民協働事業についてですが、財政難を理由に行政の責任を少しずつ市民に背負わせているんじゃないかという市民の声があります。そういう状態の中で市民協働事業を推進していくというのは非常に困難というか、非常に難しい、逆風の中で進んでいなくちゃいけないので難しいと思うんですね。行政の信頼を回復するためにも、しっかりとこのシステム自体、あとは意識自体も確立していく必要があるのではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 市民協働ということを正式に打ち出したのは多分平成17年度策定の行革大綱の中でだと思います。市民をパートナーとする市政の推進という表現だったかもしれませんが、平成17年度の行革大綱の全体を見ますと、メインテーマが財政再建でした。その真ただ中といいますか、そういう中で市民協働という新しい取り組みも打ち出したものですから、財政再建のための市民協働みたいな受けとめられ方がよくされて、弁解といいますか、そうではないという説明を当時いろんな人にしたように記憶しているんですけれども、決して

財政再建のための協働ではなくて、財政は財政で立て直していかなければならない、ただ、これまで行政としていろいろやってきたことを例えば公共サービスへのかかわり方など、市民と一緒にやる、あるいは市民ができることはしていただくようなことも含めてそういったパートナーシップづくりというのを進めて、削るだけではない新しい行革、市役所の姿という一つの形が協働だったんです。ですけれども、小関議員がおっしゃるように、確かに打ち出した時期も重なっていますし、どちらかといえば財政再建に引きずられがちですから、どうしても行政でできないので市民みずからの力でやってくださいというような感じで受けとめられる場面もありますけれども、本来は違うということは御理解いただきたいと思います。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） あともう一つ、最後に確認したいところがあります。市民協働事業というのは、市の職員の方が職務中に進めることが前提なんでしょうか。つまり、市民と共同で何かをしていく際に、職員は有償で、市民が無償で事業を進めるということが市民協働事業ということなんでしょうか。どういう認識でいらっしゃいますか。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

中川正和議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 事前相談で統一見解というわけではないので、総務課長としての認識としましては、特に最近公園清掃とか、いろいろな形で職員が地域の人と一緒に無償といえば無償でボランティアとして活動することもふえてきていますけれども、基本的に協働事業にしましても仕事としてやっている以上はそれは有償になります。それは原則です。ただ、実態としてはいろんな取り扱いの仕方はありますけれども、正式に聞かれれば、例えば夜とか土日でしたら

時間外の対象にすべき業務だというふうに私としては認識しています。

５ 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

中川正和議長 小関 淳君。

５ 番（小関 淳議員） 恐らく市民の意識としては、同じ目的に向かって前に進んでいるときに、片や仕事を休んでその事業に参加して、無償どころかマイナスになっている場合もあるんですよね。片や有償で働く。これは非常にアンバランスで、演壇でも言いましたけれども、世の中すべからくバランスだと思います。お給料が出るというのは当たり前の話なんですけれども、市民協働という事業を進めていくなれば、そこは考えなくちゃいけない部分じゃないかなと思うんです、市民感情を考えれば。ぜひそこをうまく考えていただいて、市民が納得するようなシステムにしていきたいと思います。

中川正和議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

中川正和議長 あす11日から15日まで本会議を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、11日から15日まで本会議を休会し、16日午前10時より再開いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後３時３５分 散会

平成20年6月定例会会議録（第4号）

平成20年6月16日 月曜日 午前10時00分開議
議長 中 川 正 和 副議長 平 向 岩 雄

出席議員（20名）

1 番	奥	山	省	三	議員	2 番	佐	藤	悦	子	議員
3 番	斎	藤	義	昭	議員	4 番	小	野	周	一	議員
5 番	小	関		淳	議員	6 番	遠	藤	敏	信	議員
7 番	中	川	正	和	議員	8 番	沼	澤	恵	一	議員
9 番	清	水	清	秋	議員	10 番	小	嶋	富	弥	議員
11 番	渡	部	平	八	議員	12 番	今	田	雄	三	議員
13 番	金		利	寛	議員	14 番	新	田	道	尋	議員
15 番	平	向	岩	雄	議員	16 番	森		儀	一	議員
17 番	山	口	吉	静	議員	18 番	亀	井	信	夫	議員
19 番	星	川		豊	議員	20 番	下	山	准	一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市	長	山	尾	順	紀	副	市	長	國	分	政	嗣
総務課長	星	川		基		政策経営課長	坂	本	孝	一	郎	
税務課長	今	川	吉	幸		市民課長	柿	崎	卓	美		
環境課長	五十嵐		正	臣		健康課長	小	野	孝	一		
農林課長	五十嵐		祐	一		商工観光課長	黒	坂	光	悦		
都市整備課長	中	部		力		下水道課長	佐	藤	新	一		
会計管理課長	大	江	雅	夫		福祉事務所長	田	口	五	郎		
神室荘長	叶	内	利	昭		水道課長	小	野	善	次		
教育委員長	伊	藤	輝	昭		教 育 長	武	田	一	夫		
教育次長	大	場	和	正		学校教育課長	山	川	義	隆		
生涯学習課長	三	浦	和	枝		生涯スポーツ課長	清	水	幹	也		
選挙管理委員長	矢	作	勝	彦		選挙管理委員会事務局局長	小	野	正	一		

監 査 委 員 高 山 孝 治

監 査 委 員 長 佐 藤 良 知

農 業 委 員 会 長 柏 倉 政

監 査 委 員 長

事 務 局 出 席 者 職 氏 名

局 長 鈴 木 吉 郎

総 務 主 査 野 崎 勉

主 査 沼 澤 順 子

主 事 笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第 4 号）

平成 2 0 年 6 月 1 6 日 月 曜 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

（文教厚生常任委員長報告）

日程第 1 議案第 4 3 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

（産業建設常任委員長報告）

日程第 2 議案第 4 4 号市道路線の認定及び廃止について

日程第 3 閉会中の継続審査の申し出について

日程第 4 議案第 4 5 号平成 2 0 年度新庄市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 4 6 号平成 2 0 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 4 7 号平成 2 0 年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

日程第 7 議会案第 5 号公的年金からの特別徴収の見直しに関する意見書の提出について

日程第 8 議会案第 6 号後期高齢者医療制度の見直しに関する意見書の提出について

日程第 9 議会案第 7 号WTO農業交渉に関する意見書の提出について

日程第 1 0 議員派遣の件

開 議

中川正和議長 おはようございます。

会議の前に、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 若干報告事項をさせていただきたいと思います。

岩手・宮城内陸地震の報告であります。平成20年6月14日土曜日午前8時43分に発生しました岩手・宮城内陸地震についての御報告を申し上げます。

このたびの地震による犠牲者には最上郡内の住民も含まれており、行方不明者の捜索も現地で必死に行われておりますが、無事救出されることをお祈り申し上げます。また、死亡された犠牲者の方々には心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、地震の震源地は岩手県内陸南部で、マグニチュード7.2、震源の深さは推定8キロメートルで、新庄市の震度は4でありました。地震発生を受け、災害対策マニュアルに基づき同日午前9時に新庄市環境課長を班長とする災害対策警戒班を設置し、第二次警戒配備を行い、関係各課長を中心とする各部署の配備指定職員及びその他職員約50名による災害関連被害や情報収集を行いました。

新庄市における人的な被害としては、60歳の女性が自宅敷地内で物置から母屋に移動する際に転倒し、左肩を脱臼し、救急搬送を行った事例が1件発生しております。また、施設関係については、生涯学習施設5カ所でエレベーターが緊急停止しましたが、同日中に確認作業を終了し、正常稼働しております。その他市民へのライフラインや道路、地すべりなどの被害の確

認はございませんでした。

被害発生がないことを確認しましたので、同日正午に災害対策警戒班を解散しました。その後、マスコミ対応などのため、環境課職員の待機といたしております。

なお、新庄市として、宮城県大崎市からの要請により、本日16日午前8時に給水車を出動させました。最上広域におきましては、地震発生直後より各施設等の被害状況を確認しましたが、被害はないという報告を受けております。また、最上広域消防本部では、消防長官の要請により緊急援助隊の出動を行いました。14日午前11時45分、隊員10名、救助車両、救急車、後方支援車両の各1台が出動、出動先は宮城県大崎市の鳴子出張所で、栗原市の駒の湯温泉で活動中であります。

議員の皆様には大変御心配されたことと思いますが、この場をおかりいたしまして御報告とさせていただきます。

それから、もう1点、皆様のお手元にある封筒は、ふるさと納税の寄附金の案内等、実は14日、葛麓会に持参し、御説明する予定でございましたが、新幹線が停止しているということで、上京を断念し、警戒班の方におりましたので、葛麓会に持参する予定の封書と同様のものを議席の上に置かせていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上であります。

中川正和議長 ただいまの出席議員は20名、欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

文教厚生常任委員長報告

中川正和議長 日程第1議案第43号新庄市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長沼澤恵一君。

(沼澤恵一文教厚生常任委員長登壇)

沼澤恵一文教厚生常任委員長 おはようございます。それでは、私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。審査のため、6月11日午後1時30分より議員協議会室において委員7名出席のもと、関係職員の出席を求め審査を行いました。

議案第43号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、健康課から説明を受けた後に審査に入りました。健康課より、このたびの改正の内容は大きく分けて4点あり、その1点目は、国民健康保険税の限度額に関するもので、基礎課税分の限度額を47万円に、新たに後期高齢者支援金課税分として12万円の限度額を規定したとのこと。改正の2点目は、世帯平等割額について国保から後期高齢者医療制度に移行した結果、単身の国保世帯となる場合に限りこれを特定世帯として5年間2万3,900円の世帯平等割を半額とするとともに、この半額措置は低所得者の7割、5割、2割の減額措置と併用できるよう改正したとのこと。改正の3点目は、5割減額、2割減額の判定に際して、後期高齢者に移行し国保を喪失した方についても、国保においては同一世帯であればこれを人数に加えて判定するというものです。改正の4点目は、減免に関するもので、社会保険等の被保険者が後期高齢者の方に移行したため、その被扶養者だった方が新たに国保の被保険者となった場合は、2年間、国民健康保険税の減免を行うとのことであり、限度額の改正以外はすべていわゆる軽減・減額の措置の内容と

の説明でありました。

なお、改正内容の説明の前に、議会において法令に反した議決が行われた場合における法令上の措置について説明が求められ、健康課より、法令上は地方自治法第176条第4項から第8項までの規定により再び議会に付されることとなるなどの説明がありました。

委員より、具体的な事例を引用した上で、高額所得とは言えない世帯においてもこのたびの限度額の改正により国保税の増額となるケースもある、市の裁量により限度額を据え置く考えはないかとの質問があり、健康課から、県内においては法律で規定された限度額以外の額を定めた例はなく、また実質収支が赤字となっている本市の国保財政の面からも地方税法の規定された限度額以外の額を定める考えはないとの答弁でありました。

委員より、限度額が適用となる人数の質問があり、健康課より、医療分の限度額47万円については137人、後期高齢者支援分の限度額12万円については291人で、合わせて限度額の適用を受けるのは300人弱と推計しているとの答弁。委員より、この300人弱が今までより税額がふえることになるのかとの質問に、限度額適用者が300人弱と推計しているが、増税となる人が300人ふえるということではなく、300人の人が限度額の適用を受けることになるとの答弁。さらに委員より、前年度に限度額適用者であった人が全く同じ条件の場合、この限度額の改正によって税額がふえるのかとの質問に対し、健康課より、医療分・後期高齢者支援分の二つに分けて限度額を設定したことから、中には減額になる場合も考えられるが、税額がふえる可能性が大きいとの答弁でありました。

委員より、この改正案が否決となった場合の措置について質問があり、健康課からは、地方自治法の規定に基づき対応するとの答弁、また委員より、この条例改正案はもう少し時間をか

けて審査する時間的余裕があるのかとの質問に対し、4月1日を基準日に7月から国保税の課税を考えており、このため時間的余裕はなく、今期定例会において決定いただきたいとの答弁でありました。

委員より、このたびの改正について、政府は負担増ではないと説明しながら、限度額の引き上げにより増税となるのは問題であり、自治体の裁量として市は地方税法の規定額以下の額とするよう再提案すべきで、国保会計の負担軽減のため、国庫負担の増を強く訴える必要があるとの意見、また委員より、7月からの国保税徴収を考慮すれば審査延長の時間的余裕はなく、本市国保会計における実質収支の状況、医療費増の現状を考えれば、限度額の改正も必要なものである、このたびの改正が上位法に基づくものであることを考慮すれば必要な条例改正であるが、この改正の要因となった後期高齢者医療制度に対して不満を持っており、議員として、住民として、国に強く見直しを働きかける必要があるとの意見、その他、制度が複雑過ぎてわかりづらいとの意見及び限度額、算定額の具体的事例に関する質問などありましたが、採決の結果、賛成多数で議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

中川正和議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 異議がありますので、起立採決いたします。

議案第43号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

中川正和議長 起立多数であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

産業建設常任委員長報告

中川正和議長 日程第2議案第44号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長遠藤敏信君。

（遠藤敏信産業建設常任委員長登壇）

遠藤敏信産業建設常任委員長 おはようございます。私から、産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案第44号市道路線の認定及び廃止についての1件であります。6月12日午後1時30分より市役所3階議員協議会室において、委員6名全員、また都市整備課より関係職員の出席をいただき審査を実施いたしました。まず、審査に先立ち、路線の現地視察を行い、現場を確認の後、審査に入りました。

都市整備課より、認定3路線、廃止2路線について説明がありました。認定する路線野中谷地小屋線は、野中地区ふるさと農道緊急整備事業において整備され、集落と集落を結ぶ路線で、円滑な交通網の整備を図り、市道として管理するために新たに認定するものであり、滝の倉野中線については、山形県施行の県営担い手育成圃場基盤整備事業の完成に伴い終点の変更が生じるため改めて認定するもの、また野中野中線については、市道滝の倉野中線の廃止に伴い、その一部を取り込んで改めて認定するものとのことでした。廃止する路線の滝の倉野中線については、県営担い手育成圃場基盤整備事業により新たな路線に振りかえとなるため廃止するものであり、また野中野中線については市道滝の倉野中線の認定に伴い起点の変更が生じ、改めて野中野中線として認定するため廃止することでした。

委員から、今回の認定で市道の延長は何キロになるのかとの質問があり、4月1日現在292.343キロメートル、今回追加分1,467メートルプラスで総計293.81キロメートルになるとのこと、またほかの委員からは未舗装部分の計画はとの質問があり、交付金、補助事業を利用して行っていきたい、整備の年次計画等は現在のところ未定とのことでした。その他さしたる質疑はなく、採決の結果、議案第44号市道路線の認定及び廃止については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。

中川正和議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第44号市道路線の認定及び廃止については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 閉会中の継続審査の申し出について

中川正和議長 日程第3 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてに関して、総務常任委員長より本日付で閉会中の継続審査の申し出がありました。その説明を求めます。

総務常任委員長小野周一君。

（小野周一総務常任委員長登壇）

小野周一総務常任委員長 おはようございます。私から、閉会中の継続審査の申し出について御説明いたします。

当委員会に付託されました議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について、審査のため6月11日午前10時より議員協議会室において、税務課から関係職員の出席を求め、委員全員出席のもと、審査を行いました。

議案第42号には個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度が規定されておりますが、現在、

政府、与党においては後期高齢者医療制度の特別徴収の見直しが検討されている状況にあります。このため、議案第42号については国の動向を注視しながら、引き続き慎重審査の必要があり、この際結論を急がずに継続審査に付すべきとの意見があったため、これについて採決をした結果、賛成多数により継続審査とすべきものと決したものであります。よって、ここに閉会中の継続審査を申し出る次第であります。

以上であります。

中川正和議長 閉会中の継続審査の申し出については、委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり決しました。

日程第4議案第45号平成20年度新庄市一般会計補正予算(第1号)

中川正和議長 日程第4議案第45号平成20年度新庄市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件については既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番(沼澤恵一議員) 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番(沼澤恵一議員) それでは、私の方から2点質問いたしたいと思います。

まず最初の1点目は、9ページ、総務費の選挙費、選挙管理委員会費ということで115万5,000円、既存住基システム改修業務委託料、先般の質問では裁判員制度の導入ということがございましたが、この内容についてもう少し詳

しくお願いいたしたいと思います。

2点目は、11ページ、教育費小学校費の1目学校管理費、この中にあります小学校管理運営事業費、測量業務委託料59万9,000円、説明では土内の学校林境界を定めるという内容でございました。学校林境界を定める、この場所は萩野小学校林4.7ヘクタールの山林かなと思われます。この山林はどういう現況なのかどうか、それと、なぜ今の時期に補正を組んで境界確認をしなくてはならないのかどうか、また、この境界確認に際して、これは民地側の要請によるものかどうか、まずここまでお聞きしたいと思います。

小野正一選挙管理委員会事務局長 議長、小野正一。

中川正和議長 選挙管理委員会事務局長小野正一君。

小野正一選挙管理委員会事務局長 沼澤議員の御質問にお答えいたします。

今回の選挙管理委員会の事業費といたしまして、既存住基システム改修業務委託料というものを計上いたしました。これは御質問のとおり裁判員制度のためのシステムの改編でございます。裁判員制度につきましては、住民基本台帳の最新有権者情報を母体といたしまして、選挙管理委員会の情報も加えまして裁判員候補者の予定者名簿を作成いたします。そして、これはくじによって決められるわけですが、この決められた予定者名簿を暗号化いたしまして地方裁判所へ送付するというシステムでございます。このシステムに係る費用につきまして今回の補正に計上いたしたところでございます。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 小学校管理運営事業費の測量業務委託料についてお答えいたします。

今回、測量業務を委託しようとしている土地は、萩野小学校の学校林、昭和60年に寄附を受

けたものでございますけれども、台帳面積では学校林が4万2,300平米、隣接地が3,520平米の計4万5,820平米という形になっております。

現況ですけれども、この学校林については昭和29年と昭和31年の2回にわたり萩野小学校のPTAの方々が杉の植栽を行い、適宜下刈りなども行ってきたとのことで、50年余り経過した今ではかなり密集した杉林になっております。このため、ここ数年来この学校林の北側に隣接する農地の所有者の方から、日陰になるため適当な間伐を行ってほしいといった要求も出てきております。こうしたことから、担当課としては一日も早く境界を決定するため、特に昨年の秋以降はほぼ月1回の割合で交渉を重ねてきたところであります。

この学校林については、隣接地との境界が昭和45年に行われた地籍調査の際にも決定することができないで、以来40年近く代々の担当者が境界決定の交渉を行ってきたところですが、現在まで境界未定になっている土地であります。先ほども申し上げましたが、北側の隣接地の所有者の方からいろいろ要望がありまして、特にこの秋以降頻繁にというか、月大体1回ぐらいの割合で交渉を重ねてきたということで、その結果、この春になりまして境界決定のための測量を行ってもよいという承諾を得ましたので、交渉相手も高齢ですので、この機会を逃すことなく今年中に問題を解決したいと考えまして、年度途中ではありましたが、今回の補正予算に計上させていただいたというふうな状況でございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 学校林関係ですが、今の御答弁で大体わかりましたが、昭和45年の国調で確定できなかった、要するに40年近く未確定のまま放置されたというような状況だという説明をいただいたと思います。この中で、境界

は常識的に考えますと境を決めるということで、そんなに複雑な要素がないんじゃないのかなというふうに一見感じられます。当事者同士がよければそこで境界線が定まると、大体の基本はそうだと思うんです。なぜ今回この59万9,000円の測量費を投入しなくてはならないのか。ここには何らかの事情があったのかどうかわかりませんが、測量の内容、どういうことにこの予算を使おうとしているのか、これがちょっとわかりかねますので、この辺をもう一度説明をお願いしたいと思います。基本的には境界確定は必要です。私は賛成ですが、この測量費の額について、少し多いんじゃないのかなという疑問を持ったもんですから、今回の質問をいたしました。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 現況ですけれども、川のそばにある学校林なので、かなり侵食されている部分もあると、原形が損なわれていることもあるということで、業務の内容としては、現地調査から入りまして、基準点測量、公図等の転写、連続図の作成、復元測量、境界確認、面積計算、用地実測図、原図の作成、コンクリートぐいの埋設まで、土地の管理に必要な最低限の作業ということで考えております。

中川正和議長 ほかにありませんか。

1 1 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

中川正和議長 渡部平八君。

1 1 番（渡部平八議員） 沼澤議員が御質問された学校林についてお尋ねいたします。

今回、こういう具体的な形で予算措置されたということは、私も地元関係者の一人として深く敬意を表します。

そこで、今後のことでちょっと心配されるというか、懸念されることがございます。測量するのはこういう理由のもとに測量するんだと、ごもつともです。かつて地籍調査に入ったとき

に、あそこだけでなく個人間同士でも、今のこれは市なり国なり県の経費でやるんだが、筆界未定になっているのを後で双方で確定するときはお互いに経費を持って測量する必要があるんで、今回少々双方の不満があってもはっきりした方がいいですよという市の方からの説明があってやった経緯がございます。そうなりますと、今回の場合59万9,000円の測量経費がかかるんですが、いわゆる地籍調査で未定になっていたのをずっと引きずってきて、今回ははっきりすることになれば、その辺の経費の持ち分ですか、それは市だけでやるのか、相手方も持つのか、持つとすれば面積の案分ですか、そういうことでおやりになるのか、その辺、地籍調査に入ったときにそういう経過がございますので、その辺どうなっているのか、完全にこっちで持ってやるのか。

それから、今までも過去にPTAの会長さんあたりが中心になって何回も相手とお話し合いをし、現地も見えてやってきたんですが、このたび相手の方ではっきりするよと、そのために測量が必要だと。そうしたときに、たしかあの土地は大字萩野持ちの財産です、今、大字萩野はなくなりましたが。その大字萩野持ちの何番地という親番から分筆してやったわけ、関係者みんなさ、今、北側の日陰とか。そうなりますと、その分筆してやったのが、明治の地押しとか、間竿を足で踏んづけて測量したなんていう時代でなく、平板測量も正確な時代になって測量して、それぞれみんなにお分けしたわけ。その結果を見ると、ほとんど狂ってないわけ、ほかの人たちのは、その結果を見ると。そういうことから見れば、今回、相手の面積が3,520平米ですか、相手が主張している境界から見れば倍ぐらいになっているような感じを受けるわけ、感じですよ。測量した結果、境界はここですよと相手に言ったときに相手に了解してもらうことができるということまで話し合いが進ん

でいるのか。測量して、ここですよとなったときに、また「そこでない」となってくると、何のために経費をかけて時間をかけて心配してやったか、また今までの二の舞になる。その辺を相手とすかっと、相手は3,000何ぼあればいいんだから、これが合えばいいわけ、簡単に言うと。近代測量が確立した後の面積で払い下げしたんですから。こっちの方は何ぼあっても関係ないの、親番から分けてやったのだから、縄伸びがもしあるすれば、親番の方に縄伸びの面積が出てくるわけ、通常は。その辺はどういうふうな話になったのか。

それから、今、双方で経費を負担するんですかとお聞きしました。なぜかという、よく公有地の払い下げということが出てきます。これをするには、隣接の了解を得て、本人が測量士を頼んで測量して図面を作成して、そして申請して、当然自分が経費を持ってするわけ、公有地の払い下げの場合は。そういう意味で今回は相手側ではどういうふうになるんですかと、経費の負担は。個人で払い下げた人はみんなやっておりますよ、自分で測量士を頼んで、自分で図面つくって。そして登記料から全部自分が持って払い下げするわけよ。

それからもう一つ、この測量に入るときに、私は前にこの議場でもいろいろな面より御質問申し上げましたが、そのときに固有名詞を上げてでもいいかと本人にお聞きして、「いいよ」という了解を得たということで発言したんですが、斎藤 康さんとか斎藤定之さんとか、その当時から関係した人がまだ健在ですので、ぜひその人たちとも十分、現場に入る前に予備知識として、今回測量することになったけれども、どういう方法で入ったらいいですかとか、過去はどういうことでしたかとか、それをぜひ私はやってもらいたいと思います。あの人たちは刈り払いも行っているし、植林も行っているし、一番難儀した人よ。たしかこれは昭和20何年だか、

私どもの隣の高山清美さんがPTAの会長をしていたときにやったわけ。その後で筆界が何だかんだと言ったとき、相手がその人の名前を上げて「私は過去にここまでだと言ってもらった」と、こういう主張をしていた。だれも覚えていた人はいない、黄泉路さ行ったから。それでも、もらったもらわないなんていうことはわからないけれども、大勢の方々は刈り払いもやっているし、刈り払いとか植林も、蜂に刺されて、蛇にかまれて、かまで手を切って、育ててきたわけだから、みんな肌にしみ込んで覚えているわけよ、その場所は。そういう意味で、一つは経費というものは教育委員会だけで持つのか。もう一つ、測量した結果、境界はここですと……。私も現場に「おまえもあべ」ということで行った経過があります、斎藤 康さんと区長さんたちと。そのとき境界のくいがあったんですよ、はっきり。だれがしたのか、そのくいはっきりしないところさ、境界の赤いくい、ずっと打っておったわけよ。相手の人さ「だれ打ったの、あんたですか」と聞いたら「おれ、しない」と言うわけ。「市でやったか」と言ったら「市でもしない」と言うわけ。それなら、こういうのはいろいろもめて話し合いしているときに紛らわしいから、こんな境界のはなくしたらいかががですかと。その後どうなったかわかりません。そういうふうに私は言ってきました。今どうなっているか。だから、一つは今言ったように、経費はだれが持つのか。面積が出たときに、また改めて「ここでは不満だからだめだ」と、そういう懸念はあるのかないのか。今度は金かけてやるわけですので、今までとちょっと違いますので、その辺いかな確証を持てるのか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 まず、経費の負担ですけども、これにつきましては市の方で全面負担とい

う形になっております。その理由は、向こうの方はこのまま置いておいてもいいという考え方を持っていますので、市の方としては先ほど説明しましたように土地を管理するためにはどうしてもそういう部分はちゃんと確定しておく必要があるということでもって、今回市の負担でもって行うということを考えております。

それから、確定後、向こう側が了解するのかどうかということにつきましては、学校林が4万2,300、隣接地が3,520という台帳面積をもとにして、確定した後の部分で案分していきたいというふうに、そこら辺は了解をいただいております。

それから、測量に入る前に、これまで関係していただいた方々に相談した上で測量に入っていきたいと思います。確かに、渡部議員が言われましたように、相手方が主張している部分については台帳面積からすれば2倍もしくはそれ以上になっているのではないかなというふうな感じがいたします。私も現地に行きまして、相手方が主張している部分と図面上からはかなりかけ離れている部分があるというふうなことでしたので、確定後どうするかということにつきましては、先ほど申し上げましたように学校林が4万2,300という台帳面積があります。隣接地が3,520というものがありますので、その案分で行いたいと考えております。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

中川正和議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 59万9,000円という経費、一番いいのは、現場さ行って、ここですよと話し合いがつけば一番いい方法。ところが、つかなかった、今まで何十回も話し合いしてもつかなかったわけよ。だから今回、相手方が、測量して、面積の案分で結構ですよと。私もそれで結構だと思います。それ以上何ぼ言ってもあれはずっと引きずっていくだけなんで。今、私も少しはわかるわけよ、そのいきさつという

のは。だんだんわからなくなってくるわけ。教育長だって管理課長して覚えたべ。

じゃ教育長、市長が今回は行政職より教育委員を選任するんだと、今までの教育畑だけでなく、別の観点からいろんな面でいい面があるということで、我々もその説明を聞いて「よし」としたわけ。そうなってくれば、教育長、行政の経験を生かして、過去の管理課長という職責を生かして、むしろ率先して私は取り組むべきだと思いますよ、ほかの方々より。まず、やるかやらないか、それを後でお聞きします。

それで、面積案分という言葉、大変結構なことだが、ところが少ないときどうなるかということも考えなければだめだ。余計なときはいいわけよ、相手もふえるから、こっちもふえるから。ずっと総体的に積もって、少ないときどうなるか。その辺も、少ないというのは学校林側で少ないことも考えられるわけ、相手も少ないということも考えられるわけ。少ないときどうなるのか。余計なときは台帳よりふえるからいいわけ。その辺はどういうふうになっているのか。

それから、早く決めてやらないと、あの材木の間伐をしないと品質も落ちるし、生育もすごく影響を来す。今ここで60万円近い金をかけるけれども、できれば現場でわかれば一番いいけれども、60万円かけてもこの際はつきりすれば即間伐に入ることができるわけよ。間伐が入れば30万円や50万円は収入が出てくる。このままいくと何にもできない、宝の持ち腐れ。今いろいろ私は懸念するようなことを言いましたが、その辺を十分踏まえて、これは教育長だな、管理課長をしてきたのだから、自分が携わってきたべ、そこに。教育長、何年も携わってきた、管理課ということで。教育長、どうですか、お考えは。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

中川正和議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 渡部議員がおっしゃるように、教育委員会の管理課、今はないですけども、管理課で長年抱えてきた問題でした。今回、解決の糸口が見えたということは、何か私がいたときと比べて非常に進んだなというふうな思いをしております。余り杉が大きくなってしまって、畑に日光が当たらない、何とか切ってほしいと、間伐してほしいという要望にもここ数年こたえられないまま現在に至っているということも十分把握しております。せっかくのチャンスでありますのでこれらについて一日でも早く解決できるように、私が先頭に立ってやっていきたいというふうに思っております。案分については、案分ですから、ふえても減っても案分というふうなことでございます。

中川正和議長 ほかにありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 私も2点ということでお願いします。

10ページの6款3項農業振興費で新庄市米飯学校給食促進事業費補助金というのがつきます、これが全額県の補助で週4回までふやしていくんだというお話だったように思いますが、週5回が大体給食なわけで、考えますと小麦の3倍とも言われる値上がりで、一方で農家を泣かせている米価の値下がりという問題があります。今、食料が非常に少なくなっている中、農業振興も大事で、農業振興が今本当に重視されるべきだと思います。米を食べる子供がやはりこの地域で育ててほしいと考えるのが学校給食の願いの大きな柱であると思います。それを考えたときに、4回でなくて一気に5回にして、子供たちが小麦に頼らない、新庄産の米をずっと食べ続けていく子供たちを育てるという意味で、そういうふうな拡大の考えはないのかお聞きしたいと思います。

それから、二つ目は、11ページの8款2項道

路維持費です。道路維持事業費で手数料というのが今回の予算ですけれども、どういう手数料なのかなということでもうお聞きしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

中川正和議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 米飯給食につきましては、今年度からの3カ年事業で、県の独自支援ということで補助率が100%になっています。そのねらいとしては、県産米の消費拡大と食育事業の一環として進めております。今、新庄市では週3回、4回の週もありますけれども、1回ふやして4回にすると、3回を4回にするというふうな年間のふえた回数を全部計算しております。県の要綱で示している基準の単価があります。その単価に学校の生徒、教職員数を掛けて今回の補正として、4回として総回数として補正をお願いしたということでございます。

なお、新庄市の米飯学校給食推進協議会が4月に立ち上がっておりますので、その回数も、今年度は4回ですけれども、その中で検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、学校のパン給食から米飯給食にとにかくふやしていくという県の方針ということで、県では週3.8回というようなことを目指しております。県内でも28市町村が4回というふうなことで、県の目指すところ、回数はふえている状況になっています。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

中川正和議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 道路維持事業費の手数料の内容という御質問でございます。これにつきましては、当課で管理しております道路維持管理センターのアスベストの再検査のための手数料でございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 農林課長の方から米飯

の回数を検討していきたいというお話をいただきまして、ぜひ5回になるように、また重ねてもう一回言わせていただきますが、新庄市の子供たちが新庄市の米を食べようという気持ちになる子供たちにするためにも米飯をふやしていただきたいと、検討をお願いします。

それから、都市整備課長の方から、管理センターのアスベストの再検査の手数料だということでした。私としては、道路維持事業費ということで考えますのは道路の補修などなんだろうなと思ってお聞きしていたわけなんです。道路の補修ということは市道でもあちこちやられています。市道であれば全額市の負担になるわけなんです。生活道路、私道と言われる道路については住民の負担でというふうにな額なっています。例えば川西町のある町内の生活道路の補修、去年も20何万かったと思いますが、ことしも直すとなると28万円なんて請求されまして、30世帯で28万円というのを毎年やることになるのはやはり大変です。町内会費だけで1万円かかるのに、さらに道路のために1万円ということになると住民の負担感というのはすごく大きくて、道路に毎年1万円というのはひどいなとつくづく感じます。そういう意味で、この道路はだれが使っているかと考えますと、田んぼに行く道路としても使われます。また、くみ取り車も来ますし、消防も来るときもあります。救急も来ます。ということを考えますと、個人的な財産ではなくて、やはり公的な道路だろうと思います。そう考えると、こういった生活道路への修理維持費の補助がないというのは大変問題だなと改めて感じますが、このことについて今議会でもまたお聞きしたいと思います。どのようにお考えか伺います。

中川正和議長 佐藤議員、款項目をはっきりしてもらわないと、補正予算だから。

2 番（佐藤悦子議員） 8款2項道路維持費、道路維持事業費について質問したところなんです。

中川正和議長 今、私道の整備のことで言っていたんじゃないですか。関連関連でいったら……、そういうところも踏まえてお願いします。だから、生活道路については生活道路の項目のあるところをお願いします。これは補正予算ですから、わかってもらえましたか。

ほかにありませんか。

9 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

中川正和議長 清水清秋君。

9 番（清水清秋議員） 私の方から1点だけお聞きします。

11ページの3目学校保健費、学校給食地元産米方式実施負担7万8,000円、これは恐らく新庄市では一等米を給食に使っている中での地元負担7万8,000円かと思います。このたび週3回が4回にふえたという内容の中での実費負担ということになっているのかお聞きします。また、この一等米を利用されているのは、県内の各学校で教育委員会にお聞きしたところ、新庄市だけではないと、大半が一等米を給食に使っているというような話も聞きました。そういう中で、当教育委員会としても、これだけ一等米を子供たちにおいしい米を食べさせようとして各自治体でやっているわけであります。今、米も需要が余りぎみで、減反をしている中で、小嶋議員の一般質問にもありましたが、食育推進計画の策定もやるというような市であるわけですから、そういうことも考えますと、やはりおいしい米を子供たちに食べさせるというのが基本であって、やはり考えていかなければならないんじゃないかと思います。そういうことを考えますと、教育委員会、県全体としてやはり一等米を子供たちに食べさせるんだと、二等米を食えばいいんでないかというような今の考え方じゃなくして、そういうことを考えると、この一等米の地元負担、これが今伴っているわけでありますが、これだけ一等米を各学校で使っているわけですから、その辺の今後の教育委員会

としての考え方、国・県に対してのそういうふうな一等米の活用、これを全体的に広げていくというような考えはあるのかないのかその辺をお聞きします。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 新庄市の場合、一等米はえぬきを使っております。今回、週4回になることによって約120俵、7,180キロになるわけですが、それを補正させていただいたのが7万8,000円という形になりますけれども、先ほど言われたように、ほとんど県内の場合ですと34市町村のうち33市町村でもって一等米を使っているということです。なぜ二等米なのかということですが、学校給食会の資料によりますと、国立学校とか県立学校の場合はまだ二等米という形になっているということで、基準としては二等米を基準にして、一等米を使う場合はその差額を市町村が負担しているという状況にあります。全県で使うようにということですが、現実問題として市町村ではもうほとんど一等米になっているということでありますので、あとは県の方で県立学校の方をどういぐあいにするのかということかと思えます。

9 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

中川正和議長 清水清秋君。

9 番（清水清秋議員） 一等米をそれだけ使っていることはわかっています。私の言っていることは、地元負担、各行政で負担しているわけですね、一等米を使った場合。それを県の方、国の方で一等米を活用するというような方向性を考えてもらいたいと。これは各自治体で一等米を利用していると全部地元負担しているわけですね。これだけ各学校で広範囲に一等米を活用していると、これの差額は皆自治体で負担しているというような状況であるわけですから、今後やはりこれは国・県で地元負担をなくすように、なくなるようにひとつ教育委員会で考え

てもらいたい。

今、一等米を食べさせている当市でもあるわけですが、この一等米の格付の制度が変更になったのは今から二十四、五年前ぐらいなんですね、この格付。今の一等米というのは、昔、二十四、五年前の一等米から三等米までの格付を一等米に減らした。今の二等米は、我々25年前思い出すと四等米が今の二等米になっているんです。そういうふうな格付の制度の変更があったということを踏まえて考えてもらいたい。だから、今の一等米というのは普通米なんです、上級米じゃないんです、普通米なんです。そういうことを考えますと、子供たちには食育推進計画とか、いろいろ国でも動いているわけですから、ぜひひとつその辺を、一等米を使って今やっているわけですから、その地元負担がなくなるように、これは国・県で考えてもらうようにひとつ教育委員会で検討していただきたいということなんです、その辺、教育長の考えありますか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 学校給食の食材費については本来保護者が負担する形になっているわけですから、今言われたように一等米という形になりますと、今まで市がおいしい地元産を食べさせたいということでもって10円補助していたのが保護者にかかっていくという懸念もあると思います。そこら辺はこれから検討というか、できるだけ、新庄市の場合とはにかく一等米を食べていただいているわけですので、今後もこれは継続していきたいと思います。

9 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

中川正和議長 清水清秋君。

9 番（清水清秋議員） 次長、県全体として今後考える方向で行ってもらいたいと、私は要望も含めてなんです、今それだけ学校で地元負担で対応しながら一等米を使っているわけだし

よう。これはやはり教育委員会全体として県でその負担金に伴う分を国・県で、今後給食の米活用に対して国・県で補うと、国・県で持つと。今言ったように一等米を使えば個人負担になるようなこと、私の言っているのはそうじゃなくて、教育委員会の中で、県の教育委員会の中で実費負担がなくなるように、これは一等米を使うのは当たり前なんだというような形でこれの検討をしてもらいたいということ、そういう考えを持ってないかと聞いているのであって、そこなんです、だから。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

中川正和議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 県の方でも米飯給食そのものを進めるために補助金を出して、農政の方ですけども、補助金を出して米飯給食を進めるということをやっています。それとあわせて、おいしい米を子供たちに食べさせるという部分については農政サイドの方にぜひ補助していただきたいという申し入れは教育委員会としてしていきたいと思っています。

中川正和議長 ただいまから10分間休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 8ページの諸収入でハザキエンジニア3,000万円、そして10ページの商工振興費の中に3,000万円、産業立地促進融資制度貸付金ということで、概略、県と市と銀行の3部門で9,000万円になるのかなと思いますが、その融資制度があるということですが、このハザキエンジニアが新庄の工業団地の方に誘致すると決まった時点はいつなのか、どれぐ

らしいの規模なのか、どういう経緯なのかを1点お伺いしたいと思います。

もう1点、11ページの教育費3目教育指導費で127万円のっておりますが、内容を見ますと謝金が110万円ですから、それぞれサブというか、ボランティア半分なんでしょうけれども、いろいろな部分の教育指導で教育のレベルが上がるようにという意味合いも含めて措置されているものだと思いますが、内容、何人ぐらい、どういうふうにという部分をお教えてください。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 産業立地促進資金融資制度ということでございますが、内容については議員がおっしゃられたとおりでございます、県、市、銀行の三者による協調融資ということで、9,000万円を3分の1ずつ負担して融資するという制度でございます。貸付先の株式会社ハザキエンジニアは、「リング」はございません。資本金が350万円ということで、従業員の方がパートさんを含めまして現在53名ということをお伺いしております。立地した時期なんです、平成19年1月ということで、18年度に契約をいたしまして19年1月に新庄中核工業団地で立地したと。ここまで来る経緯につきましては、もともとは角沢周辺で事業を展開していたということなんです、格別誘致したというわけではなくて、向こうさんの希望もあって工業団地の方に来たと伺っております。業務の内容でございますけれども、携帯電話のカメラレンズの洗浄・乾燥・組み立てということでございます。今回この融資が実現いたしますと、従業員も新たに十四、五名雇用する予定ということも伺っております。

なお、この洗浄技術なんです、大手カメラメーカーとの取引で100%受注ということで、今後月産300万台を400万台規模に拡大したいというふうなことを伺っております。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

中川正和議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 スクール・ソーシャルワーカー活用事業についてでございますが、昨年度まで生徒指導の推進協力員活用調査委託金という事業がございまして、これが小学校の指導体制とか関係機関の連携のあり方について調査を行っておりました。それに引き続く事業でございます、平成20年度、21年度の事業になります。現在、新庄小学校と日新小学校に週3日程度、半日程度というふうな調査と生徒指導の体制の強化を行っております。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 産業立地促進資金融資制度貸付金の件であります、平成19年に新庄中核工業団地の方に立地したということですね。そうしますと、この制度というのは前からあったのでしょうか、なぜ今この時期、6月の補正の時期なのか。逆に言えば、そういうふうに企業に進出するよと言われたときに、こういう制度があるからという部分でハザキエンジニアに話を持っていった方が、よりまたほかの企業も含めてこういうふうにして動くケースがあるのではないかと。角沢周辺でやられていたという話ですが、この時期、果たしてどうなのか。立地していただくためのいろんな努力、裏で頑張られたということは十分承知の上で話をするわけではありますが、こういう部分は今後例えばほかのところに対する企業誘致に関しても、こういうふうな優遇制度があるから新庄の工業団地の方に誘致してもらえないかという状態で、一般質問の中にも話がありましたけれども、新庄で就労する場所の確保が第一義だと、市長もそのためのトップセールスマンだと言われているわけでもありますけれども、企業のこの部分、今、銀行、市、県の三者でこういうふうに貸付制度をするんだということですが、こう

いう優遇制度はあらかじめ工業団地に入るよと言われた時点でやった方がより効果的ではないのかと思えるところがあるわけです。ですから、今なぜこの時期なのかということをお伺いしたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

中川正和議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 先ほどの御質問の際にお答えすればよかったんですが、ちょっと説明不足でございました。ハザキさんにつきましては既に使っていただいております。年度が明けましてこういった申請がまた来たということで、今までの規模を拡大するという事で再度申請があったということでございます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 再度拡大するという事で3,000万円、県も含めて9,000万円ということですね。どんどん企業誘致のためのいろんな部分の努力はしていただきたいと思います。

もう一つ、学校指導の事業費、週3回ぐらいということで、新庄小学校と日新小学校で週3回ぐらいの調査業務を行うと。先生のOBの方なんでしょうけれども、新庄市には小学校が8校ありますが、大規模中心校という意味合いで127万円をつけられて、平成20年、21年度でこういうふうにしてやるという話でしょうけれども、他の沼田だとか、調査と言われるんですが、これに対する効果というか、こういうふうにした方が、安心安全も含めてでしょうけれども、より子供らのそういう部分を保てるよという部分なのでしょうけれども、なぜこの2校だけなのか、そのほかの例えば新庄市内、沼田等も含めて5校ぐらいにはならないのかどうなのか。5校というか、8校ですね、萩野も含めて。こういうふうな部分は127万円というのは妥当なのかどうなのか、もう少しそのところをきちっと充実した方がいいのか。その調査業務を行

われている方は、ちなみに学校の先生のOBの方方でしょうか。それともいろんな部分の業種の方々のOBがなられているのでしょうか、どうでしょうか。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

中川正和議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 現在、新庄小学校と日新小学校に配置されておりますが、ほかの学校については、例えば県の配置の加配とか、そういうふうな部分で補っている部分がございますので、ある部分では心配されるというか、人数が多いというふうな部分で2名配置というふうな形で行っております。なお、この学校に行っている方ということでありますが、OBの方がいらっしゃるという形になっております。

中川正和議長 ほかにありませんか。

3 番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

中川正和議長 斎藤義昭君。

3 番（斎藤義昭議員） 7ページの農業費、さつきから米飯給食について話ありましたが、補助金を受けて回数をふやすということで大変結構なことだと思います。そこで、今、米飯1食の給食代は幾らになっていきますか。その中で補助金と保護者の負担とあるんですが、その割合はどうなっているのか、それを確認したいと思います。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

中川正和議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 今、小学校だけですけれども、1食265円になっております。これが保護者の負担になります。

3 番（斎藤義昭議員） 自治体側の負担はないんですか。これは1本ですか。

大場和正教育次長 保護者の負担が265円です。

先ほど言いましたように、一等米を使っているので、市の方では米飯給食の場合10円上乗せをしておいしい米を食べていただいているということになります。

3 番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

中川正和議長 斎藤義昭君。

3 番（斎藤義昭議員） そこに負担して、そこに負担があと20円プラスになるということ、120円。

大場和正教育次長 10円です。

3 番（斎藤義昭議員） そうすると275円ということですか。そうすると保護者のほかに米飯給食に対する補助金というのは余りないんですか、そのほかには。わかりました。

中川正和議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第45号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第5議案第46号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

中川正和議長 日程第5議案第46号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1

号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第46号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6議案第47号平成20年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

中川正和議長 日程第6議案第47号平成20年度新庄市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第47号平成20年度新庄市老人保健事業特
別会計補正予算(第1号)については、原案の
とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで、追加案件がありますので、暫時休憩
いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

中川正和議長 ここで追加案件が出ていますので、
議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

(今田雄三議会運営委員長登壇)

今田雄三議会運営委員長 御苦労さまです。それ
ではこれより議会運営委員長の報告を行います。

本日午前11時31分より議員協議会室において
委員7名出席のもと、議会事務局職員の出席を
求め、本日の本会議における追加案件について
協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第5号公的年金からの特

別徴収の見直しに関する意見書の提出について、
議会案第6号後期高齢者医療制度の見直しに関
する意見書の提出について、議会案第7号WT
O農業交渉に関する意見書の提出についての議
会案3件及び議員派遣の件を本日の本会議に追
加することにいたしましたので、議長よりよろ
しく取り計らい願います。

報告を終わります。

中川正和議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありまし
たとおり、議会案3件及び議員派遣の件を本日
の日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、
議会案3件及び議員派遣の件を本日の日程に追
加することに決しました。

追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時45分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第7 議会案第5号公的年金から の特別徴収の見直しに関する意 見書の提出について

中川正和議長 それでは追加日程に入ります。

日程第7 議会案第5号公的年金からの特別徴
収の見直しに関する意見書の提出についてを議
題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務常任委員長小野周一君。

(小野周一総務常任委員長登壇)

小野周一総務常任委員長 議会案第5号公的年金
からの特別徴収の見直しに関する意見書の提出

について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年6月16日、新庄市議会議長中川正和殿。提出者、新庄市議会総務常任委員会委員長小野周一。

裏面の別紙の方を説明したいと思います。

公的年金からの特別徴収の見直しに関する意見書。

地方経済が低迷する中、所得が減る一方にもかかわらず、急激な原油高の影響による燃料の高騰や度重なる生活必需品の値上げなど、高齢者の生活は非常に苦しい状況にあります。この厳しい状況下にあって、公的年金制度は国民の高齢期の生活を支える重要な社会保障制度であって、高齢者にとっての唯一といえる安定した収入源であります。そうした中、本年4月より後期高齢者医療制度の保険料の特別徴収が開始され、また今年4月30日に政府は、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度を盛り込んだ地方税法の改正を行いました。保険料や税金における公的年金からの特別徴収については、今、国民の最大の関心事となっています。

所得税に始まり、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険税と次々に年金から天引きされるものが増え、加えて更に住民税が特別徴収されることとなっては、高齢者の生活がますます逼迫することは必至であります。

よって、国において、高齢者が安定した生活を維持し、安心して暮らせる社会にするため、今実施している公的年金からの特別徴収を早急に見直すよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、厚生労働大臣宛。

以上であります。

中川正和議長 ただいま説明のありました議案案

第5号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託をせず直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号公的年金からの特別徴収の見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号後期高齢者医療制度の見直しに関する意見書の提出について

中川正和議長 日程第8議案第6号後期高齢者医療制度の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

文教厚生常任委員長沼澤恵一君。

（沼澤恵一文教厚生常任委員長登壇）

沼澤恵一文教厚生常任委員長 議案第6号後期高齢者医療制度の見直しに関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第

109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年6月16日、新庄市議会議長中川正和殿。提出者、新庄市議会文教厚生常任委員会委員長沼澤恵一。

別紙について。

高齢者医療制度の見直しに関する意見書。

高齢化社会を迎え、医療制度の充実が国民共通の切実な願いであります。そうした中、75歳以上の後期高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障がいのある者を対象に、高齢期における適切な医療の確保を目的として、本年4月から後期高齢者医療制度が実施されました。

この新制度に対しては、原則として後期高齢者全員が保険料を負担することからこれまで保険料負担のなかった低所得の高齢者にも新たな負担が生じること、また保険料の軽減措置等低所得者への配慮が不十分であること、さらには医療費においては包括定額制の導入によって受けられる医療が制約される等多数の問題が指摘され、高齢者の医療に対する不安が日々高まっている現状であります。

また、保険料を公的年金から特別徴収することでは高齢者の暮らしを直接圧迫し、保険料滞納者に対する資格証明書の発行等については、高齢者の健康保持に重大な悪影響を及ぼすといわなければなりません。

そもそもこの制度は、国民医療の充実を目的に、後期高齢者に対し適切な医療の給付等を行うため創設された制度です。しかし、制度が実施されると高齢者医療に対する問題が噴出し、高齢者のみならず、それを支える世代にとっても大きな不安となっている現状にあり、このような医療保険制度に対する国民の不安は早急に解消しなければなりません。

よって、国においては、後期高齢者の医療費負担の抑制及び保険料負担の緩和措置を講じるなど、過度な負担を見直すとともに保険料徴収方式や医療費の包括定額制を見直すなど、国民

すべてが適切な医療が受けられるよう後期高齢者医療制度の抜本的見直しを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、厚生労働大臣宛。

以上でございます。

中川正和議長 ただいま説明のありました議会案第6号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託をせず直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 高齢者の医療制度の見直しに対する意見書であります。たしかこれは要望書に基づいて作成されたものだと思いますが、新庄市の後期高齢者の保険料は、さきに一般質問の中にもありましたように9割の方々がお安くなっていると。そして、国民皆保険制度、超高齢化社会になってこの制度の存続すら危ぶむ状態の中での苦策の成果だと思っておりますが、ここにもありますように高齢者の医療負担の抑制並びに保険料負担の緩和措置等は、今、政府で順次、説明のやり方も悪かったという話もあって、順次改正するようにして、低所得者に対する配慮を十分ではないかもしれませんが、なされているものだと思っております。一番肝心の国民皆保険制度の危機感はこの話の中にあつたのでしょうか、なかったのでしょうか、お伺いします。

沼澤恵一文教厚生常任委員長 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 文教厚生常任委員長沼澤恵一君。

沼澤恵一文教厚生常任委員長 危機感と言われますと、そこまで踏み込んだ議論にはなりません。ただ、議員おっしゃるとおり、後期高齢者の総括的な問題点等は話し合いになりましたが、先ほど申し上げましたとおり、深く中に入った内容については議論いたしておりません。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

中川正和議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） この後期高齢者医療制度の75歳以上の方々が新庄市にとっては9割方お安くなっているという状態を認識された上で議論の展開をされたのでしょうか。

沼澤恵一文教厚生常任委員長 議長、沼澤恵一。

中川正和議長 文教厚生常任委員長沼澤恵一君。

沼澤恵一文教厚生常任委員長 あくまで要望書に基づいた内容で意見書の作成に至っておりますので、この要望書以外の件については詳しく議論はされておられません。

中川正和議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第6号後期高齢者医療制度の見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議がありますので、起立採決いたします。議会案第6号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

中川正和議長 起立多数であります。よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9議会案第7号WTO農業

交渉に関する意見書の提出について

中川正和議長 日程第9議会案第7号WTO農業交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業建設常任遠藤敏信君。

（遠藤敏信産業建設常任委員長登壇）

遠藤敏信産業建設常任委員長 議会案第7号WTO農業交渉に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年6月16日、新庄市議会議長中川正和殿。提出者、新庄市議会産業建設常任委員会委員長遠藤敏信。

WTO農業交渉に関する意見書。

WTO（世界貿易機関）は、本年2月にファルコナー議長がモダリティ議長案改訂版を加盟国に提示して以降、WTO農業交渉は大詰めの協議が続いております。4月下旬から5月にかけては、非農産品市場アクセス（NAMA）交渉など他の交渉分野も含めた横断的な議論が行われ、その後閣僚級会合において、モダリティ確立の是非について判断が下されようとしております。

食料需給の逼迫、地球温暖化など食と農をめぐる環境変化が世界的規模で進む中、国内生産を基本とした食料安全保障の確立は、食料自給率が著しく低いわが国にとって極めて重要かつ切実な課題であります。

わが国農業が持続的に発展し、消費者に安全と安心を提供していけるよう、輸入国の懸念に十分配慮した農業モダリティの確立が、何としても必要であります。

よって、国におかれてはWTO農業交渉に当たって、農業の多面的機能の発揮と食料の安全

保障、各国の農業の共存と食料自給率の向上が可能な貿易ルールの実現を図るため、下記事項について取り組まれるよう強く要請します。

記

1. 農業の多面的機能を十分尊重した農業モダリティの確立

多様な農業が共存し、世界各国で農業の多面的機能が十分発揮されるよう、非貿易的関心事項を確立かつ具体的に反映させて、食料輸入国における食料主権を可能とする農業モダリティを確立すること。

2. 食料安全保障を強化する公平・公正な貿易ルールの確立

世界的な穀物需給の逼迫・価格の高騰、一部諸国による輸出禁止・制限など、食料争奪の状況の中で、国内生産を基本においた食料安全保障が確立されるよう、輸入国に配慮するとともに、輸出規律を厳格化した公平で公正な農産物貿易ルールを確立すること。

3. 日本農業を壊滅させる上限関税の断固阻止

わが国などG10諸国の農業にのみ壊滅的な打撃を与える上限関税の導入を断固阻止すること。また高関税品目を多く有するわが国などG10諸国にのみ不当な代償を求める提案も拒否すること。

4. わが国農業を守るための十分な数の重要品目の確保

世界各国とも、農業生産、食生活、地域経済、雇用などにとって、失うことがあってはならない多くの重要品目を有している。これら品目の国内生産が縮小・撤退を余儀なくされることがないように、十分な数の重要品目を確保すること。

また、輸入急増や価格下落の際に適切に対処する特別セーフガード（SSG）の仕組みを堅持すること。

5. 自給率向上に不可欠な重要品目に対する柔軟性の確保

食料自給率の向上には、重要品目の国境措置

が適切に取り扱われることが不可欠であり、関税割当約束と関税削減の柔軟な組み合わせにより、品目毎の事情に応じた対応を可能とすること。

関税割当数量については、公平・公正の観点から改善すべきであり、一方的な輸入拡大とならないよう、毅然たる対応を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、外務大臣宛、農林水産大臣宛、経済産業大臣宛。

以上でございます。

中川正和議長 ただいま説明のありました議会案第7号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託せず直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

中川正和議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 言葉がよくわからないので、農業モダリティというのは日本語にするとどういう言葉なのか。また、G10諸国ということですが、どういう国々なのか。わからないもんですから、お伺いします。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

中川正和議長 産業建設常任遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 モダリティという言葉、広辞苑で探してみたところ、広辞苑を読ませていただきます。構文中に表現される願望、依頼、迷惑、謙遜など話し手の心理的な態度というふうなことでありましたけれども、農産物輸入に関するところの一つのルールというか、そういうふうなものに当たるそうです。

それから、G10諸国については、私もすべて言うことはできません。

なお、この意見書をつくるに当たっては、要望のあった新庄最上農協の理事長と山形県農業中央会の担当者の説明を求めて作成したところ

であります。

中川正和議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第7号WT O農業交渉に関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員派遣の件

中川正和議長 日程第10 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議員研修会へ名簿のとおり派遣することに決しました。

閉 会

中川正和議長 ここで市長よりごあいさつがあります。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議会の最後に当たりまして、平成20年度最初の6月議会、議案等慎重審議まことにありがとうございました。

4月、5月と暫定税率が再可決されるなどの問題があり、また近々においては首相の問責決議案が出されたりと、国会等におきましては大変さまざまな動きがあるのは皆様御承知のとおりでございます。今回の議会でも大きく取り上げられました後期高齢者医療制度につきましても、皆様方に一層の御議論をいただいたところであります。今まさに少子高齢化、情報化、そして国際化という、このスピードが我々の生活以上に進んでいるということで、国の制度そのものがなかなか追いついていないということの一つのあらわれではないかと思います。

そうした中で、その権限を地方に移そうということで、地方分権の一層の進展ということで合併もその一つのあらわれだと思います。権限機能を強化し、国の受け皿をどういうふうに進めていくのか。今議会では議会の皆さんと12日に懇談会を設けさせていただき、本当にありがとうございました。最上地方の中心都市新庄市がこの地域全体をどういうふう運営していくのかということ、今後とも皆様と御議論を深めさせていただければありがたいと思います。

新年度が始まりまして、4月、5月、6月、まだまだ9カ月以上、市民生活が待っているわけですが、皆さんとともに市民の安心安全のために市政を図っていきたくております。この間、四川の地震あるいはミャンマー

のサイクロンということで気象異常もあります
が、きのう、おとといは岩手・宮城内陸地震と
いうことで、被災された方々に心からお見舞い
申し上げ、今議会の慎重審議に対する御礼とさ
せていただきます。今回はありがとうございました。

中川正和議長 以上で6月定例会の日程をすべて
終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後0時11分 閉会

新庄市議会議長 中 川 正 和

会議録署名議員 沼 澤 恵 一

〃 〃 金 利 寛

平成20年7月臨時会会議録

平成20年7月10日 木曜日 午前10時00分開会
議長 中川正和 副議長 平向岩雄

出席議員（19名）

2番	佐藤悦子	議員	3番	斎藤義昭	議員
4番	小野周一	議員	5番	小関淳	議員
6番	遠藤敏信	議員	7番	中川正和	議員
8番	沼澤恵一	議員	9番	清水清秋	議員
10番	小嶋富弥	議員	11番	渡部平八	議員
12番	今田雄三	議員	13番	金利寛	議員
14番	新田道尋	議員	15番	平向岩雄	議員
16番	森儀一	議員	17番	山口吉静	議員
18番	亀井信夫	議員	19番	星川豊	議員
20番	下山准一	議員			

欠席議員（1名）

1番 奥山省三 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	國分政嗣
教育長	武田一夫	総務課長	星川基
政策経営課長	坂本孝一郎		

事務局出席者職氏名

局長	鈴木吉郎	総務主査	野崎勉
主査	沼澤順子	主事	笹原孝一

議事日程

平成20年7月10日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 8 号新庄市農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

中川正和議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、欠席通告者は奥山省三君の1名であります。

それでは、これより平成20年7月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

中川正和議長 日程第1 会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において小嶋富弥君、今田雄三君を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

中川正和議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

(今田雄三議会運営委員長登壇)

今田雄三議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る7月3日午前10時より議員協議会室において委員7名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました7月臨時議会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、このたびの提出案件は議会案1件でありますので、本日7月10日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので、委員会への付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

中川正和議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日7月10日、1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日7月10日、1日と決しました。

日程第3 議会案第8号新庄市農業委員会委員の推薦について

中川正和議長 日程第3 議会案第8号新庄市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森 儀一君の退席を求めます。

(16番森 儀一議員退席)

中川正和議長 提出者の説明を求めます。

小野周一君。

(4番小野周一議員登壇)

4 番(小野周一議員) おはようございます。

議会案第8号新庄市農業委員会委員の推薦について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成20年7月10日、新庄市議会議長中川正和殿、提出者、新庄市議会議員小野周一、賛成者、新庄市議会議員今田雄三委員、山口吉静委員、奥山省三委員、遠藤敏信委員、沼澤恵一委員の議会運営委員会の皆様でございます。

別紙について説明します。

新庄市農業委員会委員の推薦について。

次の者を新庄市農業委員会委員に推薦する。

記。住所、新庄市大字角沢753番地、氏名、

森 儀一、昭和17年4月21生。

提案の理由。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定により、委員となるべき学識経験者1名を推薦しようとするものである。

以上であります。

中川正和議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第8号は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

議会案第8号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第8号新庄市農業委員会委員の推進については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中川正和議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

（16番森 儀一議員着席）

午前10時07分 休憩

午前10時08分 開議

中川正和議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、森 儀一君を新庄市農業委員会委員に推薦することに決しましたので、登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

森 儀一君。

（16番森 儀一議員登壇）

16番（森 儀一議員） おはようございます。

ただいま皆様方に御推薦いただきました森 儀一です。農業委員会の委員改選ということで、議会の皆様方に推薦され、本当にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

私も農業委員は初めての試みでございますけれども、与えられました期間、一生懸命頑張ります。責任と信頼をモットーにして頑張りますので、議員の皆さん、議会の皆さん、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

（拍手）

中川正和議長 よろしくをお願いいたします。

閉 会

中川正和議長 以上で今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、閉会いたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前10時09分 閉会

新庄市議会議長 中 川 正 和

会議録署名議員 小 嶋 富 弥

〃 〃 今 田 雄 三

平成20年8月臨時会会議録

平成20年8月20日 水曜日 午前10時00分開会
議長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出席議員（19名）

1番	奥	山	省	三	議員	2番	佐	藤	悦	子	議員
3番	斎	藤	義	昭	議員	4番	小	野	周	一	議員
5番	小	関		淳	議員	6番	遠	藤	敏	信	議員
8番	沼	澤	恵	一	議員	9番	清	水	清	秋	議員
10番	小	嶋	富	弥	議員	11番	渡	部	平	八	議員
12番	今	田	雄	三	議員	13番	金		利	寛	議員
14番	新	田	道	尋	議員	15番	平	向	岩	雄	議員
16番	森		儀	一	議員	17番	山	口	吉	静	議員
18番	亀	井	信	夫	議員	19番	星	川		豊	議員
20番	下	山	准	一	議員						

欠席議員（1名）

7番 中 川 正 和 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	國 分 政 嗣
教 育 長	武 田 一 夫	総 務 課 長	星 川 基
政策経営課長	坂 本 孝一郎		

事務局出席者職氏名

局 長	鈴 木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 事	笹 原 孝 一

議 事 日 程

平成20年8月20日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長辞職の件

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

- 日程第 4 議長選挙
- 日程第 5 副議長選挙
- 日程第 6 常任委員の選任

開 会

平向岩雄副議長 皆さん、おはようございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名でございます。欠席通告者は中川正和君の1名であります。

これより平成20年8月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

平向岩雄副議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において清水清秋君、渡部平八君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

平向岩雄副議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

(今田雄三議会運営委員長登壇)

今田雄三議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る8月13日午前10時より議員協議会室にお

いて委員7名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました8月臨時議会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、このたびの案件は議長辞職の件の1件でありますので、本日8月20日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げ、報告を終わります。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日8月20日、1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日8月20日、1日と決定いたしました。

日程第3 議長辞職の件

平向岩雄副議長 日程第3 議長辞職の件を議題といたします。

それでは、事務局長に議長の辞職願を朗読させます。

鈴木吉郎事務局長 それでは朗読いたします。

辞職願。今般、一身上の都合により議長の職を辞することについて許可されるようお願いいたします。平成20年8月8日、新庄市議会副議長平向岩雄殿、新庄市大字萩野1667番地、中川正和。

以上でございます。

平向岩雄副議長 お諮りいたします。

中川正和君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 御異議なしと認めます。よって、中川正和君の議長の辞職を許可することに決しました。

日 程 の 追 加

平向岩雄副議長 ここで、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決しました。暫時休憩いたします。

午前 10 時 04 分 休憩

午前 10 時 05 分 開議

平向岩雄副議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第 4 議長選挙

平向岩雄副議長 日程第 4 議長選挙。

これより議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

投票の記載は記載所で行っていただきたいと思います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

平向岩雄副議長 ただいまの出席議員は 19 名であります。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

平向岩雄副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

平向岩雄副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を 1 人記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局に点呼を命じます。

(事務局長点呼、投票)

平向岩雄副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

平向岩雄副議長 これより開票を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に小野周一君、遠藤敏信君、奥山省三君を指名いたします。よって、3 名の方の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

平向岩雄副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

うち有効投票 18 票、無効投票 1 票うち白票 1 票。

有効投票中、平向岩雄 17 票

佐藤悦子 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。よって、平向岩雄が議長に当選いたしました。本席からその旨会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

ここで一言、議長就任のごあいさつを申し上げます。

このたび中川前議長の辞職により、不肖私が議長選挙において大変な御支持を得て当選人となりましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さを

痛感している次第であります。

時あたかも国内外の政治諸課題が今日ほど山積していることはかつてないと感じており、本市におきましても、地方分権の到来とも相まって、行財政運営の充実を初め市町村広域合併問題、少子高齢化対策、加えて市民ニーズの多様化などが大きな課題となっておりますことは、御承知のとおりであります。

議長の仕事については今さら申し上げるつもりはございませんが、地方自治法では議場の秩序維持、議事の整理、議会事務の統理、そして議会代表権が規定されております。これらを円滑に運営し、遂行し、議長の仕事をも十分に果たすには、議員各位の御支持と御協力が不可欠であることも承知しております。

幸いにして、このたびは歴代の議長、議員各位によりまして、数による対立抗争ではなく、互助をモットーとして議会運営がなされるべきとされましたことに喜びを感じているところであります。微力な私であります。議長の仕事に励みたいと思います。そして、市議会が市民から常に信頼を得られるよう十全を尽くしたいので、議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げまして、議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

日 程 の 追 加

平向岩雄議長 副議長に欠員が生じました。ここで副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加することに決しました。

日程第5副議長選挙

平向岩雄議長 日程第5副議長選挙。

これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

平向岩雄議長 ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

平向岩雄議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

平向岩雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を1人記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局に点呼を命じます。

（事務局長点呼、投票）

平向岩雄議長 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

平向岩雄議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小野周一君、遠藤敏信君、奥山省三君を指名いたします。よって、3名の方の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

平向岩雄議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に

符合しております。

そのうち有効投票17票、無効投票2票、うち白票2票でございます。

有効投票中、金 利寛君17票でございます。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、金 利寛君が副議長に当選いたしました。ただいま副議長に当選されました金 利寛君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

当選されました金 利寛君にごあいさつをお願いいたします。

(金 利寛副議長登壇)

金 利寛副議長 数多くの議員の皆様から御支持をいただき、副議長という大役を仰せつかりました。平向新議長を守り、支え、そして新庄市の発展のために全力で頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。(拍手)

平向岩雄議長 なお、この際お諮りいたします。

本市議会では、議長の職にある者は常任委員を辞任することを申し合わせておりますので、小職は常任委員を辞任したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任は可決されました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中川正和君を産業建設常任委員に選任することに決しました。

閉 会

平向岩雄議長 以上で今期臨時会の日程は終了いたしましたので、閉会いたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前10時36分 閉会

新庄市議会議長 平 向 岩 雄

会議録署名議員 清 水 清 秋

〃 〃 渡 部 平 八

日程第6 常任委員の選任

平向岩雄議長 日程第6 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。産業建設常任委員に中川正和君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

平成20年9月定例会会議録（第1号）

平成20年9月8日 月曜日 午前10時00分開会
議長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出席議員（19名）

1番	奥	山	省	三	議員	2番	佐	藤	悦	子	議員
3番	斎	藤	義	昭	議員	4番	小	野	周	一	議員
5番	小	関		淳	議員	6番	遠	藤	敏	信	議員
8番	沼	澤	恵	一	議員	9番	清	水	清	秋	議員
10番	小	嶋	富	弥	議員	11番	渡	部	平	八	議員
12番	今	田	雄	三	議員	13番	金		利	寛	議員
14番	新	田	道	尋	議員	15番	平	向	岩	雄	議員
16番	森		儀	一	議員	17番	山	口	吉	静	議員
18番	亀	井	信	夫	議員	19番	星	川		豊	議員
20番	下	山	准	一	議員						

欠席議員（1名）

7番 中 川 正 和 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	國 分 政 嗣
総務課長	星 川 基	政策経営課長	坂 本 孝一郎
税務課長	今 川 吉 幸	市民課長	柿 崎 卓 美
環境課長	五十嵐 正 臣	健康課長	小 野 孝 一
農林課長	五十嵐 祐 一	商工観光課長	黒 坂 光 悦
都市整備課長	中 部 力	下水道課長	佐 藤 新 一
会計管理者兼会計課長	大 江 雅 夫	福祉事務所長	田 口 五 郎
神室荘長	叶 内 利 昭	水道課長	小 野 善 次
教育委員長	伊 藤 輝 昭	教 育 長	武 田 一 夫
教育次長	大 場 和 正	学校教育課長	山 川 義 隆
生涯学習課長	三 浦 和 枝	生涯スポーツ課長	清 水 幹 也

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
 監 査 委 員 高 山 孝 治
 農 業 委 員 会 長 柏 倉 政

選挙管理委員会 小 野 正 一
 監 査 委 員 佐 藤 良 知
 事 務 局 員 長

事務局出席者職氏名

局 長 鈴 木 吉 郎 総 務 主 査 野 崎 勉
 主 査 沼 澤 順 子 主 事 笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 0 年 9 月 8 日 月曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 9 号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 4 報告第 1 0 号平成 1 9 年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5 議案第 4 8 号新庄市教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 4 9 号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
- 日程第 7 議会案第 9 号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 8 議案第 5 0 号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 1 号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 5 6 号市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 1 5 議案第 5 7 号新庄市土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第 1 6 議案第 5 8 号平成 1 9 年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 9 号平成 1 9 年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 0 号平成 1 9 年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 19 議案第 61 号平成 19 年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 62 号平成 19 年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 63 号平成 19 年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 64 号平成 19 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 65 号平成 19 年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 66 号平成 19 年度新庄市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 25 決算特別委員会の設置
- 日程第 26 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第 27 議案第 67 号平成 20 年度新庄市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 議案第 68 号平成 20 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 29 議案第 69 号平成 20 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 30 議案第 70 号平成 20 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 31 議案第 71 号平成 20 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 32 議案第 72 号平成 20 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

平向岩雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、欠席通告者は中川正和君の1名であります。

それでは、これより平成20年9月新庄市議定会例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

平向岩雄議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において奥山省三君、下山准一君を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

平向岩雄議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

（今田雄三議会運営委員長登壇）

今田雄三議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る9月1日午前10時より議員協議会室において委員7名出席のもと、執行部より副市長、各関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました9月定例会の運営について

協議をいたしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成20年9月定例会日程表のとおり、本日から9月19日まで12日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

このたび提出されます案件は、報告2件、議案10件、議会案1件、決算9件、補正予算6件、請願6件の計34件であります。

案件の取り扱いにつきましては、報告2件の後、議案第48号は人事案件でありますので、本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第49号、議会案第9号につきましても同様に本日の本会議において審議をお願いいたします。議案第50号から議案第66号までの17件につきましては、本日は一括上程、提案説明後、平成19年度決算を除いた議案8件について総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。平成19年度決算9件につきましては、本日は、全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。議案第67号から議案第72号までの平成20年度補正予算6件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会の付託を省略し、9月19日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問であります。今期定例会の質問者は6名でありますので、1日で行っていただきます。質問時間は答弁を含めて1人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月19日までの12日間といたしたいと思っております。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 異議なしと認めます。よって、会

期は9月8日から9月19日までの12日間と決しました。

平成20年9月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時間	摘 要
第1日	9月8日	月	本 会 議	議 場	午前10時	開会。報告(2件)の説明、質疑、討論、採決。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議会案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。決算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(6件)の一括上程、提案説明。
			決 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	9月9日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、今田雄三、小関 淳、 金 利寛、佐藤悦子、星川 豊 の各議員
第3日	9月10日	水	常任委員会	総 務 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
				産 業 建 設 (議員協議 会室)	午後1時 30分	付託議案、請願の審査
第4日	9月11日	木	常任委員会	文 教 厚 生 (議員協議 会室)	午後1時 30分	付託議案、請願の審査
第5日	9月12日	金	休 会			
第6日	9月13日	土				
第7日	9月14日	日				

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時間	摘 要
第 8 日	9 月 15 日	月				
第 9 日	9 月 16 日	火	決 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成19年度一般会計、特別会計、 水道事業会計決算の審査
第10日	9 月 17 日	水	決 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成19年度一般会計、特別会計、 水道事業会計決算の審査
第11日	9 月 18 日	木	休	会		本会議準備のため
第12日	9 月 19 日	金	本 会 議	議 場	午前10時	決算特別委員長報告、討論、採決。各 常任委員長報告、質疑、討論、採決。 補正予算（6件）の質疑、討論、採決。

日程第 3 報告第 9 号新庄市土地開 発公社の経営状況の報告について

平向岩雄議長 日程第 3 報告第 9 号新庄市土地開
発公社の経営状況の報告についてを議題といた
します。

提出者の説明を求めます。

副市長國分政嗣君。

（國分政嗣副市長登壇）

國分政嗣副市長 報告第 9 号新庄市土地開発公社
の経営状況について御説明申し上げます。

地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により、
平成19年度新庄市土地開発公社の決算を報告い
たします。

この決算につきましては、去る 5 月 9 日に公
社監事の監査をいただきまして、その後 5 月 28
日の理事会において御承認をいただいていると
ころでございます。

それでは、土地開発公社決算書の 1 ページを
ごらんいただきたいと思います。

平成19年度新庄市土地開発公社事業報告書に
ついてでございます。

1. 概況の総括事項でございます。

平成19年度におきましては、94.91平方メー
トルの用地を124万5,265円で取得し、516.91平

方メートルの処分を行い、契約金額は1,227万
2,505円となっております。また、335.87平方
メートルにつきましては、買い戻し特約に基づ
き、契約解除の手続を行ったものであります。
これにより、平成20年度への繰り越しは10事業
用地 4 万4,688.11平方メートルで、金額は 1 億
180万5,828円となりました。

続きまして、平成19年度の事業概要でありま
す。

往環東地区宅地分譲用地 1 区画335.87平方メ
ートルを買い戻しいたしまして、松本地区宅地
分譲用地 1 区画295.35平方メートルを売却いた
しました。また、小桧室地区宅地分譲用地
94.91平方メートルの土地を取得し、造成工事
等を行い、不整形地221.56平方メートルを売却
いたしました。

ただいま申し上げました事業を実施いたしま
して、7 ページの損益計算書の最後に記載のと
おりでございます。平成19年度の純損失は158
万5,722円となっております。

1 ページにお戻りいただきまして、（2）理
事会議決事項、（3）行政官庁の主な許認可事
項等を記載しております。

2 ページをお開きください。

（4）役員に関する事項は、平成20年 3 月 31
日現在の役員の就任状況でございます。

3 ページをごらんください。

(5) 登記に関する事項は、平成19年度に処理いたしました登記事項別に記載しております。

(6) 主たる契約事項の土地の売買契約等には、平成19年度に契約を行いました4件につきまして、その内容を記載しております。

4 ページをお開きいただきたいと思います。
決算報告書の説明をいたします。

(1) 収益的収入及び支出。

収益的収入の決算額は1,321万8,908円となりました。内容は、土地造成事業収益、受取利息及び雑収益であります。

次に、収益的支出の決算額は1,480万4,630円となりました。内容は、土地造成事業原価及び販売費、一般管理費であります。

(2) の資本的収入及び支出の資本的収入はございませんでした。資本的支出の決算額は996万3,651円であり、内容は土地造成事業費でございます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。
資金収支表について、御説明いたします。

これは平成19年4月1日から平成20年3月31日までの受け入れと支払いについての資金収支をそれぞれの項目別に記載してございます。受入資金Aから支払資金Bを差し引きました金額1億4,815万7,022円が翌期繰越金となります。

6 ページをお開き願います。

財産目録につきましては、平成20年3月31日現在で公社の資産と負債の内訳をそれぞれに記載してございます。純財産としては2億5,496万2,850円となっております。

7 ページには損益計算書、8 ページには貸借対照表、9 ページにはキャッシュフロー計算書を記載し、ただいま御説明いたしました決算報告書の収益的収入及び支出並びに財産目録の内訳を記載してございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、これまで御説明申し上げました事業内

容についてであります。10ページ以降に決算附属明細表を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

以上で平成19年度新庄市土地開発公社の決算についての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平向岩雄議長 本件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第4報告第10号平成19年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平向岩雄議長 日程第4報告第10号平成19年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、報告第10号平成19年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政状況が危惧されていることから、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、平成19年度決算から監査委員の監査を経て議会及び市民に広く公表することとなったものでございます。

同法第3条では、健全化判断比率であります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標について定めております。それぞれの指標に関し、団体の規模等に応じた早期健全化基準が算出され、その基準を超えた場合は平成20年度決算から財政健全化計画の策定義務が生じるものであります。また、いわゆる公営企業に関しましては、同法

第22条の規定によりまして、資金不足比率を算定し、健全化判断比率と同様に、監査、報告及び公表を行うよう規定されております。

各種比率の算定結果は、報告のとおりでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字決算でありましたので数値がございません。実質公債費比率は、18年度決算では30.1%と全国でも高い比率となっておりますが、19年度決算では27.3%となりました。2.8ポイント下がっておりますが、今年度の算定方法の見直しで都市計画税の一定割合が特定財源扱いとなり、分子から控除することとなったためでありまして、本市の都市計画税による控除率は2.7%となっております。つまり、都市計画税が反映されなければ、ほぼ18年度と同じ比率でありますし、早期健全化基準の25%を超えている状況であります。また、将来負担比率は190.8%となり、早期健全化基準の350%を下回りました。この指標は新たな指標であり、他の団体の状況はわかりませんが、際立って高い率ではないと考えております。

一方、公営企業会計の資金不足比率でございますが、すべての会計で資金の不足はございませんでしたので、比率は算出されておられません。一般会計から適正に繰り出しを行っているため黒字の指標になっておりますが、繰り出し額が多額な会計もあり、引き続き経営の効率化を推進してまいりたいと考えております。

なお、経営健全化基準につきましては、市町村は一律20%となっております。

健全化に関する比率の議案としての報告は初めてでございますが、特に実質公債費比率につきましては1年でも早く基準を下回るよう対応してまいりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

なお、本日の議会終了後に全員協議会をお願いし、詳細の説明を行いながら御協議をお願いする予定としておりますので、よろしくお願い

申し上げます。以上であります。

平向岩雄議長 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承願います。

なお、財政の健全化につきましては、本日の本会議終了後に開催いたします全員協議会において協議を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第5議案第48号新庄市教育委員会委員の任命について

平向岩雄議長 日程第5議案第48号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第48号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員5名の方のうち1名の方が平成20年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに教育委員を選任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により御提案申し上げるものであります。

任命しようとする方は、伊藤輝昭氏であります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、平成15年4月に新庄市教育委員会委員に就任以来、委員長として御活躍いただいております。本市の教育行政を推進していただく上でまことにふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第48号は、会

議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第48号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第6 議案第49号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

平向岩雄議長 日程第6 議案第49号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第49号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、地方自治法の一部改正により、本市の関係条例について必要な規定の整理を行うものであります。

改正の内容の一つ目といたしましては、地方自治法に議会活動の範囲の明確化を図るための規定が追加されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

二つ目といたしましては、地方自治法において議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、その名称を議員報酬に改めるなどの改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

本条例の施行により、新庄市議会政務調査費の交付に関する条例、新庄市特別職の職員の給与に関する条例、新庄市特別職の報酬等審議会条例及び議会の議員の期末手当の特例に関する条例の4条例が改正されるものであります。

御審議をいただきまして、御決定くださいますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会への付託を省略することに決しました。

それでは議案第49号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第49号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定については、これを可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号についてはこれを可決することに決しました。

日程第7 議会案第9号新庄市議会 会議規則の一部を改正する規則の 制定について

平向岩雄議長 日程第7 議会案第9号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今田雄三君。

(12番今田雄三議員登壇)

12番(今田雄三議員) 議会案第9号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。平成20年9月8日、新庄市議会議長平向岩雄殿。提出者、新庄市議会議員今田雄三。賛

成者、新庄市議会議員、議会運営委員会の皆様であります山口吉静、奥山省三、小野周一、遠藤敏信、沼澤恵一、森 儀一。

別紙。

新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

新庄市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

新庄市議会会議規則の一部を改正する規則。

新庄市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第159条第1項中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改める。

附則、この規則は公布の日から施行する。

改正の理由。地方自治法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

よろしく願い申し上げます。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 異議なしと認めます。よって、議会案第9号は委員会への付託を省略することに決しました。

それでは議会案第9号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、これを可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号についてはこれを可決することに決しました。

議案 17 件一括上程

平向岩雄議長 日程第8議案第50号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第24議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの17件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第50号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

内容といたしましては、公益法人等に係る規定の整理を行うものであります。

議案第51号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第54号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案につきまして、御説明申し上げます。

いずれの議案も施設管理の効率化、民間活力の導入と市民協働及び行政のスリム化などを目的といたしまして、指定管理者に施設管理を行わせることができるように改正するものであります。

改正の内容でありますが、新庄市立図書館につきましては、施設の利用時間、休館日及び管理の基準を明確にして、指定管理者が行う業務の範囲を加えたものであります。

生涯学習センターにつきましては、既に指定管理者制度を導入しておりますわくわく新庄に加え、新庄市民プラザの管理を追加するものであります。

体育施設につきましては、既に導入しております市民スキー場及び武道館の2施設に加え、体育館、陸上競技場、テニスコート、相撲場、横根山運動広場及び東山スポーツハウスの6施設の管理を追加するものであります。

都市公園の有料公園施設につきましては、既に導入しております市民球場に加え、市民プール、福田運動広場及び福田テニスコートの3施設の管理を追加するものであります。

体育施設及び都市公園有料公園施設の改正の内容といたしましては、施設の使用期間、使用時間及び休業日並びに管理の基準を明確にして、指定管理者が行う業務の範囲を加えたものであります。

また、陸上競技場、テニスコート、相撲場、横根山運動広場及び福田テニスコートの使用期間についてであります。これまで4月20日から10月31日までとしていたものを4月1日から使用できるように、あわせて改正するものであります。

議案第55号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、市営住宅における入居者等が生活する上で重要な居住の安全安心を確保することを

目的として、暴力団員の市営住宅の使用を制限し、住宅使用の適正化を図るため、改正するものであります。

主な改正の内容といたしましては、暴力団員は市営住宅に入居できないようになること及び暴力団員であることが判明した場合には市営住宅の明け渡しを請求することができるようになることであります。

議案第56号市道路線の認定及び廃止について、御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、道路網の整備を図り、市民福祉の増進に資するため、市道の路線について認定及び廃止する必要があるので、提案するものであります。

内容といたしましては、新規認定路線が7路線、廃止する路線が2路線となっております。

新たに認定する各路線であります。村東線は市道村東向田線と市道役場線を連絡する道路で、道路用地の寄附採納が確実になったため認定するものであります。

石川町桧町1号線は、次に説明いたします石川町桧町2号線の新規認定に伴い、周辺地区の路線名の整理を行うため、これまでの石川町桧町線を新たに石川町桧町1号線として認定するものであります。

石川町桧町2号線は、都市計画道路として事業認可を受け整備中の路線であり、このたび一部区間の整備が完了することから、整備後に供用開始を行うため、新たに認定するものであります。

ごきげん橋下線は、都市計画道路として事業認可を受け整備した路線で、完成に伴い供用開始を行うため、新たに認定するものであります。

南沢1号線、南沢2号線及び南沢3号線は、民間の宅地開発により整備され、市に帰属される道路を新たに認定するものであります。

廃止する2路線のうち桧町石川町線は、起・終点の位置が変更になるため、当該路線の廃止

手続をとるものであります。

石川町桧町線につきましては、周辺地区の路線名の整理を行うことで、新たに石川町桧町1号線となるため、廃止手続をとるものであります。

以上のとおり道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により御提案申し上げます。

議案第57号新庄市土地開発公社定款の一部変更について、御説明申し上げます。

このたび公社定款の一部変更につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律等の改正に伴い、新庄市土地開発公社の定款を変更するため、法規定により議会の議決を求めるものであります。

主な改正の内容といたしましては、公社管理の職務が公有地の拡大の推進に関する法律に規定されたことに伴い、必要な部分について規定の整理を行うものであります。

議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第65号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算関係8議案につきましては会計管理者より、議案第66号新庄市水道事業会計決算の認定につきましては水道課長よりそれぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より配付されております決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から承りました意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいり所存であります。

以上、私の方から説明を終わりますが、御審議をいただきまして、御決定くださいますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 次に、平成19年度一般会計決算及び水道事業会計を除く各特別会計決算の認定についてを会計管理者兼会計課長大江雅夫君より説明願います。

(大江雅夫会計管理者兼会計課長登壇)

大江雅夫会計管理者兼会計課長 議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてより議案第65号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案について御説明申し上げます。

初めに、決算書46ページ、平成19年度新庄市会計別歳入歳出決算総覧をお開き願います。

一般会計と特別会計の合計は、収入済額255億1,633万3,213円、支出済額251億2,669万340円であります。この8会計の収入済額と支出済額の合計は、それぞれの予算現額の合計に対して99.96%の収入率及び98.44%の執行率となっております。

次に、各会計ごとに御説明申し上げます。

決算書4ページに戻っていただきたいと思います。

議案第58号一般会計でございますが、4ページの歳入1款から6ページの21款までの収入済額の合計は135億1,993万8,382円で、予算現額134億5,359万6,450円に対し100.49%の収入率、認定額141億2,398万2,333円に対し95.72%の収納率となりました。収入未済額の合計は5億6,867万3,696円となり、その内訳は1款市税が5億5,757万4,935円、12款分担金及び負担金が678万370円、13款使用料及び手数料が281万650円及び20款諸収入の150万7,741円であります。不納欠損額は1款市税で3,537万255円となりました。また、1款市税の調定額に対する収納率は88.73%となっております。

次に、10ページ、歳出1款から12ページ、14款までの支出済額の合計は133億258万1,278円で、予算現額に対する執行率は98.88%となりました。歳出決算による不用額は1億5,101万5,172円となりました。歳入総額より歳出総額を差し引いた残額は2億1,735万7,104円ですが、このうち3,000万円を財政調整基金に積み立てましたので、実質の平成20年度への繰

越額は1億8,735万7,104円となります。

次に、議案第59号国民健康保険事業特別会計であります。14ページの歳入1款から10款までの収入済額の合計は41億5,931万9,714円で、予算現額に対する収納率は100.91%となり、そのうち1款国民健康保険税の収入済額は13億4,604万9,054円で、調定額に対する収納率は76.91%となっております。収入未済額は3億7,256万5,574円となり、不納欠損額は3,148万8,256円であります。

16ページの歳出では、1款から10款までの支出済額の合計が40億7,350万5,359円で、予算現額に対して98.83%の執行率であり、不用額は4,816万6,641円となりました。歳入歳出差引残額は8,581万4,355円で、平成20年度への繰り越しとなります。

次に、20ページから22ページ、議案第60号交通災害共済事業特別会計であります。歳入の1款から5款までの収入済額の合計額は調定額と同額の1,121万7,425円で、予算現額に対する収入率は88.08%となりました。歳出の支出済額は収入済額と同額の1,121万7,425円で、差引残額はございません。

次に、24ページから26ページ、議案第61号老人保健事業特別会計であります。歳入の1款から6款までの収入済額の合計は調定額と同額の34億8,413万2,118円で、予算現額に対して98.87%の収入率となりました。歳出では1款から3款までの支出済額の合計が34億4,645万4,118円で、予算現額に対して97.80%の執行率であり、不用額は7,756万4,882円となりました。歳入歳出差引残額は3,767万8,100円で、平成20年度への繰り越しとなります。

続いて、28ページから30ページ、議案第63号公共下水道事業特別会計であります。歳入の1款から7款までの収入済額の合計は16億750万4,997円で、予算現額に対する収入率は95.87%、調定額に対する収納率は97.14%となりました。

収入未済額は受益者負担金が165万6,690円、下水道使用料が599万4,286円、国庫補助金が3,969万円の合計で4,725万976円となっております。不納欠損額は14万2,596円であります。歳出の1款から3款までの支出済額の合計は16億277万8,694円で、予算現額に対する執行率は95.59%となりました。翌年度繰越金7,200万円は下水道建設費の平成20年度事業としての繰越明許費であります。歳入歳出差引残額の472万6,303円は平成20年度への繰り越しとなります。

次に、32ページから34ページ、議案第63号農業集落排水事業特別会計であります。歳入の1款から6款までの収入済額の合計は1億1,802万4,028円で、予算現額に対する収納率は99.18%、調定額に対する収納率は98.19%となりました。収入未済額は、分担金が148万5,194円、使用料が57万2,796円の合計で205万7,990円であります。歳出では1款及び2款の支出済額の合計が収入済額と同額でありますので、予算執行率も収入率と同じとなり、差引残額はございません。

次に、36ページから38ページ、議案第64号営農飲雑用水事業特別会計であります。歳入の1款から6款までの収入済額の合計は6,798万8,928円で、予算現額に対する収入率は98.48%、調定額に対する収納率は98.94%となり、使用料の収入未済額は54万8,949円あります。歳出の1款及び2款の支出済額は収入済額と同額の6,798万8,928円で98.48%の執行率となり、歳入歳出差引残額はございません。

最後に、40ページから42ページ、議案第65号介護保険事業特別会計であります。歳入の1款から6款までの収入済額の合計は25億4,820万7,621円で、予算現額に対し99.98%の収入率、調定額に対する収納率は99.42%となりました。収入未済額は介護保険料の1,107万9,360円となり、不納欠損額は介護保険料の373万8,820円あります。歳出では1款から8款までの支出済

額の合計が25億414万510円で、予算現額に対する執行率は98.25%となりました。歳入歳出差引残額は4,406万7,111円で、平成20年度への繰り越しとなります。

以上、平成19年度一般会計並びに7特別会計の決算の概要について御説明を申し上げます。

なお、決算書附属資料といたしまして、46ページには会計別歳入歳出決算総覧、52ページから272ページには各会計の歳入歳出決算事項別明細書、276ページから283ページには各会計の実質収支に関する調書、286ページ以降に財産に関する調書を添付しておりましたので、ごらんいただきたいと存じます。

これで議案第58号から議案第65号までの平成19年度一般会計並びに各特別会計決算についての説明を終わりますが、十分なる御審議の上、御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平向岩雄議長 ただいま説明のありました各決算について、監査委員の監査報告をお願いいたします。

監査委員高山孝治君。

(高山孝治監査委員登壇)

高山孝治監査委員 先般の新庄まつりにおきましては、不安定な天候のもと、戻り山車等従来にはない趣向を凝らしていただき、好評だったのではないかと思います。関係各位の皆様の御労苦に改めて感謝の念を贈りたいと思います。

それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開きいただきたいと存じます。

地方自治法の規定に基づき審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、財産に関する調書及び各基金の運用状況について、小嶋富弥委員ともども審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、諸帳簿、書類などを照合調査

し、関係職員の説明を聴取するなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

なお、現金・預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は、法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれ設置の目的に沿って適用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから21ページにわたり記載してございます。その主要な点は、22ページ、第6結びで言及してございますので、こちらで説明をいたしたいと思えます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

第6結びでございます。

平成19年度の一般会計及び各特別会計の総計の決算額は、2ページの表にございますが、歳入が255億1,633万3,213円で、前年度に比べ4億6,281万6,570円（1.8%）の増、歳出が251億2,669万340円で5億9,025万6,660円（2.4%）の増となりました。その結果、実質収支は3億8,604万2,873円の黒字で、単年度収支は1億3,000万5,090円の赤字となりました。

本年度は、国によって進められてきた行財政改革、三位一体の改革の一つである税源移譲により市税は増加したものの、地方交付税は依然として減少した中で、市債の減額、職員数の削減、手当の削減等により引き続き人件費を抑制したほか、協賛広告の自粛、維持修繕費の自助努力による圧縮などに積極的に取り組みました。歳入においては、市報、ホームページ、窓口の市民封筒への有料広告掲載等で独自の財源を確

保する等前向きな事業活動に取り組んでおり、評価されるものであります。

市債残高は264億1,569万4,368円、内訳を申し上げますと、一般会計169億176万4,477円、公共下水道事業特別会計87億387万1,835円、農業集落排水事業特別会計7億5,235万8,056円、営農飲雑用水事業特別会計5,770万円となっております。前年度より12億7,304万3,384円（4.6%）減少しております。

なお、さかのぼってみますと、平成12年度をピークにして毎年10億円ほど下がり続けている状況にあります。

平成17年度決算から算出されている実質公債費比率、過去3カ年の平均値でございますが、平成19年度決算では27.3%でございます。都市計画税を特定財源と扱う等の算定方法の改正もあり、前年度の30.1%を大きく下回りました。しかし、平成20年4月1日から施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、来年も25%を超えれば新たな財政健全化計画を策定し、個別外部監査を実施しなければならない状況となります。健全化法では、特別会計、最上広域一部事務組合会計、第三セクターなども含めた算定となることから、今後は一般会計のみならず、市全体でのトータルの財政健全化の努力が必要と思われますので、市の行財政改革のより一層の推進を期待するものであります。

収入未済額は、一般会計では市税が5億5,757万4,935円で前年度に比べ8,281万5,509円（17.4%）の増加、保育所入所負担金等と公営住宅使用料等が963万2,220円で134万3,220円（16.2%）の増加となっております。特別会計では、国民健康保険税が3億7,256万5,574円で前年度に比べ3,608万8,200円（10.7%）の増、公共下水道使用料が599万4,286円で93万1,306円（18.9%）の増となっておりますが、介護保険料は1,107万9,360円で56万3,590円（4.8%）の

減等となっております。

本市に限らず、全国的な社会問題となっているのが、市税だけでなく保育所入所負担金、公営住宅使用料、公共下水道使用料等受益者負担による料金の未納問題であります。これらは学校給食費未納に見られるような受益者のモラル低下に起因するものが見受けられます。これらを放置することにより、その土壌が誤った方向に拡大し、やがては負担の公平を失うことが危惧されます。特に本市は経済活動の格差も起因していると認めざるを得ませんが、県内他市と比較して一般市税収納率は下位にありますので、徴税経験者を含めた学識経験者等の豊富なノウハウを習得すること等により、これらの難題に対して一歩踏み込んだ対策を早急に講じ、歳入の一層の確保を図る必要があると思われます。

本市の財政構造は、市債の元利償還や債務負担行為に基づく支出など長期にわたる負担が財政を圧迫しており、依然として厳しい状況が続いております。これを改善するため、平成16年度以降、懸命の努力が続けられております。市債残高の減少などにその成果が見えており、今後ともさらなる改革を継続し、財政再建計画の達成を望むものであります。

以上が平成19年度一般会計及び特別会計の決算審査の概要並びに意見でございます。よろしくお願いを申し上げます。

平向岩雄議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて再開いたします。

次に、平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定について、水道課長小野善次君より説明願います。

水道課長小野善次君。

(小野善次水道課長登壇)

小野善次水道課長 議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

最初に、3ページをお開き願います。

新庄市水道事業決算報告書により御説明申し上げます。

初めに、(1) 収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益の予算額合計は13億2,701万3,000円、決算額は12億2,833万6,385円で、予算額に比べまして9,867万6,615円の減でございます。次に、支出の第1款水道事業費用の予算額合計は12億9,722万2,000円、決算額は12億6,307万1,211円で、執行率は97.4%でございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出の第1款資本的収入の予算額合計は8,655万1,000円、決算額は9,555万5,783円で、予算額に比べまして900万4,783円の増でございます。また、第1款資本的支出でございますが、予算額合計は8億5,685万1,000円、決算額は7億6,247万9,566円で、執行率は89%でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額6億6,692万3,783円は、過年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

次に、6ページをお開き願います。

損益計算書について御説明申し上げます。

給水収益及び高料金対策一般会計繰入金等が減少したことにより、経常損失は2,251万719円、当年度純損失は2,355万7,022円となり、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末処分利益剰余金は2,784万776円となります。

続きまして、7ページをごらんください。

剰余金計算書でございますが、利益剰余金として、1減債積立金の(3)当年度処分額1億3,426万8,140円は、企業債の繰り上げ償還によ

るものであります。したがって、(4)の当年度末残高は2億6,160万2,458円となります。

2建設改良積立金の(4)当年度末残高は4億3,767万3,318円、したがって積立金の合計は6億9,927万5,776円となります。

次に、8ページをお開き願います。

資本剰余金でございますが、これまでに資本として調達いたしました国庫補助金や工事負担金等の内訳でございますが、平成20年度への繰越資本剰余金は59億1,263万9,429円となっております。

9ページは剰余金処分計算書の案でございます。19年度末処分利益剰余金が2,784万776円となっておりますので、(1)減債積立金へ150万円、残額の2,634万776円を20年度へ繰り越す案でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。

貸借対照表でございますが、資産の部として、固定資産、流動資産、繰延勘定の資産の合計は154億360万7,014円となります。また、11ページの負債の部でございますが、負債合計で2,491万560円となります。次に、資産の部でございます。6資本的の合計は87億3,894万4,703円で、7の剰余金の合計は66億3,975万5,981円となります。

以上が水道事業会計決算諸表についての説明でございます。

次に、決算附属書類であります。12ページに事業報告書、23ページに収益費用明細書、30ページに固定資産明細書、32ページに企業債明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、平成19年度新庄市水道事業会計決算についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平向岩雄議長 ただいま説明のありました水道事

業会計決算について、監査委員の監査報告をお願いいたします。

監査委員高山孝治君。

(高山孝治監査委員登壇)

高山孝治監査委員 同じようにお配りしてございます水道事業会計の決算審査意見書により御報告いたします。

1ページをお開き願います。

地方公営企業法の規定に基づき審査に付されました水道事業会計の決算について、御報告申し上げます。

審査の方法は、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表並びに事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書などを照合調査し、関係職員の説明を聴取するなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、財務状況及び経営成績を適正に表示しているか、公共性と経済性が確保されているかに主眼を置いて実施をいたしました。

なお、現金・預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました決算書類及び附属書類は、地方公営企業関係法令の規定に基づいて作成されており、経営成績及び財務状況を適正に表示しており、計数も正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから11ページに記載してございますが、その主要な点につきましては、12ページ、7結びで言及しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

12ページをお開き願います。

本年度におきましては、平成16年度から22年度の事業として行っている老朽管布設がえ工事を引き続き行い、安全安心な生活水の供給に努

めました。また、平成19年度から22年度まで事業費 5 億800万円で計画している第 6 次拡張事業にいよいよ着手しました。この事業は、未普及地区であった中川原外 4 地区を対象としており、完成後は水道整備率が100%となることを目指しております。

しかし、普及率を見ると、本年 3 月末の世帯数 1 万3,597戸に対し給水世帯数は90%の 1 万2,231戸であり、未加入世帯も多い状況にあります。また、新庄市では外国人登録を含む行政区内人口は本年 3 月末現在 4 万187人となっておりますが、平成20年 3 月31日で初めて人口が 4 万人を切り、3 万9,814人と落ち込んでおり、なかなか回復しない状態であります。さらに、近年は病院やスーパーマーケットなどの事業所が経費節減のため地下水による専用水道に切りかえており、個人住宅へも節水器具の普及が進み、給水量の減少傾向が加速しております。そのため、給水収益は△1,943万5,872円と前年度より大きく落ち込んだ上、平成17年度決算を算定基礎とする一般会計からの高料金対策繰入金も1,583万7,000円減額され、さらに加入金も832万5,000円減少しました。

そうした中で、業務委託による職員数の削減や配水能力の見直しなど経費削減に努め、職員効率や施設利用率（3.8ポイントアップ）、稼働率（14.5ポイントアップ）は大幅に上昇し、純損失額を2,355万7,022円と抑えており、努力を認めるものであります。さらに、第 6 次拡張事業や償還金 1 億3,426万8,140円の繰り上げ償還にも取り組んでおり、市民サービス向上と経費削減への今後もさらなる努力が期待されます。

以上が平成19年度水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。

なお、決算審査資料の末尾に参考として県内都市の経営状況を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

平向岩雄議長 これより、ただいま説明のありました平成19年度決算を除く議案第50号から議案第57号までの 8 件について、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第 2 5 決算特別委員会の設置

平向岩雄議長 日程第25決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第58号から議案第66号までの平成19年度一般会計及び特別会計決算並びに水道事業会計決算の審査をするため、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

決算特別委員会委員の選任

平向岩雄議長 これより、ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任すること

に決しました。

**日程第 26 議案、請願の決算特別
委員会、各常任委員会付託**

平向岩雄議長 日程第26議案、請願の決算特別委
員会、各常任委員会付託を行います。

議案、請願の委員会の付託につきましては、
お手元に配付してあります付託案件表のとおり、
それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成 20 年 9 月 定 例 会 付 託 案 件 表

付 託 委 員 会 名	件 名
決 算 特 別 委 員 会 議案（9件）	○議案第 58 号平成 19 年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について ○議案第 59 号平成 19 年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第 60 号平成 19 年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第 61 号平成 19 年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第 62 号平成 19 年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第 63 号平成 19 年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第 64 号平成 19 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第 65 号平成 19 年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第 66 号平成 19 年度新庄市水道事業会計決算の認定について
総 務 常 任 委 員 会 議案（1件） 請願（1件）	○議案第 50 号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第 1 号地方財政の充実・強化を求める請願
文 教 厚 生 常 任 委 員 会 議案（4件） 請願（2件）	○議案第 51 号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 52 号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 53 号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

付 託 委 員 会 名	件 名
	○議案第 5 4 号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第 2 号地域医療を守る意見書提出の請願 ○請願第 5 号私学助成予算増額についての請願
産 業 建 設 常 任 委 員 会 議案（3 件） 請願（3 件）	○議案第 5 5 号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 5 6 号市道路線の認定及び廃止について ○議案第 5 7 号新庄市土地開発公社定款の一部変更について ○請願第 3 号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願 ○請願第 4 号石油、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願 ○請願第 6 号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する請願

議案 6 件一括上程

平向岩雄議長 日程第27議案第67号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から日程第32議案第72号平成20年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第67号から議案第72号までの一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第67号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7,646万7,000円を追加しまして、補正後の予算総額を133億2,741万7,000円とするものであります。

歳出予算の主な補正内容につきまして御説明申し上げます。

1点目は職員給与費の補正ですが、春の人事異動による会計間及び各費目間の異動によるもので、一般会計全体では30万2,000円の増額に

なります。

2点目は、財政調整基金の積み立てでございます。今年度の普通交付税が決定しましたが、地方再生対策費分を計上しなかったこともあり、当初予算を2億8,000万円ほど上回りました。今後、除排雪経費などの予算措置が必要となりますが、余裕が生じる1億円を積み立てるものでございます。

続きまして、21ページ、商工費の企業用地取得助成金700万円の追加であります。昨年11月に中核工業団地で操業を開始しました企業に対しまして、条例に基づきます助成金を交付するものでございます。

29ページ、災害復旧費に公用施設災害復旧費88万2,000円を計上しております。7月27日の豪雨により、旧八向運動広場ののり面が崩落したため、復旧工事を行うものであります。

なお、8月14日から15日にかけても豪雨がありました。本市では幸いにも大きな被害はありませんでしたが、軽易な災害箇所がありますので、農地や道路の修繕費などを措置しております。

歳入予算の補正ですが、普通交付税1億

3,511万1,000円、市債2,300万円の増額が主なものでございます。

続きまして、31ページからの特別会計ですが、議案第68号国民健康保険事業特別会計は859万3,000円を追加しまして35億9,982万2,000円に、議案第69号公共下水道事業特別会計は1,070万8,000円を減額しまして15億3,548万4,000円に、議案第70号農業集落排水事業特別会計は214万6,000円を追加し9,478万5,000円に、議案第71号介護保険事業特別会計は4,644万7,000円を追加し26億274万1,000円といたします。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては政策経営課長及び水道課長から説明させますので、よろしく御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

(坂本孝一郎政策経営課長登壇)

坂本孝一郎政策経営課長 議案第67号一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7,646万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額は133億2,741万7,000円になります。各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと存じます。

次に5ページをお開き願います。

第2表地方債補正でありますが、新たに追加するものとして、地方道路整備臨時貸付金が360万円ございます。地方公共団体の厳しい財政状況に対応するため、国が無利子で貸し付けるものであります。また、7月27日の豪雨によりまして、旧八向運動広場ののり面が崩壊しましたので、復旧事業に関し起債80万円を発行するものでございます。そのほか、事業費の変更に伴います臨時地方道整備事業債、普通交付税の算定結果によります臨時財政対策債などの変更を行ってございます。

9ページからの歳入につきまして御説明申し上げます。

初めに、10款地方交付税であります。今年度の地方交付税のうち普通交付税額が確定しまして、当初予算額39億2,000万円より約2億8,000万円上回りまして42億678万7,000円となりました。地方再生対策債費1億2,000万円余りを当初予算に計上しなかったことが大きな要因でございますが、今後の除排雪経費などの補正財源を除きまして1億3,511万1,000円を追加するものでございます。

10ページ、21款市債であります。事業費の追加に伴います土木債、普通交付税算定結果に伴います臨時財政対策債、旧八向運動広場ののり面崩壊に伴います公共施設災害復旧事業債、合わせまして2,300万円の補正でございます。

続きまして、12ページからの歳出について説明させていただきます。

2款総務費1項1目一般管理費でございます。職員給与費など9,255万9,000円計上してございますが、昨年度末の退職者分をこの目で措置してございます。4月の人事異動によります各費目の過不足を各款、各項において補正してございますので、後ほど各款、各項の職員給与費を御確認願いたいと思います。

4目財政管理費は、財政調整基金1億円を積み増しするものでございます。補正後の財政調整基金現在高は4億9,800万円となります。

13ページ、2項2目賦課徴収費は、公的年金からの特別徴収制度導入に伴いますシステム改修委託料622万7,000円の補正でございます。21年度からすべての地方公共団体が社団法人地方税電子化協議会を通じた事務処理を行うことになりまして、年内に試験的なデータ交換を行いますので、このたびの補正で予算化するものでございます。

17ページ、3款2項1目児童福祉費では、わらすこ広場管理運営事業費137万円を減額して

おります。広場賃借料の1カ月分150万円の減額と遊具点検業務委託料などの増額を計上いたしました。

20ページをお開き願います。

6款1項5目農地費は、一般土地改良事業補助金149万2,000円を追加しております。8月14日から15日の豪雨によりまして、農地ののり面が数カ所崩壊しておりますので、事業費の3割を補助するための100万円などが含まれてございます。

21ページ、7款1項4目企業誘致費では、昨年11月に中核工業団地で操業を開始しました企業の用地取得費に対しまして、企業立地促進条例に基づく用地取得費の20%の700万円を助成するものでございます。

22ページ、8款2項2目道路維持費は1,062万5,000円の追加補正をいたします。まちづくり会議における要望事項への対応と豪雨によります道路の修繕を計上してございます。

23ページ、4項2目街路事業費は、関屋小檜室線整備事業費1,000万円の増額でございます。当初予算の1,000万円に追加いたしまして、橋りょう、道路分を整備いたします。

26ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費では、小学校給食室増改築工事設計業務委託料522万9,000円を計上しております。21年度より親子方式により中学校給食を実施するため、設計費用を補正するものであります。

29ページ、11款3項1目公用施設災害復旧費は、豪雨によります八向運動広場のり面崩壊の復旧工事費82万2,000円を計上してございます。

以上で一般会計を終わります。特別会計の説明に入らせていただきます。

31ページ、議案第68号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ859万3,000円を追加し、補正後の予算総額を35億9,982万2,000円とするものであ

ります。

35ページをごらんください。

歳入は、健康づくり推進事業費補助金及び前年度繰越金でございます。

36ページの歳出につきましては、11款1項3目償還金が主な補正であります。前年度の医療費の精算でございまして、国や支払基金への返還金でございます。

続きまして、37ページ、議案第69号公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、1,070万8,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を15億3,548万4,000円とするものでございます。

41ページの歳入では、処理場建設費の減額によりまして、3款国庫支出金及び42ページの7款市債を減額いたします。

43ページからの歳出では、44ページに記載しております2款1項2目施設建設費で、説明欄の記載にありますように、処理場建設事業費を3,000万円減額し、管渠建設費の補助事業費2,000万円を増額する補正が主な内容となっております。

45ページ、議案第70号農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、214万6,000円を追加しまして、補正後の予算総額を9,478万5,000円とするものでございます。

48ページ、下段の歳出の主な補正は修繕料の203万1,000円でございます。歳入は分担金及び一般会計繰入金となっております。

49ページの議案第71号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、4,644万7,000円を追加しまして、補正後の予算総額を26億274万1,000円とするものでございます。

53ページの歳入は、昨年度分の介護給付費交付金と前年度繰越金が主な補正であります。

54ページの歳出は、介護保険給付費準備基金の積立金及び昨年度分の介護給付費の精算に伴います国と支払基金に対する返還金を計上して

ございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。よろしく御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 水道課長小野善次君。

(小野善次水道課長登壇)

小野善次水道課長 議案第72号平成20年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第2条収益的支出の補正でございますが、支出の第1款水道事業費用の既決予定額11億6,103万7,000円から補正予定額2,185万3,000円を減額し、計11億3,918万4,000円といたします。

内容は、第1項営業費用で4月の人事異動に伴う職員給与費の減額と資本的支出で増額補正をお願いしております車両運搬具の購入に要する費用でございます。

第3条資本的支出の補正でございますが、第1款資本的支出の既決予定額7億6,796万1,000円に補正予定額577万5,000円を増額し、計7億7,373万6,000円といたします。

内容は、第1項建設改良費の固定資産購入費を増額し、給水車を購入するものであります。

なお、支出に対して不足する額6億4,170万2,000円は過年度損益勘定留保資金等で補てんいたします。

以上、新庄市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げました。御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算6件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第67号、議案第68号、議案69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号の平成20年度補正予算6件は、委員会への付託を省略し、9月19日、最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

平向岩雄議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす9日午前10時より本会議を再開いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時50分 散会

平成20年9月定例会会議録（第2号）

平成20年9月9日 火曜日 午前10時00分開議
議長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出席議員（18名）

1 番	奥 山 省 三	議員	2 番	佐 藤 悦 子	議員
4 番	小 野 周 一	議員	5 番	小 関 淳	議員
6 番	遠 藤 敏 信	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	清 水 清 秋	議員	10 番	小 嶋 富 弥	議員
11 番	渡 部 平 八	議員	12 番	今 田 雄 三	議員
13 番	金 利 寛	議員	14 番	新 田 道 尋	議員
15 番	平 向 岩 雄	議員	16 番	森 儀 一	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	亀 井 信 夫	議員
19 番	星 川 豊	議員	20 番	下 山 准 一	議員

欠席議員（2名）

3 番	斎 藤 義 昭	議員	7 番	中 川 正 和	議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	國 分 政 嗣
総 務 課 長	星 川 基	政策経営課長	坂 本 孝一郎
税 務 課 長	今 川 吉 幸	市 民 課 長	柿 崎 卓 美
環 境 課 長	五十嵐 正 臣	健 康 課 長	小 野 孝 一
農 林 課 長	五十嵐 祐 一	商工観光課長	黒 坂 光 悦
都市整備課長	中 部 力	下 水 道 課 長	佐 藤 新 一
会計管理 兼 会 計 課 長	大 江 雅 夫	福祉事務所長	田 口 五 郎
神 室 荘 長	叶 内 利 昭	水 道 課 長	小 野 善 次
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 昭	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長	大 場 和 正	学 校 教 育 課 長	山 川 義 隆
生涯学習課長	三 浦 和 枝	生涯スポーツ課長	清 水 幹 也

選挙管理委員会 委員長	矢 作 勝 彦
監 査 委 員	高 山 孝 治
農業委員会 事務局 会長	柏 倉 政

選挙管理委員会 局長	小 野 正 一
監 査 委 員 事務局 局長	佐 藤 良 知

事務局出席者職氏名

局 長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 事	笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第2号）

平成20年9月9日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1	一 般 質 問
1 番	小 嶋 富 弥 議員
2 番	今 田 雄 三 議員
3 番	小 関 淳 議員
4 番	金 利 寛 議員
5 番	佐 藤 悦 子 議員
6 番	星 川 豊 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成２０年９月定例会一般質問通告表

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. バイオマスタウンについて 2. 市道の管理について 3. 新庄まつりについて 4. 新庄味覚祭りについて	市 長 教 育 長
2	今 田 雄 三	1. 財政運営について 2. 学童保育の支援について 3. 新庄まつりについて	市 長
3	小 関 淳	1. 未来を生きる子どもたちや、住民が安心して快適に暮らせる新庄にしていくための質問	市 長 関 係 課 長
4	金 利 寛	1. 乳幼児、保育について 2. 農商工連携の促進のために	市 長 関 係 課 長
5	佐 藤 悦 子	1. 国民健康保険税の引き下げを 2. 市立図書館と学校図書館の連けいと充実のために 3. 国民の命をささえる土台である農業を守る農政へ	市 長 関 係 課 長
6	星 川 豊	1. 新庄土地改良事業12億円軽減について 2. 本合海上野地区の圃場整備事業について 3. 加工用米について	市 長 教 育 長

開 議

平向岩雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、欠席通告者は斎藤義昭君、中川正和君の2名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

平向岩雄議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は6名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

小嶋富弥議員の質問

平向岩雄議長 それでは最初に、小嶋富弥君。

（10番小嶋富弥議員登壇）（拍手）

10番（小嶋富弥議員） おはようございます。

平成20年9月定例議会一般質問を初めに行います小嶋富弥であります。ひとつよろしくお願い申し上げます。

ことしの夏を沸かせたスポーツの祭典オリンピックが隣の中国北京で行われ、日本期待の競技に一喜一憂いたしました。その中国もオリンピック後の経済の減速、バブルが懸念され、世界経済の先行きが心配される昨今であります。

また、国内の政治においては、国のトップリーダーが突然辞任、国民軽視、無視のそしりはぬぐい去れません。まさに自立のできる強い地方自治体新庄市に向けて行政も議会も頑張るべきであらねばならないと思います。

そんな思いを強く抱き、私が今議会において一般質問いたします通告は4点でありますので、通告の順に従いましてお伺いいたします。

まず初めに、バイオマスタウンについてであります。

私は、さきの6月定例議会の一般質問におきましてエコロジーガーデンについて質問いたしました。原蚕の杜としての全体の活用についてお伺いをいたしました。これらのことに関して、市長と区長のまちづくり会議北部ブロックでも意見として出ました。今回、私はその中のバイオマスタウンについてお尋ねいたすものでありますが、平成14年9月に原蚕の杜、市のエコロジーガーデンとして6年目になりました。当初は早稲田大学との研究に取り組み、発足いたしました。平成16年6月に玉川大学とバイオマス研究に関する協定を結んで、市のエコロジーガーデン内に玉川大学学術研究所新庄バイオマスタウンを設置し、バイオマス資源の総合的な利活用をテーマに研究活動を行うことを目的として設立、市においては平成15年8月に国内初としてE3燃料公用車の公道実証走行を行いました。そして、17年9月に市民モニターが開始に至ったわけですが、実用化には及ばなかったのであります。

農水省は、平成14年12月に地球温暖化防止、環境型社会形成、戦略的産業育成、農山漁村活性化の観点から、農林水産省を初めとした関係府庁が協力してバイオマスの利活用推進に関する具体的取り組みや行動計画をバイオマス日本総合戦略として閣議決定したわけであります。平成18年3月、これまでのバイオマスの利活用状況や平成17年2月の京都議定書発効等の戦略

的策定後の情勢の変化を踏まえて見直しを行い、国産バイオ燃料の本格的導入、林地残材などの利用等によるバイオマスタウン構想の加速化等を図る施策を推進いたしました。

そこで、新庄市では平成17年2月にバイオマスタウン新庄構想を国に提出したわけでありす。農水省のバイオマス利用推進のためのホームページ、全国のバイオマスタウンを開きますと、平成20年、ことしの7月31日まで28回公表されていますが、当市は第2回、17年3月30日、秋田県小坂町を含めた8市町村の構想書が記載されておるのであります。新庄市の構想内容の要約を見ますと、土づくりを基本とした地域循環システムを構築するため、生ごみ、間伐材、家畜排泄物等を材料としたバイオマス推進生産を進める。さらに堆肥を用いた農業の振興、資源作物ソルガムの栽培とそのエタノール化、バイオマス由来の燃料車の利用を進めるとのことです。これは農水省のホームページに要約されておるのみの文章ですが、9ページにわたる構想書には期待される効果として民・産・学・官の協働、農業所得の向上、バイオマス技術によるエネルギー製造、地球環境の保全等々がうたわれておるのであります。

市では、当時、原蚕の杜についての広報の中に、試験場としての66年の歴史を生かし、情報発信の拠点、市民とともに夢をつくる出発の場とする願いを込めておるとの位置づけであります。これらについて具体的にバイオマス事業の現況をお聞きするとともに、今後のお考えをお聞かせください。

次に、発言事項2番目の市道の管理についてであります。

新庄まつりが終わると実りの秋を迎えます。冬の心配りが気にかかり始めるのが新庄市民だと思います。そこで、雪対策は市民にとって必要欠かさざる大切なことなのであります。市内7ブロックでの19回を迎えた区長と市長のまち

づくり会議においても、必ず雪に関する意見、課題が毎回提案されます。住みよいまちづくりの課題なのであります。

そこで、今回お伺いいたしますのは、降雪期の雪の除雪・排雪の投棄場所となっておる泉田川原に通じる喜助川原の市道についてであります。この道路は、水田の中を横断しており、除排雪時期になりますと大型車が入りし、市民の生活の向上のために役立っておるのですが、春になると出入りする除雪のための車等により障害物が水路、田んぼに落ち、耕作に支障が発生するのであります。これらを踏まえて、この市道をこれらの障害を発生させないために舗装することを農家の方々は強く要望しておるのであります。この水田は、新庄市の北部地域では向田喜助川原として良質の米どころでもあります。これらを踏まえ、問題解決に向けた、このことについてのお考えをお聞きいたしますのであります。

発言事項の3番目の新庄まつりについての質問であります。

ことしの祭り初日の24日は、前日からの雨模様で、当日は90%の降水率、心配された天気ではあったが、若連の心意気と市民の願いが通り、さしたる事故もなく運行され、翌日の本祭りも平日にもかかわらず多くの人出で新庄まつりの祭りらしさを醸し出しました。それと同時に、26日の飾り山車、戻り山車は多くの人々に喜びと感動を与えました。もちろん街中鹿子踊も含めてであります。特に御婦人方は前日のお客の接待から離れ、お祭りの余韻にゆっくり浸れるのがうれしいと、また出店見物の若者達が中心商店街を埋め尽くしました。改めて新庄人の潜在エネルギーを感じたわけでありす。そして、関係機関の方々に感謝をいたすところでもあります。市の職員の方も黒子になってしっかり支えていただきました。まさしくこれらが協働のまちづくりと感ずるところであります。

このように、しっかりと地域で生まれ、地域ではぐくまれてきた250年有余の新庄まつりは、国指定重要無形民俗文化財に十分値するものと考え、指定を受けるべきと私を初め多くの方々も同じ思いで数年前から提案してきたわけであり、これらは新庄まつり百年の大計にも大きくうたわれておるわけであり、私は、文化財指定の取り組みについて、3月議会で再度お尋ねをいたしました。答えとしては、「着手してから5年、今年度が指定実現の正念場、今後文化財指定が現実みを帯びてくる時期と並行して、教育委員会内に保存会組織の設立が求められてくるものと思われる」とのお答えがありました。それから半年が経過いたしました。ことしのお祭りも終わりました。ずばり実現の可能性はあるのかないのかをお聞きいたすものであります。

次に、山車運行の呼び名についてであります。昨今、ポスター、のぼりを含め日本一の山車パレードとうたっております。250年有余に培った伝統ある催しに対して、「パレード」という外来語と申しますか、英語と申しますか、横文字は山車の運行にふさわしくないのではないかと思うのであります。新庄まつり百年の大計の第1計画の中には「山車パレード」と一言も書いてありません。「山車巡行」と記されております。第2期の基本の方向としても「格式ある伝統行事としての名声を高めるために、正当な継承と保存を推進する」とあります。ましてや、この祭りの文化財指定を目指す大切な時期であります。これらにふさわしい日本的な名称に統一し、山車の引き回しは品格の醸し出される名称、名前が大事なのではないのでしょうか。これらについてのお考えをお伺いいたします。

次に、雨についての対応であります。

新庄まつりは屋外での行事でありますので、天候が何よりであります。何年かの間にはいろんな気象条件に遭遇してまいりました。私も町

内の山車が昭和53年に26年ぶりに新庄まつりに参加して以来かかわってから30年参加してまいりましたが、雨に遭遇したことはあります。それでも山車がお祭りの期間中引きかねたことはありません。しかし、ここ数年の気象が過去の経験とか情景をはるかに超える現象が起きています。ことしの24日の関係者の決断はいかばかりかと察するものであります。心情的には、若連の気持ちを考えれば、一月も二月も日夜製作にいそしんできて、晴れ舞台でお披露目ができない無念さを思えば、引かせたい、山車を引っ張らないと浄財がいただけない。もろに懷に響く。また、引き手の子供等の安全を考えれば無理はできない。関係機関はそれ以外の葛藤も含めて決めたものと思います。そこで、これからもことしのように雨に遭遇するかもしれません。百年の大計にも雨対応については書いてありません。100年後も途絶えることなく、さらなる隆盛をきわめるためにも新庄まつり委員会等で雨の対処についての議論を重ねる必要があると思います。事前にマニュアルがあれば、それに沿って行動できるものと思います。それについてもお伺いいたすものであります。

また、最近、市民の方々より、子供たちのはやしのかけ声が少しおかしい、従来に対して乱れておるのではないかと声がございます。私も感じる場所があります。百年の大計の総合的新庄まつり振興策にのっとり、新庄まつり委員会において従来のはやしに沿ったかけ声を議論する必要があると思いますが、その考えについてのお考えをお伺いするものであります。

4番目の発言事項は、来る10月18日に予定されておるところの新庄味覚まつり「おらだのんめ物語・秋の陣」についてであります。これは市長がことしの施政方針の中にある「にぎやかなまちづくり」の一環であろうかと思えます。ことしから初めての事業となるわけですので、事業の展開と内容をお聞きするものであります。

おいしい食べ物、食と農の組み合わせの取り組みが大切だと思われます。我が国の食糧自給率の低下、米価の低迷、農家の担い手問題、よそ事ではありません。当市にとって農家経済の減収が地域に与える影響は大であります。これらの機をとらえ、米を新庄市の特化戦略に図る必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょう。

以上をもちまして、通告に従いました私の壇上よりの質問を終わります。御清聴、感謝申し上げます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

9月定例議会最初の一般質問、小嶋議員の質問に答えさせていただきます。

バイオマスタウン構想につきましてですが、ごみの減量、資源化の推進、安全安心な食の生産、あわせて資源循環による地球温暖化防止など、今後の市勢発展のためには大変意義ある事業と考え、平成17年3月にバイオマスタウン新庄構想を作成し、エタノールの生産や生ごみの堆肥化など、それぞれ事業化に向けた実証事業を進めてまいりました。

全国初の取り組みとして注目を集めましたE3燃料による実証走行につきましては、市の知名度をアップいたしました。それをしてくれるガソリンスタンドの閉鎖などにより中止となりました。しかしながら、この事業はそれ以前の方針から転換した国の方針に大きな影響を及ぼしたと思っております。

また、生ごみ堆肥化事業につきましては、約550世帯からの生ごみ収集の協力をいただき、製造実施を行っております。本事業は、環境保全意識の向上や、ごみ減量化に伴う焼却場の延命にもつながっていきますので、今後も継続していく考えですが、堆肥の活用が課題となって

おります。製造した堆肥につきましては、資源循環型社会の構築、安全安心な食の提供という観点から、学校給食に食材を供給する農家への提供を主体的に考えていきたいと考えております。具体化につきましては、教育委員会、農林課、環境課、関係各課で情報を共有し、方向性を確認しながら、新庄市環境保全型農業推進会議に諮り、早急に取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、市道の管理についてですが、雪捨て場につながる冬期の雪捨て場は4カ所現在確保しておりますが、御質問の捨て場は北部地区の重要な捨て場として活用しております。御指摘のとおり、この捨て場につながる市道は砂利道であるため、これまでも管理には留意し、春先には水田や水路に飛散した砂利やごみの処理も行っております。今後も雪捨て場への接続道路として活用していく必要があり、舗装整備計画路線となっておりますので、順次整備してまいりたいと思っております。

次に、新庄まつり国指定文化財推進事業の進展についての御質問ですが、平成16年度にスタートしました新庄まつり山車行事の国指定重要無形民俗文化財指定事業は、新庄市民の心の原点である新庄まつりを山形県を代表する国の文化遺産として認めていただき、長く守り伝えていこうとするものであります。3月の答弁でもお答えしましたように、平成17年6月に民俗調査会を設置し、以降7名の調査員に調査していただき、本年3月末、新庄まつり山車行事第1次民俗調査報告書を文化庁に示し、指定に向けた御指導と御教示をちょうだいいたしました。今回の宵まつり、本まつりにも文化庁の担当調査官が県の文化遺産課長とともに直接足を運んでくださり、神輿渡御行列の巡行や山車行事の実態をつぶさに確認、検証されました。その結果、まだ若干の課題もありますが、調査官のお話では今年度中に結論を出したいとの御意向で、

まさに今、正念場を迎えております。文化庁との協議の中で示された新庄まつりの保存会組織を今月中にも立ち上げ、さらに課題を補えるよう詳細な資料を整備し、報告書を作成し、12月の国の文化審議会に諮問いただけるよう関係機関の協力を得ながら、最大限の力を注いでまいり所存であります。

次の山車運行の呼び方についてですが、平成6年に市の無形民俗文化財に指定された名称は「新庄まつり行列」と言い、神輿と山車の行列を指します。新庄まつり百年の大計第2期計画においては、「神輿渡御行列の巡行」と「山車パレードの運行」との表現で計画内容が記されております。このうち山車の場合につきましては、パレードの呼び方はいつから始まったものかははっきりしませんが、50年前に始まりました夜間照明つき山車パレードの催事名から使われるようになったとも言われております。パレードの意味合いは行列とか行進の意味に華やかに飾り立てるなどのイメージが加えられており、新庄まつりの21台もの山車の行列はまさにパレードのイメージそのものと言えます。「音と光のパレード」や「日本一の山車パレード」と称されることがそのあらわれで、これがまた内外に広く定着していることもあわせ考えるとき、パレードの呼称を用いることが新庄まつり行列の国文化財指定への展開において支障となるとは思えず、意義が違ふものと考えております。しかし、伝統に即し考えた場合、明らかに不相応な表現との意見が多いものにつきましては見直しを検討することも財産を保護する私どもの使命と考えております。

次に、雨についての対応、はやしのかけ声についてですが、まず雨の対策に関しましては、新庄まつり委員会におきまして、祭り開催の3日間の天候を事前に逐次把握し、雨模様への対応について協議を重ねてきたところですが、降水確率はもちろん、降る強さ、雲の動きなどから

判断し、このたびは祭り初日当日の各祭り構成団体の協議や関係機関との事前調整を踏まえ、天候の大きな変化がないとし、予定より早目の午後1時30分に代表者会議を招集しました。パレードなどに参加する子供たちの健康維持についてまずもって検討を行い、山車やはやしの楽器の状態、さらに警備体制などについて意見を交わし、市職員警備についても事前説明を行っていたことなどにより、安全などを確保できると判断し、また宵まつりに対する観覧客の期待にもこたえられるものと判断し、実施を決定しました。残念ながら踊りパレードは不催行でしたが、マスコミの予定どおり実施についての事前広報の協力などもあり、全般的に大きなにぎわいに結びつけられたものと評価しております。

山車パレードにおける引き手のはやし方については、祭り装束とともに幾度も指摘されてきたところでもあります。かけ声も祭り装束も時代の流れを大きく反映するとも言われますが、営々と歴史を刻んできた新庄まつりを顧みて、乱れが生じてきていると指摘される方がいることも事実です。国指定重要無形民俗文化財の指定のいかんを問わず、新庄まつりのよき伝統の継承とさらなる隆盛のために、今改めてこれらの現状を認識するとともに、新庄まつり委員会においてその改善策について協議を行ってまいりたいと思います。

最後に、新庄味覚まつりへの御質問についてお答えいたします。

味覚まつりは、四季折々の装いが楽しめる新庄にあって、新庄独自の催し物がやや希薄と思われる秋に、新庄に伝わる、また新庄ならではの食を豊かな自然と細やかな愛情の中ではぐくまれた特産品とともに紹介し、食の豊かさを市民が再認識し、新庄への来訪者にも賞味を通した食文化などを紹介し、地域内、地域間交流の促進を目指そうとするものであります。

したがって、この祭りの舞台を市内中心商店

街とすることが最適とし、これら商店会を含め
商工会や農業関係など12の民間団体と市関係各
課で6月4日に実行委員会を立ち上げ、10月18
日土曜日の開催に向け推進を図っているところ
であります。

新庄市コンパクトなまちづくり事業推進方策
にも示しているように、地元の食を使った味覚
まつりとし、農業団体、商店街などと連携した
地域産品による新たな食の交流を図るため、そ
ばやとりもつラーメンの主食系や、いものこ汁
の副食系、また農産物など食を中心に駅前通り
から中央通り、南北本町通りに展開させ、その
にぎわいと回遊性の創出のために、子供向けの
ものから幅広くアトラクションも予定しており
ます。また、市がこれまで同じ時期に行ってい
た事業も味覚まつりと連携して実施する計画で
あります。ともあれ、初めての企画実施であり、
市内関係民間団体との協働による実施のため、
自分たちでつくり上げる祭りとして育てていき
たいと考えておりますので、よろしく願いいた
します。

さらに、新庄味覚まつりにつきましては、農
業サイドとしても深くかかわることになってお
ります。当日はさまざまな農産物が賞味される
予定であります。米についてはおにぎりコン
テストを開催し、新庄産米を市民の皆様に味わ
っていただくこととなっております。また、将
来の山形県主力品質として期待される山形97号
についても何らかのPRを行い、市民の皆様に
周知していきたいと考えております。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 4点の質問にお答えい
ただきました。

まず、バイオマスに関してでございます。E
3燃料を全国に先駆けてやって発信したという
ようなお答えですけれども、新庄市は前も中部

牧場などで生ごみの堆肥事業をやって撤退して
いるんですね。モデル事業、そういう新しいも
のに飛びつくんですけれども、それが成果とし
てなされないと。そして今度はバイオマスにな
っていますけれども、ソルガムもやった、E3
もやったけれども結びつかないのは、行政評価
すればむだではないかなと。このような厳しい
財政の中で、やはりそういうものをやったら継
続的に成果の出るような事業がややもすると欠
けてきたのではないかなと私は思います。

そこで、玉川大学の件でございますけれども、
玉川大学の学術研究所というところをインター
ネットで調べました。そこでいろんな事業をや
っています。その中で、環境科学研究部門とい
うところに新庄市のバイオマスエタノール生産
事業支援（山形県新庄市）が8番目にありまし
た。簡単に紹介しますと、環境科学研究部門と
いうところの案内を見ますと「21世紀は環境の
時代と言われます。20世紀の負の遺産をどのよ
うな手法で取り除いていくか、応用生命科学研
究施設環境科学研究部門では、日本国内はもと
より、グローバルな立場からNPOやJICA
（国際協力機構）、さらには民・産・官・学の
連携のもとに現場主義の方針に基づき開発・研
究を推進しています。主な研究テーマは、一つ、
中国タクラマカン地域の荒漠地緑化と耕作地創
生事業、二つ、中国西部開発事業支援、三つ、
シリア荒漠地の緑化事業支援、4．種子島砂漠
緑化支援センターでの基礎研究、5．雲仙・普
賢岳緑化事業支援、6．諫早湾干拓事業として
の塩類集積土壌の改善、7．地方行政との循環
型システム構想支援（島根県、大分県、鹿児島
県、山形県、北海道、岩手県、東京都、静岡県
など）、もう一つ、ブラジル花卉協会との組織
培養による新規花卉類の創出共同研究、9番目、
バイオマスからのエタノール生産事業支援」と
いうような事業が玉川大学の研究でございます。
玉川大学の研究者紹介というところをクリック

しました。そうしますと、大友先生の名前は全然ないんですね。そこで、今、大友先生とのかかわりはどのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 ただいまの質問にお答えいたします。

大友教授につきましては、さきにお話し申し上げております玉川大学新庄バイオマスセンター設置に関する協定書の中で玉川大学長と新庄市長が協定を結んでおります。その次に、バイオマス研究に関する連携確認書締結ということで、19年4月から21年3月までなんですけれども、玉川大学農学部環境科学研究室長大友教授でございますけれども、そこで締結しております、いわゆる土壌改良するための堆肥、それから常温常設のバイオマスセンターのエネルギーの生産と活用という大きな研究のテーマで、今バイオマスの生ごみとかやっておりますけれども、その中でリアクター菌という、よい菌の塊で、その培養の研究を指導して、バイオロフトという会社の中に研究員が配置されておりますけれども、それを培養する菌を増殖ということで、その研究としてなっております。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） どうも最初大友先生が新庄に来たときと随分事業展開が変わってきているんじゃないかな、当初の計画どおり進んでいないのではないかなというような観点を強く私は抱くわけであります。平成18年にバイオマス推進で予算3,935万円投資しましたね、新庄市のバイオマス推進事業と。ことしはバイオマス事業が562万4,000円。もちろんバイオマスタウン構想によって、環づくり交付金ですか、そういうものが最初来て、支援があってやるんだよというようなことなんですけれども、途中でやめま

した。その結果、予算もこれだけ減っているわけですが、そういった国の補助金、バイオマス環づくり交付金等々のそういう補助金のあり方はどのような形で推移しているんでしょうか。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 17年3月にバイオマスタウン新庄構想を作成しまして、それを国の方に申請して、国の方から採択を受けてやりました。その中で、国庫2分の1でございますけれども、国庫補助事業として生ごみ堆肥活用事業とエタノール製造事業、生ごみの収集事業、これについては国庫補助2分の1を17年度と18年度でいただいております。途中19年度でもって一応休止という形になっておりますので、さきにおこなった環境調査、詳細設計、地質調査等の製造事業につきましては、一般財源を活用したと。今現在の実証事業につきましても一般財源を投入してやっております。17年度と18年度で国庫補助の適用を受けております。以上です。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） これはガソリンとか、いろんな世界的環境、食料を燃料にするというのはいかがかなという問題もあります。ことしみたいにガソリンが急に上がって、にっちもさっちもいかない、困ったというようなことなんですけれども、ここに来て少しガソリンが下がっているということも含めて、これは大変な、取り組みというのがなかなか先が見えない事業のような気がしますけれども、一たん事業を立ち上げたら途中でやめるとか、どこかの国の総理大臣みたいに投げないで、ずっとやっていくようなことが大事でないかなと思います。しかし、限られた予算の中でやっていくには、やはり先を見通して、堆肥事業も民間に任せて、そして民間の活力を大いにするということが大事

ではないかなと私は思うんです。市長は堆肥事業をやるということを言明されましたけれども、やはりここは冷静に考えて、やった方がいいか、やらない方がいいか、市民のためにどっちがいいかということを真剣に考えていてもらいたいと私は思います。

次に、市道の管理につきましては、市長から大変前向きなお答えをいただきました。やはりそういった実際農家の方々が春先到大変支障を来すというようなことで困っているわけであります。あそこの道路は、昔の旧萩野村の役場が泉田村にありました。そのときにあそこの川を横断して行った場合、役所に行く道路が近いというようなことで、聞きますと役場道というようなことで、昔から大事な道路だったんですね。だから、市道認定ということで議会の議決を経て当然市道に認定しているわけですので、そういったことは優先順位を先に考えていただいて、一刻も早くそういったことで整備をしていてもらいたいと思います。わずかな道路ですので、そんなに何百メートルも何キロもある道路ではありませんので、そこはきちっと優先順位を考えていただいて、ぜひ早目にひとつお願いしたいと思います。

あともう一つ、新庄まつりの指定に向けたお話ですが、まさに本当にことは正念場だと思います。それで、私もずっといろいろ調べましたが、やはり保存会を立ち上げるところに来たということは、私は非常に意義があると思います。保存会を上げればもうという線じゃないかなと思いますけれども、最終的な審議まで予断を許さないわけでありますけれども、山形県では民俗文化財の場合は四つしかございません。もちろん山形の花笠まつりが幾らいい祭りといっても、文化財指定なんというのはとてもとてもできないわけでありますので、今、新庄市は非常にいいチャンスに来ておるんじゃない

かなと思います。そういった意味で、ぜひ文化庁の御指導をいただきながらやってもらいたいと思います。

その中で、文化庁のやり方としては、まず記録作成等の措置の実施、次は記録の公開の勧告、保存のために必要な助言、勧告とありますけれども、そこまで行くプロセス、今後どのような文化庁に対するアプローチがあるか、その辺をお聞きしたいと思います。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 今の小嶋議員の質問にお答えしたいと思います。先ほど市長からも申し上げましたように、小嶋議員もおっしゃいましたように、12月に国の文化審議会、今年度の審議会が開催されるということで、それに向けて調査官が整える報告書というか、それをきちんと整えるということで、私どもがこれからする作業というのはその12月の審議会までの間が最大の山場となるわけです。前に、先ほど市長の答弁にもありましたように、3月末に第1次報告書ということで提出してございますけれども、今お話にありました保存会組織が不備である、若干新庄まつりは変化が大きいようであるということも今回調査官がつぶさに見て御指摘がありました。その辺を補完する資料を最大限整えまして、それから保護団体も既に私どもでつくっておりますけれども、文化庁の方から御指導をいただいて、八戸まつりの方の団体なんかを参考にしながらということで、そういう資料もいただいて、やりとりをしながら今月から来月中にかけて立ち上げる予定でございます。ですから、今現在の仕事としては12月までに最大限資料を整えて、保存会を設置して、まず答申にかけていただくということでございます。その審議会が終わりますと1月ぐらいに答申の結果が出まして、3月末に告示ということになりますので、本当にもう最後の正念場という

ころでございます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） そうすると、準備はそれまで間に合うような段階に来ていると、そうとっていいわけですね。わかりました。ぜひ頑張ってもらって、新庄市の祭りの心意気を示して、少し新庄市民が元気が出るようなものをしていただければありがたいなと思います。ひとつよろしくお願いします。

あと、最後の味覚まつりについて、いろいろ市長の方から説明を受けました。大変意義ある目的だなと思っていますけれども、このPRをやはり市民に知らしめないと、なかなか初めてのことでなじみがないということで、PRの方はどのような形で市民に知らしめるお考えでしょうか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 味覚まつりの広報事業計画というものも立ててございまして、今後、9月に入りましたので、記者発表をこの前行いました。あと郡内の町村の広報紙にも依頼してございます。その後、市報のお知らせ版、また雑誌、フリーペーパー等への掲載依頼、そしてポスター作成、チラシ発注ということを経まして、ポスターの掲示、市のホームページ掲載ということで、最終的には新聞にチラシを入れると。また、NHKの「スタジオゆめりあ」生中継でPRしてまいりたいと考えてございます。

なお、新聞の折り込みにつきましては、前日、最上地域全部というふうなことを考えてございます。以上でございます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 次に、産業まつりがございますね。産業まつりとの整合性と申しますか、そういったものとの関係の方はどのように

お考えになったのでしょうか。間もなく味覚まつりが終われば同じようなというか、前からやってきたものがみ産業まつりがあるわけですので、その辺とのかかわりというのは特に気にしないで、独自でやるというような考えでしょうか、その辺のお考えを一つお願いします。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 催事の同日集中化というものをまず避けるということで、あえて避けたということでございます。そういったことで、観光客の分散化も図れるということで、新たなにぎわいが創出できるのではないかとということでございます。そういったことでこの味覚まつりの目的が達成できるということでございます。ことしは実施の初年度ということでございます。1日限りの実施でございますけれども、食は人を呼べる魅力と力を持っているとよく言われてございます。ぜひこの祭りも将来に向けまして成長させてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 期待するところでございます。

次に、私は米の特化戦略についてお伺いいたしました。今、米は売る自由があるんですね。食管法が解かれまして、今いろんな売り方に、つくる方より売り方に苦勞していると。それで、おもしろい売り方があるんですね。これは商売ですけれども、「出産おめでとうございます。お祝い返しにやっぱりだっこ米」と、銀山のこけし、子供が産まれたときの目方に合ったこけしを贈るというようなことですが、これの発想は、米を自分の孫や子供が生まれたときに3キロとかあった場合、その米をお祝いもらった分にお返しするような制度なんだそうです。それをただいろいろ戦略的に写真を張ったり、

その人のネーミングをやったり、非常にユニークな発想をしている一つの団体をホームページで見ました。そういった意味で、いろいろ知恵を使っていかないと、今は政府任せ、上部団体任せでなくて、やはり独自の戦略を立てて農家を支援するというような施策も今後大事ではないかなと思います。

あとは、日本の米市場というところに、環境保全型農法、ワーコム米、J A真室川町、2万5,000俵計画というようなことが載っていました。お隣の真室川町の栗田さんという方がワーコム米をやって、農協を通じてやっていると。非常に販促をやって秋には都市圏とか大阪まで行って売っているというような非常におもしろい、ホームページから拾って、時間もないですけども、紹介できないのは残念ですけども、もしよかったら提供しますので、見ていただければありがたいと思います。

そういった意味で、一生懸命やっているところはやっていますので、これは行政でやれと言っても無理ですけども、そういった支援策を情報を仕入れて、そういう情報を発信してそういう農家を育てるというような手だても大事な行政の仕事ではないかなと思いますので、せっかくの味覚まつりを機にして米の戦略活動に力を入れていただければありがたいのと、私の提案ですけども、そういった意味でひとつよろしく願いまして、終わります。ありがとうございました。

平向岩雄議長 ただいまから11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

今田雄三議員の質問

平向岩雄議長 次に、今田雄三君。

(12番今田雄三議員登壇)(拍手)

12番(今田雄三議員) たいまつ'07の一人として、9月議会の一般質問を行います。

8月1日、歴史センターに出かけました。名誉市民、洋画家近岡善次郎記念室と名誉市民人間国宝奥山峰石記念室が改装オープンした日です。昨年、近岡画伯の遺族から134点が市に寄贈され、その一部が展示されていました。記念室は、ガラス越しに作品を見るのではなく、オープン展示でした。作品一つ一つの色彩を近くから鮮明に見ることができました。今までのガラス越しと違った親しみを感じたものです。それに奥山峰石記念室と2階の展示室も整備され、見やすいものになり、気品のある事実上の歴史センターに生まれ変わったと思いました。また、わらすこ広場もオープン以来、多くの入場者があり、1日150人、多い日で300人を超す盛況で推移しているとお聞きしました。いずれにしても、訪れる人をふやし、満足してもらうために、多くのイベントを開催し、盛り上げるべきではないかと感じたところです。

それでは、通告に従いまして質問を行います。最初に、財政運営についてお尋ねします。

一つ目に、8月で締め切られる国の09年度概算要求で一般会計の総額が86兆円になる見通しを明らかにしました。08年度の概算要求85兆6,917億円を上回るものとなります。年末まで予算編成作業で厳しい歳出削減が行われるとのこと。要求段階で最も多いのが、これまで発行した国債の元利払いである国債費です。08年度当初予算より2兆2,000億円増の22兆4,000億円です。次に地方交付税交付金などは15兆8,000億円となり、08年度当初予算15兆6,136億円の見通しを示しています。

今ほど安全安心が脅かされているときはありません。原油や資源の高騰とインフレで国民生活は危機的な状況にあります。ガソリンや食料価格、電気、ガスなどの公共料金値上げは私たちを直撃し、漁業や農業、工業生産に深刻な打撃が及んでいます。賃金も上がるどころか、目減りしているのです。高齢者や障害者は、重くなるばかりの医療費や介護の負担に加えて、この物価高に耐えられないのです。

おくれればせながら、概算要求に国民の生活の安全安心と環境問題に増額しています。各省庁でも医師不足対策、食糧自給率を高めるための農業振興、太陽光発電の経費が盛り込まれています。私たちの悲痛な声が届いたのか、原油高に苦しむ中小零細企業対策や小麦粉等の原材料高騰に苦しむ食品製造者対策も予算計上されつつあります。国民の声が無視できない情勢にあることは間違いありません。今年度も交付金が増額されました。地方の声が反映されものと思います。要望なくして結果はありません。あきらめることなく地方財政の確保から引き続き国に対して要望すべきと思いますが、市長の決意をお聞かせください。

二つ目に、耐震強化対策についてお尋ねします。6月議会では、中国四川大地震を教訓として校舎の耐震が話題となりました。政府でも耐震強化工事にこれまでの2分の1から3分の2に拡大支援する不足分は交付税で賄うことを申し添えていました。補強工事が完了している校舎が全国で40%に満たない状況です。校舎の多くが災害の避難場所に指定されていることも重視していると言われています。その後、岩手・宮城内陸地震や東北北部で引き続き発生した地震を対岸の火事視することはできません。6月議会では、年次計画を立て、順次対応していくとありました。また、耐震強化工事費を一般財源化することのないよう申し添えています。当市の現状と年次計画の対応をお聞かせください。

三つ目に、中学校給食が親子方式で実施されることが決定されました。小学校の調理室改装、中学校の給食搬入対策、エレベーターの増設、人員の確保や給食時間割、予算計上等々多くの課題をクリアして実施されるものと思います。進捗状況と課題をお聞かせください。

2番目に、学童保育の支援についてお尋ねします。

一つ目に、北辰小学校に学童保育が開設されました。これまでの玉の木と堀端を加えた学童数と先生の人数をお聞かせください。運営費等の現状もお聞かせください。

二つ目に、6月議会で堀端の授産施設友愛園を活用してはと助言しました。北辰小学校に学童保育が開設され、待機児童数も減少していると思います。これらを見て、学童保育の待機人数予測と施設拡大計画をお聞かせください。

三つ目に、現在、認可保育所や認証保育所でも学童保育を引き受けているとお聞きしています。その人数と運営状況をお聞かせください。

四つ目に、認可保育所には学童保育についても県から支援があるとお聞きしています。認証保育所に対する支援対策をお聞かせください。

3番目に、新庄まつりについてお尋ねいたします。

質問の前に、ことしの祭りの感想を申し上げます。ことしの祭りは想像を絶する幕あけとなりました。24日、雨降りしき中、若連は口々に「引かずじまいで壊すのか」と不安を隠し切れず、つぶやくことしきり、まつり委員会の「運行は町内若連に一任する。宵まつりは実施する」の決定に、それ行けとばかりに午後2時30分、安全を祈願して出発、お互いに雨よりも引くことの満足感が優先して、笑顔さえ見え始めてきました。下金沢町に一番乗り、夕飯の握り飯を口にするころには雨もやみ、山車のシートを外したものの、人形の囲いを外す気にはなれませんでした。いよいよ行進が始まり、南本

町十字路には予想以上の人出、祭り独特な雰囲気、気分は上々、駅前を經由して町内に戻り、小屋に山車を入れた途端、雨足が強くなりました。不安を抱いた翌25日と26日は好天に恵まれ、豪華絢爛な絵巻絵図は滞りなく町内を練り歩き、42万人の観客を迎え、幕を閉じたところです。

質問の一つ目に、新庄まつりは祭り大綱の中で「曜日にかかわらず8月24日、25日、26日とする」と限定しています。現状を見た場合、休日に当たる年は会社も学校等も休みになり、若連も子若も参加してくれます。その年は問題はないのです。普通の日になりますと、特に人が集まらない町内にしてみれば深刻な問題です。その上、祝儀で山車作製を賄っている現状では人力に頼らなくてはなりません。来年からは休日に当たらない日が祭りの日になります。今から工業団地を含め会社や事務所に協力を得ることが大事です。この現象は新庄まつりに限ったことではありません。多くの祭りで夜間開催や土日月または金土日に変更しているところもあります。新庄まつり開催を休日を活用してできないのか考える時期と思います。また、新庄市まちづくり総合計画策定にも休日活用を明記すべきと思います。構想をお聞かせください。

二つ目に、新庄まつりは基金を取り崩して賄っています。その一部を若連にも交付しています。若連はこの交付金だけで賄えず、独自で資金調達に血眼になって走り回っているのです。できれば交付金を増額してもらいたいのが本音です。祭りは40万人以上の観光客を迎えて盛大に開催されています。私の来客者に、居住人口の10倍を誘客する祭りと言つと「なるほど」と納得してくれます。経済効果もはかり知れないものがあります。この祭りを絶やすことなく引き継ぐために、資金の確保が重要な課題となります。資金減少に歯どめをかけ、積み立てをすべきと思います。市民の協力も含め、長期計画をお聞かせください。

以上をもちまして壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、今田議員の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

初めに、国に対する財源確保の要望についてであります。原油高騰や経済活動の減速している状況の中ではありますが、国におきましては来年度の予算編成作業となります概算要求が行われております。この中には地方公共団体の予算と密接に関連します地方財政収支の試算も含まれておりまして、特に本市の予算に大きく影響します地方交付税の見込みが含まれており、先月その内容が明らかになりました。それによりますと、地方交付税は国の一般会計からの繰り入れであります入り口ベースでは15兆4,000億円となっております。今年度予算に比較しますと1.6%の増となっております。しかし、交付税特別会計の借入金返済額などを差し引き、実際に交付される出口ベースでは3.9%の減となっているようです。仮に今年度の交付決定額にこの3.9%を乗じますと1億6,000万円の減額となりまして、本市の今年度の地方再生対策費1億3,000万円を上回り、来年度の財政運営に大変大きな影響が生じることになります。地方自治の確立と地方交付税の充実強化に関しましては、地方6団体は地方分権推進に関する決議を行い、国に対し強力に要望活動を行っております。この成果といたしまして、今年度の普通交付税に地方再生対策費の4,000億円が上乗せされたと考えております。地方公共団体では、景気低迷の中、耐震化事業など新たな対応が発生し、ますます厳しい財政運営を余儀なくされることから、地方6団体の足並みをそろえ、地方財政確保に向けた取り組みを強化する予定であります。本市におきましては、市長会の中で

厳しい状況を訴えながら地方6団体と連携して行動してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

次に、耐震化対策についてであります。新庄市の小中学校15校のうち、昭和56年以前に建設され、現在、新耐震基準を満たしていない学校は11校44棟あり、耐震化率は29%となっております。また、耐震化事業の進捗状況については、平成17年から平成18年にかけて耐震化優先度調査を行っており、その結果に基づき今後危険度の高い学校から耐震診断、実施設計、耐震改修工事を行う計画であります。国の補助制度につきましては、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が平成20年6月18日付で施行され、地震による倒壊の危険性が高いものの補強について、平成22年度までの時限措置としてこれまで補助率が2分の1であったものが3分の2に引き上げられることになりました。これを受け、新庄市では耐震化優先度調査の結果の危険度の高い4校15棟について、平成21年度に耐震診断、実施設計を行い、平成22年度に耐震改修工事を行う予定であります。残りの7校29棟につきましては、その後順次耐震改修工事に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中学校の給食についての進捗状況についてですが、中学校での給食導入につきましては、庁内に学校給食検討委員会を組織して、実施方法や必要となる経費、小学校給食との関係など、さまざまな視点から検討を行い、基本的な方向性として、実施時期は平成21年10月から、実施方法は親子方式、経費は極力既存の施設設備の有効活用を図り抑制し、全中学校一斉に実施することを確認してきたところであります。つまり、新たに給食を導入する中学校につきましては、自校方式の小学校で給食を調理し、それぞれの中学校に搬送する親子方式で実施することとして作業進めてきております。

ちなみに、現在は御指摘のありました中学校

に給食を提供する各小学校における厨房機器等の選定と、それに伴う調理施設の改修や中学校で給食を受け入れるために必要となる給食搬入出口やコンテナプールの設置に伴う施設の改修といった、いわゆる中学校給食の実施に向けた初期投資額を来年度の予算要求時期、できれば11月中には取りまとめたいたいと考えており、そのために必要な作業を中心に取り組んでいる状況であります。

このほか、調理食数が現在の2,600食から約4,000食に増加することに対応できる調理業務のあり方や中学校への給食搬送方法の設定、さらには中学校における給食時間の調整など、より具体的かつ専門的な課題への対処も必要になりますし、残された期間も1年足らずという状況にあること、今後は準備事務事業に従事する職員体制の充実を図るなど、実施できる条件を早急に整備し、来年10月からの中学校給食を実現させるため、鋭意準備作業に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、学童保育の支援についてですが、学童保育所の現状ですが、市では現在、日新、中央、北辰学童保育所の3施設を開設しております。児童数については、日新が定員60名に対し68名、中央が定員60名に対し58名、北辰が定員25名に対し2名であります。先生については、児童指導員と呼んでおりますが、人数は日新と中央学童保育所がそれぞれ3名、北辰学童保育所が2名であります。指導員については、全員が保育士か教諭の免許を持っております。

運営費については、20年度は日新と中央学童保育所は合計で1,511万6,000円、北辰学童保育所は400万円となっております。

学童保育所については、毎年度当初に入所申請書を提出してもらい、日中児童を見ることができない家庭なのかを調査し、入所を決定しております。その際、日新と中央は定員60人であ

りますが、数人程度は定員を超えて入所させています。それ以上の入所希望があれば、児童の安全確保のため指導員を増員するなどの対応をして入所させています。そのため、現在待機児童はおりません。ただし、夏休みなどの一時的な利用につきましては、定員をオーバーしている施設については入所を断った経緯があります。

今後の整備計画につきましては、70人を超えて入所させている施設については22年度から補助対象外となることから、日新、中央学童保育所について分割を検討しておりますが、入所児童が減少していることから、来年度の動向を見きわめたいと考えており、北辰学童保育所については泉田小学校区とともに再度需要調査をし、その結果によっては泉田小学校も含めた活用も視野に入れて検討していきたいと考えております。

さらに、認可保育所については学童保育を行っておりません。認証保育所につきましては5施設で実施しており、現在合計で51人の児童が入所しております。運営状況は、それぞれ独自に行っており、例えば対象児童については小学校3年生までという保育所もあれば、小学校6年生までの保育所もあります。また、開設時間も午後6時から午後7時まで、保育料についても1万円から1万9,000円というように統一されておられません。ということで、経営状況については現在把握しておりません。

支援の現状ですが、児童数5人から19人までの小規模な学童保育所に対する県の補助制度がありますが、市の負担分もあることから、財政再建期間中ということで、現在、認証保育所への支援は行っておりません。今後、学童保育所を民間にもお願いすべきなのかという市としての基本的な方針を確立し、その中で支援の必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、新庄まつりについてですが、ことしの新庄まつりは、祭りに対する市民の誇りと熱意

が奇跡的に天候を回復させ、開催日程が日、月、火曜日と平日を含みながらも、観覧の皆様方の御期待にこたえられる内容にて、にぎやかに実施することができました。

御質問は、祭り開催の日程に関して休日を活用した日程をとのことですが、東北地方の他の代表的な祭りとの連動や帰省客のふえるお盆など、期日を変更移動することなどの御意見はこれまでにありました。しかし、新庄まつりは住民の意識発揚と地域振興の起爆剤として誕生した貴重な伝統行事であり、社会情勢の変化、変遷があった時代にあっても新庄まつり百年の大計第2期計画にあるように、最上公園に鎮座する3神社の例大祭に合わせて行ってきた経緯があることにともより、これを踏襲してきた先人の考え方を受け継ぐべきものと考えております。現在、国指定重要無形民俗文化財の指定を受けようとの展開がある中、祭りの歴史的背景や意義が担保されずに変更されることは適切ではありませんが、この基本姿勢を踏まえ、ある程度の時間をかけた議論を行っていくことは必要と思います。

また、新庄まつり委員会においては、御指摘の工業団地を初めとする各企業に対しては開催曜日が休日であるか否かを問わず、山車・囃子両連盟と協議の上、新庄まつりへの協力依頼を行い、高校に対しましても最上北村山地域まで広げ、祭りへの理解と協力をお願いしておりますが、今後ともその充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の祭りの財源に関してですが、御承知のとおり、新庄まつりについての運営費と文化財保存関係費については、平成元年設定の新庄まつり振興基金を取り崩して充てております。このままこの基金を取り崩し、祭り運営等に活用した場合、平成23年度分の一部にまで充てることができる。新庄まつりは脈々と受け継がれてきた私ども新庄の大事な財産であるという

だけでなく、市民諸活動の原点、活力の源となっている大切なかけがいのないものであります。したがって、「まつりと雪のふるさと新庄」の標榜にふさわしい安定かつ継続的な財源が必要であることにより、祭りの国重要文化財の指定を織り込んだ経済効果について、その向上策などを財政再建の面からも検討を加え、協議を進めているところでありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） ありがとうございます。それでは順次再質問をさせていただきます。

今、市長の方からも答弁ありましたとおり、各地方6団体も一生懸命地方の財政を何とかして運営をしたいということを含めて要望しているわけです。そういう成果もありながら、先ほどのお話の中にも4,000万円ほど市に対して交付があったというような話がありました。そういう意味合いでは、ただそのまましているよりも地方の声を真摯に受けとめる体制のもとに届けるというのも一つの方法かなと思います。これまで小泉内閣の構造改革が今の内閣によってだんだんだんだん崩されつつあったような気がします。そういう意味合いでは私たちの願いが通ったのかなというふうにも思うんですけれども、この期に及んで退陣するという状況の中では何をか言わんやと思います。政権を担当する党はそれなりに自信を持って運営していつてもらわないと、我々地方に対して、また住民に対しても大変な痛手をこうむってくると。まして今は原油の高騰といういろいろな環境がありますから、そういう意味合いでも何とかしなければならぬなと思っている矢先でありましたので、我々にとってもショックは大きいんですけれども、6団体を中心にしながら市長会としても今後も要望していくというふうな状況であ

ります。この政権が安定しない中での要望の仕方について何か工夫があれば一言つけ加えてお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 経済活動が最近少し下の方に向かっているのではないかという状況がありますし、また地方と都市との格差がさらに拡大しているという非常に厳しい状況が生まれていますし、これからますます厳しくなるのではないかなと思います。一方で、新しい政権になりますと税制の改正に向けたいろんな動きが出てくるやにも聞いてございます。そういったタイミングの中で地域の活性を図っていく、地域財政を確保していくという観点から、地方6団体一体となって、今後誕生するであろう新しい内閣に対して地方として物が言えるように、県あるいは国にきちっと申し上げることができるように、いろんな会議とか、いろんな機会をとらえながら申し上げていきたいと考えてございます。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） そういう意味では、やはり地方の声を無視できない一つの環境をつくっていくのが私たちの役目と思っています。今、福祉の問題についてもいろいろ問題が年金含めであるわけですが、そういう中で国と地方の税率を5対5にするというような状況もあります。それからもう一つは、権限は移譲されておるんですけれども、それに資金が伴ってこないということで、新庄市にとっても多くの権限移譲はあるんですけれども、それに伴う経費はないという状況もあります。国からの税源移譲についての評価はいかがでしょうか、お聞きします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 これから分権改革がさ

らに進められるということで、いろんな権限が中核的な市に500項目以上にわたってやってくるということであります。権限を与えられるだけじゃなくて、きちっとした財政的な裏づけも一緒に保障していただきたいということで、再三国に申し上げておりますし、県にも意見を述べてございます。そういった観点で今後も対応していきたいと。また、国の税収と実際事業を実施する財政の面で6対4から4対6という構図のギャップがあるわけです。そういったことを当面は5対5に直していこうという国の方針もありますけれども、これも最終的には6対4になるように一日も早く構造的、財政的な改革をしていただきたいと、税制も含めて意見を述べていきたいと考えてございます。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） そういう意味では、6対4になるように私たちも頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。何といっても私たちも税金を納入して、そして私たちの福祉なり環境について提示を受けるということになるわけですから、何も我々が税金を納めて、国の予算がこうだから仕方がないと安易にあきらめることはちょっと危険だなと思います。主張は主張として通して、そしてその上で国の予算の編成というのは国の方で決めるわけですが、それらに対してやはり意見を申さないと、インド洋での補給に多くの金をつぎ込むと。我々については原油が高騰、しかしあそこはサービスということでもありますから、そういう格差なり矛盾が生じるということも事実であります。やはり私たちの納めた金が正確に使われるように、そして私たちの地域が一日も早く活性できるような状況をつくるという二つの道が一緒になれば簡単なんですけれども、なかなか国の思惑と私たちの思惑が大きくかけ離れているという現状などもありますので、そ

こをお互いの認識としながら今後ともに頑張ってもらいたいと思いますので、今の市長の答弁の決意を改めて感じながら、今後進めてほしいと思います。

次に、耐震の問題であります。国の予算を配算された場合、これが耐震に使いますよということができるんですか、できないんですかということで、6月議会で質問しました。そうしたら、大まかな点についてはそれに使えるよというふうになりますが、耐震について2分の1から3分の2になったとしても、その中でこのくらいふやしますよ、このくらいになりますよという一つの決定は難しいという答弁をいただきました。今、市長からも答弁ありましたが、計画的に調査をやって、そして工事をやっていると。そして、22年までの状態も含めながら決定されているようでありますが、その金の使い道はパーセンテージでどのくらいに政策経営課長は考えておったのか一つお聞かせください。

平向岩雄議長 暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 今お話ししたのは、6月議会でも順次こういう日程でやりますよと、市長がお話ししたとおりの経過を示してくれました。ただ、問題はその後で金をどのくらい使ったらいのかという一つの内容になるわけですが、その段階で現場から出た意見についてはそのとおりでやってほしいということで、最後に応対して終わったような感じがするんです。その結果を踏まえて、今回改めてまた計画が示されておりますから、その配慮は政策経営課長としてはいかなものであったかということをお

聞きしたいんです。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 予算的な要求も22年度までいただいております。財政的な試算も行っております。ただ、お金の入り方については、補助金あるいはその事業が完成したときにまとめて国で払うという仕組みになっているようがありますので、一時的な立てかえとか借入れを行いながらやっていかなければならないようなケースも想定してございます。例えば診断あるいは設計というのは後でまとめて一括払いますよとか、そういったことを国では言っています。県でその仕組みについてどのような手当てをするか今対応を考えているようでありますので、その対応待ちとなりますけれども、22年度まで実施する限りは市の方ではきちとした財政対応、歳入確保をきちとした形でやっていかざるを得ないだろうなというふうには、担当課としてはそういった心づもりでおります。予算については原課の方から上がってこないところうちの方ではしゃべれませんので、そういった意味で、うちの方でしゃべるのは適切なのかなということ、大変失礼いたしました。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 私は、予算を組めば国から当然来るもんだと理解しておりましたので、ちょっと安易だったのかなと思いますが、現場からの声を大事にしてそれを通すということであるようですから、現場の方ではその意気込みはいかがでしょうか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 今、政策経営課長が言われたとおりやっていただけたと思いますので、教育委員会の方としては危険度の高いものから順次期限内でもって耐震診断、実施設計、そして改

修工事というふうな段取りで進めていきたいと思っています。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 学校はあくまでも地域の避難場所になっているという事実もありますから、そういう意味を含めてやはりこの問題については早急に取り組んで実施してほしいということを要望申し上げます。

それから、次に給食の件であります。先ほど時間割の問題もちょっと出ました。ここら辺の考えはどういうふうな方法で、小学校の実施している状況と同じなのか、それとももう一歩変わった時間の割り振りがあるのか、そこら辺をちょっと教えてください。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 学校の時間割、特に中学校については見直しをしていただく形になると思います。現在、小学校の場合、昼食時間と昼休み時間を合わせて平均で65分から70分ぐらいとなっております。中学校の場合ですと昼食時間と昼休み時間を合わせまして35分ぐらいの平均になっていますので、これではちょっときついのかなと考えております。そういうデータを集めておりますので、今後そこら辺、学校側と話しまして、適正な時間割を調整していただくという話になると思います。以上です。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） メニューの中身であります。今の状態では普通の日には米飯をやって、1週間に1回はパン食というような話も聞いております。その考えは変わりありませんか。それとも全部米飯にするというような状況などは考えておりませんか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 小学校で、今、米飯給食日本一というふうなことでもって週4日というのがこの6月から実施されております。中学校も同じような形で進めていきたいと思えます。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 具体的になりますと、いろいろな関係の中でまたお聞きする機会があると思えます。そのときまでまた考えておきますので、何とぞ早急に実施できるようにお願いしたいと御要望申し上げます。

次に、学童保育についてお尋ねしますが、先ほど保育所についてお尋ねしました。幼稚園の場合はどうなっているのか、人数と、そこら辺の支援の2点についてお聞かせください。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 先般、私立幼稚園連合会との情報交換の中で、各園長さん方お集まりの話し合いを持ちました。現に私立幼稚園におきましても学童保育をやっております。ただ、正確な人数まではお伺いしませんでした。以上です。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 先ほど市長の答弁の中でもありました。将来的には70人以上になりますと支援を打ち切るというような状況もあります。市の方でいろいろな指定管理制度などもやっているわけですが、そういう意味合いからいけば、事前にいろいろなそういう施設を利用して、そこに分散をしながら運営していてもいいのではないかなと。先ほど市長の答弁をお聞きしたんですけれども、そういう支援の対策というような状況については、幼稚園は支援はあるわけですが、保育所の場合はどうなのか。そして、今の認可保育所、そして認証保育所と二つに分かれますが、それらも一緒にして考えて

いきたいという気持ちがあるのかなのか、そこら辺教えてください。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 現在、民間の学童保育については支援策をとってございません。それは財政再建中ということでありまして、やっております。県の補助要綱に基づく支援がございまして、その事業によりますと小規模放課後児童クラブ運営費補助金ということで、先ほど市長答弁の中で申し上げましたが、19人以下の学童保育所に限定されてございます。市の財政状況がだんだん好転していけば、そういった私立幼稚園、認証保育所に限らず、この基準に合致すれば21年度以降福祉事務所が所管する子育て支援策にかかわる事業といたしましては優先度の高い事業ではないかなというふうに認識してございます。以上です。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 公の施設をつくるということはちょっと困難だということは前にもお聞きしましたから、既存の施設に対しての支援をしながらその運営をしていくという一つの方法も考えの中に入れていただいていいのではないかなと思っております。そうしたら、先ほど市長の方から支援の必要性を考えているということでもありますから、今の所長答弁も含めてそういうふうな方向性で行っていただけるものだなという気を新たにしました。既存の民間の施設なり認可保育所なり、それから幼稚園なりといろいろありますから、そういう施設を支援する中から運営をしていくという状況の方がベターではないかなと思えます。今の御答弁いただいた点を含めて実施の方向が明るいという私の勝手な個人の考えであります。そういう方向で受け取りましたので、何とぞこれからも審査の上、支援対策を考えてほしいと御要望申し

上げます。

それから、祭りについてであります。今、曜日は変わらないというような状況がありました。曜日は私も変えたくはないんですけれども、現実には人がいないというお祭りがどうなのかなというふうになります。今回も休みを過ぎて25、26日になりますと若連の方が半分もいない状況、これは市からもいろいろ聞いているでしょうと言っても、「私の会社は3交代だから、そういうお祭りは関係ありません。本社ではそういうお祭りはしていません」というようなことで、本社が出ますと村の鎮守のお祭りになりますから、新庄の郡内、当市のお祭りというような姿はなかなか本社では浮かんでこないわけです。説明の仕方、そういうことが本当に重要だなと思います。ある会社の社長さんが、3年ほどたってようやく「わかった」というような返事をいただくぐらいですから、最初に来た社長さんはなかなか新庄まつりイコール村の鎮守のお祭りというような状況をぬぐい切れないというような状況であります。そういう中身もありますので、一段と説明の仕方を変えて要望していかないと大変ではないかなと思いますので、そういう点を含めてもう一度お答えをいただきたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 この日にちの問題につきましては、百年の大計作成時点からの課題ということでございました。百年の大計では変えないということでございますが、時代の流れとともに、やはりその参加者が参加しづらいということも多々あるかと思います。先ほど市長が御答弁申し上げましたことをまた復唱するようなことになってしまいますけれども、これまで踏襲してきた姿勢を踏まえながら、ある程度時間をかけながらそういったことも議論していくことが必要であると思っております。ただ、ここで今す

ぐ「じゃ変えます」ということもできませんので、時間をかけた中でそういったことも考えていく必要があるのかなというふうには思っております。以上でございます。

1 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

1 2 番（今田雄三議員） この中身にはございませんでしたが、来年、市制を施行してから60年になるわけです。そういう意味合いで、お祭りについて何か行事を考えておるか一言お答えください。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 ことしの祭りが終わってしままだ2週間ほどということで、来年どうこうという話はまだございませんが、間もなくことしの祭りの運営の総括会議ということで、3団体、山車、囃子、神輿渡御の代表者会議が間もなくございますので、そういった中で議員が言われた60周年という節目の年であるということを経験として設定をしてまいりたいと思います。その結果が予算要求につながるのかどうかちょっとわかりませんが、まずは話題としてその場で設定してまいりたいと思います。

1 2 番（今田雄三議員） 終わります。

平向岩雄議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

小関 淳議員の質問

平向岩雄議長 次に、小関 淳君。

(5 番小関 淳議員登壇) (拍手)

5 番(小関 淳議員) たいまつ'07の小関です。

前回の6月議会一般質問中に私が「議員活動もあと3年しかありません」と述べたところ、この議場内にどっと笑いが起きました。そのとき、正直私は大変ショックを受けました。それがなぜおかしかったのか、いまだに理解できないのですが、今は表現がつつなく的確でなかったから失笑を買ったのだと自分を納得させているところです。昔、ある政治家がよく口にしていた「自治体の首長が1期4年で何も変革できないようであれば、2期、3期と期を重ねても何も変えることはできない」という言葉は今でも私の心に深く残っています。もちろん議員と同様だと思うのです。ですから、私は議員になってからの1年を振り返り、市民のためにもっとやれることがいっぱいあったはずなのに、ほとんど何の力にもなれないでいる自分の非力さ、無力さを痛感し、その無念さと焦りの気持ちをそのまま「あと3年しかない」という言葉で表現したのです。議員として本会議も2周目に入りました。1周目の反省点を踏まえ、未熟者ながらも懸命に議員としての役割を遂行していきたいと思っていますので、先輩議員の皆様、そして市長初め執行部の皆様、より一層の御理解をよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

初めに、自然エネルギー、つまり風力、太陽光、水力などの新エネルギーの有効活用を市としてはどう考えているかということです。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した、いわゆる投機マネーの暴走で起こった原油高騰は、産業界のみならず、化石エネルギーに依存する社会全体を震撼させました。今回の問題によって私たちの暮らしがいかにおイルマネーと密接にかかわり、この日本という国がま

さに砂上の楼閣のごときもろさを抱えながらの発展であることを痛感させられました。財政厳しい我が新庄市にとっても、今回の原油高騰の問題はかなりのダメージとなっているのではないのでしょうか。恐らく世界的に投機マネー規制をしない限り、これからも原油価格の乱高下はおさまらず、決して安定することはないと予想されます。この流れでいくと当然ガソリンや灯油などの石油の価格は不安定になり、電力の60%を化石燃料で発電している電力会社も安定した価格では到底供給できなくなってくると予想されます。となると、市民は日々の暮らしにより不安を感じ、消費は今以上に冷え込むことになります。市の場合でも、幾ら積極的に行財政改革を進めたとしても、着実な財政改善には必ずしも結びついていかないのではないかと心配になってくるわけです。最近のニュースを見ると原油価格はまた下がり始めてはいますが、恐らく高どまりして昨年レベルほどの価格には下がらないだろうし、いつまた上がるかわからないという不安定さを見せています。ある調査によれば、石油はあと約40年で枯渇すると言われています。間もなくまたやってくる厳しい新庄の冬を乗り越えるために、ことしはどれだけのエネルギーが必要で、どれだけの予算がかかってしまうのかを考えただけでも気持ちが不安定になってくるようです。

ことし1月に視察で訪れた岩手県葛巻町では、原油依存から脱却する方法の模索を1999年から始めました。今では3基プラス12基の風力発電所を初め水力、太陽光、木質や蓄ふんバイオマス等の発電施設で町の消費電力の約185%以上の電力が生産され、ガス、灯油、ガソリンなど、電力以外のエネルギーを含めて考えると町の全エネルギーの消費量の約80%を自給するほどになっているそうです。ここまでとは言わないまでも、我が新庄市も豪雪地というハンデキャップをプラスに考え、雪を利用したエネルギー開

発にも力を注ぐべきだと考えます。

私が考える雪利用というのは、雪そのものを利用することではなく、その雪によって山々に貯水される水を利用して暮らしや産業に使えるエネルギーを生み出してはどうかということなのです。いわゆる水力発電というものです。といいますと巨大なダムを想像されると思いますが、そうではなくて、山梨県の北杜市、都留市などで既に導入されている省水力発電のことです。まだまだ国や電力会社の対応に理解途上の感はありますが、今後さらに減額されていくだろう交付金や自主財源の減少などを考えると、財政問題を抱える自治体にとっては大きな可能性を持った事業になるのではないかと思います。というわけで、新庄市では今回の原油高騰でどれほどの影響が出ているのか、そしてこれらの問題をどうとらえ、今後どのような対策でどういう方向に進めようとしているのかを聞かせてください。

次に、市内の公共施設の安全性はどうなっているかということです。中国四川省の大地震や岩手・宮城内陸地震、そして最も最近では岩手北部地震と各地で地震による被害が相次いでいます。このように、各地で、そして徐々に発生地が新庄市に近くなりつつあると「我が市は天災が少ないまちだから」などとのんきなことは言うてはいられないような状況なのではないでしょうか。そういうことからしても、住宅や民間施設はもちろんですが、特に市民が多く利用する公共施設などの耐震性はどのようになっているのでしょうか。既に調査をしていれば調査結果を、まだ未調査だとすれば今後どのような計画で耐震化を進めようとするのかを聞かせてください。

続いて、わらすこ広場の利用状況はどう推移しているかということです。5月末に再開したわらすこ広場ですが、再開してから現在までのような状況で、市側の予想と比較してどうな

のか、そして今後どのように運営していこうと計画しているのか、さらに入居しているビルの耐震性はどうか聞かせてください。

最後に、保育所、幼稚園、小中学校の各施設の安全性はどうなっているのかということです。さきにも述べたように、地震による大きな被害が各地で発生しています。6月14日に起きた岩手・宮城内陸地震では、大変残念なことがありますが、金山の方々が被害に遭われました。こうなりますと、いつどこで地震が起きても不思議ではないというのが日本列島の状態のようです。ですから、今回は安全性のとりわけ耐震性についてお聞きしたいと思います。

6月20日に文部科学省が発表した全国の公立学校施設の耐震化状況では、全国平均が62.3%なのに対し山形県全体では49.4%で、全国で第40位とほかの自治体よりもはるかに進んでいないという結果になっています。その山形県の中でも新庄市は29%という耐震化率の数字が出ています。市としてはこの数字をどのようにとらえているのでしょうか。このまちに暮らす子供たちは地域の宝です。その子供たちが日中の大半を過ごす学校施設の耐震化は、厳しい財政を理由に先延ばししていいはずはありません。市政を進めていく上で、執行部の皆様はよく選択と集中という言葉を使います。それならば何をさておきこの学校施設の耐震化を選択し、それに集中して早急に取り組んでいくべきではないのでしょうか。

地震はこの先しばらく起きないかもしれませんが、しかし、今すぐにでも起きる可能性があるのです。現に、6月、最上郡にほど近い栗駒山付近で震度6強の岩手・宮城内陸地震が発生しているわけです。御存じのように、他地域と比べても我が新庄市には県内有数の活断層が20数キロにわたって走っているというデータがあるわけです。先日、NHKテレビでも活断層地震の脅威とその対策に乗り出した自治体などを取

り上げた番組がありました。やはり新庄市も活断層を抱えた地震発生確率の高い地域として、有事に向け十分な備えをしておかなければならないと考えます。ということで、小中学校の各施設の耐震化は現在どこまで進んでいるのでしょうか。現時点での調査状況と結果、そして今後の計画を聞かせてください。あわせて、さらに小さな子供たちが過ごす幼稚園、そして保育所などの耐震化はどうなっているのかも聞かせてください。

以上で壇上からの質問は終わりますが、今回の質問は主張する機会をほとんど持たない子供たちの思いを代弁して質問したつもりです。どうかぜひ未来を生きる子供たちが十分納得できるような御答弁をお願いします。市長初め執行部の皆様と私ども議員が協力して、今回のオリンピック400メートルリレー日本チームのように、最高のリレーで安心して快適に暮らせるまち新庄というバトン子供たちにしっかりと渡したいと思いませんか。御清聴ありがとうございます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 未来に生きる子供たちのためにということで、バトンリレーでうまく渡せるように互いに努力してまいりたいと思います。

初めに、自然エネルギーの有効活用を市としてどうとらえるかということでございますが、議員おっしゃるとおり、今回の原油高騰の影響ははかり知れないものがあります。政府は6月の原油等高騰緊急対策関係閣僚会議において市民生活や中小企業対策など主要項目を定め、さまざまな施策を実施していくこととしました。今月開会される予定の臨時国会には大型補正予算が上程される方向にありましたが、ここに来まして自民党総裁選後の臨時国会冒頭に衆議院解散総選挙が取りざたされており、不透明な状

況となっております。しかしながら、補正予算を通した緊急的な対策の具体的な内容が示されましたならば、市としての対策も検討してまいりたいと考えております。

市施設などの負担増でございますが、燃料費、電気料など約4,000万円ぐらいかと思えます。今後各施設とも精査し、12月議会に御提案申し上げる予定でありますので、よろしく願いいたします。

長期的視点に立てば化石燃料を原料とするエネルギー政策に限界があるのは言うまでもないことであり、本市としても自然エネルギーの有効活用を進めていくことは有意義かつぜひとも取り組まなければならない施策であることは論をまちません。本市におきましては、エネルギー対策で具体的な施策や事業を展開するよう新庄バイオマスセンターを開設し、有機堆肥づくりやバイオエタノール製造事業を始めて以来、試行錯誤しながら進めてまいったわけですが、平成16年2月にそうしたことを中心に策定しました新庄市地域新エネルギービジョンとも方向性を確認しながら、将来に向けての基本方針や具体的方策を定め、鋭意推進してまいりたいと思います。

御提案の雪の活用、そこから雪ダム、貯水、そして省水力発電の御提案がございましたが、大いに検討する必要があると思っております。その提案を受けまして、具体的な形で土地改良事業との関連、どういうところに設置が可能ななどを一応確認しましたが、新庄の場合、常時水が流れるという状況を生み出すことができないということで、非常に難しい状況があるのも把握しております。常時水が流れるような雪ダムなどが今後可能かどうか、またその成果をどのような方向に生かすべきか、さらに検討を加えてまいりたいと思います。

次に、市内の公共施設の安全性についてお答えいたします。

平成7年1月に発生しました阪神淡路大震災の教訓を踏まえ制定されました建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成18年に改正され、同時に国は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針を策定しております。この方針の中で建築物の耐震診断及び耐震改修に関する基本的施策の方向性等が示され、平成27年度における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を90%としております。これを踏まえ、山形県では平成19年1月に山形県建築物耐震改修促進計画を策定しております。この県計画の中で、公共施設のうち県有施設、市町村有施設の防災拠点施設の耐震化率目標は、県民が安心して利用でき、防災上重要な施設として機能する必要性があるため、平成27年度における耐震化率は100%に設定されております。本市におきましても、地域の実情を勘案し、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び山形県建築物耐震改修促進計画に基づき、新庄市地域防災計画を上位計画とした新庄市建築物耐震改修促進計画を今年度中に策定するため、策定委員会作業部会を立ち上げ、現在計画策定に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示し、地震による被害を減少させ、震災から市民の生命や財産を守っていききたいと考えております。

次に、わらすこ広場についてですが、5月31日に再開し、3カ月余りが経過いたしました。利用者数につきましては、8月末日までの数字をお示ししますと、今年度は1万5,715人、18年度は1万2,068人で3,647人ふえております。この人数には再開日の800人の利用者数は加えておりません。当初の予想では新たに使用料を徴収することで平成18年度より落ち込むのではないかと考えられておりましたが、反対にふえております。これは市民の皆様が再開を待ち望んでいた結果ではないかと考えております。

なお、利用者の地域別割合は、市内84.3%、郡内12.9%、郡外2.8%となっております。

使用料金につきましては、8月末日まで43万1,300円の収入となっております。徴収方法につきましては、子供だけで使用する場合は全額減免にしております。これは子供が使用料を気にせずに自由に遊びに来られるようにと考え設定したものでございますが、新聞にも報道されましたように、子供から徴収しないのはおかしいという御意見もございますので、今後利用者の方の意見を伺い、改善すべきところは改善してまいりたいと考えております。

建物の耐震性ですが、昭和61年の建築であり、昭和56年の建築基準法施行後の建物なので、耐震性については問題ありません。なお平成14年ごろに図面をもとにした耐震調査をした結果、地震には非常に強い構造であり、かなりの地震でも倒壊することはないという調査結果であったということでもあります。

また、保育所の耐震改修についてであります。昭和56年の建築基準法施行前に建築された建物で、その対象となる保育所は北部保育所、乳幼児保育所、泉田保育所、升形児童館、日新学童保育所となります。現在、新庄市建築物耐震改修促進計画を策定中であり、その計画をもとに今後補助金等国や県の動向を見ながら、入所している児童が安心して過ごせるよう計画的に耐震改修を進めていきたいと考えております。

小中学校の耐震化につきましては、午前中の御質問にお答えしたところでございますが、11校44棟について平成17年から18年にかけて耐震化優先度調査を行い、危険度が高い①から危険度が低い⑤まで5段階の順位をつけております。調査結果につきましては、危険度が高い①が9棟、②が6棟、③が13棟、④が13棟、⑤が3棟となっております。また、耐震診断の結果の公表につきましては、このたび施行された地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律によっ

て、補助率の嵩上げとともに義務づけられたことから、今後は耐震診断終了後に順次市報またホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

なお、社会教育施設では新庄市民文化会館、生涯スポーツ施設では新庄市体育館を含めて5施設が新耐震基準に適合していないことから、これらについても学校施設の耐震化終了後、引き続き取り組んでいく考えでありますので、よろしく願いいたします。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 答弁ありがとうございます。

私もどうすればいいのかなと思って、今現在ちょっと迷っているんですが、耐震化優先度調査を17年度から18年度と終えているわけですが、それでわかった優先度の高いランクの学校があるわけです。これは今の時点ではどうなんでしょうか、公表はしない方向なんでしょうか。

平向岩雄議長 暫時休憩します。

午後1時25分 休憩

午後1時26分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 優先度調査、平成17年、18年と行いました。その結果、震度6以上になった場合に危険があるというものについて、先ほど今田議員にもお答えしましたが、それにつきましては21年度から耐震診断、実施設計、そして22年度に改修工事を行いたいと。そのところを公表できないのかということで、これまでは義務づけということもなかったし、優先

度調査ということでありまして、はっきりした形ではないと。この11校一応あるというふうなことでもって、それを一気にするには財政的な負担も多いだろうということでもって、その順番づけをするための調査であったということです。その結果、今、市長答弁にありましたけれども、①が9棟あると、②が6棟あるということなんです。この4校について申し上げますと、まず新庄小学校、沼田小学校、萩野中学校、八向中学校という形になっております。これらが①②に該当するということで、あと棟数については体育館が入ったりとか、教室であったりとか、廊下等であったりとか、いろんな分類に分かれます。ですから、先ほど午前中の今田議員に答弁したように、21年度からこの4校について実施診断を始めていきたいということで、それがはっきりしましたら順次公表していきたいと考えております。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 公表していただけたとは思ってませんで、ありがとうございました。ただ、私が公表した方がいいと思った理由というのは、きょうもこれからそこに登校していく子供たちがいるわけですね。「行ってらっしゃい」と言って送り出す保護者の方もいらっしゃるわけです。そういう危険度とか、優先度調査の段階ですけれども、全く信用できないデータでもないの、ある程度は信用できるものだと思っていますから、やはりそういうデータを抱えてしまったというか、持ってしまったら、いたずらに動揺するんじゃないかと、そういうこともあると思いますよ、それで御配慮なさって今まで公表しなかったんだと思いますけれども、何より備えができる、精神的な備えができるということは非常に強いことではないかと思って、本当に公表していただいていた方がありがたいです。市民もそんなに動揺

しないで備えをすることができると思います。

あと、この耐震化の事業ですけれども、特に東北なんですけれども、各自治体で非常に財政が厳しい。それはどこでも同じなんですけれども、それでも前倒しでどんどんいろんな改修工事とか補強工事をやっているわけです。選択と集中ではありませんけれども、何とか前倒しで耐震化の事業というか、そういうものを進めることはできないもんですか。多分私たち大人は子供にリレーをするために今いろんな仕事をしているんだと思います。ぜひそのことも考えて、いい未来を子供に残すために前倒しで何とかやっていただきたいんですけれども、その可能性はございませんか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 学校施設に限りますけれども、優先度調査を行った際、17年、18年に行っているわけなんですけれども、そのときに耐震診断の予定表、計画表を立てておりました。それは29年とか、そういうところまで長引いているわけなんですけれども、それを今回、法が改正になりまして、支援措置も充実されるということもあります。それもありますけれども、子供たちの安全安心というのが第一だということでもって早速21年から耐震診断から始め実施設計、改修工事と、22年の限定の中でもって、まず先ほど申し上げました4校等については実施していきたいという、前倒しにした形で行うことにしました。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 早くしてくれと言っても無理ですよ。何とか早くしてほしいというのが、私もそうだし、恐らく皆さん全員の思いではないかと思うので、よろしく願いいたします。

あと、活断層というのが、先ほど壇上からも言いましたけれども、新庄に走っているという

データがあります。その活断層ですが、どこにどういう状態で走っているのかというのは把握していらっしゃいますか。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

平向岩雄議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 活断層につきましては、新庄盆地断層帯という呼称で公表されておりますが、山形県内は大きな活断層が四つありまして、庄内、山形、長井とあります。新庄につきましては、細かい場所、スタート地点等はわかりませんが、舟形町から新庄市ということで、舟形町の沖原付近だと思われます。そこから仁田山ぐらいまでの間、これは途中で途切れている部分があるんですが、11キロから23キロメートルということで、想定としてはマグニチュード6.5から7.0で、近年ですと30年以内に0.8から2%という数字は公表されております。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） その活断層の上とか活断層付近とか、市の公共施設とか子供たちが使う児童館とか、そういうところがあるということはありませんか。

五十嵐正臣環境課長 議長、五十嵐正臣。

平向岩雄議長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 活断層の上という表現をされると非常に難しいんですが、一番近いところでは、6月の議会でも申し上げたんですが、萩野小学校あたりが結構近い位置には存在しているかなと考えられます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） やはり岩手・宮城内陸地震でも岩手と宮城にまたがって、御存じのあの場所で起きて、被害が秋田で43校、公立学校ですが、山形県でも9校、被害があるんですね。もちろん宮城、岩手では大変な数になっているんですが、本当にきょう今でも起きてもおかし

くないというのが地震だと思うので、全精力を傾けて何とか、財政は厳しいとは思いますが、やっていただきたいと思います。

あと、こういう新聞の記事を見つけました。2006年度に国から交付された学校耐震化を促進する安全安心な学校づくり交付金というのが423億円、国から交付されているはずなんです。新庄市ではその交付金をどのように利用したかはわかりますか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 私の記憶ではこの交付金が入ってきて使われたという記憶はございません、その名称の交付金は。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） この記事だと全国に423億円交付されていると。それで、使われたのが423億円のうち323億円ぐらいしか使われてなくて、耐震とか、いろんなものに。しかし、残りの99億円がそれ以外の目的外に使用されているという新聞の記事があるんです。そういうことは新庄市ではあり得ないとは思いますが、ただ確認の意味でちょっと確認させていただきました。

あと、先ほど市長の答弁の中に幼稚園というのは入っていましたか、幼稚園の耐震改修。保育所は御答弁いただいたんですが、幼稚園についてはどういうふうに把握していらっしゃるか。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 幼稚園については、公立幼稚園というのは新庄市にございませんので、幼稚園についてはこちらの方で把握しております。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 公立でなくても幼稚園

は存在するわけで、私立についてはどういうふうなあれですか、私立は管轄外というわけでもないんでしょうが、私立。

平向岩雄議長 暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時40分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

平向岩雄議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 幼稚園についての耐震化の状況という御質問でございますけれども、先ほど市長答弁にもございましたが、ただいま新庄市におきます建築物の耐震改修促進計画を取りまとめしております。その中でそういった民間の施設についてもわかる範囲で取りまとめをした中で対策を立てていくというような計画にしておりますので、今現在ではまだ把握し切れてはおりませんので、その計画がわかり次第、公表してまいりたいと考えております。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） わかりました。やはり本当に子供のこととか、未来を背負う子供のことなので、本当に先延ばしせず、今できることをしっかりやっていただきたいと思います。

あと、耐震化に向けていろいろやっていかなくちゃいけないんですけれども、人的にどういうふうに、現実的にどういうふうにシフトして耐震化に向けて全力でやっていこうとなさっているのか、お答えください。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 人的にというのは職員体制という意味でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

耐震化だけでなく、今年度に入ってからい

ろい重要案件が出ておりまして、耐震化とともに、先ほどもお話ありました中学校給食の問題にしましても、それなりの金さえあればいいというものではありませんので、こなす体制をどう整備するかというのも問題ですし、またここに来て合併の問題も出てきました。前回の例ですと舟形と二つの合併で新庄から6人を協議会に派遣してその準備を進めたという例もございますし、そういったことも含めて、この秋あるいは来年度に向けた、そういう仕事を進める体制づくりを今考えている最中です。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） ありがとうございます。ぜひ充実した体制で耐震化に取り組んでいただきたいと思います。

あと、ここにもう一つちょっとおもしろいデータがあるんですけども、小中学校建物の耐震改修状況調査ということで、これは県の資料だと思いますが、先ほど新庄市は耐震化率が29%、金山町が60%、最上町は80%、舟形町は92%、大蔵村が15.8%であります。でも大蔵村は来年度から小中学校1校ずつになって、その耐震化も来年から入る小中学校の建物の耐震化はすべて100%大丈夫だということになるんだそうです。それで、真室川町が79%、鮭川村が44%、戸沢村が57.1%。

この数字なんですが、私が何を言おうとしているのかというと、これは合併に協力的な自治体と合併にちょっと前向きでない自治体の数字があれなんですね。金山町、最上町、舟形町、大蔵村というのは合併には今のところ賛成していない、その耐震化率というのが非常に高いんですね。低いところというのが合併に前向きであると。こういうデータがあるんですけども、どのようにお感じになりますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 耐震化から合併までという話で大変広がって、足元が揺らいでいるところですが、けれども、実際逆に町村の皆さんと話してみると、残っているパーセントのところに一番子供が多いというのも悩みの一つだそうでございます。例えば、最上町で80%ですか、残り20%のところに一番子供が集まっていると。全部耐震化が終わったところは複式学級とか、あるいはもう既に閉鎖しなければならないというような悩みもあるようでございます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 多分新庄市でもそういう話になってくるんじゃないかなと思うんですね。統廃合のことも視野に入れながら耐震化を進めていかないと本当にあれだと思いますが、文部科学省でもそういう統廃合があるのはわかる、そういう現実はあるけれども、統廃合をして学校として使わなくなった施設でも防災上の避難所として使えるだろう、早急に進めろということを行っているわけですね。そういういろんな事情もあるとは思いますが、あと合併もこの数字を見ると何かそういうことも頭に入っているのかなと思いますし、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

時間は大分あるんですけども、大体これぐらいで結構です。ありがとうございました。

平向岩雄議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時58分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

金 利寛議員の質問

平向岩雄議長 次に、金 利寛君。

(13番金 利寛議員登壇)(拍手)

13番(金 利寛議員) 御苦労さまでございます。

今、日本じゅうが二大政党のトップを決める総選挙を前にして、マスコミも入り乱れて、憶測も、また勝手な想像も真実も織りまぜながら報道が入り乱れております。願わくは、もう少し国民、県民、市民の目線で国の方向性を語っていただきたいと思う昨今です。すべてを政争の具にしてパフォーマンスのみ優先で、これでいいのか日本と言いたくなります。

一方、最上8市町村も今後のすべてのことを考えれば、広域合併で頑張っていかなければ立ち行かなくなってしまうのでしょうか、目先の感情論で将来の希望を誤った方向に進めているのではないかと心配している一人であります。最上合併については、市長のさらなる頑張りを御期待申し上げ、通告に従い、9月一般質問をたいまつ'07の一員として質問を申し上げます。

まず第一の質問は、乳幼児保育についてであります。

さきに今田雄三議員の学童保育所関連で認証保育所の支援について触れられているようですが、新庄は認証保育所を平成16年4月に県内どこよりも早く先駆けて認証をしました。その後、新庄の市独自の認証制度がマスコミなどでの報道なども手伝って、米沢市では平成18年に、山形市では平成19年に認証制度を立ち上げたわけであります。県内では、この市の認証保育所制度に関しては新庄市は草分け的存在なのであります。平成16年に立ち上げになり、財政再建が次の年の平成17年から始まったわけありますから、財政的にはほとんど負担をかけないで始まった制度なのであります。丸々4年が経過をし、5年を迎えているわけあります

が、新庄市の認証保育所の現状は私ら議員の目から見ても一生懸命頑張っておられると思いますけれども、どうでありましょうか。児童福祉の次世代育成支援対策行動計画の推進の上から、産み育てやすい環境づくりで人口減少歯どめの一助となり得るかとの観点も踏まえてお答えをいただきたいと思います。

次に、もう少し財政的支援はいかがなものでしょうかという観点からお伺いしたいと思います。今、市の認証保育所制度に認定されている保育所は9園ありまして、200名以上の乳幼児を保育しています。平成20年度、市の入所者数が603名でありますから、市の全乳幼児の3分の1の乳幼児の保育を担っているわけあります。その中で、総経費を園児数で割ると、荒っぽい概算になりますが、計算しますと1園児当たり保育料は認証保育所の場合には4万4,929円と出てきます。市立保育所はといいますと1園児当たり6万4,062円と出てきまして、約2万円の開きが出てきます。なお、認定保育所は5万いかほどでしたけれども、主にこれは人件費の差が多いのだと思われそうですが、角度を考えてこの事実を見ますと、親の就労、仕事の形態で夜遅くまでの仕事がある場合などは市立の保育所に入れたくても時間のせいで入れることができません。それにより子供の園児にかかわる税金が1園児につき1人の子供に対して2万円の差が生じているのであります。主に人件費であるというものの、税の公平性からもう少し是正する必要があるのではないかと思います、いかがでありましょうか。

大阪府高槻市では、認可外保育所を認証保育所施設制度として本年6月からスタートさせ、新庄市の認証保育所制度より4年も遅いわけあります、その入所時の保育料などを市が助成することにより保護者の負担軽減を図っております。新庄市も運営費と職員の健康診断に対して県と市が補助金を出して格差是正のために

努められていることも承知はしておりますが、園児1人当たりに対して2万円の格差のためにも、税の公平のためにも、産み育てるなら新庄と言っていただくためにも、考えられる手だてはないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、農商工連携の促進のためにと題してお伺いをいたします。

日本の農業、米価の下落と高齢化で大変な状況にあります。日本の商業、あのイオングループですら店舗拡大路線を方向転換して縮小精鋭路線へと変更せざるを得ない状況にまで来ています。新庄市の商店街を見ればわかりますように、大変苦戦をしています。日本の工業、公共事業等の激減により元気がありません。

こんな中、政府は地域経済活性化のために、逆を返せば地域経済が疲弊しているからでありましょうけれども、地域経済活性化のために、地域の基幹産業である農林水産業と工業等の産業間での連携、農商工連携を強化して、そして相乗効果を発揮していくこととなるように、農林水産省と経済産業省とが密接かつ有機的に連携をとり、具体的な取り組みを推進することになっている法律、農商工連携促進法が今年、平成20年5月23日に公布されました。8月ごろから事業計画の申請受け付けと聞いておりますが、もう既に行っているところもあるわけでありましたが、この概要はいかかなものでありましょうか、お伺いしたいと思います。

そして、新庄市ではそれを展開でき得るのかをお伺いしたいと思います。もう既に国の動向をにらんで、8月末の申請受け付けとはなっているものの、事業展開をしている自治体がもうあります。身近なところでは、農商工連携88選と題して東北管内でその事例集にもう既に載っているのですが、隣町の最上町では「川の駅・森の駅における地域資源の発信」、副題として「農産物の生産・加工・販売と体験を演出」とあります。産直団体と、そして四季の香という

法人と、株式会社最上あゆセンターとNPO法人あにまるに一ずなどの団体でもう既に始まっている、かなりの集客と実益を上げられているのであります。具体的にその取り組み効果が載ってございましたけれども、まず売上が平成15年度には3,100万円だったのでありますけれども、もう既に2億875万円、何倍となっております。利用者が19万人から30万人、雇用者も107人から156人と大展開しているのであります。

ほかにも県内での展開が3例載っておりますけれども、株式会社平田牧場でも減反での肥料米の生産、利用を通じた地域活性化に取り組み、こめ育ち豚、「トンパチ」という名のもとで売られているようでありますが、その出荷高が1億円から何と20億円3,304万5,000円と伸ばして、ちょっと詳しいようですが、肥料米生産者数が21人から230人に、農家の肥料米販売手取額が277万2,000円から9,764万7,000円に伸びるなど実績を上げているのであります。すべてこれは県内の事業です。

米沢の商工会議所では、地場伝統野菜などの本格派焼酎の開発を行って、焼酎のメーカーに頼んでいるようでありますけれども、販売で平成17年度には3,500本だったものが平成18年には1万7,000本で、製造が追いつかない反響ぶりだということです。

これはトップダウンですが、県内でもやる気があり、行政が先駆けの情報を落としてトップダウンをすれば、受け皿の農商工の志のある業者にその情報を提供するだけですごい発展性が開けるのではないかと思います。当新庄市は果たしてどうなのかなと思わずにはいられません。時期をとらえた素早い対応が地域活性化のかぎのような気がしています。二番煎じではいけないと私は思いますが、新庄市の考えはいかほどでしょうか。お伺いをしまして、壇上よりの質問を終わらせていただきます。御清聴まことにありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、金議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

認証保育所制度は、平成16年4月より実施し、現在5年目を迎えております。この制度は、御承知のとおり保育環境の整備及び保育水準の向上を図ることで、児童の健康で健全な成長の増進を目的として制度化されました。実施当初は8施設でしたが、現在9施設を認証しております。施設の方々の御努力もあり、ほとんどの施設が4年間継続して認証基準を満たしており、制度創設の目的は十分果たされてきていると感じております。さらに、認証保育所では、保護者からのさまざまなニーズに柔軟に対応していただいております。市民の皆様が安心して子供を産み育て、かつ働き続けることができる環境づくりの一翼を担っていただいていること、また行政ではなかなか対応できない部分を補っていただいていることは十分承知しているところであります。

また、子供1人についての費用ですが、総費用を乳幼児数で割るという単純な計算をしますと、議員がおっしゃるとおり、市立保育所は月額6万4,062円、民間立保育所は5万2,669円、認証保育所は4万4,929円となります。この差については、御指摘のとおり人件費によるところがかなり影響していると考えております。

このような費用の格差是正及び認証保育所への保育料に対する補助についてですが、現在、県の補助金交付要綱に従いまして、運営費と職員の健康診断に対して補助金を交付しております。さらに、市独自の補助といたしまして、多子保育料軽減補助金がございます。これは同一施設に2人以上入所させている世帯につきまして、2人目以降の保育料を認証保育所で軽減した場合は1人につき月額3,000円を補助するも

のであります。以上三つの補助金の額は、19年度9施設合計1,187万9,000円であります。1施設当たりの平均は132万円となっております。今後の補助金の増額につきましては、検討課題としてとらえていきたいと思っております。

次に、農商工等連携促進法についてですが、本法律は本年5月に成立、7月21日に施行されました。景気については、企業規模や業種、地域によって格差が見られ、これを解消するには地域経済を支える中小企業や農林漁業者のそれぞれの強みを生かした取り組みによる活性化と地域経済の基軸である農林水産関連産業を中核とする産業集積の早急な活性化が重要であるとの観点から、農林水産業と商工との産業間連携を強化し、地域経済活性化の実現を図ることが立法の背景にあり、このたび農商工の連携事業活動に関して法的な枠組みを整備したものであります。

主な支援策といたしましては、中小企業と農林漁業者が共同で作成する農商工等連携事業計画を国へ申請し、認定を受けることによって、低利融資や設備投資減税、債務保証枠の拡大などの支援が受けられるものであります。事業計画の受け付けは既に始まっておりますが、国では事前相談窓口といたしまして仙台に東北地域活性化支援事務局を設け、相談支援を受け付けております。また、県内でも県企業振興公社へ窓口を開設する方向で調整いたしております。

農商工の連携の先進的な取り組みとして、農林水産省と経済産業省が4月に公表した農商工連携88選、先ほど議員が細かに紹介していただいた3事例が選ばれておりますが、連携の枠組みとしては農業者と製造業者、大学、研究機関などの連携を初めさまざまな異業種間連携が図られており、商品開発やブランド化に成功した事例が多くありました。

このたび農商工連携にかかわる法的な整備が図られ、さまざまな支援策が打ち出されたわけ

ですので、可能性のある事案のより一層の掘り起こしに努めるとともに、事業化に向けた支援を図ってまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 市長よりの認証保育所に対する過分のというか、頑張っているからでしょうけれども、いろんなお褒めの言葉がありました。そして、新庄市としては平成19年度で1,187万9,000円の県と市と、それから子供らが多子というか、2人以上入っている場合には1人当たり3,000円という額があるという話も承りました。しかし、もうちょっと頑張ってもらいたいなと思って質問させていただいたわけですが、1人の差額が1園児に対して2万ですね。この場合、その1,100何ぼの補助金があるのですけれども、その部分の格差是正をもうちょっとどれくらい足しただけでどうなるかとなった場合には、その中で認証していただいたという恩恵から一生懸命頑張っていて、新庄市の乳幼児、これから未来の宝と先ほど小関議員も言っていましたけれども、その子供らが親の就労形態によって遅くまで仕事しなくちゃだめだとか、学校の先生なんかも特にそうなんでしょうけれども、その場合に市の保育所に入れない。その場合に、1園児に対して2万円の格差というのは、先ほど高槻市の例を出させていただいて、高槻市は本年からやったわけですが、補助金制度をしてその格差是正に努めていると。また、江東区もかなりの補助金を出してそういう状態の是正のためにやっているという事例は枚挙にいとまがない。福岡もそうでしたけれども、あるのです。ですから、市の保育所に入所している人と民間認証保育所に入所している人の差が、単純計算でしようけれども2万円以上の開きがあるという、これは税の公平性から少し格差是正しなくちゃならないので

はないかなという、この認識はまず第一どうなのでしょう。そして、例えばの話で、希望的観測ですが、多子、2人いる場合には、2人とも保育所に入っている場合には親の経済的負担がかなり大変なわけですね。弟だったり兄貴だったりするとところに3,000円の補助金をプラス若干何ぼかやっただとしても、格差を少しでも緩和してもらいたいなという思いがあるのですが、そういうところも含めてどうでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 先般、認証保育所の代表の方々とお話し合いをする機会がございました。非常に経営に苦心なさっている姿がありありと感じられたところでございます。確かに、保育に欠けておりましても、市の保育所ではなくて認証保育所にお世話になっている方々いらっしゃると思います。市でサービスをフォローし切れない部分を認証保育所で担っていただいている現実につきましては認識してございます。県と市が2分の1ずつ負担しまして運営費の一部を補助しているわけですが、この金額が総額で1,072万8,000円、それから市単独として2人以上の子供さんを同一認証保育所でお世話していただいている場合には2人目以降については月額3,000円、この金額が93万9,000円となっております。先般のお話し合いの中でそういった経営についてのお話も出てきたわけですが、やはりその原因の一つには少子化、市の保育所の入所者数も減ってございますし、認証保育所につきましては19年度と18年度を比較しまして合計で30人近く減ってございます。それが即経営に影響が出てきているということもあるのかなと思っております。

とりあえず、先般の話し合いの中で、例えば福祉バスの利用について何とかできないかという御意見がございまして、そういったものにつきましては、回数は制限させていただきました

が、福祉バスの利用については配慮させていただいたところでございます。

具体的な補助金でございますけれども、この運営費1,072万8,000円ですが、実は今、県の方で21年度より見直しをしようだという情報が入ってきてございます。増額の方で見直しをしていただければいいんですが、県でもかなりの借金を抱えておりますので、多分方向性としては減額ではないかなと感じております。そうしますと、現行でさえ非常に経営に苦心なさっているわけでございますので、現在の運営費補助金をさらに減額されますとますます苦しい状態が生ずるのではないかと。運営費補助金につきましても、全体の保護者の方にかかっているわけでございますけれども、市単独の補助金につきましても2人以上お世話になっている保護者への補助金になるわけでございます。今後の補助のあり方として、どちらがいいのかと考えた場合に、そういった全体をフォローする補助金がいいのか、それとも複数の子供さんをお持ちになっている保護者の方々を重点にすべきかという点から考えますと、県の補助制度の見直しの骨格が示された段階で市としてどういった方向性の支援をしていくべきかを考えるべきなのではないかなと。そういったことを現在福祉担当としても苦慮しながら考えているところでございます。以上です。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 福祉事務所の財政的に大変な中、苦慮されながらいろいろ検討を加えていただいているという部分も十分網羅した上での話をさせていただいているわけでありまして、子供らはこれから未来の宝でありますし、市長も、乳幼児の新庄市の施設の絶対数が足らなくて、200名以上、約3分の1は民間の認証保育所、認可外保育所の皆さんにお世話にならなかったら乳幼児の保育は成り立たな

かったわけでありまして。その部分の恩恵と市の投入する税金との格差是正を少しでもと、大変な状況下にあるのは十分に、いろんなことに手を打ってくださっていることもわかった上で話をさせていただいているわけでありまして、この格差是正を。

例えば江東区の場合はこうです。保育料の格差是正を訴える。要するに認証保育所に比べて認可外保育所は平均して約2倍の費用が保護者の負担になっている現状を指摘して、認可外へ子供を預けている家庭に対して子供1人当たり月額1万円の助成を区が行っていくことを評価した上で、もう少し認可と認可外の格差解消のためにも助成額をさらに拡大すべきだと訴え、今もう既に1万円も払われているわけでありまして。子供の平等性からすると、親の就労形態で、例えばの話で認証保育所に入れたと言うけれども、親は市の保育所に入りたいのかもしれない。しかし、就労する時間がとれないので、入れたいけれども入れられないという現状だってあるわけです。また、認証の保育士の皆さんは、飽きさせないように一生懸命いろんな工夫をされていることも事実なのであります。

市長、どうでしょう。これ以上突っ込んでも話があれなんでしょうけれども、そういう格差是正のためにも、大変な部分もわかって、今、所長の方からは大変な状況下の中で何とかしたいと、県も大変な状況なので、すぐ手も打たなくちゃダメなんでしょうけれども、もうちょっと、市の乳幼児の保育に対する長年の補完的な役目を3分の1は担ってきたという観点からして、今後、将来産み育てやすい環境、新庄という観点からして、もうちょっと、財政的に大変な状況はわかるわけでありまして、そこいらの点、考慮に入れるお考えはありますか、どうでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、現在の補助金をいかに守っていくかという観点と並行いたしまして、今後そういった認証保育所への支援を広げる手段といたしましては、例えば現在公立の保育所、民間の保育所、私立幼稚園、認証保育所合わせて全体のキャパが年々減少しているわけでございますので、市立保育所の民営化といったものと兼ね合わせながら、認証保育所もどういった格好でかわっていただけるのか、そういった全体の流れの中で一つの新たな補助制度等を考えられないかなということはございます。以上です。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 市長のお考えはどうでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 行政ができない部分を補ってきていただいたということに対しては十二分に承知しております。先ほど福祉事務所長が申したとおり、将来的な少子化傾向、保育所、民間立、市立の保育所、幼稚園、認証保育所、その中で奪い合いになってもいけないということもあります。そうしたことを予測して、どういうところにどういう財源を回すかということが当然検討されなければならないと思っております。そうした意味で、今後、幼稚園側からも希望が出ております。今、当市として進めているのは市立保育所の民営化と、そういうことを計画的に段階的に進めていきたいと。

先ほど議員がおっしゃるとおり、格差は何にあるかということは人件費であろうということで、若干この人件費を下げるということは別の政策をとらなければならないということで、総体的な中から同じ財源の中でどういう配分をしていくかということは検討しなければならないと思っております。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 市長より前向きな検討をしていただいて、所長からも苦しい中でいろいろな部分で根本的な考え方をいただいたので、今後よろしくをお願いしたいなと思います。ただ、やはり新庄市の乳幼児保育の補完的な業務をやってきた、市の子供らの3分の1だと。人件費ですが、その格差是正は1園児について2万円以上もついているという認識の上で、どういうふうに格差是正を行えるのかということを検討願えればありがたいなと思います。

次に、農商工連携、市長の方からも概略をお伺いしたのでありますけれども、先ほど私は恐らく5月の何日かと言っていましたけれども、正式にはことしの5月16日に成立して、7月21日に施行されたとありますので、もし間違っていたらば訂正をお願いしたわけではありますが、この農商工連携の地域活性化策、先ほどうまくいっているなという最上町の例を出して話をさせていただきました。何と3,100万円から2億ですよ。人のもうかっている状況、いろんな施策を早目に展開してもうかっていることを言ったって、自分らは1銭の得分もないのであります。願わくは新庄もそういう発想ができる人がいて、「あそこはもうかっているよね。よかったね」とみんなとともどもに手をたたき合えばありがたいなという思いで、地域活性化のためにという思いで話をさせていただいているわけであります。

この制度は、事業計画が認定されれば、設備投資や生産、販売、これも国がある程度援助しますよと、方向性を見出しますよと、需要拡大など一連の事業展開にわたっているようなノウハウを教えてあげると同時に、減税や低利融資、そして債務保証など、きめ細やかな支援措置を受けることが可能なのであります。これは行政が金を出せというわけじゃありませんから、民

間の農商工の志ある皆さん方がどうやって連携したらこういうふうな制度があるのですよと言って、それに志ある企業の人が、例えばの話で最上町の場合には大場組が主たるコーディネーターになって、あの小国川のあっち側にアニマルセラピーというか、動物に対するいろんな身障者のいろんな部分を含めて、あそこにはローソンもあるもんですから、上手に誘客も、物すごい集客も実益もあるという見事な展開をしているわけであります。これもすべて低金利、そしていろんなノウハウも全部教えていただいて、そして債務保証も含めていろいろやってもらっているわけであります。農業のいろんな部分も、あそこには蘭もあるのですが、産業廃棄物の循環型で、アスパラもあそこで売っているのです。地産地消の状態をいい方向に進めることができるのです。ほかの町のことを言ったらどうしようもないのですが、ここは早く先駆けしてやった成果もあるのでしょうけれども、新庄市もそういう兆しは、そしてやろうとする心構えはありますか、どうですか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 地域活性化に向けた農商工連携という事業でございますけれども、繰り返すようになるかもしれませんが、公共事業が減少している現在、そして少子高齢化が進んでいる、また農業では後継者が不足している、これらを取り巻く状況は非常に厳しいものがあるということでございます。そうした中で、新たな活路を見出すということで現在進められているのが農商工連携による、異業種による連携ということでございます。この法律につきましては、経済産業省と農林水産省の連携による画期的な法律と言われております。農林漁業者にとっては商品開発また販路拡大などにつながる絶好の機会であるということと、商工業者にとっては新規のビジネスチャンスということで、相

乗効果が大きく期待されているわけでございます。聞くとところによりますと、申請から認定まで約1カ月と、また相談期間を入れますと約2カ月から3カ月の間で認定がおりるのではないかというお話でございました。

それでは、地元ではどういうことをしているかとおっしゃいました。先ほど市長答弁の最後のくだりの中にありましたように、可能性のある事案のより一層の掘り起こしに努めるということでございまして、ある市内の企業が農業分野で果物を試作しているというお話を聞きまして、たしか5月の末でしたか、畑を見に行きました。作物はイチゴでございました。ほかにブルーベリーや梨も試作していると、あくまでも試作という表現でございました。先日でございますけれども、今後本格的にもしそれに取り組むのであれば、こういった法律もできて支援措置も充実されているということを申し上げてまいりました。今後ともこういった事例、できるだけ早く我々も見つけて、アンテナを張って、そして支援してまいりたい。そして、支援した結果が地域経済の活性化につながればと思ってございます。以上でございます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） ちょっと厳しく言わせていただきますと、今の商工観光課長の話ですと、すべて具体論ではないのですね。もう既に最上町でもやっている。例えば宮崎、東国原知事が有名ですけれども、そこもいち早く手を打っているようでありまして、本県としても大きな課題となっている中山間地の活性化策の一環として農商工連携に積極的に取り組む、そしていろんな部分を考えて地場産品をグレードアップしながら出すというふうにして具体的に言っているわけですよ。もう既に隣の町で、平田牧場で、米沢でやっているわけです。私が何度何度も言うかということ、新庄市に何とか元気にな

ってもらいたい、何とかして早く手を打ってもらって、農業、商業だって大変だ、閉鎖に迫られる、空き店舗がある、そここのところの連携した状態の中で活気あってもらいたいという思いで話をさせていただいております。

要するに、それぞれ特区もありましたね。あのときに今の教育長と話もしたんだけど、かみ合わなかった。それから、地域活性化の対策も、今回のこの部分には農林水産省と経済産業省が100億円ずつ出してやっているわけです。もう既にそれを利用してやっている自治体が隣近所にいるんですよ。今、商工観光課長としゃべっていると具体論じゃなくて抽象論で「今後進めていきたい」と。じゃ例えばの話で、こういう政策があるのだよと、すごいよと。過日、遠藤武彦衆議院議員と話しました。これはいい政策だよと、やらないのがおかしいよと言って、尾花沢に視察に行ってきました。尾花沢で2,500頭持っている酪農家であります。そここの連携を図るということで、もう既に具体的に衆議院議員を呼んでいろんな施策を展開しておりました。じゃ新庄市は何があるのでしょうか。例えばの話で、工業の建設業者、農業のそういう部分で中核を担っている担い手農業、それから今のたまたまなんとかというのがあったと言うけれども、商業のいろんな部分、連携してこういうふうにして起こそうやという状態を行政側から何か一つトップダウンして話をしたことがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 金議員おっしゃる農商工連携の事業とは別かもしれませんが、前にも議員の方から地域の活性化ということで、農林水産省の農山漁村活性化法が制定されました、昨年です。その中で、各地域で今まで取り組んでいる農業と商工業の関係で一体となったふろさと地域力発掘支援モデル事業ということで申

請しております。その中で、事業対象としましては、泉田地区のまちづくり協議会とか環境保全会、泉田里芋生産組合、各農協が入っておりますけれども、これが今回国から認定されて、今は四ツ屋里芋ということで、年に1回、いものこ汁ということで河川公園でやっておりましたけれども、それを何とか1カ月間、山形のいも煮会みたいなことができないかということを含め、今後5年間そういうことを詰めて、これから地域を活性化していこうという事業がございます。それについても当然農業者と食品会社との連携にもなっておりますので、そういう事例を今後とも強化してまいりたいと思います。

あと、これはちょっとそれるかもしれませんが、産直まゆの郷の場合、これは農業者が1号会員になっておりまして、2号会員として食品加工業者の方も入っております。その中で、今現在年間8,000万円、年間の利用者も約8万人ぐらいということで、それも何とか今後農商工と連携して取り組んでいきたいと考えています。ちょっと補足になりました。以上です。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) いち早く手を打っていただきたいという思いで話をしているわけがありますけれども、だんだんと上の方に上っていかなくちゃだめになってくるんですよ。それではなぜ農商工連携促進法なるものを国、政府では打ち立てなくちゃだめだったのか。農林水産省から100億円、経済産業省から100億円ですよ。なぜこれをこうやって、この時期に、5月に、7月の云々に、8月にいろんな部分の事業例を展開しなくちゃだめなのか。ここはどう思いますか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 この件につきましては、

先ほど御答弁申し上げましたように、現在、建設業で言えば公共事業も減っているという中で、また少子高齢化、後継者不足云々ということで、こういった状況が広がってしまいまして、商業も農業もうまくいってない状況ということだろうと思います。そこで連携を図って何とか活路を見出そうというのがこの法律の趣旨であると思っております。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） そういうことなんです。ですからこそ新庄市の商工観光、新庄市の地域経済の活性化を願うそれぞれ執行部の方々に対してはいち早くアンテナを張っていただいて、いち早く手を打っていただいて、新庄でこんなことがあるもんねという、例えばの話で、先ほどから話があっち行ったり、こっち行ったりしますが、新庄市も財政的には大変だけれども、新庄市の認証保育所をやろうと市長が決めていただいて、新庄市が県内13市のどこよりも早く、金なんかないけれども、ネーミングで「認可外」という言葉のイメージから脱却できたという喜びがあったんです。発想だと思うのです。新庄市が今そういう状態で抱えている問題で、隣町でやられていて、悔しいなと、新庄市も何かだれかが、例えば建設業の頭の人方がそれぞれ公共事業が少なくなって大変だよな、農業だって産直まゆの郷でこうやって単品では売っているけれども、それをもっと連携すればもっともっと売り上げは上がるよな、こういう状態に今あるんだけど、やってみませんかという働きかけを、こういう国がやっている施策を市のキャップの方々が地域経済活性化のために手を打っていただくことこそ、それはある程度使命だと思うのですけれども、まだ今の状態では空論というか、これから今後やっていきたいと。もう既にやっているところで営利をきちっと実績を、そして就労人口もちゃんと多くさせて、

人口も確保して、誘客人口もこんなにすごい状態にやっているところがもう既にあるのです。それがまだ新庄市は緒にもついてない。すべてが、例えば1番から2番は要らないのです、本当は。だから、その辺のところの手の打ち方がちょっと甘いのではないかな。私は新庄市を憂いて、何とか元気があってももらいたいなという思いから言っているわけでありますが、この点もう少しシャープにできませんかね、どうでしょうか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 今、議員のおっしゃることはもっともだとは思いますが。しかしながら、そういったことをやるにしても、下地がなければだめなわけで、何もしてないところに行って「何とかやれ、何とかやれ」と言ってもだめだと。それは御理解いただけたと思います。今回ある企業が果物をつくっているというのも、昨年ちらっと聞いたことをことし見に行ったということだったんですが、この法律ができたということも一つありましたし、今後もしそれが本当の試作ではなくて起業につながっていけば、私はすばらしいと思います。何といっても下地のないところでやるというのは非常に難しいのではないかなと思いますが、これは議員おっしゃるとおりやっていかなければならないと思っています。以上です。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） それを聞いて安心していただけるわけですが、もう少し、農商工の連携促進法、その前には地域活性化法が出たんです。その前には特区の制度が出たんです。国も何とか、地方と都市の格差があるよということを認識しているがゆえに、地方も何かこういうふうにして、ばらまきと言えばばらまきかもしれないですけども、それに乗って地域が活性

すれば、それはそれでいいわけですから、そういうふうに打ち出す政策に対してシャープに反応していただいて、先ほども話しました。文科省で432億円出した、耐震構造のために。じゃそれはうちの方に、例えばの話で、それに付随する市の持ち出しがあるからして見て見ぬふりをしたのか、それはどこまでするとどうなのかという部分だってあるはずなのです。前に小嶋議員も言っていました、何かの制度があるよと。その制度をシャープにとらえてないというか、言われるとするけれども、市が財政難だからして、やったって必ずしも財政負担が伴うから見て見ぬふりした方が得なんじゃないかという嫌いが多くなりつつあるのではないかなと、邪推かもしれませんが、そう見えてしまうのですが、その辺はどうでしょう、最後に。目が合ってしまったから、政策経営課長がどういうふうに考えているか教えてください。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 別に目が合ったわけじゃないんですけども。産業の振興、雇用の促進、所得の向上というのは、市の最大のテーマであるということで、いつも言っているところです。そういったことで、いずれの分野においても新しい企業を行いまして地域が活性化できるようにということは各課各分野の一番のテーマに据えてやっているはずですので、具体的な事例がなかなか見えてこないというのは、やはり商工観光課長が言ったように、そこには下地とか連携とか、いろんなテーマが必要になってくるということで、このテーマに沿いながら、課題に沿いながらいろいろ模索してやっていきたいと思います。ここには資源もたくさんありますし、宝もいっぱいあります。それらを連携しながら企業の方、商業の方、農家の方と一緒にやっていきたいなと、主要なテーマとして据えて具体的な事例が見えるように連携してやっ

ていきたいということであります。

13番（金利寛議員） 終わります。

平向岩雄議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時57分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

平向岩雄議長 次に、佐藤悦子君。

（2番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

2番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表いたしまして、一般質問を申し上げます。

初めに、政府は来年度の予算編成に当たりまして2,200億円の社会保障費の抑制を続けると発表しましたが、小泉内閣以来1兆6,000億円も社会保障費を削減することになってしまいました。その根本に構造改革があります。この構造改革によって一部の大企業と大金持ちを優遇して、アメリカの言いなりでむだ遣いや軍事費の拡大を進める一方、多くの国民を貧困に追いやり、社会不安を広げてきたことは明らかです。アメリカ言いなりをやめ、大もうけを上げてきた大企業や大金持ちに力量に合った税を負担させれば、消費税を増税しなくても社会保障の充実の財源は出てきます。日本共産党は、社会保障費の削減をやめさせるため奮闘します。貧困と格差拡大に苦しむ市民生活を守るために、ともに力を合わせていくことを呼びかけます。

そして、本題に入りますが、国民健康保険税の引き下げを求めて質問いたします。

山形県長寿社会課のことし5月23日付の資料によると、新庄市の平成18年度の国保税の未収

金の額は3億3,648万円、滞納世帯は1,928世帯で、滞納割合は23.64%です。滞納世帯の割合は県内で最高になっていました。その理由は、国保税が払えないほど高くなっているからではないでしょうか。長寿社会課の資料によると、15年度と18年度を比べて資格証明書が約2.8倍、短期被保険者証が約3倍の発行という滞納者への処分が急増しています。国民健康保険法第1条では「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。社会保障の向上に寄与するとはっきり書いた国民の命と健康を守るための制度が、手おくれによる多数の死亡者を生み出しています。全日本民主医療機関連合会の2007年の調査で、国民健康保険証を取り上げられ、医者にかかれず、手おくれで死亡した人が少なくとも31人いることが明らかになりました。5月11日、NHKのスペシャル番組が行った全国2,000の救急告示病院へのアンケートの結果、457人の手おくれ死亡例が確認されたとしていました。経済的理由で医療の保障から排除され、命さえ失う事態が深刻な形で広がっています。個人の支払い能力を超えた高過ぎる保険税があり、この値上げに歯どめがかからない。保険税を払えない人や無保険の人が多数生み出され、国民皆保険の理念が崩壊の危機に瀕しています。

そこで、事情を個別に聞き取りすることが重要ではないでしょうか。国保新聞7月10日付によりますと、沖縄県浦添市で取り立てから相談活動ということに切りかえました。そうしたらすさまじい生活の実態がわかったとのこと。3日に1回の仕事しかない、子供を入れて8人家族という方がいることがわかり、生活保護担当者とすぐ連絡し合ったそうです。こうした滞納者の生活実態を探り、自立支援に取り組むという親身なアドバイスによって、浦添市は収納率を平成10年度87%台だったのを18年度には

96%に伸ばしているとのことでした。処分ではなく、生活に困っているから払えないという世帯の状況をつかむことこそ大事ではないか、いかがでしょうか。

ことしの保険税の賦課算定に際して、100%の収納率ではなくて92%の収納率で賦課総額を出しています。それは8%の未収分を見込み、何とか工面して払っている被保険者にその分を肩がわりさせることになります。また、災害その他の減免分とか保険税軽減世帯分とか、ほか約300世帯の課税限度額を超える世帯の国保税の減免分とかが含まれた税の賦課算定となっているのではないのでしょうか。

国保加入者の所得減と国民皆保険の保障ということを見ると、国庫補助の大幅増額を求めつつ、市独自に税引き下げを行うことで収納率が向上するのではないかということをお聞きします。国保加入者の過半数が無職者であり、平均所得が低いんです。さらに平均所得が急激に下がっています。全国的には91年度は276万円台だったんですが、2005年度には168万円台へ下がっています。当市では2008年度所得算定基礎額割る世帯数でやってみましたら1世帯平均104万円台であります。所得は急激に下がるのに保険税は上がっています。しかも所得に占める保険料率を比べると、国保は全国平均で11.6%の保険料率です。政府管掌健康保険では7.4%、組合健保は5.1%となっています。これは2005年度の比較です。国保世帯が最も低い所得にもかかわらず、最も高い保険料がかけられています。非正規労働者が労働者の3分の1を超えるという雇用状況の悪化に加え、高い保険料が滞納者を生み、滞納分が保険税に上乗せされ、さらに保険税を押し上げる。収納率が下がればペナルティーも課せられ、削られた補助分も保険税にはね返る。こうした悪循環が国保税を異常に高いものにしてきたのです。異常な高さになっている国保税の引き下げが求められて

いると思いますが、いかがでしょうか。

また、法律にもあります医療費の一部負担金の軽減・免除条例をつくってはどうか。例として、京都市、広島市、尼崎市、沖縄県豊見城市とかがやっていると聞きました。お金がないために医療を受けられないということのないように、社会保障としての国民皆保険、国保です。国保は公的医療保険のセーフティーネットであり、急増する貧困世帯の受け皿です。生活保護基準以下の世帯の場合には、税とともに医療費の一部負担の免除規定も必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

大きな二つ目の質問は、市立図書館と学校図書館の連携と充実を願って質問いたします。

一部業務委託から指定管理者制度導入への変化は、図書館の市の管理のかなめとしての責任を捨ててしまうことになるのではないのでしょうか。市民の知的財産の管理、情報の提供という公的責任を担う民間団体が経営難などで継続できなくなる場合の市の責任はどう考えているのでしょうか。市の持っている図書の管理と情報提供や利用拡大を図るには、スタッフの増員と身分の保障が絶対に必要だと思います。それについていかがでしょうか。

学ぶ力を育てるため、学校図書館に司書の配置をお願いしたいと思います。コンピューター関連の予算約2,000万円弱だったと思いますが、これを組み替えて図書館への人的配置に切りかえることはいかがでしょうか。

大きな三つ目の質問は、国民の命を支える土台である農業を守る農政へ転換を求めてということで質問いたします。

新庄市及び最上郡の人口減少の最大の原因が農産物の輸入拡大を進めた農政にあるのではないのでしょうか。自分の国民の食料を最大限自分の国の農業で賄うというのが世界の当たり前の考え方ではないのでしょうか。日本農業新聞のことし3月26日付によりますと、世界の穀物在庫

は食料危機に直面した70年代前半の15.5%を割り込む水準にまで落ち込んでおります。世界じゅうで穀物が不足して、金さえあれば食料は輸入すればいいという考え方はもはや通用しなくなっているのです。エコノミストという雑誌がありますが、ここで鈴木宣弘東大農学部教授が「日本人は飢え死にする」と題して載せています。それによりますと、アメリカのブッシュ大統領はアメリカの農家向けの演説でこう述べています。「食糧を自給できない国を想像できるか。それは国際的な圧力と危険にさらされている国だ。食糧自給は国家安全保障の問題であり、アメリカ国民の健康を確保するために、輸入食肉に頼らなくてよいというのは何とありがたいことか」とのこと。まるで日本政府を皮肉っているような内容です。また、記事の中で「欧米の農産物輸出国の多くは、競争力が高いからではなく、実は手厚い保護の結果として自給率と輸出力を維持している。欧米は、例えば乳製品では高い関税を維持して輸入量を抑えている。ミニマムアクセスは、日本では最低輸入義務と訳されていることが多いが、本来は低関税の輸入機会の提供であり、義務ではない。欧米は未消化の場合が多い。さらに、国内の余った乳製品を政府が買い入れ、輸出補助金による輸出や海外援助によって海外市場で処分し、国内価格を下支えしている。海外援助も見方を変えれば全額補助、輸出価格ゼロの究極の輸出補助である」とのことでした。4月7日付日本経済新聞でも「米の価格急騰。世界最大の米輸出国タイでこの3カ月で3倍に値上がり。ベトナム、インドなどの主要輸出国が国内消費優先のために輸出を制限したことを引き金に、インフレ加速と社会不安を招くおそれあり」と報道しています。農水省の資料では、栄養不足人口は世界で8億5,400万人で、ふえ続けているとのこと。世界に逆行する義務輸入米は中止させ、垂れ流し輸入を食い止め、関税や輸入規制などの

規制をとるよう政府関係機関に機会をとらえて強力な働きかけが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

米の価格は、2003年に2万1,000円台だったものが2007年は1万4,000円台、2008年、ある農協では1等米コシヒカリで仮精算金1万560円、米の生産費は2008年で1万6,824円かかっていると言われています。大きな農家でも1万2,000円はかかっているとのこと。「こんなことじゃやっていけない」という声でいっぱいです。品目横断対策は破綻したということではないでしょうか。

農業危機の原因について、日本共産党は、一つは政府が米の管理責任を放棄したこと、二つは大手スーパー、外食産業、大手米卸による価格破壊と買ったたき、三つ目は政府による備蓄米の放出、四つ目は輸入米による米価下落の圧力、これに問題があると指摘しています。安心して農業を続けられるよう価格保障、所得保障の充実が必要ではないでしょうか。

例えば日本共産党は、米の輸入停止はもちろんですが、さらに、一つ、不足払い制度をつくり、農家の手取りを過去3年間の平均生産費1俵当たり1万7,000円を保障するプラス10アルル当たり1万円の所得保障、二つ目として政府の責任で米の需給を安定させる。三つ目として価格政策を農政の柱に据えることを提案しています。差し当たって、経営を圧迫している物価値上がり分の補償、投機マネーの規制は緊急を要すると思います。以上について、政府関係機関に要望、働きかけをしていただきたいと思います。

また、市として、農家を守るために市独自の補助も必要ではないでしょうか。「国民の命と健康を守るために自給率50%台へ一刻も早く」を旨とする日本共産党の農業再生プランは、新庄市の農家を励まし、深刻になっている後継者育成にも力を尽くします。日本共産党は、新規

就農者に月15万円を3年間、国が支給することを提案しています。人口減少に歯どめをかけ、維持可能な新庄最上地域をつくる土台になるものと思います。私たちは実現に向けて全力で頑張ります。協働に向け、市長のお考えをお聞かせください。

以上、壇上から質問を終わります。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤議員に対してお答えさせていただきます。

国民健康保険税に関する御質問でございますが、本市の医療費は平成15年度と19年度との比較で約9%伸びており、この伸び率は国の経済成長を上回るものとなっております。これにつきましては、技術の進歩による医療の高度化、医療設備の近代化、高齢化の進行など、さまざまな要因があると思われますが、医療費の増加は今後も続くと考えております。また、国保特別会計では平成19年度の単年度収支が約8,600万円の黒字となっておりますが、前年度繰越金と基金積立金を除いた実質収支では約6,000万円の赤字となるなど、非常に厳しい財政運営であると思っております。今年度は、運用が開始されました長寿医療制度や特定健診などの実施により、医療費がどのように変化するのか注意深く見きわめながら国保財政を運営しなければならないと考えております。

以上のことから、現段階では現行税率を引き下げる要因は見当たらないと思われます。

なお、詳細につきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、市立図書館の一部業務委託から指定管理者制度への移行は、市の管理のかなめとしての責任を捨ててしまうのではないかと、また民間団体等の指定管理者が管理を継続できなくなった場合の市の責任はとの御質問ですが、指定管

理者制度を導入しても市立図書館が新庄市の教育機関の一つであることは変わりありませんので、基本的に最終的な責任は市にございます。

市立図書館は、ここ3年間、順次職員を減らし、その分、業務委託の司書などをふやしながら運営を図ってまいりましたが、その実績は非常に高く、入館者数、貸し出し冊数ともに年々増加を見せ、利用者からも非常に評価が高くなっております。これを見ても明らかなように、数多い司書の配置や読み聞かせなどの技術、熱意など、民間の力が大いに発揮されており、指定管理者制度導入の一つの理由であります民間活力の活用という目的に大きく合致するものであります。指定管理者制度を導入する限りは、この制度が長く継続されることを前提にするものですので、受託者のリスクが高くないよう十分に配慮しながら、連絡、指導、調整などを図ってまいります。

市立図書館のスタッフにつきましては、既に平成20年度全体のスタッフの数としては1名、司書の人数としては2名増員になっております。指定管理者の人員の積算は、もちろん指定管理者が行う業務の分量によりますが、既に制度を活用している施設については基本的に直前の職員数と同じ人員の積算でお願いしております。市立図書館につきましても、指定管理者制度を導入する場合、今年度の職員数が基本となります。身分保障という点では、有資格者は普通の事務職員より若干優遇するという市の指針に基づき、司書もその有資格者扱いとなります。

また、文科省のミレニアムプロジェクトが平成12年度から発足し、教育現場における情報機器の活用、情報活用能力などの育成が求められてきました。新庄市においても、児童生徒用のパソコンが1人1台使えるように配置されるなど、情報教育推進のための環境整備を進めてきております。現在の国際社会においては、情報通信を活用したコミュニケーション能力が不可

欠となっております。その一つの例として、新庄小学校における実践例を紹介します。ヨーロッパの小学校とインターネットを通じてお互いのホームページを見合ったり、習字や絵の作品の交換などの国際交流をしております。また、全小中学校の総合学習の調べ学習、まとめ学習には今やコンピューターはなくてはならないものになっております。インターネットなどの危険性も指摘されておりますが、学年に応じてモラル指導の時間もカリキュラムに入れており、今後さらに強化していくつもりであります。

一方、学校図書館につきましては、今年度までの国事業ですが、現在5校において学校図書館員が配置されております。それらの学校については図書館の整備も進み、児童生徒の読書量もふえ、成果が上がっております。しかし、コンピューター関連の予算を回すということはできません。情報教育と図書館教育両方とも大事な分野であり、それぞれの充実について一層の努力をしていく所存であります。

次に、国民の命を支える土台の農業を守る農政へという御質問ですが、新庄最上圏域の人口減少の原因はさまざまな要因があると思われます。以前お話ししましたが、最上郡内で自然減少というのが年間500名から今後600名ぐらいの差が出てくるであろうと、生まれる数に対して亡くなれる方が多いということもございます。そうした減少もありますが、やはり地域の活性化あるいは働く場、そうしたものの取り組み、そうしたことをしながら人口減少に歯止めをかけなければならないわけですが、何といたっても働く場がないということが多くの市民の間から私どもに寄せられております。

そういった意味で、農産物の輸入拡大を進めてきたことだけが人口減少の最大の原因であるかのようなのですが、私はそうは思っておりません。自国の食料は自国の農業生産で賄う、これは議員おっしゃいましたとおり当たり前の考え方で

ありまして、世界では自国内への供給を優先する食糧ナショナリズムが台頭しております。我が国も国内農業を守り、食糧自給率を向上させることをさきの食糧サミットにおいて宣言しておるところであります。義務輸入米、いわゆるミニマムアクセス米は世界貿易機関協定に基づき約束したものであり、約束数量は年間77万トン輸入すべきものとなっております。現在、世界の穀物需要が逼迫する食料危機の中、輸出用米の余力がない輸出国もありますので、ミニマムアクセス米の削減につきましては機会をとらえまして申し述べていきたいと考えております。

関税や輸入規制などの措置につきましては、多国間、2国間を問わず、貿易交渉で自国の農業を破壊することがあってはならないわけがありますので、貿易ルールについてミニマムアクセス米削減と同様、上級機関に申し述べていきたいと考えております。

2番目の質問についてですが、国では平成19年度より今までの農政を抜本的に見直し、経営所得安定対策等実施要綱を制定し、品目横断的経営安定対策の導入や産地づくり対策の見直しを図ったところであります。米価下落補てんなどの品目横断的経営所得安定対策については、本年度、水田経営所得安定対策に名称を変更し、加入要件の見直しをするなどし、加入促進に努めてきたところであります。しかし、こうした対策も近年の米価の下落や燃料、肥料、飼料などの生産資材の異常なまでの価格高騰に対応できなくなっているということは言うまでもありません。こうした状況は稲作農家のみならず、畜産、畑作、園芸等すべての農家に当てはまると言えます。議員が御指摘されるとおり、生産費に着目した経営安定対策の確立が喫緊の課題と言えます。過日、3,000名規模の山形県JA代表者緊急集会も開催されましたが、農業を基幹産業とする本市といたしましても、農家所得の安定確保に向けてJA等関係団体と連携

を密にして県や国へ要望していきたいと考えております。

3番目の質問については、食糧自給率の向上は我が国農業の最大の問題ととらえ、市としても農業生産の向上を図っているところであります。また、農業再生プランについては、その理念や四つの柱とともに十分認識しており、市あるいは農業団体等の農業振興施策に合致するものであり、今までも運動を続けてきたことであります。今後ともこれら施策の実現のために市としても各方面に働きかけていきたいと考えております。

壇上からの答弁は以上のとおりとさせていただきます。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

平向岩雄議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 市長が答弁しましたとおり、個別の事項が最初の国保税の引き上げについて5項目ありましたので、一つずつお答えを申し上げます。

最初の1番目の国保税と滞納の措置の関係でございますけれども、御指摘のとおり長寿社会課の18年度の数値についてはそのような数値になっておりました。ただ、滞納世帯数についての1,928世帯並びに滞納割合の23.64%というのは、現年度と過年度が単純に足された世帯数でありまして、他市との実質的な比較については重複分を除いて比較して初めて県内の位置づけがわかるだろうということで、改めまして長寿社会課の方に問い合わせしましたところ、実滞納世帯数は1,264世帯、それを世帯数でもって割りますと滞納の割合については15.7%ということで、この水準は県内13市中第6位ということで、中位の水準となっております。また、国保税の水準につきましては、国保税が所得割、資産割、均等割、世帯平等割の四つの方式となっております。それぞれ高かったり低かったり、率が違っております。したがって、他市と

の比較では単なる税率の比較でなく、その水準の実態を把握するためには1人当たりの国保税の調定額比較、これが我々の他市との比較の一つのメルクマールになっております。それでもって比較しますと、本市の場合は19年度は7万7,456円ということで、決して県内で一番高い国保税ではなく、やはりこれも第6位の水準と考えており、必ずしもこの国保税の高い低いが滞納の割合にどの程度影響しているか、その関連性までは分析はいたしておりません。

それから、2番目の滞納の措置の関係でございますけれども、15年度、18年度の滞納措置比較では御指摘のとおり増加はしております。これはその当時の時代の経済状況、なおかつ国保税が15年度、16年度と2カ年連続して引き上げになりました。そういった要因がこの数値に影響しているのではなかろうかと思うところでございます。ただ、御指摘のとおり、困窮者の個別状況については、我々よりもやはり生活実態を一番よく把握しています税務課の徴収部門と今まで以上に連携を強めて、個別事情を聴取しているところでございます。決して画一的な滞納措置は行っておりません。

それから、3番目の賦課算定の件でございますけれども、国保税の賦課算定方式というのは市民税なり固定資産税なりと違いまして、根本的に賦課算定方式が違っております。と申しますのは、税率を最初に決めてから所得等に対して税率を掛けるというような賦課方式ではなく、最初に保険料収納必要額、このくらいの必要額があれば国保運営をできるということで、必要額を最初に把握いたします。それをさらに所得割や資産割等で案分してやる方式をとっておりまして、既に収納必要額の段階で最高限度額あるいは7割、5割、2割の軽減分、そういったものを含めて、そして最後に収納率で割り返して税率を算定していくというような国保独特の方式になっております。そういったことを御承

知おきいただければと思います。

それから、4番目の国民健康保険の国庫負担補助については、大幅な増額をということなんでございますけれども、国民健康保険の給付費総額の34%がいわゆる国庫負担でございます。国庫負担として国から来るお金でございます。さらに、国の調整交付金として9%、合計43%が国から来る補助でございまして、制度として決まっております、さらに大幅な増額をということは今の段階では非常に難しいのではなかろうかと考えております。これについて市独自の引き下げで収納率が向上するのではなかろうかという御指摘でございますけれども、国民健康保険は、昔は農業者、自営業者を中心に被保険者が構成されておりましたけれども、現在の国民健康保険の被保険者というのは高齢化率が非常に高くなりまして、年金受給者、さらには低所得者、さらには非正規労働者、こういった方々が被保険者として入っております、昔と違った被保険者の構成となっております、さま変わりしているという感じをいたしているところでございます。やはり先ほども申し上げましたとおり、国保の大幅な増額は今の段階ではできないので、今後とも税の必要額を算定しながら財政運営を図っていかなければいけないと思っているところでございます。

最後、5番目になりましたけれども、医療機関の窓口で払う一部負担金の減免については、一昨年も私の方でお答えしたんですけれども、国民健康保険法第44条の規定に基づいて、市の場合は国民健康保険施行規則第31条で規定をしておりますけれども、天変地異によって重大な損害を受けた場合に申請によって判断するという規定になっています。今後ともそのような規定に従った形で運用していきたいと。それ以外の条例については今のところ設定する考えはございません。

5点について、以上です。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。国保税が13市中6位で決して高い方ではないという課長のお答えでありました。しかし、2年連続の引き上げ前の収納率などを見ると今よりかなり高いんです。今それがかなり下がってきています。収入が下がってきていることとあわせて税が上がったという、この二つがやはり原因ではないかなと思うんです。

実際に高いかどうかということで、ワーキングプアは年収200万円以下ということをよく言われますので、年収200万円の方の場合どうかと見てみました。そうしたら給与所得は122万円となりまして、40歳未満のひとり暮らしの場合、国保税が13万8,000円、国民年金保険料は年間17万円弱、所得税が2万5,500円、市県民税が6万1,300万円、合計38万9,050円の負担だそうです。差し引くと手元に169万円が残りまして、月13万4,245円。これで1人で暮らしていくということで、最低でも家賃3万円はいろいろ見て回るとかかると思います。車がないと仕事ができないという実態ですので、車を買ったとしますと月3万円のローン、車の維持費、保険料などを月で割ってみますと結局月1万5,000円ぐらい維持費がかかります。ガソリンで2万円ぐらい、光熱水費が電話も含めて1万5,000円とすると、食費は1日800円ちょっとです、808円です。貯蓄ゼロです。年収156万円だったらどうだろうかと見たら、ひとり暮らしだったら、これらを最低の最低に抑えたとしても食費1日204円しかとれない。これで考えてみますと、車の負担もちろん重いですが、この地域では仕事をするには車がないとできないというのが常識的になっております。それ以外で見るとやはり税負担が重い。食べないわけにはいかないから、税の滞納とならざるを得ないということではないでしょうか。若い方が働

いて1人で暮らしておられる場合、こういう状況だと私は見ているんですが、これについてどう考えるかお伺いします。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

平向岩雄議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 私は国保税の立場から先ほど申し上げましたけれども、佐藤議員の場合についてはほかの市民税なり固定資産税なり、いろんな税のトータル的な形でどう思いますかという質問だと思うんです。（「一番国保が重い」と呼ぶ者あり）

いや国保につきましても、生活困窮者については、先ほども申し上げましたとおり、一律的な形では決して資格証明書を発行しておりません。幾ら滞納の方であっても、長期療養の方についてはせめて短期保険証、さらにうちの方としては、この前もかなり全国から問い合わせがあったんですけれども、未就学児のいる世帯については資格証明書を発行していない。実際この前ある新聞の報道でもって、義務教育のいる世帯でどのくらい資格証明書を発行しているかということの調査がありました。本市においては小学生はおりませんでした。そういったことで、ほかの市町村よりはそういう滞納措置についてはそんなに厳しくはいたしておりません。これは税務課と連携をとりながら今年度からかなり強化してやっているつもりでございます。ただ徴収するだけということじゃなくて、その個別事情を十分に勘案しながら今後とも国保の運営をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 実際に高いというか、生活している方々の状況、働きながら国保税を納めねばならない立場の人たちの厳しい状況を、まともに払っている場合だったらこうだったという状況をやはりよくかみしめていただきたい、

できれば下げられるように努力していただきたいと私は切に望みます。

それから、小学生がいるところは資格証明書を出していないという課長のお話でしたけれども、中には修学旅行に行かねばならない子供が資格証明書だったという場合もあっていいのかというか、小学生はいないというお話でしたけれども、中学生もあるわけです。旅行に行くときに子供に必ず保険証を持ってこさせるわけなんですけれども、そのとき子供に保険証がなくて資格証明書と、こういうことがあってはならないのではないか。子供に税を払う義務はないと思うんですが、その点どう考えますか。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

平向岩雄議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 御指摘のとおり、国民健康保険証についてはこの4月から個人個人のカード化を実施いたしました。御指摘の子供については一般の保険証を、そのほかの被保険者の親については資格証明書という、世帯の中で分離した形の方法論がとれないかどうかという指摘をした市の内部の職員もおります。それに基づいて一応県の方と協議をした結果、県の回答としては世帯を分離した形で滞納措置というのは想定しておりませんという回答だったので、それに基づいた形で本市の場合今のところ運用しています。この前そういったお話があったもんですから、うちの方で全部調査しましたところ、小学生は必ずしないというわけじゃなくて、現在小学生はいないということでございます、資格証明書はいないということでございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 子供の悲しさ、先生のびっくりする顔、これが浮かんできます。そういう意味では、そういうふうと考えてくださった職員がおられるということで、ほっとするし、そういうことを考えてくださった職員の意思が

市民の生活に反映できるように、子供を守る立場で反映できるように、ぜひ強く県に申し入れをしながら、ここは許してもらいたいと、県が許さなくても市はやるというぐらいにやっていただきたいと思いますが、ぜひお願いしたいと、これは強くお願いしておきたいと思います。

それから、保険税を決定するときの話なんです、国保独自の方式だから仕方ないんだということでした。でも、考えてみれば、約300世帯の課税限度額を超える国保税の世帯の税が減免されて、ほかの払っている世帯に負担させるという状況になっているということです。国保税が所得のない世帯でも払わねばならないという低所得者に厳しい一方で、限度額を超える所得者には、1,000万円であろうが、10億円であろうが、限度額でいいという、高額所得者ほどとんでもない減免となっている。これを限度額以下の多くの低所得者に払わせるというのは問題ではないでしょうか。制度上のふぐあいを何とか工面して払っている被保険者に肩がわりさせている問題は、被保険者の責任にすべきことなんでしょうか。自治体によっては一般会計からの補てんによって保険税への影響を抑えているところもあるんです。今の高い保険税がこういった高額所得者を減免している内容で高くしているとしたら、私は許されないというか、社会保障としてどうなのかと、問題があるんじゃないかと思うんです。そういう意味では、それが政策的にやられているのであれば、やはり政策的に見る必要があると。どうでしょうか。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

平向岩雄議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 今の限度額論については、地方税法に基づいた条例措置なので、税の制度としてのとらえ方なので、私どもがこの制度がだめだとか、いいとかということまではまだ答えるわけにはいかないと思っていますところでございます。今後この限度額は、担税力が非常に

軽いとなれば上がるだろうし、低いとなれば下がるでしょうし、社会情勢等も加味しながら多分この限度額も決定されると思っております。一般的には限度額の設定というのは被保数の大体4%ぐらいの世帯みたいな形で設定しているやに聞いております。今後その世帯数の割合も多分どうなるかということになりますけれども、その辺のことも加味しながら御意見を承っております。以上です。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 後期高齢者医療制度が導入されて、老人保健への拠出金と後期高齢者への支援分を見ると差し引き6,000万円の減です。その点も考えながら、医療費も減っているというのが実際の予算のようなので、そこを検討して引き下げをぜひ考えていただきたいと思います。

平向岩雄議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時47分 休憩

午後3時57分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

星川 豊議員の質問

平向岩雄議長 次に、星川 豊君。

（19番星川 豊議員登壇）（拍手）

19番（星川 豊議員） たいまつ'07に所属している星川でございます。

通告に従って質問したいと思います。できれば簡単明瞭にわかりやすく答弁していただければ時間も短くなると、そういう方程式になりますけれども。私は今回余り資料を整えてなくて、

自分の範囲の中でやりたいと。それはなぜかというと、今の農業者の目線に立って質問したいなという考え方からそういうふうにさせていただきました。

一応通告ですから、通告に従って、皆様のお手元に配付してあるとおり、大きな題として農業政策の将来について、イとして新庄土地改良事業12億円軽減について、これは29.9億円から17.3億円になったわけですが、そして12億円の精査をしたわけです。平成20年3月の議会において変更報告なされて、精査の報告がなされましたが、この内容について、いろいろな事務精査によって軽減されたという報告がなされましたが、この内容についてまずお伺いしたい。この内容の中には、答弁漏れがあるといけませんので追加しますけれども、「精査によって」ということが説明書の中に多くあって、肝心かなめのものが抜けているんじゃないかなと私は思いましたので、今回質問に立ったわけでございます。

なぜ今質問するかというと、当時、新庄土地改良事業の中で米1俵1斗1升をオーバーするものについては市で負担するという話し合いがなってこの事業が採択されたわけですね。その関係の議員がこの議員の中に残っているうちにぜひとも議事録に残したいという考えから、あえて今回また質問させていただいたわけです。

この中で、非常に新庄市の財政が困難であるということから、ピーク時における米1俵1斗1升、これから上乗せなった分、超えた分は新庄市で払うということでしたが、非常にそれが市の財政負担になってくるということで、後ろの方にこのてっぺんの部分を伸ばしたわけですね。それを今現在新庄市の農家の方々が払っているわけです。ところが、この当時1万9,473円でしたか、米価があったわけですが、標準米価、これを基準にしてやったわけですが、今はもうだれも、当然行政側と

しても農家の人としても今のように米価が半落するような状況をだれもが想像しなかったと思うんです。ところが、現実問題として、その後ろに伸ばされた分を半減された米価の生産所得でもって今払っているような状況なんです。ですから、これが新庄市の農家においては非常な負担になっている。私としてはこの精査の12億円の中から少しでもそのものを出していただいて、そして改良区のいろいろな精査でもって県営かん排を国営かん排に移すと。補助金の率が国営かん排の方が多いわけですね。だから国営かん排に変えたところがそういう数字も余ってきた。ところが、それだけの数字の12億円じゃなくて、この数字の12億円の中には、本当に農家が汗水流して払っている、その後ろに伸ばされた分、これの数字が数億という金になっているはずなんです。それを今農家が払っている。こういう状況下にあって、できたことはしょうがないんですけれども、今後においてこれをお忘れなく、土地改良事業あるいは農家の軽減措置の分についていろいろ行政側で配慮を願って、追加補助をしていただきたい。そういうことで追加させていただきます。

また、ロの部分の本合海の上野地区の圃場整備事業、これは当年の決算で882万円計上されているはずですが、この事業は上野地区54.8ヘクタールの圃場整備ですが、取水工事がメインであるようなことをお聞きしているんですけれども、ポンプが耐用切れになっていると。これにかかる費用が数億円かかると。そういうことから、ポンプの工事だけをやりたかったんですが、圃場整備事業と一体にならないとこれは実行できないんだと、補助がないんだということで恐らく採択されたと思うんですけれども、これは10億円です。国が10分の5、県が10分の3、市が10分の1。市の10分の1は1億800万円にあたるんですけれども、それと地元負担が同じく10分の1の1億800万円、反

当たり19万7,000円です。これが米価下落の中で反当たり197万円の工事費、この高い工事費を今の米価の現状において支払っていくことができるのか、受益者の最良の選択だったのだろうかと考えますので、この辺のところを一つお伺いしたい。

これにもわかりやすく追加いたしますと、もしこの事業を採択するのであれば、米価の現状から考えますと、この地区は54.8ヘクタールあるわけですが、これをもし他の地区と同じように、私は鮭川とか、いろんなところを調べました、山形県内の他地区を調べましたけれども、よその地区の例を見ますと、やはり県とか国はかんがい用水、ポンプの更新費用の補助としては絞って、出せなくなっているんですね、皆。だから各組長が何を考えたかという、各組長は農林部会に相談しまして、いろんな検討をした。それは農家にも検討したところが、減反政策の指定地としてここを提供して、例えば水稻がつくれる、普通の状態で水稻がつくれる状態の田んぼを水稻に回して、減反の来ている分をある指定地に耕作料を払ってやる、そうすると産地交付金プラス減反の身がわり代金、それから市の補助、県の補助、これを合わせますと相当の金額になるわけですね。そうすると、今の米価からすると、ここにさらに自分が例えばニラ、ネギ、いろんなものを植えて、あるいはハウス栽培、花卉、こういったものを上乗せすれば相当、むしろ水稻よりもいい収入になるはずなんです。だから、チャンスだったのに、なぜこのような時期にあえてこれを採択しなくちゃいけなかったのかなと、この辺のところがちょっと私は疑問に思ったわけです。そういうところで御答弁を一つお伺いしたい。

それから、ハとして加工用米、本年度の加工用米価格が、JA新庄では集落座談会などでも「8,000円で買いますよ」と。普通は5,700円相当ですが、8,000円で買いますよと話し

て歩くのを私はお聞きしまして、そして農業委員会の総会の場所代表の方にお聞きしたところ「そうですよ。決定したんですよ」と、「その値段でもし売れなかった場合に農協ではその差額を負担しますよ。負担しても8,000円で買い上げますよ」ということを申し上げておるわけですね。しかしながら、その8,000円ですけれども、新庄には一般の集荷業者も二、三いるわけです。その方々がそうして交えて会議している中で、水田農業推進協議会というのがあるわけです。これの長は市長がしているわけですね。こういう話を私は農林課の方にも情報提供しました。その中において、もしそういう状況があれば、水田農業推進協議会という同じ場所の中で同じ業者がずっと皆集中されているわけですから、その中で相談して、一般の業者は売れないというわけですから、保障はできないと。そういうことでばらばらになってきているわけです。そういう中において相談して売り先を模索して、市長が所信表明で申し上げているように、トップリーダーとして新庄市の農産物を売りに歩くということまで公約されているわけですから、こういう情報提供があった場合は即臨時会議でもして、そしてそういう調整をすべきではなかったのかなと思うわけです。

それで、私は1年前ごろからこの話を提供して、中央の農林水産省の今井審議官とも話しました。山形県下の農業委員の会長会議の中で今井さんと話す機会もありましたので、そこで質問しました。そこからずっと勉強してきたんですけれども、我々は食糧制度が解けてから、つくる自由、売る自由ということを言われているんだけれども、じゃ農協で8,000円で売るんだったら、私は売り先を探してくるから、もし9,000円で売れば9,000円でいいんでしょうということで質問して歩いたら、農水省の今井審議官いわく「それは結構ですよ。ただし条件がある」と。やはり山形県で生産した米を他県に

出す場合には各流通団体の規制があるわけですね。農協に出す場合、全農を通さないと売れない。二つの方法があるんだそうです。全収連、いわゆる全農ですけれども、もう一つ地域流通農業者という名前の流通経路があるんです。これが一般集荷業者の多分流通経路なんだそうですけれども、これに農業者がついているものだから、私としては個人で売れるんだなと思って、関西、関東、実際行ってきました。売れるんですね。ところが、それを逆算して調べていったら、じゃどうするかなとなったら、検査はやはり集荷業者とか、そういう指定を受けた業者しか検査できないんです。これも調べたら、庭先でやってくれるんですよ、最初は渋々していましたが、これを売るときになると、中間にやはり集荷業者の上に山米とか、いろんな中間業者が入っているわけです。これに対応して売った場合には、今度は一般の米は扱いませんよと威圧をかけられたら、この集荷業者としては言うことを聞かざるを得ないわけですね。そういうことで、つくる自由、売る自由という法律になっているにもかかわらず、こういった規制があるんですね。

そして、私がそこでも感じたのは、山形県のような加工米を直接使って生産する業者が少ないわけです、東京近辺、関西近辺、大都市よりも。だとしたら、米一本、特に米を主要産業としている山形県などにおいては必ず余ってくるわけですよ、消費がないわけですから、加工米をすぐ使う。だから必ずこういう流通業者、商社を通して全国にやらざるを得ない。だとすれば非常にこれは不利になってくるわけですね、山形県の農業は。

そういうことを申し上げている途端に、この会議をしている途端に、きのう、きょうと始まった、皆さん方が一般質問している中において、私の電話にメールがいろいろ入ってきたんですけれども、酒田に来るのは私はわかっていたん

です。メールに入っていました。ここで自分の県のやつを使わないで、九州から運んで来て、そして原料をつくっているんですよ。だから、普通、政治の世界で言っている、上辺で農業生産、地産地消とか言っているんですけども、業界の中では全く反対のことが行われているんですね、日本では。それから、なぜ九州に集中しているのかというと、これは終戦直後から20万トンは焼酎に使う原料として日本で許可しているんですね、ただ一つ九州だけは、タイ米を。だから、日本で何年のときでしたか、冷害になって緊急輸入になったときに、この九州の関税の取り扱いになれている人が全国に指導して、そしていろんなところから輸入した経過があるんですけども、だから九州地区についてはこういうものが集中する。それから、船便にしても、韓国、中国、南の方から入ってくるに非常に便利だ。だから陸揚げするのはあの地区に揚がるんです。

そして、今回発表された新聞には、私が調べたところの大手、もっと大手が、名前は出ていませんけれども、これから出てくるんでしょうけれども、これはミニマムアクセス米ですけども、加工米については、これは問題になるので今ここで言えないんですけども、売買価格は我々が5,700円を出した米に相当の金額が上乘せなって販売になっている事実を私は確認しています。

そして、こういうふうにして私がここずっと運動してきたら、これは結局むだじゃなかったんですね。というのは、7月末ごろから歩いたんですけども、8月の末ごろになったら私のところに17年度の加工米の精算金として2,070円ぐらいの分が通帳に入ってきているんですよ。おかしいということで国の農政局の今井審議官の方に聞いたら笑うんですよ。「どこから入ってきたんですか。政府では出してませんよ。うふふ」と笑うんですよ。私は、じゃどうなんだ

べなということで考えてみたら、ある商社を経由していることがわかったんですけども、その商社から私の通帳に、17年度産の加工米ですよ、2,100円までいかない、2,070円だったかな、その金額で振り込まれているんです。だから私が騒いだのはむだではなかった。私の通帳だけじゃない。その流通業者を通した人に必ず行っているはずですよ。

そういうことで、ほぼ農協に近いような精算金が出てきているんだということで安心しましたけれども、それは結果であって、今、偶然結果が出てきたんであって、私が言うのは、先ほど申し上げましたように、こういう問題が生じた場合には、やはり新庄市では農業団体連絡協議会とか、いろんなものがあるわけですよ。組織を利用して、これを一緒にして、新庄の農家が同じく難儀しているわけですから、苦しいのは皆同じなんですから、同じ価格でやれるような方法。ということは、これは農協が8,000円出したのも原因があるんですよ、最初は。去年のうちに政府の言うことを聞いて減反達成者と減反未達成者に差額をつけなきゃいけないということで、農協が減反未達成者の米については1,000円安く買ったわけですよ。これは当然の措置だったと思うんですけども、ところが売る人から見れば少しでも高いということで、農協ではなく高いところに流したわけですよ。農協では米が集まらなかった。だからこういう政策が出たんです。こういうことをさせてはいけないんですよ、本当は。

だから私が言うのは、市長が長をしている水田農業推進協議会の中で扱っているわけですから、業者もいるわけですから、こういったものをフルに利用して、あるいは農業委員会もそうです。農業委員会は市長の諮問機関になっています。その中の総会には去年度から農業団体がすべて入っている。そして、今では農業委員会ではそういう問題が出たときには農

業委員の方が質問できるように、農協問題は農協、議会にも代表の森さんが来ています。その方に議会について質問あるときは森さんにお聞きするということで、執行部としてここに並んでいます、去年から。そういう政策でやっていますので、非常に効果を上げているわけですが、いろいろ説明してもらっているわけですが、そういうことで、とにかくにも、こういった問題が余り唐突に私の知らないところからいきなり予算委員会とかなんとかでぽんと出されて「採択されたわ」なんていうことになりますと、「何やってるんだ」ということで逆に批判来るわけですよ。だから利用するものはすべきで、市長もそういった利用するものはしてやっただけかですかと。その辺のところも含めて一つ答弁をお願いしたい。

それと、大体これで概要は終わったんですけども、新聞に出てきている三笠フーズの問題が新たに出てきたわけですが、こういった事故米ですよ。これを流通経路に乗せる、今さら農水省が96回も立ち入りしたけれども発見できなかったなんて、そんな状態であるならば、こんなものはわかった時点で発酵飼料にするか焼却処分にするべきなんですよ、すぐ。商社に渡したら、商社の立場とすれば1円で買ったものは2円で、2円で買ったものは4円で、そういうふうに必ず収益を上げなければ、そこで働いている人たちが成績を上げなければ給料ももらえないんですよ。これが鉄則なんです。だから、そういうものを流したら、保管したら必ずそこから何かにかかってくる問題が出てくる。だから私はこれを市長をお願いしたいんですけども、地方6団体の市長会といえど全国に通るわけですから、こういったあいまいなことはやめなさいと、とにかくやめてほしいと。それから、さっき言ったいろいろな問題、県内の農業者に有利に売買できる方法とか、そういったものを現実問題としてこれから陳情という

か、要請していただきたいなと。

こういうふうに、農家の目として本当に思ったもんだから、今回は資料なしでばらばらな発言になっているんですけども、そういうことで、あえてこういう立場でお話しさせていただきました。壇上からの質問を終わらせていただきます。答弁を聞いて、そして席の方からまた再質問したいなと考えるので、よろしく市長並びに関係課長については明快なる答弁をひとつお願いしたい。以上です。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 本日最後の一般質問になります星川議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

最後は三笠フーズのお話も出まして、非常に食料の安心安全が問われていると。議員の地元での農業の発展を願う気持ちは私も同じであり、当然発展を同じ目線で考えていきたいなと思っております。

平成20年3月議会において報告しました新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金に係る債務負担行為限度額の減額の内容は、事業償還金の平準化によるもの、県営事業など高率補助事業を実施したことによるものと新たに制度化された基幹水利施設管理事業などにより、主要施設の維持管理に補助金が投入され、経費が軽減されてきたことによるものであります。これまでどおり事業地区の10アール当たりの地元償還金と維持管理経費などについては、平成29年度まで農家負担軽減の助成は変わりません。国営事業負担金への助成についても同様であります。

なお、平成5年当時、本助成金の基本となる米1俵の価格を前年の加重平均価格で決定したところですが、近年、米価の低迷が続く、当該価格を下回っているところであります。

農家の現状や議員の質問の趣旨はよく理解できますし、本対策は当時の状況を総合的に勘案し決定、約束したものであります。多少状況の変動はありましても、当時の決定を尊重し、履行すべきものであると考えておるところであります。今後とも新庄農業水利事業農家負担軽減対策が関係農家の理解のもと円滑に進められるよう改良区とも十分調整してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、本合海上野地区は昭和34年に開田事業により整備されましたが、45年ほど経過し、老朽化が著しい状況にあります。特に揚水設備は修繕を重ねながら使用しておるところであり、集落内を通り国道を横断している送水管は破損の危険が危惧されているところであります。また、圃場内の農道は狭く、幹線水路の老朽化や排水路が素掘り水路であるため、排水不良により水田汎用化の支障になっており、全体的な整備が望まれているところであります。

こうしたことから、上野土地改良区を初め関係農家が何度となく協議し、かんがい施設の更新と区画整理を行う経営体育成基盤整備事業を実施することに決めたところであります。経営体育成基盤整備事業は、担い手の育成を目的に、担い手への農地の集積が図られ、生産性の高い農業が推進されることとなります。また、受益農家の負担につきましては、揚水機及び送水管のみの更新を行う場合よりも経営体育成基盤整備事業の方が概算で約2割ほど負担が少なくなると見込まれておりますので、この事業に対し御理解をお願い申し上げたいと思います。

最後に、加工用米につきましては、農協などの認定方針作成者が農業者と出荷契約を締結し、山形農政事務所と地域協議会へ契約数量を報告することとなっております。今年度につきましてはおよそ1万2,000俵となっており、転作面積に換算しますと124町歩に相当します。この数量につきましては、昨年度と比べ約950俵ほ

ど少なくなっております。契約された加工用米は認定方針作成者が全国の需要者団体と契約し、飯米とは区別されて販売されることになっております。また、農業者から出荷された数量も認定方針作成者が山形農政事務所と地域協議会へ報告することになっております。このように、現在の食糧法では、加工用米、もちろん主食用米も需要に見合った数量を適正に流通させることを目的とし、それぞれの売買価格には触れておりません。農政事務所も価格に対する指導は行っておらず、販売価格は各出荷団体と需要者団体との契約により決定されるものであります。が、市水田農業推進協議会としましては、緊急的に発生する事態や農業の重要な課題に協議の場としての確に対応してまいりたいと思います。どうぞ御理解いただきたいと思います。

壇上からの答弁は以上です。

19番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

平向岩雄議長 星川 豊君。

19番（星川 豊議員） 一番最初に、「御理解」という言葉で、12億円の精査について初めて私もことしの中身を聞いたんですけれども、平準化対策、これも入っているということがありまして、そういう場合には土地改良区並びに地元の農家にそういうことで善処して考えていく、その辺のところを理解しているので、何かあったときは善処して、補助とか、そういったものをしていく考えはあると受けとめましたので、これについてはよろしくひとつお願いしたいということです。

それから、上野地区の件ですけれども、精算費、これをやっていくと精算は上がるということなんですけれども、私が壇上から言ったように、こういう事情になってくるともっと米は下がってくる可能性もあるという中で、負担金が市でも1億800万円、地元の負担も当然1億800万円、これを1反歩当たりで割りますと19万7,000円になるわけですから、これを幾ら

補助があろうとも、現況、ほかの農家で農業者が払っているのは1万2,000円から1万4,000円ぐらいですか、これを払っても苦しいと言っているときに、私が心配するのは、こういう新たなものをつけ加えますと、今、農業委員会でもある人が発言したために大変問題になったんですけれども、萩野地区の問題なんです。塩野、昭和の新規開田ですか、新しく米をつくった方については水利費が、例えば1万円払っていればプラス1万円とか5,000円とかなっているわけですね。これが時代の移りによって代が変わりになってきているもんだから、最初のことを忘れて、これを一元化、一つの同じ料金にして下げてもらえないかということを書いて、えらいもめたことがあるんです。だから私はこのところではっきり議事録にも載せておいて、こういうものも討議されたということで載せておきたいんです。その例にならないのか。ということは、上野地区の圃場整備事業も2年後には新庄土地改良区に併合されるという話も聞いています。そういったときに、また同じ二の舞を踏むと悪いので、ここではっきり明示しておかなきゃいけないんじゃないかなと考えて質問しているわけです。

とにかく、話によりますと今度は逆に新たなことが出てきたんですけれども、我々が前からやっているところで1万2,000円から4,000円の例えば負担金になるのに、改めてこの地区については7,000円から8,000円ぐらいで終わるんだとなれば、市の10分の1の1億800万円というものをここに投入しているわけですから、だとしたら、そういうふうに変更して新しい事業でやるんだとすれば、今苦しんでいる者に、1万2,000円なり4,000円なり払っている者にむしろその助成制度を利用して、もう少し楽にさせてやれなかったものかなと、そういうふうにも逆に思うわけです。その辺のところは恐らく課長が答えられるだろうと思いますけれども、そ

の辺のところをもう少し答弁願えれば幸いと思います。

それから、まずは今の状況からして、よその地区も歩いたんですけれども、むしろ水田をやっていくよりも、水田に復旧する、ポンプで揚げているということは、当時開田ブームでもって恐らく揚げた開田でしょうけれども、逆に言うと、今、平地に植えた、減反に植えたソバとか豆は要らないですよ、消費者は。なぜかという、水っぽくてだめなんだそうです、職人から言わせたら。むしろ高冷地とか、そういったものを探しているわけです。そうすると、あの地区はもともと水のなかったところですから、適地なんですよ。それで20年も30年もあそこの土づくりをやっているわけでしょう、水田で。だから、ネギをやるにしても何にしても適地適作なんですよ。だから惜しいことをしたなと私は考えるわけなんですけれども、今後、できたことはしょうがないんですけれども、恐らくこれをやってもそこでは可能なわけですね。ポンプについても、ダブル、3億と2億、これは極端な話ですけども、1億と2億でもいいですけども、今までは3億のポンプを例えば1本にしておった。ところが、故障した場合に困るということで、今度は1億2億というわけでメインポンプを2億かけてやって、1億で例えば補助ポンプをつくるという話も事業計画の中であるようですけれども、私としてはやはりこれは多分いろいろな問題で水利権ももったいない、そういう感もあります。だから、畑地化しても水が要らないわけじゃないんですよ。ハウスもの、あるいは水が必要なものも畑地化作業の中であるんです。だから、これを全部3億なら3億の金を使わなくても、例えば1億・1億のポンプをつくるとか、そうしたら1億浮いてくるわけでしょう。そういうこともやれる可能性があったので非常に残念な思いをしているんですけれども、もし農業関係者の中で話があって、

この方がいいと、そして市の補助金、県の補助金を出して、あるいは産地づくり交付金とか、さっき申し上げましたけれども、こういったものを上乗せしていけば、水稻よりももっと、そして水稻をつくっている人も恩典を得られる、新庄市の農業全体とすれば非常に恩典を受けることができる。鮭川では実際やっているんですよ。やれるのにやれなかったのが非常に残念なんです。だから、我々農業委員会は諮問機関にもなっている。そういうものに市長は遠慮なく相談して、そしてみんなで考えて、そして将来の農業のためにやっていけばいいんですよ。できたものはできたもので、集落で要望したんですから、それはそれで結構なんです。ただ、今後そういうものがあれば、みんな相談してやっていってもらいたいもんだなと考えて質問したわけです。別に中傷して、これが悪いとか、いいとかということじゃなしに、地元としては大変いいと思っているかもしれませんが、そういうことで、ただ、地元でも将来払っていくことを考えたら、やはりこういう質問をしておかなきゃいけないのかなと思って質問したわけでございます。

それで、加工米については、私はことしの春からずっと加工米の流通経路を追っていろいろなところ、関西とか関東にも行ってきました。そして、農水省の今井さんにもお会いしました。それから、山形食糧事務所の食糧計画課の長岡さんという方がおるんですけれども、この人にもお聞きしてきました。そうしたら、先ほど申し上げましたように、自由になっても必ず間に入った商社がもうかるような制度に持っていくんですよ。地産地消あるいはつくる自由、売る自由なんてことを言っていますけれども、何にもなってないんですよ。必ずひっかかるところが、商社の方に行って、さっき言ったMA米とか、そういったものにもつながっていくんですよ。だから、こういったものも今後ともひとつ

厳重に精査するように国の方に要望していただきたい。そういうことで、後で答弁を聞いた上でまた質問したいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 本合海の上野地区でございますけれども、昭和34年に開田事業で1反歩区画で当時整備されました。その中で、当然水利権も大変難儀して、国土交通省、前は建設省でしたけれども、取得したということで、上野地区の組合の皆さんについては悲願の圃場整備だということで、20年度から事業採択になりましたけれども、17年度からいろんな比較設計の市からの説明会、県からの説明会、揚水機場だけで言ったら41%の地元負担が生じると。ただ、採択が相当遅くなるという問題がありました。そして、1反歩当たりの償還についても、経営体育成基盤整備事業、今の県営事業ですね、それでいった方が農地の集積をやった場合に1反歩当たりの償還も8,000円とか、これは利子だけだと思うんですけれども、償還5年据え置き15年返済でいった場合は利子元金が当然かってくるわけですが、それも一番推薦で済むというふうな、いろんな比較設計を説明会を開いて、その結果、組合員が賛同して20年度から土地改良の方で手続をとって採択となったということで、同意率も97%まで行ったということです。54.8ヘクタールのうち圃場整備の面積以外の部分がそのうち10町歩ほどございます。これについても、上野土地改良区の区域外に隣接する、県道を挟んで、今の芦沢川とか新田川から取水したポンプ、これを全部統合して本合海の方の最上川から水を引っ張るという協議が今整ってまいりました。それで、国土交通省と水利権の協議につきましては、当時設定していただいた水利権を上回ることなく、それをポンプ、今まで1台だったんですけれども、今度1台ずつ約1億ぐらい、2億ぐらいのポンプをつ

くって、それで効率よく使っていくという検討もしております。その54.8ヘクタールの中で、水田の畑地化という要件もございますので、約6町歩ほど、そこでいろんな適地適作といいますか、当然米を中心にしまして、大豆、ソバ、ニラ、ネギ、たら芽を作付しまして、これを固定畑として、かんがい用水、いわゆる田んぼにかける用水と畑にかける用水ということで、ポンプ2台で調整して効率よく使っていくというふうにこれまでの協議でなっております。その中で、今まで水稻の単作といいますか、そういうあれだったんですけれども、特に園芸振興、生産拡大を図って農家所得をぜひ上げていきたいという願いのもとでこの事業が入っておりますので、その辺よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上です。

19番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

平向岩雄議長 星川 豊君。

19番（星川 豊議員） やはり言えない部分があるのかなと思うんですけれども、私は私なりに、いろいろ余り深くなっていくと答弁できなくなるので、今、課長が答弁した中で、園芸も当然重視していると。であれば、園芸を重視しているのであるとすれば、私は何回も申し上げていますが、減反と組み合わせ、最初から、当初からそういうふうな仕組みでもってやっていったらもっと安く地域の人に現実的なお金が入るようなものができたのではないかと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 本合海の上野地区の組合員の皆さんには第一種兼業の方、第二種兼業の方もいると思います。農業収入の方が多い場合は第一種なんですけれども、ほかの収入が多い場合は第二種兼業ということで、今まで水稻の場合は、ある程度労力、水稻のいろんな経費といえますか、時間と労力とかあると思うんですけ

れども、それがなかなか家族労働で園芸で収益を上げるというのはなかなか難しかったと思います。それで、今回いろんな小さい農家の人がいろんな集積、大規模の方に集積して、それを大規模農家の人がまとめて園芸のいろんな面積を確保するというふうな取り組みをしておりますので、その辺なかなか難しかったかなと思います。そういう議論も当然されたようでございます。以上です。

19番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

平向岩雄議長 星川 豊君。

19番（星川 豊議員） なかなか吐き出さないなという感じですけども、やはりよそで成功例があるんですよ。同じことなんです、鮭川だって条件は。小規模農家の方もいるし、第一種も第二種もいるし。いずれにしても、全体として新庄市、あるいは鮭川の例を挙げましたけれども、鮭川の村全体として考えた場合、新庄市全体として考えた場合には、あそこも何も労働力がないというのであれば、そのままの状態、例えば平地の新庄市内でも減反1町歩していると、あなたのその1町歩お借りしたいと、畑作するためにお借りしたいでもいいし、あるいは地代として1反歩2万円なら2万円を払いますからと、あなたが耕作するんだったら耕作しても、私はその代替として2万円払います、さっき言ったように産地づくり交付金と地代と、それから市と県の補助と。そして、自分がやればそれは集約しても結構なんですよ。やった場合にさらにプラスアルファなるわけでしょう。その辺のところ、おわかりいただけませんか。これは今後の問題ですから、もうできてしまったのは今はしょうがないですけども、もしそれを御理解いただけないとするとまた同じことを繰り返すということですから、そこをぜひ御理解していただきたいんです、私の言っている意味は。こういう地区については余計なお金をかけないで、それからさっき言ったけれども、水

稲地帯があるんだということですけれども、なおさらそれだったら私が言ったように、畑地かんがいで揚げる理由を言って、そして2台のポンプがあるのであれば1台を水稻の方に向けて、そして花卉栽培に使うときはもう一つのポンプで補助する、なおさら結構じゃないですか。それをやるにしても、規模がそんな大きい水稻より、例えばラーメン1杯を食べるのに、ある人が言ったんですけれども、ラーメン1杯のものをするのに1,500リットルの水が要るんだそうです。要するにこれは麦をつくる時に必要な水、具をつくる時の水も入れて1,500リットルぐらい使っている。水稻なんか、ましてや2,500リットル、一つのどんぶりにするのに2,500リットル以上もの水を使うと言うんですよ。畑地と水稻では格段の差があるわけです。だから、こういう土地にはその土地に向き合った、よそではできないですよ。あそこは逆にすると高冷地にもできるんです。高冷地とも言えるんですよ。高冷地栽培だと名目打って、例えばソバでもネギでもそういうことで売れる可能性がある土地だと私は踏んでいるんです。だから、今後そういう土地があれば、新庄市でもっとほかにもありますから、そういうときには今のことを御理解いただけないと、やはり水稻の方が手間は要らないからということでやってみようとまた同じ結果になるんですよ。その辺のところ、課長、御理解していただけませんか。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 議員おっしゃるとおり、理解しております。隣の天保ハリウ地区とか、そこも同じ県営事業でありますので、そんないろんな地域の実情もございますし、上野地区と天保ハリウについてはそういう水稻を基幹として園芸作物を今後図っていくというようなことで、ほかの地域ではそういうことで考えてまいりたいと思います。以上です。

19番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

平向岩雄議長 星川 豊君。

19番（星川 豊議員） ぜひそのようにして新庄の農家の繁栄のためにひとつ御努力願っていただきたい、市長にもあわせてお願いしたい。決してこれは批判するとかなんとかじゃなくて、そのときはそれしかやれないという事情もこれは確かにあると思うんです。ただ、偶然にもそういうことがわかったわけですから、私が質問したわけですから、そういったものを生かしていただければ私としては本当に幸いと存じますので、今後ともひとつよろしく願いして、終わります。

平向岩雄議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

平向岩雄議長 あす10日から18日まで本会議を休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、10日から18日まで本会議を休会とし、19日金曜日午前10時より再開いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後4時40分 散会

平成20年9月定例会会議録（第3号）

平成20年9月19日 金曜日 午前10時00分開議
議長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出席議員（19名）

1 番	奥	山	省	三	議員	2 番	佐	藤	悦	子	議員
3 番	斎	藤	義	昭	議員	4 番	小	野	周	一	議員
5 番	小	関		淳	議員	6 番	遠	藤	敏	信	議員
8 番	沼	澤	恵	一	議員	9 番	清	水	清	秋	議員
10 番	小	嶋	富	弥	議員	11 番	渡	部	平	八	議員
12 番	今	田	雄	三	議員	13 番	金		利	寛	議員
14 番	新	田	道	尋	議員	15 番	平	向	岩	雄	議員
16 番	森		儀	一	議員	17 番	山	口	吉	静	議員
18 番	亀	井	信	夫	議員	19 番	星	川		豊	議員
20 番	下	山	准	一	議員						

欠席議員（1名）

7 番 中 川 正 和 議員

出席要求による出席者職氏名

市	長	山 尾 順 紀	副 市 長	國 分 政 嗣
総 務 課 長	星 川 基	政策経営課長	坂 本 孝一郎	
税 務 課 長	今 川 吉 幸	市 民 課 長	柿 崎 卓 美	
環 境 課 長	五十嵐 正 臣	健 康 課 長	小 野 孝 一	
農 林 課 長	五十嵐 祐 一	商 工 観 光 課 長	黒 坂 光 悦	
都 市 整 備 課 長	中 部 力	下 水 道 課 長	佐 藤 新 一	
会 計 管 理 者 長	大 江 雅 夫	福 祉 事 務 所 長	田 口 五 郎	
兼 会 計 課 長		水 道 課 長	小 野 善 次	
神 室 荘 長	叶 内 利 昭	教 育 長	武 田 一 夫	
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 昭	学 校 教 育 課 長	山 川 義 隆	
教 育 次 長	大 場 和 正	生 涯 ス ポ ー ツ 課 長	清 水 幹 也	
生 涯 学 習 課 長	三 浦 和 枝			

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
 監 査 委 員 高 山 孝 治
 農 業 委 員 会 長 柏 倉 政

選挙管理委員会 小 野 正 一
 監 査 委 員 長 佐 藤 良 知

事務局出席者職氏名

局 長 鈴 木 吉 郎 総 務 主 査 野 崎 勉
 主 査 沼 澤 順 子 主 事 笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第3号）

平成20年9月19日 金曜日 午前10時00分開議

（決算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第59号平成19年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第60号平成19年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第61号平成19年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第62号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第63号平成19年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第64号平成19年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第65号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定について

（総務常任委員長報告）

- 日程第10 平成20年議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第50号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 請願第1号地方財政の充実・強化を求める請願

（文教厚生常任委員長報告）

- 日程第13 議案第51号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第52号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第53号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第54号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 請願第 2 号地域医療を守る意見書提出の請願

日程第 18 請願第 5 号私学助成予算増額についての請願

(産業建設常任委員長報告)

日程第 19 議案第 55 号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 56 号市道路線の認定及び廃止について

日程第 21 議案第 57 号新庄市土地開発公社定款の一部変更について

日程第 22 請願第 3 号ミニマムアクセス米の輸入禁止を求める請願

日程第 23 請願第 4 号石油、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願

日程第 24 請願第 6 号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する請願

日程第 25 議案第 67 号平成 20 年度新庄市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 議案第 68 号平成 20 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 27 議案第 69 号平成 20 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 28 議案第 70 号平成 20 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 29 議案第 71 号平成 20 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 30 議案第 72 号平成 20 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）のほか

日程第 31 議会案第 10 号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

日程第 32 議会案第 11 号地域医療の充実を求める意見書の提出について

日程第 33 議会案第 12 号私立学校助成予算増額を求める意見書の提出について

日程第 34 議会案第 13 号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する意見書の提出について

日程第 35 議員派遣の件

開 議

平向岩雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、欠席通告者は中川正和君の1名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

決算特別委員長報告

平向岩雄議長 日程第1 議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9 議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長山口吉静君。

（山口吉静決算特別委員長登壇）

山口吉静決算特別委員長 皆様、おはようございます。御苦労さまでございます。

それでは、私から決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、簡単に御報告いたします。

決算特別委員会に付託された案件は、議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの計9件であります。

審査につきましては、9月16、17日の両日にわたり行われたところであります。

まず初めに、議案第58号平成19年度新庄市一

般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、森 儀一委員より認定することに賛成の討論があり、起立採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成19年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号平成19年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号平成19年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第64号平成19年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての5件は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、議案第59号平成19年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定についての3件は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、認定すべきものと決しました。

以上、委員会に付託されました平成19年度決算9件は、いずれも認定すべきものと決しましたことを御報告いたします。

議長よりよろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます、報告を終わります。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず、委員長報告のうち賛成多数で認定すべ

きものとした件について採決いたします。

議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第59号平成19年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号平成19年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号平成19年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号平成19年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号平成19年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号の8件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

総務常任委員長報告

平向岩雄議長 日程第10平成20年議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12請願第1号地方財政の充実・強

化を求める請願までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長小野周一君。

(小野周一総務常任委員長登壇)

小野周一総務常任委員長 おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、6月定例会において付託され、継続審査となりました議案1件、今期定例会において付託されました議案1件、請願1件の合計3件であります。

まず、6月定例会において付託され継続審査となりました平成20年議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については、審査のため、閉会中の8月28日午後1時より議員協議会室において税務課から説明員の出席を求め、委員5名の出席のもと、審査を行いました。

税務課から6月11日に行われた総務常任委員会での説明に加えて、県内11市の中で山形市、米沢市を除く10市で可決されている状況であることが報告されました。

審査に入りまして、採決の結果、議案第42号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、審査のため、9月9日午前10時より議員協議会室において総務課から説明員の出席を求め、委員全員により協議した結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号地方財政の充実・強化を求める請願についてですが、紹介議員より請願の趣旨について説明がありました。

審査に入り、委員から、求める項目はいいが、請願趣旨の中で極端な表現があり、意見書を作

成する際に文言を修正することは容認できるのかといった質問があり、紹介議員から、全体的な趣旨を御理解いただき、採択していただけるものであれば構いませんという説明でありました。

また、委員から、余り表現をやわらかくしてしまうと本来の趣旨が薄まってしまうのではないかという質問があり、紹介議員から、意見書の最後に「次のことを強く求めます」といった文言があれば大きく変わることはないとの説明でありました。

以上の質疑を経て採決した結果、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

平向岩雄議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、平成20年議案第42号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、平成20年議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号地方財政の充実・強化を求める請願を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

文教厚生常任委員長報告

平向岩雄議長 日程第13議案第51号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第18請願第5号私学助成予算増額についての請願までの6件を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長沼澤恵一君。

（沼澤恵一文教厚生常任委員長登壇）

沼澤恵一文教厚生常任委員長 おはようございます。それでは、私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願2件、合計6件であります。審査のため、9月11日午後1時30分より議員協議会室において委員7名出席のもと、教育委員会より教育次長、生涯学習課、生涯スポーツ課、学校教育課、また健康課より関係職員の出席をいただき、審査を行いました。

初めに、議案第51号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第52号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件は、それぞれ関連がありますので、一括議題として生涯学習課長より説明をいただいた後に審査に入りました。

議案第51号は、市立図書館の管理を指定管理者に行わせるための必要な改正を行うもので、その内容は、開館時間、休館日、職員、指定管理者及び指定管理者の業務の範囲など、管理の基準及び業務の範囲に関する規定を新たに追加したほか、見出しを加える改正であるとのこと、また議案第52号は、議案第1号と同様、市民プラザを指定管理者に管理させるための改正であり、既に指定管理者制度に移行しているわくわく新庄と合わせて生涯学習センターの全施設が指定管理制度に移行するため、これまでの休館日など別々に規定していたものを一体化する規定の改正を行ったとの説明でありました。

審査に入り、委員より、指定管理者の移行することにより予算額と管理人員はどう変わるのか、また厳密に運用されていた市民プラザの開館時間は弾力的になるのかとの質問に、予算については現在まだ調整中であるが、いずれの施設もほぼ人件費の減額分が減となる見込みであり、管理人数については図書館は現在の7人と同じ人数を考えている。また、市民プラザは現在育児休業中の職員とぷらっと担当者を除いて実質5人で管理しており、指定管理者に移行後も5人と考えている。また、市民プラザの開館については、数年前から8時半には入館できるが、ただ、部屋の仕切りや冷暖房の準備など職員の準備時間が必要であり、この準備ができ次第、入室でき、指定管理者になっても変わらないとの答弁。

また、委員より、人件費は生活できる程度に見直す必要があり、その考えがあるのかとの質

問に、人件費に関してある程度の基準はあったものの、担当課によって対応が異なっているので、ことしその点を見直し、共通基準で算定した結果、生涯学習施設では1施設につき100万円程度上がった。また、事務手数料的なものも数%上乘せし、昨年より改善されたと考えているとの答弁でした。

委員より、人件費については、生活を支える働き盛りの人たちが入れるように最低限生活が可能となる条件整備が必要であり、直営の場合の半分とか3分の2ではなく、7割程度の経費を支払い、若い人が長く働けるような仕組みが必要と思うがとの質問があり、生涯学習課からは、指定管理者運用指針の策定会議の中で、若い人が長く続けてもらうため、ある程度給料が上がっていく仕組みを将来的に考えていくよう話している。また、将来的にずっと同じ給料ではないということも確認しており、指定管理者から小まめにヒアリングし、対応したいとの答弁でありました。

委員より、指定管理者が経営的に赤字になってはいないかとの質問に対し、生涯学習課からは、そのような報告はないとのこと。

委員より、図書館において市の公共施設が所蔵する郷土資料、図書資料のデータベース化をし、オンラインで結んで検索できるようにできないか、また除雪経費、庭の池の環境整備の予算は計上されているのかとの質問に、図書の検索については県内の図書館は互いに検索可能となっているが、市の公共施設では全部を結ぶシステムがなく、当面は無理と考えております。資料の多い雪の里情報館では独自に検索できるが、そのほかの施設では図書資料を多く持っているところはないと考えているとのこと。また、除雪経費、環境整備の経費については毎年予算計上しているとの答弁でした。

さらに委員より、図書館と学校図書の連携を深めて本をより読まれる体制をつくるため、図

書館の人員をふやす考えはないかとの質問に、本年度6人から7人に人員をふやしたこと、また指定管理となって会議など市全体の業務がなくなり、指定管理後も同じ人数ではあるが、ことしより少し余裕が出ると考えているとの答弁でありました。

そのほか、施設駐車場の管理に関する質問、駐車場の夜間有料開放の意見、またその開放は慎重に考えるべきとの意見、指定管理料の人件費、社会保険等の経費を増額すべきなどの意見がありましたが、採決の結果、議案第51号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第54号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての2件につきましても、生涯スポーツ課より一括して説明を受けた後に審査に入りました。

生涯スポーツ課より、同課が管理している13施設のうち、指定管理者制度に移行した市民球場、武道館、市民スキー場、屋内ゲートボール場を除く9施設について、指定管理者制度に移行するための改正であり、議案第53号の体育施設関係では体育館を初めとする6施設、議案第54号の都市公園関係では市民プール、福田運動公園、福田テニスコートの3施設がそれぞれ指定管理者制度に移行すること。改正内容として、議案第53号は、新たに指定管理者となる6施設の使用期間等の管理の基準等を明確にするとともに、陸上競技場、テニスコート、相撲場、横根山運動広場の四つの屋外施設は利用者の要望にこたえて使用期間を4月20日から4月

1日に繰り上げる改正とのこと、また議案第54号は、これについても新たに指定管理となる3施設の管理の基準や業務の範囲を明確にするとともに、福田運動広場、福田テニスコートの2屋外施設の使用期間を4月20日から4月1日に繰り上げるほか、文言等の条文の整理を行っているとのこと。また指定管理者候補の選定の日程については、この両案が可決いただいた後9月22日から公募を開始し、10月末までには候補者を選定し、12月議会に議案を上程したいと考えているとの説明でありました。

審査に入り、委員より、説明のあった施設が個別に指定管理となるのかどうか、管理人の数、また福田運動広場、相撲場、横根山運動広場、東山スポーツハウスの利用状況に関して質問があり、生涯スポーツ課からは9施設すべて一括した指定管理者への委託と体育館を事務拠点とした運営を考えている。施設の利用状況は、福田運動広場については福田運動広場とテニスコートがあり、二つの施設合わせて19年度5,800人ほど、相撲場はことし6月に県のわんぱく相撲が開催されたが、それ以前3年ほどの利用はなかった。横根山運動広場は19年度300人ほど、東山スポーツハウスは2,500名ほどの利用状況であり、前年度と比べ利用人数は減っているが、宿泊料がふえ、使用料収入も44%ふえている。また、管理人員は体育館と東山スポーツハウス、屋内施設については3名で、屋外の7施設は2名で現在積算しているとのこと。

委員より、労災及び使用中の事故に係る責任を契約、条例に明記する考えはないかとの質問に、仕様書に指定管理者と市の役割分担が決められており、指定管理者と十分連携していく。また、労災については指定管理者の運用指針の中で協議していきたいとの答弁でした。

さらに、指定管理者には利益追求でない団体を指定する考えがないか、また現在働いている嘱託職員等の雇用に関する質問があり、生涯ス

ポーツ課より、指定管理者の自助努力で管理コストを低減したり、収益を上げられる自主事業を展開するなど一定の収益を追求することは結構なことと考えていること、雇用については現在嘱託職員 1 名、日々雇用職員 1 名が働いているが、いずれも事業の見直しや本人の希望、家業の事情などがあり、流動的な状況になっているとの答弁でありました。

委員より、福田運動広場の夜間照明の照度と使用状況について質問があり、照明については計画的に修繕を行っており、苦情もなく、必要な照度があると考えている。利用状況は、19年度5,800人、18年度5,500人で、以前よりふえているが、照明の実費負担が必要なナイター利用が敬遠されて、使用料は逆に減少しているとの答弁。

委員より、市民プールについて、老朽化が進み、修繕等はどうするか、また事故があった場合の管理責任はどう考えているかとの質問があり、市民プールは平成 6 年に全面塗装修繕し、昨年度と一昨年度に25メートルプールと幼児用プールを修繕し、今年度は50メートルプールの塗装修繕を計画したが、財政事情で今年度は50メートルプールを休止している。将来的な運営については、学校の統廃合も考えられ、学校プールを含めて教育委員会として検討が必要な課題であり、中学校、高校にプールはなく、青少年の体力づくりや一般市民の健康づくりを考えれば、継続していききたいと考えている。

さらに委員より、このたびのオリンピックで水泳が注目されており、大会等を開き、需要を起こしてはどうかとの質問に、地区の水泳連盟が民間プールの再開を契機に活動を再開したので、大会が開催できる50メートルプールを何とか使用できるよう努力したいとの答弁でありました。

また、委員より、市民スキー場の管理について、索道管理の特殊性を理解しないまま職員数

だけが多いとの市民の声があり、このことを説明する必要があるのではないかととの質問に、索道運行は鉄道事業法に規定されており、本市のリフトの場合、最低10名の監視員、補助員が必要とされている。特に索道技術管理者や安全統括管理者などは国交省の承認が必要で、専門知識、技術がないと運行ができず、何よりも徹底した安全管理が求められている点を機会をとらえて説明したいとの答弁でありました。

委員より、屋外施設の使用期間の繰り上げについて、大雪の場合でも除雪して4月1日から使用を確保するのかとの質問に、大雪で4月1日までに整備できないときは、きちっといつから使用開始ができるか使用者に周知することとし、除雪までは考えていないとの答弁でした。

そのほか、相撲大会に関する質問などありましたが、採決の結果、議案第53号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で可決すべきものと決しました。続いて、議案第54号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号地域医療を守る意見書提出の請願については、現況説明として健康課長の出席のもと、請願書をもとに審査に入りましたが、質疑なく、採決の結果、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

最後に、請願第5号私学助成予算増額についての請願書については、現況説明として教育次長及び学校教育課長出席のもと、審査に入りましたが、質疑なく、採決の結果、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

平向岩雄議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告ありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第51号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 異議がありますので、起立採決いたします。

議案第51号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 異議がありますので、起立採決いたします。

議案第52号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 異議がありますので、起立採決いたします。

議案第53号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 異議がありますので、起立採決いたします。

議案第54号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号地域医療を守る意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、請願第5号私学助成予算増額についての請願については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択されま

した。

産業建設常任委員長報告

平向岩雄議長 日程第19議案第55号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第24請願第6号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する請願までの6件を一括議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長遠藤敏信君。

(遠藤敏信産業建設常任委員長登壇)

遠藤敏信産業建設常任委員長 おはようございます。私の方から、産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案3件と請願3件であります。9月10日午後1時30分より市役所議員協議会室において委員5名と説明のため都市整備課、農林課から関係職員の出席をいただき、審査を実施いたしました。

初めに、議案第55号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。都市整備課より次のように内容についての説明がありました。

市営住宅の入居者などが生活をする上で重要な居住の安心安全を確保することを目的とし、暴力団員の市営住宅の使用を制限し、住宅使用の適正化を図るための改正で、主な改正の内容としては、暴力団員は市営住宅に入居できなくなることと、暴力団員であることが判明した場合、明け渡しを請求することができるようになるというものです。

委員からは、大変よい条例ですが、これはどこから来たものか、安心安全のために市独自で

整備することを考えたのか、また暴力団員であることがわかった場合、退去を求めるとあるが、どこで判断するのか、また入居するときのチェックをしっかりと入ってから問題が起きるのではないかと、チェック体制をしっかりとしていけるのかとの質問がありました。

提案の理由については、昨年、東京町田市の住宅で暴力団員が立てこもる事件があり、それ以来国の方で検討され、国土交通省と警察庁からそれぞれ通達が出され、これに基づいて県、市町村にも指導があり、今回の提案になったこと、また暴力団員の判断については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、その団体の構成員が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員と定義されておりますが、判断には警察からの通達もあることから、住宅の管理者と警察署が合意書を結び、情報提供をしていただくということ、また入居者のチェックについては、入居資格を申し込みの段階で照会することについて同意をいただくことになり、さらに決定通知には明け渡しの請求事由に該当する旨の条件を付して通知するとのことでした。

そのほかさしたる質疑はなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号市道路線の認定及び廃止についてであります。

去る8月28日に現地視察を既に実施しており、都市整備課より、認定7路線、廃止2路線について説明がありました。村東線は、市道村東向田線と役場線を連絡する道路で、地元から道路用地の寄附採納が確実となったため認定するもの、石川町桧町1号線は、石川町桧町2号線の新規認定に伴い、周辺地区における路線名の整理を行うため改めて認定するもの、石川町桧町2号線は都市計画道路として事業認可を受けて整備中の路線です。このため、一部区間の整備が完成することから、供用を開始するため新た

に認定、ごきげん橋下線も都市計画道路の側道として整備され、完成に伴い供用を開始するため新たに認定、また南沢1号線、2号線、3号線は、昨年、民間の宅地開発により設備され、このたび市に帰属されることから新たに認定するもの、また廃止する2路線のうち桧町石川町線は起・終点の変更が生じるため廃止、石川町桧町線は路線名整理のため廃止との説明でした。

委員から、村東線入り口の木は切るのか、アスファルト整備は今年中にやるのかとの質問があり、入り口の木は道路用地には直接かからないが、交通上支障があるので補償して対応したいとのこと。アスファルト整備については以前に認定になった道路の整備が終わり次第、進めていきたいとのことでした。

ほかの委員から、認定する市道の総延長と除排雪はどうかと質問があり、新たにふえる部分はトータルで1,018メートル、市道総延長は209.82キロメートルとなり、除雪については7路線すべて計画しているとのことでした。

そのほかさしたる質疑はなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号新庄市土地開発公社定款の一部変更についてであります。

都市整備課より、このたび公有地の拡大の推進に関する法律等の改正により、新庄市土地開発公社定款の一部を変更するため法規定により議会の議決を求めるもので、主な改正点は監事の職務が公有地の拡大の推進に関する法律に規定されたことから、これに伴う必要な整備を行うものであるとの説明でした。

採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてです。

委員からは、請願趣旨の中で米価の価格根拠がわからない、また米の価格は地域に合ったものを記載すべきである、またWTO体制の中で

行っていることなので、「人道的にも決して許されるものではありません」などとは言えない。題目はいいが、請願趣旨の文章には問題があるとの意見、ほかの委員からも、願意はわかるが、趣旨の文章はどうかと思うとの意見、ほかの委員からは、題目はいいけれども、文章が過激過ぎる問題があるので継続審査とすべきとの意見が出され、採決の結果、全員異議なく、継続審査とすべきことに決しました。

次に、請願第4号石油、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願についてです。

委員からは、請願趣旨中に「このような事態を放置するなら」とあるが、今の国の対応のことだと思うが、原油高騰対策等で補正予算の要求もしているし、国でもいろいろ詰めていると思われる。しかし、内容については早急に必要と思われるので採択すべきとの意見があり、ほかの委員からは、この文面は何もかも値上げで、このままの状態であるなら大変であるということ。先般、漁業者に対して対策がなされたこともあり、農家の事情も同じであることから、採択して意見書を提出すべきとの意見が出され、採決の結果、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する請願についてです。

委員からは、今は農業、水産、運送等さまざまな問題が出てきて、国じゅういろんな分野で大変になっていると思われるが、実態はどうかとの質問に、参考意見として農林課から、それぞれ経営努力はしていると思われますが、もはや自助努力だけでは太刀打ちできない状況だと思います。中には来年はもう作付できないという声を出す人も出てきているとの報告がありました。

委員からは、採択して早急に意見書を提出した方がよいという意見が出され、採決の結果、

全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

平向岩雄議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 請願第3号が継続ということでした。中身をお聞きすると、題はよいと、これでほとんど一致していたように思います。題はよい。ですから、この場合一番大事なところは、義務で輸入しなきゃいけないという77万トン、現在そうなんだそうですけれども、それを禁止しろという中身はいいというふうに産業建設常任委員会としてはなつたと聞いています。だとしたら早急に、多少文章が気に入られないのであれば、そこは意見書提出のときに変えて、題はこれで、産業建設常任委員会として、義務輸入はやめろと、ミニマムアクセス米の輸入を禁止しろというふうに言ってもいい委員会審査だったように思うんですが、どうなんでしょうか。継続ではなく、早急にそれを上げてやる必要があると思うんですが、どうだったでしょうか。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

平向岩雄議長 産業建設常任委員長遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 これは微妙な問題ですけれども、WTOという国際協定の中でのことで、直ちに禁止すべきだというふうなものが果たして通るかという、これは甚だ疑問であります。願いは自給率を高めるということで共通はしていますけれども、一方の事情だけでできるのかということには甚だ疑問であります。ただ、今、佐藤議員がおっしゃるように、日本の農業行政がこのような状況でいいということは常任委員会の方はだれも思っていないわけですから、要請するにしても適当な表現が必

要ではないかということでした。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 今、委員長の方から直ちに禁止が通るかという、WTO義務輸入米だと日本が言っている中身を禁止できるのかと言っているわけですがけれども、ミニマムアクセス米というのは全額輸入しなきゃならないということはない、全部輸入しなきゃいけない義務輸入ではないということは農水省も実は認めております。ミニマムアクセスという形で各国WTO、今までも量がそれぞれ決められていたけれども、その枠いっぱい輸入しているのは日本だけで、ほかの国は枠いっぱいまでは全然やっております。輸入しておりません。必要な分だけは輸入しますけれども、日本のように輸入しなくてもやっていけるはずの米をわざわざ減反させて、枠いっぱい輸入しているなんていう国は世界じゅうありません。義務輸入でもない農水省は認めております。ですから、これは、新庄市は米どころでもありますし、そういうことから輸入はやめろと言っても何もおかしくないことだと思います。ぜひ委員会審査などは次の本会議を待たないでもできると思いますし、なるべく早く意見書を上げて国に反映できるようにしていただきたいなと思います。そういう意味で、続けて、なるべく早く、題は通すという意味で、中身は産業建設常任委員の皆さんの知恵でいい中身に変えて出していただきたいと私はお願いするものです。

今、現状なんですけれども、17日に予定されていたSBS米の入札を突如中止したと、農水省はやったそうです。そして同時に、毎月入札を行っている一般ミニマムアクセスMAについても当面行わない、こういう決定をしたそうです。この理由についてですけれども、MA事故米の不正米流通事件の教訓を生かし、万全の再発防止対策が確立されるまでの当面の措置とい

うふうに農水省は言っているようです。そういう意味で、今まで入札の中止というのは制度が始まって以来初めてのことだそうです。ミニマムアクセス米の中止ということを要求してきた国民の動きというか、これが農水省を突き動かしていると思います。

三笠フーズに関連してですけれども、本来輸入してはならない水際で発見された汚染米を汚染米と知りながら輸入を一たん受け入れ、輸入を手当てした商社に瞬時に販売して、商社がこれを事故米として処理してきた。これらが今認める立場になってきております。その数量については、いろいろと追及してきた結果、過去5年間で1,000トンあるいは3,000トンと答えております。そういう意味では、この三笠フーズの問題、無理して輸入した米、これが今回の処理にも困ってこのようなことにもなっている。これは国民の命にかかわる問題だと思います。健康を脅かしている問題だと思います。そういう意味では、こういう無理した輸入をやめて、国産米で国民に保障する立場に立つ。このMA米をやめれば100万トンですか、それが不足するという時代です。今、減反を強制していますけれども、このペナルティーなんかやってる場合じゃないという状況だそうです。米が不足するんです、国産米だけでは、今の計画米だけでは。ですから、減反させないで大いにつくらせる。そのためには輸入米をやめさせるという、禁止させるという新庄市の議会からの意見書を早急に上げるように産業建設常任委員の皆さんでやっていただきたい、これからなるべく早く。どうでしょうか。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

平向岩雄議長 産業建設常任委員長遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 これは継続審査ということでこれからも議論を詰めていきたいと思っています。

なお、ミニマムアクセス米で現在日本に入っ

てきている量は年間77万トンであります。これは1年間の日本の米消費量の1割に相当します。佐藤委員おっしゃるように、国際的な穀物相場の高騰から4月以降輸入がストップしています。19年度分について77万トンのうち7万トンが入ってこないということで、おっしゃるように事故米等の扱いの条件整備というか、そういうことがかなうまでは輸入しないということをおっしゃられますけれども、思いは同じでありますので、新庄市が田園都市としてより活発に事業が展開されるような方向性を目指していきたいと思っています。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 委員長がおっしゃったように、今、穀物が上がり、輸入する米の値段も上がっております。日本が無理してこの米不足のときに高い米を輸入すれば、さらに値上がりが過熱され、食糧不足にあえいでいる国々を苦しめていくおそれもあるわけです。輸入を控える、輸入米をやめる、これが国際的な日本に対する願いではないかと思うんです。国民の健康と命を守るためにも減反をやめて国産米をつくることができるようにするためにも輸入はやめる、このことを早急に意見書を出せるようにお願いしたいと思います。

平向岩雄議長 答弁要りませんね。

ほかに質疑ありませんか。

1 1 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄議長 渡部平八君。

1 1 番（渡部平八議員） この請願について、私も紹介議員ということで、星川 豊議員、沼澤議員、小関議員、4名が上がっておるんですが、今、委員長の報告を聞いておりますと、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願というのは、いわゆるミニマムアクセス米の輸入停止、これについては結構なんですよと、こういう報告でございました。この表題はあくまでもこれ

です。その中で、なぜ停止をしてもらいたいかと、こういう文章が請願の趣旨として出てくるわけなんです、今、委員長の報告を聞いていますと、題はよいと、文言がちょっと過激で、これを適当な表現にというような報告がございましたが、今回継続になったわけなんです、この次また審査する際に、これと同じような文章で審査なされるとすると、当然また継続となるわけです。この次、みんなが望んでいるような、新庄市は農業が、特に水稻が基幹産業だと言われている中で、このミニマムアクセスとか、いろんな文章の中で求められている願意を採択してもらえるためには、適当な表現とか過激な文章とか、どういうふうに表示した方がこの次採択に結びつくか、その辺当然御論議あったと思うんですが、いかがなものでしょう。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

平向岩雄議長 産業建設常任委員長遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 常任委員会では5人の委員の方が審査したわけですが、それぞれの立場の中で直ちに脱退すべきというふうな方もおれば、簡単にはうまくいかないべというふうな方もおられるわけです。それぞれの意見の集約として継続ということになったわけで、その願意というものを尊重していきたいと思います。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） この請願が簡単にはいかないんじゃないかという懸念があったとお聞きしたんですが、簡単にいくとかいかないとかの前に、我々はあて先についてこれから、もし採択になったときのあて先がいろいろ出てくるわけです。そっちの方に願意というものを要請すべきだと、ここでできるとかできないとか考えるようなものでは違うんでないかと。これは国なりあらゆる機関に要請して、そこでできないとなればそれなりに結論出んですが、ここで

新庄市の議会でできるとかできないとか、そういうことはちょっと考え過ぎでないかなと思うんですが、その辺これからも、12月ですか、これが継続審査のもとにまた審査なされるわけですが、委員長の方でぜひ委員会のいろいろな御意見あったということを集約なされまして、そしてこの請願者にもこうこういうふうに変更をしたらいかがですかとか、一つ指導というか、助言してもらえれば、私なりに一人の紹介議員の立場として結構だと思いますので、その点、委員長の方でどういうふうにお考えになっているか、ひとつよろしくお願いします。

平向岩雄議長 ほかにありませんか。

19番（星川 豊議員） 議長、星川 豊君。

平向岩雄議長 星川 豊君。

19番（星川 豊議員） これは私も名前を書いておるわけですが、私も文章を何回も見ましたが、過激でも何でもないと私は考えます。なぜならば、今、日本の国内においてミニマムアクセス米が原因でこのような大きく報道をにぎわしている状況の中にありまして、そしてまたミニマムアクセス米77万トンと言っていますけれども、事故が起きた分については追加の補充をしようと思ったって、もうベトナムではフィリピンに追加で50万トン出す、世界的な、中国でもそうです。食料が足りなくなってきた、もうそれを出せないというふうな状況になってきますね。各国では税金をかけて外国には自分の米を出さないというふうな措置をとってきている、そういう状況でもあります。今、佐藤議員から説明ありましたが、本当のいい米というか、食料に回る米が足りないということ、これは事実だと思いますよ。まるっきり足りなくなるわけじゃないけれども、これは連鎖反応で。ミニマムアクセス米が加工米が回っているところに入ってくるということは、加工米が余ってくる、加工米が余ってくるということは、加工米が一般のものに回っている可能

性もあるわけですよ。だから、そういうふうな中において、これを具体的に、じゃ今のような内容を皆全部請願の中に書き込めということ、本当はちょっと書き足すところもあったんですけども、そんなことをやったらこの文章の中に書き切れないし、趣旨はこれでいいわけですから、今、渡部議員がおっしゃったように、時期を失すれば、この請願が何の意味もなさなくなるわけです。そういうことを考えますと、説明することはいろいろあるんですけども、要約しますと、だから趣旨はいいんだけど、文面が悪い、過激だというのであれば、やはり時期は今が大切なときですから、WTOも再開するわけですか、今週もあるわけですから、それを過ぎてから継続して出ていったって何の意味もない。だから、やはり遠藤議員が委員長をしている委員会で、いろんな専門的な知識もあるわけですから、補足して、もし通るような方法で考えて、例えば請願は却下でも結構ですけども、趣旨はいいということであれば意見書を出していただくとか、そういう方法を今の時期にしてもらわないと何の役にも立たなくなるわけです。だから、この請願については逆に説明が足りないような格好もありますけれども、今、WTO、それからEPですか、FTA、それらがずっとなってきた、何か経済と一緒になっていくめられて、国民の命を守る食料と一般の経済、そういったものががくるまれているんですけども、本当はその中に出てくるべき機関があるんですよ。FAOといって世界の食料の状況を把握している機関があるんです。これは国連の中で、今ローマに事務所があるんですけども、昨年11月に日本にもできました。この機関が全部把握しているんです。だから、ここの機関で本当はこういったものをもう少し取り上げてくれるといい、私は全国大会でも言いましたけれども、そういったものも取り組んで、MA米についてはやはり世界的なバ

ランスをとるためにももう少し考えなきゃいけない。そういう状況の中で、この請願がもし意味がだめであれば、渡部議員がおっしゃったように産業建設常任委員会の方で変えても、意見書として提出していただきたい。以上です。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

平向岩雄議長 産業建設常任委員長遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 継続審査という扱いをしておりますので、今後とも常任委員会の中で検討を加えていきたいと思います。

平向岩雄議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第55号新庄市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号市道路線の認定及び廃止については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号新庄市土地開発公社定款の一部変更については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 異議がありますので、起立採決いたします。

請願第3号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

次に、請願第4号石油、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、請願第6号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する請願は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択されました。

平向岩雄議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第25議案第67号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第2号）

平向岩雄議長 日程第25議案第67号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 10ページの15款6目で山形教育「C」改革実践プロジェクト事業42万円というのがあるんですけども、この中身が全然意味がわからないんですけども、どのような中身なのでしょう。

それから、24ページの8款1目で住宅管理事業費修繕料と公営住宅改善事業費がのっていますが、これらはどのような中身でしょうか。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 ただいまの御質問ですが、山形教育「C」改革ということで、第5次山形県教育振興計画の推進のために、コミュニケーションを核として学校経営、授業、家庭、地域とのかかわりにおける教育活動全般を見直し、改善することによって本県教育の新生を図ることが目的となっております。それで、昨年度からこの研究に県下で手を挙げる学校を募集しておりました。それに新庄小学校の方でC改革とのかかわりで連携を主にやっていくということ

で手を挙げております。例えば地域との連携とか子供たちの授業における子供同士の連携、コミュニケーションですね、そういうことを目的にして取り組んでいく研究でございます。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

平向岩雄議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 24ページの住宅管理費の中の管理事業費についての御質問でございます。一つは修繕料でございます、これは退去修繕に必要な経費でございます。年間20戸ほどの退去がございまして、これに不足とならないよう今回補正を行うものでございます。それから、公営住宅の改善事業費につきまして、これは工事請負費でございますが、現在玉の木2号棟外壁改修を行っております。これとあわせまして一部屋根の改造が必要なことから、これに必要な工事費を今回補正を行うものでございます。以上です。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 先ほど学校教育課長の方から研究で新庄小学校でということで、その中身は悪くはないとは思いますが、しかし、一方で、先生方が忙しくなり過ぎてないかという心配があります。病休、過労がふえていないかと聞いております。原因は提出書類など事務処理が多くなっていることがあるのではないかと聞かれています、そういった長時間労働を抑えていくための手だても真剣に考えないと、先生たちの身がもたなくて、次々休まれてしまったり、やめられてしまったりということでは、子供たちが落ちついて勉強できなくなるわけですから、その点どのように配慮なさっているか、点検するとか、時間を。先生方どのぐらい働いているか調べたりする気はないかお聞きしたいと思えます。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 この研究についてでございますが、もともとコミュニケーションということを中心とした研究はこれに始まったことではございません。前から山形県の第5次教育振興計画の中に「かわり」ということがございまして、進めてまいりました。そういう意味で、新しく始める研究ということではなく、今までやってきたものにちょっと積み重ねていくという形でございます。ですので、それほど負担ということではなく、ちょうどチャンスをとらえて資金というか、研究にかかるお金等を援助していただくという形になるかと思えます。

また、先生方の多忙化ということでございますが、校長会等で毎回それについては校長等に話をし、ぐあいが悪くなったら年休等とするような形でお願いしたいというふうなことをお話ししてございます。以上でございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 多忙化の時間の実態といますか、先生方が残業でどのぐらい残っているとか、あるいは家に持ち帰ってどのぐらい働いている、時間を仕事に費やしているかというのを年がら年じゅう調べるというのも大変でしょうから、期間を区切ってでもいいですし、調べる必要があるのではないかなと思うんです、ただ口で言っただけでは。その上で、それをどうしたら減らせるか、提出物を減らしたりできないとか、具体的に教育委員会でできることはないかという形で提案していただければ校長先生たちもほっとするだろうと思えますし、先生方もほっとするし、子供にもっとゆとりを持って話ができるような気がするんですが、ぜひその点、時間を調べたりする気持ちがなにかお尋ねしたいと思えます。

それから、先ほどの住宅の件なんですけれども、市営住宅というか、公営住宅というか、その募集、きのうも市営住宅入れるところない

かななんて聞いてみましたが、全然今のところないというか、ほとんど入れないと聞いていますが、倍率はどのぐらいに市営住宅はなっているのでしょうか。こういう公営住宅が足りないというふうに考えておられないか、その点どうでしょうか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

平向岩雄議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 募集の倍率という御質問でございますが、昨年の平均でいきますと約7倍ほど、住宅によりまして、新しいところは当然倍率が高く、古い分についてだんだん低くなるというふうな傾向でございます。

不足というふうな御質問でございますが、やはり経済的なといいますか、社会情勢に多少左右される部分があるのではないかなと感じております。景気のいいときですと、いい住宅ということで住みかえ等非常に多くなっておりますし、景気が悪くなりますとやはり安いといいますか、価格の安い住宅を求められるという傾向が当然あるわけございまして、そういった意味からも最近では倍率も高いのかなと感じております。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 佐藤議員のおっしゃる学校に残る時間とか、うちに持って帰っての仕事の時間とか、実は調べてございます。ただ、学校によって格差がございまして、それによって個別にお話ししていることもございます。必ずしも時間が長いからということで健康を害するということには結びついておらないようで、意欲の問題とか、やはり早く帰ってほしいということであっても子供たちのために頑張る時間とかというふうなことに費やされておまして、ただ単に時間の問題ではないと考えております。以上でございます。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

平向岩雄議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 1点だけお伺いしたいと思います。

25ページ、10款教育費、教育指導費の中にあります、つまりきのある児童生徒支援事業費、日々雇用職員賃金として95万6,000円、今回補正計上されております。多分個別学習指導員のことかなと思いますけれども、なおこの件について内容の御説明をお願いしたいと思います。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 今、沼澤議員のおっしゃられるとおり、つまりきのある児童生徒のための個別指導の指導員の方々の賃金という形になります。現在8名の個別学習指導員が配置されております。ただ、支援を必要とする児童生徒の数から見れば、まだ十分ではないと考えております。ある程度一人一人の子供を見て、こちらの方で把握している人数としては今年度ですと大体44名の子供が必要とされると考えております。来年度についてはまた別に調査をして人数を把握して、ふやす手だてということを考えております。以上でございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

平向岩雄議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） そうしますと、今の御説明の中で、この補正額は8名プラス何名かの増員に基づくものではなくて、そのほかの意味があるのでしょうか。増員ということではないのかということです。もう一度お願いします。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 当初の予定では7名でございました。それで1名増をお願いして補正で組んだということでございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

平向岩雄議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） これは6月の一般質問で質問させていただいた件でございますが、つまりきのある子供、軽い障害を持っている子供と理解しておりますが、一般質問のときは48名と答弁いただいていた。また少し月日がたっていますので変わったかとは思いますが、44名でもそれは結構ですが、今、市内に小学校10校、中学校5校、合計15校ございます。この15校の中につまずきのある子供たちが全然いない学校というのは何校かあるんでしょうか。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 資料を持ち合わせておりませんが、全く上ってきてない学校ということではございます。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 21ページ、商工費ですが、この企業誘致費です。700万円ありますけれども、フラワー電子が昨年11月に企業進出したので、その用地取得の助成金だということですが、昨年11月ですから、なぜ9月のこの時期に補正なのかということが1点と、企業誘致した場合に、企業を誘致した方に対する優遇税制も含めてどういうことがあるのかということ。今後アピールするときに、やはり企業はまだまだあいていますから、そういう部分も含めてこうなんだということをやはり周知する必要があるのではないかと思います。これに関連して企業を誘致した場合にはこういう恩典がありますよというところのアウトラインも教えてください。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 企業誘致対策事業費でございますけれども、議員おっしゃるとおりフラワー電子さんということで、昨年11月に操業を

開始してございます。これにはいろいろ条件がございまして、5年以内に操業を開始すると、また従業員も5名以上ふやさなきゃならない等々の条件がございまして、条件クリア後の申請ということでございます。これの根拠となっておりますのが企業誘致促進条例ということでございます。

あと、優遇措置でございますけれども、いわゆる用地取得費については限度額5,000万円の20%というふうなことでございます。このほかに県の優遇もございまして、これは3億円限度で建物と設備資金の10%というものもございします。ただ、これは下限額が1億円以上ということではございまして、今回は該当しなかったという状況でございます。以上でございます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 今の話はわかりましたけれども、福田山の工業団地に企業を誘致する場合に、今の県のいろんな補助金とか、市はこういうふうな優遇税制だとかということがありますけれども、これは一般の方にも、議員の方にもわかりやすいように、これだけこうやっていろんな部分で企業を誘致した場合には得ですと、こういうふうな状態で新庄市としては考えていますよというスタンスを日ごろの場所も含めて、市長はよく自分では本当にトップセールスマンとして企業誘致していきたいという、就労する場所を確保したいという思いがあるわけですから、そういう部分をわかりやすい一つの図式というか、あれみたいにして議員の方にも、それぞれ議員だっているいろんな部分でつながりである場合もあると思いますので、わかりやすいような優遇の部分をやったならば、今後企業誘致、またいろんな部分で進むのではないかなと思いますので、要望しておきます。

それからもう1点ですけれども、次のページの道路維持費です。ここに1,062万5,000円、こ

れは一般財源からですが、これは説明によりますと要望への対応だと、まちづくり会議で市長に対するいろんな部分の要望があった場合に、それに対応するための予算だとお伺いしましたけれども、具体的にはどういうふうな要望があって、どういうふうに対応して、これぐらいのお金をこうやってここに予算措置できるということは、例えばの話で新庄市がいつも思うみんなのニュアンスは、新庄は金なくて、何かあったとすれば財政的に大変なので、もうちょっと我慢してくださいというのが強いようです。この部分でどういうふうなことを、例えば今後、20年度は半分ぐらい終わっているわけですがけれども、どういうふうを考えられて、どういうふうな要望があって、どこのところに補てんをしたいなと思われているのですか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

平向岩雄議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 道路維持事業費の1,062万5,000円、今回補正をお願いしているわけですが、この主なものとしましては修繕料、舗装の補修業務の委託料が主に上げられると思います、あと一部工事請負費等もあるわけですが。修繕料の中身ですけれども、主に、さきに行われましたまちづくり会議の中で地域から要望のありました内容について、緊急性のあるもの等について今回補正をお願いしているというふうなことでございます。すべてがまちづくり会議の要望だけではございませんで、交通安全施設、ガードレールとか区画線、視線誘導標の設置、あと今回8月等の降雨によります一部道路、市道等の修繕箇所に必要な修繕料、それから道路補修用のオーバーレイの費用とか、そういったものを含めての金額になるものでございます。

まちづくりの中で主なものとしましては、歩道の修繕とか側溝、転落防止柵の設置、水路の柵などの修繕とか、そういったものが主な内容

でございます。

工事につきましては、市道の側溝の工事でございます、これは2カ所ほど予定してございます。

以上が主な内容でございます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 今、まちづくり会議でどういうふうな内容が議題になったのか。それぞれ区長さん方もおいでになっているでしょうから、今みたいな状態の例えば市道の歩道の傷んでいるところを修理してもらいたいとか、水上がりがこうだとかということが多いんでしょうけれども、どういうふうなケース、そればかりじゃないと思うのです、まちづくり会議でいろんな部分でお金をつかわなくちゃならないという部分は。主にそういうもの、緊急性のある場合と言われましたけれども、どういうふう話の内容で、今、その中で土木関係に関係することで1,062万5,000円、そのほかの課にもそういうふうな部分でまちづくり会議で補正をとっているんでしょうかというのがもう1点お伺いしたいことと、土木の方に関係しては今みたいな市道だとか歩道だとか緊急性のある場合だということなんでしょうけれども、そのほかの課の場合にはまちづくり会議でも出ると思うんですよ。そういう部分に対しては予算措置されているのかどうか。

3回ですからもう1点お伺いしますが、26ページの教育費の学校管理費、この中で小学校の給食の増改築工事の実施に対する減額があります、554万円。これは小学校給食室の増改築工事の実施ができなかったというか、いろんな部分でというか、これは親子方式を来年の10月をめどにしてという状態でこうやって増改築しながらということなんでしょうけれども、これのアウトラインが全然議員の中に示されていないのです。例えば親子方式になった場合に、新庄

市の今までにかかっている給食費がどれぐらいかかるのか、どれぐらいの予算でこれができるのか、人数はどうなのか、小学校と中学校の栄養のバランスを考えた場合には中学校はすごい雲泥の差なわけですから、どういうふうな食事をするのかということは、ある程度進めながら、そして議員も承知しながらこの部分を進めていかなかったら、問題が起きるのではないかなと思うのですが、勝手に言えば勝手にでしようけれども、こうやってやろうと、増築しよう、それはある程度の一定の要件、こういうふうな状態にしていきたいんだという計画はあるのでしようけれども、その計画が議員の中では全然示されてなくて、突然として今回減額でしたと、こういうふうな状態になるのであって、親子方式の学校給食をするに当たっては、これはできるだけ金をかけないでやりたいという市長の主張もあったわけですから、これはどういうふうなあれで進めていくのかというアウトラインというのが示された上で事業を実施、施行してもらいたいと思うのですが、突如として減額という状態があったのは何かできなかったものでしようけれども、じゃどれぐらい規模を大きくして、何人そこに人をふやして、そして何校をどうやって最終的にやるのかということが全然示されてないまま事業を執行することはいかなものかなということでお伺いしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 さきのまちづくり会議で、いろんな各地区から御要望がたくさん出されました。その中で、生活密着型緊急を要する事項の大半が都市整備課の事項でございました。あといろいろ要望とか政策提言とかございました。それらは政策を実現する上、あるいはより快適で便利で安全なまちづくりをするいろんな政策が市民から要望ありましたけれども、それ

らは政策として次年度以降いろいろ対応させていただくということになります。生活密着型の緊急を要する事業について、今回都市整備課から要望がたくさんございました。その中でヒアリングさせていただいて、このような形で対応させていただくということになりましたので、よろしくお願いいたします。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 26ページの10款2項1目小学校管理費で職員給与費ということで、まず減額でございます。これについては人事異動等に伴う職員給与費等の減額という形になります。

その次に、小学校給食増改築工事実施設計業務委託料ということで522万9,000円ということになりますけれども、今、議員から御指摘がありましたように、先日行われました、11日ですか、文教厚生常任委員の協議会でもその点は御指摘を受けたところであります。現在、補正予算として要求しているものについては、食数がふえるということをまず前提にしております。中学校給食を始めるに当たって、その調理校となる小学校5校になりますけれども、そのところで食数がふえますので、それに伴った設備等厨房機器を更新したり、性能をアップさせたり、台数をふやしたりしなきゃいけないということで、調理場、いわゆる給食室の調理場の改修工事が必要になるというふうな形でもって、それを行うに当たっての事業費を積算するための設計業務委託料という形になります。

今、金議員がおっしゃられました基本的な形はどうなるのかということでございますけれども、確かに中学生は小学生と違いまして、食事の量もふえます。栄養的な部分もそれなりに変わってくるかと思っておりますけれども、基本的には量がふえるということで我々はとらえております。ですから、献立等については小学生と同じでもって、量がふえていくという考え方であり

ますので、ここら辺についてはこれから検討していく状況になりますけれども、まずは中学校給食を導入するための条件整備といいますか、設備等の整備をまず先行させたいということです。来年の当初予算にそういうもろもろの予算を計上していかなきゃならないわけですが、その第一弾として給食室の改修工事等について見積もりを行わなければ間に合わないのではないかなということでもって今回補正予算に計上させていただいているということでございます。

あと、いろいろな情報提供がしてくれているということについては反省しております。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 今、質問と答弁があった同じ項目、26ページの10款教育費の学校管理費2項小学校費及び中学校費、その中で修繕料が小学校では説明欄に81万3,000円、中学校の方では30万円とあります。給食増改築はわかるんですが、この修繕料をまずお伺いしたい、内容、どこの学校、どういう内容の修繕をするか。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 修繕料でございますが、小学校の方は日新小学校の教室のガラス等の修繕でございます。これが高価なガラスでございます、網入りで、恐らく温度差から来る亀裂が生じて修繕しなければならなかったということでございます。ほかはいろいろございまして、細かい形になるかと思えます。以上でございます。（「中学校は」と呼ぶ者あり）

中学校については、手元に資料がございませんので、後でお知らせしたいと考えております。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 小学校の給食室の改築

工事、金議員からもいきなり補正予算に出てきたのはどうかという発言があったんですが、私も同感でありまして、次長の方から大まかな説明があったんですが、16日に文教の沼澤委員長から協議会でこういうふうな次長の発言があったということで、代表者あてに出た文書がここにあります。その中に経緯を書いてあります。ただいまも発言あったように、説明が十分でなかったという釈明の弁ですけども、私も記憶喪失にかかったなと一瞬思ったんですよ、この補正予算を見たときに。それで、文教厚生のが会派の3名にも聞いたんですけども、そういう話がなかったと、説明がないということだったんですね。それで、9月11日に協議会の中で次長の説明があったと、その内容はこうこうだというふうなことが我々にも手元に来ています。今、金議員からもあったんですけども、内容が私も聞いたことがないんですね。こういうふうなことで、ここをこうやって、どこの学校をどういうふうに改築して、その事業費が幾らだということさえ我々に知らされてない。そういう中で補正予算にぼんと出てきた。こういうふうな手法は果たして許されるかどうかということですね。過去に私はそういうのは経験ありません。最低限の常任委員会にもその報告がない。今までいろいろと苦労されてやっている、双方ですね。委員会もそっちこっち視察に行ったり、試食会も開いたりというのは聞いていますけれども、それが最終の結果を得るための行動ではなかったのではないかと。だとすれば、そういうふうに努力をお互いにしているとすれば、その中でこうこうこうであったということが懇談会なり協議会なり全員に報告するのが当然のことではないですか。違いますか、私の言っていることが間違ったら間違ったと言ってください。私もおわびいたします、もしそうであったらですよ。いいですか、この文書の中、発言の中にこう書いてあるんですよ。

その給食はさておいて、6月の岩手・宮城の地震があったと。それで、学校施設の耐震化の取り組みというのが問題になってきた。隣の県であったわけですね。我が山形県は余りなかった、被害がなかったんですけれども、活断層があるというのは前々から言っていて、いつ起こるかこれはわからない。だれでもわからないですね。そういう中で、今、修繕費、どこを修繕したんだと、大したことはない、ガラスを交換したぐらいで。私は耐震化にもうとっくにかかっているんだと思っていました。教育委員会でも耐震化の取り組みが重要であると言っているでしょう。何をにおいても早急に対策をまとめる作業に取りかからざるを得ない状況にあると、こう書いてあります、何をさておいても。天秤にかけてみましょう。給食と耐震化事業のどちらにウエートを置くべきですか。中国四川省の地震で学校が一番早くつぶれた。世界的な大問題になっていますね。児童が全滅です。日本はどうかと。現在、全国で6割程度です、耐震化が終わっているのが。新庄は29%という報告がありました。29ですよ、県内で今現在5番目、低い方から数えて5番目。この間も緊急を要する建物が4校あるというふうに委員会の方で報告あったでしょう。そういう中で、それを全然やらないで、だったらば中学校の給食を来年10月まで開始しないとどういう悪影響が出るんですか。児童が餓死したり、体調不良を起こしたり、そういう問題が大きく起こるんですか。じゃ地震はどうです。起きたらどうなります。どっちを優先させればいいんですか。委員会としてどういうふうな話の中でこの予算を今回提出したか、教育委員長、あなたが一番責任がある、回答すべき人です。最近、途中で教育長が不在になってから次長だけが答弁しているようなんですけれども、それはおかしいんじゃないですか。今度、教育委員長並びに教育長にその件に関して答弁願います。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

平向岩雄議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 学校の耐震化、中学校給食の実施、どちらが教育委員会として大切に思うかということは自明の理でありまして、耐震化の方を早く進めるべきだと教育委員会は考えてございます。それで、耐震化を進めるに当たって、18年度で優先度調査を終えておりまして、19、20とその耐震化について前に進まなかったと、いわゆるさまざまな財政再建という形の中でなかなか耐震化を進めることができなかったというのがございますけれども、来年度耐震の診断を行いまして、実施設計をして22年度中には一番危険と思われる4校について耐震補強を実施しようというふうな計画を今立てているところでございます。費用的には非常に有利な国の補助制度がありまして、耐震補強で非常に危険な校舎、I s 値が0.3未満であれば一般財源が3.3%、1億かかれば330万円の一般財源でこの事業が実施できると。後々の負担についても13.3%ということで、ほとんど起債をしても交付税で見てくれるという措置がございまして、一般財源の措置あるいは将来的な実質公債費比率を引き上げるというふうな問題についても解消されるということがございますので、この点についてはとにかくその有利な制度が使える22年度までに完成させようというふうなことで、今取り組んでいるところです。ただ、実際の耐震補強工事というのは22年度になりますので、学校給食、中学校給食は21年度ということで、その合間を見て、すき間を見て、まず中学校の給食を終えて、それから耐震補強という部分に財源を向けていこうというふうな、二つを一緒に一挙にやろうというふうなことで考えているところでございます。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 国の方針も何もわかり

ながらこういうふうな予算を立てるということは、私は納得いきません。今言ったとおり、低利の補助率のアップということで、再度国で決定しているわけですね、今言ったとおり13.3、補強に関しては。改築に対しては20%と、これのできるわけですね。それで3年間の時限立法でしょう。これはわかっていますね、当然。だから3年間でやらなきゃならないんですよ。そういうふうな指導が県の方からも恐らく来ているんじゃないかと思うんですよ。こういう支援策が出ているわけですから、地震防災対策特別措置法というのがあって、その中でやっていかなきゃならないわけですし、おくれをとってはだめなんですよ、期限があるんですから。ですから、そういうふうな状況の中で、なぜこれを逆に早く、そっちをストップして。私だったらそうさせますよ。命にかかわるんですよ。だったら、給食をやめたら食えないんですか、そこの答弁がないんですけれども。地震があったら危ないんですよ。わかるでしょう、そんなこと言わなくて。一時これは凍結すべきです、私は思うんですけれども。優先度が全然違うじゃないですか。今、食料難の時代じゃないんですよ。給食がなぜ起きたかわかってるでしょう、教育委員会。どこから始まったか。今その状況にあるんですか、当時、給食始まったとき、何でしたかということ。全然違うでしょう。過食の時代だよ、逆に。1年、2年待ったからといって、どういうふうな悪影響が出るんですか、教えてください。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

平向岩雄議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 耐震化の有利な補助制度というか、そういうものがあるから耐震化を早急に進めろという国・県からの通達というのは、平成20年、ことしの6月18日にありました。それから新庄ではこの制度の中に組み込んで耐震化を進めるべき、その方が有利だということで、22

年度までに優先度調査で①②という上位の部分については実施しようということで、県の方に申請をしております。ほかのところが反応が鈍い、新庄は反応が早いと言われております。

学校給食につきましては、耐震補強工事そのものが22年度で終わるわけではない、まだ危険度は少ないけれども、I s 値0.7まで高めなくちゃならない校舎というのはたくさんございます。それらの事業に取りかかりますと、やはり25年とか26年とか、そういう年度までかかってしまうということがございます。そうすると中学校給食は27年とか28年とか、そういうふうな先になってしまう。そういうことを考えまして、中学校給食に対する保護者の方々の期待とか、あるいは今まで議会の中で議員の皆様方のいろいろな御意見とか、そういうものは学校給食を進めるべきだと、中学校給食を進めるべきだという期待感と願いというものがあつたかに我々は感じております。それを実施するすき間というか、そのチャンスというのは21年度しかないということで、今回、来年度の予算を組むために実施設計をして、補助金もいささかでありますけれども出る可能性がありますので、その補助申請のためとか、そういう部分で実施設計の予算を計上したところでございますので、よろしくお願いいたします。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

それでは1時まで休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 私からは2点ほどお尋ねしたいと思います。

20ページ、旧最上中部牧場管理運営事業費の修繕料の内容をまずお聞きしたいと思います。

もう1点は、28ページのふるさと歴史センター費でございまして、この管理事業費の修繕料の内容と、もう一つ、この下のふるさと歴史センター事業の山形ふるさと塾形成事業実行委員会負担金30万円、このふるさと塾形成事業とはどんなものかも含めてお尋ねしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 旧最上中部牧場の管理運営事業の中で修繕料につきまして、今回補正でお願いしております74万6,000円の内訳でございますけれども、当該牧場の開設以来、動力の変圧器とか配電線路、そういうふうな線路については今まで随時修繕しながら大事に使ってまいりました。ただ、電気保安監督署の方からいろんな指摘を受けまして、緊急に修繕を要するという指摘を受けましたので、今回補正をお願いしたいと思います。動力の変圧器の交換ということで、漏電ブレーカーの修繕でございます。

内訳としましては、動力変圧器の交換修繕として46万2,000円、高圧構内の配電線路の交換及び接続箇所不良箇所の修繕が28万3,500円、合わせまして74万6,000円の修繕料でございます。よろしくお願いします。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 ふるさと歴史センター関係の御質問ですけれども、最初に修繕費でございますけれども、ふるさと歴史センターの階段を上った入り口部分の屋根、つまりポーチの屋根が、先日、新庄まつりの直前に、長年のさびがたまりまして、屋根が20枚ぐらいというか、ずっと区切られてあるんですけれども、その2枚ぐらいが落ちてきてまして、腐れて落ちてきてまして、お祭り前だったものですから、すぐ工事に入るわけにいかなくて、とりあえずベニヤで

ふたをした状態にしておりますが、そのポーチの屋根の修繕料でございます。

その下の山形ふるさと塾形成事業実行委員会負担金は、県の方で進めている事業の一環でございまして、子供たちに伝統芸能関係のことをよく知ってもらうために事業をやっていただきたいということで、昨年度もふるさと歴史センターの方でやっておりましたけれども、昔語り子ども塾ということで、小学校1年から6年生を対象に昔語りを勉強していただきまして、2月にはその該当の子供たちを集めまして、こども語りまつりということで発表会を行う事業でございます。以上です。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 中部牧場の修繕費の内容はわかりました。中部牧場が平成14年から解散しまして今日に至っているわけですので、その跡地を畜産関係の方々にお貸しして今日に至っているわけですが、私は、貸している方々が受益者というか、この方が修繕費を出すのが妥当ではないかなという考えで質問したんですけれども、ことしから団体に、ただではなくて幾らかの負担金をいただいてというような観点からこういう結果になったのでしょうか。確認のために、貸している団体はどのような団体ですか、お聞きしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 この前も申し上げましたけれども、雑入としてへい獣保冷库の管理ということで広域の方から、それから畜舎の利用者ということで、和牛2棟、乳牛2棟ということで、その電気料金については雑入としていただいているということでございます。あと、20年度から、前も議会でいろいろ御指摘いただいておりましたけれども、いわゆる飼養頭数、和牛、乳牛の飼養頭数に応じて、それを減価償却とか

普通財産としていろんな比較した場合、1頭当たり月150円という試算で、あと全体の飼養頭数で1年分の単価を掛けまして、それで30万円をいただいております。これはあくまでも旧最上中部牧場の団体協議会といろいろ協議しております、その中からお願いしているというふうなことでございます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） わかりました。

ふるさと歴史センターの屋根がお祭り前に壊れて緊急にやったと言うんですけれども、今後、この部分補修でこれは大丈夫なんでしょうか。大がかりな工事が必要となってくるのかどうか。

あと、子供たちの伝統事業を引き継ぐということで、昔語りをするということで、大変結構なことだと思いますけれども、去年もやってまたことしもと言うんですけども、これは当初予算に最初から事業として展開できないんでしょうか、その辺お考えをお聞きしたいと思います。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、ポーチの方でございますけれども、落ちてきたのは2枚だけ、2区画だったんですが、ほかの方も調べましたら、6枚から8枚ぐらい直さなければならないということで、あそこ全体を見まして、直さなければならない部分の全部の合計の分を今回修繕として計上してございます。

それから、昔語り子ども塾の件でございますけれども、先ほど説明不足でございましたが、県からの山形県市町村総合交付金の中の事業ということで、つい最近決定しまして、やることになったということで、今回の補正に組んだ事業でございます。以上です。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

9番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

平向岩雄議長 清水清秋君。

9番（清水清秋議員） 私の方から2点ほど。

まず最初に、先ほど何人かの議員から質問されました中学校給食、これは非常に教育委員会の方でも、次長は非常に難儀している。当然市長は公約を実行するということで進められてきたんじゃないかと。その間、教育委員会の方では教育長が不在、そういうふうな中で事業に取りかかってきたということで、今回のこれは実施設計なんですね。調査費だと思ったら実施設計。我々に説明あったのは、いろんな方式、小学校の今のあるものを活用していくというような説明はあったことは確かなんですが、やはりこれを何としても財政を伴うわけで、その辺の総括的な総体的な予算のお示しが無い。我々はそういうふうな総体的な調査をしていただいて、それなりの予算、これぐらいなんだというようなことを我々に説明はなかったわけでありまして。これは10月、11月ごろ、その大枠の予算をめぐりがつけられるんじゃないかというのは次長が何かそんな答弁をしたと思いますが、我々はその辺での事業の実施、入るか入らないかということ判断する方向なのかなと思ってきたんですよ。ところが、ここで実施設計なんですね、これ。まだどれだけの総体的な予算が出てくるかわからない中で実施設計、これはいかななものかと思いますが、その辺ひとつお聞きしたいと思います。

もう一つ、忘れたところに質問するようなものですが、27ページ、生涯学習の今の三浦課長の答弁がめり張りがよかったもんですから、私も一つ、地区公民館の修繕料、これはどこの地区公民館を修理されたのか、その辺からお聞きします。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 小学校給食の実施設計関係で

お答えします。

いろいろ事前の情報提供については、先ほども申し上げましたけれども、反省はしております。今回実施設計をしようということは、親子方式の組み合わせを確定したということ、前にも答弁していると思いますけれども、新庄小学校と新庄中学校、沼田小学校と明倫中、日新小・日新中、萩野小・萩野中、本合海小・八向中というふうな組み合わせを決めた。その中でもって当然今やっているやつよりも食数としてはふえていく。その中で厨房機器等を更新、拡充しなきゃならない。それらについてある程度のめどがつかまりましたので、それらを今ある小学校の給食室に設置するということになりますので、実施設計でいいというふうな考え方です。ですから、例えば消毒保管器をふやさなきゃならない、冷蔵庫をしなきゃならない、フライヤーというものをふやさなきゃならない、ガス回転釜をふやさなきゃならないというふうな大体の数量が出ましたので、それをそれぞれの学校に設置するためにどういう配置がいいかというふうなものを実施設計でやってしまおうという考え方です。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 公民館の修繕料についてでございますけれども、萩野地区公民館のボイラー関係の修繕料でございます。

9 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

平向岩雄議長 清水清秋君。

9 番（清水清秋議員） 給食の実施設計に入った過程がちょっと我々にはどうも理解がしにくい。やはりこういうふうな事業、小学校の方に増改築だけで終わるわけじゃないんでしょう。給食室の増改築だけで終わる事業じゃないでしょう。ほかのいろんな設備費、器具、いろんなものも当然入ってくるわけで、やはり我々に対して、中学校の給食事業を計画して実行すると

なれば、当然総体的な事業費、これを我々にお示ししてから実施設計なんじゃないですか。実施設計に入るということは、もう何かかんか皆次々と段階に進むということなんでしょう。これは来年10月までというある程度の期限もあることかな、先ほど教育長からも説明あったんですが、それなりの補助金申請、それと違うんですよ、我々議会に話しして協議するということ。そこら辺、質問した方々も当然あるでしょう、文教厚生常任委員長も。我々にそういうふうな総体的なもの全部含めてお示して、そして我々で協議しながら進めていく、それが本当は筋じゃないかなと私は思うんですよ。そうじゃないですか。私はそうだと思います。

あと、三浦課長の方から、これは萩野地区公民館の修繕料ということはわかりましたが、八向地区公民館も本当に何だかんだって、本当に三浦課長からは顔見たくないと言われるくらい私も言っているわけで、お願いして修繕してもらったりしております。当然萩野地区公民館と比較するわけじゃないんですけれども、八向地区公民館という今の現状は、市長は本当にわかってんのかなというか、わかってたらどういう形で今後計画が示されてもおかしくないような状況なわけで、あの建物、耐震強度なんて言ったもんじゃないだな、いつ壊れても、いつつぶれても。雨風でも屋根なんか飛んでいく。当然雨漏りもしている。そういう状況下において、この八向地区公民館の今の状況を考えた場合、本当にどういような今後の計画、政策経営課長なんか前々からそれなりにわかっているわけでありまして、これは財政が難しいからどうのこうの云々じゃなくなっているような気がするんですよ。ということは、こういうような給食も事業計画、こういうもの以前からあの八向地区公民館に関してはいろんな形でいろんな方々が、関係者が、どうやったらあの八向地区公民館を改築することができるのかということ

で、相当議論を重ねてきた経緯があるわけ。こういうのをどういうふうに考えているのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 ただいま清水議員から御指摘ありましたように、八向地区公民館の方は先日も屋根が漏っているのを職員が2人がかりでペンキを3日ぐらい行ったりとか、本当に修繕費をなるべくかけないようにという感じで、職員が汗を流して修繕をやってもし切れないような状況ではございます。

八向地区公民館の改修計画につきましては、先日のまちづくり会議でも大きな話題になりました。市長自身もそれは今回のまちづくり会議の中で出た一番大きな問題であるというふうにはおっしゃっていたんですけども、今このような財政事情の中でやはり新しく建てかえるというのはかなり市の財政事情にとっては大変なことであろうから、これからは地域公民館としてというか、今までの八向公民館を長坂、真ん中につくろうといういろんな話し合いの中でも、なかなか升形地区と本合海地区の住民の方々の合意が得られないような経過もございました。そんなところも踏まえまして、今後は地域公民館、升形の地域公民館、本合海の地域公民館という中で考えていくことも一つの方策なのではないかというふうに現在のところ原課の方でも考えているところでございます。以上です。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 予算総枠等についてもまだ未定といった状況にあります。これまでの検討過程において、自校方式とかセンター方式、デリバリー方式とかというさまざまな方式を比較して検討してきたわけですが、ちなみに自校方式ですと、議会でも答弁させていただいてますけれども、3億7,700万円ほど初期投資で

かかりますと、センター方式にしても3億5,500万円ほどかかりますと。これから新庄市で取り組んでやろうとしている親子方式については、じゃどうなのかというふうなことになりますけれども、それよりもずっと経費を節減したいというふうなことでもって、今回出したのである程度初期投資額というのが把握できるかと思います。そこでもって年内ぐらいには初期投資額が把握できましたら皆さん方に説明をしたいというふうに思っています。

9 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

平向岩雄議長 清水清秋君。

9 番（清水清秋議員） 給食の方、教育次長の方は次長の方で考え方があってのことだと思うんですが、我々議会から見れば、やはり予算を伴うそれなりのものが出てくるわけで、そういうふうな予算を計上しなきゃならない状況が目の前にわかっているわけですから、この辺はやはり我々と議論を重ねるというのはそういうことも踏まえてしないと本当の議論にならないんですよ。ここは部分的な予算計上して補正で何とか、補正でやりますよという事業なんですとか、これ。そんなもんじゃないでしょう。もう少しやはりこれはそれ相応に、みんな議会だって反対してるなんて意見は余り聞いたことないんですが、そういう状況があればこそ、やはりもう少し我々にも親切にひとつこれからしていただいて、まず計画を立ててもらえればありがたいなと思います。

八向地区公民館、今、課長の方から地域公民館とかというような考え方があると。これはちゃんと地区公民館の条例でちゃんとうたわれているわけでしょう。八向地区公民館、萩野地区公民館、これは合併当初からの条例があつてのそういうふうな公民館活動、地域活動。この地域公民館という考え方は、これからは新しい考えでいいかもしれません。しかしながら、今の現状を本当にわかっていて検討してもらって

るのかなという、何か課長はそういうふうな地域公民館とかなんとか云々と言っているんだけど、財政が伴わない。財政が伴わなかったら新しい事業なんかできないでしょう。これはもっと何年も前からの事柄ですよ、これは。そう思いませんか。そうすると八向公民館は優先度をつければ、給食とか小学校の耐震強化、これは何たって、ああいう調査結果が出てくれば、21日とかも調査入るわけで、その調査いかんによっては即入らなきゃだめな状況も出てくるわけだ。それぐらいはわかるんだけど、この八向公民館、ああいう状態を置いておいて、その都度その都度壊れたら修理、それは当然やらなければ使えないわけですから、そういう状況が何年も続いてきている。これできちんと生涯学習を各地区でやってもらいたい、やってくださいの、そういうと言えますか。もう少しやはりこの辺は執行部の方でもっと検討してもらって、やはり本当に何がやらなきゃだめなのか、そういうこともきちんと議論してもらって、我々にお示しいただきたい。これは恐らく忘れていたような感じがしてならなかったんで、財政上、私も遠慮して言わないできたんだけど、もうこれじゃだめですよ。萩野地区公民館、ああいうふうに併設して何年も前から運営してるわけですから。下手したら、本合海、八向地区には2人の市会議員いるけれども、地元の人たちから「役立たない市会議員だな」と言われているんですよ、「萩野地区の議員は立派だ」と、そう言うんですよ。それはまず冗談としても、もう少し重要性のある八向公民館あるいは公民館活動、そういうものをもっと検討していただいて、我々にお示しいただきたい。お願いします。終わります。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

平向岩雄議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） それでは、28ページの

ふるさと歴史センター、これは先ほどの小嶋議員の続きでございますけれども、ふるさと塾形成事業実行委員会、これは昔語りの今後のあり方ということお聞きになりましたので、私もこれをお聞きしたいなということを思っておりますので、思いつきで補正でぼっぼとやっていくのか、それとも今後はどうなっていくのか一つお願いします。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えします。

昔語り子ども塾につきましては、昨年度からやっている事業だというふうに先ほど申し上げましたけれども、実は学校を指定しまして、昨年は5校でやっていたものをことしは1校ふやして6校で昔語り子ども塾を展開していくということで、ことしは昭和、萩野、泉田、北辰、本合海、升形の各小学校で展開していく予定でございます。そんなことで、昔語り子ども塾に入っていないところでもやっているところもあるんですけれども、基本的には新庄市内の学校全域に広げてやっていただければ、新庄市としても民話まつり等やっているものですから、その関連で子供たちのそういう事業も充実して進めていければというふうに思っております。以上です。

16番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

平向岩雄議長 森 儀一君。

16番（森 儀一議員） わかりました。これは予定を立てて、そして一般会計の中でやっていくのか、それともさっき言いましたように補正予算で途中からやっていくのか、そういうことをもう一回お聞きしたいと思います。

それから、ちょっと前に戻りまして27ページの中学校費でございますけれども、中学校教育振興費の中で各種大会の出場奨励金、これは大会で優秀な成績だったからこれを補正で組んだ

のか、そうだとすると喜ばしいことでございますので、これはどういう大会に中学生が出場したのかお聞きしたいと思います。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 ただいまの質問ですが、私ども生涯学習課としては本事業を継続してやりたいと思っておりますけれどもというか、去年も、県の助成金が決定しないうちに予算に計上できないものですから、去年も6月補正のときに計上したはずなんですね。ことはちょっと決定が遅かったので、6月に間に合わなくて9月になったということでございます。ふるさと塾形成事業というのは斎藤知事の肝いりというか、事業でございますので、当分これを拡大する方向で事業を継続したいと思っております。

山川義隆学校教育課長 議長、山川義隆。

平向岩雄議長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 大会出場奨励費についてでございますが、小学校は今年度も日新小学校が音楽コンクールで全国大会の東北予選まで出場しております。それから、中学校でございですが、東北大会についてはバドミントンとか柔道、水泳、陸上の大会に個人、団体で出場しております。また、全国大会については個人の柔道とか、東北大会であればスキーとか、これからスキー大会が出てきますけれども、そんな形で出場しております。全部合わせると延べ54人が出場した形になっております。以上でございます。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

平向岩雄議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) 中学校給食についてでありますけれども、6月に一般質問した者として一言申し上げたいと思うんですけれども、中学校給食につきましては山尾市長の公約の一つでもありますので、絶対実施しなければならない

と思います。それで、私が一般質問で申し上げたのは、財政的にも自校式、親子方式もかなり難しいと思いますので、今回は学校施設の耐震化の取り組みが急浮上してまいりましたことありますし、デリバリー方式を採用したらどうかということを6月議会で申し上げたんですけれども、デリバリー方式といたって、確かに余りやっているところはないと思うんですけれども、これを成功させて、各地から新庄市はどういうふうに行っているのかということで視察に来られるように成功させればいいんじゃないかと思うんですけれども、いずれにしても市長が決心しなきゃだめなわけなんですけれども、一応再度デリバリー方式、財政的にも難しいし、耐震化という問題もありますし、そういうことも総合的に判断されて、もう一度デリバリー方式をお考えになったらいかがですかなと思うんですけれども、全くデリバリー方式は採用する気はないですか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 中学校給食を導入するに当たっての方式ですけれども、庁内給食検討委員会というものを昨年4月に組織しまして、各方式のメリット・デメリットを調べてまいりました。自校方式のメリット、自校方式のデメリット、センター方式のメリット・デメリット、デリバリー方式等についても検討した結果、親子方式というふうなことでございます。その理由といたしましては、自校方式と共同調理場、センター方式の中間にいくものにしたいと。なぜデリバリー方式を断念したのかと。さきに村山の方でデリバリー方式を採用して中学校給食を導入したと。間もなく食中毒という形があったということもあります。あと我々の方で検討したのは、弁当方式であれば昼食対策ではないかというふうな考え方であります。ですから、新庄市で行おうとしている学校給食というものは食育

も含めた形で給食をやっていきたいというふうなことで、経費の面から自校方式、センター方式はちょっと厳しいと、デリバリー方式は経費的には安いであろうと思いますけれども、衛生面、そのほか食育といった観点からは新庄市としてはふさわしくないと。そういう意味でもって親子方式を導入するというふうなことで一応結論に達したということでございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

平向岩雄議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 自校方式であれば一番いいと思うんですけども、財源問題があるから、考え方一つで、例えばデリバリー方式でもこれだって考え方一つで、業者をよく指導していけば別に問題はないと思うんですけども、それは考え方一つで、それはそういうことであればやむを得ないと思うんですけども、一言だけ申し上げておきます。

それから、先ほど清水議員が「2人、役立たない」と言っていましたけれども、最近は「よくやってるな」と褒められているんですよ。生涯学習課長も、かわった途端にじゅうたんもちょっと敷いてもらったりしてお世話になっています。終わります。

平向岩雄議長 ほかにありませんか。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 給食の件について、ページは既に暗記したと思うので申し上げます。

これについては、ずっと私はつらつら振り返ってみますと、前の高橋榮一郎さんも現在の市長をなされている山尾順紀さんと選挙の際に「給食はやりますよ」と、山尾市長もそのとき「給食はやりますよ」と市民に対して広報において公約しているわけだ。それから、山尾順紀と八鍬長一さんも選挙に際して双方ともに給食はやるんだというふうにやってきた経緯がございます。やらないのがおかしい。大きな大きな

一つの公約でした。さらに、新庄市の全父兄の94ないし95%が中学校給食を実施してくださいという強い強い要望があつて、そして今回こういう具体的な結果が出たと理解しているんです。

ただ、そこで私なりに考えてみますと、新庄市は財政再建計画中です。この前も政策経営課長から実質公債費比率が25とか、1年ぐらい早くおさまるといような先の大変明るいお話を聞いて安堵した次第でございます。その中で、今回の中学校給食をするに際してのいろんな実施計画ですか、それに基づいて何千万円とか幾らかかるか今のところはしかつとした数字はまだ出ておりませんし、出せと言っても私は無理だと思います。ただ、その親子方式というものは、自校方式、センター方式とか、そういうものと比較したときに、今、新庄の一番いい方法は親子方式だと、こういう結論だと。

そこで、懸念されるのは、これは政策経営課長にお聞きするんですが、耐震もやらなければだめだと、これにもその金が、先ほどお聞きすると、そんなに我々が考えているような大きな金額ではないんだと。そこで、耐震化もやるんだと、中学校給食もやるんだと、そうなったときの財政的な、今25%にひたすら一生懸命頑張っているさなかで、その点について25%がまた27になったり、28になったり、そういうことに陥る心配はあるかないか。当然、課長初め市長、教育長も含めて皆さんが調整会議等何回も開いてこういう原案になされたと思うんですが、その辺、財布を預かっている政策経営課長としてはいかがですか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 今回の議会でも申し上げておりますように、10月いっぱいぐらいには新財政再建計画、5カ年計画ですけども、議員の皆様方にお示しできるんじゃないかなということで、最後の詰めを今行っている段階で

ざいます。そういう中で、最優先課題であります耐震化あるいは中学校給食についても、最優先事業としてこの中に入れて計算してございます。今の試算ではこれは入れていかなければならないし、入れていけるような計画ということで詰めてございます。当然、将来の実質公債費比率の進行に障害になってはいけませんので、将来の返済計画あるいは一般財源の確保の問題も含めてそういった将来計画に支障が出ないように、出ることのないように計画に位置づけてまいりたいということで考えております。10月にはお示しして、皆さんから御意見をいただけるように頑張っていきたいと考えております。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 課長からそういう答弁をいただきました。みんな心配しているのは、耐震もやらねばだめだ、給食もやるんだと、その結果、今みんなしてつめから血を流しながら財政再建に向かっている。それが大きな足引っ張りになるんでないかという、私も一抹の不安はございます。

ただ、さっき冒頭に申しましたとおり、山尾順紀も公約しているわけよ、高橋榮一郎も公約しているわけ、八鍬長一は助役のときも言っているわけ、ここで「やる」と、議場で。市長選でも言っているわけよ。しかも、繰り返しになりますが、市民の全父兄の94も95%も「給食してください」と求めているわけだ。ただ心配されるのは財政的な面。今、政策経営課長から聞いて、これをやることによってそんなに25がまたバックして27なり28にならないようにやって実施したいと、こういうことをお聞きしましたので、安心しました。以上です。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第67号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第68号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平向岩雄議長 日程第26議案第68号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第68号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第27議案第69号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平向岩雄議長 日程第27議案第69号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第69号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第28議案第70号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平向岩雄議長 日程第28議案第70号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第29議案第71号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 日程第29議案第71号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号平成20年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時58分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

日 程 の 追 加

日程第30議案第72号平成20年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

平向岩雄議長 日程第30議案第72号平成20年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

平向岩雄議長 ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

(今田雄三議会運営委員長登壇)

今田雄三議会運営委員長 それでは、これより議会運営委員長の報告を行います。

本日午後1時50分より議員協議会室において委員7名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め、今期定例会への追加案件について協議を

いたしたところであります。

協議の結果、議会案第10号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、議会案第11号地域医療の充実を求める意見書の提出について、議会案第12号私立学校助成予算増額を求める意見書の提出について、議会案第13号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する意見書の提出についての議会案4件及び議員派遣の件についての計5件を本日の本会議に追加することに決定いたしましたので、議長よりよろしく取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、議会案4件及び議員派遣についての件の計5件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議会案4件及び議員派遣についての件の計5件を本日の日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時02分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第31 議会案第10号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

平向岩雄議長 追加日程に入ります。

日程第31議会案第10号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務常任委員長小野周一君。

（小野周一総務常任委員長登壇）

小野周一総務常任委員長 議会案第10号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年9月19日、新庄市議会議長平向岩雄殿。提出者、新庄市議会総務常任委員会委員長小野周一。

別紙。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方分権の推進、少子高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全の需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

一方、2008年度に創設された地方法人事業税の国税化と都市部の税収を活用した「地方再生対策費」は、格差是正対策として十分とはいえません。過去の景気対策と地方交付税の大幅圧縮により、財政が硬直化している地方自治体は、自治体財政健全化法のもとで、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを維持することに大変苦慮しています。

2009年度予算では深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実にもつ、地方財政圧縮を進める政策の転換をはかり、必要な財源を確保することが重要です。住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、地方分権の理念に沿った自治体運営ができるよう、地方財政の充実・強化を図るため、次のことを強く求めます。

記

1. 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準の確保と地方分権推進に向けて、国と地方の税収配分5対5を実現する税源移譲、地方交付税機能の強化により地方財源の充実強化を図ること。特に2,200億円の社会

保障費の削減を見直し、自治体の社会保障費に対する財源を拡充すること。

２．自治体間の財政力格差は、地方間の財政調整によることなく、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化により是正を図ること。

３．自治体財政健全化法のもとで公表される財政指標の基準のみで、必要な公共サービスの削減につながることをないよう、政府全体として十分な財政措置を行うこと。

４．地域住民、地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、内閣総理大臣宛、内閣官房長官宛、総務大臣宛、財務大臣宛、経済産業大臣宛、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）宛。

平向岩雄議長 ただいま説明のありました議会議案第10号は、総務常任委員会提出の議会議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第10号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、

議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

議会議案2件一括上程

平向岩雄議長 日程第32議会議案第11号地域医療の充実を求める意見書の提出について及び日程第33議会議案第12号私立学校助成予算増額を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

文教厚生常任委員長沼澤恵一君。

（沼澤恵一文教厚生常任委員長登壇）

沼澤恵一文教厚生常任委員長 説明の前に、誤字がありますので、訂正方お願いいたします。

議会議案第11号の別紙でございます。地域医療の充実を求める意見書、その中間あたりに「各自治体に対して今年度内のプラン策定を求めています。山形県においても、二次医療圏ごとに効率病院のあり方を議論する」と、この「効率病院」は、この「効率」じゃなくて「公立」でございますので、ここの2字の訂正方お願いいたします。

議会議案第11号地域医療の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年9月19日、新庄市議会議長平向岩雄殿。提出者、新庄市議会文教厚生常任委員会委員長沼澤恵一。

別紙。

地域医療の充実を求める意見書。

少子高齢化の進展、医療ニーズの増加、多様化などわが国医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域における医師・看護師など医療従事者の不足と偏在の解消が大きな課題となっていま

す。医療過疎や医療の貧困といわれる状況は全国で直面しており、医師・看護職員の不足から過重労働を招いている実情が、医療を取り巻く環境の悪化に拍車をかけ、とりわけ、地域医療の要となる自治体病院においては経営の立て直しに苦慮し、診療科の縮小、閉鎖に追い込まれるなど存続の危機に直面しています。

こうした状況にあって、昨年12月「公立病院改革ガイドライン」を示して経営の効率化、再編・ネットワーク化や経営形態の見直しを含めて各自治体に対して今年度内のプラン策定を求めています。山形県においても、二次医療圏ごとに公立病院のあり方を論議する「地域自治体病院懇談会」が設置されましたが、へき地医療、周産期医療、高度先進医療など採算性の取れない医療を担う公立病院の存続が懸念されています。

地域医療は、国民の生命、健康に直結する必要不可欠な公共サービスであり、国民の安心と信頼の上に地域医療の提供体制を確保することは、国の責務であります。

したがって国においては、全国民が等しく、安心し、信頼できる地域医療を受けることができるよう下記のとおり強く要望いたします。

記

1. 危機的状況に直面する地域医療を再構築するため、一層の財政支援の措置を講じること。
2. 地域医療を担う医師、看護師など医療従事者を養成、確保するため、必要な施策を講じ、財政支援を拡充すること。
3. 救急医療体制や周産期医療体制を整備、維持するため、勤務医等の労働環境の改善を図る支援策の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、厚生労働大臣宛、総務大臣宛、財務大臣宛。

以上です。

続いて、議会議案第12号私立学校助成予算増額を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年9月19日、新庄市議会議長平向岩雄殿。提出者、新庄市議会文教厚生常任委員会委員長沼澤恵一。

別紙。

私立学校助成予算増額を求める意見書。

山形県の私立学校に対する助成は、昭和51年4月に施行された私立学校振興助成法により昭和53年から行われました。平成3年、山形県議会において「私学助成の充実強化と父母負担軽減に関する要望書」が採択され、私立学校助成が一層増進され、私学経営の安定化と修学上の経済的負担軽減に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、県財政の健全化の取組みにより私立学校助成関係予算は、平成18年度及び平成19年度の2年度間にわたり削減が行われております。また、平成20年度では、生徒一人当たり換算においては増額となりましたが、助成総額では減額となっています。また「私学助成は非義務的経費」との不安定な位置付けは、依然として変わりありません。

少子化の影響から生徒減少に歯止めが中々かからない中、私立学校の経営は深刻な状況にあり、私学関係者の懸念は誠に大きく、また、父母負担がさらに重くなるものと深く危惧しているところであります。

つきましては、父母負担の軽減及び教育条件のさらなる改善のため平成21年度山形県予算においては、私立学校助成関係予算を増額するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、山形県知事宛。

以上でございます。よろしくお願いいたします。
す。

平向岩雄議長 ただいま説明のありました議会案第11号及び議会案第12号は、文教厚生常任委員会提出の議会案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議会案第11号地域医療の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、よって、議会案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第12号私立学校助成予算増額を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、よって、議会案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第34議会案第13号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する意見書の提出につ

いて

平向岩雄議長 日程第34議会案第13号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長遠藤敏信君。

（遠藤敏信産業建設常任委員長登壇）

遠藤敏信産業建設常任委員長 それでは提案させていただきます。

議会案第13号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年9月19日、新庄市議会議長平向岩雄殿。提出者、新庄市議会産業建設常任委員会委員長遠藤敏信。

燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する意見書。

原油価格の高騰などの影響により、燃料・肥料・飼料等農業生産資材価格はこれまで経験のない水準にまで暴騰しており、農業経営は危機的状況にあります。農業者による生産費削減の努力はもはや限界に達しており、営農の継続が危ぶまれる事態が懸念されます。

農業を経営する生産者が、引き続き希望と誇りを持って営農に励み、国民に対して安全・安心な農畜産物を提供するため、燃料・生産資材等物価高騰の影響を抑制する下記の対策について、早急に実現されるよう強く要請します。

記

1. 生産費に着目した経営安定対策の確立

急激な生産費上昇に直接対応するセーフティネット対策や生産費に着目した万全な経営安定対策を確立すること。また、生産費の上昇分を適切に転嫁するサーチャージ制度などの仕組みを確立すること。

2. 原油高騰対策の充実・強化

農業用燃油の価格を直接的に抑制する施策とともに、燃油使用量を削減する省エネルギー設備・施設整備対策を充実・強化すること。また、電力料金の営農用特別価格を設定すること。

3. 肥料高騰対策の充実・強化

肥料流通の合理化を図るとともに、耕畜連携を一層進めるための支援対策や土壌分析にもとづく低成分肥料の活用、施肥効率の向上等の取り組みへの支援対策を講じること。

4. 飼料高騰対策の充実・強化

配合飼料価格の高騰に対応する畜産経営安定に向けた追加対策を講じること。また、飼料価格が高止まりした場合に対応できる新たな経営安定対策を確立すること。

5. 原油や穀物への投機を規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、外務大臣宛、農林水産大臣宛、経済産業大臣宛。

以上です。

平向岩雄議長 ただいま説明のありました議会議案第13号は、産業建設常任委員会提出の議会議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 今回の意見書に少し何か足りないなと感じるんですけども、例えば漁業関係者に対して燃油というか、燃料代の直接補助ということがあったように思いますが、農家に対しても直接補助的な、今上がっている分について、今経営が厳しくなっている分について、値上げ、経費が上がった分がある。この部分についての直接補助のような、そういったことも含まれてもいいように思うんですが、そ

れはどうでしょうか。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

平向岩雄議長 産業建設常任委員長遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 意見書の中の一つにそういうふうな表現がありました。題目というか、同じような内容の請願であったので、一方に集約した方がいいのではないかという話がありました。そのようにしましたけれども、内容につきましては折衷案としたつもりです。確かに漁業者に対する燃料補償というふうなことがありましたけれども、その部分については取り入れませんでした。説明になりましたかどうか分かりませんが。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） そこで、直接補助というのがないような気がして、例えば「農業燃油の価格を直接的に抑制」と書いてありますけれども、ここに「補助及び抑制する」という形で、ここに「直接的に補助」を加える修正を提案しますが、どうでしょうか。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議長、遠藤敏信。

平向岩雄議長 産業建設常任委員長遠藤敏信君。

遠藤敏信産業建設常任委員長 議会の総意のもとで、それが適当だと言えば修正も可能だと思います。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 大事なところだと思いますので、しかるべき期間、会議を開いて、ここに「直接的に補助」という修正を入れる提案をお願いしたいわけです。

平向岩雄議長 暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時34分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

先ほどの佐藤悦子議員の修正動議について、先ほどは同意者がおりませんでしたけれども、おりますか、確認をしたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号燃料・生産資材等物価高騰を打破する政策実現に関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第35議員派遣の件

平向岩雄議長 日程第35議員派遣の件を議題いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり山形県市議会議長会主催の議会報研修会へ議会報編集委員を遣いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議会報研修会へは議会報編集委員を派遣することに決しました。

閉 会

平向岩雄議長 ここで市長よりごあいさつがございます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 9月定例議会、長期間にわたりまして、本当にありがとうございました。

今回は新しく平向議長の初の議会ということで、活発な御意見、慎重審議をいただき、本当に感謝申し上げます。また、今回は19年度の決算委員会ということで、山口委員長にも御足労をおかけし、活発な決算委員会を行っていただいたこと、本当に感謝申し上げたいと思います。

その中で出ました御意見、特に今回成果表の文言のあり方について非常に大きな課題として私は受けとめたところであります。仕事は何のためにやるのかということをまず確認し、はっきりした目的を持って、そのやった事業について「行った」「何々を図った」ではなく、その後の参加者の意見あるいはこういう成果があったということを今後統一しなければならないと強く肝に銘じたところでございます。

さらに、今回は指定管理者制度の拡大に伴いまして、それぞれの施設が独立したような形の運営になるわけですが、議員の皆さんが御指摘されているとおり、多くの職員を抱えることとなりますが、その方々が希望を持って仕事に励めるよう、そうしたことに十分注意を払いながらコミュニケーションをよくしながら進めてまいりたいと思いますので、御指摘を真摯に受けとめてまいりたいと思っております。

また、今回は学校給食の問題、教育次長、教育長の方から相談のタイミングがおくれ大変申しわけないということもありましたが、その責任も感じているところであります。今回、6月議会の途中から四川省における地震ということで、いち早く動かなければならないと、しかし財政再建の中でどれを優先順位にするかということの議論も十二分にさせていただいたところではありますが、有利な制度を活用すると。財政状況の中でどういう転換を図るかということから、21年度には中学校給食を実施し、さらに21年度は並行して耐震化に向けた形での調査・設計し、22年度に向けて耐震化工事を実施していきたいというふうな方針であったこと、説明不足であったこと、この場をおかりし、おくれたことに対して申しわけなく思っ反省しております。今後ともいろいろあったときには御指導いただきたいと思ひます。

それから、今回の議会にかかわることではないわけですが、全員協議会等でお示ししてまいりましたが、合併研究会の第1回の事務局会議を22日に行う予定でおります。現在のところ参加を希望しております戸沢、鮭川、真室川、各首長の皆さんには私の方から直接電話し、25日の午前中に第1回の首長会議をし、今後のスケジュール、互いの意思疎通を図るような場面設定をしているところでありますので、情報提供させていただきます。

19年度の決算、大変いろいろなことをいただき、来年度にぜひ結びつけていきたいなと思ひます。財政再建中ということで、議員の皆さんから多くの心配をしていただいております。特に、清水議員の方からは八向地区公民館のことも案件として出されておりますが、私の頭から一度も離れたことはございません。平成8年に本来は建てるべきところを3点セットで平成12年まで延び、その間新幹線が来たということも含めて、延び延びになっていることは十二分に

承知しておりますので、今後の財政状況を見ながら、場所ということが非常に大きな課題となったので、地域の皆さんと十二分にお話し合いを進めさせていただきたいと思ひます。

今後、平成20年も残すところ半分あるわけですが、さらなる成果が上がるよう肝に銘じながら、今回9月議会の御礼の言葉とさせていただきます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお祈ひします。ありがとうございました。(拍手)

平向岩雄議長 以上をもちまして9月定例会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦勞さまでした。

午後2時42分 閉会

新庄市議会議長 平 向 岩 雄

会議録署名議員 奥 山 省 三

〃 〃 下 山 准 一

決算特別委員会記録（第1号）

平成20年9月8日 月曜日 午前11時54分開議
委員長 山口吉静 副委員長 奥山省三

出席委員（18名）

1番	奥山省三	委員	2番	佐藤悦子	委員
3番	斎藤義昭	委員	4番	小野周一	委員
5番	小関淳	委員	6番	遠藤敏信	委員
8番	沼澤恵一	委員	9番	清水清秋	委員
10番	小嶋富弥	委員	12番	今田雄三	委員
13番	金利寛	委員	14番	新田道尋	委員
15番	平向岩雄	委員	16番	森儀一	委員
17番	山口吉静	委員	18番	亀井信夫	委員
19番	星川豊	委員	20番	下山准一	委員

欠席委員（2名）

7番	中川正和	委員	11番	渡部平八	委員

事務局出席者職氏名

局	長	鈴木吉郎	総務主査	野崎勉
主	査	沼澤順子	主事	笹原孝一

本日の会議に付した事件

委員長の互選

副委員長の互選

開 議

斎藤義昭臨時委員長 これより決算特別委員長の互選を行います。

委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、斎藤義昭が臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は18名、欠席通告者は中川正和君、渡部平八君の2名です。

これより決算特別委員会を開きます。

委員長の互選

斎藤義昭臨時委員長 委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

委員長の互選方法につきましては、会議規則第119条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

斎藤義昭臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名いたすことに決しました。

委員長に山口吉静委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました山口吉静委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

斎藤義昭臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、山口吉静委員が委員長に当選されました。それでは委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。(拍手)

(臨時委員長退席、委員長着席)

山口吉静委員長 ただいま決算特別委員長に当選いたしました山口吉静でございます。ふなれでございまして、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

山口吉静委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により、副委員長の互選を行います。お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第119条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に奥山省三委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました奥山省三委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました奥山省三委員が副委員長に当選されました。

奥山委員、よろしくお願いいたします。

散 会

山口吉静委員長 それでは、9月16日火曜日午前10時より決算特別委員会をこの議場において開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前 1 1 時 5 8 分 散会

決算特別委員会記録（第2号）

平成20年9月16日 火曜日 午前10時00分開議
委員長 山口 吉 静 副委員長 奥 山 省 三

出席委員（19名）

1 番	奥	山	省	三	委員	2 番	佐	藤	悦	子	委員
3 番	斎	藤	義	昭	委員	4 番	小	野	周	一	委員
5 番	小	関		淳	委員	6 番	遠	藤	敏	信	委員
8 番	沼	澤	恵	一	委員	9 番	清	水	清	秋	委員
10 番	小	嶋	富	弥	委員	11 番	渡	部	平	八	委員
12 番	今	田	雄	三	委員	13 番	金		利	寛	委員
14 番	新	田	道	尋	委員	15 番	平	向	岩	雄	委員
16 番	森		儀	一	委員	17 番	山	口	吉	静	委員
18 番	亀	井	信	夫	委員	19 番	星	川		豊	委員
20 番	下	山	准	一	委員						

欠席委員（1名）

7 番 中 川 正 和 委員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	國 分 政 嗣
総 務 課 長	星 川 基	政 策 経 営 課 長	坂 本 孝一郎
税 務 課 長	今 川 吉 幸	市 民 課 長	柿 崎 卓 美
環 境 課 長	五十嵐 正 臣	健 康 課 長	小 野 孝 一
農 林 課 長	五十嵐 祐 一	商 工 観 光 課 長	黒 坂 光 悦
都 市 整 備 課 長	中 部 力	下 水 道 課 長	佐 藤 新 一
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	大 江 雅 夫	福 祉 事 務 所 長	田 口 五 郎
神 室 荘 長	叶 内 利 昭	水 道 課 長	小 野 善 次
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 昭	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長	大 場 和 正	学 校 教 育 課 長	山 川 義 隆
生 涯 学 習 課 長	三 浦 和 枝	生 涯 ス ポ ー ツ 課 長	清 水 幹 也

選挙管理委員会
委員長

矢 作 勝 彦

監 査 委 員

高 山 孝 治

農業委員会
会長職務代理者

高 橋 眞

選挙管理委員会
事務局長

小 野 正 一

監 査 委 員
事務局員

佐 藤 良 知

農業委員会
農事業務局長

柏 倉 政

事務局出席者職氏名

局 長 鈴 木 吉 郎

主 査 沼 澤 順 子

総 務 主 査 野 崎 勉

主 事 笹 原 孝 一

本日の会議に付した事件

議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

開 議

山口吉静委員長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席委員は19名でございます。欠席通告者は中川正和君の1名であります。

なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の高橋 眞君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それではこれより決算特別委員会を開きます。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定についてまでの9件であります。

それではこれより審査に入ります。

議案第58号平成19年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

山口吉静委員長 初めに、議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

審査の方法につきましては、一般会計は歳入と歳出を分けて質疑を行います。質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内といたします。

なお、質問は必ず最初にページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問をお願いいたします。また、会議は1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

それでは質疑に入ります。

一般会計の歳入について質疑ありませんか。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） おはようございます。

トップバッターということで、よろしくお願いいたします。

歳入についてお聞きしたい項目を最初に申し上げたいと思います。

まず先に、52ページから55ページにかけて、1款市税、不納欠損関連についてお尋ねしたいと思います。引き続き、79ページの諸収入4項雑入関連でございます。79ページの総務課の職員手当関係。83ページ、環境課、火葬場関係、それから二つ下の空き缶の引取料関係、ずっと下の方にまいりまして、学校教育課の昭和小学校の電気料関係。変わりまして、81ページの福祉事務所、生活保護関係、その下の中央学童保育所の災害共済金関係、以上を用意していますので、よろしくお願いいたします。

まず先に、52から55ページの1款市税、不納欠損額の関連についてお尋ねしたいと思います。

前回、6月定例会一般質問で税等の滞納削減と債権回収について答弁をいただいております。市税不納欠損額、平成17年度6,300万円、平成18年度2,600万円と改善傾向が見えてきたのかなと感じておりましたが、平成19年度は3,500万円と今回の決算になりました。これと並行して、収入未済額も約8,000万円増大して5億5,700万円です。このことが将来的に足かせにならないのか心配です。不納欠損額について、結論からして前年度より欠損金1,000万円の悪化と言わなくてはなりません。いろいろな手法をもって収納率を高めるよう努力されていることは承知いたしておりますが、しかし今回の決算成果から見て素人なりに検証した結果、確認の意味を含め二、三、質問させていただきます。

まず、その1として、市税欠損額が前年度より1,000万円増は固定資産税と都市計画税で占めております。該当額2,800万円について、個人・法人別のウエート、パーセントといいます

か、これについてと、土地・建物別の欠損額、これもパーセントで結構ですが、わかれば教えていただきたいと思います。お願いします。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、不納欠損額は市税全体で前年比920万円の増となりました。税目別に言いますと、固定資産税と都市計画税の増分が1,000万円でございます、したがって、これ以外の税につきましては前年度並みの額となっております。固定資産税と都市計画税の不納欠損額を合わせますと2,800万円となりますけれども、これの内訳は個人分が138件、法人分が22件です。これを不納欠損額の金額の比率で見ますと、個人分が約1,150万円で4割、法人分が約1,650万円で6割となっています。さらに、土地・建物別で見ますと、個人分では家屋分が約8割で土地が2割という比率となっております。法人分では家屋が6割、土地が4割弱、残り2%が償却資産分となっております。

なお、このたび1,000万円とふえた大きな理由でありますけれども、たった一つの法人であります、この法人が1,000万円を超える不納欠損額となる事例がございました。これが全体の額に大きく影響したものでございます。

以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 2番目として、累積滞納額が結果的に欠損額となりました。その原因はどのようなことなのか、またその把握についていかがでしょうか

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 滞納となる原因でございますけれども、まず一番大きいのが景気の低迷によ

る個人所得の減があります。固定資産税は所得が少なくなったとしても、資産がある限り課税されます。その結果、滞納となる事例が多く見受けられます。同様に、法人においても業績悪化による倒産があります。実質的に税負担が不可能となってしまって滞納し、さらには法人自体の解散などによって不納欠損につながるものです。

そういった状況の把握についてでございますが、滞納が生じたとわかりますと、収納の担当者が個々の家庭なり法人なり訪問いたしまして、事情を聞き取りすることとしております。個人の場合ですとサラ金に多額の借金を抱えているといった例がたくさんございます。あるいは、確定申告をしないで税金が過払いになっているといったことがわかったりすることもあります。あるいは、社会保険の加入手続をしないなんていうことで、いろんな不利な、知らないままに不利なことをしている場合もございますので、そういったときには、徴収の担当ではありませんけれども、生活相談まで含めて話し合いをしながら、幾らかでも納税してもらえようような努力をしております。そういった生活状況、経営状況等を踏まえ、どうしても当分の間は納税不可能と見込まれるときには、たった1人の担当者の判断ではなく、納税室全体でのケース検討会を踏まえながら早期に不納欠損とすることもございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ただいまの答弁の中で早期に不納欠損するとありましたが、これはどのような場合なのか。

また、関連しまして、5億5,000万円余りあります収入未済額は欠損額に今後どのような影響が予想されるか、わかりましたらあわせてお願いいたしたいと思います。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 お答え申し上げます。

通常、不納欠損とするのは時効で5年というのがございます。当面は支払い能力がないとしても、ひょっとするとそのうち景気が持ち直すとか再就職とかということもあり得るということで、そのときに払ってもらいましょうということで、時効は5年となっております。

しかしながら、当分の間回復する見込みがない、例えば長期の療養を必要とする病気になってしまったとか、あるいは事故で身体的な障害を負ってしまった結果の失業とか、そういったすぐすぐには回復できないと見込まれる場合、あるいは差し押さえしても財産がない、これ以上家屋を押さえても住む場所がないとか、そういった場合には5年待つまでもなく3年で執行停止という処分もございます。そういった場合には3年で時効といいますか、不納欠損処分ができるという規定がございます。あるいは、全く財産がなくて、例えば法人の場合なんかそうですけれども、再開する見込みもないと、あるいは何も財産が残ってないといった場合には即時欠損ということで、3年を待たずにする税法上の規定もございます。

それから、これは6月議会でも答弁いたしましたけれども、かつては5年間ぎりぎりまで待って、なるべく不納欠損を出さないようにして収納するということがございましたけれども、ここ何年も不納欠損といいますか、4年、5年待ったとしてもなかなか収納に結びつかないということもございまして、県の方からもなるべく早く不納欠損で、集められないものは早く落とさないというような指導も受けております。したがって、ここ数年間は不納欠損ということで、収入の見込みのないものはなるべく多く落とすようにしておりまして、その結果、毎年不納欠損額がふえてきている状況でございます。

さらに、決算ではございませんけれども、平成20年度においても、いわゆる塩漬けになったような差し押さえ財産となっているようなものを見直しいたしまして、なるべく徴収見込みのないようなものは不納欠損で落としていくという考えでございます。

したがって、徴収率におきましても分母の方を削っていくわけですので、こういった不納欠損処分というのが徴収率を高める一つの要因になろうかと思っております。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ただいまの御答弁で、ここに収入未済額とございます。決算上は5億5,000万円ありますが、先ほども申し上げましたとおり、約8,000万円ふえておるわけですね。これが先ほどの説明の5年以内の時効等含めまして不納欠損額とどのようなかわりを持つのかどうか、これの影響等がわかればお知らせください。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 この決算書における収入未済額というのは、不納欠損以外の部分で翌年度に滞納繰越額としてのってくる部分でございます。これが先ほど申しました徴収率を算定するときの分母の方に含まれてくる数字になります。この滞納繰り越し分プラス現年課税分が分母、そして来年度の収入済みというのが分子になって徴収率となります。したがって、収入未済のうちからなるべく不納欠損で収入見込みの立たないようなものを落とすことによって分母が減ってくると。したがって、徴収率は高まる方向に出てくるということでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） そうしますと、2回説明をお聞きしましたがけれども、この5億5,000

万円というのは最長でも時効が5年なんだという答弁だったので、5年間のうちで5億5,000万円全額ではないにしても不納欠損額に上ってくるというか、この数字を消さなくちゃならないという考えに立つのではないのでしょうか。この辺いかがでしょう。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 先ほどの説明で、私、漏らした点がございました。時効は通常5年でまいりますけれども、例外としまして財産を差し押さえた場合、ここで時効が中断いたします。そうしますと、その財産を押さえている限りは5年以上もずっと未納として残ることがございます。したがって、かつてどんどん財産を差し押さえた時代もございました。結果的にその財産が売れないと。売れば収入になりますけれども、売れない財産がたくさんございます。そういったものが今度は差し押さえを解除して、それから不納欠損という手続になります。したがって、5年ですべてなくなるということではなくて、差し押さえ解除の手続が必要でございます。ですから、それをずっとやっていけば次第に減っていくでしょうし、なおかつ今後また新たな収入未済が出てくればまたふえてくるということもございます。とりわけ、市内では大きな固定資産税の差し押さえで塩漬けになっているようなものがございますので、そういったものをなるべく早く解消したいなとは思っております。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） いつまでも塩漬けしていても仕方ないわけですので、それを欠損するのは大変心苦しいかもしれませんが、早目に処理をして収納率を高めるという努力かなと感じました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、市税の最後に、監査意見書の収納率向

上対策の一つとして、結びに「徴税経験者を含めた学識経験者等のノウハウを活用し、早急な対策を必要とする」としております。このことについてどのようにとらえているのか、またその実行についていかがでしょうか。今年度も上半期が間もなく終わります。いかがでしょうか、お伺いいたします。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 お答え申し上げます。

確かに収納率、県内で見ましても下位にございまして、大変に問題があると認識しております。これを幾らかでも改善するために、5月から東京国税局OBの税理士の方を講師の先生としまして、滞納整理研修会及びケース検討会を開催して、ノウハウの習得に努めております。さらに、先ほど申しましたけれども、個人の場合、サラ金への返済に苦しむ滞納者が多いということがございまして、随時弁護士の方や司法書士の方に法律面での指導、助言をいただいております。そして、過払いになっている利子等ございましたら、これをなるべく税金の方に入れていただくと、そして生活も立て直していただくということでの勉強をしております。さらに、山形県の地方税徴収対策本部の援助を受けることとしていまして、県庁の市町村支援課あるいは最上総合支庁の税務課の職員からアドバイスも受ける予定でございます。このように各方面から知識を得るべく努めております。

以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 努力されていることはわかりました。なお一層、税の公平さからもよろしくお願ひいたしたいと思います。税務関係については以上で終わります。

次に、79ページ、20款諸収入4項雑入に関連して質問いたします。

総務課の職員手当の返納とありますけれども、これはどのような場合の返済なのか、内容についてお尋ねします。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 79ページ、雑入の職員手当返納につきましては、職員の扶養認定の取り消しによるものです。扶養手当は扶養親族のある職員に対し支給するものですけれども、被扶養者が就職等で収入変動等があった場合は総務課に申告いただいて、扶養親族となるのかどうか改めてチェックしたりしているわけですが、この職員の申告がおくれた場合、あるいはいろいろこちらで年末調整時の調査などで判明した場合は、遡及して、さかのぼって事実が発生した時点から認定を取り消して、既に支給していた手当については返してもらうということで処理しているわけですが、通常、就職とか離職などで扶養認定が変更になる、あるいは転居などで住居手当が変更になるといった手当の変動というのはかなりの件数あるわけですが、それについては通常ですと年度内の変動処理になりますので、決算という形では出てこないんですが、今回の場合は年度をまたいでの変動処理になりましたので、過年度分、ことしの場合ですと18年度分については19年度中に返してもらったということで、決算全体の処理ということではなくて、返納分という処理になったということから、8万4,720円の決算額が生じてきております。

なお、年間二、三件はそういった年度をまたいでの変動処理というのが発生しているようでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。

次の83ページ、環境課関連で火葬場の自動販売機設置料ですが、これは指定管理され

ているんですが、この7万3,000円何がしのお金というのはどういう形で入ってきたんでしょうか。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

山口吉静委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 火葬場の自動販売機収入なんですが、火葬場にはペプシコーラさんとコカコーラさん、清涼飲料水ということで2台設置させていただいております。指定管理者との関係につきましては、指定管理料からはこの収入は除いております、この料金につきましては1日100円、昨年だと366日、うるう年が入っていますので、366日の計算で7万3,200円につきましては市の諸収入、雑入ということで、指定管理料の方には影響ないような金額というふうにカウントさせております。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 続きまして、空き缶の引取料529万円、かなり高額なんですけれども、この内容と、その引取先というのはどうなっているのか、また瓶とか段ボールというのはどのように引取料の方に入っているのか、入っていないのか、これらの関係、簡単に結構です。

五十嵐正臣環境課長 委員長、五十嵐正臣。

山口吉静委員長 環境課長五十嵐正臣君。

五十嵐正臣環境課長 この空き缶の引取料につきましては、平成18年から契約してやっております。契約先としては、法人格を持っていないのですが、最上リサイクル協同組合、これは4社と言っていいのか、4個人、廃品回収業者の4個人で組織した協同組合になっております。

それで、この缶関係の引取料なんですが、新庄市内約780カ所のごみステーションからコンテナによる缶の回収と市内6スーパー9店舗から集めている缶類につきましては、最上リサイクル協同組合、実はこれは高田の13号沿いの古紙回収センター内にあるんですが、そこに一たん

持って行って、そこで分別して、その組合が独自に販売していると。その販売に対して、うちの方で資源を提供しているわけですから、平成19年度につきましては、いろんな相場絡みあるんですけども、スチール、アルミ含めまして単価1キロ当たり35円ということで、151トン掛けますと529万7,600円になりますが、この分の収入とさせていただいております。

それから、段ボールにつきましては、リサイクルにここ運動という中で奨励金ということで、各団体さん、いわゆる子供会さんとか老人クラブさん、学校のPTAさんの方におあげしておりますので、この空き缶の方には一切入ってこないわけです。

それから、瓶類につきましては、瓶は有償で販売できる状態にありません。決算の中で後から出てきますが、瓶の処理代ということで市の方からお金を出して二ツ屋にある瓶の処理業者の方に委託しております。

なお、こういったものが委託先の方に行けば、リサイクルプラザ最上の最終処分場、リサイクルプラザの分別する人権費がかなり減ると、延命されるという状況になりますので、こういった手段を講じております。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 続きまして、学校教育課の昭和小学校電気料負担金、なぜ昭和小学校だけにこの電気料負担金が出たのかどうか、これも簡単で結構です。

山川義隆学校教育課長 委員長、山川義隆。

山口吉静委員長 学校教育課長山川義隆君。

山川義隆学校教育課長 ただいまの御質問ですが、昭和小学校と昭和活性化センターという施設が併設して建てられております。その間を渡り廊下でつながっております。こうした場合、一つの施設として電気料金が課せられるということで、昭和小学校の方に電気料金が課せられ、活性化

センターには電気の子機、料金の子機を置いて、活性化センターで使った分のメーターを明らかにしております。そのセンターで使った分を歳入処理したというものでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。

最後に、福祉関係ですけれども、福祉事務所の生活保護費返還金99万6,000円ございますが、これはどのような場合の返還金だったんでしょうか。これも簡単に結構です。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 生活保護受給者からは年に1回収入状況を申告していただいております。その際、申告しなかった場合あるいは年金が遡及支給されたような場合にこういった返還金が生じてまいります。

ちなみに、19年度におきましては年金の遡及支給によるものが1件、年金収入未申告によるものが1件、合計2件でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 時間もなくなりましたが、最後に、同じ福祉事務所ですけれども、中央学童保育所の屋根損害分の災害共済金165万9,000円入っておりますが、この保険金で復旧工事されたと思いますが、十分な金額だったかどうか、それと屋根以外の内部にそのような被害が及んでいなかったのかどうか、確認されているかどうか、この2点についてお願いいたします。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 中央学童保育所の屋根に積もった雪が一気に落雪しまして、屋根が破損したということで共済金の支給を受けております。この破損による金額、工事費が165万9,000

円、全額共済費の対象になってございます。

ただ、同時に車庫のアンクル部分についても破損がございましたので、これについては落雪とは因果関係ございませんでしたので、一般財源で措置してございます。

なお、学童保育所自体が非常に老朽化してございますので、雨漏りその他の箇所ございますけれども、そういった落雪によるものか、それ以外のものか、そういった因果関係については確認できませんでした。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） かなり中がそじていますので、ひとつもう一回点検された方がよろしいかと思います。

以上をもって終わります。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） 5 ページになりますが、今、沼澤委員もお話ししましたとおり、もう少し詳しくお聞きしたいなと思います。

市税の中の1割程度が収入未済額、そして不納欠損ということですから、成果表の19 ページにもその原因なり、それから会計監査の方からの指摘などありますが、それ以前に地域の経済が及ぼす影響は大きいと思います。この5億5,000万円の中で、20年度で何らかの形で解消している面があるのかなのか、これは20年度の決算を見ればわかるわけですが、まだそれは出ていませんので、今の状況でどうなのかお聞きしたいと思います。

それから、都市計画税というのがあるんですが、これとの関連、ウエートの関係でどういうふうな兼ね合いがあるのか、そこら辺もお願いしたいと思います。

それから、入湯税について、昨年で一応はいろいろなやりとりが解決したというふうに一定評価しておるわけですが、ここに81万6,750円

と書かれております。これが今年度に入って既に済みになったのか、済みになっていないのか、お聞きしたいと思います。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

53ページの収入未済額、今、お話ございましたように5億5,700万円という収入未済でございますが、これをずっと見ていただきますと、一番大きいのが固定資産税の滞納繰り越し分でございます。端的に申し上げまして、ここに先ほど説明しました塩漬けされた物件があるということでございます。それ以外、もしこれがなければというと結構いい線までの徴収率には行くはずでございます。結果的に、個々の徴収率を見てみますと、住民税なんかは、税源移譲ということがございまして税金が上がったんですが、それほど徴収率は落ちておりません。法人については、景気が悪いということもございましたけれども、それほど徴収率が落ちているわけではございません。何といたっても一番大きいのが固定資産税の滞納分でございます。現年度分も95%ぐらいということで確かに落ちておりますが、何といたってもこの滞納分が一番影響しているということでございます。ですから、これの塩漬け状態をいかに解消していくかということが今後の課題になるのではないかと考えております。

それから、都市計画税との関係でございますが、都市計画税は都市計画税賦課区域、都市計画の用途地域と大体イコールなんでございますけれども、ここに都市計画税が課税なっていると。もとなっているものが、範囲の違いはございますけれども、家屋と土地の評価額そのものが同じでございまして、一緒に集めたものを案分して収納しているという関係から、都市計画税と固定資産税は同じ数字で徴収率等が出て

まいります。

それから、入湯税でございますけれども、確かに昨年度、一昨年度に例の問題が解決したわけでございますが、まだほかにも温泉がございまして、そこがなかなか経営が厳しくて、やはり滞納が生じてきております。もちろんこれは我々毎月申告していただくとともに納税していただくべく毎月訪問しておりますが、なかなか経済状況が厳しいということで、未済が生じております。以上でございます。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） 経済が安定しない中で徴収というのは大変厳しいと思います。そうすると、入湯税については私たちが今まで議論してきた場所以外のところだと理解していいわけですか。以外だということで、努力の方をお願いしたいと思います。

それから、今の固定資産税滞納分ということでございますが、それらを含めて差し押さえの関係はどこまで行っているんですか。そこまで行かない段階での今の計数でございますか。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 原則としまして、滞納あった場合に押さえるべき財産がございましたら、これは原則としては差し押さえいたします。一番大きい固定資産税の場合ですと、資産によって課税になるわけですから、原則として押さえるものは押さえる、売れるものは売っていただくと、そして換価して幾らかでも税金の中に入れてというふうになってございます。ことしの不納欠損で1,000万円が大きいというお話をしましたけれども、中にはもっともっと大きい額で差し押さえをして塩漬け状態になっているものがございます。したがって、これは差し押さえをやっているということでございます。差し押さえをやっておりますが、換価あるいは収

納に結びつかないという段階でございます。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） 地方交付税の減額が大変心配される中で今回は1,400万円ほどの増になっているわけですが、交付税すら1,400万円単位だという中身において、やはり5億円という金額、6億円近い不納欠損金含めてあるということは、本当に財政上厳しいなというふうにも思います。そういう意味合いで大変御難儀をかけるわけですが、努力をしていただきたいと。ただいただきたいということだけしか言いようないんですが、徴収される方が大変な状況はわかりますけれども、やはり20年度ではこういう金額が減るように一つ要望しておきたいというふうに思います。

それから、次なんです、57ページの中で自動車取得税交付金というのがありますが、この中身を教えていただきたいと思います。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 自動車取得税交付金につきましては、納める人といいますか、もとの税金を払っている人は自動車を買った人なわけでございます。軽自動車、営業用自動車の場合は取得価格の3%、その他の自動車は取得価格の5%、これが税金になっております。そして、これは県の方に納められるわけなんです、その取得税全額のうちの約3分の2の額が市町村に交付されると。その算定基礎としては、市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるというふうになっております。

1 2 番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

1 2 番（今田雄三委員） 私ちょっと変に解釈しておったんですが、こういう交付税によって市の公用車なり、そういうものにも充てられる状況なのかなと思って質問したわけですが、今現

在、新庄市で持っている小型自動車いろいろあります。そういう自動車関係にもこの交付金の中から使用しているのかなと理解しておったんですけれども、これは支出の方を見なければわからないんですけれども、そういう交付金ではないということなんでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 今申し上げましたように、そういうことではなくて、県が徴収したやつの一定部分が返ってくるということでありますので、そういうことではございません。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 6,500万円という大きな金額でありますから、そういう意味合いではお互いに新車を買って、そしてこの税金を払っていただいているということに改めて感謝をしたいなと思います。

それから、61ページの夜間休日診療所の2,800万円の内訳を教えてください。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 夜間休日診療所の使用料について、2,800万円の主な内訳についてお答え申し上げます。

窓口収入については464万600円、保険の一部負担金については458万6,670円、保険外適用5万4,930円というような形で収入が入っております。それから、それに対する国保連合会から856万5,442円入ってまして、支払基金の方から1,500万円ほど、合計で2,887万642円という内訳になっております。以上です。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 利用人数といいますか、その点はいかがでしょうか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 昨年3月26日に開設したわけでございますけれども、年度ベースでは4月からことしの3月まで4,872名という形になっております。この人数については在宅の当番制の人数の2.8倍という形になっております。

以上です。

3番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭委員。

3番（斎藤義昭委員） 1款6項1目入湯税についてなんですが、先ほど今田委員の方からも質問ありましたけれども、予算額に対して収入額を見ますと大変順調にやっているなという気がします。健康の保全の場所として、憩いの場所としても市民が大いに期待しておるところであります。ほとんどは奥羽金沢温泉の入湯税だと思うんですが、そのほかに入湯税関係のところがありますか。例えば新庄温泉なんて前にあったんですが、そのほかもあるならばお知らせ願いたいと思います。

それから、同じく3項1目軽自動車税なんですが、滞納金74万5,000円が出ております。この軽自動車税の滞納といいますと、普通、軽乗用車で大体7,200円ですか、貨物で4,000円ぐらい、そうすると100台以上の滞納なんですね。この内容をちょっとお聞きしたいんですが、納税証明書がないと車検は受けられない、道路も乗って歩けない、どういうところから滞納が出るのかなとちょっと思ったんですが、納税しなくても乗って歩いているのか、それとも廃車しても手続がおくれて、課税され滞納されているのか、その辺の内容がわかったらお聞きしたいと思います。

それから、87ページの収入未済額について、沼澤委員も今田委員もお聞きしたところでありますが、この問題については全国的に大変苦慮している問題なんですね、徴税については。先ほど答弁の中で、私が聞き漏らしたかもしれま

せんけれども、この未済額について昨年はどういう行動をとったのか、今後またどういう行動をとるつもりなのか、そして昨年において結果はどうだったのか、これをお聞きしたいと思います。以上です。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 最初に、入湯税の件でございますけれども、課税なっている場所は奥羽金沢温泉のほかに新庄温泉がございます。現在2件の旅館が営業をやっているということでございます。この部分が先ほど申し上げました滞納等が生じている部分でございます。

それから、軽自動車についてでございますけれども、軽自動車の場合、現年分で97%ぐらいの徴収率、したがって3%ぐらいの方が滞納となっております。御案内のように、やはり車検を受けるときには絶対納税証明書が必要だということで、車検とるからということで、おくれて支払われる方が結構ございます。ですから、年度を超えてしまったということでございます。あるいは手続をしないままによその市に行ってしまった、転出してしまったということで、廃車手続をしないで、あるいは人に譲ったとか、その譲ったことを届けなくて、そのままになっているということがございます。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 市全体で収入未済額が5億7,000万円近い、あるいは不納欠損が3,500万円を超しているということで、関係する各課でこれらの額を減らすための歳入確保対策委員会をつくりまして、いろんな使用料あるいは税の徴収について横の連絡をしながらその対応をお互いに共有し、対策を講じているということでもあります。税務課関係は先ほど税務課長が申し上げましたような対応をとっている、あるいは住宅使用料とか保育料あるいはいろんな使用

料については、各課で対応していることについて、お互いに強化、連携しながらその解消に努めていくということで、年に3回ほど集まってその対応について協議いたしているところでもあります。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

4 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

4 番（小野周一委員） 4点ほどお聞きします。

先ほど来、税金の収入未済額について沼澤委員なり今田委員が質問しているわけですが、決算審査意見書22ページの中で収入未済額の一つの要因といたしまして本市の経済活動の格差も一つの要因であるとうたっているわけでございますけれども、だとすれば、本当にこの地域、生活に困っている方々が本当に多くいると思います。昨年度と比べまして、生活保護を受けられた方の件数はどうであるのか、また減免措置もあると聞いておりますが、それらを受けられた件数なり金額が昨年度と比較してどうなのか、まずもってその1点をお聞きしたいと思います。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 18年度と19年度の生活保護の比較でございますけれども、18年度の受給世帯数が126、19年度が127で1世帯ふえてございます。人数ですが、18年度が161名、19年度が165名、4名ふえてございます。これは率に直しますと18年度が3.98%、19年度が4.12%ということで、人口の減少等もございまして、率はふえてございます。以上です。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 税の減免の件でお答えいたします。

個人市民税におきましては、生活保護を理由とする減免が18年度はゼロ、19年度1件という

ことで、増減としては1件ございました。

それから、固定資産税では、18年度、生活保護を理由とする減免が20件、19年度も20件ということで増減はありません。

それから、減免の理由としましては、ほかにも火災とか、あるいは固定資産税の場合ですと公共性があるというようなことでの減免もございますが、そういった経済的な面からの減免は生活保護ということでの数字でございます。国民健康保険なんかの場合ですと火災ということで2件の減免がございました。それ以外としましては、服役というようなことで課税減免がございました。トータルしまして、経済的理由による増減としましては個人市民税の1件が増としてあらわれてきておりました。

以上でございます。

4 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

4 番（小野周一委員） ありがとうございます。私自身は、もう少し生活保護世帯なり、そういう減免を受けている件数が前年と比べてふえているんじゃないかなと思って質問したわけでございます。

次に、72ページの16款、恐らくこれは財産収入に入ってくると思うんですけれども、明細的なことはわかりませんので、これに関連して285ページですか、財産に関する調書についてお聞きしたいと思います。

その中で、292ページに複数財産あるわけなんですけれども、ここに数多くの複数財産あります。その中で、特に仁間のし尿処理場が当市にあるわけなんですけれども、そこに何社かの会社が入っております。どのような賃貸ですか、平米当たりどのくらいの料金で貸し付けをなされているのか、まずそれをお聞きしたいと思います、何社で。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 し尿処理場跡地に貸し付けを行っているのは、通年では2社でございます。臨時的というか、期間を限定した短期間の貸し付けが現在3社、現在というか、去年は2社、短期貸し付けは2社ございました。現在は短期貸し付けが3社になってございます。単価は後ほどお答えさせていただきます。

4 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

4 番（小野周一委員） こればかりでなくて、市の中に多くの財産があるわけなんですけれども、特にことしの春は財政の方で草刈り等の環境整備についてしっかりとやって、周辺の農地に影響を与えないような状態になっていたんです。しかし、それを今後も恒常的に環境整備に力を入れまして、あたりの環境に影響を与えないような管理運営をしてもらいたいと思っていて、このように質問したわけでございますけれども、今後、谷地小屋にもあります。あの周辺にも大きな水田があります。今回あそこはある建設会社が土地を借りているということで、みずから草刈りをしてきれいにしているんですけれども、昨年度まではぼうぼうでした、あそこは。この仁間のし尿処理跡地もそうです。やはり貸したらその方々にその中ぐらいいはきれいに草刈りなり、そういうきちんとした管理をして賃貸借を結んでいただければ、近くの住民というか、農地を持っている方々は安心するんじゃないかと思うわけです。その点、来年度以降もよろしく願いたいと思います。

あともう1点なんですけれども、財産に関する調書の中で、298ページですか、実はこれは一般質問でもちょっと触れたんですけれども、これについて議会に報告する義務はないということで、決算委員会というか、そのことを関連してお聞きするわけなんですけれども、19年度の株式会社新庄卸売流通センターについてなんですけれども、今回の19年度の総会資料、決算

資料を見ますと約326万円ほどが平成20年3月31日現在未収金という取り扱いになっております。この会社は50%近く新庄市が出資をいたしまして、その社長は市長であります。監査委員は副市長であります。あの会社は大家さんとたな子さんの関係にあるわけなんですけれども、これを見ますと非常におかしいんですよ。平成17年度が一部未収金になって、平成18年度は完納になっているんですよ。そして、平成19年の9月から3月まで未納になっている。中抜けの部分が完納されておいて、その前後がどうして未納になっているのか。そういうことが五つほど未収金として3月31日現在の決算書ではなっていますけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 先ほど単価について後ほどということでしたので、お答えいたします。

2,000平米で年の使用料が19万2,000円でございますので、平米当たり単価は96円ということでございますので、報告させていただきます。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 新庄卸売流通センターの株主総会、昨年6月に総会を開きました。その中で、未収金につきまして、委員おっしゃっているとおり326万円ほどの未収金がございます。その内訳として、平成17年1月から3月、19年9月から3月ということで、250万円ほどなっておりますけれども、その中で19年9月から以降については卸売業者、仲買人の方からも入金していただいております。ただ、入金して、まだ未納となっておりますのが17年1月から3月まで、それが卸売業者、それから17年3月分として仲買人組合の市場使用料と光熱費負担金についてはまだ未納となっております。それにつ

きましては、平成16年度で使用料についての料金の改定のいろんな議論がございまして、平成17年から料金改定されました。その段階でのいろんな意見の相違といいますか、それについてなかなかおさめられていないというような経過がございまして、これにつきましては当然納めていただく金額でございますので、それについては卸売業者、仲買人の方にも再三請求書、申し入れをしているところでございます。そういうことのないように今後徴収に万全を期してまいります。

4 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

4 番（小野周一委員） やはりこの会社は準公設市場、そういう感じの会社でありますので、きっちりとした運営形態をとってもらいたいと思います。6月の一般質問でも言ったんですけども、やはり監査役、前副市長ですか、市長代理の八鍬さんにもなっていたし、ましてことしの総会から副市長である國分さんもなっているわけでございますので、来年度からそういうことのないようにお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて、再開いたします。
ほかに歳入について質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 成果表というか、成果に関する資料なんですけれども、これの11ページに税金、市税のことで定率減税7.5%の廃止による増収があったというふうにあるんですけれども、これについて予算のとき定率減税廃止

による増収額は6,200万円と予測されていましたが、その結果はいかがだったでしょうか。また、住民からの問い合わせや苦情相談などはどのくらいあったのでしょうか。

それからもう一つは、同じく成果表で、株式等の譲渡所得などの税率または配当というのがありましたけれども、この株式などでの課税所得と、それに対する税はどのくらいあるのかということと、税というのは、所得税、住民税、そしてそれによる市の税収はどのくらいあったのかということがわかればお願いしたいと思います。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 わかる範囲内でお答えします。

まず、11ページのところでの税制改正に伴うということでございましたけれども、今回の場合、税制改正が多岐にわたってございました。税率そのものが変わったということ、定額控除がなくなった、あるいは人的控除の差に基づく調整控除とか、さまざまなのがございまして、個々の分で何が幾ら、何が幾らということまでは分析はできません。ただ、予算との関係で申しますと、昨年度、税率がふえるということでの増額分を見込んで当初予算を組んだところでございましたけれども、実際には景気の停滞ということで所得が上がらなかったと、減少傾向にあるということで、途中で3,500万円の減額補正を行ったところであります。それでも予算の現計額、最終予算で見ますと18年度よりも19年度は2億5,000万円ほどの増額となっております。

配当に関する税率の変更もございましたけれども、私の方で調査しています内容につきましては、課税状況調べでもってやっております。今、御指摘いただきました11ページのところのデータは当初課税の時点、7月1日現在ではございますが、市町村民税課税状況調べというの

でやっております。この調査というのは全国的に決まっております、区分につきましてはこの表にありますように給与、営業、農業、その他というふうになっております。その次の12ページにおいてもその他ということでありまして、配当分とか利子とか、こういったものは一まとめに計算なっております、この中から配当分だけ抜くということはできないです。無理してやるとすれば、新庄市の場合また別個のプログラムを組んでいただいて、お金をかけて算出しなければならぬということがございますので、大変申しわけないですけれども、そういった個々の分析まではやっておりません。あしからず御了承いただきたいと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 成果表の13ページに市民法人税が前年比95.2%となっておりますが、減価償却制度の見直しによる法人税減税の影響などはあるのか、どのくらいあるのか、おわかりになればお願いします。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 申しわけございません。この分につきましては私の方では把握しておりません。法人市民税につきましては、国の方での法人税の税額そのものが法人市民税の課税標準額になっておりまして、その内訳まで、法人税をどうやって算出したという国への申告の中身までは市町村にはまいっておりません。税額だけでまいりますので、そこまでの深い分析はできません。以上でございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） わかりました。細かいところは仕方ないかなと思っているところです。

これについてなんですけれども、定率減税が廃止されたことによって、当初予算のときです

けれども、国民1人当たり2万6,000円の増税だったということです。そういった増税が冷え込みにも大きく影響しているような気がします。

その一方、株式の所有による配当、株の売買による所得への減税が行われています。新庄市ではその具体的なところの金額、該当者などは少ないのではないかなと予想されますけれども、この減税の恩恵を受けるというのが実はほんのわずかで、集中して莫大な恩恵を受けている方がおられるということです。これは国がやっていることなんですけれども、例えば大手サラ金業者の武富士創業者の一家は株式配当所得が38億円余りで、それが減税されたために減税額だけで1年で約4億円も減税されているという資料がありました。この超大金持ちと思われる方々の減税が国では全体で1兆円も減税されたらしいんです。

また、減価償却の内訳については、新庄市ではわからないということでしたけれども、実は減価償却制度がこの年度に見直しをされて、国・地方合わせて7,000億円の減税が、特に大企業などだと思うんですけれども、されたそうです。

定率減税によって庶民増税が1兆7,000億円だったそうですけれども、それらがそっくり大金持ちと大企業の減税に回されているという19年度の状況について、市民の暮らしを守る立場から考えて、こういった減税と増税のあり方というか、簡単に言えば大金持ちや大企業といったところが減税されているという、この問題を、やはりこれは力あるところであるわけですから、きちんと増税をして、市民には増税はしないようにすべきでないかという立場で、機会があれば要望すべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 私がすべて答えるべき内容か

どうかなんですけれども、今の成果表をごらんいただいてわかりますように、所得は18年と19年を比べて伸びておらないわけでございます。各所得区分別に見ましても、給与・営業・農業全部下がっている。課税なる人もそうですし、12ページを見ますと、所得の種類の中で一番多い人がこの給与に入ってくるわけでございますけれども、兼業農家の方の場合もこれに入ってきますが、その区分は別にしましても、すべてのところで営業・農業とも所得が下がってきているということが言えます。

ただいま佐藤悦子委員からありましたように、株があった場合は配当所得というふうになるわけでございますが、その他が確かに101.9となっておりますけれども、これは必ずしも配当だけとは限らないわけです。例えば年金の方についてもここに入ってきますから、株の配当を得た人が新庄にいっぱいいるのかということについては、これはわからない感じでございます。

ただ、私はことしになってから何件かの方、配当については過去にさかのぼった還付がございましたので、件数を見ますとそれほど多い件数ではないということだけは言えます。それほどの大金持ちの方は、新庄で配当所得のある方は余りいないということとも言えると思います。

ただ、税制の問題につきまして、庶民増税をやめて、大金持ちからただけということにつきましては、私の段階では、私は法律を執行する立場でございますから、法の云々までは言及できないと思っております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 税務課長としてはそうだと思うんです。市長会などを通じて、新庄市、市町村財政を預かる立場から、国にどういったお金、税のあり方ということも含めて言う立場に市長などはあるだろうと思うんです。そういう意味で、市長は市長会などの場で言うような

お考えはないか、ぜひ言っていたきたいと私は要望したいんですけれども、いかがでしょうか。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

山口吉静委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 財源確保については6団体を通して市長会の方も要望しているところであります。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 財源確保も非常に大事です。私が言っているのは、それも含めて税の取り方といいますか、どこから税を取り、どこから取るべきではないかという、そのあり方、税の公平性というんでしょうか、力のあるところから取るべきでないかということなんです。そのことについても考えていっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 地方6団体は、税のことについては収入が4対6、歳出が6対4になっているというバランスについて5対5に、あるいは最終的には4対6にしてもらいたいと、あるいは地方と都市との格差が生じている今の税制について抜本的な見直しをということで要望はいたしてございますが、一つ一つの個々の税制について云々かんぬんは言っていませんので、そういった是正について大枠の中で6団体では国に要望しているところでございます。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳入についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出について、質疑ございませんか。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 成果表という成果に関

する説明書の中で、72ページなんですけれども、街路事業の中で沼田角沢線事業効果調査というのがありました。これは必要だったのかどうか、どのような効果があったのか、事業効果があったのかお聞きしたいと思います。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 成果表72ページの都市計画道路沼田角沢線事業効果調査業務委託料の内容というような御質問でございます。

これにつきましては、現在国の方で、この事業を行うに当たりまして、成果主義の取り組みとしまして、その効果等を報告するよう要綱の方で定められております。今回、沼田角沢線が昨年度で事業完了したということもありまして、その事業の整備効果等について調査を行ったところでございます。

調査の内容としましては、数字的に把握できる内容でいきますと、交通量等、それから所要時間等、旅行速度と言いますけれども、これについての効果がどうだったか、また数値であらわすことのできない景観向上や歴史文化の保存、道路の安全性の向上等そういった内容について調査して報告することになってございます。

具体的な調査としましては、調査の時期が19年9月と実施前と実施後、供用開始後の20年3月という时期的な問題もありまして、交通量に関しては自動車では5%の減という内容になってございます。歩行者等は4.5%の増という効果が出ております。また、旅行速度としましては、整備区間が短いせいもあると思いますけれども、所要時間が16%の短縮になったと、また走行速度的には20%の効果が見られたという内容でございます。

以上でございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 今の成果のことなんで

すけれども、所要時間が16%短縮ということは何分から何分になったとかというのがわかれば具体的にお願いします。

それから、速度が20%効果があったということですが、例えば20キロで走っていたのが40キロになったとか、そういうことかなと思うんですが、そういう具体的に見えるような数字を教えてくださいたいと思います。

安全性についてはどうだったんでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 所要時間につきまして具体的な数字という御質問でございますけれども、今手元にございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

また、走行速度につきましても、当然これまでなかった部分が供用開始することによって走行速度が上がるわけですので、そういった速度的なものがアップしたということでの20%ということでございます。具体的に何キロから何キロという数字的なものは今手元にございませんので、後ほどお伝えしたいと思います。

それから、安全性は、今までなかった歩道が整備されたことによりまして、当然安全性は確保されているというふうに報告されております。

以上でございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） もう一度この点について言わせていただければ、歩道は一応文化会館の前ということもあって、あったはずなんです。そういうこともあるし、また歴史センターの前に、前の市長がモミの木を植えられていたんですけれども、それを切らざるを得なかったということがありました。どうして切ったのかなとお聞きしてみたら、車の速度が速くなったために、出るときに気をつけても危ないというか、見にくいものはなくすということで、スピード

が上がって危ないので、せっかく植えた木であったけど切ったんだという、見えやすいようにするために、交通事故防止のために切ってしまったというお話がありました。

それを考えてみると、あそこは前から広い道路であったものをあれだけ立派にまた広げたわけなんですけれども、お金をあんなにかけて結局道路は車のスピードが上がっただけ、危険になっただけのような気がするんです。私としては、補助がたくさん、半分以上が補助みたいですから、補助が来るからやりやすい事業ではあったとしても、本当に住民の生活向上に役立っただろうかと考えますと、疑問のあるところだなと思います。

関連して、成果表73ページで、沼田角沢線の用地費や補償費に莫大な金額がかかっております。この金額を見ても、今までかかった金額を考えても、本当に道路拡張工事が必要なところだったんだろうかと疑問があるわけです。今後は、決算を見たときに、こういう工事よりも、狭くて困っているとか補修が必要だとか、要望が区長などからある生活道路の整備などに向ける方がずっと住民にとって直接役に立つお金の使い方ではないだろうかと思うんですけれども、これについてどうでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 事業の効果というような御質問でございますけれども、歩道のお話ございましたが、文化会館等の前にも一部歩道がございました。ただし、冬期間はやはり通れないという実情もございました。歩道の幅員が狭いために機械除雪ができないということもありまして、そういう状況にあったわけなんですけれども、今回整備した歩道につきましては冬期間も安心して通れるような無散水ということでの対応を行っておりますし、そういったことで安全の確保を行っているということでございます。

今回整備しております都市計画道路につきましては、当市の骨格を形成する重要な道路でありまして、委員が申されましたような生活道路等の路線とはまた違ったイメージの重要性がある路線でございます。そういった路線でございますので、やはり全体的に道路網として整備されて初めて効果を発揮するということもございますので、そういった意味からも当然必要性があってこれまで事業を行ってきたところでございます。ようやくその一部でございますが、昨年度完成したということでございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。
山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 今、課長がおっしゃったように、都市計画街路というか、この事業というのは全体がつながって初めて大きな効果があるというものだろうと思います。

しかし、新庄市の財政難の状況とか市民の生活道路の補助がなくなって苦しんでいる町内があることなどから考えますと、どこに一般財源の貴重なお金を向けるべきかなと考えると、これにもやはり一般財源がかかっているわけですから、その分を切実に考えている生活道路の方に今後は、当面は非常な財政難でもありますし、そちらに向けていく方がより生きていくというか、都市街路事業についてはこれから住宅の連たんしたところに向かわざるを得ないような形でありますし、莫大な用地費や補償費になってくることが予想されるようなところでありますし、そこに無理していくのは当面やめて、市民が直接使っている道路の補修などに少しずつ向けていくことの方が必要なんじゃないかなと思うんですけども、その点の認識をお伺いしたいと思います。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。
山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。
中部 力都市整備課長 委員おっしゃる生活道路の定義といいますか、その辺の範囲がきつと理

解できない部分があるんですが、市道としまして現在本市でも300キロほどの市道がございます。これについてはやはり通行の安全性を確保するためにパトロール、道路補修等鋭意行っているところでございます。当然末端の部分におきましてもやはりそういった舗装等行って安全性を確保しておるわけでございます、現在約87%の舗装率になっているということも、ほとんど生活に支障のないような部分にまで舗装等を行って安全を確保しているという状況でございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。
山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 今の課長の生活道路がどこまでということについてなんですが、もちろん市道です。それから、市道になっていない私道と言われているような狭いとか袋小路になっているとか、住民負担と市の補助で前にやってたんですけども、そういうところの補助が今全然なくなってしまっているわけです。そういうところも含めて補助を復活した方が、より市民の困っている問題の解決に手を差し伸べられる道路事業になるんじゃないかということなんですが、どうでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。
山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 市道以外の生活道路等という御質問でございます。これにつきましては、以前も生活道路の補修等の必要な部分について一部補助等を行ってきておりますけれども、現在財政再建中ということもありまして、補助については休止の状況でございます。その辺は財政状況等も今後考えていく必要があると思いますけれども、ただ、基本的には生活道路といいますのは特定の部分でございますので、それを利用されている方々が基本的には補修等を行っていく、管理を行っていく必要があるのではないかと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 前にも補助をしていたわけでありまして。それが財政難の中で全く補助がなくなったということです。今、課長は利用者だけでやるべきじゃないか、町内でやれと、あるいは利用者でやれということですけども、最上郡の例えば鮭川村などの状況を聞いても、どんなに狭いところでも村がほとんど100%ほど出して道路整備してくれていると聞いております。そういったことを考えると、新庄市は鮭川村よりも住宅がかなり連たんしていて、お金は道路についてはかからないはずの場所でありまして。それを考えたら、こういった沼田角沢線のような住民がいなくなるようなところを整備してきれいにしてお金をかける、何千万もかけるということよりも、人が今連たんしてずっと使っている、生活に使っている小さな道路を補修してあげたりするのに補助を出すということは、これは必要なことではないかなと思うんです。どうでしょうか、もう一度お願いしたいと思います。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 先ほども申しましたように、当然公道といいますか、市道につきましては不特定多数の方が利用されるということからきちっとした位置づけのもとで管理を行っているわけでございます。私道につきましては、先ほども申しましたように、生活されている沿線の方々を利用しているわけですけども、特定の部分が強いということで市道になっていないわけでございますので、そういったことで利用されている方でまずもって管理を行うのが第一前提ではないかなと。ただし、先ほど言いましたように、補助という面での助成はこれまで行ってきたとおりで、今現在は先ほど申しましたように休止中でございますので、その辺は御

理解いただきたいと思います。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） ぜひ復活するように要望したいと思います。なるべく早く復活して使えるようにしていただきたいと思います。

次に、成果表の82ページに給食の食材購入というのが、給食のことが載っておりますが、食材購入の点検について、どのようにしてこられたか、点検してきたならば。というのはなぜかといいますと、最近であります、三笠フーズの輸入米が、かびや中国ギョーザで問題になった禁止農薬で汚染されておりました。それが食用ではなくて、のりなどの工業原料用とされるはずの汚染された輸入の事故米が子供の食べる給食に使われていたということが報道されております。食材の購入を調理の民間委託業者に任せていたとも聞いております。そういう意味で、その点、食材の購入の点検についてどのようにしておられるか、お願いします。

大場和正教育次長 委員長、大場和正。

山口吉静委員長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 食材の点検についてお答えします。

先日も議員の皆さん方に呼びかけまして、日新小学校の方で給食試食会というふうなものを催させていただきました。その際に、栄養士の方からビデオなんかを見せていただきまして、搬入される食材についてはその都度栄養士の方が点検していると。その後で何かあっても悪いということで、その一部も2週間ほど保存しているという形で、今、小学校給食においては万全な形でもってそういう食材の点検作業は行っております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） この成果表は学校給食

についてなんですけれども、あの給食は保育園の給食というふうになっておりまして、ある新聞によれば日清医療食品と名前も出ておりました。これは老人保健施設とか保育園などの民間委託の給食になっているところの業者が関係して、委託されると同時に食材もその業者が注文したりして、つまり委託業者が食材の購入によって利益を取るという、食材の購入が委託業者のうまみとも言われております。そういう意味で、保育所の民間保育園が給食は民間委託、さらに委託されているわけですが、それが老人施設と同じような日清医療食品などとも関係するような業者でないかなと思うんですけれども、その食材の購入の点検はどのようにしておられるのか、市が購入にかかわれるのか、そこをわかっていればお願いします。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 市の保育所におきましては、食材の調達につきましては、内部で委員会を設置しまして、例えば中部保育所の肉類であればどここの業者さん、野菜であればどここの業者さんというような格好で、公平な観点からいろんな市内の業者さんに割り振りしてございます。ただ、一つ一つの食材、例えば特に冷凍食品等を使うような場合、市自体でその分析を行うようなことはやってございません。ただし、今回のように公開されたといいますか、そういった事件性が報道された場合には直ちにそういった食材を使っているか否か、過去に使ったかというチェックは行っております。

なお、民間の保育園におきましても、当然そういった子供に対する食の供給でございますので、市と同様に安全性には十分配慮して給食の供給を行っていただきたいということは随時協議あるいは指導を行っております。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 協議、指導しているという点では、農水省も三笠フーズに対して同じことをやっていたというふうに言っているんだと思います。しかし、甘かった、見逃してきた、指導したつもりだけれども、その先はよく見てなかったといいますか、それが今回の問題があったように思います。

それで、食材の購入について、安心安全な地元産、できるだけ地元から国産あるいは地元産を直接購入できるように厳しく指導しているという、しゃべるだけでなく、見たり点検したり必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 市の内部に地産地消の推進委員会のような組織がございまして、農林課を事務局といたしまして、当然私どもで申し上げますと福祉事務所あるいは老人福祉施設の神室荘等が入りまして、そういった地産地消についての取り組みについても行ってございます。そういったことで、ある程度一定の供給量が確保されれば当然地産地消の考えに基づいて材料調達を行っておりますし、今後も行っていきたいと思います。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 民間の保育園の食材購入、それを直営で地産地消になるように、言うだけでなく、市が発注できるようなことが必要だと思うんです、市の職員が。そして調理していただくと。そうすれば市の職員で何をどこから買ったかまではっきりわかるわけです。そうすることが今回の三笠フーズの問題を見ても必要な気がするんですが、どうでしょう。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 現在の制度から申し上げますと、市が強制力をもってそういった規制を

かけるのは非常に難しい。難しいというよりも、私はやるべきではないと考えます。ただ、先ほど申し上げましたように、特に弱者である子供に対する給食の供給ですので、そういった食材については当然安全なものの供給をすべきだという考えは持っています。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） どのようにして点検しているのか教えていただきたいと思いますが、安全について。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 大枠では担当の方からいろいろ説明を受けているんですが、詳細にわたっての担当からの事情といたしますか、そういったことはまだ聞いてございませんので、後ほどお答え申し上げます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 知らないうちに、もうけ、利潤追求に子供たちの健康が侵されていたなんていうことが、今回の三笠フーズのようなことが特に子供たちについてはあってはならないと思いますので、農水省のように「指導した」と言っているだけではなくて、やはり点検する、チェックを入れる、これが必要だと思いますので、どのぐらい地元産を使っているものははっきりわかるぐらいまで食材について見ていただきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 冒頭申し上げましたとおり、一つ一つの食材について分析する力は市においてもございませんし、民間の保育園においてもございません。ただ、例えば中国で問題になったようなギョーザ、そういった食品を使っ

ているかどうか、そういったチェックは常に行っています。中国までさかのぼって、果たしてその中に使われている食品が安全であるかどうかというところまで常に監視を行うという力は今のところ市にはないと考えております。

以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 特に三笠フーズの問題になっている米は、新庄では本当は100%以上自給できるものです。本当は全国的にそうはなはずなんです、基本的には。それが給食に輸入のものが書きかえられて国産とされて入っていたという、しかも事故米だったというトンでもないことでありまして、新庄市で何が考えられるかといいますと、やはり米は生産者がはっきりわかるぐらいまで新庄市はつくれているわけですから、米、もち米などは、そういう地元でとれるものは確実にだれがつくったかわかるぐらいまで見守る、チェックする、そのぐらい地元産を利用するように徹底させるようなことをやられたら、子供たちにとってより安心できる給食になるかなと思うんですが、そういったものを時々見るというか、チェックするというか、そういうことはできるんじゃないでしょうか。分析しろと言っているわけじゃないわけで。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 食材のもとの供給しているところの安全性のチェックは農水省が行うべき事項であると理解してございます。

以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） わかりました。これ以上は無理なのかもしれませんが、ぜひ民間委託というのがこのように危ないといえますか、給食の民間委託、日清医療食品と名前も出ていま

したから、そのような業者に委託する、しかも食材購入まで任せてしまうというのが子供たちの安全を守れないことにもなってしまいますので、民間委託はできるだけしないように直営で食材も購入し、職員も市が責任を負ってするという、そういう形で給食を進めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 給食に限らずでございませけれども、民間委託と安全性が確保できないということはイコールであるというふうには考えてございません。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） やはり利潤追求しなさいいけないんです。そういう点も考えて、利潤追求に任せないという立場でお願いします。

山口吉静委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて、再開いたします。
ほかに歳出について質疑ございませんか。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） それでは、140ページの2項林業費1目林業振興費でございます。そのうちのまず初めに、市間伐実施推進事業費補助金31万円と森林整備地域活動支援交付金、もう一つ、森づくり推進事業費でございます。三つずつ細かくやりたいと思います。初めにこの3点についてお伺いいたします。

市の間伐実施推進事業は、公的機能の高い健全な森林の育成と林業労働力の確保とか間伐材の利用促進、地域経済の活性化を図ると説明さ

れておりますが、もう少しこれを具体的にお聞きしたいと思います。例えば場所とか、間伐材の利用につながったか、林業労働力の確保につながったかということをお聞きしたいと、このように思います。

それから、森林整備地域活動支援ですけれども、これは例えばまとまった団地ごとの30ヘクタール以上ですか、計画的な森林整備を促進するためとか、地域活動を支援するためと言われていますが、歩道の整備などもあります。これも場所とか、交付先は県林業公社などとありますが、これはどこに所在している、どんな事業をやっているのかなどをお聞きしたいと思います。

それから、森づくり推進事業ですけれども、県のみどり環境交付金事業と聞いておりますけれども、この事業を行うことによって森林の有用性を知らしめることやボランティア活動の輪を広げるためとか、このような条件整備あるいは人材の確保ができたと言われておりますが、これは何人ぐらいで行ったのか、また何日ぐらいいやったのか、参加された人数などはどのぐらいの人がいたのか、これをまず3点お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 3点ほど御質問ありましたけれども、最初に間伐実施推進事業につきまして説明させていただきます。

この事業は、県の総合交付金事業ということで、今の説明のとおりでございます。最上広域森林組合がある程度事業主体となりまして、未利用の間伐に対して4ヘクタールを実施しております。場所につきましては、朴沢、角沢の南のちょうど福寿野の境のあたりです。萩野の前坂、これは金山町の行政界といえますか、その3カ所に対して、これが各組合の方で、全体的には62万円かかっていますけれども、そのうち

その交付金の中で31万円というようなことで補助がなっております。その利用につきましては、いわゆる間伐材を使っているんな地域の特産とか、そういうふうな未利用の部分に使っております。補助としましては、県が6、市が4ということでございます。この補助の部分については、今、県が6、市が4でございます。

それから、森林整備の地域活動支援交付金につきましては、森林の施業計画ということで計画を立てておりまして、それが団地30ヘクタール以上というふうなことの団地を計画的に森林整備、いわゆる間伐、枝打ち、そういうことを実施しまして、それを山形県の林業公社の方で実施しているということで、県の補助が国と県合わせて75%の事業でございます。これについては平成12年から実施しておりまして、面積が90ヘクタールほど、南沢山神沢とか、そういうようなことでございます。これはまたCO₂の削減というように、緊急間伐事業ということで、これについては国の方の施策に基づいて実施しております。

それから、森づくり推進事業につきましては、これは19年度から県の施策として制度化になりました。山形県みどり環境交付金事業でございます。これについては、主に陣峰市民の森でございますけれども、それを拠点としまして、森とのふれあい事業を年に3回ほど実施しております。それについては、小学校、各中学校500人ほどの生徒に参加していただいて、いろんな森づくりの体験、枝打ちとか、下打ちとか、下刈りとかやって、そういういろんな森林の学習というように、こういう事業をやっております。主要施策の中で明記してございますけれども、陣峰市民の森の湿地帯保全、記念植樹ということで、去年、一般公募で桜5本植樹させてもらいました。これについても20年度引き続きやっていきたいということでございます。

それから、動植物保全活動、動植物の探求会

ということで、森林ボランティアの方々の協力を得まして、その方々から生徒の方にいろいろ森林に対するいろんな資源の保全とか、そういうことも知らせまして、体験学習というふうな活動を行っております。以上でございます。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） 間伐の実施でございますけれども、先ほど示された場所は新庄市内ですか、新庄市内の場所を間伐したのか一つお聞きして、それからこの間伐した材料をどのように利活用しているのか。今、何か山に置いておくことは禁止されておって、必ず道路あるいはそういうところまで出すようなことを聞いておりますけれども、そのところをどうしているか。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 間伐を実施した場所については、新庄市の行政区域内でございます。それが3カ所でございます。

間伐した材料につきましては、ある程度いろんな再利用といいますか、森のナメコとか、いろんなそういうふうな利用もございますけれども、基本的には組合の中でどういうふうに使っていくかということで、チップ化したり、いろんなそういうこともやっていると、間伐して木の生育を促すということでございますので。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） わかりました。

それから、森林の整備事業、これはわかりますけれども、森づくり推進事業でございますけれども、先ほど小学校、中学校500名ぐらいと言いましたけれども、一般の人たちは参加していないのか。

それと、小学校の人たちを輸送するとき、下にあるバス、中学校、小学校の人たちが移動する区間はバスを利用したのですか、バスと書いて

てありますけれども。

それから、仮設トイレと書いてありますけれども、トイレは1日だけ使ったのか、それとも3回というと、それを常設に置いておくのか、その辺ちょっと。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 森づくり推進事業につきましては、いろんなイベントございますけれども、小学校、中学校と申し上げました。あと一般の公募も毎年1回ですけれども、今月は9月27日にやる予定です。昨年も同じ時期に一般の方々も募集しまして、いろんな体験活動をやっていくということを計画し、実施しております。

また、いろんなイベントにつきましては年に3回ということで、バスについては子供たちについてはスクールバス、市のバスをお願いして輸送ということでやっております。あとトイレにつきましても、いわゆる仮設トイレということで、リースしまして、それを1日なんですけれども、それをリースしてやっておるということでございます。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） トイレの場合はその都度仮設して、そしてまた持ってきて、そしてまた森づくりするときにするということか、そこら辺ちょっと。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 その都度一応用意しまして、いろんな終わった後にくみ取りとか全部清掃終わって、その場で返すということです。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） この金額は3回使った金額ですか。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 3回ということで、この金額でございます。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） そして、この事業はこれからもずっとこのような方法で続けていくのか、一つお聞きします。

そして、一般の人たち、参加した人からお聞きしますと、「仮設トイレをつけて、子供たちをバスで往復して運んで、そして森づくりって一体何なもんだべ」と言う方もおりますし、一般の人たちを公募して、そしてボランティア的にバスなんか使わないで行くような方法とか、そういう集まる方法を考えてないか、その辺ちょっと。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 小中学校を対象とした事業ばかりじゃなくて、イベントじゃなくて、一般公募も今後ともそういうふうな周知を図って参加していただきたいということを考えております。いかんせん、一般公募しましても、一般の人がなかなか参加できないと、しにくいということもございますので、その辺を呼びかけて参加を提案していきたいと思います。

なお、この事業は10年間、みどり環境税の事業でございますので、そういう10年間の中で実施しまして、その中で今後とも10年以降についても森林の保全ということで活動を進めてまいりたいと思います。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） わかりました。

それから、ちょっと関連でございますけれども、決算書を見ても、私が見落としたのか、わからなかったんですけれども、空蔵山の登山道といいますか、テレビ塔までの通路が雨で随分

流されているということをお聞きしました、7月か8月ころの雨で。これの管理は市でやっているのか、それとも県なのか、それともどこでやっているのか、それを補修することは可能なのか、ちょっとその辺をお伺いします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 杣蔵山に上がる道路ということで、市道だと思いますが、これにつきましては直接市の方で毎年度管理を行っておりますので、その都度支障あれば補修を行っております。今年度も最近特に集中的な豪雨等もございますので、その際にはパトロールを行いまして、支障箇所について補修を行っているという状況でございます。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） めったに行くところではないと思いますけれども、見てもし余りひどかったら対応していただきたいと思います。

それから、次でございますけれども、148ページの3目道路新設改良費でございます。福田工業団地線整備事業の3,897万円でございますけれども、これは主要幹線道路への接続路線ということで整備促進しているものと思います。道路そのものよりも地すべり対策が本当に多くて、それが主で、何か道路の方が進んでないような気がいたしますけれども、これは非常に心配でございますので、また先月雨などで被害はなかったか、今どのような進捗状況なのか、そしていつごろ完成する予定なのか、それをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 福田工業団地線の整備につきましては、以前からいろいろ御質問いただきまして、御報告させていただいているところ

でありますけれども、平成15年度ですか、一部のり面が崩壊しまして、それらの対策工法等いろいろこれまで検討してまいったところでございます。その対策工法等が18年度決定されまして、それに基づきまして19年度からその対策工事を行っているところでございます。19年度につきましては、のり面の整形とか排水施設整備等を行いまして、現在まで至っております。20年度につきましても引き続きのり面と排水処理等行いまして、地すべり対策についての工事については一応19、20の2カ年で完了する予定でございます。その後、道路の改良工事等を行いまして、現在の計画では平成22年度に事業を完了したいということで今進めているところでございます。以上でございます。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） あの地区は本当に地すべり地区ということで、雨が降ると大変流れやすいということで、そしてまた新田川の方に直接流れるもんですから、河川に流れますと大変稲作にも影響しますので、その辺十分な配慮をしていただきたいと思います。

それから、私たちもあの地域で環境ということを非常に重視しておりますので、やはり工事する際にジュースの缶とか、そういうものを業者さんの方にも厳しく言って、今はそういう業者さんはいないと思いますけれども、業者さんの人だか、それともあそこへ来た人だか、捨てていく人がおりますので、十分配慮していただきたいと思います。一日も早く完成していただきたいということをお願いしておきます。

それから、154ページ、6項雪対策費でございますけれども、2目雪総合対策費でございます。そして157ページに移って、上金沢町・末広町地区流雪溝整備工事第1工区と第2工区でございますけれども、1工区が19年12月、2工区は20年1月ですか、これが完成と聞いており

ます。冬期間における円滑な交通の確保はもちろんでございますけれども、産業や経済の活動、そして生活環境を維持するものと聞いております。流雪溝の安定した水源確保を進めると言われておりますけれども、これはこの冬、水は流れるのですか、水の確保は十分なんですか、これをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 水源の確保についての御質問でございます。

現在、御質問ありましたように、上金沢・末広町地区、流雪溝整備を行っております、今年度で全体の整備が終わる予定でございます。

これらの水源につきましては、本流といえますか、金沢堰という水路がございます、これによる流雪溝の水源となっておるところでございます。この金沢堰につきましては、昨年度、最上川からの市内の水源の水利使用の許可というのをいただいたわけでございますが、これは国営新庄農業水利事業の幹線水路を使いまして市内に最上川からの水を導水するということでございます。この金沢堰につきましては、地形上この国営の水路よりも高いところに位置しております関係上、直接その幹線水路から金沢堰に放水するということができないという地区でございます。それで、流雪溝の整備計画の中では短期と長期に分けまして今整備を進めておるわけですが、この短期計画の中におきまして、最上川の水を一たん駒場におきまして新田川に放流しまして、これを金沢堰に取り入れて地域に放水するという計画のもとで今進めているところでございます。

先ほど申しましたように、これは短期計画の中で予定しております、計画では23年度から整備するということで、それまでの間につきましては現在の金沢堰の水を使っていたくとい

うことでございます。地域におきましても金沢堰の維持管理につきましていろいろ御協力いただきまして、毎年堰上げとか、そういうようなことで同量確保対策に努めているという状況でございます。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） やはり水源の確保といえますと、流雪溝ばかりつくっても豊富な水がないとこれは何の意味もなさないと思いますので、十分な水量を確保するには新田川流域から取水しなければならないと思います。今、最上川から取水している水は指首野川と升形川の2カ所にだけ放水していると聞いておりますので、この計画があつて、そしてこれから進んでいくということでございますので、いち早くこれを利用して、こっちの上金沢町、日の出町、末広町、新松本、あの辺まで流れる水だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、もう一つだけ、成果に関する説明書の105ページでございます。体育施設維持管理の中で市民球場でお尋ね申し上げます。

春の雪解けを待って野球のファンがことしも市民球場を利用してくださっていると思いますが、スポレクの王者はなんといっても野球だと思います。そこで、体育施設、最適な状態で利用させるということでございますが、プレーをやっている人たちから、審判の方々から、スコアボードあるいは放送設備が非常に悪いと聞きますし、また8月13日夜から14日にかけて豪雨、雨が降ったときに水浸しになって大変だということをお聞きしておりますが、これでは快適な球場ではないと思いますので、その後どうなっているのか一つお聞きします。

清水幹也生涯スポーツ課長 委員長、清水幹也。

山口吉静委員長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 市民球場の修繕の件でございます。

ただいま御質問ありましたスコアボードにつきましては、今年度、回路並びに操作盤の更新を既に行っております。スコアボードの表示板が若干見えづらい点があるということもお聞きしておりますので、そのスコアボード本体の表示ユニットの修繕と基板の交換を早目に対応したいと考えてございます。

それから、放送設備につきましては、昨年度一部修繕が済んでございますけれども、やはり市民球場の場合ですとどうしてもはね返りが出てくるということで、若干聞きづらい点はございますけれども、大会の開催に支障がないような形であらかじめ施設振興公社の方とも緊密に連携をとりながら修繕を今後行ってまいりたいと考えてございますので、よろしく願いしたいと思います。

16番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

山口吉静委員長 森 儀一委員。

16番（森 儀一委員） 課長、野球場、やはりああいうところはプレーをやるばかりの放送設備では物足りないというか、いけないと思います。というのは、関係団体の皆さんから老朽化して非常に放送設備も悪くなったということをお聞きしているんですけれども、今回の皆さんの一般質問の中でも耐震ということ、安全安心ということを大変言われました、議員の皆さんからも。そんな中で、やはりああいう大勢の人が集まるところで、プレーにばかり使う放送じゃなくて、今、例えばダム、学校、病院、公園、社会福祉施設など全部、ゲリラ豪雨とか突風、台風などがいつあっても不思議でない世の中でございますので、選手の紹介とかアナウンスだけでなく、やはり万が一の場合、大きく放送して避難しなければならないときもありますので、間に合わせて使っていないといけないと思います。ですから、放送設備だけはしっかりと、そしていつ何ときでも避難できるようにしておかないとだめだと思いますので、何か体振の皆さん

んからも「聞きにくいし、はね返りがあって何を言っているかわからないときもある」ということをお聞きしましたので、もしできれば定期的に行って検査をしたり、お聞きしたりして、球場を使わないときでも行って点検していただいて、そしてあの中でプレーする人たちが安全安心できるような球場にしていいただきたいなと思います。

時間ちょっとありますが、以上で終わります。

山口吉静委員長 ほかに歳出について質疑ございませんか。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 90ページの総務関係でいいのかなと思うんですけれども、公用車の修繕等についてはこの項目でよろしいでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 公用車関係は95ページの財産管理費の中の車両管理事業というのがございますので、そこで集中管理している車の修繕あるいは維持管理はこちらでやっています。そのほか各課で管理している車両もございしますので、それは現課に修繕あるいはいろんな関係費用を配置しているところでございます。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） この車両管理の関係で見ますと大体600万円ほどの金が投資されているわけですが、その中で一番最後の物品を見ますと、ことし乗用車1台、除雪車2台、消防ポンプ2台が使われておるんですけれども、この金額でこれが終わっているんでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 その車両は購入した車両でございまして、今ある車両の経費は、例えば車検とか保険とか燃料費とか修繕その他必要

な事業費はここに記載してございますけれども、そのほか例えば都市整備課とか農林課とか健康課とか、そういった各課に配置している車両費はその配置している課にすべて掲載されてございます。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） 各課にという、全体的に2台か3台というふうに理解するんですけれども、そのような状況でいいのでしょうか、それ1点と。

それから、しばらくたつんですけれども、大体財政の逼迫している状況の中で修理は不可能な状態ということがあると思うんですが、そういう中で軽自動車、職員が主に使っているものなんです、38台あります。この38台全体が大変に危険な車といえますか、普通の家庭であれば乗らない車の状況になっています。安全の中身というのはどこまで考えているのでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 買ってから10数年、20年ぐらいたっている車もありまして、相当消耗している車もございます。法定で定められた3カ月とか6カ月とか1年、車検の都度いろいろ診断を受けながら乗れるかどうかを専門家から判断していただいて使っております。計画的にこれから更新はしていきたいと思っておりますけれども、特に軽自動車とか、そういったものはできるだけ管内の業務に使っていただいて、出張あるいは遠距離関係のときには集中管理している政策経営課の車あるいは運転手つきの車、軽は避けていただいて、目的に従って使っていただきたいというふうに指導しているところであります。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） たまたま軽自動車とい

うものを見ることができまして、その後、水道庁舎なり、いろいろなところに置いているのを見るんですけれども、これが本当に車検で合格したのかと言われるほどの壊れようです。座るところが、下の針金というか、ばねが見えたりとか、そこに座布団を敷いてやっているとか、そういう状況もありますし、冷暖房はもちろん、ラジオもないんですが、そういうものが自動車と本当に言えるのかなということで、今、車検の基準なり、そういうものをお聞きしたんですけれども、車検はどこでやっているんですか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 車検は指定した市内の工場で行ってございます。かなり限界に近い車もございますので、これから定期的に交換していこうかなと考えてございます。例えばことは車両に配置している車2台を、既に多いのだと20万キロぐらい走っている車もありますので、購入ということじゃなくてリースという形でことしちょっと試験的にその制度を活用してございますので、非常に財政が苦しい中でそのリースという制度が市の運営にとってどういうのかということを経験的に導入したこともありますので、それを見ながら計画的に更新してまいりたいと考えております。

12番（今田雄三委員） 委員長、今田雄三。

山口吉静委員長 今田雄三委員。

12番（今田雄三委員） ちょっと聞きたいんですけれども、そういう状況はまず抜きにしても、とにかく安心して安全に乗れる車をやはり職場内に置いておかないと大変なのではないかなと思います。先ほど自転車小屋も見었습니다。新しい自転車が5台ほど並んで、きょうは特別整然と並んでいるなと思ったんですけれども。

そういう意味で、今後、今お話ししましたとおりリースなり、そういうもので対応できるものであればそれ、それから今の本当に座布団を

敷いてもまだけつが痛いというような状況の車だけでは何とか修繕なり修理なりしてほしいなと思います。今まで20年も大変苦勞なさった車ですから、そういう恩恵も受けながらやっているわけですから、その点を何とかお願いしたいなと思います。19年度で今言った乗用車なども買っておりますし、それから私たちがマイクロバスに乗るんですが、禁煙以外は何も支障がないわけです。そういう意味合いを込めて、やはり職員の使っている車も快適な走り方をする、そして乗るたびに怒りが込み上げてくることのないように要望しておきたいと思います。

19年度のそういう一つの実績の中で2台ほど云々という話がありましたので、20年度はこれ以上に努力してほしいなと御期待申し上げ、終わります。

山口吉静委員長 ほかに歳出について。

3 番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭委員。

3 番（斎藤義昭委員） 二、三点お聞きしたいと思います。98ページの市営バスについてお尋ねいたします。

当初予算で377万5,000円という予算なんです、100万円ほどの予算減額なっております。この運営の状態の中で、市民からルートの変更とか増発とか、こういう要望はありませんか。これからますます高齢化社会、さらには高齢者の免許の返還というものが全国的に進められておりますので、この市民バスは相当今後重要な課題になるなと私は感じております。この内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、通学バスの件なんです、先ほど私は萩野小学校の相撲大会に顔を出してきました。萩野小学校の関連する戸数は大体350戸ぐらいあると私は思っております。生徒の数を見ますと72名ぐらいなんです。1学年平均12名、甚だしいのになりますと、今350戸の中で1年生は女の子1人、5年生と6年生に至っては男

の子が3人ずつ、350戸の中ですよ。これは当然学校統合は経費の節減から考えてくると思いますが、やはり学校生徒のこれからの勉強のあり方、そういう環境から見てもこれは当然進めてくると思います。通学バスも土内から萩野まで4キロも5キロも来ているわけです。仁田山からも来ている。これは例えば泉田に統合なっても1キロか2キロで行くんですよ。その辺は当然進んでくると思いますので、通学バスについてもどういうふうに考えておるかお聞きしたいと思います。

それから、最後なんです、171ページ、萩野地区公民館施設管理費負担金220万円についてお聞きしたいわけですが、この管理委託費については、当時萩野地区公民館は矢作家のあそこが地区公民館であったわけであり、当時、改築の時期にきたことと、農協も改築の時期に当たった。その際に、お互いに経費を節約しましょうと、集客としても拠点的にしましょうということで合築をお願いしたわけです。そして、相当お願いした中で合築が決まったわけですが、当時この事業に力を入れていただいたのが今の山尾市長で、担当の課長補佐だったと思いますが、あの建物を建てたとき、ヨイトマケの歌を歌いながら基礎固めをやったことを今でも思っております。

今こういう時代になって、萩野農協は当時35人ぐらいおったんですが、今5分の1ぐらいの職員しか、ぱらぱらしかいない、あの建物の中で。六、七名しかいない。あの負担はどういう形で負担しているのか私は最初から関心があったが、聞いたことはありません。今回初めて聞くわけですが、当時は屋根も基礎コンクリも両方でやるんだから半分でできるんじゃないか、そういう発想でやったんですが、今の負担の割合はどういう負担の割合になっているのか、今初めて聞くわけですが、それを一つお聞きしたいと思います。以上です。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 市営バスの件についてお答えいたします。

新庄市地域公共交通会議というのがございまして、そこで市営バスを運行する際にいろいろ御意見をいただきながら進めております。20年1月30日に開催しまして、そのときにいろんな御意見、要望をいただきました。1点目は、土内線のバスを小泉の中集落に走らせていただけないか、小泉経由で運行していただきたいこと、それから萩野地区のとまる場所も含めて、小学校の中まで行っていただけないかという御意見も要望もございました。それから、土内に行ったバスの帰り2便が回送になっておりましたので、その回送便にもお客さんを乗せていただけないかという御要望がございました。その中から、小泉経由についてと帰りの回送便を活用した増便について20年度は実行させていただきました。

なお、小学校に入っていくバスの運行経路につきましては、ちょっと問題がございますので、今後の課題とさせていただきます。以上です。

大場和正教育次長 委員長、大場和正。

山口吉静委員長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 子供の通学に伴う交通手段の確保ということでございます。現在、市の方ではスクールバスを4路線運行しています。そのほかに市営バスを利用した部分と路線バスを利用している学校がございます。これらにつきましては、新庄市の交通安全通学プランというものを一応策定しておりまして、それらの具現化を図るために今検討をしているということでございますので、今は小学校であれば4キロメートル、中学校であれば6キロメートルということがあるわけですが、それよりももう少し短縮した形でもって子供たちの安全安心な通学を確保するためにどうするかということで今

検討を重ねているところでございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

三浦和枝生涯学習課長 委員長、三浦和枝。

山口吉静委員長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 萩野地区の公民館と農協との負担金の割合でございますけれども、基本的には面積に比例しまして43対57ということで、萩野地区公民館の方が43%の割合になっております。以上です。

3 番(斎藤義昭委員) 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭委員。

3 番(斎藤義昭委員) 先ほども申し上げましたように、市営バスについてはこれからますます重要な課題になると思われるわけでありまして。今は市営バス、委託1台だと思っておりますが、この辺に力を入れて、市営バスをいろんなイベントでも使えると思うんです。それから、予算がふえるんですが、これから人口減少しますと必ず予算縮小する場所も出てくると思うんです。だから、市営バスについてはもう少し大きな角度でこれから力を入れていく課題ではないかなと思います。それを要望して終わりたいと思います。以上です。

山口吉静委員長 ほかに歳出について質疑ございませんか。

1 1 番(渡部平八委員) 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八委員。

1 1 番(渡部平八委員) 成果ですか、この主要施策の成果に関する説明書というものは、議会が市長の提案を受けて予算審議をして、それを施行した結果どういう成果が上がったかということがこの成果というふうに理解しているんですが、そういう意味でこの成果表を見ますと、いろんな面で「努めた」とか「こういうことを催した」とか「こういうことをPRした」とか何か「努めた」「催し事をした」と。要は、それをやることによってどういう成果が出たかということが求められるのではないかと。

そういう意味で、まず最初に56ページ、農業委員会のことでちょっとお聞きます。

農業委員会の業務活動としては、農政普及活動事業というものがございまして、大体8項目ぐらいございます。その中に異業種や消費者との交流という項目があるんですが、具体的にこれは成果表には載っておりません。どういう異業種と交流をし、さらに消費者とはどういう交流をなされたのか、そしてその結果どういう成果をお上げになったのか、その辺、この成果表の56ページには全然触れておりませんので、一つわかれば。これは、会長の代理でそこにお座りになっているんですが、今回初めてでございますので戸惑う面も多々あると思いますので、事務局の方からお願いした方が私はいいと思います、初めてでございますので。

また、今は異業種とか言ったんですが、例えば農地流動化の促進をするために、担い手農家に農地集積を図るために、適正な小作水準を決めるとあっております。そうしたならば、適正な小作料金を設定したことによってどのくらい流動化があり、さらにその中で担い手農家に農地の集積はどのくらいあったのか、これもこっちの桃色の分で私ども手元に配付なっておりますが、これを見た限りではその点は出ておりません。どのくらい集積があったということは出ておるんですが、この目的とした担い手ですか、これは全然出ておりませんので、担い手にはどのくらい集積があったのか、さらに担い手以外の方についてはどのくらい集積があったのか、その辺も全然出ておりませんので。

それから、前にも認定農家という言葉があったんですが、今は担い手という言葉が出てきたんですが、認定農家になるためにいろんな計画を作成して、そしてその目標に向かってその農家が邁進したんですが、前に私がお聞きしたときはその達成率は極めて低いんだという御答弁をもらっておるんですが、今、この担い手農家

ですか、普通の農家から見るといろんな面で融資とか米価の問題にしてもかなり優遇策を講じられているわけです。そういう面から見れば、この担い手農家の計画ですか、そういうものは今のところどのくらい達成なされているのか。

それから、これも成果表なんですが、今度は68ページです。この中で、観光整備事業というのをおやりになったんだと出ておるんですが、これも栗駒国定云々から始まって、何々を行った、こういういろいろ出ておるんですが、「すぐれた自然のPRとか山岳観光の振興に努めた」と。その努めた結果どうなったのか。と申しますのは、ポスト国体ということで、県の方では我々の住む新庄最上は観光資源が極めて乏しいということで、いわゆる国定公園の神室山系ですか、山岳観光を大きく取り上げられて、ちょっと進んだような傾向あるんですが、その点、今どうなっておるのか、山岳観光。

それから、これも「伝統的な織物、亀綾織とか伝承活動の効果的な宣伝を行うなど地域特産のPRに努めた」と、物産のPR、首都圏ですか、こういうものを「販路拡大に努めている」と。その結果、成果はどうなったのか。

それから、成果表の99ページですか、これは雪の里情報館に関することなんですが、これも雪の里情報館の機能の中核をなす情報の発信について、より効果的な情報発信方法とか、これも「情報提供に努めた」と、いろいろな形で努めた。どういう形で、どういうふうに具体的に努めて、その努めた結果、19年度はどういう成果が出たのか。これだけ見ると全然、「努めた」とか「何々した」とか、もうちょっと踏み込んでやらねばわかりやすいんでないかなと私は思うんですが、その辺、まずその結果です。

それから、20年度の決算も来年9月議会にまた出るわけなんですが、その辺のこういう表現ですか、どういうふうに全体にわたってなされ

るのか。例えば農業委員会のなんか1ページのおよそ半分以上空欄になっているわけです。もう少し農業委員会の業務の内容を、八つもあるんですから、空欄なんかしないで、もう少し書き込んでもらえれば、見る方としては、なるほど、農業委員会ではこういうことをやって、こういう成果を上げているんだなということを一目瞭然でわかると思うんです。これだけ見ると、何か農業者年金とほかのことしかやってないと、しかもあとは空欄だと、その辺ちょっと歯がゆいというか、そういう感じを受けるんですが、その辺、会長さんもおられるんですが。

それから、67ページなんですけど、江戸家老ですか、これも前にいろいろおやりになって、活躍、御面倒をかけているんですが、これも情報発信手段として仙台とか江戸家老を設置したと、新庄市の観光や文化を全国及び仙台圏にPRしていただいたと。それは江戸会議を実施して、在仙山形県人会で観光物産のPRを行ったと。これも、これをおやりになったことによってどういう成果が出たかと、一つその辺、全部答弁することも難しいと思いますので、例えば具体的に、観光物産やったんだと、そのためにこういう成果が出たんですよということ。

今、3項目か4項目羅列して申し上げましたが、その辺一つ説明してもらえばこの成果表が生きてくるんでないかと思うので、そういうことでちょっと御質問させてもらったんですが、ひとつよろしくお願いします。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時08分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて、再開いたします。

柏倉 政農業委員会事務局長 委員長、柏倉政。

山口吉静委員長 農業委員会事務局長柏倉 政君。

柏倉 政農業委員会事務局長 ただいま渡部委員の方から質問ありました件につきまして、お答え申し上げます。

まず一つは、平成19年度の主要施策の成果に関する説明書ということで、56ページの農業委員会の件でございますが、ここに記されておりますのは主要事業ということでございましたので、19年度に取り組んだ事業についてのみ掲載いたしまして、細部につきましては先般配付しました農業委員会の概要をごらんになっていただきたいと思ひまして、通常業務というか、本来業務と申しますか、それについては割愛させていただきました。本来業務として農地業務と農業委員会の本来の業務である建議、諮問等の事業もありますけれども、それについては本来業務ということで割愛させていただいたんですが、委員がおっしゃられる事業実績というようなことはこの後から説明いたします。

その中で、異業種や消費者との交流というようなことで活動事業の中にうたっておりますけれども、これにつきましては農業委員会は新庄中核工業団地の促進協議会の一員というようなことで入らせていただきまして、その中でいろいろ御意見を聞いたり、意見の交流を行ったりしております。それから、食と農を守るというようなことで、そういう会議にも出席して意見を述べたりというようなことで、そういう場で異業種の交流をしております。それから、農業危機突破大会というようなことで、8月21日、これは山形で開催されたんですけども、この中にも生活協同組合連合会や森林組合、漁業協同組合といったような各連合会、またJAグループというような事業主体の方が危機突破大会を開催されましたけれども、それらにも農業委員会として参加してきたというようなことで、こういう運動も行っております。そういったこ

とで、いろいろと活動を行ってきておりますけれども、ここに記載しなかったことは申しわけなく思っておりまして、今後は一応そういったものも含めて掲載していきたいと思っています。

それから、具体的な事業実績といたしまして、農業委員会の概要の16ページに掲載しておりますけれども、委員が質問されました農地流動化の実績についてというようなことで、19年度につきましては17ページの方に入っているんですが、農地流動化の実績というようなことで掲載しております。

農地の利用集積というのは、農業経営基盤管理強化法というような法律に基づいて、農地法とは別に行っております。その要件といたしましては、認定農業者あるいはある一定の面積要件を満たしている者という条件等がございます。それらに農地を集積した場合には一応農地法に基づかない農地利用集積ということで実績として上がってくるわけです。これによりまして、平成19年度におきましては新庄市全体で新規に設定されたものとなりますと52ヘクタールとなります。18年度については54ヘクタール、合わせて100ヘクタールぐらい集積されたという実績になるわけでございます。

そういった集積がどのような目標で行われているかというようなことをおっしゃられましたけれども、目標については新庄市の農業振興ビジョンの中でうたわれていまして、認定農業者につきましては400経営体を目標にというようなことで、そのシェアは72%というようなことを平成28年度を目標に計画されているわけです。その計画に基づいて一応農業委員会もそちらに誘導するために集積事業を行っているということでございます。細部のいろいろな条件は新庄地区の場合は最低面積で2町1反とか、昭和の場合は6町5反とか、いろいろ地区によっても面積要件等が違いますけれども、それらの方々に農地を集積していった場合については農用地

利用集積の方の実績になると。それ以外の農地法第3条による農地の権利の異動については集積とは呼んでおりません。

集積された場合のメリットというようなことで質問ございましたけれども、いろいろ税法上のメリット、あるいは融資、そういったことのメリットがございます。税法上につきましては、両者互いに個々の農家によって行われた場合は800万円までの所得税の控除というようなことがございます。それから、公社を通じた場合は1,500万円の控除になるというような特典もございまして、それらを活用しながら集積を促進しているというようなことでございます。そのほかにもいろいろなメリットはございます。

ただ、計画達成度と言われましたけれども、計画の達成度につきましては、認定農業者の採択要件というものがございまして、農業所得で400万円、労働時間2,000時間というものがございまして、それらの達成状況については5年ごとの認定農業者の更新時に判定されるものとしたしまして、こちらの方は農林課が所管されておりますけれども、5年間では余り長いのではないかというようなことで、その達成度合いの判定につきまして、中間年の3年目にも一度行った方がいいのではないかということが最近はお出ているようでございます。

担い手と呼ぶ者に対しては、認定農業者はもちろん私どもは担い手というふうに位置づけしておりますけれども、それ以外にも先ほど言った水稻における農家については、新庄、八向、稲船地区においては2町1反、昭和地区については6町5反以上の農地面積を有するところについては担い手農家というようなことで呼んでおります。それらのメリットについては経営安定対策の品目横断等の加入要件もございまして、昨年までは4ヘクタール以上というようなことで、認定農家で4ヘクタール以上という条件がありましたけれども、ことしからはその条件も

緩和されるというようなことで、協議会で認めたものについては4ヘクタール以下のものについても経営安定対策に加入できるというようなこともございます。

それから、認定農業者の達成度については、先ほど言ったんですけれども、農用地利用集積の達成度というものにつきましては、農用地利用集積計画というものを提出していただきます。それで、農業委員会で協議し、審査して通れば、それはそのとおり集積の面積どおりになりますので、ほぼ達成されたというふうに解釈しております。あと、認定農業者の400万円の所得目標とかについてはまた別途の達成度というようなことで判断されますので、その辺のところは集積と認定農業者との間ではちょっととらえ方が違っております。

そのほかにも農業委員会の活動としては、要請活動とか、昨年10月24日から再生産可能な米政策の確立とか、いろいろ要請活動も行っておりますので、それらについても主要事業といえは主要事業でございますが、それは本来的な業務というようなことで掲載いたしませんでしたので、御了承賜りたいと思います。

以上でございます。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

山口吉静委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 3点ほど御質問いただいたわけでございます。

まず、観光基盤整備事業の中の栗駒国定公園ということでございますが、この栗駒国定公園につきましては栗駒国定公園開発推進協議会というものがございます。現在、会長がうちの市長でございます。これは輪番制になっておりまして、昨年、栗原市から引き継いでまいりました。その構成メンバーなんですけど、一関市、湯沢、栗原、北上、奥州、最上町、東成瀬村、横手、金山、宮城県、山形県、秋田県、岩手県ということで、このたびの地震で大被害を受けま

した周辺の自治体がほぼ入っております。じゃ何をするのかということでございますが、これについては、栗駒国定公園がまだ未整備状況のところなんですけど、道路状況とか、その辺の整備を推進するという目的で設置されてございます。

今回、決算に出た中でございますけれども、そのうち神室山系の分のいわゆる登山路の刈り払いということで、これは県からの委託金でございます。77万1,000円ということで、面積にしますと全部で21キロということで、1メートルぐらいの幅で刈り払いを行うと。

ほかに、その国定公園以外ということで、杳蔵山周辺からいわゆる一杯森とか檜ヶ先とか、その辺の約7キロを刈り払いするというので、これが42万3,000円というふうなことでございます。山岳観光もなかなか根強いものがございまして、地元の人のみならず、首都圏からも来ていただいておりますし、昨年、県の資料によりますと平成19年度は新庄から登った分だけで200弱と聞いてございます。そのほかに秋田県の湯沢、これは新庄の倍以上だというふうに伺っております。

次に、亀綾織でございますけれども、これは物産交流振興ということで、この事業の20万円というものにつきましては家賃の補助ということでございます。ほぼ3分の1ぐらいを補助していると。ここにはございますとおり、入場者数については平成18年度比で2割ほど減っております。売り上げについては170万円ほどでございます。これは前年度と同じぐらいかなと思ってございます。現在、せっかく復元したものでございますので、私どもも折に触れましてPR活動を行っておりますが、やはりすぐには成果があらわれていないということで、これも息の長い仕事かなと思ってございます。

最後に、江戸家老でございますが、江戸家老につきましては現在18名の方が東京で頑張っ

いらっしゃるわけでございますけれども、そのほかに仙台家老ということで平成19年度から4名の方に委嘱してございます。先ほど委員の方からもお話ございましたが、在仙県人会へ市長もしくは副市長がまいりまして、その際、物産を持っていきまして、その方々に売ってきたというふうなこともございます。あと江戸家老の方でございますけれども、東京などでいろんな方といますか、地元の方々が、我々もそうなんですが、物産の即売をやるわけでございますが、その際に一応お声をおかけしまして、お客様をお連れいただいて協力していただいているということも一つございます。こういう「やった」「やった」ということでございますけれども、やはりこういうものは長くやらないと成果があらわれないというものもあるのではないかと思います。したがって、今後とも、マイナスになっているものもございますけれども、息長くやってまいりたいというふうに思っております。

なお、この評価につきましては、事務事業評価ということであられてまいります。

以上でございます。

三浦和枝生涯学習課長 委員長、三浦和枝。

山口吉静委員長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 雪の里情報館が保有する書籍、資料等の整備、活用についてでございますけれども、御承知のように、雪の里情報館は雪調時代からの資料を引き継ぎまして、それが雪の里情報館が現在存立している大きな意義を持つものでございますけれども、この4万5,000冊の資料等につきましては既にデータベース化してございます。

その活用等については、資料はかなり専門的なものでございますので、主には大学の教授とか学生とか、やはり専門的な方々からの活用が一番になります。市民の方で、山口弘道所長時代に中谷宇吉郎からの手紙類が来たということ

で、そういう研究をしていらっしゃる方なんかもいらっしゃいますが、基本的には県外のそういう専門家の方々の活用が主になります。そういう人たちが来た場合に雪の里情報館にある資料を提供することによって、今まで私たち市民が知らなかったような情報というのを新たに知り得たり、研究発表をいただいたり、あるいは来ていただいたことを契機に連携をとりまして、市民へのそういう新しい歴史の講座をしていたく等、私どもにとってはいわば知的財産の拡大というふうな意味での成果になるかと存じます。以上です。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 今、三浦課長から御答弁もらったんですが、本来はあそこは取り壊すと、こういう予算措置まで行ったわけです。ところが、あれは何か農村経済ですか、そういう面でも大変寄与したと。それから柳 宗悦ですか、よく私は「そうえつ」なんて言っているんですが、それから今 和次郎とか、雪の神様、北大の教授をなされた、そういう方々がいっぱい来ているんだと。そういう意味で、これは壊すべきでない。本来は農村経済を盛り上げるためのあそこは大きな役割を果たしたわけ。それから政治的に、例えば寒冷地手当とか、そういう意味で残したと。私は、できればそういう面に力を入れてもらいたいと思うんです。

時間ですからやめます。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

5番（小関 淳委員） 93ページ、2款総務費の職員研修事業費59万4,105円とありますが、職員研修実施委託料というのは、これは具体的に何に使ったんでしょうか。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 昨年度、管理職を対象にした人事評価研修というのを実施しまして、その研修の講師謝礼等を含めた一切を委託という形で実施しまして、その委託料です。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） 一般質問とか、いろんな折に私は職員研修というのはこういう状況だからこそ非常に充実させないといけないと言っているんですが、わかりました。そういうことで使われたわけですね。

あと、その下の職員厚生事業費の中で確認したいのは、下に書いてある謝金というところで36万7,200円が使われていますが、どういう使われ方をしたんでしょうか。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 厚生事業費の謝金、後ほどお答えします。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） そのまた下の下なんです、職員厚生事業委託料、どこに委託して、どういう内容の委託というか、事業内容だったんでしょうか。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 職員厚生事業委託料に関しては、職員団体、いわゆる組合に職員厚生事業に関して委託しておりまして、その委託料でございます。

なお、先ほどの謝金、ちょっと思い出せなかったんですが、思い出しました。安全衛生法上の産業医の謝金でございます。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） わかりました。お医者さんに払ったということですよ。

今、組合ということでしたけれども、具体的にもう少し、どういうあれなんでしょうか、具体的に、委託料、どういう内容。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 一定の規模以上の事業所が職員の福利厚生として健康診断などとともに元氣回復とか、そういった目的でレクリエーション等の事業を実施すべきなんですが、自前でやるとなかなか大変なものですから、組合のマンパワーを活用させていただいて、毎年委託という形で実施しております。内容は、スポーツ大会であるとかレクリエーション、具体的に言えばビアパーティーなんかも含まれています。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） わかりました。ビアパーティーも含まれていたというのはちょっと「おおっ」と思ったんですが、それも福利厚生だと言うならそうだと思います。

あと、組合が常時いる場所というのは、ちょっとずれるかもしれないですけども、あれは市が貸しているスペースなんですか。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 もちろん市役所の建物の中に事務所を貸しておりますので、市の建物を実費負担で貸しているという形です。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） 実費負担というのは、電気代とか、そういうことでしょうか。電話代とか、そういうものなんでしょうか。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 はい、そういう意味です。建物代、家賃的なものは考え方に入っていないで、光熱水費等の実費代をいただいているとい

う形です。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） ほかの自治体の例なんですけれども、職員組合のスペース、組合事務所というんですか、そういうところを市の庁舎内、市というか、自治体の庁舎内に置いた場合には賃料が発生している自治体もあるらしいんですが、そういうことは考えていらっしゃらなかったんでしょうか。賃料が発生して、労働組合の方から賃料をいただいている自治体もあるわけですが、新庄市の場合は。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 家賃に当たる分をもらおうという検討までは行ったことはないです。県内自治体の実態、詳しくはわかりませんが、大体同じような取り扱いになっているものから、そこを検討したことも私はないです。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） また聞きでの情報なんですけど、宮城か岩手だったと思うんですけれども、企業誘致をしようと積極的に動いた自治体があったんです。そこに企業の担当の方がその調査に出向いてきたと。その際に、企業誘致のいいところまで行った段階の話の中で「例えば職員組合の部屋が庁舎内のあそこになりましたけど、あれは賃料が発生していますか」という問いに対して、その自治体の関係者は「賃料というのは発生してないんです」と当然のように言ってしまったらしいんですね。そうしたら、その企業誘致の担当の方は、こういうところにはっきりした線引きができないところに企業が進出しても、これは無理だなという感じで、非常にその話が退行してしまったという話を聞いたんですね。

やはり労働組合と市側のその辺のしっかりし

た線引きというのは、これから多分市民協働ということも積極的に進めていかなくちゃいけないでしょうから、やはりしっかり線引きをした上で、みんなでそれこそいい新庄の状態にしていなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがお考えですか。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 職員団体のとらえ方のことも出てくるんだろうと思いますけれども、職員の労働条件も含みますが、福利厚生なども自分たちで組合費という形でお金を出し合って、そういった面の活動をしている団体だということで、従来から家賃に当たる分はちょうどいい形で設置を認めてきたということがあります。そういった市の敷地であるとか市の建物をお貸ししているということで今お金をもらっているのは多分ATMの設置に関して、あれだけかなと思います。今までいろいろな関連団体、森林組合とか、いろいろ事務所を役所内に置くんていうことがございましたけれども、そういったものも含めて家賃までは、実費負担はしていただきますけれども、そこまではちょうどいいなくてもいいのではないかなという考え方で来ております。これまで余りそこまできちんと検討した経過もございませんけれども、今のお話も参考にさせていただきたいと思います。

5 番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

山口吉静委員長 小関 淳委員。

5 番（小関 淳委員） やはり市民もその辺は非常に気になる場所だと思いますので、その辺の線引きをこれからしっかりしていただいて、それこそ何度も言いますが、市民とみんなで一緒にいい新庄にしていってほしいと思います。終わります。

山口吉静委員長 ほかにございませんでしょうか。

4 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

4 番（小野周一委員） 成果表の総務費に書かれています。5ページ、たった1行なんですけれども、これは山尾市長の公約であり、予算の伴う事業でありまして、ことしから本格実施に向け1月から試行し、課題の洗い出しを行ったという職員の地域担当制についてお聞きするわけでございます。我々としても去年からいろいろな課長が希望の終わった区長さんのところに行って、この事業について試行されたと聞いておりますが、議会に対して1回もそれについて報告がなかったわけでございます。平成20年度も4月、5月、6月、大体半年ほど過ぎたわけでございますけれども、これはいつから実施されようとしているのか、きょうは19年度の決算ですから、ここにあるように昨年度の1月から試験的にやった結果でどのような課題が洗い出されたのかお聞きしたいと思います。

星川 基総務課長 委員長、星川 基。

山口吉静委員長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 職員地域担当制につきましては、主要施策の成果に関する説明書にありますとおり、ことし1月から5月いっぱい、課長職によりまして17地区で試行という形で実施いたしました。その試行結果に基づいていろいろ改善すべき点、改善した上で本格実施というような予定で試行したところですが、試行におきましては、その試行に応じていただいた区長さん方からは、市役所がみずからといいますか、市役所の方から地域に近づいてくれたというようなことで、前向きな評価を全体的にはいただいております。

ただ、実施の方法としまして、試行後における実施方法は、月1回、担当職員、試行では課長だったわけですが、課長が区長さんのお宅に訪問して、市の情報提供ということを基本にしまして、いろいろ意見交換を行ったり、あるいは地域の課題等を伺ったりして、必要なものはそれを担当課に連絡をして解決したといいます

か、課題解決に当たったということも若干はありますけれども、基本的には情報伝達、意見交換という形で行いました。

ただ、この試行を行った結果としては、これは担当した職員だけでなく、区長さん方からいろいろ本格実施に当たっての意見等お尋ねしたわけですが、区長さんの自宅に月1回職員がお邪魔するということ自体かなり負担を感じる区長さんもおりましたし、月1回というと、なかなか情報提供といっても余りタイムリーな、相手が知りたいような情報をきちんと提供できないということもありますので、必ずしも月1回にこだわらなくてもいいのではないかと、毎月でなくてもいいのではないかとといった意見や、一つの町内の課題といってもなかなか出てこない。例えば地区、鳥越なら鳥越とか、升形なら升形という一くりにしていろいろ地域課題を洗い出して、それを市と一緒に考えて、地元と考えていくような方法の方がいいのではないかという、その区割りの問題、最初は215地区に215人の担当職員を置くというようなイメージもあったんですが、必ずしもそういう形でなくてもいいのではないかという御意見、いろいろ区長さん方からもちょうだいしまして、そういった区長さんの御意見、また担当した課長からもいろいろな改善提案も出ましたので、それを今いろいろ整理しまして、担当区割りと、そこにだれを張りつけるかという具体的な作業に入っている段階です。

今の作業状況なり、また区長さん方への説明もございますので、試行の段階では希望する役員の区長さんということで、かなり前向きな理解のある区長さんを相手に試行したわけですが、今度は全区長さんを相手にして全地区に入ると。区割りの仕方ではかなり大きくになるところもあるかもしれませんが、そういうことですので、これは一人一人の区長さん方から苦情をお尋ねに行く、要望をお尋ねに

行く御用聞きみたいなものではないですよというところの説明もきちんとしないと、毎日窓口を開いている、いろいろな要望受け付けであるとか、あるいは7月に集中的に実施しますまちづくり会議であるとか、そういうところとの峻別も判然としなくなってしまうし、何のための地域担当制かということもきちんと御理解いただきながら進めたいということもありまして、その説明の時間とかを考慮しますと、今のところですが、11月実施ということではいろいろ準備を進めている最中です。本格実施の段はくり方にいろいろところによって大きくなったり小さくなったりはしますが、全地区に入らせていただきますので、議員の皆様方からも全面的にバックアップしていただいて、地域と市が一体となって地域課題の解決に当たる、あるいは地域づくりを進めるといった方向でやっていきたいということを考えております。

その段が来ましたら改めてお願い申し上げますが、かなりねらいどおりに定着するまでは時間のかかる仕事だと思って覚悟はしておりますけれども、息長く続けたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

4 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

4 番（小野周一委員） この地域担当制ですか、この目的を見ても、やはり自分たちの情報を地域に持っていくんだという、総務課長が言ったとおり、御用聞きではないんだよということがやはり一番大事だと私は思うんですね。だからこそ、やはり我々も議員として市民から負託を受けてこの議場には来ているわけなんですけれども、市長の公約だった地域担当制事業はいつから本格的にやるんですかという話を何回も私は聞くんですよ。やはり途中経過でもよかったから、1回や2回だけですけども、今までの経過というものを我々議会にも示してほしいかなという気持ちです。

今年度の11月から本格的に実施するということですので、先ほど総務課長が言いましたけれども、ただ苦情伺いではないんですよということだけは、職員の方ですか、あと区長さんたちがお互いわかり合って、職員の地域担当制という事業を円滑にやってほしいものだなと思うわけでございます。

次に、134ページの畜産業費であります。

今、19年度決算ですから、畜産業、本当に苦しい経営に陥っております。そういう中で、昨年度の決算についてお聞きしたいんですけども、総事業費のうちの主に野中地区のマニアスプレッダの市強い農業づくり交付金とか、国・県への補助金の返還等が主な事業になっているわけなんですけれども、謝金20万円、光熱水費68万何がし、修繕費48万円、あと旧中部牧場排水路補修工事請負費とありますけれども、これらについてお聞きするものであります。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 畜産振興事業について御質問ございました。その中で、135ページの光熱水費でございますけれども、これにつきましては68万8,219円でございます。その中で、歳入としましては、へい獣保冷庫分の電気料、畜舎の飼養舎、いわゆる和牛改良組合から預託を受けている和牛2棟、乳牛2棟についての雑入ということで電気料をいただいて、歳出としては68万8,000円ということで、雑入としましては47万7,000円の雑入費としていただいております。

修繕につきましては、高圧の配電線等の修繕がございまして、それについて48万円でございます。

それから、水路工事につきましては、旧中部牧場の排水路補修ということで、牧場施設の流末でございます排水路が泉田地区の農地、いわゆる水利の受益者になっていまして、それがいろ

いろ侵食されて、それでその水路の補修ということで、ため池の決壊した部分の補修でございます。

謝金につきましては、優良子牛認定保留事業奨励費の支給事業として1頭当たり5万円の4頭ということで20万円となっています。

4 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

4 番（小野周一委員） ちょっと俺の考え方がおかしいのか、謝金が優良子牛4頭分の補助金ですか、これ。謝金、字のごとく相手に対するあれじゃないですか、謝金というのは。優良子牛4頭分。

あともう一つ、光熱水費の中に和牛2頭、乳牛2頭に対する、預かっているから、改良認定組合ですか、それに対する4頭分の光熱費も入っていると言いましたけれども、これは個人のものじゃないんですか、これ。和牛2頭、乳牛2頭って。あそこに分けておいてですか、和牛改良組合から預かっている牛というものは。初めて聞きました、こんなこと。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 最初の謝金について、ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでしたけれども、新庄市和牛改良組合が行っております優良子牛認定保留導入事業について、予算の範囲内で優良子牛認定保留支援奨励費として支給していると。その中で、当該組合の中で生産された雌子牛のうち特に優秀なものを認定保留子牛として会員に対して優良子牛の確保、増殖を行うことによって地域の銘柄を確立する、改良促進するということで、生産頭数の増を図って畜産の振興に寄与するというようなことで、謝金として先ほど申し上げました1頭5万円を4頭というようなことでございます。

それから、光熱水費でございます。先ほど68万8,000円の内訳の中で雑入としてへい獣保冷

庫の電気料として47万7,000円でございます。

また、畜舎の飼養舎ということで和牛2棟と乳牛2棟の電気料ということでございます。2棟ということです。建物の棟です。乳牛と和牛の2棟です。申しわけございません。

4 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

4 番（小野周一委員） 2棟というのは1頭、2頭じゃなくて、棟ですな。和牛飼育する1棟、2棟と乳牛の酪農の育成牛舎、その棟ですな。わかりました。

最初の謝金というのは、成果表の58ページにある優良子牛の市奨励費と見て差し支えないわけですな。（「はい」と呼ぶ者あり）やはり同じ金出すなら同じ言葉で出してもらえば我々もわかるんだけど、こっちは奨励費、こっちは謝金と書かれているもんだから、どこかに行く、お金どうもありがとうございますとやったのかなと思って、勘違いしたわけでございます。

あと光熱費なんですけれども、話に聞きますと、私も牛飼いであります。あそこに酪農協会、そして和牛協会から、認定改良組合かな、あれは。個人的じゃなくて組合と契約していたはずなんです、そこ。そして、新庄市の酪農なり和牛生産に対する改良に対する一つのあそこは発信基地ですよという意味で酪農組合と和牛改良組合と契約、1年ごとに契約しているという話を聞いたんですけれども、酪農はさておき、和牛に関しては二、三年前から新庄最上で作られた種雄牛というのが本当に全国的にも有名になったわけでありまして、あの施設からどのような畜産振興に対する情報発信がなされているか、ありましたらお願いしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 ただいまの件でございますが、平成14年の旧中部牧場解散後、畜産振興の

拠点としまして旧最上中部牧場の利用団体協議会が主体となって、いわゆる畜産振興、また預託事業、それから研修生を受け入れながら後継者の育成と、それから生活環境の改善に向けたいろんな畜産の振興を今やっております。その中で、前からいろいろ指摘されておりました飼養料について、何らかの措置を講ずるべきじゃないかという指摘もございまして、今年度から予算の方に、3月の予算の方でも申し上げましたけれども、飼養頭数で乳牛の育成の方で40頭、和牛の繁殖として32頭、これについてあくまでも飼養料として、雑入として今年度からいただくようにしております。また、その中で、いろんな利用団体協議会の方に対して委託をしております。その中で、牧草地の維持管理とか牧道の管理とか、そういうことで、市で委託しているような管理をしていただいているということでございます。

4 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

山口吉静委員長 小野周一委員。

4 番（小野周一委員） 実は、この議場にも新庄市の和牛改良協会の会長さんがおられるわけなんですけれども、果たしてあそこから新庄市の和牛振興にどのくらい寄与しているのかなという、ということは、前と違いまして放牧場もなくなりました。はっきり言って個人的な経営なんですけれども、今、新庄市の多くの畜産農家がここに牧場がないものですから、中部牧場がなくなったものですから、尾花沢の方をお願いしているわけなんです。だから、あその施設から、ここは新庄市内ですけれども、どのような畜産という情報が発信されているのかなと私思うわけなんです。その辺やはり市の農林課としてもいろいろ多分1週間に1回行ったり、いろいろあると思うんですけれども、あそこは30何頭もすばらしい畜産経営をやっていると聞いておりますので、やはり新しい畜産の情報というものをつかんでいただきまして、新庄の畜

産振興にわずかでも寄与していただければ、我々も畜産農家の一人として大変ありがたいと思ひまして質問させてもらったわけでございます。そういうわけで、市としてもやはり財政的に大変な中でお金を支出しているわけでございますので、その点をよろしく願いして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて、再開いたします。

6 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

6 番（遠藤敏信委員） 137ページ、農地費、小規模畑地化整備支援事業費補助金341万4,000円とありますけれども、畑地化整備事業をやった地域と、その面積、いかほどかお教え願いたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 小規模畑地化整備支援事業費341万4,000円でございますけれども、この地区については泉田、柏木原、二枚橋の農家4戸による畑地化でございます。面積としましては2.3ヘクタールでございます。採択要件が1団地2町歩以上ということになっていきますので、その2.3ヘクタールということでございます。対象としては、ネギ、ニラ、サトイモ、特にサトイモ、園芸振興というふうなことで、ネギもそうなんですけれども、これについて対象としている作物。それから、当然水田を畑地化ということでございますので、暗渠排水の本暗渠と補助暗渠の整備も入ると。それから、堆肥を投入する事業でございます。それで10分の6が県の補助でございまして、測量については市と受

益者の方で直営でやって、見積もりと工事については山形県農業公社の方に委託しております。それで見積もりの結果でこのくらい事業費がかかるというようなことで、受益者の同意、地権者の了解あれば事業化に入るということです。事業主体はJ A新庄最上北部営農センター野菜生産組合というようにございます。これも畑地化がこれからどんどんそういう要望の箇所もございますので、21年度なり取りまとめていきたいと考えています。以上です。

6 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

6 番（遠藤敏信委員） 面積要件1団地2ヘクタールということでしたけれども、先日、最上町のアスパラ、今、最上町は町を挙げてやっているわけですが、その圃場にしようというところをちょっと見学してることがありました。その畑地化事業で、従来田んぼをつくる際に暗渠を掘っていたところを避けて、さらに畑地化のための排水工事をやっていたということです。ということで、必ずというか、面積要件1団地2ヘクタールをクリアしなければならないものかということについて伺います。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 1団地そこに点在していても、いろいろ計画書がございます。その中で2ヘクタール以上ということが要件になっております。これが一つの要件でございます。

以上です。

6 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

6 番（遠藤敏信委員） 転作が緩むことなくわずかず拡大している中で、転作を定着させるためにも畑地化ということは必要かと思います。ことし8月、盆過ぎからの雨で、ソバをまいた方で冠水して非常に生育が悪いと、従来よりことしはソバの収穫が落ちるのではないかという

ことが懸念されておりますし、また発芽はしたものの消えていったと、今は雑草化しているということも目につきますので、この辺ちょっと新庄市流に何かうまい手だてがないか、講じていただければと思います。

あともう一つですけれども、成果に関する説明書の26ページで相談業務と、来庁者及び電話相談ということで、市民からのさまざまな相談にに応じている旨記載されております。相談件数334件、うち消費生活相談131件、特別相談90件とありますけれども、差し支えなかったらその主なものというか、どういうふうなことに分類されているのかお尋ねしたいと思います。

柿崎卓美市民課長 委員長、柿崎卓美。

山口吉静委員長 市民課長柿崎卓美君。

柿崎卓美市民課長 市民相談業務についてというお尋ねですので、御説明申し上げたいと思います。

成果表の中では334件と年間の相談件数を御報告申し上げております。内容なんですけど、大変大ざっぱなくくりで申しわけないんですが、金銭関係に関するもの52件、離婚問題に関するもの27件、それから架空請求、非常に多いんですが、これが25件、相続に関するもの14件、交通事故の処理に関するもの9件、家庭内のさまざまないざこざに関するもの6件と、こういったくくりで私どもは把握しております。

6 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

6 番（遠藤敏信委員） 私たちも行政相談というか、それに近いものについては相談を受けることがあるわけですが、訪れる人は非常に困窮というか、せっぱ詰まった困った状態でやってくるわけですね。人に知られたくないというものもあると。それに応じられているということ、非常に今の担当者の方というのは大変だというふうに思います。また、どうかしてくれという相談もあれば、どなり込むような方も

おられるやに聞いておりますけれども、窓口業務の大変さということ考えた場合に、対応が1人だけで大丈夫なんだべかなと思います。対応が粗末になれば大変これは失礼な話になるし、非常に微妙な駆け引きと言ったら何ですけれども、対応の方法というか、そういうことがあると思うんですけれども、大きく分けて金銭、離婚、架空、相続ということ、そこで振り分けたりされるんでしょうけれども、もうちょっとプライバシーに触れない状態で今日的な相談内容について紹介願えればありがたいです。

柿崎卓美市民課長 委員長、柿崎卓美。

山口吉静委員長 市民課長柿崎卓美君。

柿崎卓美市民課長 市民相談室の体制について御心配をいただいているようで、大変ありがとうございます。

体制的に、今、職員1人に嘱託職員1名という大変私どもにとって弱い体制だなと思っておりまして、人数が多ければそれだけ相談の対応もあるいは濃密にできるのかなという気持ちはございます。でも、体制は体制ですので、今の体制でできる限りのことをやっていこうと、今の段階では考えております。

それから、相談の内容についてというお問い合わせでございましたけれども、個別事項でございますので余り具体的に申し上げにくいところもあるんですが、例えばということで二、三申し上げますと、例えば最近非常に多重債務に関する御相談というのが多くなってまいりました。以前もここでお話しした覚えがあるんですが、素人が解決できるような問題ではございませんので、専門の方々に引き継ぐような形で相談に応じております。それから、例えば隣近所で境界の問題で困っているんだという問い合わせ、御相談があります。それから、お嫁さんとかお婿さんについて、どうも合わないからどうしたらいいべというようなおじいちゃん、おばあちゃんの御相談というのもございます。大変

幅の広い御相談でございまして、対応に苦慮しているというのが実情でございます。

6 番（遠藤敏信委員） 終わります。

散 会

山口吉静委員長 以上をもちまして本日の審査を終了いたします。

次の決算特別委員会は、あす9月17日水曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

それでは本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時23分 散会

決算特別委員会記録（第3号）

平成20年9月17日 水曜日 午前10時00分開議
委員長 山口 吉 静 副委員長 奥 山 省 三

出席委員（19名）

1 番	奥	山	省	三	委員	2 番	佐	藤	悦	子	委員
3 番	斎	藤	義	昭	委員	4 番	小	野	周	一	委員
5 番	小	関		淳	委員	6 番	遠	藤	敏	信	委員
8 番	沼	澤	恵	一	委員	9 番	清	水	清	秋	委員
10 番	小	嶋	富	弥	委員	11 番	渡	部	平	八	委員
12 番	今	田	雄	三	委員	13 番	金		利	寛	委員
14 番	新	田	道	尋	委員	15 番	平	向	岩	雄	委員
16 番	森		儀	一	委員	17 番	山	口	吉	静	委員
18 番	亀	井	信	夫	委員	19 番	星	川		豊	委員
20 番	下	山	准	一	委員						

欠席委員（1名）

7 番 中 川 正 和 委員

出席要求による出席者職氏名

市	長	山 尾 順 紀	副 市 長	國 分 政 嗣
総 務 課 長	星 川 基	政 策 經 営 課 長	坂 本 孝 一 郎	
税 務 課 長	今 川 吉 幸	市 民 課 長	柿 崎 卓 美	
環 境 課 長	五十嵐 正 臣	健 康 課 長	小 野 孝 一	
農 林 課 長	五十嵐 祐 一	商 工 観 光 課 長	黒 坂 光 悦	
都 市 整 備 課 長	中 部 力	下 水 道 課 長	佐 藤 新 一	
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	大 江 雅 夫	福 祉 事 務 所 長	田 口 五 郎	
神 室 荘 長	叶 内 利 昭	水 道 課 長	小 野 善 次	
教 育 委 員 長	伊 藤 輝 昭	教 育 長	武 田 一 夫	
教 育 次 長	大 場 和 正	学 校 教 育 課 長	山 川 義 隆	
生 涯 学 習 課 長	三 浦 和 枝	生 涯 ス ポ ー ツ 課 長	清 水 幹 也	

選挙管理委員会 委員長	矢 作 勝 彦	選挙管理委員会 事務局長	小 野 正 一
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 局長	佐 藤 良 知
農業委員会 会長職務代理者	高 橋 眞	農業委員会 事務局長	柏 倉 政

事務局出席者職氏名

局 長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 事	笹 原 孝 一

本日の会議に付した事件

議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第59号平成19年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第60号平成19年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第61号平成19年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第62号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第63号平成19年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第64号平成19年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第65号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定について

開 議

山口吉静委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は19名であります。欠席通告者は中川正和君1名であります。

なお、本日は農業委員会より会長職務代理者の高橋 眞君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより16日に引き続きまして決算特別委員会を開きます。

議案第58号平成19年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

山口吉静委員長 平成19年度一般会計の歳出について、質疑ございませんか。

8 番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番(沼澤恵一委員) おはようございます。

きのうに引き続き、きょうも一番目の御指名をいただきまして、委員長、ありがとうございます。気が引き締まる思いでございます。

それでは、先に質問項目を申し上げたいと思います。

主要施策の成果に関しまして、72ページ、土木費関係でございます。5の都市計画総務事業の委託関係、6の街路事業、それから77ページの雪総合対策事業、この件について質問させていただきたいと思います。次に、決算書の方で104ページ、2款総務費4項選挙費、県会議員選挙と参議院選挙絡みのことについてお尋ねしたいと思います。最後に、165ページ、10款教育費2項小学校費、この中について質問させて

いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、主要施策の成果、土木費関連から始めたいと思います。

72ページ、都市計画総務事業の中にあります業務委託、新庄市都市計画用途見直し基礎調査業務委託関係でございます。当初予算300万円、結果的にここに出ております240万円の委託です。約2割引ですが、この発注方法と委託先はどこなのでしょう。

それから、関連しまして、約1年近い委託期間でございます。具体的にどのような成果品があったのか、その内容についてまずお尋ねしたいと思います。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 都市計画総務事業の中の新庄市都市計画用途見直し基礎調査業務でございます。これにつきましては、山形県の都市計画協会に業務を委託しております。その業務の内容ということでございますけれども、これにつきましては現在新庄市の都市マスタープランが策定されて11年が経過しているということから、その間社会情勢が大きく変化しておりまして、これらに対応したまちづくりへの具体的な計画の見直しを行う必要があると、また具体的に開発が進んでおります小檜室地区とか用途周辺部の残存農地の開発等、これらの課題の整理、検討を行う必要があるということから、実態に即した早急な対応が必要となってきたところでございました。このために、本業務につきましてはこれらの背景を踏まえまして小檜室地区や周辺部におきますまちづくりの方針及び土地利用構想等を検討いたしまして、その都市利用及び環境の調和を図るための新たな土地利用地域の設定案を検討することを目的として業務を発注したところでございます。

具体的な業務の内容ということでございます

けれども、これにつきましては、一つは現況、課題の整理といいますか、それらを行いまして、それに基づきまして課題を設定しまして、まちづくりの方針等をまとめていくと。それと、全体的な土地利用にかかわりますフレームの整理、そういった内容を行いまして、将来の土地利用に即した構想、用途地域の未利用地の開発方向、そういうものを定めまして方向づけを行うと。それから、用地地域内におきます不適格建築物等、これらに対する調査を行う。最終的にはこのデータをもとに関係機関との調整を行って、用途案の作成を行うという内容になってございます。

報告書の具体的な内容につきましては、報告書という形で、図面、構想図、課題図、そういったもろもろのかかわります図面、報告書で提出いただくという形になってございます。

以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ありがとうございます。先ほど一番目の質問で申し上げました発注方法なんです、発注先は都市計画協会ということでございますが、これは随意契約なされたのか、あるいは見積もり等あるいは入札等の発注方法だったんですか、もう一回確認させてください。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 専門的な業務も含んでいるということから、随契で行ってございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 成果内容についてはただいまお伺いいたしました。いろいろな調整、整合を図りながら新庄市の都市計画の見直しを行うということでしたが、これの見直しの時期、その見直しの全容をいつごろ明らか

にされるのかどうかお伺いしたいと思います。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 小檜室地区につきましては、現在開発もいろいろ進められているというようにもありません、できるだけ早い時期に用途を優先的に進めていきたいというようなことで関係機関との協議を現在も進めているところでございます。

ただ、全体の見直しに当たりましては、前にもお話ししていますとおり、これをもとにマスタープランの見直しを行わなければなりません。これにつきましては現在市の方では22年度で農振計画また土地利用計画等の期限になってございます。これらとあわせまして、やはり上位計画でもありますので、これらの整合を図りまして、農振計画及び本マスタープランの整合を図って一緒に見直しを図りたいと考えているところでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） そうしますと、農振絡みもあるようですので、22年以降ですか、22年の年というふうになりますか、どうでしょう。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 上位計画の土地利用計画等の関係もございますので、それらの整合を図って見直しを行う必要があるということから、22年度以降になる予定でございます。

以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） そうですね。まだ2年あるいは3年先のような気がいたします。

要望ですけれども、中間でも結構ですから、中ごろにお示しできれば私たちに明らかにしてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

ます。

それでは次の方にまいります。

6の街路事業なんです、73ページ、工事物件3件ございます。この中で下の方の二つ、小檜室関係の発注時期が真冬の工事になっているような工期でございます。2工区も含めまして、これはどうして冬工事になってしまったのか、その理由等あったらお知らせください。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 現在進めております関屋小檜室線の街路事業の発注時期ということでございますが、道路工事等にかかわります工事の発注につきましては、できるだけ早期に発注するというところでいろいろ進めているところでございます。

ただ、この関屋小檜室線につきましては、一部用地がまだ未契約でございます。それで、いろんな事情がありまして、これまで交渉の機会といえますか、それがなかなか持てなかった事情がございます。そういうことで、昨年度ようやく10月ごろですか、その問題も解決いたしまして、それから具体的な交渉に入ったという経過もございまして、現在の建物等の物件移転補償費の算定に必要な調査がまだ実施されておられません。そういったことから、何とかぎりぎりまでその調査を御承諾いただいて実施したいということで交渉を行ってきたところでございますけれども、なかなかすぐには御了解いただけなかったということで、その分の委託費を工事に回したと。それと一部工事の入札の差金もございましたので、合わせて別工事としまして発注した関係上、どうしても用地交渉の経過を見て工事を発注せざるを得なかったという状況で冬期になってしまったということでございます。

以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。用地絡みの交渉に手間取ったというような内容でございましたので、やむを得ないのかなと思います。

それでは、次の方に進みます。

77ページの雪総合対策事業、この中の業務委託7件ありますけれども、そのうちの一番上、一つ目でございます。水利権許可証の作成業務についてお尋ねしたいと思います。

平成14年から最上川から試験通水を行いながら検証してまいりました。ことしの厳寒期の本格通水に間に合うよう国交省より水利権の許可をいただいたとお聞きしております。短い期間でしたけれども、ことしの1月、2月、各河川に放水ができました。また、今年度主要事業の一つとして約1,000万円の予算計上されております。その効果を期待いたしておるところであります。この許可申請にかかわることについて二、三お聞きいたします。

先に、水利権者、要するに国交省から条件等なく許可がされたかどうか。

もう一つ、この許可に有効期限等があったのか、なかったのか、まずお願いいたします。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 昨年12月に念願でありました国土交通省から最上からの水利使用許可をいただきまして、昨年度一部通水を開始したところでございます。

この許可に当たりましての許可条件といえますか、これについての御質問でございますけれども、この許可につきましては河川法第23条及び第24条に基づく許可ということで、流水の占用と河川の占用という内容の許可条件でございます。この中で、水利使用規則というものがございまして、これに基づき水を利用しなければならなくなってございます。その中にいろんな条件といえますか、付記されてございます。

基本的に、全体の使用期間につきましては、

今回の消流雪用水に必要な水量といいますのは流雪溝に利用する水量でございまして、これにつきましては流雪溝の整備に合わせて随時変化していくと、必要な水量がだんだんふえていくという形になるわけでございます。そういった関係から、3年間の期間で更新の形になってございます。ですから、19年度から21年度までの3年間が一つの期間となってございます。この間に今回許可いただいている水量が0.6トンということでございまして、これを揚水するに当たりましては期間的なものが設定されてございます。基本的には二つに分かれておりまして、12月1日から31日までの間と3月1日から3月31日までの間、この2期間につきましては最上川から取水することはできませんが、現況の河川の中である一定量オーバーした分については取水が可能のように設定されてございます。今までの試験通水等を行いまして、特に水が必要な時期といいますのは1月から2月の2カ月の一部ということだったものですから、そういった設定を行ってございます。それで1月1日から2月末までにつきましては、最上川の堀内地点にございます揚水機場がございしますが、この流量が60トンを超えた場合に限り、その超える部分の範囲内で許可水量を取水することができるということになってございます。

また、排水も含めまして水質の検査といいますか、これも義務づけられておりまして、水素イオン濃度、要するにpHですけれども、それから生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）の三つにつきまして基準値が規定されてございまして、これらを定期的に水質を観測することが義務づけられてございます。

その他各井堰の取水量とか、そういったものについては別途条件で同じく規定されてございますが、規定の条件としましては今申し上げたような内容が主になってございます。

以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ただいまの中で許可の期限が最上川通水に関しては3年とお聞きしましたが、これを3年後また更新するのか、あるいは再申請という形で国交省に申請するのかわかりませんが、いずれにしても期限が切れた後またこのような申請書をつくるために莫大なお金をかけて作成業務をしなくちゃならないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 先ほど申し上げましたように、流雪溝の整備も年々やっておりますし、それらに伴います受益地域も年々拡大しているわけでございます。そうしたことから、最上川に対する依存水量といいますか、そういうものも年々ふえてくるということで、3年後にはまた当然見直しを行って許可の更新を行っていくということでございます。これは農業サイドの新庄用水の施設の多目的使用で許可をいただいて利用しているわけでございます。それも同じく3年更新という形であわせてなっておりますので、今後、当然雪対策として必要なものですので、更新しながら進めていきたいと考えております。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。

それでは次の78ページ、雪対策事業の二つ目の工事関係でございます。

ここに3件発注いたしておりますが、そのうちの二つ、上金沢と末広町1区、2区でございます。この地区の発注した工事の区画といいますか、あるいは路線といいますか、あるいは町内会と申し上げていいのか、この工事した地区的な中身というのはどういうふうに分けてされたのか、簡単に結構ですので、お知らせください。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 上金沢町、末広町地区の流雪溝整備1工区、2工区に分けまして発注したところでございます。この工区割りの考え方といいますのは、一つは水利系統、それと工事が同じ町内といいますか、地域にかかわるものですから、やはり交通等の障害等そういうことを配慮しまして、できるだけ早目に工事を完了するということから2工区に分けて発注したということでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 全体のこの工事の完成率といいますか、当然今年度も今年度予算でやっているわけですが、その割合はどのぐらいで、いつこれは完成するのでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 この地区につきましては、16年からですか、一部工事等進めてきておりまして、20年度、今年度の工事で計画部分については完了する予定でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ことしで完了ということですね。含めて3,000万円の予算を計上されておりましたが、これはきのうの森委員の質問あるいは答弁の中にも出ていたんですが、それらと関連しまして、もう一つ確認させていただきたいと思います。

確かに融雪用の側溝が整備されても肝心の水がなければだめですので、金沢、末広地区においては水源は金沢堰を通じて新田川というふうになります。この川の厳寒期における水利は御承知のとおりでございます。それを補う工事だということでお聞きしたいんですが、きのうの御答弁をまとめてみますと、最上川の取水を一

たん駒場の合流溝から放流した後、これをポンプで取水して、パイプラインまでは言われなかったんですけども、金沢堰へ直接放水をするということによろしいのでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 今、委員の御質問にもありましたとおり、当地域の水源は金沢堰でございます。金沢堰につきましては、きのうも御答弁申し上げましたとおり、地形的な制約もございまして直接最上川からの水を現時点では放流するということがかかわらないものですから、やはり一たん新田川を活用した中で取水するというふうな現在は計画でございます。この地区につきましては、やはり現況の水量を利用して現在利用いただいているわけですが、やはり地域の水利組合、流雪溝の管理組合ですか、非常に協力的でございまして、毎年用水となります金沢堰の土砂上げなど精力的にいただいております。水量の増量を図っているという状況でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） これは都市整備課に最後の質問になりますが、ただいまの新田川に対する取水関係の着工の時期ですが、きのうもおっしゃっていましたが、本市の雪総合対策基本計画に基づいた平成23年度着工、完成が26年、これに今も変わりありませんでしょうか。

中部 力都市整備課長 委員長、中部 力。

山口吉静委員長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 現在の事業進捗といいますか、これらに基づきまして、新田川からの導水につきましては23年度からの計画でございます。内容的には県事業によります消融雪用水事業等の活用を図って進めたいということで今計画しているところでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） よろしくお願ひいたしたいと思います。

次に、決算書104ページでございます。選挙管理関係のことでございます。

2款総務費4項選挙費にあります3目県議会選挙費、5目参議院選挙費、これらは国・県支出金で賄われていると思います。ここで決算書を見ますと、当初予算額と計、要するに決算歳入額、歳出が同じですが、ここに差が生じております。これは補正しているんですけども、このような差がどうして出たのか。本来であれば補正のときお聞きすればよかったんですけども、この中身について御説明をお願いしたいと思います。

小野正一選挙管理委員会事務局長 委員長、小野正一。

山口吉静委員長 選挙管理委員会事務局長小野正一君。

小野正一選挙管理委員会事務局長 県会議員及び参議院もそうありますが、国・県支出金につきましては、選挙執行経費の規定が国にございまして、その規定に基づいて市に交付されるわけでございます。その金額のとおり予算を盛り込めばいいようなものでありますが、ただ、どうしても不測の事態というのが考えられます。例えば大雪が降って、投・開票所の除雪をしなければならなくなった、あるいはポスター掲示場の除排雪をしなければならなくなった、あるいは開票事務において機器等のふぐあいによって予定された時間より延びてしまったとか、そういうふうな不測の事態に備えまして一応膨らませた予算をつくっております。この膨らませた予算につきましては、不測の事態でありますからめったにないことでありますが、その事情等正当であるということになりますと調整費がつくということになります。今回の県議会、参議院議員の選挙につきましては、この選挙執行

経費の規定の範囲内でできたということで、その分を削って補正して国・県の支出金の範囲内で間に合わせたということになります。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

山口吉静委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。時間ありませんので、教育委員会関係については後日教えてください。終わります。

山口吉静委員長 ほかにありませんか。

13番（金利寛委員） 委員長、金利寛。

山口吉静委員長 金利寛委員。

13番（金利寛委員） 民生費についてお伺いしますが、決算書の10、11、12、13ページの平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算書によれば、民生費の支払済額が33億450万7,928円で、年度当初の予算では一般会計約135億円のうち25.3%、一般会計の何と4分の1の割合を民生費が占めております。平成20年度の一般会計当初予算では25.9%と、何と0.6%の上昇、もうすぐ3割に民生費は近づくのではないかという勢いで進んでおります。民生費の比率がこういうふうにどんどん上がっているわけですが、いろんな要因があると思いますけれども、超高齢化社会、そして景気低迷でやはりいろんな正規労働者が少なくなっている部分も含めてそういうことがあると思いますけれども、まずこのまま進めば一般会計を圧迫していくことは必定なわけでありますけれども、どれくらい進んでいく、時代の趨勢、また景気の動向等もあってわからない要因があると思いますけれども、一般会計に占める割合がどのくらいまでなるのかなというふうに踏んでいるのかをまず一つお伺いしたいと思います。

また、成果に関する説明書の28ページにありますけれども、医療扶助と生活扶助で約8割強であります。この傾向をまずどういうふうに見ているのかをお伺いしたいと思います。

具体的には、まず一つは111ページの民生費

1 項社会福祉費で市の社会福祉協議会運営費補助金611万9,200円、シルバー人材センター助成事業費703万3,000円、そして新庄・最上地域シルバー人材センター運営費補助金693万3,000円、この使い道を教えてもらいたいことと、その次の113ページの4目障害者自立支援費の地域生活支援事業費2,340万3,264円、これに関しては成果表の28ページの生活福祉費についても関連しますが、それから次の115ページの6目養護老人ホーム神室荘についての運営事業費9,171万9,516円、そして非常勤嘱託報酬2,193万6,042円、日々雇用賃金607万2,798円。神室荘では大体100名近くの高齢者の人方に対するいろんな業務を行っておられるようですが、この人数と対応、その大変さ等も含めて、成果表によりますと44ページに神室荘等ということで、高齢化率、そして男女の比率、その人方に対する要支援とか要介護だとかという部分の割合等もここに入っておりますから、ここいらに関連してもお伺いしたいと思います。

まず初めに、先ほどの一般会計に対する民生費の割合が日々ずっと伸びてきているわけですが、いろいろ経済状況も含めてどういうふうにならんでいるかをまずお伺いしたいと思います。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 構成比についての御質問でございますけれども、一つは分母の問題がございます。予算規模が大きくなれば分子を一定のものとしてとらえれば率は下がりますし、予算規模が下がれば逆に上がるという要素もあるかと思えます。

民生費の福祉所管の部分ですが、5年、10年先まで今ここで申し上げるわけにはまいりませんが、1年、2年の中で考えますと、新たな箱物作成等々については現在計画してございませんので、少子化対策あるいは高齢者対

策等々の事業が人数によって動く可能性はあるかなと。支出に関して申し上げますと、二、三年はそんなに大きくは動かないだろうと思っております。以上です。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） ずっと今までの部分をひもといていきますと、一般会計に占める割合が年々歳々ずっと大きくなってきているわけですが、これは分母の件、要するに予算規模の件の膨らみも含めてという状態の話だと思いますけれども、超高齢化社会と医療費のいろんな部分の高騰も含めて、そして医療の充実も含めて、下がるということはないと思うんです。現にずっと上がってきている現状ですから、1年間、平成19年度と平成20年度を含めただけでも0.6%の上昇なわけですが、対して予算規模は19年度、20年度そんな変わらないわけですが、ですから、こういう状況は分母の件ばかりじゃなくて、今の動向、超高齢化社会、そして福祉事務所の方で出してくださいました新庄市の福祉のこの状況で、新庄市の人口動態があります。これにしてもやはり膨らみが団塊の世代にありまして、少子化で子供らが少なくなっている状況でありますので、今後これが下がるということはないと思うんですが、そのこのところのにらみというか、どういうふうに向向を見ているのかというのは、分母、分子だけの問題ではないと思うんですが、そこいらはどういうふうに向向していますか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 言葉足らずで申しわけございませんでした。私がお答え申し上げました部分については、福祉事務所所管の内容についてお答えしたところでございます。福祉事務所自体といたしましては、急激に伸びる要素はないであろうとにらんでございます。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） じゃ今がピークだというか、そういうふうな状態だということを含んでいるということですかね。

ただ、一般会計に占める割合がやはり4分の1ないしは3割まで到達しようとしているわけですから、そこに対する民生費に対する金の使い道等をかなり吟味していただかなくちゃならないんじゃないかなという思いで、民生費に関連して個人的に個々の事象で質問させていただくわけですが。

まず最初に、先ほどお話ししましたように、111ページの社会福祉費で、市の社会福祉協議会運営費補助金611万9,200円についてはどういう使われ方をしていますか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 内訳でございますけれども、職員設置費補助金が530万3,600円、遺族会活動費補助金として21万8,000円、福祉サービス利用援助事業職員設置費補助金といたしまして59万7,000円、合計で611万9,200円という内訳になってございます。以上です。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） 今の話をお伺いしますと、そのとおりだとは思いますが、社会福祉協議会、実はここ二、三年前ぐらいに警察通りの前に、前の農済の部分のかなり大きい施設を購入されて、そしてあそこで運営を行っているわけですが、いろんな事業をやって、要介護のヘルパーの事業もかなりやっております、営利を目的としていないとは言うものの、かなりの営利事業にもくみしているわけです。現に、ああいいう見事な施設を持っているわけです。そうすると、市からの運営費補助金611万何がしという金は果たして妥当である

うかどうかと。要するに市の社会福祉協議会、市からのいろんな委託業務が結構あると思うのですが、その部分の業務を遂行して、その部分でのある程度の利益というか、その部分で運営はできるのではないかと。そうすると、市の補助金、運営費、事業費等をもう少し削減しても、財政難だと言われている割にはああいいう見事な施設を購入されて、どこからそういうお金が出てくるのかと、ほかの人方からすれば疑問なわけですが、そういう部分をもしかして今みたいな職員に対するいろんなあれだったら、営利部門と福祉部門をあそこの中で分ける必要があるのではないかと、誤解を生ずるのではないかと。思うわけですが、市の社会福祉協議会の中でやっている事業の中で、そこから余剰金が出たかわからないかわかりませんが、あそここの返済も少し行っているわけですよ、あの施設の。そうなってくると、総体的にはいろんな部分ではプラスなのではないか。そここのところに運営費というのは必要ないのではないかと。もっと大変な状態、これから生活保護費にも触れますけれども、そちらの方に充当した方がよっぽど市の税金の使い道としてはいいのではないと思うわけですが、この疑問はどうなんでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 社会福祉協議会におきましては、こういった市の補助金等もございまして、基本的には各世帯から納入していただいている会費収入、それと市の補助金が歳入の大きな部分でございまして。ただ、これにつきましては従来市役所の敷地の中に社協があった時代からずっと継続している部分でございまして、新たに財産を求められるようになりました背景には介護保険事業が大きく影響してございまして。そういった介護保険事業に取り組んでから非常に社協の収入が伸びているという

状況はございますけれども、それに付随しまして当然人件費等もふえてございます。一応市の補助金といたしましては、介護保険を除きまして従来から福祉サービスとしてやらなければならないような事業、そういった事業については市と社協が手を組んでやってまいりましたけれども、この補助金についてはそういった部分について主に計算をしております。毎年そういったことで金額を算定するに当たりましては社協の方と十分協議を重ねた上で行ってございますので、今すぐこの金額を直ちに減額するという考えは難しいかなというふうにとらえてございます。以上です。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) 介護保険事業は結構一生懸命やられているがゆえにある程度のプラスの部分があるよと。それを除いてというのも、社会福祉協議会全体の運営形態の中で取りまなくちゃだめな……。なぜこんなことを言っているかといいますと、新庄市が財政的に大変だよと、本当に大変で何も事業ができないよという状態が言葉の端々に出てくるのです。大変なことはそれぞれのいろんな部分でわかるわけですが、同じ税の公平性も含めて、税金の投入事業費の重みの部分で、そのところ、もしかしてそういう状態になれる、介護保険の中でそういうあれになっているんだとしたら、もうちょっと我慢してよと。それは協議会の中で進めておりますよとは言うものの、いろんな協議、今までもこれは何回か話があったのです。市長が今まで理事長になられていたんですが、今回は新市長になられて、理事長は外部の方がなられたようでもありますけれども、そういう部分の重み、支援事業の重みをもう少し別のところに、今大変なところに優先度をこうやって決めても、今のところは協議の中で進めていますとは言うものの、総体的にはプラスだと思うのですよ。

そのときにはもう少し我慢してもらって、新庄市の財政が大変な状況なんだから、もっと重みのある税金の投入の仕方、傾斜配分と言うかもしれませんけれども、そういうふうに使っても悪くはないのではないかなと思うのですが、この点、今まで累々と続いてきた社会福祉協議会とのつながりですから、こういうふうな状態はできないと言われるかもしれませんけれども、ああいう施設を見事にやって頑張っておられるところに対して水を差すようでありますけれども、新庄の今の財政的な大変な状況の中ではもう少し我慢してもらって、またこうだということを考えてもおかしくはないのではないかなと思うので、この点の疑問なところはどうなんでしょうかということです。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 私、福祉事務所長としまして、社会福祉協議会の理事になってございます。ここに資料を持ってきてないんですが、19年度の決算あるいは20年度の補正予算等が議題になってございまして、その決算あるいは予算を見ますと、現在この市の補助金を直ちに減額できるような繰越金があるような状況にはございませんので、将来財産購入費の償還等がすべて終わって、繰越金、剰余金等が多くなれば、その時点でまた社会福祉協議会と協議する機会があるかと思っておりますけれども、少なくとも現在においてこの補助金を直ちに減額するということは社会福祉協議会の事業そのものにも影響を与えかねませんので、慎重に対応してまいりたいと思います。以上です。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) 現状はそうだと思いますので、そのところ検討を加えられるときには検討を加えてもらって、社会福祉協議会の中では1軒当たり800円でしたか、そういうふう

にして取って、公共性があるわけですから、その部分に対する税の投入の仕方も、やはり頑張ったんだったら頑張ってもうちょっと新庄市の財政本体のことを考えた上でのいろんな考慮を今後考えていただきたい。

同じように、シルバー人材センターについても、人材センター運営費補助金693万3,000円の使い道について教えてください。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 内訳でございますけれども、これは全額シルバー人材センターの運営費の補助金でございます。ただ、すべて市の一般財源で対応しているわけではございません。そのうち山形県の総合交付金が195万円ございます。それから、最上・新庄市を除く7町村の方から1町村当たり21万6,000円も入っております。したがって、新庄市の単独の持ち分が498万3,000円となっております。この金額につきましては、県、市町村がおのおのこれだけ負担しようということで、一つのルールあるいは今の制度に基づいて支出している補助金でございます。以上です。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) シルバー人材センターの上にある助成事業費は、事業に対する助成なのでしょうけれども、これも703万3,000円とありますが、シルバー人材センターの経営、登録されている部分でみんな一生懸命やられていることは十分承知した上での話を言っているわけですが、その経営自体はどういう状況になっているのでしょうか。その助成事業、これはどういうふうに使われているのか、何に使われているのかも含めて。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 従来からそうござい

すけれども、この補助金につきましては色をつけてございません。運営費全体にかかわる補助金でございます。シルバー自体が一時は非常に経営がよかった時代もあったようですけれども、最近繰越金等も年々少なくなっております。一つは登録している方々の人数減等もあるかと思っておりますけれども、シルバーにつきましてもこういった国、県、市の支援なくして経営できる状況にはないと。

なお、703万3,000円の金額でございますけれども、この中には693万3,000円も含めまして、シルバーにかかわる総経費が703万3,000円ということでございます。以上です。

13番(金 利寛委員) 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛委員。

13番(金 利寛委員) その部分についてはわかったのですが、何回も言っていますけれども、新庄市の財政が大変な状況なので、税の公平性の上からやはりもう少し我慢してもらえるところは我慢してもらえないのかなというところの検討の余地はまだあると思いますので、その分については検討を加えていただいて、やはり人間というのはその部分を当て込んで、その状態から事業運営をすればある程度楽なわけですが、それは来年もこうやってもらえるよという部分を含めて当初予算のいろんな編成をすればそうなんですけれども、その部分と新庄市の置かれている財政の状況で、例えばの話で5万、10万の金をこうやって出すにもいろいろ絞らなくちゃだめな状況下にある状態で、金額の重みを考えた上での全体的な把握の仕方というのがあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次は生活保護費です。この成果表を見ますと、きのうですか、だれか話ありましたが、生活保護世帯、平成18年度では126世帯161名、平成19年度では127世帯165人で4人多かったよという話でした。新庄市の福祉の中

身を見ますと、平成17年度には119世帯148人だったのですが、17年から18年に対しては7名以上、人口にして20名近くの数が多くなっているのです。これはうなずける話です。要するに、新庄市の高齢化社会も含めて、失業等々も含めて、高齢化で老人世帯も多いし、いろんな部分でということなのですが、平成19年から20年、18年から19年にかけてただ1人だけだったというのは、私もいろんな部分で何回か福祉事務所の方にお邪魔しますけれども、水際でかなり厳しい状態の中でそういうふうにして生活困窮者が行った場合にその中で峻別をしているのではないかと懸念されるのですが、この点、どういう基準に基づいて、この基準についてもここにはずっとあります。それは重々承知の上で言っているわけでありますが、要するに民生児童委員だとか、そういう人方からいろんな部分で話を聞いた上で、そしてこういう状態にということで、生活相談、他法、他施策の活用を検討、申請受理、生活歴調査及び扶養義務者、収入、資産調査、ケース診断会議等の開催、そして保護開始という経緯は重々わかった上での話をしていますけれども、ここまでプロセスが進む段階で、結構水際で厳しく言って、私も知っている人がしたのですが、苦肉の策でいろんな部分でやって結局はなくなったという方がいます。これはかなりゆゆしき問題だと私は思っているのですが、一面からは仕方ないなという部分があるのですが、この水際で、平成18年から19年にかけて1世帯、たかだかこのぐらいというのは、そこでかなりのプレッシャーをかけられているのではないかなと懸念しているのですが、その点いかがでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 生活保護適用についての流れは、ただいま委員がおっしゃったとおりでございます。当然こういった流れに沿って最終

的に適用することができるかできないかという判断になるわけでございますけれども、決して水際でそういった方々を排除しているということとはございません。やはり他法活用なり、基本的には扶養義務者の調査、預貯金、財産、そういったものをすべて調べさせていただいた上で適用か否かの判断をさせていただきます。

ただ、申請自体いただく分にはいいんですが、いろんな聞き取りの中で、まだ非常に預貯金があったとか財産があったとか、扶養義務者が十分扶養できる状況があるといったことが話し合いの中でわかれば、申請を出していただいた場合にはまずこういった部分から処理しなければならないよという説明もやっておりますので、申請しても当然適用にならないような場合には申請しないようなケースもあろうかと思いますが、決して財政上の問題をもって申請を受け付けない、あるいは却下するというような取り扱いは一切行ってございません。

以上です。

13番（金 利寛委員） 委員長、金 利寛。

山口吉静委員長 金 利寛委員。

13番（金 利寛委員） 行っていないと言うとおりだと思いますけれども、やはりそこに相談に来られる方というのは、きのう市民課長もお話ししていましたけれども、かなり多重債務だとか、それは生活保護にはならないでしょうけれども、病気だとか離婚だとか、ひとり暮らしだとかということの世相のいろんな部分の要因を抱えてくるのに恥じらいながら来るわけです。そこにいる担当者が「今までも生活できたんでしょ」という一発言った言葉が、そこで何とかしたいと思う人の心はかなり傷をえぐられた思いがあるという報告もいただいておりますので、その一面で接する人方に対する心根の問題、相手はそういうメンタルな部分では傷ついているよという問題に対処していただきながら今後対応していただきたいなと思います。

ただ、平成17年から19年まで、18年から19年までは1世帯だけだったので、かなり絞ったのかなと懸念したものですからお伺いをまずしましたけれども、なおその水際で接する人方の態度、心構え等もどうかよろしくお願ひしたいなと思います。

もう1点、最後になりましたけれども、神室荘であります、これが結構大変な状況になって、先ほどの話あらあ言いましたけれども、時間がなくなりましたけれども、今の職員、日々雇用、嘱託職員、何名でやられていて、今現在の状況では足りないのかどうなのか、頑張っている状況等も含めて教えてください。

叶内利昭神室荘長 委員長、叶内利昭。

山口吉静委員長 神室荘長叶内利昭君。

叶内利昭神室荘長 現在の嘱託職員の人数ですけれども、日常の生活相談員として3名、利用者のお世話をさせていただきます支援員として8名、合計11名が非常勤嘱託職員としております。それから、日々雇用職員でございますが、調理業務補助としまして6名、業務補助、いわゆる洗濯補助として1名の合計7名、そのほかに市の職員が11名、合計29名体制で運営を行っております。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて、再開いたします。ほかにございませんか。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） 私の方から質問させていただきます。

まず初めに、監査委員の方から報告されました決算審査意見書の中で、22ページの結び、こ

の中でまず最初質問します。

高山監査委員の方から冒頭に監査の内容を説明していただきました。中でもいろんなことが指摘されているわけであります。まずその辺の指摘された事項に対して、私は本来ならばこの指摘されたことに答弁を我々にしていただいて、それから決算に入るというのが一つの妥当な議会の持ち方じゃないかなと、私なりには思っている。

そうした中で、この指摘された中で一番心配されるという点は、執行部の方でも財政再建計画の中でいろいろと財政健全化を図ってきているわけですが、財政健全化法、この点について監査委員の方から説明というか、指摘がされておるわけでございます。何といたっても、来年度実質公債費比率が25%を超えれば財政再建化計画の策定を新たにしなければならないというような内容ではないかと思います。また、こういう状況が続けば、これは私初めて聞く文言で個別外部監査、こういうものも実施しなければならない。この個別外部監査というものはどういう内容なのか、この辺一つお聞きしたい。

そういう中で、この健全化法は、一般会計だけじゃなくして、市の財政全体的なとらえ方をしていかなきゃならない。当然特別会計もあるわけで、こうした25%という一つの線がかなり厳しい状況になってくるんじゃないかと思います。そういうことを考えますと、来年度からの監査委員の指摘されていることにつきまして、執行部はどういうとらえ方をされておるのかお聞かせいただきたいと思います。まずその辺から一つ。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 監査意見書22ページの中段のところに、「新たな財政健全化計画を策定し、個別外部監査を実施しなければならない」と、その2行下には「トータル的な健全化

の努力が必要と思われるので、行財政改革の一層の推進を期待する」という御指摘をいただいております。

さきの全協のときもお知らせしましたように4指標による財政健全化指標、先ほど公開したところでございますが、20年度決算からその4指標に基づくラインを超えていれば早期健全計画を策定し、その計画に基づいて早期に実施を図っていくという法的な裏づけにより行われることになりました。来年度は、説明しましたように、実施公債費比率で25%を切ることはちょっと困難であると、20年度は恐らく超えるであろうということになれば、もちろん健全化計画を策定して議会の皆様の承認を得なければならない。

また、外部監査というのは、会計士あるいはそれに準ずる方々の御指摘あるいはいろんな指導を受けた上でいろいろしなさいというようなことでございます。それに基づいて実施を図っていくということになります。

10月ごろまでには21年度からの新財政再建5カ年計画を策定し、今後5年間の方向性を議員の皆様方にお示ししたいということで、今策定してございます。それから、全会計関連するいろんな諸制度について、連結しながら将来負担比率も含めて1年でも早く財政が健全化できるように、情報の公開と皆様方に対する相談というか、協議をいただきながら、一日も早く、1年でも早くその数字をクリアできるように頑張っていきたいということであります。

注目されております実質公債費比率については、22年度決算でクリアできる見込みでございましたけれども、今のところは1年早まって21年度決算には何とかクリアできるのではないかと今頑張っておりますので、今後とも御指摘のとおり、なお一層の努力をしてまいりたいと考えてございます。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） 財政再建計画はそう簡単に単年度的な形では事は進まないとは私も認識しております。

この25%の一つの線は、これはとりもなおさず市の単独事業がそれなりに国・県でそれらを認められるかということが大きな一つの25%の数字にあらわれているじゃないかと。そういったことを考えますと、やはりこの財政再建を図らないと、市民にそれ相当の心配やら、またいろんな形で市民からの要望にこたえることができないという状況が続くわけでありますので、今、政策経営課長が言われました21年度決算、そういうふうなところまでぜひひとつ頑張ってやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、成果表の59ページの水田農業対策費、水田農業確立対策費644万6,030円、この事業が施されたという点について質問したいと思います。

今の農業情勢、当市においての一番の稲作、基幹産業であります稲作が、米の価格低迷において非常に経営が安定どころじゃなくて、安定対策が不安定対策と言ってもおかしくない、そういう状況下に今あるわけであります。この辺を執行部側はどういうふうにとらえているのか。

私なりに申し上げますと、こういう余り難しいことを話する気もなかったんですが、これは国策から来ているわけで、新庄市だけがどうのこうの言っても始まる施策でもない感じがしております。一つは、ある国会議員も言っておりますが、今の福田内閣、もう終わろうとしておりますが、この前の前、小泉、森内閣、多分この辺からだと思いますが、経済財政諮問会議というのが設けられたと。その中で、私が一番気になったのはこのメンバーなんですね、このメンバー。当然大臣級も入っています。あと、民間では経済界なんです。伊藤忠取締役会長、

キヤノン、国際基督教大学と、こういう資料をもらっておりますが、ここには我々農業者というか、農業からはだれも入っていない。こういう中でこういう諮問会議がどんどんと進められてきた。その一つは市場制の導入、米も食管法がなくなってから市場原理を導入されて、米の価格がこうにあるわけであります。こういう中で、市場原理を導入した内閣、国の方で施策打ち出されてから今の農業の状態は本当に力強くなってきたものか。安定対策とか、いろいろ打ち出されている、その辺の執行部のとらえ方、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 水田農業対策費ということで、今、委員おっしゃるとおり、生産資材の高騰、いろんな飼料の高騰等、農家の方々は本当に大変な時期であります。特に畜産におきます酪農関係が乳価のいろんな問題によって、乳価を上げることができないかと、窮地に立っております。

その中で、国で示されておりますいろんな国策といいますか、水田農業対策費ということで生産調整が15年から食管法でありました、今は食糧法、つくる自由、売る自由というふうなことで、それによって米の過剰生産によります米価の下落とか、そういうことで昨年も、19年度においても緊急対策ということで示されました。前も申しあげました5年間の契約で1反歩5万円、非協力者が1反歩3万円といういろんな施策を講じられましたも、参加する、契約する農家がほとんど少なかった、150何名ということで、そういう状況でございます。

その中で、なかなか難しい国策と市場原理でございますけれども、国においても米価の安定のために20年度の仮渡し金といいますか、米価が昨年最初の概算では7,000円だったんですけれども、今回1万3,000円という生産コストも

考えた上での結果だと思いますけれども、概算としては1万3,000円ということで、とにかく今は生産調整を達成、いかに協力していただくかというようなことで国と県と一緒に取組んでおるところでございます。

なお、なかなか生産調整するに当たって、この前私も申し上げましたけれども、転作によって生産性を向上させるというのはなかなか労働力の関係もございますし、家族労働の関係もございますし、転作でいろんな生産組織をつくって、いかに農業所得を向上させるかということで、その辺はだんだん生産組織も育っておりますし、今後ともそういうことを市として推進していかなければならないと思っております。

答えになってないかもしれませんが、私の考えです。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） これは聞く方も現実をちゃんと踏まえて話しているわけですから、当然今の農家、特に新庄市における稲作農家、所帯的経営をやっているわけで、この辺の現場をきちっと把握してもらって、上の方へ、行政は行政として県、国へ市長を先頭に、こういう現状を訴えてもらいたい。我々と意見交換しただけじゃどうしようもならないところもあるわけで、農業団体は農業団体でそれなりにというか、ましてやこういうふうな高騰対策、いろんな形で要請活動、今やっているわけです。やはり行政も一緒になって、今の現状、本当に半端じゃないんですよ。再生産確保とかというもんじゃない、これだけ高騰対策。農林課長も畜産やら何やらいろいろ一生懸命そういう今の緊急対策に対していろいろ私もお聞きしたことがありますので、そういう緊急対策をいかに我々生産者、農業者の方へもどんどんと情報提供していただいて、どういう対策が今緊急に施されているのか、その辺もやはり我々に知らせてい

ただきたい。そして、一緒になって特にこの高騰対策を乗り切らないと大変な農業情勢が出てくるわけで、ぜひひとつ今の緊急対策について市のとらえ方を十分認識してもらって運んでいただきたいと思います。

この生産調整の成果表の中でも、昨年度は全国で7万ヘクタールの超過作付があったということで、あれだけ米価が下落した。今年度の調査では、大体決まったと思うんですが、約6万ヘクタール前後が過剰作付と今報道されているわけで、何とか米の需要が上向きだということで、先ほど課長が言っていた、米が全農あたりで、きのう、おとといあたりですか、概算払いで1万2,000円、その線を打ち出したということであります。昨年度よりは少々上がるのかなということで、それ相当我々も昨年度よりはよいかないという感じでおるわけでございます。

この成果表の中で、生産調整、もう少しわかりやすくつくってもらいたいと思います。ということは、どれだけの超過、転作、協力、超過面積、そういうものをもう少し、見れば大体、計算すればわかるような感じで私は見たんですが、これだけ、何%、何名でもいい、転作非協力者、そういうものをやはり面積をきちっと数字で出してもらいともっとわかりやすいかなと思うんですが、その辺の成果表のつくり方というか、この辺をもう少しわかりやすく、見ただけですぐわかるようにつくっていただきたいなと思っております。

そういう観点で、今本当に米価の下落、いろんな形で安定対策がとられているんですが、我々には格別な特効薬になっていないというのが現状であります。そういうことで、今後の対策に期待するだけでありますが、水田農業確立対策の中で市長が先頭になって取り組まれている会議もあるわけですから、もっともっと真剣に受けとめて、そして生産者と議論を深めて取り組んでいただきたいと思います。答弁は要

らないんですが。

次に、もう一つ、これも成果表7ページの路線バス、生活路線バスの補助金等の事業414万4,000円、これについてお聞かせいただきたいと思います。この路線バスを今運行してもらっている、特に山交さんへ補助金を出している。この補助金の内容は当然地域の足を確保するということであるわけだと思いますが、どういう方々、市民だけじゃなくて、これは町村の方も入っているわけで、こういう一つの足としてどういう方々に路線バスを利用して新庄まで来ていただくのかと、利用してもらうのかということが一つの協議の一番大事なところがあるかと思いますが、その辺の利用状況、そしてどういふ方々が今現在利用されているのか、そしてこの目的が本当に達成されているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 19年度は414万4,000円の補助金を出しているわけですが、その路線は県立病院、土内までの路線、市営バスになりましたも、この補助対象が18年10月1日から19年9月30日までという秋から秋までの決算によって補助を出しているという関係上、廃止されました土内県立病院前線もその補助金の中に含まれています。それから、同じように堀内と結ぶライン、それから羽根沢と県立病院、烏川と県立病院という、いわゆる赤字路線がその補助対象になってございます。そのほかに金山線、肘折線などがございますが、それらは赤字にはなっていないということで、赤字に山交で…。(「課長、利用者、利用度。そういう路線はいいんだ」と呼ぶ者あり)

利用者は、その赤字ラインで5万4,000人ほどありました。通学している方、あるいは烏川線、肘折線では小学校の児童生徒、土内線では学校の生徒、保育園児、老人、身障者等々いわ

ゆる交通弱者等が主体になってございます。

以上でございます。

9 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

山口吉静委員長 清水清秋委員。

9 番（清水清秋委員） 私も「交通弱者」という言葉を余り使いたくないんですが、そういう方々が利用してもらっているということが一番大事なことじゃないかなと思っております。

しかしながら、この路線バスが果たしてそこを通過しているかという、必ずしもそうじゃないんです。例をとってみますと、北高さんの前はバスが通ってない。役所の前もバスが通ってない。例えば県立病院を経由して歩いているのはあります。しかしながら、病院は県立病院だけじゃないんですね。やはりある程度はそういうふうな病院施設があるところ、ある程度はですよ、全部回することはできないんですが。その辺の配慮というのも当然必要じゃないかなと私は思う。通学に利用していただくというのも当然これは図るべきだし、これは教育委員会の方で今相談してもらっているところでありますが、やはり山交さんに補助金を出して、山交の事業の内容でバスが時間変更されたり、いろんな形で山交さん主体的に運行されているような感じを受けるところもあるんです。そのために学校側が授業を変更したり、時間と時間の間を短縮したり、そのバス時間に合わせるため、そういう状況が起きているという話も聞いております。そういう状況が起きたら、せっかく補助金出して、利用する方々が「いや」ということにならないと思うんです。現にそこの地域の方々から市の方へもいろいろお話が来ているということも聞いておりますが、その辺を十分考慮して、やはり山交さんと十分な協議をしてそういう路線バスの運行計画を立てていただきたい。

そういうことで、路線バスの運行に対しても十分な配慮が必要じゃないかなと私は思ってお

りますので、今後ひとつぜひ今言ったことも踏まえて検討していただきたいと思います。

答弁は要りません。終わります。

山口吉静委員長 ほかにありませんか。

14 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

14 番（新田道尋委員） それでは、私は農林と商工の方ちょっとだけお尋ねしたいと思います。

まず最初に、135ページにございますエコロジーガーデン推進事業費、これについてお伺いいたします。

成果表には57ページに記載されてあるんですが、このガーデンそのものは770万円という合計金額で消化したわけですが、事業の内容が報告ではまゆの郷の事業報告しかこの成果には載ってないですよ。それで、135ページに行きますと、主な金額、大きいところを拾いますと修繕料と施設管理業務委託料でほぼ占めています。

これでいいのかどうか私は疑問を持つもんですからお聞きするわけでございますけれども、もとはあそこの施設を使ってバイオの研究というのがあったわけです。それがいつどういうふうにしてか消えていってしまった。そうしますと、そこをもととしたバイオの堆肥の製造ということをやっているわけですね。141ページにバイオマス堆肥製造業務委託料346万5,000円とあります。これに関しては両方関連あるから一緒に質問しますが、これの別のページに今度は生ごみ、これに関する生ごみの収集事業がありますね、131ページ、388万5,000円。合わせますとこういうかなりの金額をこの堆肥の製造にも使っていると。バイオに関しては、今はあの研究室が使われていないんじゃないかと思っていますけれども、経費はこのぐらいかけているということなんですね。実際何をあそこでやっているか、まゆの郷以外にはどういうことをやっているか、それをお伺いしたい。

それから、この堆肥ですけれども、一時は全家庭、全部の生ごみをあそこで堆肥にするんだということで計画を立てまして、財政難の理由で取りやめになりましたね。それでも一部続けておるわけですが、この成果表には堆肥が最後にどうなっているかということが、成果がどういうふうに出ているかというのが載っていないんですね。これは成果表の63ページ、バイオマス推進費の堆肥製造事業とはありますけれども、これだけの金を費やして最終的にその堆肥というのがどこへどういうふうに使われて、どういう効果があったかということがわかりません。それをまずお伺いしたい。

皆さんの質問の中でも話が出てきたんですが、農家が大変な状態に陥っているということは、私が聞いているのは、来年は肥料が5割アップになるということを聞いているんですね。それだけでなく、あらゆる資材が高騰しています。上がらないのは米価だけですね、今のところ。若干何かことしの入札で800円ぐらい上がったかなというような感覚はあるんですけども、大幅には、この資材が上がるぐらいには上がっていないという今の予想になります。

それで、生産費が米価の販売価格よりももう既にオーバーしているということはいろんなデータからわかるわけで、私はこのバイオマスの堆肥を何とか早く肥料のかわりに、輸入した化学肥料のかわりに早く使っていただくべきじゃないかなと思っています。この事業が始まりまして通算何年たちますか。まだ全然その結果、効果というものの、どういうふうに使っていくというのがまだ示されておらないんです。それが今どこまで行っているか、それをまずお聞かせいただきたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 委員長、五十嵐祐一。

山口吉静委員長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 エコロジーガーデンの推進事業費につきましてお答えしたいと思います。

平成14年に条例化されましたガーデンにつきましては、今活動としましてはバイオマスセミナーを毎年1回開催しております。そのほかにNPO法人とか、いろんなそういう団体の参加しておりますグラウンドワーク活動ということで、例えば昆虫採集とか、いろんな昆虫の研究とか、そういうグラウンドワークということで年に4回やっております。また、産直については18年度から施設使用料ということで月3万円の使用料をいただいてやっております。

その中で、先ほどエコロジーガーデンの修繕ということで質問ありましたが、この修繕については金額的には220万円ぐらいだったと思いますけれども、それについては14年の開設前からその施設の維持管理ということでトラクターがございます。それについては、あの施設は10ヘクタールほどの広大な施設でございまして、トラクター1台で年間約4回ずついろんな草刈りとか、冬になると除雪とか、そういうことでトラクターの仕様では7年ぐらいしかもたない仕様になっておりますけれども、いろいろ修繕をしながら、あのトラクターを修繕させてもらって、それで維持管理をやっているということでございます。それが大きく占めた19年度の決算内容になっています。

それから、バイオマスの堆肥につきましては、引き続きバイオマスの堆肥実証事業をやっております。いろんな木くずとかチップ、牛ふんとか、それを活用して、その菌を切りかえし方式で生ごみとまぜて、そういうふうな堆肥の実証を今でもやっております。それをバイオロフトという会社で研究員1名を研究所の方に配置しております。その中で菌を買わなくても、菌を増殖している、そういうふうな増殖のいろんな試験とか、そういうふうな研究をやっております。そして、そのつくった菌については、旧中部牧場の方で生ごみの収集と、木くず、牛ふんの切りかえし方式でその堆肥をつくってお

りまして、生産された堆肥については約120トン弱ぐらいの堆肥が生産されております。

その活用としましては、学校の学校畑、産直まゆの郷の会員の方に無料で配布しております。また、生ごみの収集に協力していただいた一般家庭の方々にも公募しまして、それで有効に使ってもらっていると。特に学校とか産直の会員の方がその堆肥を使って新鮮な野菜、農産物をやっている。また、産直の方でも学校の給食とか、おかず関係の食材の方に利用しているというふうなことでなっています。

それから、生ごみについては、財政の関係で今は休止の状態になっておりますけれども、実証事業については今後とも引き続きやっていくという考えで、当然でございますけれども、今年度、一般質問にもございましたけれども、堆肥活用計画を今年度中に出口とか、いろんなそういう活用も含めた計画の策定を進めております。その中で、ある程度まとまった段階で議員の皆さんにお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 堆肥については循環型社会ということで、産直の会員、学校とか、それからあとは体験農園ですか、そっちで使っているということであろうと思いますが、毎年これだけの金を、1,000万円近くの金をかけてやっているわけですので、その本当に効果というものをやはり見つけていかなきゃならないんじゃないかと。将来に向かって全量の生ごみということは理想で、やはりやっていかなきゃならないと。ただ燃やすだけでなく、そういうふうな堆肥として肥料として使用できることはもう実証済みなんですから、それは完全にやっていくべきだ、新庄市としてやるべきだと私は思ひますけれども、そのためのやはり基礎的な

ものを持ってないと、どういうふうな成分比でどこにどういうふうに使えばこれが効果として出てくるかというものがなければだめだ。ただできたから会員にやった、そっちにやったと、今言ったようなところに配布してそれでいいというものではないんじゃないかと私は思ひます。

今、課長から答弁あったように、そういう計画を立てながらやっていくという答弁を初めて聞いたわけですが、どうか実のある歳出を考えていただきたいと思ひます。

さっきも話あったんですけども、実質公債費比率が30.1%から始まって今度は財政健全化法になって25%を超えれば、さっき話あったんですが、個別外部監査を受けなければならないということになり、19年度の決算が今度全国的にオープンに発表されるということですね。そういう状況になっています。間違いなく25%は超えるわけですから、当然そこに新庄市は該当してくると。全国何位になるか、ワースト何位になるかはっきりわかるわけですが、やはり新庄市としてはこの25%を一日でも早く切れるような財政運営を目指していかなきゃならない、これはだれしもが思っているところであろうと思ひます。

そういう中で、年間毎年250億を超える、特別会計合わせまして、その金を費やしているわけですから、1円たりともむだがあつては私はないと思ひますよ。やはり一番の肝心な血税を出している市民が、この支出に対して理解を求める、納得できるような歳出でなければならない、私は思ひます。

私から見れば、今、質問したように、このバイオマス事業、エコロジーガーデン事業もどこか違うんじゃないかというところが見受けられるので質問しているわけですが、その成果表の中に、言ったとおり、今、課長が答弁しましたが、バイオマスセミナーを

1回やった、グラウンドワーク活動を4回やった、その下はまゆの郷の来客者じゃないんですか。だとすると、この700万円以上投下したエコロジーガーデン事業は、これでいいというふうにならない、私から見ればならない、むだだという部分がある。それから、堆肥も同じですけども、そっちこっちに無料で配っても何らいい結果が出てこない。循環になったというのはわかりますけれども、これでいいとは言いきれない。これは納得してもらえない事項であるというふうに私は思います。

そういうことで、農林だけでなく、全課においてむだがないような使用、だれから質問されても理解できるような姿でこの歳出がいつもあるべきだというふうに私は思います。

農林から今度は商工に行きます。

商工は、一番金を使う広域交流センターゆめりあ、しょっちゅう私は言いますが、この中で分担金、これは成果表では67ページ、2億771万1,000円という分担金が広域に出されておりますね。入館者数、年間172万4,000人なんですけれども、これは駅と併合ですので、乗車される方もみんなこの中に入っていると思います。

ここの問題は、この入館者数という、この数字がふえればふえるほど、あそこの維持管理費がかかるということなんです。比例していくんですね。それで、利用していただくのはいいんですけども、金がかかる。使用料が入ってこないというのは矛盾がある。これが返済、償還が終わるまでずっとこの金額を払っていかなくちゃならない、償還金と維持管理費と。ずっと続くわけですよ。これが非常に新庄市の財政の足を引っ張っている一つの私は失敗の箱物であると思っています。

それで、何回も申しますが、ここも市の職員が2人派遣されているという状況で、使用料が入ってこない、ゼロのところから出費だけがだ

んだんだんだんかさんでいく、去年よりも分担金が余計になっているはずですので、ふえていくわけですよ。利用もこれだけ多い。喜んでいいんだか、悲しんでいいのか、私は悲しい方を考えています。困ったなというふうに考えています。

この設備は、前も言ったんですけども、何とか市で考えて、広域のものではあるけれども、8割以上は新庄市が出しているわけだから、1銭も入らないというのはおかしいんじゃないかと何回も私は言っているんですが、庁舎内でそういうふうな話があるかないか、まずそこからお伺いしたい。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

山口吉静委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 新田委員からは事あるごとに御注意を受けておるわけなのでございますけれども、ゆめりあにつきましては山形新幹線新庄延伸の際の一つの何といいますか、一つの手段と申しますか、延伸に向けての手段だったと私は理解してございます。

この使用料の徴収ということでございますけれども、昨年度の使用料徴収状況なんです、わずか77万円ということでございます。こういったことを改善するということになりますと、私どもだけではなくて、最上8市町村全体での意見というものも聞かなければならないということであろうと思います。

また、花と緑の交流広場につきまして、これはほぼ無料なんです、これは地疎債を使っている関係上、公共の性格が強いということで、収益を見込まないものに限定するというので、これに充てたということも聞いていますので、すぐには有料化というものはできないのではないかと思います。

以上でございます。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） 「できないのではない
か」でなくて、できる方向にするのが職員とし
ての仕事じゃないですか。最初から入り口にも
入らないで「だめだ」というのはおかしいんじ
ゃないですか。やってみて、どこか壁にぶつか
ったというんだったらば話はわかりますけれど
も、まずやってもらいたい。いつまでもこうい
うふうにやっているということは、だんだんだ
んだん健全化がおくれていくんですよ。一つだ
け言うのは酷かもしれませんけれども、あらゆ
るところにそういうところが見られる、時間が
ないので余り言えないんですけれども、30分し
かないのでやめますけれども、一つ一つ商工だ
けやり玉に上げて言うのも適當ではないんです
けれども、皆さんが一つ一つ気をつけてやって
いかないと、この25%切るということが難しく
なってくるんですよ。今27まで落ちたんです
か、大変いいことなんです、早く到達しな
きゃならないんですよ、何とでも。そういうこ
とで、ぜひひとつ御尽力をいただきたいと思
います。

もう一つ、その下、ついでですが、同じ成果
表の67ページの新庄藩江戸家老、それにプラス
仙台家老というのが4名ですか、任命しまして、
将来の新庄の売り込みということで新たに設け
たわけですが、この動きが、事業負担
金47万8,000円なんです、もう少し何とかこ
れを動かせないかなと思うんですよ。やはり
新庄ふるさとを思って江戸家老を引き受け、仙
台家老も引き受けていらっしゃると思うんです
よね。ですから、もう少し力をかりて成果の上
がる方向で努力しなきゃならないんじゃないか
と思うんですけれども、具体的に何か計画あり
ましたらお答えいただきたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 委員長、黒坂光悦。

山口吉静委員長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 現在、江戸家老につきま
しては18名、仙台家老につきましては4名とい

うことで、渡部議員の御質問にもお答えしたん
ですが、いろんな物販の際に来ていただきまし
て、一緒にPR活動をされているということも
ございます。また、仙台家老なんです、こと
し仙台・宮城DC（デスティネーションキャン
ペーン）という観光キャンペーンがございま
すが、これの本番でございます。昨年がプレとい
うことで、そういったこともございまして、仙
台圏とのつながりを強めたいということで、仙
台家老さんを4名委嘱したわけでございます。
そういったことで、今年度本番という前に、昨
年、新庄まつりの際にバス1台を送り込んでく
れたということもございまして、いろんな場
面で協力していただいております。渡部議員の
御質問にも御答弁申し上げましたが、在仙の県
人会の総会には市長もしくは副市長が出席いた
しまして、皆さんとの交流を図っているとい
うこともございます。そんなことで、何もやっ
てないということではございませんので、御理
解いただければと思います。

以上でございます。

14番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

山口吉静委員長 新田道尋委員。

14番（新田道尋委員） それで、成果表をず
っと全部見ていきますと、あれをやった、これ
をやったというような報告しかほとんど見受け
られないんですよ。これをして、その次が欲
しいんです、その次。やったらこういう結果、
成果があったというものをここへ来年は書ける
ように、全課ひとつよろしく願います。

終わります。

山口吉静委員長 ただいまから1時まで休憩い
たします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて、再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） 予定外ということらしいですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、決算書180ページでございます。ちょっとわからないことがあるので教えていただきたいということで質問いたします。

12款1項公債費ですけれども、180ページと181ページに載っていますけれども、私のわからない点、公債費の予算が21億8,489万9,000円というふうに載ってございます。これは元金と利息合わせての計算と思ひますけれども、それですと右の方ですけれども、備考欄に市債元金ということで市債元金償還金が16億9,371万3,604円ですか、それから6,960万円、680万円という数字が載ってございます。それから括弧として県市町村振興資金借換分とありますけれども、この内容についてお伺ひしたいと思ひます。

それからもう一つ、財政融資資金借換分、これはこちらの方から借りて、こちらに返した、借りかえしたという格好なのでしょうか。それから、できれば金利と何年返済とか、そういう細かな点をちょっと教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 県の市町村振興資金借りかえ分ではありますが、県の単独の起債といひますか、貸付金がござひます。それが6本ござひまして、これまでは3%の利率で借りておりました。しかし、市町村の財政がいろいろと厳しくなっているということをお慮しして、県でこれよりも低利な資金に貸しかえを行うということで、市ではこの金額だけ借りかえをお願ひしたということで、借りかえ後の資金は一本

化しまして2%でお借りしてござひます。前は63年とか平成元年とかそれぞればらばらのやつが5本でござひましたが、一本化して借りかえを行ったということでござひます。

それから、下の財政融資資金借換分でありましたが、58年にお借りした特に金利の非常に高かった分、昭和58年と59年に借りたお金でありましたが、これが7%以上の高金利であったということで、これも国の財政対策ということで、特に高金利なものについては3年間かけまして5%以上のものをすべてなくしていくということで、まず平成19年度は6%あるいは7%という高利なものについて借りかえをしたということで、これは借りかえ後の利率が1%から2%ぐらいの利率ということで、非常に低利な資金になりました。以上でござひます。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） どうもありがとうございます。高い金利のものを安い金利に借りかえしたということになると思ひます。

その下の方に市債利子ということで3億9,678万5,639円、これは約4億近くの利息を支払ったわけでござひますけれども、これとあわせまして成果表の107ページで公債費と載ってござひますけれども、公債費の合計で18年度では179億4,397万8,000円が平成19年度末の現在高で169億176万4,000円となつてござひます。そのうちの16億9,300万何がしがこれに該当して利息が3億9,600万円になったということだと思ひますけれども、今説明ありましたが、7%、6%を3年間かけて金利を安のに借りかえしていくということでござひますけれども、約4億円近くの利息、一般会計135億円の3%ぐらいに該当するわけなんですけれども、この全体の金利といひますか、今、借りかえした後のやつで一番高い金利と一番低い金利、一番低いのはいいですけれども、まだ高い方の金利に

については幾らぐらい残高にして残っているのでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 利率、一番高いところで、さっき言いましたけれども、7.1%が一番高いと。一番低いところは1.5%未満のやつもございます。総じて大体平均しますと3.5から4.0%の利率のところ、2.5%のところが一番多くなっております、失礼しました、最近では2.5%以下のものが非常に多くなりましたけれども、4%あるいは4.5%の起債も11億円あるいは12億円ぐらいありまして、5%以上の金利のものが合わせますと7億円ほどございます。それらについて順次借りかえしていくということでございます。最近の借入れは大体2%前後でございますので、金利としては大体3%から5%ぐらいの効果がございまして、1年間合わせますと大体、これらの借りかえが完了しますと効果としては年間で約6,000万円ほどの効果が最終的には出てくるのかなと思っています。これは一般会計、公共下水道、水道も全会計合わせてでございますが、そういうふうになると思います。以上です。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） どうもありがとうございます。

ただいま効果として6,000万円とおっしゃいましたけれども、これにつきましてはすぐ出るか出ないか、ちょっと時間もおかかると思いますが、全体的に見て6,000万円というふうに私は解釈したいと思います。それはそれで大変結構なことではございます。

それで、108ページの方なんですけれども、先ほどから各委員がおっしゃっていました内容でございしますが、例えば経常収支、成果表108ページの経常収支比率が99.5から19年度

は102.6というふうにアップしてございます。

それから、実質公債費比率に関しては29.9から30.1、27.3というふうに19年度は下がっています。これにつきましては25%を超える、これは間違いない、これはしようがないと思いますけれども、起債制限比率につきましても16.4から13.9、これは15%を超えないからイエローカードまで行かないということで大丈夫だということになってございますけれども、今後、財政再建に向かいまして、この財政健全化法の四つの指標をクリアといいますか、その四つの数字をクリアできるのはいつごろと見ているか、その辺のところちょっとお聞きしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 四つの指標のうち、実質赤字比率、連結の実質赤字比率は黒字になってございますので、これは既にクリアしています。それから、問題なのは実質公債費比率でありまして、都市計画税の関係で27.3ポイントになったということで、これが毎年このように控除されると仮に仮定しますと、公債費適正化計画では22年度の決算時点、つまり発表するのは23年度ですので、その時点ではクリアできるということを見込んでおりました、22.3ポイントでしたか。それよりも今回の計画では1年早くクリアできると。つまり21年度決算では何とか25ポイントを切りたいと。今の試算では25.ちょっと超えるか超えないかぐらいですけれども、頑張つてこの数字をクリアできるようにしていきたいと考えています。それから、将来負担比率は、全協でお示しましたように、190ポイントでありますので、350ポイントのラインは既にクリアしていますので、これは問題ないのかなと考えています。

見通しとしては以上でございます。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） わかりました。どうもありがとうございました。

それから、決算書に戻りまして、同じ13款に土地取得費100万円とありますけれども、これは詳細で言うとうどういう名目、これは不用額に載っています。ということは、公有財産を購入しないということになるわけですか。予定としてはあったわけですが、不用額として100万円計上されていますので、もしよろしかったら詳しい内容を教えていただきたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 13款、公有財産購入費1,000円計上していて、使わなかったということで、存目計上でございまして、決算書の94ページで……、申しわけありません、歳入のところですね。

土地については、ちょっと数値が見当たらないんですけれども、土地については購入しておりますけれども、ここの13款の土地取得費で購入した土地はなかったということで、ここには計上してございませんが、実際は5件ほど購入してございます。それはちょっと見当たらないので、見当たった時点で。法定外水路とか、普通の土地については5カ所ほど購入してございますが、普通財産購入費のところでは購入した財産がなかったということで、ちょっと説明が行ったり来たりしましたけれども、そういうことでありますので、御承知願いたいと思います。

1 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

山口吉静委員長 奥山省三委員。

1 番（奥山省三委員） 14款予備費ですが、これは2,000万円という数字が計上されてございます。この2,000万円、予備費ですが、これは数字を合わせるために計上したというか、右端の方に1,640万5,850円という数字が載って、これは何かちょっと詳しく、わから

ないんですけれども、できればこの説明をお願いしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 委員長、坂本孝一郎。

山口吉静委員長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 予備費であります、これは2件ほど予備費で対応させていただきました。

一つは、都市整備費の中の河川でございますが、水害で河川ののり面が崩れたということで、緊急にその土砂上げを行う必要があったということで、10万8,150円の一時的な対応ということで使わせていただきました。

それから、玉の木団地、これも都市整備費関係であります、玉の木団地の外壁が剥離して落ちたということで、これもまた緊急的な対応が必要だったということで、外壁を修繕するために348万6,000円を急遽対応させていただくということで予備費対応いたしました。

以上2件でございます。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんので、以上で議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

認定の賛成討論として、森 儀一委員。

（16番森 儀一委員登壇）

16番（森 儀一委員） 議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成討論を行います。

平成19年度の決算に関しましては、歳入歳出とも大きなテーマがありました。

歳入に関しましては、国と地方のあり方を大きく変える三位一体改革により所得税の移譲が行われる最初の年となりましたので、国の計画どおり市税が確保されるかという問題がありま

した。19年度の個人市民税は約14億円となり、前年度と比較しますと2億6,000万円ほどふえております。この額は、国庫補助金カットの補てんでありました18年度の所得譲与税2億7,000万円とほぼ同額でありますので、本市における税源移譲は適切に行われたと判断しております。しかし、これまでも多くの議論が交わされましたように、地方においても地域間の財政格差の拡大という新たな課題が発生しましたことを忘れてはならないと思います。

一方、歳出面の大きなテーマは、平成16年に策定しました財政再建計画どおりに経費削減が行われているかという点です。決算額を比較しますと、選挙関係を除いた人件費と公債費は前年度よりいずれも1億円以上減少した結果となっています。公共下水道事業会計への繰出金も減少しており、行政コスト削減に向け相当努力が払われていると感じております。

また、19年度決算では、財政健全化法に基づき実質公債費比率などの健全化判断比率の4指数が初めて算出されました。それによりますと市のイメージを悪くしておりました。実質公債費比率は27.3%となり、前年より2.8%も下回りました。都市計画税の取り扱いが変更になったとはいえ、大変喜ばしいことだと思います。まだ早期健全化基準の25%は超えていますが、このまま進めば25%を切るのは1年早まるとの市長の説明をお聞きし、明るい光が見えてきたと感じています。さらに、将来負担比率ですが、これも高い率になるのではないかと心配しておりましたが、結果は190.8%となり、詳細な順位は不明とのことではございますが、県内13市では中間くらいとの報告に安堵している次第です。

このように、本市の財政運営は明るい方向に向かい始めておりますが、少子高齢化問題や原油高騰による景気の後退が報じられて、少し気を緩めるとまた悪い方向に向かう懸念もぬぐ

い切れません。

また、最大の行政改革と言われる市町村合併が最大の山場を迎えております。前回は破綻した苦い経験がありますが、その原因は市の財政状況と言われていると思います。今回の合併の動きの中でまた同じことを言われないうちにも、財政運営にはさらに気を引き締めて当たっていただきたいと思います。

19年度決算の全体的な内容につきましては、歳入が伸び悩む状況の中で、扶助費や投資的経費などの市民サービスに対応しながら人件費や公債費などの行政コストを削減した決算となっており、その取り組みを評価いたします。

課題が山積み、ますます難しいかじ取りが予想されますが、今後とも市政に対する市民の期待にこたえられるよう健全な財政運営に努力されることを御期待申し上げまして、賛成討論いたします。ありがとうございました。

山口吉静委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 他に討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号平成19年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第58号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

山口吉静委員長 起立多数であります。よって、議案第58号は認定すべきものと決しました。

**議案第59号平成19年度新庄市
国民健康保険事業特別会計歳入歳**

出決算の認定について

山口吉静委員長 次に、議案第59号平成19年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 成果表の111ページで医療費の動向というのが載っています。18年度は1人当たり35万円ぐらいで、19年度は約36万円ということで、上がってきているということがわかります。20年度の予測は1人当たり減っていると聞いているんですが、いかがだったでしょうか。

なぜこれを聞くかということですが、後期高齢者医療制度が始まってから負担が軽くなると政府も試算しているので、今後の予算を立てるときに、予算というか、これから21年度予算出てくるわけですが、そのためにどのような状況かということをよく把握しておく必要があると思いますので、お願いいたします。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 ただいまの御質問は医療費の20年度の動向ということでございますけれども、確かに19年度については成果表の110ページの歳出の面について保険給付3.24%、18年度と比較して伸びております。先ごろ発表された7月10日付の国保新聞情報によりますと、19年度については全国的な医療費の伸び、3.7%の伸びという形になっております。ただし、御指摘のとおり国民健康保険の被保険者数については19年度1万6,000人ほどいたわけでございますけれども、後期高齢者の方々が約5,500人ぐらい抜けてしまったために、今は1万2,000人弱と

いうことなので、この動向については今後今の医療費の伸びなんかを勘案しながら動向を見守っていきたいと思っているところでございます。

ただ、8月の時点までの伸びについては、今現在1.4%ぐらいの伸びで推移しているということでございます。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 政府厚労省は、後期高齢者医療制度の実施によって国保財政は健全化するとしてきました。ことしの5月発表した内容によれば、国保の負担は5,324億円減少という、今年度の徴収額決定状況を見ながらなんですが、国保の負担は5,324億円減少したと厚労省関係は発表しております。そうしますと、20年度は市の国保の負担は減少するというふうに政府の流れの中ではあると見ているんですが、この見通しはどうでしょうか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 先ほど私が申し上げましたのは医療費の給付の状況なので、国保税というのは一般質問のときにも申し上げましたとおり、医療費の需要額から一部負担金を除いて、国の収入面を加味して、その差を国保税で求めるというやり方をしているので、これが国の歳入面でどういった措置がなされるのか、その辺、歳入面については共同化安定事業とか高額医療費の共同事業とか、いろんな面で国も措置しております。この辺の動向がどのような形に変化するのか、その辺の状況を見きわめながら判断していきたいと考えております。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） ということで、政府のやってくれている財政対策がどのような結果をもたらすかということを見ながら慎重に考えていきたいということに受けとめました。私もぜ

ひ、もしかしたら軽減できないかということで、引き下げできないかということを検討していただくように要望したいなと思います。

さらに、成果表の111ページに基金というのがあります。19年度は3億7,000万円です。1人当たりにすると約2,700円かなと見ました。このお金を見たときに、これのほとんどは国保税を納めてきた方々がつくってきたものであります。そういう意味では、今払えなくて困っている方々が、高過ぎる国保税のために苦しんで払えなくていらっしゃる方が大勢おられるわけです。払っている人の中にも苦しんで苦しんでようやく払っているという方が多いと思います。そういう市民の生活を考えたときに、これを引き下げに、全部ということではないです、一部充てていくこともできるのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 国保財政については、独立した形で運営していきなさいいけない。その年度でもって、例えばインフルエンザが大流行したとか、特別な事情がある場合にそういった基金を取り崩して運営していきなさいいけない。19年度についても実質的には成果表の110ページの書いておりますとおり6,000万円の赤字となっております。単年度で6,000万円の赤字でございます。そういった形で、実質的には基金は私は十二分の基金条例に基づいて3カ月分だけは最低限積み立てをしておかないと健全な国保財政運営はしていくことができないということで、今現在についてはこれでも不足な状況でございます。これを国保税率の引き下げのために積み立てを崩すという考え方は持っておりません。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） これでも不足なぐらい

でないかなという考えがあるというお考えでしたけれども、全国的に見ますと基金を持たない市もあるということです。例えば札幌市、函館市、小樽市、苫小牧市、室蘭市、北広島市など、そのほかにも市が基金を持たないで運営しているところがある、ほとんどない状態でやっているところがある。これらはどう考えているんだろうかと考えれば、やはり必要なときには一般会計も含めてやっていく必要があるということで、税を抑えるためにやっているんだろうなと思います。そういうところも見て、どのようにやっているんだという、学ぶ必要もあると思うんですけれども、どうでしょうか。特に新庄市は経済的に厳しい、所得も少ない市民であると考えますし、そういう市民の生活を考えたときに、少しでも国保税を引き下げるためにできないかなと考えることは市民の暮らしを守る立場から重要なことだと思うんですけれども、どうでしょうか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 基金を持たずして、不足の場合については一般会計から補てんをしてもらったらいいじゃないかという御意見でございますけれども、今の新庄市の一般会計から国保会計に不足の部分をすぐに補てんしてくださいという財政状況にはなっていないと思われます。

また、基金については、山形県の状況でございますけれども、かなり高水準だという形で言われましたけれども、確におっしゃるとおりでございます。基金の保有の1人当たりの額については全国第3位という結果も17年度の統計で出ております。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 収納率が低くなりますとペナルティーということで、国から補助が減る。しかし、新庄市の国保税の会計から見て税

金を上げねばならない、高くしておかなければならないということでやっているために、払えない人がふえて収納率が下がる、そうすると国の補助が減るという、この悪循環に新庄市は、新庄市だけではないんですけれども、国保会計が置かれているように思います。

そういう意味では、私は確かに今の新庄市の一般会計から国保への繰り出しは無理だとはっきりそれは今は認めます。しかし、これを一回でなくして、来年は一般会計から入れろと言っているわけではなくて、今の基金の金額が大きいですから、全部ではなくて、少しずつ市民の暮らしを守る立場から引き下げに使いながら、新庄市の財政もいつまでもこういう状態ではないですから、よくなったときに全体的に新庄市民の命を守る立場に一般会計の繰り出し、全国的にやっているわけですから、そういうことも考えていくべきではないか。私は長い展望で言っているんです。来年すぐ入れろと言っているわけではない。新庄市の財政を見たとき、今は無理、これは認めています。しかし、基金がこんなにあるということもあるわけで、これは苦しんでいる市民の生活を守るために使う、収納率を上げるために使う、そういうことを考えてもいいのではないかなと思うんです。

次に、高い国民健康保険税の最大の原因は、一般会計でも私は言ったんですけれども、国が国保への国庫支出金を減らしてきたことでないでしょうか。特に1984年以降、1兆6,600億円も減らした、大幅に削減したと聞いております。それについての御認識はいかがでしょうか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 最近の財源構成については承知をしておりますけれども、かなり前の財源構成については今手持ちの資料がありませんので、ちょっとコメントのしようがありません。

以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 課長はつい最近ですの
で、わからないのはわかりますが、私なりに1984年のときから国民健康保険会計の国庫補助が減らされてきた、割合が減らされてきたということを議会のたびに私たち日本共産党は述べてきて、そういう意味ではそれをもとに戻していく国への要望活動、これは重要でないか。今こそ重要でないか、ますます重要になっているんでないかなと思うんです。

課長も国保会計が厳しいとずっとおっしゃっているわけで、その理由は収入がない、所得がない、こういう人が非常に多くなって、それが国保会計にほとんど集中している、ほかの医療保険と比べても。そういうことから、最初の国保ができたころとは全然違う状況になってきていると何度もおっしゃっていました。それを考えたときに、今のようにその収入のない方々に税を課していくやり方ではなくて、もう限界に来ておりまして、やはり社会保障という法律の第1条に書いているとおり、国として国庫補助をふやして、前のようにふやせば今言ったような金額になる、金額がふえると聞いていますから、そうすれば新庄市もゆったりとした、収納率アップもできるような緩やかな税に戻すことができる、運営も安定してくる。そういうことでないかなと思うので、ぜひそういう立場で要望活動を強めてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 国庫補助がふえれば新庄市の国民健康保険特別会計としても非常にうれしい限りでございまして、私どもは13市の課長会議等、県も含めた形の会議がございしますけれども、その辺について要望しても最終的には地方6団体の方で多分要望という形になろうかと思いま

すけれども、悦子委員のおっしゃるとおり、ふえれば非常にうれしい限りだと思っております。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

成果表の112ページで資格証明書発行81世帯、この前の一般質問で、小学生の世帯が1件あるかないか、中学生については……という感じだったような気がしますが、小中学生のいる世帯には資格証明書の発行はあつてはならないのではないか、どうでしょうか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 先ほど悦子委員と申しましたけれども、佐藤委員の間違いでした。大変申しわけございません。

今の御意見でございますけれども、うちの方としましては、資格証明書の交付の審査をする場合については、未就学児のいる世帯には資格証明書を交付しておりません。先ごろマスコミ等で無保険の子供が全国に7,300人いるということで、調査された経過がございます。山形県の方もそれに倣って一応各市町村の方に全部問い合わせございました。その結果、新庄市では未就学児までは資格証明書を出していないし、小学生についても、これはその世帯の判定で交付することになりますけれども、これについては1人もおりませんでした。中学生については残念ながら2名おったという結果でございます。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 一般質問でも言いましたけれども、修学旅行などのときに子供たちの保険証を学校では集めるわけなんです。そして、いざとなったらその保険証で医者にかかれるよ

うにして、万難を排して修学旅行に連れていくわけなんです、その保険証がない子供がいるということになりますと、学校としてはその子供がぐあい悪くなったときにどう対応すればいいんでしょうか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 そういった事情のある方については、市の方にちょっと来ていただいて、税務課の納税室と協議しながら資格証明書等の交付について家庭の事情も十分協議して、一律的な画一的な感じで対応しているわけではございません。以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） その中学生がいる世帯については、だれだかもはっきりわかったようですので、こちらから来いということではなくて、やはり行ってでも学校ともよく相談して、学校はどうしたらいいかわからないわけですから、医者にかからないわけにいかない、しかし10割のお金を出さねばならないということではとても大変だというのが目に見えますし、そこはもう一度、その世帯はわかるわけでしょうから、その世帯に行って話をよくお聞きする、生活相談をする、その上で資格証明書の発行にならないように対応していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 一方で税の公平公正の立場の面もございますので、その点については税務課と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） ぜひ丁寧な対策をしていただきたいということを要望します。

次に、成果表の14ページに限度額を超える世帯について書いてありました。ここの限度額を超える世帯は275世帯とあります。この減免額は1億673万円と書いてあるような気がするんですが、この認識でよろしいのでしょうか。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 お答えいたします。

14ページに書いてあります課税状況でございますが、(3) 課税状況と書いていますけれども、計算上、所得割とか、あるいは資産割とかで100万円とか計算上なったとしても、国保税は上限額が設定されています。これが法で決まっております、その上限額を超えた部分、超えた方が275件ありまして、その金額が1億673万1,000円だったということでございます。

2 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番(佐藤悦子委員) 限度額、国保税の最高限度額の金額がありまして、それよりも計算上は100万円になっているような人であっても、そこまで納めればよいとなっています。上の部分は減免額になっている。減免されているということがここでわかると思います。所得の多い方々が延べ1億円も減免されているということです。前の議会で、この限度額の引き上げについて私たち日本共産党としては、所得388万円で親が65歳の夫婦、自分たちは40歳の夫婦、子供が2人、固定資産税40万円、こういう方は前も限度額だったけれども、今度3万円の限度額上がる中に入りまして、6,000円ぐらい上がるという、そのことには反対したんです。388万円の所得では高額とは言えないだろうと私たちは思ったからなんです。高額でない人もこの限度額ぎりぎりのところにいます。しかし、私が問題にしているのは、やはり1,000万円とか1,000万円の所得を超えるとか、もしかしたら武富士みたいな38億円とか、そういうような高

額の所得になっている方々が1億円も払えば、所得に応じてであれば1億円も払わなきゃいけないんですけども、それが免除されている、減額されている。これが制度的にやられているわけなんです、これを見て。その一方で、7割軽減というのはありますが、所得というものがないと言われるような非常に少ない収入の方が免除にならない。そういう意味では、私はこれを不公平と言ってもいいのではないかと。とても大きな不公平でないかと思うんです。

そこで、私としては、本当は所得のある人たちからは税をもっと取るような制度に国としてやるべきだろうと考えます。その一方で、何よりも緊急に必要なのは、あすも暮らせなくなるかもしれないような非常に収入の少ない、所得の少ない方、ないような方の申請で減額、低所得者への申請減免、これの幅を持って、お話を伺って、同じ収入であっても家族の状況で違いかもかもしれませんので、状況をお聞きしながら減額できるような、免除できるような、市長の裁量なんですけれども、そういう裁量をつくっておく必要があると思うんですけれども、市独自の減免の部分に。どうでしょうか。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 今の高額所得者についての減免ということがございましたけれども、同じ表でその上の段にございましたけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減とございます。これが低所得者の方に対する軽減であります。その一番右側にありますが、軽減額の合計で1億7,800万円ということで、通常計算した税額から1億7,800万円減らしていますということでございます。7割軽減世帯の方、所得がゼロであっても最低限度の7割をカットした保険税がかかってまいります、19年度は2,300人いらっしゃるわけですけども。

低所得ゆえの減免といいますと、非常にこれ

は判定が難しいことがございます。これまでの例を見ますと、生活保護になったとか、あるいは服役という理由での減免はございますけれども、たまたまそのときに低所得になったということだけではなかなか公平性から見て減免は難しいものがございます。中には、今は収入がなくても、かつての蓄えからこつこつと払っていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった中で、公平を考えますと、そのときだけの低収入ではなかなか難しいものがあるにとらえております。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 特に、失業とか破産とか、破産と失業と大体一緒に来るような人が多いような気がします。それに近いような方々が、そういう裁判所を使ったような処理などをしたぐらいの人などの中で、新しくもし仕事についたとしても、公務員にはなれないし、弁護士にもなれないし、決して安定したい仕事についてばんばん稼げるという方は、私なりの短い議員生活の中でいなかったように思います。それを考えますと、一たんそのぐらいまで厳しい状況からゼロになったような人たちが再就職したとしても、その生活を支えながら、就職したときから税金を払う、これだけで精いっぱいだと思うんです。そういう意味では、そういう人たちの免除というのは必要だと思うんですけれども、どうでしょうか。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 実質的に減免、今申し上げましたように、所得がゼロになった方の場合ですけれども、この場合は7割軽減世帯に当たります。家族が1人の世帯といった場合ですと年間2万2,000円ぐらいでございます。ですから、月2,000円程度の保険税ということになります。月2,000円も払えないという方の場合、我々と

すれば通常は8回ぐらいで納めるものを12回にまたさらに分けましょうかということで個別に対応しております。本人が暮らせる範囲内での誠意を見せていただければ、それなりに対応しておりますので、個々の御相談に応じてまいりたいと思っております。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時07分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて、再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 決算書の197ページにレセプトの審査手数料として921万2,740円決算上は出ておるんですが、その921万何がしの予算措置して、それを実施したことによって、今度は成果の112ページにその結果として一般・退職者のレセプトの枚数が17万9,589枚で、老人が15万6,155枚、点検なさっているようです。そうして、一般の方より老人の方が枚数が少ないわけです。かなり何万枚も少なく、ただ、その一方では枚数は余計して、一方では少なく、それを点検した結果、老人の方が一般・退職から見れば1,550万円ぐらいですか、その点検した結果、成果が出たと。一方では枚数が少なく、一方では余計で、こういう成果が出たということは、その辺どういうふうに分けられているのか、よく決算は成果が求められるわけなんです。ただそれだけ見れば、921万何がしの費用をかけて、結果的にはその2倍ぐらいの1,850万円ですか、これが2倍ぐらいの効果あったわけです。片一方は枚数が少なく、片一方が余計で、しかも余計な方が点検の結果、精査した結果少なく、少ない方が余計だとい

うことは、どういう内容と分析なさっているのか。と申しますのは、この点については、私もかなり前ですか、10年以上も前に一回この場所でお聞きしたんです。そのときからずっと余り変わってないわけよ、この数字が。これを見たときに、医療機関に対してどういう協力というか、御指導というか、なされてきたのか、そしてまた今後、毎年こういう結果がずっと出ておるんですから、これからどういう対応をなされるのか、その辺一つお聞きします。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 レセプトの審査については、決算の197ページに掲げております手数料については、第1次審査ということでまず連合会の方でレセプト審査員が審査いたします。この審査手数料というのは、診療報酬、レセプト1枚当たり50円ということで、約18万件を審査した手数料の額がこの決算でございます。成果表に上げたレセプトについては、その連合会から来たのをさらに第2段階でもってもう一度審査し直します。そういった中での点検業務ということで、今現在うちの方では3名の医療適正専門員がでございます。この成果のときには4名いたわけでございますけれども、それを点検した結果、再度の考案という形で、これはちょっと請求が、診療点数がおかしいんじゃないかということでやりとりをしまして出た効果額でございまして、向こうの方で全部集計してうちの方にこの効果額の連絡が来ております。

この枚数と効果については、1枚当たり老人の方が当然レセプトの診療点数はかなり高額になっていると、一般退職分よりも1枚当たりの点数は全然違うということもございまして、枚数イコール効果額が比例にはなっていないということでございます。以上です。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 連合会ですか、専門の方がおやりになっていると。そういういろんな知識のない方だと点検することが難しいので、何か医療関係とかお医者さんとか、そういう方々が前になさっておったという話をお聞きしておったんですが、今もその審査する方々というのはそういう方々が携わっているのか、それとも特別にお医者さんというか、そういう方でない方がかかわっておやりになっているのか。

それからもう一つ、先ほど最後に申し上げましたが、毎年こういう数字が出てくることはいかがなもんですかと。今までそういう点については、さっき言ったとおり、どういう御協力を仰いだか、御指導なされたのか、毎年出てくるわけです、同じような数字が。そして、医療機関もそんなに変わらないわけよ、新庄市の場合は。1人か2人ぐらいはふえたり減ったりはするけれども、同じ医療機関の中で毎年こういう数字が出てくるということは、どういうものかなと。大分前に一回言ったことがあります、大分前に。その後全然そういう体質というか、そういうのが変わってないように見受けられますので、今までどういうふうに指導なされたのか、これからどういうふうにしていくんだと、来年もまたこういう結果が出る、再来年もまたこういう結果が出てくだろうと、何のためにそれやったんだと、その辺どういうふうにお考えを持っているのか。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 審査については、私どもの方では直接は医療機関の方にそういった指導はいたしておりません。ただし、県の担当課であります健康福祉部の方では医療機関の方にそういった形の指導は毎年、1年に1回は一応なさっていると聞いております。ただ、このレセプト点検業務については審査会もございまして、そういった専門の機関の方で対応をしていると

いうことでございます。以上です。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 課長、市では直接してないと。ところが、保険料というか、保険税というのは市の住民が納めているわけよ。そうなれば、この点検によってこれだけの、言葉で言えば成果、成果を上げたなんてちょっと、間違いなく成果は出たわけよ。みんなが税金をかけて、先ほど佐藤委員も言っていたけれども、国保の税金が高いんだと、滞納者がふえてくるんだと、そうなったときにこういうことをもうちょっとメスを入れるべきでないかと。市では直接やってないと、健康福祉部でやっている。それでいいのか悪いのかと。納めているのは市民だよ、新庄市の。そうなれば、この辺ももうちょっと、健康福祉部あたりでやっているとお話を聞きましたんですが、おまえたちは何してんなだと、毎年こういう数字が出るということはどういうんだと、これを強く言うべきだと私は思うんですが、向こうでやっているから市ではやってないではどういうものかなと。保険税は市民が納めているわけよ、みんなが納めているわけよ。だから、「そっちでやっているから、おらほでは余り」というふうなニュアンスに聞こえたけれども、もう少し福祉部の方にも今私がいろいろ言ったようなことを強く要望して、するかしないかだけ一つ言ってください。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 県内13市の国保関係の課長会議等も年に2回ほどございますので、その機会をとらえまして、そういった間違いのないような診療報酬の請求について御指摘があったということで、その解決策と申しますか、その辺についても今後の課題として取り上げてまいりたいと思っています。

ただ、ちょっと言いわけがましいんでござい

ますけれども、18万件という膨大な件数、なおかつその中の診療報酬の明細についてはちょっと私ども素人の者では判定がつかないということもございまして、うちの方から直接指導ということはしたことがないということでございます。かなり専門性を帯びている内容だということで御理解をいただきたいと思います。

11番（渡部平八委員） 委員長、渡部平八。

山口吉静委員長 渡部平八委員。

11番（渡部平八委員） 今、課長のあれを聞くと、18万件の膨大な枚数だと、膨大になればなるほど、この点検の結果の成果がもっとよく出てくるんでないかと思うわけよ。少ないから精密にやることできる、膨大だから担当でなければできないということは、今、課長が「言いわけになると思いますけど」という言葉を使ったけれども、例えば30万件になればもっとこの成果が出てくるんでないか、成果が出ることによって健康保険の加入者の税金が少しでも安くなるわけよ。余計になれば余計になるほど、しかも900何十万円かけて倍の成果が上がっているんだから、もっと膨大になれば900万円が1,500万円かけたときに、今までの流れから見ればもっと成果が出るわけよ。その辺の物の考えというか、今聞いていていかなものかなとちょっとお聞きしましたので、これ以上いろいろ責めてもしようがないと思いますので、今、私がいろいろ言ったことをよく胸に刻み込んで、ひとつ対応してください。終わります。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

6番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

6番（遠藤敏信委員） 成果表の22ページ、この中ほどよりちょっと下、収入未済額はということで、国保税が3億7,256万5,570円で前年度に比べ3,608万何がし、10.7%の増であったとあります。そして、決算審査意見書です。それによりますと、33ページ、未納額、未納件数が

平成13年度以前45件、平成15年度17件、平成16年度361件、17年度673件、18年度708件、現年度分973件、合わせて3億7,256万円ということが厳然としてありますけれども、この収入未済額があるということをどう認識されているかお伺いします。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 審査意見書の33ページの一番左側のところだと思いますが、国民健康保険税のこれまでの収入未済があるということについての御質問でございました。

国保税につきましては、ごらんのとおりずっとあるわけですが、国民健康保険税そのものにつきましては、所得割のほか資産割、平等割、均等割というような仕組みで課税しております。それぞれの応益あるいは応能ということで課税しているわけでございます。

ただ、それがたまたま未納になってしまう、中にはそのときに所得が下がった方もいらっしゃるかもしれません。あるいは、私は保険のお世話にならないという強い意思のもとに未納を続ける方もいらっしゃると思います。

その中で、私の方では、きのうも答弁申し上げましたけれども、未納の方について資産等の差し押さえをやった場合、これは時効を中断するという事で、ずっと以前の分であっても滞納が生じるということがございます。ということで、これは本来払っていただくべき税額であって、これだけ未納になったということについては、未納があるということについては非常に残念な結果であると思っております。なおかつ未納件数が次第にふえてきているということにつきましても、経済情勢、景気のこともございましょうけれども、そういった影響が大きいのではないかなと認識しております。

6 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

山口吉静委員長 遠藤敏信委員。

6 番（遠藤敏信委員） おっしゃるとおり、払える状態にあって払わないのか、あるいは払う意思があるにもかかわらず払えないのかという両方あると思うんですね。でも、一般質問の答弁の中にもたまたまあったんですけども、今日的な状況の中では仕事の場の確保がなかなか楽でない状態で、払えないという方がふえているのではないかと思います。結局それは特別会計の制度そのものを危うくするということにもなりますし、それは当然被保険者も医者にかかれないということで、健康上の問題にもかかわるということで、双方にとっていいことではないわけですね。でも、そういう状況がこの数字から見ても年々ふえてきていると。ふえることはあっても減ることはないとか、ほかの場面が好転しない限り好転しないと。おっしゃるとおり、経済状況ということでくくりされましたけれども、そのとおりだと思うんです。非常に仕事柄大変だということはわかりますけれども、そっちの方、いわゆる払える状況をつくるということに、それに関係する方、関係されない方、とにかく皆そこに集中しなければ、この状況を解決できないんじゃないかなということを感じます。

先ほど佐藤委員との話の中でもちょっと触れられました。9月2日の朝日新聞でしたけれども、「保険証のない子、病院遠く」という記事がありました。同じ日、河北新報にも「国保料滞納、格差社会がだれもが安心して医療を受けられる制度を揺るがしている」ということで、養育していた子供の病気を治療せず衰弱させたとして裁判になったという記事がありました。

それで、幸いにして新庄市では未就学児童についてはそういう資格証明書とか、そういうことを課していないということと、小学生でそういう資格証明書を発行されている方がいない、残念ながら中学生で1名いるということが先ほど言われましたけれども、国保状況が危な

くなっているという報告のみならず、どうしたら収納率をよくするというでなくて、どうしたら改善して一步進むか、何というか、丸くおさまってうまくいくというか、そういうふうなことにできるか、希望的観測でも何でもいいですから、ちょっと言っていたいただければありがたいと思います。

小野孝一健康課長 委員長、小野孝一。

山口吉静委員長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 遠藤委員の御質問は非常に難しい質問でございますけれども、私個人的には、国民健康保険というのは今現在市町村ごとの財政運営をしているわけでございますけれども、もっと規模が大きい1県1保険者という形で、例えば広域連合みたいに給付も財政運営もすべてまず県単位でという、最終的には全国一律という形であれば一番理想的なのかもしれませんけれども、今の市町村どの財政運営では現状のような運営になってしまう。したがって、もうちょっとスケールメリットと申しますか、1県1保険者の方向になればもっと違う方向で運営できるのかなということを個人的に思っております。以上です。

山口吉静委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号平成19年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原

案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第60号平成19年度新庄市 交通災害共済事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

山口吉静委員長 次に、議案第60号平成19年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号平成19年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第 6 1 号平成 1 9 年度新庄市 老人保健事業特別会計歳入歳出決 算の認定について

山口吉静委員長 次に、議案第61号平成19年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号平成19年度新庄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第 6 2 号平成 1 9 年度新庄市 公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

山口吉静委員長 次に、議案第62号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号平成19年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第 6 3 号平成 1 9 年度新庄市 農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

山口吉静委員長 次に、議案第63号平成19年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第63号平成19年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第64号平成19年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

山口吉静委員長 次に、議案第64号平成19年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号平成19年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第65号平成19年度新庄市 介護保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について

山口吉静委員長 次に、議案第65号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番(佐藤悦子委員) 決算審査意見書33ページ、介護保険料の未納世帯について、平成19年度は205人、金額にしてみますと1人平均年2万7,465円かなと思います。普通徴収者の方が成果の説明書によれば、説明書15ページを見ますと19年度は898人いらっしゃいます。このうちのうち205人が滞納になってしまった、未納になってしまったわけなんです。割合にすると22.8%になります。この19年度の未納者は保険料の段階ごとに、保険料の段階というのはつまりは所得、収入ということから保険料が出ていますので、一応その段階ごとに何人ずつになっているのかお願いしたいと思います。

今川吉幸税務課長 委員長、今川吉幸。

山口吉静委員長 税務課長今川吉幸君。

今川吉幸税務課長 205人の滞納された方、これ

はすべて滞納ということではなくて、全額ではなくて、一部でも滞納なった方についてはこの205人の中に含まれるものでございます。

それで、15ページのところに第1から第6まで普通徴収者の人数が書いておりますので、そのわきにでもメモしていただければありがたいと思います。

第1段階では29人の方が普通徴収であります。そのうち6人の方が滞納がありました。29人に対して6人ですので21%の割合となります。第2段階は166人の普通徴収ですけれども、このうち58人が滞納があったと。35%になります。第3段階、59人に対しまして19人が滞納、32%になります。第4段階、329人に対して75人が滞納があったと。23%になります。第5段階、236人に対して38人が滞納あったと。16%です。第6段階、79人いるんですが、このうちの9人が滞納ありました。11%になります。

このように、一番滞納する割合が高いのが第2段階、第3段階のあたりが高かったという結果になっております。

2 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番(佐藤悦子委員) 収入が多い方の中にも滞納があるということもありますが、大体見た感じとしては、課長がおっしゃったとおり、第2段階、第3段階の非課税というか、そういうような所得の少ない、年金の少ない方に保険料未納が多くなっているように思います。

介護保険料の高い方、第6段階の人数をこの成果表の15ページで見ますと全部で830人、特別徴収と普通徴収者を合わせて830人もおられるわけです。全体の12.4%になっていますが、国民健康保険税では先ほどのように限度額が決められておりますけれども、介護保険ではそういうのがないわけです。高額所得がある方から、渋谷区に私たち文教厚生常任委員会で視察に行かせていただいて、大変勉強になったんで

すけれども、この渋谷区で9段階にして、より力がある方にはその力に応じて介護保険料をいただくようにしておりました。そして、そのお金を低所得者のための保険料軽減や利用料の軽減あるいは利用拡大に充てていたようです。そうしたことも参考にさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 現在の介護保険料の設定は、第3期の介護保険事業計画に基づいて定められております。6段階で定めておるわけでございますけれども、第4段階がちょうど中間といたしますか、基準額を御負担いただく段階、第1段階から第3段階までは住民税の課税状況等によりまして基準額の2分の1の御負担あるいは基準額の75%の負担、逆に5段階、6段階になりますと基準額に125%あるいは150%を乗じまして、高い保険料の御負担をお願いしているわけでございます。

委員御指摘のとおり、この負担率でございますけれども、それは必ずしも制限があるわけではございません。例えば1.5をさらに所得段階を細分化しまして2.0の段階を設けるとということも制度上は可能でございます。ただし、幾ら多く御負担いただきましても、御負担いただいた方により高いサービスを提供できるという制度でもございません。そういった関係で、この介護保険の適用となる方は75歳以上の方が原則でございます、第1号被保険者。新庄で申し上げますと、ほとんど年金受給者の方が対象でございます。一部事業等あるいはその他の収入がありまして、年金以外の方もいらっしゃいますけれども、基本的にはやはり年金受給者が第1号被保険者の対象だと思っております。そういった方々に対して、委員が例としてお出しになりました東京の渋谷区のようにいろんな職種やいろんな収入のある中央の地域と、新庄市のよ

うに、きのうの一般会計の歳入の御質問で税務課長がお答えしておりましたが、新庄市自体はそんなに高額な納税者が数多くいらっしゃるわけではございません。そういった委員がお持ちのような考えで、もしこの1.5倍の層をふやしてみたとしても、保険料全体に及ぼす影響というのはほとんどないのではないかと考えます。それと、先ほど申し上げましたように、やはりあくまでもこれは互助制度ではありますけれども、下の段階の方は保険料の基準額の2分の1の御負担まで下げているわけでございます、上限につきましても150%と。

なお、この6段階の区分につきましては、全国的にもかなりの自治体が採用している段階でございますし、県内においてもかなりの市町村がこの6段階方式をとってございます。

19年度から20年度にかけては、先ほど申し上げましたように、第3期の期間でございますので、もしこういった段階の見直しを行うとすれば21年度の第4期以降ということになります。

以上です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 私としては、先ほどの国保でいきますと275世帯で1億円の免除、軽減ですので、計算してみますと1世帯平均38万円ぐらいです。ですから多い方は100万円も軽減されていることに、国保については100万円も200万円も軽減されている方も少なからず、少しでしょうけど、いると。275世帯の中にはいるということです。年金生活者の中にもそういう方が私は何人か入っているだろうと思うんです。そういう意味では、渋谷区は人数が全体的に多いことはわかるし、高額所得者が多いのもありますが、新庄でもやはりある。そんなに渋谷区ほどの割合ではないかもしれませんが、あると思うんです。そういう意味で、9段階にしてやって、できるだけ年金の少ない方にはさ

らに軽減をできるようにするべきでないかなと思うんです。それは要望です。

続きまして、決算の300ページの基金ですけれども、介護給付費準備基金が8,187万円になっております、20年3月末で。これを取り崩すことで保険料の負担軽減に充てることができるのではないかと思います。

渋谷区では、両方、今言ったように保険料9段階と介護保険の基金取り崩しという両方をやりまして、市民税非課税第4段階までの保険料を上げないようにして、一部引き下げも実現しております。例えば世帯全員が非課税で基準所得金額が80万円以下の第2段階が年1,000円程度ですけれども引き下げになったりしております。また、区独自で保険料軽減ということで、収入120万円以下の単身世帯の場合は120万円、複数世帯の場合は1人につき50万円の加算をして、収入の少ない方、収入120万円以下、1人である場合はこのぐらいの方の保険料を半額に軽減しています。だから、2分の1というのがあったとしても、4分の1までの軽減を区独自でやっている。そこには預貯金も認めておりまして、預貯金も単身世帯で350万円まで認めつつです。預貯金も少しあってもいい、年金が少ない、こういう方はさらに軽減を区独自でやっているということでした。

そういったことも含めて、新庄市でも基金がかなり積まってきておりますので、「介護保険料を下げしてほしい」と、これは私たち日本共産党の行ったアンケートで国保税引き下げに次いで多い要望なんです。国保税は75%の要望がありましたし、「介護保険料を下げしてほしい」は65%だったと思います。かなりの方が、市民が望んでいることでもありますので、特に低所得者に、年金の少ない方に優しい施策になるように、来年決めなきゃいけないわけですから、そこに反映させていただきたいという意味で、どうでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 最初に、基本的な制度についての御理解をお願い申し上げます。

6段階の区分につきましては、生活保護を受けているかどうか、本人の住民税の課税状況あるいは同居している世帯の課税状況、本人の合計所得金額等々により1段階から6段階まで区分されてございます。この区分の中には御本人の預貯金の様子は全く入ってございません。

それと、介護保険料全体の仕組みについても冒頭御説明申し上げますが、必要な介護保険給付の2分の1、半分は税金で負担されてございます。その負担割合でございますけれども、国が25%、都道府県と市町村が12.5%ということで、既にこの段階で市税の投入がなされているという状況です。残りの50%が保険料による財源でございまして、これも二つに分かれます。一つは第1号被保険者ということで、65歳以上の方が負担しているのが50%のうちの19%、第2号被保険者ということで40歳から64歳までのいわゆる現役世代が負担している割合が31%、この19対31の割合ですが、全国的な人口構成の割合によって19対31に分かれてございます。これが第3期の保険料では19対31だったんでございますけれども、21年度以降第4期の計画の中では高齢人口が増加してございますので、19対31が20対30、65歳以上の方の割合が1%ふえました。人口がふえて当然負担割合もふえるということになります。

以上、こういった基本的な保険料の仕組みを御理解いただいた上で御説明させていただきますが、この介護保険の事業計画期間のサービスにつきましては、その3年間でどの程度のサービス量があるかということがまず大前提になります。それと、この3年間については保険料の変更を行いません。先ほど申し上げましたように、18、19、20年度の3年間は同じ金額となり

ます、第4期におきましては21年度から23年度までと。

繰越金が生じた場合の取り扱いでございますが、委員御指摘のとおり6,100万円強の繰越金があったんですが、この場合には国・県支払基金に返還する分がございます。先ほど申し上げましたように、国・県からも御負担いただいておりますので、繰越金があればその割合で繰越金の一部を返還することになります。それから、介護給付準備基金に入れまして、急激な介護給付費の増大がございまして、事業計画期間の介護保険料を上げることなく、この基金を取り崩して財源を確保するというにも準備しなければなりません。実質19年度におきましては繰り越し6,100万円のうち3,500万円を基金繰り入れを行ってございます。現在の基金残高でございまして、1億1,000万円程度、そのくらいの金額になります。これは今回の介護保健事業会計の補正にも計上してございます。

現在、第4期の介護保険事業計画を策定中でございまして、高齢者人口の増大、特に後期高齢者の増大により介護認定者数の増が見込まれ、その結果、介護給付費についても増を見込んでございます。その中で算出されます介護保険料の必要額に歳入として1億円程度を基金から繰り出し、給付費の増に伴う保険料の急激な増大をできる限り緩和したいというふうに、福祉事務所の段階では考えてございます。ただし、第4期の計画につきましては、現在、新庄市高齢者健康福祉計画推進委員会の中でいろんな御議論をいただいておりますので、そういった推進委員会あるいは議会の文教の委員の皆様方にお示しする案として、何とか基金の一部といいますか、かなりの部分を取り崩して4期の保険料を抑えることができないかなということを現在考えてございます。

ただ、問題は、先ほど65歳以上の方の負担割合が19%から1%ふえると申し上げましたけれ

ども、この１％分に相当する金額が7,500万円、給付費総額からずっと追っていきますと7,500万円に相当いたします。したがって、たとえば基金から取り崩したとしても、現在の基準額を下げるのところまでは今のところ幾ら計算してもその財源が見出せないといった状況でございますので、御理解をお願いいたします。

２ 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

２ 番（佐藤悦子委員） 介護給付費準備基金を保険料を抑えるために使いたいというお答えをいただきまして、本当にありがたいと思います。

もう一つは、保険料を９段階に渋谷区のように改めることで、より低所得者に軽減できる保険料にできるのではないかという点について、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、その点、再度あればお願いします。

次に、成果の説明書の122ページに、居宅介護サービス受給者数というのが載って、重度になるほど利用者数が減っているのはなぜなのかということですか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 特に第６段階の上にふやせないかというお考えでございますけれども、冒頭申し上げましたように、新庄市自体、この保険料に大きく影響が出てくるほど高額の高齢者がいらっしゃる状況ではないと考えております。したがって、段階がふえる可能性は全くないとは言いませんが、上の段階をふやすのではなくて、むしろ中間の段階をふやして一部負担率を減らすようなことについては第４期の事業計画の中であり得るかなというふうには思っております。先ほど申し上げましたように、福祉事務所だけで決められるわけではございませんので、計画推進委員会あるいは文教の委員の皆様のお意見を伺った上で最終的な計画をつくり上げたいと考えております。

それから、居宅介護、重度になるほど減っているということでございますけれども、これにつきましては重度の方は居宅ではなくて施設入所になっている方がかなりいらっしゃいますので、そういった関係で居宅介護の数が減っているのかなと考えてございます。以上です。

２ 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

２ 番（佐藤悦子委員） 施設に関してなんですけれども、成果表の122ページ、施設介護サービス受給者が419名になっておりますけれども、施設待機者が重複を除いて、私はこの間194名と文教の協議会で聞いたように思うんですが、待機者は何名になっていると見ているのか。私は施設づくりを必要だと思うんですが、どうでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 前回の資料では293名という御説明を申し上げました。その293名のうち99名が重複待機者あるいは既に死亡なさった方、入所済みの方、あとは転出、不明等々の方が全部で99名いらっしゃいます。残り純粋などいいますか、そういったＡ施設、Ｂ施設両方に申し込んでいる方なんかも１としてカウントいたしますと待機者は194名ということになります。ただし、この194名につきましては、すべてどうしても施設で対応しなければならないという方だけではなくて、これからどんどんそういった必要度が進んでいくのではないかとこのことを前提にしてあらかじめ施設に申し込みをしていらっしゃる方もおるようでございます。

こういった194名の待機者を解消する手段といたしましては単純に施設をふやせば減っていくわけでございますけれども、この施設につきましても制約がございます。厚労省で示している計画の基準では、要介護２以上の方の入所者の率を37％以下に抑えなさいと。これは平成27

年度までの最終目標値でございますけれども、それまでに37%以下に抑えなさいという国の計画の基準がございます。新庄市は現在たしか42%ぐらいで、37%をはるかにオーバーしてございますので、一つはこういった参酌基準というふうな専門用語であらわしているようなんですけれども、この37%の基準を現在の段階では非常にオーバーしていると。

もう1点、そういった施設をふやして入所者をふやせば当然給付費がかなり増大いたします。給付費が増大すれば、先ほど委員御心配の保険料にも当然響いてまいります。そういった二つの観点から、保険料負担の観点と国の基準の観点、そういった二つの観点から見ていかなければならないのかなと思ってございますので、今々対応するというのは正直申し上げまして不可能かなと考えてございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） わかりました。そういう意味では、介護給付に対する国の負担を、今25%ですけれども、当面最低でも3割に引き上げることを求めながら、新庄市のような地域によっては施設が必要だというところがあるわけですから、参酌基準の見直しを求めていると思いますが、必要ではないかと思うんですが、そういうことを求めていく立場にあるかどうかお聞きします。

田口五郎福祉事務所長 委員長、田口五郎。

山口吉静委員長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 こういった待機者の問題は新庄市だけではなくて、13市が抱えている共通の問題でもあるようでございます。したがって、今、県の方でいろいろ検討会、うちの方からも室長がメンバーになってございますけれども、そこでいろんな現在の介護保険制度について問題点の研究あるいは厚労省に対してどういったことを要望すべきかということをお話し

合っております。新庄市からはこの37%の基準を何とか見直しできないかと、そういったことをうちの室長がその会議の場で発言しておりますし、それが全体の議論にもなっております。ただし、何%がいいのかというのはこれからいろいろ計画の中で見直しせざるを得ないんですけれども、もうちょっとやはり例外規定等をつくっていただければ、よりよいサービスにつながるのではないかなという考えは持っております。以上です。

山口吉静委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時06分 休憩

午後3時15分 開議

山口吉静委員長 休憩を解いて、再開いたします。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号平成19年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第66号平成19年度新庄市 水道事業会計決算の認定について

山口吉静委員長 次に、議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

3 番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭委員。

3 番（斎藤義昭委員） お疲れのところ申しわけありません。一つだけ聞きたいと思います。

企業債について若干お聞きしたいわけでありますけれども、発行総額が56億円ほどですね。これまで終わった償還が大体16億円、この中で第2期拡張事業のほかは大体10億円前後で今後償還に入るわけなんです、第2期拡張事業が30億円ぐらい、そうすると全体で最終が41年ごろですから、20年としても年間平均2億円ぐらいで償還に入るわけであります。ことしは県の協力をいただいて水道料金も値下げしましたけれども、今後の水道料金はこの企業債によって変わると思います。新庄市の第2期拡張事業は当時日量1万6,000トンぐらいの受益契約であのダムをつくったわけでありますけれども、その中の新庄市の受水権利としては70%から80%ぐらいということで記憶しております。平成32年から三十六、七年、短期間で一気に償還が最終年度になるわけでありますけれども、今までの償還と今後のピークは何年ごろになるのか、それによって水道料金も上がったり下がったりすると思いますので、償還のピークが何年ごろだったのか、今後とすれば何年ごろになるのか。

それから、第2期拡張事業でもダム本体事業もあると思うんですが、分離されると思うんですよね。本体の方はどういう内容なんだか、こ

の2点だけお聞きしたいと思います。以上です。

小野善次水道課長 委員長、小野善次。

山口吉静委員長 水道課長小野善次君。

小野善次水道課長 第2次拡張事業の方の起債でございますけれども、決算の32、33ページをごらんください。これでいきますと、利率に関してそんなに高くない利率でございます。平成19年度も繰り上げ償還してございますけれども、21年、22年ということで繰り上げ償還の通達があれば、これについても4本ぐらいは繰り上げ償還していきたいと考えていますので、ピークはそんなに高いということではございません。例えば19年度繰り上げ償還しましたけれども、20年度の元金、利息については、元金が3,000万円ほど下がりますし、利息も920万円ほど下がっていくという状況であります。

3 番（斎藤義昭委員） 委員長、斎藤義昭。

山口吉静委員長 斎藤義昭委員。

3 番（斎藤義昭委員） ピークとお聞きしたのは、例えば30年、40年の中で56億円を返済すると、その返還の一番高いときが何年ごろだかということをお聞きしたわけでありますけれども、それから当然下がれば水道料金も下がるわけで、その辺が一つの水道料金の目安になるのかと思って私は聞いたわけです。

それから、利率なんです、まだ6.6%とか4.5%以上のものが随分あるんですね。この辺も借りかえできるものかどうか。最近だと2%前後なんですね。その辺はどういう考えなのか、この二つだけ。

小野善次水道課長 委員長、小野善次。

山口吉静委員長 水道課長小野善次君。

小野善次水道課長 今のところ利率に関して5%以上のもの、4%以上のものについては、まだどうするとかということは出されておられません。

ピークについては、資料不足で大変申しわけないですけれども、後で説明したいと思います。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） ただいまの繰り上げ償還等の関係で、同じく企業債のことなんですけれども、40億円の現在の企業債のうち、課長のお話では5%以上のものをこれから4本、今あるわけなんですけれども、これを繰り上げ償還してやっていくと、4%台のものについてはまだ何もないということですが、今まで国は繰り上げ償還や借りかえは政府資金はできないんだと何回も繰り返して言ってきたし、課長もそういう認識であったのがこのように変わってくるわけです。ですから、できないんだと言われても、4%台借りかえ、繰り上げ償還やらせてもらいたいということで強力にやっていただきたいと思うんですが、強力に要望活動ですね、その点についてどうでしょうか。

小野善次水道課長 委員長、小野善次。

山口吉静委員長 水道課長小野善次君。

小野善次水道課長 これについても、年に2回ほど水道課長会議がございますので、いろんな情報等交換しながらこれから考えていきたいと考えています。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） お願いしたいと思います。

それから、決算の23ページの1の1の給水収益が9億4,000万円で、前年比約2,000万円減っています。これについて審査意見書の方の12ページを見ますと、病院やスーパーマーケットなどが専用水道に切りかえたと言っております。

このことについてなんですけれども、大手は深く大きく井戸をつくって経費節約かもしれませんが、想像しているんですけれども。そうすると周りの市民が個人でやっている小さな井戸が枯れるということも影響するということもあるように思います。そういうことを許しておきま

すと、地下水をお金のある人だけが大きく深く掘って使い、そのお金がない人は使えないというようなことになってしまうと思うんです。そういう意味では、地下水は公共のものであるという認識が必要ではないかと思うんですが、その点について使い方の規制も考える必要があると思うんですが、どうでしょうか。

小野善次水道課長 委員長、小野善次。

山口吉静委員長 水道課長小野善次君。

小野善次水道課長 この問題については、以前から質問が出ておるんですけれども、新庄市の場合は井戸の規制はございません。米沢とか山形の一部が規制されておりますので、その規制については水道事業としては何とも言えないという立場です。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 米沢や山形で井戸の規制があるということなんですけれども、大手こそ水道を使うべきでないかという、大手に協力させる方法はないのでしょうか。地下水を守るためにも何か考える方法はないのか、もう一度お聞きします。

小野善次水道課長 委員長、小野善次。

山口吉静委員長 水道課長小野善次君。

小野善次水道課長 大手だけではないんです。県立病院も確かに専用水道をやってございます。これは県立ですから、本来でいきますと私どもの担当課が担当しておるんです。その専用水道をするときに、私どもも県の担当課の方にぜひやめてほしいという申し入れはしました。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） そうですか。何もしないでやっているのかと思っていましたが、そういう申し入れ活動をしたというのはよかったなと思いますが、なお本当に水道を使うように、そして地下水を守るためにも規制も必要かもし

れないという立場で検討をお願いしたいと思います。これは要望にさせていただきます。

それから、どうしても水道をいっぱい使ってもらいたいという企業会計的な発想ではそうかもしれませんが、しかし地球環境を守るということを考えたときには、節水ということは実は地球環境を守る意味で、これから石油以上に水戦争ではないかと言われるぐらい飲める水が少なくなっていくと言われております。そういう意味では、今飲める水を大切にすること、雨水の活用なども特に大手などは考えさせる必要があるような気がするし、飲める水を守るために、山林の保全といいますか、具体的には神室ダムが私たちの水源なわけで、その神室ダム周辺の山林の涵養といいますか、保全といいますか、そういったこともきれいな水を守る意味で非常に重要なことだと思うんですが、そういった量を使ってもらっただけでなくて、いい水の環境を守るという公的な大きな活動というか、そういったことはどのように考えておられるか、どうでしょうか。

小野善次水道課長 委員長、小野善次。

山口吉静委員長 水道課長小野善次君。

小野善次水道課長 最上広域水道の中で、ダムを管理している河川課とか、奥の方の山を管理している営林署、金山川を管理している河川課、受水団体、1市2町が集まって、そこら辺の環境の話は年に一遍、どういうふうな事業をするかということで話はしてございます。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） 水道課として、市民全体に対しても使ってお金をもらうだけではなくて、雨水をどう利用するかというような、こういう例もあるとか、これは結局水道料金、使うことにならないわけなんですから、それでも地下水涵養だとか、水をなるべくたせると

いう、いい水を飲ませていくためにも守るという意味で、そういった市民への環境を守るための啓蒙活動なども含めてやっていく中で、水道を守っていくというか、水源を守っていくというか、そんなことも市民啓蒙、環境保全、雨水の利用、こういったところも必要かと思うんですが、これは環境でしょうか、水道でしょうか。

小野善次水道課長 委員長、小野善次。

山口吉静委員長 水道課長小野善次君。

小野善次水道課長 水道事業と環境もわかるんですけれども、やはり雨水を利用するとなりますと、雨水イコール飲料水になることはまず考えられないと思います。雨水の利用についてはちょっとお答えすることができません。

2 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

山口吉静委員長 佐藤悦子委員。

2 番（佐藤悦子委員） わかりました。水道料金の引き下げ、本年度の8月の料金引き下げから具体的に上がったということで、わずかな金額であります、市民が大変よかったかと、ほっとしているということが市民の間から言われております。さらに、まだまだ高いというふうにも言われておりますので、現金・預金もありますし、この償還のめども立ってきているぐらい減っていくような状況でもありますし、ぜひ引き下げを検討していただきたいと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

小野善次水道課長 委員長、小野善次。

山口吉静委員長 水道課長小野善次君。

小野善次水道課長 水道料金を基本料金で300円値下げしたばかりで、すぐすぐの値下げは考えていません。現金・預金を持っているからという話だと思うんですけれども、この現金・預金の中に減債積立金、建設改良積立金も入ってございます。この二つ合わせますと約6億円程度になりますけれども、そんなに内部留保資金が余っているわけでもございません。逆に言いますと、建設改良積立金については、今現在未給

水区域であります中川原地区、4地区ですけれども、その方にすべてを補てんするということで、一切起債を起こさない、一般会計からも繰り出しをしないということで今のところ考えています。

山口吉静委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号平成19年度新庄市水道事業会計決算の認定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口吉静委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 議

山口吉静委員長 以上をもちまして本決算特別委員会に付託されましたすべての案件についての審査を終了いたします。

ここで一言、私よりごあいさつ申し上げます。

各委員の活発な質疑のもと、大変長時間にわたりまして、平成19年度決算、議案第58号から議案第66号までの9件の審査につきまして、ふなれな私でしたが、委員の皆様方の心温まる御

協力に感謝申し上げまして、御礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（拍手）

これをもちまして閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時36分 閉議

予算特別委員会委員長 山口吉静

平成20年11月臨時会会議録

平成20年11月10日 月曜日 午前10時00分開会
議長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出席議員（16名）

1番	奥 山 省 三	議員	2番	佐 藤 悦 子	議員
4番	小 野 周 一	議員	5番	小 関 淳	議員
6番	遠 藤 敏 信	議員	8番	沼 澤 恵 一	議員
9番	清 水 清 秋	議員	10番	小 嶋 富 弥	議員
11番	渡 部 平 八	議員	12番	今 田 雄 三	議員
13番	金 利 寛	議員	15番	平 向 岩 雄	議員
16番	森 儀 一	議員	17番	山 口 吉 静	議員
19番	星 川 豊	議員	20番	下 山 准 一	議員

欠席議員（4名）

3番	斎 藤 義 昭	議員	7番	中 川 正 和	議員
14番	新 田 道 尋	議員	18番	亀 井 信 夫	議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	國 分 政 嗣
総 務 課 長	星 川 基	政策経営課長	坂 本 孝一郎

事務局出席者職氏名

局 長	鈴 木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 事	笹 原 孝 一

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 市長の行政報告

日程第 4 報告第 11 号平成 20 年度新庄市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認について

日程第 5 議会案第 14 号市町村合併調査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

平向岩雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、欠席通告者は、
斎藤義昭君、中川正和君、新田道尋君、亀井信
夫君の4名であります。

それでは、これより平成20年11月新庄市議会
臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議
事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

平向岩雄議長 日程第1 会議録署名議員の指名を
行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定に
より、議長において佐藤悦子君、星川 豊君を
指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

平向岩雄議長 日程第2 会期決定を議題といたし
ます。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

(今田雄三議会運営委員長登壇)

今田雄三議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る10月30日、委員7名出席及び11月5日、
委員6名出席のもと、午前10時より議会協議会
室において執行部より政策経営課長並びに議会

事務局職員の出席を求め、本日招集されました
11月臨時議会の運営について協議をいたしたと
ころであります。

会期につきましては、このたびの案件は報告
1件、議会案1件の計2件でありますので、本
日11月10日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時議会で
ありますので、直ちに本日の本会議において審
議をお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださ
いますようお願い申し上げ、報告とします。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員
長から報告のありましたとおり、本日11月10日、
1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、
会期は本日11月10日、1日と決定いたしました。

日程第3 市長の行政報告

平向岩雄議長 日程第3 市長の行政報告をお願い
いたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、新庄市最上地域合併検討協議会に
つきましての報告をさせていただきます。

既に新聞報道等で御承知のとおりですが、去
る平成20年11月5日午後1時30分より市民プラ
ザにおきまして、平成22年3月の新合併特例法
期限内の合併を目指し、いわゆる合併任意協議
会として、新庄市、真室川町、鮭川村、戸沢村
の1市1町2村による新庄最上地域合併検討協
議会が設立されたところであります。

協議会は、4市町村長及び4市町村議会議長

並びに山形県最上総合支庁長の9名で組織し、役員として会長に私が、そして副会長には真室川町長及び鮭川村長並びに戸沢村長の3名が、監事といたしまして新庄市議会議長と山形県最上総合支庁長の2名がそれぞれ就任いたしました。

また、協議会の下部組織といたしまして、市町村の副市町村長及び合併担当課長並びに山形県最上総合支庁地域支援課長をもって幹事会を組織し、さらにその下部に専門的な内容を検討できるように専門部会及び分科会を置き、組織体制の整備を図ることといたしました。

さらに、事務局体制といたしまして、構成市町村及び山形県から職員を派遣し、総勢13名による事務局を新庄市役所の東庁舎2階に設置したところであります。

今後は、合併協議の基本項目として新市の将来ビジョン骨格と重点施策の概要、協定項目の協議事項洗い出しと方向性の検討、各市町村が重要と考える課題の選定と協議、法定協議に向けた組織体制の整備、以上4点について協議を重ねてまいります。

新合併特例法期限である平成22年3月から逆算しまして、できれば年内中、遅くとも平成21年1月の早い時期に法定協議会を成立できるよう、これから約2カ月をかけまして、それぞれの市町村が持つ歴史、伝統、文化、地域の特色などを最大限に尊重し、お互い対等の立場で最大の努力をもって協議してまいる所存であります。

今後は、議会の皆様、市民各位各層への情報の提供を密に行うとともに、御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますが、特に議会におきましては本日特別委員会を設置されるということでもありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。また、来る法定協議会への参加手続につきましては、議会の同意が必要となってまいります。何とぞ御配慮、

御高配賜りますようお願いいたします。また、新庄最上地域合併検討協議会が設立しましたことを御報告申し上げます。

日程第4報告第11号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

平向岩雄議長 日程第4報告第11号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、報告第11号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

現在、新庄最上地域の市町村合併に向け準備を進めておりますが、おかげさまをもちまして11月5日に新庄最上地域合併検討協議会が設立されました。協議会の設立に伴いまして、活動費461万7,000円の予算が決定されました。山形県からやまがた夢未来まちづくり交付金300万円が交付されますが、残額を構成市町村が負担することになりまして、本市は73万2,000円の負担額となります。また、本市の対応でございますが、市町村合併に関する住民説明会を6カ所で開催する計画でございます。会場借上料や資料作成費が必要となりますので、市町村合併推進費としまして予算を専決させていただきました。専決日は協議会設立に合わせまして11月5日といたしました。

このたびの協議会は、いわゆる任意協議会でございます。今後法定協議会を設立しながら市町村合併を果たしてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御承認賜りますようお願いいたします。

たします。

平向岩雄議長 ただいま説明ありました報告第11号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 合併前の地方交付税と合併した場合の地方交付税の差はどうなるのか計算していらっしゃるのでしょうか。例えば8市町村の場合、県の算定で現在191億円の地方交付税が149億円、同じ人口の場合です。マイナス42億円となると示しております。この4市町村の地方交付税が現在幾らで、これが合併した場合、人口が同じであった場合、新・新庄市になった場合、地方交付税はどうなるのかお尋ねします。

二つ目は、合併は負担が重い方に、サービスは悪い方に合わされるのではないのでしょうか。例えば8市町村の場合の地方交付税で見ると間違いなく42億円減らされるわけです。この前、市の全員協議会で出された資料によりますと、新庄市の1人当たりの地方交付税は11万円、しかし真室川町や戸沢村、鮭川村は3倍弱とか4倍強、5倍近くの地方交付税が出ています。それが新庄市に合わせられることになるわけですから、そうなりますと、はっきり言って負担は重い方に、サービスは悪い方にするのが合併ではないのでしょうか。例えば、具体的に言いますと国保税は新庄市が安いです。これが上がります。介護保険は新庄市が高いです。これは高い新庄市に合わせられるということではないのでしょうか。

三つ目の質問ですけれども、最大のメリットとされるのが、議員、首長、職員を大幅に削減できる、この金額はこのぐらいになる、これが最大のメリットとされています。実は、これは住民の地方自治の破壊ではないのでしょうか。というのは、合併した鶴岡、酒田を見ても、今までですと区長などが地域の住民の要望を職員で

ある課長とか、あるいは首長、あるいは近くにいる議員に相談しながら、どうやったら解決できるか、すぐできるだろうか、対応してもらえだろうかとか相談して、素早く対応できる対応になっていたと思います。これが本庁が遠くなれば間違いなく行きづらくなる、知らない人ばかりです。議員も大幅に削減されて、近くの議員がいなくなる、つまりあきらめざるを得ない。お金も少なくなると言われて、ないので、なかなか実行できない、実現できない。こうなるとあきらめムードになっている。合併された町村ではなっております。そういうふうになるのではないのでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 1点目の交付税、4市町村の場合どうなるかということで、19年度だけを仮に一本算定で言いますと、19年度であります、今の4市町村で合計すると普通交付税が約100億円になります。これを一本算定しますと、これは庁内検討会で検討した数字であります、今の段階、しかも面積とか人口密度とか細かい計算がありますので、この数字がひとり歩きしないようにだけしていただければ数字としてあらわしますが、これで決められるような形ですと大変困ることがありますので、これは一つの本当の参考だということにとらえていただきたいんですが、87億円台ぐらいになるのではないかと、研究段階ではそういう数値を出しています。最上管内8市町村の場合は県ではじき出したのが42億円だということで、これは皆さん御承知のとおりであります。ただ、この数値もずっと細かく計算していきますと、そこまでは減らないという計算が出ています。30億円台半ばから後半ぐらいの数値になるのではないかと、これはあくまでも試算です。今後の国の財政状況とか、交付税がこれから減らされていくとか、そういった社会的要因は別にして、

現在の状況ではそのような試算も出ています。

それから、負担の割合であります、サービス、使用料、行政的な負担全部であります、これはふえることもないとは言えませんし、また安い方に負担を合わせるのは理想であります、これからお互いにサービスの内容を出し合いながら、どこまで平準化できるのか、いい方に合わせられるのか、またどういう方法でしていくのかはこれからお互いに出し合って、あるいはこだわりの行政とか重要課題の度合いもありますので、これは一概に言えませんが、住みよい将来に託せる地域づくりを行う上では負担が極力合併によってふえたり、サービスが低下したりということはあってはならないということで、そこら辺は十分配慮しながらやっていかなければならないのではないかというふうにとらえています。

それから、職員削減によって行政力が落ちたり、あるいは知らない人ばかりになって、その地域の内部をよく知らない実情になるのではないかとということも3番目の質問にありましたけれども、そういうことのないように、人的な配慮、その地域に精通した人、熟知した人、そういったことを最初は配慮しながら、合併したから知らない人ばかりになった、窓口はその地域を知らない人ばかりだったということにならないように、そういった人的配慮は当然必要になってきます。そういった配慮を保障する体制、仕組みを考えていかなければならないと考えているところです。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） ただいまお答えいただきました交付税の件ですが、参考として受け取りますが、それでも13億円、この人口で、この地域に今の住んでいる人たちに対して13億円の地方交付税が来なくなると。これをみずから進んでやる、これが合併だということだと思いま

すが、これは前に合併するとき、なぜ合併するかという質問に対して、地方交付税が国からどんどん減らされる、このままではやっていけなくなるからというような理由だったように思いますが、それを加味しないで、現在の算定でも13億円減る、さらに国からの今の地方交付税などを下げていく流れが来ますと当然もっと減ってくるのが考えられる中身でありまして、みずからわざわざ13億円減らすようなことを選ぶというのは、どうぞ13億円減らしてくださいというようなやり方というのは、まさに住民に対して増税しなきゃいけないだろうし、サービスを減らさざるを得なくなるというのは当然じゃないでしょうか。上に向かってお金を出さなくていいからというのが合併だと、13億円要りませんか、これが合併じゃないでしょうか。

ただ、そうならないようにしなければならない、負担がふえたり、サービスが減ったりしないようにしなければならないと課長はおっしゃいましたけれども、みずから13億円減るわけですから、やらねばならなくなるのは目に見えているんじゃないでしょうか。今、新庄市で国保税を上げないように頑張っている。だけど町村は高い。介護、医療、後期合わせて全部の指標が高いんです、町村が。それに合わせなければ国保税がやっていけなくなるだろうということで、国保税が今でも高いのが上がらざるを得ないだろう。また、介護保険では新庄市の方がサービスが全体的に施設などがあることもあって利用者が多いということもあると思いますが、それで高い。町村に介護保険料の高いのをめと言わざるを得ない。こうなるのが合併じゃないでしょうか、13億円減るわけですから。

それから、人の配置でそうならないようにと言っているわけですが、身近な例で農協合併がありました。農協合併しなければやっていけなからということさんをさん言っした結果、

きのうだかおとといだかの話でしたけれども、何もいいことはない、自分たちが決めて、例えば飼養の負担、農家2,000円と自分たち小さい農協のときは決めた。しかし、これが今2倍、3倍、5,000円、6,000円と農家負担が上がっています。これを決める代表、自治体の議員、農協で言えば理事でしょう、これが1人、2人しかいないために、自分たちの意見が通らない。基金は減る、借金だけ負わせられる。職員は本当に1人、2人しか、親しみを感じてずっといる職員がいない。農協が本当に遠くなってしまったというのが住民の声、合併したところの農協の住民の声です。

まさに市町村がそうなるのは目に見えている。代表はいない、職員はいない、遠い。そうじゃないでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 普通交付税が減らされていくのは、一本算定というのは10年後のことでありまして、それまでには人員体制とか行政の根本的な執行体制、そういったものをきちっと効率化を図っていくという大命題がございます。試算においては、そういった効率化、体制の整備によりまして、交付税が減らされる分は十分吸収されると。特別職を含めて人員の削減というか、いろいろ総務部門とか管理部門とか、そういった重複するところの職員を効率よく配置すれば、その分については当然削減できるわけですから、それによって十分対応できると考えてございます。

それから、国保税、介護保険料については、これは大きい升の中でやればより効率的な運営ができるわけありますので、今どのくらいの運営料でやれるのかということについては、これから分科会あるいは専門部会を通じて研究していく課題でございます。

それから、人の配置について、農協の事例が

ございましたが、参考にしながら、よいところは学び、また反省すべきところはちゃんと勉強しながら、そうならないようにしていくのが行政の責務かなと思います。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 一本算定は10年後ということでもありますけれども、現在の人口と広さで、この人たちに必要な行政サービスというのが今のお金でようやくやっている。しかもそれが厳しい厳しいと思いながら、かなり町村も市も効率化を図りながら相当頑張ってやっております。そして、その中を見ると、今、新庄市では子供の保育所を民営化しようとしてみたり、学校給食を民営化するかというような形で、これが効率化と言っていますが、子供たちにしわ寄せをした形で、子供たちは何もお金の責任はないのに、効率化、効率化ということで、お金の面からだけ考えて厳しい節約をしようとしています。そういったことをそれぞれ町村でやっています。それだけ相当節約しながら頑張っている町村が、市と町村でやっていたことが13億円も減るということは、建設のことを考えてもできなくなるだろうし、修理もできなくなるだろうし、今よりサービスをよくしてもらいたいと住民は細かいところさまざま願っています。そういったところができなくなる、13億円も減るんですから。それは目に見えていると思うんです。

人を減らせば、管理部門などを減らせばと言っていますけれども、今まで新庄市のやり方を見ていてわかるように、管理部門を減らすというのは直接住民にサービスをしてきた調理師とか保育士、子供たちに直接サービスをする職員が、管理部門ではなくて直接サービスするという職員が減らされている。それでは住民にとって直接サービスを減らされるということだと思うんです。管理部門、効率化と言いますけれど

も、人員削減というのはそういうふうが一番住民にかかわるところが減らされています、今まで人員削減、人員削減と言ってやってきたところは。課長などはそんなに減ってないと思いますし。それを考えると、やはり合併というのは住民に直接かかわるところで人がいなくなる、サービスする人がいなくなる、住民に当たる人がいなくなるということだと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 合併してもしなくても、これからは効率よい行政を命題にしてやっていかなければならない時代が到来しているということが一つ言えるんじゃないかと思います。限られた資源をどういうふうにしてその地域に投下していくのかということはやはり効率的な物事の考え方が基本になってきますので、人を減らす減らさないということではなくて、1人がどのくらいの業務量をその地域の全体で効率よくやっていけるのかという問題であります。ですから、末端の行政サービスはできるだけ減らすことなく、重複している管理部門とか企画部門とか総合部門とか、必ず末端にもそういった部門があるはずで。そういったことを二重手間にならないように、広い地域を効率よくカバーできるような体制を組むということでありますので、住民サービスの最前線を削る、それを犠牲にするという意味合いではございませんので、そこら辺を効率よくすれば普通交付税の削減分は十分に対応できて、投資的経費にも住民サービスの向上にも回せるんじゃないかという研究、試算を行っていく、それがこれからの任意協議会、法定協議会、そういった中で詰められていくと思います。

平向岩雄議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第11号平成20年度新庄市一般会計補正予算(第3号)については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 異議がありますので、起立採決いたします。

報告第11号については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、報告第11号については、これを承認することに決しました。

日程第5 議会案第14号市町村合併調査特別委員会の設置について

平向岩雄議長 日程第5 議会案第14号市町村合併調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

(今田雄三議会運営委員長登壇)

今田雄三議会運営委員長 議会案第14号市町村合併調査特別委員会の設置について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成20年11月10日、新庄市議会議長平向岩雄殿、提出者は議会運営委員

会委員長今田雄三でございます。

提案の理由でございますが、別紙議案末尾に記載してありますとおり、本市の将来を大きく左右する市町村合併について、その諸問題を効果的かつ効率的に調査研究するため、特別委員会の設置を提案するものであります。

設置しようとする特別委員会は、7人の委員をもって構成し、名称は市町村合併調査特別委員会とします。

特別委員会の任務は、市町村合併に係る諸問題の調査、研究であり、議会において調査終了を議決するまで継続し、議会が閉会中であっても調査を行うことができることといたしております。

以上のとおり議会運営委員会において全会一致により議案の提出を決定いたしましたので、会議規則第14条第2項に基づき提案するものであります。

以上よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 ただいま説明のありました議会議案第14号は、議会運営委員会提出の議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 合併については、先ほど補正予算で質問したとおりであります。私の考えは、合併は住民のためにならないと考えています。一つもいいことはないと思います。そういう意味で、合併ありきの特別委員会ではなく、調査、あくまでもメリット・デメリットはどうなのか、合併を決定する場ではなくて調査を、合併した結果、住民はどう考えているのかということも含めて、よく研究するといえますか、そういう中身なんでしょうか。それとも合併ありきでやるということなんでしょうか。

今田雄三議会運営委員長 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 議会運営委員長今田雄三君。

今田雄三議会運営委員長 今提案しましたとおり調査研究、最終的な議決においてはこの場で行うということは先ほども説明しておりますので、その経過を踏みながら調査研究してまいりたいと思っております。

2 番（佐藤悦子議員） 終わります。

平向岩雄議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第14号市町村合併調査特別委員会の設置については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより、ただいま設置されました市町村合併調査特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

それでは議席順に御指名申し上げます。

小野周一君、小関 淳君、沼澤恵一君、清水清秋君、小嶋富弥君、今田雄三君、森 儀一君の以上7名を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、
ただいま指名いたしました諸君を特別委員会の
委員に選任することに決しました。

それでは、これより特別委員会の正副委員長の
互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

特別委員会の正副委員長の互選の結果が手元
にまいっておりますので、報告いたします。

市町村合併調査特別委員会委員長に清水清秋
君、副委員長に今田雄三君、以上でございます。

ここで、委員長の清水清秋君から一言ごあい
さつをお願いいたします。

(清水清秋市町村合併調査特別委員長登
壇)

清水清秋市町村合併調査特別委員長 おはようご
ざいます。

ただいま特別委員会において、私、清水清秋
が特別委員長に任命されました。今後ともよろ
しくお願いしたいと思います。

一言だけ申し上げますが、当市においては任
意協議会が立ち上げられまして、議会といたし
ましても二度目の議論の場であります。そうい
うことを十分我々特別委員会といたしましても
認識しながら、いろんな角度から合併に向けた
取り組み、調査研究をしていきたいと思いま
すので、ひとつよろしく皆様方の御協力のほどを
お願いいたしまして、簡単でございますが、一
言、特別委員長としてのごあいさつとさせてい
ただきます。どうもありがとうございました。

平向岩雄議長 よろしくをお願いいたします。

閉 会

平向岩雄議長 以上で今期臨時会の日程は全部終
了いたしましたので、閉会いたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前10時47分 閉会

新庄市議会議長 平 向 岩 雄

会議録署名議員 佐 藤 悦 子

〃 〃 星 川 豊

平成20年12月定例会会議録（第1号）

平成20年12月5日 金曜日 午前10時00分開会
議長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出席議員（18名）

1 番	奥	山	省	三	議員	2 番	佐	藤	悦	子	議員
4 番	小	野	周	一	議員	5 番	小	関		淳	議員
6 番	遠	藤	敏	信	議員	8 番	沼	澤	恵	一	議員
9 番	清	水	清	秋	議員	10 番	小	嶋	富	弥	議員
11 番	渡	部	平	八	議員	12 番	今	田	雄	三	議員
13 番	金		利	寛	議員	14 番	新	田	道	尋	議員
15 番	平	向	岩	雄	議員	16 番	森		儀	一	議員
17 番	山	口	吉	静	議員	18 番	亀	井	信	夫	議員
19 番	星	川		豊	議員	20 番	下	山	准	一	議員

欠席議員（2名）

3 番	斎	藤	義	昭	議員	7 番	中	川	正	和	議員

出席要求による出席者職氏名

市	長	山	尾	順	紀	副	市	長	國	分	政	嗣
総	務	課	長	星	川	基	政	策	経	営	課	長
税	務	課	長	今	川	吉	市	民	課	長	柿	崎
環	境	課	長	五十嵐	正	臣	健	康	課	長	小	野
農	林	課	長	五十嵐	祐	一	商	工	観	光	課	長
都	市	整	備	課	長	中	部		力	下	水	道
会	計	管	理	者	長	大	江	雅	夫	福	祉	事
兼	会	計	課	長						所	長	田
神	室	荘	長	叶	内	利	昭	水	道	課	長	小
教	育	委	員	長	伊	藤	輝	昭	教	育	長	武
教	育	次	長	大	場	和	正	学	校	教	育	課
生	涯	学	習	課	長	三	浦	和	枝	生	涯	ス
										ポ	ー	ツ
										長	清	水
										幹	也	

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
監 査 委 員 高 山 孝 治
農 業 委 員 会 長 柏 倉 政

選挙管理委員会 小 野 正 一
監 査 委 員 長 佐 藤 良 知
事 務 局 員 長

事務局出席者職氏名

局 長 鈴 木 吉 郎 総 務 主 査 野 崎 勉
主 査 沼 澤 順 子 主 事 笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 0 年 1 2 月 5 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 議案第 7 9 号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 4 議案第 7 3 号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 7 4 号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第 6 議案第 7 5 号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 7 6 号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第 8 議案第 7 7 号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第 9 議案第 7 8 号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第 1 0 議案第 8 0 号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
日程第 1 1 議案の各常任委員会付託

（一括上程、提案説明）

- 日程第 1 2 議案第 8 1 号平成 2 0 年度新庄市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 3 議案第 8 2 号平成 2 0 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 4 議案第 8 3 号平成 2 0 年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 5 議案第 8 4 号平成 2 0 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 6 議案第 8 5 号平成 2 0 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 7 議案第 8 6 号平成 2 0 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 8 議案第 8 7 号平成 2 0 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 議案第 88 号平成 20 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

開 会

平向岩雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、欠席通告者は斎藤義昭君、中川正和君の2名です。

それでは、これより平成20年12月新庄市議定会例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

平向岩雄議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において小野周一君、亀井信夫君を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

平向岩雄議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

（今田雄三議会運営委員長登壇）

今田雄三議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る11月27日午後1時30分より議員協議会室において委員7名出席のもと、執行部より副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました12月定例会の運営につ

いて協議をいたしたところであります。

会期につきましては、お手元に配付してあります平成20年12月定例会日程表のとおり、本日から12月15日までの11日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても、日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

このたび提出されます案件は、議案8件、補正予算8件の計16件であります。

案件の取り扱いにつきましては、議案第79号が地方自治法第117条の規定により議員の除斥に該当いたしますので、他の案件と分けて扱うこととなります。議案第73号から議案第78号までと議案第80号の議案7件につきましては、本日一括上程、提案説明後、総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。議案第81号から議案第88号までの平成20年度補正予算8件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、12月15日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問であります。今期定例会の質問者は8名でありますので、1日目4名、2日目4名に行っていただきます。質問時間は答弁を含め1人50分以内といたしますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月15日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、会期は12月5日から12月15日までの11日間と決しました。

平成 20 年 12 月 定例会 日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開議時間	摘 要
第 1 日	12 月 5 日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。議案（8 件）の一括上程、提案説明、総括質疑。議案の各常任委員会付託。補正予算（8 件）の一括上程、提案説明。
第 2 日	12 月 6 日	土	休 会			
第 3 日	12 月 7 日	日				
第 4 日	12 月 8 日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、奥山省三、沼澤恵一 今田雄三の各議員
第 5 日	12 月 9 日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 渡部平八、小関 淳、金 利寛 佐藤悦子の各議員
第 6 日	12 月 10 日	水	常任委員会	総 務 （議員協議 会室）	午前10時	付託議案の審査
				文 教 厚 生 （議員協議 会室）	午後 1 時 30 分	付託議案の審査
第 7 日	12 月 11 日	木	常任委員会	産 業 建 設 （議員協議 会室）	午前10時	付託議案の審査
第 8 日	12 月 12 日	金	休 会			本会議準備のため
第 9 日	12 月 13 日	土	休 会			
第10日	12 月 14 日	日				
第11日	12 月 15 日	月	本 会 議	議 場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。 補正予算（8 件）の質疑、討論、採決。

日程第 3 議案第 79 号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について

等の管理を行わせる指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡部平八君は既に退席しておりますので御了承願います。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

平向岩雄議長 日程第 3 議案第79号新庄市体育館

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

12月定例会、初めの議案説明をさせていただきます。

議案第79号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、市の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものがあります。

内容といたしましては、新庄市体育館、新庄市陸上競技場、新庄市テニスコート、新庄市相撲場、新庄市横根山運動広場、新庄市東山スポーツハウス、新庄市民プール、福田運動広場及び福田テニスコートの9施設の管理について、公募による応募団体2団体のうち新庄市施設振興公社を指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。

新庄市施設振興公社は、平成5年3月に設立され、平成18年4月から新庄市民球場、新庄市武道館、新庄市民スキー場の3施設の指定管理者に指定されるなど、施設の利用調整から維持管理に至るまで一連の管理運営業務を適切に実施しております。

指定期間は、平成21年4月1日から2年間とするものであります。

御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 それでは、これよりただいま説明のありました議案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ここで渡部平八君の復席を求めます。

(11番渡部平八議員復席)

平向岩雄議長 暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

議案7件一括上程

平向岩雄議長 日程第4議案第73号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10議案第80号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてまでの7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第73号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、普通徴収の方法によって徴収する保険料に係る延滞金額の計算について、市税等との整合性を図るものであります。

主な改正の内容であります。延滞金額の端数処理の方法を市税等と同様とし、100円未満の端数を切り捨てるようにするものであります。また、延滞金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

次に、議案第74号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について御説明申し上げます。

平成19年4月1日より地元で組織した管理委員会を指定管理者に指定し運営してまいりましたが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了いたします。指定管理者制度に移行して2年

を経過しようとしている現在、本合海児童センターは地域に根差した特色のある運営を行っており、保護者からも高い評価をいただいております。こうしたことから、指定管理者の候補選定に当たっては、市民協働の観点からも公募によらず、地元で組織した管理委員会を指定管理者として再び指定いたしたく御提案申し上げるものであります。

次に、議案第75号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新庄市生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせるに当たり、利用料金制を導入するため必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、施設使用料を指定管理者の収入とすることができるようにするものであり、利用料金の設定につきましては教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めるようになるものであります。これにより指定管理者の自主的な経営努力が発揮されやすくなるとともに、市及び指定管理者の会計事務の効率化が図られるものであります。

次に、議案第76号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定についてから議案第78号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定についてまで御説明申し上げます。

いずれの議案も市の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

各施設の指定管理者の指定につきましては、施設の利用調整から維持管理に至るまで一連の管理運営業務を適切に図られるものと判断した団体等を指定管理者として指定するものであり、いずれの施設も公募によるものであります。

最初に、議案第76号新庄市立図書館についてであります。応募団体が1団体であり、市民ネットワーク図書館サポート・とらいあを指定管理者として指定することにつきまして提案す

るものであります。指定期間は平成21年4月1日から2年間とするものであります。

続きまして、議案第77号新庄市民プラザにつきましては、応募団体3団体のうち特定非営利活動法人芸術文化振興市民ネット新庄を指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。指定期間は平成21年4月1日から2年間とするものであります。

続きまして、議案第78号わくわく新庄につきましては、応募団体が1団体であり、株式会社東北情報センターを指定管理者として指定することにつきまして提案するものであります。指定期間は平成21年4月1日から3年間とするものであります。

続きまして、議案第80号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

このたびの変更は、月山水道企業団が平成21年3月31日をもって解散するため、山形県市町村職員退職手当組合規約から削除するものであります。山形県市町村職員退職手当組合に加入する県内45地方公共団体、9市19町3村14一部事務組合、同じ内容の改正となるものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 それでは、これよりただいま説明のありました議案7件について、総括質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 今説明ありました指定管理者の指定ですけれども、全部通してですね、各施設があるわけですが、指定期間については2年から5年という幅があるんですけれども、それぞれどういう理由で期間を定めたかをお伺いします。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 指定管理者の期間につきましては、新庄市の指定管理者制度運用方針の中では3年から5年ということで大体合意をとられておりますけれども、新規の施設については一応初めてということなので2年間ということでお願いしてございます。

それから、わくわく新庄につきましては、今回更新時期でございますけれども、別途議案にございますように、初めて利用料金制を取り入れるということがございますので、その経過も見ながらということで今回は3年間とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 ただいま生涯学習施設に関して答弁いたしましたけれども、新庄市として指定管理者を今後どう運用、活用していくかということについての基本的な方針のもとにそれぞれ施設担当課で適正な期間指定を行ったところでありまして、5年というところもありますし、3年というところもありますし、2年というところも今回提出している議案につきましてはございます。

今、生涯学習課長から申し上げましたとおり、初めて指定管理を行う場合、指定管理者制度を導入する場合は、やはりその運用状況を見きわめるため、初めての場合は2年を原則とする、そして最長5年ということで、その活用状況、施設の管理運営状況によって施設に応じて定めていくということにしております。

これまで原則2年としていたものを可能な施設については5年というふうに期間を延ばしたことににつきましては、指定管理者として市の施設を管理していくということに際しては、職員を採用したり、またその職員に研修を積んで適正なサービスを提供できるようにといったよう

ないいろいろな指定管理者としての行うべきことが出てきます。そういった場合、2年間という期間で職員を雇用し育て上げるというのは短いのではないかとということで、これは新庄だけでなく全国的な傾向ですが、極力5年程度、山形市なんかの場合は10年というような契約もございますけれども、そういう傾向にございまして、新庄市もこのたびいろいろ検討しました中で、10年というところまではしませんでした、可能なものは5年まで延ばそうというようなことで、今回各施設初めてのところとか更新の施設であるとか、いろいろございますけれども、それぞれの施設の管理運営状況に応じて期間設定をしたところであります。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 議案第77号についてお尋ねいたします。

申し込み団体3団体ということですので、これを選んだ経過を御説明してもらいたいと思います。ということは、この団体は文化会館も請け負っている団体と認識しますが、それで間違いないでしょうか。

あと、理事長のお名前を見ますと、前に新庄市の三役と申しますか、助役を経験した方かと思えます。その辺のことも市民感情から見ますと、そういった方がまた代表をするということは、今言われている「天下り」とは関係ないでしょうけれども、果たしてというようなことも市民の方から声が聞こえてまいりますので、その辺の経過も含めて、3団体からこの団体を選んだ理由の説明をひとつお願いしたいと思います。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 応募締め切りが終わった後に、10月28日、指定管理者候補の選定委員会を開催してございます。選定委員は、行政側3

人、市民側から3人ということで、計6名で組織されておりますけれども、この選定委員の第一次審査、第二次審査によって書類審査、応募団体のプレゼンテーション、質疑等を行いまして選定したという経過でございます。

それで、選定委員会の中では、この団体が市民プラザは生涯学習の中核施設であるという認識を十分に持ちまして、非常に緻密な職員体制とか自主事業など実現性の高い詳細な計画を提示してございまして、サービス向上が非常に期待できるということで、ほかの団体よりも評価点数が高いということで候補として選定されたという経緯がございます。以上です。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） そうしますと、文化会館と両方を指定管理するわけですが、そのスタッフの人員というのは十分大丈夫だという判断で選んだのでしょうか。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 その辺も聞き取りをいたしましたけれども、新たに雇用して十分な体制をとるということで確認しております。

なお、文化会館の方にも社会教育主事という資格を持っている職員も雇っておりますので、そういう意味では期待をしているところでございます。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

9番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

平向岩雄議長 清水清秋君。

9番（清水清秋議員） 新田議員に関連しますけれども、議案第74号本合海児童センターの指定管理者の指定について、本合海児童館、指定管理者、期間が5年ということで今説明いただきましたが、本合海児童センターの指定管理者制度に移行するときに、地域の各組織の団体の代表方々がメンバーで何か協議会などを設置し

て、その中で代表を選定されたような話し合いの内容、私も参加して、そういうふうな内容で選考するというような形をとっていたと思いますが、今回の5年という形、今、総務課長の方から説明を受けたんですが、あの当時、なぜ指定管理者、委員長に選定される人選は、あの当時センターに入所されている保護者の中から選んだら妥当じゃないかという話し合いの中でこの前の委員長を選定したわけでありまして。なぜ保護者の中からという話し合いになった経過も、前の説明にきた福祉事務所の職員は知っていると思いますが、保護者が、母親学級、あそこが事業とか、そういうものを主体的に児童センターといろんな話し合いの中でやってきたと。それがこの管理者制度になった場合、ママさんだけじゃなくて、保護者の父親も一緒にそういう協議会に入ってやってもらったらいいんじゃないかということで、その中で先代の委員長は保護者の父親を選んであったと。地域では児童センターの親が管理者になるのが一番妥当じゃないかということになったわけでありまして。そういうことから言いますと、協議会という名称はちょっとあれですが、その辺は地域の話がまとまったものなのか、今回の場合その辺どうなのか説明があればお願いしたい。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 ただいまの御質問の中で三つの団体のお名前が上がってまいりました。一つは今回更新いたします指定管理者であります本合海児童センター管理委員会、もう一つは本合海児童センター運営委員会、もう一つは母親クラブの三つの団体。この指定管理者に今回御提案申し上げております管理委員会につきましては、保護者の代表者、区長さん、民生委員さん、そういった地域のいろいろな代表の方で組織されてございます。

この管理委員会が児童センターの管理運営を

行うわけでございますけれども、その管理運営に当たりましては運営委員会の意見を十分尊重しながら管理運営に当たります。この運営委員会につきましては、母親クラブの代表者とか民生委員さんとか区長さんとか、そういった地域の声、保護者の立場から意見を述べていただくことができるような方々をお願いしてございます。最後に、母親クラブでございますけれども、児童センターの事業として、いろんな集団保育のほか学童対象の事業、もう一つは母親クラブの事業もございます。実際にそういった児童センターの事業の一部を担う、実行していくといえますか、そういった立場が母親クラブでございます。この三つの団体いずれも地域と深くかかわってございますので、非常にうまく絡み合っていて、いい管理運営がなされているという状況でございます。以上です。

9 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

平向岩雄議長 清水清秋君。

9 番（清水清秋議員） 所長の話ではそういう話し合いがなされたようなニュアンスなんですけれども、その辺を地域ではそういう現場で地域の方々と代表が児童館を管理する場合のいろんな内容については協議してあるわけでありまして。先ほど申し上げましたのは第1回目のことでありましたので、そういう状況にあったのか。あの当時の話し合いでは、そういうのは保護者が一番適当であると。この方が今も保護者であります。今の委員長、提案されている保護者である、この方があと3年なった場合、保護者じゃなくなる。その辺の地域での話し合いというのを、今言った3団体だけじゃないんですね、そういうふうな協議会というものは、立ち上げたのは。区長さん方も恐らく中にいますし、いろんな組織の団体の代表が入っての協議会、その話し合いの中でこの委員長が妥当であるということになったのか、その辺きちっと話し合いがなされたのか、その辺を確認したいんですが。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 2年前、初めて指定管理者に指定される時点では、初めてでございましたので、多分福祉事務所としていろんなアドバイス等行ったのではないかなと推測してございます。先ほど私は3団体の名前を申し上げましたが、これは議員の質問の中で主に出てきた3団体ということで三つの団体名を上げさせていただいたところでございます。実際には議員おっしゃるようないろんな団体が御心配なさっていると思いますので、その代表者がそれを代表しておのこの団体の中で意見を述べていただいているのではないかと推察してございます。

なお、今後とも地域あるいは団体の方からアドバイスとか意見をもらいたいということであれば福祉事務所は積極的にかかわっていきたいと思いますが、ただ、例えば管理委員会の委員長が保護者の代表でなければならないとか、あるいは区長でなければならないとか、そういった個別の案件につきまして、福祉事務所が積極的に関与するということは控えるべきではないかと考えてございます。以上です。

9 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

平向岩雄議長 清水清秋君。

9 番（清水清秋議員） 私が確認したいのは、そういうふうな協議会というか、地域に立ち上げた組織があるわけなんです。それが今継続されているのか、されてないのか、私は確認したわけじゃない、立ち上げた以上はまだあるかなと思って質問しているんですが、今その組織がまだ継続してあるか、解散して、なかった場合は所長の説明で私も納得できます。今の状況がどうなっているのか、その辺確認されればいいんですが、その辺の話し合いがなされなかったような状況であれば、地域の方々がせっかく立ち上げた協議会というか、そのものが全然反映されない状況であった場合、何か地域に疑問を

投げかけるような感じも受けますので質問したわけでございます。その協議会というか、立ち上げたものは今継続されていないのか、その辺もう一度確認しておきます。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 今回、提案説明の中でも申し上げましたが、公募という形では行ってございません。しかし、今後の経営につきましては、候補者選定委員会、メンバーは市の側から3名、市民側から3名の6名で組織してございます選定委員会の場におきましてプレゼンテーションを行っていただいております。その説明の中で委員会の規約もございまして、その規約の中では管理委員会の委員は本合海児童センター保護者、本合海小学校PTA並びに地域の区長及び民生児童委員から選出された者をもって組織するというので、この説明は受けまし

たけれども、それ以上の説明は受けてございませんので、議員の御質問につきましては確認いたしてございません。以上です。

平向岩雄議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第 11 議案の各常任委員会付託

平向岩雄議長 日程第11議案の各常任委員会付託を行います。

議案の委員会への付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成 20 年 12 月 定例会 付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
総 務 常 任 委 員 会 議案 (1 件)	○議案第 80 号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
文 教 厚 生 常 任 委 員 会 議案 (7 件)	○議案第 73 号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 74 号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 75 号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 76 号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 77 号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 78 号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 79 号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について

議案 8 件一括上程

平向岩雄議長 日程第12議案第81号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第4号）から日程第19議案第88号平成20年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算8件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第81号から議案第88号までの一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第81号一般会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億3,259万5,000円を追加しまして、補正後の予算総額を135億6,091万4,000円とするものであります。

主な補正内容につきまして御説明いたします。

まず6ページに計上しております神室荘調理業務委託の債務負担行為の追加がございます。21年度当初から調理業務の委託を計画しておりますが、契約手続の関係から債務行為を設定しまして、円滑な事業遂行を行いたいと考えております。

歳出の補正としましては、道路の除排雪業務費の補正でございます。今年度は除雪強化路線を10キロメートル延長し約20キロメートルとすることや、パトロール強化路線を設定し、除雪体制を強化したいと考えております。このため、除排雪業務の委託料1億1,000万円、借上料2,500万円を増額し、例年以上の予算を確保いたします。

2点目は燃料費の補正でございます。今後の単価や使用数量を推計しまして、小中学校などの燃料費を増額しておりますが、文化会館や火葬場などの指定管理委託による施設分も増額し

ております。

一方、歳入予算の一般財源の補正であります。普通交付税1億5,863万2,000円の増額と財政調整基金2,000万円の繰り入れが主なものでございます。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては政策経営課長から、水道事業会計につきましては水道課長から説明させていただきますので、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

（坂本孝一郎政策経営課長登壇）

坂本孝一郎政策経営課長 それでは、議案第81号一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2億3,259万5,000円を追加しまして、補正後の総額は135億6,091万4,000円になります。

各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

次に、6ページであります。第2表債務負担行為補正は、神室荘調理業務委託に関する事項を追加するものでございます。来年4月1日から調理業務を委託する予定でございますけれども、プロポーザル方式、いわゆる提案方式による業者選定や実習などを考え合わせ、債務負担を設定したいと考えております。

第3表地方債補正は、事業費の精査によるものでございます。

10ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

初めに、9款3項地方税等減収補てん臨時交付金226万7,000円の追加でございます。揮発油税の改正を行う際にいわゆる1カ月の空白が生

じておりますが、その分を臨時交付金として全額交付されるものでございます。また、その下の10款普通交付税1億5,863万2,000円の追加は、今年度の普通交付税決定残額のすべてを補正するものでございます。

13ページをお開きください。

18款2項1目財政調整基金繰入金は、このたびの補正におきまして、不足する一般財源の2,000万円を基金から取り崩すものでございます。取り崩し後の財政調整基金の総額は約4億7,800万円余となります。

続きまして、15ページからの歳出について説明させていただきます。

まず、1款1項1目議会費は409万4,000円の減であります。これは議員の報酬削減による減額であります。

次の総務費から各款で補正を計上しております職員給与費でございますが、市町村合併などにより人事異動がありましたので、それぞれの款項の過不足を補正しているものでございます。

ページが飛びますが、17ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の3款1項4目障害者自立支援費は、施設利用者の状況を勘案し、介護給付費、訓練費等給付費1,500万円を補正いたします。

18ページ、右上にありますわらすこ広場管理運営事業は、新庄駅前通り商店会様から御寄附いただいた3万2,000円を絵本などの図書購入費に使わせていただく予定であります。

19ページ、3項2目生活保護費の扶助費は、医療費に係る扶助費が増加しておりますので、不足が見込まれます1,842万円を増額いたします。

21ページをお開きください。

6款1項5目農地費の経営体育成基盤整備事業負担金は514万5,000円の減額となっております。上野地区の基盤整備事業は今年度から事業

着手、初年度でございますが、設計事業費以外の工事分は採択ならなかったため減額するものでございます。

22ページの7款1項2目商工振興費では、産業立地資金融資制度貸付金749万9,000円を計上しております。新庄中核工業団地で操業しております企業の設備投資費に対しまして、県、金融機関とともに3分の1ずつを融資するものでございます。

23ページ、8款2項3目道路新設改良費で梅ヶ崎吉沢線を補正しております。地方道路整備臨時交付金は500万円減額となりますが、国の一次補正分として割り当てになりました交通安全施設分500万円を追加するものでございます。

25ページ、下段の6項除雪費は1億3,824万8,000円を増額いたします。道路の除排雪費を強化するために、1日1回以上除雪する強化路線を10キロ延長するなどの対策を行います。補正後の予算額は、委託費が2億1,000万円、借上料が5,000万円となります。

27ページ、下段、10款2項1目小学校管理費は右側の説明欄記載のとおり燃料費430万円、28ページの中段にございます中学校管理費では215万8,000円を増額しておりますが、使用数量や燃料単価を見込みましての補正でございます。また、29ページにございます市民プラザ費、ふるさと歴史センター費並びに指定管理委託しております市民文化会館、わくわく新庄、火葬場などの燃料費に対する補正などを計上してございます。

ページが戻りますが、28ページの小学校振興費、説明欄の2行目にありますけれども、リボンの会様からいただきました寄附金2万円を沼田小学校の図書購入費に充てさせていただくものであります。

以上で一般会計を終わりにしまして、次に特別会計の説明に入らせていただきます。

31ページをごらんください。

議案第82号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ7,873万2,000円を追加し、補正後の予算総額を36億7,855万4,000円とするものでございます。

37ページからの歳出をごらんいただきたいと思います。

補正の主な内容は、2款1項1目一般被保険者医療給付費と3款1項1目後期高齢者支援金でございます。

41ページをお開き願います。

議案第83号交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ350万4,000円を追加しまして、1,253万4,000円とするものでございます。

44ページをお開き願います。

歳出は、交通災害共済見舞金を補正する内容でございます。財源は基金からの繰入金を用いることといたします。

続きまして、45ページの議案第84号公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億6,008万8,000円を追加し、補正後の予算総額を16億9,557万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしまして、50ページ下段の2款1項2目雨水排水路事業の確定によります減額と51ページの3款公債費の補正でございます。公債費元金の増額補正1億7,419万4,000円のうち1億7,009万8,000円は昨年度から実施しております公的資金の借りに伴うものでございます。今年度は6%から7%未満の利率で借りております4本が該当になりまして、現在の利率による起債に充当することとなります。

53ページをお開きください。

議案第85号農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3,416万9,000円を追加しまして、補正後の予算総額を1億2,895万4,000円とするものでございます。

58ページにございますように、歳出の主な補

正は公債費の補正であります。公的資金の借りに伴うものでございまして、該当になりますのは旧資金運用部資金2本でございます。内容につきましては公共下水道事業と同じでございます。

59ページであります。

議案第86号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ4,343万7,000円を追加しまして、補正後の予算総額は26億4,617万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、66ページからの歳出をごらんいただきたいと思います。2款保険給付費の補正となっております。事業の進捗に伴い、介護サービス給付費の過不足を補正するものでございます。

最後に、69ページの議案第87号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加しまして、補正後の予算総額を3億7,651万6,000円とするものでございます。

この事業につきましては制度の改正がたびたび行われておりますが、新たな通知書などが必要となるための補正でございます。

以上、一般会計及び特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 水道課長小野善次君。

（小野善次水道課長登壇）

小野善次水道課長 議案第88号平成20年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第2条収益的収入の補正でございますが、収入の第1款収益の既決予定額12億4,264万5,000円に補正予定額331万6,000円を増額し、計12億4,596万1,000円といたします。

内容は、第2項営業外費用であります。2目

の他会計補助金の上水道高料金対策一般会計繰入金が確定したことに伴うものでございます。

２ページは補正予算実施計画でございます。

以上、新庄市水道事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算８件は、会議規則第37条第２項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号の平成20年度補正予算８件は、委員会への付託を省略し、12月15日最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

平向岩雄議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

６日、７日は休会であります。12月８日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前１０時５５分 散会

平成20年12月定例会会議録（第2号）

平成20年12月8日 月曜日 午前10時20分開議
議長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出席議員（19名）

1番	奥	山	省	三	議員	2番	佐	藤	悦	子	議員
3番	斎	藤	義	昭	議員	4番	小	野	周	一	議員
5番	小	関		淳	議員	6番	遠	藤	敏	信	議員
8番	沼	澤	恵	一	議員	9番	清	水	清	秋	議員
10番	小	嶋	富	弥	議員	11番	渡	部	平	八	議員
12番	今	田	雄	三	議員	13番	金		利	寛	議員
14番	新	田	道	尋	議員	15番	平	向	岩	雄	議員
16番	森		儀	一	議員	17番	山	口	吉	静	議員
18番	亀	井	信	夫	議員	19番	星	川		豊	議員
20番	下	山	准	一	議員						

欠席議員（1名）

7番 中 川 正 和 議員

出席要求による出席者職氏名

市	長	山	尾	順	紀	副	市	長	國	分	政	嗣
総務課長	星	川		基		政策経営課長	坂	本	孝	一	郎	
税務課長	今	川	吉	幸		市民課長	柿	崎	卓	美		
環境課長	五十嵐		正	臣		健康課長	小	野	孝	一		
農林課長	五十嵐		祐	一		商工観光課長	黒	坂	光	悦		
都市整備課長	中	部		力		下水道課長	佐	藤	新	一		
会計管理者兼会計課長	大	江	雅	夫		福祉事務所長	田	口	五	郎		
神室荘長	叶	内	利	昭		水道課長	小	野	善	次		
教育委員長	伊	藤	輝	昭		教育長	武	田	一	夫		
教育次長	大	場	和	正		学校教育課長	山	川	義	隆		
生涯学習課長	三	浦	和	枝		生涯スポーツ課長	清	水	幹	也		

選挙管理委員会 委員長	矢 作 勝 彦
監 査 委 員	高 山 孝 治
農業委員会 事務局 会長	柏 倉 政

選挙管理委員会 事務局 会長	小 野 正 一
監 査 委 員 事務局 局長	佐 藤 良 知

事務局出席者職氏名

局 長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 事	笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第2号）

平成20年12月8日 月曜日 午前10時20分開議

日程第 1	一 般 質 問
1 番	小 嶋 富 弥 議員
2 番	奥 山 省 三 議員
3 番	沼 澤 恵 一 議員
4 番	今 田 雄 三 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成20年12月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 山尾市政が発足して1年経過しましたそれらについて 2. 平成21年度の施政方針と予算について 3. 市制施行60周年について 4. 新庄味覚祭りについて	市 長
2	奥 山 省 三	1. 財政再建について 2. 雇用の促進について 3. 市の景気対策について 4. 市の随意契約について	市 長 関 係 課 長
3	沼 澤 恵 一	1. 新庄まつりの検証と重要文化財指定後の展望について 2. 遺伝子組替え作物とバイオマス活用及び本市の森づくり事業について 3. 日新小中学校主要通学路の改善について	市 長 関 係 課 長
4	今 田 雄 三	1. 地方財政の確立と運用について 2. 人口増対策と安心して働ける環境づくりについて	市 長

開 議

平向岩雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、欠席通告者は中川正和君の1名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

平向岩雄議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。今期定例会の一般質問者は8名であります。質問の順序は、配付してあります一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

小嶋富弥議員の質問

平向岩雄議長 それでは最初に、小嶋富弥君。

（10番小嶋富弥議員登壇）（拍手）

10番（小嶋富弥議員） おはようございます。

はやことしも師走になりました。俳聖松尾芭蕉は「奥の細道」の序文で「月日は百代の過客にして、行きかふ年もまた旅人なり」と述べています。まさに「光陰、人を待たず」の感が深い平成20年12月定例議会一般質問のトップにさせていただきます小嶋富弥であります。どうかひとつよろしく願い申し上げます。

さて、私の今定例議会一般質問における通告は4点でありますので、順に従いましてお伺いいたします。

まず初めに、新たな市長、山尾市政が発足して1年余経過いたしました。それらについてお尋ねいたすものであります。

申すまでもなく、前市長の急逝によって、昨年9月30日の市長選挙において市民各位の支持によって初当選し、10月より市の新しい執行者についたわけであります。市長の理念は「政治が変われば新庄が変わる」と、熱い思いを地域住民、市民の皆様方に語りました。安心して暮らせるまち、にぎやかなまち、暮らしをよくするためのまちづくりに今日まで心血を注いでまいったことと思います。新聞などを見ますと、県内外の往来が多く、また日曜日にもかかわらず行事などの出席も殊のほかあるようでありまして、健康には御自愛のほどお願い申し上げます。申すまでもなく、市長の任期は4年であります。市民各位もまず4年間の負託を与えたわけではありますが、当選してからはや1年余が経過いたしました。そこでの質問であります。

市長になる前と、市の執行責任者となり、目にはわからない苦労等多々あろうかと察しますが、就任前と今日多くの課題の中でどのような差が感じられたのでしょうか。あるとすればどのように感じておられるのでしょうか、お尋ねいたすものであります。

また、政治においては、住民、地域の人々、すなわち市民目線が重要であります。この市民目線をどうとらえ、どうお感じになっておられるのかお聞かせください。

私は、市役所は最大の市民サービス業であらねばならないと考えています。そこで、市民に一番接する職員の接遇、そして資質の向上はどのように図られたのでしょうか。この点についてもお聞かせください。

また、選挙に当たり、選挙広報等によって市

民に約束したことがあります。もちろん任期4年間の公約、マニフェストでもあるわけです。これまで1年余、市政の執行責任者として約束したこれらの進捗状況をどう評価いたすのか、また今後の決意、抱負をあわせて率直な今のお気持ちを尋ねいたすものであります。

次に、来年、平成21年度の施政方針と予算について尋ねいたすものであります。

市長は、三つの指標として「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「ひと学びあえるまち」をテーマとして新庄市のまちづくりを図ることと思います。これらに向けた運営、すなわち施政方針、事業の予算措置、金額、規模等をお聞きするものであります。

今、世界的に経済がアメリカのサブプライムローンに端を発し大不況下にはまっています。政府においては麻生総理の失言が多く、政策のぶれが多く報道され、国民の求心力をなくしております。去る3日、政府は臨時閣議で2009年度の予算編成の基本方針を決定いたしました。公共事業費3%削減、社会保障費の伸びを年2,200億円抑制などを定めた概算要求基準（シーリング）は維持するとしたが、その枠外で財政出動を容認する方針を盛り込み、事実上、小泉政権以来の財政再建路線を当面棚上げする説明なき政策転換を踏み出したと報道されました。

また、山形県においては、県議会開会に合わせて県の次年度2009年度の予算編成に向けた各部局の要求概要を公表しております。この予算要求概要の公表は2年前から行われておりますが、前年度当初を上回ったのは初めてだそうです。内容は、一般会計での要求総額は5,707億円で、19年度当初の35億円増と報道されました。これによりますと、県の総務部は税収や国の地方財政計画が不透明なままだと予算規模が最終的に前年度を上回るかは現段階では見通すことができないとしております。

内容的には、人件費や公債費が本年度に比べ

減じ、貸付金は中小企業、農家に対する経済安定対策で7.1%増、港湾・道路整備の県単独の公共事業が0.4%増、また関心の高いところにおいては市町村合併の支援として政策推進部が1億4,600万円、既に合併した酒田、鶴岡市、庄内町に対して道路づくりや地域事業として土木部が80億7,100万円計上とのことであります。

そこで、それぞれの市町村はこれら国・県の動向によって好むと好まざるにかかわらず予算に大きく関与せざるを得ません。当市の課題は一日も早い健全な財政指数だと思います。「入をはかりて出を制する」ことであります。基礎的財政収支（プライマリーバランス）が大切なのではないのでしょうか。市民生活に直接かわる平成21年度の施政方針、予算措置、これらのことについてお聞きいたすものでございます。

次に、3番目にお聞きいたしますのは、来年、市制施行60周年を迎えるに当たり、それらのことについて伺いたいします。

戦後間もない昭和24年4月1日に、新庄町から人口3万965人の県内5番目の市として誕生いたしましたわけであります。その5月に市章を制定、その市章のデザインは雪の結晶をあらわす輪郭に、真ん中に新庄市の「新」をあらわした形と伺っています。これは山形新聞紙上に公募してできたそうです。また、同時に市民歌も制定、昭和30年に萩野村と合併、人口3万8,603人、その翌年、昭和31年9月に八向村と合併し、人口4万3,616人の経過を経て今日に至っております。人間に例えれば還暦、まさに市として、また住民各位にとっても節目の年であろうかと思えます。

ちなみに、還暦を辞書で調べますと、60年で再び生まれた年の干支に返るところから、数え年の61歳のこと、また本卦返りで数字の1を迎えることを意味しておりますということでございます。まさに温故知新であります。

市の施政の使命は、市民の皆さんと一番かか

わりの深い窓口であるわけですし、生命、財産、健康、人権、教育と市民生活を守るとりでもあるわけであります。しかし、世の中は急速に変化しております。時代の大きな転換期に差しかかっておる時代であります。過去を分析、検証し、そしてこれからも元気で、住んでよかったと実感できるまちづくりのためにも、来年は市制施行60年の節目の年として、多くの市民と協働し、工夫と創意に満ちた創造的新庄市に発展することが大切と思いますが、このような考えの記念の事業展開を積極的に進めるべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

町村合併が図られますと、現在の市としての本当に最後の記念の行事となるわけであります。また、まつりと雪のふるさとを標榜しておる当市にとっても待望の新庄まつりの山車行事が国の重要無形民俗文化財指定が来年可能な状況であります。これらの指定を機に市民の財産と誇りの宝を一段とグレードアップし、全国、いや世界に情報を発信する絶好のチャンスかと思われます。山形の花笠まつり、村山の徳内まつりが今すぐこれらの指定を申し出ても不可能なわけであります。253年の歴史と伝統が連綿とあるわけですから、指定の資格があるわけです。

新庄まつりにはストーリーがあります。宝暦5年の大凶作によって打ちひしがれた領民に活気と希望を持たせるために、そして豊作を祈願するため、藩主の氏神さんの天満宮の祭典を領民挙げて行ったのがルーツで、時代の変遷を経て今も市民には祭り囃子の音色とともにDNAとして色濃くあるのであります。

また、楽しくなければお祭りではありません。祭りには余り理屈は要らないと思いますが、できたら合併前年祭の新庄まつり文化財指定記念として全国、世界に発信できる祭りを全市挙げて市民の潜在能力を高め、元気なまちづくりの源とするお考えはいかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

次に、発言事項4番目の新庄味覚まつりについての質問に移らせてもらいます。

これは本年が第1回の催事でもありました。これは市長が熱い思い、新庄を変える一環として「農と食のまつり」「にぎやかなまちをつくる」としたマニフェストの中の一つだと思います。このことに関し、さきの9月定例議会において私はどんな内容かをお尋ねいたしました。実は、初めてのイベントなので心配しておりました。ところがどっこい、10月18日は好天に恵まれ、大変なにぎわいと活気に盛り上がりました。改めて新庄市民の潜在力を感じた一人であります。これと連携し、新庄発の100円商店街第1回全国サミットも開かれ、市内の商店街は大勢の人でにぎわいを醸し出しました。私も家内と新庄の味覚を求め、ラリーのスタンプをもらいながら、行列を待ちながら楽しみました。そして、驚いたのは、市の職員がいろんなところに張りついて一生懸命だったのであります。交通整理を含め、まさに協働の姿を感じたのであります。市民の方の反応は早いです。この味覚まつりの二、三日後に市民のある方々よりこんな声をかけられました。何事かと伺ったら「新庄市民の皆さんの顔が変わった」と。私は最初何のことかわからず「えっ、何や」と聞きました。それはあの「んめ物語秋の陣」のことです。多くの方々がおいしいものを食べたり、子供たちが路上いっぱい遊び、市民が明るくなったなど話したのであります。これはごく一部の少数の方の声かもしれませんが、うれしいことであります。これらを大切に、一步一步前に進めることが、市民、行政みんなが大事ではないでしょうか。今回は第1回の事業で手探りの状態で大変だったと思います。これからは事業を有利に図るためにも、味覚まつり、100円商店街サミット、アンテナモールを合わせた総括をぜひ伺うものであります。

以上で私が通告いたしました4点の壇上での

質問を終わります。

御清聴、感謝申し上げます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

12月定例会、小嶋議員の一般質問は、就任1年を過ぎての市長の思いを語れということのかなと思います。

感じましたのは、今回の世界恐慌における状況も踏まえまして、大きな時代のうねりが来ているのかなというのが素直な実感であります。市内の商店に入りまして、「株などというのは私には縁の遠いものだと思っていた。しかし、これだけお客様の財布のひもが固くなるということは、それだけグローバルな社会になっているんだなということを実感した」というお話もつい先日聞かせていただきました。こうした大きなうねりの時代に入っておりますので、国際化、高度化、情報化、スピード化が進む中で、さまざまな仕組みが大きく変わってきて、これまでの、あるいは過去の経験値だけでは通用しなくなっているという感じがしております。

それは市におきましても例外ではなく、さまざまな要因による人口の減少、少子高齢化、環境やエネルギーを初めとするさまざまな問題はグローバル化しており、一地域だけのことを考えていては何も進まない時代に入っていると思います。常に世界につながっているということを市民の方々や職員一人一人が意識しながら進んでいく必要があります。

そうした現状認識が深まっていく中で、就任前と就任後では、やるべきこと、やらなければならないことが一層明確になってきた感がございます。例えば企業誘致と声高らかに述べましても、現状からいけば世界の中であって企業がどういうところに進出したいかというような一

つ一つの課題が見えてくる。やはりそこには人材育成あるいは企業が求めている人材をどうしななければならないか、そうしたことを戦略的にやらなければならないということなど一層明確になってきた感じがございます。

また、一般市民との目線の違いはということでございますが、やはり市民の目線に立った市政というものが基本です。その中で、市民の目線を最優先に実施していく施策と行政としての視点を交えながら推進していく施策がございます。市町村合併などは後者に当たると思います。行政の使命は、市民生活を守ること、そして市民生活を豊かにすること、お互いが尊重し合える地域づくりを進めるためにも、市民の気持ちになって、そして市民の方と一緒にあらゆる手法を検討しながら戦略的に進めていく必要があります。

次に、職員の接遇や資質向上についてでございますが、職員には機会あるたびに、市民の皆様は大変厳しい目をしていると。商店街や農家の皆さん、あるいは企業など、市内の中は今大変不況に入っている状況です。そうしたとき、どうしても目を向けられがちなのは公務員です。そのところを職員が意識し、市民の目線で考え行動する必要があります。具体的には、お客様である市民の皆様へのあいさつと笑顔での接遇を徹底するよう指示しているところであり、中にはお褒めの言葉や手紙をいただいたこともございます。これらを積み重ねていくことで市民との信頼関係につなげていきたいと考えております。

また、これからの職員像としては、創造力、洞察力、個性力、自立力という四つの項目を備えた職員像が求められております。何かを生み出す力、将来を見通す力、鍛えられたものに裏打ちされた個人の持ち味などを備えた職員、そういった職員を職場で、またさまざまな研修や相互交流などで意識的に育てる環境が必要にな

ってきております。これまでも若手行革グループLet'sによる業務改善、横断的なプロジェクトチームによる検討など、より多様でスピーディーな対応を目指してまいりましたが、職員数が減っているという状況もございます。今後はより効率的な業務分担と職場全体によるバックアップ、そして求められる職員像を目指しての個人のレベルアップにより、この局面を乗り越えていきたいと考えております。

次に、市民の皆様にご約束したことの進捗状況はということですが、さまざまな分野において検討が進んでおり、既に実行段階にあるものもございます。例えば初年度から実施したいとした市長報酬の50%カット、わかりやすい財政状況の公開、財政再建、簡易除雪機の貸し出しを含めた除雪体制の強化などは既に実施段階にあり、企業訪問等につきましても積極的に推進しているところであります。また、2年以内に実施したいといたしました学校図書室の充実・整備や職員の地域担当制の導入、安全安心な農産物・食材生産の振興とトップセールス、農と食と祭りを組み合わせた味覚まつりなども強力に推し進めているところであり、中学校給食の実施や新庄まつりの国指定文化財など実現の見通しが立ってきたものもございます。4年以内としました市町村合併につきましても皆様御承知のとおりであり、そのほかにつきましても検討に入っているものもございますし、未着手のものにつきましても早急に検討に入りたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

これらを踏まえた上で、今後の抱負と今の率直な気持ちはということですが、やはり市民が自信と誇りを持てるまちづくりをしなければならないと考えております。「何もない」ではなくて、自分たちが誇れるものをどういうふうにつくり出していくかということに力を注いでいかなければなりません。そのために

は、職員が実現のための仕組みづくり、そして市民を励まし、ともに汗をかき、互いに褒めたえ合う地域づくりを目指していく必要があると思います。市民が主役、市民が動く、市民が光るまちづくりに向けて精いっぱい努力してまいり所存でございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、21年度の施政方針についてであります。第3次新庄市振興計画後期5カ年基本計画に位置づけております、にぎわいと交流のまちづくり、安心して暮らせる安全で快適な生活環境づくり、飛躍に向けた魅力ある地域産業づくり、新しい文化を創造する人づくり、環境に優しい地域づくりの五つを基本目標に据え、人行きかうまち、人ふれあうまち、ひと学びあえるまちを実現してまいり所存であります。特に、来年度は安心安全を最重点課題に据え、11の重点施策について、人・金・物という限られた資源と第4の無限の資源と言われる情報等を効率よく活用し、選択と集中による効果的な事業展開を実施してまいります。

おかげさまでもちまして、平成16年から実施してまいりました財政再建は、市民の皆様を初め議会の皆様や職員の協力により何とか危機的状況を脱することができたと考えております。その結果、来年度は中学校給食を初め学校耐震化工事のための調査・設計、神室荘の改造などを実施できる見込みがあるのではないかと試算しております。一般会計の予算規模を130億円以内と見込み、現在予算編成作業に入っております。

つきましては、結果がまとまり次第、現課要求ベースの段階や政策経営課長査定ベースの段階、そして当初予算最終原案がまとまった段階など随時、議会の皆様にはその状況を御報告させていただきたいと思っております。

なお、今後は市税の減少や交付税の減額が想定されており、引き続き厳しい財政運営を強い

られると予想されますので、このたび策定しております平成21年度からの財政再建プランに基づき、引き続き財政の健全化を推進してまいり所存であります。

次に、平成21年度は新庄市の60周年の年になります。まさしく先ほどの質問の中にありました、人に例えれば還暦であります。また、市町村合併の協議が進んでいることもありまして、現在の新庄市としての最後の年になる可能性も秘めております。そのような意味で大きな節目の年であると考えております。

平成21年度に60周年を迎えるに当たり、新庄市市制施行60周年記念事業を実施する方向で考えております。この市制施行60周年記念事業は、市民と行政が一体となって進めていき、形式や場所にこだわらず、行政のみならず市民総参加を目指し、そしてにぎやかなものにしていきたいと考えております。このため、市民委員5名と職員委員5名の計10名で構成する企画会議を組織し、この企画会議において事業の企画、立案、手法などのたたき台について検討していただいております。

先日、企画会議より基本理念としまして、60年の歴史における先人たちの業績をたたえ深く感謝すること、地域の豊かな自然や人々にはぐくまれてきた伝統や文化を未来の子供たちに伝えること、そして新庄の貴重な地域資源を新たな視点で見つめ、魅力を再発見していくことを目的としてはどうかとの提案がなされました。また、記念事業のコンセプトは「TUNAGU(つなぐ)」という提案をいただきました。これは人、地域、世代、文化、環境、時が結びつき、未来に向かって飛躍していくことをイメージしたものになっています。そして、キャッチフレーズは(仮称)「人つなぐ未来・新庄再発見」とする御提案もいただいております。

次に、60周年記念事業に係る実施事業は、大きく三つの柱で構成してはどうかと考えていま

す。一つ目は記念式典及び同日開催の記念事業、二つ目は市の各課で行っている事業を「つなぐ」というコンセプトの要素を取り入れ実施する冠事業、三つ目は公募により各種団体等から実施していただく提案事業です。

なお、できるだけ早く議員の皆様方や関係団体等による実行委員会を組織し、記念式典及び同時開催の記念事業を決定し、実施してまいりたいと考えております。

最後に、新庄味覚まつりへの御質問についてお答えします。

御承知のとおり、開催当日はとても暖かな春模様の好天となり、主食系や副食系、また農産物など多彩な新庄の食を展開することができ、おかげさまにて各会場とも大きなにぎわいとなりました。初めての企画実施ということで、市内の関係団体との協働体制が最適とし、12団体との間で自分たちが協働でつくる祭りとして気持ちを一つにして行うことができ、今後につながる財産ともなりました。その結果、物産の振興のみならず、さまざまな交流の進展に寄与することができ、所期の目的達成に向け着実な一歩を踏み出せたものと評価しております。関係者の皆様と心温まる御支援をくださった方々に改めて深く感謝申し上げます。

人出も2万人近くとなり、お天気だけでなく、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンへのふれ込みや、また100円商店街、アンテナモールなど、主役の食を支えるエリア独自の多彩なイベントが催されたことが好評に結びついたものと思います。これらイベントにつきましては、実施方法などに工夫を加えるなどの連携により、今後とも効果的な展開を図ってまいりたいと考えております。

しかし、高い評価をいただきながらも、初の開催ということで読み切れなかった部分も多く、御来場の皆さんに御迷惑をおかけした点もありました。売れ行きが思いのほかよく、早々に提

供する食がなくなってしまったなどということはその最たるもので、このような点は今後の改善すべき課題として先月既に協議が始まったようです。この味覚まつりが新庄の新たな祭りとしてももっともっと皆さんに喜んでいただけるよう、秋の一大行事として推進してまいりたいと考えておりますので、御支援方お願いいたします。

壇上よりの答弁を以上とさせていただきます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。市長の思いを精いっぱい語ったものと私は思います。

市長は、マニフェストをやりまして今日にきたわけですが、学校給食を目指すと、今の味覚まつりもやったりと、国指定の文化財も着々と進んだというようなことでは、もちろん最初に報酬を50%カットしたというようなことを含めて、短期間の中で頑張っているんだなというように私は思いますけれども、まだまだ新庄市は、財政再建、さっきも言いましたけれども、あるわけですので、やはり気を抜かないで、非常に難しいと思います。財政再建というブレーキを踏みながら、事業というアクセルを踏む、同時に踏まなきゃならないというような局面もあるかと思いますが、ひとつ健康に留意して頑張ってもらいたいなと思っております。

次に、職員の接遇、資質向上のことにも答えていただきましたけれども、市民へのあいさつ、笑顔という部分ではまだ私は足りないような気がいたします。ほとんど用のない人は市役所に来ないんですね、物売りとか、そういった業者さん以外には。やはり「こんにちは」とか、そんなに深く下げなくてもいいから、軽い会釈ぐらいというのがまだまだ私は足りないような気がいたします。

あと、私は以前にも申しましたが、職

員がスリッパを履く「スリッパ行政」はいかがかなというようにことを申しました。なぜならば、市役所は市民の安全安心を守るとりでございますので、例えば災害、火災などのときには一番早く現場に行く必要があるわけですので、その職員がスリッパを履いてそういったことができるかと。スリッパそのものじゃなくて、そういう姿勢を問われると思うんです。そういった意味で具体的にもう少し、市の末端まであいさつが笑顔でできるというようなことに関して、スリッパ行政に関してどう思うか、もう少し具体的にひとつ教えてもらいたいと思います。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 あいさつ、笑顔、まだ足りないという御指摘でありました。市長から常々そういった姿勢でお客様に接していこうというふうに私どもは言われておりますが、やはり私自身もまだみんながお客様と会ったら笑顔でおはようございますとか言ってる状況ではないと思っています。その点については今年度も「さわやか接遇運動」というのを実施するつもりでありますので、その中で一層徹底していきたいと思っています。

それから、スリッパに関しましては、5年ほど前でしたか、職員みんなでいろんな相談をして新庄市役所としての接遇ハンドブックというものを作成しまして、全面禁止というような言い方ではなかったんですが、少なくとも席から離れるときは靴に履きかえましょうという呼びかけでやってきております。以前ですとほとんどがスリッパだったんですが、今は極めて少なくなりました、ゼロではないんですけれども。そういうことで市役所として呼びかけをした趣旨も、今、小嶋議員からありましたとおり、やはり私どもは何かあればすぐ駆けつけなければならない立場ですので、そういう姿勢をきちんと足元から固めていこうという気持ちでそんな

呼びかけを行ったところであります。あいさつ、笑顔とともに、さらに職員への呼びかけを徹底していきたいと思います。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） ぜひひとつそういう方向で丸となって明るい方向に、市民も「変わったな」ということも一部では聞かれつつありますので、そういったことで、明るい市政の源は職員の元気だと思いますので、ぜひ丸となってひとつそういったことを市民の負託にこたえてもらえればありがたいなと思っています。

次に、施政方針、来年度の財政を伺いました。市長は安全安心を目指してまちづくりをとおっしゃって、その中で11の施策がありますよとおっしゃいました。具体的にその11の施策の内容を教えてくださいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 施策体系というものをつくりまして、どういう仕組みで市政を推進するのかということで、後期5カ年計画の中でこれらをきちっと系統立てて示してということで説明してまいりました。その中に、大きくは五つの基本項目、18の政策、61の施策、事務事業としては384がその下にあるという系統立てをしてございます。その施策61の中で特に重要と思われるということで前々から説明してまいりましたのが11ございまして、具体的には都市機能の関係、中心市街地の活性化、必要な医療を安心して受けられる体制、子育て支援の充実、消流水関係の流雪溝などの雪対策、稲作を中心とした農業経営の所得向上対策、企業立地関係と雇用の促進、家庭教育にかかわる環境の充実、命を大切にしたい新庄っ子を育成すること、ごみの分別など資源化、減量化等々につきまして、特に重要だと位置づけまして推進してまいりました。これが11の重要施策として位置づけてご

ざいます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 神室荘の改築というのは、この中の項目にも当然入っていると思いますけれども、入っているんでしょうね。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 福祉社会の充実を守るという政策の中の一つの施策として位置づけておりまして、この重点11項目の中には入ってございません。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） そうしますと、神室荘というのは別個に重点以外で事業展開を図るということなんでしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 61の施策の中に神室荘の養護老人ホームを適切に運営するという項目がございます。ただ、11の中にはこの項目は入ってございません。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 入っている、入っていない、それも大事でしょうけれども、この前の説明では神室荘を3億円かけてやるというようなことを伺いました。あそこの現状を見ますと、改築というか、直さなければならない部分が大変あると思いますけれども、財政再建真ただ中で果たして3億円を、年度別に分けてやるんでしょうけれども、当面あそこで必要なものを最小限やっていただいて、そしてもう少し財政再建ができれば思い切って新築までも行かないですけれども、新築する場合、国のシーリングがかかって社会保障費の2,200億円があるものだから、今まで補助金が出た分が、そういった

施設の補助金がばっさり打ち切られて、単独でやるというようなことにならざるを得ないという現状ですけれども、今、麻生総理もシーリングを別枠にする、社会保障費の伸びを抑えないというような中で、自民党の国会議員の中でもやはりもっとしなければならないということで、私は老人介護等々といった社会保障費が復活できるような、だからそういうものを見きわめながら、果たして3億円マックスの事業が今必要かなというようなことを懸念するわけなんです。

そういったこともあって、国も健全化法4法でいろいろやっていますけれども、そのほかに、今、プライマリーバランス（基礎的財政収支）というのが求められています。新庄市の基礎的財政収支はどのような数字でしょうか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 プライマリーバランスは、その借りているお金を払った額が経営を圧迫しない範囲内であるかどうかという一つの目安になる数字であります。新庄市の起債の返済額に要する経費は毎年10数億円に近くお金が必要だと言われております。これを上回るようなお金をまた借りますと、返すべきお金が減っていかないわけでありますので、借りていたお金が減っていかないわけでありますので、少なくともこの範囲内で実施していかなければならないというような計画がございます。これが公債費負担適正化計画ということで、県の方に出している計画でございますが、新庄市の場合には財政再建計画にも示してございますように毎年一けた台後半ぐらいの公債費ということで、新たな起債の額は5億円から10億円の間、少なくともその範囲内で実施して、毎年10億円近くお金が返済できるようにという方向で位置づけてございます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） このプライマリーバランスというのは今とても重要視されるわけです。そういった指数が全国的に出ていますので、これをもう少し詳しく教えてもらいたいなと、後で結構です。

あと、60周年の記念事業、大変市長も熱く語っていただきました。その企画会議の中で、職員5名、市民の方が5名と言いました。その市民5名の方々はどういう、名前はいいですけども、どういう方々をその中に選んでいただいたか教えてもらいたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 市民の方につきましてちょっと言わせていただきます。青年会議所から1名、民間団体のいろんな団体がありますけれども、その中からもしかクラブの方、農家の花グループでつくっているはなまるプロジェクトというのがございますが、その方、県の建築士会の新庄支部の方から選んでいただきまして、年代は20代、30代前半から後半の方5名を選ばせていただきました。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） 予算措置は、そういったものをお考えですか、まだ出ませんか。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 予算はちょっと難しいんですけども、7けた100万円台、これは100万円から900万円までございますけれども、100万円台というふうに考えてございます。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） ぜひ節目ですので、市民がああときはああしてよかったなというような、ややもすると式典は表彰とかなんとかというようなかた苦しいことばかりが式典みたいな

気もしますけれども、やはり子供からお年寄りまで楽しめるといいますか、その意義がなされるような企画を、ただそればかりでなくて、やはり事あるごとにそういったものでいろんな方々が参加できるように、そして自主的に60周年だよと喜べるような意義あることを希望申し上げます、よろしくお願いします。

終わります。

平向岩雄議長 ただいまから10分間休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

奥山省三議員の質問

平向岩雄議長 次に、奥山省三君。

(1番奥山省三議員登壇)(拍手)

1 番(奥山省三議員) 2番目の一般質問をさせていただきます政友会の奥山です。よろしくお願いします。

最初に、財政再建についてお伺いしたいと思います。

10月末に市の財政状況につきまして、11月21日、財政再建プランの説明がありましたけれども、今年度から本格的に始まります健全化判断比率の早期健全化基準値以上であることに当自治体が該当していることはもちろんですが、再建プランでの説明でちょっとわかりにくい点がありましたので、細かい点もあると思いますけれどもよろしくお願いしますと思います。

再建プランの説明の中で、実質赤字比率とか連結赤字比率という数値については記載がなくて、「問題なし」とありましたけれども、ちょっとわかりにくいので、その辺のところを説明

していただきたいと考えてございます。

総務省が出している資料ですけれども、実質赤字比率が13.39、連結実質赤字比率は18.39と新庄市の数値がありましたが、実質赤字比率は11.25から15%、連結実質赤字比率では16.25から20%の数値が基準となっておりまして、一応その基準はオーバーしてないようございします。実質公債費比率では、全国789の都市がありますけれども、その中で8市が早期健全化団体に該当しているようです。全体の1%ということで、当市もその中に入っています。当市は現段階では悪い方から5番目でございます。1番が夕張市、2番が歌志内市、これは北海道、3番が高知県の安芸市、4番も北海道の赤平市、そして次に新庄市となっております。それから、北海道の三笠市、青森県の黒石、島根県の浜田市の八つが早期健全化団体に19年度末で該当してございます。北海道には4市集中しております。当市の財政再建プランでは平成22年度で危険ゾーンを脱出できる見込みとっておりますが、本当の意味での正常な数字というのは18%でございます。それになるのはいつになったら可能なのでございましょうか。その辺のところもちょっと突っ込んでお聞きしたいと思ひます。

また、人件費などの固定費が一般財源に占める割合を示す経常収支比率は、この間の話にもありましたけれども、19年度末で102.6%という非常に高い数値になっております。これは財政の硬直化を示しているものでございします。100%を超えますと借入れ等の臨時財源に頼らなければ経常的経費を賄えなくなります。望ましいとされますのは70から80%になってございしますけれども、ほど遠い数値であります。この点についてもどうお考えかお聞きしたいと思います。今後、財政再建に向けまして、早期健全化団体になりましたけれども、指導というか、どのような措置がなされるのか具体的にお知ら

せ願いたいと思います。

次に、雇用の促進についてでございます。

当新庄最上地域のことし6月の有効求人倍率は0.63、10月も0.62ということで、県内でも最低でございます。若者は県内で仕事をしなくても、働く場所がないので仕事につくことができないのが現状です。特に当地域は、県内の置賜、村山、庄内地区に対しまして一番立ちおくれております。若者が県外に流出することは仕方のないことのように見えます。それとあわせて高齢化率ですが、山形県は全国で第1位となっております。高齢者のいる世帯の割合が70%を超える市町村が約40%台でございます。ますます少子高齢化のスピードが上がってきているように思います。

市長の初年度からの公約にのっています、先ほどの話にも企業誘致どうのこうのとありましたけれども、いかがお考えなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。市長になられてから今までの企業誘致の成果もできればお知らせ願いたいと思います。今までの経過とか、どのような企業にアタックしたのか、その辺のところもわかればお知らせ願いたいと思います。それから今後の企業誘致の実現に向けてどのようにトップセールスをされるのか。小嶋議員の話にもありましたけれども、再度お聞かせ願いたいと思います。若者が県外にどんどん流出しないように企業誘致をスピードアップして促進していただきたいと思います。

また、今年度から県の東京事務所に職員を派遣しているわけでございますけれども、どういう仕事というか、どういう活動をなさっているか、できれば具体的にお知らせ願いたいと思います。

次に、3番、これは2番と関連してございすけれども、新庄市の景気対策ということでお聞きしたいと思います。

景気対策というのは国とかでするのがほとん

どですけれども、当地域といたしますか、今のどん底とも言える不景気につきましてどう考えているのか、その辺のところからお聞きしたいと思います。

会社の倒産が相次いで起きておりますけれども、当市でも不況の波をまともに受けて会社が倒産していることは事実でございます。大企業にはある程度資金繰りの支援をしているようにございますけれども、地方の中小企業ではそれもないません。当市のほとんどの会社は中小企業です。会社がつぶれてしまえば、法人税のみならず、そこに働いている労働者は職を失って路頭に迷うことになります。家族がいる家庭では生計が成り立たなくなってしまう、市に税金を納めるどころか、毎日の生活に窮々とすることになるわけです。国が何かの景気対策をすれば、市は黙って見ていればいいかもしれませんが、そういうふうには私はいかないと思います。例えば国が景気対策をしたとしても、今の現状では地方がよくなることは絶対起きません。市も市民のために何か少しでも景気がよくなるようなことを考えていただきたいと思います。これから将来に向かって新庄市民が安心して暮らせるまちに変える方策を考えていただきたいと思います。すぐに変えることは不可能ですけれども、何か小さいことを考えているようだったらこの場でお知らせ願いたいと思います。

次に、4番、市の随意契約ということでお聞きしたいと思います。

例えば県ですけれども、県では250万円以上は一般競争入札、100万円から250万円までの工事なんかは指名競争入札、100万円以下は見積もり合わせといいまして、すなわち随意契約と言いますけれども、当市ではこの随意契約の基本的な基準はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。また、この基準はほかの市でも同じなのでしょうか。もし市ごとに違って

いるとしたら、わかる点で結構ですのでお知らせ
したいと思います。

それから、この契約につきましては、市長が
決裁権を持っていると私は思っておりますけれ
ども、実務的にはほとんど各課長に委任してい
るのでしょうか、それともどういうふうになっ
ているのか、できれば実務の流れを知らせてい
ただきたいと思います。できればここ5年間ぐら
いのわかる点で結構ですので、随意契約につ
きまして件数、金額とか取引先をお知らせいた
だきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは奥山議員の質問について
お答えさせていただきます。

初めに、財政再建についてであります。夕
張の財政破綻問題などを教訓にしまして、地方
公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆ
る財政健全化法が制定されました。先ほど実質
赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、
将来負担比率の内容を具体的にという形がござ
いりましたが、詳細につきましては政策経営課の
方から答えるようにさせていただきます。

それぞれ今申し上げました四つの指標、基準
値を超えた場合は、早期健全化団体または再生
団体となり、財政再建、健全化に向けた取り組
みが課せられることになります。

本市は、四つの指標のうち実質公債費比率が
高く、皆様御承知のとおり、25%の早期健全化
基準を超えておりまして、イエローカードの状
態にあります。財政再建プランでも示しており
ますが、今後も財政再建、財政健全化に向けて
努力してまいりますので、比率は改善される見
込みであります。

実質公債費比率は、単年度としましては21年

度決算で25%を切る見込みであります。この
比率は3カ年平均でありますので、1年おくれ
た平成22年度に25%を切れるのではないかと考
えております。法律では年度ごとに作業内容が
決められておりまして、18年度決算では正式な
算定、19年度決算では議会及び市民への公表、
20年度決算では基準を超えた団体は財政健全化
に向けた計画づくりを行うことになります。現
在の見通しでは本市の20年度決算は25%を切る
ことができませんので、決算が確定します21年
度には財政健全化計画を策定しなければならない
ことになります。計画の策定に際しましては
外部監査による監査が義務づけられておりまし
て、健全化に向けた改善計画の確実性を監査し
ていただくことになります。さらに、計画は議
会の議決が必要でありまして、議決後に国と県
に計画書を提出することになりますが、万が一
計画どおりに健全化が進まない場合は、国や県
から指導が入ることになります。

比率改善に向けた市の方針であります。財
政再建計画に引き続き財政再建プランを策定し、
財政健全化に取り組んでまいります。既に内容
は説明しておりますが、人件費の削減などによ
る内部管理経費の節減とともに、計画的な普通
建設事業による公債費の抑制などを実施してま
いります。実質公債費比率が基準を超えている
ことは、財政の問題だけでなく、市政運営全体
に大きなマイナスになっていると感じておりま
すので、1年でも早く健全化が図られることを
最大の目標として努力してまいります。

次に、企業誘致対策、雇用の促進についてで
ありますが、中小企業基盤整備機構、山形県、
その他関係機関との連携を図りながら、情報の
収集、企業訪問を実施しております。また、既
に立地企業への訪問では当該企業の景気動向、
業界の動きなどをお聞きし、工場の増設や従業
員の雇用拡大をお願いしております。私自身も
企業誘致の迅速化とさらなる充実を図るため、

既立地企業の東京本社13社を訪問させていただきました。結果的に企業と行政の信頼感が増大し、各企業の現状及び将来計画をお聞きすることができ、新庄工場の増設3社、うちケーイービー・ジャパン株式会社におきましては新庄第二工場の増設工事をしており、年内完成の予定であります。また、株式会社新庄富士通ゼネラル、中村電機株式会社山形工場、株式会社平井精密山形工場の3社は、新規の製造ラインの新設を計画していただいております。そうした面で成果があったのではないかと考えています。

また、企業の就労状況についてですが、現在の景気低迷下では継続雇用を優先し、採用については若干名とならざるを得ない状況にあり、将来の雇用拡大計画に期待しているところであります。

懸案の工業団地の一番大きな面積を持っておりますNOK株式会社につきましては、今まで繰り返し現地視察を要望しておりますが、春先に責任者の常務を招聘し、早期の工場新設を改めて要望したところでありますが、この自動車業界の大変な不況の中にあつて、現状としては大変難しい状況に陥っております。

今後も誘致業務としてトップセールスを継続していきたいと考えておりますので、議員の皆様様の御協力を何とぞよろしくお願いいたします。

また、東京事務所の職員の勤務状況につきましては、商工観光課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

次に、市の景気対策についてということで、本当にまさしく世界経済が大きな不況に陥っている状況にあります。アメリカ発の金融危機は日本国内におきましても過去に類を見ない激しさと言われており、景気後退を背景とした企業のリストラは非正規労働者など全国で3万人、山形県では400人を超える見通しという厚生労働省の調査発表があり、大変ショックな影響と受けとめております。

こうした影響は本市においても直面しておりまして、先日行われました新庄中核横根山工業団地立地企業との懇談会の席上においても大変深刻な問題として真摯に受けとめております。これから国の二次補正や公的資金の注入といった景気刺激策の早期実現を要望してまいりたいと思います。また、今後は失職した労働者の再就職などが大きな課題となりますが、医療、福祉分野などでは人手不足の職場もあるとのことで、離職者向けの職業訓練の拡充など実効性のある雇用対策について、自治体として何か担える分野がないか国や県に問いかけていきたいと思っております。

このような状況の中で、新庄コンピューター専門学校では来年度から介護福祉士講座を開講し、求人対策にこたえられるようなカリキュラムも創設されるということです。タイムリーな取り組みとして情報交換などを行いながら連携してまいりたいと思います。

また、新庄最上は何といても農業で支えていくべき地域だと思っております。農業で生き残れる農業経営主体を育成していくため、すぐれた知識、技術、経営感覚を持つ人材育成や、1.5次産業的な分野の開発なども視野に入れ、地域がもっと元気になれるよう努めてまいります。

なお、最近話題になっております定額給付金につきましては、来年3月ごろと言われておりますが、新庄市に交付される額を試算すると約6億円が交付されるのではないかと試算しております。情報が入り次第、速やかに給付できるよう準備作業を計画的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、市の随意契約についてでございますが、その取り扱いは地方自治法の規定によっております。地方自治法施行令第167条の2第1項に規定されている要件を満たす場合に随意契約によることができます。この中の一つに契約

の種類と金額を定めるものがあります。これを新庄市財務規則により工事の請負が130万円、物品の買入れが80万円、業務の委託などその他が50万円を超えないものなどと定めており、そのほか契約の性質、目的が競争入札に適しないもの、緊急の必要により競争入札に付することができないときなどがございます。今までも地方自治法施行令及び新庄財務規則により工事の請負、物品の購入、業務の委託などを行っております。随意契約は入札によらない契約であり、基本的には競争見積もりで行っております。

なお、随意契約ができるものであっても競争入札に付しているものもでございます。

件数、取引先、金額など細かな点、わかる範囲で政策経営課の方から答弁させますので、よろしく願いいたします。

以上、壇上からの答弁を終わります。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 まず、財政関係でございます。一つ目は、実質赤字比率、連結赤字比率について触れられました。実質赤字比率については、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字がどのくらいあるのかということをお知らせする数字でございます。新庄市の場合は赤字になっていないということで、マイナス表示であるということでもありますので、これは数字としては出ないということで、前の議会等々においても報告させていただきました。

それから、連結実質赤字比率は、先ほどの実質赤字比率にプラスして水道会計などの公営企業等々が足されますが、こちらの方も赤字にはなっていないということで、数字としては出ないということで、これも御報告させていただいております。

それから、実質公債費比率は27.3ということで、これは全国的にもちょっと悪い方でござい

まして、19年度決算で申し上げれば全国で17位というような数値になってございます。早期健全化計画を立てて、来年度であります。来年度は早期健全化計画を立てて、外部監査に付して実施していかなければならないと、25%以上はそういう仕組みになってございます。

それから、いつ18%にできるのかというお尋ねもございましたが、公債費負担適正化計画では、これは県の方に、国の方に出している数値であります。23年度には25%を切れると。単年度的には24年度にはこれを切れるんじゃないかと見てございますので、このままの推移でいきますと20年度の後半の早い時期には18%に達することが可能であると見ていますが、数値としては正式には公表していませんので、ここではいつになるかということとはちょっとコメントできない状況にございます。

それから、経常収支比率80%のお話もございました。県内で一番低いのが遊佐町でありまして、80.1%、これが市町村で一番よい数字。13市では山形市が88%ということで、これが80%台、あとは12市が軒並み90%台、新庄は100%を超してしまいましたが、これは数値が18年度と比べまして各町村でふえておりまして、特に東根なんかは5%ほどふえていて、6%ほどふえているというような状況で、国の普通交付税が減っている、あるいはいろんな対策で国の収入が経常的な部分で減っているという厳しい状況があります。そういったことで、県内35市町村の経常収支比率は軒並み上がっている傾向にあると、厳しい状況にあるということが言えると思います。80%が健全化の目安であります。今の国の経済対策あるいは経済状況からかんがえますと非常に厳しい状況になっているということが各市町村で言えると思います。

それから、随意契約関係であります。これは地方自治法施行令第167条の2で決まっております。それに基づいて市の財務規則で随

意契約に関する位置づけがなされております。それによりまして、工事または製造の請負が130万円以下、財産の買い入れが80万円以下、物品の借り入れ40万円以下、財産の売り払い40万円以下、物件の貸し付け30万円以下、前号に掲げるもの以外は50万円以下という位置づけがございます。県内13市町村ありますが、調べたところでは過去の他市の状況は大体新庄市と同一であるということ聞いてございます。

それから、契約の流れであります。随意契約というのは、新庄市の行政を行う上で物を買う、借りる、委託する、すべての行為は契約によって成り立ってございます。そのうちさっき言った以上のものは入札によりますが、それ以下はすべて見積もりという随意契約方式で行われます。したがって、件数は何千件あるいは何万件になるかちょっと想像がつかないので、過去5年間の件数は幾らかと言われても非常に膨大な件数になりますので、件数として何件だということについては資料を持ち合わせてございません。

以上、漏れがあると思いますけれども、以上であります。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 東京事務所に派遣している職員のことについてのお尋ねでございます。議員御存じのように、ことし4月から山形県の東京事務所に1名の職員を派遣してございます。現在、東京事務所の流通対策課というところに席を置きまして仕事をやっていると。主な業務につきましては、観光物産、農産物流通、企業誘致というものでございまして、それらを担当しながら頑張っているということでございます。言いかえますと、県の仕事もやりながら市の窓口としての仕事もやっていると御理解いただければよろしいかと思います。

一例としまして、企業誘致担当でございます

ので、市長が上京して企業訪問する際、随行いたしまして、企業を訪問しているということもございます。また、先般、農林課で実施しました東京の大山通り商店街での物産紹介と物販でございすけれども、これらについても事前の情報収集や接触等を行っております。企業誘致について申し上げますと、こういう現況になってしまいまして、実を結ぶまでには至っていないということでございます。大変残念ですが、実を結ぶまでには至っていないと。しかしながら、日本の首都東京でございすので、いろいろな情報が集まってまいります。そういったこともこちらの方に送ってくれるようにこちらからはお願いしてございます。

以上でございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 1番の早期健全化につきましてお聞きしたいと思います。

さっきの話ですと健全化計画を策定するとなっております。それから、外部監査の実施もあるということになっているようですけれども、この外部監査はどのような方が、多分公認会計士ではないかと思っておりますけれども、何人ぐらいで、どういう基準でというか、そういうのがもしわかったらお知らせ願いたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 外部監査、今言われたとおり公認会計士等ということで、多分公認会計士にお願いすることになると思います。人数については具体的な示しはございません。計画を立てたやつを監査していただいて、いろんな意見とか、妥当であるかどうか詳細について意見をいただくことになってございます。

以上です。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 今の計画ですけれども、計画どおりにいかない場合、国とか県から指導があるわけですが、もしいかないような場合には、ただ指導を行うだけでは、もとどおり戻るといえるのか、クリアできるといえるのか、その辺のところは、今のところはそういう指導はないかと思いますが、これから税収、例えば不納欠損額も出ていますし、そういうものが年々増加してございます。それから地方交付金も減少してございます。その中での財政再建プランで、そのほかに、例えば先ほどの小嶋議員の話にもありましたけれども、新しい事業とか出てくるわけですが、そういうものを入れて、この再建プランのとおり計画どおりに、努力するのはわかりますけれども、計画どおりに本当に実行できるのかどうか確認の意味で再度答弁をお願いしたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 再建計画、万が一という場合にいろいろ指導いただいて、じゃどこが計画がうまくいってないのか、見通しとしてどこが違っているのかということについて分析を行った上で、県から指導いただいて、そこを修正していかなければならないというふうになると思います。その際は、歳入の面あるいは歳出のいろんな事務事業の面、詳しく県の方から指導いただくことになると思いますけれども、どういう内容でどうなるかについてはそういったいろいろケースがございますので、そのときそのときに応じた指導をいただきながら進めていくことになるということでございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 先ほどの経常収支比率でございますけれども、19年度で100%を超えて102.6という数字ですけれども、20年度の財政の状況の中でたしか99.6という数字が載って

いたと思います。この経常収支比率の19年から20年の1年間で99という、100を切ることが本当に可能なのでしょうか。その辺のところ詳しくわかればお聞かせ願いたいと思います。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 99.6になるという見通しではありますが、まず地方交付税が19年度に比べて若干ふえたといえますか、それから再生対策債とか、そういった地方に対する配慮が一定程度なされているということ、それからいろんな事業の精査を行いながら実施を行っているということで、今後も推進する上でそういった経費が突出しないような留意もしてございますので、そういった比率が下がる手法で今財政を運営してございます。そういった見通しでどうしても100を切るような今後の対策も含めてやっているということでございますので、この数値はぜひ20年度決算を実施した段階で切れるというふうに関心していききたいと、方向性も含めながら記載してございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） わかりました。できるだけ公債費を抑制して、経費をできるだけ削減して、再建プランのとおりに進めていけるようにお願いしたいと思います。

次に、2番の雇用の促進でございますけれども、県内の他市に比べて、企業誘致といえるのか、企業の優遇制度というのが、当市にもありますけれども、他市に比べた場合、当市がちょっと劣っていると私は感じますが、その辺のところはどう思いますか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 雇用についてでございますけれども、他市に劣るということは格段ないと私は理解してございます。

先般、鶴岡市でしたか、いよいよこういった状況の中で発表された事例もございますが、既存の手だてがたくさんございまして、それらを速やかに関係の皆様にお知らせし、そしてそういった制度を使っていただきたいということで現在仕事を進めてございます。

以上でございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 例えば奨励金とか他市にはあるようですけれども、当市には奨励金がありませんので、例えばほかの条件でカバーできるとか、そういう考えもないのですか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 奨励金と申しますのは、企業の立地の方でしょうか。企業の立地につきましてはうちの方の補助がございます。5,000万円を限度にして、土地、建物、設備に関する補助金ということで、20%ということがございます。ただ、額的な面にしますと、議員おっしゃるとおり、片や大都市圏では億単位ということもございます。ただ、制度としてはこういったものもございます。また、税制についても、一定期間、固定資産税を免除するといった方法もございます。以上でございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 今、20%、5,000万円という数字がありましたけれども、ほかの市町村では雇用した場合に奨励金、例えば1人幾らかと出しているところもあるらしいんですけれども、当市は財政再建ということでそういう余裕がないのもわかりますけれども、雪が多い土地にほかから企業が来るわけですから、もっと何か条件、少し優遇できるような、他市に比べてもう少しよいような条件を出せるというか、そういう考えは全然ないのでしょうか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 今現在、雇用情勢のこういう状況がありまして、県の方で、国の事業になりますけれども、県が音頭をとりまして雇用促進するためのパッケージ事業というものも現在動いてございます。これが日の目を見ますと、いろんな国の金も使えるということでございます。まだ正式に動いているということではございませんが、そういうこともやっているということをお理解いただければと思います。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） それから、先ほど東京事務所に勤務している職員の動きについてお知らせ願いましたけれども、今のところは4月に行っただけですから、仕事になれるといいですか、県の仕事もしながら観光PRしながら企業訪問をしているということだろうと思います。例えば、こちらからのサポートというか、手助けというか、ただ東京事務所に1人だけやって、こちらからはどういう手助けをやっているのかなど、具体的にお知らせいただければ。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 先ほど御質問にお答えしたように、たった1人で動いているというわけではございません。山形県東京事務所の中の組織の1人の職員として県の仕事をしていると。その中でこちらの関係のあることがあれば窓口となったり、接触したり、そういったこともやっているということでございます。先ほども言いましたように、県の仕事をやりながら市の窓口ともなって仕事をやっているとお理解いただければよろしいかと思います。

以上でございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） わかりました。県の仕事もやって、当市の仕事もやるということです、これは継続して頑張っていたきたいと思います。

それから、景気対策ですけれども、市独自で景気対策ということは大変だと思いますが、これから何か知恵を絞って具体的に考えていることがあったらお聞かせ願いたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 議員が御心配されているとおり、この雇用対策というものについては今大変な非常時というほかないと思います。一新庄市の施策でそれが何とかなるというものでもございませんが、国で雇用対策を3年で2兆円という見出しで先日も新聞に報道されてございました。中身につきましては、いわゆる非正規労働者の雇用の維持、二つ目として雇用を失った人への再就職支援、三つ目として内定取り消し対策ということで構成されておりまして、特別会計から1兆円、一般会計から1兆円、総額2兆円規模の事業ということでございます。内容についてすべて読みますと時間もかかりますので、まず国の施策を見て、私どもは迅速にそれに対応して、そういった関係の方々に対応していくということが大事ではないかと思っております。以上でございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 今回の国の対策はわかりますけれども、当市として何か景気対策について少し考えてはいませんかということで私はお聞きしたんですけれども。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 常々言っていますように、地場産業である農業の振興をきちっと図っていくこと、あるいは特産品の開発とか、そう

いった地場産品に結びつくような開発を何とかできないものかなと、あるいは同一ブランドで対応できないものかということでいろいろ考えてございます。また、中心商店街の活性化とか、工業団地に立地している企業さん方の連携プレーとか、そういったことで地域として充実できる施策があれば、いろいろ提案を受けながら、あるいは政策を施しながら、一つでも実施できるものがあれば実施してまいりたいと、いろいろ意見を聞きながら実施してまいりたいという考えでございます。

1 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

平向岩雄議長 奥山省三君。

1 番（奥山省三議員） 今すぐどうこう言ってもできないと、簡単にはできないものですから、これからいろいろ考えて、この2兆円だけの話ではなくて、当市として何か独自のものをこれから考えてほしいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

平向岩雄議長 ただいまから1時まで休憩します。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

沼澤恵一議員の質問

平向岩雄議長 次に、沼澤恵一君。

（8番沼澤恵一議員登壇）（拍手）

8 番（沼澤恵一議員） 一般質問初日、午後一番手として、政友会の沼澤恵一です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い3項目について質問をさせていただきます。

まず1番目として、来年度の予算編成を迎えるに、この時期に合わせ新庄まつりの検証と国の重要文化財指定後の展望についてお尋ねいたします。

なお、午前中の小嶋議員の質問とダブることになるかと思いますが、御答弁方よろしく願います。

その1として、新庄まつり百年の大計が、平成15年4月、新たな10年間における祭り振興策として2年かけ策定されました。3年前の250年祭を含め早くも5年が経過いたしましたわけですから。第2期計画半ばにして、祭り策定委員会が示した新庄まつりの現状と課題等について、この辺でいま一度振り返ってみる必要があると思います。大きな事業として、本市の250年祭や大阪御堂筋パレード、巡行派遣などがありました。また、地元で各町内若連が製作している山車につきましても、風流、すなわち題名の選定の仕方や、その出来ばえも年々向上いたしております。絢爛豪華さは見る者の感動を醸し出し、250年の歴史の深さを感じさせます。このような評価に値する面も多いと思いますが、反面、課題についてはいかがでしょうか。市としてどのように検証されているのかお知らせください。

次に、2として、この6年間、祭り関係費用のほとんどが祭り基金の取り崩しで賄われてきました。この基金は、平成元年11月、新庄まつり振興基金条例を制定し、ふるさと創生事業交付金4,500万円を積み立ててスタートさせたと聞いております。平成15年、私が議員になったときの基金残高は1億3,000万円と少しありました。今年度末残高を予想しますと、あと2回の通常祭りで底をつきそうです。前回9月議会でも今田議員の質問に対し、財政再建の面からも検討を進めているところとしております。まことに歯切れのよろしくない御答弁でした。基金依存型から脱却し、これ以上減らさず、残された3,000数百万円は非常時対応型まつり基金と

して温存し、来年度からはきちんと一般財源による予算にすべきと考えます。

次に、来年4月1日、市制施行60周年を迎えます。さらに、12月4日には山形新幹線新庄延伸10年目に当たります。また、年度末に期待されております国の重要文化財指定を見越し、これらの記念事業として新庄まつりと絡めた話が祭り関係者の間で言われているようです。このことについて、市はどのようにとらえているのか真意をお聞きいたします。

次に、3として、ことし3月と6月定例議会において新庄まつりの国指定重要無形民俗文化財について議論がございました。夏ごろに保存会組織を立ち上げ、この12月中に国の文化審議会に諮問されて、本年度末には国から指定をいただけるという答弁でした。私も大きな期待を持っている一人でございます。4年前、八戸の三社大祭が指定されております。翌年、祭りを見ながら現地で話を聞くことができました。振り返ってみますと、八戸の場合、国から文化財指定を受けた市民の誇りも高いが、もう一方の観光的イメージアップにつなげて知名度を高める方が強かったことは確かなようでした。本市の場合、指定後におけるメリットは何か、またデメリットはないのか、このことの進捗とあわせ、祭りの展望などあればお聞かせください。

次に、2番目として、遺伝子組み換え作物とバイオマス活用関係、あわせて本市の森づくり事業の関連についてお聞きいたします。

その1として、食の安全安心の観点から世界的にも注目されている遺伝子組み換え作物に係ったことです。国においては、遺伝子組み換え生物規制法により、作物であって、そのほか栽培される植物に対し法規制がされております。遺伝子組み換え作物については、自然界に存在しない新しい種に対しきちんと証明できずにいる不安なDNA組み換え食品とも言われております。栽培については、野生動植物への影響の

ほか、一般の農作物との混入や交雑などによる経済的被害を未然に防止するため、自主規制を条例化したのが高島町です。9月議会において可決し、来年4月施行と報じております。本県においては旧藤島町に次いで2例目になるとのことでした。高島町においては、高島食と農のまちづくり条例のうち遺伝子組みかえ作物の自主規制として町民みずから栽培しないと明記し、町内で栽培しようとする場合、町長の許可を得ること、また地域関係住民に説明会を開いて同意を得るなど厳しい条件がついた内容となっております。高島町を紹介いたしましたが、本市において遺伝子組みかえ作物を栽培しようという実例があるのかどうか、また今後栽培しようとした場合、市としてどのように対応しようとしているのか、市独自に何らかの規制まで考えているかどうかお聞きいたします。

次に、2としてバイオマス活用関係について。

ことし6月、農水省が全市町村にアンケートし、バイオマス活用調査結果を11月21日に報じました。1,185自治体が回答し、うち416自治体がバイオマスの利活用に取り組んでいるとしております。取り組んでいない自治体の理由として「財政が厳しい」や「ほかの施策が優先」、また「コスト、採算面で自信がない」などを上げているようです。本市においては、このすべてが該当するように感じますが、いかが回答されたのか、この内容をお知らせください。

次に、今盛んに言われております地球温暖化対策に関連して、その対策の一つとしてバイオマスの活用です。

森林保護にも重要であります間伐は、経済面を反映し、昔のようにきちんと行われていないのが現実です。しかし、間伐材の価値が上がれば変わるとも言われております。これらを活用したチップや加工ペレットの普及により、資源効果は大いに期待されるものです。また、生ごみの堆肥化については、国の補助まで決まりな

がら財政面から断念いたしましたのが我が新庄市です。全世帯対象ということで国内でも珍しく、ネットで発信し、PRを怠らず、その上、研修まで来られましたが、残念なことでした。しかし、市民からは近い将来再事業化になるのではないかという希望はいまだに消えておりません。これらバイオマス活動を目指した再資源化に対し、本市における今後の取り組みや、この見通しについてお聞かせください。

次に、3として、本市森づくり事業の一環で実施されました炭焼き窯についてであります。緑環境税県交付金により事業化したとも聞いております。このたびの窯づくりは意義深いものと感じておりますので、経過を紹介しながら伺います。

私たちの家庭において炭そのものの活用はほとんどなくなってしまいました。まして窯づくりや炭焼き自体その技術も伝承されず、60歳代の私たちすら何もわからずにおりました。そんな中、市農林課より、升形川に親しむ会、通称川の会に製作依頼がありました。何回かお断りしたようですが、結果的に受けざるを得なかったようです。準備を入れ20日近くかかってようやく11月17日の火入れ式にこぎつけました。間口2間、奥行き5間の小屋と、その中に納めた炭焼き窯が無事竣工いたしましたわけです。しかしながら、現場は雨と寒さの中、厳しい作業でした。ボランティアの域を越えた難儀の末の完成作品です。今後の活用として、材料の調達や炭焼き体験のみならず、子供たちを含めた夏場の活用など、いろいろな夢を語り合いながら製作を進めたことも確かです。升形川「川の会」有志の期待にこたえるためにも多面的な有効活用が必要かと思えます。このことについてと、頑張ったつくったこの施設の管理や継続できる運営主体が心配です。今後、市はどのようにしようと考えているのか御所見を伺います。

次に、3番目として、日新小中学校主要通学

路の改善についてお伺いいたします。

県内でも10番以内に入る大規模校の日新小学校、その真ん前にわくわく新庄、少し奥には日新中学校、さらに最上学園と公共施設が多く集中しているのが金沢6区町内です。これらと結ぶ何本かの市道は極端に狭いところが多く、道幅の広い幹線的道路のないことが欠点です。この夏、区長と市長のまちづくり会議の場所で、金沢6区長より要望されましたセブンイレブン北側市道についてです。以前にもまちづくり会議の中で実態を調査し、改善について議論されました。5年前、神室産業高校開校に伴い、通学路の安全確保について、事細かに現状を御説明申し上げましたのが私の一般質問です。答弁として「いい形で通学し、危険防止ができるよう考えていく」とのことでしたが、それ以後具体的な改善策は聞いておりません。学校を中心に見た場合、確かに一部路側帯設置やドットライン、そしてクロスマットの面的な対策は承知しております。

きょう申し上げたいのは、金沢6区長と同じく、セブンイレブンから福原魚屋さんまでの約90メートルの区間です。道幅の狭い中、児童生徒が最も多く利用し、車の交通量も最も多く、危険でありながら主要な市道に違いありません。同じ住民として私なりに現状を見た場合、抜本的な解決方法はこの区間の道幅を広げる以外にないと考えます。特に県道との交差点付近は過去に重大事故も多く、危険な状態は今も続いております。通学路、生活道路の安全安心を確保することは、道路管理者の責務であると同時に地域住民の切なる願いでもあります。子供たちが事故に遭ってからでは遅いのです。市においていま一度現状を把握され、早急に重要課題としてとらえていただき、市の施策として事業化に盛り込むべきと考えます。財政面はわかりませんが、知恵を出し合い、解決に導かれるようお願いを含め、市長の勇断を期待し、お伺いいた

します。

最後に、きのうの朝はどうか雪に見舞われました。雪かきが大変でした。今議会補正に例年より少し多目の予算を計上しておりますが、これからが冬本番です。市の除排雪をよろしく願いますようお願いするとともに、雪の少ない冬でありますようお願いしつつ、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 午後一番、沼澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

新庄まつりの検証と重要文化財指定後の展望についてということですが、初めに新庄まつりに関しての御質問ですが、1点目の新庄まつり百年の大計第2期計画の評価と課題の検証についてということでもあります。

この計画は、平成15年度から24年度までの10年間にわたる新庄まつりのさらなる隆盛に向けた総合的な振興策として策定されたものです。ことしで計画の6割の進捗となります。計画期間中に250年を迎えることに伴い、実効性重視の施策がうたわれたことが特徴で、計画の執行やその実施に係る検討または具体化策及び実施評価については、祭り関係者のみならず、民間団体、区長代表などで構成される新庄まつり委員会の適切な場において協議が現在行われております。

2期計画の進行状況につきましては、国重要文化財指定に向けた積極的な取り組みや、駐車場やトイレなどの観覧環境の整備、後まつりにおける催事の検討、鹿子踊り披露の機会の設定など、実効性の高いものから着実に具体化を推し進めております。一部組織面での計画もうたわれておりますが、関係実行団体との意見集約等々実行段階に移ることについてまだ議論等を要する課題もあり、策定された計画内容につい

ては改めて現状を浮き彫りにし、基本方向や、その施策について時点修正を加えるなどして進めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、御指摘のように、新庄まつりの運営費等祭り関係費用は、諸事情を勘案し、新庄まつり振興基金から繰り入れによって賄ってまいりました。2期計画に基づき、運営事業費の財源問題に関しても協議しておりますが、新たな方策の方向づけには至らず、平成23年度開催分以降は基金の繰り入れから一般財源へと移行することを考えており、また基金の取り扱いについては、百年の大計、計画の方向性に沿い、祭り全般の振興を考慮し、継続的な積み立てを行っていくことが望ましいと考えております。

また、来年度の市制施行60周年記念等の発信、交流を目指した新庄まつりの冠事業化につきましては、まつり委員会内部において議論を重ねているところで、まつりと雪のふるさと新庄を標榜する市民が最も誇りとしている新庄まつりを市制の大きな節目のときに、世代を超え、未来につなぐ最大の文化として再認識することをねらいに、現行の祭り行事の一部に祝祭の要素を加味してまいりたいと考えております。

次に、新庄まつり山車行事の国重要無形民俗文化財の指定についてであります。懸案でありました保存会組織としての新庄まつり山車行事保存会も9月25日に設立総会を開催して立ち上げることができ、現在、文化庁の担当調査官と緊密な連絡をとりながらデータ類のやりとりを重ねている段階であり、ほぼ最終的な局面に入っていると認識しております。

国指定が実現しますと、新庄まつりの歴史と意義を圏域住民が改めて認識して、祭り意識の高揚を図り、神輿、山車、囃子の後継者確保と育成、新庄の地を誇りに思うふるさと意識の醸成が強く図られるものと思います。また、全国的なメディアにも取り上げられる機会もふえ、

観光客の増加と交流人口の拡大につながるものであり、祭り行事の用具補修などが国の補助対象となる可能性も出てまいります。来年度の市制施行60周年に合わせ、圏域住民の長年の願いがかなうよう文化庁と詰めの作業を行ってまいり所存であります。

次に、遺伝子組み換え作物につきましては、日もちのよさ、農薬の減量、環境への負荷軽減、安定した収穫などのメリットが見込まれるため、世界的には大豆、トウモロコシを中心に除草剤耐性作物や害虫抵抗性作物が開発されております。1994年に米国でトマトが商品化されて以来、2007年現在で世界耕地面積の約7%、1億1,430万ヘクタールで遺伝子組み換え作物が作付されています。我が国では商業栽培は行われていませんが、畜産飼料などを中心に輸入されているのが現状であります。当市におきましては、関係機関や農業者等の情報からも栽培事例はないと確認しています。

一方、農水省のスタンスといたしましては、高品質、高機能あるいは低コストの食料生産の可能性と食料環境問題の解決技術として、安全性の確保と国民の理解の上で組み換え農作物の実用化を推進するとしております。しかしながら、アンケートなどによれば、技術としての可能性は評価するものの、利用に当たっては不安が多いというのが国民感情のようであります。こうしたことから、国内では一部自治体で環境や消費者団体などへの影響の懸念から条例で栽培を規制しており、北海道、新潟県など10都道府県では実質的に栽培が禁止されている状況であります。

当市における農産物生産におきましては、県の方針のもと、安全安心を第一義に取り組んでいることから、国民の理解や確証が得られない現状の状況では遺伝子組み換え作物の栽培には取り組むべきものではないと考えております。また、市独自の規制等については、消費者であ

る国民の合意や安全性の担保などの動向を把握しながら、本市農業生産の健全な発展のために適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、バイオマス活用についてであります。今年6月に農林水産省が行いましたアンケート調査に対し、新庄市の回答についてお答えいたします。その内容は、平成17年にバイオマスタウン新庄構想を作成し、生ごみの堆肥化など事業化に向けた実証事業を進めていること、またバイオマスの利活用をする上での課題という問いには、市の財政が厳しいことや財政面などでの大きな優遇がないなどと回答しております。

次に、間伐材や生ごみ等の再資源化に対する取り組みにつきましては、国では京都議定書締結に基づき、二酸化炭素排出量を6%削減するとしており、そのうち3.8%を森林の吸収により賄う予定であります。そのため2007年から2012年までの6年間で330万ヘクタールの間伐を計画されておるところであります。このことから、新庄市でも未整備森林や市行造林の間伐を行っており、また間伐材等を利用できるペレットストーブなどの普及は、荒廃した森林の整備や地球温暖化の抑制という観点からも鋭意推進すべきものと考えており、近隣市町村の取り組み状況を見きわめつつ対応してまいりたいと考えております。

生ごみ堆肥化事業につきましては、資源循環型社会の構築、安全安心な食の提供という観点から、学校給食に食材を供給する農家への提供を主体に考えておるところであります。堆肥の必要数量など具体化について現在進めているところでございます。こうした点を踏まえ、生ごみ堆肥化事業を初めとし、チップ、ペレットなどの木質バイオマスの利用推進に当たりましては現状に即した形で進めてまいりたいと考えております。

本市の森づくり事業についての御質問でございますが、森づくり事業の一環といたしまして、

今般、炭焼き窯を整備いたしました。目的は、市民の森林への関心を高め、森林に親しむ機会を増大させることにありますが、あわせて近年問題となっているナラ枯れ被害、陣峰市民の森におきましても被害木がかなりの量がございますので、これを有効に活用するというねらいがございます。10月中旬から2週間余りの製作期間、作業に携わっていただきましたのは、以前より森づくり事業に協力いただいております各団体、特に升形川に親しむ会や野鳥愛護の会の皆さんが中心で、これまで窯の製作経験はなく、しかも60歳を超える年代の方々と聞いております。大変な御尽力をいただきましたこと、そして立派な窯が完成いたしましたことに深く感謝しているところであります。

今後は、来年の春から炭焼き作業を再開し、体験農園管理組合の協力を得て体験農園での各種事業と連携しながら、小学生など多くの市民が参加する炭焼き体験事業を進めていく考えであります。管理運営につきましては、何といたっても後継者の育成が必要と考えており、市民からの一般公募を含め、今回御協力いただいた皆様との組織づくりを進め、森林保全の意識を幅広い層に浸透させることができるような方策を講じてまいりたいと思っております。

最後に、日新小中学校主要通学道路の改善についての御質問ですが、御質問の箇所につきましては小中学生以外にも産業高校や東高校の生徒も通り、さらには国道47号から市街地に入る路線のうち松枝地内の市道が一方通行とあわせスクールゾーンの指定にもなっていることもあり、国道47号から下金沢町方面へ向かう車が当該路線に集中し、特に登校時間帯は大変混雑していることについては御指摘のとおりでございます。これまでも通学児童生徒の交通安全確保ということから一方通行やスクールゾーン等の交通規制の実施について関係機関並びに学校や地域と協議調整を進めてきたところであります

が、いまだ実施に至っていない状況であります。

根本的な解決については、御指摘のとおり道路の拡幅改良によらざるを得ないと考えております。当該路線は、通学児童生徒など歩行者も多いことから歩道の設置が必要であり、少なくとも現在の小学校前の道路幅員を持った道路整備が必要と考えます。また、整備区間は家屋が連続しており、家屋移転も多いことから、事業費的にも相当額予想されることから、市の単独事業では困難であり、何らかの補助制度の活用を図り進める必要があります。補助事業採択の可否もありますが、現時点での事業化は大変難しい状況にあります。

ただし、来年度に松本地区の国道47号から宮内地区までの主要地方道新庄戸沢線が完成する予定であります。それにより当該地区周辺の交通の流れにも変化があらわれるのではないかと考えられますので、その後の交通量などの検証を行いながら対応してまいりたいと思っております。現時点では、道路管理者は言うまでもありませんが、学校関係者や公安委員会とも連携を密にし、できる限りの安全対策を実施してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

平向岩雄議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 御答弁ありがとうございます。

本来ですと追加質問は1、2、3項目と進めていくのが順序かと思っておりますけれども、時間の都合もありますので、2番目のバイオマス活用関係からお願いしたいと思っております。最後に祭り関係をお願いいたします。

今、御答弁にもありましたように、バイオマス活用についてはいろいろなテレビとか、あるいは新聞等で広く報道されております。また、先般、10日ぐらい前だったでしょうか、市民プ

ラザである大学の先生の講演もございました。大変有意義な講演だったなと感じております。そんな中で、当新庄市でも山林を所有していると。ただいまの御答弁ではその山林で間伐も行っているということでございました。未整備森林あるいは市行造林地、これらを中心的に行っているようですが、おおむねで結構ですが、間伐の必要面積と、現在までどのぐらいの率で間伐を行ってきたのかどうか、その間伐材を一体何に利用されてきたのかどうか、まず最初をお願いいたします。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 お答えします。

市行造林、いわゆる分収林でございますけれども、分収林特別措置法ということで昭和33年から施行されて、新庄市でも八幡沢、水上、大沢山、小泉山、種活沢というような8地区ほど分収林の市行造林がございます。面積としましては約83ヘクタールございます。ほとんどが国有林から借り受けしまして、その面積のほとんどなんですけれども、一部市有林がございます。金沢山とか陣ヶ森山ということでございます。それを間伐として今までやってきましたけれども、率としましてはまだ十分なパーセンテージに至っておりません。先ほど申し上げました京都議定書のCO₂6%削減ということで、森林の吸収面積3.8%を目指して今取り組んでいるところでございます。

それから、間伐材の活用についてでございますけれども、ナガキとかクリとか利用される部分が多いかと思っておりますけれども、ほとんど現在のところは利用していない、切り捨て間伐ということになっています。その理由としましては、急峻な地形とか、雪国でありますので、そういう地形の関係で採算性が合わないということが現状かと思っております。いずれにしましても、その間伐については最上広域森林組合の方で業務を

行っておりますので、御理解をお願いしたいと思えます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

平向岩雄議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） やはり行政としても、間伐してもそのものの価値というものはないわけですので、どうにもならないというのが現状かなと私も思います。こうした場合、民間でもこれらの間伐なんていうのはほとんど行われていない。したいけれども、要するに採算性が合わないということで放置されているのが現状だと思います。成木にあっても立派な森林が価値を見出せないまま伐採もできないで、そしてそのまま30年ぐらい過ぎたんでしょうか、長い期間放置されていると。やはり木ですので、特に杉等は植林期限といいますか、何百年になってもいいということではございません。もうそろそろ成木になったものの切りどきが今来ていると。それとあわせまして、これから育てようとする間伐、この辺はこれから森林を守る上からも大切じゃないのかなと常日ごろ考えております。そんなことで、今回はバイオマス関係ですので、これらの間伐材を利用して、さらにまたその森林を再生に向けていくというのがバイオマスの基本だそうでありまして、切りっ放しでは価値が出ないと、バイオマスではないと。また、切ってもその後また植林等をしていかなければ、その効果が出ないというようなことでございますので、今後ともひとつ市においてもよろしく願いいたしたいなと思えます。

二つ目ですが、本市で断念した全世帯型であった生ごみの堆肥化事業ですが、これは忘れたんじゃなくて、もう一度事業化なるんじゃないかという思いが市民の中に当然あるわけがございます。この辺の時期的なめどがあるのかどうか、また前回のようにするとすれば補助事業の対象にされるのかどうか、この辺いかがでしょうか。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 16年度から生ごみ堆肥製造事業を実施しておりますけれども、生ごみについては前にも申し上げました550世帯から協力いただいた生ごみと木質チップ、牛ふんとか、堆肥を切りかえ方式で今やっているということで、御質問の本格化というようなことで、それがいつごろかということでございますけれども、今、学校給食、来年度から中学校も入ってくるということで、その学校給食の農産物の食材となります品目について教育委員会といろいろ調整しております、その堆肥を必要とする野菜関係、その需要量とか、いろいろ詰めております。生産団体、生産組織とか農協等と調整を図りまして、堆肥の需要量に応じまして施設の整備を図ってまいりたいと思っております。

なお、財政事情をあくまでも考慮しまして、出口であります堆肥の活用計画を今立てているところでございますので、本格的な実施についてはその辺の動向を見きわめて対処していきたいと思っております。

なお、実際に施設を建設する場合、バイオマスの環づくり交付金という国の国庫補助がございます。これが2分の1を対象として現在もメニューとしてございますので、それを活用してまいりたいと思います。

なお、前にいろいろ調査、18年度で環境影響評価、基本設計、詳細設計については前にも調査しておりますので、単価の見直し等の程度でございまして、その辺は調査して、活用について新たな投資をしなくてもそれを利用できると思っております。以上でございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

平向岩雄議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） よろしく願いいたしたいと思います。

次に、3番目として、森づくり事業の一環と

してこのたび完成いたしました炭焼き窯の管理運営のことでございます。ただいまの市長答弁によりますと、公募を含めて新たな組織をつくるというふうにございました。大変結構だなど思うんですけれども、公募の際にそれなりといえますか、応分の予算というものを考えているのかどうかということなんです。公募は来年かとは思いますが、現段階でどのようにお考えになっているのでしょうか。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 炭焼き窯につきましては、これは県の方ともいろいろ相談しまして、森づくり事業の一環として交付金事業として活用して、今回、炭焼き窯については設置していただいたということでございます。そして、ことし8月に森づくり協議会ということで8団体ほど設置して、協議会のメンバーの中に升形川に親しむ会、野鳥の会とかというメンバーの方もおりますし、その中で今後とも管理運営については、貴重な財産でございますので、緑環境税交付金事業で取り組んでまいりたいと思います。その中で経費、森林学習とか里山の保全といえますか、子供たちにいろんな森林学習の場面として炭焼き小屋を体験してもらおうとか、そういうことで、この事業の中で対応してまいりたいと思います。以上でございます。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

平向岩雄議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） よろしくきちんと何とかお願いして、管理運営をひとつ立派にしていただきたいなと思います。

次に、3番目の日新小学校の通学路の改善についてお伺いいたします。

冬に向かいますと、確かにきのうも10センチ以上降ったんでしょう、除雪されました。この路線も同じく10センチ以上降ればきちんと除雪はされます。しかしながら、排雪となると思

うようにはできないような感じでございます。降るたびに毎回来て排雪とは、これはなかなかいかないだろうと私もそれは感じております。そんな中で、特にこれから冬の季節が危険度を増してまいります。どうしても雪があれば、それに構わず車が入ってまいりますし、そしてその中をめぐり歩くように子供たちが登下校を行い、また生活道路として一般市民も当然多く歩くところでございます。そんな極端に危険にさらされるところに違いありませんので、ただいま市長もおっしゃったとおり、何とかやりたいんだけれども今すぐにはというお言葉のようでした。できれば腰を上げてもらって、すぐ事業化に取り組んでいただければという要望あるいは希望はございますが、その前にちょっとだけ確認しておきたいことがございます。あの路線ですが、もし国の補助事業を受けようとした場合、受けられると言うんですけれども、100%該当する可能性はあるのでしょうか、どうなんでしょうか。まず1点お伺いします。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

平向岩雄議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 初めに、昨日、降雪がありまして、除雪体制に入ってから初めて出動したわけでございます。

質問の当該路線につきましても、以前から通学路ということもありまして重要路線に位置づけをしております、除雪についての対応、パトロールを強化しながら排雪を強化しているところでございます。今年度もさらにそのパトロール等を強化しまして対応を行っていくという計画のもとで除雪体制に入ったところでございます。

当該路線の整備についての御質問でございますが、事業制度で市町村道の整備という中で考えますと、交通安全施設等の整備事業というのが該当するんじゃないかと考えております。これにつきましては補助率が10分の5.5という

ことになっておりまして、歩道の整備と車道部分の整備をあわせて行うような事業でございまして、あの地域を考えた場合はやはりこの事業が一番該当になるんじゃないかと思います。ただ、問題としましては、取りつけとなります下金沢町の県道、主要地方道の新庄戸沢線がございまして、どうしても道路管理者である県並びに公安委員会との協議を行った上での整備ということになりますので、その辺のきちとした協議等を行った上での事業採択になると考えております。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

平向岩雄議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） ただいまおっしゃいましたように、当該地の交差点、この付近というのが非常に危険なところであります。ここに住宅地図があるんですけども、見ますと交差点を含めて約90メートル、両わきにうちがいっぱいあります。もし事業化して拡幅するとすれば、その路線の両面ということは考えにくいと私は思います。片面とした場合、あの交差点を中心に日新小学校に向かって右側に広げた方がいいのか、あるいは左側の方に広げるのか、あるいは将来の補助事業をかんがえた場合、どちら側の方がベターと考えられるかどうか。時間がありませんので、それと、何とか早目にこのことについて解決していただきたいというのが今回の質問の一番大きな意味でございまして、その辺もあわせてどうでしょうか。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

平向岩雄議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 事業採択に向けてのルートといいますか、右か左かという御質問でございまして。計画するとした場合に、一つは先ほど申しました下金沢町地内の交差点の位置、それと現在整備されております日新小学校前の道路、これを結んだルートの中で計画する必要がある

と思います。その場合に、あそこの場合ですと現在5.5メートルぐらいの幅員でございまして、やはり倍以上ぐらいの幅員になると予想されます。そうした場合に、経済的な面も含めまして、その交差点の位置と現在の小学校前のルートを結んだ場合に、片側に寄せて整備する方が経済的な面が強いと思います。ただ、先ほど言いましたように、交差点の形状がどうなるか、それによりまして、採択といいますか、許可ならない場合もございまして、その辺が一応大きなポイントになるかと思います。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

平向岩雄議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 今後の推移を見なきゃわからないということはわかりますが、地元からすると、今すぐでなくても近い将来期待するのはやはり広げてもらうということでもあります。右なのか左なのかということの見通しは地域でも重要な考え方の一つになります。課長がこれ以上言えないとすれば仕方ありませんが、私はどう考えてみてもこの住宅地図から見れば住宅建設の少ない右側の方に広げた方が工事費等が軽く済むと思います。左に張っちゃうと住宅建設も多いし、また店等もあつてなかなか同意を得られにくいというようなことを一つ考えて見た場合、そんな感じがいたします。

どうか、時間がありませんので祭りの関係はできませんが、市長、何とか、今申し上げている日新小学校通学路、この辺再度お願いを含めて伺いますが、頑張ってひとつ何とか御答弁ください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 御提案いただいた御質問等については、当局の方としても大変重要な路線だということで認識しております。ただ、もう1点、戸沢宮内線、その辺の通路、せっかくできた道路の流れというものも検証しながら、その後の

道路の拡幅の申請においてもその状況をトータル的に考えなくちゃないと考えております。必要な路線だということは十二分に認識しております。

8 番（沼澤恵一議員） 終わります。

平向岩雄議長 ただいまから 2 時まで休憩します。

午後 1 時 5 0 分 休憩

午後 2 時 0 0 分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

今田雄三議員の質問

平向岩雄議長 次に、今田雄三君。

（1 2 番今田雄三議員登壇）（拍手）

1 2 番（今田雄三議員） たいまつ'07の一人として、12月議会、一般質問を行います。

このごろ山形新聞に載る新庄の記事が多いようです。その中で、小中学生の音楽演奏会や合唱発表会等の記事があります。特に沼田小、ときわの森整備事業を初め萩野中の教育活動と P T A 活動が評価され文部科学大臣賞受賞とか、北辰小のケヤキプロジェクトは、ケヤキの落ち葉を堆肥にし、米や野菜を栽培する循環型社会の仕組みを学んでいること、また関係団体と連携しながらイバラトミヨの観察保護活動を全国緑の少年団活動発表会で堂々と発表し、全国植樹祭でみどりの奨励賞と全国育樹祭大会会長賞を受賞し、農林水産大臣から椿の苗を代表 2 人に贈られたとあります。また、11月28日に市民プラザで新庄の小中学生によるかむてん子ども環境サミットが開催されたと報じられていたのです。生徒が自信を持ち、地道な体験を発表し、活動を共有していく教育に感銘しました。皆さんはいかがだったでしょうか。

それでは、通告に従いまして質問を行います。
最初に、地方財政の確立と運用についてお尋ねします。

一つ目は、09年度、国の概算要求は08年度の85兆6,917億円を上回る86兆円の見通しを明らかにしました。国債の利払いや高齢化に伴う社会保障費の増加等によるものとしています。今後の経済動向により流動的であり、12月に確定することです。この大事な時期に前安倍内閣同様、福田内閣も辞任し、政治責任を放棄したのです。国民の信頼を大きく裏切るものでした。麻生内閣誕生以来、言動不一致で迷走に迷走を重ね、景気対策も後手後手になっています。税収が読み切れないから第2次補正予算が提出されないのでは、景気対策や地方財政の判断、運用も丸投げで困ったものです。国が痛みを伴わず地方自治体間に押しつけるのではなく、国が責任を持ち、国から地方への税源移譲と地方交付税財源の増額で対応すべきです。これまでも地方6団体は地方財政の確立に向けて国に要望してきました。その効果もあり、当市の07年度当初予算130億8,500万円が9月決算では134億4,353万円となり、3億5,853万円増になりました。また、08年度当初予算129億3,500万円が12月補正で133億2,800万円となり、3億9,000万円の増になっています。内訳で評価されないものもあると思いますが、増には変わりありません。このことを受け、国に対して地方の実情を訴え要望すべきと思いますが、市長の決意を重ねてお尋ねいたします。

二つ目は、当初、麻生首相は総額2兆円の定額給付金などを盛り込んだ追加経済対策を提示しました。早期に支給することから08年度第2次補正予算をとっていましたが、開会中の臨時国会への提出を見送り、来年の通常国会に先送りする方針が明らかになりました。首相は本年中できるだけ早くとしていましたが、あっさりと変更してしまいました。各自治体は年末、年

度末の繁忙対策に頭を痛めているのです。支給内容は、全世帯を対象に1人1万2,000円とし、18歳未満と65歳以上の対象者にプラス8,000円と決めているのです。また、高額所得者の1,800万円を下限とした給付制限もできるとして地方に丸投げをしているのです。本来、定率減税が私たちの要求であります。即実行するために首相は国民受けをねらっていますが、政策の迷走だけが表面化して、景気対策としては期待できないとの意見もささやかれています。現在、支給時期も所得制限も支給方法も流動的です。年内支給だけではないと思いますが、市として即対応できる体制を整えていかなければなりません。想定できる対応をお聞かせください。

三つ目は、陸上競技場の全天候型舗装改修について、昨年の12月議会でも質問しております。この間、計画に変化があったのかお聞きするものです。県内大会が開催できる第3種公認陸上競技場として平成18年10月から平成23年10月まで認定されているとのことですが、次期認定を受けるためには全天候型舗装陸上競技場にしなければ第3種公認陸上競技場として認められないとのこと。次の点が心配されます。各種公認大会ができない、大会記録が公認にならない、単なる広場化する、公認大会は他市に依存する、開催日時を計画できず、経済的にも大きな負担となることを質問しました。市長は、スポーツ振興審議会等で市民ニーズを総合的に勘案して、安心安全を最優先に計画的に改修したい旨のお答えをいただいております。経過を含め、計画をお聞かせください。

四つ目は、職員の地域担当制について、全町内を対象に説明会が開催されました。この経過を受けて庁内で話し合いを行うと思います。あえて御提言を申し上げます。説明では、職員が担う任務として、市情報の提供、地域情報の収集、地域課題の発掘、地域づくりに必要な助言の4項目を掲げています。そして、7年後の目

標として、市民が主体となった安全安心の地域づくりを行政がサポートするとしています。の中で、職員が地域の要望を受け、自信を持って対応できるのか、定期的に意見交換の必要性があるのか、サポートする具体的内容が出ていません。地域の事業をどのようにしていきたいのか、金銭的支援が考えられるのか明らかではありません。むしろ居住する職員を地域の諸活動に参加させる方が具体性があると思います。目的を再度お聞かせください。

2番目に、人口増対策と安心して働ける環境づくりについてお尋ねします。

一つ目は、新庄市の人口が4万人を割り、9月現在3万9,798人、昨年同期4万134人です。336人の減になりました。内訳は、出生41人、死亡31人、転入67人、転出83人のようです。今大事なことは、働く場を拡大し、結婚と子育てを容易にすることが人口増につながるものと思います。

先日、テレビと新聞でフランスと福井県の子育て支援状況を見ました。直ちに当市で実現できるものではありませんが、今回は提言にとどめます。フランスでは国策として、福井県では県政の重要課題として、予算を一律に削減することなく、シーリングの対象から外す政策を掲げているのです。いずれも国と県の将来を見据えて社会福祉と教育に支援強化し、成果を上げているのです。

福井県でも共働き3世代同居家族が多く、本県と類似する面が多いのですが、この事業を取り入れてから出生率が本県を上回ったのです。子育て支援に対する行政、関係団体の姿勢を含めて学ぶべきだと思います。具体的に子供を産み育てる家庭を大事にしているのです。乳幼児が病気治療中、回復期の子育てを預かる病後児施設を完備し、利用料の半額を県と市が補助するとしています。1時間700円のところ350円でだけでも子供の一時預かりを利用できるのです。

子育てサポート事業、また３人目以降の子供について出産前の妊婦健診費から３歳未満の保育園料、一時保育の利用料も原則無料化しました。画期的な３人っ子応援事業です。そして、シニアを含めた保育士や保健師などの有資格者がボランティアで育児相談をしている効果も徐々に始めているとお聞きました。お見合いの機会をつくる事業もあるようです。結果的に、働きながら子育てができる、幼児が病気でも預けることができる、教育費の負担が軽くなる、子供を持つ喜びを実感できることが同時に人口増につながると思います。当市の将来構想をお聞かせください。

二つ目に、アメリカが風邪を引くと日本も風邪を引くと言われてきました。今や世界が風邪を引く状況になっています。景気後退の中で、金融危機を理由に就職内定者の取り消し、非正規雇用者３万人の削減等が報じられています。当市においても例外ではありません。企業ではこの難関を切り抜けるため、資金調達が重要課題になっています。行政としても雇用主に経営存続の要請並びに正規雇用の要請を継続して取り組むべきと思いますが、現状をお聞かせください。

(議場内停電)

平向岩雄議長 暫時休憩いたします。

午後２時１５分 休憩

午後２時３０分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

１２番(今田雄三議員) 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

(１２番今田雄三議員登壇)

１２番(今田雄三議員) 三つ目は、小泉構造改革は国民の生活環境を破壊するだけでなく、規制緩和のもとに憲法や約束事まで踏みこじりました。現在、中央と地方の格差、企業

間の格差、働く者の格差が拡大しています。労働者の雇用も派遣法が制定されて以来、働き手より雇用の主張が強調されるようになりました。経営者も会社の運営と従業員の家族まで面倒を見る経営哲学が消えたように感じます。労働もパート、アルバイト、フリーター、ニートと分けられ、雇用形態は正規と非正規があります。それに派遣労働者もあり、労働条件が切り捨てられてきています。派遣された労働者の身分は、雇用主の元会社か、それとも勤務している勤務先か定かでないのです。派遣労働者２２０万人の働き手が労働基準法すら守られていないのです。そして、常に人員削減の矢面に立たされているのです。加えて、当市を含め全国的に指定管理者制度が導入されています。財政が厳しいからと、これまでの管理運営費が半減で済み、サービスがよくなったと評価しています。しかし、雇用不安は変わりなく、結婚して家族を養う金額にならないのです。当面は現状で推移すると思いますが、将来は雇用の場として若者が従事するのです。行政として雇用の安定と生活保障について指導の立場にあると思います。そこで働く人の生活を保障することが大事です。今から考えていかなければなりません、将来像をお聞かせください。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは今田議員の御質問にお答えさせていただきます。

途中電気が消え、大変申しわけなく思っております。早急に点検をさせますので、よろしくをお願いします。

地方財政の確立と運営について、地方財政確立に向けた国への要望についてという御質問で

ございますが、多くの地方公共団体では少子高齢化と人口減少や税源の地方間の偏在が生じており、財政基盤の弱い団体にとりまして厳しい情勢となってきました。また、アメリカの金融危機に端を発しました世界的な景気後退は地方にも押し寄せ、地方法人税などの大きな落ち込みが懸念されております。社会的な景気後退に対応するため、政府は10月末に第2次補正予算による追加経済対策を発表しました。生活者の暮らしの安全、金融・経済の安定強化とともに、地方の底力の発揮という三つの中心施策を掲げております。

地方の底力の発揮に関する具体的な対策といたしましては、1点目として、道路特定財源の一般財源化に対し、地方に交付する1兆円を確保するとしております。2点目としましては、地域活性化に資するインフラ整備を進めるため、地域活性化生活対策臨時交付金を交付することを明記しております。これらの対策は、厳しい財政状況にある地方にとりまして大変歓迎すべきことであると同時に、地方6団体が一体となって要望した地方の声が国に届いたものと喜んでおります。

御承知のとおり、地方6団体は地方の現状を訴えながら地方財政確保に向けた国への要望を行っておりますが、この11月には地方財政の確立による住民本位の豊かな地域づくりの実現に関する決議を行い、国の施策及び予算に関する重点要望書とともに、国に強力な要請活動を行っております。地方交付税や道路財源の確保は本市にとりましても大変重要な課題でありますので、今後とも市長会の場で市の考えを発言し、地方6団体と連携しながら要望実現に向けて行動してまいりたいと考えております。

続きまして、定額給付金への対応に関する御質問であります。定額給付金の趣旨については、昨今の経済状況から考えますと、生活支援、経済対策の両面から全世帯への支援を行うことに

ついて一定の評価をするものでありますが、実施方式や支給時期を考えますと自治体への負担が大きくなるものと見込まれており、実施に当たって地方への慎重な配慮が望まれるところであります。現在の総務省案では支給対象者への所得制限は原則なしとなっており、事実上の一律支給が予定されています。給付時期につきましては、2次補正予算案が年明けの通常国会に提出される見込みとなり、この法案の成立時期によっては政府方針である年度内支給がずれ込む可能性も出てきています。

いずれにしても、市としてはこの制度の趣旨と内容に沿って迅速かつ円滑に対応していく考えであり、主担当課を政策経営課としながら全庁的に対応してまいります。あわせて、給付対象者及び自治体において混乱が生じることのないよう、遺漏のない制度設計について全国市長会を通じて国に要請してまいります。

続きまして、陸上競技場の全天候型舗装につきましては、昨年12月議会の場でも議員より御質問をいただき、全天候型舗装に改修すれば雨天時でも大会が開催できるなど、さまざまなメリットがあること、また県内4地区の中で全天候型陸上競技場がないのは唯一当新庄地区だけという状況なども御説明し、市スポーツ振興審議会等の御意見も伺いながら検討を進めてまいりました。

何より、5年に一度、公認申請の時期がめぐってまいりますので、現在の第3種公認を維持するとなれば、次回の平成23年10月までに必須条件となった全天候型舗装も含めた改修費用と備品購入費の総額で5億円前後を投入することになります。一方、第4種公認の場合はトラックは現状のクレーのままでよく、改修に要する経費はこの50分の1以下になります。現在、新庄市陸上競技場で開催されている大会は新庄最上の小中学生の地区大会だけであります。他地区での開催が困難なこれらの大会で、子供たち

がせっかくよい記録を出しながら公認されないという事態だけは避けなければならないと考えております。そして、これは第4種公認グラウンドであっても満たされることであります。

確かに、全天候型舗装でないことによるデメリットは依然として解消されないわけですが、新しい財政再建プランを策定する新庄市といたしましては、ぎりぎりの選択として第4次公認の水準だけは維持しなければならないと考えております。

(議場内停電)

平向岩雄議長 暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 トラックの全天候型舗装への改修は、その次の公認申請である平成28年度までに、財政再建の進捗状況と、合併が実現した場合は、新市としての都市機能のグランドデザインや関係団体の御意見等を総合的に勘案して判断することになると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、職員の地域担当制につきましては、御承知のように、1月から5月にかけて管理職による試行を実施し、その後、試行における課題などについていろいろ検討を重ね、このたび市内全地区の制度の説明に入ったところであります。地域担当制は、平成20年3月に策定した新庄市協働推進計画に掲げている特色を生かした地域づくりの支援のための一手法と位置づけ、地域に職員が入り、地域とコミュニケーションを図りながら地域と行政がお互いに協力して、最終目標としての危機管理をどう乗り越えるか

ということのための地域づくりの支援を目的としております。このたび全職員を40班に分け、市内215地区の区長との面談を基本として始めたわけですが、今後は地域住民の参加を徐々にふやしながら話し合いの場を広げていきたいと考えております。

金銭的支援が考えられるかなどのいろいろな御指摘もありました。まずは地域住民と話し合いの場を設け、それを広げていながら、地域担当制の将来の目標であります市民が主体となった安全安心の地域づくりを行政がサポートしていく姿に向け、人的支援も含め今後とも取り組んでまいりますので、よろしく御指導、御協力をお願いいたします。

安心して働ける環境づくりでございますが、住みよい暮らしを実現し、定住を促進していく上で、産み育てる環境の整備、子育て支援は重要な施策の一つです。全国的な少子化に伴う出生率の低下や、進学、就労などに伴う人口減少は予測を上回るペースで進んでおり、人口減少社会への構造転換とともに、地方においても効果的、継続的な対策が求められております。

市では第3次振興計画後期5カ年基本計画の基本目標の一つに掲げた「安心して暮らせる安全で快適な生活環境づくり」を進めるため、働く場の確保、拡大とともに、子育て支援の充実に努めてきております。子育て支援のシンボリック施設でありますわらすこ広場は、ことし5月に再開を果たし、子育て支援センターとあわせ子供の遊び場やお母さん方の悩み相談、情報交換の場として大いに活用されております。7月には共働き家庭の児童の遊びや学習の場としての学童保育所を北辰小学校に新設いたしました。出産への支援としては今年度から妊婦健診の回数をふやして改善を図っております。今後もさらに働きながら安心して子育てできる環境を整備し、安心して快適に暮らせるまちにしていこうため、予算との連動を図りながら子育て・教育

支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

さらに、働く環境づくりについてであります。新庄職業安定所管内の平成20年度10月の求人倍率は0.62倍と下降に転じ、昨今の景気の落ち込みを危惧しているところであります。本市中小企業におきましても、景気の落ち込みによる影響が出始め、受注量の減少などが見られるようになりました。そのため、国の緊急保証制度について、制度の認定機関として中小企業者の資金繰りに支障が出ないよう迅速な認定業務を行っております。

また、雇用問題につきましては、県では首都圏での大学生及びU・Iターンを希望する方を対象とした産業・企業就職ガイダンスを開催し、Uターン就職に積極的に取り組んでおり、新庄では山形県若者就職支援センター「出張相談in最上」をゆめりあ内に開設し、毎週金曜日に専門のカウンセラーが適職探しのためにさまざまな相談に応じております。市といたしましても関係団体と協力して、ふるさと就職相談会、最上企業見学会&ガイダンス及びチャレンジ就職面接会を開催し、雇用の拡大に向けた取り組みを強化し、就労対策に努めているところであります。

さらに、指定管理者制度における雇用面の御質問についてお答えさせていただきます。

市では指定管理者制度を導入するに当たり四つの目標を掲げました。その一つが新たな雇用機会をつくり出すことであります。今まで市職員を配置していた施設について、このたび雇用面の検証を行った結果、少数ながら雇用者数はふえ、目的は達せられていると思われれます。また、給与面に関して、生活を保障することが第一との御指摘もありますが、現在、指定管理者制度における人件費の考え方といたしまして、市の嘱託職員の給与に準じた額で積算しております。なお、今後、職務内容や責任に応じた内

容などを勘案しながら改善していきたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

1 2 番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

1 2 番（今田雄三議員） お答えありがとうございます。

今、私の質問している全体的な件については大方そのとおりだなと思います。その前段として、やはり当市の予算なり税収の関係を見ましても年々少なくなりつつあります。そういう意味合いでは、先ほども政策経営課長が言いましたとおり、22年度まで大体22.3%というような公債費比率もこういう金額が多く入ればその分だけ早くなるというような説明もありました。そういうことを受けて、先ほど市長からお話がありましたが、道路特定財源の一般財源化によって1兆円というものが配算されますし、いろいろな問題について構想は迷走しているんですけれども、我々の意見を酌むということで総理の方も考えているのではないかなと思います。そういう意味では、11月にそういう要求、要望をなさったということについても時宜を得ているのではないかなと思いますので、今後なお一層の御奮闘をお願いしたいと思います。幾ら私たち地方の財政を切り詰めても、国から大きな金額が16年度のようになりますと本当に大変だなというのが実感としてありますから、そこも注意しながら御要望を続けていただきたいと思います。

それから、定額給付金については、今月中に、年末に皆さんに喜びをとということで発足したわけですが、その結果というか、その経過がだんだん先延びしていつて、果たして本当に出るのかというのが国民から見れば大きな不信を抱きつつあります。いずれにしても、景気を回復させる一つの目玉として2兆円出しているわけで

すから、そういう意味合いでも早急に実施して、そして私たちの手元というふうになるかと思っています。ただ、それが来る来ないも含めて庁内ではいろいろな対策を練るわけですから、出ないとすればその時間も大変なむだだなとも思います。そういう意味合いで、これから要望するというのも何なんですけれども、出すというものにまた要望というのはあり得ませんが、そういう意味では大変難儀をかける状況が出てくると思っています。そういう意味合いで、年末、年度末、大変忙しい状況の中に出るわけですから、そこの対策だけは万全にして、やはり労を少なくして効果を大にするということで進めていただきたいと思っています。

それから、次の陸上競技場ですが、私も一番心配したのは合併とのかかわりでどうなるのかなというのが本来の質問の趣旨であります。そういう意味からいって、この陸上競技場は今回の合併の取り組みの中の主要な項目の中には入っていないわけです。そういう意味も込めてここに提言していますので、28年度からということではなくて、今からその準備をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

清水幹也生涯スポーツ課長 議長、清水幹也。

平向岩雄議長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 陸上競技場の公認継続の件でございますけれども、今、議員から御指摘ありました合併のお話でございます。新市としてスタートする予定としては22年度からということでございますけれども、仮に第3種公認を継続するということになりますと平成23年10月までには完成しなければならないということでございます。事業スケジュール的に申し上げますと、2カ年事業でないと完成まで間に合わないということになりますので、平成22年度に事業化しないと間に合わないということになるかと思っています。したがって、平成21年度中にはその方向性をしっかり出さないと間に

合わないということでもありますので、先ほど市長から答弁ありましたように、まずは第4種の公認を目指して改修の計画に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 第4種ということで、小中の競技をやって記録は今までどおりというふうにお話を伺っているわけですが、現場としてこれらに支障があるのかなのか、先生方の意見というのはいかがなものかお聞きしたいと思います。

清水幹也生涯スポーツ課長 議長、清水幹也。

平向岩雄議長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 ただいまこの地区で開催しております競技につきましては、小体連の陸上競技記録会、中体連の大会、新人大会等がございます。これらの大会につきましては、新庄地区陸上競技協議会が公認陸上競技場をもって、なおかつ公認の審判員を配置すれば公認の扱いになるということでございますので、こういった形で今現在開催されている大会には支障なく公認記録として上位の大会に上げることができるということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 高体連の場合はいかがでしょうか。

清水幹也生涯スポーツ課長 議長、清水幹也。

平向岩雄議長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 高体連の方につきましては、残念ながら当陸上競技場では開催されてございません。天童の総合運動公園の陸上競技場を使用して大会等を開催しております。

以上です。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 質問の趣旨は、先ほど言いました合併とのかかわり、そしてこういう公認を受けられない状況が出てきて、日程的にも思うとおりにいかないというもの、そこまで行く経済的な面ということで最初に御提起申し上げましたが、そこら辺の解決のめどは21年までと、そこまでにある程度明らかにするということなんですが、今言った高体連も含めての構想になるのか、ただ3種と4種の違いだけでお話ししているのか、もう一度お願いします。

清水幹也生涯スポーツ課長 議長、清水幹也。

平向岩雄議長 生涯スポーツ課長清水幹也君。

清水幹也生涯スポーツ課長 第3種公認の場合であれば当然県大会あるいは県の高校総体も含めた形で開催が可能になろうかと思えます。第4種の場合ですと、先ほど申し上げましたように、この地区で開催されているものにつきましてはこれまでどおり公認扱いとなりますので、現在の考えといたしましてはとりあえず第4種公認を目指して改修をしてまいりたいということでございます。以上でございます。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 21年度までにある程度の方角を目指す、それが4種だというふうにお聞きしましたが、これを第一義に考えていただいて第3種で何とか取り組めないものかということ再度要望して、この項は終わりたいと思います。

あと、職員の担当制であります、市長のお話しになっている言葉はこの説明の内容のとおりでありますからそれはいいんですけども、地区の要望、地域の担当制の関係ということで、今までの要望については今までどおりの担当課でやるというふうになります。そうすると、まちづくり会議もその要望の一つだとすれば、私が実際に考えたわけですが、私のうちに来てい

ただいて、何するやと始まったときに、何をすればいいのでしょうかというのがこの前の話でした。そういう意味合いで、あなたのおたくにお邪魔しますから、いつがいいですかという状況についても、私が市役所に行くから、そのときに用向きを足しましょうということで終わったわけですが、そうしますと、もう一回はいつ来るんですかとなったときに、その日程すらわからないわけです。そして、今、市長からいろいろお話ありましたが、地域の問題を取り入れて、そしてお互いに情報の交換をすると。今回のように合併の話があるよと言えば、それはそれで済むんですけども、そういう課題でいいのか、それとも具体的なもので何かを考えておられるのか、そこが現場としては大変悩むわけです。ただ、今回集まってみて、ある町内では、こんなに市役所の職員が我が町内にいたのかということで大変喜んでおりました。これを喜ぶということは、若者が町内にいて、この方々が行事に参加してもらったり、事業に参加してもらえば、これはいいことだということでありますから、私の提案である地域に根差した職員を育てる、この方がかえっていいのではないかと。これは金もかかりませんし、理想だけでいいわけですから。そういう意味合いで、具体的なものが何なのかということをもう一度お話しください。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 本制度の掲げている目的あるいは目標については、市長から答弁あったとおりです。今のところ、同じ情報を持って各区長さん方にお邪魔する、あるいは地域に入るのは年に3回程度だろうなど。あとはそれぞれ地域の課題について積極的に担当職員と一緒に解決したいという意向のところもありますし、また全くそういう反応のないところもありますし、実態としてはいろいろなんです、

相手方の御意向にかかわらず一律に、例えば試行のときは月1回なんていう形でお邪魔してましたけれども、そういう形で進めるつもりはありません。区によって定期的になるところとか、一時期集中するかもしれないけれども、ならば大したことがないところとか、いろんな形が出てくるんだろうと思っています。先ほど市長から話があったように、将来形としては地域が主体的に地域づくりをするところに職員も一緒になって、そこに住む職員が中心メンバーの1人となって一緒に地域をつくっていくような姿を描いているんですが、一気にそこまで行けるとは思っていません。

今、地域の中で、そこに住む職員が頑張ればそれでいいのではないかと、余り面倒くさいことをしなくてもいいのではないかとということなんだと思うんですけれども、確かに町内会に積極的に関わっている職員とそうでない職員といういろいろおまして、以前から御指摘を受けているのは確かです。今回、私も地域担当の1人として同じ班の若い人たちと一緒に邪魔しているいろいろお話ししたんですが、やはり職員の中には区長さんと面識がないという者もおまして、地域担当制で邪魔して話し合っ、いろんなことをむしろ教わっていたような状況もありました。地域のことをいろいろ教えていただいたということがありました。そういったことを重ねていくことによって、市長が打ち出した地域における危機管理とか地域福祉といったところまで一気にには行けませんが、それなりに時間はかかると思うんですが、そういった積み重ねによって地域の人たちと職員が近づくことは間違いないことですし、もう少し時間がかかるかもしれませんが、今のような形で続けさせていただいて、さらにいろんな見直しをしながら発展させていきたいと、抽象的ですが、そんなふうに今のところは考えております。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 今、お話を聞きましたが、ますます区長としてはわからなくなるわけですが、先ほど沼澤議員から話がありました炭焼きの問題なども一つの例だと思うんです。そういうものができたときに、いかにみんなをそういうところに結びつけていくか、そういう目的があるのか、それともただ単に地域の話聞いて、よかったなというのか、そこら辺がまだわからないわけです。そうだとすれば、ある程度の町内の事業経過も聞きながら、ここは我々が経済的にも支援しましょうとか、そういう目的もなきにしもあらずかなと思うんですが、真室川の場合は区長さんに対して毎月市報を配る中で話があるかないかという、短い言葉であると思うんですが、そういう交流すら考えているのかいないのか、もう一度お聞かせください。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 具体的な例を今いろいろ挙げられましたけれども、市報をお届けするなどの使送ですが、そういうことは考えておりません。それから、その前に例としてお挙げになりました地域活動、地域としていろいろな町内会の活性化なんていうことでも、先ほど例に出したような特定の事業でもいいんですけれども、そういったものにきちんとかかわれる姿を描いているということです。試行の段階でも、自主防災組織を町内でつくりたいので、具体的にどんなふうにすればいいかとかという相談を持ちかけられた例もありますし、そこは具体的に今も進んでいるだろうと思っていますけれども、例えばそういった町内会としてこうしたいけれども、どうすればいいだろうかみたいなきに、きちんとアドバイスできるような市職員としての立場を我々自身も備えていかなければならないと思っています。

12番（今田雄三議員） 終わります。

散 会

平向岩雄議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日 9 日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後 3 時 0 9 分 散会

平成20年12月定例会会議録（第3号）

平成20年12月9日 火曜日 午前10時00分開議
議長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出席議員（18名）

1 番	奥	山	省	三	議員	2 番	佐	藤	悦	子	議員
4 番	小	野	周	一	議員	5 番	小	関		淳	議員
6 番	遠	藤	敏	信	議員	8 番	沼	澤	恵	一	議員
9 番	清	水	清	秋	議員	10 番	小	嶋	富	弥	議員
11 番	渡	部	平	八	議員	12 番	今	田	雄	三	議員
13 番	金		利	寛	議員	14 番	新	田	道	尋	議員
15 番	平	向	岩	雄	議員	16 番	森		儀	一	議員
17 番	山	口	吉	静	議員	18 番	亀	井	信	夫	議員
19 番	星	川		豊	議員	20 番	下	山	准	一	議員

欠席議員（2名）

3 番	斎	藤	義	昭	議員	7 番	中	川	正	和	議員

出席要求による出席者職氏名

市	長	山	尾	順	紀	副	市	長	國	分	政	嗣
総	務	課	長	星	川	基	政	策	経	営	課	長
税	務	課	長	今	川	吉	坂	本	孝	一	郎	
環	境	課	長	五十嵐	正	臣	柿	崎	卓	美		
農	林	課	長	五十嵐	祐	一	小	野	孝	一		
都	市	整	備	課	長	中	部		力			
会	計	管	理	者	長	大	江	雅	夫			
兼	会	計	課	長			福	祉	事	務	所	長
神	室	荘	長	叶	内	利	昭					
教	育	委	員	長	伊	藤	輝	昭				
教	育	次	長	大	場	和	正					
生	涯	学	習	課	長	三	浦	和	枝			
							副	市	長	國	分	政
							政	策	経	営	課	長
							市	民	課	長	柿	崎
							健	康	課	長	小	野
							商	工	観	光	課	長
							下	水	道	課	長	佐
							福	祉	事	務	所	長
							水	道	課	長	小	野
							教	育	長	武	田	
							学	校	教	育	課	長
							生	涯	ス	ポ	ー	
							課		長	清	水	
										幹	也	

選挙管理委員会 委員長	矢 作 勝 彦
監 査 委 員	高 山 孝 治
農業委員会 事務局 会長	柏 倉 政

選挙管理委員会 事務局 会長	小 野 正 一
監 査 委 員 事務局 局長	佐 藤 良 知

事務局出席者職氏名

局 長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 事	笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第3号）

平成20年12月9日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1	一 般 質 問
1 番	渡 部 平 八 議員
2 番	小 関 淳 議員
3 番	金 利 寛 議員
4 番	佐 藤 悦 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成２０年１２月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	渡 部 平 八	1. 政治施政（姿勢）について 2. 農政について	市 長
2	小 関 淳	1. わが新庄市が持つ様々な「エネルギー」をこれからどう維持し、どう増幅させていくのか	市 長
3	金 利 寛	1. 中小企業対策について 2. 新庄市のあらゆる施設の安全性と快適性の確保について	市 長 関 係 課 長
4	佐 藤 悦 子	1. 雇用促進住宅 2. 高齢者世帯へ火災報知機の無料設置は 3. 合併は問題 4. 給食の民間委託の問題 5. 保育所の民営化の問題	市 長 教 育 長

開 議

平向岩雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、欠席通告者は斎藤義昭君、中川正和君の2名です。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

平向岩雄議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。

本日の質問者は4名であります。

渡部平八議員の質問

平向岩雄議長 それでは最初に、渡部平八君。

（11番渡部平八議員登壇）（拍手）

11番（渡部平八議員） おはようございます。

改新会の2人目になりますが、12月議会における一般質問をこれより行います。質問は大きく2点についてお尋ねをいたします。

まず最初に、市長の政治施政（姿勢）、これは括弧して書いてありますが、何といたしますか、そういう姿勢です。

それでは、これから質問に入りますが、市長就任後1年余になりますが、自分が市民を代表して市政をするに際し、何を心にし、そして心すべきことは何とされましたでしょうか。議会の議員もそれぞれ市民の代表であります。議会と市側は車の両輪とよく言われますが、そう

した点でも市長はどう感じてこられましたでしょうか。

来年度予算編成もそろそろですが、優先度や緊急性のもとに諸事業を進めるとありますが、新規事業の抑制のもとに、何に重点を置いて予算措置をなされ、その際、財政支出の大きな事業では十分議会側と事前の協議も大事なことでは思っておりますが、その点について市長はいかにお考えになっているのでしょうか。

2点目として、農政についてお伺いをします。

農業で他産業並みの労働時間のもとに所得ということで、いろんな形態の経営をかつて示されましたが、現在はどうなっているのでしょうか。そして、その結果と成果をどのように把握されておりますでしょうか。農外収入が近年とみに著しく低くなっております。市の農政としてどう対応していかれるかをお尋ねするものでございます。

以上、質問事項2点について、その中で政治姿勢の中では5点、農政では二つの具体的な質問をいたしました。御答弁のほどをお願いして、壇上よりの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、渡部議員の質問にお答えさせていただきます。

市長就任当初より申し上げてまいりましたが、私が市政を運営するに当たり基本としている三つの指標がございます。「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「ひと学びあえるまち」がそうですが、「人行きかうまち」は経済力、所得の向上、「人ふれあうまち」は地域力、市民力の向上、「ひと学びあえるまち」は教育力、人材育成、この三つを指標として市政運営の柱としてまいりました。

その中でも、経済力、市民所得の向上は最大の課題であると考えております。県内におきましても、新庄市の所得が低い、郡内町村はもっと低いという現状があり、そういった状況が地域住民の自信の喪失にもつながっているという悪循環があると思います。農業所得の向上、企業誘致など就労の場の確保、新たな産業の育成など、あらゆる分野での所得向上が市民の生活基盤を確保し、そのための手段としての人材育成、そしてこの二つの力が地域力を向上させ、市民が自信と誇りを持てるまちづくりにつながっていくものと考えております。

議会と市側は車の両輪、渡部議員の言われたとおりであると思います。どちらが欠けても進むことができない。市側が施策を企画立案し、議会はより市民の目線で検討、提案し、よりよい施策をつくり上げていく、そういった過程は不可欠なものであると認識しております。市民生活を守る、また市民生活を豊かにするという目指すべき方向は同じであると考えておりますので、今後も市民にとってよい関係で進んでまいりたいと考えております。

また、当初予算編成の時期となつてまいりました。各課の予算要求は既に提出されておまして、現在、政策経営課による担当者ヒアリングを行っているところです。今現在、合併における新市の協議も進んでおりますが、21年度当初予算は新庄市単独では最後の予算編成となることも予想されます。新市へ橋渡しのできる納得のいく予算を編成したいと考えております。行政は、その責務として市民の安全を守ること、将来を担う子供たちの教育が基本にあると考えております。この方針に基づきながら予算編成に当たりますが、具体的には、親子方式による中学校給食、学校耐震化事業、神室荘改修事業などを主要事業としてまいりたいと考えております。

この5年間、着実に財政再建を実行してまい

りましたが、この間、社会情勢の変化とともに新たな行政課題が出てきていることもございます。これらの課題に取り組めたことは5年間の財政再建対策があったからこそだと考えております。しかしながら、今後、市税や地方交付税が漸減する見込みでありますので、一層選択と集中に心がけて予算編成に当たりたいと考えております。

御指摘のありました議会との協議についてありますが、市政推進を行う上で議会との意思疎通は大変重要だと思っております。来年度予算の主要事業となります学校給食や神室荘改修事業などにつきましても、事業推進に当たっては今後ともさまざまな機会をとらえて御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。21年度予算編成に当たりましては、まず先般、予算編成方針を配付して考え方を示させていただきましたが、今後は編成の状況を報告させていただくとともに、御指導をいただきながら仕上げてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、農政についてですが、前段の農業経営基盤強化促進基本構想の件ですが、これにつきましては平成17年度に全農家を対象として農業経営の現状と今後10年間の経営の方向、農地の取得あるいは貸し付けなどに関するアンケート調査を実施し、平成18年8月に作成したところであります。この中で20種類の営農類型ごとにその経営指標を示しております。これらの指標を提示するに当たり、かつての土地利用型の複合経営から本市水田農業ビジョンに掲げる振興作物を中心に園芸作物や花卉などといった所得率の高い複合経営へと移行する形で示しております。また、農業経営基盤の強化の促進に関する目標では、これまでの主たる農業従事者1人当たり500万円を400万円に他産業並みに引き下げて設定し、担い手の確保に努めているところであります。現在、目標とする担い手数400経

営体に対して280人が認定農業者として認定され、70%の達成となっております。しかし、昨年の米価の下落や近年の農業資材の高騰といった現状にあっては、経営指標を立てたくても実行できない状況にあると言えます。

後段、議員が御指摘されたとおり、農外収入に期待することもままならないことから、生産費に着目した農業経営の確立と農政の抜本的見直しが喫緊の課題と言えます。農業を基幹産業とする本市といたしましても、農家所得の安定確保に向けてJ A等関係団体と連携を密にして県や国へ要望してまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） ただいま市長より御答弁をもらったんですが、まさしく市長が言うとおり、議会側と市側はお互いに了解をし合って事業を進めることがすごく大事だと思っております。と申しますのは、今、それこそ新聞、テレビで言われている、百年の大事なときだと、新庄市もそういう状況でないかなと。

私の記憶では、財政問題で一番大きく論議されたのは、俗に言う新庄用水の市の債務負担行為でした。そのとき市の方からいろんな根拠を示されて、新庄市の財政は大丈夫なんだと。議会側では本当に大丈夫なのかと、何回も論議がされました。そして、結果的に議会も賛成多数で債務負担行為を可決したわけです。その後、この債務負担行為はまかりならんという声が出て、市に対して住民監査がなされました。平成5年です。そして、監査委員会ではおよそ1カ月ぐらいかけて審査して「却下」という経緯がございます。さらに、その請求者が納得せず住民訴訟まで、約1年何カ月かけて、これは可決した予算の支出の差しとめです。こういう経緯がございます。

今、振り返ってみますと、あの当時より新庄

の財政は厳しいんでないかと。また、議会側も相当の賛意をもって市側で出された予算を可決していないと、またあのときのような状況が出てこないかなと私なりに心配しております。地方議会は、大きな責務としてチェック機関であると、地方議会の議員はそういうふうに言われております、国会は立法府。そういう意味でも我々は予算提案されたものをあらゆる角度からこれは本当にみんなのためになるのかと、そういうことをチェックする機能が大きな役割だと、こういうふうに学者さんたちなんかで言われているわけです。

具体的に入りますが、先般、私ども文教の協議会において神室荘の改修の件が出ました。あの神室荘の改修の件については、行政改革委員会ですか、正式な名前を間違ったら御免ください、そこでいろいろ論議なされて、神室荘も民間へ委託すべきだという答申をなされまして、それを受けて市ではいろいろ経緯がございました。特老と神室荘と二つ出てきまして、そこで何というか、これは余り言えない言葉なので差し控えますが、とにかくいろいろありました。

いずれにしても、神室荘をあのままでは引き受けることができない、新築して移転をしたならば私どもで受けても結構ですよと、新寿会の方でそういう流れがございました。そして、新寿会の方では消費税を入れて105万円の経費をかけて実施設計まで終わったわけです、1人部屋が何個とか2人部屋が何個とか。実施設計ができたのが平成14年7月でした、設計者の日付を見ますと。

そういう中で、今議会でも全員協議会でも複数の議員から神室荘についていろいろな質問やら提言やら御意見がありました。神室荘については、いずれは移転して新築して新寿会に委託するという大きな流れがございましたので、この定例会あるいは予算委員会、決算委員会、所管の委員会でも神室荘についてはほとんど触れ

てきませんでした、私の記憶では。それが急遽3億円を上限として改修するという言葉が出てきましたので、私も内心びっくりしました。それならば、いろいろな経緯があって必ずしも喜んで引き受けてくれた新寿会側とはどういう話になったのかと。これも新寿会の方に私なりにお聞きしてみましたところ、市側の話と向こうのあれが同じ方向にしても道路がちょっと違っているような印象を持ちました。その後、市の方でも何かそういう話がちょっと出てきましたので、改めて新寿会の方に行って理事長さんあたりと話をしたそうですが、こういう大きな問題についてはもうちょっと事前にある程度双方の納得、責任ある立場の人が納得できるような話し合いのもとに進めていかないと「労多くして功少なし」と、逆にお互いに疑心暗鬼になる。物すごくお互いの信用関係が大きく崩れる。私は議員としても大変心配しました。

そういうことで、今、市長が申しましたが、21年度ですか、予算が神室荘の改修とか親子方式の給食とか耐震化、そして意思の疎通が大変大事なんだという御答弁をお聞きしたんですが、まさしくそのとおりで、今後21年度から予算措置される神室荘の工事内容ですか、これをもう一度精査して、いずれは建てかえという大前提がある、あそこはちょっとほかのものと違うわけです。普通の家庭だったら、5年、10年後に建てかえするんだと言えば、できるだけ経費をかけないで維持管理に努めるのが普通の家庭のあるべき姿だと思うんです。行政も同じでないかと。

この点、この前我々に示された文書によりますと、今後政策経営課と十分協議をしながら進めていくと載っておりましたので、政策経営課長、その点について見直すものは見直すと、できるだけ経費はかけないと、そういうふうにするのかやらないのか。ただそのまま我々に3月の予算に予算措置をして市長が提案なされるの

か。議会も難しいんですよ、市長。一般会計は一つで出てくるわけよ、130億とか150億とか。その中の一つに反対だって、条件つき賛成とか条件つき反対なんていうことはできないわけ、我々は。だめだとなれば一般会計一つが全部だめになるわけ。この面がだめだと、断固としてだめだとなれば全部否決ですよ、一般会計この1冊全部。決算は否決しても何ら影響ないわけよ、執行部としては。我々もそれまではやりたくないわけだ、実際4月から動かないとみんな困るわけですから。だからこそ今まで項目の盛りかえとか、かつて私が知っている限りでも4件ほどありました。そういうことにならないように、ぜひ、市長が神室荘の荘長さんなり福祉事務所の所長なり、政策経営課長からいずれ上がってくるとき、市長も心して、この辺はどうですかとか。提案者は山尾順紀市長でございますので、その辺、政策経営課長はどうお考えになっているのかひとつお願いします。

國分政嗣副市長 議長、國分政嗣。

平向岩雄議長 副市長國分政嗣君。

國分政嗣副市長 御提言の養護老人ホームの改修につきましては、これまで渡部議員を初め議員各位から御助言、御提言をいただいてまいりました。今後、この事業の予算化につきましては御助言、御提言を十分に酌みまして、事業規模あるいは財源対策に考慮してまいりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 副市長より十分財源的なものからいろんなことを配慮していくというお言葉をいただきましたので、ぜひ必要最低限の整備をやって、私も時々神室荘にも参りますが、トイレですか、ああいうものはもっと早くやるべきでした。それから、直接現場を預かっている叶内荘長さん、やはり自分が預かっている現場であれば、だれだって同じ、学校を預か

っている校長は学校をよく子供のためにやりたい、施設を預かっている荘長さんは入居者にいい環境の生活をしてもらいたいと。また、芸術文化の施設を預かっている責任者はよくやってもらいたいと、スポーツ関係もよくしてもらいたいと。ただし、おのずと限度というものがある。そこをよく考えて必要最小限の整備を。

新築ですか、こういう言葉がなければ私は結構なんですよ、幾らかけても。目の前にぶら下がっているんですから、向こうでは実施設計までできているわけです。計画だと16年で既に建っているわけよ、実施設計が14年にできて。ただ、市の方の台所事情がこういうことで、これはやむを得ない。これを副市長が言ったとおりに心して、議会側からも余り大きな摩擦が起きないように、会派代表者会議なり議長を通して、所管の文教厚生委員あたりを通して、よく詰めて3月の予算に盛り込むように。またここで「これではだめだ」とか「盛りかえしろ」とか凍結だとか、そういうことにならないように。副市長がそういう気持ちで取り組むというお話ですので、やはり事前に、大きい仕事になればなるほど、かつて私どもの大先輩の今田壽郎さんがおっしゃっておいりました。大きな木を移植するときは時間をかけて、いわゆる根回し、葉回しということが大事なんだと、無理して移植すると木が枯れるという言葉もありますので、心して取り組んでいただきたいと思います。

次に、農政について伺いますが、市長から答弁あったとおり、かつて企業の労働者並みの時間で、あのときは2,000時間でしたか、今は1,800時間と言われておるんですが、そして500万円の所得を上げると、いろんなケースを立てたわけです。ところが、それが必ずしも成功しなかったと。ただ、その計画を立てるに際して、農協なり、かつての改良普及所なり試験場なり、そういうところと十分話を詰めて、そして経営体モデルというか、そういう形態を今

までも立ててきたと思います。今後、そういう反省を踏まえて、石橋をたたいて、石橋をたたいて「これなら大丈夫です。あなた方やってくださいよ」ということをやらないと、私どもの周辺の農家を見ても、そういうことを受けて例えばコンバインを大きくしたとか作業場を大きくしたとか、畑の規模を拡大したとか、野菜の関係の機種を購入したとか、大きくしたほど何か苦勞なされているようです、いろんな面で。

かつて、こういう形態を立てた限りは、農林課でそれなりの技術を持った職員がいて、田んぼに来ればひざの上までズボンをまくり上げてはだしで入って、畑に行けばシャツを脱ぎ捨てて、くわを持ってみずから農家を指導したものです。今そういうことができる職員は農林課にありますか。

農林課の最大の命題としては農家所得の向上を目指す、これが大きな命題と私も認識しております。そういう意味で、計画を立てたならば、十分に農家の人々が信頼できる、信用できる、自信を持って取り組めるような経営方策を出さないと、ただ紙の上だけで書いたのでは、今までもずっと苦い水を飲んできた繰り返しになるんでないかと。

そういう意味で、新庄市では専門職という職員が2人おるそうです。最上町ではあれぐらい大きい町で専門職というのはおられません。真室川もいるそうです。市に農業関係の専門職がおられるか、おられないか。その専門者がごく普通の農家の方々より勉強できないと教えることもできないし、聞くことをしない。学校の先生が生徒よりだめだと。なるほど農協の職員なり市の職員は我々より勉強している、大したものだなという尊敬の念を持って見られるような職員にならないといかがなものかなと。

ただし、そのためには予算的な裏づけも必要になってきます。私は今ここでいろいろ言っておりますが、現実として市の職員がそれまです

ることは難しいんじゃないかと見ているんです、
実際面として。人事異動とか、いろいろござい
ますので。そうなれば市が農協なり県の機関な
りと十分話し合いをしてやっていかなければ、
ただ紙に書いた一つの文章にすぎなくなる。そ
の点、これは農林課長、どのように今後進める
のか。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 私ども農林課としましては、
議員おっしゃったとおりでございます。農家の
所得向上を目指すということで、私どもは現場
を主体にして県と連携して、圃場の実証とか園
芸関係、そういうことで取り組んでおります。
その中で、私どもの職員にも、大学、専門知識
を持った職員もおりますし、その中で農業大学
校の産地研究室、また県の農業技術普及課、振
興課の方と一体となって連携して、農業者の研
修とか技術の向上を目指して取り組みをしてお
ります。その中で、新庄市の農産物として所得
を上げる作物、米を主体として畜産、園芸関係
の作物をどのようにこれからブランド化してい
くかというようなことを目指して取り組んでお
ります。

そうした中で、今後についても、農業所得が
県内4ブロックの中で一番低い数字になってい
ます。農林水産統計でも131万円ほどの数値に
なっております。税務課の方の農業所得で申告
の数値を調べました。19年度と20年度、基本構
想策定後に認定農業者になった方々の農業所得
を実際に調べました。その中で170万円ほどの
平均所得になっています。統計数値から言えば
高いんですけれども、400に対して43%ぐら
いの数値の結果になっています。そういう実態を
踏まえて、先ほど申し上げましたブランド化、
技術の向上といいますか、生産所得の向上を目
指して頑張りたいと思います。

以上でございます。

11番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄議長 渡部平八君。

11番（渡部平八議員） 今まで私はいろいろ質
問なり意見を申し上げましたが、それぞれの答
弁者より私なりに納得できる答弁をいただいた
と思っております。神室荘は考えると、農林課
ではこれから所得向上に、責任という言葉は使
わないけれども、今までと違った面の指導を図
ると、大変結構です。

この議場は、特に一般質問が言葉のやりとり
で終わっては私はだめだと思うんです、言葉の
やりとりでは。特に一般質問というものは通告
制で、なぜ通告制かというと、自分の聞かんと
することを子細に相手に通告しなさいと、相手
はそれにのっとって答弁をする、そういう意味
で具体的にいろいろ申し上げております。

さっき市長から人材育成も大事だという言葉
が出てきたんですが、専門職ですか、建築とか
農業、土木とか、いろいろあるんですが、そう
いう専門職が民間企業のいろいろやっておられ
る方々より新庄の専門職の方が少し上を行かな
いと、公共事業にしろ、農業指導にしても何か
ちょっと、例えば建築、土木にしても、資材だ
って毎年新しいのが出てくるわけ、技術も毎年
進んでくるわけ。新庄市の専門職がそれに追い
ついて追い越していかないと民間レベルの専門
的な技術者より負けているわけ。負けるという
ことは、相手がどう思うか。そういう人たちと
いろいろ話し合いをしたとき、新しい資材もよ
く熟知してない、新しい技術も何かちょっと。
そういう懸念がこのごろ特に見えます。かつて
市の職員がみんなやったわけよ、設計なり何な
り。今は何か余り見受けられない。何々設計会
社、何々コンサルタントと。これはできないか
らやらないのか、それとも向こうにやった方が
金が安いからやってもらうのか。金が安いから
やってもらうんだという答弁だと思います。た
だし、そこで問題は、そういう方々より一步進

んだ目を持って、技術を持っていないとだめだと。チェックすることもできない。だから雪国に余りそぐわないような建物を建てたりするわけよ、設計者は。そういう意味で、いわゆる専門職ですか、そういう技術者を今後市長として職員をどう育てていくのか、ひとつお聞きしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 渡部議員から示唆に富んだ質問を大変ありがとうございます。

専門職のあり方は大変難しい状況になっているということ、一たん雇った職員をどう研修させるかという問題も含んでおります。そうしたことで、専門職のあり方というのをもう一度総務等に今後あり方についても検討させたいと思っております。

農業関係における専門職、それぞれ得意、不得意の分野はもちろん、すべてに対して先行的な技術、知識を持ち得るということは現状としては大変難しい状況にあると思っております。

もう1点は、技術指導の先にあるもの、今、農業事情をつぶさにいろいろな話を聞いたときに、つくったあとの問題、経営力というものがあるのかと実感しております。それぞれつくる技術においては市の職員よりも大変すばらしく実践していらっしゃいます。その先、売る技術ということが今求められているのかなと思っております。現在、東京事務所に派遣しております職員は、企業誘致もすることながら、市場関係、市場とか、そうした関係との連携先なども探るように指示しているところであります。今後、つくったものがどういう形で新庄のものがブランド化されて市場に出ていくか、そういう仕組みづくりにつきましても、市単独というか、行政のみでできることではございません。そうした意味で、つくっていらっしゃる農家の皆さんの話を聞き、そして

農協関係との綿密な打ち合わせ、販売戦略を持っていって、つくる人たちに夢を与えるという方向も大事なことで私は考えております。そうした意味で、御指摘いただいた専門職というのは、今、職員がどんどん減っていく中でそれを抱えるということは大変厳しい時代にもなっておりますので、今後さまざまな形で研究させていただきたいと思っております。

1 1 番（渡部平八議員） 議長、渡部平八。

平向岩雄議長 渡部平八君。

1 1 番（渡部平八議員） 市長より、つくる技術も大事なんだけれども、つくったものを売る、いわゆる流通学、これは確かに必要だと思います。そこで、市長、今、県が打ち出している、あそこの農業大学校で流通学を教えるような拠点にしたいと言っているわけよ。どうですか、市長、県に行って、ぜひそういう面をできるだけ早く内容を充実して、新庄の農業のためにお力添えをしていただきたいということを早速行って、ほかの人が2回行くときは3回、3回行くときは4回、そういうお気持ちはあるかないか、ひとつお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 農業大学校につきましては、今年度より加工部門の科が設置され、今度は経営科を設置する予定でおります。そのことにつきましても県に今後の人材育成という観点から強力に進めてもらいたいということを申し入れしております。一方、山大との連携関係におきましても、販売技術を磨くというTMOの相談がございました。しかし、既に働いている方が大学院制度にのって一般の技術を勉強するということは、呼びかけてはおるんですが、なかなか難しい状況であると。次の人材育成という関係では、現状としては神室産業高校の卒業生、農業大学校との連携を図らなくちゃいけないというようなことで、これまでは定員の中で新庄から

の入学生が最上郡から数少ない7名前後しか入っていないと。大多数は県内ですけれども、遠くは北海道、秋田、青森、何の勉強かと聞きましたら、サクランボあるいは果樹といったようなことについて、ぜひ山大、農業大学校で勉強したいという方々が来ている。そういう部門があるんだということを次なる時代の子供たちに教えていかないといけないと思っております。なかなか高校を卒業すると即現場なのか、一たん農業大学校等でさらなる専門技術を身につける。現在、地域の中で活躍している若い農業青年はかなり農業大学校で身につけた知識、技術を駆使して頑張っておられるということもあります。そういった面で、神室産業高校との連携なども図りながら、農業大学校の位置づけを「新庄にあってよかった」というふうに必ずやしていきたいと思っております。

今いただいた、二度、三度と言わずに四度、五度と出かけて、そういうことを申ししていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

11番（渡部平八議員） 終わります。

平向岩雄議長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

小関 淳議員の質問

平向岩雄議長 次に、小関 淳君。

（5番小関 淳議員登壇）（拍手）

5番（小関 淳議員） 大先輩の後ですので、ちょっと緊張しておりますが、始めたいと思います。たいまつ'07の小関です。

この12月議会では、いろんな意味での我が新庄市が持つ大切なエネルギーをこれからどう維持し、どう膨らませていくのかというテーマで一般質問をいたします。

ことし1月、総務常任委員会で訪れた岩手県葛巻町の視察は私にとってかなりインパクトのあるものでした。この町は地域が持つプラスになる、あるいはマイナスにしかならないエネルギーを改めて資源として受容し、それを有効に利用するということが自治体にとっていかに重要なことかを痛切に教えてくれました。あの日から葛巻町と新エネルギーに関する本や記事を集め、自分なりに情報を得てまいりました。しかし、短時間の視察では実際の現状を感じ取るには至りませんでした。知人に葛巻町の話をする、ぜひ行ってみたいということになり、9月、葛巻町に個人的な視察として申し入れましたが、来年の夏まで視察受け入れスケジュールが埋まり、対応できないとの返答でした。しかし、どうしても今の実態を見てみたいと町内に宿をとり、1泊2日でまるでスパイのように走り回り、住民の視点から実態を見てきました。すると、他の自治体に例を見ないほど先進的で意欲的な産業やエネルギー政策を進めている実績と、公表されているさまざまな情報との多少のずれが見えてきました。世界の中でクリーンエネルギー事業のトップランナーとして走り続ける自治体の現実と苦悩を感じ取ってくることができました。

その後、10月末には知人とぼんこつの車を走らせ、豊富な水資源を有効に利用している山梨県北杜市へ小水力発電の可能性を見てきました。20坪ほどの小さな施設で発電される電力は毎時250キロワット、お金に換算すると1日約7万円になり、年間2,500万円にもなるという話を担当者から聞き、大変衝撃を受けました。さらに、北杜市では先細っていくだろう地方交付金を想定してのことか、今後複数の小水力発電施

設の増設を計画しているとのことでした。地方自治体の厳しい財政事情や世界的なCO₂削減の流れの中、これまで飲料や農業などにしか利用されていなかった水をもう既にエネルギーとして利用し、石油依存社会からの脱却を目指し始めているのです。

新庄市が財政再建中であることは十分承知していますが、こういうときだからこそ、原油価格の乱高下に翻弄されないような自前のエネルギーについて真剣に考えていかなければ、地方の特に豪雪地域の未来は大変厳しいものになっていくように思います。ということで、通告書に従い、さまざまなエネルギーに関する質問をしていきたいと思います。

まず初めに、エネルギーとしての産業についての質問です。

今、金融危機のあおりで、日本にとどまらず世界経済全体が未曾有の危機的状況になっています。日本でも自動車産業などの人員整理が社内的弱者の非正規労働者から始まり、正規労働者にも及んでいます。恐らく県内にもその波が間もなく押し寄せてくるのではと危機感を持っています。

我が市の中核工業団地にも自動車関連企業はありますが、現在どのような状況になっているのでしょうか。電気や石油などのエネルギーを利用し、製品を生産することを一般的に工業と言うのですが、私は地域から考えれば企業そのものがエネルギーの固まりではないかと考えています。その企業の業績が悪化すれば税収や雇用も減っていき、地域全体のエネルギーがどんどん低下していくことになります。

きのうの奥山議員の質問にもありましたように、有効求人倍率がかなり低い数値となっています。この状況をどうとらえ、市長としては今後どのように改善していこうとしているのでしょうか。そして、今後、工業団地等にどのような業種の企業を誘致しようとしていて、進出予

定の企業はあるのでしょうか。

このように産業自体をエネルギーとしてとらえれば、農業についても同じことが言えると思います。農業の収益が低下すれば、やはり輝く田園都市新庄は名ばかりとなってしまいます。国の農政がよくないという現実もありますが、農業が再び本来の元気を取り戻すために、どのような事業を進めているのでしょうか。そして、市場競争力を高める農業について、現在進めている政策はどのようなものがあるのでしょうか。

次に、職員のエネルギーについての質問です。私は以前から職員についてのいろいろな質問をしておりますが、一部の方々から「職員はみんなちゃんとやっているから、余計な質問はするな」というようなことをよく言われます。しかし、職員のことを考えれば考えるほど、特に若手の職員の10年後、20年後の将来を思えば思うほど、どうしても確認しておかなければという思いに駆られてしまいます。若手職員の行く末も心配ですが、最終的には職員の意識が充実しないことにはすべて市民サービスに大きな影響を及ぼすと考えからです。地方公務員法には服務の根本基準に「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。私は、今後も市民のために意欲的に全力で、さらに安心して職務を遂行してもらえるような体制づくりについての質問をこれからもどんどんしていこうと考えていますので、執行部中枢の皆様、よろしく願いいたします。ということで、今回は数ある中の三つだけ質問いたします。

まず、国や県からの調査報告書作成などで重複するような作業があるため煩雑だという話をよく聞きますが、地方分権という流れの中で、そして真の権限移譲を受けるため、そして何よりも住民サービスに対してより多くのエネルギーを注ぐようにするためにも、事務量全体の

幅な軽減が必要ではないかと考えます。現在の事務量はどのような状態なのでしょう。そして、今後どのように軽減していこうとしているのでしょうか。

二つ目ですが、国の政策が二転三転することにより市の窓口業務がかなり混乱したと聞きましたが、どのような状況だったのでしょうか。そして、今後このような状況を回避するためにどう対処していくつもりなのでしょう。さらに、今後は定額給付金という制度を地方分権という言葉を使い、その非常に困難な業務を各自自治体に任せようとしている政府に対して市長はどう訴えていくつもりなのでしょう。

三つ目は、今までに何度か質問をしている職員研修についてです。私は、たびたび今のような厳しい状況だからこそ職員研修は重要で、特に若手職員の研修は積極的にすべきであると、鈴木葛巻町長の例や他自治体の例などを挙げながら訴えてきました。そのことが来年度にはどう反映されてくるのか今から楽しみにしていますが、実際、予算や制度など、どのように充実させていく計画になっているのでしょうか、ぜひ具体的に聞かせてください。

最後に、現在と未来の市民エネルギーについての質問です。つまり、新庄に暮らすすべての住民のエネルギーをどう増幅し、地域全体をどのように充実していこうとしているのか、さらに未来を生きる子供たちをどう守り育てていくのかということを確認しておきたいと思います。

最初に取り上げたように、地元の経済も過去に経験したことのないような厳しい状況になっていると感じます。特に公共事業に左右される土木建設業などの状況は、市財政再建プランの投資的経費の部分を見ても歴然としています。その土木建設業には厳しい農政の中で苦しむ多くの農業者が重なっています。このままの流れでいけば地域全体のエネルギーが急速に減退してしまうのではないかと危機感を感じています。

そのような状況の中で、市が進めようとしている市民協働、それが果たして本当に市民に受け入れられ、事業として機能するようになるのでしょうか。私はなかなかすんなりとはいかないような気がしてなりません。そこで、市民に指定管理者制度を含めた市民協働というものをより理解してもらい、協力してもらうためには、現在の市民が置かれている状況を十分に把握しておかなければならないと思うわけです。その上で無理なく進めていかなければならないのではないのでしょうか。それと同時に、以前、市が進めてきた身の丈をはるかに超えた大規模事業により膨らませてしまった借金の責任を市と我々議会がしっかりと認識しておかなければならないと思います。過去を十分に反省し、過ちは繰り返さないという意思を市民にちゃんと示した上で市民に市民協働をお願いするというのが筋ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

次に、未来を担う子供たちのエネルギーをどう守り続けていくのかという質問です。新聞などによると、日本全国で妊産婦の死亡事故が相次いで起きています。先日は北海道で生まれた未熟児が病院をたらい回しにされ、命を落とすという事故も起きてしまいました。やはり少子高齢化問題を解決しようとするならば、妊産婦の不安をなくし、安心して出産、育児のできる地域、そして地域医療体制の充実が一番の根本だと思いますが、市の産科、小児科などの医療体制、特に救急体制は十分に整っているのでしょうか。

次に、保育所の民営化についての質問です。可能性のいっぱい詰まった子供たちをいかによい環境の中で伸び伸び育てていけるかは、その地域に暮らす大人たちの豊かな人間性を示すバロメーターだと言う人もいます。市でも行財政改革中とはいえ、子供のことを最優先に考え、子供の明るい未来を想像しながら多くの事業を

進めようとしているとは思いますが、そういう思いで北部保育所を民営化するのだとは思いますが、一応確認させてもらいます。保育所の民営化は行財政改革の流れとしてはいたし方ないという部分がありますが、将来を担う子供たちが持続的に安心して利用できるシステムが果たして確立されているのでしょうか。最後にそれだけ聞かせてください。

これで議員になってから7回目の質問を終わりますが、先月、仙台であった地方議員セミナーの講師が参加者の前で言い放った言葉は、今でも私の脳裏にぐさっと突き刺さっています。それは「首長も議員も職員も明確な理念を持っていないのならば即刻辞職しなさい」という言葉です。私自身、なかなか思いどおりにはいかない日々ですが、自分の役目をしっかりと認識し、これから一生懸命精進して、市民から「辞職しなさい」と言われないうちなちゃんとした議員に早くなりたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関議員の質問にお答えさせていただきます。事前通告いただいたことをまず先に総括的にお答えさせていただきたいと思います。

新庄が持つエネルギーをどう維持、増幅させていくかということですが、経済の見通しに対する不透明感、言いかえれば市民の生活に対する不安が払拭できない現状が続いております。世界規模での経済状況が及ぼす本市への影響に対しては、本市の経済規模を少しでも強化していくことが必要ですが、そのためには人づくりを初めとした基本的な土台の強化が重要と考えています。

例えば、企業が求める人材を育成するという

課題があります。地元企業が求める知識や技術の高いレベルで確実に習得できるようなシステムづくりを進める必要があると考えています。企業と学校が互いに将来を見据え、難しい議論を重ねる必要があると思いますが、このような連携は重要視していくべきと考えております。

また、従来の稲作主体の農業経営が困難な局面にある中で、新たな作物や新たな農業経営に取り組むことができる知識と技術、そしてすぐれた経営感覚を持つ人材育成は非常に重要な意味があると考えています。これらの各方面と連携が不可欠でありますが、取り組むべき課題があります。このような人づくりが物づくりへと発展することで地域経済基盤を強化し、最終的に安定的で安心な市民生活が送れるよう努力してまいりたいと考えております。

また、人づくりをもっと広義にとらえ、経済に直結する部分だけでなく、あらゆる部門において個々の持つ本質的な力を高め、それを遺憾なく発揮できるような環境づくりが本来最も重要なことであり、その機運を醸成し、後押しし、地域としての力を高めていくことが我々に課された責務であると考えています。

新庄が持つさまざまなエネルギーをこれからどう維持し、どう増幅させていくか、工業団地にどんな誘致を考えているのかということですが、企業誘致に関しての御質問ですが、昨年、企業誘致に関する新たな法律として企業立地促進法が施行されました。これに基づいて、山形県内陸地域の工業団地を有する15市町において超精密ものづくり産業の集積を図るための基本計画を策定し、国の同意を得ました。具体的な業種といたしましては、超精密技術関連、有機EL関連、自動車関連の集積を目指すこととしております。

特に、新庄市におきましては、岩手県の関東自動車、宮城県に進出するセントラル自動車の組み立て工場への地理的な優位性を生かして、

自動車関連業種の誘致を目指しております。誘致先につきましても、首都圏のほか中京圏まで地域を広げて誘致活動を行っており、新庄中核工業団地へ興味を示された企業や未操業の企業への早期立地のお願いもあわせて行っております。

先般、開催されました工業団地立地企業との懇談会では、団地内の企業による関係強化によって取引拡大につながるような取り組みを推進することが今回初めて確認されました。新たな動きが見られ、これは誘致活動業務の好材料にもなることから、今後の動向を注視するところであります。

ただ、昨今の世界的な景気の落ち込みによって、製造業を初め多くの業種で設備投資計画の見直しを図るような事態となってきました。企業誘致につきましては厳しさが増しておりますが、継続した取り組みをする必要があると考えております。

新庄の持つさまざまなエネルギーの市場競争力の高い農産物を生産する政策ということですが、当市の農業生産構造は長く水稻が産出額の多くを占めるものでありましたが、近年、畜産を初め野菜、花卉部門の導入と複合型へ移行しつつあります。平成18年実績で見ますと、ニラ、ネギなどの葉物やタラノ芽、ウルイなどの山菜系を主体とした野菜部門で7億円、トルコギキョウ、バラを主体とした花卉部門で3億5,000万円の販売高となっています。特に山菜物やトルコギキョウは首都圏の市場においても一定の評価を得ているところでもあります。ここ数年では山形園芸担い手チャレンジプラン支援事業や強い農業づくり交付金などの積極的な活用により、ネギ、サトイモなどが急速に伸びつつあり、今後の重点作物として期待されているところがあります。将来的には、県とともに進めている夏秋イチゴの産地化や自然条件を生かしたヤマブドウ、山菜、薬草なども力を注ぐべき部門で

あると考えています。

また、畜産においても、最上家畜市場は昨年の高値から相場が下がった今年度においても他の市場より平均価格で上回っており、優良子牛産地として評価を受けているところであります。今後も県産スーパー種牛「平忠勝」の血統が市場に出てくることから、さらなる飛躍が期待されるものと考えております。

今後の当市の農業生産の方向性を考えた場合、市町村合併等も視野に入れて、この最上地域全体で水田、畑作、施設園芸、果樹、畜産のバランスのとれた営農類型を確立していくことが重要です。さらに、市場競争力を高めるために、消費者ニーズの的確な把握と当地域の自然条件を生かし、逆手にとった栽培技術の開発と生産コストの削減を図っていかなければならないと考えております。

次に、職員エネルギーについての御質問であります。地方分権改革推進法の施行による国からの権限移譲の流れの中で、地方自治体は地域の総合的な行政主体として新たな役割を担える体制の強化と、それと並行して事務事業の見直しを進めていかなければなりません。限られた人材の中で、より効率的な行政運営を目指し、今後とも事務事業評価や施策の明確な優先順位づけによる取捨選択を進める中で、人員に見合う適正な事務量を保っていきます。

国の施策導入に伴う住民への対応については、一連の医療制度改革においてかなりの影響が生じましたが、定額給付金も同様と見込んでおります。これら住民や自治体事務にかかわる重要な課題については日ごろより地方6団体を中心とした要望活動を継続して行っており、今後とも自治体窓口において無用な混乱が生じないよう要請を続けてまいります。

このような時代において、将来を担う若手職員には柔軟で創造的な発想能力、専門的能力、問題解決能力が求められます。政策企画研修へ

の支援や自治政策課題研修への派遣など、挑戦的に取り組もうとする意欲を停滞させることなく、向上心が反映される研修体制を目指してまいります。

次に、指定管理者制度を含めた市民協働に対する御質問ですが、本来、協働の概念とはサービスの受け手である市民がかかわった方が効果的なサービスの提供が可能になるという考え方であり、このような住民自治を進めていくことが自治体の目指す姿であります。市民におきましては地域づくりの主体者として行政に参画したいという意欲が高まっており、新庄市でもさまざまな公益活動が展開され、地域社会を支えていただいております。また、市としては多様化する市民ニーズに対し従来どおりの組織や仕事の進め方では対応が難しくなっており、市民や地域とともに公共サービスを提供する新しい公共への転換を目指してまいりました。

具体的な推進につきましては、平成11年度より市民とのパートナーシップ型行政を掲げており、平成16年の財政再建計画以前から取り組みを行っております。その後、協働のための指針、協働推進計画を策定、協働のための体制づくりを進めてまいりました。

市の財政問題につきましては、その原因や経過と今後の見通しについて、これまでもあらゆる機会に説明を行ってきましたが、今後も行政情報の開示を積極的に進めることにより、市民の理解と協力を得ながら、市民とともにまちづくりを進めていきたいと考えております。

未来の子供たちへというテーマの中で、産科、小児科についてですが、全国的に小児科医、産科医が不足しているのは周知の事実であります。新庄市内では病院を含めて小児科を標榜している医療機関が12、分娩が可能な医療機関が3の医療体制となっております。産科、小児科については、いずれも県立新庄病院を拠点と位置づけて、今後とも引き続き医療体制の強化に向け

て関係機関と十分に連携を図ってまいります。

また、地域の医師の確保対策については、最上地域の行政機関、医師会、病院等で組織しております最上地域保険医療対策協議会におきまして、医学生研修、勤務医へのUターンの働きかけなど、さまざまな事業を実施しております。直ちに医師が確保されるといった結果には至っておりませんが、長期的な視点で継続的に活動を強化していく必要があると考えております。

救急医療体制についてですが、現在、最上地域では比較的軽症の患者を担当する1次救急については夜間休日診療所が、手術や入院が必要な2次救急患者には最上地域にある五つの救急病院、診療所が対応する体制となっております。また、危篤救急患者を担当する3次救急につきましては、救急救命センターはございませんが、県立新庄病院にはICUが設置されており、一部受け入れが可能となっています。決して万全な体制とは言えませんが、まずは昨年設置しました夜間休日診療所が1次救急医療機関として役割を果たせるよう、関係機関の協力を得ながら今後とも医療体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

最後に、保育所の民営化でございますが、新庄市行財政改革大綱実施計画を策定する際に議論していただき、推進していくことになりました。行財政改革大綱の基本的な考え方は、適正な行政領域を見きわめることであり、行政サービスの提供主体を見直すことであります。保育所については、民間に移行し、サービスの向上と効率化を図っていく計画としております。具体的に行政コストを比較いたしますと、北部保育所の19年度決算をもとに算出しますと、民営化することで運営費において2,900万円の軽減が図られております。

次に、持続的に安心して利用できるシステムが確立されているかということについてですが、民営化後の経営につきましては、運営費につい

ては国の基準に基づきまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の割合で100%交付されますので、経営不振で閉所になるということは基本的に考えられません。また、指導監督につきましては基本的には県の権限となりますが、毎年、市も立ち会いまして指導、監査を行っております。その際の指導を行うのは当然ですが、市民からの苦情等がありましたら現状を確認し、県とともに指導して安心安全な保育所にしてまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） まず、産業のエネルギーについてですが、工業団地の会社での正規社員と非正規社員の大体の割合というか、そういうものを教えていただければ。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 正社員と非正規社員の割合ということでございますが、新庄中核工業団地におきましては約8対2ということで、20%の方が非正規社員ということでございます。この内訳としまして、パートさん、臨時さん、あと派遣社員ということになります。横根山工業団地もおよそ21%ほどになりますか、社員数700人ちょっと超えていますけれども、そのうちの約21%ほどが非正規社員ということでございます。以上でございます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） 世の中で、派遣社員の方ですが、大変な状況になっているというニュースが連日報道されているわけで、新庄市の場合、8割前後の正規社員が確保されているようですので、こういう状況の中でも比較的いいのかなというのもおかしいですけれども、比較的いいかと思います。

先ほど市長の説明にもありましたけれども、誘致企業を探す際にいろいろ頑張っていたいていると思うんですが、具体的にどういう形、どういう手法で誘致企業を探しているか。先ほど工業団地内でいろいろルートを使って広げていくみたいなことも市長から御説明いただいたんですが、具体的にセールスの仕方というのをちょっと知りたいんですけれども、その際に、ある程度ラインとか基準みたいなものはあるかどうかも含めて教えていただきたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 基準があるかないかというところでございますが、基準は特にございせん。どういう情報のもとにというお尋ねでございますが、先ほど市長が御答弁申し上げましたように、基本計画に基づいて自動車関連産業ということでございまして、県、中小企業基盤整備機構、そのほか私どもで毎年アンケート調査を実施してございます。そういった中で企業誘致を実施してございます。先般もうちの担当が中小企業基盤整備機構の情報のもとに機構の職員と一緒に中京圏に企業誘致に行ったという例もございます。そういった形で企業誘致は実施しております。以上でございます。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） わかりました。やはり企業誘致しても非常に非正規雇用の部分が多いとか、そういうことだと先のことも心配だと思うので、ぜひその辺などもチェックしていただいて、お願いしたいと思います。

あと、先ほど農業の市場競争力を高めるための手法というか、そういうものをどう考えていらっしゃるかということを具体的に、どういう政策とか事業をやっているか、市場競争力の高め方としての政策、事業、そういうものを具体的に説明していただけないか。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 市場におきまして、先ほど申し上げました東京の関東市場とか、いろんな市場がございますけれども、やはりトルコギキョウとかバラ関係、それについてはある程度市場の評価は高くなっております。その中で、園芸関係につきましても、ニラについても県内一の出荷になっておりますので、その辺は市場との情報を密にして、どの作物が市場から消費者に出回っているかというような勉強も兼ねて、研究も兼ねて市場への出荷についてもこれから取り組んでいきたいと思います。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） わかりましたけれど、私の考えとしては、先ほど市長の答弁にも入っていましたけれども、市場競争力ということは、生産コストの部分がぐっと削減されていけば、価格的な部分ですけれども、市場競争力は間違いなく強いと思うんですね。今回の原油高騰で、石油というか、そういう燃料を使って農作物をつくっている農家の方が非常にダメージを受けたという話も聞いています。私はさっきもエネルギー、エネルギーとうるさいほど言っていますけれども、農作物の生産コストを下げる意味でも、今、新庄にあるエネルギー、エネルギーになる可能性のあるものを本当に探して農業生産に結びつけていけばいいんじゃないかと思うわけです。

あと、市長は先ほど流通についてのこともいろいろ説明なさいました、渡部議員の質問での答弁だったと思いますけど。私はこんな考えを持っています。来年、新幹線延伸10周年の記念事業をするわけですが、今まで新幹線というのは人しか運んでこなかったんじゃないかなと思うんですね。どれだけの人を運んできたかは、どれだけ地域にプラスになったかはまだ

数値的には把握できていませんが、なかなか思ったように効果を上げていなかったんじゃないかと。人だけを運ぶ新幹線ならば、じゃ10周年以降は物を運ぶ機能も追加してはどうかと私は思うわけです。物というのは、新庄といえばやはり農産物だと思います。例えば朝とった野菜を新幹線に、今、スキー客が非常に少ないので、スキーを収納するブースがあるので、そこに何かカーゴみたいなものをつくって入れてやる、午前中に都内にそれが着くと。そういうことも10周年に合わせて人と物を運べる新幹線というコンセプトで考えてみていただけないかなと。実際、都内のホテル関係者、飲食業関係者に聞きますと「欲しい」と。きょうとったものを夕方のお客様に出せるのはすごい、山菜も果物もそうやって並べばすごいんじゃないかなと。私は名前まで考えました、「朝採り新幹鮮」と。「新幹鮮」の「せん」は「新鮮」の「鮮」です。これと自前のエネルギーとを組み合わせれば、新庄自体の農業、産業全体がぐっと底上げされるのではないかなと思うわけです。市長もおっしゃっていたように、幾らおいしいもの、いいものを当地で生産したとしても、流通と出口がしっかりしていないと非常にもったいないですよ。やはり農業を本当に再び盛り上げていくにはこういうことも考えていただければいいと思います。

職員についてです。何度も何度も言っているものであれですけれども、ちょっと不安に思うことがあるので伺いたいんですけれども、これから数年、退職なさる先輩職員の皆様は退職金を十分にいただけたと思います、ある程度。しかし、今、一生懸命その下で働いている若手の職員、10年後、20年後、30年後に退職金をもらわなければいけない若手の職員は、本当に今並みのレベルで退職金を手にすることができるのかと。私はすごくその辺が心配なんですね。今からそういうことを考えながら手を打っておかな

いと、市役所のエネルギー自体が低下してくるのではないかと危惧するわけです。その辺はどうなのかということをまず聞きたいんですけれども。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 新庄市の退職職員の退職手当に関しましては、山形県の退職手当組合というところに新庄市も加入しまして、市単独でなくて運営されておりまして、そこから支給される、市からはそこに負担金を繰り出すという仕組みになっています。ですから、例えば新庄市職員の退職金だけが将来心配だということにはなくて、県全体、山形とか大きい4市は退手組合に入ってなくて独自でやっていますけれども、それを除くところ全体の問題なんですけれども、確かに退職者が3年ほど前から全県的にかなりの数に上っていきまして、その問題は相当前から退手組合の中でも議論されてきてまして、いろいろな給付の抑制策とかもとられてきました。ですから、6年ぐらい前の退職者と現在の退職者ではまたちょっと給付状況が落ちているんですけれども、そういった対策もとりながら、また退手の負担金の対策もとりながら、将来ともに何とか今の水準で維持できるような方向で退手組合としても取り組んでおりますので、ずっと先まで絶対大丈夫かというのは私は自信を持って言えませんけれども、そういう形で加入市町村みんなで一生懸命考えながら取り組んでおりますので、そう心配した状況だとは思っておりません。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） わかりました。若手の職員のことも十分に考えていらっしゃると思いますが、より考えていただいて、若手が意欲をなくさないような体制にして、これから合併のことも控えていますし、どんどんどんどん一

生懸命働いていってもらわなくちゃいけないと思いますので、ぜひその辺もよろしくお願いしたいと思います。

あと、実際事務量が煩雑だったという話を聞きましたけれど、どれほど窓口というか、現場では大変だったのか、特に後期高齢者医療制度が二転三転してしまった中での現場というのは果たしてどういうものだったんでしょうか、簡単に説明してもらえますか、現状。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

平向岩雄議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 先ほどの質問でございますけれども、後期高齢者の問題につきましては、実際窓口部門については市町村の方で対応してきました。確かに発足当時につきましては苦情が相当数まいりました。今、手元に件数何件という明確な数字は持っていませんけれども、確かに御指摘のとおり窓口事務をやっている間に改正がなされてきたと。実際には70歳から74歳の部分については原則2割から1割という形で来年度以降もなされて、そのシステム開発等について今現在もされていると。あるいは、10月以降の減免措置についても、7割、5割、2割からなおかつ新制度として9割軽減という形になってきて、その分についてもシステム開発がされて、その説明がやはり相当窓口では苦労した職員がいるのも事実でございます。そういった混乱がないように、3月あたりから一応市内何カ所かで説明もしてきたつもりでございますし、また出前講座についてもかなりの件数でもって説明をしてきたということでございますので、ほかのところよりは混乱がなかったのかなという感じはいたしております。以上です。

5 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

平向岩雄議長 小関 淳君。

5 番（小関 淳議員） わかりました。地方6団体という団体でもっともっと現場の現状を訴えていただいて、それぐらいのエネルギーがあ

るんだったら市民サービスの方に職員エネルギーを向けられるように、市長、ぜひ国にばんばん訴えていただきたいと思います。

あと、やはり市民協働というか、これから市民に対して理解を求めた上で市民協働を進めていかなくちやいけないと思います。そうしないと本当に自治体というのは成り立っていかなくなってくると思います。ですから、市民に今までの身の丈を超えた事業での借金の説明を明確にさせていただきたいんですよ。きのうも坂本政策経営課長が、それはいたし方ない、一大事業だったんだから、新庄市のための一大事業だったんだからと言いますけれども、やはり新幹線延伸の事業ではかの自治体では……。

終わります。

平向岩雄議長 ただいまから1時まで休憩します。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

金 利寛議員の質問

平向岩雄議長 次に、金 利寛君。

(13番金 利寛議員登壇)(拍手)

13番(金 利寛議員) 御苦労さまでございます。

平成20年12月定例議会一般質問、たいまつ'07の一員として市長並びに関係課長に質問をいたします。

初めに、私の家庭の一大事に際しまして、市長初め多くの皆さんから、また議員の皆さんからおいでいただきました。この場をおかりいたしまして、心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは中小企業対策についてお伺いします。

さて、本年は私にとっても大変な年でありましたが、日本にとっても、いや全世界的にも世界恐慌と言われるほど大変な1年でありました。アメリカのリーマン・ブラザーズの焦げつきから端を発し、今や全世界に経済不況のあらしが吹き荒れています。株価暴落、原油高、円高不況と経済不況連鎖が物すごい勢いで吹き荒れているのであります。

現に、世界のトヨタと言われた、あのトヨタ、そしてホンダ、いすゞと日本経済の牽引力を担ってきた一流企業が相次いでリストラをして生産調整を行っています。リストラされた家庭にとってはどんな年末を過ごすのであろうかと思っただけで切なさが込み上げてきます。また、世界のキヤノンの大分工場での人員整理、これもまた切ないのですが、その関連企業の連鎖倒産などとなれば、瞬く間に火事の類焼と同じく風向きがわからない関連企業の不安が日に日に増大しているのが現状であります。まさに経済不況連鎖そのものであります。

新庄市の福田山の工業団地内でも自動車関連企業の会社は何社かありますし、カメラ関連企業のパーツを製造している会社もあります。公共事業の過度の減少から、土木建設業に従事されている中からも、特に下請の企業の方々が仕事がないということで経営破綻に追いやられています。農業者の方々も、特に最上地方は米に対する依存度が多いために、米価の下落はもろに農家の家計を直撃していますし、また公共事業がなくなっている手前、その農閑期のときに仕事をする事ができず、こうなれば商業従事者も全体の購買力が減退して徐々に立ち行かなくなってきました。

今、日本全体がこのような現状ですから、まさにどこをとっても大変な状況下にあると認識せざるを得ません。ひたひたと我が新庄市にも押し寄せていて、どうかじをとったらいいか

苦慮されているのが現状だと思われますが、市長はこの現状をどう思われているのか、まずお伺いしたいと思います。

最近、身の回りにも経営破綻やむなきの方がいて、それはそれは大変な状況で、この年始年末をどうされるのかと思ったときに、胸が張り裂けそうな切ない悲しい思いでいっぱいあります。リストラで人員整理された方からも相談されているのでありますが、ハローワークの知っている方に強くお願いをしています、いまだに就職先が決まらないとのこと、52歳で子供も2人いて途方に暮れています。そういう方もいます。

現に、本年1月より11月までの倒産件数は、きょうの朝のニュースでやりましたけれども、1万4,282件、これはウナギ登りだそうで、昨年の1.何倍かと言っておりましたけれども、この12月を入れると1万5,000件になんとするとおっしゃっています。全国データベースの情報では、ことし5月以降の会社倒産が最上地方で9社にも達しているのです。破産手続をとっているのも数えています、データベースに登録されていない小企業を数えると、この倍以上はあるのではないかなと思えるときに、それぞれに家庭があり、家族がいて、子供がいてと思ったときに、何とかできないものか、できる方法がないものかと思ったときに、少しでも経営破綻をさせたくない、頑張っしてほしいものだとの思いで、緊急保証制度についてお伺いをする次第であります。

この緊急保証制度は、先々月の10月31日にスタートしました。内容は、原油高騰などによって原材料価格や仕入れ価格が上がっても値上げできない経営者、経営が悪化して必要な事業資金の調達に支障を来している中小規模事業者に対して円滑な資金供給を行うための保証制度であります。

新たな保証制度の特徴は、一つに、2期連続

赤字でも審査は総合的に判断すること、二つ目に、対象業種が618に大幅に拡大されたこと、従前は185業種だったそうであります。3番目は、もちろん100%保証、責任共有制度の対象外であります。この1番目の2期連続赤字でも総合的に判断では、審査については経営実態を十分に配慮するとの基本方針が出され、例えば2期連続の赤字でも繰越損失を抱える場合でも、赤字の要因や取引先などからの経営支援、また地域社会への影響などを大幅に検討し、総合的に判断を行うこととした点が大きく違います。今までは2期連続赤字の場合には完全に保証対象外となって経営破綻やむなきに至っておりました。2番目の対象業種が618に大幅に拡大では、従前のセーフティネット保証では製造業と建設業が主だったのであって185業種でありましたが、新制度のスタート時には飲食店や不動産業、加工製造業、繊維製品、卸、小売業など新たに545業種が加わり、さらに11月7日にはもう73業種を追加して618業種に拡大され、大体の中小企業の業種が該当するようになった点であります。3番目の100%保証では、金融機関の貸し渋りに対応するために融資額の100%を信用保証協会が保証するというもので、金融機関が融資に慎重になる責任共有制度、保証人を立てなければだめだということですが、その対象外にしたという点であります。従前のセーフティネット貸し付けを拡充し、中小企業の資金繰りのためにとの保証制度なのであります。資金繰り円滑化借款保証制度と小口保証制度も織りまぜて、何とかこの大変な経済状況を中小企業のためにとの保証制度なのであります。

緊急保証制度の説明になってしまいましたが、新しい制度を何とか活用して、企業の99%が中小企業であると言われている日本の国の中で、特に新庄市の場合にはほとんどが中小企業であるために、この制度を使って急激な経済状況の変化に対応していただきたいものである。もし

知らずに、対応のおくれで経営破綻の憂き目に遭ったならば、新庄市にとっては市民税、固定資産税、法人税などの多大な税の収入に支障を来すのではないかと心配をしております。早く徹底して周知をしていただき、どの中小企業も大変なわけでありますから、早く手を打っていただいてと思う一人であります。市長はどう思われますか、お答えいただきたいと思います。

次に、新庄市のあらゆる施設の安全性と快適性の確保についてという点でお伺いします。

今、新庄市は、財政再建の一環として積極的に民営化または指定管理者制度を導入しています。今期12月定例議会でも8件の議案があるわけですが、その中の6件もが指定管理者制度の案件であります。民間活力と市民協働参画で活力をとの観点も確かに必要であります。指定管理者制度に移行するときの何点かの留意点もあるはずであります。安全性、快適性の観点も含め、指定管理者制度に移行するとき心がけている市側の留意点をお聞かせいただきたいと思います。

また、新庄市民文化会館も築数十年となって老朽化もあらうと思いますが、よくトイレが臭いと言われます。せっかくの文化の薫りがトイレの香りにかき消されて、たまったものではありません。何とかありませんかとお伺いしたい次第であります。

また、新庄市の体育館、何回となく一般質問をしてきておりますが、利用料金がいためにほかの体育施設に移動せざるを得ません。県大会以上の大会ではかなりの経済波及効果があるにもかかわらず、当市ではなかなかできないのが現状なのであります。施設も老朽化しています。市民球場、何回となくベンチの雨漏りで議会をにぎわしました。快適性に問題はないのでありましようか。指定管理者の方々が管理運営に当たられていますが、どうなのでありましようか。

また、民間の方々が管理運営に当たられていますが、給料、賃金の面は大丈夫なのでありましようか。将来のことを考えた場合、嘱託職員の賃金体系で賃金は一生上がり、それでいて生活圏の中で家族ができ、新しい子供ができた場合には不安にならないのでありましようか。もしそんな不安感で仕事に従事されていて、安全性が保てるのでありましようか。この辺の心配を新庄市ではどう考えているのかをお伺いしまして、壇上よりの質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、金議員の御質問にお答えさせていただきます。

中小企業対策について、制度について詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。

確かに、アメリカの金融不安を起因とする世界的な景気の落ち込みによって地域経済にも影響が出始めております。昨日も申し上げましたが、小さな食堂においても、株などは買ってないけれどもお客様の財布のひもが何となく固くなってきたと、こういうところまで影響があるのかと、大変厳しい状況になっているということとは私も認識しているところであります。

また、新庄市中核工業団地内におきましても、先ほど一部おっしゃってございました自動車関連等の企業におきましても若干派遣社員の契約打ち切りの余波なども出てきているという話も聞こえてきております。まさしく世界的なことが地方においてもすぐさまこうして余波を受けるということを実感しているところであります。

さらには、年末のことも申しておりましたが、実際に関係者とお話ししますと、来年3月あるいは4月の決算期等において大変な厳しい状況になるという話もお伺いしているところで

あります。そうした観点で、地元の企業におきましても受注量の減少、納入単価のさらなる厳しい値下げなどもありまして、大変厳しい状況が続いていると思います。

先ほど議員が申しっていました緊急保証制度についてであります。内容については中小企業や零細企業を支援するための資金繰り対策の拡充としまして、原材料価格の高騰による経営環境の悪化や事業資金の調達に支障を来している中小企業に対し資金を供給することによって経営安定を図るために、新たに10月末にスタートしました。先ほど議員のおっしゃったとおりであります。さらには、618業種の中小企業が対象ということです。

現在、市といたしましては、従来からの制度である中小企業信用保険法より要件がかなり緩和されておりますので、市といたしましては制度の認定機関として中小企業者の資金繰りに支障がないよう迅速な認定業務を現在進めているところであります。本市におきましては、中小企業は地域経済の一翼を担っております。また、原材料価格の高騰の影響は中小企業のみならず農業者にも及んでおり、これら事業者への対策を県初め経済団体等関係機関と連携を密にしながら推進してまいりたいと思います。

次に、新庄市の施設の安全性ということでございますが、指定管理者制度につきましては行財政改革大綱に基づき一つ一つ進め、現在11施設が指定管理者制度に移行しております。来年度には市民プラザ、図書館、体育館を初めとした体育施設について導入する予定であります。

御質問の施設の安全性と快適性についてでございますが、指定管理者制度に移行した施設につきましても、財産は市であり、施設面の安全性については絶えず市で把握しなければならず、仮に大規模な改修が必要になった場合には市で施工する体制をとっております。

また、快適性につきましても、指定管理者に

利用者アンケートなどを実施してもらい、利用者の意見を聞きながら、よりよい施設運営となるよう心がけてまいりたいと思っております。

このように、指定管理者制度の導入に当たっては、制度の目的に沿い、利用者の視点に立つことはもちろん、指定管理者制度が将来においてもよりよい形で継続できるような仕組みづくりが必要であると考えております。そのため、現在制度を活用している施設について検証を行い、市独自の運用指針を策定したところであり、今後はこの指針に沿って指定管理者制度を進めてまいりたいと考えております。

また、そこで働く皆さんの生活給に対する御質問もあったわけです。これにつきましては毎回議会のたびにそうした方々の生活給をどうするんだということが取り上げられております。これにつきましては、内部でどういう方向であるべきか、スタート時点におきましては採用年数がまだ短いということもありました。今後採用年数が重なっていきますと、それに見合った給料体系にしていかなければならないということはこちらも認識しているところであります。それにはまだ数年かかるかなと思いますが、市の持っているこれまでの資源をいかに市民の皆さんとともに管理していくかということによって、雇用の拡大にもつなげ、さらにはその雇用の拡大から生活給として位置づけられるよう今後ともさらに研究、検討させていただきたいと思っております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 答弁ありがとうございます。

先ほど緊急対策のあらあらの話もさせていただいたのですが、市長の答弁のとおり、中小企業に対して迅速な対応をしておるという話であります。昨日ときょうも含めて景気が

大変だと、財政的にも大変だということは、それぞれの議員が別の角度、いろんな角度から話をされております。現に私もこういうふうにして実際夜逃げ同然で経営破綻されてという状況の人を目の当たりにしたときに、この人は本当にこの年末年始をどうやって過ごすのかなと、地獄だろうなと。二つの例を出させていただきますけれども、これも現に身近な、ここ何日間での出来事です。

先ほど小関議員の話の中で、新しい企業誘致を頑張って東京事務所も含めてやっているとは言うのですけれども、福田山工業団地の方は調べてなかったのですが、あの中にも自動車関連業が何社かありますし、カメラのパーツをつくっている会社もあるのです。そういう企業の方々は今までずっと右肩上がりで量産体制になっていたのが、今度生産調整された場合には、新聞紙上、マスコミをにぎわしているように、一番最初に派遣労働者だったり身分が不確かな方だったりガリストラに遭うわけですね。現にそういう人方が新庄にも、何回か私は歩いただけでもそういう方にぶつかっているわけですから、結構いらっしゃると思うのです。そういう方々に対する対応、要するに中小企業の人方のつなぎ資金だったり、連帯保証が要らなくて済む今の保証制度はこういう条件だと、出たばかりの緊急経済対策の制度を周知する必要があるのではないかと。徹底してこちらの方から呼びかけして、できればそれを存続し、また景気につながるようにして頑張ってもらいたいという状態を行政側としても、これは本当にこうやってリストラされた場合に、この人方に対する市民税であれ、固定資産税であれ、夜逃げされるわけですから、すべて債務に、その瀬戸際の状態に置かれている状況下にあるような気がするのです。この状態のところの対応の仕方が、今、迅速に手を打つと言われたんですが、具体的にはどういうふうにしようと思っておら

れますか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 この緊急保証制度につきましては、内容については議員のおっしゃるとおりということで、これをいかに周知しているかということでございますが、これにつきましては商工会議所との連携をとりまして、そういった形で各中小企業さんにお話ししているということでございます。

なお、この申し込み件数にちょっと言及させていただきますが、これまで毎月1件程度ということでございましたけれども、この制度が発足しまして11月で11件という数でございました。なお12月につきましても、きのう現在で4件の申請ということでございます。

なお、対象業種が618業種ということでございますが、あすから698業種に拡大ということでございます。以上でございます。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) 今、商工観光課長から言われたように、一生懸命やっておられるのも十分わかった上での話をさせていただいております。

先ほどの話で、やはり52歳でリストラされた方が、職安、ハローワークに10月から行っているんですよ。毎日行っているけれども、子供がいて、奥さんがいて、そしてこの年末年始をどうやって過ごすのかなと思った場合には本当に背筋が寒くなる思いがするわけです。こうなった方も一生懸命やらなくちゃいけないわけですが、先ほどと角度を変えて、要するに福田工業団地の方にもいろんな企業が、例えばの話で精密機械だとか自動車関係だとかということで誘致運動を一生懸命頑張っているという話もお伺いしましたけれども、既存の今張りついている、頑張っておられる中小企業が異口同音に、先ほど

商工観光課長が言われたように、今まで月1件ぐらいだったのが11件、もっともっと多くなる。ということは、その裏を返せばそれだけ中小企業が大変だということなんです。ですから、もう一步突っ込んで、例えばの話で、こういう制度ができました、それぞれ大変な状況でつぶれてしまうというか、言葉は悪いんですけども、経営破綻になってしまっただけでは遅いんですよ。なかなか経営者としても自力で頑張ろうかなと思うんですが、こういう制度、まだ10月31日ですから1カ月ちょっとしかなくていいわけですから、知らない方々も企業主でいっぱいいると思うんですよ。その人方にこっちから手を差し伸べて、それは即、新庄市の固定資産税も含めて市民税も含めて法人税も含めて入ってくる。例えばの話、そこが経営破綻されたら何ともならない。ましてや一番いい例が世界のトヨタですらリストラをしなくちゃだめだという現状をかんがみると、新庄市の福田工業団地に入っているそれぞれの企業も四苦八苦しながら頑張っておられるのではないかというのは容易に察することができますし、月に1回しか来なかったのが11件も来ているということは、それだけ大変さを増しているよ、東京で風邪を引いて大変なのがひたひたと新庄にも入り込んでくるよ。いい例が5月以降の経営破綻の件数が9件ですよ。どこを言っても、本当に大きいところですよ。新庄市も入っています、建設業者も含めて、言いませんけれども。そういう状況に本当に末端は。そして、そこからリストラされた方々は悲嘆をしているのです。このところに手の打ち方をもう一步突っ込んでやられる気はありませんか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 これは議員おっしゃるとおりだと思います。さらなる周知を図ってまいりたいと思います。

あと、生活が成り立たない人もいるということでございますが、融資制度もございますので、そういった方も御相談に来ていただければ、こちらで対応できるものは対応してまいりたいと思います。以上でございます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） この緊急保証制度の中に個人に対する融資制度もあるんですか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 それとは別に金融対策事業ということで、私どもで担当しています中でこれまでもございました。以上です。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） これは個人ということですが、事業主のことですか、それとも一般の従業員の方々はそれに該当するのですか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 貸し付けにつきましては企業主さんもございます。いわゆる貸付金と、それに対する保証をこちらで負担すると、保証協会に対する保証を負担するという制度でございます。補助金として流すということで、これまでも何件かございました。以上です。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） もう一回お願いしますが、要するに緊急保証制度じゃなくて融資制度、これは個人がリストラに遭った場合でも該当するのですか、もう一回簡潔にお願いします。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 個人の生活資金もござい
ます。個人の方の生活資金もござい
ます。
以上です。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 角度を変えて伺いますが、福田工業団地並びに横根山工業団地の中で、自動車関連企業が円高で輸出が思うように任せない、どの業種も同じなのでしょうけれども、そういう状況の中で、輸出関連企業に従事している中小企業の会社で、横根山と福田工業団地には何社あって、大変だろうという会社はどれぐらいあるかなということを想像されていますか。今、調べているという話でした。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 いずれにしても、製造業の業種につきましてはすべてが今現在2割から3割減ということを伺っていますので、そう楽ではないと理解してございます。

以上でございます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 誤解のないように言っておきますけれども、一生懸命頑張られているのですよ。もっとより頑張っていただきたいという旨でいろいろ話のやりとりをやっているわけですから了解ください。

それで、いただいた資料の中に、年末29日、30日には商工会議所とタイアップして金融相談窓口を設けて中小企業の相談を受け付けるという具体的なアクションを商工会議所の皆さんも含めてとられるようでありますけれども、今の緊急経済対策も含めて借りやすい状況になったよと。赤字だから、おれのところは今までどうせ銀行の貸し渋りもあったりして、つなぎ資金だったり運転資金が容易にできなかったわけですよ。それがこういう国の方の施策ですが、こういう状況になって何とかつないでもらって頑張ってもらいたいという思いでこういう状態に予算措置されているわけですから、これについ

て30日にもっともっとメリットがあるように、本当に困っている方々が今言われたように3割、4割減でそれぞれ生産調整されているわけですよ、どこの工業団地の中の企業も。ですから、こういう状態にありますよという内容をこれで実り多くするためには、これをただありますよと言うだけでなく、じゃどういう状態に周知徹底されようとしていますか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 毎年ですが、商工会議所では年末にこういった相談窓口を開いているわけでございます。私どもは今回この制度の認定業務をやるということでございます。したがって、29、30の2日間ですが、29日にもし間に合えばその場で認定してもいいのかなと思っています。できればそんなことで対応してまいりたいと思います。以上でございます。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 今の商工観光課長のスタンスとしては、29、30日にあるよというのがそれぞれの中小企業に周知徹底というのはどういう方法でされているのでしょうかということなんです。今の現状をかながみると、2割、3割が全部生産調整されているわけですよ。そうするといかに大変だかということは容易にわかるわけですね。こっちの方でデスクワークしていてもわかるわけです。そうすると、29、30日にはこういう融資制度が、例えばの話で連結、昨年も赤字だった、ことしも赤字だろうという2年云々でも対社会性も含めてという状態になった場合に、そのほかの元請会社がどうだとかということになるとすれば、つなぎ融資をもらえるというか、運転資金をいただける条件を緩和されているわけですよ、618社から今度何社に。それだけなったということは、日本経済がこれだけ激変、大変だということはわかってい

るわけですよ。29、30日はそのためにやられるわけ。毎年やっているんだという状態だけれども、今回の趣というのはもっと違うように配慮しなきゃおかしいのではないかと。どうやって徹底するのかと。やはり呼んでいただいて。それは、ひいては破産、要するに経営破綻してしまってからでは遅いのです。そうすると市の税金にもろにはね返ってくるのです。ですから、そうならないためにも、こっちから手を差し伸べる方法はないのですか。せっかく29、30日に窓口相談するので、そのメリット、効果が最大限にできるようにという方策はないのですかということをお伺いしています。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 商工会議所では毎年そういった周知はしてございますが、議員おっしゃるとおり、私どももさらなる周知に努めたいと思います。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) 要するに、中小企業の建設会社の下請の会社がつぶれて、うちも建てたのですが、そこから夜逃げされたという状況も目の当たりにしています。どうかそういうことにならないように、事前に、新庄市民にとってはやはり本当に心の痛い、切ない、年末年始どうやって過ごすのかなと思うと本当に悲嘆に泣きたくなるぐらいの大変さがにじみ出ているわけですから、ぜひ、せめてその部分で今言ったように効果のある、その人方に手を伸べたおかげで、こうやって存続、そしてこれから拡大できるようになったと言われるように、29、30日はメリットの多い懇談会にしてもらえればありがたいなと要望しておきます。

続きまして、それぞれ新庄市の文化会館も含めての施設の安全性についてお伺いします。

市長からいい話をお伺いしまして、まだ指定

管理者制度が出たばかりで、1年、2年ですから、今、嘱託職員に準ずる給与体系をしているという状態ですが、順次これから考えながら生活給として。市長はだれかの質問の中にこういうふうに言われておりました。新たな雇用の場として考えていると、そして給与面でも市の嘱託職員に準ずるという状態ですが、嘱託職員というのは、はっきり言うと13万円ちょっとのお金で年間180万円、そこから上がらないわけです、ずっと。だとすれば、生活給として、例えばいろんな方法等あると思いますけれども、わくわく新庄だとかプラザはそれぞれ自主事業をやった場合にはそれぞれの経営主体の皆さんが実入りというか、いろんな部分でやった場合には入るよという状態があるという話ですが、それが少しずつ上がるのかなという状況にあるとしましても、やはりだんだんとベテランとなって、結婚して子供ができて、そしてずっとこの値段でやっていられるかなとなった場合に、また選択の余地があって、せっかく人材育成してそれぞれ特殊業務の任についた人方がやめざるを得ないという状況だけは避けたいなど。新たな雇用の場としてという部分の基本的なスタンスはどう考えていますか。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 指定管理者制度をいろいろ幅広く活用しておりますけれども、指定管理者に委託する場合の管理委託料の算定に当たって人件費をどう見るかということも重要なポイントです。この人件費については、これまで何度かお答えしているとおり、市の嘱託職員に準じて、あるいは嘱託職員の報酬の額、市職員の初任給の額などを参考にして、市として妥当だろうという額を定めております。

ちなみに、来年度、指定管理料の積算に当たっては一般事務職で13万6,000円と考えています。嘱託職員は基本的には13万1,500円、市の

高卒初任給は13万8,000円です。その辺を参考にして、さらに保育士とか司書等の資格のある職種については加算していますし、また館長等の管理者についても加算しています。そういった形で来年度から若干改善することになっているんですけれども、さらに通勤手当なり期末手当なり、いろんなものを加味していますので、明確な相場はわかりませんが、ほかのところで働いている保育士さんとかと比べれば決して低くない額には設定しています。

ただ、長く勤務してもなかなか上がらないという問題について言及されたところですが、市が雇用する方々ではないというところの難しさがあります。例に挙げられましたわくわく新庄は、民間企業が指定管理者として管理運営しています。民間企業が自分の社員を配置して、その給料というのは自分の会社の給料体系で決まりますから、市が人件費の積算の上で上げたから、それがそこで働く人の給料に直接影響するということはありません。これは業務委託とか工事とか何でもそうですけれども、そういうことですので、いろいろな御指摘を受けていますから改善の方向では検討しておりますけれども、そういったことも全体的なことを踏まえて考えていきたいと思っています。

いずれにしても、嘱託報酬なり職員の初任給なり今後も多少は動いていくものと思いますので、それらに連動した形でいろいろ改善の方向で検討すべきものかなと思っています。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 前向きな回答をいただきましたので、ぜひそこに従事する人方も、新たな雇用の場ですので、その人方の生活給も少しずつ今みたいな状態の中で上げていただければと思います。

もう1点、提案ですが、先ほど市長も言われましたけれども、それはすべて新庄市の施設で

あります。それぞれの民間業者に委託はするでしょうけれども、総括して運営費、人件費等ということで、こっちから概算で支出するわけですから、その場合にはこういうふうに上げましたので、それを波及できるようにお願いしたいということ言っても何もやぶさかじゃないわけですから、そういうふうに言っていただいて、そこで働く人方の生活が守られるような配慮をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 先ほども言いましたけれども、受ける側としては、民間の仕事であれ、市の仕事であれ、そこで働く社員の給料というのは差を会社としてはつけられないと思うんです。ですから、そういう難しさはありますけれども、今、社会全体で問題になっている低賃金構造であるとか非正規雇用の問題など、働く側が極めて厳しい状況に立たされているという現実はあるわけですから、そういった全体状況を踏まえながら公共サービスに携わる方々のことも考えていきたいと思っています。

なお、制度運用に当たって、いろいろ指定管理者からヒアリング等お尋ねしておりますけれども、給料については余り要望は出ないんです。むしろ妥当だという評価をいただいています。ただ、全体的な建物の維持管理経費、これらがかなり窮屈でやりくりが大変だということはすべての施設の指定管理者から言われていることでして、この辺のところを考えて、先ほど指針というお話をしましたけれども、今後の運用に当たっての指針の中では諸経費を見るとか、年度途中の修繕とか燃料費の高騰とか、そういったことへの対応などももっときめ細かなものにしていかなければならないだろうなと思っていますので、そういった内容については来年度から配慮していきたいと思っています。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番(金利寛議員) 観点が違うようでありますが、嘱託職員の給料に準じてずっと上がらないというのは、上がらないというのを言ってしまうがなと思うから言わないだけなんです。今の時代にかんがみて少しずつ上げていきますよといった場合には、あくまでも新庄市の施設なわけですから、そこに従事している人は嘱託職員であれ、委託であれ、やっているわけですから、その給料体系を少し上げた場合に市から払う人件費、市が上がった場合には、こうやって上げましたので、その従事されている方々によろしくというアドバイスはできるはずですよ。できますよね。それをひとつきちっと言っていて、だってそれは人件費をきちっと支払いするわけですから、その契約のときに。少しずつ上がっていくと。市長だってそういうふうなことを考えていきたいという話を、最初に総務課長もそういうふうに言ってくださっているのに、それはまずという感じで打ち消す状態ではなくて、これは決して給与面で言わないんじゃないかと、言ってもしょうがないと思って言わないだけなのです。そういうところの認識のちょっとずれがあるようですけれども、そういう部分をきちっとして、できるだけ生活給としての改善を図れるようによろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなりましたが、先ほどこういう話で締めくくったのでありますが、文化の薫りがトイレの香りにかき消されて、たまったもんでありませんという文化会館のトイレの問題です。月曜日に入ると物すごく臭くて、構造上の問題じゃないのかと言われているわけですが、生涯学習課長は一生懸命いろんな部分で紅一点で頑張って、これだということを言っておられるようですが、このところはどうか。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 まず、生涯学習施設全般についてでございますけれども、議員御指摘のように老朽化しておりまして、修繕箇所がかなりふえております。一度に全部修繕できればもちろんベストなんですけれども、そういうふうにはいかないという状況で、計画的に順次修繕計画というのを立てておりますが、基本的には安全性を最優先ということなので、快適性については若干それよりはおくれるということをまず御了承いただければと思います。

その上で、文化会館のトイレについてでございますけれども、実はこの修繕計画の中には上がっておりませんでした。去年あたりまでは市民からの苦情もなかったということなんですけれども、指定管理者になって、職員が非常に鼻のきく人がいて、やはりにおいがすると。大きい施設で一度にたくさんの方が入ると、どうしてもそのにおいがこもりまして、プラザなんかもそうなんですけれども、使った後というのはなかなか一気に換気がはけなくて、消えないということもあるんですが、文化会館は必ずしもそうじゃなくて、人が使わないときにもにおいがするよだということを職員は感じていたんですけれども、さっき金議員から御指摘がありましたように構造上の問題だろうということで、課の方にも格別な報告はなかったのですけれども、天気が悪くない日は窓をあけるとか、消臭剤をするとか、さらに感心することは、大きな催しがあるときには、使用前、使用直前、使用後の3回も、使うときには職員が率先してトイレ掃除をするとか、そういう意味では本当に頭が下がるぐらい現在の職員は非常ににおいにも敏感になってというか、お客様に気持ちよく使ってもらいたいということで努力はしております。ただ、私どもも本当にそれがそんな努力だけで解決するものではないということを認識してございますので、構造上の欠陥とはいえ、ど

ここにまず原因があるのかというのを早急に調査してまいりたいと思っております。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） 文化会館は、1,034名の下にありますけれども、換気扇がないのです。臭いのは当たり前です。市長、何か改善策はありますか、最後に。トイレの換気扇がないの。あそこは何かイベントがあれば臭いことこの上ないのが当たり前なのです。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 このトイレのにおいについては、大ホールの下のトイレのにおいというよりは、そうじゃないところでのにおいも何かいろいろあるようなので、その辺について調査したいと思っております。大ホールの方は換気扇がないんですけれども、そんなにそこのトイレ自体は臭くないと職員の方からも報告は受けておりますので、いずれにしても何が原因か調査してまいりたいと思っております。

13番（金 利寛議員） 終わります。

平向岩雄議長 ただいまから2時まで休憩します。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

平向岩雄議長 次に、佐藤悦子君。

（2番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

2番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表いたしまして、一般質問を申し上げます。

日本共産党は、外需頼みの経済から内需の拡

大へと経済体質の転換を提案しています。今、大企業中心の政治、アメリカ言いなりの政治でよいのかが問われていると思います。例えばトヨタは3,000人の首切りをしましたけれども、この3,000人の首切りを行われた方々の年収は1人約300万円、そうすると90億円です。それをやる一方で6,000億円の経常利益をトヨタは見込んでいます。さらに、株主配当が2,000億円、会長と副会長という豊田一家ですが、2人だけで22億円の株主配当、大株主への配当を減らして、これを労働者の雇用を守るというふうにすることはできると思うんです。トヨタだけで13兆円の内部留保を持っています。これを取り崩して労働者を雇用して、労働者に配分することは必要なことだと思うのです。大企業全体で230兆円の内部留保を持っていますが、これを雇用に回すように政府として強力に指導すべきであると日本共産党は首相に対して求めています。

本題に入らせていただきます。

雇用促進住宅についてお聞きします。

雇用促進住宅新庄市東山宿舎は、昭和58年に80戸、平成13年に80戸建設され、現在90世帯が暮らしています。

2007年6月の閣議決定、規制改革推進のための3カ年計画では雇用促進住宅は遅くとも2021年までに廃止とされておりました。しかし、自公政権はそのわずか半年後、2007年12月の閣議決定で全住宅の半数程度については廃止を2011年までに前倒しして実施すると決定しました。現在、雇用促進住宅を管理しているのが雇用能力開発機構ですが、略して「機構」と言いますけれども、機構はこれを受けてことし5月、「入居者の皆様へ」という一方的な廃止通知を出しました。定期借家契約者という賃貸借契約の期限を定めた契約者に、2008年12月に定期借家契約の期限満了を迎える方から再契約を中止し、雇用促進住宅の廃止を進めるという内容でした。

入居者が驚き戸惑ったのは当然でした。入居者に配られた資料には市営や県営住宅の申し込み方法が紹介されていますが、現在ほとんど空きはありません。市営住宅は19年度で19戸空きがあったのに対し4.5倍、県営は8戸空きがあったのに対して12倍の応募でした。県営は单身では入れません。所得制限もありますし、実際に数十世帯が応募しても入居できる人はわずかです。子育て世帯は子供の学校の転校を余儀なくされます。高齢者の場合はさらに深刻です。一片の通知で生活基盤である住宅を奪うという血も涙もない道理のないやり方で、転居先を見出せない世帯にはホームレスになれと言うに等しいものでした。

これに対し、日本共産党は厚生労働省や機構に対し交渉を延べ8回行いました。居住者の意見を十分に聞き、一方的な住宅廃止を白紙に戻すことなどを求めました。その結果、急に移転先が探せない入居者は基本的に再契約できることになりました。9月末、日本共産党の佐々木衆議院議員が期限の切迫した入居者と再契約するように求めたところ、10月7日、雇用能力開発機構は個別の事情に応じ、「退去することが困難であると認められる事由がある場合には平成22年（2010年）10月30日までの再契約を締結する」と回答しました。契約期間が定められた方も最大2年間延びたのです。

新自由主義的な構造改革のもとで貧困が広がり、家を失う人が増加しています。低所得者、高齢者、外国人などの住宅弱者など、国民が安心して暮らせる住宅が不足しています。国民への住宅保障を行うことが緊急の課題となっています。日本共産党は「1世帯、1人たりとも路頭に迷わせない」の立場で廃止撤回運動を広げるとともに、入居者の権利を守るために努力します。市としても、居住権を守るために住民と一緒にあって、国が責任を持って居住者の居住保障をするよう国に働きかけを行っていただき

たいと思いますが、いかがでしょうか。

また、どうしても続けられなくなった場合、住宅を市として買い取ることも考えなければならないのではないかと思います。その場合、土地開発公社の独自事業として行うことができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

2番目の質問ですが、ひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者だけの世帯に対する火災報知機の無料設置について提案します。

平成23年6月より住宅用火災警報器の設置が義務化されます。これに対して河北町では75歳以上のひとり暮らしの高齢者や65歳以上で身体障害者1・2級あるいは難病をお持ちの方に火災報知機を配付しています。河北町では対象者223人に対して400台支給するとして200万円の予算を立てていました。天童市でも無料設置の条例を出しております。新庄市でも高齢者世帯の安心のために実施してはいかがでしょうか。

3番目に、合併は問題があるのではないかとという質問です。

①として、毎日新聞（11月18日付）では「平成の大合併打ち切りへ。背景に周辺地域衰退も」という見出しの報道でした。以下、毎日新聞の中から主な内容を紹介します。

「総務省が合併を推進する方針を見直し、平成の大合併を打ち切る方向で検討に入った。政府は自治体数1,000を目標にしているが、当初は2,000でさえ難しいのではと思っていた。1,773は十分な数字」と総務省幹部、「都道府県並みの面積の自治体がふえ、周辺地域の衰退や公共サービスの低下を招いたケースもある。実際に大分県が旧町村の住民を対象に2005年から始めた聞き取り調査では『住民健診の実施箇所が統合されて不便になった』『職員減や役場の注文がなくなり、店の売り上げが減った』『道路の整備がおくれるようになった』などの被害が寄せられた」とのことです。県内で合併したところを見ても、周辺部は産業も商店も中心部の機

能がなくなっています。除雪も少なくなり、学校や保育所がなくなり、寂れています。このような合併の弊害が全国で起きていることを総務省も認めているのです。

②として、合併すれば首長と議員がいなくなり、住民の声が届かなくなります。各町村ではそれぞれ10人の議員がいますが、合併すれば2人とか4人とか激減です。それだけ住民の声を行政に届ける力が弱まることではないでしょうか。これらについてお考えをお聞きます。

4番目として、給食の民間委託の問題について質問いたします。

①として、学校給食は教育の一環として位置づけられています。ですから、業務を民間会社に委託する場合でも、市の職員、栄養士が責任を持って献立を立て、直接食材を仕入れ、現場指示をしています。そこで悩ましい問題が起きます。市では来年度行う親子方式の中学校給食を民間委託するという方針です。業者に業務を請け負わせても、市の栄養士は現場に常駐し、みずからつくった献立に基づき委託先の社員の仕事を指示、確認します。市が学校給食に責任を負っている以上、これは当然です。

ところが、それが違法行為になるのです。法律では、請負の場合、自社の雇用する労働者を元請などの他社の指揮命令下に置くことはできません。それをやれば偽装請負となり、違法行為になります。仙台市議会でも労働局に具体的事実を示したら、「それはよくない。担当者に来るように言ってくれ」と労働局に言われたとのことでした。兵庫県丹波市では労働局の指導を受け、民間委託を撤回し、直営で行っています。法に抵触するような業務なら民間に委託しないで市直営でやるべきではないでしょうか。

②として、神室荘は新年度4月から給食の民間への全面委託をするとの方針です。これは地産地消からはかけ離れた給食になるのではないかと思います。食品偽装が後を絶たず、食への

不安が募っています。業者の利潤追求に市税が使われるよりも、市直営の方が市民のためにおいしくて安全な給食の提供ができるのではないのでしょうか。

5番目として、保育所の民営化の問題について伺います。

子供に必要な保育を国と自治体が責任を持って保障する公的保育制度が、政府と財界によって壊されようとしています。日本共産党は保育関係者団体とともに、公的保育制度を守るために、国会請願を通すために頑張ってきました。国は今、公立保育所の廃止、民営化と営利企業の参入を推進し、福祉予算を減らしています。その結果、新庄市でもコスト削減などを理由に公立保育所の統廃合、民営化を進めようとしています。福祉や教育の予算を大幅に減らし、国民に自己責任を迫り、保育を売り買いするサービスに変えることが構造改革です。財界は保育を民営化すれば2兆円の市場が生まれると試算し、営利企業の投資進出を促しています。今の保育制度では子供に必要な保育を国と自治体が保障しています。この制度を壊し、保護者の自己責任で保育サービスを買う制度に変えたら、おむつ交換1回何円、お昼寝やお散歩は別料金という切り売りのサービスに変わります。保護者の所得にかかわらず、どの子も等しく健やかに育つ権利があります。公立保育所民営化の行く着く先は、保育の質も金次第という人生のスタートから格差を持ち込む保育の市場化です。

そこで、①として、市財政の悪化の原因は何かということについてお聞きます。保育所が悪化の原因ではないと思います。財政悪化の原因に沿った再建策を考えるべきであります。次世代を担う幼い子供たちに優先的に投資するのは当たり前のことではないでしょうか。

②として、北部保育所の説明会では、「市立で続けてほしい」という保護者に対して、市側は「市は民営化を決定している」ということで

した。アンケートも行われたようですが、このような民営化ありきという立場では保護者の賛否を問うものとは言えないと思いますが、いかがでしょうか。

③として、給食の委託も簡単に進められるという問題もあります。北部保育所の民営化についての説明で、市側は「給食については直営でなく委託もあり得る」とのことでした。新庄市は、子供の健康、育ちの基盤として給食を位置づけ、これまで公的責任で学校や保育所の食生活を充実させてきました。

知らない間に給食が外部委託され、企業のもうけの対象にされてしまうのです。もうけを優先し、保育の質を切り下げる例が出ています。

東京都の事例ですが、企業立のある園では食材費を1日1人数十円に抑えています。給食に100グラム10円のとり肉や見切り品の野菜を使い、おやつはたまごボーロ数粒などという実態もあります。

良心的な法人に委託するとしても、経営経費を抑えるためにということで、給食の委託が経営者の意思一つでできます。保育の場に営利主義がはびくれば、東京都の事例のように犠牲になるのは子供たちではないでしょうか。

④として、乳幼児保育所をなくしてはならないということについてです。乳幼児保育所をなくすことは、必要な子供が認可外保育所に行かざるを得なくしていくことだと思います。必要としている子供が認可保育所に入れるようにするのが大人の責任だと思います。ほかの保育所に乳児室を拡充してとの考えもあるようですが、今の乳幼児保育所に入っている子供たちを入れる広さが確保できるのか、どれくらい広さが必要と見ているのかお聞きします。

⑤として、民営化はベテランの保育士がいなくなることであり、保育条件は必ず悪化の道をたどります。保育士の非正規雇用の拡大、低賃金構造の固定化であり、保育士の労働条件の悪

化は、言葉を変えて言うと保育労働者を粗末に扱うということです。学校で考えてみていただきたいのです。人件費を抑えて安上がりの教育を進めると、どんなことが予想されるでしょうか。教師を粗末に扱う学校に、よい教育を期待することはまず無理ではないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、雇用促進住宅についてであります。この住宅は雇用保険3事業の雇用福祉事業により設置された勤労者向け住宅であり、独立行政法人雇用能力開発機構において全国に3,838棟、14万1,722戸、約35万人が居住していると言われております。

しかしながら、国は平成13年12月に特殊法人等整理合理化計画及び平成19年6月に民間事業者の知見、ノウハウを活用した雇用促進住宅の売却を平成33年度までに完了するとの閣議決定を行ったため、雇用能力開発機構は平成20年度末までに地元自治体から譲渡希望がない場合は廃止する計画であります。

現在、雇用促進住宅東山宿舎4棟の住宅には総戸数160戸中81戸が入居しており、もし住宅廃止ともなれば入居者はすべて期限内に退去せざるを得なくなり、市の重点施策として掲げている定住促進、安心して暮らせる安全で快適な生活環境づくりに逆行することになることが予想されます。

市の雇用促進住宅に関しましては、今年2月、雇用能力開発機構理事長から雇用促進住宅の譲渡、廃止についての正式な通知がありました。このことを受け、半年間余りその対応について庁内関係各課で多面的に検討を重ねてまいりま

したが、今月末から来月初めにかけて一定の結論を出したいと考えております。

つきましては、近いうちに議員の皆様にご協議していただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、土地開発公社の独自事業としてやっていくことができるのではないかとということについては、公社の行える業務は、土地の取得、造成及び住宅用地の造成事業となっておりますので、住宅に関する事業については土地開発公社の設置目的及び業務範囲から逸脱しますので、行うことができません。

2番目のひとり暮らし老人等に対する火災警報器の無料設置の御質問についてですが、同様の趣旨でこの6月議会にも沼澤議員の方から御質問をいただき、答弁を申し上げているところであります。その際に、生活弱者に対する補助制度の創設については、今後機器の普及状況や一般市民との均衡などを勘案しながら検討していく旨の答弁を行い、各市の状況等を聞き取りするなどして検討しているところであります。

各市におきましても、共同購入の促進や高齢者に絞った支援など、対応はばらばらであります。本市においては第一義的には設置が義務化されたことや、生命にかかわる火災被害を未然に防ぐ手段として法に定められた警報器の設置を全市的に周知、PRして推進していくことと考えております。設置義務の期限は平成23年5月31日までですが、その間の設置状況などを検証しながら、経済的な理由により設置できない低所得高齢者世帯などに対する支援のあり方について、今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、合併問題ですが、11月5日に設立しました新庄最上地域合併検討協議会におきまして、一般的に合併のデメリットと言われる「役場が遠くなり、不便になる」や「中心部と周辺部の格差が拡大する」や「住民の声が届かなくな

る」などの課題への対応を検討、協議しているところでございます。

総務省では、全国において合併による市町村の減少率が45.1%となり、一定程度以上に合併が進んだことから、財政支援措置を伴う新合併特例法の延長は行わない方向で検討に入ったということではありますが、平成22年3月までという方針は前々から示されていた方向であると受けとめております。期限後は定住自立圏構想などで地域の一体化が一層進められていくのではないかと推測しております。

合併による中心部と周辺部の格差につきましては、行政の使命は公平・平等ですので、中心部だけよくなって、周辺部が行政サービスを受けられなくなるということはございません。

役場がなくなって、役場周辺の活気を失ったというような例はあるようですが、合併することにより観光客が増加したり、企業誘致の促進や農産物のブランド化が図られたり、災害復旧にマンパワーが生かされたなど、地域が元気になった例もたくさんございます。

周辺部が寂れないように、旧役場庁舎を新市の総合支所として位置づけたり、合併後のまちづくりの指針となる合併市町村基本計画の策定におきましても周辺地域に配慮したまちづくりを行いたいと考えております。

また、首長や議員がいなくなり、住民の声が届かなくなるということにつきましては、単純に合併して人口がふえれば声が届かなくなるということはないと考えます。確かに合併することにより議員1人当たりの住民の数はふえますので、今まで以上に住民の声を直接聞いて反映させるような仕組みをとっていかなければなりません。そのための方策といたしまして、例えば新合併特例法に規定されている地域審議会や地域自治区、合併特例区の制度を活用して住民の声を反映したり、諸地区委員、地域担当制など巡回出前型の行政サービスの実施を検討して

いかなければならないと思っております。

今後は、後発の利を十分に生かしながら、議員の御指摘のようなことが起こらないよう対応策を十分検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

給食の民間委託問題については、教育長に答弁させますので、よろしくをお願いします。

神室荘の調理業務民間委託の件であります、荘全体の運営面を考え、民間委託による経費節減等を行いながら、入所者の高齢化、身体面での障害を持つ方々が増加している現状の中で、健康でより安全な毎日を送ることができるよう環境改善に振り向けていきたいとの思いがあります。入所者が一番の楽しみにしている日に三度の食事に対しては、一人一人の健康状態に合わせた食事の提供が可能になると思われることから委託するものであります。

選定のポイントといたしましては、地元食材の使用、地元からの雇用を重視した提案型による業者選定をしていきたいと考えております。

保育所の民営化問題についてであります、市財政悪化の原因は何かということについて、歳入では景気低迷の影響による市税、地方交付税など一般財源の減少、歳出では施設の整備事業などに活用した市償還金の増大などが直接の要因として上げられます。しかし、歳入が減少した中で、今後も保育行政に同様の経費をかけ続けていくことになれば、財政を圧迫していくことになります。

北部保育所の説明会では「市立で続けてほしい」という保護者に対して市側は「市は民営化を決定している」ということだった、アンケートも民営化ありきの内容で、保護者の賛否を問うものとは言えないということですが、市は適正な行政領域を見きわめながらサービス向上と効率化を両立させる行政経営を進めていかなければならず、そのために行政サービスの提供主体を見直し、保育所の民営化を推進していくこ

ととしております。

このことは何度も申し上げておりますが、新庄市行財政改革大綱実施計画を策定する際に大いに議論されたものであり、市の基本的な方針として決定していることであります。このことを保護者説明会の場で説明をさせていただきました。保護者に対しましては、民営化を進めるに当たって問題となるものがあれば、それを取り除いていかなければ民営化は進められないと考えておりますので、そのためのアンケート調査なども行っております。北部保育所の保護者に対しまして、また一から民営化そのものの賛否を問うことはいかなものかと現状として考えております。

給食につきましては、給食の安全、衛生や栄養などの質の確保が図られていることを前提に委託が認められております。ただし、施設外で調理し搬入する方法は認められておらず、保育所内の調理室を使用することとされております。

乳幼児保育所についてですが、老朽化が激しく、改修して使用するには耐えられない状況です。そのため、将来的には建物はなくさざるを得ませんが、定員については減らさない方向で検討しております。定員分は他の保育所や増築や新築との組み合わせなどについて、今後の検討課題となっております。

ベテラン保育士がいなくなるということについては、保育士は若い人から年配の人までバランスよく配置されるのが望ましいと考えますので、移管先と協議します。

保育士の非正規雇用の拡大については、市立保育所は日々雇用職員が半数以上となっており、民営化はこの状況の解消になるものと考えます。

低賃金構造の固定化については、適正な賃金の支給が望まれます。保育士の労働条件の悪化は保育の質に影響を及ぼすということについては、十分配慮しなければならないと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

平向岩雄議長 教育長、武田一夫君。

(武田一夫教育長登壇)

武田一夫教育長 学校給食の民間委託が偽装請負に当たらないかといった御質問でございますが、私の方から答弁させていただきます。

偽装請負とは、業務委託の請負側が人員の派遣のみを行い、作業現場に責任者がいないか、責任者がいても機能していないといった状態であると考えております。

したがって、今回、民間委託を検討している学校給食の調理、配送業務につきましては業務委託を受けた請負業者が作業責任者を配置し、調理従事者に対してはその作業責任者が指示を出すことになると考えております。このため、調理従事者の衛生管理や搬送従事者の安全管理を初め各作業内容についても詳細な仕様書を作成し、それが適正に実施できる業者と委託契約を結ぶことにしておりますので、問題はないと考えております。今後とも、より安全安心な給食、配送業務を確立するよう十分に考慮しているところでございますし、偽装請負にはならないよう十分な配慮をしていきたいと考えております。以上でございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） まず、雇用促進住宅についてなんですけれども、市の方に通知があつて、1月初めまでに市で譲渡を受けるかどうか結論を出すということはわかりました。

それと並行してなんですけれども、国に対して、居住者の意見を十分に聞いて、住宅廃止を一方的にするのは問題ではないか、白紙に戻すべきではないかという立場で言ってやることも必要なんではないかと思うんです、住民の声を聞いて。そういったことについては、やる気持ちがないかどうか、お願いします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 ことし2月に文書で廃止の決定、地方公共団体で取得する意思があるかどうか今年度中にその意思を伝えてくださいという通知がありました。山形の事務所あるいは直接雇用能力開発機構に電話で問い合わせなんかをいたしました。この住宅は市の定住促進あるいは雇用の促進に非常に寄与している住宅であるという旨のお話をしたり、何とかできないものかというお話もこれまでさせていただきました。そういう面では、市の考え方、要望等についてはこれまで伝えてきたと我々は考えてございます。今後もそういった気持ちでいろいろお話を聞かせていただくと、市の考えもこれからまとめていくという中で、市のスタンスは今後要望あるいはいろんな形で伝えてまいりたいと考えています。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） よろしく申し上げます。

その次に、合併についてお聞きしたいと思います。合併後の財政問題についてですが、合併すれば財政や地域が豊かになれるかという問題です。二つの点から考えてみます。

一つは、合併すると年間13億円も減るという問題があります。4市町村に1年間に交付される地方交付税は約100億円という現状ですが、これが一本算定では87億円、年間13億円も減ることになります。10年間で130億円も削減となります。優遇措置とされる算定がえで5年間はこのままで、6年目からは段階的に減り、11年目からは現在より年間13億円減少ということになります。合併によって財布は膨らむどころか、すぼむことになります。地方交付税が削減されることによる影響は、行政サービスの低下はもちろん、4市町村の地域経済に及ぼすマイナス影響は多大なものが想定されるのではないでしょう

か。合併すれば管理的な部門の職員が減らされ、住民サービス低下をもたらさないかのような前の課長のお話もありましたけれども、支所を置けば必ず管理的な職員が必要です。節約できるという具体的な試算を示していただきたいと思っています。

もう一つ、有利な借金と言われます合併推進債についても問題があります。有利な活用をしても、交付算定がえ終了時期、11年目以降と重なれば、得どころか、マイナスの可能性があります。その上、今までの合併したところには国の補てんは約束の4割から5割までしか来なくなっていると。これは毎日新聞で指摘されておりました。国の約束は守れていません。国の地方交付税削減のねらいに迎合する合併はやめるべきです。いかがでしょうか。

國分政嗣副市長 議長、國分政嗣。

平向岩雄議長 副市長國分政嗣君。

國分政嗣副市長 国の約束は守れていないとおっしゃいましたが、まさしく地方交付税は今後合併しなくても約束される財源ではないと私どもは認識をしております。非常に不安定な財源でありますので、あたかも確定した財源であるかのような合併前・合併後の地方交付税の姿というのは非常に判断を誤らせる認識かなと感じております。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 今田議員もおっしゃられたように、地方交付税を地方6団体の運動でふやさせる。国はおおむね減らす方向でいるんですけれども、ふやさせる運動はこれかもあるだろうし、あるいは国の方がやはり減らすということであるだろうし、それは国の政治の動向で変わってきます。今、確定したかのように言ったのは、現在もらっている今の地方交付税のあり方が一本算定になった場合、この人口で、この地域で4市町村が13億円減ると。これは市

の担当課長らが試算した数字です。これにさらに国の政策が加わってくるわけです。合併というのは、国の政策が加わってくるものを抜いて、今現在で比べたときにくくと13億円減る内容でいいとする、これが合併なわけです。そういう意味では、じゃ何を話の土台にするかとなったら、やはりこういう数字は大事な数字だと思います。

次に、合併についてもう一度別の質問ですけれども、平成の大合併は国の財政赤字の地方への押しつけだと思うということです。

総務省は、市町村合併は画期的な行政改革の手法なのだと述べて、その試算で市町村が1,000程度になれば地方財政は4兆円から5兆円縮減できるとしてきました。市町村合併の背景には地方交付税の大幅削減のねらいがあるのです。本来、合併が市町村にとって現在よりもよくなるという保証があれば、優遇措置という一時的なあめ玉がなくても進むはずだと思います。しかし、平成の大合併の実態は、国の財政赤字のツケを地域の地理的、歴史的、文化的条件を無視して、期限を決めて上から押しつける強引な押しつけ合併です。合併後、不都合があったからといって、法律上は分割も可能ではありませんけれども、現実には後戻りはできないことです。繰り返しになりますけれども、国の地方交付税削減のねらいに迎合する合併はやめるべきではないでしょうか。

國分政嗣副市長 議長、國分政嗣。

平向岩雄議長 副市長國分政嗣君。

國分政嗣副市長 本年1月から最上新庄8市町村の首長が協議をいたしまして、現在4市町村の任意協議会の設置に至っているところであります。全国的にも3,200を超える市町村が現在1,700市町村になっていると。約50%近くが合併を施行しているという時点で総務省等の総括があったという新聞記事が出ましたが、山形県の方で総務省に確認をしたそうですが、総務省

の方からそういうニュースソースは出ていない
ということでした。

確かに、合併がすべてバラ色ではありません
けれども、先進の事例は先ほど市長から申し上げ
ましたように認識をしておりますので、そう
ならないようないろんな手だて、総合支所方式
等、周辺の住民の方々に十分配慮をした行政運
営を目指しての協議が進められているところで
あります。よろしく御理解をいただきたいと思
います。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） しかし、私としては最
初の再質問で言ったように合併後の財政問題で
地域が豊かになれるとは全然思えない。反対の
方に向かっていくということが数字の面からも
明らかだということから、賛成はできません。

次に、給食の民間委託の問題で、偽装請負に
ついて教育長の方から話がありました。責任者
がいないか、いても機能しないことが偽装、作
業責任者が調理師に指導することになる、そう
ならないようにするためにそういうふうにする
ということでありました。

しかし、今までの給食のやり方を見ていると、
調理師たちが、学校の先生たち、栄養士さんた
ちと調理の打ち合わせをみんなでやって、そし
て一斉にそれぞれ担当してやっていく、という
給食づくりがやられてきたと思います。しか
し、今度民間委託で偽装請負を避けようという
ふうに今のようにやられますと、チーフという
人が栄養士などから指導、話を聞いて、チーフ
が今度は調理師1人ずつに話をしなくちゃいけ
ないという形になって、調理師が学校の栄養士
や先生方などと打ち合わせなどできないとい
いますか、指導を受けることができない、栄養
士が調理師に対して直接指導できない、そうい
うことになってしまいます。そうすれば、大事
な連携作業が寸断されていくように思います。

弊害をかぶるのは子供たちなんです。

旧藤島町では、町の栄養士の指示のもとで調
理ができない学校給食はあり得ないと言いまし
て、民間委託を撤回しました。

市民は子供の給食をつくってくれる市の調理
師の削減は望んでいません。どうでしょうか。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 従来どおりに変わらないよ
うな形でやっていきたいということになりますけ
れども、献立検討会というのが毎月15日前後で
開かれます。これは今月も15日ぐらいに開かれ
るんですけれども、2月分の献立を検討します。
ということは、少なくとも1カ月半ぐらい前
には委託業者の方に2月の献立表が渡っていく
と。その時点においていろいろ疑問点等があれば、
当然委託業者の方との打ち合わせは必要になっ
てくるだろうと。そこでもって従来どおり変わ
りないような形で作業工程なんか説明した
上で実際に給食は調理できるのではないかなど
考えています。ですから、その現場でもって直
接受託している方に指示をするということはない
と。もし仮にそういう場面が出てきても、責
任者がいれば責任者に対して指示を行うとい
うことですので、偽装請負にはならないと
考えております。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） わかりました。次の質
問に行きます。

神室荘についてですけれども、食材の購入は
今までの業者に、地元の業者をお願いするよ
うにすることですが、食材を注文する過程
で購入価格を低くさせて利潤を得ることができ
ます。これが民間委託の最大のうまみであり、
それが食材購入に当たると言われています。汚
染米をたまご焼きに入れた食材を使った日清医
療食品も県内の高齢者施設の給食に参入してお

ります。その点、どうお考えになるかお願いいたします。

もう一つは、塩分やカロリーを抑えた食事、これが健康のためにと庄長さんなどがおっしゃっているようですけれども、これは今の市の栄養士にもできるはずであります。栄養士も健康上必要な調理は勉強しているはずだし、現に今つくっているのではないのでしょうか。

叶内利昭神室庄長 議長、叶内利昭。

平向岩雄議長 神室庄長叶内利昭君。

叶内利昭神室庄長 まず初めに、地元の小売店さんからの食材の調達の件であります、私どもの施設には厚生労働省で定めています設置基準がございまして、50名以上の定員を有する養護老人ホームには必ず栄養士を1名配置しなさいという規定があります。これはあくまでも守っていきます。その中で、調理業務を委託した場合にも相手方に栄養士を1名配置するように仕様書の中でうたっていきたいと思っています。双方の栄養士で献立表の組み方を相談しながら、協議しながら献立をつくって調理していくわけですが、できるだけ地元の食材を購入し、より安全な給食の提供をしていきたいと。できるように業務の提携の中でもうたっていきたいと思っております。

それから、塩分とカロリーを抑えた給食は現在も行っているのではないかという御質問ですが、議員のおっしゃるとおり、現在も塩分やカロリーを抑えた給食の提供は行っておりますが、どうしても時間と調理師さん、正規の市の調理師さんの数が少ないということもありまして、塩分につきましては1日10グラム以下という抑え方は非常に楽なんです、カロリーの部分につきましては、どうしても同じ食材をつくる関係で、カロリーの計算につきましては量で調整しているような状況がございまして、おかずの量の格差が生じているということもございまして、そういった面を改善していきたいというこ

とから、カロリーと塩分の抑え方も業者さんのスケールメリットに頼りながらしていきたいと考えているところでございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 今伺った庄長さんのお話の中で、食材購入というのが民間委託の最大のうまみと言われている。そういう意味では、せっかくの市税のお金が民間会社の利益に行ってしまうというのは大変つらいというか、そう考えないかということをお願いしているんです。

叶内利昭神室庄長 議長、叶内利昭。

平向岩雄議長 神室庄長叶内利昭君。

叶内利昭神室庄長 できるだけそういう事態が発生しないような協議は行っていますが、相手のあることとございますので、できるだけ市の方針に沿った購入方法をとっていただければと思っています。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 次に、保育所の民営化の問題についてなんですけれども、市立の保育所、ベテランの保育士がいなくなるということなんです、北部保育所の保護者会の説明を見ても、市だから安心して任せられるというような声があったように思います。公立の保育士は学校の教師と同様に公務員としての雇用、給与が保障されてきたからです。実は、民間保育園も公立並みの条件を求めて公私間格差の是正の要求を掲げて運動を進めてきました。それがこのような民間委託が進むことで全部投げられてしまって、人件費の節約というふうに流れていくような気がします。そうなったときに、民間の保育所の良心的にやっているところも人件費を切り下げていかざるを得ない、競争が始まってしまって、保育の質が下がっていく、それが心配されるんです。どうでしょうか。

平向岩雄議長 以上で今期定例会の一般質問を終

了いたします。

散 会

平向岩雄議長 あす10日から14日まで本会議を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、10日から14日まで本会議を休会とし、15日午前10時から再開いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分 散会

平成20年12月定例会会議録（第4号）

平成20年12月15日 月曜日 午前10時00分開議
議 長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出 席 議 員（19名）

1 番	奥	山	省	三	議員	2 番	佐	藤	悦	子	議員
3 番	斎	藤	義	昭	議員	4 番	小	野	周	一	議員
5 番	小	関		淳	議員	6 番	遠	藤	敏	信	議員
8 番	沼	澤	恵	一	議員	9 番	清	水	清	秋	議員
10 番	小	嶋	富	弥	議員	11 番	渡	部	平	八	議員
12 番	今	田	雄	三	議員	13 番	金		利	寛	議員
14 番	新	田	道	尋	議員	15 番	平	向	岩	雄	議員
16 番	森		儀	一	議員	17 番	山	口	吉	静	議員
18 番	亀	井	信	夫	議員	19 番	星	川		豊	議員
20 番	下	山	准	一	議員						

欠 席 議 員（1名）

7 番 中 川 正 和 議員

出席要求による出席者職氏名

市	長	山	尾	順	紀	副	市	長	國	分	政	嗣
総	務	課	長	星	川	基	政	策	経	営	課	長
坂	本	孝	一	郎								
税	務	課	長	今	川	吉	市	民	課	長	柿	崎
卓	美											
環	境	課	長	五十嵐	正	臣	健	康	課	長	小	野
孝	一											
農	林	課	長	五十嵐	祐	一	商	工	観	光	課	長
悦												
都	市	整	備	課	長	中	部		力			
新												
会	計	管	理	者	長	大	江	雅	夫			
福	祉	事	務	所	長							
兼	会	計	課	長								
水	道	課	長	小	野	善	次					
神	室	荘	長	叶	内	利	昭					
教	育	委	員	長	伊	藤	輝	昭				
武	田	一	夫									
教	育	次	長	大	場	和	正					
山	川	義	隆									
生	涯	学	習	課	長	三	浦	和	枝			
清	水	幹	也									
生涯	学	習	課	長								
生涯	ス	ポ	ー	ツ	長							
課												

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
委員長

監 査 委 員 高 山 孝 治

農業委員会会長 星 川 豊

選挙管理委員会 小 野 正 一
事務局 会長

監 査 委 員 佐 藤 良 知
事務局 局長

農 業 委 員 会 長 柏 倉 政
事務局

事務局出席者職氏名

局 長 鈴 木 吉 郎

主 査 沼 澤 順 子

総 務 主 査 野 崎 勉

主 事 笹 原 孝 一

議 事 日 程 （第4号）

平成20年12月15日 月曜日 午前10時00分開議

（総務常任委員長報告）

- 日程第 1 議案第80号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

（文教厚生常任委員長報告）

- 日程第 2 議案第73号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 議案第74号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第 4 議案第75号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第76号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第 6 議案第77号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第 7 議案第78号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定について
日程第 8 議案第79号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第 9 平成20年請願第3号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

- 日程第10 議案第81号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第82号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第83号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第84号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第85号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第86号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第87号平成20年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 17 議案第 88 号平成 20 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

日程第 18 議案第 89 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議会案第 15 号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 20 議会案第 16 号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について

日程第 21 議会案第 17 号農業振興に関する緊急要望書の提出について

開 議

平向岩雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、欠席通告者は中川正和君の1名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第4号）によって進めます。

総務常任委員長報告

平向岩雄議長 日程第1議案第80号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長小野周一君。

（小野周一総務常任委員長登壇）

小野周一総務常任委員長 おはようございます。それでは、私から総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第80号山形県市町村職員退職手当を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての1件であります。審査のため、12月10日午前10時より議員協議会室において税務課から説明員の出席を求め、委員全員出席のもと、審査を行いました。

総務課からの説明は、月山水道企業団が平成21年3月31日をもって解散し、鶴岡市の上水道事業と統合することに伴い、山形県市町村職員退職手当組合の規約の変更を行う必要があるとのこと、規約の変更に際しては地方自治法第

290条の規定により関係地方公共団体の議決を経ることが必要になり、山形県市町村職員退職手当組合に加入している県下45の団体において同じ内容で変更されることになっているとの説明でありました。

審査に入り、委員から統合に際しての積立金の取り扱いはどうなるのかとの質問があり、総務課からは統合する鶴岡市に引き継がれるとの説明でありました。

また、委員から退職手当組合の負担金の積算はどこがするのかとの質問があり、総務課からは市が給与のデータを退職手当組合に提供し、退職手当組合が積算しますとの説明でありました。

その他の質疑がありましたが、採決の結果、議案第80号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

平向岩雄議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第80号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

文教厚生常任委員長報告

平向岩雄議長 日程第2議案第73号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7議案第78号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長沼澤恵一君。

（沼澤恵一文教厚生常任委員長登壇）

沼澤恵一文教厚生常任委員長 おはようございます。それでは、私から文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。審査のため、12月10日午後1時30分より議員協議会室において委員7名全員出席のもと、審査を行いました。

初めに、議案第73号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、健康課より説明を受けた後、審査に入りました。

健康課からは、このたびの改正は後期高齢者保険料の延滞金の端数処理について、市税と統一性を図るため、10円未満の切り捨て処理から100円未満の切り捨て処理に改めるため改正するとの説明でありました。

審査に入り、委員より延滞金の算定に関して14.6%以外の率で計算する制度があるのかとの質問に、健康課より、延滞金が発生する最初の1カ月に限り7.3%の率で計算されるが、それ

でもなお高率であるとのことから、11月30日現在の公定歩合の率に4%を加算した率と7.3%のいずれか低い率により最初の1カ月間が計算され、その後は14.6%の率で算定される制度となっている。この取り扱いについても市税と同じであるとの説明でありました。

委員より、滞納者に対する資格証明書は老齢であるということを考慮して発行しないようにすべきとの意見その他質問ありましたが、議案第73号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定については、福祉事務所より説明を受けた後、審査を行いました。

福祉事務所から、本件は公募によらない候補選定を行ったが、指定管理者候補選定委員会において本合海児童センター管理委員会が引き続き指定管理者候補に選定されたので、平成21年4月1日から5年間、指定管理者に指定するため提案するものであるとの説明でありました。

審査に入り、委員よりこれまでの実績をどう評価するかとの質問に、福祉事務所からは、地域の各団体が積極的に運営にかかわり、保育ノウハウを持つ元市保育士と一体となってよく運営されているとの答弁でありました。

また、委員より、保育士を初めとして現在のような高い水準をどう維持していくのかとの質問に対し、指定期間をこれまでの2年からこのたびは5年と長くとり、安定的な雇用と人材育成が可能となるよう配慮したとの答弁でありました。

そのほか、指定管理団体の構成に関する質問などがありましたが、採決の結果、議案第74号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第78号わくわく新庄の

管理を行わせる指定管理者の指定についてまでの4件は、関連がありますので一括して審査を行いました。

生涯学習課より4件の議案について説明を受けましたが、初めに議案第75号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、生涯学習センターの使用料を利用料金制に改めるための改正であり、その利用料金は指定管理者の収入とするもので、この制度は市民プラザとわくわく新庄の二つの生涯学習施設に適用すること、指定管理料の算定に当たっては、これまで5年間の使用料の実績をもとに料金収入の見込み額を算定し、その額の90%に相当する額を指定管理料から差し引き支払うこととしており、指定管理者の経営能力によって管理経費を上回る料金収入があれば、それは指定管理者の収入となる。このように、この制度はサービス向上に対する指定管理者の意欲を高め、使用料徴収事務の効率化を図る目的から導入することとされました。

なお、この利用料金の額については、この条例の定める使用料の額の範囲内であらかじめ教育委員会の承認を受け、指定管理者が定めることとしているとのこと、また二つの生涯学習施設のそれぞれ設置していた運営審議会については、施設を大きな視点から審議していただくため、これを統合することとされました。

次に、議案第76号から議案第78号に係る3施設の指定管理者の指定については、いずれも公募を行い、応募した団体の中から指定管理者候補を選定委員会において候補団体を選定したもので、市立図書館には市民ネットワーク図書館サポート・とらいあを2年間、市民プラザには特定非営利活動法人芸術文化振興市民ネット新庄を2年間、わくわく新庄には株式会社東北情報センターを3年間それぞれ指定するため提案するものであるとのこと。選定理由としては、

図書館サポート・とらいあについては、図書館業務全般に精通し、新たな事業展開が計画され、サービス向上が期待できるとのこと、また芸術文化振興市民ネット新庄については、市民プラザが本市の生涯学習の中核施設との認識のもとに、芸術性の高い詳細な事業計画や窓口サービスの時間拡大など施設の管理運営に対する意欲が明確に示され、十分期待できること、東北情報センターについては、わくわく新庄の指定管理者としての過去の実績や安全管理面においてすぐれており、業務遂行能力が高いということがその選定理由であるとのこと、さらにこれら3団体の構成に関することなどの説明を受けました。

審査に入り、委員より候補団体の経営状況は把握しているのかとの質問に、生涯学習課からは、条例施行規則の規定により応募団体からその経営状況を示す書類の提出を受けており、これにより負債等についても把握しているとの答弁。さらに委員より、経営状況の把握は、安定した施設管理を行わせる上で欠かせないポイントであり、十分に留意する必要があるとの意見がありました。

また、委員より、利用料金制となって指定管理者の意欲をさらに喚起するとの視点はよいが、過去の使用料実績を平均して利用料金収入を算定するということでは、指定管理者が努力して収入を上げれば上げるほど、次の更新においては、指定管理料から差し引かれる使用料収入の額が上がることになり、せっかくの努力が報われないことになる。そうならない方法を考える必要はないのかとの質問に、生涯学習課からは、使用料実績を平均してその90%の額を指定管理料から差し引くが、指定管理者の収入となる残り10%に相当する額は、料金収入の額が大きくなればなるほどその額も大きくなる。ただしこの算定方式は初めて取り入れるもので、今後利用料金の増減を分析して考えていくとの答

弁でありました。

委員より、指定期間2年と3年に設定した理由について質問があり、指定管理者制度を初めて導入する場合は2年、その後更新する場合は5年を基本に考えている、このため市立図書館と市民プラザは2年としている、わくわく新庄は今回は更新であるが、初めて利用料金制を取り入れているため、5年ではなく3年の指定期間としたとの答弁でありました。

そのほかにも質問、意見等がありましたが、採決を行い、議案第75号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第76号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定について及び議案第77号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定についての3件は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

また、議案第78号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上、一たん文教厚生常任委員会の審査の状況、結果の報告を終わらせていただきます。

平向岩雄議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議案第73号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に

については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号新庄市本合海児童センターの管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号新庄市立図書館の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号新庄市民プラザの管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号わくわく新庄の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長の報

告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議がありますので、起立採決いたします。議案第78号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8議案第79号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡部平八君は既に退席しておりますので御了承願います。

本件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長沼澤恵一君。

（沼澤恵一文教厚生常任委員長登壇）

沼澤恵一文教厚生常任委員長 引き続きまして、議案第79号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会の審査の状況及び結果の報告を行います。

本件については、地方自治法第117条の規定により、渡部平八委員から退席していただいた後に生涯スポーツ課より説明を受け、審査に入りました。

生涯スポーツ課からは、新庄市体育館を初めとする体育施設9施設について一括して新庄市施設振興公社を指定管理者に指定するため提案するものであるとのことでした。

選定の経過として、公募に対し2団体から応募があり、指定管理者候補選定委員会を開き、同公社が候補団体に選定されたとのこと、同公社は、平成18年から市民スキー場など3施設の指定管理者として実績があり、また同公社の説明では管理委託であった期間を含め施設管理には精通し、現在受けている公園管理の委託業務

を含め公園と体育施設を一体的に施設管理ができるとのことでありました。

なお、選定委員会における評価点数は600点満点中482点を取り、候補団体に選定されたとの説明でありました。

審査に入り、委員よりプール等の施設修繕など管理運営をさせる上で課題はないのかとの質問に、生涯スポーツ課からは、市民プールについてことし50メートルプールの塗装修繕を計画していたが、高額な経費を要するため実施せず、やむを得ず50メートルプールを休止した。しかし学校プールが平日のみとなったこと、中学、高校にプールがないことから、土曜、日曜日に利用者が集中し、25メートルプールはかなり混雑した、このためプール監視員には例年以上に気をつけたが、来年の再開について現在予算交渉をしているとの答弁でありました。

その他公社の役員体制、市民球場、市臨時職員などに関する質問がありました。

採決の結果、議案第79号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の状況、結果の報告を終わらせていただきます。

平向岩雄議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第79号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで渡部平八君の復席を求めます。

（11番渡部平八議員復席）

平向岩雄議長 暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

産業建設常任委員長報告

平向岩雄議長 日程第9平成20年請願第3号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてを議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長遠藤敏信君。

（遠藤敏信産業建設常任委員長登壇）

遠藤敏信産業建設常任委員長 おはようございます。私から産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

本12月定例会において当委員会に付託されました案件は、平成20年請願第3号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願1件であります。

去る12月11日午前10時より市役所3階議員協議会室において委員5名及び農林課より関係職員の出席をいただき、審査を実施いたしました。

まず初めに、請願紹介議員の方々の出席をいただき、協議会を開催し、9月定例会において

継続審査となった経緯を説明の後、質疑を交わしました。協議終了後、紹介議員の方々の退席を願い、委員会に切りかえ、協議会での内容を踏まえて審査を行ったところであります。

委員からは、請願文書の中で米の価格に関してあいまいな数字を使っては問題があるのではないかという指摘がありました。請願者の意向は、下落した米価の数値表記についてはこだわらない、願意を酌んでほしいとのこと。農林課から参考意見として、請願書の生産費については農林水産統計に由来していますが、統計の手法によっては数字が変わる場合があるとの説明がありました。また、請願文書の表現の一部が過激ではないかという点については、今日的には違和感を持つものではないのではないかという意見がありました。

ミニマムアクセス米の非食用とすべき事故米が食用に転用されていたことが発覚し、事態は9月のころより深刻であること、農業者のみならず、食を通して社会全体に不安を及ぼしていることを考えれば、請願書の表現の細部にとらわれることなく願意を尊重すべきとの意見のもと、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平向岩雄議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告ありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

平成20年請願第3号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、平成20年請願第3号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第10議案第81号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第4号）

平向岩雄議長 日程第10議案第81号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 6ページの神室荘の調理業務委託についてですけれども、来年度からの委託とのことでありますけれども、地産地消を守るために献立作成や材料調達については市の栄養士が責任を持って行うべきではないかと思いますが、その点についてお願いします。

それから、19ページ、生活保護事業費増の内容についてどのようになっているのかお願いします。

それから、18ページの3の2、母子家庭等医療費給付事業について70万円の増額ですが、この内容についてお願いします。

それから、28ページの10の3、小学校給食管

理運営事業についてですが、日々雇用職員ということでもありますけれども、これで対応できるのか、本採用でなくていいのか、どうでしょうか。

叶内利昭神室荘長 議長、叶内利昭。

平向岩雄議長 神室荘長叶内利昭君。

叶内利昭神室荘長 一番最初の調理業務委託に関しての質問でございますが、相手方がまだ決まっておりますが、十分協議しながら進めたいと考えております。以上です。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 生活保護費補正の内訳についてお答え申し上げます。

内容につきましては、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助といろいろ中身がございますけれども、特に顕著に大きいのが医療扶助でございます。1,829万1,000円につきましては、生活保護受給者については高齢者が多いということと、若干当初の予算化における時期と現在の見積りの差によって今回1,842万円の補正をお願いするものでございます。以上です。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

平向岩雄議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 母子家庭等医療給付費70万円について御質問ございましたけれども、この件につきましては医療給付費が当初の給付費よりも上回ったということで補正をお願いしたわけでございます。以上です。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 28ページの小学校給食管理運営事業費の日々雇用職員賃金67万3,000円についてですけれども、これにつきましては市の調理師が1名減になりましたことに伴って、急遽日々雇用職員を雇い上げることでの対応策でございます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） まず最初に、6 ページの神室荘の調理業務委託についてなんですが、十分協議しながら進めるという荘長のお言葉でありましたけれども、今までの議会内のやりとりなどを見ていると、民間会社の栄養士もいて、そちらと一緒に献立を作成したり、材料調達については全面委託というふうなお話で進めているようです。しかし、市の栄養士が配置されているわけでありまして、その栄養士がやはり責任を持って材料のことも考えながら栄養士はつくるわけですから、地産地消も含めて栄養士は市の職員として重要な責務を負っているわけがあります。そういう意味でも市の栄養士が献立については今までどおり作成すべきだと思いますし、材料調達のあり方についても市の栄養士が責任を持って献立に基づいて、同時に地産地消という市の消費を地域から出たものでやっていくという今までの姿勢を貫くためにも市の栄養士ができる限り責任を持ってそこまで進んでいく、やっておくようにすべきではないかということで質問したわけなので、もう一度お願いしたいと思います。

それから、生活保護費の内容の中で、高齢者が多くなって医療費扶助が多くなっているということでありました。これとかかわりまして、去年、生活保護世帯も含めて福祉灯油というものを実施いたしました。それは去年どのような実績があったのか。それから、国と県の施策と他市町村の状況、新庄市の今後の状況について考えておられることについて、あるいは考えてなければその理由、お願いします。

それから、母子家庭等医療費給付事業について、医療費がふえているということでありましたけれども、子供の医療費というのが無料になっていると思います。あわせて、母子だけでなく市全体として子供の医療費無料化やっている

わけなんです、この拡大についてどのように考えておられるのかお聞きします。県では小学校6年生まで医療費無料化を進めようという動きが見られております。来年度予算で県がそうであれば新庄市も考えるべきと思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

それから、小学校給食の日々雇用職員での対応についてですが、今まで本採用の職員が必ず各学校に配置されなければならないという考えでやってきたと聞いております。その方が今回いなくなって、すべて本採用がその学校にいないになっているわけなんです、そうなりますと今まで手づくりの給食をやる中心になってきた本採用の職員がいなくなることの給食への影響というのは非常に大きいような気がいたします。それを考えたときに、こういうときは今まで臨時職員でやっていた方を本採用にすべく、責任を持っていただくためにも、研修を積んでいただくためにも、そのように格上げするような形で対応すべきではないかと思うんですが、本採用がいない状況の中でやれるのか、その点もう一度お聞きします。

叶内利昭神室荘長 議長、叶内利昭。

平向岩雄議長 神室荘長叶内利昭君。

叶内利昭神室荘長 機会あるごとに何度となく御説明してまいりましたけれども、基本的には市の栄養士が相手方、受託者側の栄養士と協議して献立を作成するということになります。

それから、賄い材料費の地産地消につきましても、現在とっている地元の小売業者さんを十分に考慮しながら最善の献立表をつくりたいと、そのためにも地元業者からの賄い材料を調達するという方向で行きたいと考えております。

以上です。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 生活保護費の補正について若干詳しく御説明させていただきます。

先ほど申し上げましたように、非常に高齢者の受給率といいますか、世帯の中で高齢者世帯が多くなっておりまして、例えば1人入院した場合ですと月五、六十万円、これに手術等が加われば1カ月100万円程度というふうに一般的な平均の金額で押さえてございます。特に19年度との比較で申し上げますと、4月は17名と17名ということで同数だったんですが、5月につきましては19年度16名に対して今年度が21名、7月につきましては16名に対して18名、8月は15名に対して14名、ここは若干減っておりますけれども、9月は12名に対して19名、10月は10名に対して17名、11月は12名に対して17名というふうに非常に入院者数がふえてございます。これが一番大きな原因であるというふうに分析してございます。

それから、灯油助成の御質問ですけれども、昨年、福祉において確かに灯油助成は行いましたが、ただ、これは福祉灯油という制度ではなくて、原油高対策に対しての灯油助成金の交付を行ったということでございます。この内容につきましては、トータルで最小見込み世帯数1,934世帯に対しまして交付世帯数775、特に多い世帯を申し上げますと75歳以上の単身者または70歳以上の高齢者世帯において75歳以上の者が属している世帯が399世帯、児童扶養手当の受給者が属する世帯162世帯、障害基礎年金特別障害給付金の受給者が属する世帯が101世帯、その他100世帯未満の対象世帯がございましたけれども、全部で775世帯に対しまして実際に要した予算が340万9,500円になってございます。以上です。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 灯油関係をことしはどうするんだという観点で御質問ありましたけれども、去年もそうですけれども、原油高対策でいろいろ国の政策、県、市町村あわせて連携し

ながらやったという経緯がございます。ことしも夏のころから原油高対策について国の方からいろいろ対策についての要綱が流れてまいりましたが、御存じのように金融危機以後、原油高が急速に降下しているということで、県内市町村のやるところもあるようでございますが、実際の原油の価格の推移につきましては2年前の原油のレベル以下に下がっているということもございまして、去年の水準とは全然違う推移になっています。そういった観点で、これからも原油スポット買の価格が降下していくという見込みがございますので、現在のところは原油高に対する灯油等の助成については推移を見守るということで、今回の補正には計上してございません。今後の対策については状況を見ながら判断していきたいと考えております。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

平向岩雄議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 先ほどの母子家庭医療給付についてでございますが、先ほどの件につきましては乳児医療給付の件だと思うんですが、母子家庭の問題については先ほども言いましたとおり人数がふえたということに伴って給付が増になったということなので、その点について御了承願いたいと思います。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 まず、小学校給食管理運営事業費に関連してですけれども、小学校給食において正職もしくは栄養士がいない学校はありません。この点確認しておきたいと思います。10校ありますけれども、すべてに栄養教諭並びに市の調理師が配置されております。今回3名の正職がいたところで1名急遽欠員になったということでもって、そのところを日々雇用職員でということでございます。必ずしも市の調理師でなければならないということもありません。栄養士がいれば日々雇用職員でも十分学校給食

は対応できる形になっておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） まず、神室荘の調理業務委託について、ただいま神室荘長の方から地産地消の点では地元の業者からの材料調達でということではありますが、ここに市が直接調達するのではなくて、民間業者が調達に行くとなりますと、例えば3.3円で本当は買えるようなものが3.8円というふうに、中に委託会社の利益を加味して調達するということがあるわけなんです。そういうことをさせないで、3.3のものは3.3で市で調達できるようにすべきでないかと考えるわけなんです、私は。そういう意味で市の栄養士に調達させた方がより節約になる。あるいは3.8円で買うものは、もともとそうであれば、そのようにいいものが買える。そういうことでないかということで、市の栄養士に責任を持って買わせるべきでないかと思っているわけなんです。そういう材料調達を考えての献立づくりですので、やはり業者に任せることなく、市で責任を持ってやって、それをどうこなすかは業者の方に任せることになるとしても、材料調達までは責任を持ってやる。私はそこまでやってこそ最大限いいものを市民の方に提供できるということではないかと。その点について、もう一回お願いします。

それから、生活保護関係に含めて福祉灯油あるいは原油高対策の灯油助成について、政策経営課長から今後の状況を見ながらということでした。しかし、国と県の施策が一応助成することになっていきます。なぜかということですが、この秋までかなり高かったわけなんです。とし1年間の平均灯油価格は高かったわけなんです。低所得者世帯にとっては特に大変だったと思います。その意味で国と県は灯油助成がことし行われています。国・県の補助があるので、

市の持ち出しはわずかではないでしょうか。去年の補助対象世帯は年収200万円以下の世帯が多くて、生活ぎりぎりの世帯だったと思います。その生活を考えて、国・県あるいはほかの市町村でやっているように、生活を考えて補助を行うべきではないか、私は思うのですが、その点について再度お願いいたします。

それから、母子家庭等の医療費給付事業についてはわかりました。そこで、市長にお伺いしたいんですが、今、県の方では小学校6年生まで医療費無料化を県として進めようという予算になってきているように思います。もしされたら新庄市でも考えるべきと思いますが、市長としてどのようにお考えなのかお願いいたします。

それから、給食の管理運営についてなんですが、市の調理師がいなくても、もし栄養士がいれば直営でも十分にやっていけるんだというお話でありました。

私も文教厚生常任委員会が舟形に行ったときに、栄養士が町の職員でいらっしゃって、調理師は残念ながら臨時採用の方々でありました。それでも栄養士の指導のもとにみんな団結して手づくりで最大においしいものをということ、1粒も残さないぐらいに子供たちが食べるようなおいしい給食を提供できているという話を伺って、大変感銘を受けてきたところであります。

そういう意味でも、これからの給食運営のあり方についてなんですが、中国冷凍ギョーザを食べたという方がどういう状況になったかということですが、吐き気と下痢でふらふらになったということでもあります。汚染米などで、もし病人が出たら大変なことです。牛肉のミンチ偽装事件もありました。アメリカからの違反照射食品の販売も行われました。中国産ウナギの違法抗菌剤が指摘されておりました。こういったことも含めて身近な食品への不安感が広がっています。輸入物や加工食品は非常に心配です。学校給食や保育所に使われている輸入の加工食

品はどのようなものが使われているか調べておられるでしょうか。調べていたらお願いします。

それから、素材から手づくりで子供たちに提供していくのが一番だと思います。日本の食べ物を素材から手づくりで子供たちの給食に入れていただきたいのです。そのためには人手と条件を整えることが重要と思いますが、今後の給食のあり方についての考え、お願いします。

叶内利昭神室荘長 議長、叶内利昭。

平向岩雄議長 神室荘長叶内利昭君。

叶内利昭神室荘長 一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、神室荘全体の運営をかんがみて調理業務の民間委託を行うという趣旨でございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、賄いの調達の委託に関しましては、仕様書の中にしっかりとうたい込みまして委託をしていきたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと思います。以上です。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 先ほど申し上げましたように、原油高につきましては峠を越えたということで、夏場よりもこの地域は冬場に圧倒的に灯油あるいはそういったものを使う比率が非常に多いわけでありまして。そういった中で、今後も灯油等について価格の下落が予想されているという中では今後の推移を見守っていくしかないかなと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

小野孝一健康課長 議長、小野孝一。

平向岩雄議長 健康課長小野孝一君。

小野孝一健康課長 先ほど6年生までの医療給付の無料化について市も同様にするのかというような趣旨の御質問だったんですけれども、今現在、市の子供たちの給付につきましては就学時まで県単事業ということで実施しているわけでございますけれども、その拡大についてはまだ

正式には県の方から私どもの方に通知がございません。その通知があった段階で予算措置も含めて検討することになろうかと思います。

以上です。

大場和正教育次長 議長、大場和正。

平向岩雄議長 教育次長大場和正君。

大場和正教育次長 学校給食につきましては、衛生管理は当然ですけれども、安全安心という部分を最優先した形でもって文科省の基準がありますので、それに従ってすべてやっております。ですから、事故米とか、そういう部分については全く恐れはないと考えております。特にそういった万が一の場合も想定しまして、検食、保存等を必ず行うようにしていますので、もし問題が発生したならばすべて私の方に報告があるものと考えております。今のところ事故米とか、そういう形での報告はありませんので、安全安心は確保されていると考えております。中学校給食を始めるわけですが、今後もこの基準は必ず守っていかなければならないものでありますので、中学校給食を導入しても安全安心は確保されると考えております。

平向岩雄議長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

4 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

平向岩雄議長 小野周一君。

4 番（小野周一議員） 3点ほどお聞きしたいと思います。

21ページの土地改良事業費の514万5,000円ほど減額なっていますけれども、この減額なった理由はどのようなものかそれをお聞きしたいと思います。

それから、25ページ、除雪費なんですけれど

も、政策経営課長の説明によりますと、重要路線が10キロほどふえたという説明があったんですけども、どの地区の路線が10キロほどふえたのか、また合併協議会の中でも新庄の除雪等についていろいろ質問等があるというのを聞いておりますけれども、市の重要路線というのは新庄地区内において幾つぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

もう1点なんですけれども、先ほど佐藤悦子議員も燃料のことをお聞きしたんですけど、私は別な角度からお聞きしたいと思います。

先ほどの政策経営課長の話によりますと、今の灯油燃料は2年前の価格よりも下がっていると説明あったわけですが、各款におきまして今回は燃料費の補正がなされております。これは何を基準にしてこのような燃料の補正がなされたのか。ということは、燃料高、原油高をもってしたと思うわけですが、このような補正をなされた基準はどこにあるのか、その基準というものをお聞きしたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 お答えします。

今年度から採択になりました上野地区の経営体育成基盤整備事業につきましては、今年度8,400万円の事業費でございます。その中で、国と県で10分の8、新庄市が10分の1でございますので、840万円を計上しておりました。

今年度の事業内容としまして、測量設計、換地の調査とか、いろんな調査業務の費用でございますけれども、減額された514万5,000円の内訳については、今、水利権の協議が県と国でされております。その協議がまだ協議中でございますので、測量設計がまだ整っておりません。主な原因としましては、調整中につきましの調査費の減額ということでございます。

以上でございます。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

平向岩雄議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 除雪にかかわる御質問でございますが、一つは除雪強化路線についてでございます。これにつきましては、以前より強化路線に指定しまして集中的に除雪の強化を図ってきたところでございます。この指定の内容につきましては、昨年度までは約13路線で11キロ強の延長を強化路線に指定しまして行っているところでございます。主な部分としましては工業団地とか市街地周辺部の道路で市街地と国・県道を結ぶような幹線道路、そういったものを主体に13路線行っておりました。今年度につきましては、さらにこれらを強化すべく17路線の約10キロほどを追加しまして強化してまいりたいと考えております。この内容につきましては、各周辺部と国・県道を結ぶ路線、市街地と各集落を結ぶような幹線道路、そういったものを主体に選定しまして除雪の強化を図ると。

この強化といいますのは、これまで通常ですと朝2時半から3時50分までの間で降雪が10センチあった場合にはセンサーにより各オペレーターに指示しまして出動しているということでございます。ただ、どうしても日中とか、その時間以後に降雪、朝方とか、そうした場合に当然日中も降り続いて交通に支障が出るような場合も多々あるわけですが、そうしたものにも出動して対応していきたいということで、そういった強化路線を指定しているところでございます。

これとあわせまして、約8キロ強の13路線ほど、通学路とか、あと強化路線に準ずる国・県道との連絡路線といったものをパトロール強化しまして、直接こちらの方から指示を出して出動させるということで、強化路線も今年度から指定して進めていきたいと考えているところでございます。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 燃料費の予算の各款にいろいろ関連の補正が出てきているわけですが、まず原油が高騰した春から夏場にかけての使用量が非常に多い施設、例えば冷房とか火葬場の灯油とか、そういったものを多く使う施設については原油がピークになっていた時期の差額を補正したと。また、学校関係では、そもそも見積もりのときに必要最小限の見積もりで予算化しているということがありまして、絶対量がきつめに査定しているところについてはもう一回見直しをすとか、価格を考慮しながら補正を行ったというようなことに起因しているということでありまして、そのほかの施設については既存の予算の範囲内で極力効率的な努力運営をしていただいて予算の範囲内で何とかお願いしたいということで、そういった各課から上がってきた予算要求と昨今の原油をめぐる情勢を考慮し、あるいは絶対的な量の査定について考慮しながら予算の補正を行ったということであります。

4 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

平向岩雄議長 小野周一君。

4 番（小野周一議員） 土地改良区の事業についてはわかりましたけれども、17路線に強化路線がふえたということなんですけれども、10キロプラスになって、その詳細な路線というのは恐らくここに20人いる議員の方々もわからないと思うんです。住民から聞かれた場合、どうなっているんだという話もあると思うんですけれども、その17路線の強化路線があるわけなんですけれども、その路線名というか、詳細的なものを後でいいから教えていただければ大変ありがたいと思います。それがわかれば恐らく合併協議会においても各首長さんから「新庄は除雪何たら」と言われなくても済むんじゃないかと思うわけでございます。

これに関してなんですけれども、いろんな業

者さんが入っているわけなんですけれども、新庄の除雪が悪い・イコール・全体が悪いんじゃないくて、業者間のオペレーターさんの技術の差が非常にウエートを占めている分があると思うわけなんですけれども、その辺、職員には大変重荷になると思うんですけれども、パトロールですか、徹底してそういう業者間の指導、周知徹底してもらいたいと思います。以上であります。

中部 力都市整備課長 議長、中部 力。

平向岩雄議長 都市整備課長中部 力君。

中部 力都市整備課長 除雪強化路線につきましては、それぞれ図面に起こしまして、除雪計画の中にも明示してございます。一般市民に対しての周知といいますか、そういう面では直接周知に至っていない部分があると思いますけれども、路線はすべて指定しまして、図面に起こして対応していきたいと考えているところでございます。

除雪の程度といいますか、そういったものについての御質問もございましたけれども、確かにオペレーターの技術的な面というのは非常に大きいと思います。特に作業そのものが夜間ということもありまして、オペレーターの確保ということも非常に難しい時代になってきていると。そういう中で、各業者の方もオペレーターを確保してやっておるわけでございますけれども、できるだけ工区等につきましても同じ業者で、できれば同じオペレーターで対応していただくような形で指導しているところでございます。除雪の状況につきましては、毎日パトロールを行って、その都度指示しながら改善をしていただくように対応していくという状況でございますので、今後も引き続き強化してまいりたいと考えております。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

13 番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13 番（金 利寛議員） 一つお伺いします。

22ページ、商工費、商工振興費の中で説明はあったわけですが、産業立地促進資金融資制度、貸付金ということで749万9,000円、このケーイービー・ジャパン、県と市と銀行で3分の1ずつ負担して、市分が749万9,000円ということですが、この貸付金制度のあらましと、ケーイービー・ジャパンというのはどういう企業で、何をつくられて、どういうふうに操業して、今どういうふうになっているのかという状態を教えてください。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 まずケーイービー・ジャパンについて説明させていただきます。ケーイービー・ジャパンにつきましては、本社が東京でございます。資本金が2億8,000万円、現在従業員が45名ということでございます。主な取り扱い商品ということでございますけれども、機械加工、切削等ですが、そのほか設計、機械組み立て、電気組み立て等々ございます。

今回の申請につきましては、市長のトップセールスの結果ということもございまして、一般質問でも市長からお答え申し上げましたように、昨年ですか、こういったことで増築という運びになりました。現在、工事進捗中ございまして、間もなく完成ということをお伺っております。ただ、こういった情勢になりまして、雇い入れる増員の予定が若干名ということになっております。先日も部長が参られまして、私は直接お会いできなかったんですが、こういった経済情勢の中で、あと1年、2年は我慢していかなくちゃならないのかなということもおっしゃっていたそうでございます。

制度についてでございますが、この制度につきましては市の要綱がございまして、新庄市産業立地促進資金融資制度要綱ということでございまして、これは先ほど議員がおっしゃったように、市内の工業団地に立地または移転、増築

等々を行う場合に、市が信用保証協会を經由して金融機関に原資を貸し付けるということでございます。その内容につきましては、整備資金、運転資金ということで、10億円を限度としてでございます。融資の形態としまして、市、県、銀行の三者の共同による融資事業ということでございます。

今回のケースでございますけれども、申請額が2,700万円ということでございました。2,700万円の3分の1ということになりますと916万6,000円、これが市の負担でございますが、現在予算残額が166万7,000円ございまして、その916万6,000円の不足分749万9,000円を今回補正をお願いしているということでございます。

以上でございます。

13番(金 利寛議員) 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番(金 利寛議員) 工業団地内でそのほかの企業もあるようですが、今お伺いしますと、機械の組み立て、機械の製造等も含めてということで、輸出関連企業だとすれば、今、円高でマスコミをにぎわしているような状態で、世界のソニーですらああいう状況になっているという状態ですと、かなり大変なのかなと。トップセールスの成果もよかったなと思いつつ、今の経済情勢だと大変なのかなと思うんですが、ケーイービー・ジャパンは45名の従業員を抱えている状態で現に操業している、45名で今やっているんでしょうけれども。今回私も一般質問をさせていただいたのですが、マスコミもそうですが、来年の2月、3月、4月あたりが最高に、日本経済、世界の経済が本当に震え上がるというか、100年に1回の世界恐慌だと言われるぐらいの大変さが襲いかかってくるのではないかと今言われております。

そういう状況の中で、緊急制度が信用保証協会のいろんな云々であって、逆に言えば、郡内のそれぞれの自治体でもいろいろ緊急度があっ

て、舟形なんかは余り中小企業はないんでしょうけれども、それぞれ個人事業主も含めて、今そういう制度が10月31日から制度改正になりましたよと、融資制度がありますので、ぜひ使ってくださいという状態で、行政がセールスマンのようにして商工会議所と連携をとりながらやって急場をしのぎとされている状況があるわけですが、本当に大変な状況で、輸出関連企業は特にひどいんじゃないかなと思いますし、今年度の12月29、30日あたりに中小企業の人方に対する相談会があるという状態ですが、できるだけ行政も商工会議所も含めて、できるだけ新庄市に在住の中小企業の皆さん、頑張っておられる方々が倒産の日を見ないように最善策をとっていただくことも行政の役目かなと思うのですが、この点、ほかの最上郡内でもそういうふうにしてやっているところもあるわけですから、どうなのでしょうかなという点をお願いしたいと思います。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 議員おっしゃるとおり大変心配な時期でございます。私どももできるだけ、国の施策が次々に打ち出されております。こういったものも活用してスピーディーに取り組むことも必要だということで、相談窓口につきましても、金融機関等もお願いして取り組むことを考えてございます。29、30日の2日間、何とかそういった相談窓口を開いて、心配を幾らかでも払拭できればと考えております。よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

13番（金 利寛議員） 議長、金 利寛。

平向岩雄議長 金 利寛君。

13番（金 利寛議員） お願いですが、県の方でも緊急経済対策の対策本部をつくっているんです。ほかの自治体もつくっておられる自治体もあるんです。本当にこういう状況になってくると、私も一般質問の中で話しましたがけれども、

新庄でも倒産の日を見て、ことは年を越せるかなと、いい年のお母さん、おばあちゃんがここから逃げていかなくちゃんという状況を目の当たりにしております。本当によごとじゃない。身近な航空電子でもそういう非正規雇用社員は首切りの対象になって何百人か切っておりますし、新庄市内ですよ。それをする班長が私の親戚になっておりまして、本当に胸の痛い思いでせざるを得ないという状況を目の当たりにするにつれて、ひしひしと感じているわけです。失業対策も含めて今こそ本当に、県でもそういうふうな状態にしてアクションを起こしているのと同じように、緊急非常の経済対策本部をつくって対応していかなければ、新庄市民が大変な状況下に今さらされているということを十分認識したアクションとしては何も、「一所懸命頑張ります」「こうします」ということはわかるのですが、具体的にどうするのかというのがちょっと見えて、本当にそういう人方のことを思うとすれば、そういう手を打たなくちゃいけないのかなと思うのですが、要望も含めてですけれども、どうでしょうか。

黒坂光悦商工観光課長 議長、黒坂光悦。

平向岩雄議長 商工観光課長黒坂光悦君。

黒坂光悦商工観光課長 まさにそのとおりだと思いますが、市として打てるものというのはある程度限られていると理解してございます。まず国の施策がどんどん出てきておりますので、いかにそれを早くスピーディーにそういった関係の方々に周知して使っていただけるかということが第一義的には必要ではなかろうかと思います。内部的には、どういうものが一番効率的で効果的なのかということで、今取りまとめをやっている最中ではございまして、その後政策経営課長とも相談しながら対応してまいりたいと思います。最終的には全庁的なことになるとは思います。そういったことで御理解いただければと思います。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 15ページ、1款1項1目議会費の節の方に職員手当等473万1,000円の減、そのわきに議員報酬の減額と書かれていますけれども、これはどっちなんですか。

それから、その下の方の会議録作成業務、当初の予算では117万1,000円、63万7,000円の増額補正になっていますけれども、この理由をお聞かせ願います。

次に、22ページ、6の2の1、林業のところです。ナラ枯れ防除薬剤処理業務というのが16万円の減額になっています。ことしも随分陣峰市民の森に通ってみたんですけれども、中に入ってみましたところ、ナラ枯れが相当ひどくて、伐採も相当見受けられました。減額ということは、どういうふうにして16万円減額になったのか、処理が遅くなってこうなったかどうか、どの程度の処理をやったのか、これをお聞かせいただきたい。

その次には、30ページの10款4項8目の名誉市民特別記念室整備事業の工事請負費が257万1,000円の減額、年度当初の予算では総体的には1,343万5,000円の総体的予算で、この工事請負の分は1,060万円ということでスタートしました。実際終わってみましたら802万9,000円で終わりましたよということだと思えます。実に24%の減と。少なくなるのはいいんですけれども、見積もりの立て方が問題なかったかどうか、何で257万1,000円が減額になったのか、これをお聞かせいただきたい。

それから、その下の10目、わくわく新庄の指定管理委託料が22万7,000円の増、当初の契約の仕方がどうであったか、途中で、今ここで増額しなければならなかった内容というものをお聞かせいただきたい。

平向岩雄議長 暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 15ページの議会費の御質問にお答えいたしますが、議員報酬等473万1,000円減額補正させていただいております。これにつきましては、平成16年度からの引き続きでございますけれども、議員皆様から御協力いただきまして、財政対策の一環で期末手当について減額というような形をとらせていただいております。今年度の分は、当初予算としては減額しない形での予算額ですので、今回各期末手当の減額分合計、率にしますと14.3%ということで期末手当の減額をお願いしているわけですが、それが合計額473万1,000円、ちなみに1人当たりになりますと23万円ほどになりますけれども、その御協力いただいている分の減額でございます。

それから、議会運営事業費63万7,000円の増額につきましては、会議録の作成業務の委託料ですけれども、この業務委託に関して入札して行っておりますが、その金額自体ちょっと見込みより多かったということと、今年度は全員協議会なり臨時会という形で開かせていただいたことが例年より多くなっております。合併等もございまして多くなっておりまして、その分いろいろ今後の経費なども見込みまして、不足すると思われる63万7,000円を補正させていただいたところであります。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 ナラ枯れ被害木の薬剤処理の業務委託につきましては減額の理由をお答えしたいと思います。

今年度の伐倒、ナラ枯れについてはことし98

本、約0.2ヘクタールほど対応させていただきました。昨年は67本、0.2ヘクタールほどでございます。薬剤注入しておるんですけども、被害が拡大して蔓延しているという状況で、これは新庄ばかりじゃなくて、他方面にも管内においても相当な被害に遭っているということで、19年度までは伐倒、玉切り、集積について補助事業の対象でございましたけれども、20年度から薬剤注入、防除だけが補助対象と。これはある程度県の予算の枠もあるかと思えますけれども、当初36万円を計上しておりました。今回16万円の減額ということで、これは事業完了による確定の金額でございます。以上でございます。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 新庄市名誉市民特別記念室整備事業費に関連してでございますが、工事請負費、ただいま議員おっしゃいましたとおり、当初予算に1,060万円計上してございました。その設計金額については妥当なものだと存じますが、現在の社会状況、建築関係の会社の厳しい状況を反映いたしまして、各会社本当に頑張っているとか、非常に厳しい熾烈な状況の中で入札が行われてこのような結果になったと認識してございます。

わくわく新庄の件でございますけれども、修繕料関係は女子トイレのウォシュレット関連でございまして、指定管理委託料22万7,000円の内訳は燃料費と光熱費の差額関係でございます。以上です。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） さっき15ページのところは職員手当と書かれていますが、こっちの議員報酬でしたら私は認識してわかるんです。職員手当の減額となっているから、その違いがどうだかと伺ったんですね。

それから、幾ら会議が多くなっても、当初の

予算から見れば膨大な増額でしょうね、117万1,000円でスタートして。予想金額で予算を立てているんだから、こんなに多くなるというのはちょっと考えにくい。予算が甘かったんじゃないかと私は思うんです。

それから、ナラ枯れの部分は36万円の薬剤費に対して、薬剤散布だけで20年度は終わるんだということなんです、その中で、たった36万円で16万円も余すということは、防除を徹底したのかどうかということが言われるわけですね。もっと何百万もあつての16万円だったら話はわかる。たった36万円のうちで16万円、割合からすれば怠ったんじゃないかと言いたいんです。まだ被害が現在でも続いている状況の中でどの程度やったかというのが疑われる。

それから、名誉市民の減額に対しては、当初計画されたとおりにやられれば、安く上がったことにはこしたことはないわけですけども、その見積もりに間違いがなかったかどうか、そこを疑いたかったわけです。

それから、指定管理委託に関しては当初の契約がきちとなされているものと私は思っている、どこの施設でも。途中で補正をしなきゃならないというのは、大きな理由がなければだめだ。ウォシュレットと言いましたけれども、その部分であるということで理解したいと思います。

そういうことで、今言った3点、もう一回答弁願います。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 説明では議員報酬となっていますけれども、実際に減額という措置をとらせていただいているのは期末手当ということで、予算の節区分としては職員手当ということになります。

それから、会議録についてはページ単価の契約になりますので、その年によってはかなり幅

の大きな補正を行わざるを得ないというときも出てくるのかなと思っておりますので、見積もりについてはなお今後一層精査させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

平向岩雄議長 暫時休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 50 分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 ナラ枯れについてお答えします。

昨年度、陣峰市民の森のナラ枯れの被害木を県と一緒に調査しまして、全部で98本ほどの被害がありましたということで、現地を確認しております。その中で、当初36万円計上しておりましたけれども、補助対象としての要件によりまして全部98本については薬剤処理を完了したということで、薬剤処理しないと来年6月に孵化してまたほかの木に移っていくという被害をなくするような対策は今回全部終了したということで、減額とさせていただきました。今後も引き続きいろんな調査をしまして、そういう被害木の解消に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

三浦和枝生涯学習課長 議長、三浦和枝。

平向岩雄議長 生涯学習課長三浦和枝君。

三浦和枝生涯学習課長 新庄市名誉市民特別記念室の工事関係でございますけれども、奥山峰石先生の記念室、近岡善次郎先生の記念室それぞれにつきまして、電気、壁、床等の個々の工事の細かい部分からの積み上げに基づいて設計金額を出しておりますので、私どもは妥当な金額だと存じております。個々に詳しい資料を持ってきておりませんでしたので、1個1個について御説明できませんけれども、そんなふうに認

識をしております。よろしく御理解をお願いしたいと思います。

それから、わくわく新庄の指定管理委託料についてでございますが、全部の指定管理者を導入している施設共通でございますけれども、協定書の中で指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときにはその変更ができるという規定をうたっておりますので、特に管理料については本当にぎりぎりのところでしておりますので、ちょっとした物価の変動でも指定管理者が自分たちの請け負った中から払わなければならないような状況になりますので、その辺の燃料費、電気料、光熱水費等の物価変動に対してはできるだけ対応したいと考えております。

以上よろしくお願いいたします。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

9 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

平向岩雄議長 清水清秋君。

9 番（清水清秋議員） 私の方から、21ページの農林水産業費の農業費6目水田農業対策費、生産調整に関しての質問をいたします。

私は、産業建設常任委員会に所属して、それらに関連した質問は避けたいなと思っておったんですが、今回の場合、特に生産調整に関しての新庄の取り組み方というか、結果、一般質問でもある議員にお答えになっていた点もありますが、11月27日付の新聞「県内の過剰作付205ヘクタール」と、この中で195ヘクタールが新庄市だと。そういうふうな説明も受けました。大変なことだと、私はそう受けとめました。なぜかということ、来年度から国ではこれらに関してペナルティーを科するという事も報じられているわけ。これらに対して、水田農業推進対策会議とか、生産者あるいは農業関係団体等々会議も開いておられるわけですが、これの責任者は市長であります。そういう中で、いろんな

会議も開いている中でこういう結果が出たという点につきまして、市長、今後の取り組み、今回のこの結果に対してどう受けとめておられるのか、再質問もいたしますが、これからの対応というか、そう簡単なものではないと。その辺をまずお聞かせいただきたいと思います。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 議員御指摘のとおり、新聞報道でも各市町村の達成状況、未達成状況がまだ公表されておりましたが、県内では205ヘクタールの過剰面積ということで、全国にも過剰の分、未達成の分、達成した県、全部公表されております。その中で山形県は先ほど申し上げました205ヘクタールでございます。県内の相殺した面積が205ヘクタールになっていますので、達成した市町村と未達成の分を相殺した面積が205ヘクタールになります。そのうち195ヘクタールが毎月農政事務所の方に報告した数字が、195ヘクタールが新庄市分だと。そのほかに過剰になっているのが10市町村ほどと聞いておりますけれども、それについて県の方から、それから農政局の農政事務所のいろんなキャラバンが生産調整の実効性について市長の方にも来られましたし、依頼ということで来ました。その中で、県の対応として、農水省に対してペナルティーを講じないように、1.7ミリから1.9ミリの通称ふるい下米と言っている、それを主食用としないで、非主食用として何とか対応できないかということで、県内全部担当が皆集まって、県の方からもいろいろ指導がされたということでございます。

その中で、今回補正予算として60万円を計上させてもらいました。そのふるい下米の1.7から1.9ミリの6,000キロ分といいますか、面積換算しますと約1ヘクタール分にしかならないんですけれども、何とか農協の方から非主食としてできないかというふうに協議会の場でも総会

の場でも検討しまして、ふるい下米として非主食の差額分、キロ100円の6,000キロ分ということで、それを非主食として60万円を各農協の方に負担といいますか、補助するということで、何とか新庄市の取り組みとして緊急的な措置として、今回補正として要求させていただきました。よろしく御理解をお願いしたいと思います。

平向岩雄議長 ただいまから1時まで休憩します。

午後0時00分 休憩

午後1時07分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

9 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

平向岩雄議長 清水清秋君。

9 番（清水清秋議員） 農業委員会の農業生産者の代表が執行部の席に座るとするのは、今まで前代未聞の議会かなと思っております。これはこれといたしまして、本題に入ります。

課長、先ほど答弁というか、答えてもらったんですけども、私が質問しているのは、この結果を踏まえて今後どうなのか、この結果をどう受けとめているのか。それなりの数字的にとか、どうのこうのじゃないんですよ。こういう状況が起きたら、これからペナルティー、いいですか、ペナルティーの内容も課長は皆わかっていると思いますが、これだけは唯一救いなこともあったなというか、県の需要量が今年度より来年度は10トンが削減されるという程度で、来年の需要見込みというか、数量割り当てがそうなるという話もマスコミに出ております。これは我々から見れば、生産者から見れば大変救われたなと思っております。

それはそれとして、今後、ペナルティーという言葉が出てきていますね、ペナルティー。今までは再三、水田農業推進協議、いろんな形の会議等でも何回か、私もペナルティーという言葉は生産者みずからに科せられることではない

と思っておったんです。これは行政ペナルティーですね。科することもできるという内容でマスコミに出ているんですけども。

生産調整の取り組み方、水田農業推進会議の中でもうたわれております。19年度からは、農業者、農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムに移行しましたと。なるほど、こういう状況下に来たなと感じております。生産者がみずから主体的にやれと、取り組みというような内容であると思います。じゃ行政はどうなんだかと。そういうことで、私も課長に相談したことがあります。行政も同じようにやると、取り組み方をやるというような話も聞いたもんですから、それなりの協力態勢というか、とれるんじゃないかなと思ってきたところでした。

しかしながら、こういう状況になった。特に今回、生産者代表さん方が持っている農業委員会から要請書が出ておりますね。市長あて、我々議会あてにも出ております。これはこれとして、我々も常任委員会でもいろいろ検討しました。しかしながら、生産者団体の生産調整、本当に協力してやる方向性を話し合いされたのか。ただ、この要請書を見ますと、行政で対応してくれという内容なんですね。じゃ生産者団体、生産者はどういう考えでおられるのか。その辺、来年度に向けて、目標、これは与えられた需要数量ですか、こういう言葉で使われております。目標、与えられた数量を守るという方向性で議論されたのか。農業委員会は、せっかく座ってもらったんですから、その辺どういふうに受けとめてこの要請書を出されたのかお聞かせください。

星川 豊農業委員会会長 議長、星川 豊。

平向岩雄議長 農業委員会会長星川 豊君。

星川 豊農業委員会会長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ただ、大体の内容は議長と市長に請願という形で出しましたので、要望書ですか、要請書と

して出しまして、そのとき常任委員会でも御説明申し上げているとおり、一応そこにお任せしたわけですから、その内容的なものについては何かの機会あればまたそこで詳しく説明したいと思いますけれども、一応そこをお願いしてこの間も説明してありますので、常任委員会の方より話してもらった方がいいのかなと考えているんですけども。

ただ、今回の大きな趣旨としては、出した趣旨ということでしたけれども、これについては私も農業団体というか、市長の諮問機関でもあるし、また行政と農家の橋渡しというか、私のところの農業委員会の中に「虹のかけ橋」なんていい言葉がありますけれども、今は虹のかけ橋でもないんですけども、とにかくかけ橋というものの任務は果たさなければいけないわけでした、その中で農業委員会としては10年も前からずっとこの問題に取り組んできたんですけども、なかなか至らなくて、農業委員会だけでは解決できない問題だなと。

そしてまた、今回はペナルティーという話も出てきた。乖離の問題、数字的にも山形県下の205町歩出している中ではほとんどが新庄だという話が出てきてびっくりしていたんですけども、減反についてはある程度内々にはわかっていたんですけども、乖離の問題についてはとんでもない寝耳に水というか、そういう格好で受けました。こういう話があったときに、帳簿上も我々農業委員会の台帳とか共済のあれとか合わせたら、これもほぼ、幾らかは違うときもありまして、これもほぼ正確であると。だから、どこから数字が出てきたのかなということ。

水田協の中でも市長にお話し申し上げたんですけども、これはこのまま放っておけないんじゃないか、一般市民あるいは合併まで影響するから、これはだれかが何かをしないと、行動を起こさないと大変なことになるなということ

を話して、今回三つ、実はもっともつとあるんですけれども、大きくまとめて。そして、この間、産業建設常任委員会で説明したとおり、その裏には、箇条書きで三つありますけれども、三つ出した理由を細かく御説明申し上げたはずでございます。そういうことで、とにかくこの問題については農業委員会だけじゃなくて、農業団体だけじゃなくて、議会のお力もぜひともおかりしてやらないと大変な問題だと。

そして、農業委員会の機構としましては、総会とか、そういうところで要望書とかなんとかを建議した場合には内閣総理大臣の方に直接でも、あるいは農林省にも出せるような機構になっております。ずっとそうして続けてきました。もう一つは県の農業会議、それから全国大会、これにもずっといろんな問題点を申し上げてきております。ところが、農業委員会の基本的な組織のことでもございますけれども、皆様方議員の代表である地方6団体の方からもそういったいろんな助言というか、そういった方法と一緒に同時にやらないと何か腰砕けになると、要望書も。要請書も腰砕けになっていると、そういうことを繰り返してきたわけですね。

しかしながら、今回は尋常ならんと。今、清水議員がおっしゃるとおり、新庄市の来年からの運営上、本当に危機的状況にあると。こういうことで立ち上がって、そして要望書を出して協力してほしいと、そういう意味で出したところでございます。だから既に国の方には出しておるんですけれども、ぜひとも行政の方からもひとつ応援してそういった問題を解決する。そして、それについてはおひざ元の市の中の問題も解決していただきたいということでお願いしたわけです。以上です。

(発言する者あり)

星川 豊農業委員会会長 議長、星川 豊。

平向岩雄議長 農業委員会会長星川 豊君。

星川 豊農業委員会会長 お答えいたします。

これは改めて今年度がどうのこうのということじゃなくて、毎回、例えばある人が減反を達成してないとすれば、ある程度近い親族の方まで調べまして、そして県とか、いろんなところにお勤めになっているところに一緒に行ってお願ひして、実は国の方針でやっていることに対して、あなたも国の一つの機関に働いている親族でございますから、ぜひとも今度、やってない人の実家というか、そういった方にひとつやるように応援していただきたいなということで回った経過もございます。

また、近々の問題としましては、これも差し迫っているわけですがけれども、だから出したわけですがけれども、議会とある農業団体と一緒に、何が一番効果的なのかなということを検討する課題として出した意味合いもございます。そういうことで決まれば、ぜひとも進んで農業委員会としても減反解消に取り組んでいきたいと。そういうことでございますけれども、これは言葉だけじゃどうも説得、今まで30年もやってきたわけですから、それが減っていくんじゃないで、だんだんふえていくんです。だから、これはそういった言葉や回っていったことで解決できる問題じゃないかと私は考えております。

例えば、問題になるかもしれませんが、公平というのを出したのは、やはり市民は法の下に平等であり、税金についても税金の負担であつても平等であるわけですね。例えば減反をしていない、協力してないからといって、そのうちの除雪を残してくるなんていうこともないでしょうし、お子さん方が学校に行ったからといって、例えば給食を半分にするとか、極端な話をしますと、そういうことはやってないはずなんですね。みんな平等にやってきたわけですから、その辺のところでは何とか行政の方からもそういう指導をして、そして不本意ではあるけれども、そういうことを今までやらないで、

みんな新庄市民だと思って力を合わせてやってきたんじゃないですかと、そういうことを行政の方からぜひともお伝えいただいて、そして協力していった方がさらに可能性が出てくるんじゃないかなと思われるところでございます。

以上でございます。

9 番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

平向岩雄議長 清水清秋君。

9 番(清水清秋議員) これで3回目で、あと質問することはできないわけですが、今、農業委員会のとらえ方、わからないわけではないんです。こういう要請書が出てきたとなれば、生産者団体、こういう話し合いも、営農推進会議で話し合いもなされているわけですね、こういうふうに。農業者も農業者も主体的に取り組むと、そういうシステムに移行しましたと。これをきちっと理解して協議会も進めてこられていると、私はそう認識しておりますので、そういう形ならば、生産調整に対してはみずから農業委員会もこれは目標達成するのが当然だというような方向で来ているんじゃないかなと受けとめ方をしておったものですから聞いたわけです。その辺やはり生産者団体も努力して、目標数量がこういうふうに配分されたわけですから、これを是が非でも来年は、どんなというか、かなりの問題、課題点も十分あると私も認識しております。そういう点でひとつ農業委員会もできる限りの努力目標を立てて取り組んでいただきたいと。

農林課長、いいですか、これは何も行政だけやってくれと言っているわけではないんです。生産調整というのは自主的なもの、国の政策では。この辺が一番問題で、こうやって来ているわけ。この生産調整をずっと長年やってきて、米づくり農家、生産者が本当に経営安定対策、経営が、所得が安定したかということはどういうふうに受けとめますか。市長だって恐らく安定したとは思っていないでしょう。何のための

生産調整だかということをきちっと踏まえてやらないとこういうふうな状況になってきている。経営安定対策、経営所得安定するための生産調整、それが米価が下落して、じゃ生産調整の補助金であてがうと云うたって何の解決にもなっていないというのが現状なわけですから、そこをきちんと踏まえ対策していかなきゃ何の意味もない。我々が生産調整やったおかげで、みずからの力のある安定した、安定したまでは言わないけれども、力のある農業者も力なくなってきたということが現実だと思いますよ。そういうふうに受けとめてもらわないと困る。

そういう中で、ましてや今回、新庄市だけが先ほど申しましたとおり計画目標達成ができなかった。それも半端じゃない。これが先ほどペナルティー、来年度の水田農業に関連する補助が事業達成市町村から優先的に採択される方針だと。こんなことまで言われたら大変なことですよ。今、補助事業だって採択されて動いている事業もあるわけですから。これは新庄市だけでしょう、達成してないの、この数字だけマスコミで見た限りでは。課長、そういうふうに受けとめていたんでないか。新庄市だけだべ、達成ってないのは。195だから、あと10ヘクタール、10町歩がどこかでやってないか。そんな数字だけ見ればそういう感じになるわけだ。マスコミでこういうふうに出されたから、これは新庄市と出てないから、まだ余り認識していない農業者もいるかと思うんだけど。本当に大変になるよ、これは。農業委員会の局長がいらないんだけど、このペナルティーが来るのは何でペナルティーが来るのか。これは農林予算に向けられるというようなことも考えられるということでお聞きしました。

それで、市長、ペナルティーという言葉は今まで一切科せられなかったのよ。これは科せられない状況があるわけだ。これは法律で設定されているわけじゃないですから、これは自主性

なんだよ、生産調整というのは。だからペナルティーなんていう言葉は一切科せられないんだ、生産者に対して。これが今こうやって行政ペナルティーをかける。まさしくこれは違法というか、法律で決まってない、法律で制度化になってないから違法も何もないと思うんだけど、こういうことが起きて、こういう政策が国でやろうと、国にも矛先を向けているんだけど、こういう政策をやろうとしていることに対して、これから新庄市の行く末どうなるかということ、本当に不安視しなきゃならないとは思っています。この生産調整からそういう絡みの問題、課題をここでどうのこうの議論してすぐ納得、理解してもらえるなんていうことは考えておりません。我々議会、産業建設常任委員会でも、もっともっと奥深いものまで議論しなきゃだめだと思っております。

そういうことで、これは来年度取り組みするかと聞かれたら、当然来年は目標を達成するように頑張りますという言葉しかないでしょう。それしかないと思いますよ。私が言ったっておかしいんだけど、それは来年に向けた取り組み、対応するかといったら、これは課長が答えてもらうのは当然なんだけど。

そういう意味で、ひとつこういう状況をきちっと十分に重要視して、来年度の実産調整の取り組み方、これに対してきちっと、いろんな会議もある農業団体にも生産者にも理解してもらえるように、行政ばかりでなくて、農業委員会も当然、だから一緒になって動こうという農業委員会の会長のお話もありましたが、まさしくそのとおり。それに関して、市長、どういうふうに受けとめて今後取り組み方をしようと考えておるのか、一言あればお聞かせください。

五十嵐祐一農林課長 議長、五十嵐祐一。

平向岩雄議長 農林課長五十嵐祐一君。

五十嵐祐一農林課長 議員おっしゃるとおりでございます。今、安堵しているのは、21年産米の

需要量が先日示されました。その中で、過剰となっている県については、特に秋田、新潟が生産調整の需要量が大幅に減額されています。需要量、トン数が7,000トンとか、そういうクラスで、山形県は県一丸となって県内の市町村にいろんな取り組みを県と一緒に国の方に対応方も含めて、その結果が前年並みということで、マイナス10トンで来年度はおさまったということで、ただ、今、危機感として持っているのは、やはりペナルティーとして今度県としての調整が入っています。県内の各35市町村がそれぞれ達成している市町村と、してない市町村に、いろんなハード事業関係、山形園芸チャレンジプランとか、そういう事業に影響されるというのが一番危機感を持っています。そうならないためにも、水田農業推進協議会を構成している農業団体、行政、農家代表、農業協力員もおります。その中で一体的になって来年度達成できるように取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 この地域における水田農業の重要性というのは歴史的な経過から言いますと大変重いものがあるんだなと思っております。

11月でしたか、臨時の水田対策推進協議会を開催した折に、生産調整のことで、先ほど農林課長が言いましたように、ふるい下米の取り扱い、努力目標を見せてもらいたいという県の方からの強い要請があったことも事実であります。

その会議の中で、会員から「市長はどう考えているんだ」というお話を受けたことがありました。この問題につきましては、じゃ大変失礼ですけども、いつからの問題ですかということをお伺いした。会員一同「何十年という話だ」ということで、私がやって来年即解決できるものであればいいんですが、その辺を皆さんの知恵をおかりしたいということをお願いし

たところです。

民間業者の方もおいででございました。民間業者の方に対する一般農業関係者の皆さんの御不満も耳に入っておりましたので、あえて民間代表者の方に、民間業者が未達成の米を集めているからそういう状況になるという話も聞いているんですが、いかがでしょうかと、今後協議にのっていただきたいという話をさせていただきました。ただし、民間業者の方もまた、そこに登録してない業者がいるということ、その団体に入っていない業者もいるんだということも教えられた次第であります。

その席上、妥当な発言ではなかったかもしれませんが、達成者と未達成者に関して今後何らかの手段を使っていく時代に来ているのではないかというようなお話はさせていただきました。先ほど清水議員がおっしゃるとおり、生産調整につきましては自主規制、売る自由、つくる自由ということで、個人的なペナルティーを科すということは基本的にできない。裁判に行った場合には必ず負けるという状況になっています。法律は、売る自由、つくる自由と。

非常に難しい農業情勢ではありますけれども、新庄市が大多数を占める生産調整未達成ということにはこの辺の歴史的な経過もあるのかなと。そうした意味で、議会等での細かなやりとりはできないわけですが、この問題につきましては関係議員の皆さんと一般協議の場などで、いい知恵、いいアイデアなどを教えていただければありがたいなと。行政は基本的にはどちらかという手詰まり状態であるということがございます。

町村等における農家数が、例えばやっているところが200戸、未達成者が20戸とか、そういう状況であれば今後対応していくということができるわけですが、現状におきましてはかなりの戸数が新庄市内には顕在しているということも事実なわけです。それなどはやはり関係団体

と協力しながら家庭訪問するなどのことで実績が上がるのかどうなのか、これまでのやり方なども見直ししながら、何とか生産調整に対して努力目標をつけて実施してまいりたいと思っております。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第81号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第82号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平向岩雄議長 日程第11議案第82号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第82号平成20年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第12議案第83号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)

平向岩雄議長 日程第12議案第83号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第83号平成20年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第13議案第84号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平向岩雄議長 日程第13議案第84号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第84号平成20年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 5 号平成 2 0 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

平向岩雄議長 日程第14議案第85号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第85号平成20年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 8 6 号平成 2 0 年度新庄市介護保険事業特別会計

補正予算（第 2 号）

平向岩雄議長 日程第15議案第86号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 64ページの1の1で640万円の増ということですが、この理由はどういうことでしょうか。

それから、65ページの7の1の基金が出ていますけれども、この基金の状況についてもお願いしたいと思います。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 第1号被保険者の保険料でございますので、65歳以上の方の保険料の金額でございます。ただ、これにつきましては税金と違いまして、途中更正というようなことがございませんので、当初と現在の決算見込み額との差ということになります。

続いて、基金の状況についての御質問、現在1億5,192万3,000円の基金残高がございますけれども、今回121万9,000円を取り崩しますので、残る金額が1億5,704万円となります。

なお、この約1億5,000万円につきましては、第4期の計画、すなわち21年度から23年度までの保険料設定の際に全額取り崩しまして、極力保険料の負担額を抑えたいというふうに計画の中で考えてございます。以上です。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） ただいま基金の全額を保険料抑制のために使いたいというお話でござ

いました。そのことについては大いに評価していきたいと思います。

実は、来年度の保険料をできるだけ抑えていただきたいという立場から、渋谷区に私たち厚生常任委員会で視察に行ったときですけれども、そこでいただいてきた資料を参考にしてみると、新庄市の場合は0.5倍から1.5倍ぐらいと幅が狭いんですけれども、渋谷区では低所得者の方には基準に対して0.4と若干少なくしていますが、上の方に対しては2.25倍まで保険料を設定しておりました。新庄市ですと所得が一番多いところで200万円以上の方々785人ほど想定していらっしゃるようですけれども、保険料について渋谷区は250万円未満までが5段階で、それが1.1倍、250万円以上500万円未満が1.4倍、500万円以上1,000万円未満が1.6倍、1,000万円以上1,500万円未満が2倍、1,500万円以上が2.25倍というふうに、新庄市のように200万円以上で全部一律に上を一つにしないで、そこをまた小さく区切りながら、所得の多い方々から介護保険料を少しでも高く、大変失礼ですけれども、所得の多い方には負担していただくというやり方でやっておりまして、その分が第2段階、第3段階という世帯全員住民税非課税世帯ですけれども、ここに対する区独自の減免制度をして、高いところからいただいた分を所得の少ない方々に減免という形で還元しておりました。そういうやり方も参考にさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 現在、補正予算に対する御質問でございますので、現在の考え方についてお答えさせていただきたいと思います。

第1段階から第6段階まで、確かに議員おっしゃるようなことをおやりになっている自治体もあるかと思います。新庄市の場合には全国的に一番採用しております厚労省で示しており

ますひな形の例を採用してございます。全国的にもこの6段階で保険料率を採用しているところが非常に多い自治体の数となっております。

第6段階200万円以上の世帯、それ以上の区分をやってないわけでございますけれども、200万円の人もいれば1,000万円を超える人も理屈の上ではいらっしゃるかと思いますが、現実的に新庄市に当てはめてみた場合に、65歳以上の方はほとんど年金収入のみの方でございます。新庄市において年金収入で数百万を受給している方は、私どもは税金の申告を実際とった経験がございすけれども、皆無でございす。したがいまして、多分新庄市では200万円以上といった場合には200万円からせいぜい300万円ちょっと超える程度の年金受給者が現実的な数字ではないかなと思っています。また、この第6段階に属しております200万円以上の方の割合ですが、現在のところ第4期の計画で試算しておりますけれども、7.7%にしかすぎません。100人のうち7.7人しか200万円以上の方はいらっしゃいません。したがいまして、第6段階の層の負担率を上げましても、多分軽減率を用いております第1段階から第4段階まで現実的に金額にあらわれてくる額は非常に少ない、ほとんど影響を与えないような金額ではないかなと。

今、正規雇用、非正規雇用、いろいろ問題になってございすけれども、現役世代でも300万円以下の方が非常に多いと言われております。たしか議員の質問の中にもそういった質問があったと思いますけれども、決して年間300万円の収入という金額は高い金額ではないのではないかなと思っています。その階層に今以上に介護保険料の負担をかけていいものかどうか、新庄市において非常に多い階層にこれ以上の負担をかけてもいいかどうかということも福祉としては重要な判断基準になってございす。

また、冒頭申し上げましたように、現実的に中央と地方の格差が歴然としてございすので、

新庄市において議員おっしゃるような区分を採用するということは、非常にまたある意味市民に負担をかけることになるのではないかなと考えてございます。以上です。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 私も200万円以下の収入の方というのは低収入の方だと思っています。ここで言っている収入というのは、収入ではなくて所得なんです。所得となりますと収入よりもちょっと大きいというか、実際生活のことを考えると。そういう意味では収入そのまま200万円以下の収入の方が非常に厳しいというのはそのとおりですけれども、所得となるとちょっと違うような気もいたします。

本当にいないのかどうなのか、それは吟味してみてもいいのではないかなと思うんです。今のところ「ではないか」という所長の推測のようなお話だったような気がするのですが、どうか。人数もこうやって出てくるわけですから、状況はよくわかるわけですので、どのぐらいの所得の方が何人いらっしゃるまで全部わかるわけですから、よく見てもう一度、少しでも2段階、3段階という、全員が住民税非課税ですから、そういう世帯の方の介護保険料を何とか少し軽減できるようにするお金はないかなという形で、少しある方から再分配させていただけないかなという、検討だけでもいかがでしょうか。

田口五郎福祉事務所長 議長、田口五郎。

平向岩雄議長 福祉事務所長田口五郎君。

田口五郎福祉事務所長 最初に訂正させていただきます。私、収入というふうに御説明申し上げましたが、所得でございます。

先ほど申し上げましたように、第6段階の方のパーセントが7%台と見てございます。現在年7万900円という額でございますので、例えばこの階層をもう3万円アップしたと仮定しますと、7%掛けますと21万円という数字になり

ます。それを残り93%で割るわけですので、ならした場合ほとんど影響が出てこないのではないかと。この第6段階だけ上げて、その下の第5段階、第4段階と第6段階の開きだけ大きくすることも現在の介護保険の制度上なじまないものと考えてございます。当然第6段階を上げれば、それに付随して第5段階も上がる、中心となる、基準となる第4段階も上がりかねません。基準となる第4段階が上がれば、たとえば基準額を0.5から0.4に落としたとしても、生活保護を受給している方が必ずしも議員おっしゃるような金額まで下がるということにはならないと思っております。どうしても分母・分子の関係、基準となる金額、それが当然動いてくるわけですので、現在の少なくとも第3期における段階はベターな選択をしたものと思っております。以上です。

平向岩雄議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第86号平成20年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

**日程第 16 議案第 87 号平成 20
年度新庄市後期高齢者医療事業特
別会計補正予算（第 1 号）**

平向岩雄議長 日程第16議案第87号平成20年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第87号平成20年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

**日程第 17 議案第 88 号平成 20
年度新庄市水道事業会計補正予算
（第 2 号）**

平向岩雄議長 日程第17議案第88号平成20年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第88号平成20年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 2 時 0 8 分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて再開いたしますが、時間が 1 時間経過しておりますので、これから 10 分間休憩いたします。

午後 2 時 0 8 分 休憩

午後 2 時 1 8 分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

日 程 の 追 加

平向岩雄議長 ここで追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

(今田雄三議会運営委員長登壇)

今田雄三議会運営委員長 それでは、これより議会運営委員長の報告を行います。

本日午後1時56分より議員協議会室において委員7名出席のもと、執行部より関係課長及び議会事務局職員の出席を求め、今期定例会への追加案件について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議案第89号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議会案第15号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、議会案第16号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について、議会案第17号農業振興に関する緊急要望書の提出についての議案1件及び議会案3件の計4件を本日の本会議に追加することに決定いたしましたので、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、議案1件、議会案3件を本日の日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件、議会案3件を本日の日程に追加することに決しました。

追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時22分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

日程第18議案第89号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

平向岩雄議長 追加日程に入ります。

日程第18議案第89号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第89号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、産科医療補償制度の創設に当たり、出産育児一時金の支給額の見直しを図るものであります。

改正の内容であります、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した被保険者に対し、これまでの出産育児一時金に加え、保険料に相当する金額を加算して支給するものであります。

なお、本条例は平成21年1月1日から施行するものであります。

御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第89号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第89号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議会案第 15 号新庄市 議会会議規則の一部を改正する規則 の制定について

平向岩雄議長 日程第19議会案第15号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

（今田雄三議会運営委員長登壇）

今田雄三議会運営委員長 議会案第15号の提案説明を行います。

議会案第15号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年

12月15日、新庄市議会議長平向岩雄殿。提出者、議会運営委員長今田雄三でございます。

提案の理由でございますが、議案末尾に記載していますように、地方自治法の一部改正に伴い、議会活動の範囲を明確にするため、必要な改正を行うものであります。

改正する内容は、新庄市議会会議規則に議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場として会派代表者会、常任委員協議会、全員協議会、議員懇談会、議会図書室運営委員会及び議会報編集委員会を規定するものであります。

以上のとおり議会運営委員会において全会一致により議案の提出を決定しましたので、地方自治法第112条及び会議規則第14条2項の規定に基づき提案するものであります。

以上、よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 ただいま説明ありました議会案第15号は、議会運営委員会提出の議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） このたびの改正は、議会活動の範囲を明確にするためだと思うんですが、なぜ議会活動の範囲を明確にするかわざわざここで言わねばならないのかなということなんですが、つまりは議会活動と言われるものに参加していて、議員が何か事故あったりした場合には補償するということがあって、その補償の対象に議会活動というふうに明記しなければいけないと伺いました。そういうことだったと思うんですが、それはおおむねいいと思います。

しかし、会派代表者会についてちょっとお聞きします。会派代表者会は、会派ということで

それぞれ意見がおおむね一致している方々が会派を組んでおられます。しかし、私のように会派を組めない、会派というのは2人以上とされているものですから、2人以上にならないというような議員の場合は会派代表者会議に入れないと今のところ言われています。もう一つは、会派代表者会が公開されていない、だれでも参加して傍聴することができない、そういう問題がありまして、つまり開かれた議会活動になってないと思います。私のような意見が違う人、会派を組めないような議員がそこから排除されている、これを公式な会議と私は認めるわけにいかないと思います。私のように会派を組めないような議員の場合は、それなりに1人で意見というものを持っているがゆえにこうなっているわけなんで、それはそれとしてやはりこの代表者会に入れるべきだと思うんです。入れて、違う立場の意見を、議会の運営の大事なところを話し合うわけですから、そこに反映させるべきだと思います。それをしないで公式の会議の議会活動の範囲だと認めるわけにはいかないのではないかなと思うんです。どうでしょうか。

平向岩雄議長 佐藤議員に申し上げますが、会議規則と会派の問題は別に考えていただきたいと思います。

今田雄三議会運営委員長 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

今田雄三議会運営委員長 議長が答えていただいたので大変楽なんですけれども、今の問題は会派の代表の云々というよりも、地方自治法の改正によりその行動の範囲が広がったということになります。そういう中で、活動の範囲なり中身について対象をどうするかということについて議論したものでありまして、今の会派の問題はまた別問題だと認識しております。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 違うように見えますけ

れども、私のような立場から言えば、ここに私を排除している会派代表者会を議会活動の公式な会議と位置づける会議規則の改正、これは私は認めるわけにいかないのではないかと。少数の意見を議会運営に反映させる、これは民主主義としては重要なことだと思うんです。民主主義というのは多数決で決めるということではなくて、意見は違っていても話は聞くよということが大事で、そういう話を聞く場を認めないといえますか、そういう会派代表者会議になっているものを会議規則の中で議会活動の公式の場と認めて、何かあれば補償する公的な場として認めるというのは、私は認められないなと思うんです。

平向岩雄議長 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

今田雄三議会運営委員長 議運の中でもいろいろな角度から議論しました。その中で、会派の問題については議論されておりませんので、お答えできません。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 会派代表者会議というのは、議会運営委員会が議会活動の一番大事な会議を決める、議会運営委員会が一番大事なんです。その構成メンバーを練るのもやはり会派代表者会議なんです。そういう意味では、会派代表者会議の人選もできるような大事な会議に少数の議員だからといって排除する。その排除する会派代表者会を公式なものとして認めるか否かというのを議会運営委員会で話にならなかったということですが、それは議会運営委員会の構成メンバーに私のような者は一切入れないようになっているような構成になっているからそのように話にもならなかったんだろうと思います。非常に残念です。そういう意味では。

（発言する者あり）

2 番（佐藤悦子議員） 私が質問しているんで

す。私が話しているんです。議長、とめてください。

平向岩雄議長 佐藤議員に申し上げますが、今回の会議規則と会派の構成等の問題については別だからということをお願いしたはずでございます。会派代表者会の招集というのは別でありますので、そこで佐藤悦子議員が「少数の人間を排除」という言葉を使っておりますけれども、排除ということは問題だと思います。これから「排除された」というふうな表現はしないでいただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第15号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議会案第15号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、議会案第15号は原案のとおり可決されました。

議会案2件一括上程

平向岩雄議長 日程第20議会案第16号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について及び日程第21議会案第17号農業振興に関する緊急要望書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長遠藤敏信君。

（遠藤敏信産業建設常任委員長登壇）

遠藤敏信産業建設常任委員長 それでは私の方から、議会案第16号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年12月15日、新庄市議会議長平向岩雄殿。提出者、新庄市議会産業建設常任委員会委員長遠藤敏信。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書。

世界的な食料不足は年ごとにひどくなり、この2年間で米・小麦価格は3倍に、大豆・トウモロコシ価格は2.5倍に暴騰しました。ことに米を主食とするアジアの国々では、飢餓人口が増え続け餓死者が後を絶ちません。

一方、日本ではミニマムアクセス（MA）米を毎年77万トンも買い続ける中で減反は拡大し、しかも米価はかつての半値近くにまで下落し、生産費（平成18年産、60kg当たり13,433円（農林水産統計より））を大きく下回るようになりました。さらに、燃料や資材の値上がりもあり、このままではほとんどの農家が農業をやめざるを得ないのが実情です。肥沃な水田を強制的に減反させ、MA米を買い続ける日本は、国内の農業が壊滅的な打撃を受けるだけでなく、深刻な世界の食料不足を加速させることにもなります。このように農業が崩壊寸前になり、世界的食料不足が進行している今、WTO体制の中で

義務化されたものとしているMA米の輸入をただちに中止するとともに、WTO協定を大幅に改定し、全世界の人々の幸せを最大の目標とし、日本の食料自給率の向上に寄与する内容にすることが重要です。

よって、次の事項について取り組まれるよう強く要請します。

記

1. ミニマムアクセス米の輸入を停止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣宛。以上です。

引き続き、議会案第17号農業振興に関する緊急要望書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年12月15日、新庄市議会議長平向岩雄殿。提出者、新庄市議会産業建設常任委員会委員長遠藤敏信。

農業振興に関する緊急要望書の提出について。

当市は田園都市として、農業を基幹産業と位置づけ、これまで食糧生産基地確立のため、地域環境と調和のとれた農業振興を図ってきました。

また、農業は国民に安全・安心な食料を供給するとともに、国土の保全や自然環境を守る重要な使命を持つものであります。しかし、昨年来の米価下落をはじめ、他の農畜産物価格も低迷している中で、燃料や肥料、飼料等の原材料価格が高騰しており、農業経営は、もはや農業者の自助努力だけでは解決できない、危機的な事態となっています。

さらに基幹作物である米については、年々生産調整が強化されているにもかかわらず、一向

に解消されない需給バランスに、生産調整達成者の間から失望感と不公平感の声が出はじめています。このような状況が続けば、当市の農業は衰退の一途を辿り、基幹産業として持続、存続していくことが困難となり、ひいては農業、農村の崩壊を招きかねないものと懸念します。

一方、今日、世界の穀物需給は逼迫の様相を呈しており、価格の大幅な高騰や、輸入食料の安全性が問題となってきた中、国内の食糧自給率の向上を図ることが喫緊の課題となってきました。このような中であって、今後、当市の農業、農村を維持存続させ全国有数の食糧生産基地として確立していくことは、現在における当地域の最重要課題であり、きわめて大切なことです。

当市の農業者が未来に向けて希望と誇りを持って農業に専念できるよう、下記の対策を早急に講ずるよう強く要望致します。

記

1. 米の生産調整における過剰作付の早期解消と達成者と、未達成者の公平性の確保を図ること。
(平成20年産米195.2ha 過剰作付の解消と達成者の不利益回避)
2. 生産資材高騰に対する経営安定対策を早急に講ずること。
(経営の維持と再生産を可能とするため、経営資金融資や生産費補助策等)
3. 将来に向けた新たな農業振興ビジョンを早急に策定すること。

(米をはじめとした平成24年作物作付生産目標の見直しと新計画の策定)

提出先、新庄市長宛。

以上、よろしく御審議をお願いします。

平向岩雄議長 ただいま説明のありました議会案第16号及び議会案第17号は、産業建設常任委員会提出の議会案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに審議に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、議会案第16号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第17号農業振興に関する緊急要望書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

閉 会

平向岩雄議長 ここで市長よりごあいさつがございます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 師走も押し迫った12月議会、慎重審議まことにありがとうございました。

アメリカに端を発しました世界金融恐慌を初めといたしまして、それぞれの分野でアメリカ

を中心にして経済活動が行われてきた日本の実情におきましては、大変大きな痛手を食らっている状況であります。

そうした中で、新庄市が今後どのような方向に行くか、今回皆様方からいただきました御意見などをもとにしながら、住民が安心して安全に暮らせるような形で、また必要な場合には緊急対策等も御相談申し上げてまいりたいと思います。

12月議会をこれで終了させていただくわけですが、来年に向かいまして大変厳しい難題、課題がありますけれども、何とか皆様方の知恵をおかりしまして、明るい年になりますよう御期待申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

平向岩雄議長 以上で12月定例会の日程をすべて終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時47分 閉会

新庄市議会議長 平 向 岩 雄

会議録署名議員 小 野 周 一

〃 〃 亀 井 信 夫

平成20年12月臨時会会議録

平成20年12月25日 木曜日 午前10時00分開会
議長 平 向 岩 雄 副議長 金 利 寛

出席議員（18名）

1番	奥	山	省	三	議員	2番	佐	藤	悦	子	議員
3番	斎	藤	義	昭	議員	4番	小	野	周	一	議員
5番	小	関		淳	議員	6番	遠	藤	敏	信	議員
8番	沼	澤	恵	一	議員	9番	清	水	清	秋	議員
10番	小	嶋	富	弥	議員	12番	今	田	雄	三	議員
13番	金		利	寛	議員	14番	新	田	道	尋	議員
15番	平	向	岩	雄	議員	16番	森		儀	一	議員
17番	山	口	吉	静	議員	18番	亀	井	信	夫	議員
19番	星	川		豊	議員	20番	下	山	准	一	議員

欠席議員（2名）

7番	中	川	正	和	議員	11番	渡	部	平	八	議員

出席要求による出席者職氏名

市	長	山	尾	順	紀	副	市	長	國	分	政	嗣
総務課長	星	川		基		政策経営課長	坂	本	孝	一	郎	
税務課長	今	川	吉	幸		市民課長	柿	崎	卓	美		
環境課長	五十嵐		正	臣		健康課長	小	野	孝	一		
農林課長	五十嵐		祐	一		商工観光課長	黒	坂	光	悦		
都市整備課長	中	部		力		下水道課長	佐	藤	新	一		
会計管理者兼会計課長	大	江	雅	夫		福祉事務所長	田	口	五	郎		
神室荘長	叶	内	利	昭		水道課長	小	野	善	次		
教育委員長	伊	藤	輝	昭		教育長	武	田	一	夫		
教育次長	大	場	和	正		学校教育課長	山	川	義	隆		
生涯学習課長	三	浦	和	枝		生涯スポーツ課長	清	水	幹	也		

選挙管理委員会 委員長	矢 作 勝 彦
監 査 委 員	高 山 孝 治
農業委員会 事務局長	柏 倉 政

選挙管理委員会 事務局長	小 野 正 一
監 査 委 員 事務局員	佐 藤 良 知

事務局出席者職氏名

局 長	鈴木 吉 郎	総 務 主 査	野 崎 勉
主 査	沼 澤 順 子	主 事	笹 原 孝 一

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 議案第90号新庄最上地域合併協議会の設置について
- 日程第 5 議案第91号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

平向岩雄議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、欠席通告者は、中川正和君、渡部平八君の2名です。

それでは、これより平成20年12月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

平向岩雄議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において斎藤義昭君、山口吉静君を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

平向岩雄議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長今田雄三君。

(今田雄三議会運営委員長登壇)

今田雄三議会運営委員長 おはようございます。

これより議会運営委員長の報告を行います。

去る12月22日午後1時30分より議員協議会室において委員7名出席のもと、執行部より副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、本日招集されました12月臨時会の運営につ

いて協議をいたしたところであります。

会期につきましては、このたび提出されます案件は議案2件でありますので、本日12月25日、1日と決定しました。

案件の取り扱いにつきましては、委員会の付託を省略し、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日12月25日、1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日12月25日、1日と決しました。

日程第3 市長の行政報告

平向岩雄議長 日程第3 市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、私から行政報告をさせていただきます。

昨年3月からの原油高騰、9月からの金融危機により、企業の業績悪化や景気後退に伴う雇用調整の波が最上地域の企業にも押し寄せております。特に、自動車や電子部品製造業などの中小企業で業績が悪化し、非正規雇用者を中心とした人員削減が顕著になり、地域経済に影を落としております。

そのため、地域経済、雇用環境の悪化を受け、売り上げが大きく減少している中小企業の企業活動の安定と雇用対策を推進するため、12月18日に新庄市緊急経済雇用対策本部を設置し、昨

日、第1回目の対策本部会議を開催いたしました。内容につきましては、本部設置の背景及び現状についての確認、今後の対応について協議したところです。

当地域には、トヨタ系列企業、ホンダ系列企業、日産系列企業から自動車部品を受注している中小企業、大手家電系列企業からの携帯電話、一般家電の部品を受注している中小企業が集積しております。東北地方の主な企業の雇用環境、新庄最上の主な中小企業の業績及び雇用環境についての現状把握を行いました。また、市内工業団地の主な企業18社の聞き取り結果について、本年4月の状況では派遣社員64人、契約社員173人でしたが、先週末の状況では派遣社員は27人、契約社員は149人と全体で約75%に減少し、人員削減は61人に上っていることを確認しました。

今後の対応といたしましては、1番目は各課の情報収集、情報の共有を図ること、2番目は中小企業緊急雇用安定助成金のような休業教育訓練、出向補償等の国・県の施策を注視して有効手段を講ずること、3番目は山形県、新庄商工会議所と合同で、年末29、30の年末特別金融相談及び労働相談窓口を新庄商工会議所に設置し、対応することといたしております。また、原材料価格高騰対応緊急補償制度についてですが、制度発足以来34件の申請があり、速やかに認定したところでありますが、今後とも迅速に対応してまいります。

次に、新庄市立山屋小学校の統合に関する要望書についてです。

全国的に少子化が進む中、新庄市立山屋小学校においても、ここ十数年来、児童生徒数の減少傾向が続いており、その結果として複式学級が恒常化し、児童生徒がスポーツや文化活動など、特に集団で取り組む学習が困難な状況になってきております。こうした状況をかんがみ、山屋小学校区においてはここ数年来、在校児童

生徒の保護者を中心にした意見交換会や地区の全世帯を対象にしたアンケートを実施するなど、当該小学校区における教育環境のあり方について協議検討が重ねられておりました。

その結果、去る12月14日に開催しました大福田を含む山屋地区の臨時総会において、平成22年4月から新庄小学校への統合を要望することで意見がまとまったとして、山屋小学校区3地区の代表者名並びに山屋小学校PTA会長名で山屋小学校の統合に関する要望書が平成20年12月22日付で市長並びに教育長あてに提出されました。

新庄市並びに新庄市教育委員会といたしましては、山屋小学校における現状の課題や将来を見据えた教育環境のあり方などを総合的に勘案し、かつ当該小学校区における児童生徒の保護者や全世帯による協議検討、さらには臨時総会を踏まえた地元の総意であると受けとめ、当該要望書を受理いたしました。

特に、義務教育の課程にあつては、児童生徒が切磋琢磨し、社会性を磨き、個々の能力を引き出すために適正規模の学校、学級による教育環境が不可欠であることから、このたびの山屋小学校からの要望に対しましても、児童生徒を取り巻く教育環境の充実と向上を最優先に据え、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、要望書には統合後における通学手段としてのスクールバスの運行、統合による児童生徒の不安解消に対する配慮、山屋小学校の閉校後における校舎等の活用など、当該小学校の閉校に伴って想定される課題などへの対処も掲げられておりますので、今後は当該小学校のPTAを初めとする地元の関係者はもとより、国や県の教育関係機関との協議を重ね、また議員の皆様方の御意見をいただきながら、一つ一つ着実に進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上2件、行政報告を終わらせていただきます。

議案2件一括上程

平向岩雄議長 日程第4議案第90号新庄最上地域合併協議会の設置について及び日程第5議案第91号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第5号）を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第90号新庄最上地域合併協議会の設置について御説明申し上げます。

本案は、新庄市、真室川町及び戸沢村による合併に関する協議及び新市の基本的な計画などの作成を行うため、議案別紙のとおり規約を定め、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、法定協議会を設置するものであります。

これは12月19日に開催された第4回新庄最上地域合併検討協議会での4市町村長の意思表明を受けて行うものであります。法定協議会の名称は新庄最上地域合併協議会とし、協議会の委員は構成市町村の長、構成市町村の議会の議長、構成市町村の議会の推薦する議員各2名、構成市町村の長が定めた学識経験を有する者19名以内で構成いたします。

本協議会は、これまでの任意協議会での検討を踏まえ、本格的に合併に関するあらゆる事項について具体的かつ詳細にわたって協議、調整を行う場でありますので、真室川町、戸沢村とお互い協力しながら、地域が輝くまちづくりを行っていきたいと考えております。

なお、協議会の立ち上げは1月13日を予定し

ております。

御審議いただきまして、御決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第91号一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第91号一般会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ218万6,000円を追加しまして、135億6,310万円とするものであります。

このたびの補正は、新庄最上地域合併協議会の設置に関しまして、協議会負担金を計上するものであります。負担額の算出方法につきましては、前回の任意協議会と同様でありまして、協議会の予算見込み額415万7,000円を平等割50%、人口割50%とし、構成市町村の割合で算出したものであります。

なお、補正財源といたしましては、固定資産税を計上させていただきたいと思っております。

協議会設立に向けた予算を確保しまして、円滑に市町村合併を推進してまいりたいと考えておりますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

平向岩雄議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第90号及び議案第91号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2番（佐藤悦子議員） 議案第90号についてで

すけれども、鮭川村が抜けたわけなんですけれども、合併検討協議会に入っていた鮭川が抜けたわけですが、その理由はどのように言っていたのか、詳しくお願いします。

それから、本格的に合併を前提とした会議に入ることになりましたが、地方交付税は新市になった一本算定の場合はどうなると予想されるのか、お願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 鮭川村長の前回の協議離脱の中では、任意協議会ではまだまだ詰まらない部分がある、法定協議会は合併を前提に協議を行うべきと考えているので、今回は離脱すると、そういうふうな理由でございました。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 交付税、3市町村で幾らになるのかということですが、ちょっと資料が見当たりませんので、後ほど御答弁させていただきます。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） まず鮭川村が抜けた理由について、山形新聞で報道されている内容を見ますと、実質公債費比率など財政が現在より悪化する、国保事業の広域連合について金山町との調整が進んでいない、合併後に周辺の自治体が衰退する現実がある、4市町村で商工や農業団体がばらばらに組織されている現状ではまちづくりへの取り組みは難しい、新市の議員数が市と3町村の割合が2対1となり、町村側の意見が反映されにくくなるの5点を上げたということで、鮭川村長が抜ける理由というのはこのようにはっきりしておりました。

そこでお聞きいたします。ここで言われている実質公債費比率など財政が現在より悪化するということですが、今度の鮭川村が抜けた場合

の財政比率、これは他町村にとっては明らかに財政比率は今より悪化すると言えるのではないのでしょうか。

それから、国保事業について、金山町も含めてほかの町村が広域連合という形をとっております。その国保税を見たら新庄市が安いわけですね。そうしますと、新庄市の現在の市民にとって、一緒になるということは国保税の値上げになるのではないかということをお聞きします。

それから、周辺部が寂れている現実がある、はっきりこう言っております。これに対して、今まで支庁という形で役場を残して、そこで住民への対応、サービスを行えるようにする、そういうことでサービスが守られるし、より向上するかのようには言っていますが、よく考えますと、例えば母子家庭の申請手続とか、国保税の相談のこととか、医療の減額免除できる制度、いろんな制度を使う場合があります。そういう手続を行おうとする場合、今までであれば近くの役場であったわけですが、これが本庁に行かないとできないということで、ある母子家庭の方も、合併されたところですけども、遠くの本庁まで行って、しかも何回も行かねばならない。本当はももとの町村であればもう少し休む時間を少なく手続できたのになということで、仕事に行く時間が減ってしまうということで、収入が減るということも言っておりますけれども、そういう意味では確実に周辺の町村にとっては本庁が遠くなるという点で非常にサービス低下といいますか、そういうことが明らかではないか。そして、寂れていく現実というのは、商店や建設業など、役場近くにあった一緒に活動して仕事をしてきた人たちの仕事なくなる、こういうことについて指摘されていることは本当ではないのかということです。

それから、新市の議員数について、鮭川村の村長は市と3町村の割合が2対1と言っていますが、今度の場合は市と町村の割合はどのよう

になると見ているのか、お願いします。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 お答えする前に、先ほどの地方交付税の数字であります、現在三つの市町村で交付されている交付税は、普通交付税で95億円ほどでございます。それが合併によってどうなるかはこれから試算してシミュレーションすることになってございます。

それから、鮭川村がいろいろ理由を五つほど上げましたが、まずいろんな財政的な指標について実質公債費など財政が現在より悪化するというようなことを言われていますが、新市になると予想した場合は健全化の指標を下回りますし、今、町村の数値よりも新庄市の数値が悪いわけですから、合併した場合は町村の数値よりは若干悪くなると思いますけれども、全体的には経常収支比率あるいは実質公債費比率その他の比率、健全化比率で健全化の指標を超えることはございませんし、健全化計画のラインを超えることはございませんし、レッドラインになること、イエローゾーンになることもございませんので、健全化については問題ないんじゃないかととらえてございます。

それから、国保関係については、広域連合についていろいろ触れられておりますけれども、金山町を含めた今後の枠組みをどうするのかということについては、分科会を立ち上げてまして先行的に協議を進めてまいったところであります。国保料が値上げになるかどうかとか、そういったことの前に、いろんな仕組み上、枠組みをどうするのか、仕組み上どうするのか、可能なのか、問題はないのか、そういったことも含めて、原点的なことも含めて、その方向性を含めて3月ごろまでに出してまいりたいと考えてございますので、そういった検討を今やっている最中でございます。

それから、合併すれば周辺の自治体が衰退し

ていく、寂れるんじゃないかという心配でございますけれども、そうならないようにいろんなビジョン、前にお示ししましたけれども、ビジョンを策定しているわけです。その内容を見ていただくと、やはり地域が輝くように、地域が輝くということは新庄市が輝くことの裏返しでもありまして、新庄市が輝けば地域も輝くと。お互いに、市長が言っていますように共存共栄関係にありますので、お互いの立場を理解し合い、不便にならないように、どうしたら不便にならないのか、今知恵を出し合いながら、具体例を出し合いながら、新庄市を初め今回の合併は後発でありますので、先行事例について学び、それらのことがないように今万全を期すように話し合いをやっているということでもあります。いろんな事例、他市の事例、地域審議会とか、いろいろございますし、窓口総合支所体制とか、窓口が衰退しないように、不便にならないように、いろんな手法をお互いに検討し合っているという現状を御理解いただきたいと思います。

それから、議員のことについても触れられておりますけれども、これは全く決まっていることは一つもございません。法定協議会の中で小委員会を設置して、どうするのかということは小委員会の中で具体的に議論されることでありますので、そういった数値がどこから出てきたのかということは、私自身ちょっとこれは何なんだろうと考えてございますので、そういった数値はどこの場所でも議論されているわけではございませんので、御承知おき願いたいと思います。

2 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

平向岩雄議長 佐藤悦子君。

2 番（佐藤悦子議員） 先ほどの議員の数について言わせていただければ、実際に今まで合併された地域の議員の選挙というところから見たときに、出てきた議員の数を見れば、鮭川村長が指摘した数のようなようです。そういう

意味では、村長がおっしゃった中身はそうなのではないかと思います。

それから、地方交付税のそもそもの算定をまだ、一本算定の試算もまだしてないということですけども、鮭川村も入った4市町村の一本算定の中でも年間13億円減るという形に試算されておりました。そういう意味では、鮭川村が減ったとしても、その傾向でぐっと地方交付税が一本算定の場合は減るということは明らかではないでしょうか。

周辺部が寂れないようにするんだということではありますが、合併された各市を見ますと、話し合いのときには、サービスは後退させない、周辺が寂れるようなことはしないと話し合ってきたと思います。しかし、現実的に地方交付税が一本算定に見られるように減っていくことが間違いない中で、同じサービスを続けるわけにはいかなくなるわけだし、ましてこの「協議会だより」の中で重点的な投資や大規模プロジェクトが推進できるようになるという、合併推進債を使つてのことだと思ふんですけども、そういったことをやればさらに借金は膨れていきまして、多分中央に、今新庄市と言われるところに大型プロジェクトが来るのかなと考えられることが多いような気がします。そうすると新庄市に住んでいる人たちにとっては、いいのが何かできたとか、何かできたとかということは、仕事が出る、建設会社などが出ることはあるかもしれませんが、町村にいたるところでは地方交付税が減って、仕事が減るという現実はあると間違いないのではないかと思いますし、豊かにならないと思うのですが、どうでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今回の合併に関しては、何度も申し上げますが、共存共栄をどう図っていくかということでもあります。議員のおっしゃる特例債

による借金がふえるのではないかと、集中的にやっていくということで新庄だけがよくなるんだ、そういう考えは一切ございません。今後法定協議会の中で一つ一つ築き上げていく。ただし、方向性としては安心安全を地域課題にしておりますので、どう守るかといった面で、例えば救急車両が入れる道路の拡幅であるとか、そうしたことへの配慮、そういうものをどちらかというと重点的にと私どもの中では考えておりますので、箱物であるとか、何かが夢のように降ってくる、そういう意味合いでの特例債の活用ということではないということを御理解いただきたいと思います。今後訪れるだろう将来の少子高齢社会の中で、現状それぞれの町村長も、四、五年先、お金のことを言ったらまだまだ自立はできると。しかし、年に20数名しか生まれない、この現状を見れば、将来20年、30年を考えたとき、この40%、50%になろうとする高齢社会をどういう形でこれを位置づけていくのか、やはり大きな新庄と一緒にしながら課題を解決していきたいという意欲を私は感じております。そうした意味でのプロジェクトだと御理解していただければありがたいと思います。

平向岩雄議長 ほかにありませんか。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 任意協議会のときに心配の種として三つほど私は申し上げましたが、その二つについて市長の新聞紙上などから見る発言から、真意をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

一つは、今回19日の任意協議会において法定協議会に入るという道筋は決まっておったんですけども、新聞で鮭川が抜けたという表現もあったんですが、その前の新聞等にも見受けられます。「3月中旬まで考えてもらえばいいんだ」と、この真相はどういう意味でおっしゃっているのか。こういうことになれば、やはり真

室川についても、もう少し待って3月に決めてもいいのではないかとという町長の言葉が載っていましたので、そこら辺がそれでいいのか悪いのかということが大変心配で、最初も申し上げたんですけれども、それが今回具体的に上がってきている状況にありますから、もう一度その真意をお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点は広域連合であります、広域連合は前の市長は金がかかるから私は入らないということで入らなかったんですけれども、今回は合併ありきで、それが戸沢の言うとおりでいいですよということをこの前の協議会の人に一回確かめたんですけれども、そういうことは具体的にになっていった段階で打ち合わせをしていくんだというふうに私に答弁してくれたんですけれども、ところが現地では、新庄はいずれにしても我々の方に、我々ということは広域連合の方に新庄市が加入するんだという受け取りがこの前の議会等のやりとりを見てもあるような感じがします。それが本当だとすれば、今度は2・1になるわけですから、向こうの方は2・2になるわけですから、そういう中での取り扱いもいささかもそれに変わらないのか、二つになったとしても新庄市は広域連合の方に入るとすることで市長が言っているという、これがひとり歩きしているんですけれども、それで間違いないのか、その二つの点をお聞かせください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 協議会を立ち上げて9月から研究会、そして11月に協議会、確かに来年3月までという期限があるということです。さかのぼってきたときに、じゃ協議時間はどうなんだと。確かに後発の合併ですので、先進地事例があります。そうしたものをひもときながら、かなりのスピードアップでやっておりますけれども、逆にこのスピードアップが不安な部分もあるの

ではないかということで、3回目の協議会の人に、任意協議会は基本的には方向性を定める、どういう協議をしますかというのが任意協議会の取り扱い事項であると。法定協議会は、今度は先ほど申し上げましたように、議員の皆さん、そして有識者代表の方々が入りまして、具体的な形が見えてきます。それなどをさらなる判断基準としていただきたいという意味合いであります。

一つの村、町がそのまま合併するとなれば、なくなる、あるいは町村の皆さんの心の中には新庄に吸収されるのではないかと、そういう不安もあるわけです。そういうことを一つ一つひもときながら、やはり相手の身に立って、相手側の気持ちを考えると、やはり適切な判断材料を送るべきだろうと。その上で判断を再度お願いしたい。

今回の法定協議会は、決め事を決める法定に入ることです。必ずもう一度、その協議が整ったところで合併するかしないかということをもう一度最終議決が必要なわけです。その議決の前後にして合併を進めるか進めないかというような判断を3月までし、それでない住民の皆さんに具体的な姿を見せないままに離脱してしまうということになったのでは本意ではないということで、鋭意1月、2月、3月にかけて、今、協議会の方でお願いしたのは、住民の皆さんが判断できると思われる材料から協議してまいりたい。何が不安なのか、それをまず一番最初に出していく。事務的に進めていっても、やはり住民側の順番は、町の支所はどうなるんだ、うちの議員はどうなるんだ、そうした本当の不安の部分を最初に協議しましょう、それで判断できる材料を、議会の皆さんにも判断できる材料を提案したいという意味合いで3月にもう一度検討の機会をどうでしょうかという提案をしましたところ、2町村がそれで結構ですということで、今回法定協議会への決

意をいただいたところであります。

広域連合につきましては、確かに市町村の地域の住民の皆さんを守るという観点からいけば、国保料の安い高い、そうした事前協議というのは当然必要なことだと思います。片方がなったとき、べらぼうに高くなる、べらぼうに下がる、するべきでなかった、しない方がよかった。しかし、今回の合併は将来に向けた形で、少子高齢社会にどう立ち向かっていくかという合併だということなので、そういう意味で、広域の中では、八つは一つ、いずれはというような言い方もしております。そのときに、やはり合併を進めていく前段としてだれかがこれを進めなければ、結局それぞれ一つ一つばらばらになってしまうということがありますので、こちらから入ってもいいですよという言い方はしてまいりました。

しかし、現実論といたしましては、事務レベルの話ですので、どちらに合わせて国保運営をした方がいいのか。国保運営に関しましては、住民基本台帳あるいは税務というすべてを絡ませていかなければならない。これに抵抗を示した方もおいででした。しかし、高度情報社会になっている中で、今後レセプトなどもすべて電算化が予想されます。そうしたことを踏まえたときに、すべてを電算化でつなぐといったときの土台をつくる、それには事務レベルで考えた方が私はいいと。一緒に入るということは一緒になることですので、同じバケツの中に入れば水は真水と同じになってしまう。色はついてないわけです。そのときには、我々の主張の考え方ではなく、事務レベルが一番作業のしやすい方法、見積もりを立てて一番安い方法、これは事務的に進めていった方がいいのではないかと。ということをお話し合いしていると。これにつきましても、法定協議会に入りましてから、どの方法が一番いいのかということを決定的にいく予定になっております。

12番（今田雄三議員） 議長、今田雄三。

平向岩雄議長 今田雄三君。

12番（今田雄三議員） 今、お話を聞いていても、ちょっと理解がどうなのかな。一人一人の個人個人が一人一人の考えで聞くというふうになってきますと、これはせっかく大同団結して進もうとする一つのものが壊れるのではないかなという心配をそこにしているんです。そういう意味で、今、市長もお話ししましたとおり、3月末までにはもう一度判断をする余裕があるよと、それは法定協議会に入ってからと言っているんですけれども、現地はそういうふうな考えでないんです。そこがちょっと現地の人と市長の発言している中身が違いますから、もう一回整理していただいて、対応した方がいいのではないかと。ということは、きょう三つの市町村が臨時議会を開いているわけですから、ここに行けばあとは合併をするよという一つのお互いのスタートラインだと思うんです。これをやはり曲げないでいかないと、どうなのかなというのが一つありますから、そういう意味では3月下旬まででいいですよという言葉の方が先立って行って、それならしてもしなくてもいいと、話の経過の中ではそういうふうな状況もあり得るでしょうと真室川は言っているわけですから、そこら辺は気をつけて進めていただいた方がいいのではないかなと思います。

あともう1点の方も説明不足といいますか、そういう状況だと思うんですけれども、8市町村が一緒になるということで広域で健康保険を結成するとすれば、そういう話で頭からいかなければならなかったのではないかなというふうにも思います。ただ、戸沢との関係で何とかやっていきましょうという話の中で、性急にその言葉だけがひとり歩きしたということでもあります。今、市長が言っているとおり、事務局レベルでいろいろ考えて、その後に決めましょうというふうになれば、これは何もないわけですか

らそのままでもいいんですけれども、わかった、戸沢の言うことは何でも聞くよということで聞いてもらっているという言葉がひとり歩きしていますから、そこら辺を気をつけてこれから進めたらいかがでしょうかということなんですが、いかがですか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 御指摘いただいた御心配な点などは今後気をつけていきたいと思っております。

しかし、やはりトップ同士の信頼関係がとても大事なことなわけで、いきなり事務レベルの話を持っていくということよりも、やはり相手が何を考えているのかということで、結果的には事務局レベルの話になると。しかし、お互いの思いとしては、自分の自己主張が当然あるわけですから。しかし、新庄市の自己主張が強過ぎると、やはり相手も、敵前逃亡とは言いませんけれども、そんなところとは組めない。やはりお互いの信頼関係というものをどう築いていくかということに私は底辺があるだろうと。これはトップだけではなく、お願いできれば議員の皆さん、議員同士での信頼関係のことも大変注視しております。それぞれの町村の議員の皆さんは、新庄市の議会の高さに非常におののいているという部分もあるわけで、その辺の意を酌んでいただける機会があれば大変ありがたいなと。当然職員も同じです。市民のレベルでも同じだと思います。やはり一緒になるということとは人間で言えば結婚することですので、大変な共通理解、お互いを思いやるといふ思いがないと、これは一つ成就しないと思いますので、今後ともぜひ逆に御協力いただければ大変ありがたいなと。

御指摘いただきましたこと、言葉だけが先行ならないように十二分に意を尽くしながら今後も進めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

12番（今田雄三議員） 終わります。

平向岩雄議長 ほかにありませんか。

3番（斎藤義昭議員） 議長、斎藤義昭。

平向岩雄議長 斎藤義昭君。

3番（斎藤義昭議員） これまで合併の審議につきましては余り参加できませんでしたが、配付された資料だけは目を通してきております。やはり市長を初め皆さんがここまで努力されたことについては、心から敬意を払うものであります。

それから、今何といたっても、合併、これから個々の問題、細部の問題についてはお互いが納得するような形で積み上げていって解決する問題だと。今一番大きな問題として、合併の問題として言えることは、財政の縮小も経費の削減もさることながら、一番大きな問題は経済をどのようにして活性化するか、経済活性化するには働く場所、企業の誘致、こういう問題です。今の状況を見ますと、皆さんも御承知のように、相模原から関東自動車が本社絡みで移転してきておりまして、今、工事に入っております、この不況の中でも。あれは将来100万台を生産するということで、東北を拠点として関東自動車が入ってくるわけですが、ただ、言えることは、最上地域でも、新庄市、鮭川村、戸沢村では企業でも業績を当てにしませんよ。個々の話し合いによって、じゃ仕事を持ってきましょうなんて私は当然考えません。やはりできれば最上地域、新庄市が一体となって初めて10万の人口があるんだと、雇用者が何万人いるんだと、水の状況がどうだと、こういうものによって企業が来たり、働く場所を提供したりするわけであって、ただ、さっきも言ったように、鮭川村に、真室川に30人の企業を持ってきますなんて、そういう時代じゃありません。やはり目をつけるところは雇用、水、あらゆるものを調査して企業は目をつけて来るわけで、その点ではやはり何としても合併をしなければそういうメリット

は出てこない。だから、ここまで努力されてきた、今三つなんです、これはいろいろな問題が出てくると思います。それはお互いの信頼関係で解決していく問題であって、ぜひとも今の方向づけをきちっとして、やはり対外的に目をつけられるような内容にして、この地域を活性化に持ってってもらいたいと、こういうふうに思うわけでございます。

その中で出てきているんですが、これはこれからの案で、これからの問題だと思いますが、合併協議会の要請によって幹事会を開くわけですね。そして、幹事会の中に専門部会がつけられると。あとは分科会、そういうものもすべて幹事会からおりてくると思いますが、小委員会も協議会からのいろいろな要請によって会議を開くというような内容に私は思っております。構成は、市町村長3名、議長3名、あとは19名以内の学識経験者となっているんですが、これから煮詰めることだと思いますが、この19名ということはどういう数字なのか、そしてブロックごとに、この中から新庄市が何名、戸沢が何名、あれが何名というふうに形づけていくのかなという感じかもしれませんが、三つの中からオープンに19名を選ぶのか、その辺どういう、まだこれからの問題だと思いますが、今そういう案があるとすればちょっとお聞きしたいなと思ったわけでありまして。以上です。

坂本孝一郎政策経営課長 議長、坂本孝一郎。

平向岩雄議長 政策経営課長坂本孝一郎君。

坂本孝一郎政策経営課長 法定協議会のメンバーは、市町村長、議長、議員の方、議長のほかには各市町村2名、それから一般住民の方19名というのは、1市町村当たり6名、これは平等6名を出していただいて18名になります。もう1名というのは最上総合支庁、県の代表の方1名ということで、合計19名という内訳が予定されています。

3 番（斎藤義昭議員） わかりました。

平向岩雄議長 ほかにありませんか。

10 番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10 番（小嶋富弥議員） 今回は残念ながら鮭川村が抜けて、三つで進もうとしておりますけれども、新庄市の行政改革推進市民委員会というのは市長の諮問機関ですか。新聞で見ますと、新庄市の行政改革推進市民委員会の答申が鮭川村の全協の前に発表になりました。その内容を見ますと、議員特例を直ちにやめろみたいな、しない方がいいとか、そういう答申のように新聞で見受けられましたけれども、なぜ答申をそういう合併を進めようとしているときにそういうタイミングでなされたのか。推進委員はそれぞれの立場で意見を持ってくるのは私どもも何だかんだと言う筋合いではないですけども、やはりそういった今合併しようとする大事なときに議員特例を、協議もしない、相手も決まらないうちにそういう答申を出していただくという考え、そういったタイミング的なものはどういうふうに今回なされたのか、非常に私もまずいなど、タイミング悪いなという感じがします。その辺の配慮、行革に対してどのようになされたのかお伺いしたいと思います。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 行政改革市民委員会につきましては、市民各層から10名の方に行革についていろいろ御意見なり御提言をいただく組織として、市が置いている組織であります。そういった意見提出等の内容や時期といったものはほとんど縛りをかけていないというのがこれまでもそのようなやり方で進めてきております。

このたび市町村合併についていろいろ市民委員なりに勉強会を重ねて、行政改革ということに関連してのかなり大きなテーマになりますから、ぜひ提言を出したいということで、内容的なところをいろいろ勉強する中で、議員の在任

特例の件であるとか、そういったことがこれまでの他の例でもいろいろ問題になっているということから、そのことも含めた提言内容になりました。提言内容自体は市民の立場で考えれば当然かなということがずっと並んでいましたけれども、問題はやはり時期だったんだろうと思います。いろいろ市長日程などを調整して、かなり早目に、12月16日でしたか、その日を設定して、委員も皆さん仕事をお持ちですので、そこに調整してもらって、そのような形で合併の日程が決まる前に提出の日程も決まってしまったようなところがあって、その後の本当の合併に関する町村を含めた議会の山場の時期と重なってしまったというような実態です。そういう実情でありまして、タイミングとしてはやはりちょっと悪い時期に重なってしまったのかなとは思っておりました。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 タイミングの問題は、刺激し過ぎではないかということなのかと思いますが、私の方からは逆に、合併した際の特例につきましては、首長は合併と同時に失職するわけですが、失職した間、また町村の議員の皆さんにとってはそれがどの方向性に行くのかということを確認する、その責任もあるんだということで、制度上は在任特例というのが認められると。そういう意味も逆に理解していただきたいということも申し上げました。なるほどと、文章には出てこないわけですが、それぞれの町村が、議会がなくなる、何がなくなる、住民の声が聞こえなくなる、そうした不安にこたえるために在任特例というのはあるんだということを御説明申し上げましたところ、なるほどということで御理解いただいたということもございまして、御承知おきいただければと思います。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） まさに市長が言ったとおりだと私は思います。特に、新庄以外の方々の議員の身分保障というのは、それぞれやはり合併する前の任期というような、4年の任期というのを受けてそれぞれの地域の方々の負託を受けて議員になってきているわけですし、それをいきなり、提言ですので、それはそれとして受けられればいいと、逆に市長がそういうふうに説明してお話を受け取ったということで、非常にこれは大変微妙な関係、今後の合併する上でも非常にそういった議員の身分保障というのは大事だと思いますので、改革委員会の中でも恐らく市の方が出て、受けて、いろいろ精査しながらそういった提言書を出されると思いますので、その辺のことも委員の方々が、どなたか存じませんけれども、そういったものの姿をきちっと情報として委員の方々に知らせるというような役目もあるのではないかなと思っていますので、ぜひそういったことも、民主主義というのはコストはゼロでないわけですので、やはり必要なコストというのは議会でも認めて予算を通していただいているわけですので、そういった意味で、そういった委員の方々にもひとつ御承知おきをしていただければ大変いいのではないかなと思いますので、その点ひとつお願いしたいと思います。

星川 基総務課長 議長、星川 基。

平向岩雄議長 総務課長星川 基君。

星川 基総務課長 その辺、先ほど申し上げましたように、余りコントロールしないでそういうふうになりましたが、その辺コントロールの仕方とか、いろんな情勢への配慮とか、いろいろ全体的に勘案しながら今後進めてまいります。

10番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

平向岩雄議長 小嶋富弥君。

10番（小嶋富弥議員） コントロールは必要ないと思いますけれども、そういった中身のことをひとつお願いしたいと思って、よろしくお願

いしたいと思います。終わります。

平向岩雄議長 ほかにありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 先般の15日の協議会でも申し上げましたが、私が一番心配していた状況が現実として鮭川村の離脱ということになったわけです。これは報道から、新聞から読み取ったことなのですが、本来は行政報告の中に一番先に市長がきょう言うべきじゃなかったんですか。こちらから質問されて説明するようなことでは順序が逆だと思うんですね。

新庄にとってもこれは大変大きな問題ですね。何をさておいても、合併ということは今後を左右する。各町村にも大きな問題であって、大変重要なものである。そういうことから、余り期間として短いんじゃないかと。鮭川の言葉から拾ってくれば、余り日程も先行し過ぎて、我々に相談もなくてというふうなことも記事として書かれていました。15日、私どもに提示された資料の中でも、今後合併法定協への移行の流れ（想定）というふうに書いていますけれども、想定でなくて、これがそのままに進んでいるわけですね、これを見ても。こういうところが不満があると言っているわけですね。ですから、この合併に関しては1年やそこらで持っていける内容の案件ではないと思うんですね。どの町村にとっても大きな問題であるということであろうと私は思っています。それで短期間ですべて決める。

それから、課長の発言にもあるんですけれども、答弁にもあるんですけれども、そういうことは、細かいことは法定協に入ってからだというふうなことを協議会の中では私は言い続けてきたんじゃないかなと想像しています。そうでなくて、話し合いの中で、法定協に入る前にもある程度のシミュレーションというものを示しながら、お互いの話し合いの中で、こういうふ

うにした方がいいんじゃないか、ここはこうだとかという話が出てこなかったとすれば、不安材料がすべて大きくなっていく。だんだんだんだん膨れてくるわけですね。先ほど、これも報道からとった反対の理由、今聞いたんですけども、そんな発言を聞いていますと、すべて何もわからない、ボールに包まれた部分で法定協議に入っていかなきゃならないというふうな大きな不安を持ったと言っているんですね。この日程をだれが決めたか知らないんですけども、余り四角四面に日数だけ気にして進んできた嫌いというのは、これありにしてわかるわけですね。今後もそういうふうなことをしていくんだらうと私は思いますけれども、きょういただいた第2号のたよりの中でも、真室川と戸沢が今入っているわけですけども、真室川のこの短い文章の中から推測すると、「さらに検討を行い、判断」と書いてあるね。「住民への説明を行った上で」と、どういうふうに変わっていくか、これはわからないわけですよ。3月と、さっき言いましたけれども、3月まで2カ月間、またいろんな問題を提示しながら進んでいくということを言っているんですから、また舟形との二の舞になるんじゃないかという不安に駆られております、私は。果たしてこれでいいのかどうかと、十分に話し合ってきたのかどうか、ここら辺を市長からお伺いしたい。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 先ほど今田議員にも申し上げましたが、特例法というものを活用するかしないかという問題がありますけれども、やはり合併するならば活用すべきだという判断に基づいて今回最上の方に声をおかけし、そして今回ここまで、法定協議会に入るところまでこぎつけたわけでございます。

期間が短いのか長いのか、逆に3年、4年あったらそれがいくのかということもあります。期間

ではなくて内容を私は重視しております。そうした点で、確かに1村は離脱しましたが、2町村はさらに検討協議してやりたいというようなこともいただいているわけです。今回の協議で全部が離脱というわけではない。四つのうち三つが一緒になってやろうと。ですから、決して理解不足ではないと私は思っています。それは首長の考え方に大いに左右されている場面であると思います。四つのうち三つがさらに検討を重ねてやろうと。もし舟形のようになったらと。ならないように努力していると御理解いただければありがたいと思います。

平向岩雄議長 ただいまから10分間休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 開議

平向岩雄議長 休憩を解いて、再開いたします。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 私の主張したいのは、日数的なものが非常に問題、今後も気をつけていかなきゃならないということで申し上げているんですよ。これ一つ見てみますと、この間15日の協議会、日程の流れ、15日に協議会があって、合併の説明があった、資料も全部いただいた、そのときに19日に第4回検討委員会で返事をもらうことになっているということですね、4日後。それで19日に離脱ということで鮭川が離れたと。私どもの議運が22日にあって、きょう臨時会と。せわしくないですか。こんな3日後に本会議なんていうのは、今まで私は経験がない。こういう流れをつくるそのものが嫌われていると私は言っているんですよ。執行部側で臨時会の日にちを25日と決めてある、予定がこう載っているから。こういうことが協議会の中でもあったんだと私は思います。私、情報とったのは、聞いたのは、鮭川は2回連続で協議会

をやったと、議員協議会ですね。それでこういう結果が出た。やはり合併するしないなんていうのは、住民、市民が最終的にはどう思っているかで決めるべきだと私は思うんですよ。その協議会、最終決議した前に、住民との対話によって法定協に入らないなんていう話し合いはないはずです。全然聞こえてこない。やったという事実もないですよ、報道にもならないし。議会と執行部等が2日間の話し合いの中で決めたというやつを決めた。よその町村だから、言う立場じゃないんですけれども。ただ、そういうふうになって3市町村でこれから法定協に入るんですけれども、さっきも何回も申し上げましたとおり、揺れ動くんじゃないかなと私は予想するんですよ。そうならないように持っていくですとは言ったものの、こういう手法で今後進むとすれば、必ずまた大きい変化が起きてくると私は想像します。やはり相手があることです。さっきも話が出てきましたが、もちろんですが、もう少し相手の考えているものを引き出して聞いて、そして行動に移すべきじゃないかなと。どうも余り一人で走り過ぎるところが新庄市はあるんじゃないかと私は思うんですけれども、過去を振り返って、また今後はどういうふうに対応していくか、市長よりお答え願いたい。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 いろいろ御意見をいただいて、日数の問題も取り上げていただいているわけですが、確認は私がしているわけではない、議長という立場で、会長という立場で総意で進めているということを御理解いただきたい。それで25日に法定協議会に入るということも、その任意協議会に参加しているそれぞれの町村の皆さんにお諮りし、延ばしますか、いや25日でやれと、やめるところがもしあったら、それはいたし方ないと。私の考え方ではないという

ことを御理解いただきたいと思います。会議の中で総意で決まったことを進めさせていただいているというふうに御理解いただければありがたいと思います。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

平向岩雄議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 市長は今、総意というふうに答弁なさいましたが、ほかの人から聞くと、私らの意見が通ってない、通ってないということが出てくるんですよ。会議なんていうのは、手法が強引なところに負けるということがあるわけですから、いいからいいから、そんな構うことないというふうなことで、じゃやりましょうと。だれかが不満があったりというのはやはり抑えられるということが往々にしてあるわけですから、そこら辺ですよ。後から噴出するということは合意でないというふうに私はとらえているんですよ。そういうことがなかったですか。本当にみんなの合意ですか。でなかったらば、こんなことが出てくるはずない。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

平向岩雄議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 先ほどもお話ししましたが、ここは離脱すると表明する市町村はいたし方ないことでありまして、他の町村は進むという判断をしたのが三つだと御理解いただきたいと思います。そこを離脱した村は村なりの理由があつてのことですので、任意協議会はそうした性格で、今後一つ一つ決める法定協議会に入るか入らないか、それに対して十分なお話をいただいた結果、早急に決めるものを決めて、住民にきちっとお知らせする機会が必要だから、法定協議会を延ばしてはだめだというような総意があつたということを御理解いただければと思います。

平向岩雄議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平向岩雄議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

お二方から討論の挙手がございますけれども、反対か賛成かをお伺いしたいと思います。

最初に、佐藤悦子さんは反対ですか。

2番（佐藤悦子議員） 反対です。

平向岩雄議長 清水清秋君は。

9番（清水清秋議員） 賛成です。

平向岩雄議長 それでは討論の発言を許します。

反対討論といたしまして、佐藤悦子君。

（2番佐藤悦子議員登壇）

2番（佐藤悦子議員） 議案第90号新庄最上地域合併協議会の設置について、反対討論を行います。

反対の理由は、合併後の財政問題で、合併すれば、財政、地域が豊かになれるのかという問題です。決して豊かにはなれないのではないかと思います。合併すると3町村で年間10億円ぐらい減るのかなと考えているところですが、具体的な試算は後で課長から示されるようです。一本算定がこのぐらい減るということがあります。そうしますと、一本算定の場合は10年間で100億円ほど減ることになるわけです。優遇措置ということもあるようですが、これは5年間そのまま、6年目から段階的に減って、11年目からは現在よりも約10億円ぐらい減少となるようです。合併によって財政は膨らむどころか、すぼむことになります。

地方交付税が削減されることによる影響は、行政サービスの低下はもちろん、3市町村の地域経済に及ぼすマイナス影響は多大なものが想定されるのではないのでしょうか。合併すれば管理的な部門の職員が減らされ、住民サービス低下をもらたさないかのようなお話も前に課長からありましたけれども、支所を置けば必ず管理的な職員が必要です。節約できるという具体的な試算は出されておられません。

もう一つ、有利な借金と言われる合併推進債についても問題があります。市長は、救急車が

入れるような道路整備を中心に行っていきたいと大変いいことを言ってくださいました。市内には確かに救急車が入れない道路がありますし、これを直して、せめて救急車が入れるようにしてほしい、切実な声が私にも寄せられております。そういうことに対して、天童市などは狭い道路を市の道路として指定して、補助をして拡幅することも考えてやっていたことも聞いております。そういうことは新庄市としては必要なことだと思います。今後考えなければいけない重要な課題だと思います。しかし、その他の安易な活用をして、交付税算定がえ終了後、11年目以降と重なったりすれば、得どころか、マイナスの可能性があります。その上、今まで合併したところは国の補てんが約束の4割から5割にまで減少しているということです。ということは、来るかなと思って借金をした結果、返済が滞ってしまって、ますます財政難が進んでしまうということがあるわけです。

鮭川村長がおっしゃっていた「他町村にとって財政比率は今より悪くなる」という、私の鮭川村長の言葉を聞いての質問に対して、課長は「町村は悪くなる」とはっきり言いました。現在の新庄市にとっては今が最高に悪いわけですから、少しよくなる。それはそのとおりだと思います。しかし、他町村が悪くなるということであれば、市長の言葉をかりれば周辺部に力を入れてやっていくと。こうなっていけば、間違いなく私たち旧新庄市に住んでいる者に対するサービスが悪くなる、ならざるを得ない。こういうこともあるわけです。国保税の値上げもされるかもしれません。財政は合併すれば決して豊かになれないということです。合併しなければ今までのが基本的に保障されるわけですから、その中で私はやっていくべきだと思います。

平成の大合併は、国の財政赤字の地方への押しつけです。総務省は、市町村合併を進めれば、1,000程度に減れば地方交付税が4兆円から5

兆円削減できるとしてきたのです。市町村合併の背景に地方交付税の大幅削減のねらいがあるのです。本来合併が市町村にとって現在よりよくなるという保証があれば、優遇措置という一時的なあめ玉がなくても進むはずであります。しかし、平成の大合併の実態は、国の財政赤字のツケを地域のいろんな状況を見捨てて期限を決めて上から押しつける強引な押しつけ合併です。合併の不都合があったからといって法律上は分割も可能ですが、現実には後戻りはできません。国の地方交付税削減のねらいに迎合することになる合併はやめるべきではないでしょうか。

周辺部の寂れ、これは鮭川村長だけが言っていることではなくて、町村会、首長の会議、この会議で指摘されております。だから、町村会では、合併については進めないでいただきたい、国から強引にやるのをやめていただきたい、こういう意見を述べていると聞いております。

合併がなぜ必要なのかについて、きょうこういうチラシが出され、市長のきょうの言葉でも周辺部の人口減少が非常に早まっているんだと、合併しなくていいのかと何度も市長はおっしゃっていました。しかし、私は言いたい。合併したらあの地域の周辺部の人口減少がとまるのか、その速度が遅くなるのかと言いたいんです。はっきり言って、財政が減る中では周辺部の人口減少は加速される、これが合併ではないでしょうか。周辺部の過疎化を進めないためには、やはり地方交付税を町村にまともにやること、そして国として農業を、自給率を高める施策に変えていくこと、米をつくって暮らしていける収入が農家に保障されれば、間違いなく周辺部の農村は元気になり、後継ぎが生まれてきます。そういう農政に転換することを国に求めていくこと、国にそういうことをさせること、このことこそ人口をふやしていく一番大事な、過疎化を食いとめることではないでしょうか。地方交

付税を減らしてもいいよという合併は進めるべきではない、私は思います。

以上、合併に反対する討論を終わります。

平向岩雄議長 原案に賛成討論として、清水清秋君。

(9番清水清秋議員登壇)

9 番(清水清秋議員) 私から、合併協議会の設置について賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま合併協議会の設置、反対討論がありました。行政がこれから合併で最悪になるような反対討論でありましたが、私はまるっきりそうじゃない。新しいまちづくりをやるといふような本意を持って向かっている協議会の設置について、私からは賛成の立場でこれから討論を行いますので、よろしくお願いいたします。

去る12月19日に開催されました第4回新庄最上地域合併検討協議会において、本市、真室川町、そして戸沢村の3市町村が法定協議会に参加の意思の表明を行いました。翌12月20日に第5回任意協議会が開催され、法定協議会移行のための諸手続に関する合意がなされました。それを受け、本日の臨時会が開催されたわけがあります。法定協議会に移行するに当たり、鮭川村が離脱したことが報道されておりましたが、本当にこれは残念であります。任意協を立ち上げて、我々は4市町村が法定協に進むものと私は考えておったわけであります。そういう意味で本当に残念であります。しかしながら、3市町村が法定協議会に参加を明言し、来る1月13日に予定されている設立に向け、意志統一してきたことは大いに評価したいと思います。

いよいよ本日提案されました規約などに基づき本格的に今後重要な協議を行うことになるわけでありますので、この法定協議会ではこれまでの任意協議会である新庄最上地域合併検討協議会での協議を踏まえて、基本となる4項目を初め59項目にも及ぶ協定項目など合併に関する

あらゆる事項と新市の新しいまちづくりについて、具体的かつ詳細に協議するものであると思っております。また、任意協議会とは違い、住民の方々も委員として参加しますので、これは民意を反映したまちづくり協議、合併協議が行われるものと考えます。

市町村合併は、言うまでもなく、将来子々孫々にわたり引き継いでいく地域の枠組みを決定する地域最大の課題であります。合併はそれ自体が目的ではなく、住民の皆様へ充実した行政サービスを提供し、この地域に住み続けられるようにするための手段であります。それぞれの地域の歴史、文化、産業、人材等の資源を連携活用しながら、地域の垣根を取り除いた新しいまちづくりを行う絶好の機会でもあると思います。任意協議会の段階で出された各市町村の重要課題や事業、まちづくりビジョンを踏まえた新市の基本計画づくり、あるいは各町村から出された課題などに対応できるようしっかり協議し、新市の誕生に向け全力で取り組んでもらいたいと思います。

新庄市議会といたしましても、その審議内容や結果について、議会において調査特別委員会も設置されております。これらに随時わかりやすく情報提供していただきながら、新しいまちをつくるという熱意、信念を持って自由に忌憚なく意見を交わし、討論を重ねて進めていかなければならないものと考えております。

以上申し上げまして、新庄市、真室川町、戸沢村、3市町村による新庄最上地域合併協議会を設置する議案第90号に大いに賛成する討論いたします。

平向岩雄議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

最初に、議案第90号新庄最上地域合併協議会の設置については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号平成20年度新庄市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平向岩雄議長 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

閉 会

平向岩雄議長 以上で今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、閉会いたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前11時34分 閉会

新庄市議会議長 平 向 岩 雄

会議録署名議員 斎 藤 義 昭

〃 〃 山 口 吉 静